第一部 労働運動

第二部　労働運動その他の社会運動　目次

第一編　労働爭議……一四九
第一章　爭議の大勢……一四九
第一節　概況……一四九
第二節　爭議件数および参加人員……一五七
第三節　爭議の形態……一六〇
第四節　爭議の規模……一六四
第五節　爭議の産業別分布……一六七
第六節　爭議の地域別分布……一七〇
第七節　爭議の要求事項……一七一
第八節　爭議の解決狀況……一七三
第二章　主要な爭議……一七五
第一節　全官公廳爭議（三月攻勢）……一七五
第二節　五、二〇〇円獲得闘爭……一八七
第三節　國鉄夏季闘爭……一九四
第四節　東宝爭議……二〇七
第五節　日本タイプ爭議……二一四
第六節　國電爭議……二一六
第七節　私鉄爭議……二四三
第二編　労働組合運動……二五〇
第一章　組織運動……二五〇
第一節　概況……二五〇
第二節　組合民主化運動……二五二
第二章　賃金闘爭……二六六
第一節　労資の賃金政策……二六六
第二節　賃金闘爭の若干の事例……二七七
第三章　企業整備対策運動……二九八
第一節　企業整備反対・産業防衛闘爭……二九八
第二節　東芝労連の企業整備闘爭……三〇四
第三節　失業者の運動……三一一
第四章　法規対策運動……三二〇
第一節　概観……三二〇
第二節　國鉄労組の法規対策運動……三三〇
第五章　労働協約狀況……三四五
第一節　労働協約……三四五
第二節　経営協議会……三九三
第六章　世界労連の動向と日本の労働戦線……四〇五
第一節　世界労連の結成……四〇五
第二節　プラーグ総理事会まで……四一〇
第三節　分裂の経過と原因……四一二
第四節　一九四九年の世界労連……四一七
第五節　國際自由労連結成の動向……四二七
第六節　日本の労働運動と世界労働戦線……四三一
第七章　主要な労働組合の現狀……四三六
第三編　農民運動……五〇六
はしがき……五〇六
第一章　農業情勢の轉換と農民戦線の分裂……五〇八
第一節　政治経済情勢の変化と農民闘爭……五〇八
第二節　企業整備反対産業防衛問題をめぐる闘爭……五一〇
第三節　水をめぐる農民闘爭……五二五
第四節　供出闘爭……五二六
第五節　税金闘爭……五三〇
第六節　農業協同組合の設立をめぐる農民運動……五三三
第七節　農民戦線の分裂と対立抗爭の激化……五三七
第八節　全國農民大会と農代会議……五四五
第二章　農業恐慌の深化と農業防衛闘爭の展開……五四八
第一節　「経済九原則」の実施と農業防衛闘爭の展開……五四八
第二節　「社共合同」と「農民政治力結集協議会」……五五三
第三節　供出と米價をめぐる闘爭……五五五
第四節　税金闘爭……五六三
第五節　土地闘爭……五六五
第六節　日農第三回大会の開催……五六八
第七節　全國農民大会の開催……五七四
第八節　農民戦線における反共統一の動き……五八〇
第三章　農民団体の現狀……五八四
第一節　日本農民組合……五八四
第二節　全國農民組合……五八八
第三節　全國農村青年連盟……五八八
第四節　農業復興会議……五九〇
第四編　その他の社会運動……五九一
第一章　平和運動……五九一
第二章　教育復興運動……六〇〇
第三章　婦人運動……六〇五
第四章　労農救援活動……六一三
第五章　主な集会・デモンストレーション……六一九
第五編　労農政党……六二三
第一章　日本社会党……六二三
第二章　労働者農民党……六四九
第三章　日本共産党……六六八
第四章　各政党の農業政策……六九六
第一節　民主自由党の農業政策……六九六
第二節　日本民主党の農業政策基本方針……六九七
第三節　國民協同党の農業政策……六九八
第四節　日本農民党の農業政策……七〇〇
第五節　日本社会党の農業綱領……七〇〇
第六節　日本共産党の農業綱領……七〇〇
第五章　各政党の選挙成績……七〇三

第一編 労働争議の大勢

第一章 争議概況

第一節 概

一九四八年と一九四九年の二年間はいろいろな意味において戦後の労働運動史上の歴史的な轉換期を成したものと考えられる。一九四八年、とくにその上半期は、日本の労働運動が、その規模においても影響力においても未曾有の昂揚を記録した時期であつた。しかもそれは日本の労働者階級が二・一ゼネスト後の沈靜した反省期を通りぬけて、ようやく地についた本格的な立ち上りを見せ始めた時期であつた。と同時にこのような昂揚に対して日本の政府当局は政治的にも経済的にもその政策の貧困を暴露し、ついにこの年不幸にも占領軍当局の直接的な争議中止の命令ないし勧告が、再三にわたつて出されることになつたのである。三月の全逓ストに対するマーカット経済科学局長の覚書通告、七月の公務員法に対するマッカーサー元帥の書簡呈示、一二月の電産争議に対するヘプラー労働課長のスト中止勧告等がその主なものであつた。これらの措置に呼應するかの如く、一九四九年に入ると、いわゆる資本攻勢が積極的にかつ廣汎に展開された。一方においては労働関係法規の改正、労働争議に対する直接的干渉、労働組合や労働者政党の活動に対する組織的行動、下山事件、三鷹事件などの特殊事件があると共に、他方では、いわゆる組合民主化運動を中心とする労働組合の分裂がしきりに行われ、組合運動の弱化が見られた。これらの一連の現象は、労働運動そのものに政治的色彩をいよいよ濃く帶びさせ、純然たる政治的ストすら勃発せしめるに至つた。とくに公安條例反対に関連した東京都電労働者の抗議ストライキや、新交番制に反対した國電労働者のストライキなどは、罷業権のないところに決行された政治的ストライキとして注目された。またこの年には前年末に指令された経済九原則の下にいわゆるディス・インフレ政策が強く推進され、終戰來のインフレから一挙に恐慌現象が蔓延し深化し、廣汎な企業整備の進行につれて首切り反対闘争と失業者の闘争が盛に行われ、これが本年度の労働運動を特徴づけた。しかし労働争議全体としては、一九四九年は前年に比べてはるかに大きな困難の下に立ち、量的にも質的にも格段の沈衰を示した。と同時に、この間における國際情勢の激変、とくにアジアにおける新事態と、世界労働組合運動の分裂に関連して、日本の労働運動も著しく國際的な連関を持つようになり、國際的な動きの一環としての意味を強く帶びるようになつたことを忘れてはならない。

以下一九四八―九年の二年間の労働争議の大勢を左の四つの時期に分つて概説しよう。

第一期　一九四八年一月から七月まで

第二期　それ以後同年一二月末まで

第三期　それ以後一九四九年八月末まで

第四期　それ以後年末まで持ち越された越年闘争から、いわゆる三月攻勢に昂揚し、つずいて五、二〇〇円獲得闘争をへて七月のマッカーサー書簡の発表に至る時期である。

第一期　これは、前年末以來の越年闘争から、いわゆる三月攻勢に昂揚し、つずいて五、二〇〇円獲得闘争をへて七月のマッカーサー書簡の発表に至る時期である。

一九四七年の二・一ゼネストが禁止されて以來、戰闘的な労働組合は一時深刻な沈靜期に入り、労働爭議は件数においても顯著に減少したが、労働組合発生の經済的條件は何ら解決されたわけではなく、インフレは依然として進行し、物價は上昇をつずけ、勤労階級の生活は改善されないどころか、物價は改訂され、夏期に入つての食糧事情の惡化も加わつて、生活の重壓は加わるばかりであつた。失業の脅威も加わつた。こうして社会党首班内閣に対する期待も破られ、その政策の反労働者的性格が暴露されて行くにつれて、労働者階級の反感も次第に明確になつて行つた。九一一〇月には再び爭議の波は高まつて二月の水準を越えるほどになつた。そのうち民間企業の爭議は大部分のものは年末までに一應解決したが、給與ベースを一、八〇〇円に釘ずけされた官公労働者は対抗狀態を続けて爭議に入つた。全遞・國鉄を中心とする官公労働者は年末に片山内閣から二・八カ月の生活補給金を獲得したが、國鉄を除く全遞その他全官公七組合は中労委の調停案にも條件を付し、年を越しても最低賃金制確立を要求して爭議体制をとかず、一二月中に支給された二カ月分の残りの〇・八カ月分の支給を要求して一月初めから闘爭を強化した。片山内閣はこの〇・八カ月分の補給金の財源問題にからんで総辞職せざるをえなくなつた。あとにつずいた芦田内閣もその政策の貧困を見すかされ、その独占資本的な性格を露骨にして行くにつれて、年初からの労働攻勢は三月に向つて奔騰した。しかも、二・一ゼネストに対する労働組合側の自己批判は、爭議形態を従來の單なる全國的ストから、地域的闘爭に地盤を移しそれを中央で統制する方針をとり、そのために二・一スト当時とはちがつて地についた下からの盛り上りを見せ始めたことが注目された。

まず全遞労組の大阪地協が口火を切つて三月初めストに入り、その他の地域もそれぞれ地域的な要求をかかげて廣くストの波が拡がり、全財労組もつずいて各地で闘爭に入つた。団体交渉も連日行われたが、組合側の要求する三條件は拒否され、しかも政府側の自信たつぷりな強硬方針が実行されたため、組合側はいよいよその態度を硬化した。全遞は一斉ストを指令し、他の多くの組合も同日に一斉賜暇を決議し、こうして三月末を期しこの全國ストが不可避となつた。この危機はマーカット少将のスト中止命令であやうく回避されたが、この三月攻勢は、國鉄労組の脫落を見たにも拘らず、二・一ゼネストをも、また一九四六年の一〇月闘爭をもしのぐ戰後最大のストライキとなつた。戰後最大のストライキであつた一〇月闘爭に比べてさえ、三月闘爭がその規模において、いかに壓倒的な力を示したかは上表によつて明白であろう。

第158表　10月攻勢と3月攻勢

	同盟罷業参加人員	損失日数	爭議参加人員
1946年10月	188,958	1,627,331	293,459
1948年3月	818,418	2,129,568	2,376,425

三月は労働爭議においてこのように戰後最高の記錄を作つたが、なお一層注目すべきことは中止声明があつたにもかかわらず、実力行使は継続し、四月に入つてもストライキの波が依然として高まつていることであり、二・一ストの際のような急激な挫折が見られなかつたことである。マーカット警告のあつ

てから後にストに突入した全逓は延二〇支部、四、五一二名に上つた。またこのような四月以後へのストの継続は、いわゆる三月攻勢の主力が全逓・全財等を中心とする官公労働者であつたことは事実であるが、民間企業労働者もまた、それに協調して立ち上つたことを示している。一月以後この時期に見られた民間の大規模な主要争議としては、争議半年にわたる電産を初めとして、岩屋炭鉱、全日通、東芝、富士産業、昭和電工、帝石、東交、東急、東武鉄道、全繊維、全石炭傘下の諸組合等がある。

三月攻勢に結集した争議の波はその後もつづき、更に六月に入つて芦田内閣による新物價改訂が行われ、物價の上昇が進む情勢と共に、民間でもスライド賃金制を要求して猪苗代電源スト等の闘争を行つた電産、三月の仮調印を終つたのち再燃して六月に全國二四時間ストに入つた全日通、関東・関西にわたつて期限付ストを行つた私鉄総連などの争議があつたが、官公労働者の方も五、二〇〇円ベースを要求して再び立ち上つた。官公廳の各労組は五月から六月にかけて各地で全國大会をもち、新らしい運動方針を協議したが、なかでも三月攻勢に脱落した國鉄労組が奈良大会で大きく左旋回し、前の上諏訪大会の決定をことごとくくつがえして全官公労組の陣列に復帰したため、ここに全官公二百数十万の労働戦線が再び完全に整備された。統一した組合側は六月に物價改訂に反対し、最低賃金を確保する六項目の要求を政府に提出し、団体交渉を行つたがそのかいなく、七月には交渉決裂して全官公一本として中労委への提訴が行われた。産別系の民間労組もこの全官公労組に協力し、ここに七、八月へ向つての廣汎な夏期攻勢が展開されようとした。労働組合は三月攻勢の成果の自己批判の上に立つて、組合員の教育活動と組織の強化に大きな努力を拂い、三月の際の闘争を困難ならしめた共同闘争の不充分さを克服しようとした。共同闘争も單に同企業あるいは同種産業の労働組合相互間だけでなく、労働組合以外の大衆をも廣汎にひきこむ方向がとられた。自然発生的な共同行動から、計画的な積極的なよびかけと結集が進められた。共同防衛委員会、人権擁護共闘委員会、値上げ反対共闘委員会、納税民主化同盟、文化を守る会、教育復興会議等の連絡組織が作られ始め、國会代議士との共闘機関としての労農連絡会も組織された。またたとえば具体的には、青梅電化の賃金争議は全日本化学、日通、國鉄、農民組合、市民組織の共同闘争に発展するというようなことも現われた。家庭の主婦たちを動員する運動も行われた。ともかく多くの弱点があり、予想されたほどの成果は出なかつたとはいえ、地域闘争、共同闘争の形が進められて行つたことは注目に値する。こうしていわゆる夏期労働攻勢の懸念は政治問題化し、政局の不安を増大させて行つた。このように戦後労働運動の一つの中核体となつて政府に脅威を與えるに至つた官公労働者の夏を目ざしての本格的な立ち直りが見られた情勢の中で、七月下旬、マッカーサー元帥から芦田首相あてに公務員に関する劃期的な書簡が送られたのである。

なおこの時期の争議については、三月攻勢の場合の三條件提示、六月の六項目要求、労働法規改悪反対運動のようにはつきりと政治的要求を掲げるものが現われて來たこと、全石炭その他をめぐつて紛争処理機関の問題が具体化しだしたこと、各所で大量の首切りが行われ企業の仮処分問題やそれにからむ検束事件などがしばしば現われていること、三月攻勢以後の情勢に対應して争議も、地域的なしかも短時間ストが行われ波状的に闘われたこと、またとくに争議における大衆の創意が重んぜられるようになり、職場闘争、地域闘争の戦術が廣くとられて來たことなどが注目される。

第二期　これは、ポツダム政令の公布に対して、國鉄労組の職場離脱を中心とする夏期攻勢が行われた一九四八年八月から、秋の炭

鉱、海員、電産、私鉄の爭議に始まる年末の越年闘爭への盛り上りが、いわゆるヘプラー勧告を受けるに至つた一九四八年末までの時期である。

政府は先のマッカーサー書簡を命令と解釈して直ちにポ政令を公布し、これによつて官業労働者の爭議権と団体交渉権を公然と抹殺した。このことは日本の労働運動史上における画期的な事件であつたと共に、日本の労働者階級の前に民主主義と民族独立の問題を深刻な形で提起するものであつた。またそれは公然たる資本攻勢ののろしとなつた。資本家の代表的団体たる日経連の指導者が「赤旗をふみにじつて進め」と叫んだことは、当時の資本攻勢の氣分をよく現わしているものといえよう。むろん資本攻勢はこの時から強化されたわけではない。労働法規・労働協約の改訂は前から幾たびも企図されていた。生産管理が警察の武力で彈壓されたことも数えきれない。三月には新警察制度が実施され、警察官の増員配置が行われた。五月には軽犯罪法が施行され、六月の福井の震災には公安條令が公布された。國家公務員法の改訂も六月ごろから政府によつて準備されていた。このように資本の攻勢は部分的にはすでに早くから始まつていたが、まだ公然と労働組合と労働者運動を彈壓する力を有してはいなかつた。それを強く妨げて來たのは三月攻勢以來の労働者の強固な団結と果敢な闘爭であつた。そして常にその闘爭の先頭に立つていたのは、國鉄、全逓等の官業労働者であつたといわれる。

全官公廳に組織されている労働者は総数約二五〇万、わが國組織労働者の実に四割強を占めている。一九四〇年（昭和一五年）の官吏総数は約一〇〇万であつたが、終戦後の一九四六年（昭和二一年）にはそれが一六〇万、すなわちその間に五割強の増加を示している（下表参照）。

第159表　終戦前後の官吏数

（単位千人）

	1940	1945	1946
一般会計	178	244	344
特別会計	864	1,150	1,249
合　計	1,042	1,594	1,593

このような事情こそ、とくに戦後の労働運動において官業労働者が指導的役割を果して來たこと、およびそれ故にまた資本攻勢の重点が官業労働者へ向けられて來たことを説明するものである。

國家公務員法は一九四七年一〇月に制定され、一九四八年七月から施行されたが、官公吏の爭議権禁止問題は同法案の作成当初から問題となつており最初の政府草案には、非現業官吏のみならず、現業官吏の爭議権をも全面的に否定する一項が含まれていた。この後もしばしばこの條項の改正が企図され、第二國会においても問題になつたまま阻止されていたものであつた。同書簡の出された理由について総司令部民政局は八月三日次のように発表した。

「日本政府とその使用者との関係が急速に悪化している情勢において一連の秩序を回復するためマ元帥はやむなく仲裁に入らねばならなかつた。すなわち政府の使用人は八月七日を期してストライキを宣言したが、かかるストライキは困窮した日本の現状にあつては國民の大多数に飢餓と災害をもたらさずにはおかないものである。」

八月二八日の第六七回対日理事会特別会議においてシーボルト議長は更に直裁にのべている。

「事態を正解する上にはつきりのみ込む必要がある点は、日本は

武力を放棄した結果、将来わが占領軍が撤退したあかつき現在の運輸および通信組合を支配し得る指導分子はこの二大動脈をおさえて日本政府をほとんど意のままに左右する地位に立ち得ることである。いまにして日本政府の権限を明定しおく措置を講じなければ、少数圧力集団は容易に日本政府を制御しうることになる。われわれの採つた措置は官公労組の指導部に食い込んだ急進分子が政府に対しふるう力と脅迫を一掃してこれに痛打を與えた。これほどまでしなければ混乱と不安をあおる勢力を大目にみすぎることになる。」

こうしてマッカーサー書簡は公務員法の全般的改正を指示したが、政府はこれを命令であると解釈し、直ちに「ポツダム宣言にもとずく政令」二〇一号を公布施行して、官業労働者の争議権は禁止された。団体交渉権は否認された。それは組合側が合法的に争議権を獲得する丁度一週間前に当つていた。これに対して全逓は七月三〇日、國鉄は翌三一日、それぞれ組合として非常事態宣言を発表して、闘う決意を示した。中央闘争委員の大半は大挙して地方へ散り、下部組合員の奪起を求め、組合組織防衛の闘争を組織し始めた。こうして官業労働者は合法的権利のない争議に突入して行つた。その口火を切つたのは國鉄四國松山機関区と北海道新得分会であつた。職場離脱闘争は狩勝トンネル問題をめぐつて鉄道自殺した新得分会柚原闘争委員長の死の抗議に端を発し、八月五日の新得機関区五九名、七日の富良野機関区一二〇名の離脱を皮切りとして次第に南下し、ついに九州まで、非合法的な形で全國に燃えひろがつて行つた。職場離脱者の数は國鉄一、五〇〇名、全逓一、三〇〇名に上つた。政府はこれを政令違反として「断乎取締る」方針をとり、検察当局は違反者の逮捕に乗り出した。しかしいわゆる夏期攻勢は官公労組だけが立ち上つたものではなかつた。産別、石炭、電産、私鉄、全自動車等の大組合も官公組合に呼應して生活権確立共闘委員会へ結集しつつあつた。民間産業の闘争が官業争議と結びついてきたことは注目に値する。これに対して政府は政令を拡張解釈し、公務員法改正反対の実力行使は同情ストと見て民間産業でも取締る方針を定めた。こうして争議は一段と政治的色彩を濃くし、各処において労働者と官憲との正面衝突が行われるという事態が起ると共に、他方では官業労働者は廣く民間労働者から農民、市民、婦人、学生にも呼びかけ、いわゆる人民闘争の形が展開され出した。國鉄新得機関区の「柚原青年行動隊」は北海道の農村に入つて農民との共同闘争を展開した。また全逓の日立郵便局の職場離脱者に対する解雇は、不法弾圧反対人民大会に機器、電線等一、〇〇〇名の労働者を集めたのみならず、その際の武装警官の介入による一〇〇余名の負傷者騒ぎは、一五、〇〇〇名を動員した日立近辺の主要工場、鉱山の一斉職場放棄による抗議市民大会にまで発展して行つた。

九月に入つて國鉄は政令違憲問題を棚上げにして職場離脱防止指令を出し、全逓も総司令部ケージス民政局次長との会談の結果職場放棄戦術を傾斜闘争戦術に轉換することとなつた。しかしこの官業労働者の夏期攻勢は、政令違憲問題から芦田内閣に対する不信任を公然化することとなり、内閣は昭電事件を契機として退場した。新内閣は第二次吉田首班に定まつたが、新内閣の組閣本部に全官公労組は七、三〇〇円の新賃金ベースの要求を提出した。

夏期攻勢以後、官業労働者が労働運動の第一線から退いて行つた後、秋からの闘争は官業労働者に代つて炭鉱、電産、海員、私鉄等の民間基幹産業労働者が中心となつて賃金要求をめぐつて続けられ、年末の越年闘争に接続した。石炭においては、炭労、全石炭、炭鉱協の三労組の共同闘争委員会ができ、九月に提出した賃金について石炭鉱業連盟との間の交渉が決裂して、一一月から一二月初に

かけて第一次および第二次の二四時間全國波狀ストが行われ、電産においては、スライド賃金制要求をめぐつて八月のヘプラー労働課長の命令によつて一時停電ストが回避されたのち、九月に入つて各地で停電スト、野放し放電を強行し、ついで一一月および一二月に電源スト、停電ストをくり返し、海員は、一一月に船舶運営会との賃金交渉決裂によつて、同月末に四八時間、一二月に七二時間および二一六時間と三次にわたる停船ストを行い、同じく私鉄総連、全金属鉱山、全繊維綿紡部会および化繊部会まで一二月に二四時間あるいは無期限スト決行にきまつた。こうして全面的な労働攻勢の情勢の下に九原則が発表され、一二月一九日ヘプラー労働課長は、石炭、電産、海員、全繊維、私鉄総連、全金属鉱山の各組合代表を招いてスト中止を勧告し、激しい越多攻勢も電産争議を最終として中絶されることになつた。

第三期　これは一九四八年末の九原則とヘプラー勧告から、歴史的な一月の総選挙を迎え、ついで労働法規改悪反対闘争、産業防衛闘争をへて企業整理、行政整理反対闘争が大きく前面に現れ、これに伴つていわゆる組合民主化運動が大幅に進められ、大組合の分裂が決定的となつた一九四九年夏までの時期である。

経済九原則は労働運動にとつても決定的な影響を及ぼすものであつた。一言にしていえば、これによつて労働運動は著しく困難となり、また從來常に労働争議の主要求内容であつた賃金要求が一月以降著しく減少し、これに代つて人員整理反対の守勢的な要求が壓倒的多数を占めるに至つたのである。

九原則は労働者に対する資本の全面的な攻撃の契機となつた。企業の合理化が強行されて工場閉鎖と人員解雇が続出した。恐慌狀態は次第に各部面に拡がつた。賃金の遅配、欠配が注目され出し、それは中小企業だけでなく、次第に大企業にも波及した。こうして企業合理化と恐慌の負担の多くは勤労者の肩にかかつて來た。労働省の調査によれば、一月から三月までに人員整理を行つた工場は全國で七七九、整理人員は三四、三一二名に達した。労働時間の延長や昇給の停止も行われた。労働者は賃金どころでなく、地位そのものの不安に捉えられ出した。企業整理も中小企業のみでなく、四月には電氣機器を中心として大企業にも実施され始めた。こういう狀況の下で三月に京浜地区に産業防衛会議が出來、四月には通信産業防衛けつき大会が開催された。いずれも産別系労働組合の首唱の下に行われたものであるが、後者の場合には廣く関係労働組合約四〇の外、共産党、社会党から一部の経営者までを含めて約一、〇〇〇名が集まつて、通信防衛会議の設立が決議された。また賃金の遅欠配の工場においては主食の掛買を要求したり、解雇者に対して生活保護法の適用を要求するなどの深刻な要求が現われて來た。

このようにして行われた一九四九年春の産業防衛闘争において特徴的であつたのは、それが初めから多分に政治的色彩を強く帯びていたことであり、また、從來闘争に傍観的態度を多くとつていた総同盟系および中立系の労働組合も、窮迫した組合員に押されて立ち上り始めたことであつた。國鉄の防衛闘争は定員法反対闘争という形をとつた行政整理反対闘争であつた。また先の通信防衛会議は通信施設関係の予算の増額を要求し、またそれに続いて各地、各産業で結成された防衛会議では、その要求事項をそれぞれの地方議会につきつけるというようなことが行われた。そのためたとえば日立製作所や茨城縣会では郷土産業の防衛が決議され、知事が上京して関係官廳に陳情を行うような事態も発生した。また一方では、五月末の東京都公安條令上程を阻止するデモで一労働者が死んだ事件が契機となつて、総同盟傘下の東京都電の柳島および廣尾車庫が抗議ストライキに入り、六月には國鉄神奈川車掌区を中心にし

て新交番制反対の國電ストが行われて人民電車事件を惹起した。りれらはいずれも公然たる政治的ストライキである。この期間の大争議は、同じく賃金関係の争議であつても、賃金仮拂要求、賃金支拂不履行抗議、退職金要求などの切実な守勢的要求をもつ争議が顕著であり、多くはまた企業整備反対闘争と結合して闘われている。たとえば三月の東武鉄道一万一千人の退職金問題のスト、五月に行われた全鉱連の賃金支拂不履行抗議および賃金増額要求の二四時間波状スト、同じく五月に一八日間継続した全九州三菱鉱業所四万人の企業整備反対および賃金八〇%仮拂要求のスト等。五月の労働損失日数は戦後最高の一九四六年一〇月につぎ、前月の一〇倍に近い激しさであつた。このような切実な守勢的争議に対して官憲の武力的干渉が行われた。たとえば廣島の日本製鋼所の首切反対争議や、東芝の加茂工場の工場閉鎖反対争議（いずれも六月）に対して、前者は二、〇〇〇名、後者は三〇〇名の警官の襲撃が行われ、多くの負傷者や検束者が出た。しかしそれだけではなかつた。五月末に行政整理定員法が國会で決定され、つずいて公共企業体関係労働法が施行された。六月には労働法規の改正が行われた。七月には下山事件と三鷹事件が起つた。組合幹部の首切りも強行された。しかし労働者の守勢的な切実な闘争のエネルギイが挫折してしまつたのは、單に右のような官憲の干渉や、労働法規の改正や、その他右に述べたことのためばかりではなかつた。労働組合運動自体の側に大きな問題が発生しつつあつたからである。

九原則は右に見たごとく明らかに労働者に対する全面的攻勢の契機となつた。しかるにこの点に関する労働組合指導部の態度は、一九四九年の労働運動に大きな混乱をもたらすと共に、労働運動の一時的後退とその後の組合幹部の組合分裂活動を容易にしたといわれる。いずれにせよ一九四九年に強力に進められた組合民主化運動とそれによる労働組合内部の分裂は、客観的に見て明らかに組合運動の著しい弱体化をもたらしたのである。七月における新産別結成大会、國鉄中闘の分裂、八月の國鉄成田中央委員会の成立、九月の全逓の分裂は、組合運動の一つの轉期をなすものであつた。

一九四八年に戦後の最盛期をもつた日本の労働争議は四九年に入ると共に、量的にも質的にも相当の退却を示した。攻勢的な闘争から守勢的な闘争に変つたというのみでなく、争議件数においても、参加人員においても、四九年前半期の萎縮傾向は顕著であつた。

ただその間において注目されたのは一月の総選挙闘争と、それにつずく労働法規改悪反対闘争であつた。三月には産別を中心として中立組合九〇組合を結集した全國労働組合法規対策協議会が成立し強力な反対闘争が展開された。

第四期　この時期は一九四九年秋からの、争議の著しく萎縮、消極化した沈滞期であり、その後、年末にかけて、労働組合の苦難の運動は再びギリギリの切実な要求をもつて半ば自然発生的に越年闘争の形で盛り上り始める。

戦後の労働運動において、一九四九年、とくにその後半期ほど、政府や資本家の色々な形をとつた攻勢の激しかつた時期はなかつたし、労働運動全体がこれほど大きな困難に出会つたこともなかつた。それほど資本の攻勢は量的にも質的にもはげしい姿を見せ、活動的分子の首切りなどによつて組合分裂の危機にさらされた。労働争議におけるこの時期の顕著な傾向は、首切り反対闘争の挫折、失業者運動の昂揚、および反共的労働運動の進展などであつた。

争議の要求内容から見ると、戦後のインフレの進行過程で最も緊切な問題であつた賃金要求、とくに賃上げ、最低賃金制要求の争議が、九原則以後四九年前半期から急激に減少して、守勢的要求がこれに代り、まず年初華やかに進められた産業防衛闘争が実質的には

人員整理反対闘争として具体化したが、それも大した效果を現わさぬまま後半期に入つて挫折し、退職金要求等の最低の守勢的争議となり、更にそれも低調化して行つたあと、沈滯化した労働運動の中で一人注目をあつめたのは失業者の運動であつた。

九原則に端を発する経済恐慌の蔓延は、賃金の遅配欠配や賃下げをいよいよ深刻化し、拡大化して行くと共に、工場閉鎖と首切りがいたる所に強行された。國鉄の首切りは七月初の整理基準発表から開始され、月中第一次および第二次、合計九五、〇〇〇人の指名通告が行われた。全遞も八月に二七、〇〇〇人の首切りが行われた。民間産業でもたとえば東芝は七月に四、六一五名の首切り案が発表された。いずれも夏のことである。それぞれの場合、少数の辞令反対闘争が行われたほか、結局首切反対闘争の廣汎な盛り上りは見られなかつた。そして多くの場合、労働者側の要求は問題にもされず、労働組合運動の一時的後退を惹起した。

失業者は春以後、とくに夏以後急激に増加した。そして失業者の各種の運動、とくに自由労働失業者の運動はこの時期に顯著に押し進められた。工場、鉱山労働者の争議が、前年度とは比較にならないほど低調であつたのにひきかえ、失業者の運動は著しく活潑に行われ、激しい闘いを展開した。

しかしなんといつても、この時期の労働運動を最も特徴ずけるものは、組合内の左右両派の対立、民同系の主導権確立、いわゆる民同系の反共的労働運動の急速な進展である。主として民同系分子の活動に基いて、國鉄、全遞等の基幹的労働組合が夏に分裂した。ついで一〇―一一月には各労組の大会が相ついで開催され、日常の労働組合活動などはそつちのけにして民同系の団結、自由世界労連への加入というような問題が主要問題となるに至つた。もちろんこれらの情況の背後には、争議の干渉その他の上からの壓力が大きくひびいていた。

このような沈滯期を通りぬけて、一〇月末以降にはいわゆる年末闘争が展開されて行つた。越年資金というようなさし当つての、一時的賃上げ要求が年末に集中されるのは例年のことであるが、この年の年末闘争は特別に深刻なかつ複雑な表情を帶びているものであつた。というのは、今度の年末闘争は、第一に九原則以後のいわゆる安定政策下において、「企業の支拂能力に應ずる賃金」のワクの中で経済恐慌の犠牲を最も多くその肩に担つた労働者のギリギリの生活を反映して、のつぴきならない要求と闘いが極めて深刻なものであつたこと、したがつて第二に、民同系、総同盟系その他右派系組合傘下の比較的おくれた労働者をも闘争に起ち上らせ、左右のワクをこえた切実な要求として闘われるというようにその範囲が極めて廣汎であつたこと、第三に、民同の組合主導権が確立したのちの最初の廣汎な労働運動として、それがいわば民同主導下の年末闘争として行われたこと、などの点において、例年の越年闘争とはちがつた特異の性格を帶びていたからである。

例年の越年闘争では一般的な労働條件改善のための賃上げ要求が同時に出されるのを常としていたのに対して、今度の年末闘争は越年資金獲得一本で要求されたものが多く、首切りと干渉と分裂の中で最低の生活を守り組織を守るための最低線の防衛的な闘いとして終始していた。越年資金の要求と同時に賃上げを要求したのは東洋高壓その他数十組合にすぎなかつた。それどころか、これまで三、四カ月にもわたつていた賃金の遅欠配を年内に解消することを要求するような切実な運動に向つたものさえ多く、越年資金といつてもせいぜい一、〇〇〇円ていどの資金の要求を伴うものも少くなかつた。多くの企業においては更にこれより深刻な狀態で、首切りや賃金切下げや労働協約の改悪に反対しつつ越年資金を要求するような

複雑な闘争を余儀なくされたのである。

これらの年末闘争がいかに切実な追いつめられた労働者の生活を反映したものであるかは、その要求金額まで職場大会や組合大会で討議決定されるという風に大衆のナマの要求として出された所が多かつた点にもうかがえる。こうして越年資金の要求の闘いは、一〇月末の炭鉱労働者から始まり、一一月には金属、化学、交通その他の労働者の間にひろまり、一二月に入るとほとんどあらゆる産業をもまきこんで、ストライキ、サボタージュ、デモ、残業の拒否などあらゆる戦術をとりつつ、厖汎にもえひろがつた。失業労働者もまた自からの切実な生活の要求をもつて職業安定所へ、さらに地方議会へ、また國会へおしかけるという有様であつた。それらがいずれもギリギリの要求であつたと見られるだけに単に産別系の組合だけでなく、國鉄、海員、日教組その他の右派系の組合においてすら、「合法闘争も極限に達せざるをえない」ことを要求貫徹大会において決議させる有様であり、またたとえ色々なゴシップがあつたとはいえ國鉄の民同幹部たちに東京数寄屋橋のたもとに寒風の中にハンガー・ストライキを敢行する決心をさせたのもこのような下部大衆の切実な深刻な声であつたことは否定できない。

しかしこれらの組合指導者にとつては不幸なことに、全体としてこの越年闘争は大した成果をあげえなかつた。要求の通つた組合においては越年資金の額も一般的に五、〇〇〇円以上を獲得した所が少くなかつたが、そして初めに資本家団体の日経連がそこでくい止めようとした三、〇〇〇円の線が破られ、五、〇〇〇円まで譲歩する指令を出さざるをえなかつたが、全体としてその額も、その分配方法も、決して労働者を満足させるものではなかつた。しかも交渉の過程における組合幹部の行動は、組合員の不信をまねく場合が少くなく、組合中央部の決定に不満の支部が、妥結後独自の要求をかかげてストに入つたり（日立総連日立）、場大会が要求金額を増加させたり（日電ばしば見られた。こうして組合指導権を握つた民同系指導部の性格は、年末闘争を通じて明かにされて行つたと見られる。このことは民同派組合指導権もまた決して安固たるものではなく、その今後について危惧の念を懐かせるものがあつたといわれる。

しかしともかくこの年末闘争は長く首切り反対闘争に終始して來た労働者の久しぶりの激しい反撃のあらわれと見られる点、またこの闘争の中で日立総連の茨城四工場、兵庫尼崎地区の鉄鋼五社の共同闘争、東京南部地区の鉄鋼金属産業の共同闘争など、産別・総同盟のワクをもこえた共同闘争の形が出て來た点などは注目に値するものといえよう。そして結局において生活の「安定」を見ることの出來なかつた労働者の運動は、この年末闘争から更に一九五〇年初頭の一年ぶりの賃上げ要求にひきつがれと行つたのである。

以下主として、労働省発表の「労働争議統計表」に基いて統計的に二年間の争議の推移とその内容を見て行こう。

第二節　争議件数および参加人員

敗戦後における日本の労働争議が、その規模においても熾烈さにおいても、史上空前の劃期的な昂揚を示したことは、すでに本年鑑第二二輯において見たごとくであるが、この昂揚は少くとも統計面に現われたところでは、一九四八年にその絶頂に達した。このことは発生争議件数とその争議参加人員の統計（第160表）に端的に示されている。すなわち戦時中ほとんど壓殺状態にあつた労働争議は一九四六年、四七年には一挙にして件数約九〇〇件、参加人員三〇〇万人程度に躍進したが、一九四八年には更にそれを上廻つて、件

第160表　年間発生労働争議件数及参加人員

	争議件数	参加人員
1935	1,872	103,962
1936	1,975	92,724
1937	2,126	213,622
1938	1,050	55,565
1939	1,120	128,294
1940	752	55,003
1941	334	17,285
1942	268	14,875
1943	417	14,791
1944	296	10,026
1945	256	164,585
1946	910	2,716,235
1947	984	2,957,036
1948	1,049	5,814,668
1949	944	1,690,536
1948年前半期	517	2,430,437
1948年後半期	552	1,584,181
1949年前半期	514	1,197,704
1949年後半期	459	492,832

数一、〇四九件、参加人員三、八一四、六六八人という数字を記録した。これに前年來繰越の争議を加えると一九四八年中の争議は一、五一七件、それに参加した延人員は実に六七〇万人に上つた（労働統計調査月報、一九四八年）。これは組織労働者の総数と丁度一致する。この数字によれば、全組織労働者が一人残らず一回は争議に参加している計算になるほどのものであつた。これに比べると、一九四九年は、争議件数では大した減少を示さなかつたが、参加人員においては一七〇万人へとほぼ半分に減じ、争議行為を伴つた争議のみについて見れば、二七〇万人から六二万人へと、約四分の一に減少している。また年間発生争議のうち、争議行為を伴つた争議の割合は、戦前にくらべると戦後は飛躍的に高まり、しかも逐年増大しつつあつたが、一九四八年にはついに争議行為を伴わない争議を遥かに凌駕するに至つた。そしてこの関係は一九四九年には再び逆転している（第161表）。この傾向は繰越継続争議を加えた統計においてもほぼ同様に見られる。件数においてはほとんど変らず、参加人員においてはほぼ半分近くに減少しているが、そのうち争議行為を伴わないものはほとんど減少していない。これに反して争議行為を伴うものは参加人員において約三分の一に減じている。更に争議の規模から見ても、のちに述べるようにこの二年間に相当の変化が見られるのである。これらの点から一九四八年は戦後労働運動史上における一つの重要な轉回点になつていることがわかる。

第161表　年間発生労働争議参加人員中争議行為を伴うものの割合

年別	争議行為	%	非争議行為	%	計	%
1946	629,005	23.2	2,087,232	76.3	2,716,235	100
1947	272,255	8.8	2,826,608	91.2	3,098,863	100
1948	2,692;997	70.6	1,121,671	29.4	3,814,668	100
1949	624,805	37.0	1,065,731	63.0	1,690,536	100

右の事情はこの二年間を更に半期毎に区切つて観察すれば一層明瞭である。一九四八年前半期は争議件数五一七件、参加人員二、四三〇、四八七人であり、同年後半期は件数五五二件、参加人員一、三八四、一八一人である。後半期は前半期に比して件数では僅少の増加をしているにもかかわらず、参加人員ではほぼ半減している。一九四九年の前半期は件数五一四件、参加人員四九二、八三二人であり、後半期は件数四三〇件、参加人員一、一九七、七〇四人である。すなわち一九四九年前半期は件数においても前年後半期からわずか減少しているだけであるが、後半期は件数においてはともかく、参加人員においては前半期に比して更に半減

以上の減少を示している。すなわち一九四八年上半期を頂点として、それ以後争議は統計的にはかなり減少していることが知られる。なお一九四八年も一九四九年も、参加人員においていずれも後半期が前半期の半分になつている。このことは一九四六年、四七年の前二年が前半期よりもいずれも後半期が増大しているのと対照的である。これは一九四八年の三月と七月および一九四九年の三月と六月に行われた総司令部の直接的な争議中止命令によつて、後半期の昂揚が壓えられたことによるところが大きいと思われる。次に月別の争議の推移を見ることにしよう（別表29参照）。ただ争議の單位は産業別上級組合の場合でも下部の経営別組合でも同じであるから、件数は必ずしも指標とはならない。したがつてここでは争議参加人員を主にして観察することにする。

二・一スト以後一時沈靜期に入つたのち同年末から再び高まつて來た争議の波は一九四八年初めに引きつがれ、一月から急激に高まり同年三、四月には、二・一ストの時を更に上廻るほどの亙大な波頭を作つた。前年末から多くの争議が継続して行われているので、新規発生争議はそれほどではなかつたが、それでも三月には参加人員は一〇〇万人を越え、そのうち八二万人近くが同盟罷業に参加するという狀態であり、この二年間のうち最高であるのみならず、同盟罷業のみについていえば、日本労働運動史上未曾有の躍動した昂揚の月となつた。継続争議を含めると前年一〇月からこの三月まで参加人員はひきつづいて二〇〇万人を上下している。これが全逓・國鉄を中心とする三月闘争である。この昂揚は三月末のマーカット覚書によつて出鼻を挫かれたが、その波は六月まで続き、六月中に発生した労働争議は件数において一〇二件（うち同盟罷業四九件）、参加人員において約三五万人（うち同盟罷業二九万人）という依然たるエネルギーの強さを示した。七月から九月にかけて、この波は一應低まつたが、一〇月から年末にかけて再び相当の盛り返しを見せ一一月には同盟罷業については同年三月につぐ戰後第二の参加人員約四六万人（継続を入れると六五万人）を動員している。

一九四九年に入ると、年初は継続争議を除き新規発生争議、特にその争議参加人員は相当低くなつて一万余人強という一九四六年頃の水準に下つたが、以後二月六万人、三月二五万人、四月七六万人と逐月急激に増大し、四月は件数において一二八件に上つた。同盟罷業のみについて見ると、この一月から四月までの間に、件数において一三件から四六件へ、参加人員において一千人から一五万人へと急増している。と同時に、三、四月には争議行爲を伴う争議の割合が低下し、争議行爲を伴わない争議に比べて、参加人員はその数分の一を占めるにすぎなかつた。この年もまた三月と六月のスト中止命令は、争議件数に大きくひびいている。五月から一一月に至るまで、その間争議行爲を伴わない争議の多かつた八月を例外として発生争議の参加人員はいずれも毎月一〇万人以下に下つた。沈靜期間は前年の三カ月に比べて七カ月に延びたわけである。しかし一二月に入ると争議の波は再び高まり始め、件数一四八件、参加人員二二万人となつて一九五〇年初頭の昂揚に引きつがれて行つたのである。

以上二カ年を月別に検討してみて興味深いのは、両年とも争議の推移においてほぼ同じような周期的傾向を示していることである。すなわち発生争議件数は若干の例外を除き両年を通じてほぼ大差なく六〇乃至一〇〇の間にあつたが、参加人員について見ると、月別にかなりの変化を見せ、それも両年ともほぼ同じように春に最高の昂揚期をもち、それ以後沈靜化し、年末に再び相当の高まりを見せるという型をとつている。参加人員において相当の低下を見せる夏秋の沈靜期に、件数の方はあまり減少せず、時には逆にかなり増加

している のは、一般に争議が小規模化し、大企業体の争議が壓えられて行つたことを示すものであろう。

発生数に繰越数を加えた月中争議件数は一六〇件以下の月はなく、平均一九四八、九年を通じて争議件数は二〇〇件、両年一二月には二五〇件を越し、一九四九年四月は最高の二六九件を記録して戦後の最大数を示した。次に参加人員について見ると、一九四九年のほぼ半分であり、一九四八年の初めの四ヵ月は二〇〇万人あるいはそれ以上、一一月と一二月は一二〇―一三〇万人であるのに対して、一九四九年には四月だけが一〇〇万人をわずかに越し、五月と一二月が一〇〇万人に近いのを除き他の月はすべて一〇〇万人以下であつた。むろんその数字は少いものではないが、一九四八年の初め四ヵ月を頂点としてそれ以後争議の波が小規模化し数的にも減少していることが知られる。

以上に述べた傾向は争議による損失労働延日数の統計にも同じように現われている。月別損失日数は左記の如くである。

一九四五年		三〇一、三二四	
一九四六年		五、九一五、三一三	
一九四七年		五、九六六、二四〇	
一九四八年		六、九九三、二四五	
一九四九年		四、四三二、〇九七	
	一月	一七九、八一三	
	二月	二二五、四六九	
	三月	二、一三四、一七〇	
	四月	二八五、六六九	
	五月	二九一、六四七	
	六月	五〇四、九八六	
	七月	一二六、八〇六	
	八月	一八四、一五五	
	九月	四四八、八九三	
	一〇月	五四三、九九一	
	一一月	七三〇、三六七	
	一二月	四〇、九九二	
一九四九年	一月	七五、五五〇	
	二月	一七三、二三三	
	三月	二六四、六三七	
	四月	二、三四四、八八四	
	五月	三七四、四四七	
	六月	一二〇、九三三	
	七月	五六、二六六	
	八月	五〇、七五五	
	九月	四五、八八一	
	一〇月	三〇四、八二六	
	一一月	五七九、六九三	
	一二月		

第三節　争議の形態

わが國の労働争議統計に現われる争議は、同盟罷業、同盟怠業、工場閉鎖、事業管理の四つから成る「争議行為を伴つたもの」と、これらの争議行為を伴わないもののうちで労働委員会の関與したもの（「争議行為を伴わないもの」）とである。これらのうち二種以上の争議行為を伴つた争議についてはその最後の形態によつて分類されている。

全争議（月中発生争議に継続争議を加えたもの）のうちで争議行

爲を伴つたものが占める割合を、件数と参加人員について見ると第162表のごとくである。

第162表　争議行爲を伴つたものの全争議において占める割合

		件数	参加人員
		%	%
1948年	1月	38.2	1.7
	2月	39.3	9.0
	3月	50.5	3.9
	4月	48.5	1.0
	5月	49.4	80.3
	6月	50.5	63.0
	7月	50.5	34.4
	8月	44.4	61.0
	9月	43.4	31.4
	10月	38.5	27.7
	11月	36.6	4.7
	12月	37.8	4.7
1949年	1月	26.1	2.0
	2月	23.7	9.4
	3月	25.5	10.3
	4月	35.3	18.2
	5月	29.0	54.1
	6月	32.7	8.2
	7月	22.6	16.8
	8月	22.3	4.8
	9月	27.6	18.7
	10月	23.3	3.4
	11月	29.4	8.0
	12月	41.2	23.1

この表によつて歴然と知られることは、争議行爲を伴うものの比率が一九四八年一月以後低下し、とくにそれが一九四九年に入つて著しいということである。これは直接的には争議中止命令および公務員法による公務員の争議権剝奪などによるところ大であり、また紛争処理機関の強化、争議行爲の制限、争議の彈壓などによる一般的な争議権の壓迫と争議行爲の困難化に基ずくものであつて、労働者の経済的・政治的・社会的地位の向上による争議原因の減少に基くものでないことは明らかである。争議件数においては、争議行爲を伴つたものの比率が年平均にして、一九四六年には約八〇%、一九四七年にも約七〇%であつたのに対して、一九四八年に入ると一挙に四四%に下り、一九四九年には更に下つて二九%になつた。この二年間のうちで争議行爲を伴つたものが、それを伴わないものとほぼ同数であつた月は一九四八年に五カ月ほどあるだけで、一九四九年には争議行爲を伴つたものが占める割合を見ても、事情は同じであつて合計三回にすぎない。

争議行爲を伴つたもののうち、同盟罷業、同盟怠業、工場閉鎖、

第163表　争議行爲を伴つたもののうち各形態の件数が占める割合

		同盟罷業	同盟怠業	工場閉鎖	事業管理	計
		%	%	%	%	%
1948年	1月	51.6	14.5	12.9	21.0	100
	2月	50.0	19.7	6.1	24.2	100
	3月	50.0	17.4	11.2	21.4	100
	4月	50.6	16.5	11.4	21.5	100
	5月	51.3	17.5	8.7	22.5	100
	6月	56.6	14.2	11.3	17.9	100
	7月	67.9	25.6	3.8	4.7	100
	8月	70.5	21.9	2.8	4.8	100
	9月	69.8	14.1	10.4	5.7	100
	10月	73.9	11.9	10.9	3.3	100
	11月	71.4	7.2	13.1	8.3	100
	12月	72.9	13.5	9.4	4.2	100
1949年	1月	60.87	10.87	17.39	10.87	100
	2月	72.00	16.00	8.00	4.00	100
	3月	73.72	8.51	6.38	6.38	100
	4月	60.09	22.11	10.53	7.37	100
	5月	71.83	14.08	4.23	9.86	100
	6月	69.74	9.21	10.53	10.53	100
	7月	64.44	13.33	11.11	11.11	100
	8月	69.23	12.82	10.27	7.69	100
	9月	73.91	6.52	10.87	8.70	100
	10月	30.49	4.89	9.76	4.88	100
	11月	67.35	16.33	10.20	6.12	100
	12月	88.18	5.45	3.64	2.73	100

第164表 爭議行爲を伴つたもののうち各形態の爭議の參加人員が占める割合

		同盟罷業	同盟怠業	工場閉鎖	事業管理	計
1948年	1月	91.3%	2.9%	1.4%	4.4%	100%
	2月	40.8	58.9	0.02	0.3	100
	3月	87.3	12.4	0.1	0.2	100
	4月	92.0	6.1	0.2	1.7	100
	5月	65.4	33.8	0.1	0.7	100
	6月	94.5	4.7	0.2	0.6	100
	7月	75.3	22.6	0.1	2.0	100
	8月	23.6	76.0	0.2	0.2	100
	9月	94.9	2.5	1.0	1.6	100
	10月	98.6	0.9	0.4	0.03	100
	11月	99.7	0.1	0.2	0.04	100
	12月	99.5	0.2	0.1	0.1	100
1949年	1月	66.9	14.7	3.7	14.7	100
	2月	89.9	7.5	2.2	0.4	100
	3月	99.5	0.2	0.1	0.2	100
	4月	87.6	11.2	0.5	0.7	100
	5月	98.0	1.7	0.1	0.2	100
	6月	84.0	6.6	5.7	3.7	100
	7月	94.1	2.2	2.4	1.5	100
	8月	87.7	2.3	6.5	5.7	100
	9月	31.1	66.1	1.3	1.1	100
	10月	95.8	2.2	1.8	0.1	100
	11月	66.1	30.9	2.3	0.6	100
	12月	83.1	16.3	0.02	0.4	100

事業管理のそれぞれの型態をとつた爭議の比率は（第163表および第164表）の通りである。

この表によつて、爭議手段としての同盟罷業の地位が壓倒的に高いことがわかる。しかもその比率は前二年にくらべても更に大きくなつている。これにくらべると他の形態はあまり重要でない。爭議件數を見ると、一九四六年および一九四七年においても、爭議行爲を伴うもののうち最大の比率を占めるものは同盟罷業であつたが、その割合が五〇%以上に上る月はそう多くはなく、兩年とも年平均すると四六—四七%であつた。しかるに一九四八—四九年には五〇%近くを占めており、年%以下の月は一カ月もなく、多い月は九〇%以下の月は一カ月もなく、多い月は九〇%近くを占めてお平均すると、一九四八年は五三%、一九四九年は七一%である。參加人員から見ると同盟罷業の占める比重は更に大きく、一九四八年は平均八〇・二%、一九四九年は八二・〇%に達している。爭議行爲を伴つたもののうちの八割以上は同盟罷業であるということができる。

同盟怠業および工場閉鎖は兩年とも大体において大した變化なく、前二年ともあまり變らない。同盟怠業の參加人員が爭議行爲を伴うものの半數以上を占め、同盟罷業を越えたのは一九四八年の二月と八月、および一九四九年の九月である。事業管理は一九四六年には一時五〇%以上を占めて、同盟罷業を凌駕したことがあるが、それ以後その地位は低下し、一九四八—九年にはますますその地位は低下する傾向にある。一九四六—七年には事業管理が一五%以下になつた月はなかつたが、一九四八—九年には三—四%あるいはそれ以下に下る月もあつた。參加人員で相當大きな割合を占めるのは一九四九年一月の一四・七%だけである。

次に各爭議手段の月別推移を見よう（別表29、30參照）。

同盟罷業 件數においては、一九四九年一二月を除き、二年間の各月は大体新規發生は二〇件から五〇件、繼續を加えて三〇件から七〇件の間を上下しているが、參加人員を見るとかなりの起伏がある。すなわち一九四八年では三月と一二月、一九四九年では五月と一二月をそれぞれ山としてその間が谷を成している。一九四八年では一月の三万人から二月の八万人へ、それが三月鬪爭の月には一

挙に八二万人に激増し、四月から六月までが二―三〇万人、七月に六万人、八月に四万人に減り、再び九月の一〇万人から增加して、一〇月の二一万人、一一月の六五万人、一二月の五八万人と推移している。マーカット覚書と公務員法、ポツダム政令の影響は顯著である。

一九四九年一月には又五、〇〇〇人に落ち、二月の四万人、三月の五万人から、四月の一七万人、五月の五三万人へと躍進し、六月七月の五―六万人の線が八―九月には二万人以下に落ちたが、一〇月からふたたび三万人、一一月四万人、一二月一九万人と上昇している。ここでも、多少ずれるにせよ三月と六月の爭議中止命令の効果は大きかつたといわねばならない。

一ヵ月間に同盟罷業に参加した人員が一〇万人を越えることは、一九四七年までは一〇月闘爭の月だけであつたが、一九四八―九の両年にはいずれも七つの月が一〇万を越し、とくに一九四八年三月には八二万人、一二月には五八万人という大量の人員を動員したことが注目される。両年のいずれにおいても、年初から盛り上つた爭議の波が春期の攻勢に結集すると、そこで最高権力による爭議中止令を受け、それによる一時的沈靜が、年末に向つて生活擁護のために再び上向傾向にとつて代られていることが諒解される。

同盟怠業　件数でも参加人員でも同盟罷業よりはるかに小さい意味より持たず、しかもこの二年の間に相当の減少が見られる。件数においては新規発生では若干の例外を除いて大体一ヵ月一〇件以下、継続を含めても一九四八年は大体一〇件から二〇件の間、一九四九年になると四月を除き全部一〇件以下である。参加人員でも同盟罷業にくらべると ケタちがいに少い。すなわち新規発生では一九四八年は六分の一、一九四九年は二〇分の一であり、継続を加えると前者は六〇分の一、後者は一〇分の一程度である。この二年間を通じて飛びぬけて突起しているのは職場離脱の盛に行われた全官公の夏期闘爭の月たる一九四八年八月である。

一九四八年一月にはほとんど新規同盟怠業はなく、二月に参加人員は急に一〇万人以上にふえて三月までつづき、四月に一万人にへり、五月にまた一〇万人に近ずいて、六、七月と一万台に落ちたのち、八月に一挙一四万人に上り、それ以後は千台あるいはそれ以下に低下して一九四九年三月までつずく。四月には二万人、五月一万人で以後低落し、九月の四万人、一一月の二万人、一二月の四万人と増大して一九五〇年に引きつがれる。一〇月には戦後初めて新規怠業のない月が現われた。この推移を見ても、その起伏はかなりはげしい凸凹があつて、その趨勢は同盟罷業ほどはつきりしていない。

前二年と比較すると件数は大差ないが参加人員は著しく増大していて、一般に大規模化していることがわかる。これは國鉄、全逓その他大企業の怠業のためであろう。戦後二年間には一ヵ月一八、〇〇〇人以上を動員した月はなかつたのに、一九四八年には一〇万人あるいはそれ以上の月が四、一九四九年には二万ないし四万人程度の月が四ある。同盟怠業について見ても、一九四八年は戦後労働運動の華やかな絶頂をなし、一九四九年に入るとやや下向期に入ることがわかる。

工場閉鎖　工場閉鎖の意義は同盟怠業にくらべて更にケタちがいに低い。月平均では両年とも一〇件以下を数えるにすぎない。最も大きな数字を示している一九四九年一一月でも、件数三件、参加人員一、三四九人という程度であつて、平均すると普通一件当り一〇〇人以下である。これは工場閉鎖が中小企業に多いことを示している。企業整備の進行につれて一九四九年後期から次第にふえて行く傾向を見せているが、統計面にはまだそれほど顯著ではない。

事業管理　事業管理は終戦直後最も盛んに行われ、一九四六年春

には同盟罷業を上廻る数字を示したが、その後次第に低下し、この二年間にも、前二年に引つづいて漸減している。件数も一九四八年の前半期にはまだ一ヵ月二〇件前後あつたが、一九四九年後半期になると二―三件になつてしまい、それもごく小規模のものにすぎない。年間総計でも一九四九年は五二件、八、七一一人となつて、戰後初めて一〇〇件以下、人員一万人以下に下り、工場閉鎖の数字を下廻るようになつてしまつた。この二年間の最大の数字は、一九四八年四月の一七件、三、六七九人であつて、最盛期一九四六年五月の五六件、三八、八四七人から見ると格段のちがいがあるが、しかもこの独得な爭議手段がなくならずに続いて行われていることは注目に値する。

第四節　爭議の規模

この時期における爭議がどのような規模のものであつたかを知るために、まず爭議一件当りの平均参加人員統計を見よう（第165表）。

この統計によつて一九四九年は一九四八年に比して半分近くに爭議の規模が縮少したことがわかる。爭議全体では一件当り五、五九六人から三、二一一人へ、そのうち爭議行爲を伴うものは三、五一五人から一、八九〇人へ、爭議行爲を伴わないものは七、二一〇人から三、七六三人へ縮小した。更にその前年と比較すると、爭議行爲を伴わないものは一九四八年に半分以下に小さくなつているのに対して、それを伴うものは逆に格段の増大を示している。その爲に総計では大した縮小になつていない。爭議行爲を伴ういわば本格的な爭議において、一九四八年は戰後きわだつた最高の数字を示しており、一九四九年もそれから五割近くの減少を示しているにもかかわらず一九四六―七年にくらべるとはるかに大きい。更に戰前の数字と比較すると、一九三五年（昭和一〇年）の爭議一件当り参加人員は五六人にすぎず、戰前最大の年たる一九一〇年（明治四三年）でも二九四人であつたことを思う時、三、五一五人あるいは一、八九〇人という数字は、驚異に値するといえるであろう。戰前では諸外國について見てもこれ以上の平均参加人員を示したのはイギリスのゼネストの年（一九二六年）だけである。爭議の一件当り平均参加人員の点でも一九四八年は戰後労働運動史における轉換点と見ることができよう。なお一件当りの参加人員が小さくなつたということは、巨大企業における爭議が禁止され、あるいは困難になつたということと、爭議が中小企業に一層廣く拡まつたということとの両方の意味をもつと考えられる。

第165表　爭議一件当り平均参加人員

	合計	爭議行爲を伴うもの	伴わないもの
1946年	2,544	687	14,345
1947年	6,560	455	16,308
1948年	5,596	3,515	7,210
1949年	3,211	1,890	5,763

次に爭議一件当り参加人員の月別推移状況を見よう。一九四八―九年の月別推移は左の通りである。

一九四八年	一月	一二、〇八九人
	二月	一二、四八九人
	三月	一二、二五〇人
	四月	一四、〇一四人
	五月	二、二三五人
	六月	二、三三五人
	七月	一、一四八人

八月		
九月		
一〇月		
一一月		
一二月		
一九四九年	一月	一、三二三人
	二月	一、三二四人
	三月	三、二〇八人
	四月	六、〇五六人
	五月	四、八一〇人
	六月	二、一七九人
	七月	二、五〇三人
	八月	二、八〇三人
	九月	三、九三八人
	一〇月	四、〇六七人
	一一月	三、五一五人
	一二月	一、五八〇人
		一、九一四人
		一、九二〇人
		四、七七六人
		四、七九三人
		三、七三三人

右の統計は、一件当り最大の争議参加人員を示したのが、三月闘争を中心とする一九四八年初の四ヵ月であることを示している。この四ヵ月には平均一二、〇〇〇―一四、〇〇〇人台の参加人員であるが、平均一件一万人以上の規模をもつた月は、この四ヵ月を除けば、一九四六年末から一九四七年初にかけての二・一ストト当時の三ヵ月と、一九四八年初につづく一九四七年末の二ヵ月だけである。この四ヵ月を除くと、一九四八―九年の二年間は、一九四八年の年末と一九四九年の五月および一〇、一一月をそれぞれ山として、最高六、〇〇〇人、最低一、〇〇〇人の起伏を示している。一九四六年や一九四七年とちがつて、一、〇〇〇人以下の月がないことは注目される。しかし右の数字には争議行為を伴わないものが含まれているので、それを除いて争議形態ごとに観察すると、月別推移の内容をもつと明瞭に知ることができる。二年間の各争議形態別の一件当り平均参加人員の月別推移は第166表のごとくである。

第166表　各争議形態別一件当りの平均参加人員

		同盟罷業	同盟怠業	工場閉鎖	事業管理
		人	人	人	人
1948年	1月	928	105	59	109
	2月	2,541	8,589	14	37
	3月	16,702	6,855	56	76
	4月	5,092	1,044	55	216
	5月	4,640	7,025	48	114
	6月	4,862	962	62	102
	7月	867	750	27	325
	8月	602	6,239	102	80
	9月	1,302	167	90	272
	10月	3,081	182	94	22
	11月	10,604	154	99	45
	12月	8,242	97	69	195
1949年	1月	1,305	221	35	221
	2月	1,018	382	221	91
	3月	1,431	27	22	41
	4月	2,968	1,026	108	186
	5月	10,375	905	102	147
	6月	1,061	631	474	515
	7月	1,714	191	256	141
	8月	524	74	252	200
	9月	547	13,179	210	157
	10月	816	315	126	19
	11月	1,279	2,645	296	138
	12月	1,970	6,450	10	28

この表によれば、争議全部の平均から見た先の統計のうちで一つの山を成していた一九四九年後期は、争議行為を伴わないものの規模が大きかつたためであることがわかる。

他の形態に比して一般に規模が最大である同盟罷業だけをとつて見ると、この二年間の山は、四八年三月の一七、〇〇〇人、同年一

一月の一万人、四九年五月の一万人の三つである。このうち、第一の山はいうまでもなく三月闘争であり、第二の山は炭鉱および海員のストであり、第三の山は炭鉱その他鉱山および九州（九全連）のストである。これまで同盟罷業の平均規模が二、〇〇〇人以上に上る月はなかつたのであるが、四八年には二月から始まつて三月、四月、五月、六月、一〇月、一一月、一二月と八カ月が二、〇〇〇人以上であり、三月に一七、〇〇〇人の月を記録したことは注目に値する。四九年に入るとこれは先の五月を除き多くは千人台に減少している。ここでも一九四八年の歴史的意味がうかがえよう。

同盟怠業についてもほぼ同様のことがいえるのであつて、四八年には六、〇〇〇―八、〇〇〇人台の月が四カ月も数えられる。これまでの最高が、四六年一一月の一、三〇〇人台であることは、一九四八年の年を強く意識させる。なお同盟怠業では四九年九月に一三、〇〇〇人という顕著な新記録が作られた。これは中部、中國、四國、九州にわたる日発および配電の従業員のサボに基ずくものである。その他の工場閉鎖および事業管理については特記すべきことはない。

次に規模別に爭議の動向を見よう。下に掲げた第167表は、参加人員の数によつて分類した爭議の件数と参加人員を年度別に示したものである。更にこれを爭議行爲を伴うものと、それに爭議行爲を伴わないものを加えた合計とについて、月別に見たのが別表31および32である。

わが國の企業構造に應じて労働爭議も一〇〇人以下のものが件数においては最も多く、両年とも五〇パーセント以上を占めること、しかし参加人員においては逆に一、〇〇〇人以上のものが壓倒的で九五%以上を占めていることが知られる。両年度の変化は大したことはなく、ただごくわずか五、〇〇〇人以上が減じて他が増加している。爭議行爲を伴うものだけをとると、一九四九年に一、〇〇〇人から五、〇〇〇人までの爭議がかなり顕著にふえている（第167表）。

一、〇〇〇人以上の規模をもつた爭議は総計においては一九四七年が最高で、それ以後は百分比において若干低下しているが、このうち爭議行爲を伴つたものについては一九四八年に顕著に増大し、一九四九年に若干低下している（第168表）。

次にそれぞれの規模別に二年間の月別推移を見よう。ま

件わないもの		
合　計	1,000人以上	%
2,820,122	2,793,176	99.4
9,599,703	9,558,589	99.5
10,036,784	9,870,202	98.3
6,442,736	6,235,037	96.7

第167表　爭議の規模別割合

	1948年				1949年			
	件数	%	人　員	%	件数	%	人　員	%
50人未満	903	36.5	23,306	0.2	1,006	41.4	11,721	0.3
50～99人	418	16.9	29,654	0.2	386	15.9	13,016	0.4
100～499人	573	23.1	118,741	0.9	533	21.9	59,645	1.6
500～999人	175	7.0	119,091	0.9	181	7.5	72,980	2.0
1,000～4,999人	238	9.7	552,336	4.0	218	8.9	221,474	6.1
5,000人以上	168	6.8	12,926,904	93.8	103	4.2	3,209,401	89.4
計	2,475	100.0	13,833,031	100.0	2,427	100.0	3,588,237	100.0

第168表　大規模争議の地位

	争議合計			争議行為を伴うもの		
	合計	1,000人以上	%	合計	1,000人以上	%
1946年	3,684,395	3,451,293	93.9	864,273	658,114	75.9
1947年	10,191,368	10,012,657	98.2	584,745	447,098	76.3
1948年	13,833,031	13,102,244	94.5	3,796,247	3,672,043	96.7
1949年	7,774,378	7,476,595	95.9	1,342,648	1,236,174	92.1

一、一〇〇〇人未満の争議については顕著な波は見られず、ただ一〇〇人以上九九九人以下の争議が一九四九年後半期に幾分ふえていること、および争議行為を伴わざるものについて中小規模の争議が増大しているのは、企業整備の進行を物語るものであろう。

第五節　争議の産業別分布

ここではまず同盟罷業、同盟怠業、工場閉鎖、事業管理等の争議行為を伴つた争議について、それが主としてどの産業部門において行われたかを見よう（別表33―35参照）。

一九四八年において発生争議件数の最も多かつたものは、前年度と同様に第一位が機械器具工業の一八二件であり、ついで第二位は製材及木製品工業の七一件、第三位は化学工業の七〇件、第四位は金属工業の五六件、第五位は石炭鉱業の四六件である。しかし参加人員はこれと異つて、第一位は石炭鉱業の六五万人、第二位は陸運業の五一万人、第三位は公務及団体の三六万人、第四位は通信業の三二万人、第五位はガス電氣水道業の二五万人の順である。このうち製材及木製品工業は件数は多いが参加人員は五、〇〇〇人である。からこれを除いて、その代りに件数は七件であるが一一万人の参加人員をもつ金属鉱業を加えると、労働運動の基幹となる部門が大体えらび出されたことになる。この発生争議に繰越継続争議をも考慮に入れると、一九四八年において最も活動的であつた部門は金属産業と石炭鉱業であるということができる。石炭鉱業は件数においては首位ではないが、参加人員においては他をひきはなし、一一月には四三万、一二月には三七万の人員を動員している。機械器具工業は争議件数において断然他を壓倒しており、繰越継続争議を加えると、毎月少くとも一〇件以上を数え、九月には実に四九件の争議を行つている。この機械器具工業に同じ金属労働者である金属工業

二二六人である。大争議の波は大体争議の全体的傾向と一致している。

部門を加えると件数において総数の四割近くを占めることになる。

一方この年に特異な運命をたどらされたのは陸運業、通信業および公務及団体の三部門であつた。これらの部門は、いずれも本年度に初めて躍進的にその巨姿をあらわしたものであつて、参加人員において本年度いずれも第一級の地位を占めているが、これを月別に観察すると、それが全くこの年の前半期に片寄つていることが知られる。すなわちこの一年を六月までの前半期とそれ以後の後半期とに分けると、陸運業では前半期には四九万人であつたのが後半期には三万人足らずとなり、公務及団体は前半期が三五万人に対して後半期は四、〇〇〇人、教育業は前半期三万人が後半期六、〇〇〇人、通信業に至つては前半期三二万人余であつたのに後半期はわずか一五人にすぎない。これはいうまでもなく陸運業では國鉄、通信業では全逓、公務及団体では全官公などの公務員から争議権が奪われたからに外ならない。三月のマーカット声明と七月のマッカーサー書簡のもつ至大な意義を看取すべきであろう。こうして従來日本の労働運動の基幹的部分をなしていた公務員はこの年のなかばから争議行爲の公の舞台から放逐され、一九四九年にはほとんど全く外面的な姿を消し去つてしまうのである。

その他の活潑であつた部門としては、延件数八件、参加人員五七万人のガス電氣水道業、延件数五件、参加人員八万人の金属鉱業等である。

他方一九四八年に争議の不活潑であつた部門としては、金融業および進駐軍労務のいずれも〇件、小賣業二件、参加人員一〇九人、卸賣業三件、一、〇五一人、農林業三件、九三三人、建設工業一五件、一、一七九人等である。

一九四九年には、陸運等、通信業、公務及団体等が官公労働者の争議権剝奪の結果完全に姿をひそめたあと、労働争議の主導的地位を占めたのは厳義の金属産業であつた。

門の順序は、第一位が機械器具工業の一の四二件、第三位が石炭鉱業の四〇件、第五位が製材及木製品工業の二六件であると、最も多かつたのは同じく機械器具工炭鉱業の一三万人、第三位が石炭以外の紡織工業の八万人、第五位が化学工業の万人という順序になる。繰越争議を含めて考えても、本年一番活動的であつた部門は前年と同じく金属産業と石炭鉱業である。石炭鉱業は本年は発生争議参加人員でも第二位に、件数でも第三位に下つたが、繰越争議を含めると参加人員は五万人となつてトップを占めている。機械器具工業は本年は件数でも参加人員でも第一位を占めた。繰越争議を含めると延争議件数は実に三〇三件に達し、月平均二〇件を越えている。これに金属工業の七一件を加える件数の半分以上を占めている。三七四件と、計三七四件に上り、総も一件の金属産業争議があつたことになというと一年中毎日少くとり、労働者の基幹部隊としての金属労働者の面目がここにも発揮されている。

その他の活動的な部門としては、延争議五三件、参加人員五万人の化学工業、延争議二一件、参加人員一八万人の石炭以外の鉱業（主として金属鉱業）、延件数一一件、参加人員八万人の紡織工業件数の半分以上を占めている。三七四件と、計三七四件に上り、総も一件の金属産業争議があつたことになり、労働者の基幹部隊としてなおこれだけの活動力を示した。また紡織工業が前年に比して著しく進出したことは、最もおくれたこの消費材産業部門にも、ようやく組織が強化され、闘争に立上る態勢ができて來たことを物語つている。

他方一九四九年にいちじるしく不活潑な部門としては、農林業、進駐軍労務いずれも〇件、教育業一件、一五人、水運業二件、四九四人、通信業二件、五人、公務及団体三件六四人等である。官公労働争議の大風一過のあとを示している（以上別表33参照）。

次に各争議形態別に簡単に検討しよう。

同盟罷業　同盟罷業の数において他を壓倒する地位を占めるのは、機械器具工業であり、一九四八年は件数一九八件、参加人員二八万人、一九四九年は件数二一二件、参加人員二四万人に上つた。一九四六、七年にくらべても著しい活動の強化が見られる。これに次いで多かつたのは、石炭鉱業、金属工業、化学工業である（別表34参照）。

同盟怠業　同盟怠業の最も多いのはガス、電氣、水道業であつて、一九四八年は三件、参加人員三六万人、一九四九年は三件、参加人員九万人である。これに次ぐのは機械器具工業である。陸運業と化学工業は一九四八年において相当活潑であつた。

工場閉鎖　これでも機械器具工業が、一九四八年三三件参加人員三、〇〇〇人、一九四九年は二五件、参加人員四、〇〇〇人で最も多かつた。

事業管理　事業管理を行つたのも機械器具工業が最高で、一九四八年は四二件、一一、〇〇〇人、一九四九年は二一件、四、〇〇〇人である。それについては金属工業（四八年）、化学工業（四九年）である。

以上は争議行爲を伴つたものについて見たのであるが、これに争議行爲を伴わないものを含めると、件数の特に多いものとして機械器具工業、化学工業、金属工業があり、

第169表　争議参加人員が労働者総数及び組織労働者総数に対して占める割合

産業別	(A) 雇用者	(B) 組合員総数	(C) 労働争議参加人員	C/A %	C/B %
合計	12,139,081	6,677,427	6,714,843	55.3	100.6
農林業	641,380	67,542	5,714	0.9	8.5
水産業	279,757	32,183	3,073	1.1	9.5
鉱業	644,964	566,587	860,106	133.4	151.8
石炭鉱業	498,129	490,101	675,265	135.6	137.8
その他	146,835	76,486	184,841	125.9	241.7
建設工業	941,920	473,860	7,578	0.8	16.0
製造工業	4,265,547	2,199,778	810,126	19.0	56.8
金属工業	588,518	287,981	92,117	15.7	32.0
機械器具工業	1,019,012	712,953	315,157	30.9	44.2
化学工業	519,357	371,832	159,127	30.6	42.8
窯業及土石工業	178,696	86,878	16,401	9.2	18.9
紡績工業	756,148	403,081	175,875	23.3	43.6
製材及木製品工業	493,126	112,470	13,215	2.7	11.7
食料品工業	269,414	88,135	18,102	6.7	20.5
印刷及製本業	84,644	45,146	18,011	21.3	39.9
その他	202,589	24,078	2,121	1.0	8.8
瓦斯，電氣，水道業	190,754	166,748	248,210	130.1	143.9
商業，金融業，サービス業	1,329,609	412,486	21,352	1.6	5.2
運輸通信業	1,384,764	1,379,854	1,772,776	128.0	128.5
運輸業	1,090,449	1,033,150	1,449,187	132.8	140.2
通信業	294,315	346,704	323,589	101.0	93.3
自由業，公務及団体	2,095,314	1,252,361	2,985,845	142.5	233.4
教育	514,018	516,239	526,565	102,4	102.0
その他	2,095,314	736,122	2,459,280	117,4	334.1
其の他の産業	365,072	126,028	63	—	—

参加人員からいうと陸運業、石炭鉱業、ガス電氣水道業等が顕著である。

すなわち、件数と参加人員は、機械器具工業は一九四八年は六八七件、七四万人、一九四九年は八五五件、八三万人、化学工業は一九四八年二七五件、一九四九年二二四件、一九万人、金属工業は一九四八年一九六件、一七万人、一九四九年二三一件、二七万人、兵庫縣の六万人の順である。陸運業は一九四八年一五六件、四一万人、石炭鉱業は一九四八年一五四件、一三二万人、一九四九年一二八件、一四〇万人、ガス電氣水道業は一九四八年一四件、一一万人、一九四九年一二件、一四五万人である。金属工業と機械器具工業を合せた金属産業について見れば総件数は一九四九年には実に一、〇八六件に上り、毎日平均三件ずつの争議があつたことになる。これらの外、一九四八年には教育業と公務及団体が極めて大きな数字に上つていることが注目される。

最後に各産業部門別に争議参加人員がその部門の労働者総数および組織労働者総数に対して占める割合を見ると第169表のごとくである（ただし労働者数は一九四七年一〇月の國勢調査における雇用者数、組織労働者数は一九四八年六月末の組合員数をとつた）。

第六節　争議の地域別分布

労働争議を都道府縣別にみると、前二年と同様に壓倒的地位を占めるのは東京都である。それにつづくのは北海道、大阪、神奈川、福岡の諸府縣である。東京を除いて他の府縣は一九四八年と一九四九年とで多少その順位が変つている（別表36参照）。

一九四八年においては件数にしても参加人員にしても首位を占めるのは東京都であつて、件数二八五件、参加人員一、二一一万人である。件数でこれにつづくのは、大阪府の一八〇件、福岡縣の一五五件、北海道の一四九件、神奈川縣の八八件、廣島縣の八六件、兵庫縣の八〇件、山口縣の六五件、福島縣の六四件である。次に参加人員の多いものは、東京の次が北海道の三七万人、それから福岡縣の二九万人、神奈川縣の二〇万人、大阪府の一三万人、山口縣の七万人、兵庫縣の六万人の順である。

これに反して運動が不活潑でおくれている諸縣としては、奈良縣の件数七件、参加人員九七八人、山梨縣の件数一四件、参加人員五一五人、鳥取縣の件数二六件、参加人員一、一三七人、鹿兒島縣の件数一二件、参加人員一、九一五人が挙げられる。しかし前年に比べるとおくれた農村地帯の多い諸縣にも争議がはるかに普及したことが知られる。

一九四九年においては、件数で最も多いのは大阪府の三二四件、それについで東京都の二三二件、神奈川縣の一二九件、福岡縣の一〇一件、あとはずつと落ちて山口縣の八六件、埼玉縣の七二件、北海道の六四件の順である。参加人員では第一位が東京都の六六一万人がとび離れて多く、次はずつと下つて福岡縣の三六万人、大阪府の二四万人、神奈川縣の七万人、北海道および兵庫縣の五万人の順序になつている。このうち大阪府が、参加人員は少いが件数が著しく多いことが注目される。大阪府は戰前は常に東京を凌駕していたのである。

この年に争議の少い不活潑な諸縣としては宮崎縣の件数一七件、参加人員一、〇四九人、大分縣の件数二三件、参加人員一、六九三人、山梨縣の件数一〇件、参加人員一、七九三人が数えられるが、いずれも一、〇〇〇人台で、一、〇〇〇人以下の縣はなくなつた。その他の諸縣はすべて二、〇〇〇人以上の人員を記録している。宮

崎縣は前年九月に一万人以上を動員した争議を経験しているが本年は最低になつている。

この二年間を通して首位を占める東京都の争議参加人員が全國争議参加人員の中で占める割合を月別に示すと左のごとくである。

一九四八年一月	九〇・九%
二月	九三・一
三月	九一・一
四月	九三・六
五月	六六・〇
六月	五一・三
七月	一八・三
八月	五一・六
九月	七〇・七
一〇月	八二・二
一一月	九三・一
一二月	九一・四
一九四九年一月	八七・三
二月	八三・九
三月	七九・一
四月	八五・七
五月	八二・四
六月	八二・六
七月	六一・一
八月	八〇・〇
九月	七九・七
一〇月	九一・五
一一月	九四・二

一二月　八七・九

争議一件当りの平均参加人員も、一九四八年は二九、六四一人、一九四九年は四二、四九六人と壓倒的な規模を示している。

第七節　争議の要求事項

個々の労働争議がどのような原因から発生し、どのような具体的要求を掲げて闘われたかを検討し、それの時期的変化を把えることは、その時期の争議の性格を明らかにする重要な手がかりとなる。

一九四八年と一九四九年の争議はその要求事項から見ると、賃金その他の労働條件の改善や企業の民主化への積極的要求を掲げて闘う争議が最も活潑に盛行した一九四八年の上半期（とくに三月）をすぎて以後、漸次そのような攻勢的争議が減少して行き、これに代つて賃金切下げや人員整理に反対して闘われたいわば守勢的な争議が次第に増加して行く傾向が見える。と同時に、経済的要求と同時に政治的要求を掲げた争議が目立ちはじめ、更に政治的要求を正面に立てた争議が現われていることは、労働問題がますます深刻化して行き、政治問題の解決と切り離しては経済問題の解決が不可能になりつつある現実を浮彫的に示すものといえよう。

労働省の発表する労働争議統計の分類法による要求事項別争議の月別推移は別表37のごとくなつている。これを主要要求事項について、㈠賃金値上げ（賃金増額、所得税交通費等使用者側負担、物資増配、配給の公正の項）、㈡労働條件の改善（労働時間短縮、有給休日増加、工場施設、福利施設、労働協約の締結の項）、㈢突破資金の獲得（飢餓突破越年資金の項）、㈣経営の民主化（経営参加、人事参與、機構改革、監督者排斥、職員労働者の差別撤廃、団体交渉権の確立、組合の承認の項）、㈤賃

第170表　主要要求事項別爭議件数

		(1) 賃金値上げ		(2) 労働條件の改善		(3) 突破資金の獲得		(4) 経営の民主化		(5) 賃金切下げ反対		(6) 人員整理反対	
1948年	上半期	361	680	167	264	70	155	69	82	47	102	229	381
〃	下半期	319		97		85		13		55		152	
1949年	上半期	136	186	60	110	27	109	13	20	108	237	265	488
〃	下半期	50		50		82		7		129		223	

金切下げ反対（賃金減額反対、賃金支拂の項）、(4)人員整理反対（作業方法の変更又は反対、作業又は工場閉鎖反対、解雇反対又は解雇者の復職、解雇退職手当の確立又は増加の項）、の六項目に分けて半期別にすると第170表になる。

この表によつて一九四八年と一九四九年を比較して見ると、まず賃金値上げ要求爭議は六八〇件が一八六件に、労働條件改善要求爭議は二六四件から一一〇件に、突破資金要求爭議は一五五件から一〇九件に、企業の民主化爭議は八二件から二〇件に、それぞれかなり顕著な減少を示しているのに対して、賃金切下げ反対爭議は一〇二件から二三七件に、人員整理反対爭議は三八一件から四八八件に、それぞれ大幅に増加している。更にこれを各半期別に見ると、時期が進むにつれて両者は相互に鋏狀をなして益々逆な傾向を明瞭に現わして行くことが知られる。

一九四八年上半期における爭議の最大の部分を占めるのは、前期に引きつずいて賃金増額を要求する爭議であつた。三月鬪爭の月にはそれは六九件を数えた。六月までの累計は三〇八件、全要求項目中の二八%、これに突破資金要求その他を含めた賃金増額を中心とする攻勢的賃金爭議の累計は四三一件で、総計の三八%近くを占めた。これに対して賃金切下げその他の資本攻勢に対する防禦的賃金爭議は四七件で、その九分の一にも達しない。労働協約の締結を要求する爭議も一二四件あり、一時ほどではないがまだ相当多い。組合の承認をも含めた経営民主化の爭議も、この期には六九件数えられる。しかしこれらの積極的爭議に対して、解雇反対、工場閉鎖反対等の爭議が顕著に増大したことは注目すべきであり、それらの爭議は毎月三〇件から五〇件程度記録された。三月鬪爭以後この傾向は強まり、次期以後にはますます拡大されて行くのである。

一九四八年下半期に入ると、賃金増額の要求は依然として強く（三〇七件、三七%）毎月四〇件以上を数えるが、労働時間の短縮その他の労働條件改善の爭議は顕著に減少した。経営民主化を要求する爭議は前期の五分の一以下に下つた。これは、企業によつてはいわゆる経営の民主化が一應の限度に達したと共に、企業整備の進行と爭議の困難化につれて資本家側の攻勢が強まつて來たことを物語つている。

一九四九年上半期には、賃金増額要求の爭議が更に著しく減少して、件数は前期の半分以下に落ちた（一二〇件、一七%）。これに反して賃金切下げ反対その他防衞的爭議が激増して、件数は倍増している。前年秋以來の賃金三原則や経済九原則の実施とドッジ予算の進行の効果が明らかに現われていることが知られる。また恐慌の進展に伴つて、賃金遅拂が増加したことを反映して、賃金の支拂に関する深刻な爭議が目立つてふえて行つた。四―五月にはそのような爭議が月に二〇件以上発生している。なお三月に公務員法改悪反対の爭議が三七件数えられたことは注目される。

一九四九年下半期になると、以上のような傾向は更に加速度的に顕著に展開した。賃金増額要求の争議は従來の首位から落ち、件数もわずか四五件（八%）となつた。これに対して賃金減額反対および賃金支拂要求の争議が著しく増加し、件数も一二九件となつて要求項目の第一位になつた。一二月には越年資金要求の争議が七四件という記録的数字を示した。これは生産の一應の回復や一部の物價の低落にも拘らず、労働者の実質賃金が改善されず、生活擁護の爲にいわゆる年末攻勢がはげしく闘われたことを反映するものである。また恐慌の進展につれて倒産あるいは大量の人員整理が行われ、そのために休業又は工場閉鎖反対、解雇反対、解雇者復職、解雇退職手当の確立又は増額等の争議が瀕発し、それらの合計が二二〇件に上つたことが注目せられる。経営の民主化要求はほとんど影をひそめ、この期間合計しても七件にすぎない。

主な要求事項を産業別に見ると、大体の傾向は前年と変らない。攻勢的争議についても、防禦的争議においても機械器具工業が首位にある。ただその比率は逆轉して、一九四八年には賃金増額一六八件に対して解雇関係一一九件であつたのが、一九四九年には前者四〇件に対して後者一七一件となつている。

第八節　争議の解決状況

争議の解決状況の推移を見ると、一般に争議は長引く傾向を示し、その解決は困難化して行つた。

まず争議の解決に要した日数別の件数を見ると、一〇日以内に解決した争議は次第に減少し、一〇日以上、三〇日以上の争議の割合が増大している。一般に争議は長期化した。ただ越年闘争の多い四九年一二月だけは例外であつた（第171表参照）。

争議総数のうち、解決した争議の件数自体がその比率を低くして行つた。

解決條件から見ると、解決した争議のうち要求の貫徹した争議件数は著しく減少している。終戰直後のように争議の大部分が要求貫徹で終ることは非常に少くなつたのである。これに代つて妥協に終つた件数の割合が顕著に増大しているのである（第172表参照）。

第171表　継続日数別争議の推移

		10日以内	20日以内	30日以内	30日以上	100日以上	計
1948年	1月	21	11	2	18		52
	2月	21	7	7	22		57
	3月						
	4月	33			18		70
	5月						
	6月	40	10	10	25		87
	7月						
	8月						
	9月						
	10月						94
	11月						66
	12月	33	47		30	18	130
1949年	1月	8	25		21	6	60
	2月	22	25		26	5	78
	3月	23	27		13	4	67
	4月	31	26		27	11	95
	5月	29	44		24	7	104
	6月	22	28		28	6	76
	7月	11	20		41	8	80
	8月	21	18		22	5	66
	9月	8	21		23	10	62
	10月	14	18		22	2	58
	11月	7	3		27	2	57
	12月	66	36		30	12	144

また争議の解決に当つて第三者、特に労働委員会の関與した争議件数が相当多くふえていることが注目される（第173表）。

いずれの点から見ても、争議の解決状況は労働争議の一般的困難化を示しているものと考えられる。

第172表　争議要求の貫徹状況

	総件数	解決貫徹	妥協	不貫徹	不明
1948年 1月	162	52	12	36	4
2月	168	57	15	40	2
3月	194	73	14	56	3
4月	163	70	14	52	4
5月	162	72	12	48	12
6月	210	87	12	66	6
7月	210				
8月	234				
9月	244				
10月	239	94	21	60	8
11月	229	66	14	43	7
12月	257	130	15	102	7
1949年 1月	176	60	10	50	6
2月	174	78	13	51	9
3月	184	67	8	48	9	2
4月	269	95	11	58	22	4
5月	245	104	14	75	13	2
6月	232	76	10	53	9	4
7月	199	80	5	63	8	4
8月	175	66	8	46	12	0
9月		62	2	52	8	0
10月		58	9	43	6	0
11月		57	5	45	6	1
12月		144	15	117	11	

第173表　争議中労働委員会の関與件数

	総計		争議行為を伴つたもの計		争議行為を伴わざるもの計	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
1948年 1月	162	1,958,414	62	32,540	100	1,925,874
2月	168	2,098,079	66	189,558	102	1,908,521
3月	194	2,376,425	98	937,171	96	1,439,254
4月	163	2,284,283	79	221,396	84	2,062,887
5月	162	362,133	80	290,962	82	71,171
6月	210	490,319	106	308,836	104	181,483
7月	143	135,595	39	23,381	104	112,214
8月						
9月	147	284,007	51	87,587	96	196,420
10月	175	469,310	56	60,870	119	408,440
11月	152	714,379	39	187,010	113	527,369
12月	159	1,096,741	37	549,690	122	547,051
1949年 1月	144	377,194	14	1,149	130	376,045
2月	133	398,437	9	3,516	124	394,921
3月	153	480,751	16	18,268	137	462,483
4月	187	868,006	13	1,756	174	866,250
5月	184	942,097	10	485,134	174	456,963
6月	168	750,568	12	2,042	156	748,526
7月						
8月	142	320,272	6	1,414	136	318,858
9月						
10月	140	794,794	9	1,850	131	792,944
11月	154	740,483	16	3,900	118	736,583
12月	164	810,955	7	44,197	157	766,758

第二章　主要な争議

第一節　全官公廳争議（三月攻勢）

一九四七年一〇―一二月の秋冬攻勢から四八年の三月闘争にいたる一時期の労働争議は、二・一ストとともに戦後におけるわが國労働運動の一つの頂点をなすものであつたが、とくにその中心をなした三月闘争は、官業労働者が組織した戦後最大のストライキ行動であつた。

この四八年初頭の大争議は、またその闘争の過程において片山社会党内閣の瓦壊と芦田民主党内閣の成立という政治的変動を伴い、一方労働者側においても國鉄労組ひとり政府通告を受諾して戦線から離脱するという変調があり、さらに二・一ストにつぐ二度目の総司令部のスト中止命令をみるなど、きわめて複雑で波瀾にとんだ推移をしめした。

この争議が三月闘争として眞に本格化したのは、四八年三月一三日二、九二〇円の新給與水準の政府通告がなされて以後のことであるが、その出発は、四七年八月以降國鉄、全逓、日教組はじめ各官公廳労組が相次いで片山内閣の一、八〇〇円ベースの賃金釘付け政策に対し、必要生活費を保証する最低賃金制の確立と四七年度の生活赤字補給金の支給を要求して立ち上つたときにはじまる。

四七年四月の総選挙で社会党首班内閣を成立せしめた労働者階級の期待は大きなものであつたが、片山内閣は、この期待に対し一、八〇〇円ベースによる「耐乏生活」の要請をもつてこたえた。「それは賃金を戦前（一九三四―三六）の二七―八倍の一、八〇〇円ベースに釘ずけする一方、一般物資は戦前の六五倍におさえ、主要物資に限りその生産者價格が右を上廻る場合には價格調整補給金を與えるものであり、食糧農産物のパリティー算出方式による低價格制と共に、労働者・農民・中小企業者の負担による独占体利潤の保証政策を体系ずけたもので」あつた。（井上・宇佐美「國家独占資本主義論」一七一頁）

しかし、この一、八〇〇円ベースが厳密に実施されたのは、官公廳労働者に対してのみであつた。民間企業にあつては、すでに七月全日本機器の名古屋アルマイトが三、八〇〇円を獲得し、九月には日産油脂が手取り四、二〇〇円、池貝鉄工・東京機械は税込み四、六〇〇円を獲得するなど相次ぐ賃上闘争の波のなかに政府の策定した業種別平均賃金は埋没してゆき、完全に破綻をしめしつつあつた。このことは、民間労働者と官業労働者の賃金のひらきを益々大きくし、官業労働者の賃金要求をきわめて切実なものとしたが、同時にこの賃金要求は全官業労働者を一、八〇〇円ベース打破の一点に急速に結集せしめることになつた。しかもこのベース打破の一点に結集された官業労働者の闘争は、たんにベースの額の改訂ではなく、業種別平均賃金体系そのものを否定する力として、それと根本的に対立する最低賃金制確立の要求に向つて大きく発展していつた。

一　最低賃金制の要求　全逓は四七年六月一一日から四日間島根縣松江市で臨時全國大会をひらき、全逓信労働者の要求を次のように決議した。

一、物價安定を基礎とする最低賃金制の確立
　1　適正價格による生活必需物資の完全配給
　2　これにもとずく地域的生活給の確立
　3　寒冷地手当の支給

4　家族手当の合理化
二、電氣通信事情の民主化
三、全従業員に住宅をあたえよ
四、全従業員に制服を支給せよ
五、結婚資金平均給料の六カ月分を支給せよ
六、大藏省預金部の運用権を逓信省に移管せよ
七、特定局制度の撤廃促進
八、通勤交通費の全額支給
九、内國旅費の増額と差別撤廃
一〇、退職金制度の確立
一一、治療施設の拡充強化

大会は、この要求獲得のためつぎの運動方針を決定したが、全逓はこの大会ではじめて「地域闘争」の戦術を公式化した。爾後この「地域闘争」の方式は、日本の労働運動に深刻な影響を與え、今日なお左派労働組合の中心的戦術として大きな影響力をもつている。

1　われわれは思想的立場のいかんにかかわらず、強固に団結し、労働者の基本的人権確立のために闘う。
2　われわれは働くものの戦線統一のために、その先頭に立つて闘う。
3　臨時全國大会の決議貫徹のためにつぎの運動を強力に展開する。

イ　組合自体の組織を強化し、友誼団体ならびに一般勤労大衆との提携に全力を集中する。
ロ　國会、マ司令部その他の機関に働きかけて主旨の浸透につとめる。
ハ　物價引下げのため適正價格の設定、物資の完全配給等の運動を展開する。
ニ　中央地方の緊密な連繋のもとに組合の有するあらゆる手段をもつて地域に適應した闘争を展開する。
ホ　貫徹困難な場合はそのときの狀況に應じ、中央委員会において、闘争の組織および手段について具体策を検討する。

4　臨時全國大会決議の貫徹闘争と併行して平常業務を完全に維持すると共に、特に労働者教育の普及に努力する。

全逓はこの大会決議にもとずき四七年七月一六日、三木逓相にたいして、

(1)　物價安定を基礎とする最低賃金制の確立
(2)　電氣通信事業の民主的一元化
(3)　生活補給金本人二千円、家族一人一千円の支給

など七項目の要求を提出し、官業労働者の闘争の先頭に立つた。

全官労は七月五日、労働協約の締結等一二項目の要求を提出し、日教組は、七月一九日文部大臣に月収一カ月の一時資金を要求し、都労連は、七月三一日、月収二カ月分の一時資金の要求を都長官に提出した。

國鉄労組は、四七年七月三一日から四日間東京大宮で第二回中央委員会をひらき、㈠本部案が全官公の要求より下廻る場合は全官公の要求に従うこと、㈡本部においてさらに検討を加え、数字的に二、三一〇円（税引）より上廻るような案にして要求する、という條件で本部案の二、三一〇円案を決定した。

こうした情勢のなかで、八月一一日、全官労、全公連、國鉄、全逓、日教組、大藏三現廳、都市同盟などハ組合は、神田教育会館でひらき、個々別々におこなわれている一時金支給の要求を一月から六月までの赤字補塡として、本人二、〇〇〇円、家族一人一、〇〇〇円に統一することに決定し、八月一五日、全官公廳労組連絡協議会から政府に、各労組からは夫

夫の関係当局に要求書を提出した。これに対し当局側は、組合の要求はこれを諒とするが物價体系確立の基本として賃金水準を堅持することが経済再建の基本條件であることを強調、さらに國家財政の現狀から直ちに要求に應じ難いと回答した。

ここにおいて、組合側は九月一〇日、全官廳職員労働組合協議会要求貫徹大会をひらき、

(1) 一、八〇〇円の打破と二、四〇〇カロリーの物量を基礎とした最低賃金制の確立

(2) 統一労働協約の締結

(3) 大衆課税反対

(4) 公務員法反対

を決議して、九月一七日再度全官公廳労協の名をもつて片山首相に要求書を提出した。

要求書（九月一七日全官公廳労組連絡協議会、全逓信従業員組合、國鉄労働組合、日本教職員組合、全官廳職員労組協議会、東京都労組連合会、全國財務労働組合、大藏三現廳労組協議会、日本都市労働組合同盟、全國公共団体職員労組連合会）

一、適正價格による生活必需物資の完全配給を裏付とし、これに必要な地域を考慮した最低賃金制を確立せよ。但し最低生活とは成年男子一日二、四〇〇カロリー、蛋白質八五グラムを攝取し得るものであること

二、一月より六月までの生活補給金として本人二、〇〇〇円、家族一人一、〇〇〇円即時支給すること、右は乙地の最低額として地域の実情に應じた支給額とすること

この要求に対し、政府の回答はつぎの如くで、組合の到底満足しうるものではなかつた。

政府回答書（九月二三日）

一、さきに回答したように最低賃金制の確立については給與審議会の意見を徴して善処したいという方針には今日何等変りはない。なお生活必需物資の完全配給、特に労務用物資の確保と増量については今後一段の努力を傾注して実質賃金の増大を期している。

二、本件に関してもすでに回答したように國家財政の現狀は到底これを受容れる余裕なく國民負担の限度、國民全体の耐乏生活、経済緊急対策の遂行などを考慮するとき遺憾ながらこれを認めることはできない。

ここにおいて、全逓は九月一六日、國鉄は九月三〇日、それぞれ中労委に提訴したが、これに対する中労委の調停案は、一一月四日、十八日、全逓、國鉄に対して夫々提示された。

すなわち、

一、生活補給金については、——

二・八カ月分（一、八〇〇円を基礎として）の生活補給金を妥当であると認める。

二、最低賃金については、——

(1) 組合要求の形による給與の増額は認め難いが、給與の増額は即刻に行う必要がある。

(2) 新給與実施期間は明年一月とすること。

(3) 政府は本年一一月中に臨時給與委員会を設け、明年一月より新給與を支給しうる様即急に新給與案を作成すること。

調停案について、國鉄労組は一二月一日城の崎に第三回中央委員会をひらき無條件受諾を決定したが、全逓ほか全官公七組合は理論生計費による最低賃金制を認めることなど原則的條件を付した。

政府側もまた一二月一五日生補金については「予算措置の関係上

本月中旬および下旬に各一カ月分を支給し、残額〇・八カ月分は明年一月下旬に國会の承認を経てこれを給與する」こと、最低賃金については「速かに臨時給與委員会を設け、職階職務に應じ能率給を加味し民間給與水準との調整をも考慮した新給與を二三年一月より実施する」と回答した。しかし生補金の税引き支給は組合を再び闘争に起たせ、とくに残額の〇・八カ月分の支給を要求して年初から闘争を行つたが、片山内閣はその財源を運賃および通信料値上げに求めんとして労働組合および野党の反撃にあい、社会党左派もまたこれに反対したため二月九日ついに総辞職した。

二、臨時給與委員会と二、九二〇円　中労委は一月二三日「二三年一月より実施さるべき官公吏の給與水準を決定する調査審議機関として政府および労組代表よりなる臨時給與審議会を即急に構成するよう」あらためて政府ならびに全官公廳八組合に勧告したが、これに対し一月二四日政府および國鉄労組のみが受諾したにとどまり全逓ほか七組合は参加を拒否した。かくて労働者側委員は國鉄のみというきわめて弱体な構成で一月二七日に発足した。委員は、中立側桂皋（委員長）、中山伊知郎（商大教授）、藤林敬三（慶大教授）、組合側加藤閲男（國鉄委員長）、蓮見太一（同給対部長）、大西要（同調査部長）、政府側今井一男（大蔵省給與局長）、稲葉秀三（安本官房次長）、金子美雄（労働省給與課長）の諸氏であつた。

給與委員会は爾後一四回にわたる委員会をひらいて、二月二一日「二三年一月における官廳労働者の給與水準を二、九二〇円（税金三五八円を含む）を妥当とする」との第一報告書を作成、引き続き七回の委員会をひらいて三月六日「給與体系整備の具体的方針、その他当面の暫定措置について」の第二報告書を作成、政府に答申した。

第一および第二報告書が給與原則として強調している点は次の二点である。

一、給與は勤労に対する報酬であるという原則を貫くこと。政府職員に対しても均しく労働基準法が適用され、その超過勤労に対してはそれぞれ手当が支拂われる事情となつた以上、反面勤労のない場合には給與を差引くべきことは当然すぎるほど当然である。政府はすべからく「ノーワーク・ノーペイ」の原則の確立に努めねばならない。

二、給與は労働の質と量とによつて配分さるべきこと。給與水準は國民一般の現実消費水準を基礎とし、これと見合つた程度において勤労者の生活を確保する高さに維持されなければならぬが、その配分は労働の質と量とに應ずべきことはあらためていうまでもない。さいきんいわゆる生活給が強調されるの余りこの原則を無視したフラットな給與体系が主張される傾きがあるが、如何にインフレが昂揚すればとてこの点の軽視は許し難い。またそういつた給與体系は勤労意欲を害し、生産復興を阻むものであることを忘れてはならない。（第二報告書結語）

たとえば、家族給については次の如くいう。

「労働者の給與は本來仕事と直接の関係のない要素（たとえば扶養家族数）によつてではなく職務の性質、技能の熟否、修養の要否等直接仕事と関係のある要素によつて決定せらるべきである。家族給に重点をおきすぎれば扶養家族数の多いものの就職を困難ならしめる。何となれば同等の能率のあるものがより低い給與で雇入れられるからである。また高額の家族給は扶養家族のない労働者をこれをもつものに比して不公平に扱うものであるばかりでなく、後者は少い給與を受けるにすぎないからである」（第一報告書）

これは、四六年の一〇月闘争で電産が確立して以來の労働者の生

活給の体系に対する攻撃を意味するものであつた。この生活給（最低賃金制）の原則に対し、最高賃金制（平均賃金）の体系を――同一労働同一賃金の名のもとにおける職階給をおしつけんとするものであつた。國鉄をのぞく全逓ほか七組合はかかる給與体系に眞向から反対であつたことはいうまでもない。

なお二、九二〇円の算出方法については、第一報告說明書に詳細に說明されているが、その方法は要するに四八年一月の工業労働者全國平均賃金を總理廳統計局の毎月勤労統計を基礎資料として一日八時間労働、三、二七七円五〇銭と算定し、これを官業労働者の平均基準労働時間六時間労働にひきなおしたものである。しかし実際の民間給與は四千二、三百円が一般で、算定された基準よりはるかに高いものであつた。

三　三月闘爭の経過

(1)　政府通告書とその給與体系　二、九二〇円水準にかんする給與委員会の報告書が提出されたのは片山内閣の總辞職後であつたが三月一〇日成立した芦田内閣はこれを全面的に採用することを閣議で決定、全官公に通告したが、國鉄に対しては三月一二日岡田勢一運輸大臣より次の通告書が発せられた。

一、委員会の決定通りの給與を実施すること。

二、経済的要求に関する限り昨年以來の問題は中央および地方を通じてこれで一應打切る。

三、條件の第二項中経済的要求に関する限り昨年以來の問題は中央および地方を通じてこれで一應打切る。

運輸当局と別途にその他の問題ならびに條件第三項については夫々所要の統制を把持し、組合と共にその他の問題も爭議行爲によつて解決を図るという段階から団体交涉の段階に移すこと。

四、政府は國会の承認を経て三月二〇日に一月乃至三月分の差額を支給すること。

本部の責任者を通じてなすこと。以上につき満足な回答が得られるまではこの給與は実施出來ない。

通告書は、第二報告書の新給與体系の整備要領にもとずき、その実施要旨を記しているが、これによれば、本俸は現在の暫定加給、暫定加給臨時増給および臨時手当を廢止して一本の新本俸とし、その水準は二、〇〇〇円を下らないものとする。家族手当は扶養家族一人当り二二五円に引上げる。勤務地手当については各府縣に組合側を中心とする地域区分委員会を、中央に政府側、組合側合同の地域給委員会を設置して審議する。特殊勤務手当については、労働條件のなかで本俸にとり入れることが不可能または不適当なものを特殊勤務手当として支給する。次に暫定措置については、新給與体系の整備をみるまで新水準の内拂を行うこととし、内拂の水準は二、五〇〇円程度とし、本俸（本給）系統については現行の所定の勤務時間に應じ本俸暫定加給および暫定加給臨時増俸の合計額に対し夫左の率を乘じた額を増額支給する。

週四一時間半およびこれに準ずるもの　五割

週四四時間およびこれに準ずるもの　六割

週四八時間およびこれに準ずるもの　七割

(2)　國鉄の政府通告受諾　この政府通告書に対し國鉄労組は三月一三日、第三回臨時全國大会開催地の上諏訪に第四回中央委員会をひらいて受諾と決定し、次の如く回答した。

一、條件の第一項は受諾する。

二、條件の第二項中経済的要求に関する限り昨年以來の問題は中央および地方を通じこれで一應打切る。

三、條件の第二項のその他の問題ならびに條件第三項については運輸当局と別途にその趣旨による確認書を交換する。

四、政府は國会の承認を経て三月二〇日に一月乃至三月分の差額を支給すること。

ついで一四日から四日間ひらかれた第三回臨時大会では政府通告の受諾をめぐつてはげしい討論がくりかえされ、中闘の「反労働者的態度」が追及された。右派は、最低賃金は「水にうつれる月の

影」と攻撃し、左派は、一、九二〇円の職階給は「青酸加里」と應酬した。反対論の要旨は、

(一) 職階給は職場内に対立を引き起し、組合の団結を破壊する

(二) 政府は爭議権、支部の提訴権の放棄をも要求している

(三) これが受諾はさらにはげしい資本攻勢をよび起すというにあつた。かくて政府通告の三條件の逐一について採決に入り、第一項は三二六対二八四、僅かの差で受諾と決定した。しかし第二項の爭議行爲打切りは賛成三〇四、反対三〇六と左派のするどい反撃をしめしたが、過半数に達せず、再採決の結果は三一一対三〇二とこれも受諾となつた。第三項は三一五対二九八であつた。しかし最後に中闘不信任が七〇支部中四〇余支部の署名動議で提出され、採決で二九一名が不信任を表明したことは、不信任案そのものは否決されたとはいえ國鉄下部大衆のはげしい闘爭氣構をしめすものであつた。

なおこの大会を契機として國鉄労組の指導部内に三派の形成をみるにいたつた。四七年一〇月大宮で結成した國鉄民主化同盟（國鉄民同）と改称、最右翼を形成したが、一方二、九二〇円丸呑という民同の右翼コースに反撥し、同時に共産党とも一線を劃さんとする中間勢力は相糾合して國鉄革新同志会（革同）を現地で結成、組合主義を標榜した。

(3) 全官公の三月闘爭　三月一三日付政府通告書に対し國鉄をのぞく全官公は次の要求をもつて答えた。

一、東京都基準独身者・四、五八八円九一銭、平均二・五人家族七、八五三円四二銭を一月分より支給すること

一、首切り反対

一、労働法規を改悪しないこと

一、勤労所得税の延納を認めよ

この新要求は三月一八日政府によつて拒否され、これより全官公三月闘爭は具体的に闘爭段階に入り、緊張の度を加えてきた。

全逓中闘は一五日以降全國の闘爭態勢を集約するとともに一九日スト宣言を発して二三日以降行動の自由を留保することを声明し、全國ストの壓力をもつて一挙に爭議を解決の方向へ導かんとする態勢をととのえた。全官公・全官労も急速に闘爭態勢を整備した。

この全國的闘爭態勢の壓力を背景として全官公は三月一九日新たに次の三條件を提示して政府交渉に入つた。

(一) 二、九二〇円を直ちに國会の承認を得て支給すること

(二) 一、八〇〇円水準をふくらませて支給すること

(三) 現在の不足額と将來の給與は閣僚と全官公廳労組代表との団体交渉で解決すること

ここで闘爭の目標は一應二、九二〇円の新給與に集中される形となつたが、しかし組合の要求は職階制によらず一、八〇〇円ベースの形態のままでふくらませることにあり、政府と眞正面から対立するものであつた。

政府はこの組合の要求を拒否するとともに三月一九日新給與実施についての八三億七千万円の補正予算と「政府職員の給與等に関する法律案」を上程、國会を通過せしめ、國鉄従業員にのみこの支拂をはじめた。政府の露骨な組合分裂政策であつた。ここにおいて組合は要求に柔軟性をもたせるため金額の点においても政府案に譲歩しさらに次の三項目を容れるならば二三日以後の重大事態は責任をもつて收拾するとまで譲歩した。すなわち二二日加藤労相を通じて提示せる三項目とは、

(一) 二、五〇〇円による概算拂いを無差別で支給すること

(二) その支給は一、八〇〇円ベースをそのままふくらませた形で行うこと

(ハ) 二、九二〇円と一、八〇〇円との差額配分は将来の団体交渉によるべきこと

これに対し政府は二三日、組合側は現在の給與問題の最後的解決として二、九二〇円水準を承認し、争議行爲は中央、地方を通じ終熄せしめることなど五点を表明、これをもつて政府のとり得る最大の処置であると言明した。そこで、全官公廳拡大委員会は実力行使やむなしの結論を出し、(イ)二、五〇〇円の暫定給與無條件支給の要求をひつこめて、一八日の第一次交渉の線にかえし、二、九二〇円は一、八〇〇円をふくらませて支給すること、(ロ)従つて今後は一三日の要求の最低生活費七、八五三円四三銭要求の態度で進む、の強硬方針を決定、これにもとずき全官公は二五日一四時間ストに入り、全逓もまた二五日第一次ストを決行した。非現業の職員組合も賜暇戦術をもつて勇敢に闘つた。殊に全財は組織の全力をあげて闘い、実にその組織の九五%がこの闘争に参加した。

全官公廳はさらに二六日拡大委員会を開催、二九日以後さらに闘争を強化することを決定し、これにより全逓は二九日から全國を二分したスト、三一日の全國一斉ストの準備を指令し、二九日には東日本一帯一五万人が一斉ストに突入した。さらに全官の一三省は三〇日から一斉四八時間の賜暇ストを行うことを決定し、自治労連も二九日から行動開始を指令、東交(都電)をはじめとする都労連は二七日からすでにストに突入した。

この大規模な労働者のストライキ闘争の組織は、政府を根底よりゆすぶるに充分であつたが、二九日にいたり突如マーカット・メモランダムが発せられ、三一日の一斉ストは二・一の場合と同様また禁止され、政府を窮地より救つた。

総司令部経済科学局長マーカット少将の日本政府に対する覚書(要旨)

(イ) 今週に計画されつつある威嚇的かつ計画的電信事業従業員の罷業は一九四七年一月三一日付連合軍総司令官の通告の條項に該当するものと考慮することを本文によつて通告す。

(ロ) 経済復興並びに公共利益に重大なる不利益を及ぼすこの罷業を防止する必要なる措置を講ずべきことを日本政府に期待す。

(ハ) 連合軍総司令部は日本政府に講じたる措置の報告を要求す。

この覚書に対し全逓の労働者は賢明に対処し、少しも動揺せず、二・一ストより一段と進歩していることをしめした。政府は覚書により六名を免官、二八名の減俸処分を発令したが、労働者はこれに対し地域的スト、非現業の賜暇ストを継続し、政府に対する攻勢をゆるめなかつた。

三〇日マーカット少将は再び声明を発し「一斉事務停止なる言葉は単一産業または一集団的産業の関係労組員が系統的または組織的に相連関した一連の業務停止を意味する。また異つた地域と異つた日時における短期間の組織的欠勤は全地域における一斉ストと同様な、またそれに相應する累積的影響をもつ点からいつて單なる口実としか考えられない。従つてこの種の活動は一斉業務停止に該当するべきである」と「地域スト」「賜暇戦術」も禁止するとした。しかし同日全逓の天王寺支部と宮城支部の労働者は二四時間ストに突入した。官業労働者はいかなる條件におかれても闘えば闘えることを学んだ。

四月二日経済問題にかんする限り一應の妥結をみるまでにいたつたが、争議による犠牲者を出さぬことその他組合の三條件でまた決裂し、組合はひきつづき職場放棄などの手段で闘争を継続した。かくて四月一五日次のような組合の條件が確認され、四月一九日には正式調印が行われて、ようやく妥結をみた。全逓が四七年七月松江大会で二本建最低賃金の要求を決議して闘争に起ち上つてより、

実に九カ月目であつた。

組合側提案

(一) 組合は二、九二〇円水準を暫定措置として受理する。
(二) 組合は新給與整備委員会の円満解決を期待し、二、九二〇円水準に関する争議行爲を停止する。
(三) 新給與整備委員会は経済問題に関する了解事項の趣旨にしたがい協議立案する目的をもつて一切の政府職員の参加を求めて設ける。
(四) 新給與整備委員会はこの結論に基く給與を五月一日までに支給することが出來るように審議する。
(五) 政府は二、九二〇円水準の残額の一―四月分をさかのぼつて五月一日に一時に支給する。
(六) 政府および組合は本格的給與に関する委員会を新給與整備委員会の終了と同時に発足させる。

三條件

(一) 今回の争議で犠牲者を出さないこと
(二) スト・賜暇を行つたことで給料不拂をしないこと
(三) 労働法規を改悪しないこと
(4) 全逓の二四時間スト　三月闘争の経過は以上の如くであつたが、この闘争の中心的部隊は全逓労働者であつた。全逓は、この闘争を「支部の自主的スト」による地域闘争と「中央指令スト」による全國闘争の二つの闘争形態をもつて闘つた。すなわち二月二五日大阪中郵のストから三月一五日の中闘会議における戦術轉換までが「自主的スト」の段階で、各地の自主的ストは延九〇四支部、参加人員二四七、七五四名に達した。しかし、この活潑な地域闘争の展開にもかかわらず、地域闘争のくりかえしではもはや闘争は一歩も前進し得ない段階に達し、早急に組合の全力を結集して闘う全國闘争が全組合員に痛感されるにいたつた。ここに於て全逓労組は三月八、九、一〇の三日間地連地評の代表者会議をひらいて戦術轉換を討議し、三月一五日この討議にもとずいて中闘は大巾の戦術轉換を行い、三月二六日には東西日本を二分するストを指令し、更に同日指令第二八号をもつて三一日全國一齊ストを指令した。この本部指令によるストは延三、三二三支部、参加人員は八六〇、四五二名に及んだ。当時全逓の総支部数は一、二四五であつたからほぼ一カ月の間に各支部平均約四回ストを反復したことになる。この三月闘争のなかで、特に活潑な動きをしめしたのは自主的ストの口火を切つた二月二五日の大阪中郵支部のストを中心とした大阪地協の闘争である。

第174表　全逓大阪地協のスト参加状況

局名	スト参加人員	労務確保員数
大阪中郵	1,185	290
天王寺(第一次)	90	30
布施	130	20
大阪港	99	31
大阪地協(第一次)		
普通局	19,234	3,846
特定局	2,161	542
鳳	89	21
堺電信	145	35
大港工事堺出張所	15	3
天王寺(第二次)	90	30
大阪地協(第二次)		
普通局	19,158	3,781
特定局	2,161	542
池更	91	30
計	49,688	9,201

中郵支部では二月一八日拡大委員会でスト決行を決議し、二〇日の職場大会では

賛成　一〇四
反対　一七
棄権　四

で二五日の二四時間ストを決定した。

同日大阪地協委員会も三月一日の地協一斉

第六回中央委員会をひらき新給二四時間ストを決議し、これにもとした。本省支部は三〇日一斉賜ずいて天王寺、布施、大阪港三支部盟もまた三一日職場大会をひら は二四時間ストに入つた。闘を決議した。青森支部は三月 この二五日から三月一三日にいた時間スト決行の準備を指令し、る大阪地協のストライキ参加支部及調停した生補金一四、一六五円び人員は第174表の如くである。

この相次ぐ大阪地協の二四時間一斉ストが業務の運行に與えた影響を、たとえば大阪中央電話局でみれば、三月一二日のスト中の市外通話状況は第175表の如くであつた。

(5) 國鉄各支部の三月闘争　國鉄労働者は右派執行部の闘争抑壓的指導にもかかわらず、全官公労働者と結んであくまで闘い抜く固い決意をもつていた。大会の決定はこの下部大衆の決意をひるがえさせることが出來なかつたばかりでなく、闘争は大会の決定を無視してさらにはげしく展開されていつた。國鉄労組の中核をなす青年部は三月二九日松本で與反対を声明し、大会の決定を否認ストを決議し、東鉄一三電車区連き大会決定を否認して全官公との共種会議の出席拒否を実施。

△帯廣十勝浅水間各駅は二月一五日より貨物の受託発送ならびに機関車用石炭の積卸停止。

△廣尾線、土幌線各駅では二月一五日より貨車の入換作業および

第175表　大阪中央電話局の市外通話状況

	受付		取消		完了通話時数	
	平常	3月12日	平常	3月12日	平常	3月12日
一般市外	6,500	83	2,300	20	9,660	174
即時	10.319	75	3,691	51	9,821	52
準即時						

解結作業を停止。
△平岸線各駅では二月一七日より貨車入換作業を停止。
△函館車掌区分会は二月一七日より荷物事故ならびに傷害事故防止のため小荷物車および代用車の基準積載量を超えたものについての積込拒否を実施。
△札鉄本局保健課、機械課は三月五日を期し二四時間スト決行。
△札幌管理部支部は三月一〇日二四時間ストならびに一切の報告物の停止を決行。
△苗穂工機部は三月一〇日全職場において二四時間スト決行。
△追分機関区分会は三月一六日、二三五列車二三七列車、三月一七日、夕張線全列車の途中入換拒否。
△静内機関区分会は三月一七日、日高線全列車の連結停止、三二列車および三七列車に対し静内、様似間に列車二輛増結のほか全員定時出退廳石炭使用一日量以上の取卸拒否などを実施。

この勢におされて國鉄中闘は二月二〇日、闘争宣言を発し、生活補給金残り〇・八カ月分の即時支給、労働法規労働協約改悪反対、行政整理反対、新基本給の実施を要求してまず北海道地区に対し、二月二五日、二七日、三月一日のそれぞれ二四時間ストを指令した。しかし二月二四日、当局から三月分給料繰上げ支給、北海道の越冬用石炭を支給するなどの回答を得るや直ちにスト中止を指令したばかりでなく、これら北海道の闘争を「國鉄労組に対する反逆行爲」であるとまで非難した。しかし闘争は、北海道からさらに四國九州にまでひろがり、大会後もいぜん根深く燃えひろがっていつた。宇和島機関区分会は二月二六日より安全運転に入り、二八日までつづけられた。松山自動車区分会は二月二五日から三月四日にわたつて検査規定厳守の遵法闘争および怠業に入り自動車便を欠行せしめた。松山機関区分会機関車乗務員は三月二日から三日にかけて集団腹痛欠勤を行つた。また松山車掌区は三月九日充電作業を中止し、香川支部は通信管理に入つた。

このもりあがる闘争に対して政府および当局は業務命令と官吏服務規律をもつて対抗し、二月二七日閣議で政府職員の官紀肅正にかんする方針を決定、各官廳に通達した。これは、非現業に対しては、いかなる名目の実力行使も官吏服務規律で処断し、現業に対しては争議行爲とされていない怠業行爲には、非現業と同様の処分をとり、不当な争議行爲に対しては労調法第四〇條をもつて処断し、さらに現業非現業をとわず罷業期間中の給料を差引くという強壓的なものであつた。しかし、これも闘争を押し鎮めるには役立たなかつた。

(6) 新橋、國府津支部運休事件　新橋、國府津両支部は、四七年一〇月より夫々別個に数項目にわたる要求を提出して闘争に入つていた。すなわち新橋支部は、㈠不足実働人員の早急補充、㈡生活必需物資の適正價格による完全配給、㈢八時間労働制の即時実施、㈣諸手当および業務の改善など七項目、國府津支部は、㈠労働協約の即時締結、㈡適正人員の整備、㈢線路工手に対する特別作業手当、㈣建築工ならびに技工に対する道具類の確保および作業手当、㈤特殊物件の購入権、㈥運轉速度計、時計の即時完備、㈦多季暖房、㈧所得税の撤廢などを要求して夫々都労委および縣地労委に提訴し、四七年一二月に調停案が提示されたが、問題はいずれも未解決になつていた。そこで四八年四月新橋支部はさきの諸要求に、㈠馘首反対、㈡大衆課税反対、㈢被服類の完全配給を筆頭に國鉄復興資材にかんする三〇〇項目をあげて再び当局に申し入れた。特に國府津支部の要求は作業環境の完備と復興資材の整備に重点をおいているなど従來の要求と異つているが、その理由として慰休が、人員不足のためとれない点、厚生その他労働條件の悪化のため定着率が五五%

以下となつている点、さらに技工定員一〇名を要するところ一名にすぎない点、その他修理に手工業的方法を用いている点、また工機部の技術低下を理由に尨大な経費をさいて修理車を民間メーカーに移譲している点など労働條件の劣悪、労働用具の荒廃、当局の事務能率の不円滑などを具体的に指摘している。

その後両支部は何回となく当局に団体交渉を要請したが、当局はなんら誠意ある態度をしめさなかつたため、組合側はついに鉄道諸規程の厳守と基準法遵守の戦術をとり、慰休をとるもの続出したため運休事件が発生するにいたつた。

運休は四月一五日から行われ、田町、下十條、蒲田、池袋、辨天橋各電車区、東京沼津両機関区などが参加し、四月一五日の運休は合計一一〇本におよんだが、一六日は一三本、一七日は三二本、一八日は七本、一九日は八本と減少した。二〇日には再び二九本の運休が発生、二一日は二六本となり、その後運休は次第に減少した。しかし引きつづき各分会班などにおいて休暇をとるもの続出し、このため東海道幹線の輸送は重大混乱を生じた。

運休の続出に狼狽した当局は業務命令と規定の緩和をもつて運行を確保せんとしたが、組合は機関車修繕規程、車輛整備規定の厳守、前年度繰越慰休の使用など遵法指令をもつて闘つた。新橋支部各職場の慰休残日数は四月現在二三、〇八七日、一人平均一〇・四日に上つていた（第176表参照）。

四月一八日MRS東京地区司令官から一進駐軍輸送列車および軍用貨物輸送確保」の命令が管理部長宛発せられ、また労組本部に対し、支部の争議行為中止の命令が出され、本部は争議の中止を命じたが、支部の労働者はこれを拒否して闘つた。しかし、事態の重大化に中労委が調停に立ち、五月七日勧告を行い、これを双方了承して一應事件は落着した。

第176表　新橋支部管内における四月現在の慰休残日数

	現在員	慰休人員	慰休日数	一人当平均日数
東京機関区	426	297	3,410	11.4
田町電車区	313	217	1,961	9.2
蒲田電車区	495	290	2,559	8.1
池袋電車区	505	312	2,667	8.5
品川電車区	363	209	2,178	10.4
品川検車区	922	247	2,099	8.4
新宿保線区	509	350	3,664	10.4
新宿通信区	273	266	4,549	17.1
計	3,802	2,178	23,037	10.4

(7)　三月闘争の諸結果

三月闘争は、その結果からみれば、最低賃金制の確立、これを一月の物価水準で貨幣額に現わした平均七、八五三円四二銭など組合の諸要求は貫徹をみなかつたが、政治的には大きな成果を闘いとつた。

第一は政府の職階給の実施を事実において不可能にした。政府は二、九二〇円の新給與実施にさいし、平均賃銀の体系を一歩すすめ、時間給と職階給與の原則をつらぬかんとした。すなわち時間給については前述の通り一週四一時間半―四四時間のものには五割・四四時間―四八時間のものには六割、四八時間以上七割という三つの枠をつくつて給與に差等を設けんとした。これによれば事務系統の非現業職員にはうすく、現業には厚い給與となる。職階給については、二・一、スト後の給與体系は生活給的性格を多分にふくんでいたので最低五四九円、最高三、六九〇円でその倍率は六・五倍程度であつたが、これが第一次案では最低八〇〇円、最高一二、〇〇〇円でその倍率は一五倍にも拡大されていた。

これに対し三月闘争は、終戦來の闘争の過程において確立した年齢給および家族給と地域給とからなる生活給の体系をまもりぬくと

ともにさらにこれを科学的に体系づけた最低賃銀制の給與原則の正しさを示し、この要求のもとに全労働者を統一することに成功した。これがつづく五、二〇〇円獲得闘争において國鉄労働者を共同の戰線に復帰せしめ、新らたな攻勢へと発展せしめる基礎となつた。

この結果、政府が実施しうることになつたのは時間給のみ加味した二、五〇〇円の暫定支給にとどまり、「資格による給與差は原則として現在の開きを拡大しない、各職員本俸は一、六〇〇円ベースの一六割を確保する」との組合條件をみとめ、さらに四月以降の給與体系は組合、政府代表による給與整備委員会であらためて協議することになり、問題はすべて今後にもちこされた。

第二は、政府が意図した労働諸法規の改悪を一年後にまで引き伸ばした。既に攻勢に轉じつつあつた資本家及び政府は労働法規改悪のほか公務員法改訂、首切り行政整理、組合彈壓など具体的に準備しつつあつたが、これに対し三月闘争は大きな防衛の役割を果した。

第三は、労働者の統一行動の大きな力とその全國的スト のもつ威力を具体的にしめした。二・一スト後の右翼的な自己批判は「占領下ではストは出來ぬ」との敗北主義におちいり、労働運動の退潮となつたが、三月闘争にはこの種の退潮はみられず官業労働者は更に大規模な夏季攻勢を組織した。殊に全逓の闘争は占領下における労働者闘争の一つの戰術を具体化し、個別的な地域闘争に組織性を與え、全國的闘争の一環としてこれを正しく闘う方途を明かにした。

最後に三月闘争は民間労働者をも闘争に立たしめ、殊に全石炭、電産の労働者はストをもつて闘つたが、第177表は戰後における労働者闘争のなかにしめる三月闘争の地位をよくしめしている。

しかしかかる成果の半面、労働者の未熟さによる欠陥もあつた。その一つは、労働者の要求において賃金制度（質）と額（量）の問題が正しく区別されず、制度に対する要求が固定した額として提出され、その額を獲得することが恰も最低賃金制の確立であるかの如く問題が出されたため、結果において要求に柔軟性が失われ、戰線の不統一（國鉄の離脱）をもたらし、結果を弱めた。また同じことであるが、このときのベース賃金に対しても最低賃金制との関連に於て正しく理解されなかつた（ベース賃金自体は労働者に対する支拂賃金総額を抑えんとするものであつたが、ベース賃金による物價体系の確立といえ考え方自身は最低賃金制を認めざるを得ないものであつた）。このため闘争はベース賃金打破の一点に集中され、労働者の最低賃金制に対する正しい要求が一般には実力による高賃金要求であるかの如き印象を與え、更に労働者自身の中にも「最低賃金制の要求は無理だ」との敗北感を生ぜしめ、政府の「物價と賃金の悪循環論」を撃破出來ず、事実に於て廣汎な同盟軍（農民）の獲得を妨げた点など幾多戰術的未熟さと混乱が指摘されうるであろう。

第177表　3月闘争争議参加人員

	争議を行つたもの		争議行爲を伴わなかつたもの		合　計	
	件　数	参加人員	件　数	参加人員	件　数	参加人員
46年10月	167	201,782	9	91,597	176	293,459
47年10月	92	91,571	58	1,756,011	150	1,847,582
48年3月	98	937,171	96	1,439,254	194	2,376,425
48年6月	106	308,835	104	181,493	210	490,328
48年8月	171	354,149	154	129,522	325	483,671

第二節　五、二〇〇円獲得闘争

三月闘争は政府、全官公双方の譲歩によつて一應の妥結をみたが、それは一時的休戦にすぎなかつた。官業労働者は給與問題の根本的解決を要求して、再び行動を起しはじめた。五、二〇〇円獲得闘争がこれである。

五、二〇〇円闘争は、この意味で三月闘争の継続であつたが、それは三月闘争と次の点において相違している。

五、二〇〇円闘争は、その出発点は政府の三、七〇〇円ベースにたいし四月における最低賃金五、二〇〇円を要求したにはじまるが、全官公はこの要求において最低賃金確保の絶対前提として、物價改訂を行わないこと、大衆課税の撤廃など六條件を付し、これが闘争の中心におかれた。この闘争は、この六條件の要求からも明かなように経済闘争であると同時に大きな政治闘争であつた。國鉄はこの闘争において左派勢力が進出し、闘争を指導した。とくに、全逓は最初の出発からこれを政治闘争として意識し、大きな政治、経済ストを組織しようとした。この点が、この夏の闘争を以前の賃金闘争と明確に区別している。

第二に労働者の統一戦線にも非常な発展がみられた。なによりも大きく作用したのは國鉄六〇万の全官公への復帰であり、その統一行動であつた。また三月闘争のときとは比較にならぬほど大きな共闘態勢が民間労働者との間にもつくり出された。これは、六條件という形で闘争目標が明確に提起されたからである。

このように官業労働者は非常な成長をしめした。しかしこの闘争は、本格的な発展をみざるうちにマ書簡の発表となり、労働者闘争の前には深刻な新情勢が展開されるにいたつた。

一　國鉄奈良大会

國鉄労組は五月三〇日から四日間奈良において第四回全國大会をひらいた。この大会で五、一〇〇円の新賃金要求と全官公との同調が決定され、過去一年來の右派執行部の指導から脱した。委員長選挙は統一派の推す岡彰氏と僅か一票の差で、しかも再採決の結果民同系の加藤閲男氏の留任となつたが、副委長には共産党の鈴木市藏氏、書記長には革同の金政大四郎氏が多数で選ばれ、執行部の比率は民同二二、革同一六、共産一二となり、統一左派が優位した。

大会は、左派の全般的勝利というには遠かつたが、從來の極端な労資協調的な行き方に対し批判が集中されていつたため、全官公との同調問題は、総数の七六%である四六七票の壓倒的多数で決定された。新給與問題は、左派の斎藤案の五、一〇〇円が木内案による四、七〇〇円案を破つて三七一対一七二票で決定された。しかし、これらの問題が労働者の最低賃金制確立の問題として、その階級的立場が明確につらぬかれなかつたため、五、一〇〇円も金額の多い少いの問題として喰えるか喰えないかで論じられ、全官公との同調も、労働者の階級的連帯から論ぜられず、全官公の要求額が五、二〇〇円で多いからといつた方向に流されていつた。このため給與の基本方針として「最低賃金制の確立」が採決で決定されていながら職階制が三三七対二六八で決定され、さらに問題はズレて職階給は五、二〇〇円の枠内か枠外かで争われ、一端枠外と決定されたが一枠外では職階給を行わぬのと同然ではないか」と右派に反撃されたが再轉して枠内と決定され、ようやく左派は「政府の行う職階制には反対する」との決定をとつて解決した。しかしこれで折角の左派の最低賃金制は宙に浮いてしまつた。さらに闘争方針も左派の主張する地域闘争が破れ「本部の闘争に主体をおき、本部は部分的に支部に争議を行わしめることができる」との本部案が決定された。

二、三、七九一円と全官公の五、二〇〇円　政府は六月の物價改訂にあたり賃金水準を三、七〇〇円と決定し、これにもとずく官公吏の給與水準を三、七九一円とし、第二國会の閉期直前國会に提出して、通過せしめた。この算定は二、九二〇円と同様の方式で行われ、五月における工業労働者全國平均賃金を三、五〇〇円と推定してはじき出されたものである。これが現実に実質的賃金を維持出來るような物的裏付をもつていないことは政府自体も認めるところで、加藤労相は「卒直にいつてこのベースを長く維持する確信はない」といつている。事実その後発表された総理府統計局の発表によると四月平均賃金三、六七一円で、その数字は五月推定数字をはるかに越えており、すでに十数%の誤差を生じている。また五月から六月にかけての闇物價の騰貴率を三・六%と見込、七月以降を安定するとみているが、日銀の東京消費物價指数によると総平均で対前月七・一%の騰貴で、想定をはるかに上廻つている。

しかし、このときの賃金問題は、もはやかかる計算の基礎の適否にあつたのではない。労働者の反撃は、かかる賃金ベースを策定する政策の根本に、すなわち労働者の一方的犠牲のうえに強行される資本主義的安定コースに対して、その政策である物價改訂と賃金統制に向けられていた。

國鉄は奈良大会で五、一〇〇円を決定したが、その後六月二二日の中央闘争委員会で新基本給を次の如く決定した。

基本方針

一、賃金闘争の目標が「最低賃金制の確立」にあることはいうまでもないが、今次闘争においては取敢ず二、九二〇円を打破する新給與水準の獲得にその目標をおくものとする。

二、新給與水準は、二三年四月基準にて手取り概ね五、二〇〇円とし、全官公廳労組協力してこれが実現に邁進する。

三、給與体系については全官公労組必ずしも意見の一致をみないが、國鉄としては奈良大会の決定に基いて「職階給是正」の方針を堅持する。

全逓は六月同じく金沢に第五回臨時全國大会をひらいて新給與五、二〇〇円を決定したが、今回は昨年の二本建要求にかわり、一本建として要求額をまとめている。國鉄、全逓の五、二〇〇円の算出方法を参考までに記せば次の如くである。

全官公賃金專門委員会は、この國鉄、全逓の結論にもとずき五、一〇〇円水準を全國平均の最低額として当面の闘争を統一する目標することを決定した。

國　鉄

内閣統計局消費者價格調査（C.P.S.）を資料として算出。

$$\underset{(A)}{9{,}364.25}\,\text{円}\times\underset{(B)}{0.7899}\times\underset{(C)}{0.6125}\times\underset{(D)}{\frac{118}{110}}\times\underset{(E)}{1.1}=5{,}364\,\text{円}=5.200\,\text{円}$$

（A）＝23年4月東京都におけるC.P.S.を5人世帯に換算した額

（B）＝全國乙地への換算率

（C）＝2.5人世帯への換算率

（D）＝乙地より官廳職員の平均地域給加算額への修正率

（E）＝C.P.S.における受贈，物交，自家菜園からの取穫および記入洩れなどを約10%とみての修正率

全　逓

独身者1人1日当り2,400カロリー，蛋白80グラムを摂取しうる金額を消費者價格調査によりいわゆる実効價格をもつて調査した明細な飲食費を作成し，これを69円58銭として次の如く算出している。

円　　円　　円
69.58×30.4×2.1÷0.63×$\frac{14}{19}$=5,195.00=5,200
（A）（B）（C）（D）

（A）＝1カ月平均日数
（B）＝2.5人家族の消費單位
（C）＝食費率
（D）＝修正地域系数（従来の調停案および地域要求賃金調査に基いて算出）

三　交渉経過　國鉄労組は全官公廳労組連絡協議会を通じ六月一二日次のような要求書を政府に提出した。これよりさき、全官公労組は二、九二〇円は一―三月の暫定的なもので四月以降は当然改訂されるべきもので、その水準改訂とともに給與体系も根本的に修正すべきであるとして、四月一六日の政府、組合の覚書により新給與委員会の発足を政府に要求していた。五月六日および一〇日の二回にわたり政府、組合両者による新給與委員会の打ち合せ会が行われたが、新給與委員会の構成および性格について両者対立し、特に紛争にそなえあらかじめ中立を加えた調停委員会を設けんとする政府の主張は団体交渉権の拘束であると組合側の猛烈に反対するところとなり、給與委員会はついに成立することなく流れてしまつた。

要求書

われわれ全官公廳労働組合連絡協議会は全官公吏を代表して左記の要求を提出する。追つて回答は六月一九日までに文書をもつてせられたい。

記

働くに必要な給與として五、二〇〇円を四月分より即時支給すること。これは全官公吏の給與の標準で業種別平均賃金ではない。但し右は次の事を絶対條件とする。

一、本年四月現在においての手取金額であること。
二、物價改訂はしないこと。
三、大衆課税を撤廃すること。
四、紛争処理機関は設けないこと。
五、首切り行政整理をしないこと。
六、最高賃銀制は策定しないこと。

昭和二三年六月一二日　　全官公廳労働組合連絡協議会

内閣総理大臣
芦田均殿

これに対し、政府は六月一九日次の如き回答をなした。

回答

去る六月一二日付の要求は、わが國の現狀においてはこれを承認することはできない。政府は物價補正と睨み合わせ、今回政府職員の給與水準を三、七九一円として予算に計上しておるので、速かに協議を進めることにいたしたい。

昭和二三年六月一九日　　内閣官房長官　苫米地義三

全官公廳労働組合連絡協議会
御中

この政府回答に対し全官公八組合は不満の意志表示を行うとともに団体交渉を申し入れ、六月二二日その第一回交渉がひらかれた。爾後七月三日交渉決裂まで一〇回にわたる団体交渉がもたれたが、六條件を交渉の前提とするか否かで対立をつづけ、ついに賃金問題にはいることなく交渉は決裂した。その主要な争点は次の諸点であつた。

(一) 新給與の実施について組合は四月からを主張、政府は六月からを主張した。

(二) 六條件については、組合はまずこれを審議して賃銀水準を決定すべきであることおよび特に物價改訂は賃銀に直接関係があると強調した。政府は、四月現在の手取りであること、紛爭処理機関を設けぬこと、首切り行政整理を行わぬこと、の三項目は、は団体交渉の対象になるが、物價改訂をしないこと、大衆課税を撤廃すること、最高賃金制を策定しないこと、の三項目は、政府の行政権に属し、國会の審議を受くべきもので、使用者としての政府と被使用者の代表たる組合との交渉はあくまで労働條件、賃金問題の範囲内で行わるべきものであると主張した。

(三) 二三年度の予算案については、組合側は、三、七九一円という食えない賃金を予算に計上して一方的に押しつけることは不当であるとし、二三年度予算は反労働者的であると攻撃したが、政府は物價改訂などは既定の方針であり、その是非は議会で論ずべきだとした。

この間交渉の中途において六月二八日、政府は國会の会期は余日なしとして、一方的に三、七九一円水準の法律案とともに四、〇〇〇億におよぶ尨大予算を國会に上程するにいたつた。組合はこれに應じてただちに対國会闘爭に移り、労農議員団との連絡会を結成し、院内外にわたつて猛烈な反対運動をつづけたが、ついに七月三日衆議院、同四日参議院を通過した。ここにおいて労働者の五、二〇〇円要求は重大困難に逢着した。労働者の要求は、全予算の組替を意味し、闘爭はするどい政治闘爭につき進んでゆくほか解決の道がなくなつたからである。

かくて問題は中労委にもちこまれることになり、全官公廳一本として七月七日中労委に調停を申請した。中労委は七月一二日、第四八回臨時総会をひらき、七月七日付をもつて調停を受理した。ここにおいて國鉄、全逓その他全官公労組は一カ月後の八月七日には爭議権を獲得することになり、事態は重大化するにいたつた。

中労委は全員をあげて調停に当ることになり、七月一四日第一回調停委員会がひらかれたが、問題の六條件について中労委が調停項目として取り上げるかどうかは提訴のときより注目されたところであつた。これについて政府は「六條件中政治問題として取扱わるべき三條件が調停の対象となることは反対である」と應訴をしぶつていた。調停委員の内部でも労働者側委員は、当然審議さるべきものであることを主張して使用者側委員との対立があつたが、結局労働者側委員の主張が通り、第一回調停委員会において「労働問題解決の見地から、給與問題に関連して必然的に政治問題を取り扱い、これらの問題について論議することは当然である」と取り上げられることにきまり、政府も「これらの問題について論ぜられることは止むを得ない」と認めるにいたつた。この六條件問題とともにいま一つ組合に有利に展開したことは、一七日の第二回調停委員会において苫米地官房長官が「全官公の労働條件にかんする件については団体交渉の結論を國会に提出すべきが当然である」と言明したことで、もしこれを確約せしめることが出來るならば、労働者の闘爭はまさに劃期的な成功を收め得たであろう。ところが二四日の第三回調停を前にしていまだなんら結論をみざるところ七月二二日「國家公務員法改正」にかんするマ書簡が発表され、政府はこれを命令と解して二〇一号政令を公布するとともに應訴をとり消すにいたつたため中労委の調停も中止された。

かくて五、二〇〇円獲得闘爭は、政令反対闘爭という全く新たな闘爭に発展していつた。

四　物價改訂反対闘爭

五、二〇〇円獲得闘爭の大きな特徴は、

その絶対的前提條件とする六條件の提出とともに、実に廣汎な物價改訂反対、尨大予算反対、最高賃金の策定反対の大衆闘爭が組織されていつたことである。とくに物價改訂反対闘爭は、このときの全労働者闘爭の主要な一環であつた。これは、物價改訂問題が、当時の全問題の集中点にあつたからである。

このときの物價問題は、たんに物價騰貴一般が問題であつたのではない。もとより物價値上げによる賃金の切り下げ、労働者生活の壓迫が労働者の反対闘爭の中心であつたが、問題の根本は、労働者よりもさらに実質的に低い三、七〇〇円に押えつけ、農民の米價も、労働者の低賃金を維持するためにパリテイ計算によつてさらに安い價格に釘づけ、そのうえにたつて独占物資の公定價格のみ大巾に引き上げようとする独占資本の物價政策にあつた。しかもこの時期には、すでに過少生産のもとにおいて深刻な恐慌狀態が進行しつつあつた。中小工業の商品は丸公を割るものは珍しくなく、労働者が生産增強にはげめばはげむほど賃上げ闘爭は困難になつてゆく狀態にあつた。このような情勢のもとにおける物價改訂の階級的意義はあまりにも明白であつた。

これに対し労働者は廣汎な統一戰線をもつて闘つた。

國鉄労働組合は次の如き当面の闘爭戰術を決定するとともに六月二一日物價値上げ反対および運賃値上げ反対闘爭を指令した。

(一) 各地域で農民市民との密切な提携をはかり、闘爭にさいしては有力な味方を獲得するため運賃値上げ、大衆課税反対などあらゆる問題に農民市民の先頭に立つて闘う。

(二) 横の連絡を密にするため各地域の全官公廳労組連絡協議会を強化する。

(三) 各地域でも五、二〇〇円ベースを基礎とする要求をかゝげ、これによつて地域闘爭の準備をすゝめて行く。

(四) 中央地方を通じとくに産別系労組との共同闘爭を強化し、農民市民との提携と相まつて全人民的な巾にすゝめて行く。

この方針のもとに中央においては六月一八日國鉄、全逓、全官労、産別、日労会議、全石炭、炭労の各労組をもつて物價値上げ反対共闘委員会がつくられた。しかし、この物價値上げ反対闘爭は、結果的には成功しなかつた。もとより、物價改訂、運賃値上げ、大衆課税反対の運動が、組合の運動として「行きすぎ」であつたのではない。労働者が全体として一國の財政の内容について大きな関心をしめし、その行動を通じて偉大な意志表示を行つたこと、院内における労農議員団の結束をかため、また社会党内に肅正運動をまきおこし正統派議員団の結成を促進したこと、さらにこれが民主主義擁護同盟の組織へと発展していつたことなど、その成果もまた少くなかつた。当時の國鉄副委員長鈴木市藏氏は金沢大会の経過報告でこれについて次の如くいつている。

「物價改訂、運賃値上げ、大衆課税反対の運動は終局的には成功しなかつた。これは、われわれが政治的な諸問題をとりあげたことが間違いではなくて、実は十分にこれらの運動を推進せしめて行くための政治的な訓練に欠けていたところに原因があつたのである。」

五　ダイヤ改正反対闘爭および各地の爭議

(1) ダイヤ改正反対闘爭　政府は第三次物價改訂として七月一八日より貨物三・五倍、旅客二・五五倍の運賃値上を行つたが、これよりさき運賃値上げの一環として運轉ダイヤの改正を企図し、六月二三日組合に対し七月よりのダイヤ改正実施を申し入れた。

改正の骨子は、四八年度の一億三、〇〇〇万噸輸送完遂の計画のもとに旅客列車において全線区で定期列車約一七、〇〇〇粁、不定

期列車八、〇〇〇粁、貨物列車において、定期一五、〇〇〇粁、不定期三万粁、貨客合計一月七万粁の増設を行わんとするもので、これが非常な労働強化になることは明白である。

これに対し組合は、㈠これ以上の労働強化には反対である、㈡ダイヤの改正は両者の協議によるべきものである、㈢保安度の低下をまねくの三点をあげて七月ダイヤ改正に反対したが六月二五日当局は組合との交渉を無視し一方的にダイヤ改正実施を発表するにいたつた。

組合は二六日指令第九号をもつて七月一日以降の列車運行は現行ダイヤ規定により実施することを指令して対抗したが七月四、五日の米軍独立祭に伴う進駐軍特別輸送を目前にひかえて組合の反対闘争はきわめて困難であつた。これは第三軍カボー少佐および労働課ローマ氏より組合に対する注意事項の傳達となり、六月二九日組合が次の闘争指令をもつてさきの九号指令を取り消すにいたつて列車運行の混乱は回避された。

闘争指令第一三号六月二九日

指令第九号は取消す。但し本部はダイヤ改正に伴う保安の低下、規程の改悪、労働の強化には絶対反対である。ダイヤ改正については当局の責任として一方的にやらせる。

しかしこのダイヤ改正による輸送増強は乗務員の非常な労働強化をもたらすものであつた。当局はこの新ダイヤによる乗務員の不足を機関助士については二名乗務を一名にしさらに一人当りの乗務走行粁を延長し、車掌乗務については前後部車掌を兼務にして一名にするほか荷扱専務車掌の取扱車輛を大巾にふやすなどによつて強行した。この直接の労働強化を伴う新ダイヤの実施は各機関区、車掌区の猛烈な反対運動をひき起し、松山、若松機関区では機関助士の職場離脱、集団欠勤などの実力行使による熾烈な反対闘争が展開された。たとえば、長野車掌区分会でも七月八日車掌の乗務拒否が行われたが、長野支部の報告書によると、新ダイヤによる車掌の作業実態は次の如く非常な労働強化となつている。

(a) 運轉車掌　いままで後部に車掌が乗つて列車の点検、列車の後方防護、列車事故に対する処置その他事務的な処置一切を受持つていたが、ダイヤ改正後はこれを前部の車掌一人で後部車掌のやる仕事もすることになつた。

(b) 客扱專務車掌　いままで二人乗務になつていたものが一名となつたゝめ列車運轉の正確安全を期する運轉車掌の仕事も兼務せねばならなくなつた。

(c) 荷扱專務車掌　(イ)貨物列車の場合、従来一人で代用車五輛乃至六輛平均扱つていたものを一〇輛乃至一五輛扱わねばならなくなつた。(ロ)旅客列車の場合、荷物車の積載量を考慮しないで車の数で人員を減らしてしまつた。

(d) 荷扱手　(イ)貨物の場合。従来一〇車輛以上の場合は二名で扱つていたものが一名。(ロ)旅客列車の場合。積載量を考慮せず車の数で人員を減らした。

(e) 勤務時間の超過

(イ) 改正前の実態

四七年三月より改正まで一人一日平均超過勤務時間は次の通り(夜間勤務の場合は規定により一五時間を超え得ない)

荷扱專務車掌　一日平均四八分　超過
客扱專務車掌　一日平均七二分　超過
荷扱手列車給仕　一日平均六六分　超過
(この超過勤務手当は当時の給與にて約七〇万円、本俸四〇〇円のもので三、〇〇〇円となる)

(ロ) 改正後の実態

次の四行路において勤務時間の超過となつた。
(イ)行路五六分、(ロ)行路二時間二八分、(ハ)行路二四分、(ニ)行路五六分

(2) 横浜支部の二四時間スト　横浜支部は四七年一一月以來(一)鶴見線、南部線の危險狀態の改善、(二)人員の補充、(三)労働基準法完全実施など二二項目に及ぶ要求をかかげて闘争に入つていたが、四月二四日神奈川地労委の職権調停による調停案を当局が回答を拒否するにおよんで事態は急速に悪化し、五月二二日横浜支部は臨時大会をひらいて二四九対七八の多数でスト決行を決議した。かくて六月七日鶴見線、九日南部線の二四時間ストが行われ、六月一一日にはついに支部一斉ストが断行された。この壓力により当局は組合の要求をほとんど認めるにいたり、一一日正午ストは中止されたが、この横浜支部ストの成功は各支部に大きな影響を與え、続々ストを決議するにいたつた。

(3) 各地方支部の争議　この期間（六月―七月）に本部に争議権行使の承認を要請した支部は長野、金沢、愛媛、土崎工機部、新津、盛岡、仙台管理部、敦賀、北海道一〇支部、國府津、甲府、小倉、大阪中央、新橋、横浜、本省等約三〇支部に上つているが、これは國鉄七〇支部中約半数の支部が闘争の氣構にあつたことをしめしている。このうち本部が争議を承認した支部は北海道一〇支部をはじめ長野、金沢、土崎工機部、盛岡、福島の一五支部であつた。これらの支部の争議の原因はいずれも切実な職場の生活要求にもとずくもので、人員補充、職場設備および待遇改善がその主たる内容となつている。すなわち長野、福島支部の場合は、約一カ年におよぶ当局との交渉の挫折、提訴せる事項にかんする地労委の調停放棄などがその直接の原因となつており、金沢支部は慰休者の不当馘首がきつかけとなり、愛媛、松山機関区においては劣悪な機関乗務員の待遇條件がその原因であつた。北海道一〇支部の争議は柏原氏の死の抗議による狩勝トンネル問題に端を発したのであるが、これについてはのちに項をあらためてふれることにしたい。各支部の争議狀況は次の通りであつた。

▽長野支部、六月一七日小梅線七本運休、七月一三日長野管内貨物スト、一七日小梅線スト、七月九日から二九日三割減車、七月八日車掌区分会乗務拒否を開始、八日の三六五、三六二、三六四、三六九列車運休。

▽金沢支部、七月一日以降二四時間スト準備を声明。

▽北海道一〇支部、六月三〇日一三時全支部にわたり運行中列車およびそれに伴う業務を五分間停止。

▽釧路支部、六月三〇日管理部、工機部二四時間スト決行、機関区、保線区、検車区、車掌区、電力区も二四時間スト断行。

▽福島支部、七月一九日金線一〇分間スト、七月二一日郡山、若松、貨物列車スト、七月二二日管理部事務スト。

▽土崎工機部支部新津工機部分会、七月二日総怠業、出勤して一日一カ所に集合職場大会を開催。

▽若松機関区、若松機関区機関助士は七月ダイヤの改正による労働強化に反対して、(一)七月分給料を繰上げ支給せよ、(二)ダイヤ改正による一人乗務を二人乗務とせよ、(三)トンネル手当一往復五〇円よこせなど六項目の要求をかかげて闘争に入り、七月二日職場放棄により貨車三五本運休、七月七日慰休戰術にて貨車一六本運休。

このような各地域の闘争の発展は当局に、大きな打撃を與えた。五月一、〇四二万噸、六月一、〇一〇万噸に達した國鉄の月間輸送実績が、七月には九八〇万噸までに低落したことは、七月における地域ストがいかにはげしく闘われたかをしめしている。また長野支

部では人員要求を獲得し、北海道では石炭問題の支給が決定するなど闘争の成果もあげられていつたが、これらの闘争が、マ書簡に伴う情勢変化の直前において闘われたために、五、二〇〇円獲得闘争の十分な圧力とはなり得なかつた。さらにこの闘争における労働者の犠牲も少くなかつた。敦賀、四國、静岡、北九州などにおいては官憲による弾圧、検束が労働者に加えられたが、長野支部では支部執行委員長小菅泰治、長野車掌区分会執行委員長内川梅男両氏は免官解雇処分を受けたうえ、進駐軍貨物輸送遅延の責任を問われ、軍事裁判に付された。これらのことは、この時期の労働者闘争の激烈化を物語つている。

第三節　國鉄夏季闘争

一　マ書簡と中労委の調停中止　七月二二日内閣総理大臣宛発せられたマ書簡に対し政府はこれを命令との解釈のもとに、官公吏従業員の争議権および団体交渉権は無効であること、従つて進行中の中労委の調停は消滅すべきであるとの態度を決定、七月二四日開催予定の第三回調停委員会を欠席して流会せしめた。

この政府の一方的態度に対し全官公は二六日拡大委員会をひらき「政府の態度如何にかかわらず五、二〇〇円闘争は既定方針ですすみ、組織と罷業権をまもるために闘う」の基本方針をきめ、同時に中労委に対して調停の続行を強硬に申し入れた。

七月二八日中労委は調停を打切るか否かについて第五十回臨時総会がひらかれたが、労働者側聴濤委員は「書簡は政府に対して発せられたものであり、政府の責任において処置すべきである。中労委は國内法規の規定するところにより当然自主的に調停を継続すべきである」と主張したに対し、使用者側前田委員は「マ書簡によつて情勢は変化した。國内法規はまさに変更されようとしている。この間にわたつて中闘会議をひらきマ書簡に対する態度を協議したが、

(一)　マ書簡を尊重すべし

(二)　現段階では結論を出すべきでない

(三)　法治國として拘束されない

の三つの意見が対立し、紛糾した。とくに民同は「マ書簡を尊重すべし」として一切の争議行為の停止、戦術転換を左派に迫つた。か

くて「書簡を尊重するか否か」ではてしない論爭が五日間にわたつてつずけられたが、かかる論爭から積極的な結論を引出し得ないことは明らかであつた。しかし、事態の緊迫化は組合態度の決定を早急に必要とするにいたり、二九日「マ書簡そのものに対して組合が直接態度をきめる必要は認めない」ことを確認して次の如き中闘の態度を決定した。

マ書簡に伴う諸情勢についての中闘の態度

㈠ 政府に対する態度

(イ) 政府がマ書簡を歪曲し、悪用することは絶対反対である。

(ロ) われわれの基本的権利は日本國憲法によつて守られている。單なる政府の見解によつて抹消されることは絶対に承服出来ない。

(ハ) 政府はマ書簡を悪用し、封建的、專制的支配態勢の復活を企図している。これらに対して具体的問題を捉え徹底的に闘う。

㈡ 生活権の保障を怠り、組合員を窮乏に陷いれた政治的責任をあくまで追求する。

㈢ 現在の進行している調停を拒否し、団体交渉を否認する当局の態度には絶対反対である。

㈣ 要求事項の処理

諸要求については、可能な手段によつて早急に解決に努めよ

㈤ 組合員に対する態度

直ちに國鉄労働組合非常事態宣言を発す。

この決定にもとずき七月三一日、次の「非常事態宣言」が闘爭指令として発せられた。

國鉄労働組合非常事態宣言（全文）

親愛なる國鉄全組合員諸君

中央闘爭委員会は今回、内閣総理大臣宛発せられたマ元帥の書簡に伴う諸情勢の変化について、組合の態度を決すべく、五日間にわたる愼重な討議を行つた結果、ここに重大な決意をもつて、國鉄労働組合非常事態の宣言を発することになつた。全組合員は厳粛にこの宣言を迎え、忠実かつ冷静にその任務を遂行されんことを望む。

今回の事態は一にかかつて、マ元帥の書簡の趣旨を歪曲して、労働組合彈圧政策を強行せんとする芦田内閣によつてひき起された責任であることを明言する。

即ち政府の見解と解釈によれば現業非現業を問わずすべての政府職員は、公務員としての適用を受け、従つて國鉄労働組合は、団体交渉権、爭議権を否認せられ、労働協約をも破棄せられるに至つたのである。

然しながら我々には公務員の組織による団体交渉権を書簡の中で否認しているとは考えられず、いわんや鉄道関係にたずさわる職員については、一つの明確なる條件を指示しているではないか。然るにも拘らず、政府が之を一方的に解釈し、日本國憲法並に労働諸法規を無視して労働者の基本的な権利を抹殺せんとするは、断じて許され得ない所のものである。就中既得の権利である労働協約をも破棄するというに至つては、何によつて我々の地位の確保と正常なる業務の運営を期し得るであろうか。

更に最も重大なる事は、鉄道を公団化の組織に切り換えようとしている事である。之は従業員の立場からは根本的な変革を意味する。何故ならば、これは國鉄が國鉄でなくなることであり、直ちに大量馘首を意味し、独占資本家共に好餌にさらされ、外資導入の温床を用意し、人民の爲の國鉄の再建は、遂に崩壊するに相違ないからである。かくの如く今回の事態は國鉄従業員及び國鉄

労働組合にとつて非常の事態であるばかりでなく、全労働者階級とその組織にとつても、眞に最大の危機であるといわねばならない。然も政府がこれを一方的に実施しようとする事はまさしく民主々義の原則を否定しさるファシスト的暴圧政策である。

今や労働者の生活は破滅の直前にある。然もこれを守らんとする労働組合の基本的な権利は、すべて剝奪されんとし一切の要求は封殺され、中労委の調停をも拒否せんとしている。

斯くてこのことによつて起る深刻なる組合員の生活の破綻と無法なる労働條件に対抗して如何に闘かわんとするか。中央闘争委員会は、これを現在可能なる手段と方法をもつて、要求貫徹を決意したのである。そして政府の政治的責任をあくまで追求するとも同時に、全組合員の奮起を要請するものである。

全組合員諸君國鉄労働組合の組織を守れ

國鉄を守れ、一切のデマ等に動揺することなく、労働者としての最大の武器である。

団結こそ我々分裂的兆発、にもえて、来るべき闘いに備えよ。

の不屈なる闘魂は嚴然として諸君と共にある。今こそ一人一人の

國鉄労働組合労働者が、労働階級としての自覚に徹し、不退轉の決意にもえねばならぬ。

全組合員諸君民主々義を守れ

日本國憲法とのフアシスト的暴力政策に屈してはならぬ。我々

独占資本家共直ちに封建的支配態勢の復活を意味する。今こそ

が後退する事は民主々義陣営の統一と強化に全力をささげよ。

全勤労階級と共に民主々義輿論によびかけ、この無法なる弾圧政策

そして世界の

を正しく訴えねばならぬ。

我々はかかる全世界的戦線の中

している。

全組合員諸君

民族の独立を守れ

賣弁的吉田内閣の即時退陣と國会解散を要求せよ

そして来るべき選挙戦に於て、我々の意志を正しく反映せよ

一切は今や政治の性格を変えることにかかつている。

働く者の利益と民族の独立を守るために、眞の民主々義政治を

っちたてなければならぬときである。

勇氣と確信を以て進め。

労働組合は如何に抑圧されようとも、労働運動は不滅である。

何故ならば我々は、眞理と共にあり、歴史の必然性に対して、

ゆるぎなき勝利の確信を有するからである。

全組合員諸君

光栄ある國鉄労働組合の傳統を高くかかげよ、ここに中央闘争

委員会は以上の決意に基き具体的な指示を発するものである。

一、直ちに職場大会を開催せよ。

六〇万全組合員が職場に於てこの大会に参加し、労働組合最大の危機に直面せる事態を正しく認識し、今後如何に闘い進むべきかを大衆討議せよ

一、組合の組織を守る体勢を確立せよ。

イ、現在我々のもつ組織を守るために、全組合員は一大決意の下、整然たる行動をとり、一切のデマ兆発を防止せよ

ロ、必要によつて宣傳隊を組織し、部内部外に対してこの非常事態の眞意を強力に宣傳啓蒙せよ。

ハ、組織を守る署名運動を展開し、全組合員一人残らず之に参加し、強固なる団結の力を結集せよ。

三、各支部は基準法並びに諸規程を遵守し、各人の労働條件を最も優利に導く様自主的に適法運動として実施せよ。

四、各地所在の労働組合及び民主的諸団体と密接に提携して全労働者戰線を即時統一する運動を展開せよ。

中央にあつては、全労連の強化に邁進する、各地方支部にあつては府縣労協等に参加し、又はこれを結成するため積極的に努力せよ。

五、社共両党及び、その他の民主的政治諸勢力と連繫し来るべき選挙闘争に備えよ、更に所在地方の國会議員に働きかけ公務員法の改正に際し労働組合の基本的権利を確保されるよう運動を行え。

六、あらゆる機会と方法をもつて、労働者の利益のために内外に対して、一大懇請運動を展開せよ。

七、芦田内閣総辞職、議会解散の要求運動を即時展開せよ。

以上の指示は闘争指令と同等の効力をもつものであることを確認し、全組織力を結集して断呼闘うことをここに宣言するものである。

一九四八年七月三一日

國鉄労働組合中央闘争委員会

ついで全逓、日教組、全財等も相次いで非常事態宣言を発したが産別も三一日の指示第四二号をもつて「これら全官公の闘争を強力支持する」ことを声明、ここに全労連を中核として労働者の一大統一戰線がつくられていつた。

しかし、一方マ書簡は、労働運動内部の右翼日和見主義的勢力を強化した。これらは、マ書簡に伴う新情勢はすべて極左主義によるとし、労働運動からの左翼分子の追放を主張した。民同派がこの運動の中心をなしたが、総同盟も二六日声明を発表「極左的労組の指導者は労働運動を今日の不幸に陥れた責任を反省することなく、さらに愚かな闘争へ突入せんとしている。これは全勤労大衆を犠牲にするものであり、われわれは彼らの猛省を促して止まない」とのべている。

全逓、全財、自治労連内部にもこれに呼應する反共分裂活動が行われたが、たいした影響力はもち得なかつた。

しかし、なんといつても激烈な内部闘争がなされたのは國鉄であつた。民同派は「非常事態宣言」が二五対一五で採択されるや地方において反対運動を組織し、この結果上野、浜松、愛媛の各支部は反共運動の展開を決議し宣言反対、中闘不信任を決議、水戸支部は反対した。同時に一方本省、青森、福島、東京、大阪各支部は宣言を承認し、北海道旭川支部、四國松山機関区などでは実力行使による強力な反対闘争が展開されていつた。しかし、民同の臨時全國大会招集の運動は效を奏し、九月二八日からの金沢大会となり、民同が指導権をにぎる執行部が成立、ここで再び國鉄は大きく右旋回した。

三　政令の公布と組合運動の彈壓　七月三一日、芦田政府は、政令第二〇一号をもつて「昭和二三年七月二二日付内閣総理大臣宛連合國最高司令官書簡に基く臨時措置に関する政令」を公布施行した。その内容は団体交渉権、爭議権など組合の一切の権利を剝奪するものであつた。

さらに政府はこの政令にもとずく具体的措置を八月一〇日の閣議で決定、所轄長官を通して各組合に通達したが、八月一二日國鉄組合にしめされた通達書は次の如きものである。

通達書（全文）

去る七月三一日政令第二〇一号を以て「昭和二三年七月二二日付内閣総理大臣宛連合國最高司令官書簡に基く臨時措置に関する政令」が公布施行せられたことは御承知の通りである。

右政令の施行に伴い貴組合は左記事項を了知の上、至急所要の措置を講ぜられい。

記

一、同盟罷業、怠業的行爲等の脅威を裏付けとする拘束的性質を帶びたいわゆる対等の立場においての団体交渉権は認められない。しかし乍ら、公務員又はその団体はこの政令の線に沿うて勤務條件の改善を求めるために、苦情、意見、希望又は不満を表明し且つこれについて十分な話合をなし、証拠を提出することができるという意味において交渉する自由は存在するのであるから、今後右の範囲内において、所轄当局の上司に対し、申出でられたい。

二、從来の労働協約協定、申合せ等は無効となつた。從つて経営協議会の如きも当然消滅したものであることを承知せられたい。但し、この政令の趣旨に矛盾し又は違反しない限り給與、服務の如き公務員の身分に関する事項に関してとつた從前の措置は引続き効力を有するよう措置する。また、政府はこの際進んで福利厚生の適切を期する考えであることを申添える。

三、從来の労働協約等に基く組合事務専從者は認められないし、これに対し俸給を支給することも許されない。從つて、専從者は職場に復帰するよう貴組合としても然るべき方途を講ぜられたい。なお、それぞれの職場復帰については当局としても出来得る限り便宜を計りたいと考えている。

四、公務員には爭議権は認められないことになつたのであるから、同盟罷業、怠業行爲は勿論、いやしくも業務の正当なる運営能率を阻害する如き行動は許されない。

万一かかる行動に出ずる者があれば本政令によつて嚴重に処分せられることになるのであるから、貴組合においても十分留意せられたい。なお爭議権は認められないことになつたのであるから、現在の闘爭体制は速かにこれをやめ、平常の狀態に戻るようにせられたい。

昭和二三年八月一二日

運輸大臣　岡田勢一

國鉄労働組合中央闘爭委員長

加藤閲男殿

この通達書は組合の解散を要求するに等しいものであつた。政府は爭議権団体交渉権を否認し、五、二〇〇円要求にかんする中労委の調停を打ち切つた。國鉄当局は組合のあらゆる要求交渉を拒否し労働協約の失效を宣し、一切の協定、申合、協議をも破棄した。一、六〇〇名の協約によつて定められた組合専從者に対しては九月末限り全員職場に復帰することを命じ「これは書簡と同時に実行すべきもので、九月限りというのは専從者として認めるのでなく、残務整理のためである。從つて専從者について休職扱いにし、身分を保証して組合事務に専從せしめることは認めない。公務員は公務員たるの職場をはなれることは許されない」と通告した。組合事務所に対しては明け渡しが要求され、北海道その他の地方においては強制的に追立てられた。組合連絡上の電報の使用は禁止され、電話機は撤收された。拘束時間中の一切の組合活動は禁止された。職場内の組合掲示板も撤去を命じ、あるいは掲示事項の内容に干渉した。これら組合活動の制限、禁止のうえにたつて次々と強制的業務命令が発せられた。これに抗議することは許されず、抗議せるものは馘首をもつておびやかされた。職場は戰時の暗黒時代に急速にかえりつつあつた。

しかし、これは官業労働者のはげしい抵抗をよび起した。労働者はこれを違憲とし、全逓、國鉄労働者は各地で政令反対闘爭を組織

し、定時退廳、慰休、賜暇戰術がひきつづきとられた。とくに國鉄では北海道、四國、北九州に大規模な職場離脫がおきた。これは國鉄の機能を一時麻痺せしめた。

政府はさらに强權を發動した。

八月六日、苫米地官房長官は「政令は連合國最高司令官の要求に基くもので、その法的效力については毫末の疑義もない。万一この政令に違反し、同盟罷業、怠業的行爲そのほか業務運營を阻害する擧に出るならば嚴重に処分せられる」と声明した。

檢察當局は、八月六日「本政令違反については、原則として逮捕も上級檢察廳に相談せず、現地会議で嚴正且つ迅速にその執行につとめよ」と全國檢事、檢事正宛に檢察の强化を指示し、福井檢事総長は、同日「この政令を誠実に遵奉すべきことはわが國現下の情勢にかんがみて緊急欠くべからざるものであり、かつ占領下のわが國民としていささかたりともこれに背反することは許されない。よつてこの政令に違反して爭議行爲又はその類似行爲に出ずる公務員に対しては現業たりと非現業たりとを問わず断固として檢察権を発動するものである」と宣言した。

さらに八月一二、三両日の全國高檢地檢の次席檢事会議は「政令に違反する公務員の行動に対する私企業の組合員が行う同情罷業は刑法第六五條の共犯の規定が適用される」と政令を「拡張解釈」し、民間労働者の賃上闘爭も「同情スト」として取締ると声明した。

國家警察本部もこれにならい都道府縣警察隊に指示を発した。

かくして、八月七日、松山機関区分会闘爭委員長ほか一〇名が初の政令違反として逮捕檢擧された。

八月一七日、札幌高檢はスト参加の理由をもつて三四一名の國鉄労働者の逮捕令状を出し、同日新得、富良野、追分、苫小牧、鷲別では九四名の國鉄労働者が逮捕檢擧された。

檢擧当局の発表した数字によれば、職場離脫で檢束された者総数三三四名、檄首者八八六名、減俸六二〇名におよび、いかにはげしい强壓が國鉄労働者に加えられたかがわかる。その他通信、電氣事業等々の労働者も多数檢擧された。この一時期の彈壓はまさに戰後最大のものであつた。

四　政令に対する國鉄中闘の態度　しかし、これに対し國鉄労働組合の指導部は、意志と行動の統一をかいていた。共産派は「全從業員総辞職覚悟の上で强力なスト態勢確立」を主張し、革同は「政令には反対であるが、いまは嵐のすぎさるのを待つべきである」と最低抵抗戰術を説き、最右翼の民同は「闘爭の一切の停止、方向轉換」を强硬に主張した。

しかし、中闘多数派の政令に対する見解は次の如くで、組合の基本的態度を変える必要はないというにあつた。

一、これは日本の資本主義を再建するために政府がとらざるを得ない至上命令である。

二、天皇の官吏から独占資本に奉仕さすべき官吏としての性格の强制的変化、そのための人事院の独裁化

三、これを遂行するために全官公の労働組合骨抜き政策の一環であること

四、かくて、企業整備のための行政整理の断行と、低賃金の押しつけ、労働强化は必至である

五、そして、外資導入を企み、日本資本主義の復活と、ファシズムの道を拓くことを意味している。（金沢大会における鈴木副委員長の経過報告）

八月二四日、政府通達書に対する態度を決定するため中闘会議が

ひらかれたが、民同はさきの「二〇一号政令に対する態度」の決定をせまり、政令は違憲なりとする民同との間に、いわゆる「合憲違憲論争」がしのぎをけずつて闘わされて結論を得ず、二五日の中闘会議でようやく「通達書に対しては反対である。本部は既得の権利を守るべく交渉する」の基本態度を確認し、次の交渉目標を決定した。

交渉目標

一、組合専従者は従来までの人員を確保する。
二、労働協約中の既得権を最大限確保する。
三、交渉部、給対部の懸案事項を解決する。
四、北海道石炭代及び新得の三割減車問題を解決する。

しかし「拘束的性質」を有しないものでないことは明らかであつてみれすぎず、当局からすれば「聞きおく」にすぎないものであつてみれば、なんら具体的解決を得られるのみで、具体的方針は依然決定さた。賃金問題に対しても政府は、中労委の調停打切り後一カ月を経過したのちも、三、七〇〇円ベースの主張をくりかえすのみで、二六日から行われた当局との交渉もかかわらず國鉄中闘では引きつぎ違憲合憲論争がくりかえされなかつた。いまかんたんにこの論争をみておくと、違憲論は、

(一) 団体交渉権および争議権の否定は、これを保証する憲法第二八條に違反する。

(二) 法律的事項を國会の関與しない政令で規定することは違憲である。

の二点にあつた。とくに政令の憲法の成立によつてその效力を失つていると主張された。

これに対し合憲論は、國内法秩序において最高なる憲法の規定といえども最高司令官の命令に対してはその不可侵性は主張し得ない。マ書簡は絶対である、というにあつた。

もとより、これはたんに組合内部での論争であつたばかりでなく、学界の論争となり、当時の重大な政治問題に発展した。

八月三一日から九月一日におよぶ徹宵の審議の結果中闘会議は最後に「ポ勅二〇一号は手続上憲法違反と認める、これを撤回するため合法的な運動を展開する」を採決で決定することになつたが、民同中闘は退場をもつて採決を拒否し、ついに組合内部では結論を得なかつた。しかし、この論争は、國鉄労組においては違憲合憲の一般的な結論が問題であつたのでなく、すでに多数の犠牲者を出しつつなお激烈に闘われつつある職場離脱者の闘争に対しいかなる態度をとるか、組合最大の危機に対しいかに闘うべきかという緊切なる実践の問題として提起されたのであつた。從つて職場離脱後の事態收拾にかんしさらにはげしい対立と抗争が中闘内で行われた。

五　職場離脱　政令に対してもつとも果敢に闘つたのは國鉄下部職場の青年労働者であつた。交渉権、争議権を奪われたこれら労働者は、職場を放棄し、身をもつてこの反動の大洪水を支えんとした。まさに捨身の闘争であつた。この職場闘争の先頭を切つたのは四國松山機関区の労働者であつた。これより政令反対闘争は、職場離脱の形をとつて北海道においてもつとも激烈に闘われ、やがて全國鉄職場にひろがつた。

(1)　松山機関区の争議

松山機関区の争議は、その出発点はダイヤ改正による労働強化反対の闘争であつたが、マ書簡後最初の実力行使であつた点に他の職場にも大きな影響を與えた。

松山機関区分会は六月二六日以来ダイヤ改正に反対し、当局と

乗務人員補充その他について交渉をつづけていたが結論を得ないまま新ダイヤの実施となり、一人乗務が強制された。松山機関区扱いの路線は起伏勾配をもち、トンネルの数も多く、一人乗務は非常な労働強化であつた。同機関区乗務員は七月一五日愛媛支部の闘争指令により一人乗務の拒否闘争に入り、毎日五、六本乃至一〇本の列車運休を出していたが、七月三〇日民同が多数をしめる愛媛支部執行部が闘争指令を取り消したので、松山機関区乗務員の闘争は孤立化した。かくて八月三日乗務委員会は支部たのむにたらずと強力な政令反対闘争を決議し、八月四日以降進駐軍をのぞく大半の列車運行を停止した。

当局は八月五日山内元春会長、副会長ら四名の馘首をもつてこれにこたえたので、激昂した乗務員全員一八〇名（機関士八〇、助士一〇〇名）はたゞちに無期限ストを決定、争議団全員寮にたてこもつて乗務を拒否した。最高検察廳は六日夜通達をもつて現地処理を指令、武装警官三〇〇名は乗務員のたてこもる寮をおそい、山内会長ほか一〇名を検束した。

この間当局は四鉄管内および広島、大阪鉄道局などからの助勤によつてストライキ破りをはかつたが、これら支部は助勤を拒否し、五日は一五時一〇分上り二〇列車より貨客列車五七本全部運休した。しかし争議は、当局の弾圧と一部の脱落などにより形勢不利にかたむき、八月一一日ついに全員職場に復帰、一応落着した。争議期間中の運休列車は客車一四五本、貨物一六〇本に達した。

なお当局は、八月一一日職場復帰後支部執行委員を含む四名を追加検束した。検束者の公判は二カ月におよび一〇月二〇日一五名に対し夫々有罪の判決が下された。

(2) 北九州本線の運休事件

七月三日若松機関区助士の改正ダイヤ反対の賜暇ストにはじまつた職場離脱の闘争は、同機関区助士が宣傳隊を組織して門司、直方、大分、鳥栖その他全九州に散つて活動したので急速にひろがり、全九州を覆う政令反対の職場闘争に発展、七月二五日一応の解決をみたが、この間主要幹線の運休は六〇〇本に及んだ。

〔若松機関区〕 七月三日機関区助士八〇名はダイヤ改正による労働強化に反対して休暇をとり、三日朝来二十数本の列車が運休となつたが、小倉支部の勧告により一旦全員出勤、午前九時ごろにはダイヤは正常に帰つた。しかしその後も当局は人員補充その他支部組合の要求に応ぜず、加えて占領軍の命令なりとして高圧的に交渉を打ち切つたので、七月七日若松機関区助士八〇名は第二次賜暇ストを敢行、さらに七月一五日、機関助士一二〇名が第三次賜暇ストを行つた。

しかし七月一九日福岡軍政部の勧告により全員職場に復帰し、列車運転も正常に帰つたが、当局は七月二四日集団欠勤の責任者として若松機関区助士会長秋本博敏氏ら五名を懲戒免職に付した。なおこの間一九日までの運休列車は客車一一九本、貨物一二一本、石炭運送減三三、〇〇〇トンに達した。

〔鳥栖機関区〕 七月八日技工班一〇〇名が要員の充足を要求して集団欠勤したが、七月二〇日には鳥栖機関区助士会が一人乗務反対を決議争議に入り、午前四時から貨物列車がとまりはじめ、午後一時までには一一三名が職場を離脱し、同日夕刻には二〇〇名の全員が職場を離脱して佐賀縣基山町基山小学校に籠城した。このため鹿児島、長崎本線は午後七時以後大混乱におちいつた。二二日は二〇〇名の助士のうち一八六名が欠勤、両日の運休は客車六〇本、貨物一八五本、貨物輸送減三七、〇〇〇トンに上つたが、七月二三日佐賀軍政部よりの命令で職場復帰した。

〔大分機関区〕　同機関区助士は七月一九日六一名、二〇日九二名、二二日は一〇五名の機関助士三名をのぞく全員が欠勤、大分市第三鉄道青年寮に集合「機関助士乗務不能者療養所」の張り紙を出して療養に入つた。列車運休は大分駅を中心に客車一二四本、貨物二〇八本に達した。しかし二五日には平常運転にかえつた。この事件にかんし加藤國鉄委員長は七月二三日GHQ労働課ローマ課長に出頭を命ぜられ「組合はこの際GHQと一緒に動くか、徳田志賀と一緒にやるか何れかにきめなければならぬ。我々は九州の問題で措置をとる」（國鉄新聞二一号）との警告を受けた。

(3)　北海道の職場離脱

八月五日旭川支部新得機関区分会で機関車乗務員大会がひらかれ、政令に反対し、実力行使をもつて闘うことが決議された。「伊藤乗務員会長は会議に参加した四八名に対し『全員一旦解散し、最後まで闘争に参加する決意のものは改めてこの会場に帰つて来てほしい』と提言した。会場から去つた者は僅か五名、新たに一六名が参加し計五九名、この全員をもつて、『民族独立柚原青年行動隊』を結成した。翌六日早朝全員は狩勝トンネルの傍に眠る故柚原委員長の墓に参つて闘争を誓い、全員職場を放棄して一人々々がオルグとなつて各地に飛んだ」（「労農通信」二二六号）これが全道をおおつた政令反対闘争の発端であつた。

新得分会ではこれよりさきすでに四月以来狩勝トンネルの改善を要求して闘争に入り、五月三日からは当局の業務命令を拒否して同トンネル通過の貨物列車の三割減車が行われていた。

狩勝トンネルは根室本線新得駅と新内駅の中間、石狩と十勝の國境狩勝峠に位し、延長九五三米、千分の二五の最急勾配を十勝方面より登りつめた最頂点にあり、札鉄管内における最難所をなしている。同トンネルは明治三八年竣工の旧式乙型トンネルで、老朽すでに甚しく、危険状態にあつた。しかも最急勾配を登りつめるためには乗務員はシャベルで約二百五十から三百杯、実に一・二トンから一・五トンの石炭をトンネル通過中に投炭するわけで、さらに通風悪く、特に東風の吹く場合は列車の後部から風がくるため煤煙は列車について離れず、罐前の温度は攝氏六〇度から高温になり、乗務員の火傷、窒息事故が瀕々としておきていた。当局は組合の抗議により六月一七日調査団を派遣したが、調査団は「基準法に抵触するが如き事項はない」との結論を発表した。新得分会闘争委員長柚原秀夫氏が鉄道自殺をとげて死の抗議をしたのはこのときである。

組合本部は六月二五日当局に警告文を発するとともに翌二六日指令一〇号をもつて北海道地評一〇支部の争議権の行使を承認、一大抗議運動を展開した。この狩勝トンネル問題こそ八月の職場闘争の導火線をなすものであつた。

七月三一日政令の公布と同時に当局はこれも争議行為とみなし「三割減車」取消しの命令を発した。そこで分会は止むなく八月一日四〇二列車より定数車引を指令したが、その服従の第一日、列車の後部補機の機関助士二名が狩勝トンネル通過の際また煙にまかれて窒息した。分会の憤激は一時にもえ上り、五日の乗務員大会の決議、五九名の青年行動隊の職場離脱となつたのである。

これに対し当局は政令違反をもつて旭川支部執行委員長以下幹部一三名を懲戒免職に付した。これはまさに火に油をそそぐものであつた。職場離脱は各機関区を中心に非常な勢で発展した。

七日	富良野機関区	一二〇名
一二日	追分機関区	一一九名
一三日	苫小牧機関区	一三名

同　追分車掌区　一五名
一四日　鷲別機関区　一一名
一五日　同　二〇名
同　深川駅　一五名
一六日　遠軽駅　一一名

かくて闘争は全北海道にひろがり、八月二〇日現在北海道のみで離脱者一、三六一名、逮捕者三五〇名をみるにいたつた。これにより北海道の輸送は、停滞車輛一、〇〇〇、乗客約六万、旅客収入約三二〇万円の減少となり、甚大な打撃を受けた。

これら離脱者は数名の單位で班を編成し、農村へ、工場へと一人々々がオルグとなつて入り込み、闘争を拡大していつた。

闘争は、官憲の逮捕をさけるため必然地下にもぐるといつたいわゆる非合法的潜行活動によつて行われたが、かかる闘争の戰術がとにかくもちこたえ得たのは、北海道においては國鉄北海道共闘委員会、北海道労働組合会議の組織によつて強力に支援されていたからである。

こうして闘争は全道にひろがつたのち、各支部の青行隊は津軽海峡をわたつて本州に潜入、八月二二日、白河機関区助士二八名が離脱し、ついで二四日、福島、青森、尻内、長町、仙台各機関区にひろがり、さらに二五日には東鉄管内に波及し、小山機関区助士一七名が離脱した。かくて当局必死の彈圧にもかかわらず、その先頭はついに東京、神奈川さらに八月末大阪をすぎ、九州に達し、その総数一四八九名におよぶ離脱者をみるにいたつた（第178—179表参照）。

(4)　中闘の事態收拾

機関車乗務員の職場離脱は國鉄の運輸に甚大な打撃を與えた。列車は全國にわたつて運休続出しダイヤは混乱した（第180表参照）。しかし、労働者の犠牲も甚大であつた。一、一〇二名が懲戒免官免雇処分に付され、五八四名が検束され、一四五名が公判に付された（第179，181表参照）。

岡田運輸相は八月二一日職場復帰の業務命令を出し、ついで二四日加賀山鉄道総局長官は各鉄道局長に対し同日午前〇時以降の職場離脱者は即時免官、免雇の取扱いを指示した。

中闘は情勢の重大化にかんがみ事態收拾を決し、九月七日次

第189表　鉄道局別業務機関別職場離脱者数

（1948年10月末職員局調）

局別＼業務機関	駅	車掌区	機関区	検車区	工機部	電力区	青年寮	建築区	材修場	車電区	電務区	保線区	自動車区	通信区	電車区	船舶	管理部	本局	計
東鉄	—	—	86	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	86
名鉄	—	—	54	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	54
大鉄	—	—	36	—	—	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	39
四鉄	—	—	113	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	113
広鉄	12	—	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12	—	—	—	36
門鉄	10	2	69	6	—	13	—	1	7	4	4	—	—	—	—	—	1	—	117
仙鉄	24	16	103	5	—	—	—	—	—	—	—	14	1	—	—	—	—	—	163
新鉄	23	3	12	—	19	—	—	—	—	—	—	25	—	—	—	—	—	—	82
札鉄	97	30	534	3	62	2	—	2	—	29	—	23	—	3	—	11	—	3	799
計	166	51	1,019	14	81	17	1	3	7	33	4	62	1	3	12	11	1	3	1,489

第179表　鉄道局別職場離脱犠牲者数

（1948年10月末職員局調）

局別	離脱者累計	帰復者累計	逮捕令執行状累計	検束者累計	処分者累計		10月末離脱者
					免職	減給	
東鉄	86	17	66	25	86	—	—
名鉄	54	5	54	23	49	—	—
大鉄	39	2	39	9	37	—	—
広鉄	36	5	32	10	31	—	—
四鉄	113	—	15	15	15	—	—
門鉄	117	8	109	51	109	—	—
新鉄	82	10	74	25	72	2	—
仙鉄	163	18	150	70	144	—	1
札鉄	799	318	473	356	459	318	19
計	1,439	481	1,017	584	1,002	320	20

た不当な行為であるから全部のものを救済するということは出来ない。

(二)　今回の職場闘争は、眞にやむにやまれずにおきた自衛的なものだ。従つてそこまで追いつめた政府の責任が重大であるから、先ず全員の馘首を取り消し、原職復帰の受入体制をととのえてから復帰を指令すべきで、そうでなければ手錠と牢獄の待つているところへ帰れとはいえないではないか。

というにあつた。かくて論争ののちようやく次の方針を決定した。

職場離脱に対する中闘の態度

基本方針

一、あらゆる手段をもつて救済する。

二、現在の職場離脱者は復帰さす。

具体的方法

一、馘首取消しと、職場復帰の指令を発した。

指令第二七号

各支部は今後職場離脱を極力防止せよ。

これよりさき中闘は九月六、七、八の三日間連日中闘会議をひらき、離脱者の救済策につき協議したが、これについても二つの意見が対立した。すなわち二つの意見は、

(一)　今回の職場放棄は組合の機関と全く無関係のものであり、従つて自首するという以外收拾の対策がない。またこれらは組合の統制を乱し

第180表　職場離脱による列車運休状況

（運輸省・國会提出資料）

局別	7月				8月				合計
	客車	貨車	その他	計	客車	貨車	その他	計	
東鉄	1	22	1	24	—	12	—	12	36
名鉄	13	38	—	51	—	—	—	—	51
大鉄	—	8	—	8	—	—	—	—	8
広鉄	—	2	—	2	—	—	—	—	2
四鉄	62	131	—	193	287	106	26	419	612
門鉄	254	648	—	902	—	—	—	—	902
新鉄	38	79	—	117	—	—	—	—	117
仙鉄	21	29	—	50	1	12	—	13	663
札鉄	2	—	—	2	921	1,330	—	2,251	2,253
合計	391	957	1	1,349	1,209	1,460	26	2,695	4,046

第181表　國鉄職場離脱公判人員表（1948年10月末現在）

局別	公判人員	求刑			判決		
東京	12	懲役	4カ月	2名			
名古屋	31	懲役	4カ月	5名			
		〃	6カ月	1名			
広島	10						
四國	15	懲役	6カ月	4名	求刑通り判決		
		〃	8カ月	5名			
		〃	10カ月	6名			
新潟	10	懲役	6カ月	5名	懲役	6カ月	2名
		〃	10カ月	3名	〃	10カ月	3名
仙台	37	懲役	6カ月	19名	懲役	6カ月	4名
		〃	8カ月	2名			
		〃	10カ月	4名			
札幌	30						
計	145	懲役	4カ月	7名	懲役	6カ月	10名
		〃	6カ月	29名	〃	8カ月	5名
		〃	8カ月	7名	〃	10カ月	9名
		〃	10カ月	13名			

のため当局、GHQ、政党、政府等と交渉、懇請する。

二、法廷闘争を行う。

三、救済資金カンパを行う。

四、各支部において家族救済の手をうつ。

五、弁護士を派遣する。

この決定にもとずいて中闘は九月九日当局と交渉したが、加賀山長官は組合の申し入れにたいし次の如く答えた。

馘首取消については、受けられない。その理由は、(1)職員としての任務の欠除である、(2)形式的には政令違反である。さらに松山機関区の場合の如く復職しても馘首された事実については、

長官――復帰してもその罪は追及される。

組合――実情調査を行い組合と協議するつもりはないか。

長官――その意志はいまのところない。現段階では再考の余地もない。

九月一四日第二回の交渉が行われたが、同様なんらの結論を得なかつた。

(5)　職場離脱に対する批判

この職場離脱の先頭に立つたのは國鉄のもつとも革命的な青年労働者であつた。その大部分は一九才から二五才までの青年である。しかもその中心をなしたのは機関区の労働者、とくに機関士であつた。職場離脱によつて馘首された機関助士は三四四名、機関士一三四名、機関区技工七七名で全馘首者の半数をしめ、彼らが最大の犠牲を拂つた。この機関助士三四四名中二〇才の者が一三三名、一九才が八四名、二一才が六三名で、約三分の二が一九才―二一才の青年であつた。このことは、この闘争の性格をよくしめしている。

職場離脱闘争は、爭議権を奪われ、団体交渉権すら奪われた労働者の精一杯の抵抗をしめしたもので、その限りでは高く評價されねばならないが、同時にかかる当時の情勢を考慮してもなお批判の余地があろう。もとよりこの闘爭は「組合の闘爭」でなく、従つて組合がとつた闘爭の戰術ではない。鈴木副委員長は金沢大会で「職場離脱とは当局側が組合を不利にするために言い初めた

用語で、本来強力な宣傳行動にほかならない」と強調したが、しかにこれは宣傳闘争であつたのであり「唯一の解決策であつたのではない」闘争は組織の力で闘われてこそ決定的な労働者の力となる。これは職場離脱が内地に達してからはたいした発展をみせなかつたことにもしめされている。ただ國鉄の指導部内の対立から、重大な組合の危機に処して、組合としての強力な統一行動がとれなかつたこと、分裂を回避するのが精一杯であつたということ、これが職場離脱といつた形の個別的な闘争をとらしめることになつたといえよう。

しかし当時これを過大に期待する動きがあつたことも事実である。紺野與次郎氏は「一部の同志は、この職場放棄によつて直接人民政権を樹立するのだと思いこんでしまつた。そのため職場放棄の可能な青年労働者と家族もちの慎重な労働者との相違を見おとし、戦術が硬直してムリヤリに職場放棄にあせり、放棄が直接の目的となり、出来る限り広汎な大衆を階級意識に応じ、いろいろの多様な形で公務員法改悪反対に動員するという基本的戦術が忘れられた」（「前衛」三三号）と批判している。

六　金沢大会後の情勢

九月三〇日から四日間金沢において第五回臨時大会が開催され、この大会において中闘不信任が可決され、再び右派が指導権を握る執行部が成立、基本方針として「マ書簡を尊重しその上に立つて健全な労働運動を展開する」ことが決定され、さらに「闘争態勢の解除」が行われた。しかし要求事項においてはほとんど左派の主張通り決定された。賃金問題でも五、二〇〇円をそのままふくらました八月手取七、三〇〇円と決定され、全官公との共同要求で進むことが確認された。

一〇月六日芦田内閣は自から腐敗を暴露して崩壊した。芦田内閣を倒したのは八月來の労働攻勢であつたが、直接の契機をなしたのは昭電事件であつた。このため労働者はこの有利な情勢を決定的に自己のものとすることが出來ず、一〇月一九日第二次吉田内閣が成立した。

國鉄をふくむ全官公は一〇月一六日七、三〇〇円の新賃金要求を組閣本部につきつけた。

かかる情勢のなかで一一月八日から三日間静岡で第一一回中央委員会がひらかれた。この会議で左派はさらに大きく右派の指導を牽制した。公務員法問題については「労働者としての基本の権利はあくまで認めらるべきである」との基本方針が左派の主張通り決定された。さらに闘争目標においても左派の提案が全面的に採択され「七、三〇〇円を獲得する」ほか「公共企業体の団体交渉権、罷業権を確保する」、「行政整理および一切の不当かく首反対」、「ポ政令の撤回」などが決定された。さらに選挙対策についても「労働者に味方する民主的内閣の支持」「公務員法改悪賛成議員に投票しないこと」がきめられた。

この労働者の壓力に人事委員会は一一月一〇日政府の五、三〇七円案に対し六、三〇七円を勧告した。

しかし一一月三〇日改正公務員法は國会を通過し、さらに吉田政府は経済三原則を発表した。國鉄労働者は全官公、電産、海員等と三原則反対の共同闘争に立つたが、一二月一八日にはマ元帥よりアメリカ政府からの中間指令として経済安定九原則が指示された。九原則はその後の労働運動に重大な影響を與えるものであつたが、闘争を組織することができなかつた。しかも、すでに國会の解散を目睫にひかえ、吉田内閣の打倒も新賃金要求も、すべてこの來るべき総選挙にかけられることになり、労働者の闘争も当面の選挙闘争に動員されていつた。

第四節　東宝争議

一九四八年四月八日の人員整理通告に始まり、同年一〇月一九日「争議解決に関する覚書」の仮調印に至るまで延七ヵ月、一九五日間続いた東宝争議は、その規模、争議戦術の複雑多様さ、労資双方に於ける支持の強さ等に於て戦後の幾多の争議中特異な位置を占めるのみならず、文化産業としての映画の特殊性から、資本家陣営と労働者階級の文化政策の相違をうきぼりにさせ、かつそれをめぐつて世論を沸騰させた大争議であつた。

東宝株式会社は松竹、大映とならんで映画製作、配給、興行、演劇興行等を主な事業とする企業であるが、その従業員の結成する労働組合は最も強力といわれた第一撮影所分会をはじめ過半数は日本映画演劇労働組合（日映演）に、一部は全國映画演劇労働組合（全日映演）に加盟し、他の一部は独立組合であつた。特に撮影所分会は日映演においても指導的役割を演じ、四六年秋には五〇余日にわたる大争議をおこない、組合の分裂をみながら、なお争議を続行し、ついに、その当時まれにみる民主的、進歩的な団体協約（詳細については大原社会問題研究所、日本労働年鑑、戦後特集版、労働協約の項を参照）を締結し経営の合理化による成果は各方面から注目されるところとなつていた。此の争議の翌四七年に入つて東宝撮影所が世に問うた作品は、果して多くの批評家によつて日本映画の水準を抜くと賞讃されたのである。すなわち劇映画「戦争と平和」「今ひとたびの」「素晴らしき日曜日」「酔いどれ天使」「銀嶺の果て」「教育映画「子供議会」「むくの木」等はいずれも戦後日本映画の最優秀作品とせられ映画コンクールにおいて賞を受け（「今ひとたびの」「戦争と平和」はそれぞれ四七年第一位、第三位、「酔いどれ天使」は四八年第一位、また「子供議会」は文部大臣賞を受けた）

しかもそれらの諸作品は、戦時、戦後の民衆の現実の生活を画きつつ、かつ美しいヒューマニズムに貫かれ、単なる商業主義的作品とは、自ら異るものがあり、その背後には、新に映画の企画や製作に関與する組合の強大な発言があることが汲取られたのである。かくして東宝映画は斯界に君臨するかに見えたが、四七年夏頃から東宝企業の採算は極めて不振となり、東宝企業の再建が経営者側に於て考え始められた。それは、先ず会社重役陣の更迭から始まり、四七年一二月末、渡辺銕藏氏が社長に就任し、二月五日には中央労働委員会第一部長であつた馬淵威雄氏が労務担当重役に、三月一一日には元経済安定本部第四部長北岡壽逸氏が撮影所長にそれぞれ就任し人事の面から組合に対抗する強力な態勢がとられた。渡辺社長は就任早々「企業刷新要領」を発表して「健全財政方針の確立」を明言し、ついで協約改訂をめぐつて人事権と経営権に対する組合側の干渉を拒否し、二月末映画一炊の男」三月末教育映画の製作中止を命じ、三月三一日会社と日映演との団体交渉が決裂するや無協約を宣言し、ついに四月八日東宝第一撮影所分会に対し二七〇余名の馘首通告を発した。これに対して、撮影所分会は一〇日闘争宣言を発し、二〇〇日にわたる大争議が開始された。

東宝に於ける人員整理は、その人数からいつても当時類の少いものであり、またそれが底知れぬインフレーションによる生産費の高騰と高率入場税と、入場料の統制によつて経営が困難となり崩壊に瀕している企業に、更に過度経済力集中排除法が適用され企業分割が必至の狀態にあるとき、企業の再建整備方策としてとられた点において、また人員整理を拒否せざるを得ない撮影所の労働組合が最も強固な団結と戦闘力を誇つている点において、労資関係の今後の動向を決すべき争議と考えられたのである。

会社側は人員整理を決行するに至つた理由を次のように述べている。東宝企業は前期（自四七年八月至四八年一月）に於て七、〇〇〇万円、今期に於て二、九〇〇万円（三月まで）の赤字を出し、このまま推移するならば数カ月をいでずして、会社解散の悲運をみるであろう、よつて大乗的見地から人員整理の英断を下したのである、さらに、集排法の指定を受け、東宝は会社を、映画の製作配給と映画、演劇の興行の三部門に分離するので、会社分離前に過剰人員を整理する必要があり、一方昨年度の労働協約によつて組合は不当に強力な経営参加権を握り特に第一撮影所に於ては、映画の製作企画は組合の強力な組織力によつて、会社経営者は絶えず壓迫され、撮影所の浪費と非能率とに依つてインフレ下における映画製作費は加速度的に高騰し、遂に一本の製作原價千数百万円、若しくは二千数百万円に上るにいたり、東宝赤字の最大原因はここにある、といい特に撮影所の人員整理について

(一)整理の理由として

「東宝第一撮影所の製作能率は他社に比し三分の一以下であります。昭和二二年度はストライキのため東宝の製作能率は一時低下するの止むなき期間はあつたにしてもその低能率と高製作費は全く論外であります。これが第一撮影所人員整理に至つた理由であります。然るに四月八日第一撮影所に対して二七〇余名の解雇をなすべき旨を通告致しますや撮影所の日映演分会は急遽年二八本の製作をする故解雇を中止すべしと主張したのであります。しかし、（中略）それは時既に遅いのであります。且又社長重役退陣を迫り会社の中止を命じた作品の製作強行を声明しつつある撮影所の組合が現状のままにて鋭意会社の方針に沿いたる製作に精進する如きことは到底信ぜられないのであります。（中略）二八本製作案と人員整理は現状において当然並行して実施されねばならないのであります。」

(二)整理方針として

「第一撮影所の人員整理方針は前述の人員整理の一般方針の通りであります。即ち撮影所現在人員は一、一四八名でありますが、会社の経理上並びに作業上必要とする人員は八〇〇名であり、冗員約三四〇余名を有します。」「今回の整理に当つては前述の解雇基準に依つて二二四名を整理しました。この外に契約者にして契約期間満了を待つて契約解除をする予定者が四六名であります。他は配置轉換により処理する方針を採りました。」（「東宝株式会社が人員整理をするの止むなきに至つた経緯について」より引用）

前述の解雇基準とは次の如きものである。

A、老朽者、B、不急不用の部門に属する者、C、契約者にして契約期間満了した者、D、嘱託、臨時雇傭者、E、病弱にして勤務にたえない者、F、勤務成績不良者、G、従業員として職場規律を紊す者、H、技術技能不良者、I、右各項に抵触しないが冗員整理上年令その他を考慮し轉職し易い年と認めた年少者にして勤務年数の少い者、J、技術者にして契約者とするを至当と認めた者、K、その他該当部門において過剰人員で配置轉換の困難なもの

以上のような会社側の整理理由に対して組合側は次のように反駁している。

組合側の馘首反対理由（撮影所分会の都労委に対する提訴状による）

東宝企業が不振を唱えられだしたのは既に一九四七年夏頃からであり、その原因として、一、入場料の統制、二、原材料費の昂騰、三、社員給料の膨脹、四、高率な入場税等があげられていた。これらのうち(二)及び(三)は現下のインフレ昂進状態に就いてはさけ

ることが出来ない現象であり、従つて㈠及び㈣に就いて積極的対策を建て、同時に製作費の軽減を計ることによつて企業の再建をなすべきであるとの結論に達した。（中略）その経過は次の通りである。

一、一九四七年一二月一日、撮影所組合側は生産復興藝術家会議を開催、質、量両面での映画の生産を検討し計画生産を遂行することが結論された。

一、その後、一二月五日、一二月八日、一二月一三日、一二月一五日と拡大企画審議会を開催、計画生産の具体案を討議した。

一、一二月一六日、一七日両日、東宝撮影所経営者側並びに東宝企業傘下、日映演全分会代表によつて東宝企業の生産復興を検討した。

一、尚撮影所はこれに続いて一二月一九日、一二月二五日、一二月二六日、一二月三一日、拡大企画審議会を開催、生産の基本方針、生産復興のための組織が検討され決定を見た。

以上の経過に於いて撮影所マネジメント・スタツフ（会社側利益代表者）並びに労働組合は一九四八年度に於ける生産復興の案を作成し上げた。

同時に撮影所労働組合は、一九四八年初頭、二五%の能率増進を提唱し、計画生産を着々実行に移し、而も実績を挙げて来た。その最初の成果が「酔いどれ天使」であり此の作品は一日平均七、九時間の労働時間と製作日数四五日という画期的な成果を上げ、計画生産の方式の正しかつたことを如実に証明したものである。現在製作中の「ジャコ万と鉄」「女の一生」「白い野獣」「青い山脈」も総べてこの計画生産方式に従い今や全撮影所を挙げて一分の隙もなく作業が進展する狀態に立ち至つた。唯残念な事は同期レパートリーに含まれていた國鉄の復興をテーマとした「炎の男」が表面上は採算見込のないという理由で、実際には労働者階級を描く新しいジヤンルの故を以て一年有余の準備が全くなり、明日より撮影開始というその当日突然渡辺社長より中止命令が発せられ、計画生産の一角が挫折させられたことである。

一方マネジメント・スタツフは計画生産の具体案も完成し四月九日渡辺社長対藝術家会議（演出家及びプロデユーサー）四月一二日の渡辺社長対組合代表、四月一五日の渡辺社長対組合代表の会見並びに交渉に於いて年間二八本製作案の採用並びに馘首案の撤回を懇請したが、遂に容れられるところとならず、四月一三日、先ず新聞、通信社に馘首者の名簿を発表し、次いで各個人宛馘首通知の発送となつた。

労働組合側としては、現在の能率上昇狀態並びに計画生産案の可能性をあらゆる面から説明したにも拘わらず、一、時期既に遅い、二、現在の反抗的労働組合の出し出は信用し難い、の二つの理由を以てこの案に一顧だに與えず、大量馘首を強行する旨を言明、依つて一五日の最後的交渉は物別れとなつたのであるが、労働組合側はあくまで日本映画のため、日本文化を擁護するため今回の大量馘首が映画製作を危殆に陥れるものである事を理由に企業再建に藉口する人員整理に絶対に反対するものである。

四月一〇日撮影所分会は闘争宣言を発したが、ついで一五日、会社側と、藝術家会議、撮影所分会の交渉は完全に決裂した。翌一六日会社側は馘首狀を撮影所に発送し、他方、撮影所分会は不服従運動を展開、日映演中闘は「横ばい戦術」を決定し、四月一九日は撮影所分会から都労委に対し渡辺社長を一一條違反として提訴した。その理由とするところは、渡辺社長、北岡撮影所長が、しばしば、組合指導者の退社を放言し、かつ被馘首者と組合の関係は次表のように全く組合の弱体化を目標にしており、組合役員が集中的に技能勤

務成績優秀であるにもかかわらず、ただ組合役員であるという理由だけで整理されているという点にあつた。

被馘首者と組合関係

機関名	役員数	馘首者数
日映演本部	四	四
東京支部	一一	六
東宝分会連合会	一〇	八
中央経営協議会	二	二
分会執行部	二一	二
撮影所経営協議会	二〇	一二
製作協議会組合代表		一〇
企画審議会グループ	一二	二
計	八四	四九

この提訴を受理した都労委は七月末に至るまで一三回の小委員会を重ねたが結論に到達しないま此の間に於ける争議の進行状況をみれば会社側は四月二二日日劇ダンシングチームの四名を解約し同二二日全映演に対しても一三〇名の馘首を行い、かつ企業分割を表明、同二六日、撮影所への製作費送金を停止し、被馘首者の入所を禁じ、同三〇日には撮影所を休業し六月一日ついにこれを閉鎖した。此のほか会社側は日映演、全映演の差別なしに全國に渡つて整理をおこなつた。また五月六日撮影所分会が先手をうつて東京地方裁判所へ組合員の地位保全を理由として仮処分を申請したのに対し、会社側も同月一〇日、撮影所の保全を妨害するものを排除したき旨をもつて逆に東京地裁に仮処分を申請している。組合側は四月二〇日から開かれた日映演全國大会に於て全組織をあげて強力な闘争を展開することが決定された。さらに組合側は撮影所においては不服従運動を行い、これに加えて、北海道分会（六月一九日）全國三五直営館（六月二九日）中部分会（七月一日）がそれぞれ短期間のストを行うなど複雑柔軟な戦術をとつた。外部に対しては労働者、農民、市民を含めた観客層を対象に廣範な宣傳活動を展開し、争議団は六月一日からの賃金不拂にも係らず、全國巡回公演、行商及び資金カンパ等によつて争議財政を賄いさらに、馘首された組合員に或る程度の生活資金を分配しつつ、苦しい闘争を続けた。この組合の闘争の成果は労農市民文化団体による「日本文化を守る会」の結成（六月一八日）をみ、地方においても、経営、工場、学校等を中心に「東宝映画を守る会」「日本映画を守る会」等が組織されていつた。それらの組織のうちの一つとして九名の監督、脚本家の提唱による「日本映画を守る会」結成のアッピールを左にかかげる。

日本映画を愛する皆様へ

皆さん、最近パリーで映画人の大デモ行進が数日に亙り行われました。「悲恋」「美女と野獣」等の主役を演じたジャン・マレーや、名女優フランソアズ・ロジエ等も先頭に立つてパリジャンに呼びかけました「フランス映画を外画の攻勢から守れ」と。

皆さん、これはフランスだけの話でしようか。日本映画も今や同じ運命にあります。資本も少く機械設備も悪いのを藝術的良心と労働強化で、おぎなつて居る日本映画は、外画の進出の前に苦闘して居ますが、資本家はこれに便乗して日本文化のこと等は考えもせず、日本映画を圧殺し、低級なエロ・グロ映画を製作して日本映画を三流以下の見世物的存在に陥し、金もうけの爲には俗悪な文化反動を敢てやろうとして居ります。

これは既に昨年中「戰争と平和」「今ひとたびの」「素晴しき日曜日」「四つの恋の物語」「新馬鹿時代」「銀嶺の果て」「第二の人生」「酔いどれ天使」等々の名画を製作した東宝撮影所で行われ、

優秀な藝術家、技術者が馘首され、企画も一方的なもうけ主義企画に変えられようとして居ります。これを守る者、それは皆さんの民族文化への愛情以外に有りません。そこで私達映画関係者は皆さんの良識に訴え、日本映画を守り、これを世界水準にまで高め、民族的文化として誇り高く世界に市場を求める素地を作りたいと思い、ここに「日本映画を守る会」を提唱する次第です。右の趣旨により「日本映画を守る会」に御賛同願えれば幸いと思います。

提唱者

山本嘉次郎、衣笠貞之助、五所平之助、黒沢明、滝沢英輔、小田基義、牛原虚彦、千葉泰樹、八住利雄、八木保太郎

この組合の活動に対して世論も概ねこれを支持した。社会党文化部は四月二四日声明を発して「組合運動と民主民族文化」を守るために働く者の文化を守れと訴え、共産党は「組合運動と民主民族文化」を守るために全組織をあげて東宝争議を支持した。朝日新聞は東宝争議に関連して「興行資本家」を攻撃した（朝日、四・二四）。六月二日には衆、参両院の文化、労働委員会合同会議が日映演松本書記長から東宝問題につき説明を聴取している。

日映演の宣傳闘争はかように廣汎に展開されたが、他方においては組合側の戦線から脱落するものもあつた。すなわち日映演を脱退した演劇従組、東宝従組、撮影所民主化クラブ、営業分会等と全映演傘下の第二組合は七月一八日東宝労連を結成し（約一、五〇〇名）直ちに会社側と協定を結んだ。さらに東宝労連側組合員は書記局を設置しようとして八月九日撮影所内に押し入つたが日映演の反対にあい失敗し、この事件後日映演側は友誼団体による防衛態勢を固めていつた。

「会社側は、六月一日の撮影所閉鎖後、一九日、組合の給與、馘首撤回、撮影所再開に関する交渉申入れを拒否し、二五日には正式団体交渉が開かれたがこれも二八日に決裂している。その後は七月末に撮影所のマネジメント・スタッフ、藝術家グループを交えて渡辺社長らと会見したが結論をみず、藝術家グループは「渡辺、馬淵両氏がいる限り東宝で仕事をしない」と声明（八月一二日）した。

このように労資両者は力を盡して争い、かつその立場を主張して譲らず、組合側は財政的に困難を加え、使用者側も映画製作を行うことができないので赤字は増す一方だつたといわれる。この行詰りの狀況を打開しようとして会社は撮影所の仮処分を強行しようとし、八月一四日、会社側は執行吏と共に春田、三宅両弁護士を派遣して來たが、当日は組合側に拒否され一應ひきとつた。事態の緊迫化に伴い末弘都労委会長は急拠争議調停案を作成し労使両者にこれを提示した。その内容は大むね次の通りである。一・会社は日映演砧分会と協議して撮影所の再建案を立てる。二、人員整理問題は再建案の一部としてこれを解決すること。三、当事者はいずれも現在以上積極的行動に出ないようにされたい。即ち㈠会社は仮処分を待つ、㈡撮從は八月一〇日あつせん案の線に留る、㈢組合は部外者をたちのかせバリケードなどを撤去する、㈣協議成立の上は組合は諸組合は單一化に一切の提訴を取下げる、㈤以上諸点解決の上は組合は單一化に努力されたい。この調停案を組合側は細部修正の上受諾したが、会社側はこれを拒否し、末弘会長はついに調停を断念するにいたつた。

こうして会社側の仮処分は必至となつた。組合側は既に友誼団体員とともに共同防衛体制を固め、連日連夜数百の組合員・友誼団体員がたてこもつて仮処分に備えていた。

調停の拒否された翌日、すなわち八月一九日ついに仮処分は強行された。その日の狀況について一人の外人記者は次のように書いて

いる。

……一九日米國の第一騎兵師団は五〇名の兵士と四台の戦車を出動、万一の事態に備えた。……第一騎兵師団ウキリアム・C・チェイス少将は飛行機で同所上空を飛び非常事態の警戒にあたつた。……東宝爭議に新しい運命の日を迎える一九日午前八時半土田警備隊長総指揮の武装警官隊約二、〇〇〇名は澁谷区綠岡町青山学院前に待期、同時刻に田中警視総監、掘検事正の（抵抗を止めろ）の勧告文を成城署長を通じて組合側に手交、同九時半には執行吏が撮影所にのりこみ、これと同時に午前には撮影所を中心に一キロの範囲内八ケ所の交通しや断包囲陣をしく、正門前道路上で行われた組合側と会社側との交渉は一〇時四五分執行を円満に行う事に意見一致を見、組合側が所内で開いた最後の拡大職場会議からインターナショナルの高唱がとどろきわたり、一種凄愴の氣がみなぎつた。いよいよ猶予期限の一一時、組合側は第二ステージに集合……土屋委員長から「我々は明日への闘爭の基盤を得た、決して負けたのではない、只今から全員撮影所を退去」との宣言があり、同四五分四列縦隊に肩をくんだ組合員が労働歌を高らかに合唱しつつしゆく然と撤退、一三〇余日の籠城に矢つき刀折れて本陣を明渡す組合員の頬には涙が光つていた。……撮影所を撤退の組合員は一たん附近の幼稚園に引上げたが午後五時頃仮処分執行が終るとともに撮影所内にもどり、特に第一組合のために設けられた仮処分執行除外の場所に落着いた（U・P・アーネスト・ホーブライト記——世界日報、四八年八月二〇日所載——日本映画演劇労働組合東宝撮影所分会のビラ「世論は『東宝爭議の大彈圧』をどうみるか？」より轉載）。

また日映演の「中闘日報」は次のように述べている。

「一九日午前八時半東京地裁勝田検事の指令下警視廳特別警備隊その他約一三〇〇名の警官が青山学院に集結、撮影所に向つた。九時三〇分勝田検事、春田弁護士ほか執達吏が撮影所へ現われ、分闘執行部代表と面会、仮処分執行を妨害行動のないよう申入れて来た。撮影所の周囲には大量の武装警察官並びに小型自動車、装甲車が約二三、四台配置されていた。又撮影所の上を低空で飛行機が飛んでいた。分会はただちに執行部会を開き申入れに対し討議した結果、権力の暴圧が余りはげしいので彼我の力関係を見極め無暴な出血をさけるため、ひとまず仮執行を受けることに決定、同一〇時四五分、このむね回答し、全員所内から整然と退去演技研究所へ集結した。官憲彈圧来るの報に友誼団体から多数組合員が早朝より応援にかけつけたが成城駅、祖師ケ谷大蔵駅にて官憲が通行を阻止し、青いリボンを胸につけた民同（東宝労連）のみ撮影所へ通した。ここに仮処分は官憲の圧力をかりて執行されたが撮影所再開の主体勢力は依然としてわが方に確保されている」（日本映画演劇労働組合中央闘爭委員会、中闘日報 No. 51 一九四八年八月一九日発行）。

以上の資料からも明かにされるようにこの仮処分は非常に大規模なものであつた。この仮処分の狀況が全國に傳えられるや、まず八月二一日、北海道、東北、中部、東海各地方の日映演系劇場、映画館は二四時間の抗議ストに入り、二三日には、関東、東海、東北、大阪各地の劇場映画館松竹大船、同本社、新世界、日映の各分会は抗議スト第二波を決行した。特に、松竹大船撮影所で不当彈壓反対大会を開いて、東宝撮影所分会員の生活を防衛する、撮従の仕事に協力したものはフリー、組合員を問わず大船撮影所組合員は一緒に仕事をしないと決議した。

こうして仮処分の強行は、かえつて組合側及び世論を刺戟し爭議解決はいよいよ困難となつた。会社側は、九月八日になつて、日映

演を相手とせずに撮影所再開方策をとるという再建案を発表し、東宝労連も協議の用意があると発表したが、現実には日映演を除いて問題解決は考えられなかつた。組合側も長期間の争議態勢の持続にようやく疲労の色をまし、かくして九月三〇日、会社と組合は「再建のため双方誠意をもつて交渉に当る」との覚書を交換して正式交渉に入つた。一〇月一日会社側は撮影所再開、人員整理の承認、提訴の取下げ等の条件つきで提案した。一方、組合側は交渉の当初から長期全國ストの態勢をととのえ、五日に至つて、撮影所再開については、映画の質的低下を來さない、再建案は馘首対象者を吸收しうること、組合員に九、〇〇〇円を再開促進の前に貸付ける、馘首問題については他の問題との関連において検討する、提訴は理由がなくなれば取下げてもよい等を内容とする解決案を提示した。しかし両者は人員整理、貸付金の問題をめぐつて折合わず、一五日に至つて組合側は、会社側に対し、一、都労委のあつせんを求める、二、撮影所再開の期日を確約する、三、交渉再開と同時に貸付金を支給する等の期限付申入を行つた。しかし会社側は拒否的回答を行つたので日映演中闘は一九日から傘下の全東宝分会に対し長期ストを行うよう指令した。このとき事態の重大化に鑑み、局面打開のため会社側渡辺、馬淵正副社長、組合側伊藤委員長、宮島委員らの間で非公式幹部会談を行い「組合幹部二〇名の辞職」を條件として了解点に達した。翌一九日、全國スト突入のなかに正式交渉が再開され、次の如き「争議解決に関する覚書」に仮調印した。かくして一九五日にわたる争議は一應の妥結をみたのである。

覚　書

会社と組合は相互に以下の各項を確認し、ここに争議解決に関する覚書に仮調印を行う。

一、組合は会社の経営形態、規模、生産計画、所要人員の決定に関する一切の権限は経営者に属することを認める、ただし会社は組合員の労働権を尊重し生活権に対し十分な理解を與えることを約束する。

二、組合は日映演に属する従業員についての会社の整理案を一応承諾することを前提とし次の処理を速かに行うことに同意する。

(1) 全國を通じて組合幹部（氏名略）は自発的に会社に辞表を提出する。

(2) 撮影所に就いては左の通りとする。

イ、会社は教育映画関係者（旧資料調査室員を含む五〇名）については目下会社で立案中の別会社の設立または他会社との提携によりできるだけ多く就業の機会を與えるよう努力する。

ロ、会社はイ項ならびに退職手続完了者を除く一般従業員については撮影所の再建計画ににらみ合せて、再雇傭をはかることとし、その数は最低八〇名を下らないことを約束する。

ハ、会社は契約者四〇名については、目下新設準備中の藝術家および演技者集団の運営方針の決定をまつて他の契約者と同様に取扱う。

(3) 会社は本社および各地支社従業員については、合計一〇名内外を雇傭することとし、本社または各地方支社毎に協議を行う。

(4) 会社は演劇部従業員については配置轉換をはかることを前提とし若干名再雇傭する。

三、会社と組合は、都労委、地裁、地検に対する諸提訴を相互に取下げる。

四、組合は従来の団体協約は、昭和二三年三月三一日で有効期間満了となり、従つて現在は無協約であることを確認する。

五、組合は会社の撮影所再建案を承認する。

六、組合は三月二五日附四要求を撤回する。

七、会社は社内の平和と秩序を保持するために事業場内に於ける政党活動に対し必要な制限を加える。

八、組合は会社内に他の組合が併存している間は相互に尊重し合い絶対に刺戟的行為を慎しむと共に会社と組合は他の組合の意向を尊重し、今後の組合の統一について誠意を以てその達成に努力する。

九、前記各項を組合が認めることを條件として会社は直ちに撮影所のロックアウトをとき組合員に対し東宝労連と同一條件による貸付金を支給する。

十、以上の処理の実施についての細項は別にきめる。

昭和二三年一〇月一九日

日本映画演劇労働組合
東宝株式会社社長　渡辺銕蔵
東宝分会連合会議長　宮島義男

第五節　日本タイプ争議

終戦後の労働争議に於いて生産管理という特殊な形態が屢〻採用されたことは周知の通りである。この新形態の争議手段の合法性、非合法性については激しい論議が交された。ところでこの論議が未解決のうちに経営者側は、生産管理中の工場建物、機械その他、製品、原料等に対し、民事訴訟法第七百五十五條及び同第七百六十條による仮処分の執行を裁判所に申請するという争議手段をとるにいたつた。生産管理に対する仮処分の判決の例は既に四六年一一月オリエンタル写真工業の例がある。

四八年に入つてこの生産管理に対する仮処分の執行に当つて多数の警官隊が動員され、これに対抗して組合側も工場に應援の友誼団体員ととも様相を呈して來た。その特徴は仮処分に立て籠り、しばしば両者の間に衝突が起り、多数の検束者を出すにいたつたことである。いまそれらの事件のうち顕著なものをあげれば、四八年三月一三日、全日本化学労働組合究科工業分会（山梨縣）は生産管理中、仮処分が執行されようとしたが組合側は実力をもつて阻止しようと多数の検束者を出した。同四月一日、全日本機器労組東京衡器分会は生産管理中、仮処分を執行されようとしたが他組合員の應援によつて仮処分の公示を拒否した。此の際、品川警察署は事態の紛糾を恐れ執行吏の應援依頼を断つている。この仮処分判決は債権者（会社側）の営業指揮権を認めている点で注目される。四月七日、罷業中の日本映画演劇労働組合東横メトロ分会に対し数百名の警官隊によつて同分会員及び友誼団体員七六名全員を不法侵入、業務妨害の理由で検束した。なお東横分会各劇場に対する仮処分が同月一二日決定されている。四月二一日及び二二日全日本機器労組日本タイプ各分会に対する仮処分（後述）が行われた。五月三日、生管中の全日本機器労組理研小千谷分会（新潟）は仮処分を受け、さらに二三日約八〇名の警官隊と衝突し、業務妨害の理由で六八名の組合員、友誼団体員が検束された。

以上の如き生産管理の仮処分と、その際の警官隊の干渉の代表的事例は日本タイプ事件である。

日本タイプライター株式会社の労働組合は全日本機器労組日本タイプライター分会（九支部約一、〇〇〇名）であり前年來賃上げ、企業整備をめぐり係争中で組合側は四七年一一月から生産管理を続

行してきた。その経過は大要左の如くである。四七年九月組合側は(1)賃金値上平均手取三、六〇〇円、(2)飢餓突破資金本人二、五〇〇円、家族一人五〇〇円を要求していたが、これに対する回答は(1)に対し税込二、三〇〇円であり、両者対立中、会社は九月二二日工場閉鎖を通告、このため組合側の足並も乱れ、人員整理を認めても生産を続けようという空氣がでて來た。かくて組合側は再建案を申し入れ交渉の結果一〇月一七日左の覚書を取交した。

覚　書

一、再建計画は経営協議会で協議する。

二、従業員の整理は原則として幡ケ谷支部は五割、他支部は六割とする。

三、整理の対象は全従業員とする。

四、退職者には一〇月分給料、解雇手当、退職金を含め一人平均一万円を支給する。

五、再建者の給與は税込平均三、六〇〇円とし一一月分給料より実施する。

六、給與体系は経営協議会で更新する。

以上の覚書が公表され人員整理が進行し始めるや、組合側は同覚書は組合の議決機関である大会を通過していないという理由でその無効を主張して一〇月二八日都労委に提訴し、併せて会社側が工場閉鎖をもつて威嚇しつつ人員整理を組合側委員に認めさせたと攻撃した。一〇月末から一一月始めにかけて各支部大会は右覚書を否認し、争議に入つた。会社側は給料支拂停止を宣言し、組合側は一一月四日から生産管理に突入した。

その後、会社側は幡ケ谷工場一九八名、三田工場四七名（以上は争議団全員）の解雇を一二月七日宣告した。一一月一九日、争議に反対した組合員約一五〇名が集り日本タイプライター労組を結成し、1、一〇月一七日の覚書の確認、2、全日本機器の脱退、3、本組合は日本タイプの正当なる組合である等を決議した。これらの者は出勤しても仕事はせず分会側から会社との財政上の関係や、その中に他の会社に勤務しているものが含まれている点などについて攻撃をうけている。この再建派一三〇名は翌四八年一月一〇日朝、生管中の幡ケ谷工場に進入したが機器東京支部、都労委の勧告をうけ同日夕刻退場した。さらに会社側は下請工場（大阪天の川製作所）の外註代金未拂債権の差押えを幡ケ谷工場に対して行わせようとし執行吏と組合との間に一旦は差押えないことの諒解がついたが一二月四日にはこれを破つて警官立会のもとに差押えが行われた。もつともこの差押えは組合側の異議申立てが通つて東京地方裁判所は組合の占有権を認め差押えは解除された。だが翌年三月一日、突如日本タイプ前橋支部に対し仮処分が執行され、工場引き渡しと争議団の工場立入禁止が規定された。

右の悪條件にも拘わらず組合側は依然生産管理を続行した。三月一〇日、会社側は東京地裁に幡ケ谷、三田、調布三工場の仮処分を申請し四月一九日左の如き決定があつた。

主　文

一、別紙目録の各建物に対する債務者等（註組合のこと）の占有を解いて、債権者の委任する東京地方裁判所執行吏にその保管を命ずる。

二、執行吏は、債権者の申出により右建物を債権者に使用させなければならない。

三、執行吏は、債務者団体員が右（建物作業所、資材製品置場を除く）に立ち入ることを許さなければならないが、債務者団体員は債権者が、右建物に於て業務を行う場合、これを妨害してはならない。

四、執行吏は、債権者の業務を妨害する債務者団体員に対しては右建物より退去を命じ、かつ右建物への立入を禁ずることができるし、その他、各項の趣旨の実効をあげるため、適当な措置をとることができる。

昭和二三年四月一九日

東京地方裁判所民事第拾四部

裁判長　判事　新村義廣

判事　守尾美孝

判事補　緒方節郎

以上の決定に基いて四月二一日、二二日、二七日にわたり、それぞれ幡ケ谷、三田、調布の各工場の仮処分が行われた。以下にその状況を簡単にのべる。

幡ケ谷工場　二一日午後、執行吏、弁護士等は代々木警察署長以下約二〇〇名の警官隊とともに工場に來て仮処分を執行しようとしたが、組合側は都労働委員の斡旋を期待して警官による執行を拒否したために、一八名の検束者を出した。なお此の際二名の都労委委員もあやまつて検束されたといわれる。

三田工場　二二日午前一一時執行吏と警官隊が來たが友誼団体の應援がはげしく一旦引きとつた。翌二三日午前一一時執行吏と三田署警官五〇名が來り、仮処分執行を拒否して組合側が工場内にたてこもるとハシゴによつて門内に進入した。此のとき急報によつて附近の池貝三田工場、日電三田工場等の労働者約四〇〇名がかけつけ、このため警官隊は一旦引上げた。午後四時、再び警官隊約四〇〇名が來り裏門を破壊して進入、スクラムを組んでいる組合員を、六尺棒、鉄棒を利用して一人ずつきりはなし、組合員友誼団体員二六〇名の多数を検束した。

調布工場　二七日行われた調布工場の仮処分は摩擦をさけて無事に執行され犠牲者はでなかつた。

三田工場の仮処分の状況は、各方面に大きな反響をよび起し、日本タイプ應援にかけつけた機器東京支部、電工東京支部、神奈川支部、全逓東京地区、東急澁谷、東交目黒、東交廣尾、東京軽合金、大和印刷、日映演、沖電芝浦、日電、池貝その他の組合員は、当日夜、日電三田工場内に不当彈壓共同防衛委員会を設け防衛委員会組織の先駆となつた。さらに全國各地に抗議ストが展開された。

なお検束された二六〇余名は前記各組合員を含んでおり、うち五四名は起訴され、六月九日仮釈放された。東京地裁では相島定一裁判長係りで審理の結果四九年一一月二九日左の判決があつた。

△公務執行妨害傷害罪　懲役八カ月、小泉忠司(24)（前日本タイプ労組中央委員）同平野猶治(41)（三田支部長）同小林猛(32)（三田支部闘争委員長）

△同懲役六カ月　吉田秀之(26)（三田支部副闘争委員長）同新藤喜代治(26)

△建造物侵入、差押え表示損壊罪　懲役二カ月　今井正作(32)（幡ケ谷支部長）懲役三カ月　魚谷純一

△無罪　高橋薫雄　渡辺政市

以上九被告を除く四五被告は懲役四カ月（執行猶予一年）

以上の判決に対し渡辺氏ら六氏を除き即時控訴している。

第六節　國電争議

一　六・九ストをめぐる國鉄の情勢　四九年六月九日、京浜東北線の一部運行停止にはじまつた國電ストは、新交番制の強行実施に反対する東神奈川、蒲田、中野、千葉四車掌区國電労働者の闘争として発展し、さらに中野、三鷹両電車区労働者がこれに同調し、ス

ト参加人員は三、三七二名、運休車台七七〇台、東京を中心とする京浜東北、中央、総武の三大幹線の電車運轉を三日四六時間にわたつて重大混乱におちいらしめた。

このストライキ自体は、僅か三日間、しかも一一日には総司令部の中止命令があり、國鉄労組本部も自主的な「戰術轉換」を指令することによつて打ち切られ、またその範囲も東鉄管内一部電車運轉にかぎられ、それ以上の発展をみなかつたが、しかし、この闘争のもつスケールは、表面にあらわれたストライキ行動以上に大きなものであつた。もとより僅か三日間であつたとはいえ、電車の運行を停止せしめたことは、國鉄はじまつて以來のことであり、また公共企業体労働関係法が施行されて旬日を出でざるうちにこの法律の立案の根本であつた爭議行爲の禁止がかくもかんたんに眞正面から突破されるということは予想外のこととして内外に深刻な衝撃を與えた。しかし、なにより大きな衝撃であつたのは、この闘争にしめされた行政整理に反対する國鉄六〇万労働者の容易ならざる決意であつた。

このストは、直接的には新交番制に対する車掌乘務員の反対闘争からおきたものであるが、この闘争の背景には、四八年七月のマ書簡に伴う二〇一号政令以來國家公務員法改正、公共企業体労働関係法の通過から労組法、労調法の改正、そして最後に行政機関職員定員法の成立にいたる一連の問題があつた。これらの攻撃に対し國鉄労働者は、一歩一歩後退を余儀なくしてきたが、なかでも定員法の成立は、國鉄労働者を最後のギリギリの一線に追い込むものであつた。國電ストは、このような公務員法改正以來の抑壓に対する國鉄労働者の最初の反撃であつた。

(A) 公務員法下の國鉄労働者の狀態　國鉄労働者は、マ書簡による二〇一号芦田政令によつて団体交渉権と団体行動権（爭議権）を奪われ、同時に四七年の二・一ストによつて獲得した労働協約の失効を一方的に宣せられて全くの無権利狀態につきおとされたが、四八年一一月の國家公務員法の改正は、この狀態を法律化したものであり、國鉄労働者はひきつづき六月一日の公共企業体移行までその適用下におかれることになつた。また一二月一三日第四國会を通過した公共企業体労働関係法は、この國鉄労働者のおかれている狀態をいささかも改善するものでなく、依然として爭議権はなく、団体交渉権もきわめて制限されたものであり、改正公務員法となんら変るものでなかつた。

一方において、このように労働條件改善のための自由な行動を奪われた國鉄労働者はじめ官業労働者の給與は、さらにみじめなものであつた。官業労働者の給與は、一二月二一日新給與法の成立によつて六、三〇七円ベースときめられたが、これには、國鉄労働者が要求する八月手取七、三〇〇円、年末補給金二・八カ月分に比してあまりにも大きなひらきがあつたばかりでなく、この六、三〇七円ベースも、財源難を理由として全面的に実施されず、その実際の支給額は一二月六、三〇七円、一、二月五、二〇三円と基準ベースを割るものであつた。さらにこれに加えて給與所得税の年末調整および職階給の大巾な改正による給與の再計算（号給号俸の切り下げ）の処置がとられ、國鉄労働者は身ぐるみはがされるという窮狀につきおとされた。

この赤字給與問題は、この一時期の重大な社会問題にまでなつたが、これは「一二月分以降の俸給の概算拂いを一月後半期分で精算したために起つた」というようなたんなる支拂技術上の問題であつたのではなく、公務員法改正以來官業労働者に加えられてきた系統的な攻撃がとくに職階級賃金（号俸切り下げ）と税金（年末調整金）の給與問題に集中的にあらわれたものにほかならなかつた。そし

て、公務員法と六、三〇七円の職階級賃金の攻撃下にある官業労働者のみじめな狀態をこれほど大きくうつし出した事件も少かつた。

（B）國鉄労働者の左翼化　このような狀態は、國鉄労働者を急速に左翼化せしめた。四九年一月の総選挙は、民自党が二六四名の絶対多数をしめるとゝもに共産党をいちじるしく進出せしめた。共産党は、三五七万票を獲得し、一躍四名から三五名の議席をしめるにいたつたが、この総選挙でしめされた國鉄労働者の左翼化は、きわめて注目すべきものであつた。

すなわち、東京支部の一職場では八〇％という壓倒的多数が共産党に投ぜられており、新橋、横浜、八王子、本省等の支部でも、共産党の得票は六〇％から八〇％に達した。また地方においても家族をもふくめて六〇七円の一職場では八〇％という壓倒的多数が共産党に投ぜられており、新橋、横浜、八王子、本省等の支部でも、共産党の得票は六〇％から八〇％に達した。また地方においてもほゞ同様であつて、東北一〇支部中二、三の支部をのぞいてはすべて前回よりも四倍から五倍に得票はふえており、九州のもつとも低いところでさえ一五―二〇％の得票率がしめされた。

このように総選挙で共産党を支持した國鉄労働者は、四月一日の國鉄労組の中央委員改選および四月一〇日から行われた大会代議員選挙においても多数の左派を進出せしめた。

すなわち、四月一日の中央委員改選の結果を四八年五月に比べると第182表のごとく共産党の進出が目立つている。しかし、四八年五月の中央委員改選は、二、九二〇円ベースの職階制で民同が組合の指導権を失い、これにかわつて左派がいちじるしく進出したときであるため、この表では左派の勢力に大きな差異はないが、四八年一〇月の金沢大会以來民同派が再び執行部を握つていた事情を考慮した場合、この左派の進出は飛躍的なものであつたということができる。

しかし、左派の進出をより明確にしめしたのは第六回全國大会代議員選挙であつた。四八年一〇月の金沢大会では民同派が三分の二の絶対多数をしめたが、この代議員選挙では共産派一六九、革同一一〇と統一左派が民同を押えて優位をしめた。この代議員選挙結果は第182表の如くである。

さらに執行部においても左派が壓倒的優位をしめた。金沢大会以來の執行部の比率は、民同一四、革同七、共産三であつたが、琴平大会で選出された新執行部は、この大会代議員の色わけをそのまゝ反映して、共産八、革同七、民同一〇の構成となり奈良大会以來ちようど一年目に再び統一左派が指導権をにぎる執行部が成立した。この新執行部は、副委員長、書記長の地位を夫々共産革同でしめ、文教、会計、婦人の三部をのぞく八部長の席を統一派（うち五は共産派）がしめるという左派の強力な指導下におかれていた。この執行部の構成

第182表　國鉄労組中央委員改選結果

（1949年4月）

	民同	革同	共産	中立	計
49年4月	56	38	34	2	130
48年5月	59	38	28	5	130

第183表　國鉄代議員選挙結果

（第6回大会）

	共産	革同	民同	中立	計
東京地評	39	18	60	17	134
中部地評	19	8	26	15	68
四国地評	5	2	11	—	18
仙台地評	19	7	24	5	55
大阪地評	24	16	34	14	88
九州地評	11	21	39	5	76
広島地評	14	12	24	8	58
新潟地評	22	13	17	2	54
北海道地評	16	13	28	10	67
計	169	110	263	76	618
（％）	(27.3)	(17.8)	(42.5)	(12.4)	(100)

は、その後中央闘争委員会の成立とともに共産一二、革同九、民同一四となり、この闘争委員会の指導のもとに行政整理反対の國鉄防衛闘争が組織されたのであつた。

(C) 琴平大会とその闘争方針　國鉄労働組合は、吉田内閣のもとにおいて着々準備されつつあつた行政整理に対して闘うために自からの闘争態勢を早急に整備する必要に迫られていた。四九年二月二八日から三月三日の四日間伊東でひらかれた第一二回中央委員会は、この問題を正面からとりあげ、合法闘争を支持する民同と闘争態勢の復活を主張する統一派との間にはげしい論戦がつゞけられたが、首切りすら定員法という法律によつて強行されようとする情勢のもとにあつては、民同の合法闘争の主張はいきおい精彩をかかざるを得なかつた。かくて行政整理に対しては、なによりも組合組織の強化をもつて闘うことが決定され、四八年一〇月の金沢大会で解散された闘争委員会が再び組織されることになつた。

ついで四月二二日から二六日の五日間にわたつて琴平で第六回全國大会がひらかれ、本格的な闘争態勢がきずかれた。すなわち、この大会においては、民同派提案の全労連脱退が一一票、全労会議参加が七五票の差でいずれも否決されたのに対し、左派提案の民主主義擁護同盟加入は三一〇票で可決されたほか　闘争方針の討議においても「直ちに闘争委員会を設けて全官公と同調、職場闘争を主体とした反射闘争を展開する」との左派の主張が採択された。これは迫り來たる大量馘首を前にして國鉄労働者がいかに切実に自からの組合組織の強化と眞の労働戦線の統一を要望していたかをしめすもので、このとき國鉄労働者が左派の指導によせた期待はかつてなく大きなものであつた。

大会で決定された闘争方針は次の如きものであつた。

当面の闘争方針

一、名称　今次闘争の名称を國鉄防衛闘争と称す

二、主たる闘争目標

1 首切り行政整理反対
2 四八時間制絶対反対と四二時間制の獲得
3 実質賃金の拡充と最低賃金制の確立
(イ) 満一八才五、〇〇〇円最低確保
(ロ) 職階給の是正
(ハ) 給與法の改正
(ニ) 生活補給金（一五、〇〇〇円）の確保
(ホ) 賃金の男女差是正
4 退職金制度の確立と結婚資金の獲得
5 寒冷地給石炭代制度の恒久的確立
6 二三年度昇給昇格即時実施
7 大衆課税反対
8 大衆收奪的運賃値上反対
9 公務員の罷業権団体交渉権の復活
10 公共企業体労働関係法の撤廃
11 政治活動の制限反対
12 労働法労調法の改悪反対
13 人事院のファッショ化絶対反対
14 社会保障制度の早期確立
15 鉄道教育を守る
16 國鉄産業防衛、國鉄拂下げ絶対反対
17 労働協約（組合案）の締結
18 各地における公安條令制定反対
19 官憲の不当弾圧絶対反対

三、基本方針

吉田民自党内閣首切行政整理反対及び諸要求貫徹のため院内院外を問わず、あらゆる民主団体と結合し國鉄労働組合の全組織をあげて徹底的に闘う

四、具体的方策

1 経済九原則を働く者の手によつて強力に実施し我々の諸権利を改善するとともに資本家的経済復興に反対する

2 組合組織を再確認し一致協力して強固な団結をはかる

(A) 職能別組合主義を排する

(B) 闘争資金の蓄積（一人一カ月三〇円六カ月間積立）

(C) 組合決議の遵守と実施

3 國鉄再建予算の確保

(A) 鉄道企業の不合理を是正する

(B) 施設資材等の確保並に労働基準法に基く適正定員を確立す

(C) われわれの手で輸送を増強する

4 國会闘争は民主勢力を結集し所期の目的貫徹をはかる

5 今次の闘争は職場闘争に主体をおき反射闘争を展開する。この上に立つて本部は凡ゆる集約的闘争形態をとりつつ闘争を組織する。職場闘争は本部統制の枠内で行う（統制とは闘争を組織するための統制をいう）

6 以上の目的遂行のため次の闘争を強力に展開する

(A) 団体交渉

(B) 宣傳戰

(C) 大衆動員

(D) 関連産業との共闘の強化

7 以上の諸目的活動を推進するため闘争委員会を設置する

8 全官公等と同調し積極的に運動をすすめる

なお、次の如き闘争宣言が大会の名において発せられた。

闘争宣言

いまや吉田民自党内閣は九原則に名を藉り労働者の犠牲の上に立つ資本家的経済復興を行いつつある。しかしその亡國的予算は、一國家産業の崩壊、中小企業の倒産、産業予備軍の激増と相俟つて、日本の全産業の危機はまさに至らんとしている。

その時に当つてわれわれ六十万組合員は全組織を打つて一丸としさらに全勤労階級と共にこの民族の危機を克服するため断乎強力な國鉄防衛闘争を展開せんとするものである。

右宣言する。

(D) 定員法反対闘争　五月一一日、政府職員一八七、〇〇〇を整理する「行政機関職員定員法案」は、ついに國会に提出された。同法案による國鉄職員の整理人員は、一二〇、四一三名で、実に全整理人員の六六%に当るものであつた。

五月一三日、國鉄労組は「中闘は全員國会に移り首切り定員法反対國会闘争非常態勢をとる」との闘争指令第三号を発して本部を國会院内に移し、これより連日にわたり「地元出身参衆議員に対し各個撃破的に、電話戰術、電報戰術、面接戰術」をもつてするいわゆる「國会闘争」がつゞけられ「定員法が國会を通過すれば日本の輸送動脈は止まるであろう」と訴えられた。

しかし、定員法は、五月三〇日第五國会を通過した。定員法による整理は、特に國鉄関係においては、政府の行政整理着手の第一段階として急速に具体化される趨勢にあつた。すでに三月三一日新潟鉄道局における一、〇六六名の臨時人夫の馘首をはじめ、各局において臨時人夫あるいは女子職員など抵抗の弱い部面から馘首ははじめられていた。

かくて、首切りを眞にふせぐものは、組合の決意ある行動以外にないことが、漸次明確な形をもつて組合員に意識されつつあつた。中闘も、五月二四日の闘争指令第一二号で「組合は全力をあげて國会闘争を闘つたが、定員法は両院を通過する形勢にある。今後団体交渉のみでは到底対抗出來ない事態が迫つてくるであろう。各支部は直ちに定員法を実質的に粉砕するため組合員の決意を固める準備をいそげ」といわざるを得ない情勢となつた。

このような情勢にあるとき、定員法の通過した同じ五月三〇日夜、公安條令反対デモにおいて東交（都電）柳島支部の車掌橋本金二君の死亡事件は、労働者の怒りを爆発させた。東交柳島支部は六月二日の初電から決然抗議ストに立ち上り、ついで廣尾、目黒の各支部もストに入り、当局の組合幹部首その他の彈壓に抗して五日間にわたつてストを続行した。この都電ストは、國鉄労働者に深刻な影響を與えた。

二　四八時間勤務と新交番制　國電ストの直接の原因は、新交番制の問題であつたが、さらにこの新交番制は、四九年一月一日の人事院規則による公務員の四八時間勤務制の実施によるものであつた。

（A）　四八時間勤務制　四八年一二月からの官業労働者の新給與六、三〇七円ベースの実施には、勤務時間の延長が條件となつていた。政府はこれにより一月一日人事院規則第一五ノ〇号およびこれにもとずく総理廳令第一号をもつて官公職員の勤務時間を新たに一日実働八時間一週四八時間に定め、即日実施に移した。

この規則は、人事院規則第一五ノ〇号によれば「政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二三年法律第四六号）による権限に基き昭和二三年一二月一九日附内閣総理大臣宛連合國最高司令官書簡に示された主旨（九原則）に即應して発せられる緊急措置として制定」されたものであり「経済の速急な安定がわが國の現在の國民生活に絶対欠くことの出來ないものであることに鑑みこれに対し職員として必要な寄與をさせようとするもの」（同第一條）であつた。

この人事院規則および総理廳令第一号にもとずき國鉄職員に対しては、一月二二日運輸省から達四一号をもつて運輸省陸運関係職員勤務および休暇規定の改正が発表された。これにより國鉄職員の勤務時間は次の如くになつた。

すなわち、非現業職員については、総理廳令第一号第一項の政府職員の勤務時間の規定が適用され、その執務時間は「午前八時三〇分から午後五時までとしその間三〇分の休憩時間をおく」ことに定められた。

現業職員については、達四一号により次の如く定められたが、これを現行の規定と対比してみれば、その延長はより明瞭である。

現行		第三二條　達四一号	
第三二條　工機部等に勤務する職員の勤務時間は次の通りとする		第三二條　同上	
八時	出勤	八時	出勤
八時一〇分	始業	八時一〇分	始業
一二時	休憩	一二時	休憩
一二時四〇分	就業	一二時三〇分	就業
一五時五〇分	終業	一六時二五分	終業
一六時	退出	一六時三〇分	退出
（実働七時間）		（実働七時間四五分）	
第四〇條　日勤者の勤務時間は一時間以内の休憩時間を含み一日八時間とする		第四〇條　日勤者の勤務時間は休憩時間をのぞいて一日八時間とする	

第四二條　特殊日勤者の勤務時間は一日平均一一時間以内とする。前項の時間は五時以前又は二〇時以後の時数が通計三時間以上にわたらないのを原則とする

第四七條　三交代とは晝夜にわたる業務を三人で交代勤務するものをいい、その一日平均勤務時間は八時間とする

第四二條　特殊日勤者の勤務時間は一日平均一一時間以内とする。前項の時間は五時以前又は二二時以後の時数が通計三時間以上にわたらないのを原則とする

第四七條　三交代とは晝夜にわたる業務を三人で交代勤務するものをいい、その一日平均勤務時間は実働八時間とする

第184表　國鉄労働者（日勤者）の平均勤務時間数（実働）の推移

1942年8月以前	10時間
1943年9月～46年10月	9時間
1946年11月～47年3月（基準法による第一次勤務時間の緩和）	8時間
1947年4月～48年12月（協約による第二次勤務時間緩和）	7時間
1949年1月以降	8時間

國鉄労働者は、第184表の如く、従前においては拘束一一時間におよぶ長時間労働を強制されていたのであるが、戦後基準法の施行により四六年一〇月一五日第一次勤務時間の緩和が行われて実働八時間となり、さらに、四七年二月二二日、劃期的な労働協約の締結により第二次勤務時間の緩和が行われ、実働七時間制が獲得されていた。

國鉄労働者の勤務割は、その業務の特殊性のため職種によつて種種の勤務制度が組み合わされ、きわめて復雑な形態がとられている。㈠日勤は、一般工場、事業場における勤務の如く、勤務がその日の中に終るもので、國鉄では従來八時より一七時までの九時間制に改められた。㈡特殊日勤は、鉄道作業特有の勤務で、勤務がその日に終るが、拘束時間が特に長い。この勤務はいわゆる國鉄の日勤区間（夜行列車のない区間）の駅員に適用され、その勤務は朝五時の初列車から二三時の終列車まで一八時間にいたるもので、これが最長の限度となる。この協約では、一日平均一一時間となつているが、休日が月二日または三日増加するため実質的には一時間以上の短縮となつている。㈢一晝夜交代は一晝夜にわたる一つの作業を二人で交代勤務するもので、㈣循環交代は晝間は、仕事の分量が多くて二人を要するが、夜間は一人でよいというような、例えば改札のような業務に適用されるもので、大体は日勤と一晝夜交代が組合わされて行われている。㈤直制交代は、一晝夜交代が二四時間継続勤務であるのに対し、一晝夜を二分し一二時間ずつ晝番と夜番とで交互に勤務するもので、㈥三交代は一晝夜にわたる作業を三人で交代勤務するもので、もつとも普通の形態である。㈦夜勤は、電車区等における電車の清掃手の勤務で、終電車が入庫後の清掃作業に行われている。㈧乗務は、というまでもなく乗務員の勤務で、一定の乗務行路表（交番制）により交互に循環して勤務するものであるが、四八時間制により、乗務前後の準備時間および待合せ時間が短縮され、あるいは拘束時間外とされた。これがいわゆる新交番制の問題で、國電ストの直接の原因となつた問題である。

（B）　國鉄の新交番制　本年一月一日の公務員の四八時間勤務制を列車、機関車、電車などの乗務員に適用したのがいわゆる新交番制で、まず東鉄管下二五車掌区において実施され、國電ストの直接の原因となつた。

交番制というのは、晝夜の別のない特殊な勤務に服する鉄道乗務員の勤務制のことで、列車の運行表（ダイヤ）と組合せてあらかじ

め定められた一週間の労働時間内におさまるように乗込む列車の順序をきめたものである。これが直接ストの導火線となつたのは、新交番が旧に比して非常な労働強化になるばかりでなく「勤務の能率化」による人員整理が意図されていたからであり、なによりもそれが行政整理の一端として強く組合に印象づけるものがあつたからである。従つて新交番は、勤務割そのものが大きな問題であつたというより、組合にとつては深刻な行政整理の問題であつた。

一月一日からの人事院規則による公務員の四八時間制は、当時公務員法の全面的適用下にあつた國鉄労働者にもそのまま実施されることになり、一月二二日運輸大臣達第四一号をもつて「運輸省陸運関係職員勤務および休暇規定」の一部改正が行われ、官廳執務時間勤務者はもとより現業においても日勤者については、すでにこれにもとずく勤務が行われていたが、乗務についてはダイヤ改正とともに行うとしてその実施が延期されていた。しかし、その後この改正規定にもとずく新交番制によつてまず六月一日から東鉄管下の車掌区に対して実施され、ついで機関区、電車区に対しては、五月二五日内達第一号をもつて「機関車乗務員および電車運転士の勤務および給與についての特別規定」が出され、九月のダイヤ改正とともにこれにもとずく新交番が全面的に実施された。

鉄道乗務員の勤務時間は、準備時間、実乗務時間および待合せ時間の三者により構成されるが、準備時間とは、乗務前、乗務後における準備または整理に要する時間のことで、実乗務時間は、列車の運轉時刻表によつて計算されるもので列車の出発から終着までの実乗務の時間のことをいい、待ち合せ時間は、勤務の中間で一つの列車に乗り終り、次の列車乗務を待ち合わせる時間のことである。改正規定は、このうち準備時間および待ち合せ時間の勤務時間算入を短縮した。

すなわち、改正規定では、列車乗務員の準備時間は一律前後一時間三〇分となり、旧の㈠においては前後四五分、荷扱手で前後一時間三〇分短縮されることになり、待ち合せ時間は、原則的に一時間削られ、さらに特別の場合に加算される時間は、機関車乗務員の㈠で三〇分、㈡で一時間、電車乗務員は一時間、夫々削られた。ただ長距離列車乗務員についてのみ一時間延長されたが、大部分の車掌は短距離乗務であり、殊に電車車掌は非常に不利となつた。

列車車掌の労働時間は、規定では一日平均八時間、一週四八時間、電車車掌は一日平均七時間半一週四五時間となつているが、旧交番においても実際の労働時間は、第185表の如く八時間を超える勤務があり、決して短い勤務ではなかつた。

新交番は、このうち準備、待ち合せ時間を大巾に短縮したが、この短縮された時間は、当然実乗務および勤務時間の延長としてあらわれるものであつた。第186表は、上野車掌区の、新交番による勤務の一例をしめしたものであるが、これによれば、従來実乗務約四時間、待ち合せ準備六時間、計一〇時間の勤務と

第185表　旧交番による列車車掌の労働時間（一人平均）

	実乗務	待ち合せ	準　備	合　計
	時間	時間	時間	時間
車　掌	4.77	1.48	1.35	7.60
車扱専務	6.10	1.06	0.86	8.02
荷扱専務	5.87	0.80	1.53	8.20
列車給仕	6.62	1.31	0.83	8.76
荷扱手	5.87	0.72	1.62	8.21
列車手	4.68	1.38	1.25	7.31
平　均	5.65	1.13	1.24	8.02

〔備考〕48年12月1日現在．運輸協議会調

第186表 上野車掌区に於ける新旧交番の比較

時間	出勤 15.00	上野発 17.40〜19.35 成田着	泊り			成田発 5.33〜7.26 上野着	アケ 8.30	17時間30分
項目 / 新旧別	準備時間	乗務時間	準備時間	待ち合せ時間	準備時間	乗務時間	準備時間	計
新交番	1時間	1時間55分	30分	1間時	1時間	1時間53分	30分	7時間48分
旧交番	1時間	1時間55分	1時間	2時間	1時間	1時間53分	1時間	9時間48分

計算されたものが、待ち合せ、準備時間の短縮により八時間勤務と計算されることになる。しかも、この例がしめすように拘束時間は一七時間三〇分にもおよぶのであるが、旧交番ではこれを一〇時間勤務と計算し、新交番では八時間としか計算されない。従つて一週四八時間制であるから、従來一週五日の勤務で終つたものなら、六日出勤せねばならないことになる。

東神奈川車掌区分会では従來夜勤二晩、帰宅できない勤務一日で一週間に三日帰宅できなかつたが、新交番では連続三日の泊り勤務ということも生じ、二時間以上の遠距離通勤者が五割以上も占めている同車掌区では、一週間に四日から五日外泊することになると報告している。

この結果は、当然各車掌区に過剰人員を生じることになり、これらは降轉職ないし定員法による直接整理の対象とされた。すなわち、上野車掌区では運轉專務車掌一六〇名のうち四〇名の剰余人員が生じ、定員法とあいまつて荷扱、客扱関係、列車手、列車給仕において計八四名が整理された。蒲田車掌区では一日二〇二名でなされた乗務が新交番では一八二名に壓縮され、品川車掌区では四八名、東神奈川車掌区では四八〇名中三八名、千葉車掌区では三四七名中三〇名の過剰人員が生じた。新旧交番を東神奈川、中野、千葉各車掌区について比較すれば第187表の如くである。

なお、新交番の問題には、このほか日通業務の省還元の問題および新交番が団体交渉の対象となりうるかどうかの問題があり、公労法第八條の解釈をめぐつて当局と組合が対立した。車掌の新交番は、一つには六月五日から日通業務の省還元を実施する必要から組まれたのであるが、組合は労働強化として実施の反対を申し入れていた。

(C) 新交番をめぐる労資の対立点　車掌区の新交番は、以上の如き内容をもつものであつたが、これに対する組合、当局双方の主張および対立点は次の如くであつた。

一、「列車乗務員の勤務時間と新交番制との問題について」の当局声明（六月一六日）

(1) 今次の國鉄ストの原因となつたと思われている車掌の新交番制の問題は、事柄が專門的なことでもあり、また組合側からは労働時間の延長があるかの如き誇張した宣傳をされているので、一般に誤解された点も少くない。こゝに事実を解明して、問題の性質を明確にしたい。

(2) 列車乗務員（汽車、電車の車掌等）の勤務はその仕事の性質上毎日きちんと八時間だけ勤務する、というわけには行きかねるので、列車のダイヤを組合せて、一週間なり、一カ月間なりを通じて一週列車車掌に対しては四八時間、電車車掌に対しては四五時間におさまるように、乗込む列車の順序をきめるのであつて、この順序をきめたものが交番（乗務制）なのである。

第187表　新旧交番による定員その他の比較

			乗務	準備	待合	合計	定員合予備	要員定	1人当乗務粁	1人当乗務時間	1人当勤務時間
							名	名	K		
東神奈川車掌区	車掌	旧	251.08	51.00	56.00	358.08	79	45	31.09	5.58	7.95
		新	209.51	51.00	55.00	315.51	68	39	35.88	5.37	8.09
		比較	−41.17	0	− 1.00	−42.17	−11	− 6	+ 4.79	−0,21	+0,14
	荷扱専務車掌	旧	44.54	7.30	2.00	54.24	10	7	51.2	6.32	7.74
		新	37.12	7.30	6.00	50.42	10	7	51.2	5.30	7.20
		比較	− 7.42	0	+ 4.00	− 3.42	0	0	0	−1.02	−0.54
中野車掌区	車掌	旧	205.42	40.30	52.00	298.12	62	38	70.29	5.40	7.84
		新	190.46	40.30	36.00	267.16	52	33	80.94	5.77	8.09
		比較	−14.56	0	−16.00	−30.56	−10	− 5	+10.65	+0.37	+0.25
	客扱専務車掌	旧	84.02	7.30	19.00	110.32	20	14	160.04	6.00	7.88
		新	84.02	7.30	11.00	102.32	19	13	172.34	6.46	7.87
		比較	0	0	− 8.00	− 8.00	− 1	− 1	+12.30	+0.46	−0.01
	荷扱専務車掌	旧	129.04	12.00	26.00	167.04	31	23	126.00	5.61	7.26
		新	118.34	12.00	23.00	153.34	29	21	138.00	5.63	7.30
		比較	−10.30	0	− 3.00	−13.30	− 2	− 2	+12.00	+0.02	+0.04
	荷扱手	旧	108.59	10.30	23.00	142.29	35	26	92.56	4.17	5.47
		新	99.59	10.30	19.00	129.29	31	23	104.63	4.33	5.62
		比較	− 9.00	0	− 4.00	−13.00	− 4	− 3	+12.07	+0.16	+0.15
千葉車掌区	車掌	旧	233.50	37.30	42.00	313.20	79	51	94.16	4.57	6.14
		新	219.02	37.30	31.00	287.32	73	49	98.00	4.47	5.86
		比較	−14.48	0	−11.00	−25.48	− 6	− 2	+ 3.84	−0.10	−0.28
	荷扱専務車掌	旧	59.06	8.00	8.00	75.08	14	10	73.08	5.90	7.50
		新	56.14	6.00	6.00	68.14	12	9	81.20	6.56	7.57
		比較	− 2.52	−2.00	− 2.00	− 6.52	− 2	− 1	+ 8.12	+0.06	+0.07
	荷扱者	旧	50.00	6	6.00	62.30	20	15	37.3	3.33	4.15
		新	48.25	4.	4.00	56.55	31	14	40.04	3.44	4.04
		比較	− 1.35	−2.00	− 2.00	− 5.35	+11	− 1	+ 2.67	+0.11	−0.11
備考	旧の乗務時間の中には2時間未満の待合時間は乗務時間に含まれている 新には1時間未満の待合時間のみしか乗務時間に含まれていない										

(3)　今回の新交番と旧交番との差は、この乗込む列車の順序が変つただけのことであり、時刻改正があつたり、新線の開通があつたりすれば、必ず新しい交番を組まなくてはならない。この乗込む列車の順序をきめるに当つて勤務時間規程にきめられている労働條件の範囲でもつとも能率的、合理的に組むことは事業関係事務の経営上当然のことであり、純粋に経営上の問題であることは、はつきりしている。恰度駅長が、出札掛に対して今日はどの窓口で執務するようにと指定することと本質的には、何等変るところがない。唯車掌の場合は、沢山の列車を組合せて、遠距離を往来するので、毎日毎日指定する煩をさけて一週間なり、一月なり、まとめて指定したものであるということができる。実際問題としていま

までにこの交番そのものを労働條件として、組合側と交渉してきめたことはなく、公務員法実施前においてすら組合側は、乗務交番は当局が一方的にきめることに、何等の異議をもつていなかつたのである。

(4) 所が今回の新交番は、小口貨物積卸業務を今まで日通に委託していたのを國鉄の直営と改めたために、乗務員の交番を変える必要を生じたので、六月一日から東鉄が実施したものである。か、この新しい交番をつくるのに、去る一月二二日に改正されて実施されている勤務時間規定によつたことによつて恰も労働時間の延長を行つたかのような宣傳に乗ぜられることになつたわけである。

この勤務時間の改正は公務員の実働四八時間制に対応するために車掌の勤務時間について内容に多少の変更を加えたのであり、その当時組合側とも話し合いをすませて実施した改正なのである。

この改正は車掌の勤務時間を延長したわけでなく、勤務時間のうちで、準備時間とか待合せ時間とかいう実際に列車にのらないでいて、しかも勤務時間の中に計算されていた時間に変更があつたわけで、一週四八時間という勤務時間には、少しも変更を加えていないのである。

一例をあげる。東京熱海間の列車の運轉時間を二時間半とすると、東京熱海間一往復の車掌の勤務時間は新交番でも準備時間待合せ時間を合せて、七時間半となるのであつて、実乗務時間の五時間だけが車掌の勤務時間ではないのである。

(5) この勤務時間規定の改正によつて、直ぐに交番を組直すのが本当であるが、車掌の交番はそう簡單に直すわけには行かないので、時刻改正のような、適当な機会に組直すことにして、今日に及んだわけで、それがたまたま六月一日から実施したところを問題にされたわけである。

(6) 当局としては六月になつてから、勤務時間規定を改正したわけでもなく、また勤務時間の延長を行つたこともない。六月以降において交番作成の基準となる勤務時間規定の改正については団体交渉に応じるといつているのに対して、組合側は交番制そのものが労働時間だと強弁して団体交渉できめることを要求している。

この要求はとりも直さず事実上の業務管理を意味しているので、部下に対して、勤務を指定することができない所属長ができたとしたら、誰が責任をもつて事業の管理ができるであろうか。

(7) 以上のように当局としては勤務時間そのものについての交渉を拒否しているわけではなく、勤務時間を言いがかりに業務の管理に実力を行使しようとしている組合側の非望を排撃しているのである。

また、六月二一日の「交通新聞」において当局は次の如き見解をのべている。

(1) 新交番による変化は、電車車掌の場合、総勤務時間一日七時間半、一週四五時間には変化はないが、このうちに含まれる実乗務時間、準備待ち合せ時間の比率に若干の変化を生じたことになるわけで、これを東神奈川車掌区に例をとつてみると一日の実乗務時間が九分強増えて、待ち合せ、準備時間等がいままでより減つた（列車の場合も大体同じ）ということになる。

(2) 四八時間実働という原則と乗務勤務時間の七時間半、八時間を比べると決して労働強化ということにはならない。しかも、この勤務時間の中には事実上休養をなし得る待合せ時間あるいは準備時間の一部が含まれていることからみて必ずしも一般公務員

や非乗務の現場勤務者との均衡を失した労働であるとはいい得ないものである。

(3) これらの諸点からみると、今次の交番は、ある列車については原則時間では賄えないものが出てくるが、ある列車では原則時間を失つておらず、また出先休養も寮をもたぬため民家借入れという方法で辛うじて賄つている状況である。当局ではこれの拡充強化のため相当の予算を計上して計画中ではあるが、完備というまでにはなお相当の日時を要するであろう。

二、組合側の見解（「中央労働時報」第一〇九号）

(1) 新交番制の基礎となる本年一月二二日運輸大臣達第四一号による改正勤務休暇規定ほとんど必要としないものもある。従つて適切な組合せによつて、大体この原則時間程度に落ちつくものとみられる。またこれらの原則時間によらない特殊列車についてはそれぞれ相当の特例が認められており、今次交番制は旧規定と対比してはなはだしい大差はないといえる。

ではこゝで眼を轉じて合宿所や出先休養の状況をみるといずれも満足とはいえない現状である。合宿所の設備は戰災地区附近では、待ち合せ時間（所定列車の乗務を終つて他の列車に乗り継ぐ間の時間で、列車の遅延等も考慮し、乗務中の事故整理、引継事項、報告類の整理、乗継点呼、客荷扱の準備、列車点檢等に必要な時間）の勤務時間算入が短縮されたことで今迄は二時間を勤務時間に算入していたものが、一時間となり、そのために家庭で休養若しくは家事用弁の在宅時間が減少して、総体的に加重労働をする結果となつたことである。

つまり個々の勤務に変化はなくとも一〇〇人で循環しつつ全部の列車に乗務していたものが、八〇人で行う結果新交番制によれば、平均三日、最高六日間も家に帰れないことになる。

(2) この勤務時間の改正は、何も待合せ時間の勤務時間算入短縮を行わなくても四八時間制を実施できるのに、これを強硬に押しつけたのは、このような労働強化によつて二割の人員が余るので、当局はこれを首切りしようとしているからである。

三 六・九國電ストの経過

（A） 新交番反対闘争 六月一日からの新交番制の実施に対し東鉄管下二五車掌区の車掌はいずれも反対していたが、なかでも東神奈川、蒲田、千葉、中野の四車掌区は、これを首切り行政整理の一端であるとして強硬に反対、新交番による乗務を拒否し、一日からは自主的乗務管理に入つていた。すなわち、

(1) 東神奈川車掌区分会では、五月二七日車掌区長より提示された新交番表に対し「六月一日からの実施には無理があるから来る八月一日より実施されるダイヤ改正まで延期されたい」と申し入れ、交渉をつづけていたが、交渉の半ばにおいて当局は、二九日組合員に対し一方的に確認票に捺印方を迫り、組合員はこれを拒否し、対立状態に入つた。

しかし、組合は、問題をあくまで団体交渉によつて解決することにし、三〇日には車掌区長と分会、六月一日には車掌区長および管理部長に対し横浜支部が交渉を行い、二日にも再び横浜支部が管理部長と交渉、一時組合は「実施期間を一応六月五日に予定し、その間新交番の実施に伴つて当然解決しなければならない寝具とか炊事用燃料その他の問題を合せて話合い両者が納得したところで実施したい」とまで折れたが、当局は一日からの実施を頑強に主張して譲らず、あまつさえ五月三一日車掌区長は、業務部長からの電達として六月一日からの実施を厳命するにいたつて、組合の態度は俄然硬化するにいたつた。すなわち、東神奈川車掌区分会は、直ちに業務命令を拒否して旧交番による乗務を決議し

たが、この車掌区の行動は、支部全分会に大きな衝撃を與え、六月三日には電車区駅各分会の臨時合同職場大会に発展し、同大会は弾圧に対してストライキをもつて闘うことを決議し、組合の闘争態勢は急速に強化されるにいたつた。

かくて、新交番を拒否し旧交番を持続する電車運行は、組合の統制のもとに一糸乱れもなくつゞけられていつたが、六月五日突如管理部は「鉄道公安官三〇名『腕に自信』の管理部員三〇名とともに総務課長、業務課長、公安係長その他係長多数を東神奈川車掌区に派遣し」（組合報告）、実力をもつて強制的に新交番に移行せしめんとする非常手段を講ずるにいたつて、組合は激昂し、大衆動員をもつて対抗するなど事態は益々紛糾悪化し、ついに九日のストライキに発展した。この間当局は数次に亙る業務命令を発しているが、六月三日には管理部長および業務部長名をもつて夫々「新乗務番制又は区長の指定する業務に応じない者に対しては業務命令違反として取扱わざるを得ないから至急その職氏名を報告せられたい」との各区長宛業務命令が発せられた。

(2) 蒲田車掌区分会では、東神奈川車掌区の闘争に同調して六月四日職場大会を開催、新交番制反対をはじめ、「首切り反対」、「車掌区に風呂場を作れ」、「寝室を拡張せよ」、「飯を焚く薪をよこせ」など二〇項目の要求を決議し、闘争委員を中心に組合員約一〇〇名が「旧交番制で乗務させろ」と区長に対し四日終夜にわたる交渉を行つたが、区長は業務命令に従うと答え拒否した。かくて同分会は新交番による乗務をとりやめ、五日朝より旧交番制に復帰し、自主的乗務管理に入つた。

(3) 千葉車掌区分会では六月三日臨時大会を開催、新交番制反対、旧交番による乗務を決議し、五日朝から乗務管理に入つたが、同時に外部団体応援のもとに区長と交渉、旧交番乗務を確認せしめ、区長を交えての分会闘争委員会では、

(イ) 区長を守る闘争を通じて全組合員の首を守る。

(ロ) 区長が馘首されれば、組合員一人五〇円、一〇〇万円のカンパを行う。

をきめ、五日以後は区長命によつて旧乗務が行われていた。

(4) 中野車掌区分会では六月三日分会定期大会において「最悪の場合は実力行使を行う」を万場一致で決議し、六日には八王子管理部長に対し強力な交渉を行い、当局をして九日までの延期を認めさせた。

(B) 國鉄労組の動き　以上の如き車掌区を中心とする新交番反対闘争のもり上りのなかに新橋支部は、首切り反対闘争を中心議題として五月三〇、三一日澁谷公会堂に臨時支部大会を招集、行政整理に対する支部の基本的闘争態度を決定するとともに当面の新交番問題を討議し、

(イ) 新勤務時間制度は当局の行政整理のあらわれであるからあくまでこれを拒否する。

(ロ) 蒲田車掌区を孤立させぬため、管理部長と早急に交渉をもち、新交番を取消し、旧交番実施を確認すること。

(ハ) 闘争指令を出す。

(ニ) 当局の弾圧に対する防衛闘争を強化する各分会は組合員を動員して外部団体と共同闘争を組織する。

(ホ) 小口扱國鉄移管反対。

(ヘ) 新交番反対闘争を合同闘争に発展せしめる。

の六項を絶対多数で決定し、この大会決議にもとずき六月七日次の闘争指令を発した。

支部指令第八号「乗務員の新勤務時間は行政整理の現われであるる。支部は本部指令第一七号及び支部大会の決定に基き、旧運行に

より乘務することを指令する」

一方、事態の発展を重視して当局は、六月七日新橋管理部長をして新橋支部に、(1)この闘争指令は乘務命令違反である、(2)この指令に基いて生じた責任は支部が負うものである、との申し入れをなさしめたが、新橋支部は「解釈は任意である。首切りを前提とした当局の措置を支部は放置するものではない」と回答した。さらに当局は、七日本部に対し「本部指令第一七号は支部指令第八号の行爲を含むものであるか。文書をもつて回答せられたい」と申し入れたが、これに対する本部の回答は次の通りであつた。

回答書（六月七日）指令第一七号は、新橋支部の指令第八号に関連するや否やの問題については、組合内部の統制と闘争方針に関する問題であり、いずれの組合においても、その相手方に自からの闘争方針を提示するが如きことは、その類をみないことであります、依つて組合としては回答をすべき筋合いでないと思います。

なお本部指令第一七号は次の如き内容のものであつた。

本部指令一七号（五月三一日）「当局は首切りを一方的に強行しようとしている。各支部は本部と大臣の確約に基く交渉の結果を別途指示するまで首切りに関する一切の調査、試験、諮問等を拒否せよ。」

当局は、七日新橋支部指令に関する本部の回答を不満として同日さらに職員局長の名をもつて労組本部に対し次の警告文を発した。

國鉄当局の警告文（六月七日職員局長）

新橋支部内において、同支部指令第八号により乘務員が業務命令に違反して、旧運行により乘務し新運行による乘務を拒否する行爲が発生したときは、新橋支部およびその役員の行爲は日本國有鉄道法第三一條第二項および公共企業体労働関係法第一七條第一項の行爲に該当し、同法第一八條の適用を受けるものであり、かつ新橋支部の指令は本部指令第一七号により発せられている。

依つて本部は直ちに同支部指令の取消しを指令しない限り、本部も又同様の責を負うべき結果となるものであることを警告する。

これに対して本部は中闘委員をひらいて討議したが、左右の意見対立して一致せず、深更にわたる論争のすえ一七対一〇の採決により次の職員局長宛警告文と指令第二〇号を決定した。

國鉄労組本部の警告文（六月七日）

新橋支部の指令は、業務命令の内容が明らかでないのでいま直ちに取消の指令は出来ない。本部は新橋支部と共に速やかに誠意を以つて貴方と交渉の上業務命令が首切りと関係なく労働條件を低下させるものでない場合は、新橋支部の指令を取消せる用意がある。

貴方が団体交渉を拒否し、一方的に処分を行うが如き場合は重大事態の発生するであろうことを警告する。

指令第二〇号（六月七日）各支部は首切りを実施不能にするために次の行動を行え。

㈠ 全組合員をして箇所長に対し休憩時間、非常日を利用し、慰休の未使用その他あらゆる具体的問題をもつて首切りの不可能を認めさせると同時に上級機関に対し、整理案を返上せしめるよう闘え。

㈡ この運動は絶対的に行い、交互に全組合員を参加せしめること。

㈢ 本運動展開にあたつては指令一三号（註）の趣旨を再確認すると共に確実に実施するため必要により指導者を選定して行いその結果を本部に報告せよ

（註）　指令第一三号（五月二四日）定員法効力を実質的に粉砕するため各支部は首切り反対その他あらゆる要求をかゝげ極力多数の組合員を動員し直ちに夫々対応機関と波状的に強力な交渉を行え。

本部は、今次の國鉄防衛闘争に対し徹底した地域闘争の方針をとつていた。すなわちその指令第一号（五月一〇日）において「地評各支部は闘いつつある友誼団体と共に戰線を拡大統一し併せて下部組合員の要求と決議をもり上げ本部に反映せられたい」といつているが如く、闘争の主体を各支部分会におき、これらが夫々の職場要求にもとずいて行う闘争の壓力を本部に集約するいわゆる「反射闘争」が戰術の基調とされていた。従つて、その実力行動も、本部が画一的に指令するのでなく「各支部および分会、班にいたる機関の自主的決定」にまかされていたが、本部は七日さらにひきつずいて指令第二一号をもつて「各支部は頻繁に職場大会を開催し首切り阻止のための職場闘争を如何にして具体的行動にうつすかについて徹底的に論議し、自主的行動の方針を生み出せ」と指令し、その闘争指導の態度を明確にしている。

かくて、各支部分会は夫々独自の要求にもとずいて闘争に立ち上りつつあつたが、殊に新交番制に反対する東鉄管下車掌区の闘争は急速に発展していつた。

（C）　ストの決行　六月九日、東京鉄道局は、新交番制に反対する東神奈川車掌井上勘一以下一〇名および千葉車掌区車掌山本長之助以下九名、計一九名を事件の指導者として初の日本國有鉄道法第三一條および公共企業体労働関係法第一八條（註）の適用により懲戒免職処分に附し、同時に新橋、千葉両管理部長は、これら馘首された一九名を業務妨害、不法侵入のかどで横浜、千葉検察廳に告発し、これらの強硬処置により一挙に組合の反対運動を封殺せんとした。

（註）　日本國有鉄道法第三一條　職員が左の各号の一に該当する場合においては、総裁はこれに対し徴戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

(一)　この法律又は日本國有鉄道の定める業務上の規定に違反した場合

(二)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

公共企業体労働関係法第一七條　職員および職員組合は、同盟罷業、怠業、その他業務の正常な運営を阻害する一切の行為をすることができない。又職員は、このような禁止された行為を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。

第一八條　前條の規定に違反する行為をした職員は、この法律によつて有する一切の権利を失い、且つ、解雇されるものとする。

この当局の処置に憤激してまず東神奈川車掌区分会がストに立ち上り、これに同調して東神奈川電車区が午後三時からストに入り、京浜東北線の運行は混乱におち入つたが、一〇日は初電から中野、蒲田両車掌区および中野、三鷹両電車区がストに入つてさらに拡大、京浜、中央の二大幹線は、完全に運行停止となり、ストライキは一日夕刻までつずけられた。各分会の狀況は次の通りであつた。

(1)　東神奈川車掌区分会　一〇名の組合幹部の馘首が発表されるや分会員は続々分会事務所に集合、口々に大会決定の実力行使を叫び自動的にストライキに突入した。時に九日午前一一時四五分であつた。これより車掌は相次いで乗務拒否に入り、午後三時にはスト参加人員四一七名に達した。このため電車運行は、午前一〇時五〇分まづ横浜線（東神奈川―八王子間）が遅延しはじめ、一二時四三分には、京浜線櫻木町南行は全部鶴見止りとなり、北行

は鶴見始発となり、午後二時横浜線は全部の電車運行停止、鶴見線（鶴見―扇町間）は一車輛のみ運行、夕刻にいたり電車運行は益々混乱、折柄のラッシュアワーに各駅は足を奪われた乗客殺倒して収拾つかざる大混乱を呈し、ついに京浜、東北線の切符賣り止めが行われた。

(2) 東神奈川電車区　九日午後三時緊急職場大会がひらかれ、車掌区の闘争を強力に支援するためストライキを決議し、直ちにストに突入した。

(3) 横浜支部　支部は九日午後一時「新交番をめぐる紛争に対し問題の本質的解決を放棄した無誠意極まる当局はさらに一方的な解雇処分に依り彈圧を企てて来た。この不明朗な処置に納得の行かない東神奈川車掌区は最後の決意ストライキを以て当局に反省を促している」との情況発表を行い、支部全組合員に緊急事態を告知するとゝもに直ちに管理部に対し交渉を行つたが、当局に拒否された。

しかし、事態の收拾をはかるため午後八時三〇分から第二回緊急闘争委員会がひらかれ、

(イ) 今回の闘争は相当の持久戦を覚悟せねばならぬ。当局としては即戦即決をせねばならぬ羽目にあり、挑発的に行動している。

(ロ) 従つてスト形態を切上げて旧交番で行くようにする。このことは電車区在庫は二編成だけであるから、他の電車区の予備車を駆りあつめたならこの不足分を補充し、従来のダイヤに復旧し得る。その時には東神奈川は完全に浮上つて折柄のストも無意味になろう。

(ハ) 宣傳戦を積極的に行う。

(ニ) 管理部との交渉にはいつでも応じる。

との結論にもとずき、現地の分会闘争委員会にスト切上げの提案がなされたが「悲愴な決意のもとに立ち上つた分会としては仲々納得はゆかなかつた」（國鉄労組の闘争報告）。しかし、この決定にもとずき東神奈川電車区は一〇日午前三時三〇分、区長並びに助役に「一仕業より乗務する」旨申し入れ、同じく車掌区も当直助役に始発よりの乗務を申し入れたが、管理部は「東神奈川電車区、車掌区の乗務はさせてはならない」と通告し、さらに「本日の軍臨にも乗務させなくてもよい。併して今日から乗らなくてよい」と組合の申し入れは拒否された（同闘争報告）

かくて支部は一〇日六時三〇分「本朝始発より平常に服すべく乗務しようとした組合に対し、頑迷なる当局は頑強にこれを拒否し、敢て收拾を行おうとしない。事態はかゝる挑発的行爲によつて益々紛糾し解決を困難に追い込んでいる」と第二回の情況発表を行い、ストライキは一〇日の日もつづけられた。

(4) 中野車掌区および電車区　中野車掌区では九日東神奈川がストに入るや直ちに臨時職場大会がひらかれ、一〇日初電からのストを決議し、中野電車区も同様九日午後三時より緊急臨時職場大会が三一五名出席してひらかれ、満場一致ストを決議、同午後一一時からは中野車掌区および電車区、中野駅連区、三鷹電車区の合同闘争連絡会がひらかれ、中野車掌区および電車区の決定通り一〇日初電よりのストライキを満場一致で決定し、全組合員何の支障もなくストライキに入つた。

(5) 三鷹電車区分会　九日の臨時職場大会において中野、三鷹地区一斉ストが決議され、一〇日初電より同様ストに入つた。

かくて、三鷹、中野地区による中央線のストライキは、組合規律のもとに秩序整然と行われたが、当局は、八王子管理部に対し中央線に上下一〇本の臨時列車の運行を命じて対抗した。これに対し八王子機関区機関士全員スト破り的乗務を拒否したが、当局

は無謀にも指導員、助役による「無資格者運転」を強行した。これは、三鷹電車区組合員を憤激せしめ、三鷹駅において無資格運転を阻止せんとする組合員との間にはじめて混乱がおこつた。

(6) 八王子支部　一〇日午後一〇時より闘争委員会をひらき、支部指令第一五号をもつて「各分会は直ちにスト突入態勢をとゝのえ逐次実力行使に入れ」と指令し、青梅線（立川―氷川間）は一一日初電からストに入つた。

(7) 蒲田車掌区分会　九日の分会大会で実力行使を決議、一〇日初電より乗務拒否に入つた。

(8) 千葉車掌区分会　九日職場大会を開催、一二二対二四で「業務命令による新交番実施をあくまで反対し、旧交番でゆくを決定したが、千葉支部は一〇日午前一〇時闘争委員会をひらいて実力行使継続三一大闘争にそなえ不満であろうが千葉車掌区分会をもつて「今後の一〇、中止五一で中止と決定、支部指令第一三号をは実力をもつて「今後の旧交番の組合管理を一時延期し、直ちに新交番に乗務せよ」と指令し、車掌区の闘争を押えた。

(9) 下十條電車区分会　闘争委員会は一〇日一五対一二でストに突入を決議し、一一日初電からストに突入した。

(10) 池袋電車区分会　山手線運行のカギを握る池袋電車区では一〇日午前一〇時から闘争委員会、午後四時半から職場大会をひらき「池袋電車区は断乎実力を行使」を二四五対一一で決定、具体的方針として

(イ) われわれの闘争を不利にするような業務命令は絶対拒否する。

(ロ) われわれの闘争を弾圧すれば断乎ストに入る。

(ハ) 闘争中の闘争を弾圧すれば断乎ストに入る。

時期方法は電車区、車掌区を孤立させないため実力行使する。

関係駅区および北部共闘委員会など密接な連絡のもとに

上共同闘争委員会で決定すること

を決議した。

かくして、九日東神奈川車掌区分会は、一〇日には中央、京浜東北線まつて以來の重大事態を招來した。一〇日午後九時現在各線の運休数は第188表の如くであつた。

第188表　國電爭議による運轉休止狀況

	平常運轉本数	運休本数	運休率
京浜東北線	270	263	94%
中央線	352	278	79%
鶴見線	217	207	95%
横浜線	52	39	75%
総武線	256	142	55%

〔備考〕中央線74本運行は進駐軍専用で一般乘客を扱わなかつたため実際は100%の運休率であつた。

(D)　人民電車事件　九日東神奈川車掌区分会が決然ストに立つや直ちに應援にかけつけた電産、民商、朝連など神奈川縣労さん下の労働団体民主団体約五〇〇名によつて國鉄防衛隊が組織され、午後四時神奈川一帶の各工場代表四〇名によつて工場代表者会議が車掌区分会事務所でひらかれ、その場において、

(イ) 防衛隊として集つた分会は直ちに職場に帰り、職場闘争を起し、実力行使をもつて國鉄ストを応援する。

(ロ) 國鉄側では完全な乘務管理者ならびに一般勤労者のために

(ハ) 金属、電工、全自動車、民商、朝連などと共同闘争委員会をつくる。

ことゝし「國鉄の人民管理を行うことを決議した。

この工代会議の決議にもとずき、九日二一時二五分および二三時横浜線において組合の自主運轉が行われたのであるが「闘争報告」

は当時の状況を次の如く傳えている。

「九日一八時三〇分トラック四台に分乗した武裝警官二〇〇名は續々と東神奈川構内を包囲し、隊長の指揮一閃なだれこもうとする体勢がとられた。車掌区電車区の組合員を中心に近隣から馳せ參じた國鉄職員、部外労働者は全員固いスクラムを組んで、折柄の篠つくような雨中に声高にインターを合唱し、全電車はサイレンを一斉吹鳴、非常時態を傳えた。かくの如き鉄壁の陣に警官隊はなすこと能わず無言のまゝ引揚げて行かねばならなかつた。

このストに対しての市民の関心は高まり、二〇時東神奈川駅前は黒山の如き人出となりはからずも乘客大会という「眞相を発表しろ」という声によつて、問、回答という大討論の末「よし、分つた。ストは支持するぞ」という端的な結論は万雷の如き拍手に迎えられた。そしてその時、一人の乘客がすつくりと立つて「爭議は明日あさつてもやれ、然し今日はこの人々を送りかえすための電車を一台動かしてくれ。そしてあすもあさつても皆のたのむときには出してくれ。その代り基金カンパでお礼はするぞ」と掛声をかけた。これも又万来の拍手をもつて迎えられたのである。

カンパは直に開始され、二九〇円の金が集つた。かねて工代会議よりも朝晩のラッシュ運轉については特に要求はあつたが、乘客大会の代表と改めての工代会議の要請により、二一時二五分及び二三時の横浜線電車は組合と乘客の歓呼の中に出発していつた」。

これが第一回の人民電車であつた。ついで翌一〇日午後四時半、組合は労働者のために「電車を運轉することを認めよ」と交渉、午後六時一〇分京浜線赤羽行六台連結電車と横浜線八王子行電車が夫夫前頭部と横腹に「人民電車」と大書、赤旗をかかげ、友誼団体の電産、日産、金属等の労働組合員と一般乘客百数十名を乘せて東神奈川駅を発車、途中当局の電源切断などの妨害があつたが、赤旗をなびかせた人民電車は、夕闇たちこめる鉄路を國鉄労働者の固き闘爭の決意をしめして一路驀進、午後八時四五分赤羽駅に到着した。同電車は直ちに折返し、同様帰宅をいそぐ通勤者をのせて午後一〇時二六分櫻木町に到着、使命を果して午後一〇時四七分東神奈川駅に帰着した。

この運行は、文字通り当局との必死の闘爭のうちに確保された。当局の「國鉄労働情報」第三号は、人民電車がどのような狀況のもとに走つたかを傳えている。

(1) 人民電車は一九時五分鶴見駅を出発したので、当局は田町で止めるよう警官を動員する措置をとつた。

(2) 一九時五分に鶴見を発した人民電車は

(イ) 蒲田　一九時二〇分

大井　同　二七分

田町　同　三五分に通過した。

(ロ) 三田愛宕警察に連絡したが、いまだ警察出動せず田町駅事務室は占領されている。

(ハ) 乘車中の組合員は約四百名位である。駅では旅客に対して「送電故障」と称してこの電車に乘せぬように努力している。

(ニ) 上野駅でとらえた情報によると組合員は「こういう電車を皆さんが好んで下さるならどしどし運轉します」と呼んでいる。

(3) 二〇時二五分人民電車は東京駅通過し神田に停車秋葉原に向つた。

(4) 二〇時四〇分人民電車は赤羽から折返した模様。

(5) 上野駅停車の「人民電車」はM・Pの停止、氏名などの質問を拒否して出発した。

(6) 二一時三五分人民電車は有楽町着、同四五分浜松町着、二二時三五分櫻木町から引返して東神奈川に入庫した。(國鉄職員局「國鉄労働情報」第三号二一頁)

人民電車はさらに翌一一日午前七時三八分東神奈川駅を出発したが、同七時四八分鶴見駅にて当局の電源切断により阻止された。

なお新橋管理部は一一日「人民電車」の乗務員とこれを指令した組合責任者を往来妨害として横浜地検に告発した。その後「共産主義者及びその陣営によつて計画され実行された集団犯罪」として同車掌区闘争委員長井上勘一以下四七名は横浜地検より起訴されたが五〇年一〇月三〇日横浜地裁は「共同謀議の存在は認めるが電車往来危険罪は成立せず全員無罪、業務妨害については四〇被告に対し最高懲役六月―三月(いずれも執行猶予)、七被告に対し無罪」の判決を行つた。

(E) スト中止命令と國鉄の戦術轉換　六月九日東神奈川のスト突入に対し國鉄労組は同日午後五時三〇分より緊急中闘委員会をひらいて態度を協議したが、ここにおいても左右両派の意見はするどく対立し、民同派は「不拡大方針をとり直ちにスト中止指令を出すべし」と主張した。これに対し左派は「スト中止指令を何等裏付けなく出すことは、國電労働者の闘争を敗北せしめることになるばかりでなく、かえつて混乱を拡大する結果となるからわれわれのとるべき態度でない」と民同派中闘の説得につとめたが、意見の一致をうるにいたらなかつた。しかし、緊急事態を前にし、中闘の意見が分裂することは決定的事態を意味するので、スト指令に対しては結論を保留することになり、中闘全員の一致する最低の線として、

(1) 犠牲者は出さない。

(2) 一九名の処分を白紙に返えす。

(3) 従来の労働條件を維持する。

ことを確認し、次の闘争指令第二三号を決定するとともに直ちに当局との団体交渉に入つた。

闘争指令第二三号(六月九日)当局は公共企業体労働関係法第八條第二項により当然行うべき団体交渉を拒否し一方的に殺人的新乗務制をおしつけて来た。これに対し千葉、東神奈川、蒲田車掌区は職場大会の決議に基き旧交番によつて列車運轉の万全を期した。しかるに当局は、千葉、東神奈川車掌区に対し業務命令違反の理由をもつて一方的に一九名の首切りを発表した。

本部は本問題について明かに当局こそ法律違反であると断定し首切りの撤回と労働條件につき交渉中であるが各支部もこれに呼応し団体交渉によつてあくまで労働條件の低下に反対せよ。

当局との第一次交渉は九日午後七時から下山総裁との間に行われたが、組合側が事態收拾の三條件として提示せる

(1) 解雇処分を白紙に返す。

(2) この問題について、今後これ以上の犠牲者を出さない。

(3) 新交番の実施については団体交渉できめる。

に対し、当局は、

(1) 解雇処分を取消す意志はない。

(2) 今後犠牲者を出すか、出さないかは、事態の推移によつて決る問題であるから、これ以上処分しないと確約することは出来ない。

(3) 現在の事態を本部が收拾すれば、勤務時間の問題は、団体交渉に応ずる用意がある。

と回答した。対立のまま交渉は午後九時半にいたり、組合側は、最後の條件として一九名の馘首をともかく白紙に返すならば、全力を

あげて今夜中にも事態の收拾をはかると切り出し、解決に努力したが、當局は「この問題は首切りを取消すだけで事態が收拾するとは考えていない」と答え、ついに第一回の解決の機會は失われた。

一〇日一〇時、國鉄中闘は、総司令部労働課エーミス氏からストは新たな情勢に直面するに中止の勧告をうけ、一二時二〇分より中闘委員会をひらき組合の態度を協議したが、當局は、一〇日一六時三〇分、四七名におよぶ第二次首処分を行うにいたつて、組合の態度を硬化せしめ、中闘委員会における一七対一〇で否決された。しかし、交渉によりさらに解決に努力することを確認し、第二次交渉が、一〇日一七時二五分から総裁との間に行われた。組合側は、解雇処分の取消しを事態解決の核心として強力に交渉をすすめたが、ストライキの壓力に押された當局は、やや譲歩し

(1) 組合側でストを中止して平常狀態に事態を收拾すれば、事実を調査し、當局の処分に不当なものがあればその処分は取消す。

(2) この問題について今後これ以上の犠牲者を出さないことについては話し合いできめる。

(3) 新交番について話し合いできめる。

との三條件で事態を收拾したいと申し入れた。

かくてこの線で妥結なるかとみられたが、組合側の「一應全員を職場に復帰させ、処分は調査の上できめる」ことで妥結したいとの要求に対し當局が「解雇者の職場復帰はみとめられない」と拒否したので、再び物別れとなつた。

一一日九時三〇分から第三次交渉が行われたが、當局は「解雇処分の問題は調査の結果をまつことにしてその間は保留にして速かに事態收拾をはかられたい」との組合の主張を認めず、交渉は僅か一時間で決裂した。

かかる折柄一一日一一時二〇分、下山國鉄総裁および鈴木國鉄副総裁は、総司令部労働課長代理ロバート・エーミス氏に招致され、スト中止の命令を受け、國電ストは新たな情勢に直面するにいたつた。

総司令部特別発表（六月一一日）総司令部は労働課長の名をもつて一一日朝國鉄労組代表に対し東京地区における一部國鉄電車のストを即時中止するよう命令した。すなわち総司令部労働課長代理ロバート・T・エーミス氏は一一日朝國鉄労組代表および國鉄代表者に対し、電車ストは非合法であり、占領目的に反する旨を申渡し、國鉄當局に対しては、組合側がストを中止するまで組合代表との交渉に応じないよう命令した。エーミス課長代理はさらにストに入つた國鉄従業員との交渉は、公共企業体労働関係法に規定された適当な機関に基いて再開されるよう命令した。エーミス氏の命令は次の如くであつた。

日本國有鉄道総裁室発表（六月一一日一二時）六月一一日午前一一時二〇分頃総司令部E・S・S・レーバーデイヴイジョン、ロバート・T・エーミス氏より、日本國有鉄道総裁および國鉄労働組合中央闘争委員長を招致の上、左の如く命令せられた。

記

一、國鉄労働組合に対しては、この爭議行爲を即時に（この部屋を出ると同時に）止めることを命令する。

二、日本國有鉄道當局に対しては、組合がこの爭議行爲を止めない限り、団体交渉をしてはならないことを命令する。

三、右の爭議行爲中止と団体交渉禁止に関する命令は第八軍を通じて各組合支部に対しても命令する。

しかして、一一日、総司令部の命令としてエーミス指令を受けた國鉄労組では、一二時三〇分から緊急秘密中闘委員会をひらき、戰術轉換を協議し、命令とか勧告とかによることなく、全く自主的に事

態収拾をはかるとの態度を決定し、一四時、闘争指令第二六号を発した。

闘争指令第二六号（六月一一日）

千葉、神奈川等の新ダイヤ及び首切りに関する団体交渉は列車運行が平常にかえらなければ困難な段階となつた。

現在乗務を拒否している組合員のある支部は全員（馘首された者を含む）職場に復帰せしめ、速かに列車の運行を確保した上、首切り反対その他一切の要求を団体交渉に移せ。

関係支部並に全組合は本交渉、並に迫り来る大量首切に対処するため今回の経験を生かし更に広汎なる國民の支持を得て随時闘いうる態勢を確立せよ。

かくて、闘争中の現場には中闘委員が説得に派遣されたが、これをきいた若い車掌達は「東交の二の舞だけはしないで下さい」と泣いて訴えた。たとえば、東神奈川では次の如くであつた。

横浜支部では、一一日二時一五分からの闘争委員会で、中闘の指令以前に戦術轉換が決定されていた。支部闘争委員は四時二〇分会議を終り、そのまゝ、東神奈川闘争委員会へ出発した。五時より連絡闘争委員会を開催したが、すでに一三名の犠牲者を出し、さらに全員馘首さるゝも敢て辞さないという固い決意も定まり、また本日にいたりようやく腰をあげつゝある他支部の情報を入手しつゝある現在、この提案は涙と怒号の中に容易に理解される筈はなく、激論三時間におよび、双方遂に語る言葉もつき、冷やかな沈黙がしばらくつゞいた。

「ではどうするか」

「この提案を各分会闘争委員会へ持ち回つてみよう」

「その結果を再び持ちよろう」

各分会の闘争委員会においては支部闘争委員会を交え、再び激烈な討論の末、各〻が自然に「動くストライキ」という結論を打ち出していつた。かくて涙と怒号は固い決意と新らしい闘志にもえる拍手に化していつたのである。東神奈川車掌区は一一時五〇分、電車区は一二時三〇分、自主的に電車運轉を平常に戻すことを区長に申し入れたのである。（横浜支部闘争報告）

下十條電車区では次の如くであつた。

激昂した分会員は派遣された中闘委員をとりまいた。

「中闘はストを中止させて犠牲者を救えると思うのか」

「われわれの要求をどうしてかちとるつもりか」

「進駐軍関係の犠牲者を絶対に出すな」

と口々に叫んだ。

これに対して、こんどのスト中止は決して負けたから止めたのではない。交渉を有利にし、今後の盛り上りを更に強くするためだと種々説明、激論二時間のち、分会はようやく次の條件をつけて中闘指令をのむことになつた。

(1) われわれの要求をあくまで獲得する

(2) 犠牲者を絶対に出さない

(3) 進駐軍関係犠牲者も出さない

(4) この三項が通らなければ再びストに入る

派遣されたわれわれはこれを確約し、全員中闘指令を承認、アカハタを合唱して今後さらに闘うことを誓い合つてストを一時中止したのであつた。（「國鉄新聞」第六七号）

かくて、問題は一切今後の団体交渉に移されることになつて各区のスト態勢は一五時ごろから徐々にとかれはじめ、京浜東北線の上野発一五時二〇分大宮行、中央線一六時三分浅川行急行、横浜線一六時四九分八王子行から電車運行も開始され、同夜は平常運轉に回復することはできなかつたが、一二日始発からは完全に平常運轉に入

り、ストは四日目に一應の解決をみるにいたつた。

四　スト中止後の情勢

(A)　スト中止後の団体交渉

六月一二日一〇時國鉄総裁および労組副委員長は再び総司令部労働課エーミス氏に招致され、スト中止後における紛争処理につき勧告をうけた。

この勧告にもとずき一四時四〇分からスト終了後第一回の団体交渉が行われたが、組合側が、一〇日の第二次交渉において当局側が自から提案した三條件――(1)事実を調査し不当なものがあれば取消す、(2)これ以上の犠牲者は出さない、(3)新交番制は団交できめる――の再確認をまず求めたに対し、当局側が第二項をのぞき拒否したので、交渉は最初から暗礁にのり上げるにいたつた。

すなわち、第二項については「六月一一日までの紛争に伴う行為については、今後さらに公共企業体労働関係法第一八條及び日本國有鉄道法第三一條による処分者は出さない」ことの確認書がとり交された。しかし、第一項、第三項については「組合がストを中止すれば」という前提のもとに確認したのであり、ストは「中止命令」で中止されたのであるから明かに前提が異り、問題にならないというのが当局の主張であつた。すなわち当局は「組合が自主的にストを止めれば中止後にはこれ以上の犠牲者を出さないということであつた、司令部よりの勧告で中止したので約束が違つてきている」とし、ストの圧力下で話し合つたことは静かによく考えて対処する必要がある、ストに参加した非合法な行動をとつた者二、八〇〇名全部を処分はしないが調査してみて、他の法を破つた者があれば処分される場合はありうると思う」といい、また「昨日までの交渉は非合法な脅威のもとに行われていたので本日の交渉とは客観狀勢が変つていたので性格が違つている。しかしその脅威も去つたから今日からは自由である」というのである。

第二回交渉は、一三日一五時五五分から行われ、前回同様、新交番制が団体交渉の対象になるか否かについて対立したが、当局はさらに一一日の組合本部指令第二六号「職首された組合員も含む」の職場復帰指令は業務命令の遂行を阻害するものであると指令の訂正を正式文書によつて申し入れた。

この申し入れに対し組合は「組合は現在なお紛争継続中であり、従つて職首者を認めていない。さらに当局は多数の警官、公安官を動員し組合員を威嚇している。即刻職場より警官を撤去されたい」と應酬した。

第三回交渉は一四日一五時四〇分から五時間にわたつて行われたが、交渉は、いぜん第一回の問題から一歩も発展せず、公企労法第八條第二項の解釈をめぐつて堂々巡りをつずけるばかりで、ついに結論を得なかつた。

三回にわたる団体交渉において中心的争点となつたのは、新交番制が公共企業体労働関係法第八條第二項にいう団体交渉の範囲であるか否かであつたが、同法は団体交渉の範囲をつぎの如く規定している。

公企労法第八條　公共企業体の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。

2　第四條の規定により組合に加入出来ない者以外の職員に関する左に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに関し労働協約を締結することを妨げない。

一、賃金、労働時間及び労働條件
二、就業規則
三、時間外割増賃金
四、休日及び休暇

五、懲戒規則並びに昇職、降職、轉職、免職、休停職及び先任権の基準に関する規則
六、苦情処理機関
七、安全
八、労働協約の終期、更新及び延長

組合側は

(1) 新交番制の実施は六月一日であつて労働條件の変更という労働條件の問題がふくまれており、中には勤務時間の変更という労働條件の問題がもしこの労働條件の変化を認めるならば、これを管理運営としてでなく、労働條件として団体交渉の対象とすべきである。

(2) しかも、その実施は六月一日であつて労働條件の変化が公共企業体に移行してから起つたものであるから当然団体交渉によるべきものである。

(3) 新交番制は、就業規則の変更でもある。

とし、第三回の交渉において「公共企業体労働関係法第八條第二項に該当する事項（車掌の新交番制を含む）は六月一日以降、改廃、新たに実施する場合は、必ず団体交渉を行い、妥結するまで、当局は一方的に実施しない」との確認事項の確認を迫つた。

これに対し、当局は、新交番制が第八條第二項の団体交渉の範囲に入るとしたならば、当然団体交渉にふすべき事項を業務命令で一方的に実施したことになり、今次國電ストに関する責任を負わなければならぬ窮地におしいれられるので、交渉においては、あくまでこれを第八條第一項の運営管理の事項として押し通さんとした。

すなわち、当局は

(1) 新交番制は、本年一月の勤務時間規定に基くもので、労働條件の変更ではない。

(2) 交番制は、管理上の問題である。

とし、組合の確認事項に対し

「今後の勤務および休暇規定の改正については、乗務番割決定は、管理上の問題であるから、今回の乗務制については、苦情処理機関等の調整にまつことゝしたい。」

との当局案を固執して譲らなかつた。

この点について、組合は、交渉において、団体交渉という労働條件の問題がよび組合代表とエーミス氏との会見において同氏の発言を援用して、当局案の改訂を迫つたが、たしかに一二日の当局おにおいて

組合代表の「六月一日以後におけるべきではないか」との問に対し「第八條第二項に書いてあることは相当広範囲であるから当局は組合と話合をなすべきものと思う。また六月一日のみならずそれ以降においても新しくやることは本法の定めるところに従つて交渉すべきものは交渉をもつべきで一方的にやつてはならぬ」とのべている。さらに組合代表からの「次の三点は団体交渉によるべきだと思うが確めたい

一、六月一日以降就業規則を変更するには団体交渉をまつて実施すべきである。

二、今回の争議については犠牲者を出さない。

三、ストライキ以前の行政処分は取消して貰いたいこと。」

の質問に対しても「三つとも話合をすべきものは当然と思う」と答えている（「國鉄労働情報」第三号）。

さらに六月一六日に組合代表が労働課を訪問したときもエーミス氏は「新交番制は明らかに団体交渉の対象となる。これはウオーレン氏とも一致した見解であるから根強く団体交渉されたい」とのべている（「國鉄新聞」六七号）。

しかし、エーミス氏自体の見解は、同じエーミス氏が一六日下山

総裁、加賀山副総裁以下國鉄代表との会見においては「勤務時間、休暇規定、休日などの問題は対象にはなるといつたが新交番制については何もいつていない。これについては仲裁機関が法律によつて決定すべきである」（「交通新聞」六月一八日）と否定しているので、大きな論拠とはなりえなかつた。

（B）当局による交渉の打ち切り

かくて交渉は全く暗礁にのりあげ、しかも、新交番制の問題にからんで組合としては、爭議権にかわるものとして絶対に譲ることの出來ない公企労法第八條第二項の団体交渉の規定すら否認される狀態に立ちいたつたので、六月一四日國鉄労組は中闘委員会をひらき目下団体交渉で当局と対立している新交番制の問題は、団体交渉で妥結するまで拒否し、組合の最後の一線たる団体交渉を実力をもつてまもるとの強い態度を決定し、重大決意をもつて次の闘爭指令第二九号を発した。

闘爭指令第二九号（六月一四日）

各支部は公共企業体労働関係法第八條第二項に該当する事項（車掌乗務の新交番を含む）を当局が六月一日以降改廃若くは新たに実施する場合は必ず団体交渉を行い、妥結するまで当局の一方的実施を拒否するよう闘え。

なお第八條第一項の管理運営に関する問題についても事前に話合う様確認をとれ。

記

一、団体交渉が拒否されたら必ずその理由を書面で確認し部内へ有機的に反射せよ。

当局は、一五日一四時二〇分、次の通告書を組合に手交し、闘爭指令第二六号および第二九号を理由に団体交渉の打ち切りを宣言した。

通告書（六月一五日＝日本國有鉄道総裁）

六月一一日附闘爭指令第二六号に関し、六月一三日付を以てこれが訂正を申し入れたるに対し、貴方は調査に名を借りて回答を回避する一方、当面の問題である新交番制については当方が管理上の問題であることを再三警告せるにも拘らず、あくまで団体交渉の対象であることを主張して一二日以来交渉を継続しつゝありたるところ昨日にいたり当方に対し何等の通告もなく一方的に指令第二九号を発し、新交番制の実力拒否を指令したことは、たゞに信義に反するのみにとゞまらず現在大多数の車掌区が当局の乗務命令に従つて平静に執務しおる際、殊更に業務命令に対する反抗を刺激し、平地に波瀾を生ぜしめんとする悪意に出でたるものと解釈するの他はない。

貴方は当局が当然なすべき業務管理上の措置に対し屢〻交渉中の事項に関し当局が一方的に業務命令を発したものであると誣して非難を加えつゝあつたのであるが、今や却つて当局が誠意をもつて交渉に応じつゝあるにも拘らず、突如としてかゝる指令を発するが如きは、到底看過することを得ないところである。

速かに指令第二九号取消しの処置をとられざる限り、最早交渉を継続するの余地なきことを深く遺憾とするものである。

この通告と軌を一にして一五日午後一時からの閣議は、國電スト問題について、新交番制は、すでにきまつた労働時間にもとずいて勤務割りをしたものであるから団体交渉の対象にする必要はないと

三、団体交渉の狀況ならびに成果を本部へ、他分会へ、他支部へ有機的に反射せよ。

当局は、一五日一四時二〇分、次の通告書を組合に手交し、闘爭指令第二六号および第二九号を理由に団体交渉の打ち切りを宣言した。

通告書（六月一五日＝日本國有鉄道総裁）

六月一一日附闘爭指令第二六号に関し、六月一三日付を以てこれが訂正を申し入れたるに対し、貴方は調査に名を借りて回答を回避する一方、当面の問題である新交番制については当方が管理上の問題であることを再三警告せるにも拘らず、あくまで団体交渉の対象であることを主張して一二日以来交渉を継続しつゝありたるところ昨日にいたり当方に対し何等の通告もなく一方的に指令第二九号を発し、新交番制の実力拒否を指令したことは、たゞに信義に反するのみにとゞまらず現在大多数の車掌区が当局の乗務命令に従つて平静に執務しおる際、殊更に業務命令に対する反抗を刺激し、平地に波瀾を生ぜしめんとする悪意に出でたるものと解釈するの他はない。

貴方は当局が当然なすべき業務管理上の措置に対し屢〻交渉中の事項に関し当局が一方的に業務命令を発したものであると誣して非難を加えつゝあつたのであるが、今や却つて当局が誠意をもつて交渉に応じつゝあるにも拘らず、突如としてかゝる指令を発するが如きは、到底看過することを得ないところである。

速かに指令第二九号取消しの処置をとられざる限り、最早交渉を継続するの余地なきことを深く遺憾とするものである。

この通告と軌を一にして一五日午後一時からの閣議は、國電スト問題について、新交番制は、すでにきまつた労働時間にもとずいて勤務割りをしたものであるから団体交渉の対象にする必要はないと

の意見に一致した。

かくて、國鉄労組は、一交し、新交番および職首者日闘争指令第三一号をもつける第一五回中央委員会のれる闘争のなかで強力な解決をはかることになつた。

回答書（六月一七日）

六月一三日附申入書に対し、すでに一四日口頭で回答した通り当方指令第二六号は事態平常にかえすため、当時唯一最善の指令として中央闘争委員会一致の決議に基ずき発令したものであり、且つその結果事態が平静にかえつている今日この指令を訂正する必要なく、又訂正出来ないことを了知されたい。

次に貴方が指摘される調査の結果、現在皆無であることをこゝに改めて回答する。

なお、今回の紛争中及び事態が平静にかえつた後にて貴側は公安官、警官を動員して組合員を威圧しつゝある事実は、極東委員会の指示した一六原則第一三項に違反するから今後かゝることのないよう措置されたい。

勧告書（六月一七日）

六月一五日附貴通告書については、その後貴側においてもエーミス氏との会見により団体交渉に応じなければならないことを反省されたものと信ずるが今後貴側が再び軽卒な措置をとらないためこゝに貴通告書の撤回を勧告する次第である。

(一) 貴方の指摘する六月一三日附貴申入れに対しては

(1) 指令訂正はしない。

(2) 業務を阻害している事実はないと思うが即時調査の上回答する事及びその理由をる説明し組合の誠意をつくしている。

(二) 貴通告によれば、新交番制は管理上の問題であると警告したと指摘しているが、これに対し、公共企業体労働関係法第八條第二項及び組合側は、団体交渉の対象であることを明らかにしている。今回の事件に関して、つとに口頭をもつて、又六月七日以降再三文書によつて平和的に解決すべく団体交渉を申し入れ現に交渉中である。従つて組合が一四日にいたり指令第二九号を発し法律の命ずるところを組合員に徹底したことに対し貴側が狼狽或いは非難すべきなにものもない筈である。

今後共組合側の正しき主張に抗すべき根拠を失つた都度今回の如く貴方一片の通告書をもつて憲法第二八條及び公共企業体労働関係法第八條に保障された団体交渉を中止せんとするが如き試みは、いたずらに貴方の誠意を疑わしめる結果となることを銘記されたい。

五　國電ストをめぐる批判　國電ストをどのように評価するかは一二万の首切りを前にして國鉄労働者にとつて、眞剣な実践的課題であつた。來るべきこの首切り反対の闘争をいかに闘い、かつ勝利するかは、ひとえに國電ストに対する正しい評価からのみひき出されるべきものであつた。

六月二三日から熱海でひらかれた第一五回中央委員会が三日間にわたる討議ののち多数をもつて決定した「最悪の場合はストをも含む実力行使を行う」との方針は、國電ストに対する國鉄労働者の評価をしめすものといえよう。

しかし、國電ストに対しては、根本的に対立する二つの見解があつた。中央委員会の討議では、この対立するる二つの見解は、まず「國電ストは成功であつたか否か」という形で問題が提出された

が、國電ストに対する評價の基準は「成功であつたか否か」にあるのでなく、またそこに根本的な意見の対立があつたのでもない。問題は労働者のストライキ行動をどう正しく評價するかにあつた。右からの批判は、この点に関しては、はじめからなんら理解する熱意をもつものでなかつたが、左の評價も決して十分であつたとはいえない。この点に左派の指導したその後の國鉄闘争のみじめな敗北の根本の原因があつた。

(A) 民同の批判　國鉄労組の民同派は、國電ストに対してはその最初から非協力的態度をとり、九日の中闘委員会においても「スト の即時中止」を強硬に主張するなど終始闘争のもり上りを抑壓した。

六月一二日大宮工機部八重垣寮で各支部の民同代表一一二名を集めてひらかれた、同派の新たな勢力の確立を協議したものであるが、会議の結論として出された次の声明書は、國電ストに対する同派の態度を明確にしめしている。なお、同会議で民同派は、左派の非合法闘争に対しては徹底的に挑戦すること、熱海の中央委員会では國電ストに対する左派指導部の責任を糾明することを申し合せた。

声明書（六月一二日＝國鉄労組民主化同盟第五回全國会議）

われわれ國鉄労組は日本経済の急速な再建のため國鉄の復興を目ざして常に建設的努力を致し、民主的組合運動を推進して来た。

しかるに國鉄当局の官僚的独善と、これを助長誘発する日本共産党の非合法的行動とは事毎にわれわれの正しい組合運動を阻害し國鉄の復興を遷延せしめて来た。

この度東神奈川、蒲田、中野等を中心として起つた國電ストも亦その例にもれず、労働強化を一方的に押付けんとした國鉄当局の頑迷と常に暴力的革命への好機を民族意識なき極左戰術とによつて惹起されたものであり、就中部内外の党員を動員しての威嚇と脅迫によつて、國民大衆に多大の迷惑を与えた意志を拘束し無警告ストを強行して國民の公器を運轉し、党勢かけ或は所謂人民電車と称して濫りに國民の公器を運轉し、党勢拡張に供した如き暴力行爲に対しては、われわれの断じて容認し難いところである。

今や國鉄施設の荒廃はその極に達し加うるに一三万に上る兄弟が、何等の生活保証もなく失業の渦中に投げ出されようとしている。

この大量馘首を阻止し、國鉄復興に努力するわれわれ今後の闘争は、いよいよ困難を加え益々熾烈となつて行くであろうこと言をまたない。

この秋に当つて吾々は創意と工夫をこらしあくまでも合法的戰術を以て、目的貫徹のため最後まで闘い抜かんとする決意を更に強固にした。

ここに國鉄労組民主化同盟は態度と眞意を表明して國民大衆諸君の強力な支援を切に願うものである。

(B) 中央委員会における批判　國電ストの評價をめぐつて熱海の中央委員会は左右両派の激しい論戰が行われたが、民同の批判を要約すれば次の如くである。

(1) 國電ストは組織を破壊する非合法的政治ストである。

(2) 本部の指令なしに行われたストライキであり、ストによつて当局に団体交渉拒否の口実を與えた。

(3) 共産党の陰謀である。

(4) 進駐軍命令によりようやく事態を收拾し、多数の犠牲を出した。

(5) 従つて國電ストは失敗であつた。

たとえば、八王子支部の一中央委員は同支部の闘争経過を報告して、國電ストは、暴力と威嚇によつてでつちあげられた陰謀であり「私は支部の責任者として、この反民主的な行動を許すことができない。私はしばしば兇器をもつて脅迫され、生命の危険にさえさらされた。こんな暴力的な闘争を成功だという諸君の感覚を私は疑わざるを得ない」とまで非難した。

このような國電ストに対する同派の態度は、その後の行政整理反対闘争の過程で執行部を握つた民同派が行つた國電スト関係犠牲者救済の打ち切り措置のなかにもよくしめされている。すなわち、八月一五日の〇号指令なる成田中央委員会で成立した民同執行部は、九月九日の犠牲者救済委員会で、さきに決定された國電スト関係犠牲者の救済を打ち切つたが、その理由は「現中闘の考え方では支部の指令が出ておろうがその指令が出さないが、分会の指令が出ておろうがその指令が出されるにいたつた経緯というものは民主的な決議によると認められない。かつ規約上の手続をもつて本部がその争議行為を承認したものでない。従つてこれらは國鉄労働組合の運動として認めることができない」(星加委員)というにあつた(四九年一〇月一四日「第七回全國大会資料」)。

しかし、國電ストを組合運動でないという民同の主張は、その攻撃のはげしさにもかかわらず、國電ストに参加した労働者はもとより、一般の労働者を納得せしめるものでなかつた。熱海中央委員会の討議では、民同派は、こうして國電ストを非難することによつて國益と大衆から浮き上り、孤立化していつた。かくて最後には「國鉄労働組合は公企労法によりみとめられる合法組合であらねばならない。従つて組合規約第一八條第四項『総罷業、総怠業の決行』は当然削除さるべきものである(これは塩原大会で削除された)。かく公企労法に従つて組合を運営せんとするわれわれは、國電ストを合法とし、実力行使を決議せんとする組合からは脱退を決意せねばならぬ」(星加委員)といわざるを得なかつた。

これに対し左派は、國電ストの教訓として次の諸点をあげて反駁した。

(1) 國電ストは、敵の集中的攻勢下にある國鉄労働者の正当防衛行為である。

(2) スト決行は、全職場大衆の決議にもとずくものである。ストにによつてはじめて団体交渉の道がひらかれた。

(3) ストによつて大衆は権力に対して闘う確信をもつた。この確信はなにものにも変えられない。民同の主張は、暴力行為とストライキの区別なく、混乱している。ストライキは組織労働者の秩序ある行動である。

(4) 今次ストは、当局をして一二万人の行政整理の自信を失わしめた。

鈴木副委員長は、一般経過報告において、國電ストに対する中闘のとつた態度を説明し

(1) 中闘は不拡大方針をとり、団体交渉で、解決する態度をとつた。

(2) 下部の闘争を機を逸せず交渉に移し事態収拾をはかつたことは反射闘争の模範的な標本である。

(3) 國電ストは成功であつた。

とのべ、指令権の問題については「現在の闘争は本部や支部の指令で進められるだけのものでない。敵の抜打的暴力に対し労働者が立ち向う正当防衛は許さるべきである。従つて本部の指令がなければストがやれないのではない。指令権は、自からの行動を決議する機関にある」とのべた。

しかし、このように國電ストを評價しながら左派は、ストの自己批判として「宣傳が足りなかつた、人民との結合が不十分であつた、闘争を横に発展さすことが出來なかつた」とし「來るべき大闘争は、ストだけでは勝てない」と結論した。

かくの如き評價は、日本共産党の見解でもあつた。六月一四日の「アカハタ」は「闘争を大衆の中で」という「主張」で「闘争の中にあらわれた欠点と弱点を即時克服せねばならない」と次の如く指示している。

「全情勢の中における個々の闘争の意義と方向にそつて大衆をみちびけ。一局部の闘争、あるいはストライキの火の手にのみ心を奪われてはならない。闘争の形におぼれ、小手先でたゝかうなら、必ず敗北する。闘争の不成功は、常に経験主義、ストライキマン的な偏向に根ざしている」

しかし、一二万の首切りを眞に阻止しうるものは、自からの決意である「実力行動」以外にないことは、國電ストを闘つた國鉄労働者が身をもつて知るところであつた。この決意は熱海中央委員会において「最悪の場合はストをも含む実力行使を行う」との決議となつたが、左派は、これについて「実力行使の決議が重大なのでなく(1)宣傳戰を強化する、(2)遵法闘争を活発に行う、(3)不正摘発闘争を行う、(4)関連産業との共闘を強化する、(5)団体交渉を行うの一項から五項こそが重大である」と主張していた。

かくて、國電ストにしめされた闘争のエネルギーを、來るべき行政整理反対の大闘争に集約する國鉄労働者の闘争は、四九年の労働者闘争の要として、内外の異常な注目をあつめるところとなつたが、かかる「ストライキ行動」の評價から、その後の闘争経過のしめすごとく、ついに闘うことなく押し切られ、四九年上半期の労働者闘争は、一時的後退を余儀なくされたのであつた。

第七節　私鉄争議

一　争議の経過　私鉄経営者協会と日本私鉄労働組合総連合会とは一九四七年四月の最低賃金制に関する仮協定にもとずき、同年八月「退職金支給に関する覚書」を締結したのであるが、以後数次の賃金ベース改訂に伴い、覚書の條文解釈について、総連と経協の見解が一致せず（退職金算定の基礎ベースのスライドを認めるか否かにつき）、ために各会社毎の交渉においても解釈が不統一のまま経過してきた。一九四八年九月総連の七―九月賃金要求の際、経協は覚書の改訂を申入れ、中労委に提訴したのであるが、当事者間の交渉不十分なりとの理由で却下された。一九四九年三月一六日総連から退職金規定改訂案が経協に提出され、経協も新改訂案を提示、五月二日以降数次にわたり交渉を重ねたが妥結にいたらず、八月一五日双方から夫々中労委に調停を申請した。

中労委は八月一七日第八二回定例総会に附議した結果受理することにきまり、左記調停委員六名が委嘱された。

公益委員　末弘嚴太郎（調停委員長）
　　桂　皋
使用者委員　磯村乙己
　　佐藤正義
労働者委員　藤田進
　　滝田実

本争議に関する交渉権の委任については、総連は原則として加盟全組合の委任をうけているのに反し、経協は四〇社にすぎないため、労調法の適用が総会席上で問題となつた。

この点については第一回調停委員会（八月二七日）劈頭、末弘委員長から両当事者に対し

(1) 未委任会社に対する組合の爭議権は地労委に提訴することによつて発生する。

(2) 事業者団体法によれば未委任会社に対し、委任を強制することは出来ないけれども経協は協力委任を勧誘してほしい。

旨の法律的見解を明にし、双方の諒解を求めた。

調停委員会は当初三回までは、両当事者を招致し、調停申請にいたるまでの経緯及び両当事者案の主張点につき説明を求め、問題の所在点を明かにし、第四回以後は委員のみの秘密会に移り具体的内容の検討を行つた。第四回、第五回において調停方針を決定したが、最も困難な問題であつた退職金算定の理論的基準については具体的結論は出し難く、一應、公益委員に試案作成を一任することになつた。

第六回乃至第八回にわたつては、退職金算定の理論的基準について、厚生年金保険法に準拠して作成された事務局試案、末弘委員長の個人的見解としての退職積立金及退職手当法が現実に適用されると仮定し、本法の理念を主眼として退職金の算定を行うという提案などが論議されたが結論にいたらず、末弘委員長の覚書中心に審議を進めたい旨の提案があり、第九回、第一〇回は覚書を中心とし、併せて退手法並びに一般他産業の水準をも考慮した具体的内容の検討が行われた。

退職金算定の基本給決定問題も最後に難問題とされたが第一一回において結論にいたり、第一二回（一一月七日）において調停案を両当事者に提出することになつた。

二　係爭の主要点

(1) 退職金の性格について　経協は過去の功労を勘案し退職後の生活補給を目的とするに対し、総連は、生活保障給的性格を重視し、併せて賃金後拂い的性格、功労報償的性格を加味すべきものであるとする。

(2) 退職金算定の基礎ベースについて　経協は一九四八年一二月末日現在の基本月額とし賃金がスライドしても退職金はスライドしないとするに対し、総連は退職又は死亡当時の基本給月額とし、賃金がスライドされれば退職金算定の基礎ベースもスライドすべきであるとする。

(3) 支給範囲について　経協は

(イ) 停年退職、会社都合による退職

(ロ) 殉職、死亡、公傷病退職

(ハ) 私傷病退職、自己都合退職

の三分類をなし(ロ)は従來(イ)と同一に扱われてきたが、殉職、公傷病は労災法の施行によつて相当額の補償をうけることになつたため、國家保険が会社負担の軽減を目的とする以上、停年退職と別個に取扱う必要があり、本人在社中の功労を考慮し遺族又は本人以外の家族の生計補助を勘案することで十分なりとする。

総連においては、

(イ) 停年退職、殉職、死亡、公傷病退職、会社都合による退職

(ロ) 自己都合による退職

の二分類をなし、殉職者は停年退職より優遇すべきであるが、労災保険による給付を考慮して同一に取扱う。然し労災法による給付については社会保障制度の完備をみぬ今日、これをもつて殉職、公傷病退職の率を停年退職の場合より引下げる理由とはならないとする。

(4) 支給率について　経協は勤続年数三〇年を以て退職者の基準としている。理由は、停年五五才に対し、私鉄入社年齢の平均が略

二二才であり、大学高専卒業者が大体二五才入社として考慮したものである。支給率については、勤続一年で〇・五月、勤続三〇年で三二カ月としている。それは退職金は経済の常態においては在職中の所得からの蓄積と補充関係にあるが、現在の賃金所得からの蓄積は困難であり、過去の蓄積も一應〇になつていると推定し、今から蓄積したものとして退職時までの総勤労所得からの生活資金に充当しうるものを算出して得たものである。

総連は勤続二五年につき五年間の生活保障を妥当と考え、六〇カ月の支給率を設けている。これについては「大体日本人の平均壽命並びに離職後の平均壽命を厚生省或は保険会社の資料に求めこれらの諸点を勘案した結果、大体離職後五年が平均壽命である」との結論によつたものである。支給率については、退職金の性格が生活保障的なものに功労報償的性格が附與されておるものと考えたものであるとの結論によらず、理想的曲線として抛物線を採用している。次式の直線変化による退職者について　経協は加算するか否かは各社各組合の協議に一任する。次の就職までの生活費については経協案で十分である。

総連はこれに対し國家保障制度の完備されない社会情勢下においては次の就職までの生活補償を会社は負担すべきである。この観点から停年退職の支給率に最低一カ年の月数を加算することを主張する。

(6)　実施時期及有効期間について　経協は実施時期を一九四九年一月一日とする、それ以前のものについては既拂のもので打切る。有効期間は一九五〇年三月末日までとする。それ以降については別に協定する。

総連は一九四九年四月以降実施する。有効期間についてはなるべく長期をのぞむ。

三　調停案

前　文

本委員会は当事者双方の主張につき愼重に検討を加えた結果、両者はそれぞれ全く相異なる理論の上に立つものであつて、その間に妥協をつけることは実際上困難であることを見出した。よつて昭和二二年八月一九日附の覚書を基礎とし、一旦各社毎に成り立つていた制度がその後の事情変更によつてそのまま維持し難く、そのため終に今回の紛争を見るに至つた経緯を考究した結果、大体は右覚書の骨子に従いながら事情変更のため必要と考えられる最少限度の修正を加えることによつて事態を收拾すべきであるとの結論に達した。

よつて、

(一)　この際の制度としては昭和二四年四月から昭和二五年三月までの暫定制度とすることとした。

(二)　中心問題である基本支給率については、覚書の規定する基準月数をそのままとし、退職当時の基本給月額に代うるに、過去一年間の平均基本給月額をとるとの原則を立て、唯本年度については前年の給與状態が異常であつたためこの原則により得ないから、前年度最後の三カ月間の平均基本給月額の八五%をとることとした。

(三)　右覚書作成後施行された労災保険は、使用者全額負担の保険であるのみならず、その給付内容も相当高度であるから、業務上死亡の際に組合側の主張するように、保険給付と重複して、退職金全額を支給すべしとの議論は認め難いが委員会としては遺族救済の必要をも考慮して、調停案本文に記すような方針をとることとした。

尙この調停案は、右に述べたように覚書の骨子をなるべくそのままにして必要な最少限度の修正を加えたものであるから、この調停案に基いて各社毎に新制度を協定するに当つて、万一個々の問題につき爭が起つたならば成るべく現行制の主旨に從つて解決するよう勧告する。

本　文

(一)　退職金算出のベース

昭和二四年一―三月平均基本給月額の八五%

(二)　基本支給率

勤続満一年の者一カ月、勤続満三〇年の者四八カ月、勤続満三〇年を超える者勤続満三〇年を超える一年に付一カ月を加算する。

但し本支給率により得ない場合は会社と組合協議の上、右を基準として別に定めることができる。

(三)　退職事由別支給率

(1)　停年退職者

基本率の一〇〇%

(2)　殉職者

扶養家族〇の者四〇%、扶養家族一人の者八〇%、扶養家族二人以上の者一〇〇%

(3)　業務に基因する傷痍疾病により職に堪えず退職する者一〇〇%

(4)　会社の都合による退職者一〇〇%

但し会社と組合協議の上、別途加給することを妨げない

(5)　自己の都合による退職者

勤続満三年未満の者支給せず、勤続満三年の者基本率の三〇%、勤続満三年の者六〇%、勤続満二〇年以上の者一〇〇%

(6)　死亡者並に私傷病により職に堪えず退職する者

勤続満二〇年未満の者に付ては会社と組合協議の上前号の退職金を増額する

(四)　在職中特に功労のあつた者に対しては、前項による退職金を増額することができる

(五)　本案により算出せる退職金額が現行金額を下廻る場合は、現行通りとする

(六)　退職金は原則として一括拂とする

(七)　本協定は昭和二四年四月一日より実施し、昭和二五年三月末日迄有効とする

四　結末　調停案を提示されてから総連は一一月二九、三〇の両日浅間温泉「小柳旅館」に第四回拡大中央委員会を招集して受諾の可否を討議した。第一日目議論は受諾論、拒否論、條件付受諾論にわかれ激しい討論の結果、無記名投票―受諾五六票、拒否四六票、白紙二票で、中労委調停案を受諾することになつた。第二日目は受諾後の退職金闘爭を有利に展開するための中央執行委員会決定の闘爭方針案が上提されたが、修正をうけることにより、小委員を設け新基本方針案が上提され万場一致を以て可決された。基本方針は次の如くである。

基本方針

総連は全力を挙げて今後の闘爭を調停案完全実施のために闘う。

一、直ちに総連は経協に対して受諾せしめるよう努力し、拒絶された場合といえどもあくまでこの方針を貫徹するために凡ゆる方途を講ずる。

二、総連は中央協定の締結に努力すると共に、平均基本給に対す

る解釈の統一、勤続年数の計算、勤続一年、一カ月より三〇年、四八カ月間の逓増率の決定などに関する協定を早急に締結するよう努力する。

三、各地連、単位組合は直ちに調停案の線に沿つて直接交渉を開始し、総連の基準線による協定を早急に締結するために闘う。

四、会社との直接交渉により解決困難な組合は、総連、地連の指導の下に地労委に対する再提訴、斡旋依頼、その他の処置を講じ早期解決に努力する。

五、会社が総連に委任していない組合の闘争は、最も困難が予想されるので、これが調停案完全獲得のために総連、地連を通じ特に具体的闘争方針を樹立する。

このほか闘争方針として総連傘下組合中経協に委任している会社における組合、ならびに未委任会社における組合は何れも争議権の行使につき、中執委の承認をうること、又闘争に参加しているが、会社は経協に未委任であり、地労委に未提訴の組合は中労委調停案の完全実施のために直接交渉をなし、要求が貫徹されない場合には必要に應じて地労委に提訴すること等の争議権問題、オルグ活動、情報連絡等に関する具体的事項をも併せて可決した。

総連の回答は一二月三日附を以てなされたが、他方経協の側においては一二月八日附回答を以て調停案を拒否した。経協側の回答内容は次の通りである。

経協側回答（一九四九年一二月八日）

今回私鉄退職金争議に関し貴委員会の格別の御配慮を煩わしたことは洵に感謝に堪えません。

貴委員会御提示の調停案について当協会の意向を御酌みとりの上貴委員会に於て御斡旋の労をとられますよう願い上げる次第であります。

記

一、私鉄各社に於ては数度の賃金改訂により現在既に人件費の重圧に悩めることは貴委員会に於ても充分御諒承のことと存じます。退職金改訂に当りましても当然私鉄経理の現段階を考慮せらるべきであると存ずるものでありますが、本調停案には会社の経理能力について考慮せられていないとの御説明がありましたことは洵に遺憾とするところであります。能力に応ずる負担につき明文を以て御指示願いたいのであります。

二、調停案前文に退職金算定の基礎給は過去一カ年間の平均基本給をとるという原則が示されておりますが、来年度に於てはシヤウプ勧告による税制改革により相当な税が賦課されることとなり、然も他産業の如く之を他に轉嫁することは困難な事情にあります。従つて来年度は相当額の税負担の増加が予想されますから来年四月以降当然に退職金原資が一五%増となることは到底負担に堪えない所であります。右の如き事情でありますので来年度以降の原則については篤と御考慮を煩わしたいのであります。

三、調停案前文（二）に本年度は昭和二四年一―三月平均基本給の八五%を基本給の基準として示されておりますが、私鉄の現況としては最高八五%とし各社の負担能力に応じて算定の基礎給を会社、組合間の協議によつて決め得るよう計られたいのであります。

四、調停案本文に於て支給率としては一年及び三〇年のみが示されておりますが、この一年及び三〇年の間の支給率決定に際し、熟議を重ねましたが遺憾ながら調停案のままでは拒否の外な

ては地方的紛争の起る恐れが多分にありますのでこの機会に停年退職の場合の支給率の原則を御指示願いたいのであります。

一二月九日末弘委員長は直ちに私鉄退職金調停委員会を招集、特に経協側が希望する斡旋に関する件につき協議した結果

(1) 調停は不調に終つたものと認める。

(2) 本問題に関する今後の処理については末弘委員長に一任するとの結論に達した。

一二月一二日末弘委員長は両当事者を招致、收拾策につき夫々の見解を質した。その結果妥結の可能性が十分あるとの結論を得て、夕刻左記の申入書を両当事者に呈示一二月一七日までに回答を求めた。

申入書

私鉄退職金問題の調停案に対する双方の回答については当方において充分これを検討してみたところ、結局は調停案及びこれが提示の際に委員長の話したことが諒解されるならば、これを中心にこの際としては一応の妥結ができるように思われる。

ただし今後の協定実施上色々の問題も起り得ると思うから、仮調印の際には委員長から別紙のようなことをお話して将来の爭をさけるようにしたいと思うので速かに双方ともこれを中心に仮調印されたい。

昭和二四年一二月一二日

私鉄退職金調停委員会
委員長　末弘嚴太郎

この申入書に対し総連及び経協は夫々機関に諮つた結果仮協定することに決定、一二月一七日左記仮協定書に調印を了した。

仮協定書

私鉄経営者協会と日本私鉄労働組合総連合会とは私鉄従業員退職金に関し一一月七日附中労委調停案及び一二月一二日附申入書を諒承し左記の通り協定す。

記

(一) 退職金算出のベース

昭和二四年一―三月平均基本給月額の八五%

(二) 基本支給率

勤続満一年の者　一カ月
勤続満三〇年の者　四八カ月
勤続満三〇年を超える者　勤続満三〇年を超える一年に付一カ月を加算する

但し本支給率によりえない場合は会社と組合協議の上、右を基準として別に定めることができる。

(三) 退職事由別支給率

(1) 停年退職者　基本率の一〇〇%
(2) 殉職者　扶養家族〇の者　〃　四〇%
扶養家族一人の者　〃　八〇%
扶養家族二人以上の者　〃　一〇〇%
(3) 業務に基因する傷痍疾病により職に堪えず退職する者　基本率の一〇〇%
(4) 会社の都合による退職者　〃　一〇〇%
但し会社と組合協議の上別途加給することを妨げない。
(5) 自己の都合による退職者　支給せず
勤続満三年未満の者

私鉄経営者協会
会長　村上義一殿
日本私鉄労働組合総連合会
中央執行委員長　藤田藤太郎殿

勤続満三年の者　　基本率の三〇%
勤続満一〇年の者　〃　六〇%
勤続満二〇年以上の者　〃　一〇〇%

(6) 死亡者並びに私傷病により職に堪えず退職する者勤続満二〇年未満の者に付ては会社と組合協議の上、前号の退職金を増額する。

(四) 在職中特に功労のあつた者に対しては前項による退職金を増額することができる。

(五) 本案により算出せる退職金額が現行金額を下廻る場合は現行通りとする。

(六) 退職金は原則として一括拂とする。

(七) 本協定は昭和二四年四月一日より実施し昭和二五年三月末日迄有効とする。

昭和二四年一二月一七日

私鉄経営者協会
会長 村上義一
日本私鉄労働組合総連合会
委員長 藤田藤太郎
中央労働委員会
会長 末弘嚴太郎

一二月一七日付仮協定書に基き左記の通り覚書を交換し仮調印する。

記

一、基本支給率基準

1 勤続満一年の者　一カ月
〃 二〇年の者　三二カ月
〃 二五年の者　四一カ月
〃 三〇年の者　四八カ月
〃 三〇年を超える者

勤続満三〇年を超える一年につき一カ月加算する。

2 右による各勤続年数別支給率は左表の通りとする。

勤続年数	支給率	勤続年数	支給率
1	1.00	21	33.80
2	2.12	22	35.60
3	3.27	23	37.40
4	4.48	24	39.20
5	5.75	25	41.00
6	7.08	26	42.40
7	8.47	27	43.80
8	9.92	28	45.20
9	11.43	29	46.60
10	13.00	30	48.00
11	14.63		
12	16.32		
13	18.07		
14	19.88		
15	21.75		
16	23.68		
17	25.67		
18	27.72		
19	29.83		
20	32.00		

二、統合、合併会社等における新旧会社の勤続年数計算については会社、組合においてその実情に即し協定する。

昭和二五年一月九日

私鉄経営者協会
会長 村上義一
日本私鉄労働組合総連合会
中央執行委員長 藤田藤太郎

仮協定調印後総連及び経協は申入書別紙第三項による「一年及び三〇年の間の支給率」につき中央交渉を開始することとなり、二六日より具体的交渉に入つた。一月九日第二回交渉が行われ結論に到達、左記覚書に調印を了し、以後各社別具体的協定締結の段階に入つたのである。

退職金に関する覚書

私鉄経営者協会と日本私鉄労働組合総連合会とは昭和二四年

第二編 労働組合運動

第一章 組織運動

第一節 概況

労働組合の組織活動はこの二年間に非常に大きな困難にぶつかつた。敗戦と共に初めて自由を與えられ、組合数においても組合員数においても短期間に実に驚異的な躍進を示した日本の労働組合の組織は、一九四八年中にほぼその飽和点に達し、以後はむしろ組織活動に停滞と分裂が始まつたと見られるからである。労働者の組合設立解散状況調査によれば、設立組合数は一九四八年三月を頂点として次第に減少に向い、一九四九年の初めには四八年三月のほぼ三分の一になつている。これに反して四八年下半期から解散組合数はようやく顕著に増大して行き、四九年四月にはついに設立組合数を凌駕するに至つた。このため月末現在数も四八年下半期には停滞状態に入り、四九年三月の組合数三六、四八一組合、組合員数六、七五二、七三五名を頂点として以後減少することになつた。こうして労働者組織率も僅かながらこれ以後低下して行つた。四七年ごろから、組合員数に比較しての組合数の増加傾向が大きくなり、一組合当りの組合員数が小さくなつたのは、大企業の組織がほぼ終つたあと、中小規模の企業の労働者の組織が進んでいることを物語つている。ただ四九年六月からは、労働組合法の改正によつて従來の届出制が自由設立制に変つたために、新たに設立される組合の数を正確に調査することが困難になつているがそれ以後も大体の傾向は同じであろうと思われる。

次に組合解散状況を解散理由別に見ると、改組または合併による当然の解散から、次第に企業整備や恐慌に基ずく企業

第189表 理由別解散組合数

年月		改組	合併	休廃業	組合紛争	委員会決定	組合責任	不明	計
1948	1	31	5	12	—	—	—	21	69
	2	70	19	51	1	2	1	96	240
	3	111	26	71	—	—	4	96	309
	4	97	30	32	—	1	5	81	252
	5	79	21	45	—	—	3	110	258
	6	—	—	—	—	—	—	—	—
	7	78	37	85	1	2	2	164	369
	8	39	20	83	1	1	—	45	189
	9	123	55	147	5	2	44	77	453
	10	99	45	107	5	1	77	114	448
	11	67	44	115	3	4	83	75	391
	12	70	38	88	3	1	69	47	316
1949	1	47	39	96	—	—	76	63	321
	2	53	24	98	1	10	97	108	391
	3	42	35	109	—	—	145	79	403
	4	64	41	170	2	2	178	83	540
	5	124	59	149	1	1	189	113	636

自体の休廃業による解散へ重点が移りつつあることが知られる。また、とくに四九年に入つてからは、組合自体の責任による解散が著しく増大しており、組合の団結権や交渉権までも自から放棄する傾向が現われたことが注目される（第189表参照）。

組織活動において最も悲劇的であつたのは、強力な資本攻勢に会つてその活動が窮地に追いこまれ、組合内部の分裂と左右両派の組合の対立が深刻化し、戦線統一運動が一時的にせよ全く行きなやみむしろ戦線分裂運動が前面におし出して來たことであつた。こうして戦後ともかく産別と総同盟の二系統の上に立つ大同団結としての全労連をもつたわが國の労働戦線は、いわゆる組合民主化運動の展開の前に重大な統一上の脅威を受けることになつた。

一九四八年二月産別会議本部の中から組合の改革と反共を叫んで名乗りをあげた民主化運動派は、総同盟の支持をえつつ産別傘下の各単産にいわゆる民同（民主化同盟）派を形成し、その勢力を結集して新産別を作り、左派幹部の追放と相まつて一九四九年にはついに労働運動の主導権を握ることになつた。また四八年後半には総同盟と日労会議が相ついで全労連から脱退して労働戦線の分裂と抗争が進んだ。このような左右対立の激化は國際労働組合運動における左右対立を背景にもつと共に、それと密接な関連を有するものであつた。全労連系組合はもちろんのこと、それと分離し対抗した勢力も、労働戦線の統一を叫んでいるにもかかわらず、客観的にはこれらの現象は明らかに労働戦線の分裂を意味するものであり、日本の労働運動全体にとつて誠に不幸な弱体化をもたらしたことは無視しがたい。

むろんこのような滔々たる左右抗争と分裂の進展にもかかわらず労働戦線統一への要望とそのための條件は弱まつていない。累次のメーデーが統一メーデーとして盛大に行われたことはその一証左である。また金属産業においては、四七年末にできた大金属共同闘争委員会を発足点として、全鉄労、全日機、全車輛、全電工、全自動車、全電線、全鉱連、全造船の八単産を結集しようとする大金属合同の運動が進められ、四八年一〇月には全鉄労、全日機、全車輛の三単産が単一の全金属を結成し、更にその一二月には全日本金属産業労働組合協議会（大金属）の形となつて金属労働戦線の統一の努力が続けられ、四九年には企業整備や脱退等で組合員は若干減少したが四九年末の第三回臨時大会報告によれば、合計八九九分会、組合員三二〇、四五三名を擁しているといわれる。また化学産業においては、四九年二月以來産別の全日化を中心にして各単産への呼びかけが行われ、五月の大化学統一準備会、七月の大化学統一促進会をへて、八月には大化学産業労働組合の結成が行われている。しかしこの期間に戦線統一運動が最も成功的に進められたのは石炭の場合であつた。炭鉱労働者は一九四六年以來強力な組織化されたストライキを行つて労働攻勢の中核となつていたが、四七年一月結成された炭協は、資本家団体たる日本石炭鉱業連盟の分裂化政策に乗ぜられて九月に分裂し、中立系の炭労と産別系の全石炭を初め三分六裂の狀態を続けていた。しかるに四八年九月から始まつた賃金闘争において全石炭、炭労、炭鉱協の間に共闘委員会がもたれ、この共同闘争機関を基盤にして全石炭と炭鉱協は炭労へ無條件加入を申出て四九年三月の全石炭の大会は、全石炭を即時解体して炭労に加入することを満場一致決議するに至つた。ここに炭労二五万、全石炭一七万、炭鉱協一五、〇〇〇の炭鉱労働戦線の統一が具体化した。全石炭のハダカ合同後の炭労大会は激しい空氣のなかで執行部（右派）の方針は否決され、つずいて五月の炭労全國一せいストライキに発展し九州三菱系炭鉱（九全連）は二一日間闘いつずけてついに全要求を貫徹した。その後再び民同系幹部による分裂騒ぎが起つた

が、一一月の大会は炭労の單一化を決定している。

このように統一への動きは各所に散発的に見られたが、全体としての日本の労働運動はこの二年間、かつてないほどの戰線の分裂を経験した。そして従來指導的立場にあつた産別に代つて、組合民主化運動がついに労働運動の主導権を握るに至つたのである。以下この民主化運動についてその内容とその動きをより詳細に見ることにしよう。

第二節　組合民主化運動

一

戰後、労働組合運動は飛躍的な発展をみたが、運動内部に於ける見解は、運動方針に於いて、また組織方針に於いて鋭い対立を示し占領政策の支えをかりて資本攻勢の激化すると共に、日本労働運動史に於ける宿命ともいうべき分裂と分散とがあらわな形で再版されてゆくのである。もとよりこれは若くかつ未熟な労働組合がやがては強固に統一されてゆく過程に於けるやむをえない苦難でもあろう。だがその根は深くかつ複雑であるかにみえる。

ここではこの分裂、分散の中で重要な役割を果したとされる運動——周知のように批判者からは分裂主義者といわれ、自らは「自由にして民主的な組合運動」と称えるところの——いわゆる労働組合民主化運動について、その展開のあとをおつてみよう。

この運動の目標は、産別民主化同盟を例にとれば、「共産党フラク活動による組合不明朗と二重支配による非民主性」（同同盟結成趣意書）を排除し、「一切の自由組合をして一大陣列に結集」（同上声明）することである。國鉄反共連盟（四七・一一・七）、産別民主化同盟（四八・二・一四）の結成にはじまるこの運動はやがて大きな潮流を形成するに至つた。すなわち同会議組合員数は、四九年万人を数えた産別会議組合員数は、四九年ば僅に七六万人に減少し、他方、産別民同はすでに組織人員三〇万その影響力は六〇万更に左派が主導した四九年の春から夏にかび悩みをよそに産業別労働組合連合準備会・七・一五）となり、又、わが労働運動にてきた全官公系組合に於いても、左右の分がて四九年の七月にはじまる左派系指導者整理の成功裡に民同系指導者が組合の指導特に、四九年の九月頃から民同系労組を中四九年末ロンドン大会で自由世界労連として正式に結成）への加入運動が展開され、世界労連系の全労連を脱しようとする中立系組合も多数にのぼつてお注意すべきは、このような全國組織に於ともに、全國組織を脱退した孤立分散的單独実であろう。産業別組織理論が組合運動にる今日、この孤立分散的傾向は組合運動にとして指摘されなければなるまい。

二

戰後日本の労働運動に於いては、周知の者が左右それぞれのゆき方を代表して來たの二・一ストを契機として労働戰線内部に特記すべきは、㈠　産別系新聞通信労組内産別系全炭、総同盟系日鉱、中立系炭連等炭鉱労働組合全國協議会の分裂と新炭鉱労反共連盟の結成であつた。

(一) 新聞通信放送は産別会議のうみの親ともいうべき組合であり同会議の初代議長聴濤氏もまた同組合の出身であつた。同時に組合活動の面でも再度に亙る読賣爭議、さらに四七年一〇月攻勢に於いても新聞ゼネストを敢行して活潑な活動を行つたのであるが、この内読賣新聞從組は同組合を脫退し、ゼネストに參加した放送労組も爭議後多数の組合脫退者を出しいわゆる第二組合が結成され（四七・一二）、新聞通信放送支部（第一組合）もまた翌年一月新聞通信を脫退したのである。さらに当局により新聞編集権に対する組合干渉が禁止されるや新聞通信の活動は徐々に鈍くなり、毎日支部の産別脫退決議もあり、ついに四八年八月新聞通信放送は戰線統一のために産別を脫退して読賣、朝日を中心に全日本新聞労組を結成し新聞労働戰線の再編成を行つた。しかしながらこの全新聞労組にも毎日は參加せず読賣、朝日は後に脫落し、残余の小組合からも引続き脫退組合を出している。

(二) 炭鉱労働戰線は前述の如く産別全炭、中立炭連、総同盟日鉱によつて炭鉱労働組合全國協議会を結成（四七・一・二五）していたのであるが同年一〇月の大会に於いて役員承認、組織強化問題をめぐつて対立し日鉱、炭連は退場して新組織日本炭鉱労働組合同盟（炭労）を結成し（四七・一〇・三〇）他方残留派は全日本石炭産業労組を結成した。しかしながらこの両者は相反目しつつも利害共通の必然性から共同闘爭態勢をとり、四九年二月ついに全石炭は炭労に裸合同を申込み自らは解体してここに炭鉱労働戰線は再び統一なつたのである。なお此の後に於いても炭労は全労会議、新世界労連加入問題をめぐつて日鉱系が脫落（四九・一一）したが戰線分裂については日鉱内部にも深刻な意見の対立があると傳えられている。

(三) 國鉄労働組合は当初から深刻な内部対立を含みつつ発足したのであるが四七年一〇月東京に於ける第二回臨時全國大会において右派系執行部の提案（一、八〇〇円ベース受諾）が否決され中央執行委員また総辞職して大会が流会に終るや、その直後、旧右派執行部および東鉄管内一六支部有志の会合が行われ一月七日ついに國鉄反共連盟結成大会が開かれ反共宣言書と基本運動方針を発表した。

反共宣言書

親愛なる組合員諸君、愛國の情熱と理性に満ち満ちた國民諸君、われわれ國鉄労働組合内の有志は過去二カ年の労働運動の体験によつて、こゝに反共を宣言し、同志を糾合し、固く相結んで國鉄再建のために、そして、祖國日本再建のために起ち上ろうとするものである。われわれの理想は新日本の再建につきる。

われわれの主義は

一、新憲法を擁護し、民主革命を達成する

二、政治的には、社会民主主義を、経済的には社会主義を支持する

われわれの手段は

一、労働関係立法の精神を尊重し、労働組合の運営を徹底的に民主化する

二、勤労階級の利害を代表し僞瞞的社会悪と勇敢に戰う

親愛なる組合員諸君、われわれは眞実を告げたい。

共産党の政策並びに労働組合指導方針は甚だ非民主的であり、僞瞞的な社会悪の一つである。二月一日のゼネストに対する自己批判はスト偏重及び政治ストに対する反省を公表したが、それは單に世人を欺くための僞装にすぎなかつた。十月十六日より十九日迄四日間に亙つて開催された國鉄労組第二回臨時大会では、共産党のフラクション活動によつて、中央委員会の決議に基いた本部提案を否決し、理論生計費による最低賃金と支部が指令権を持ち

本部が責任を負う地域闘争を可決し、組合員を強制して、地域的な混乱を誘発し、全國的ゼネストにまで導入しようとしたのである。

これに対し重大な責任を感じた中央執行委員会及び中央委員会は止むなく総辞職を決行した。これに伴い賢明な代議員の相次ぐ退場声明となり、遂に議長はその責任と権限において流会の宣言を下した。この決断は國家的危機を見事に阻止し、共産党の陰謀を完全に粉砕したのである。しかし彼等との戰は終つたのではない、これから開かれる。國民生活の困窮と敗戰の荒廃の中に立つて、祖國日本の興廃を思うとき、諸君はいずれの側につかんとするか、組合員の生活安定のため正しい要求を堅持し、その実現のために眞に闘う者をこそ支持すべきではないか。組合員を犠牲にする共産党員を排除しなければならない。

組合員諸君、全官公の兄弟諸君、全國の労働者諸君

組合の自主性を確立し、労働組合の使命を完うするためにはわれわれの強力な組織が必要である。先覚者としての前途はよし困難であろうとも祖國再建のため援け合い信じつつ正しい道を歩もうではないか。

特にこの宣言が全國の青年によつて白熱的に支持され、強力に推進される日の一日も早からん事を念願するものである。

昭和二三年一一月一日

國鉄反共連盟代表

國鉄反共連盟の基本運動方針

一　われわれは強い団結の力をもつて、組合の自主性を確立し、共産党の革命手段として利用されることを排除するとともに共産党員の組合職員になることを防止する。

二　われわれは強い団結の力を以て、善に努めると共に、現実の経済及び社会状勢に立脚して要求の貫徹をはかる。

三　われわれは組合員相互の友愛と信義を重んじ、いよいよ団結の強化をはかる。

四　われわれは経営協議会の権威を尊重し経営の民主化をはかると共に國鉄再建に最大の努力を発揮する。

五　われわれは新憲法により保障された基本的人権の擁護につとめると共に当然果すべき義務の完遂をはかる。

六　われわれは議会を中心とした、政治活動を活発にすると共に政治意識の昂揚につとめる。

七　われわれは現在おかれている國際的立場を充分に理解して、強力に生産力を増大し一刻も早く敗戰國民としての屈辱と窮乏から解放されることに努めるとともに、講和会議への促進体制を整える。

八　われわれは政治的に、社会民主主義を遵法し、経済的には社会主義体制の確立につとめる。

昭和二三年一〇月

國鉄労組反共連盟

主なる指導者

仁村重者、蓮見太一、寺山源助、片岡文重、矢上正直、大西要、三ツ木種理、沢田広、木田喜心、長山文衛、遠藤甫、大橋秋次、山田博、菊川孝夫、星加要、野口信十郎、藤井專藏、小柳勇、藤井忠勇、榊たか子、瀬谷英行、山本孝三郎、中島淳次、高橋福次郎、山下之光、長谷川英雄、植木仙次郎、佐々木正、中村博

行文の都合上、その後の國鉄労組の動きをみると、この四七年一〇月の東京に於ける流会大会後、國鉄労組は組合の運動方針或いは役員について見るとき、大会ごとに右旋回をくりかえして

いる。即ち四八年三月上諏訪における第三回定期大会では政府が臨時給與委員会（全官系労組中、國鉄労組および專賣局労組のみ出席し他は出席を拒否した）決定の二九二〇円ベース給與案を三〇六対三〇四で承認可決し（この場合、爭点が二、九二〇円対三、七五〇円というベースの高低だけの問題でなく、それが同時に労組側の「最低賃金制の確立」に対する政府側の「職階制による能率給」の対決であつた点、反共＝「民主化」運動の方向を示唆するものとして注意）、委員長加藤閲男（中立）副委員長菊川孝夫（反共連盟）書記長星加要（反共連盟）となり（これら役員は中央委員会で選出されるので中央委員会の傾向が反映される）、同年四月の第四回大会（奈良）は最低賃金制確立、五、二〇〇円ベース要求の全官公との同調が決定され、委員長は加藤氏再選、副委員長鈴木市藏（統一派革同）となり、全官公と共にいわゆる七月闘爭に向つて進んだが、公務員法改正に関するマ書簡と芦田内閣の発した政令二〇一号問題で、組合下部から起つた職場放棄闘爭は再び右派を優勢ならしめた。即ち、同年九月の金沢第五回臨時大会は中闘不信任を可決し、マ書簡を尊重しつつ健全な組合運動によつて要求貫徹をはかる旨の運動方針が決定され、役員もまた委員長再選、副委員長菊川孝夫、書記長星加要と右派が占め、中央執行委員は民同一五名、革同七名、共産三名となつた。しかるに四九年に入つて再び右派執行部に対する不満は同労組を左旋回せしめた。四九年四月琴平における第六回定期大会は職場闘爭に主体をおく反射闘爭の方針が決定され、役員は委員長加藤閲男（民同）副委員長鈴木市藏（共産）書記長高橋儀平（革同）となり、中執は民同一四、共産一三、革同七、中立一で左派が優勢となつた。しかし行政整理の嵐中で左派組合員がかく首されるや、再び右派民同は組合指導権を握るに至り、それは八月一五日成田中央委員会及び一〇月の塩原臨時第七回大会を通じて確立された。この間左派のかく首された執行部は統一委員会を結成して全國に統一運動を起すが、大勢は民同派の優位のもとにおしすすめられた。このように右、左の交代は大会毎にくりかえされて來たのであるが、國鉄反共連盟＝民主化同盟は「反共＝健全組合運動」を目標にして同組合をリードせんとし、客観情勢の激化と共に次第にその地位をきずくに至つたのである。尚、國鉄反共連盟は四八年三月の上諏訪大会後に國鉄民主化同盟と改称したがその実体は変らない。

これらの他に二・一ストライキ後に起つた変動に於いて各單位組合内における第二組合発生の傾向を忘れることは出來ない。それらの多くは産別系組合員あるいは共産党員の組合指導に反対をかかげ主として職員層或いは役付工員層の指導のもとに行われ、これら反対派第二組合は後に於ける民主化運動の基盤となり民同系指導者と結びつくのである。しかしながら中には、純然たる御用組合（例えば総同盟日鉱系の大浜鉱山労組内に発生した第二組合は山口縣地労委によつて「御用組合」と判定さる）もあり、また、組合分裂が経営者側に利用された例も少くない。第二組合結成の例は前述の読賣、放送等もそうであるが、東宝爭議に於ける第二、第三組合の結成、流血の惨事をみた東洋時計労組の分裂等はなお人の記憶するところであろう。また、全日本機器労組三菱東京機器下丸子分会の産別脱退、電産縁会、全日通白通会の運動等は、産別民主化同盟結成の一つの契機ともなつたのである。

三

かくして、戰後、対立をはらみつつも一應上昇の過程を辿つてきた労働戰線は、二・一ストを契機に若干の混乱を生じた。この動きは四八年に入つて運動内部に於いて連合軍及び政府の労働政策とからみあいつつ新しい潮流を形成するに至るのである。即ち占領直後

から独自な意図の下に積極的な労働組合育成政策をとつてきた連合軍の労働政策は二・一ストを契機にまた國際情勢の変化を反映して、「労働組合の極左支配と政治闘争主義を戒め」「自由且つ民主的」な組合育成政策へとその方針を明確化してゆき、またこれに対應して日本政府の労働政策も労働行政専門機関である労働省が設置され（四七・九）、労政局を中心に積極的に此の線に沿つて施策を講じていつた。この「自由にして民主的な組合」育成政策に対應しつつ組合運動内にあらわれたのがいうまでもなく「組合民主化運動」であつた。

四八年一月一三日総同盟第二回中央委員会は「労働組合民主化運動に関する件」を絶対多数で決定し、二・一スト後結成されたルーズな労働戦線の統一機関である全労連が共産フラクの活動舞台となつているとして排撃し、産別系組合内部の反共運動を支持し、この反共組合運動の結集組織化を提唱し、後に全労連を規約改正問題をめぐつてついに脱退した（四八・六・二八）。

總同盟第二回中央委員会に於ける労組民主化運動に関する決議

我が國労働組合運動の健全なる発達のために、我が総同盟は結成以来全力を傾倒してきたが特に二・一スト後の情勢に応ずるため全労連の組織に盡力してこれを実現せしめたのであつた。しかるに全労連はわれらの努力にもかゝわらず次第に共産党フラクの跳梁舞台となりその参加組合の中には遂に地域闘争安全闘争などゲリラ消耗戦バルチザンストライキ戦術を全國各地に強行しつゝある現状である。しかもこの憂うべき事態を見るとき従来の全労連の如き組織によつては正常なる労働運動の確立はもとより労働組合の民主化も労働戦線の統一も従つて日本の再建も到底不可能なりと信ぜられるに至つた。こゝに於て國鉄・全逓・放送・日通・電産その他中立各組合の中には猛然たる反共運動が台頭し急速に全國的波及を見んとする形勢を呈しつゝある。これこそまさしく組合民主化を目標とする全労働者のもりあがる運動に他ならぬ。われわれはこの運動をひろく結集組織して眞に日本労働運動の新なる本流とすることの必要を感ずる。わが総同盟は國鉄はじめ志を同うする全國の労働組合と提携協力してこの目的達成のために邁進したい。これ労働組合民主化連盟運動を提唱する所以である。

（「労働」第六七号、四八・一・一六）

總同盟の全労連脱退声明

全労連は、労働階級の共通問題にたいする共同行動を通じ労働戦線の統一を促進する目的で結成され、その性格は参加組合の自主性を尊重する協議機関であるとした。しかるに共産党は全労連を自己勢力の支配下におかんとしてたえず策動を続け、本同盟は常にこれと闘い、全労連を健全なる方向に導くために奮闘した。しかしながら全労連はわれわれの意志に反し、その運営は悉く一方的となり、本来の性格から全く逸脱するに至つた。決議を蹂躙して世界労連加入促進委員会書記局を抱き込み、全労連書記局を完全に共産党員をもつて占領した事実などその非民主的運営の事例は枚挙にいとまがない。

本同盟はかかる全労連の経過と現状に検討を加え、もはやまつたく共産党のサウンドボックス化した全労連にこれ以上とゞまることの意義なきことを認め脱退を決意した。いまや本同盟が念願とする民主化運動は全労働階級の上に新たな力と希望をあたえつゝある。本同盟は民主化運動をおし進め当面する資本の大攻勢と闘い、眞実の戦線統一に向つて邁進せんとするものである。

昭和二三年六月二八日

日本労働組合総同盟

この四八年一月一三日來の総同盟の提唱に應えるかの如く二月に入ると突如産別の中枢、幹事会の一部、本部書記の数名は産別民主化同盟結成を発表した。即ち、二月一四日光村産別副議長（全逓）喜田（印刷）金山（生保）両幹事、落合執行委員（電工）および秋山、大谷、三戸等六本部書記は各単産内の有志と連絡して産別民同結成の声明を発表した。その基本的態度は、共産フラクを排除し、政党、資本家、政府から支配されない組合自主性を確立し、労資共に責任をとる生産闘争を行うというのであつた。

産別民主化同盟結成に関する声明

いまや、わが産別会議は、労働組合運動ゆきづまりの焦点にたつた。

共産党フラク活動のベルトにかけられた左翼主義から、相次ぐ脱退と離反の傾向はもはや、おおうべくもない。

われわれ産別の有志は、こゝに幹部たると一組合員たるをとわずこの動揺と昏迷をたち、名実ともなう組合員の組合とするために産別の全組織においてたゝかうことゝなつた。

われわれの実践目標は、一に労働法改悪反対、資本家の組合御用化反対、政党の組合支配排除にあるとともに、相手にも責任を要求し、自からも責任をとるところの生産闘争である。

われわれの運動はいわゆる反共ではない、産別会議の全組織を民主化するために闘うとともに一切の自由な組合をして一大陣列に結集し、眞の民主的統一戦線の実現え、巨大な一歩をふみ出すものだ。

一九四八年二月一四日

産別会議民主化同盟

産別会議民主化同盟趣意書

一、昨秋より、わが産別会議は、ようやくその内包する根本的欠陥、即ち、共産党フラク活動による組合不明朗と二重支配による非民主性のため、不安・混迷の情勢を表面化し、運動の停滞は、おおえない事実となつてきた。とくに十一月定期大会は、一つの時期をかくしたものであり、不安と停滞の根本原因を排除することなく、組合員大衆の要望と感情より、はなはだしく遊離した方針を決定した。大会は、文字通り、共産党の産別対策を、不明朗なフラク活動によつて、そのまゝ産別の決定としてしまつた。その悪影響は、今日すでに、あまりにも明らかとなり、全國組織、地方組織、各職場の内で、いたるところ内部不統一と、組合不信の声が昂りつゝある。しかも情勢は深刻化し、組合不信われわれの自主的立上りの前に、すべてを他動的に決定せんとし組合の自主性は、まさに文字通り危機に直面した。

産別生みの親の新聞單一は、読賣、毎日、ついで放送脱退し、形骸と化し、機器、電工、全逓、電産、化学その他の基幹的組合は、統一的機能の喪失え、又は分解、弱体化えと進みつゝある。日通、港湾は産別会議に対し、まつたく無関心となりつゝある。

二、今こそ、われわれは、不安と停滞の根本原因を臆するところなくつき、産別会議の民主化、自主化を確立し、内部の民主的統一をはかるとともに、民主的統一と自主化の一点に於て、総同盟中立をとわず、全労働戦線にわたつて、統一運動を起さねばならない段階に至つた。労働戦線の混迷をたち切つて、全戦線をつらぬく、一つの安定した主流をつくることなしには、日本経済の民主的再建はできないと確信する。

われわれ、志を同じくするものは、いつとはなしに、相より、この労働運動の危機を打開するために、いかにすべきかを、心を打ちあけ、相語りあつてきた。

ついに今回、意を決して、産別会議民主化同盟を組織し、上部

機関はいうに及ばず一つ一つの職場から健実な民主的再組織の運動を起してゆくことになつた。

三、われわれの運動の目標

(1) 労働組合の民主化　わが産別会議において、民主化を阻害している最大の原因が、共産党のフラクション活動そのものにあることを指摘する。この内部的弱点を排除し、名実ともなう、組合員の組合たらしめねばならない。そして政党との関係は、公の明朗なものとし、政党そのものを支持するのでなく、具体的な政策について、職場と産業の実情に即して労働組合の自主的な立場から支持すべきは支持し、反対するものは反対してゆく。これによつて、内の力を統一して、われわれの頭上に覆いかゝる、組合御用化と、労働法改悪の企図をふんさいする。

かくて、組合を、組合以外のあらゆる勢力から防衛し、強固なたじろがぬ組織とする。

労働法改悪反対

組合の御用化反対

政党の組合支配の完全なる排除

(2) 生産復興闘争　われわれは、職場に於て、地方組織、全國組織に於て、眞に責任ある生産闘争を展開する。生産の社会的責任を痛感し、労働者の自主的な態勢をもつて、國民経済の民主的再建をめざす。口に生産復興を唱えつゝ現実には労働組合の組織を破壊し、経済混乱に対し、まつたく無責任なる、極左戰術を排除し、日本再建の眞のにない手としての、ほこりをたかめる。

職場における眞けんな生産増強

自主的労働規律の確立

最低生活の確保

一切の民主勢力と協力しての民族経済の自主的再建

経済復興会議その他において、充分建設的能力を発揮し、われわれの主導性を確立する。

四、われわれはいかに戰うか

われわれの運動は、いわゆる機関及び組織から共産党員を追放せんとする反共運動ではない。しかし共産党フラクション活動の排除はあくまで闘う。そして労働組合の自主性を犯し、我々の組合を今日の如き混迷と停滞につき落し、組合員大衆に対し、なおかつ責任感なき党員に対しては、あくまで責任を追及してゆく。共産党員であつても、われわれの運動に共鳴し、之を支持するものは、われわれの盟友と考える。

同時に、労働組合を喰いものにする、政治ボス、労働ボスの大衆支配をも、徹底的に排除する。

これらの闘を通じて、労働階級の社会的権威と徳義心をたかめてゆく。

他方一つ一つの職場から、全組織に於て当面の諸問題に対し、われわれの自主的な政策を大衆の行動により機関を通じて実現してゆく。

五、どんな組織で闘うか

職場、職場に、地方組織、全國組織のいたるところに民主化同盟を組織し、公然と明朗な活動を行う。

幹部たると、一組合員たるとをとわず、すべて志を同じくする有志の強固な同盟組織とする。更に組合の全組織をあげて参加することも望ましい。地方には地方本部、中央には中央本部を設けて、強じんな、ねばり強い活動を行う全國的組織活動のために、機関紙、情報その他を発行してゆく。

六、われわれは、産別会議の民主化と自主化を闘いとつてゆくと同

時に、全労働戦線を貫く民主的統一運動を展開する。

各地方はもちろん、中央も、直ちに本同盟提唱により、総同盟中立をふくめた全体の統一運動を推進する。

この共同の民主化運動、組織ができれば、こゝから機関紙、情報を発行して、全國統一運動の組織活動を行う。

この運動の目的が達成され、労働組合の自主性が完全に確保されたときには、この同盟は、正規の組合組織と機関に、発展解消する。

民族経済の民主的再建は、労働戦線の、この民主的統一なくしては望めない。われわれは一刻を争う重大なる危機に当面している。

志を同じくする全國の有志諸兄

あらゆる、ゆきがゝりと障害を排して、敢然としてこの運動に参加していただきたい。

一九四八年二月一四日

産別会議民主化同盟

産別会議はこの事態に対して緊急幹事会を召集し（二月一六日、一七日）、この問題を徹底的に討議した上で票決の結果、一四対三保留二で産別民主化同盟を認めないと云う決定に達した。が、民同派はこれに服せず、直ちに辞表を提出、〝われわれは幹事会の決定に服することは出來ない。フラク活動を排除せずしてわれわれの行動のみを禁止する理由はない。フラク・メンバーを有する産別の現狀では民主的な討議は不可能である〟との共同声明を発表した。

幹事会声明

この問題に対する幹事会の声明は次の如くである。

今回の産別民主化同盟の問題については二日間にわたつて緊急幹事会がもたれた。われわれは組合民主化こそ大会の決定にもとずく、わが産別会議の基本的態度であるのみならず民主化なくして組合の強化はあり得ないとの見地より従来も果敢に運動をすすめてきたし、今後もこの努力を継続せんとする決意に何ら変りはない、かつ大衆の意志を尊重すること、および組合機関の公正な運営という原則に立つわが産別会議こそ最も民主的な組織であるというわれわれの確信は不動であり組合員諸君のひとしく認めるところであろう。

また労働法規改悪反対、資本家による御用化反対、労資責任をとる生産闘争はとりもなおさずわれわれの基本方針であり、このことのためにこそ全力をあげて闘つてきたのである。従つてこの際正規の機関とはなれて別個の組織をもつことの必要は認められない。ここに於て問題は政党支配の排除、フラクション活動の一点に集中されたのであるが、かかる問題はすでに大会で決定されている。ただこのような重大声明が組合の機関にかけられることなく一方的に公表されたという手続きについては深く遺憾とするものである。

反動攻勢の極度にし烈な現段階にこのような形の存在と活動は敵を利するのみであるという点で票決により否認された。したがつて幹事会はその責任においてこの同盟の活動は来るべき執行委員会まで停止すべきことを要求した。これに対し同盟参加幹事執行委員は一応服したのであるが会議の終りに突然書記三名をも含めて辞意を声明しわれわれの説得にもかかわらず退席するに至つた。

この問題が資本の攻撃にとつて好餌となることを厳にいましめるとともにこれが解決を組織の発展強化の方向に求めようとしたわれわれの努力にもかかわらずかかる結果をまねいたことをわれ

われは深く遺憾とする。われわれの進むべき道はすでに決定されておりイデオロギーを超越した組合組織としての団結をますます強固にし大会の方針にしたがつて来るべき一大闘争を強力に闘い抜かねばならないものと確信する。

右声明す。

産別会議幹事会

なお、「労働戦線」によれば右の幹事会声明につづき、全逓中央闘争委員会、日本新聞通信放送労組第七回中央委員会、全日本機器労組常任中央委員会、全國車輛労組中央執行委員会等参別幹事会と同趣旨の声明を発表、産別民同の行動を遺憾としあるいは分裂主義者と断じた。が、他方、この幹事会決定に対して産別外の炭労の武藤武雄、國鉄反共派の斉藤鉄郎、藤井專藏、総同盟の原虎一、日放労の藤島克己、読賣従組の渡辺文太郎諸氏から〝一八日の幹事会決定は多数をたのんだ非民主的決定である〟との抗議文がよせられた。

つずいて産別執行委員会は二一日築地の電産本部で開催、公開で白熱の論戦が展開されたが容易に結論には至らず、各單産の民主化同盟に対する態度も区々たるまま、全逓中闘の提案に従つて票決の結果、二八対五、保留二で次の執行委員会声明となつた。

第六回執行委員会声明

発足の心理動機については一応了解する点がある。ただし時期、方法、手段についてはわれわれの現在おかれている立場から見て遺憾である。しかし団結権は國民の基本的権利として憲法の保護するところであるから産別会議の規約綱領に反する行動または組合運動に有害な現象がでないかぎり産別会議としては原則的にはその存廃に関しない。この問題の発展過程において組合員である共産党員の正しい意味での成熟を期待するとともに民主化同盟の自重をのぞむ。われわれはこの問題を大衆討議にかけ当面する闘争のなかで解決してゆく。

一九四八年二月二一日

全日本産業別労働組合会議執行委員会

かくして問題はその後にのこされたのである。

産別民同の理論的組織的指導者は、産別発足当初から本部にあつて重要な役割を果した前事務局長細谷松太氏（かつては加藤勘十氏らと同一陣営にあつた旧総同盟指導者）であり、すでに四七年夏頃から在職のまま産別乃至共産党の運動方針に対して批判的態度をとり、それは同年一一月の産別定期大会で決定的となり、決意して産別会議をしりぞき共産党から脱党＝除名に至つている。氏の理論の要点は、おくれた組合を引き上げ、進んだ組合を引き下げその安定点で統一戦線を結成すべきである。しかるに産別は一部極左支配によつて大衆の意識的立ちおくれを無視した活動を行つていると云うにあつた。すなわち氏は、産別の革命的戦闘的統一戦線論に対して民主的統一戦線論を提唱し、そのために産別を民主化し従つてその障害となつている共産党のフラク活動を排除せねばならぬと主張したのである。もちろん、これに対しては社会民主主義者の分裂理論として共産党側からくりかえし批判があつた。

かくして産別民同は結成された。産別民同の組織はいわゆる第二組合ではなく組合内部に於ける反対派の組織であつてこの点では國鉄反共連盟と同じであつた。

産別民同とこれを支持する産別内一部下部組織及び外部の総同盟（特に左派高野実氏ら）その他の組合は組合民主化運動懇談会（四八・二・二四）を開催し全面的な民主化運動への発展を策す。これはやがて全國労働組合民主化協議会（四八・六・二六）となり後の全労会議結成への踏台となる。他方、産別民同自体も同年六月には

結成大会をもち、産別一一〇万の内三〇万を組織したと発表した。

ついで公務員法改正問題に関しては、全國実行委員会（四八・七・三一）に於いて産別全逓の地域闘争政令無視行動に反対し労働戰線の民主的再編成を主張し、さらに戰線統一に関し産別内部にとどまつて民主化運動を行い新に中立組合を結集して新産業別労組の結成運動を起し、これを基礎に民主的労組の全國的連合体を結成することにしたのである。

産別民同の國家公務員法改正に関する声明は次の如くである。

声明書

一、七月二三日、國家公務員法改正に関するマックァーサー元帥の書簡が発表されたことは、わが國労働運動にとつて遺憾にたえないことである。

われわれは、発足以来労働運動の危険な逸脱に対し絶えず警告をくりかえし、その克服のために闘つて来たが、力およばず今日の事態をまねいたことに対して深い責任を感ずる。

二、ここにいたらしめたことについて、第一に現政府と資本家の反動性と無能が追求されなければならない。

彼らはこの書簡を悪用してますます反動攻勢を強化しようとしている。われわれはその責任を厳重に追求し、戰線を統一して彼らの策謀をふんさいし労働階級の利益を守るために闘うものである。

三、しかしながら同時に昨年の二月闘争、本年の三月闘争、更に八月攻勢を通じて致命的な誤謬と偏向により今日の最悪の事態を招くにいたつた全官公、産別会議を中心とする共産党の極左主義こそはただに官公労働者のみならず全労働者に対する犯罪行為として厳重に責任を追求しなければならない。

四、共産党の極左指導分子はいささかも反省しようとせず更に無謀な戰術によつて労働戰線をいよいよ潰滅に追いこもうとしている。

五、この書簡が今後どのように具体化されるかはなお今後にまたなければならないが、労働運動の一大轉機をかくするものであることは否定できない。

われわれは、自主的な生産復興闘争と労働戰線の民主的再編成を通じて全官公廳労働者の団結権、団体交渉権の確保と労働階級の利益のために闘うものである。

右声明す。

一九四八年七月二七日

四　産別会議民主化同盟

四八年夏の全逓を先頭にする産別、全官公の給與水準改訂（五、二〇〇円ベース要求）他、大衆課税撤廃、行政整理反対等、六條件つきの要求にからむ労働攻勢は、公務員法改正に関するマ書簡とその臨時的措置としての政令二〇一号をめぐつて新に深刻な事態を招致しいわゆる職場放棄闘争が全國にひろがり清水電話局及び日立郵便局の如きせいさんな事態をもひき起したのであつた。しかしながら國家公務員法改正に伴い官業労組は罷業権、団体交渉権を失うことになり、かかる事態をもたらしたのは、共産主義者の組合指導のゆきすぎによるものとして全官公内部に民主化運動が起り既に結成せられていた國鉄民同を中心に全逓民主化連盟、同再建同盟、自治労連刷新同志会、全財再建同盟および全官労、日教組の有志らによつて全官公刷新同盟が結成された（四八・九・二五）。

刷同結成に際して発表された運動方針並びに声明は次の如し。

運動方針

一、マ書簡に許された最大限の既得権を確保する。
二、マ書簡に便乗する一部官僚、反動勢力を排除する。
三、当面の団結権、団体交渉権の確保。
四、最低賃金制の確保を期するとともに形式にこだわらず生活権を確保する。
五、民主的労働戦線の統一を図るため総同盟、日労、産別民同と提携する。

声明書

マ元帥の書簡提示と國家公務員法の改正をめぐつて今やわれ全官公廳労働組合は、衰亡の危機に瀕した。何故かかる事態を招来したか、それは腐敗官僚陣営の上に立つ政府の無能力と封建性を拂拭しえない資本家階級の熾烈な便乗的反動攻勢によるものであると同時に、革命的階級闘争の原理を盲信して客観狀勢を無視し、大衆を忘れた破壊的闘にのみ狂奔する極左的組合指導の重大な過誤によるものである。われわれの努力と決断の不足、われわれ自身また率直に認めなければならない。今や日本の労働運動は一大轉換の岐路に立つている。われわれはもはや躊躇逡巡して時を過すべきではない。今こそ平和的民主革命の本質とわが國産業復興の將来を明確に認識し、極左主義を排撃しつつ民主的統一戦線を結成しわれわれ自らの力により新事態に即応する労働運動の主体性を確立しなければならない。全國の同志諸君よ、われわれは民主的統一戦線の結成に向つて団結しようではないか。

一九四八年九月二五日

他方八月末には炭労、日労会議、産別民同、國鉄民同、東京無所属労協、全映演、総同盟等が参加して全國労働組合公務員法対策委員会（四八・八・二五）が生まれている。このような民同系労組の動きはやがて全國労働組合会議準備会結成（四九・二・一二）となつた。即ち二三年九月二〇日労働組合民主化懇談会の主催で全國労働組合代表者会議が開かれ、総同盟、産別民同、國鉄民同、炭労、日放労、無所属労協の日労会議代表者が参加し当面の公務員法、労働法その他の対策が論ぜられたが、更にこれは全國労働組合会議準備会（四八・一一・一九）となり、「民主的労働組合」の戦線統一の第一歩を踏み出したかにみえた。

しかしながら、全労会議へのヘゲモニー争いから必ずしも完全に意見一致せず、前記「全國労働組合会議準備会結成大会」（四九・二・一二）には國鉄民同、総同盟以外の組合は正式に参加せず、傍聽者を送るにとどまつた。この全労会議準備会に参加しない特に中立系の組合は別に中立無所属労組懇談会（四八・一二結成）参加組合が中心となり、別に新に全日本労働組合連盟（全日労）を結成（四九・七・三、四）する。この主たる参加者は、日労会議、関東財務（全官公系全財より脱退せるもの）毎日新聞労組であつて、当時組合員数五〇万といわれ産業別、組織別整理を行いつつあつた。

全労会議結成は、二・一ストト後殆どすべての單産をあつめて結成された全國労働組合連絡会議（全労連）が共産党支配下にあるとして、これに対抗する全國的戦線統一組織たらしめようという構想の下に行われたのではあるが、中立系組合が参加せず、その前途は多難なるものあるを思わせた。しかしながら全労連に対する民同系指導者の批判は厳しく且つ執拗であり、他方、世界労働戦線の分裂の影響もあり、全労連傘下組合から脱退するものが増えて來た。総同盟がいち早く四八年六月全労連を脱退したことは既にのべたが、同年に日労会議（四八・一二・一一）四九年に入るや炭労（四九・三・一四）私鉄総連（四九・六・二九）全鉱連（四九・七・二九）全

日通（四九・九・二五）國鉄（四九・一〇）等の有力組織が相ついで脱退し、全労連参加各組合で脱退運動のない組合は殆んどない迄になつた。かくして、産別―全労連―世界労連系に対抗して、総同盟系V―全労会議―新世界労連の線が、次第にくつきりと前面におし出されてゆくのである。而して、この傾向に拍車をかけ、これを決定的たらしめたのは、四九年春から夏にかけての行政整理、企業整備反対闘争の失敗であつた。共産派の主導した産業防衛闘争に対して民同＝総同盟派はそれとは別個に経済再建運動を提唱し、又強力的な行政整理に対して前者は「ストを含む実力行使」も辞せずとの姿勢をとつたに対して、民同派はあくまでも合法闘争を主張し、かくて奇しくも労資の決戦場は運動内部での左右両派の抗争にすりかえられ、ここに左派組合指導者をねらいうちにした行政整理は效を奏し、その結果組合内に於ける民同系指導者の立場はいちじるしく有利となつていつたのである。

民主化運動の先端をゆく産別民同の産別反対派運動も次第に下部組織に滲透し各職場に下降しつつ、着々その地歩を固めていつた。産別民同結成以來、民同の主要攻撃目標は、金属（特に電工）、全日通、電産等の有力組織に向けられたようであるが、車輛、機器、鉄鋼三者の合同によつて結成された当時（四八・一二）三〇万といわれた全日本金属労組も四九年一〇月の金属、電工合同大会の報告によれば両者併せて一七万に過ぎず、全日通また産別を脱退し、電産も執行部を民同が過半をしめると云う状態となつた。

産別民同自体は当初の方針に從つて全労会議準備会に加入して、いわゆる「民主的戰線統一」の基盤とし、また産別内反対派組織たる産別民同とは別に全國産業別労働組合連合結成準備会（新産別）を組織（四九・七・一四、一五）しその中に全國機械工業労組、全電機労組準備会、全日本車輛労組、新化学準備会、新全逓等を産別脱退組合をもつて結成せしめ、実体をもつた「新産別」を形成してゆくのである。

新産別の結成準備会に於ける宣言、綱領、当面の闘争目標、選出役員は次の如し（「民主化同盟」四四号）。

宣言

産別民主化同盟が蹶起する時、我々はまだ同志的結盟にすぎなかつた。労働者大衆の希望と要求を代表しつつも、われわれの活動は極度の難航を続けねばならなかつた。共産党やその追随者どもからは到る所で誹謗と脅迫をもつて妨害され憎むべきテロさえ加えられた。しかしながら組合を組合員の手にとる大衆の時代的要求は、偉大なる組織行動に発展した。そして随所に共産党の非民主的組合支配を撃破し、ここに目的と行動を一つにせる盟友組合と共に全國産業別労働組合連合結成準備大会を開催することとなつたのである。この歴史的な勢揃いにあたりわれわれの当面する國内外の情勢は、戰後世界再建の最も困難、かつ重大な段階に入つている。首切り企業整備、行政整理に集中的に表明されている如く、吉田内閣の反動政策も、國電スト、平事件に見られる日本共産党の驚くべき破壊行動もみなこの戰後再建の苦悶を象徴せぬものはない。とまれ、日本の民主的労働戰線統一の実現を期して新産別は発足した。われわれの第一着手は大衆の犠牲によつて、日本の資本攻勢とそれを強行する政府の反動政策の粉砕にある。忍耐と勇断をもつて資本攻勢を労働攻勢に轉ずるのは、民主的統一を信條とするわれわれの任務であるからだ。しかも、この使命を達成するからにはさらに重大な障害を排除しなければならない。すなわち破壊と暴力の國際的勢力たり、組織たる共産党の僞瞞と野蛮な行動を、断乎として排撃しこれにうち勝たねばならな

い。いまや民主的労働戦線と赤色労働戦線の対立は民主主義と全体主義の基本的な対立であり、建設と破壊の衝突であり、これをめぐつて日本民族の運命は、死活の関頭にたたんとしているのである。既にして情勢は、われわれど民主的労働組合を確立し、民主的統一戦線を実現すべきわれわれの任務と行動は正に決死的であらねばならない。

一九四九年七月一五日

全國産業別労働組合連合結成準備大会

綱領

一、われわれは労働者の生活改善と政治的、社会的地位の向上のために闘い、労働者の基本的権利である団結権、団体交渉権、罷業権を確立し、あわせて労働組織の強化のために闘う。

二、われわれは敗戦によつて荒廃した日本経済の再建のために資本主義的再建と安定の政策に反対し、民族の独立と民主主義徹底のために経済の民主化、社会化を目標とする生産復興闘争を行う。

三、われわれは組合に対する政党の支配および政府、資本家からの干渉を排除し、かつ組合民主主義の確立のために闘う。

四、われわれは経済再建の闘いを通じて農民、漁民、一般市民、中小商工業者と結び広く勤労階級の共同戦線のために闘う。

五、われわれは一切の独裁政権の樹立を目的とする暴力革命に反対し、平和革命の達成のために社会民主主義政党と協同し民主主義の徹底を通じて社会主義の実現を目標として闘う。

六、われわれは最低賃金制の実現を目標とし、半封建的な低賃金政策に反対し実質賃金の向上のために闘う。

七、われわれは拘束八時間労働制（一週四十八時間）確立のために闘う。

八、われわれは同一労働同一賃金制の確立と婦人少年労働者の完全な保護のために闘う。

九、われわれは資本家および政府の全額負担による失業保険をふくむ社会保障制度の獲得のために闘う。

十、われわれは資本家的企業整備、首切り政策に反対し完全雇傭の実現のために闘う。

十一、われわれは労働者教育の重要性を確認し、労働者大衆の階級意識を高める事業の普及のために闘う。

十二、われわれは民主的な労働組合の共同闘争による民主的統一戦線のみが眞の統一戦線であることを確信し、その実現のために闘う。

十三、われわれは暴力革命の國際的動員組織と化せる世界労連に反対して、各國の民主的な労働組合による新世界労働組織の実現と世界平和の擁護のために闘う。

当面の闘争目標

われわれの当面の闘争は一言にしていえば経済の民主化、社会化を目標とする「生産復興闘争」であり、それは次の内容をもつものである。

1 資本家的合理化による首切り工場閉鎖反対、経営の民主的再建を目標とする生産復興。

2 賃金の釘づけ、賃下げ遅欠配反対。

3 失業対策の拡充と社会保障制度の確立。

4 金融機関、基礎産業、重要産業の民主化、社会化をめざす生産復興闘争。

5 組合の基本的諸権利の擁護伸張。

6 勤労所得税の撤廃、その他大衆課税反対。

7 組合の民主化と民主的統一戦線の実現。

8　社会民主主義勢力における政党と組合との協力と民主戰線の結成。

新産別役員

委員長（空席）
副委員長　田浦隆一（日通民同）中島一郎（機械）氏名未定（電産民同）
書記長　落合英一（新電工）
会計監査　亀田候治（生保民同）竹原隆士（電産民同）堀井薫利（全逓民同）
執行委員
新全逓並民同（2）光村甚助、迫本秋男
帝國石油（2）久保田正英（一名保留）
化学準備会（3）荒川徳松、喜田康二（一名保留）
土建産業（1）藤田正一
生保民同（2）金山敏、下條富光三
新電工（5）福間知之、落合友義、高瀬又七、内海良考（全電機一名保留）
全國機械（4）三戸信人、細貝繁雄（京都金属一名、他一名保留）
電産民同（7）八木昇（九州）田中稔（九州）筒井時雄（中國）石川晃（東北）河野正（中國）越路源太（東北）（一名保留関西）
日通民同（7）白土松壽（東北）山口政隆（関東）森本源十郎（中部）田中健一（中國）宮武計二郎（四國）奥上三郎（関西）（一名保留九州）

専門部長
國際部、政治部長　細谷松太
機関紙出版部長　柏原　実
組織部長　三戸信人
教育宣傳部長　喜田康二
財政部長　金山　敏

ところで、組合自主性の確立を標榜し、経済闘争と政治闘争の分離を主張した「民主化」運動も、やがて、労働組合の民主的戰線統一が必要であるとして、民同指導者等は社会党に入党した（四九・三）。この点は産別民同のみならず國鉄民同、総同盟、全官刷同も同様であり、これらの労組指導者の大量入党により社会党内の労働組合発言権は増大し、大体に於いて党内左派の勢力を著しく増大したといえる。かくして社会党と民同との関係は指導層の入党により或いは表面化され又密接になつたのであるが、國鉄の行政整理にあたつては民同中立系労組とともに「國鉄再建共闘会議」を結成（四九・七・一）し、また第六回臨時國会に当つては、國会共闘委員会を組織し國鉄の賃金ベース改訂問題等をとりあげている。

さらに民同系労組は國際労働組合提携をとりあげ、世界労連への加入運動を行い、日教組、國鉄、金属鉱山、全日労、炭労、総同盟等の諸組合はいちはやく加入を決定、代表を同労連結成大会に送るにいたつている。

因みに全國産業別労働組合連合結成準備大会に於ける、新世界労働組織参加に関する決議を掲げれば、次の如くである。

新世界労働組織参加に関する決議

ソ連世界政策の一翼としてコミンフォルムの動員部隊化した世界労連は、もはや完全に労働者の國際的統一組織としての機能と実体を失つた。このときに当り米英の民主的労働組合を中心に新しい國際組織が結成される運びに至つたことはわれわれの喜びに

たえないところである。われわれは現在、日本の労働運動において、共産党の支配と破壊的な影響を排除するためにはげしい闘いを続けているが、新しい自由にして民主的な國際労働組織が一日も早く結成されることを望むと共に、日本の労働階級の民主的な統一を実現し、その一員として参加出来ることを期待し、かつそのために各國の労働者諸君の絶大な支持と協力を要請するものである。

一九四九年七月一五日

全國産業別労働組合連合結成準備大会

五

かつては、産別　総同盟の対立の上に一應の統一機関として全労連をもつた労働戦線は、かくして、産別―全労連―世界労連に対立する総同盟―自由世界労連と、完全な分裂状態をもたらし、新産別V―全労会議―自由世界労連と、完全な分裂状態をもたらし、かつその下部には去就にまよう單位組合の分散孤立があるという狀態となつた。

併し乍ら、労働組合が労働者のものである限り、組織の分裂、分散をのりこえて共同闘争を行い得る可能性は存在するとの見地から、全労連派は屈せずその運動を下からもり上げてゆくのであるが、他方運動の主流となりえたかにみえた民同及び総同盟に於いても左右の微妙な内部対立を深めつつ、一九五〇年に入るや、自由世界労連に連がる「総評議会」の動きが複雑な國際的底流を担いつつ大きくクローズ・アップされてゆくのである。

第二章　賃金闘争

第一節　労資の賃金政策

はしがき　戰時中および戰後の低賃金問題は、單に低い賃金による労働者階級の窮乏の問題だけではなく、経済体制の危機的狀態の一つの表現に外ならなかつた。したがつて、賃金をめぐる労資の闘争は、いうまでもなく基本的には、労働者階級の生活を保障するに足る賃金水準の要求と企業の採算性を保持する賃金費用の水準との間の闘争、その意味ですぐれて経済的な闘争であつたが、それは直ちに政治問題に関運する性質を持つていた。その意味は、前者の要求、生活を保障するに足る賃金の要求は、経済体制の正常な運行が機構的に保障されている場合と異なつて、企業の営利性の確保の原則と直接矛盾する。したがつて、後者が維持されるためには、國家が賃金の自由な決定にたいして直接あるいは間接に干與しなければならないことに表現されたのである。

戰後、四八年までは、この問題は次の形で、特徴的に現われた。

第一には、労働組合の賃金政策としては、一九四六年一〇月、電産協の要求に具体化され、続いて他産業の労働組合に甚大な影響を與えた平等な労働者の最低生活の保障を基礎におく生活給賃金体系に現わされた。この要求は、一方で、賃金を規定する諸要求に基く賃金表を作成して、協約賃金を可能にした点、および他方で、從來の経済体制下における身分制的労働力構造とそれに基く賃金決定を破壊し、窮乏下の労働者階級の平等賃金を要求した点で革命的であ

つた。

第二に、一九四七年六月全遞が松江臨時全國大会において要求事項として決定したいわゆる理論生計費に基ずく二本建最低賃金制は実際には普及しなかつたが、次の点で戰後の賃金闘争をよく表現していたといえる。第一に、賃金額の算定の基礎を、インフレ下において低下しつつある現行の生活水準を前提とする実態生計費によつてではなく、理論生計費によつて算定したことにおいて、また、第二には、まず生産者と消費者との双方が納得できる民主的方法によつて生活物資の適正價格を前提として、それによる完全配給を條件とする、最低賃金額の算定と、その條件がそろわない場合の賃金として、現行の配給制度と自由價格に基く最低賃金の算定と二本建の賃金を要求した点においてそうであつた。第一の要求においては、現在の経済体制の変更が予定され、條件とされていたのである。

つぎに、このような労働組合の最低生活保障の要求は、單に個別企業の従業員に止まらず、全産業的規模で、また全國的基模で要求された。それは、産業別の統一団体協約として、また、最低賃金の決定として要求された。これらの運動は、成功を收めることなく、多くの場合、地域的企業運動に止まらざるを得なかつたのであるが。

第三に、このような労働組合の本能的な賃金政策にたいして、個別企業は、最初統一ある賃金政策を持ち得ず、專ら次にのべる政府の賃金政策の背後にかくれていたのである。

第四に、このような個別企業の後退を補強し、経済体制を維持するために、歴代の政府はつぎのごとき賃金政策を行つた。

まず、意識的計画的インフレーション政策と物價の統制は、相つぐ労働組合の賃金引き上げを無に帰せしめ、実質賃金の低下に役立つた。そればかりではなく、一九四七年一〇月実施された業種別平均賃金の基準は、間接的に賃金の統制をねらつたものであつた。更に、労働委員会の斡旋調停は、屢々その案が政府の政策と矛盾する事例があつたとしても、賃金水準の間接的な規制に役立つたのである。更に、賃金にたいする課税は、直接労働階級の実收賃金を減少せしめるものであつたし、それにたいして、補給金政策や赤字融資政策などは、独占資本の利潤を保証し、それを強化する政策の根幹であつた。他方、このような独占資本本位の資本主義的復興政策の犠牲としての中小企業の経営困難の深刻化とそこにおける賃金の相対的な低下および官公廳および官業の労働者の政策的低賃金水準は常に一般的低賃金の死錘となつていた。そして、このような一般的低賃金水準は、他方では、大量の自然退職を引き起し、一九四六年の秋の闘争において、形式的に喰い止められた人員整理を隠微な形態で実現するものに外ならなかつた。

このようにしてみると、戰後の賃金闘争は、日本経済の体制的危機のもとにおいて、一方では、低賃金政策によつて資本家的復興を企図する政府ならびに経営者団体、経営者の賃金政策と、他方では最低生活保障の要求のもとに、その体制的條件を確立せんとする労働者階級との闘争であつたということができる。すなわち、賃金闘争は、意識するとしないとに拘らず、二つの復興方式の間の闘いの重要な環として闘われた。その問題の中心点は、賃金問題を中心にして考えれば、第一には、労働秩序の表現であるところの賃金体系または賃金形態をめぐる問題であり、第二には、インフレーションおよび生活物資の配給制度の下における賃金水準の問題であつたのである。

使用者の賃金政策　一九四八、九年においても、なお以上のごとき賃金闘争の意義を持ち続けたが、先行する年と対比して徐々にその性質を変化せしめてきた。

(イ)　以上のごとき意味を持つた賃金闘争が激しく争われたにも拘

わらず、労働組合側の政策は全面的に成功を收めることはできなかつた。この間、資本家的秩序が序々に確立されてきた。

(ロ) これに呼應して、個別企業においては、経営秩序の回復、労働能率の強度化、賃金、費用の縮減を目指す賃金政策、総じて企業合理化によつて、利潤を直接確保しようとする政策が明確に打ちだされてきた。それはまず、経営内における労働者を無差別平等に生活給にたいする攻撃として現われた。そして、旧い身分的経営秩序を解体せしめていた生活給的賃金体系にたいする攻撃として現われた。それは、積極的には、賃金を、資本家的経営にたいする各従業員の貢献の度合い、または経営内において果す職能の重要性の度合いに應じて決定するという思想がかくされていた。賃金水準を企業の支拂能力からはじきだす政策は、いうまでもなく、職務賃率決定の前提には、資本家的経営の秩序である職階制度への確立があつた。(この場合、所謂職階制度が戰前の身分制のそのままの再版ではないわが國においては、事実上身分制的的條件が充分に具わつていないとしても、合理的職階制確立の技術要素が色濃く入つてきていることを否定することはできない。)更に、個別資本の攻撃は、生活給にたいする能率給という形態で行われてきた。勿論、能率給も、経済体制の正常な運行を前提とし、賃率の決定が合理的に行われている場合には、生産量と直接関係しない固定給と本質的には変りはないであろう。しかし、危機における能率給の主張は、労務費を生産量にリンクさせることであつて、賃金水準を低下または釘付けにさせ、この低賃金水準によつて、労働を強化し、労働組合の賃金政策を破壊し、利潤を直接確保しようとするものに外ならない。この意味で、能率給の主張は、資本家的再編成の槓杆であつて、労働組合の激しい反対に遭遇せざる得なかつた。更に、能率給の主張は、單に賃金の支拂形態の問題としてだけではなく、それに附隨して、賃金水準にたいする次の内容を包含するものであつた。即ち、能率給の主張は、労働者の賃金を生産量あるいは販賣額に関連せしめるものであるから、基本的には企業の賃金費用を生産費の一定比率に固定せしめる方策に外ならない。價格が同じであれば、生産量の変動に應じて賃金費用も比例して変動する。したがつて、絶えず一定率の利潤が保証されることになる。價格が低下した場合には、單價の切り下げが強行されるのである。このように、危機において、固定給が一般的である場合に主張される能率給の主張の背後には、正常な時期における労働能率の刺激政策として以外に、賃金水準を労働階級の生活の必要から決定するのに反対して、企業の支拂能力に應じて決定するという思想がかくされていた。賃金水準を企業の支拂能力からはじきだす政策は、いうまでもなく、個別企業が一貫してとつてきた政策であつたが、それは屢々労働組合の壓力の前に歪曲されざるを得なかつた。四八年暮、企業三原則および経済九原則の指示によつて、戰後インフレーションの收束による日本経済の資本主義的軌道への定置が、いわば至上命令となり、人員整理と労働組合組織にたいする攻撃による労働強化と低賃金によつて企業を合理化することが、必要になるにおよんで、ベース賃金や能率給の思想は、一層精密にされた適正人件費率に基く賃金水準の決定に発展した。ここで、適正人件費とは企業の採算均衡点における人件費、換言すれば企業の單純再生産を可能にする人件費の謂いである。戰後の特殊事情によつて、原價中に占める人件費の比率が戰前より過大になり、そのために企業が赤字になつた。所で、この赤字は、従來赤字金融や補給金、物價改訂によつて補われてきたが、企業三原則によつてそれが不可能にされたからといつて、企業の存立の不可欠の要件となつたというのがその主張である。ここで、次の点は注意されてよい。第一には、適正人件費は、統制されない経済の運行の

結果として現われたものではなく、価格の独占的または國家的統制のもとにおいて、資本家的企業が成立するために計算されたあるべき人件費の額であり、その意味で政策的であることである。したがつて、独占商品の高價格にたいする労賃の低價格を合理化するものであるとの批評をうける可能性をもつていることである。第二に、適正人件費は、一定の價格体系を前提とすると同時に、企業経営の合理化を前提としている。蓋し、原價中の人件費の比率の計算が可能であるためには、價格と標準生産量が前提にならなければならないからである。したがつて、適正人件費は、実は標準生産量にたいする人件費という意味を同時に含んでおり、この主張は、かくてきめられた人件費の分配にあたつては、当然に能率に應ずる分配、能率給の主張と結びつくものであつた。労働組合側からは、それが労働強化政策であるとする今一つの問題が生ずることになつた。

なお、以上の賃金の支拂形態賃率および賃金水準の決定にたいする政策とならんで、企業合理化の一環として福利施設費の縮減の政策がとられてきたことも忘れてはならないであらう。それは、殆ど住宅の家賃、給食費の引き上げ等に端的に現わされる。

その後、企業三原則の指示、続いて経済九原則の指示、その吉田内閣による実施としての超均衡予算の編成、労働組合法の改正、行政整理、その模範のもとに行われた各企業の企業整備の後をうけた一九四九年秋九月関東経営者協会の賃金給與專門分科会が、日経連企業合理化特別委員会の諮問に應じて作成した「企業合理化に伴う賃金制度の方向」は、一層端的に経営者の賃金政策を表明したものといえるであろう。

賃金はその本質として労働力の價格たる一面を持つと同時に反面労働の使用價値たる面を有するのであるが、労資それぞれの立場において労働力再生産費を基準とした賃金観と生産力説に立つところである。しかしこの関係は賃金の再特に集中される問題であり、資本主義経済界内の分配のみが課題となり、少くとも両であつて最低賃金制の下における資本の発に見られてきたのも当然である。

しかしわが國敗戦後の特殊な経済環境は生活との双方を危機に陷入れ、企業は賃金を下廻る支拂能力しか持ち得ず資本の喰いへの依存主義によつて一時的な糊塗策を講日本経済自立の要請が昨年末以来経済諸原算の確立、爲替レートの設定等によつて侵基盤を完全自立に求めざるを得ず、いわゆるなり賃金問題もここに從来の在り方を轉のである。すなわちその方向として企業自点を重視すること、賃金の労働の対價たる賃金体系を整備すること、さらに企業の拡力の拡大化を図るために能率給主義を採る題となり、その合理的実施によつて企業合打込まれるのである。

一、基準賃金ベースの決定　基準賃金は企業の採算均衡点における適正人件費が主体となり第二次的に國民生活水準、地域的賃金水準を考慮して決定せらるべきであり、基準賃金ベースが維持されるためには基準生産量の確保が條件とならねばならず第二次的要素を重視することによつて適正人件費比率を破綻させあるいは生産標準低下をさせるなどがあつてはならない。

二、賃金体系の整備　賃金体系は賃金構成要素の組合せであるか

ら労働の質量を正当に表現する形とする必要がある。戦時以来の極端に複雑な賃金体系はいまなおその残滓を留めているからその整理簡素化がまずなされねばならない。

①基本給は従来往々見られた身分的非科学的決定方法を是正して、科学的職務分析による仕事の客観的価値内容と労働者の正しい能力評価とによつて定められる職務給乃至職能給に代替せらるべきである。わが國企業の現段階においては最終的理想型たる職階給與制度を全面的に実施することは困難であるが漸進的にその方向を採り実現を図らねばならない。しかして基準賃金の大半はこの要素によつて占められるよう賃金構成を整備すべきである。なお基本給の算定方法は職務の客観的要素と労働者の主体的要素について合理的且民主的な点数考査によるを妥当とし、同時に職業間の配列、職掌内系列化、適正配置、定員制等が整備される要のあることは当然である。

②生活給は戦後の生計費賃金論によつて高額且複雑な形態を示すに至り、労働者にとつては労働に対する正当な評價を欠く悪平等賃金を結果し、他方営経者にとつては労働生産性を直接高めえない不生産的給與の濫給となつているからこれを是正し、賃金体系としては本人分は合理的な基本給に繰入れ、家族分は漸次減額乃至廃止の方向に措置されることが是非必要である。

③基準賃金に含まれる能率給は個人能率が直接且有効に作用する職場の労働者に対し考慮すべき事項＝(イ)能率給実施に際し考慮すべき事項＝(イ)能率給設定の意義＝能率給実施の基本的目標は個人能率または団体能率を刺激して労働の生産性を高め、最終的に経営能率の向上と労働者賃金収得の増大を図るにあるから、経済自立を要因とする企業合理化のためには國の経済政策に依存する面も多く、一方企業としても経営すべき資本効率向上の諸方策、労働面の合理化諸方策に俟たねばならぬが、能率給の実施がこれらと相交錯してはじめてが顕在するに至るのである。ゆえに能率給設定に当つては本来の姿の上に現段階的特殊意義が附加され、経営能率と労働能率の調整、労働力の保護培養、技能の向上等が考えられ経営と労働双方に対し合理性を備えねばならぬこととなる。したがつて単純出来高拂、差別出来高拂、増率給においては増率の適正化、単價の合理的決定、合格品の厳選、保証制、他の賃金要素との調整等が注意されることとなり会社、工場、一系統の作業場等を単位とする団体的能率給においては基準賃金に見合う標準生産高を基準として超過生産に対する附加給を全体的におよぼす方式、すなはち超過生産が生む收益を企業と労働がその拡大再生産のために合理的に分配するという観点からそれが組立てられる必要がある。プロシーズ・シェアリング制は経営能率と全体的労働能率とを噛合せ賃金と生産額をつねに一定比率を維持するもので、能率給に一つの方向を割をはたしうるものとして今後の具体的能示唆するものであろう。

②能率給実施に際し考慮すべき事項＝(イ)能率給設定の意義を労働者に良く認識せしめ、労働意欲を刺激しながら協力を得られるように理解容易な方式で労働者自身増加うるものとする。

(ロ)生産計画、工数計算、原單位、企業経理等が科学的良心的に算定せられ僞瞞性をなくし信頼を得る必要がある。

三、能率給の設定　①合理化段階における能率給設定の意義＝能

(ハ)高能率高賃金の原則を堅持し、收入に制限を加えたりしてはならぬ。

(ニ)企業内外の情勢を適確に判断し、周到な準備計画によつて永続性ある制度とする。短期の変更は賃金切下げの不安を起し能率の十分な発揮を制約する。

(ホ)個人能率給に必ず保証制度を設ける。

(ヘ)団体力を利用して労務管理的作用をはたすべき協同生産体制を中心とした方式を効率的に用いる。

(ト)生産標準の決定に当つては工数計算の厳格実施、雇用量の質的適正配置の下になし、生産量の増加にのみ捕われて採算均衡点を無視しあるいは経営能率を破綻せしめるような方式は避ける。

③団体的能率給における個人分配の問題＝個人への配分が適正合理的であるか否かは団体能率給の効果を決定する程重要である。生産増加に対する寄與度に応じて合理的であればいよいよ労働者の生産意欲を昂揚するが、不適正であれば惡平等を結果し協調性を破り結局生産性の低下となる。

(イ)分配の方法＝基準賃金が職階級として整備されている場合は基本給による配分は種々の弊害を引起すことが考えられるから少くとも職務給が職能的なものによる配分方法を採り、個人の労働の質量を正しく反映せしめねばならぬ。

(ロ)管理部門、事務部門に対する措置＝管理部門、事務部門はその作業が直接生産に結びついていないから別個の賞與制度の運用によるのが妥当であるが、団体能率給が経営能率の反映と見られる場合はこれを一般と同様に均霑せしめることも差支えないところである。

労働組合の賃金政策　以上のごとき経営者または経営者団体の賃金政策にたいして、労働組合はいかなる政策をもつて闘かつたであろうか。全ての労働組合が、その賃金政策において、完全な一致を見ていたわけでは勿論ない。既に、一九四七年の暫定業種別平均賃金の算定にたいして、総同盟と産別会議の間では対立が存在した。即ち、総同盟は、「日本経済を安定させるためには、どうしてもヤミルートを封殺して正規の流通秩序を確立しなければならない。」そのためには、経営者が公定價格で製品を販賣しても何とか採算がとれるようにしなければならない。従つて、「物價と賃金の安定帶維持」のための政策たる業種別平均賃金政策は、絶対に支持されるべきであるとした。それにたいして、産別会議は、「インフレとヤミの根源を徹底的に排除し、一切の犠牲を金融独占資本と大資本に負わせることによつて」のみ勤労者的危機の克服は可能であり、「此の方法は生産の原動力である労働階級の最低生活の保証を可能にし、労働階級の力を完全に発揮させることができるから生産の回復向上は眼に見えて進捗し、國の経済的独占は可能となり、眞に明るい民主主義日本をつくることができる。」所で、一、八〇〇円ベースは労働者階級にのみ耐乏生活を強いるものであるとして反対した。この意見の対立は、その後においても、根本的変化をみなかつたように思われる。

最低賃金制の確立を主張する産別会議では、電産協の賃金要求、全逓の二本建賃金要求を一層整備発展せしめながら、その最低賃金の具体的要求を進めてきた。一九四七年七月、賃金專門委員会は、「最低賃金闘争を大衆に近づけるために最低賃金額算定の基礎となる理論生計費の算出方法を全物量方式によることとした。また、同年七月の臨時大会において、最低賃金獲得闘争の決議がなされ、一月定期大会においては、最低賃金制に関する要求具体案が作成された。そこでは、まず最低賃金の基準としては、「本來からいえば

最低賃金は、標準家族（日本の通説では五人家族）の最低生活費を基準として算出されるのが正当であるが、一挙にそこに行き難いので、暫定的に次の基準を採用する」とし、「賃金の最低限度は原則として（業種別、職種、年令、家族、男女の如何にかかわらず）成人二人家族の最低生活費以下であつてはならない。但し、一八才未満の労働者の場合には、成人一人の最低生活費を以て最低限度とする」と主張した。更に、最低賃金と同一労働同一賃金との関係については、「従来の年令別家族構成別最低賃金の要求は、正当な最低賃金の獲得に至るまでの過渡的な要求として採用され賃金闘争の推進に大きな威力を発揮してきた。しかるにこの形の賃金要求は、熟練労働と不熟練労働または重労働と軽労働などの労働差異を考慮しない悪平等であるかのごときデマと誤解をなくす一因となり、反労働者的能率給制度を導入する結果をも生じた」となし、「最低賃金の要求と同時に、同一労働同一賃金の原則に基く正当な能力給を要求し、封建的身分制の維持を企図する職階制を排し自主的な生産復興の基盤を作る」と主張した。この点は、生活給賃金体系が内包していた困難を解決するための発展として注目されよう。更に、家族手当については、「生活費は本來の賃金基準の獲得と社会保障とによるものを本則とするが、その実現に至る過程においては、使用者または使用者団体をして家族手当として支給させる」とした。最後に、「最低賃金を支拂えない企業および公共団体に対しては、次の措置をとることを要求した。即ち、「(1)経理内容の徹底的民主的調査、(1)首切り、工場閉鎖によらざる経営の民主的合理化、(1)配当の停止、(1)金利支拂の停止、(1)賃金形態の民主的措置、(1)賞與の停止、(1)賃金、資材の斡旋、(1)支拂能力を超ゆる部分に対する國家補償」を要求した。

以上で明らかなように、産別会議の賃金政策は、第一に、理論生計費に基く労働階級の最低生活を保証する最低賃金を要求した点、第二に能率給、職階給に反対である点、第三に、この最低賃金の要求を槓杆として、地域的または全國的共同闘争を展開し、労働階級のイニシアティヴによる生産復興の基礎を確立せんとした点において、経営者の賃金政策と鋭く対立した。この政策に基いて、全逓をはじめ傘下の單産企業は、闘争を展開したが、その充分な成果を挙げることはできなかつた。一九四八年六月の第八回組織爭議部長会議および第十回執行委員会は、最低賃金闘争を回顧して、「最低賃金制の闘爭が平均賃金の闘爭にすりかえられた」となし、最低賃金制闘爭の政治的意義を次のごとく強調している。即ち、「今さらいうまでもなく、最低賃金制とは勤労人民の利益になるようなものを作り出す爲に、労働者が安心して毎日働ける賃金即ち労働者の最低生活を保証する賃金を支拂えという政治的要求である。従つてわれわれの闘爭は結局この要求を獲得する闘爭であるはずだ。もち論そこから具体的な賃金の額として「一八才軽労働二、四〇〇カロリー、たん白質八五グラム、エンゲル系数六〇%」という理論生計費が出てくる。然しこれはあくまで賃金の額であつて、これが最低賃金制獲得闘爭の全部ではなかつたはずである。この金額をテコとして我が最低賃金制を獲得せんとする時、必ずそれを阻む壁があり、それを縛りつける繩がある。この壁、繩とは何か、即ち資金難、ヤミ生活、低米價、大衆課税であり、低賃金、労働強化、首切り、封建的機構であり、又最近では特に彈壓であり、分裂策動である。従つてこの最低賃金制をはばむものこそ、現在の資本家政府がやつている政策、政治なのである。だとすれば、この政治的な繩、バリケードを突破しなければ目的を貫徹出來ない事を、充分徹底することが必要かくべからざる條件である」と。

この産別会議の賃金政策は、一九四八年一一月の第四回大会にお

いて、綱領「適正價格による生活必需品の完全配給と、これに基く最低賃金制を確立し、半封建的植民地的労働條件を一掃するために闘う」の具体化として決定された最低賃金制に関する要求書において略々完成された観がある。内容につぎのとおりである。

最低賃金に関する要求書

(一)最低賃金法の制定を要求する。

憲法、労働基準法等に労働者の生活に関係ある規定を見るのであるが、現行の規定を以つてしては、労働者の最低生活の維持は不可能であるから最低賃金制法を制定する様要求する。

(二)暫定措置として次の各項を要求する。

(1)労働基準法の即時完全実施。

各地方地区の最低賃金を決定するために中央地方に地方委員会を設ける。

(2)毎月の最低賃金は物價とうき等により、実質的切下げをきたさぬようスライドすること。

(3)全國最低賃金は東京都区部分の最低賃金の七〇%とすること

(4)各地方地区別の最低賃金は全國最低賃金より高額たること。

(5)賃金の最低限。

賃金の基準は標準家族を有する平均労働力の再生産費である

第一案

(イ)賃金の最低限度は如何なる場合にも、成人一人の最低生活費以下であつてはならない。

(ロ)昭和二三年八月に於ける全國最低賃金の額を五、一〇〇円（成人一人）とする。

第二案

(イ)成人賃金は二人世帯の最低生活費をもつて最低限度とする

未成年の賃金は一人世帯の最低生活費をもつて最低限度とする。

(ロ)昭和二三年八月に於ける全國最低賃金の額を次の如くする

成人の賃金の最低限度　八、四〇〇円

未成年の賃金の最低限度　五、一〇〇円

(6)同一労働同一賃金の原則に基き最低賃金の上に正当なる能力給を支給せしめること。

(7)扶養家族の生活費は、本来の賃金基準の獲得と、社会保障によるを本則とするが、その実現に至る過程においては、使用者または使用者団体として家族手当として支給せしめる。

(8)最低賃金を支拂えない企業および公共団体に対しては次の措置をとる。

(イ)経理内容の徹底的民主的調査

(ロ)首切り、工場閉鎖によらざる民主的合理化

(ハ)配当の停止

(ニ)金利支拂いの停止的措置

(ホ)賞與の停止

(ヘ)賃金形態の民主化

(ト)資金、資材のあつせん

(チ)支拂能力を越ゆる部分に対する國家補償

(9)正当の理由がなくて最低賃金を支拂わざる使用主に対しては罰金又は体刑を科すること。

政府に要求書を提出する理由

一、現在は大企業より中小企業に至るまで特殊のものを除いては最低賃金すら支拂われず、最低限度の生活も維持されていない。そのために産業の復興も進捗しがたい実状にある。

二、企業の賃金支拂能力を左右するのは政府である。金融（貸出金利）の統制権、資材の割当の権限、價格の決定権等を政府官

僚が握つている現状においては企業の賃金支拂能力は政府によつて握られている。

三、憲法、第二十五條、第十一條、第七十三條によれば、すべて國民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利がある。この規定を誠実に執行する責任が政府にある。

四、労働基準法第一條によれば、労働條件は労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充すべきものでなければならないと規定し、そのために第二十八條では賃金委員会を設けて最低賃金を決定すべき義務を政府は負いながら実行していない。

五、日本全体としての支拂能力がなき如き言辞を常に政府はなしているが貧富の差異は甚だしい。

六、憲法、労働基準法に認められた最低賃金の保証すら経済的に不能だという現在の支配階級は腐敗堕落し不正行爲が横行している。従つて國家としての支拂能力なしということは納得出来ない。

七、企業の支拂能力についても政府は、使用者の一方的申立のみにより経理内容を調査せず経営の民主化をはからず、資金、資材、價格について考慮を拂わずに判定又は放任している。

八、日本の政治、経済、社会の全般は民主化されていず、一部の支配階級の意のままに運営されている。従つて國家として支拂能力なしという事は納得出来ない。

九、（省略）

産別会議のこの方針は、四八年から部分的にあらわれ、四九年九原則の実施以後は、中小企業の全般をおおい、大企業にも波及してきた賃金の遅拂、不拂、人員整理にたいする闘争の中でも、また、所謂「産業防衛闘争」の中でも、これらの闘争の中心的部分として堅持された。一九四九年一一月の第五回大会においても、その行動綱領の第一において、「働けるだけの確立（生活及労務用の必需物資の適正價格による民主的配給とカケ賣実施、國営住宅の増設、労働者厚生施設の拡充と廃止反対などを條件とする）」が揚げられたのである。

総同盟の賃金政策は、産別会議のいわば革命的賃金政策に比して著しく異つており、現実主義的である。第一に、日本経済を再建し賃金水準をひき上げるためには、まず労働の生産性をあげなければならないとし、まず最低賃金の保証を要求する産別会議の政策は、非現実的空論であると非難する。第二に、したがつて、賃金水準については、産別会議が理論生計費によるのにたいして、それを観念的であると排して、実態生計費をとるや根本的な改革を方針とせず質賃金の低下についても、スライド制時々に物價と賃金を調節することに重点をおく。第四には、能率給職階制、職務給などにたいしては、必ずしも反対でなく、むしろ同一労働同一賃金、高能率高賃金の立場から賛成である。この点でも産別会議のそれと対立している。総じて、産別会議が現在の経済体制に批判的であり、賃金闘争も政治闘争の一環として捉えられるのに比し、総同盟においては、現在の経済体制を容認し、その上で労働の生産性を向上させ、その向上分について労働者生活の改善を計るという点に重点があり、ここに両者の基本的な相異点があつたといえるであろう。今、一九四八年六月の総同盟第三回中央委員会で決定された賃金対策を見れば次のごとくである。

総同盟中央委員会決定の賃金対策

インフレの昂進に伴い生活保障のため年令給、家族手当、物價手当等が設置、或は増額された結果賃金形態は生活給が主となりそのため賃金が労働の質と量によつて支拂われず働き甲斐がなくなつた結果能率の低下を来すに至つ

合を増加する傾向にある。之は本同盟が結成以来同一價値労働同一賃金、高能率高賃金を主張し、労働の生産性を高めて日本再建のため労働階級の役割を果すことを目的として来たのであり、この方針が現状に於て正しいものであることを証明するものである。この方針に基いて次の如く賃金対策を規定する。

一、賃金水準は國民一般生活水準を基準にして、之を維持し得るに十分なること。然し産別会議系組合の主張する二四〇〇カロリー、蛋白八五瓦、エンゲル系数六〇%による理論的生計費に基く最低賃金制は日本の現状を無視したる観念的なる賃金水準であり実現不可能であるから之に反対する。われわれ現段階においては実態生計費に基く水準を要求する。

二、インフレの昂進に伴い実質賃金の低下を防止するため賃金を物價に調整せしめること。

三、労働生産性の向上のため能率給の割合を高める。従つて生活給の割合が低下するに応じ之を合理化し、家族給と年令給とを調整し統一して年令別、性別の均衡を図ること。職階制は適材適所の配置により労働の生産性を高めるものであるが今直ちに純粋な形に於て実施することは今日の作業條件に於ては困難であるから実情に応じ漸次これを取入れること。

能率給の実施に当り生産基準量と超過生産量に対する利益分配を合理的に決定し能率給に伴う労働強化の弊害を招かぬ様注意すること。

四、賃金体系を簡素化して諸手当を整理統合し、その多くを基本給に繰入れること。又労働者の責に帰せない休業の場合の保障を八割以上にすること。

五、退職金は社会保障制度の完備しない現状に於ては、会社の支拂能力に応じ平均賃金を基礎にして、勤務一カ年につき二カ月程度として勤続年数に応じ逓増すること。

産別民主化同盟は、理論生計費による最低賃金の獲得を労働階級が当面する重要課題であると認めるが、その実現には時間を必要とするとし、総同盟と略ゝ同様の政策を打ちだしている。一九四八年六月名古屋で開かれた産別民主化同盟第一回全國大会において決定された賃金対策要綱を示せば、次のごとくである。

民主化同盟の賃金対策（要綱）

1　インフレは一國の貨幣政策の結果であり労働階級にその責任はない。したがつてインフレの結果を労働階級にのみ轉嫁しようとする政策に対しては断乎反対し我々は名目賃金ならびに実質賃金の向上にむかつてあらゆる闘争を展開する。

2　最低賃金の確立は日本労働階級の当面する重要課題であり、この点二四〇〇カロリー、タン白八五瓦、エンゲル系数六〇%のいわゆる理論生計費によるものに反対ではないが、それは「完全雇傭」と同じくこれの実現には相当の時間を必要とすることを知らねばならない。個々の企業或は産業に於ける我々の要求賃金は産業の実情、組合の団結力政治勢力の実態等を加味して具体的に設定さるべく、一律な機械的な二四〇〇カロリーによる献立、競争的な賃金要求は、これをやめる。当面提出すべき要求賃金はしたがつて、いわゆる理論生計費よりも実態生計費の方を重視すべきである。

3　インフレの昂進は現在の政治力による政策の表現であり結果であるから当面この情勢が停止する傾向はみとめられぬ。したがつて、かかる展望下においては賃金のスライドは労働者の本能的要求であり、これが実現にむかつてまい進する。

4　現在一般に採用されている賃金体系はいわゆる生活給が基本となつている。われわれ労働階級の賃金がアメリカ労働者の四〇

分の一にまでも切り下げられ、最低生活を維持するに足りない現状勢下にあつて、賃金体系が生活給に基礎をおいている現状はやむを得ないとしても、その反面かかる賃金体系のために職場の大衆が技術の練磨に対して熱意を放棄したり或は家族持、中年の労働者の職場えの流入が阻止され、或は年配の労働者が一旦失業した暁には殆ど絶対というまでに近く再就職を拒まれている状況にかんがみ、賃金水準の向上のための闘争に併行して漸時労働の質と量とに応じた賃金が支拂われるような体系に合理化し、職務の科学的分析を基礎とする賃金の度合の全体系中において次第に高めてゆくように活動に対する物質的な裏づけとして重要なとりあげるわれわれの活動する。このことは職場の生産増強を積極的に意義をもつ。

5　日給制か月給制かの問題については、職場の実情に応じて実施し、機械的な一律的適用はさける。一律な体系の適用が生産意欲の阻止を招来せず職員工員間の不満を引起さず組合の団結が推進される場合には採用する。然しこれらの反対傾向がみられる場合、とくに個数仕事を主とする如き場合においては日給制の採用も拒否しない。奨励給よりも団体奨励給をなるべく奨励する。

6　定時間外超過労働賃金は最低五割増より一〇割増の獲得に向つて前進する。特殊労働賃金についても、職務の科学的分析の基礎を基として、ほぼ前述の割合を獲得する。職務分析はいはゆる現場手当の決定に対して重要である。

7　退職手当は未だ実現していないところはこれが獲得に向かつて活動し、すでに獲得している所は、これらの拡充につとめる。その詳細については別途に発表するが社会保障制度が確立されても該制度一本とせず二本建とする。

8　結婚資金葬儀資金などの如きものについてはこれらの手当がますます複雑多岐に発展して給與体系を乱し、賃金が労働力に対する対價であるべき原則を逸脱するのみか封建的な恩賃金の様相をこくしている現状にかんがみ、賃金水準の向上と併せて、これらを基本給にもりこむように活動し、やむを得ない場合は厚生資金共済資金を獲得して、そのうちから支拂われるようにする。

9　家族手当制度は、賃金総額をこれにより引下げんとする資本家的政策の表現であり、かつて諸外國の労働組合は一致してこれに反対した。我々も理想としてはかかるものを廃止して最低生活を保証するに足る基本給が少くとも支拂われることを切望するが現在の低位の賃金とインフレ下の現況においてはやむを得ない制度と考える。しかもこれが年令本位の賃金とともに多子家族を有する労働者の職場えの流入を阻止している現況にかんがみ、地域的にまたは全産業的にひいては一國全体にわたつて任意または強制加入の社会的平衡資金制度を設け、家族手当制度より来るへい害の除去につとめて年令にかかわりなく優秀な技能者が職場に積極的に吸收されうるようにするとともに他方賃金水準の向上とともに次第にこれらのものが賃金総額中にしめる割合を少くしてゆく。なおイギリスの社会保障による家族手当の支給制度は研究すべき題目だ。

10　産業によつては製品の公定價格が不公正なため企業の赤字を激減し、その負担があげて労働者の肩に轉嫁されているところがある。このような場合には労資一体となつて当局に圧力をかけ、勤労者の最低生活が維持出来る賃金が支拂われるような適正なる公定價格の設定に向かつて努力する。

11　封建的な現物給與は次第にこれを廃止するが住宅給食等は除く。

この方針は、産別民主化同盟が産別会議から分離し、新産別にな

つても、基本的変化をみることはなかつた。一九四九年七月大阪で開かれた全國産業別労働組合連合結成準備大会においても、同様の賃金政策が確認されたのである。

第二節　賃金闘争の若干の事例

概況　一九四八、九年の賃金をめぐる労使の紛争をみるとき、この両年ではその性格が著しく異つていることが知られる。一九四八年は、四七年の秋の労働攻勢に引き続いて、労働者の最低生活の保障を要求する最低賃金制の要求をめぐつて展開された。戦後三年の経験を経て最低賃金の理論および実際要求は次第に整備され、四七年秋から四八年にかけての賃金闘争の主要目標とされた。その第一の波は、全逓、全財、大蔵三現廳を中心とする官廳労働組合、海員、日通、私鉄総連その他民間企業によつて、四七年秋から準備され、四八年春にかけて闘われた最低賃金要求の闘争に現われた。その要点は、戦後相つぐ賃金引き上げにも拘らず、インフレーションの進展によつて、その成果が無に帰せしめられ、生活の一層の窮迫にさらされてきた労働階級が、物量方式による生活費の算定を基礎とする賃金額と、それを恒久的に保障するスライド制および賃金体系の合理化、更に進んではその制度的保障を要求してきたことであつた。この最低賃金制の理念は、多かれ少なかれすべての労働組合の賃金要求の考え方に影響を與えたといつてよいであろう。そして、その要求が、いかに熾烈に闘われたかは、官廳給與の財源問題で、片山主班内閣が倒れたこと、臨時給與委員会の算出した二、九〇〇円ベースに最後まで反対し続けた國鉄を除く官廳労働組合の爭議がマーカット少将の覚書によつて、漸く終結せしめられたことから窺い知ることができる。しかし、この最低賃金の要求は、漸やく立直りをみせてきた資本の前に、極めて不充分な形でしか実現されなかつた。それは、爭議の中心課題であつた本格賃金、スライド問題などが、多くは解決せられず、物價騰貴による実質的賃金低下にたいする暫定的賃金引き上げによつて、妥結していることによつて示される。逆に、二、九〇〇円ベース決定における給與の原則に示されるごとく、資本主義的合理化の賃金原則が原始的に打ちだされることとなつた。問題はすべて先にのばされたのである。

そこで、直ちに次の闘爭の波がおこされた。即ち、七月物價改訂を行う必要、予算案の國会上程の必要から政府は、官公職員の新給與水準の決定を急ぎ、三、七九一円を決定した。これにたいして、官公廳の各労働組合は、先に共同闘爭から離脱した國鉄をも加えて四八年四月現在の手取額五、二〇〇円を共通要求とし、物價改訂をしない、大衆課税を徹廃するなど六項目の附帯要求をつけて要求した。この際、政府は、団体交渉中一方的に三、七九一円ベースを國会に上程通過させたので、全官公労協の中労委調停申請となり、事態は複雑に且急速に悪化した。そして、遂に、七月二一日マ元帥の芦田首相宛公務員法改正に関する書簡となり、それに基く政令第二〇一号の発令となつた。かくて、官公職員の給與をめぐる問題は、政令をめぐる問題に発展することとなつた。これは、戦後の賃金問題が持つている政治的性格の一端を示すものであつた。この新物價体系をめぐつての労働組合の所謂「夏季攻勢」は、全鉱連、私鉄総連、昭和電工、日鉄総連、日立総連、その他数多くの民間企業によつて闘われた。

この賃金闘爭の波は、直ちに秋から暮にかけての闘爭に引きつがれた。一〇月から一一月にかけては、懸案の問題をめぐつて、また新らたな要求をかかげて、多数の組合が闘爭状態に入り、ストライキその他爭議行爲に突入するに至つた。今、主なるものをあげても

炭労、全石炭、炭礦協、炭礦三労組の九月以降賃金改訂をめぐつての坑内一五、三九一円要求をかかげての共同闘争、電産の七月以降最低賃金一七才三、六〇〇円の要求、全鉱連物価改訂はねかへり三四%増額の要求、海員九、五五〇円の要求、全繊同盟八、七〇〇円の要求、日立総連合の最低賃金制、八月現在手取り一二、四〇〇円（二七才、家族構成二・八人）の要求、全繊八、七〇〇円要求、私鉄総連の六—九月基準賃金一人平均額六、六七三円（家族構成二・四、地域差一〇〇%）をめぐる争議、官公廳労働組合の七、三〇〇円ベース要求、その他日鉄総連、日本鋼管などであり、産別会議の調査によれば、一一月五日現在一カ月に争議状態にあつた延人員五〇〇万人と称せられるほどであつた。折しも、十月中旬、一、賃金引き上げを目的とする産業補助の緊急融資は、なんらかの新しい財源が見出された場合に限り支出しうる。一、賃金引上げにより生じた赤字を補充するための産業に融資することは許すべきでない。一、一般物価水準の引き上げを必要とするような賃金引き上げは許しえない、とする「企業三原則」が賃金引き上げに大きなわくをはめることとなつた。一一月三〇日には、炭礦争議に関する経本、商工、労働の三相共同声明となり、炭礦にたいする融資停止措置となつて具体化した。しかし、労働組合側は、これは労働者の低賃金の統制による賃金安定政策であるとして反対し、一二月になると、益々情勢は悪化し、海員組合は一二月一一日第三次ストに突入、同日電産中央本部常任委員は情勢を検討闘争指令第二〇号を確認、強力に闘争せよと指令し、一二日には、電産労組関東地方本部執行委員会及び戦術委員会が一五日より二一日までの各種停電、電源スト計画を決定指令した。また、全繊同盟は、同じく一二日二一日以降全面的無期限スト指令を発した。また、一四日には、私鉄総連関東地方連合会は、二二、二三日のスト指令をだし、石炭共闘も第三次ストを計画するにいたつた。これらのストライキは、一二月二〇日の総司令部へプラー労働課長のスト中止勧告によつて、回避された。そして、これらの紛争は年内に一應の妥結をみるにいたつたが、このたびも最後的な解決にはいたらず、暫定的な解決をみるにすぎなかつた。

以上のごとく、四八年においては最低賃金の要求を掲げた労働組合の闘争が不断に闘われた。しかし、その解決は常に暫定的に解決されたにすぎないのであつて、若干の賃金の引き上げも常に物價騰貴によつて実質上無に帰せしめられ、不断に賃上げ要求がだされなければならなかつた。しかも、これらの賃金をめぐる争議は屢々危機的情勢をもたらし、総司令部の勧告によつて漸く回避せられた。これらは、前年四六年の二・一スト中止以後労働運動の暫時の沈静がきたのとは、著しく異つている。しかし、この間、政令二〇一号によつて、賃金闘争には漸く限界がおかれることになつた。公務員法の改正によつて、官廳労働者の労働運動は困難視せられてきた。また、暮の企業三原則および経済九原則による経済安定政策の下における賃金闘争であつて、従來のインフレーション下の賃金闘争とはおのずからその性質を異にしていた。経済安定政策の一環としての労働安定政策は、次の点で決定的であつた。第一には、前年の國家公務員法の改正に続いての労働組合法労働関係調整法の改正、公共企業体労働関係法の実施などによる労働組合活動の制限である。第二には既に前年より現われていて、四九年になると官公廳職員の行政整理を中心として、大企業および中小企業をおそつた企業整備による大量の人員整理、就中左派系の組合指導者の馘首であつた。第三には労働組合内部における左右の対立の激化と右派系の進出である。第四には、これらの政策の一環としての企業の支拂能力に應ずる賃金

であつて、実質的には、賃金の据置き、切り下げ（遅拂、不拂を含む）、労働強化の政策であつた。そこで、労働運動は全体としてみると、賃金闘争をはなれて、企業整備、労働法改悪反対闘争の線に沿つて展開された。しかし、この中で賃金闘争が重要な地位を占めなかつたわけではない。賃金不拂遅拂にたいする闘争、また退職金制度確立、増額（これが退職金融資によつて逆用されたとしても）のための闘争、また賃金引き上げの闘争も、実際上、人員整理にたいする反対闘争の一環に外ならなかつた。したがつて、賃金闘争は左翼系労働組合によつて、産業防衛闘争の一環として、また右翼系労働組合の産業再建闘争の一環としてとらえられた。しかし、実際には、賃金闘争は、企業整備闘争、労働法規改悪闘争などの背後において、一應退いて、四八年暮から四九年にかけて増大してきた退職手当制確立、退職金増額、臨時解雇手当制度のための闘争、同じく四八年末から増大した賃金遅拂不拂にたいする闘争、資本家的賃金安定に対する闘争が、ばらばらに、しかし最後のものが基本線として貫いてきた。

四九年一月二七、二八日の両日に亘り、総司令部経済科学局の提唱により、日本経済の安定問題につき生産をいかに増強するかを中心テーマとして討論し、労資双方の理解と問題解決を促進するために、労使代表からなる労使協議会がもたれ、この賃金分科会の結論は、四九年度の賃金安定をめぐる闘争の問題点を示唆するものであつた（第三部第二篇第八章賃金政策参照）。

今、主要争議をとつてみるとつぎのとおりである。炭労では、四—六月の新賃金協定をめぐつて約四カ月にわたる闘争を展開した。全鉱連では、年初昨年末賃金協定の不履行について紛争があり、続いて炭労と時を同じくして、新賃金要求、坑内一四、〇〇〇円、坑外八、四〇〇円を要求、約二カ月にわたる闘争を行つた。更に、八月には再び新賃金ベース坑外八、八〇〇円、坑内一四、九〇〇円を要求、一二月にはストを行つた。全蚕系は、四八年末平均賃金四、五七五円一六才を最低年令手取三、一〇五円を要求、二月現行賃金二、九五七円の五〇%引き上げの政府勧告案をのんで解決、四月には、新賃金実施を要求してストに入つた。電産では、四八年以來の本格賃金に関する闘争は、再度ヘプラー課長の勧告をうけて、漸く三月二六日一應の妥結をみるに至つた。しかし続いて、退職金をめぐる闘争、四月—九月賃金ベース改訂の闘争がおこり、前者は九月解決、後者は一一月一時補給金の支給によつて、妥結をみた。しかし、賃金問題の安定的解決はなされないのであつて、直ちに一〇月以降賃金の要求がだされ、それは五〇年にいたつて解決をみたが、この解決は電産体系の変更をさえみるにいたつたのである。海員組合でも一二月新給與水準九、五〇〇円の団交が決裂、時間外勤務拒否にいで三月末日にいたつて漸く妥結している。更に、それに六月の闘争が続くのである。このように、九原則のもとで低迷せる賃金問題は、夏に集中的にあらわれた企業整備によつて、大量の人員整理と左派組合幹部の馘首が行われ、民同系の主導権が確立した後、國鉄の成田中央委の九、七〇〇円給與ベース、越年資金一カ月の要求、專賣労組の一四、〇〇〇円ベースと越年資金要求、全逓從の熱海大会における八、七〇〇円ベース、越年手当一カ月支給その他、公共企業体、官公職員の要求が出揃い、民間でも、炭労、船員などの要求がだされ、民同系の主導のもとに（左派もこれに同調した）年末闘争が展開されたが、殆んど成果はあげられず、問題は五〇年に持ちこされた。

以上のごとく、賃金闘争は一應企業整備闘争の背後に退いたとはいえ、不断に闘われた。賃金安定政策にも拘らず、賃金の水準についても、形態についても、安定をみることはできなかつた。そのこ

とは、賃金闘争の解決が、従前の年とは異なつた意味においてではあるが、常に本格賃金の決定をみるにいたらず、短期の暫定措置と生活補給金の形によつて行われていることに示される。九原則実施の犠牲が労働階級にしわよせされたことが明らかになるにつれてこの不安定は一層激化し、四九年の暮には、従來比較的穏健であつた民同系総同盟系の諸組合の主導のもとに賃上げ闘争が展開されることになつた。かくて、賃金をめぐつての闘争は、五〇年になつてまた新らたな相貌を以て激化されてくるのである。」

電産のスライド制確立闘争

賃金制と全國一斉停電スト指令を以てわが國労働爭議史上劃期的位置を占める第一次電産爭議は平均六五〇〇円（一九四七年一二月）を以て少くとも賃金面に於ては小康を得た狀態であつた。そして四八年の第二次電産爭議はその発端を正にこの解決にもつていた。すなわち「スライド制の問題」をめぐる前年一二月一九日の調停案は本年一月一〇日をその回答期限とした。同案は五三五八円、手取四一七九円を内容とするものであつた。会社側は之に対して一月一三日、暫定措置打切と基準内賃金一〇〇%追加支給を通告し、続いて一月末調停案に対する回答では「スライド実施に電氣料金改訂の條件を附した。組合では会社案によれば一月暫定給與が手取平均三三〇〇円（能力給八〇円を含む）に急落する事態に対処して「傘下各地闘は地方本部のスト準備指令を再確認せよ」との指令を発し、事務スト突入支部を見るに到つた。つて双方歩み寄り、一月分暫定給與を次の如く平均五一三二円、手取四〇六六円

基準労働賃金	一八三〇〕	手取	一七三九
スライド暫定措置	六七七〕		一〇四四
税金			八〇
能力給増額分			五一三二
総計			四〇六六

を以て妥結、「停電ストを含めた一切の爭議行為」は回避されるかに見えた。所が組合の「スト行爲中止」を「追加融資」の條件とする商相の強硬意見とこれに対する組合側の拒否によつて斡旋は水泡に帰するに到つた。かくして本斡旋が電氣料金改訂、赤字融資、物價賃金水準等問題の性質上政治的解決に負う所多く、之が政治情勢と相俟つてその解決を徒に遷延せしめられたのは見逃せない。この間に電産傘下地方事務ストは全官公の地域ストとともに事態の急迫を感ぜしめた。

三月四日、電産調停委員会は第二次斡旋開始今回は先の調停案との関連に重点をおいて進められた。組合は二月上旬中央交渉を打切り、地域闘爭の強化とともに交渉をも現地経営者側との間に移したが、三月八日再轉、中労委の斡旋を求めた。

同一三日、一、四月乃至六月の平均基準賃金二、一、二月の臨時給與が平均手取四〇六五円三、三月の平均基準賃金と同額とする申入書は屢々決裂の危機を調停案の通りとしンに於て妥結し、同二五日調印を終えて、電産五日から二五日までの間に於て最も適当な時期力な戰術をとれ」による事態は漸く回避された

ここに電産は三ヵ月毎の賃金スライドを一れたけれども、七月以降の適用をかちとつて最歩進むことができ、時の労働運動に少からぬ影る。

尚調停案による基準内賃金五三五八円（手取四一六九円）は其後

の官公廳給與平均二九二〇円に比して著しく高いとの感を與えたが調停委も指摘することく、例へばこの基準内賃金を以てしても一月に於て家計の八八%を占むるにすぎない事情を想起すべきである。

参照

一、電産賃金スライド方式の原則

1、賃金「スライド」は昭和二一年一二月二二日電氣事業首脳者団と電産との間の協定書第二の一、の(2)のイ、に基き生活費の変動に応じて実施する。

協定書

第二、生活保障最低賃金制

一、労働條件、賃金原則並にその他の基本條件

(2) 賃金原則

イ、賃金は生活費の変動に応じて「スライド」せしめる。

2、賃金「スライド」は協定賃金の実質價値を同一に維持する爲物價の変動に応じて名目賃金を変動せしめる。

二、実施の基本條件

1、労働賃金の総てをスライドの対象とする。

2、スライド係数は理論生計費指数を用いる。

3、毎月基準労働賃金にスライド係数を乘じたる賃金の部分を調整給として加算支給する。

4、調整給の一定部分を全國一率に基本賃金に繰入れる。その第一回はスライド実施最初の月に先づ繰入れ自後六ケ月毎に之を行う。

5、スライド係数は一〇%刻みを單位とし、一〇%以内は四捨五入とする。

6、スライド実施時は二三年四月一日からとする。

7、適用すべきスライド係数は凡て組合の承認を受けるものとする。

東芝の最低賃金制闘争　一九四六年秋、五〇日間の罷業と中労委第一回斡旋に注目されてきた東芝は翌四七年七月妥結した「增産報償制」を加味した賃金制度がインフレ下に行詰りを見せるに及んで同年一二月新賃金要求を掲げて各工場單位の「三四時間スト」を展開、生産減退著しきものがあつた。四八年に入るに及んで組合は従來の三連合会共闘組織を東芝労連に結集し、傘下四五組合、組合員三三、四五六（四月現在）を算した。今回の第二次争議は一九四七年八月一日に始まり、要求三項目中「最低賃金制の実施」の暫定措置としての新賃金案は一二月二〇日提出された。以來今次争議の中心問題として、これを廻つて会社側が本年四月二一日最後回答を行うまで経協団交を重ねること十数回に及んだ。双方対立の焦点は組合側の給與体系そのものの改訂に対して、会社側の生産減退、融資困難を理由とする現行給與形態の固執の上に立つ給與增額案であつた。同五月GHQベッカー氏の勧告もあつて、中労委の斡旋に應ずることとなつた。（因に 組合に於ては一九四六年秋の第一次争議に於ける中労委斡旋の苦い経験がこの受諾を極めて愼重ならしめた）

争議斡旋は五月より九月に到る三カ月に及び、経済状態の変動も伴つて困難を極め、漸く四―六月生活補給金、七―九月暫定給與を決定したに止まり、新給與体系については解決を将來に引延した。尚連合会の改正案の骨子は次の如くである。

一、基本方針

(イ) 能力に応じた給與であること、従つて差当り全給與を本給「リンク」に改めること。勿論現本給自身必ずしも能力に応じたる給與ではないから、これを職務給的なるものに漸次変更してゆくことを條件とする。

(ロ) 標準的従業員（年令本給家族構成等）に対し最低生活以上

であること。

二、形態に対する改正方針

(イ) 固定部分と刺激部分とを明確に区別し且つ簡素化する。

固定部分と刺激部分の比率を略々八対二とする。

(ロ) 刺激部分（生産割増金）の形式は左の通りとする。

月生産額－生産基準 × 出勤率

生産基準

(ハ) 地域差は全給與に対し合理的なる率とする。

(ニ) 雑手当は最低生活保証給施行までは暫定的に増額する。

但し家族手当は可及的減少をはかる。

(ホ) 本給の地域差は撤廃する。

三、全額に対する改正方針

家族持、特に家族構成の多い者の給與の改善に重点を置く。

但し雑手当の形態でなく本給「リンク」にて上昇せしめる。

私鉄総連のスライド制闘争　一九四七年四月一六日、私鉄総連と私鉄代表使用者団との間に、中労委調停による「最低賃金制に関する仮協定」が成立したが、その後のインフレによる物價の急騰は、総連をして「賃金は物價の変動に應じてスライドすること」の條文に則つた機械的スライド方式の要求を緊急の課題としてとりあげしむるに到つた。

同年八月第二回全國大会、続いて同年一一月第四回中央委員会の決議に基いて、各社は一斉に本問題に関する要求書を提出したが、各社とも経理的理由を以てその実施不能と統一的中央交渉を主張した。ここに於て交渉は二本立となり、本格的ベース改訂迄の暫定給與に関する交渉が各社に於て進められるとともに、スライド実施に関しては私鉄総連と私鉄経営者連盟（一一月二八日設立）との間に二三年一月一三日より三回に亙つて協議されたが遂に決裂に終つた。

そこで私鉄各組合は賃金スライド問題について各地労委に調停を申請するに到つたが、ここでも亦問題の特質及び重要性は地方的解決、裁定を困難ならしめ時日の遷延とともに事態は急迫の崩しを見せ初めた。

よつて中労委は三月九日労調法に基く職権調停を発動して地労委より移管し、経営者連盟が使用者側の当事者となつた。

調停委員会は三月一三日より前後一〇回に亙つて開催され、四月一七日、「スライド要求」、「赤字補給金」、「寒冷地手当」に関する調停案を提示した。右のうち「スライド」に関しては、「組合の立場として一應当然と考えられるが料金が公定制度におかれ、又会社の経理狀態が極端な赤字にある現在においては、機械的にこれを適用することは困難である」として、組合案は一應否認されたが暫定措置として、「四月乃至六月の給與はC・P・Sを基礎として、官公吏の臨時給與委員会で採用された方式に従い、乙地三、九二三円（税込）――これによると私鉄の全日平均五、四〇三・六八円（税込）――となる。七月以降も之に準ずるが、地域差の修正を考慮する」旨提案された。組合は之に対し全面的解決を見る迄、罷業権の存続を前提として受諾した。

因にスライドに関する組合案は所謂る「ラスパレイス」方式によるもので、電産方式に比して特色を示すものである。

(イ)スライドの実施時期

昭和二二年六月

(ロ)スライド率の算出方法

決定されたウェイト表を使用して昨年三月の物價を一〇〇とし て求める月の品目別の物價指数を各該当品目のウェイトに乗じて求めた生計費指数の合計から一〇〇を引去る。

(ハ)スライドの対象賃金　賃金全額
(ニ)地域差
昨年三月東京に於ける物価を一〇〇として各地物価水準を地域差とする如く改訂する。

かくして社会の耳目を集めた新スライド方式をめぐる私鉄要求は一應中労委調停の線で拒否され、且つ調停案自体の内容についても幾多の問題を残し、二三年後半期の係争点となつていくのであるが以下には「スライド制」に代るものとして提案された「暫定給與」をめぐる各社の争議を概観してみよう。

東京急行　前述した所に従つて、東急は二三年一月一四日「スライド制要求」の調停を都労委に申請、三月九日中労委に移管となつたが、「暫定給與」に関しても交渉決裂のため、四月一一日よりストに入ることを通告、既に八日午前零時より事務ストに入つた。

四月九日双方都労委の斡旋を應諾したが、組合側の主張は昨年六月より本年三月の給與を比較して東急が著しく低いので、暫定給として一人平均三、五〇〇円（月收の一四五%）支給にあつた。会社側は一人平均一、〇〇〇円（八五・四%）と新株式二、五〇〇円支給を主張し、一一五%迄譲歩したが組合拒否して一一月ストに突入した。かくして一一、一二日の波状ストに続いて、一三日ゼネストの危機に遭遇して、一二日、再斡旋が初められ、一、基準賃金の一一五%支給、二、再編成記念金（新会社株式）一人一、五〇〇円を以て妥結、一三日午前六時スト中止指令が発せられた。

東武鉄道　一方、東武鉄道では一月八日「スライド実施」に関し都労委に申請したが、暫定措置に関して、一月以降毎月基準賃金の一〇〇%の生活補給金支給を要求したが、交渉行詰り、四月一七日、スト準備指令とともに支部には大量欠勤が初まり、同一八日交渉決裂とともにスト宣言を発し、翌一九日本社は事務ストに入つた。次で二〇日の組合大会に於ける決議によつてスト突入することとなつた。

同二二日労資双方斡旋依頼によつて都労委の斡旋が開始されたが問題の係争点は組合要求に対し、会社側は昨年六月より本年三月の平均賃金（三、七一四円）を他社と比較して（東急三、四五九円、西武三、三三三円）著しく高いことを理由として対外的考慮から拒否したのに対し、組合はかかる名目上の賃金比較の不当をつき、実質的労働強化を説いて、暫定給として五〇%相当の一一二五円確保を主張した。結局調停案の如く四月以降六割を確保することによつて略組合の主張を貫徹することができた。四月二三日解決を見るに到つた。

電産争議のその後　電産は、五月二七日より三カ日間の上諏訪第二回全國大会における現行平均基準賃金五、三五八円の否定、最低生活保証賃金制の確立の目標決定及びその目的実現の手段として(一)この全國大会の成果をスト権を行使しても闘う。(二)ストライキの時期、方法については新執行部に一任。を可決した事にその発端を求め得る。即ち、これまで三月協定に基き従來の構成のままフクラマシの形で五、三五八円が支給されていたのであるが、七月以降の賃金改訂を控えてその活動方針も頗る実戦闘争的であつたのは蓋し当然であろう。

新執行部は六月早くも賃金に関する団体交渉を開始し「大会決定の実践最低賃金額確立、並びに物價引上げ反対を中心に情勢可能なところからスト戦術に入るべきである」の戦術第一号を発し、六月一八日には電源ストを声明、既に六月上旬日発猪苗代分会の電源ストが労調法第三七條違反として司法問題を惹起し険悪なる様子を示した。

かかる実力行使を裏付けとしながら組合は七月以降の賃金改訂要

求を提出、拒否されるや八月二日に七月に於ける最低賃金一七才三、六〇〇円の一カ月スライドを要求した。然しこれも前者同様に会社経理能力を理由に拒否される事になり、更に八月に入つて会社側が争議中の給料不拂を通告した爲に対立は激化されたのであるが、六月下旬以來スト行爲に入りつつあつた各支部、分会は折も折七月下旬の「マ書簡」の強い刺戟をうけて益々硬化し、八月下旬には各地に於いて続々電源スト、停電ストに突入しその効果、反響は著るしくなつてきたのである。「マ書簡」に伴う公共事業一般の罷業権の制限が流布されるに及んで闘争は一段と激化を辿つた。

然し組合の実力行使に対し八月一六日総司令部ローマ氏よりスト二週間停止の勧告、更に二三日にはヘプラー労働課長からのスト中止通告を受けるに至り組合は一應停電スト中止を指令したが、この際ヘプラー氏から会社側に要望した七月分に遡及して五%スライド実施以上に交渉は進まず九月五日組合は闘争指令第一四号「事務スト」を最低とし停電ストを含む強力なる闘争を展開する」を発した。

この間に政府は電産争議の影響の重大性を考慮して速かなる解決を望み九月二日に加藤労相は、組合側に政府申請の中労委調停に應ずる事を勧告し、又一三日には同様の趣旨のヘプラー課長の勧告をうけたのであるが、組合側は一強制調停は労調法第三七條の適用によつて三月協定以後存続してきた組合の争議権を剥奪するものである」と強硬に反対し、政府の責任者と直接交渉を強く主張してヘプラー勧告の際も闘争派が主導権を占めて一今後とも電源ストの継続」を確認するのみであつた。この組合側の強制調停拒否により加藤労相の組合の同意を得た上での強制調停の意図は挫折し、九月一七日に賃金スライド問題に関して中労委への強制調停手続がとられる事になつた。

かくしてもたれた調停委員会は二カ月に亘り前後一一回開催、一一月八日に労働側者委員の不賛成のままに趣旨次の如き賃金に関する調停案を提示した。

(一)七―九月基準賃金は七、〇九九円三五銭（税込）

(二)一〇―一二月基準賃金は七、六〇五円一五銭

この間に於いて調停委員会にあつては今次争議が三月協定不履行に基くものであつてその責任は政府と会社にある事を確認し、その中にあつて政府のとる弾圧政策の不当を衝く中労委の対政府声明、これに対する鈴木法務総裁の争議権否認声明の應酬の一齣があつた。

この調停案に示された賃金ベースは、電氣事業料金が丸公で押えられ且つ赤字経営の企業能力で賄う事ができず、最終的には電氣料金の改訂が政府補助金に頼らざるを得なく、政府としては賃金三原則の方針から調停案受諾に難色を示した。が政府は調停を依頼した関係より調停案の尊重と云う苦境に立ちその実現化の爲に可能な限り補給金支出を認めて賃金三原則の枠を外さんとし、調停案実現の可能性を見出したが、同時的に炭鉱争議が賃上げ要求で立ちこの爲賃金三原則は鉄則として強力に維持されねばならない事となつた。

この情勢にあつて組合側は一七日、調停案が実現性なき一片の作文に過ぎぬ事を指摘してその受諾を拒否し、電源スト、停電スト、暴露スト等を敢行し各地域闘争をもり上げて一大集約闘争を展開した。そして一一月末の琴平全國大会に総力を結集して既定方針を再確認し、その後も全國各地で可能な限りのストライキが敢行され、折からの石炭、海員、金属、繊維、私鉄等々の各労組のストと共に労働攻勢は最高潮に達したのである。

が、かかる労働攻勢の只中に賃金三原則に続く経済九原則の発表を見、更に一二月二〇日ヘプラー課長の強いスト中止勧告を受けてここに戦術轉換が余儀なくされ、団体交渉にその解決を努力する事

となり、かくして半才に亘る争議も一二月二三日に越年措置として臨時仮拂金に関する次の会社案を受諾するに至つて漸く終つたが、問題は一向に解決されなかつた事は勿論である。

一、臨時仮拂第一号

無号地本人一、〇〇〇円、第一扶養家族五〇〇円、その他の扶養家族一人当り三〇〇円、独身者一、二〇〇円、三号地はその一割増、二号地は二割増、一号地は三割増

二、臨時仮拂第二号

無号地	基準賃金の二五%
三号地 〃	三〇%
二号地 〃	三五%
一号地 〃	四〇%

三、一月分給料五〇%繰上支給（一二月二九日支給）

四、ヘプラー氏案の五%はいままで通り支拂う。

翌四九年に入り組合は先の平均基準賃金六、八〇〇円を、組合要求賃金及び中労委調停案より遙かに下廻るものであるとして一六、八〇〇円案は承認し難い、従つて取敢えず暫定措置として二月分給與を一月一五日までに先拂い」する事を要求、一月一三日より団体交渉に入つた。

この交渉に於いて、労資双方関係官廳への激しい折衝により、組合幹部は経済安定政策＝九原則の揺ぎなき障壁を察知し一月二七日賃金問題に関しては一調停案実施を月標として最低賃金制確立の闘争」に方針変更を余儀なくされ、更に四九年に入つて五、三五八円の基準賃金しか支拂われず窮迫化した下部組合員の叫びに最早問題解決の遷延をこれ以上許されなくなつた事、及び二月下旬ヘプラー課長の速時解決要請等により組合から中労委へ斡旋を申請する事となつた。

この斡旋は第三次にまで及び三月二六日に至つて漸く妥結、ここに二三年七月以来の電産賃金問題は大綱次の賃金協定を以て一應解決した。

㈠昭和二三年七月乃至一二月の平均基準賃金月額は六、八〇〇円とする。

但し昭和二三年一二月支給の臨時仮拂金第一号の清算については別途のものとして考慮する。

㈡昭和二四年一月以降の平均基準賃金月額は七、一〇〇円とする又「退職金」問題は附帯事項として別途考慮する事となつた。

海員組合の最底賃金制闘争　全日本海員組合は四六年九月に終戦後初の全國的規模に於けるストライキを敢行し、船舶激減による人員整理に端を発する馘首反対闘争に成功を収めて以来久しく沈默を守つていたが、四七年夏以来の全官公を主軸とした陸上の活潑な運動に呼應する如く、一〇月に至り「船員生活費を基準とする最低賃金制の確立」外八項目の要求を以て闘争を開始し、船員中労委の努力も空しく一月二八日を期して全船出航停止が指令され、危く実力行使に至ろうとしたが二七日に至つて漸く妥結した。

今次争議の発端は組合が七月一三日に次の要求書を運営会に提出した事に始まる。

一、六月一日を基準とする乗船中の手取賃金水準を八、一三八円とする。

二、予備船員給の水準は右に準じて決定すること。

三、物價改訂により生活費が大幅に変動する場合はスライドするものとする。

（註）当時の船員賃金水準は、乗船中平均税込み五、八七三円（補給金を含む）である。

この組合の要求に対し船舶運営会は対策をなし得ぬままに組合は

八月二日に船員中労委に調停を申請し、調停は受理されて八月一七日第一回調停委員会以来十二回に及ぶ委員会を開催、九月六日に次の如き要旨の調停案が示された。

㈠本年六月以降当分の間船員賃金を次によつて支給すること。

(1)現行船員賃金（補給金を含む）の平均三割増しとすること。

(2)右の枠内において右の賃金の不均衡を極力是正し乗船と予備との賃金比率についても従来の比率に少しもとらわれず合理的妥当な賃金配分に努めること。

㈡現行賃金制度は頗る複雑化しているから、この際制度の簡單化と合理化を出きるだけ行つて今後の賃金問題処理に便ならしめるよう図ること。

㈢以上の趣旨にそつて実施に必要な細目協定を両当事者間で速に行うこと。

㈣船舶運営会は本調停に示す賃金を速に実施する爲に、收入の増加をはかり支出の節減に努め組合はこれに対し協力すること。

㈤船舶運営会は取り敢えずこの措置として左に従い内拂金を船員に対し直ちに支拂うこと。

(1)乗船中の船員には八月一七日附で運営会より調停委員会に提出した「船員給與水準」第一項に示されている平均賃金六、三六六円と現行賃金との差額。

(2)予備員には右にならつて算出した金額。

㈥賃金のスライドについては尚相当の研究の余地があり今俄かにそれを定め難い。

㈠、㈢に示された如く調停案の主旨は現行賃金の三割増し、乗船と予備との合理化及び現行賃金制度の簡素化等にあつた。

この調停案をうけた組合は不満の空氣が強かつたがこれを拒否することを避けて、一〇月初旬に開催される中央委員会、地方闘争委員会を開催して調停案の諸否を再審議して「算出基礎に対して納得しかねるが団体交渉によりこれを解決したい。危機突破のため現行賃金の三割をとり敢えず措置として六月分から支給せよ」と調停委員会に回答した。この回答は調停案の諸否いずれとも判定しかねるものであつたが、組合は「新賃金については組合要求を獲得すべく実力行使の裏付けを以て団体交渉を強力に行う」旨を決議し、問題の処理を中央闘争委員会に移して闘争態勢を中央、地方を通じて確立したので、かかる組合側の動きにより船員中労委は組合の回答を拒否したものと見看し結局調停不成立を確認して、問題は船員中労委総会に移され斡旋に乗り出すことになつた。

末弘、福原両委員がこの斡旋を担当し一〇月二三日に斡旋案として

㈠運営会は六月分以降調停案（主文㈠の(1)）＝現行制度の三割増の支拂をするよう早急措置して速かに十月分迄の支拂を完了すること。

㈡調停案がC・P・Iの数字を基礎としているがその後において基礎数字と実際の数字との間に著るしい開きがあるものと考えられるので、新賃金水準を定めるため引き続き団体交渉を再開することを勧告する。

を提示した。これに対し組合側は一一月四日にこの案を呑む事を回答し又運営会も一〇日その受諾を表明した。

かくして斡旋案は両者に受諾されたが、組合側にとり本斡旋案受諾の最大條件は六月以降一〇月分迄の現行三割増の即時支給であり、この速かなる実施を強く要望したが運営会の折角の努力にも不拘政

府予算未決定の故にその即時支給を実行し得なかつた。而もこれよりさきに組合側は九月以降の新賃金設定に関し基準賃金乗船中手取九、五五〇円を要求し一一月一二日に運営会に申入をなしていたのである。

然も運営会側の現行賃金三割増の即時支拂についての予算措置に関する政府交渉は折からの賃金三原則の拘束を受け一向に進展をみせなかつた為に、組合は一一月二〇日迄の期限付要求を提出し運営会の態度次第では実力行使の闘争方針を決定その回答を求めたのであるが、これに対し運営会は二〇日の期限付き支拂の不履行を回答した。ここに組合は著るしく態度を硬化し一一月二三日の中央闘争委員会は一一月二九日午前〇時を期して停船スト決行を決定し、陰山委員長は二四日に運輸大臣、翌二五日に運営会に新に退職金問題を加えた次の申入れを行つた。

一、六月以降十月迄の現行賃金三割増しを即時支給。

二、本年二月運営会との団体協約により決定せる退職金規定の承認。

右に対し満足なる回答なき時は一一時二九日午前〇時を期し、四八時間一斉ストライキに入る。

かくして運営会及び政府の無為のままに二九日を迎えて四八時間ストは決行せられた。注目すべきはこの二九日陰山中闘委員長が総司令部からスト中止の勧告をうけた一件があつた事である。運営会はかかる間も態度不変で組合側は更に一二月四日から八日迄第二次ストを敢行、その效果は次第に強大なものとなつた。

ここに政府も漸く海員争議対策小委員会を造りその妥協を図つたが組合の承認をうるに至らず、組合は更に第三次ストを一二月一一日から七二時間決行する事を決定した。

かかる数次に亙る相次ぐストの中に末弘会長は職権斡旋を行うべく一〇日第二次斡旋案を両者に提示したが、問題は運営会の新賃支給が可能なる為には政府の予算措置以外に道がなく、結局同案も実質的には單に政府の予算措置を強く要望するに止まり明日の第三次ストを控えて何らの積極的新対策がなかつた為に立消えてしまつた。

事態はかかるままに一一日より第三次四八時間ストの決行となり更に四八時間、そして議会の予算審議に対應して再び延長されて結局この第三次ストは一九日迄実に九晝夜に亙つて敢行されたのである。

かくして両者の深刻且險悪な対立のままに解決えの何らの曙光も見出せずに事態は推移したが、一八日に至り総司令部より占領政策妨害のおそれある事を警告され更に一九日に至り「経済安定に関する九原則」が発表されて翌二〇日には総司令部へプラー労働課長のスト中止の勧告を受け、ここに客観狀勢の著るしい変化により大轉換を余儀なくせられるに至つた。そして二〇日に次の如き覚書の組合、運営会間の取交しにより当面の争議行為は解除されたのである。

(一)船舶運営会は、船員中央労働委員会より一〇月二三日提示された斡旋案に基づく、現行船員賃金平均三割相当額の自六月至一二月分を追加予算成立次第直ちに支拂う。

(二)新賃金に関しては、両当事者間において同時交渉を再開し、速かなる実現に努める。

(三)退職金制度に関しては、船舶運営会は労務委員会決議事項第一七條の実現に努める。

ここに於いて七月以來半才の長期に亙り紛糾に紛糾を極めた海員争議も「経済九原則」の強い要望により事態は急轉直下して解決は一應見たものの当初からの懸案たる「基準賃金」及「退職金制度」

については全然問題が残されてしまつたのである。

新潟鉄工所の紛争　一九四八年一〇月から翌年の八月にわたる紛争は、身分差別撤廃問題と給與形態の関連をめぐる紛争として興味深いものであつた。組合側では、一九四七年当初より調査を開始し同年八月末に一應の結論を得たので、この点にそつて、従來、社員工員間に存在していた種々の差別待遇の廃止に努力し、退職金規定の統一、賃金総額の平等化等を序々に実現してきた。

一九四八年一月以來最後の段階である組合側の要求、「社、工員の差別的待遇を徹廃すること、その実施の基本として、(イ)給與形態を統一して全従業員を月給とすること（従來は、社員月給、工員時給であつた）、(ロ)社、工員の名称を廃して統一した名称を用いること」が、交渉の中心問題となつた。同年二月中労委に調停を申請し、同年八月調停案に基いて協定を結んだ。

会社側および調停委員会少数意見（経営者側）の主張はつぎのごとくであつた。

(一)　現行制度は、会社の過去の必要から生じたものであつて、特に社員、工員制度が封建的身分的差別待遇であるとは称しがたい。

(二)　給與を労働者の努力と直接関連を持たせることが能率向上のための必要條件である。殊に、機械工業のごとく、個人の働らきが生産に直結している場合には、労働者の仕事に直接関連のない月給制は却つて労働正義感に不満を與え、能率の低下をきたす。

(三)　労働能率は労働者の自発性に基く場合に最もよく発揮されるのであつて、監督者による監視指令の如き精神指導的なものは決して労働能率を十全に発揮し得るものではない。殊に、大工場の場合はしかりである。従つて、現場においては、精神的なものよりも、労働時間若しくは生産量の増加に応じて賃金を増加するという現実的刺激によつて自発的な労働意欲の昂揚を計る給與形態が望ましい。この意味で、月給制より時給制が現場作業者にとつては適当である。

(四)　工員に月給制を実施する事は、能率の測定上職制又は管理上共に不便をきたす。現場作業における能率の測定は、単位が短かい程正確でありこの点から時間単位が勝れている。従つて能率給制については、月給制によるべきではなく、時間給をとるべきである。会社が考えている月、時給の区別は夫々職能に応じた職能給制度であるが、連合会はこれを身分的給與制度であると称している。この組合側の考え方によつて、若し月給制をとるならば経営上必要な職能区分は全然滅却され、経営管理上或は職制上所謂「把え所のない現象」をきたす。組合側は、この点について、職制によつて抑制し得ると言うが極めて困難である。

(五)　月給制主張の一つの理由は安定性ある賃金の確保によつて生活保障を求めることであるが、当所では公傷病欠勤の場合には総收入の一〇〇%、私傷病欠勤の場合は総收入の八〇%支給により生活保障の措置をとつている。

(六)　以上のごとく基本給は職能に応じた形態をとるべきで、即ち「作業上の測定が主として時間に比例する現場作業の技能的職能」に対しては時給制を、「作業の性質が日時を以て計測し得ず長期計測を必要とする企画、設計その他の管理的職能」に対しては月給制を採ることが給與の正しい在り方である。従つて、職能の区別を無視した給與制度を採るときは、労働の質と量とに対す

る適確な計測を欠き労働に対する給與に就いて不公正とこれに伴う不満により却て能率低下、秩序混乱を来す虞れが多分にある。これにたいして、組合側の主張の要点はつぎのごとくであつた。

(一) 全く同種の職務に従事している者が一方は社員（本社採用）であり、他方は工員（所長採用）である爲に両者間に差別感が持たれている。これに就いては社会的な観念上の差別感を除去するために、單に呼称を統一するだけでなく、之に附随する一切の労働條件についての差別を撤廃しなければならない。

(二) 現実に次のような不合理がある。現在工員であるために、優秀者も例外を除き事実上部課長等の責任ある地位には着けず、相当に実力を有する職長組長（共に工員）も、地位上、本社採用にかかる一般社員の下位にある。大規模な事業場では、便宜上、課長（社員）と職長（工員）との中間に係長的なものが設置されているが、この任命にあたつて、現場指導者として実力及び人格共に具備している者であつても工員である爲に係長の地位には着けず、必ず社員から選ばれた者がなる。そこで、係長の下の工員の優秀者が事実上係長の職務を遂行している実情であつて、この間の指揮命令系統は事実上極めて混乱している。之は結局出身学校を基盤とする社員、工員の籍の区別が原因している。

(三) 会社は経営の代理権を社員に與えていると説明するが、それは職制の線で指揮命令をなすべきで、課員（社員）が課長のなすべき職権を行う如き現行の制度は責任の所在を明らかにする所以でない。

(四) 会社側では社員工員の区別が職務の内容に従つてなされているのであつて、身分上の上下ではないと説明しているが、如何に説明しようとも、工員が社員になるとき軍隊の所謂「特進」の概念が現在も拂拭されていない。

(五) 今後は学歴あるものも現在の工員層に入社することが予想されるが、この場合には、学歴者に関する限り、社、工員の差別をつけるべき根拠は失われる。

(六) 現在、完全稼働の場合給與に関しては、社工員間に総額上の差別は一応是正された。しかし、現在の如く最低生活を割るごとき低賃金のもとで、社員は一応一カ月の本給を保障されているが、工員は稼動時間によつて本給月額を出す所謂時給制である。これは工員の給與、したがつて生活上に不安定感を與える。そればかりでなく、この制度の差別は社工員間の実質上の差別待遇であることは、正月等休暇の多い月をとつてみれば明らかである。

(七) 能率手当は形式上一応社工同一方式で支給されるが、その算定の基礎が社員では月給であるが、工員では時間給と稼動時間数から割り出した本給月額であるから、これも本給の場合と同様不安定であり、且差別待遇である。

(八) 社工員間には昇給上にも差別待遇があり此のため三〇才以降の者の昇給カーヴを比較すると、工員のそれは漸減し、社工間の給與の開きが大きくなつている。

(九) 会社側は、月給別にした場合、出勤率が低下し、生産能率が下がることを憂慮しているが、過去の実績からみても生活が安定すれば能率も出勤率も上昇するであろう。月給制を実施した他社の例をみてもこの危惧が杞憂にすぎないことを示している。出勤率低下防止に就いては、時、月給の問題とは別に組合側が当然に努力すべきことであつて、若し月給制の実施によつて出勤率が低下する如き事実が生起したら、組合としては月給制を返上してもよい。

以上のごとく、両者の間には、種々の原則上の論争も行われたがその現実的論争点は、(イ)現行の職制を会社側は、職能に基ずくもの

であるというのにたいし、組合側では事実において身分的差別が存在し、管理上も不合理な点があると主張したこと、(ロ)生産能率に関しては、会社側は能率刺激的給與によらなければ低下すると主張したのにたいして、組合側は現狀においては生活の安定が先決であると主張したこと、(ハ)または(ロ)に関連して職制と給與の関係については会社側は、これを分離し得ないと主張するにたいして、組合側は、一應分離し、現在直接生産能率に関係あるのは、職制の合理化と生活安定であると主張したことなどにあつた。

四九年六月、両当事者に提示され受諾された調停案は左の通りである。

一、社員工員の呼称を統一すること。

二、時給者及び日給者の本給を社員の現行制と同様月給制とすること。

三、組合は出勤率の低下防止を保障することとし、若し一定率より低下した時は、本給は直ちに従来の制度に復すること。

四、現行平均月收の約四割程度の所謂能率給は職能によつて、よりよく能率に応ずるものに改めること。

五、略

炭労の五月争議　一九四九年四月初めから、同年六月二一日におよぶ約三カ月にわたつて炭労と日本石炭鉱業聯盟との間に行われた賃金給與をめぐる争議は、補給金の打ち切り、三月一〇日附総司令部の覚書、炭鉱の格付け、メリット制の強化、低品位炭の統制撤廃など、経済九原則、企業三原則の実施の下における石炭鉱業合理化の要請のもとに行われた賃金紛争として極めて注目すべきものであつた。

一九四八年一二月成立した四八年一〇月より四九年三月までの賃金、給與に関する中央協定は、三月三一日をもつて有效期間満了となるので、連盟と炭労は、新らたに四月以降の本格賃金を決定するために、同日中央交渉を開始した。ところが、最初から全國統一賃金の問題、能率問題など原則的問題で意見が対立し、四月一、二日の交渉の後、交渉は中絶狀態になつた。そこで連盟側では四月八日協定の時期が遷延する情勢を見て、全國統一賃金不可能の建前から取りあえず経過措置に関しては、中央交渉を打ち切り各社各炭礦ごとに夫々の実情に應じ適宜暫定拂金額を決定し、賃金協定成立後四日一日に遡つて精算することを炭労に通告した。これに答えて炭労側は「前協定に基ずき行いつつある中央団体交渉を一方的に打ち切り各社各炭礦に於て決定せんとすることは、協定違反であると共に、団体交渉の信義に背くものであり」、「経過規定を一方的に各社各炭礦に於て決定実施することは労働基準法違反である」と非難し、連盟側が「あくまで既定方針を実行せられるときは法に基ずき闘うと共に実力行使をも辞さない」決意を表明した。かくして、四月一四日遂に交渉は決裂の止むなきにいたつた。これより先、四月一二日に炭労は、本争議の斡旋を中労委に依頼した。続いて、四月二一日、総司令部経済科学局長マーカット少将は、安本長官、商工大臣、労働大臣宛てに、非公式覚書を発して、三月一〇日附総司令部覚書が要求している二四会計年度石炭生産目標四、二〇〇万トンを達成するため、ストライキの破局的段階にいたることを回避するため、中央交渉を継続するよう政府は努力すること、必要ある場合には、適当な機関の斡旋を提供することなどを要望した。そこで四月二八日、末弘中労委会長が斡旋を開始することとなつた。

炭労、連盟側両者間の対立点をみると、凡そつぎのごとくであつた。

第一に、炭労側では、一二月協定の原則にしたがつて、全國劃一的統一賃金を要求した。それにたいして、連盟側では、補給金

の打ち切り、炭礦の格付け、「メリツト制」の強化などの情勢のもとで、速かに企業自立態勢を立てねばならない現状では、賃金は企業の支拂能力の範囲内で処理されねばならないし、その範囲は企業の合理化に拡大されるべきである。ところで、各炭礦においては過去の赤字程度、企業の合理化の速度ならびに清算点が異るのであるから、全國劃一的統一賃金は実情を無視した実施不可能な要求であると拒否した。この統一賃金をめぐる問題がこの爭議の最も大きな中心問題の一つであつた。

第二には、組合側は、原則として前協定の賃金体系および算定方法にしたがいながら、四八年下期および四九年上期の物價騰貴を加味した賃金額、基準賃金の一方当り平均額坑外夫三〇〇円、坑内夫五五七円、家族給、扶養家族一人につき月額六〇〇円を要求した。更に、四九年四月の物價改訂の所謂「はね返り」を加算することを要求した。それにたいして、連盟側では、現在の客観情勢のもとでは不可能であるとし、更に、半期毎に総出炭量を操業日の延人員で除して得られる一人当り出炭量を地域差別で修正した所謂「標準能率」が一五%上つた場合に現行賃金を支拂うと主張し、更に、標準能率が一一〇%以上になつた場合に、一定の算式に基いて従業員に支拂うことになつていた生産能率賞與を廃止することを主張した。これらの聯盟側の主張にたいしては、炭労側は、聯盟が中央交渉を打ちきり個別交渉によらんとするのは組合の切崩し策であり、聯盟の賃金案は実質上賃金のきり下げであり、労働強化を強行するものであり、九原則の実施にあたり労働者側の一方的犠牲において企業合理化を企図するものに外ならないと強く反対した。

これらの見解の対立の中で、数次にわたる斡旋が行われたが、仲々両者の諒解に達するにいたらなかつた。この間、炭労側では、五月三日および五月六日の二回にわたり、全國波状ストを行つた。更に五月一四日全國四八時間ストを一せいに敢行した。このように爭議が長びき、且つ險悪化するにおよんで、五月一六日ヘプラー労働課長は二〇日までに解決するように、末弘中労委会長に勧告するにいたつた。そこで末弘会長は、㈠暫定措置として、四―六月に関する限り原則的に生産能率賞與をも含めて、一二月中央協定によることにし、本協定を履行しがたい特殊炭礦においては例外措置を設け、修正又は履行に関し会社が組合に協議を求めることができる。㈡生産能率について従來組合が上期と下期では自然的條件により前者の方が後者より能率が低くなるから、この季節差を認めるよう主張してきたが、この点は回復率によつて相殺されるから、考慮せず、前協定通りとする。㈢物價の「はね返り」については、炭礦加配米の分についてのみ考慮する。などの三点をもつて、最後斡旋を行つた。その結果、五月二〇日、協定書草案起草委員会が成立し、次のごとき協定書草案を作成した。

中労委会長斡旋に基ずく協定書

㈠四月以降六月までの賃金については、前中央協定の定める基準によるを原則とする。

（標準能率を前協定通りとした理由）

通常の状態に於ては、上期、下期間に季節差のあることは認めるが、炭礦は目下回復途上にあり、急速な自立態勢の確立が要請されている実情に鑑み、この際は特に標準能率を変えないこととする諒解が成立した。

㈡米價改訂による負担を軽減するため、他産業以上に配給されている加配米量に限り、今次値上分に対する支給をする。右支給金額は四―六月を通じて一人当り平均一二〇円（手取）とする。

㈢三月以降の新情勢により止むを得ず前二項の原則により得ない

特別の事情がある炭礦については、経営者、組合相協議して、その修正又は履行に関し別段の定めをすることが出来る。諒解ならざる時は三者協議会に附議して解決する。

この草案は双方の正式機関において原則的に受諾するにいたつたがその解釈をめぐつて両者の見解は対立が残された。即ち連盟側では例外措置たる特殊炭礦の範囲を廣く解釈する立場をとつたが、組合側では、かくなれば事実上統一賃金協定が破棄されるにひとしいので、これを最少限度に止めるべきであるとした。また、これらの特殊炭礦における債務関係については、連盟側は協議成立と同時に発生すべきであり、従つて未確定期間については、現在実施している臨時措置は継続しうると解釈したが、炭労は協議成立するまでは当然中央協定が延長されると主張した。また、三者協議会の構成についても、組合側では石炭長官や資源局長官が第三者委員として入ることに強硬に反対した。かくて、争議は、再び暗礁にのりあげ、全面的解決に行き詰りが生じた。

このように、争議が遷延される形勢になり、再び情勢が悪化したので、エーミス労働課長代理は、六月一日、両当事者代表会談後、末弘会長と会見、同日エーミス氏試案を提示し、この線に沿つて双方解決を図るよう勧告した。これにたいして炭労側は六月二日全面的受諾を回答したが、連盟側ではなお三者協議会の構成、賃金の債権債務の効力問題について異論があつたので、桂中労委会長代理はエーミス課長代理と会談し、その点を明らかにして、六月一五日次に示す協定書附属諒解事項および口頭申入書中必要事項を添付して、最後的解決を計るよう提案した。これにたいして、炭労は二〇日、連盟側は二一日無條件で受諾、全面的解決をみるにいたつた。

協定書附属諒解事項（六月一五日提案）

(一)前賃金協約（昭和二三年一二月一七日附）の賃金は昭和二四年四月一日から六月三〇日迄の期間に延長される。

(二)前賃金協約で定められた賃金を一〇〇%支拂うことの出来ない会社は組合に対し賃金修正の申入れをすることが出来る。そして支拂可能な賃金を暫定的に支拂うことが出来るものとする。

(三)会社が賃金を一〇〇%に支拂うことは出来ないと主張し、その修正を申入れた時は労使は直ちに修正の協議をするものとする。協議が成立しないときは第五項で定める三者協議会に附議される。三者協議会は修正賃金を決定する。

（註）両当事者は三者協議会の決定によつて解決するものとし修正の協議が成立する迄はそれぞれ相手方に対し、法律的行動をなす権利を放棄する。

(四)修正賃金がきまつた時には仮拂と新賃金額との精算を行う。例えば三者協議会が新賃金を旧賃金の九〇%と決定し、会社が既に八〇%支拂つていた場合には会社は八〇%の支拂をした期間に対し一〇%追加して支拂う。

(五)三者協議会（第三項）は組合、経営者及び労働委員会を代表する各一名の委員より成る。

全國的には三者協議会は組合、経営者の代表各一名及び中労委会長又は会長の指名する各一名より構成する。

地方では組合経営者代表各一名、及び地労委会長又は会長の指名する者より構成される。

（註）三者協議会は地方にあつては地方石炭局長又はその指名するもの、中央にあつては資源廳長官又はその指名するものを協議に参加せしめその意見を徴する。

私鉄総連の退職金闘争（第一編第二章を参照）

金属鉱連の第五次闘争

（A）争議の経過　金属鉱山労働者の賃金については、一九四九年三月から七月までは六月中労委の斡旋によつて前年度に全鉱連と経連（鉱山経営者連盟）が協定した坑外平均五、四〇〇円が再確認されて実施されてきたが、八月五日この三―七月協定の期限満了に伴い全鉱連は新賃金坑外平均八、八〇〇円、坑内平均一四、九〇〇円（税込月額）を経連に要求し、併せて新賃金決定までの暫定処置として六月締結の賃金協定の自動延長を申入れ、八月二〇日までに回答を求めた。

経連は八月一九日総会の結果八月二〇日附を以て要求は「経営の現実に即しない」ものとして拒絶し、八月以降新賃金についての方針を次のように示した。

一、八、九月については各企業体における三―七月分協定を原則として準用するが企業体に於て別個に取り決めた場合は之に依ることとする。

二、一〇月以降については銅補助金の打切り等による客観的事情の変更もあり、かつ鉱種により各企業体の経理能力に更に著しい格差を生ずるので、それぞれの企業体の実情に応じた賃金を個々に協定することとする。

団体交渉は一〇月一八日第四回目で、八月以降一二月までの賃金仮拂について、一九四九年六月三〇日附締結の賃金協定書の注(一)（三―七月までの坑外鉱員平均賃金五、四〇〇円を確認したもの）を準用するという仮協定を締結したが、基本的には解決にいたらず、一一月一七日第六回目において双方の態度は硬化し、交渉は決裂の状態におちいつた。

一二月二日、一〇月一八日の仮協定書に正式調印を行つたが、新賃金については、経連は一一月一七日の交渉を決裂と見做し交渉の必要を認めないのに対し、全鉱連はあくまで日「仮協定書の定むるところにより支拂う基準賃金をもつて八月以降一二月までの本格賃金とする」旨回答した。全鉱連は之に対し闘争宣言を発して、交渉は完全に決裂した。

全鉱連は翌三日中労委に斡旋を申請した。一二月七日中労委第九〇回総会で審議の結果、経連の應否未決定であるため事前調査をつずけると共に、会長に一任して措置を講ずることとなつた。翌八日経連は應訴の意思を表示したので、三者構成による斡旋を行うこととなり、一二月一二日会長より左の三委員が斡旋員に指名された。

公益代表―野崎龍七、使用者代表―磯村乙巳、労働者代表―渡辺年之助。

斡旋員は一二月一四日第一回会合を行い、方針を打合せ、一二月一七日より二四日まで四回の会合を行い、当事者双方を招致して事情を聴取審議を行つた。

年末に押迫つた事情もあり、双方の態度硬化し、一二月二日正式調印の仮協定中「仮拂」の解釈につき、全鉱連は仮拂いとなすに対し、経連は本格賃金なるが故に精算の要なしと主張し、意見の重大な対立をみた。

斡旋員は、全鉱連が賃金問題とは別途に一一月中旬頃より各企業毎に越年資金闘争を展開し、一二月中旬頃までには幾何かの越年資金を獲得している単位組合も相当あることを考慮し、八月以降一二月までの賃金に関するすべての問題を清算して、一月以降新に交渉を進めるようつぎの申入れをなすと共に、二七日の一斉スト指令に善処方を全鉱連に要望した。

申入れ

昭和二四年一二月三日附全鉱連の斡旋申請に係る賃金問題については左記により解決され度い。

記

一、昭和二四年一二月二日附の協定書に謂う仮拂については諸般の事情を考慮の上、この際一人平均一、五〇〇円（税込）を支給することに清算されるよう取計われたい。

二、但し各社は経理上の関係もあり組合と協議の上右金額の範囲内において支拂能力に応じ別途協定されることは差支えない。併せて右支拂方法、時期等についても各社毎に協議されたい。

三、昭和二五年一月以降の賃金については双方愼重に準備の上可及的速かに交渉に移され度い。

全鉱連は同日中闘委員会を開き協議の結果拒否と決定、同日口頭を以て中労委に回答すると共に翌二七日文書回答をなし、既定方針通り午前〇時より全國一斉ストに入つた。経連もまた二七日文書を以て拒否の態度を明らかにした。

斡旋員は二七日中に斡旋再開を決定して同日午後六時双方に申入れた。経連はストのままでは話合が出來ないという態度であり、又同日中に理事会招集は困難である事情もあつたので翌日に持越になり、斡旋員は全鉱連に対しては今後のストにつき再考慮を促した。

一二月二八日全鉱連は一斉ストを中止して斡旋に應じることとなり、午後二時最後的斡旋が試みられた。経連は「支拂能力」を理由に譲らず、また全鉱連も歩みよる態度がみられなかつた。斡旋員は一應斡旋の会合を打ち切り左の勧告を作成し午後六時当事者双方に提示し翌日の直接交渉に委ねた。

勧告

金属鉱山爭議に関する一二月二六日付本斡旋員の申入れに対する双方の回答につきその後当方において充分これを検討したところ、それぞれの立場と言分は一応わかるけれども、この際大局的見地に立つて全体としての一二月に至るまでの賃金問題に関する紛議を解決するため、概ね左記の線に沿つて明一二月二九日中に直接交渉を開かれ円満妥結されるよう期待する。

記

一、鉱山経営者連盟と全鉱連との間における昭和二四年一二月に至るまでの賃金問題に関する爭議を全体として解決するため、この際一人平均一、五〇〇円（税込）を一時金として支給すること。右支拂方法、時期等については各社毎に協議すること。

二、但し経理上の関係から前項通りの実施不可能なところにあつては会社、組合において別途具体的協議すること。

昭和二四年一二月二八日

中央労働委員会

斡旋員代表　野崎竜七

鉱山経営者連盟

専務理事　伊藤保次郎殿

全日本金属鉱山労働組合連合会

中央執行委員長　原口　幸隆殿

二九日、勧告にもとずき直接交渉を行つたが交渉の劈頭、全鉱連はつぎの「申入れ」をなし態度を表明した。

申入れ

全日本金属鉱山労働組合連合会

中央執行委員長　原口　幸隆

貴我双方の一二月に至るまでの賃金問題に関し昨一二月二八日付中央労働委員会の勧告により直接交渉を開始するに当り、当方の基本的態度を左の如く明らかにします。

記

一、一二月二八日付中労委勧告については当方としては多少の不満がないでもないが基本的には概ね右勧告の趣旨を尊重して貴

方と交渉を進め本日中に協定したい。
二、本日中に回答したいがもし不幸にして結論を得られない際は来春早々に持越しても勧告尊重の基本的態度を変えず円満解決を図り度い。
三、もし最後迄貴我双方に於て全体的協定に達しないときは当然双方の加盟会社及び当該組合間の問題として勧告に基ずく企業毎の具体的交渉に移行せざるを得ないものと考える。
四、なお当方としては此際紛議中の労働協約、珪肺問題についても併せて解決の用意ある旨を附記し貴方の理解ある態度を期待する。

経連は勧告にそつて団体交渉を進めることは不可能なりとし、双方態度に変化なく交渉は物別れに終つた。
一九五〇年に入つても交渉は一進一退であり、二月下旬にスト指令を出すことになつたが、國会共闘に同調するため三月上旬に延期した。三月に入るや闘争態勢を強化しストに突入、中旬には全國鉱山の熔鉱爐の火は殆んど落す程に闘争は激化した。この争議に対し労働大臣は斡旋に出で、ようやく妥結をみたのである。

（B）係争点

(イ) ベース改訂

全鉱連主張の要点は三―七月坑外鉱員平均賃金五、四〇〇円は他産業に比し低位であり、而も組合員の生活は窮乏化の一途をたどりつつあること、而も、各企業の経理状態及び今後の見透しは必ずしも悲観的でない故に、坑外平均八、八〇〇円、坑内平均一四、九〇〇円（全鉱連、経連共同調査による三人世帯坑外鉱員の九月分実態生計費〔税抜き〕を当時の手取月収総額と認め、これに基いて算出したもの）は可能であるとなすに対し、経連は現行賃金ベースは他産業に比し低位なること、組合員生活の窮乏化は認めるが、銅の補給金打ちきり等の状勢に鑑み業界事情は安定にいたつていないが故に、見透しが明らかとならぬ限り賃上げは不可能なりとなす。

(ロ) 協定書の解釈について

全鉱連は銅の補給金打切り等による客観情勢の変化に伴い、企業によつては従來の五、四〇〇円ベースを切下げられるおそれがあるので新賃金決定までの暫定措置として六月締結の賃金協定の自動延長を申入れ、一〇月一八日双方確認の上、仮協定を締結、一二月二日正式調印したのであるが、この協定書中の「仮拂」の辞句について紛議を生じた。全鉱連はあくまでこれを「仮拂」とし、新賃金決定の時は八月に遡つて差額精算をなすべしとするに対し、経連は暫定措置ではあるが各企業は本格賃金として支給しているのであり、「仮拂」の文字あるを以て精算さるべき性格のものにあらずとなす。

國鉄裁定問題

（A）争議経過

國鉄労組第一六回中央委員会は千葉縣成田市において八月一五、六の両日開催された。指令〇号により加藤委員長名において招集された本委員会は中央委員八五名の出席を以て成立、民同の主導権は形式的にも確立したのである。行政整理闘争の過程において左派追放を行い、本委員会で新中闘の選出をなし、以後、民同の大衆掌握政策が行われて行くのであるが、その最も重要な方法の一として賃金問題がとりあげられた。
八月三〇日第二回中闘委員会は給與問題並びに労働協約を中心に討議、終了後即日九、七〇〇円ベース改訂並びに年末賞與金一カ月分支給の申入書を加賀山総裁代理宛提出した。この申入書には回答を九月三日に限つていたが、九月三日当局の回答は要求額の算出方法不明なりとしてその説明を求めるということであつた。組合は五

日関係者に説明をなし、一〇日第一回団体交渉に入つた。一三日当局は文書回答をよせて「國鉄の現狀及び経済安定原則に基く最近の情勢を勘案すれば、現在の段階においては」職員の給與ベースの改訂も年末賞與の支給も要求に添いかねるとして拒否した。この回答に対する交渉は続行されたが当局は全面的拒否の態度を堅持したため組合は九月一四日第五回中闘で問題を調停委員会にもち込むことに決定、同日申請手続を完了した。

國有鉄道中央調停委員会は、双方申請の形式がのぞましいとして当局に申請書提出方を要講したが、翌一五日当局は拒否した。二〇日委員会は定例委員会で審議の結果公労法二四條第三号の扱いで受理に決定した。調停委員は委員長—藤林敬三（慶応大学教授）、委員—三輪良吉（交通協力会顧問）、委員—館俊三（社革党代議士）であつた。

調停委員会は第三回（二一日第一回）までで両者の主張を明らかにし、以後個別折衝の方針をとり、特に予算問題に関する当局の精細な報告説明をうけた。第五回は二八日三者出席のもとに行われたが双方の意見対立、而も多分に政治的な含みがあることが明らかになつたので、一般世論をも聽取し調停案作成の参考とすることとし双方の了解を得て、一〇月五、六の両日各界の代表者を労働省に招致、委員会初の公聽会を開き、一二日、基準内平均賃金八、〇五八円、年末賞與は認められないという調停案を提示した。

この調停案に対する國鉄労組の態度は、一〇月一四日より四日間にわたつて塩原で開催された第七回全國大会において決せられた。大会第三日、木内中闘より調停案に対する説明があり、「基準内外の総枠を決定したことは調停案作成の方針と矛盾する、私鉄との換算係数〇・八七六は低すぎる、最低給に何ら触れていない、年末賞與について考慮されていない、一年間の賃金ストップは不当である」

これに先立ち組合は当局に対し、「組合は不満であるが、此の際受諾することにしたから、当局も一方的に拒否せず、協議の上解決に努力されたい」という申入れをなしたが当局は財源その他の理由により拒否する旨を述べ、回答最終日の二二日加來労政局長に対し

一、現在の経理狀況では新給與に見合う財源がないこと。

一、現在の客観的情勢は賃金の値上げを困難にしていること。

等を理由にして、これを拒否する旨の回答書を手交した。

國鉄労組は問題を早急に解決するため、公労法第三四條と、団体協約第三條により一〇月二四日中闘委員長名を以て公共企業体仲裁委員会に対し仲裁申請書を提出した。然し

まだ政府及関係機関等は一應保留の形となさ打切りを通告したので共企業体仲裁委員会は日となし國鉄当局側に一一日一日には調停と今後の方針についてれ、以後数次にわたりれた。要点は「給與べのもとに当面の措置と

一、当局は本年度総(1) 内三〇億円は(2) 一、二、三月

二、組合の要求するということである。

組合は同日臨時中闘億円の資金獲得の闘争のためマッカーサー元田首相に申入れをなし本年度支給すべき三〇

一方國鉄当局は裁定政府は、人事院の給與から綜合的に処置すべ第一六條第二項によりした。

労組は八日仲裁委の円に相当する電車、機

まで政府及関係機関等は一應保留の形となさ打切りを通告したので共企業体仲裁委員会は日となし國鉄当局側に一一日一日には調停と今後の方針についてれ、以後数次にわたりれた。要点は「給與べのもとに当面の措置と

一、当局は本年度総(1) 内三〇億円は(2) 一、二、三月

二、組合の要求するということである。

組合は同日臨時中闘億円の資金獲得の闘争のためマッカーサー元田首相に申入れをなし本年度支給すべき三〇

一方國鉄当局は裁定政府は、人事院の給與から綜合的に処置すべ第一六條第二項によりした。

労組は八日仲裁委の円に相当する電車、機

れ、その戦術は葉書戦術、座り込み、國会押かけ、サンドイッチマン戦術、ハンスト戦術等であつたが、政府も民同育成政策をとつている関係上、その要求を無視することも出來ぬが、他方ドッジ予算との間にはさまれて苦境に立ち、左派進出の基盤を徐々に形成して行くのである。

（B）係爭点

國鉄裁定問題について論議の中心となつたのは裁定に関する法的効力の問題であつた。

政府の見解は、裁定は國鉄及び労組を拘束しても政府に対する拘束力はないものとして裁定の行われた事を國会に対し通知すれば足り、一〇日以内の國会承認についても予算的措置は國会審議の途中において必要に應じ提出すれば足りるとなすに対し、野党は仲裁々定は最終的決定であり、裁定自体を論議する必要はない、政府は國鉄公社の経理上の監督権を有するから政府もまた拘束される、従つて予算的措置を伴わぬ案件の國会提出は違法であるとなすのである。

参議院労働委員会は一二月一六日、衆議院労働、人事、運輸連合委員会は一八日、末弘仲裁委員長の証言を求めた。委員長の見解は公務員でない公社従業員の給與は当然民間企業との関係を考慮しなければならぬ、公労法第一六條の範囲内（予算上、資金上支給可能な部分）では仲裁々定は、出された一二月二日から会社に債務を発生させるものである、この債務は私有財産であり、政府國会と雖もこれを奪うことは出來ない、従つて公労法第一六條にいう可能なものを検討し必要な手続をとるのである、経営上の意見はともかく、客観的にきまつているものであるから、裁判所の問題となれば裁判所はこれを判決する、政府が裁定を認めず、別途に臨時給與を出しても裁定の債務は依然存在する、ただ予算上、資金上不可能な部分について判断は國会がなす、法律にいう「必要な措置」というのは色々な方法があるが、予算措置をしない場合は会社に不足分を融資する法律を作ることが簡単な方法であるというのである。なお裁定の趣旨が理由なくふみにじられるならば仲裁委員の職にとどまることは出來ないと主張した。

政府は一九日の訂正申入れについて、仲裁裁定の主旨を尊重し、その一部を履行するものであるとなしているが、野党側は一五億五千円の支出は國鉄公社の会計操作で出來ることであり、國会の関知するところではないとして裁定金額支出を主張して対立したのである。

第三章　企業整備対策運動

第一節　企業整備反対・産業防衛闘爭

生活を守る賃金闘爭が、生産復興闘爭と結びついて展開された場合にはじめて組合運動が有効なものとなるということは、一九四七年の夏來、また四八年に於ては更に鋭く企業整備（＝人員整理）が具体的な日程にのぼつてからは、一層明らかな事実となつた。こうして電機、機器、鉄鋼、炭鉱、化学、造船等の基幹産業部門を中軸に、日常的な職場闘爭に次第に深く根を下ろしながらいわゆる産業復興運動が展開されてきたのである。

併し独占資本の体制整備が、傾斜金融＝傾斜生産によつて中小企業を危地に追い込みながら、そこで企業整備を激発せしめていつたとはいえ、総じてその政策の基調がインフレ政策であつた限り、あ

らわな企業整備の強行によつて労働組合の激烈な闘争を招くよりはむしろインフレ過程で賃金闘争の成果を刈り取りさらに價値收奪を強化し乍ら「自然退職」を待つといつたいわば間接的な仕方での企業整備が一般的であつたといえよう。從つて總じて労働組合の闘争はむしろ産業復興運動と結びつけられながら展開される賃金闘争に重点がおかれ、企業整備反対闘争は、そのものとしては必ずしも労資闘争の前面におし出されてはいなかつた。

併し一九四八年末來、企業三原則、經済九原則の鉄則の下に、いわゆる「均衡」予算の成立、單一爲替レートの設定、集中生産、企業合理化と日本經済が國際經済の一環としてくみこまれてゆくための一連の特徴的な經済政策が強行されてゆくにつれて、中小企業の倒壊するもの相次ぎ、企業整備による大量解雇、賃金の遅拂、不拂或いは切り下げ、労働強化等が労働者階級の上に重くのしかかつてきた。ここに一九四九年の春から夏にかけて、産別を中心とする左派主導の下に、企業整備反対＝産業防衛闘争の激烈な展開がみられるに至つたのである。そして権力闘争をめざしつつ他方、いわゆる「民族資本家」をも含めた廣汎な市民、農民層との共同闘争の形で、いわゆる「地域人民闘争」を展開した。この産業防衛の合言葉は、産業の危機と企業整備の嵐に抗して、近代産業の集約的密集地帶たる京浜地区（京浜防衛会議）をはじめ全國各地域に亙つて一郷土産業防衛闘争」としてひろがり、又、キイ産業に属する電氣機器（通信防衛会議）をはじめ金属、炭鉱、造船、化学工業など各産業部門に産業防衛会議結成への動きがみられた。

日本共産党は、一九四九年二月の中央委員会総会で、民族資本まで含めた廣汎な統一戦線（民主民族戦線）の結成、經済闘争から中央、地方の政権争奪戦（権力闘争）への移行、職場闘争に根をおくべく地域人民闘争の展開などの運動方針を決定、この闘争を組織、指導した。

かかる運動で、もつとも早く組織され又中心的な動きをみせたと目されるのは通信防衛会議である。すなわち、全逓、全電工、全電線、全商工（工業技術廳）の各労組は、二四年度通信特別会計の削減による通信産業の危機に直面して、これといかに闘うかを協議するための職場代表者会議を開催（一九四九・三・二三）、第二回会議（三・三〇）をへて四月七日の通信防衛会議蹶起大会となつた。それは東京芝の日赤講堂で、全逓、全電工、全電線、日立連合、東芝連合、日電連合、電話設備労組、神戸製鋼、日本通信工業労組、京浜防衛会議準備会、中小企業連合会（經営者）、日本通信工業連合会（經営者）など通信産業関係の労資代表約九〇名が参加して開催された。まず全逓から通信省予算の削減、機構改革にともなう民間通信工業への影響が説明され、電工、電線の各労組からは無線、有線を通じ外資導入の影響などについて具体的資料をあげて説明、日本の通信工業とその技術の破壊が強調され、続いて防衛闘争の具体化について熱烈な討論ののち、通信予算の獲得、全労働者、中小企業を結集する通信防衛闘争の全國的展開、民族独立のための科学技術の確保などの闘争方針が決定され、これを各労組の共同闘争へ発展させるため各組合から実行委員会をあげ「通信産業防衛会議」を即日結成することを満場一致で決定した。大会スローガンは次の如くであつた。

①工場閉鎖、首切予算絶対反対
②労働者の犠牲による外資導入絶対反対
③民族産業と技術を守れ
④中小企業を壊滅から守れ
⑤飢餓貿易絶対反対

⑥民主的貿易の促進
⑦通信を破壊する亡國予算絶対反対
⑧首切りを齎らす通信機構改革絶対反対
⑨賃金遅拂、不拂絶対反対
⑩最低賃金制の確立

更に、大会参加者全員で國会、関係各省に抗議を行い総司令部に懇請文を手交した。当大会には、共産党神山、社会党浅沼、労農党石野の各党代議士が出席、それぞれ挨拶を送つた。

かくして発足した通信防衛会議は、次のような構成でその活動を続けていつた。

実行委員長山口寛治（全逓）、副委員長塩谷（日電連合）、事務局長梅田（全逓工務協議会）、実行委員二〇名。

実行部――國会対策部、中小企業部、宣傳調査活動部、組織活動部。

このように、通信省予算の削減で壊滅的な打撃をうけるに至つたかにみえた民間通信産業の各労組は、経営者をもまきこんで通信防衛会議に結集、全逓労組と結びつつ、外資導入、均衡予算、集中生産政策そのものに対抗する態勢をととのえていつた。同様のことは國鉄予算の削減によつて大打撃をうけるに至つた金属さん下の車輛産業はじめ信号機、通信機、重電機などの各産業労組と、四月大会で國鉄防衛闘争の方針を決定した國鉄労組との共闘の動きこれへの全自動車労組の提唱の下に全日通、ゴム労連などの共調した輸送防衛会議の合流の動き、にもみることができ、又、石炭、硫安、造船等各産業部門にもかかる産業防衛の運動はみられたのである。

石炭についてみれば、五月七日の閣議で、主として中小炭鉱の産出する四、〇〇〇カロリー以下の低品位炭の配炭公団扱い停止が決定されて以來同月三日來の單なる賃金闘争から石炭産業防衛の闘争へと発展した炭鉱大争議を應援するために、民擁同主催で石炭産業防衛会議の初会合が、一二日、東京大手町の燃料会館で、炭労、炭連、配炭公団、産別、電工、大金属、全自動車全日化、硫労連、全官労、國鉄、自治労連、日教組、全労連、民擁同などから約一〇〇名出席で開催。集中生産でいまや全産業部門は壊滅的打撃をうけるに至つた炭鉱労働者の闘争を中心に全産業防衛のための共同闘争が必要であることが確認され、メッセージその他激励文を炭鉱労働者へ送ること、各組合機関紙などで炭鉱争議の重大な意義を宣傳すること、政府、各党、経営者団体などへ抗議文をつきつけること、労働者だけでなく経営者をもふくめた産業防衛共同闘争委員会を組織することなどが決議されている。

このように産業防衛闘争は、各関連産業とむすび、又経営者をもまきこんで防衛会議に結集してゆくという動きをみせたのであるが同時にこの闘争に特徴的なことは各工場の所在市町村をまきこんでいわゆる地域人民闘争の形をとつたことであつた。京浜防衛会議の活潑な闘争、或いは日電大垣工場の閉鎖に対して大垣市会が一致反対し、保土ガ谷工場の閉鎖に富山市会が反対し、反政府的な抗争に立ち上つたのをはじめとして、いわば全國的な廣さで「郷土産業防衛」の動きがみられたのである。

京浜防衛闘争についてみれば、例えば、四月三日の「民族防衛デー」には、午前一〇時のサイレンが京浜各工場になりわたるのを合図に、さきに結成をみた京浜防衛会議準備金の決定に基いて共産党地区委員会、細胞の宣傳隊を先頭に「京浜から煙をたやすな」「賣國予算返上」「差押えから工場と店をまもれ」「防衛会議を工場に町に」といつたプラカードをかかげて街頭に進出、重税と低賃金になやむ東京都民に「日本の心臓京浜をまもれ」の叫びが訴えられた

如き、或いは、電工、東芝を中心に強力な防衛闘争をつずけていた川崎地区労はついに市議会を防衛闘争にまきこみ、議員四二名中民自党が過半数の二一名をしめていた川崎市会は、地区労のメーデー決議たる「産業破壊、首切反対」「労働法規改悪反対」をふくむ政府にたいする意見書を五月一六日の市議会で全員一致で可決、國会に提出したごときがそれである。

かくして、産業防衛の〝のろし〟は各地域に各産業部門にわたつてうち上げられはしたが、その〝のろし〟の華やかさに比して、その実体たる企業整備反対闘争は必ずしも強靱ではありえず、経営者側の意図する工場閉鎖や大量解雇は強力的におしすすめられた。たとえば、通信防衛会議に結集した通信機産業についてみれば、安立、日本無線、岩崎は早くもその戦列から脱落、日電、沖等の諸工場も相次いで〝首切り反対〟闘争に敗北、退職金闘争へと後退していつた。経営者側の訴える窮狀を割引きしてでも認めるかぎり、闘争目標は政府に対する予算の組替え要求にまでつきあたらざるを得ず、それは外壓を排除しつつ権力機構そのものをくみかえてゆくという全國的な規模での権力闘争のもりあがりによつてのみ可能なことであり、ましてや組合の日常活動、職場闘争の必ずしも充分ではなく組合員の意識がそれ迄には成長しきつてはいない狀態では、尖鋭な意識的分子の〝せん傳せん動〟が如何に激越であろうと破たん的な生活の中で長期の闘争にたえうることは至難なことであつたのである。それにこれら各労組は相互に一應共同闘争の態勢をとりながらも、経営條件や組合の主体的條件の相異から、実質的にはその足並みは必ずしもそろわず、又各労組内部でも共産派、民同派、革同派の対立は次第に激化していつたのである。

だが、工場閉鎖や企業整備の嵐がはげしくなればなる程、それにともなつてこの産業防衛のスロガンを以てする闘争の波も廣く波及してゆき、それは六月九日夜東神奈川を中心に急展した國電ストを契機に破局的な段階に突入するかの印象を与えた。「人民電車」で知られるこのストは六月一一日の総司令部エーミス労働課長代理の中止命令で中絶を余儀なくされたとはいえ、産業防衛闘争のうずまきは次第に激烈な権力闘争へと高まつてゆくかの如き様相を示してきた。

こうした情勢の中で六月末に開催された産別会議の第四回拡大執行委員会に於いては、産業防衛に関する次の如き基本方針が決定された。

産別会議第四回拡大執行委員会の結語（一九四九・六・二四）

一、職場での闘争　職場を守り産業を破壊から防ぐため、あくまで職場にふみとどまり、ねばりづよい闘いをおしすすめる、職場の細かい具体的な要求から政治的な要求までを大衆討議によつてそれぞれの職場綱領に結集し、その目標に向つて大衆の行動を組織することによつて職場を自主的に管理し大衆の要求する方向に経営を動かして産業防衛の闘争をおしすすめる。

二、民族資本との提携　この闘争の中へ民主的な経営者、科学者、技術者、進歩的な資本家までもひき入れて独占資本の集中生産政策と闘う、この進歩的民族資本家とのてい携は、労働組合本来の任務である賃金をはじめとする経済的の要求を軽視することではなく、逆にわれわれの要求をつらぬいてゆく中で資本家も同調して吉田内閣と闘わざるをえない態勢をつくり上げることである。

三、農、市民との共闘　この防衛闘争は一職場一経営のワクの中にどまるものではない、あらゆる職場で関連産業、特に基幹産業を中心として結び、それぞれの要求をつらぬいて行動にうつし、市民、農民と結んだ共同闘争に発展させ、地方自治体をして郷土産業を守

る闘争に立たせなければならぬ、このように闘うならば、民自党政府によるファッショ的な弾圧も不可能になる。

四、政府と団体交渉　この各地域における闘争を全國的にもりあげて吉田内閣を打倒する政治闘争に発展させ、この上に立つて中央機関は一切の要求をひつさげて政府と団体交渉し、臨時國会の開会を要求して闘う、議会の内外の闘争をむすびつけるとともに議会外においても現在活ぱつ化している國鉄の首切り反対闘争とむすんで自分たちの職場でそれぞれの要求をかかげて闘争に起ちあがり吉田内閣打倒の広汎な戦いをひろげて闘つてゆかねばならない。

五、宣傳活動の強化　特に國民各層に具体的な事実をもつてする宣傳活動を各組合の共同行動によつて組織的に行い敵階級の宣傳を具体的事実をもつて撃破する。

六、自主貿易の促進　この闘争は飢餓輸出のための生活水準引下げに反対し國内の購買力を高めることをめざしているが、さらに新中國をはじめとする民主主義諸國との自主貿易を促進するため進歩的資本家までを含む國民運動をおしすすめる。

七、不正摘発闘争　現在、支配階級の不正と腐敗は、その支配機構である職制をつうじてあらゆる職場にあらわれている、われわれはこれを勇敢に摘発することによつて、かれらに打撃をあたえ職場を守る態勢をうち出すことが出来る、これはかれら自身が守れなくなつたことにも現われている、われわれはかれらがつくつた法律を正しく運用する適法闘争によつて実力行使と同じ打撃をあたえる。

八、改悪労働法に対する闘争　改悪労働法に対しては、あくまで既得権を守り彼我の力関係に応じて基本的な職場闘争の上にたつて、事実をもつて悪法を粉砕する。

九、戦線統一、全労連強化、関連産業を結ぶ防衛闘争の発展にともない産業別の大合同を促進し、全労連を強化するため、各地域の広汎な共同闘争の上に立つて戦線統一を一だんとおしすすめる。

（「労働戦線一一九四九・六・三〇、第一八五号）

産別会議第四回拡大執行委員会の一般報告中、「産業防衛闘争の成果と欠陥」についての要旨

防衛会議はすべての現象が吉田内閣の亡國政策から発することを宣傳し、組合の闘争に目標と方向を與え御用組合はおろか民族資本をまきこんだ統一人民戦線の必要を強調して闘争の幅はいちじるしく拡げられた、しかしながら産業防衛闘争はつぎのような欠陥から現在なおぬけきつていない。

1　個々の職場における具体的な問題が防衛会議の中に解消してしまつたため、防衛会議が宣傳機関から職場の闘争組織に根をはつた行動の組織となることができず、地方権力をゆすぶりながら職場における事態は何ら解決されないままに強引に破壊をおしきられる危険が依然として残つている。

2　産業防衛のため、民主的な経営者と統一戦線をはるということが、無原則的に資本と妥協するというふうに誤つて理解された結果、首切り、労働強化をうのみにして、闘争を敗北に導いた例も少くない。

3　また、労働者の手によつて産業をまもるということが、企業の危険を組合が請負うということになり、自ら生産の嵐の中にまきこまれて自滅してしまつた場合も出ている。

産業防衛闘争とは職場の防衛闘争である、吉田内閣の集中生産と弾圧政策は職制をつうじて具体的に遂行され、職場に集中的にあらわれてくる、職場における防衛闘争は、職制をして破壊的な

集中生産政策を実施することを不可能にすることである、それ故あらゆる職場において職制の強行と不正腐敗を監視し職場綱領によつて集中生産政策に対する闘争の目標を具体的にし、自主的に職場を管理することによつて、職制が職場の大衆と同調せざるをえないような態勢をつくりあげることである。

このような自主的職場管理の上に立つてはじめて、経営者を民族資本として、われわれの戦線に引き入れ、独占資本に反対して闘わせることができる。この態勢の下では分裂主義者の入り込む余地はない、大衆の具体的な要求をこの職場闘争の中で逐次かちとつて行くことによつて、危機においつめられている吉田内閣の集中生産政策を一歩でも二歩でも後退させ、打撃をあたることができ、さらに一切の吉田内閣に反対する勢力を組織して政治的な闘争に立上ることを決意させ、経営を出て地方権力との闘争に積極的に参加するようになる。

4　この地域闘争を通じて、亡國予算による企業の倒壊、人民の窮乏による財政の不安に動揺する地方の権力を人民の側にたたせ生活権擁護、産業防衛の統一戦線の一環とすることこそ、吉田内閣に決定的な打撃をあたえるであろう。

なお、日本共産党は、かかる企業整備反対＝産業防衛闘争の方向を確定しその前望的発展に寄與すべく、電氣工業、電氣事業、逓信、石炭産業、肥料産業、私鉄、陸上小運送等の諸産業部門に対する産業別復興綱領を発表した（一九四九・五月）。例えば電氣工業復興綱領は次の各綱目からなつていた。

一、電氣工業の独占資本による買弁化反対、人民の手による復興と管理。

二、電氣工業の復興のため、関連産業の復興を要求する。

三、独占資本による企業整備、大量馘首反対、中小企業の防衛と向上。

四、技術の植民地化、不当規格檢査反対

五、賃金遅配反対、最低賃金制の確立。

六、人民の生活文化の向上による電氣工業の復興。

七、貿易の自主的確立。

八、労働法規改悪反対。

九、労働戦線の統一、民主民族戦線の確立。

十、民族の独立、民主人民政権の樹立。

左翼組合を中心とするかかる産業防衛闘盟・民同派は、〝極左派の闘争方式＝地域人民闘争は産業を破壊する〟として、それとは別個に「経済再建運動」を展開した。すなわち、総同盟・民同派は経済同友会など経営者側と提携して経済再建中央会議を結成（一九四九・四・七）、労資協調の経済再建コースを進めたのである。

さきにみたように戦後日本の労働組合運動は、生活権確保の賃金闘争とともに産業復興運動として展開されてきたのであるが、それは一〇月闘争のさなかに結成された「産業復興会議」（一九四六・一〇・七）の産別系の線と、総同盟系の主導した「経済復興会議」（一九四七・二・六結成）の線との基本的に相異なる二つの流れの下で展開された。前者が、上からのなしくずし的な復興方式に眞向から対決する下からの労働者的な復興方式を打ち出しすぐれて共同闘争の機関であり、中立系をも引き入れつつ産業民主戦線の結成としての意義をもつていたに対して、後者は、労働権と経営権との相互確認の上で、労資の協議機関たる経営協議会を活用しつつ、経営の民主化と経済の計画化をすすめてゆくという、いわば労資相共に生産にいそしむ経済復興運動を推進してゆこうとした。かかる経済復興会議には、産別は、なによりも〝この運動は産報的労資休戦運

動にあらざること〃という條件つきでこれに参加していたのであるが、この経済復済会議は、みるべき成果も有ちえぬままに、「二つの潮流」のいわば悲劇的な結論として、結成來僅か一年二カ月余で解散（一九四八・四・二八）した。解散後、総同盟・民同派組合と経営者側の経済同友会は、産別を排除して近接、「経済再建中央会議」の結成となつたのである。

その趣旨とするところは、〃労資学界のいずれを問わず眞に祖國を想い経済再建に熱意を有する有志を結集して、綜合的見地から合理的経済施策を考究立案し、焦眉の急務たる経済の復興再建を推進する〃というにあり、又、その性格構成としては、

(1)再建方策の提唱、世論の喚起、実現をはかる。
(2)参加団体に対して直接拘束力を有せず影響を與える。
(3)既有の地方・業種別経復会議とは緊密に連絡する。
(4)再建方策に関して必ずしも結論を出すことを要求せず労資異なつた成果をうるも差支えない。
(5)必要に応じ小委員会を設け広く人材を集めて再建方策の立案にあたる。

と云つた極めてルーズなものであつた。その世話人として名を連ねた諸氏は次の如し。

労働者側＝宇野弘（日通）落合英一（産別民同）上條愛一（全繊）加藤閑男（國鉄）清水慎三（総同盟）高野実（総同盟）藤井専蔵（國鉄）細谷松太（産別民同）武藤武雄（炭労）山花秀雄（総同盟）八木昇（電産）。

経営者側＝安藤清太郎（安藤組）今里広記（日本精工）大塚万丈（特殊鋼管）加藤徳衛（理研工業）工藤昭四郎（復金）郷司浩平（同友会）東海林武雄（旭電化）塩原禎三（三共）堀田庄三（日本経済研究協会）内海清温（建設技術研究所）工藤宏規（野口研究所）仁科芳雄（科学研究所）。

この再建会議のコースは、上からの生産復興運動の提唱ともいうべく、それが職制の線を通じてでも下部組織に根をおろし、職場からの運動となるにはやはり多くの困難があつたが、この総同盟＝民同派の、企業整備反対＝産業防衛闘争と一線を劃した「再建運動」はそれなりに、防衛闘争の伸び悩みをよそに、いわゆる「民主化」運動と共におし進められてゆくのである。

一方、左派主導企業整備＝産業防衛闘争の上に、見事な〃横這い闘争〃を展開し、終盤戦までねばりぬいた東芝連合傘下の諸組合のそれ（「東芝企業整備闘争」の項参照）を除いては一般に産別会議第四回拡大執行委員会の一般報告の中で指摘された諸欠陥を克服しえず、「資本」の追い討ちと、彈壓とさらに民同派の内部批判の下に敗退を余儀なくされつつ、或いは退職金闘争へと轉換し、それは、國鉄、全逓の行政整理反対闘争へとその重心を移してゆくのである。

第二節　東芝労連の企業整備闘争

東芝労連の企業整備闘争は、一九四六年秋二カ月にわたつて闘われた「一〇月闘争」にはじまる。この闘争で組合側は、会社の企図した大量の人員整理と地方弱小工場の整理案を徹回せしめ、賃上げ要求を貫徹、生産復興会議を獲得した。この四六年の一〇月闘争以來四九年一一月仮協定の妥結を以て一段落する東芝労連の企業整備闘争は、四八年秋会社側からの独立採算制の提示の頃を劃期として、ほぼ二期にわかれる。

一〇月闘争直後から独算制までの第一期は、インフレ下での賃金

壓下政策によつて「自然退職」をあふり実質的に企業整備をおしすすめてゆくという、云わば「慢性的企業整備」の時期である。この過程で、一〇月闘争によつて諸成果を漸次的に崩壊させつつ、資本の立ち直りが着実に進められていつた。又、「企業再建整備法」の成立によつて、企業整備＝人員整理による資本家的復興方式は法的に準備されてゆく。この企業再建整備法に対しては組合は、「他の労組と共にこの法律に対する闘争を組織し法的にも労働者側の意見を相当強力に反映せしめうるように改正する事に成功し、中央経済再建整備委員会にも東芝労連から川島氏（本社組合）を送り込んだ」（東芝労連印刷第一一一四号）。又、インフレ下での賃金壓下による「自然退職」政策に対しては、経営資料の分析に裏付けられた上での機械体系・作業行程の合理化と労働組織の民主化による生産機構の近代化運動＝生産復興闘争に結びつけながら展開される賃金闘争（スライド制、最低生活保証給＝最低賃金制の実施、退職金制度の改善要求を含む賃上げ闘争）を以て対抗し、更に「四八年夏以降、『特損闘争』を職場闘争と結合して展開し、一〇月争議でかちとつた生産復興会議を闘いの場として活用、会社側が企業整備法を悪用して資産を水ぶくれさせ、インフレの被害を労働者の肩に押付けようとすることに対して痛撃を加え、堀川町を始め、幾多の組合に於いて会社案を修正せしめた」（同上）。

だが、賃金闘争で組合のかち得た若干の成果もインフレ収奪の過程で刈り取られ、「自然退職」の続出となり、一〇月闘争の頃四五〇〇〇の組合員数は四七〇〇人と大巾の減少をみた。

第二期は四八年秋、資本の独算制提示を以て始まり、ここに資本の本格的な企業整備攻勢は火ぶたを切る。

この独算制は、四八年秋、復金及びシンヂケート団からの計六億円の融資に際する條件として要請され、それは工場毎の個別採算制とともに、「企業の支拂能力」を原則とする賃金の総額制限制（賃金総額が生産高と販賣高とにリンク）を含み、従つて、能率の悪い赤字工場を整理し労働者を解雇してゆく効果をもつと同時に、賃金額は工場毎の採算條件＝支拂能力の範囲内で決定され従つて夫々に相異し、それによつて各組合の闘争力を弱め（スト乃至サボによる生産減退はこの賃金形態では直ちに融資に響き賃金額を減少せしめる）、又連合会としての統一闘争を困難化せしめ乍ら、而も（損益分岐点の恣意的算定によつて）常に一定の利潤を確保してゆくことをねらいとするものであつた。この会社の工場毎の独算制実施の主張は、労連側の強硬な反対に出会つて決裂し、会社側は中央交渉を避けて地方に決戦の場をえらび、地方工場の各個撃破戦法に出た。この戦法は遅れた組合では功を奏して小倉、富士、群馬、新潟等の戦線脱落となつたが、加茂、川岸、新潟、長井の諸工場に対する帰休制度実施の強要は、「職場管理」や農民、市民をまきこむ「横這い闘争」を以てする組合側の柔軟且強靱な反撃に出会い、かくして「加茂、川岸を皮切りに翌年四月までに四、〇〇〇名の首を切つて見せるとの会社側の豪語にかかわらず、数次の警察権力による弾壓にも屈せず地域の民主勢力と結合した両組合の健闘はついに六月に至るも会社をして一名の首を切ることすら出來なかつた、この間新開社長はじめとする当時の経営陣は責任を負つて退陣、かわつて財界は石坂泰三氏を東芝に送り（四月）こみ全面的一大決戦を覚悟して準備を急ぎはじめた」（東芝労連ニュース第六号）。

折柄、四九年二月一八日、持株会社整理委員会から過度経済力集中排除法による東芝全四四工場のうち二八工場処分の指令案が出された。四四工場中の二八工場（研究所一）は、二月現在いずれも操業それらの工場の生産高の東芝会社の生産高中に占める割合は重

電機関係二三%、軽電機関係七%であつた。

東芝四四工場の製品別区分　○印は処分工場

重電氣機械—鶴見、三重、府中、押切、○松川、○網手、札幌（建設中）

眞空管電球—堀川町、○旭川、○秋田、大阪、余部、小倉、○今治、横須賀（建設中）

（以下部品工場）川口、柳町、砂町、甲府、○小田栄、富士、○新津、○門司、○沼無

通信機—小向、○神戸、（以下部品工場）○茂原、○長井

機器—○加茂、○川岸、○群馬、○大仁

工具—○塚越、○富田林

化学—○湘南、○鷲津

薬品—○前橋、○五泉

耐火物—○刈谷

体温計—○大井川

製綱—○足立

製材—○鮫

炭素製品—○荏原

○「生研」、「マツダ研」

更に、集排法による指令案発表と同時に、会社側は労働協約の改正を申入れ、かくして、「三月中旬には決定指令が出ることを予想して四月決戦の強行を期していた」のである。（東芝労連ニュース第六号）

協約改正の趣旨は、経営者側の説明によれば経営権の確認と平和條項の挿入にあり、組合側ではその骨子を次の如く特徴づけている。

1　人員整理自由の原則
2　団結権の制限
3　組合活動の制限
4　組合事務所の締出
5　政治活動の制限
6　賃金ストップの原則
7　団体交渉権の否定
8　争議権の完全剝奪
9　帰休、休暇、解雇を行う自由
10　低賃金の原則

かかる協約の会社案に対して、組合側は基本的に異る立場からする組合案を提示、決裂するや、会社側は三月二八日以降は協約はないと通告、同二八日、東芝労連は東京地裁に対して労働協約有効を前提とする「協約違反禁止」の仮処分を申請、会社は横浜地裁に対し「労働協約不存在」の仮処分申請をなし、ここに協約闘争は企業整備闘争の一環として闘われるに至つたのである。

かかる激越な資本攻勢に対して、東芝労連では、四九年二月下旬に全國委員会を招集し、集排法による企業整備に対する闘争方針を次のように決定した。

現在の段階は昨春確立された企業整備闘争方針の総攻撃の段階であることを十分に認識し、労働法規改悪反対闘争、賃金闘争の大きな波との密接な連携の下に組合の死活にかけて闘わねばならぬ。

(一)　正面攻撃として法律の枠内での闘争を展開する。即ち、集排法による企業整備に対しては、組合は趣意書並に理由書を提出する、聴問会に於ける異議の申立、抗争手段としての内閣総理大臣に対する不服申立、裁判所に対する訴訟、企業再建整備法の中での闘争を行う。

(二) 側面攻撃の一として、労働法規闘争、賃金闘争の大きな圧力を活用して闘い、産別、大金属、その他の單産、社会党・共産党・労農党への共闘申入、地域人民防衛体制の確立を目標とする。

(三) 側面攻撃の二として、國内及び世界輿論への呼びかけを行いGHQ、対日理事会、極東委員会、日本政府、政党、持株会社整理委員会、ジャーナリストへ働きかける。

以上の闘争方針を実施するために、賃金遅配に対する闘争、加茂・川岸各工場の工場閉鎖に対する闘争、労働協約の改悪と一方的破棄に対する非常事態宣言の通告等を強力に推進することとなつた。

さらにこの闘争について注意すべき心構え乃至方針として

一、敵は即戦即決戦法に出ているから十分腰をおちつけて執拗に喰い下つて徹底的に闘うこと。

二、東芝を中心に広汎なる各企業、市民、農民の闘争を組織すること。

三、各企業、都市、農村の現実の諸問題をとりあげて闘争を組織し、東芝全体の全従業員自体をこの闘争に引入れると同時に、人民生活の安定、労働法規改悪反対、民族産業防衛、自由と平和と独立を擁護する線で統一行動を組織すること。

四、不正摘発を行い、資本の対立を利用すること。

を挙げている。

之に呼應し、大金属中央委員会では四月一日の決定に従い

東芝労連傘下の各組合並に其の地域各組合と連繫をとり、強固な地域闘争網を形成し、……労働法規改悪反対、労働協約蹂躙反対に関し、ストライキを以て意思表示をし、活潑なる各種行動を実施すべし。

という闘争指令を発し、波状スト、横這いストを全國各地の工場に実施しようとする態勢に出た。

東芝労連は、右の闘争方針に基き、に対し、三月八日、九日に趣意書及理会の口頭陳述における異議の申立て、び裁判所に対する訴訟等、法律の枠内うという闘争を展開した。

趣意書は詳細に亘つて指令案を反論論としては

(集排法による)この指令案は、そ

を蹂躙し、(2)立法の目的に違反し、議せる集排法実施の四原則に違反したるもので、明らかに適法性がなく、寧ろ経済力の集中を育成する(例えば二八工場の処分指令と同時に東芝車輛の合併指令が出ている)許りか、資本家が労働者のみの犠牲を強要して企業の再建を図らんとする野望をその儘指令案の形で発表したもので、之を保護して法律的保証を與えようとするものである。かかる事実は單に過度経済力集中排除法の違法行爲たるのみか、日本國憲法に対する違反である。

というにあつた。

又、かかる中央における法律闘争とともに、処分二八工場は自主的に職場管理を行いつつ所在の市民、農民層と提携して工場閉鎖反対=地方産業防衛の闘争を展開すると同時に市民、農民層の反税闘争などに加わつて〝地域人民闘争〟を具体的に展開、さらに非処分工場を含めて廣汎な工場処分反対、協約改悪反対闘争がみられた。その場合、日常的職場闘争の精力的展開によつて職制をも組合側にひきずりこんでゆく。例えば課長に〝この職場からは首切りは出さない、会社のやり方は協約違反だ〟といつた言質をとり、問題が起れば組合員が課長をつれて交渉にゆくという〝アベック戦術〟或いは「正面攻撃」として、指令案由書を提出し、一一月の聴聞政府に対する不服の申立て及で「敵の法律」を逆用して闘しているのであるが、その結の全部が(1)(該)立法の精神且つ(3)GHQ五人委員会の提たるもので、明らかに適法性る(例えば二八工場の処分指ている)許りか、資本家が労建を図らんとする野望をその保護して法律的保証を與え単に過度経済力集中排除法に対する違反である。

は下から職制を逆にころがしてゆく〝雪だるま戦術〟がとられ、その闘争形態は極めて柔軟かつ巧みであつた。中でも、加茂、川岸工場に於ける闘争は、弾圧に抗して最も強靱かつ凄烈を極めていた。

かくして連合会は会社の集排法悪用に対して徹底的に闘い関係各工場労組の地方議会市町村長をも動員して闘い、中央における持株整理委員会、政府当局、GHQ関係へのはたらきかけ、更に極東委、米大審院、世界労連に対する訴え、又その当時開会されていた國会へもちこんだ闘いの結果、……持株整理委員会笹山委員長の労連に対する回答書によつて会社の本法悪用に大きなくさびを打ちこんだ。この結果、会社の思惑は完全にはずれ期待した三月中旬には決定指令は出ず、会社の攻撃は一トン座をきたした（東芝労連ニュース第六号）。

「だが予定より三カ月おくれて集排決定指令は六月一八日ついに出され、会社側は六月三〇日人員整理について労連に申入れを行い七月五日から四回にわたり交渉が行われた。」（同上）

七月五日、川崎市堀川町の東芝本社で開かれた労資協議会で石坂社長から石川労連委員長ら十名の組合代表に申渡された『会社再建に伴う整理計画』案は、六月一八日持株整理委員会で決定指令された集排法による二八処分工場を除いた残存主要工場一六工場に対するもので、四九年四月末現在人員二二、二〇七名に対し四、五八一名の大量整理（整理比率二〇・六%）、その整理基準は次の如くである。

(イ)技能低能者、(ロ)職務怠慢者、(ハ)社規を紊す者、(ニ)会社業務に対する非協力者、(ホ)出勤常ならざる者、(ヘ)欠勤の多い者、(ト)病氣による長期欠勤者、(チ)配置職換の困難な者、(リ)業務縮小のため適当な職なきに至つた者

これは、國鉄・全逓の行政整理に於いて左派系組合活動分子をねらいうちにしたと同様の処置で、政府＝日経連の「政治的配慮」がうかがわれ、石川委員長をはじめとする労連幹部や各単組の専従者、共産党員は整理の俎上にのせられていた。

組合側はこの整理計画に対し、一一日の労資協議会で石川労連委員長から会社側の再建案を鋭く批判、人員整理による経費節減はわずか三億五千万にすぎないとし、会社再建の積極策として販賣政策の変更ほか六項目の組合案を提示、なお退職條件の改善を主張したが、会社側はゆずらず、七月一六日堀川町工場での個人宛解雇通告を皮切りに整理案を強行、各單組との団交を打切り、二二日までに解雇通告を完了するよう指令、ついに全面的な闘争に発展した。

会社側は、解雇通告に先立つて残留者に予めその旨知らせ、被整理者や戦闘的分子の影響から残留者を遊離せしめることをねらつたいわゆる「ささやき戦術」で戦線攪乱を企図し、民同派の動きも亦次第に活潑となつてゆく。短期決戦を期した会社側は先ず前衛分子の主力たる堀川町工場を主戦場として選び、通告前日七月一五日、アイバンホーが修理期にきており、石炭がないことを理由に（組合側は会社側が配炭公団の経営者と結び石炭の輸送を停止したと指摘している）アイバンホーの爐の火をおとすことを強要、以て職場作業を停止せしめんとした。労組はこれに反対したが、警官の弾圧と民同派の側面攻撃で敗れ、アイバンホーの火は消えた。更に、時期を同じくして起つた國鉄の行政整理反対闘争が、下山、三鷹事件の直接的印象の下に押しつぶされた情勢の中に、労連側の闘争も極めて困難な事態に立ちいたり、而も産別民同落合英一氏の根城でもある堀川町工場に、四、七二八名中一、三七〇名の解雇通知がなされた一六日、早くも民同派四八〇名が反共を標榜、労連脱退と新組合の結成大会を開き、ついで民同派幹部は富士・小倉工場労組の代表者と連絡、二三日には東芝新労連結成準備会を開き、「赤い東芝労

連」と絶縁、独自の立場で会社側と団体交渉を開始する旨の声明書を発表、二八日には新労連を結成、その勢力はすでに堀川町を中心に富士・小倉・群馬・新潟・加茂の諸工場単組、約三、〇〇〇名を擁し、旧労連の一九、〇〇〇名には及ばぬとは云え、漸くその動きは重要さを加え始めた。

かかる事態に対処して、労連側の闘争は、各単組が職場闘争、団体交渉で退職金問題をはじめ、「自発的退職者とクビ切りリストの変更」や「就職が出來るまで会社で働き賃金は日割で拂う」等、それぞれに具体的な要求の成果を挙げる一方、七月二二日川崎駅前で人民大会を開いて闘争宣言を発し、二六日の鶴見・府中・川口工場の二四時間ストを皮切りに二七日には三重・砂町・小向・余部・柳町二九日には大阪、三〇日には全部と第一次波状ストを展開したが、会社側は動揺せず、長期ストにそなえて一二億円の滞貨を用意したとさえ傳えられる程の頑強な決意の程を示し、又その戰術も巧妙を極め、組合員の大多数は闘争の確信を弱めて退職希望者の続出となつて現われた。これに勢を得た会社側は八月に入るや配置轉換や組織変更を行い、さらに二八処分工場約三、〇〇〇名に及ぶ人員整理を強行した。

会社側の相次ぐ追討ちに対して、労連側は八月一〇日から二日間行われた大仁工場のストを皮切りに一七日から砂町・富田林・網手・旭川・今治・大井川・大阪・余部等は、二八処分工場を中心とした第二次波状ストを展開したが必ずしも利あらず、八月末現在で、整理者のほぼ九割を超える希望退職者が出た。

「労連としては当時の情勢と組合側の條件を判断会社側の速戰速決をさけ挑発と分裂を克服して粘りぬき情勢の変化を待ち時期を得て解決する方針の下に大きく組織を守る闘いに立ち上つた。被解雇者の約一割（四〇〇名）はこの方針に従い困難な情況下においても確信と闘争心を失わずそれぞれ職場に生活対策に宣傳隊に活潑な活動をつづけた。

拒否者の多くは自分の首切りのことを忘れむしろ沈滞した職場の立直りのために日常闘争の先頭に立つて闘つた。

労連および単組は不正摘発（＝粛正）闘争、大宣傳戰、地労委中労委闘争その他種々の法延闘争を活潑に行い、一方会社の企業整備計画書に対してぼう大な異議申立書を作成、九月二九日異議申立を行つた」（同上）。

「一方会社は第二組合の育成に意を注ぎ……労連との交渉を拒否していたが、民同組合が思うように育たず労連のねばり闘争によつて組合側が立直りを示してきたのでついに『九月以降の賃金』の交渉を受諾」するに至り、「首切りの嵐ののち数カ月組合員大衆の中にも賃下げに対する不満からようやくたち直りの氣配が見えはじめ」「第二労連内部も混乱しはじめ主力の堀川町工場第二組合からは賃金闘争を契機とした各職場から脱退する者も出初め、第一組合の賃下げ反対、越年資金要求の職場闘争には第二組合員も同調する動きもあらわれた」。（同上）かかる事態に於いて、一二月増資への考慮もあり、数次の折衝ののち、一一月一六日、会社側石坂社長、岩下・高橋・倉石三常務、青木・池田・平尾・荻尾氏ら、労連側石川・山下・久保三役以下全中執、荒井川岸組合長、江部加茂副組合長出席の下に正式団交がもたれ、双方歩みよりの結果仮調印となり、ここに十月闘争來の東芝労連の企業整備闘争も一段落、続いて賃金闘争、越年資金闘争へとその重心を移してゆくのである。

仮協定書

東京芝浦電氣株式会社（以下單に会社という）と東京芝浦労働組合連合会（以下單に連合会という）とは隔意なき協議の結果、会社の再建を促進し労資双方の幸福を増進する目的を以て従来会

社連合会両者間に存在した今次紛争の一切を全面的に解決することに関し完全なる意見の一致をみたので左記條項を相互に確認しこの協定を締結する。

第一條　会社は連合会の所属員にして現在解雇を拒否している者の業務上の解雇を取消し希望退職とする。

第二條　会社は残存事業場において人員を補充する場合には今次退職者を優先的にせん衡し採用する、この場合会社は今回の解雇を拒否した者の故を以て差別的取扱いはしない、処分事業場においてはその事業場が分離独立した後においてはその責任者がその事業場の人員補充について決定すべきものである。

第三條　会社は今回の被整理者で未だ生業についていない者の就職あつせんについて可及的速やかに就職し得るよう極力努力する連合会はこれに協力する。

第四條　会社は今回の被整理者で当面職を得られない者に対しては会社製品の販賣等について会社の営業上許し得る限り充分便宜を図る。

第五條　今次紛争に関して会社連合会及びそのさん下労働組合のなした裁判所及び検察廳その他官廳関係の一切の事件は双方共にこれを取下げる、但し既に起訴されている刑事事件に関しては相互にこの協定の精神に則り善処する。

第六條　連合会は今回の紛争に際し中央労働委員会に対し連合会が会社側を相手としてなした一切の事件を取下げる、連合会はそのさん下組合及びその組合員が地方労働委員会に対し会社側を相手としてなした事件についても会社、連合会は夫々その速やかなる解決に努力する。

第七條　会社及び連合会は会社の企業整備計画の実施について別紙覚書を作成しその目的を達成するよう双方努力する、連合会は会社の企業再建整備計画に対する異議の申立を取下げ、早期に認可が確定するよう積極的に協力する。

第八條　会社は処分工場の育成発展のため適宜の援助を與える。

第九條　会社は今回の紛争解決費として金参百弐拾五万円を連合会に供與する。

第十條　会社及び連合会は新潟工場問題に関しては左の條件により一切解決する。

一、会社は十四名の懲戒解雇を取消す。

二、会社は右十四名の各自に対し金一封を支給し希望退職扱いにする、右全員の総額は金五万円とする。

第十一條　会社及び連合会は加茂工場問題に関しては左の條件により一切解決する。

一、会社は四名の懲戒解雇を取消す。

二、右四名を含み、現在解雇を拒否している者の取扱いは第一條による。

三、会社は加茂工場労働組合（以下第一組合という）の組合員中より約二十五名を加茂工場に充員する。

四、第一組合は第五條を前提として生産管理中の経理内容をことごとく会社に明示する。

五、第一組合は生産管理による販賣残存品を一切会社に返還し賣掛金債権を会社に返れいする。

六、第一組合が生産管理中に販賣した製品に対する物品税はこれを第一組合が納付する。

七、会社は今次紛争の解決賛として前号による物品税を含み金七十万円を第一組合に供與する。

八、第一組合は現在の組合事務所およびその占有している社宅二棟を会社に即時返還し会社は組合事務所の代替を貸與する。

第十二條　会社および連合会は川岸工場問題に関しては左の條件により一切解決する。

一、会社は四名の懲戒解雇を取消す。

二、右四名を含み現在解雇を拒否している者の取扱いは第一條による。

三、会社は川岸工場労働組合が川岸工場を立退くことを條件として組合の申出に基き約一二五名が主として電氣時計を生産するため会社が必要と認める機種及び数量の機械器具及び工具を企業再建整備計画書記載の処分予定価格をもつて前号該当者に賣却する。

四、会社は前号の電氣時計等の生産に対し極力援助を與える。

第十三條　会社及連合会はこの紛争解決に共同声明を発表する。

本協定の証として本書はこれを二通作成し会社及び連合会は各々その一通を保有する。

昭和二十四年十一月十六日

東京芝浦電氣株式会社
取締役社長　石坂泰三

東芝労働組合連合会
委員長　石川忠延

（本仮協定は第二十回全國委員会で正式協定として認定された）

第三節　失業者の運動

――自由労働者の闘争を中心に――

一

一九四九年の春の、公共職業安定所への、農家の次男、三男の來所がつたえられた。

（以上については第一部労働市場の動態参照）

企業整備により馘首された労働組合員、又は賃金の遅欠配によつて任意退職をしたものが、労働組合の組織からはなれないように、全逓・全金属・全電工・全日化等では、馘首者も、組合員たりうるよう規約に明記し、又、例えば、東京の、日本電氣、沖電氣、東芝の失業者は、地域別、職安別の失業者同盟を組織し、これを地区労と結びつけて、地区労としての失業者委員会として活動する方向をとつた。この組織の最初の中のスローガンは、㈠失業者手当を週一回にせよ（当時週二回）、㈡職安の民主化、㈢職安の民主化、㈣失業者へも加配米を、㈤失業者を復職させろ、であつた。併しながら、退職者によつて、退職者同盟・失業者同盟が結成された場合は少く、又、たとえ結成されても多くの場合退職金獲得闘争、又、復職闘争のための一時的組織であり、退職金がとれるとか、復職闘争がながびくとかすると自然に解散してしまう場合が多かつたのである。この分散していく失業者をどうして組織するか、ここに公共職業安定所を單位として失業者を組織することが考えられた。この例は、今みたように経営の失業者同盟が、地域別・職安別で組織されたことでもみられるが、実さいに職安別に強固な組織がつくられたのは、日やとい労働者の大量的アブレを背景とする「仕事よこせデモ」をつうじてであつた。

臨時、及び日やとい労働者に対する求人数の激減がこの頃みられるがこの自由労働者の中に流れこむ失業者群の状態は次のように記ろくされている。

「自由労働者というのは、きまつた使用主をもたないで毎日毎日職場をかえながら働く日やとい人夫であり、土工である。三田の

職安の例をとつてみると二〇%は昔から力仕事をやつていた沖仲仕だが、あとはみんな戦後の失業者だ。それでも昨年の七、八月頃までは昔から力仕事をやつていた人があつまつてきたが、九月一〇月頃から若いものがにわかにふえてきて、一二月になつたら工場労働者、商人、教員などが、この失業者群のなかに入つてきた。……前には荷あげで日収三五〇円ぐらい、土工で三二〇円、日通三〇〇円とかいう仕事が毎日あつた。あぶれたところで三二〇円ぐらいで進駐軍作業もあつた。はんぱの臨時仕事でも二〇〇円位にはなつたが、二月ごろから仕事が目にみえてへつていつた。三日に一ぺんか五日に一ぺんやつと仕事にありつけるという風になつた。ひるの弁当をもつてくるものはだんだんなくなつてきた。深川の安定所では一月にはあぶれても一日に一〇〇人ぐらいであつたものが、四月には八〇〇人もあぶれるようになつた。……」

「こうなると公共事業でもなんでもいいといつてそつちの方になだれこむ。」（失業者の手引―労農情報―より）

簡易公共事業は失業救済を目的としていたが、一日税引一六三円の低賃金のため従來は老人や婦人が主だつた。併し、前述のような狀態のため壯年の男子も流れこみ、この簡易公共事業にも、たちまちアブレが生じ、輪番制が採用された。

東京特地、税引一八二円の低賃金のため従來は老人や婦人が主だつた。併し、前述のような狀態のため壯年の男子も流れこみ、この簡易公共事業にも、たちまちアブレが生じ、輪番制が採用された。

一九四九年五月一二日朝、あぶれつづきの芝浦の約一〇〇名の自由労働者は、三田職安におしかけて、一、順番制で仕事を與えるやり方は労働者に徹夜させることになるから止めること。二、〝全員就労〟を要求して、五時間の団体交渉を展開し、遂に簡易公共事業への全員就労をみとめさせた。

この闘争がきつかけになり、翌一三日も前日より多いあぶれが生じたが労働者はすわりこんで日当をかくとくした。この頃のあぶれのひどさは、翌一四日現在の東京都総務課の次の報告にみられる。

1、登録労働者（日やとい労働者として登録された者）にして安定所に来所した者、及び寄場に集合した者の中で、その日就労しえなかつた者と、輪番制実施のため就労できなかつた者との合計数、即ちあぶれ数は八、〇一七人。

2、登録労働者総数より、その日の就労者数を差引いた数は一二、六七八人。

3、上記の他に就労を希望して来所したが、求人のみとおしと、簡易公共事業の予算の関係で登録を見合せ、本人に納得してもらつている者は、五月一日より五月一四日までに一、九六三人にのぼる（これは当然登録の上、就労あつせんすべきものである）。

このような狀態を背景として一四日にはこの闘争は澁谷にひろがり、一六日には、三田、澁谷、豊島、神田橋の安定所から約四〇〇名が都廳にデモをした。彼らの闘争は背水の闘争だつた。デモをかけた労働者は帰りの電車賃ももつていなかつた。自由労働者（多くの失業者をふくむ）のこのはげしい闘争は、政府の失業対策の破綻をあらわにした。一七日から、二三日までは、各安定所で、野放し就業が行われた。大森職安では、登録労働者は就労手帳を組合幹部にわたして仕事に行つてしまい、あとは組合幹部が安定所へ人数を報告するという「仕事管理」の戦術も作りだされた。

この闘争には婦人の参加が目立つた。低賃金、賃金の遅欠配の蔓延と、失業の累増は、労働者の家庭、特に主婦を、労働市場におしだしたのである。「主食のかけ賣りをみとめよ」という要求が、労働組合、主婦によつてかかげられた。日本共産党は、これらの諸要求を結びつけた闘争を指導した。

併し二四日に至つて各職安は、安定所長会議の決定「予算のわくを外してはならない」にしたがつて、予算外の就労を拒否した。労

働者は闘争をつづけた。各職安で、都労働局で、婦人をまじえての労働者の交渉・デモ・すわりこみがつづいた。かくて、ついに二八日に至つて、大蔵省と労働省の交渉で、簡易公共事業の枠は一、三〇〇人分ひろがつた。

六月三日、「仕事よこせ共同闘争委員会」は安井東京都知事に次の統一要求をだした。

一、完全就労させろ。

二、簡易公共事業の手取を最低二五〇円にせよ。

三、自由労働者に全額國庫負たんの社会保険を適用せよ。

四、都の直営工事に着手して職安の労働者を働かせよ。

六月一二日、数次にわたる交渉の結果、都は

一、六月中は完全就労させる。

二、手取二三〇円を一〇日から支給する。

ことを譲歩した。

この闘争で、自由労働者は、また失業者は、闘うことの強さと必要を知つた。彼らはその闘う武器をとりあげようとする公安條令の審議に対して、五月三〇日、三一日、他の組織労働者、学生等と共に強力な反対デモも組織した。こうして仕事よこせデモは、失業反対闘争の中かくとして、注目されるに至つた。

ここで注目されるのは、これら、職安別の自由労働者の闘争の組織が、△△自由労働者組合、或は全日本土建一般労働組合△△支部等となつていることである。又、四九年をつうじて「仕事よこせデモ」の最も戦闘的、行動的な東京地方の組織体が「東京土建一般労働組合」であり、全國的には「全日本土建一般労働組合」であることである。これらの組合は、名の示すように初めから失業者の組織として発足したのではない。全日本土建は、一九四六年結成された土建労働者の産業別労働組合である。ただ、問題は、先にのべたように土建労働者の中に、きつすいの土建労働者でない戦後の失業者が多く流入している事である。ここに失業対策事業は、てつとり早い土建労働にもつぱらたよつている。ここに土建産業の労働組合は、きつすいの土建労働者の要求と、流入した失業者の要求とを共にとりあげる必要が生じたのである。これは、一九四九年に入つて始まつた現象ではないが、一九四九年には前述のようにこの性格が特につよくおしだされる理由が、きつすいの土建労働者自身も、仕事にあぶれる—失業する—情勢の中で起つたわけである。この点は重要である。何故ならこのことによつて、土建労働組合、自由労働者組合の失業反対闘争の中における重要性が分ると共に、一方、土建労働組合の組織できる失業者は、土建産業に流入してくる失業者にかぎられるという限界もはつきりするからである。失業者は実に多種多様の形で存在する。即ち

「失業者はただ首をきられた労働者だけではなく、また職業安定所に集る自由労働者のみではない。それはあらゆる層にわたつて広はんに現われてきている。農漁村においても失業の状態は顕著であり、山林労働者もその大半は失業又は、半失業の状態にありさらに引揚者、学校卒業者の大多数、サラリーマン、インテリゲンチヤ、技術者、ヤミ商売その他に従事していた潜在失業者の顕在化、そしてそれらの家族も含めて、これらの失業者の大軍はいわゆる社会不安の根元となつている。

しかも、この失業者の大軍を背景として、就業労働者の労働不安は一そう深刻になり、中小商工業者はますます窮迫においつめられ、その他各種生業に従事するものの生活不安はいよいよ絶望的になつている。これらは半失業の状態にある。」（日本共産党中央委員会・失業反対闘争に対する方針、アカハタ八月九日—一〇日）

失業者が以上のさまざまな形で存在し、それが就業労働者の生活危機に直接に結びついているのであるから、失業者の組織形態は、さまざまの形態をとり、又、就業労働者の闘争と結びつく。失業者の組織を一つの組織形態にゆだねようとするのは当を得ていない。「仕事よこせデモ」をつうじての自由労働者に流入した失業者の組織化は、相当なされえた。併し、失業者を元の労働組合にむすびつけておく失業者同盟、失業委員会の形は効果的になされなかつた。

これもまた、日本における失業の特殊な存在形態に関係していることであるが……。

二

この東京に起つた闘争が、それまでうつせきしていたふんまんを組織して、如何に急速に全國に拡大していつたかを、次の職業安定局調査の日雇労働者争議件数が示す。

第190表　日雇労働者争議件数

	月別発生数（参加人員）															
	計	五月	六月	七月	八月	九月	一〇月	一一月
北海道	一八（四〇〇）	二（五〇）	一（二三）	四（四一）	五（五七）	二（一〇）	二（五〇）	二（四〇）
青森	七（二九五）			三（二三八）	四（二七）			
岩手	四（二五）			三（二五）			一（ ）	
宮城	一三（五八八）			一二（五〇九）	五（四七）		二（二五）	
秋田	三（六〇）				三（六〇）			
山形	一一（一〇〇）			三（一〇）	七（三四）		一（六）	
福島	九（一、〇六二）			二（五五）	二（五）	三（一、〇〇一）	一（一）	
茨城	六（三三五）				六（三三五）			
栃木	一四（二二九）			五（七〇）	五（八一）	二（一八）	二（六〇）	
群馬	八（三一）				三（一七）	四（一三）	一（一）	
埼玉								
千葉	四（四七〇）		二（二一〇）		二（二六〇）			
東京	一一七（五、二一三）	四三（一、四七三）	一九（八八二）	一八（三一〇）	一五（二、二五六）	一六（二〇三）	六（二〇三）	
神奈川	三〇（七六六）		三（九〇）	四（一一二）	一〇（三八一）	一二（一六七）	一（一六）	
新潟	一（二）			一（二）				

| | | |

熊本	四(三〇九)								
大分	二〇(一、二〇七)								
宮崎	五(九四)								
鹿児島	二(三四)								
計	五一八(二〇、七三四)	四九(一、五六二)	三三(一、六九九)	八六(三、三九二)	一七二(七、一七五)	一〇七(四、八八九)	五八(一、六七二)	一四(三四六)	
			一(二)	四(一七二)	六(五四)	三(一五)	五(一七二)	二(八六)	
				三(一三五)	二(三)	一(一)	一(六〇)	一(三〇)	
				一(一八)	一(一六)				

四九年五月、六月の仕事よこせ闘争は、東京では、一應、前述のような條件で終了するが、この間、前掲日雇労働争議件数の表のごとく、闘争は地方に波及し、東京に於ても七月に入つて闘争の第二のピークが形成される。東京土建一般労働組合の名で配布されたビラはいう

「おれたちはまた都廳へへたりこまなければならなくなつた。六月上旬二〇日にわたるおれたちの闘争のしめくくりとしてかくとくした二三〇円賃上げと、完全就労は六月末には早くもそのデタラメをかくしきれなくなり、二三〇円の賃金は今まで簡易公共事業からはみでていた重労働をあたり前のものとし、加うるにまた輪番制とアブレをおしつけてきた。」と。

八月二日、東京土建一般労働組合主催で、一五団体が参加して挙行された東京日比谷の失業者大会の決議はいう。

一、仕事をよこせ
一、輪番制反対、あぶれをなくせ
一、失業救済簡易公共事業の手間を三〇〇円にせよ
一、失業手当の一〇〇%支給、期間を一年にせよ
一、失業者、日やとい労働者に健康保険制を適用せよ
一、日本再建の事業を起せ
一、失業者から税金をとるな
一、生産資金よこせ
一、主食のかけうりをみとめよ、救護米の支給
一、首切り反対、復職させろ
一、引揚者に職を與えろ
一、警察費の値上げ、不当弾圧反対
一、吉田不景氣内閣はひつこめ

この大会は、都廳に対するデモに組織されたが、この大会でかかげられた諸要求、特に、失業者から税金をとるな、の闘争は、年末に至るまで、各地に鋭い形の闘争を組織し、部分的譲歩をかちえたのである。特に、農村地帯における失業者の闘争が、農民闘争の推進力となつた例が、関西でみられるのである。

七月、八月と強行された、行政整理で馘首されたものは、國鉄、全逓等、失業者同盟、退職者同盟の結成が部分的に行われる。併し失業者は、失業したままでは止りえない。彼らは、何らかの職につかざるをえず、生活を保証しえない失業者同盟は、アメ賣り、パンフレット賣りにしばらくの存在を保つたのちは、委員のみの組織となることが多く、少くとも、行動的な、動員組織として長期的に活動することはできなかつた。こうして一九四九年後半の失業者闘争の中核は依然として職安別の自由労働者組合であり、失業者同盟から再びこれに移つて來る失業者もあつた。

争議件数の統計表は、闘争が一〇月、一一月と下り坂となつていることを示すが、一二月には越年闘争で再び争議件数、参加人員共

急速に増加したことを示している。

	件数	参加人員
一〇月	五九	一、八三六
一一月	二七	七八九
一二月	七三	五、四六八

（この数字中、一〇、一一月の数字が、前掲表のものより多いのは、追加報告による補正の結果である。）

越年闘争のよびかけは、東京土建一般労働組合の次のビラにみられる。（原文のまま）

「暮と正月を目の前にひかえて

生活に苦しむ失業者諸君！

諸君は今、あてのないお先まつくらな、その日その日を送つていることだろう。腹がへつても、食うものすらない者も、働きたくとも職業安定所で登録を受けてもらえず、轉々と立ちん坊をしている者も、諸君の中にはいるにちがいない。また首をきられてわづかな保険金で生きてきたが、もう六ケ月の期限のきれた人もいるだろう。あるいは都市の美観をそこねるというふざけた理由で、露店を追われて再び轉落する者もいるに違いない。中には、登録はしていても毎日は働けず、アブれたその日は水をのんでゴロねをしている者もあるだろう。

ああ、なんと失業とはみぢめな苦しいものじやないか。

だが諸君！　われわれは生きたい。ドロボーもせず、うえ死にもしないで働いて生きていきたい。諸君もそう考えているにちがいない。あと一月で正月だ！　せめて子供に暖い正月とはいかないまでも、ミカンの一つ、モチの一片ぐらいはくわせてやりたい。だが諸君！　これは考えていたつてどうにもなるものではない。政府は諸君のためにこれつぽちの同情をしてくれたか？

生きるためには働かなくてはならない。闘わなくてはどうにもなりやしない。

諸君がついこの間なげこんだ赤いはねの金はだれのために使われるのだろうか。働きたくとも職がみつからず、暮しに困る者には、生活保護法の救済手段がある。ところが、これを握つているのは、民生委員だ。病氣になつても医者にかかれない者のためには医療保護法がある。これも民生委員だ。そして諸君が一人で民生委員の所に行つた結果はどうだつたか？　たしか電氣料も失業者には二〇ワット以下は無料の筈だ！　税金だつて交渉すれば失業者には免除になるにちがいない。

ララ物資、毛布、かんずめ、ミルク、おれたちにもくれ！　おれたちにも！

われわれ土建一般自由労働者は五月以来仕事をよこせと闘つてきた。そして一応の成果をえた。これは誰のおかげか？　ほかならぬ団結のたまものだ！

諸君も立上れ！　われわれも正月を控えて立上つている。諸君！　おなじ失業に苦しむ者は手をにぎろう！」

東京地方の自由労働者たちは「餓死突破共同闘争委員会」を結成して共同闘争を展開した。同委員会の一二月二七日提出した統一要求と、一月一六日の都知事の回答の主要部分は次のとおりである。

〔要求一〕　失業対策事業に従事の者に対して賃金は一日三〇〇円とし、昭和二四年一二月一日に溯つて支給されたい。

（註）政府は四九年五月第五國会において緊急失業対策法を通過せしめた。同法によつて失業対策事業は公共事業と分けられ、八億円の予算のうらづけをえた（当初予定は五〇〇億であつた）。この失業対策事業に従事中の者の賃金は四九年一二月末現在で二四〇円であつた。

〔同答〕　失業対策事業に就労する労務者に対する賃金は労働大臣の決定するところであり、緊急失業対策法にも、一般職種別賃金の額より低く定めなければならぬと明かくに規定してあるので本都において独自に改訂することはできない。

〔要求二〕　略

〔要求三〕　健康保険は都費負担で適用されたい。

〔同答〕　現行法規では日傭労働者は適用の範囲外である。

〔要求四〕　登録を一軒の家から一人というように限定せず、また登録を求める者に対しては無條件に就労表を交付すると共に絶対にアブレを出さぬようにされたい。

（註）失業対策事業に従事するためには、登録されることが必要である。ところが、次の回答にみられるようにこの登録には、色々の資格、條件がいる。この資格、條件の調査のため、或は、不備のためといつて、登録をされない者、延期される者の数が、相当おり、この点が大きな係争点であつた。又、折角、登録をしても、アブレることがあるわけで、就業への道にはまさに二重の門がしまつている。

〔同答〕　同一世帯から二人以上登録することは極力さけるようにと労働省通達の失業対策実施要綱にも明かくに定められているし又、限られた予算でなるべく多くの人々に働く機会を公平に與える趣旨からいつても同一世帯から二人以上の登録は困難である。求職申込みに対してはその人の家庭の実情、体力、能力、前歴等諸種の実情を勘案して最も適当な職業に就く機会を與えるのが職業紹介の建前であり、したがつて求職申込者を直ちに日傭労務者として登録することはできない。尚、完全就労の実施については、当局に於ては極力アブレを出さないよう努力して来てはいるが、すべての失業者をことごとく失業対策事業によつて救済することは極めて困難である。

〔要求五〕　現場までの交通費を支給されたい。

〔同答〕　現行の法規の範囲内では賃金以外の給與の支給は極めて困難である。

〔要求六〕　失業保険を改正してアブれたらその日に保険金を支給するようにされたい。

（註）日雇労働者への失業保険は四九年一二月より実施された。この保険では、被保険者が連続五日間、又は二カ月間に断続七日間あぶれた時に給付資格が生ずることとなつているため、その日ぐらしの者にとつてはその効果がきはくであることを非難したのである。尚、保険給付金は二段階にわかれ、甲が一五〇円、乙が九〇円である。

〔同答〕　失業保険金を改正することは國会の権限にぞくするところで都独自では解決できない。

〔要求七〕　各職安毎に寄せ場の上家を至急建てられたい。

〔同答〕　逐次具体化できると思う。

〔以下一二まで略〕

三

以上は具体的様相であるが、次に「自由労働者の闘争」のめざしている方向を東京土建一般労働組合が一九四九年秋だしている「当面のわれわれの要求すべき失業対策」を中心にみよう。

第一に、「自由労働者の闘争」「失業者の闘争」は戦争反対、軍事基地化反対の闘争に結びつこうとしている。東京土建はそのことを、

仕事よこせ、の項で
「平和な公共事業費の增額
イ、完全な治山治水工事の即時着手
ロ、住宅、学校等を大量に建築せよ
ハ、道路、橋梁をなおせ」
と要求している。この闘争はまだ充分組織されえなかつたとはいえ「どんな仕事でも、仕事さえあれば」という氣持を、「戰争のための仕事の拒否」にまで意識的にたかめていこうとする方向として注目される。

第二に、「自由労働者の闘争」「失業者の闘争」は、「建設工事の民主化」「職安の民主的運営要求」をめざしている。前者については特に建設工事における不正、腐敗の追求を行い（例えば大分縣佐伯市の失業者同盟―一六九名―は四九年末、市が登録労働者の減員をはかろうとしたのに対して土木課の不正をついて闘争し、ついに課長は辞職し、全員就労をかくとくした）又、土建産業につよい前期的遺制との闘争も行わなければならぬ。

（一九四七年末職業安定法が施行され、労働組合法による労働組合以外の人夫供給業が禁じられるや、旧来の▲▲組、××組は、そうこうとして、親分を委員長、オアニイサンを委員に労働組合をデッチあげた。かくて土建産業の労働組合には賃金のピンハネ、配給物資のよこながし、使用主と結託した不正をもつぱら行つて労働組合の名に値いしないものが多かつた。仕事よこせデモにもつとも戰闘的な「全日本土建一般労働組合」が、結成以来、もつとも精力的にかかる封建的組合、ボス組合への闘争を展開していたことは注目される。）後者の職安の民主化については説明に及ぶまい。民主化とは云うまでもなく、建物の塗装が新しくなつたり、庭告がスマートになることではたつせられず、職安内の官僚組織の民主化と、それの反映としての利用者への公僕としての実がとげられることにある。

第三に、「自由労働者の闘争」「失業者の闘争」は就業労働者を含めた、全労働者階級の闘争との明かくな、具体的な結びつきへの方向を指向している。

そのことは最低賃金かくとくの要求にみられる。最低賃金が就業労働者の全体を包括するきそ的要求であることはいうまでもないが失業者もまた、失業保険金等、社会保障制度の受給者としての見地からも、又、失業対策事業に従事する場合は同事業において生きていける賃金をかくとくする必要のある見地からも、全労働者階級の労働條件の改善と云う階級的連帯からも最低額をぬきにした平均いくらの賃金のもたらす分裂的役わりへの苦い経験からも最低賃金のもんだいに無関心たりえない。

東京土建労組は、失業対策として、「一般職種別平均賃金を最低一日手取四〇〇円にせよ、失業対策事業の賃金を最低三〇〇円にしろ」と要求している。

又、最低賃金のかくとくと共に完全雇傭のかくほも要求されている。賃金だけあがつても、仕事につけなくては何もならない。東京土建は、前述の、平和な公共事業費の增額の他に、「失業者を失業対策事業に無條件に登ろくし、完全に就労させよ」と要求している。

第四に、「自由労働者の闘争」「失業者の闘争」は社会保障制度のかく立を要求している。これまた全労働者階級の要求であるが、東京土建は、特に失業者の社会保障について次のような要求を次のように打ちだしている。

「失業者のすべての社会保障が全額國庫負担で

1　生活保護法の適用を民主的にし、基準額を三倍にし、家族員数に制限をつけるな

2　無料診療所、無料病院の增設

3 家賃、水道料、ガス代、電燈料、汽車賃、電車賃は國庫負担
4 無料宿泊所、託兒所、母子寮の增設
5 無料入浴券の発行
6 民生食堂の增設と食費の半減
7 ふとん、着物の無料支給
8 兒童に兒童服、学帽、学用品、運動靴、野球道具の無料支給
9 雨具、長靴、学校給食の無料支給
10 一切の强制寄附、强制貯金反対
11 遠足、修学旅行、見学の一切の費用の國庫負担
12 乳幼兒にオシメ、ミルク、お菓子の無料支給
13 お産の費用全額國庫負担
14 公益質屋の予算と数をふやし、品物により貸出金をかえ、利子を引下げよ
15 生業資金の貸出を簡單にし、最低一〇万円としろ、小口金融は無たんぽで即日貸出とせよ
16 日雇労働者の失業保険金を一日三〇〇円とし、アブれたその日に拂え、雨ふり休みを保障しろ
17 日雇労働者に全額國庫負担の健康保険と労災保険を
18 一切の休業手当は一〇〇%とし、スライドせよ」
19 交通費は労働者にわり引せよ」

第五に、「自由労働者の闘争」「失業者の闘争」は、重税にますますたかまりつつある税金闘争の一翼をになおうとしている。東京土建労組の要求はいう

「失業者から一切の税金をとるな。
1 基礎控除を一二万円とせよ
2 土建の町方職人の税金はすべて給労所得とせよ
3 土建の町方職人から事業税、取引高税をとるな」

要するに「自由労働者の闘争」「失業者の闘争」は職業安定所に対するデモとしては止まりえないし、事実止まらなかつた。事態をみちびいている原因が大きければ大きいほど、闘争も廣く、深くなつてゆくのである。

第四章　法規対策運動

第一節　概　観

概說　一九四八―九年間に施行された各種の法規は、アメリカ占領政策を背景とする「経済安定化」政策の一環として把握されねばならない。すなわち第二次世界大戰後に於ける資本主義の危機の深化、中國革命に伴う國際情勢の激変という諸条件の下に於て、日本の政府当局は、賃金三原則、経済安定九原則等に具体的に現われた再建方策を裏付けるべく各種の画期的な労働法規を制定乃至改正したのであるが、之等諸法規に対し、この二カ年間に労働階級の示した対策運動は概ね次の四期に分けることが出來る。

◇第一期　外資導入による日本経済再建を唱える片山首班内閣により、企業整備断行の地ならしとして、組合健全化への労働法規改訂が表面化してくる四八年一月から、之に対して機を失せず展開された反対闘争によつて、その企図が一應挫かれる同年六月迄。

◇第二期　つずいて夏期攻勢に立上らんとする官業労組に対し、同年七月末マ書簡に基き政令二〇一号が公布され、一大衝撃を受けた労組陣営により政令打破、國家公務員法反対の悪戰苦闘が展開されるが、遂に一一月末には國家公務員法改正が成立して公務員は一般

的労働法の適用から除外される。之に伴い國鉄・專賣部門が公共企業体として再編成され、その労働関係を規制する公共企業体労働関係法が一二月中旬制定を見、ここに戰後労働運動の前衞であつた官業労働者の活動は殆んど全面的な法的抑壓をうけるに至る。この四八年後半が第二期に当る。

◇第三期　ついで四九年一月へき頭、資本家側の次の攻撃目標たる一般民間労働者を対象とした労働法規改訂が労働界を見舞う。労働者階級は一月総選挙による社会党の後退、共産党の進出に刺戟されつつ第五國会上程の労働法規改悪反対を始めとして、行政整理の定員法反対、大学法反対等の闘争を展開したのであるが、之等の法規対策運動は常に、九原則強行に伴う企業整備や工場閉鎖に対抗し、最低賃金制の獲得を目指す産業防衞闘争にむすびついて遂行された。折しも四八年秋以來徐々に現われていた公安條例反対闘争が東京都に於て爆発し、これを契機として闘争は明らかに政治的闘争の様相を帶びて來る。この六月末に至る四九年前半が第三期である。

この一期乃至三期の間に於て、政治と経済における危機の深化に伴つて表面化して來た労組陣営内の左右の対立は、激化する法規対策運動にもあきらかな対立を示した。すなわち共産党、産別系の左派は、法律は常に階級闘争の進行過程のうちに成立するものであり資本主義が独占的段階に入ると共に、ファシズムの僞裝としての法規制定乃至改正に対する闘いは必然的に権力闘争の性格を帶びて來ると主張する。これに対し、社会党、総同盟、民同系の右派は議会主義的立場に於いて所謂合法闘争方式を固持して譲らないのである。

◇第四期　かくて四九年七月一日國鉄整理断行に起因する左派の低調化と、一應重要法規も出盡した後の中だるみから四九年後半には顕著な法規反対闘争を見ない。然しこの間に公務員の政治活動を禁止する人事院規則の公布、東京都公安條例の通過があり、集団的暴力行爲取締法案の議も現われ、これに対する闘争は反ファッショ闘争の性格を帶びて來ると共に、新労働法をめぐる闘争が労働協約闘争に於て職場に下つて地味に続けられた。

各期に於ける主要な法規対策運動は以下の通りである。

第一期（四八年一月より六月末まで）

◇労働関係法規改訂阻止運動

労働法規改訂問題が表面化したきつかけは、一九四八年一月一四日の閣議に於ける米窪試案であつた。試案の内容は公表されなかつたが、要するにそれは米窪三大労働政策（生産復興、ヤミ撲滅、争議の早期平和解決）に基き、その根本理念たる組合健全化を眼目とし、フラク活動の阻止、クローズドショップの禁止、組合專從者給與の組合負担、爭議禁止その他の制限の爲の公益事業指定の簡易化等を指向するものであつた。これは一月一三日総同盟第二回中央委員会が共産党フラクの排撃と組合の健全民主化を決議したのと軌を一にするものであつた。ここに共産党及産別系労組はいち早く強硬な反應を示し、二月三日産別系出身全國労働委員会議は「外資導入に呼應して企業整備と低賃金政策断行の爲に労組組織を破壞せんとする陰謀であり、ファシズムの脅威の再來」なりと宣言し、二月六日共産党中央委員会は闘爭スローガンの一つに労働法規改悪反対を採択し、全官公廳もまた実力行使を辞せずとの闘争方針を決定した。産別は政府の改悪案國会上程を三月初旬と見通して、中立系並に一部総同盟系労組に廣く呼びかけて、活潑な宣傳戰を展開し、その結果二月一九日全官公、電産、全石炭、大金属、全船、全生保等二十数組合を主要参加団体とする労働法規改悪反対共同闘爭委員会が組織された。

一方これよりさき二月一四日発足した産別民同は「フラク活動を

排除すれば政府は法規の改悪をせぬだろう」と專ら闘争主力を反共活動に置き、総同盟も亦「法規改悪反対闘争の正体は共産フラクの陰謀であり根拠なき幽霊闘争に外ならず、組合大衆の眼を労組民主化運動からそらす爲のものである」としたが、同時に資本家側よりの法規改訂の策動のある事実は之を肯定して「重大な関心」のあることを表明している。

かくして反対闘争は專ら産別の主導する前記共闘委員会を中心に展開された。右委員会は共同闘争を宣言すると共に闘争方針として各組合の闘争並に全要求を法規改悪反対に結集し、人民大会、署名運動、府縣別の各出身代議士に対する言質獲得等を指令した。また印刷出版労組のゼネスト決議、三月初めよりの全國各地の人民大会挙行、全官労の三月一日を期する一斉賜暇戦術の決行等、法規改訂を阻止しようとする闘争は、企業整備反対、最低賃金獲得闘争、特に全官公の三月闘争とむすびついて全國的に湧きおこつた。

政府はここに二月一〇日片山内閣辞職につづく芦田内閣の組閣難行等と相俟つて組合側の政治的壓力に抗しきれず、遂に最後迄態度保留を続けた上、三月中旬以後に至り加藤新労相をして数次に亙り労働法規の改訂を行う意思なき旨を表明せしめるに至つた。かくて組合の闘争主力は三月闘争に集中されるが、これに対する三月二九日マーカット・メモに基ずく仮調印は労働法規を改訂せぬことをその條件の一つに数えて居り、その後も組合は閣内右派の改訂必要論に対する警戒を怠らず、メーデースローガンにも改訂反対を大きく打出している。

◇紛爭処理機関問題その他

以上の如く政府は労組側の猛攻にたいする政治的考慮から労働法規改訂をいちおう引込めた。然し実際上の爭議防止策として大きく取り上げたのは、石炭鉱業連盟が全石炭、炭労等に対し賃上げの條件として提案した「紛爭処理機関の設置」であつた。社会党、総同盟系がこの機関設置を極めて進歩的な制度であり、かつ経済復興に寄與すると支持したのに対し、産別系は平和的解決に藉口する実質的労働法規の改悪なりとして強く反対し、その闘争を前記共闘委員会に持込んだ（労働協約の部参照）。しかしこの期に於て政府は経済安定の線に沿い、実質的に労働運動に密接な関係ある各種法規を第二國会で制定することに成功した。即ち組合の大衆的政治活動を財政面より壓迫する政治資金規正法、秘金闘争を封ずる國税反則取締法、「労働運動の彈壓と分裂政策を狙うもの」との共産党の反対を押切つた國家行政組織法の外、軽犯罪法も亦「その本來の目的を超えて労働運動その他國民の基本的人権を守る爲の合法運動を妨げてはならない」との制限をつけんとする社会党修正案は否決されて成立した。此等諸法規はいずれも、労働法規改訂のための既成事実をつくるものであるという宣傳が徹底せぬうちに、顕著な組織的反対運動もなく通過成立しているのである。

第二期（四八年七月より一二月末まで）

◇政令二〇一号打破斗爭

國家公務員法改正を指示する「マ書簡」が発表されたのは四八年七月二二日であつた。この時期は丁度三月闘爭と國鉄の奈良大会による左旋回を経て統一行動態勢を確立した全官公二六〇万が五、二〇〇円新賃金の調停を中労委に提訴し、民間労組農市民との共同闘爭による夏期労働攻勢に移ろうとする直前であつた。マ書簡は一、公務員のあり方　二、公務員の爭議権禁止　三、公務員の団体交渉権の否認　四、公務員の福利厚生　五、人事院の権限強化　六、公共企業体　七、以上を法定化することを内容とするものであつた。このマ書簡を命令と解する政府はそのうち一―三を直ちに具体化すべく、書簡を勧告に過ぎぬと主張する全官公、産別系労組の反対を

押切り、臨時措置として、とりあえず七月三一日政令二〇一号を公布即日施行した。本政令はその第一條第一項で公務員の団体交渉権を制限し、第二項で従前國又は地方公共団体によりとられた措置は本政令に違反する限り凡て無効とし、第三項で中労委。地労委の調停斡旋を中止し、第二條で公務員の爭議行爲を禁ずる等を規定したものであつた。ここにおいて中労委に繋属中の全官公爭議は自然消滅するとともに、組織労働者の半数を占め、常に労働運動の主導的地位を占めて來た官業労働者はその罷業権、団体交渉権を奪われ、労働三法の適用から除外されるという重大事態に直面した。この日産別議長、全労連代表は首相に抗議文を手交し、更に全官公廳労組連絡協議会は同日マ元帥に懇請書を出す一方、七月二六日以後連日開催された拡大委員会の結論に基き、一、憲法擁護　二、団結権、罷業権、団交権等の既得権確保　三、芦田内閣打倒、國会即時解散四、全人民的組織防衛闘爭等の方針をたて、オルグを派遣して各地域で農民、市民との提携によるいわゆる横ばい戰術を狙い、労農連絡会を通しての対社会党及労農出身議員への働きかけなど政治的活動に主力を注いだ。

全官公廳中最左翼たる全逓は七月二四日闘爭指令（第四号）を発すると共に、三〇日非常宣言を発表して「組織最大の危機」を訴え八月六日土橋委員長は外人記者団に政令打破地域スト決行を言明した。この間、千葉、石川等各支部には部分的ながら中闘不信任の声が出て少数民同派の動きが活潑化して來たことは注目に値する。然し大勢は地域闘爭の拡大、民間産業との共闘、渉外活動を強く推進し東北、北海道の職場放棄による抗議サボは激化の一途を辿つた。一方國鉄も三一日非常事態宣言を発し、「基準法諸規程を守る遵法闘爭展開」を指令しているが、この結論は民同、共産、革同の三派の激論の末二五対一五で漸く到達したものであつて、その後民同系は直ちに民同大会を開き、マ書簡の精神尊重と共産党指導からの脱却を確認して結束を固めている。しかし、各地域の政令打破闘爭は政令の違憲を叫ぶ職場離脱の形態となつて展開し、激烈を極めた（別項「主要な爭議」を参照）。

労組側の主張する政令違憲の論拠は之を綜合すると、(1)マ書簡は命令に非ずして勧告である。（尚八月二六日特別対日理事会席上シーボルト議長はこの旨言明している。）(2)本政令の根拠たる勅令第五四二号は既に一九四七年で失効している。(3)仮りに失効せぬとしてもかかる廣汎な政令への包括委任は新憲法の精神に反して無効である。(4)本政令は國民の基本的権利を否定する故無効である。(5)ポ宣言、極東一六原則に違反する、というにあつた。事態悪化の傾向に鑑み八月六日検察当局は「職場離脱は政令違反として処罰する、民間労組の同情罷業も共犯として処罰する」との強硬態度をもつて臨み、検束と解雇処分が続いた。この間中労委労働者側委員四氏は八月一〇日に、社会党正統派議員団も九月三日に夫々政令は違憲なりとし、共産党また労組側の反撃を支持指導している。社会党は政府與党として微溫的態度を持し、七月三一日総同盟との共同発表において、「一、マ書簡は占領下の現実に鑑み命令と確認された以上、政令公布の根拠あり。二、今回の事態招來は共産党の破壊戰術による非民主的組合支配に原因がある。三、政令に対しては団結権、団交権並に経済上の既得権を確保すべし。四、マ書簡便乘の反動勢力と闘う」となし、政令は合憲であるから不満ながら一應これに従うとの立場を堅持している。

かかる情勢下に、九月一日全逓第七回中委は傾斜闘爭、五月雨戰術による強硬態度を決定し、九月六日官民一五団体は芦田内閣全閣僚を職権濫用罪で告訴する等闘爭は長期化の傾向を示した。一方漸く態度決定に迫られた國鉄中闘は三派首脳部会談続開の結果、統一

左派の固持する政令違憲についての結論を保留し、九月八日「職場離脱は防止せよ」と指令した。また九月一〇日ケーディス・土橋会見により傾斜闘争には職場離脱、ストを含まぬ旨の表明を余儀なくされた全逓中闘は、翌一一日「機械的職場放棄の轉換」を指令するに至り、ここに政令打破闘争は漸次下火になると同時に、民間労組の一〇月攻勢と相應じつつ、闘争は專ら國家公務員法改正反対闘争に集中的に轉換して行つた。

◇國家公務員法改訂反対斗争

労組側による政令打破闘争の抵抗の中に政府の國家公務員法改訂準備は進んだ。即ち政府は政令による臨時措置をとる一方、マ書簡の全面的実施を目標に七月二八日臨時人事委員会作成の改訂原案を骨子とし、八月九月に亙り審議修正を重ねた末、一〇月一日閣議で改訂案の決定を見た。その主要改正点は、(1)法の適用をうける一般職の範囲拡大、(2)人事院の組織権限の強化、(3)政治活動の制限強化(4)私企業からの隔離等を含むが、最大改正点はオープンショップ制による団結権と、極限された交渉権(但し団体協約締結権なし)を認めた外は、労働三法の適用を除外し、政府に対するストその他の爭議行爲、怠業行爲を全面的に禁止したことであつた。既に全官公は八月八日政府改正原案に対し「一、罷業権、団交権の剝奪はポ宣言、一六原則、憲法違反である。二、組合専従者を認めず勤務時間中の組合活動禁止は事実上団結権の否定である。三、思想、政党支持の自由は奪われ、四、労働協約破棄による大量首切が策謀され、五、人事院は人事行政全般に亙り独裁権を有し、一方的に賃金は釘付けられる。このファシズム強化には決定的に闘う」と声明し、主として政令打破闘争を通して之が阻止に苦闘を繰返した。又さきに七月二三日、全官公と共闘に立つた産別系労組は公務員法改正は全労働者的問題であり、特に改正後は民間労組への壓迫は必然的であるとして、八月五日兼松炭鉱、一三日全電工東京支部、二一日全鉄労大阪支部等の各改悪反対二四時間ストを始め、街頭宣傳、署名運動、人民大会デモを全國的に組織して活發な闘爭を展開している。

一方総同盟は八月一六日「占領下にある以上マ書簡の精神に牴触せぬ限り最大限に官公吏の既得権確保につとめ、団結権、団交権の保障を目標に運動を展開する」と決議した。國鉄産別各民同、炭労、日労、無所属等二〇数団体による全國労組公務員法対策委員会(八月二五日結成)は九月三日闘爭方針として「一、自主的公務員法改正案の作成、二、反動勢力との政治的折衝、三、極左分子の責任追及と左翼的戦術の停止」を決定した。また九月二〇日の総同盟労代会議は具体的獲得目標を「一、現業従業員、単純労務者を公務員法の適用から除外する　二、団交権保障と労働協約締結権の確認　三、人事院の完全自主独立制と委員の民主的選任　四、組合専従者につき現職無給制度の法的処置確立　五、書簡に示されている公務員の待遇改善の法的処置」に置いている。九月三〇日、國鉄が金沢大会の結果政令打破闘爭態勢を解いた頃、昭電疑獄に動揺しつつ公務員法改正をもつて延命策を講じていた芦田内閣は一〇月七日総辞職し、一一月一〇日、第二次吉田内閣により公務員法改正案は第三國会に上程された。

ここに労組側はタフト・ハートレイ法廃止を掲げたトルーマン米大統領の再選(一一月三日)の報に勢を得つつ猛然たる國会闘爭を展開した。連日に亙るデモ、労農議員に対する督励陳情を推し進めると共に、國会外に於ては、一一月六日の三原則発表、同一〇日全逓琴平大会の傾斜闘爭方式の再確認を契機に産別系の闘爭は再び職場に下り、電産、金属、石炭等を先頭に相次いで反対闘爭に立ち「公務員法改悪賛成議員に投票するな」と早くも選挙闘爭氣運が濃化してきた。國会に於ては政府並に與党の改正案強引通過による早期解

散攻勢に対し、野党側は「公務員法改正と表裏の関係を爲す待遇改善の新給與予算の不可分論」を以つて遷延策をとり、二八日、社、民、國協三派共同修正案を作成して審議に臨むこととなつたが、社会党は二九日俄かに態度強化し、独自の大巾修正案を押すこととなつて大混乱を生じ、遂に翌三〇日朝政府改正案は衆議院を通過、同日参議院通過を以つて成立した。改正法通過に当り全金属は一時間抗議ストを決行し産別は一二月二日「敵は賣國的外資導入による日本植民地化への突破口を切開いた。ドレイ公務員法は具体的闘争でたたきつぶせ」と声明を発し、翌三日総同盟も「総選挙戰に於て公務員法反対闘争を強化せよ」と指示した。

なお**公共企業体労働関係法**（公労法と略称）は公務員法改正の一環として、マ書簡に示された國鉄、專賣の公共企業体化（國有鉄道法、專賣公社法）に伴い、(1)オープンショップ制、(2)団協締結事項の制限、団交手続の嚴密化、(3)爭議行爲の禁止、(4)苦情処理及紛爭調整並に調停仲裁機関設置を主内容として一一月一一日第三國会に提出された。労組側は闘爭主力を公務員法に集中しつつ、本法にも また同様の立場から反対を爲し、審議未了に終つたが、第四國会に再提出、一二月一三日政府原案通りの成立を見た。また同國会に於ては**教育公務員特例法**も制定された。

第三期（四九年一月より六月末まで）

◇労働法規改訂反対斗爭

公務員法及公労法により官業労働者の活動抑壓について、三原則九原則、更に所謂ドッジラインの円滑な実施の爲に賃金安定及失業対策と並んで労働法規改訂の問題が採り上げられるに至つた。第一期以來資本家側の労組法改訂の企図は着々進められて來たが、一二月総司令部の示唆を受けた労働省は法規改正委員会を構成し、四九年一月四日改正原案の作成に着手、同一四日第一次試案を発表した。その改正要点は、(1)組合定義の明確化、(2)不当労働行爲規定の拡大、(3)団交規定の明確化、(4)紛爭の平和処理、(5)団協に於ける労資対等、(6)労働委員会の権限強化、(7)公益事業爭議の冷却期間を九〇日に延長すること等であつた。かかる情勢進展に呼應して労働者側の動きも漸次明確化した。すなわち一月二九日産別法規対策委員会提唱により、中立系及総同盟系の一部を含めた四十数組合参加の下に、法規対策の統一戰線として全國労働組合法規対策協議会（略称全法協）が結成された。全法協は一月末労働省第三次試案を入手し、民科、自由法曹団、労働委員等と共に検討を加えて傘下組合に資料を配布する一方、労働省に連続的団体交渉を行い法案作成の公開と立案参加を要求すると共に、既に前年一二月発令された労組法施行令第三六、三七條改正（労委の職権委嘱と労働大臣の労委に対する地位強化）、同月二二日の労組規約及協約の個別指導に関する次官通牒、四九年二月二日附労組資格審査基準についての次官通牒らの反動性、違憲性を追及した。ここに当局は第一次試案から組合登録制、苦情処理機関設置規定等を削除した労働省試案を二月一四日発表した。これにつき二月二〇日より三月一日迄全國七大都市で行われた公聽会では、(1)法案作成手続の非民主性、(2)科学的事実調査の欠除と官僚の独善的見解、(3)内容の違憲性等をついて、労組側及一部学識経験者から強い反対意見が述べられ、大阪、九州では労組側の総退場と云う事態まで起した。これと併行して二月二三日からの第三回全國労委連絡協議会は大巾修正を政府に申入れ、また三月九日法務廳調査意見局も労働省試案は団結権、団交権を不当に壓迫して違憲の疑ありとの意見書を提出した。

この間総同盟は、「九原則の経済自立の要請に應える爲には、労組民主化、自立的運営、労資対等、産業平和の実現こそ最緊要事であり、改正案がこの線に沿う限り反対すべきではない」が、「主導

権を労組で握り独自の改正案を提出すべし」として、二月末第三回中央委員会の決議に基き、「試案は却つて取締法的性格を強め労組の自主的活動を制限する傾向あり」として修正意見を策定し、社会党又之に歩調を合せた。一方共産党は「今度の改訂は全面的改悪故全面的撤回を要求する。当面の緊急事はこの暴力的資本攻勢を如何にして喰いとめるかであり、積極的修正案提出の意図はよいが、実際は法律主義にまきこまれて大衆闘争を忘れる危険あるのみならず産別、総同盟、中立と意見纏らず戦線混乱をつけこまれる。故に現行法規の防禦を以つて当面の基本方針とする」（三月一日）とし、一政府は法規改悪を既成事実とする爲に次官通牒や干渉により、労働協約に於て之を実現しつつある。故に一般の闘争戦術に止らず、協約改悪反対に努めよ」と主張している。事実三月九日次官通牒は規約、協約の改訂を速にし、専従者給與は全國組合にても九〇日以内に打切れと指令し、東芝、昭電、日石、日鉱等においては協約改訂問題が悪化した。東芝労連の如きは組合結成以來の最大最強のストト準備を指令し、産別も亦事態の重大性を指摘し、法規改悪反対闘争を職場の大衆に直接関係する協約改訂問題を通して下から盛上る闘争に組織すべく、三月一〇日の職場代表者会議で「既得権は職場闘争で確保せよ」との根本方針を決定した。この協約闘争は民同、総同盟系に於ても強く展開された。かくて法規改訂の実績を作ろうとする政府、資本家の策動を粉砕する態勢の確立と相俟ち、闘争は金属、印刷、私鉄、石炭等の実力行使を含む産業防衛闘争、農市民との共闘による人民闘争となつて急速に高まつて行つた。一方米國に於てはタフト・ハートレイ法廃止による新労働法案が議会に上程され、三月三日極東委員会に於けるソ連代表の「日本の労働法規改悪は一六原則違反なり」との声明、三月七日総司令部労働課エーミス氏の「試案は組合に対する制限事項が多すぎる」との警告等があつた。この頃より法規改訂反対の人民大会の波は全國的に拡がり、特に大阪に於ける三月二七日及四月二日のデモは警官隊との衝突を起すなど闘争は激化の一途を辿つた。

ここに於て労働省も三月下旬國会上程の予定を変更して試案改正に着手し、四月二三日改正労組法、労調法の最終案を発表する運びとなつた。この政府最終案は、団交に対する干渉規定、スト予告制幹部労働組合、交渉單位組合等を撤回してはいるが、尚取締法的本質は何ら変更されて居らぬとして労働者側はこぞつて之に反対した（総同盟労働資料五月一日号外、産別調査資料九二号）。第五國会への上程期日たる四月三〇日にかけて四月中旬頃から金属、電工の全國的ストを先頭に、全日化、印刷出版、私鉄等の三〇万に及ぶ抗議ストが波状的に決行された。國会に対しては院内の労農議員団と提携して総同盟、産別、全官公、全学連等による空前の大動員がかけられた。この壓力の中にあつて東芝、事実上棚上げの止むなきに至つたのは見落し得ない。國会上程後は院内外勢力の結集による奮闘にも拘らず、五月一三日衆議院に於て民自、民主の絶対多数で二三五対八八票を以つて押切られたが、その前日には主要改正点の一つであつた冷却期間の繰返えし規定が削除される等、最初の大巾改訂第一次試案から通過法への後退は正に労働攻勢の成果というべきであつた。又國会に於て富農、地主、中小企業層を地盤とする國協、社革、農民新党等がいずれも改悪反対を唱えたのは、之等の階層が三原則、九原則の強行による独占資本の影響から脱却しようとして、闘争が既に労組の枠を破つて地域的産業的なつながりを持つ人民闘争へ発展しつつあることを物語るものといえるであろう。

かくて改訂法案は五月二二日参議院に於て一二二対五〇票を以つて通過成立したが、同日産別会議は、「既得権を飽く迄守り、闘い

の成果を堅持しつつ悪法の実施を職場闘争の中で具体的に阻止する一との基本的態度を決定し、今回の闘争の欠陥を「労働法規改悪が経営乃至職場に於ける次官通牒等の強行に基く実績の成文化であるとの理解の欠除と、改悪が直接首切賃下げ労働強化につながるとの把握の不足、即ち法規拘泥と議会中心の陳情主義」に求め、今後は闘争の成果たる「自由設立主義」に基ずくアウトサイダー組合（法外組合）活動を廣汎に組織すると共に、御用労働委員会ボイコット闘争の拡大による改悪法の無力化、撤廃闘争に努めることとした。之に対し総同盟は六月二四日新労組法対策要綱に於て、「新法は幾多の疑義や反対点もあるが、公布施行された以上その法規中において如何に有利に吾々の立場を確保し闘いとるべきかが当面の目標である」とし、産別の法外組合活動は「健全なる労組の自殺的行為である」と批難している。

◇大学法案対策運動

大学法案反対運動は四八年四月から全学連始め全國の大学高専教職員組合や関西の四〇校の参加による大学法対策大阪地協の結成となつて進められてきた。七月一五日大学法試案が発表されるや右の諸団体を中心とした廣汎な学生教職員の組織は、大学の自治を弱め学術の水準を引下げるものであるという見地から、主としてその管理機関のあり方について反対し、学生運動も人民戦線の一翼としての政治闘争化するに至つた。一〇月八日文部省の「学生の政治活動禁止」の通牒が出され、その直後右派的な私学連の結成を見た。しかし四九年になり、二月二四日共産党提唱で教職員学生の統一戦線として組織された大学法案対策懇談会を中心に、各地の街頭宣傳、署名運動等が活潑に展開された。この運動は関西を始め東北、九州にひろがり、あたかも教育予算削減、教育費の地方負担増加、東京、長野にあらわれた共産党や組合関係の教職員の轉勤退職強要等と関連して、教育復興、教育防衛闘争の一環としてとり上げられるにいたつた（教育復興運動の項を参照）。大学法案の主要部分をなす教職員免許法、國立学校設置法の國会上程（五月九日）を察知した全学連中闘は、五月三日全國傘下四〇〇校三五万の学生に対し一四日迄にスト準備完了を指令し、関西、北陸を先頭に立遅れ氣味の関東を含め、全國各地一二〇校、学生数一五万人がストを決行した。

◇定員法反対運動

第二次吉田内閣は官廳事務の迅速化と財政負担の軽減を目的とする行政簡素化を提唱し、四八年一〇月二九日の閣議における岩本試案が行政整理の口火となつた。四九年一月四日、具体案立案のため設置された行政機構刷新審議会は二月一〇日「行政機構刷新の基本方針」を答申し、つずいて第三次吉田内閣は之を基礎に二月二五日特別会計職員二割減、一般会計三割減の閣議決定をおこない、三月中旬より具体的整理交渉に入つた。この頃民間産業に於ける企業整備、工場閉鎖は個々の企業内で解決できない状態となり、労働運動も産業防衛の形をとつて來たのと呼應し、争議権を奪われて闘争の困難を感じていた全官公廳労組は、之と共闘の準備を進めた。全逓では二月中旬定員獲得闘争指令を発する一方、独自の予算案を編成して大藏、安本に壓力をかけ、四月には全電工及金属労組との間に通信産業防衛委員会を結成し、法規改悪反対闘争を行う方針をとつた。また國鉄労組では二月末中央委員会で民同派は「客観狀勢からある程度の整理も止むを得ない」との案を出したが統一左派の反対で一労働者の一方的犠牲による機械的行政整理に反対する」との方針にきまり、中闘委員会を復活して闘争態勢をとり定員獲得に積極的活動を開始した。一方政府は三月四日設置の行政整理本部で中央官廳の人員整理について定員法案の立案を進めていたが、退職手当に関する規定が難行したため之を切り離して政

令に譲り、四月三〇日閣議決定をみた。かくして定員法案は五月一一日夜第五國会に上程され、同日の全官労二八組合代表四、〇〇〇名の法案撤回デモ、一八日公聴会における労組側の反対、一九日國会乱闘事件の蒼起、およびここにからむ野党側の審議遷延策も効を奏せず、遂に二一日衆議院を通過し三〇日その成立を見るに至つた。ここに六月三日全農林職組大阪食糧事務所の全員四二六名の抗議辞職を始め労組側は「定員法付則五條、九條は、國家公務員法及び公労法に於てすら残された苦情を訴える権利及団交権を定員法実施に適用せぬと規定して居り、明らかに憲法違反である」となし、左右両派とも一致して反対した。然し右派は合法闘争方式をとり、団体交渉による納得首切と失業対策の樹立を主張し、早くも「事後処理」段階に轉換して組合の民主化に重点を移行しようとした。これに対し左派はあくまで護憲遵法闘争方式による辞令返上戦術を採り、約一〇万の出血を予定された國鉄は、六月九日定員法による新交替制拒否問題をきつかけに、公労法に眞向から反対した権力闘争としての國鉄スト、人民電車事件に突入し、六月二三日の中央委員会は闘争方針として「ストをも含む実力行使」を決定して民同派と正面衝突をするにいたつた。

◇公安條例反対斗争

第五國会は定員法、改正労働法、集中生産を促進した補給金打切運賃郵便料値上げ等の九原則予算を通過させ、対外貿易不振等にからむ経済危機の深刻化は大衆の権力に対する不満を尖鋭化しつつあつた。かかる情勢下に於て、労組の運動をその枠を破つて大衆に直結させる突破口を切り開いたものは、全國各地に施行を計画された公安條例の反対闘争、なかんずく東京都のそれであつた。地方自治法第二條第十四條に基き地方公共団体がその独自の要求に従つて制定し得る條例として、公安條例が全國最初にあらわれたのは四八年七月七日福井市「災害時公安維持に関する條例」であり、次いで同年七月三一日大阪市「行進示威運動及公安條例」であつた。この條例が出されるや、産別、大阪地方共同委員会は治安維持法の地域的復活であると市民に訴え全日本機器、全鉄労各大阪支部も抗議ゼネストを決定した。これらの情勢におされてか総司令部の指示もあつて、右條例は市長專決を以つて同年八月一八日効力停止処分を爲しかるにその後これを若干緩和した現行大阪公安條例が一〇月五日公布され、つずいてこれをモデルにして四九年五月頃にかけ福島、静岡、新潟、滋賀、石川の五縣條例及び大阪府の一三市二町、和歌山縣の四市二町、奈良縣の二市三町の外、下関、香川、島根、宇都宮等が市町村條例をそれぞれ公布施行した。

東京都に於ては四九年四月中旬より都が「整列行進大衆示威運動に関する條令」施行について関係方面との折衝、起案を開始するやこれを知つた労組側はいち早く闘争の口火を切り、反対デモは連日動員された。特に定例都議会最終日たる五月一六日には、抜打ち上程に備えて都廳廣場には都労連傘下組合代表及京浜産業防衛会議の條例反対人民大会、デモ等が開かれて都議会に壓力を加えた。一方神戸に於ては五月一九日市会上程の公安條例反対デモ隊は警官と衝突して、四〇名の負傷、一五名の檢束者を出す狀態であつた。之等條例の中心点は、從來四八時間前の届出だけでよいデモを、七二時間前の届出による許可制とし、屋内集会を制限禁止し、プラカード印刷物等を檢閲すること等であつた。ここに労組側は、デモ取締りは道路交通取締法で充分であるにかかわらず、かかる條例を新たに制定するのは憲法に保障する集会及団体行動の基本的権利をじゆうりんするものであると反論した。次いで月三〇日、都廳廣場に於て、各労組代表、自由労働者、学生、市民、

農民等を結集した大衆三、〇〇〇名は警官隊と衝突し、東交柳島支部橋本君を惨死せしめる事態を起した。憤激した大衆は翌三一日引続き抗議人民大会を開いて、六四名の検束者を出し、同日東交柳島支部、六月二日廣尾、目黒の三支部が業務命令をけつて無期限ストに突入した。六月一日産別の「ファッショ的意図粉砕へ全組織をあげ実力を行使して闘う」との声明に應えて東芝労連関東地協一五、〇〇〇名の條例反対一時間ストを始め、闘争は金属、國鉄に波及、同時に京浜東部、南部の地域闘争の激化となつて形勢緊迫するに及び、検察当局及社会党、総同盟の線を守る東交本部はスト中止を勧告し、都当局は六月四日政令二〇一号違反をもつて臨む方針を表明六日三支部幹部一〇名が懲戒解雇され、七日に至り戦術轉換を迫られた東交ストは中止となつた。

総同盟系はこの條例反対闘争を左派の九月革命の予行演習に過ぎずとして共産党系との共闘を拒絶し、別個に対策委員会を設置した。東交本部は九日スト指導者二九名を組織違反者として除名し、一一日産別系都内八〇団体二万人参加の下に開かれた公安條令反対の「五・三〇事件人民けつき大会」にも社会党、総同盟系の参加なく客観狀勢の推移に伴う左右両派の対立は愈々決定的となつた。

◇團体等規正令

尚本期中の立法で注目すべきものの一つに団体等規正令がある。吉田内閣は組閣第一声で「破壊的思想分子排撃」を明にしていたがその具体的な法制上の措置として四九年四月四日、突如として勅令百一号「昭二一・二・二三日政党・協会その他の団体の結成の禁止に関する件」を改正し、団体等規正令として昭和二四年政令六四号を公布施行した。改正要点は、㈠政令目的の項を設け「暴力主義的団体」等の結成指導の禁止を明記し、㈡届出団体の及反民主主義的団体届出に政治的思想的事項を附加し、㈣法務総裁の権範囲を擴げ、限並に罰則を強化した事等であつた。之に対し労組側は、一、規正令制定手続の違法且不当性　二、異議申立をも許さぬ法務総裁の団体解散指定権その他独裁権の不当性　三、思想、政治活動自由の彈壓反対等を掲げ、「完全に憲法を無視し國会の立法権を否定し、絶対権力にかくれて自己の恣意的立法行為を爲すと云う独裁的ファッショ規定であり、天皇神権下の緊急勅令の現代版である」と非難している。

第四期（四九年七月より一二月末まで）

七月一日國鉄人員整理に始まり民同派が組合主導権を握つた本期に於ては特に顕著な法規闘争は見られない。しかし新労働法をめぐる闘争は職場に下り、特に労働協約闘争と産別系法外組合活動に結集されて地味な実績をあげている。新労働法の内容が第一次試案より著るしく後退している爲、資本家側は協約改訂で既成事実をつくりあげ、実質的に試案の線までかえそうと努めた。

かくして経営権と人事権、組合専従者問題、非組合員の範囲、組合活動並に政治活動、会社施設什器の使用、経営協議会、苦情処理乃至紛争処理機関、労働條件等に関し新労働法をめぐる闘争は、具体的な協約改訂問題に移行するかたちとなつた（協約の項参照）。又法外組合活動を抑制する目的をもつて労働省は六月一〇日、七月九日、同一一日の連続的通牒、各労政事務所の動員、宣傳活動の強化等を進めた。また八月六日「労組法解釈例規第一号」を出して法外組合の権利保護を否定するや、労組側はこれを「不必要且越権であるばかりでなく労委に対する不当干渉」であり、新労働法の自由設立主義の精神を全くじゆうりんし、組合を官制御用化する政策解釈であり、法理論上も実際上も実施不可能の事項が多い」と反撃した。八月二六日の中労委指令は右解釈例規は「法規の形式的励行で無用の混乱を來す虞あり、当分の間過渡的措置として法外組合を認

むべく、もし組合が正面から非合法方針を堅持するときは救済し得ない」との態度を示しているが、一一月一二日の第四回全國労委連絡協議会は政府に対し一、法外組合でも調停し得る。二、一度法人格を取得した組合は労委の資格審査なくとも法人格を有す。との注目すべき申入を決定している。尚重要法令の一つとして九月一九日に**公務員の政治活動制限に関する人事院規則一四―七**が制定されている。これに対する各労組代表の抗議は全商工全農林を中心とする全官労に於て特に激しく続けられた。この問題を契機として、九月二一日反ファッショ共同闘争協議会が組織され、実行委員は同日総司令部他各國代表部に善処方を要請する一方、外人記者に訴えて國際的輿論の喚起を求め、又一〇月六日には日本学術会議が右規則公布に関連し学問思想の自由尊重の勧告を政府に行つている。この外本期に於ては問題の**東京都公安條例**が九月一九日自由労働者外千五百名のデモに包囲されつつ、バリケードと警官隊の物々しい守備の中で都議会を通過した。また全國農民大衆の壓倒的な反対の為に、前二回の國会で持越しとなつて來た**食糧確保臨時措置法改訂**が一一月三〇日稀有の與野党対立激化の中に衆議院を強行通過し、第六國会最終日の一二月三日参議院野党派必死の阻止戦術で不成立となつたが、同月七日政府は第七國会開会の中であるにもかかわらず、食確法の代りに**食糧確保の為の臨時措置に関する政令**をポ政令として公布即日実施した。又懸案の**地方公務員法**も民間越年攻勢と國鉄新給與裁定問題で第七國会では成立を見ずに終つた。尚本期に於ける注目すべき動きの一つは**軍團的暴力行為取締法**制定計画とこれに対する労組側の反撃であつた。八月初旬以來参議院法務委員会から國会上程を予定されていた本法については伊藤（社）法務委員長等により同月下旬「暴力主義的企図により政策変更を為し憲法下にある國家組織その他の制度を破壊する傾向を有する団体構成員が刑法等の罪を犯したときは、(1)その団体責任者、指導的地位にある者も共犯とする。(2)刑訴の拘留期間延長、(3)保釈不許可」等の要綱が決定されたが、労組側は一斉に本法案は暴力行為取締に藉口して労組、学生其の他大衆運動に不当壓迫を加え団体等規正令、公安條例等と共に治安維持法復活えの一環を為すとして猛反対を起し、為に社会党内部にも反対意見が出て立消えになつた。以上の如く本期に於ける法規対策運動は世界情勢の微妙な動きと左右両派の勢力消長を複雑に反映しつつ展開したといえるのである。

第二節　國鉄労組の法規対策運動

四九年の労働者闘争の一つの大きな特長は、國会闘争が労働者の闘争戦術として非常に大きな意義をもつたことである。國鉄労働組合もこの一年に三回もの國会闘争をもつている。第一回は、第三、第四國会に対する公務員法改正および公共企業体労働関係法案反対の闘争であり、第二回は第五國会における定員法に対する闘争であり、第三回は、越年要求をめぐる國会共闘の闘争であつた。

このように労働者闘争において國会闘争が大きな比重をもつことになつたのは、労働者が官業、民間企業を問わず自からの要求において共通の相手として國会というものをもつにいたつたこと、すなわち共通の「政治」の問題をもつていることおよび自己の階級の要求のため闘つてくれる代表者をもつていることなど多くの理由があるが、四九年においてはそれは大きくわけて二つの理由があつた。

一つは、四九年の資本攻勢が「法律」の濫造による全体としての労働運動の抑壓という形態をとつたからであり、このような抑壓「法規」の濫造を阻止することは、労働者闘争の主要な闘争の一つでなければならなかつた。

第二には、二〇一号政令により公務員および官業労働者の爭議権が奪われるにいたつたため、これら労働者の闘爭は、いきおい合法闘爭というようなワクをもつことになり、そのワクのなかの闘爭として國会闘爭が大きな意味をもつたことである。

國家公務員法改正　國家公務員法の改正は、官公廳労働者に加えられた戰後最大の攻撃であつた。これに対する労働者の反対闘爭は國鉄、全逓労働者の職場離脱の闘爭にはじまり、一〇月には第二次吉田内閣の成立とともに新たに全官公廳一本の七、三〇〇円新賃金要求が加えられて大きくもり上つていつた。一一月二〇日には國鉄をふくむ全官公主催の要求貫徹労働者大会がひらかれたが、この大会は次の共通のスローガンのもとに全國一斉に闘われた。

(1)七、三〇〇円即時支給
(2)二・八カ月赤字補給金支給
(3)ポ政令撤回
(4)団体交渉権、罷業権の確保
(5)公務員災害補償法の即時実施

一方、この官業労働者の闘爭に呼應して九月に電産がたち、ついで海員、私鉄、炭労など民間基幹産業労組のストライキ闘爭がつづき、一一月にはのべ四〇〇万人に近い労働者の大闘爭に発展し、吉田内閣に対しきわめて大きな壓力が加えられたのであるが、公務員改正案は、一一月三〇日、ついに國会を通過した。

この改正により官業労働者は

(1)労働組合法および労働関係調整法の適用をうけないばかりか、労働基準法および船員法からさえ除外され（同附則第一六條）

(2)従つて、労働組合法にもとずく労働組合の結成は許されず、ただ第九八條第二項の想定にもとずく「組合その他の団体を結成し」得るが、しかし　これらの組合その他の団体を「結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる」のであり即ちオープンショップ制がとられ（第九八條二項）

(3)団体交渉はもとより認められず、従つて「政府と団体協約を締結する権利もなく、ただ「勤務條件に関し、およびその他社交的厚生的活動を含む適法な目的のため、人事院の定める手続に従い、当局と交渉することができる」にすぎない。（第八九條第二項）

(4)同盟罷業、怠業その他の爭議行爲は出来ず、政府の活動能率を低下させる怠業的行爲は許されず、「何人も、このような違法な行爲を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない」とされ（第九八條第五項）

(5)政治活動は禁止され（第一〇二條）

(6)職階、給與、給與準則、採用、昇任、降任、轉任復職、配置轉換、退職、免職および勤務時間、休暇、休職の人事および労働條件の一切は人事院によつて採配される。（同第三條）

という狀態につきおとされたのである。

なお、國鉄労働者は、日本國有鉄道法第三四條第二項の規定により國家公務員法の適用はうけないが、同法の施行される四九年六月一日までの期間は公務員法第二條の一般職に属する職員として公務員法の適用下におかれた。

このような公務員法の改正に対し國鉄労働組合の内部には、たとえば同労組委員長加藤閲男氏に代表されるような考え方がかなり強く支配していた。

「私は民主主義の今日、政府職員はひとしく國民に奉仕するものである。國民に奉仕するものが今までのようにに一番先に立つて爭議手段をとるというようなことはおかしいと思う。従つてこれか

らは民間の労働組合に先に立つて闘つてもらう。われわれ政府職員は当然、國民全体に忠誠を誓つているのだから、國民の方でも、われわれが爭議しなくてもわれわれの待遇を十分考えてくれる。これが私はノーマルな労働運動だと思う。」（加藤閲男「公務員法改正と今後の組合運動」労働評論一〇月号）。

またこの考え方は、執行部の方針としてひきつがれ、公務員法成立後の一二月二三日の同労組組織社会部の「公務員法改正と今後の組合運動」についての指示は次のようにのべている。

「公務員法の改正に伴つて好まざるに拘らず、この法律下に吾々の組合運動は続けられなければならない。では現在この公務員法による運動はどうしたらよいか。大体吾々の運動はこの段階で二つの大まかな方向に展開される。

その一つは許された範囲内で疎々として組合をまもり続け闘う方法であり、健全な方向ともいえる。

その二としては、こんな組合頼むに足らずとして一切離れ、組織なき組織において続ける方法である――別な表現をとれば陰性の運動をとるといえる――組織なき組合とは形式的には現在の組織を残し、その運動方法においては職場、分会、班に基礎をおいて個人が主体となる運動で過去の非合法運動の形態をとるものである。この第二の運動は簡単のようであるが事実はもつとも困難な運動であると同時に使用者に利用される公算が多い――過去の経験が教えているし且つ運動の当事者は意識された少数者に限られる結果になるからである。

以上の結論としてその二は吾々のとるべき方式ではないことは明かである。結論は弱々しい組合になつても何ら悲観せず今後の吾々の行動なり、運動がそれを強くすることにある。またこの強くしようとする運動を行うことが組合を強くするのである。」

（「國鉄新聞」速報一二月二三日号）

この文書がのべている「その二」が左派の運動方針を意味しているとすれば、必ずしも正確に傳えているとはいえないが、しかし、この「合法主義」は、その後の苛烈な首切り反対闘爭においてその本質をおおいかくすことはできなかつた。

日本國有鉄道法と國鉄の機構改革　日本國有鉄道法案について政府は、「連合國最高司令官の書簡にもとずいて、國有鉄道事業を公共企業体の事業とするため、日本國有鉄道を設立する必要がある。これがこの法律案を提出する理由である」とのべているが、この機構改革は全くマ書簡の指示によるものであつた。

同法の第一條には、「國が國有鉄道事業特別会計をもつて経営している鉄道事業その他一切の事業を経営し、能率的な運営により、これを発展せしめ、もつて公共の福祉を増進することを目的として」その経営の管理にあたる最ここに日本國有鉄道を設立する」とその目的が「公共福祉の増進」にあることがうたわれている。しかし、そのかりか、労働者の経営参加は、「公共企業体の管理および運営に関する事項は団体交渉の対象とすることができない」（公共企業体労働関係法第八條）と完全にシャット・アウトされているのである。このことは、國鉄を支配するものが全くの大資本であり、ここでいう「公共福祉の増進」とは大資本の利益の増進であることを明らかにしている。これは、さらに管理委員の顔触れをみればなお一層明らかである。

國有鉄道の初代管理委員は、五月二六日政府によつて次の五氏が

任命された。

交通運輸界代表＝鈴木清秀
同　＝栃木嘉一郎
金融界代表＝佐藤喜一郎
商業界代表＝阿部藤造
工業界代表＝佐々木義彦

すなわち、鈴木氏は帝都高速度営団の総裁であり、栃木氏は栃木汽船、九州造船株式会社の代表であり、また佐藤氏は帝國銀行社長で経団連の副会長であり、商業界代表の阿部氏は大阪商工会議所副会長で又一株式会社々長、工業界代表の佐々木氏は帝國繊維社長である。

このように國鉄の公社化は、大資本の支配を強化したが、しかし「日本國有鉄道を設立する」ことを必要とした直接の情勢は、四八年の三月から夏季にかけての労働者闘争、とくにその中核をなした國鉄、全逓の官業労働者の闘争であつた。すなわち、四八年七月二二日の公務員法改正を指示したマ書簡は次の如くのべている。

「鉄道ならびに塩、樟脳、タバコの専賣の政府事業に関する限りこれらの職員は普通公職からは除外せられてよいと信ずる。

しかしながらこの場合には事業を管理し運営するために適当な方法により公共企業体が組織せらるべきである。しかして雇傭の標準、方針ならびに手続を適正に定め且普通公職の場合に與えられている保護に代えるに調停仲裁の制度が設けられねばならぬが同時に職員においてその雇傭せられている責任を忠実に遂行することを怠り、ために業務運営に支障を起さすことなきよう公共の利益を擁護する方法が定められなければならない。」

すなわち、政府事業に雇傭される現業員を公務員法の一般職の職員としてしばることは、諸外國の例にみざるところであり、一時的にはともかくも、長期にわたつてこれを適用することは到底不可能であるので、ここにおいて適当な方法として「公共企業体が組織せられるべき」こととなつたのである。

かくて、政府事業の現業員は、新たに公共企業体の職員として、その労働関係は、公務員法および一般労働者に適用される労働組合法、労働関係調整法、労働基準法の三法とはまた別個に、公共企業体労働関係法という特別の法律によつて規定されることになつたのであるが、このような成立の経緯がよくしめすように、形式的にはともかく、実質的には公務員と公共企業体職員との間にはなんの差別もない。

公共企業体職員は、「國家公務員法の適法は六月一日から確かになくなるには違いないが、公共企業体の職員の服務の基準その他に関して、國家公務員法と殆んどその内容において大差のない規定が日本國有鉄道法および日本專賣公社法の中に定められており、これらの規定は、公共企業体労働関係法とはちがつて六月一日から完全に全面的に実施されることになつている」のである。（日本國有鉄道総裁文書課長吾孫子豊「公共企業体労働関係法の施行について」交通労働四九年六月号）すなわち、日本國有鉄道法には

第三四條　役員および職員は、法令により公務に従事するものとみなす

と「公務員たる性質」が規定され、これについて、誠実に法令および日本國有鉄道の定める業務上の規程に従わなければならない

第三二條　職員は、その職務を逐行するについて、全力をあげて職務の逐行に專念しなければならないと昔の「官吏服務規律」とかわらざる規定がなされている。そして第三一條において

一、この法律又は日本國有鉄道の定める業務上の規定に違反した場合

二、職務上の義務を違反し、又は職務を怠つた場合

には、総裁は「これに対し懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分することができる」のであつて、改正公務員法第八二條の規定と全く同一のものである。しかも、この三二條の規定は、公共企業体職員の組合活動を大きく制約するものとなつている。四九年五月二八日付鉄道総局職員局長の通達は

(一)職員は日本國有鉄道法第三二條に基き勤務時間中はその職務の遂行に専念するため(2)の各号に認める場合（団体交渉又は苦情処理にあたるとき）を除き組合活動をしてはならない。

(二)職員は組合活動を行う場合においては、すべて日本國有鉄道の事務の正常な運営を阻害することのないように行わなければならない。

(三)職員は手段の如何を問わず（含専従職員）勤務時間中における他の職員の勤務を妨げるような組合活動をしてはならない。

とし、その他掲示板等の使用についても

(一)正規の組合活動によるもの以外は認めない。

(二)掲示内容につき事前に許可を受けさせ指定した場所以外の掲載は認めない。

(三)内容において政治的闘争又は人身攻撃にわたるものの如きは認めない。

(四)日本國有鉄道の信用を傷けるものは認めない。

と指示しており、全体として組合活動を当局の「認める」範囲に限定していることが注目される。

次に同法で注目されることは、第二九條の降職および免職の規定と第三三條の勤務時間の延長、時間外および休日勤務の規定であつて、第二九條

一、勤務成績がよくない場合

二、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三、その他その職務に必要な適格性を欠く場合

四、業務量の減少その他経営上やむ得ない事由が生じた場合

には、いつでも総裁の権限で整理しうるのであつて、しかも、これは「管理および運営の事項」として「団体交渉の対象とすることができない」（公労法第八條）ことになつている。また第三三條によれば

一、災害その他により事故が発生したとき

二、災害の発生が予想される場合において警戒を必要とするとき

三、列車（自動車、船舶をふくむ）が遅延したとき

には、「労働基準法第三二條、第三五條又は第四〇條の規定にもかかわらず、その職員をして、勤務時間をこえ、又は勤務時間外もしくは休日に勤務させることができる」のであるが、これは事実上八時間労働制および臨時の必要ある場合行政官廳の許可をうけなければならないとする労働基準法諸規定の否定であり、一方的認定で無制限に労働強化が強いられることになる。

要するに、國鉄の公社化は、その内容からすれば「公共一の名による労働統制のより強化であり、労働者から「民主的権利」を奪つたものであり、決して「國鉄の民主化」に一歩をふみ出したものではない。

これに対して國鉄労働組合は、國鉄機構改革についての基本方針として

一、官僚の非能率的経営を排除し、経営の民主化をはかり能率的運営を確立する。

二、單なる收支のバランスをはかるという意味でなく、社会主義政策を十分織り込んだ眞の意味の独立採算制をとる。

三、行政と企業の二つに切り離し、企業部面における官僚支配を断ち切る。

ことを主張し、法案については次の如き修正意見を発表している。すなわち、加藤委員長は、一二月二四日参議院運輸委員会において日本國有鉄道法案について組合の修正意見を公述しているが、その要点は次の如くである。

(1)第五條資本金については、とくに固定資産の再評價について適正な手続と計算が必要である。これらが不明確にされるならば将来数百億足らずの資本によつて國鉄企業が民間資本家の手に渡ることも予想される。

(2)第一二條の監理委員に労働組合の代表を加えるべきである。

(3)第一六條に組合代表は、随時管理委員会に出席して意見をのべ又は説明をする権利を與えられる規定が必要である。

(4)第二二條の総裁および副総裁の罷免の規定においては管理委員会が必要と認めた場合内閣が罷免することができるよう改むべきである。

(5)第二六條第二号において地方公共団体の議員、政党の役員が職員であることができないこととしているのは不当な政治活動の制限で当然削除さるべきである。

(6)第二八條給與の規定はきわめて抽象的である。「科学的調査にもとずく國民給與水準および類似産業の給與水準を下つてはならない」と改正すべきである。

(7)第二九條の降職および免職の條項は、行政整理不当馘首の前ぶれである。これについては組合の発言権を十分確保しうる審議会をもつことを規定すべきである。

(8)第三一條の懲戒処分の規定も本人及び組合の発言権を十分確保しうる民主的懲戒委員制度によつて運用さるべきである。

(9)第三三條勤務時間延長等に関する規定は再び従業員を駆つて長時間労働と強制労働への第一歩をふみ出さんとするもので、全文削除すべきである。

(10)第四章会計については、今次法案は何等従来と異つた性格上の差異を認められない。従前通り総計主義の立場をとつているのでどの程度自律性と機動性を発揮しうるか疑問である。この條項からすれば当然単なる採算主義による独立採算制が強化されまたわれわれの給與についても不当なる制限をうけることは当然予想される。

(11)従つて、第三六條経理原則の第三項として次の一項が加えらるべきである。

「戰災施設の復旧、電化促進、その他國土計画に基く拡張工事運賃の國民経済的制約、占領軍、賠償関係輸送等による費用はこれを明確化し、國において負担すべきものとする」

(2)第四九條財産の処分の制限において営業線およびこれに準ずる重要な財産の譲渡などが運輸大臣の認可によつてなされるが、これは問題の重要性から当然國会において審議さるべきである。

このように組合の主張は、國鉄の官僚支配の打破に重点がおかれているが、機構改革についての國鉄労働者の反対闘争は、むしろ國鉄を独占資本の支配よりの解放社会化におかるべきであつて、なによりもこの法案が意図する労働強化と低賃金、そして組合運動の抑圧に対して闘争を集中することであつた。それが、僅かに條文の修正要求に止まつたため、強力な反対闘争も組織されず、日本國有鉄

道法案は、一一月三〇日第三國会を通過、四九年六月一日、下山定則氏を初代総裁とする日本國有鉄道が発足した。

公共企業体労働関係法と國鉄労働組合　公共企業体労働関係法案について、政府はその提案理由を次の如くのべている。

一、日本國有鉄道法案および日本専賣公社法案によると、これら公共企業体の職員には國家公務員法の適用がない。したがつてこれら公共企業体の職員に対しては公務員法が改正されたのちにおいても現在の労組法ならびに労調法が適用されることになるのである。

しかし鉄道および専賣公社は一つの企業体ではあるがその特殊性にかんがみ完全國有の法人として國家の厳重な管理と監督のもとに運営される。したがつて純然たる一般民間企業はもちろんある程度の國家管理をうけている企業ともその性格を異にすることはいうまでもない。かくてこれが特殊性に適応した、労組法および労調法の規定のみでは不十分な点を補うための措置が必要である。

二、公共企業体の性格は共通の特異性をもつものである。同時にこれら公共企業体の労働関係を統一的に把握する必要もあるとの見地から、一本の法律として統一的取扱をするようにしたのである。

三、公共企業体の職員は原則としてその労働権が認められなければならない。したがつて労組法による団体交渉権は完全に保有することを原則としたのである。しかし公共企業体においては無用な紛争議は極力これを排除するとともに正常な団体交渉を保障し、これによつて職員の地位の維持向上をはかり、かつ企業体の能率発揮と正常な業務の運営とを確保しなければならない。団体交渉権はこれがために必要な制限をもたせるべきである。

四、公共企業体の職員には、國家公務員法によつて認められるその地位についての特別の保障が與えられていない。したがつて完全な団体交渉と、適正迅速な調停と、厳正なる仲裁制度を確立することによつて職員の生活の安全を保障する必要があるのである。（「労政時報」四九年一月七日号）

すなわち、この法律は、「公共企業体の正常な運営を最大限に確保し、もつて公共の福祉を増進し、擁護することを目的と」（同第一條）としたもので、まず第一にこれは政府事業労働者の「公務員法」であつた。したがつて、形式的にはともかく、実質的には「改正公務員法」となんの差別もないものである。労働権として団体交渉権が「原則として確認されている」という一点が、公共企業体労働関係法を公務員法と区別しているが、その団体交渉権は「企業体の能率発揮と正常な業務の運営の確保」のために「必要な制限」が加えられており、罷業権の裏付のない（公労法第一七條）交渉範囲のある（同第八―第一六條）公共企業体職員の「団体交渉権」は、公務員の組合が「代表者を自から選んでこれを指名し、勤務條件に関し、及びその他社交的厚生的活動を含む適法な目的のため、人事院の定める手続に従い、当局と交渉することができる」（改正公務員法第九八條第二項）権利と、さらにまた「俸給、給料その他あらゆる勤務條件に関し、人事院に対して、人事院又は職員の所轄長により適当な行政上の措置が行われることを要求することができる」（同第八六條）行政措置要求権とその内容においていかほどの差異が認められるであろうか。

公共企業体労働関係法は、「勤労者の団結する権利および団体交渉その他の団体行動をする権利」（憲法第二八條）すなわち労働権

の全般にわたつて重大な制限を加えている。

まず第一に労働者の団結権について、同法は

第四條　職員は、組合を結成し、若くは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。但し、管理又は監督の地位にある者および機密の事務を取扱う者は、組合を結成し又はこれに加入することができない。

とオープン・ショップ制を規定し、組合の組織は労働者が自主的にきめるべきものであることの原則がまず否定され、組合の分裂に道がひらかれている。さらに重大なのは、第二項および第三項の規定で、組合の団結は大巾に制限されている。すなわち、第二項で

「前項但書に規定する者の範囲は政令で定める」

とされ、組合員の範囲について組合の自主的決定権は奪われている。さらに第三項では

「公共企業体の職員でなければ、その公共企業体の職員の組合の組合員又はその役員となることができない。」

と解雇即組合員資格の失効を規定している。この組合員資格制限の規定は、七月の行政整理反対闘争において分裂主義者の組合支配にいかんなく利用された。

団体交渉権については

(1)交渉範囲の限定（第八條第二項）――交渉の範囲を労働條件に直接あるいは密切な関連をもつ事項のみに限つている。

(2)交渉委員制度（第九條および公共企業体労働関係法施行令第二條、第三條）――交渉は交渉委員のみに限定。

(3)交渉單位の決定（第一〇條）

(4)交渉委員の選出（第一一條）

(5)政府の関與（第一一條）――委員および單位の届出および決定についての関與

などきわめて多くの制約がなされている。とくに第八條では

「公共企業体の管理および運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることはできない。」

と経営参加を拒否している。國鉄労働組合は、労働協約第二條で経営協議会の規定をもち

一、國有鉄道の組織および経営方針に関する事項

二、労働條件に関する事項

三、事務の改善に関する事項

四、労働協約各條項の解釈と運用に関する事項（鉄道経営協議会規則第三條）

を協議事項としてきたが、二〇一号政令により四八年八月一二日当局より一方的に廃棄され、公労法のこの規定で決定的に経営参加の既得権利を奪われることとなつた。さらにまた、賃金の交渉については、「公共企業体の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とするいかなる協定も、政府を拘束するものではない」（第一六條）としており、事実上無力化されている。たとえば、四九年末の九、七〇〇円要求に対する國鉄仲裁委員会の総額四五億円支拂の裁定も第一六條および第三五條によつて公社側に拒否されている。

団体行動権、すなわち爭議行爲については、「職員およびその組合は、同盟罷業、怠業、その他業務の正常な運営を阻害する一切の行爲をすることができない」ばかりか、「また職員は、このような禁止された行爲を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない」（第一七條）と全面的に禁止され、さらにこの「規定に違反する行爲をした職員は、この法律によつて有する一切の権利を失い、且つ解雇されるものとする」（第一八條）としている。これと同時に、苦情および紛爭の処理機関として調停委員会（第五章）および仲裁委員会（第六章）を定めているが、労働、運輸、大藏の各大臣

による強制調停（第二四條）および強制仲裁（第三四條）制度は從來の労働法に例をみないものである。

以上の如く、公労法は公共企業体職員の労働権について決定的な制限を加えているが、就中争議行爲の全面的禁止は、憲法に違反するはもとより、「ポツダム宣言」、「極東一六原則」の違反として労働者階級の徹底的な反対をかつた。

國会の審議においても、この点はもつとも問題となり、いわゆる「公労法違憲論」が社共労各党によつて強硬に主張された。これに対し、政府は

「公共企業体従業員の争議権は公益上の特別な地位にかんがみて制限は止むをえず、違憲ではない」（吉田首相）

「公共企業体職員は公務員ではないが、完全國有法人で國家機構と変らず、その争議は國民福祉に重大な影響があるので制限した。專賣は同趣旨のほかとくに財政收入の点からも当然である」（増田労相）

「マ書簡中の鉄道、塩、樟脳の從業員の団体交渉はある程度制約されるという建前から経営参加も否認されたものである」（同右）と説明し、違憲問題については、公務員法の審議と同様「公共の福祉一を第一義とする立場から違憲ではないとくりかえすのみであつた。これではとても一般の納得のゆくものとはならないが、とくに公共企業体労働者を納得せしめうるものではなかつた。

國鉄労働者は、この法案に対して強力に反対したことはもとよりであるが、組合としては確保すべき最低の線として

(一)組合の組織は自主的にきめるものとする。

(二)経営に対しては参加をみとめる。

(三)調停仲裁の手続を必要とする場合においても罷業権およびその他の団体行動権は確保する。

(四)生活保証は科学的調査に基く國民的生活水準を下らないこと。

の四点をあげ、同法案の修正のために闘つた。國鉄労組の修正案は次の如くであつた。

第一條（目的）この法律は公共企業体の職員に団体交渉その他の団体行動を行う権利を保障し、正当な範囲内において行使することができるよう措置すると共に、公共の利益を擁護するよう紛争を解決し、日本経済の隆盛をはかるを目的とする。

第三條（に一項捜入）政府は公共企業体の職員の生活保障に対しては科学的調査に基いて國民的生活水準を下らないように保障しなければならない。

第四條（職員の団結権）職員は組合その他の団体を自主的に組織することができる。但し、使用者の利益を代表するものの範囲は労資双方が協議してきめる。

第六條（組合規約の必要記載事項）「公正な外部の監査人による組合資金の定期的監査の規定」のうち「外部の」を削除。

第七條（專從職員）公共企業体は專從職員の「いかなる給與も支給してはならない」を「俸給給料を支給しないこともできる」と改正。

第八條（団体交渉の範囲）公共企業体とその職員組合との対象は組合の利害に関するものとし、事業の管理運営については組合の代表を参加させる方途を講じなければならない。

左に掲げる事項は、団体交渉の対象とする。

(一)賃金、労働時間および労働條件（現行通り）

(二)就業規則（同）

(三)時間外割増賃金（同）

(四)休日および休暇（同）

(五)懲戒規則ならびに昇職、降職、轉職、免職、休停職及び先任

権の基準に関する規則（同）
(六)苦情処理機関（同）
(七)安全一および衛生一を追加
(八)労働協約の終期、更新および延長（現行通り）
(九)業務災害保障及び共済組合その他厚生関係（追加）
(十)経営に関する事項および経営協議会（同）
(十一)組合活動（同）
(十二)船舶、炭鉱に従事する職員に関する事項（同）

第九條（交渉委員）2項　但し交渉委員以外の者も、その委任された場合行うことができる。
3項　数及びその機能は「政令」で定めるを「公共企業体と組合の間できめる」に改正。

第一五條（団体交渉の回数）「年一回」を年四回にかえる。

第一七條（爭議行爲）労資双方が爭議行爲を行うには調停委員会に調停申請がなされた日より一カ月を経た後において一週間の期間をおかなければならない。

右にみる如く組合の修正案は非常に妥協的なものであるが、これすら容れられるところとならず、改正公務員法の場合と同様、本格的な反対闘爭にいたらざるうちに公共企業体労働関係法案は、政府原案通り、一二月一一日第四國会を通過した。

公共企業体労働関係法施行令をめぐる斗爭　公労法は第四條第二項の非組合員の範囲をはじめ第九條第二項の交渉委員の数およびその機能、第一二條の交渉委員の指名についての異議申立手続、第二一條の調停委員の手当など多くの具体的規定を政令にゆずつており、この全面的な実施のためには「施行令」の制定が必要となつていたのであるが、これらが一施行令として重大な問題であつた。なかでも、交渉委員の問題と、「組合を結成し、又はこれに加入することができない」者、すなわち非組合員の範囲は、組合の重大な組織問題であつた。

非組合員の範囲は、四九年五月一四日労働省の「施行令案」によつて具体的にしめされたが、これによれば、公労法第四條の「管理又は監督の地位にある者および機密の事務を取扱う者」の解釈はいちぢるしく拡張され、現場従業員中の助役から掛主任級までふくまれ、組合案との懸隔は甚しいものであつた。

四九年四月二二日―二六日の第六回全國大会で選出された新中闘は直ちにこの労働省案について鈴木労相と交渉、「施行令案は一方的にして、助役、掛主任、保安掛まで非組合員にすることについては、組合として絶対に納得できない。組合としての最後の線は駅長以上、他系統もこれに準ずること、もしこれ以上切り下げる場合はアウトサイド・ユニオンも辞せず」と組合の強硬な態度を申し入れた。しかしながら政府における公共企業体移行の措置は急速に進められて行き、五月二〇日には「公共企業体労働関係法の施行に関する法律」が公布され、同二五日には「日本國有鉄道法施行法」が、そして同三一日「公共企業体労働関係法施行令」が制定公布された。

かくて、六月一日の公共企業体移行に直面するにいたつた組合は五月二七日第一一回中闘委員会をひらき、「公共企業体労働関係法諸法令は組合にとつて極めて不満であり、反対であるが、一應その上にたつて処置し、できる限りにおいて利用する。但し最悪の場合はアウトサイド・ユニオンとなる場合も考慮する」との基本的態度を決定し、非組合員の範囲についても今後の企業体労働組合として の新しい闘爭のなかで交渉を進めて行くことになつた。

公労法施行令第一條による非組合員の範囲は別表の通りで、これを四七年二月締結の國鉄労働協約によつて確定された従前の範囲と比較して示すと次の如くである。

勤務箇所	「施行令」による非組合員の範囲 (1)	従前の非組合員の範囲 (2)
本廳	局長、次長、課長、運輸相談所長、生活相談所長、労働科学研究室長、会計制度調査室長、運轉監査員、課長補佐、局長秘書、人事、労務、文書又は経理担当の係主席、労働関係事務担当の係員、役員秘書、局総務課、厚生課の各担当事務の主任	（本省） 一、課長以上 二、官房人事課、官房文書課、職員定応急措置法（昭和二三年法律第二三四号）第四條の規定により司法警察職員等指又は司法巡査の職務を行う者として指名され、且つ、もつぱら旅客公衆の秩序維持又は荷物事故防止に関する職務を行い、その職有鉄道の職員の取締をする者」「廳舍又は構内の警備に従事する者でその職務の執行に関し本廳の職員の取締をする者」
義肢研究所	所長、幹事	
被服工場	工場長、課長、職場長、用品庫長、助役、係長、人事、労務、文書又は経理担当の係主席、労働関係事務担当の係員、「廳舍又は構内の警備に従事する者でその職務の執行に関し被服工場の職員の取締をする者」	一、課長以上 二、人事、文書及び労働関係事務担当の係長
木材防腐工場	工場長、係長、人事、労務、文書又は経理担当の係主席、労働関係事務担当の係員	
鉱業所	所長、部長、課長、課長補佐、係長、人事、労務、文書又は経理担当の係主席、労働関係事務担当の係員、坑長、副坑長、職場長、用品庫長、助役、保安掛、「廳舍又は構内の警備に従事する者でその職務の執行に関し鉱業所の職員の取締をする者」	一、課長以上 二、坑長、職場長及び用品庫長 三、人事、文書及び労働関係事務担当の主任
鉄道機器製作監督事務所	所長、課長、人事、労務、文書又は経理担当の係長、労働関係事務担当の係員	課長以上
鉄道技術研究所	所長、部長、主任研究員、課長、課長補佐、実験所長、製造研究所長、試作部工場長、人事、労務又は文書担当の係主席、労働関係事務担当の係員、「廳	一、課長以上及び総務部の各課長 二、人事、文書及び労働関係事務担

	舍又は構内の警備に從事する者でその職務の執行に関し鉄道技術研究所の職員の取締をする者」	当の主任
工事事務所 電氣工事事務所	所長、次長、出張所長、課長、係長、人事、労務、文書又は経理担当の係主席、労働関係事務担当の係員	
教習所	所長、分教所長、養成所長、教頭、学務主事、課長、人事、労務又は文書担当の係主席、労働関係事務担当の係員	一、所長（分教所長、自動車要員養成所長及び船員養成所長を含む） 二、教頭　三、学生主事　四、課長
鉄道局	局長、部長、課長、鉄道相談所長、生活相談所長、運轉監査員、課長補佐、局長祕書、人事、労務、文書又は経理担当の係主席、労働関係事務担当の職員、「司法警察職員等指定応急措置法第四條の規定により司法警察員又は司法巡査の職務を行う者として指名され、且つ、もつぱら旅客公衆の秩序維持又は荷物事故防止に関する職務を行い、その職務の執行に関し日本國有鉄道の職員の取締をする者」「廳舍又は構内の警備に從事する者でその職務の執行に関し鉄道局の職員の取締をする者」	一、課長以上 二、人事課、文書課、労働課及び厚生課の各事務担当の主任
印刷場、材修場 電修場、用品庫 製材場、用品試驗場、保健指導所	場長、庫長、支庫長、所長、事務長、助役、「廳舍又は構内の警備に從事する者でその職務の執行に関し印刷場、材修場、電修場、用品庫、製材場又は用品試驗場の職員の取締をする者」	
管理部 船舶管理部	部長、次長、派出所長、課長、係長、人事、労務、文書又は経理担当の係主席、労働関係事務担当の係員、「司法警察職員等指定応急措置法第四條の規定により司法警察員又は司法巡査の職務を行う者として指名され、且つ、もつぱら旅客公衆の秩序維持又は荷物事故防止に関する職務を行い、その職務の執行に関し日本國有鉄道の職員の取締をする者」、管理部職員養成所長、教頭、「廳舍又は構内の警備に從事する者でその職務の執行に関し管理部又は	一、課長以上 二、人事、文書及び労働関係事務担当の主任以上 三、連絡船の船長 四、桟橋長 五、船員区長

船舶管理部の職員の取締をする者」	船舶（補助汽船を除く）	運輸建設本部	
部長、分工場長、課長、係長、人事、労務、文書又は経理担当の係主席、労働関係事務担当の職員、工機部技能者養成所長、教頭、「廳舍又は構内の警備に従事する者でその職務の執行に関し工機部の職員の取締をする者」	駅、区、庫、職場、桟橋	地方電氣部	
部長、課長、係長、人事、労務、文書又は経理担当の係主席、労働関係事務担当の係員	病院 療養所 診療所	地方施設部	
部長、課長、係長、人事、労務、文書又は経理担当の係主席、労働関係事務担当の係員	工事部 電氣工事部	地方建設部	
一、課長以上 二、人事、文書及び労働関係事務担当の係長	院長、副院長、医長、分院長、所長、薬剤長、事務長、課長、人事、労務、文書又は経理担当の係主席、労働関係事務担当の係員		
一、課長以上 二、人事、文書及び労働関係事務担当の主任	駅長、区長、庫長、職場長、支区長、支庫長、桟橋長、助役、掛主任		
一、課長以上 二、人事、文書及び労働関係事務担当の係長	院長、分院長、副院長、医長、薬剤長及び事務長		
一、課長以上 二、人事、文書及び労働関係事務担当の主任 三、出張所の課長以上	船長、一等運転士、機関長、一等機関士、無線通信長、事務長		

註 (1)公共企業体労働関係法施行令第一條別表第一
(2)國鉄労働協約第四條但書の非組合員の協定

なお、交渉委員の最大限の数は、施行令第二條で、「單位内の職員の数が五千人以下の場合は五人、五千人をこえ一万人以下の場合は七人、一万人をこえ、二万人以下の場合は十人、二万人をこえる場合は十人に二万人又はその端数を増すごとに一人を加える数とする」ことになつたが、これについては、組合案と大きな差異はなかつた。しかし、「団体交渉は、交渉委員会の一方の要求があつたときは、公開しないものとする」（施行令第三條第四項）は、非民主的であり、公明を欠くと組合側は強く反対した。

六、三〇七円ベースの新給與法　國鉄労働者の賃金は、四八年五月以來据おかれ三、七九一円ベース（三七〇〇円ベースを官廳職員給與に引き直したもの）という低賃金であつた。國鉄労働組合は同年一〇月の金沢大会で、八月手取七、三〇〇円基準の新賃金要求を決定し、全官公各組合とともにベース改訂闘争に立ち上つていたが一一月九日、臨時人事委員会は六、三〇七円の新給與基準を発表、政府に勧告した。その内容は次の如くであつた。

一、給與基準は六、三〇七円（税込）とする。

二、実施は十一月一日からとする。

三、地域給は従来の特地三割、甲地二割、乙地一割を改め、特地五割、甲地一割とする。

四、扶養手当は、生活給から割出して一人につき一二五〇円とする

五、勤務時間は、週四〇―四八時間とする。

この臨時人事委員会が一一月から支給すべき給與水準とした六、三〇七円は、七月の物価水準で「中等度の労働をなし、小都市に居住する独身成年男子職員が最低生活水準を維持するのに月額二、四七〇円を要する」として計算されているもので、当然計算さるべきその後の物価上昇は入れられていないが、これを手取にすれば五、七四〇円となり、組合の八月手取七、三〇〇円要求との間にはなお大きな差異のあるものであつた。しかし、これに対し政府は、「國家財政の現状からみて六、三〇七円の人事委員会の勧告は到底容れ難い」として三、七九一円官廳職員給與ベースをそのままふくらました「五、三三〇円水準」を発表し、これを基礎とする追加予算を編成した。

かくて政府は、一二月三日、五、三三〇円を基準とするいわゆる新給與法案「昭和二三年一一月以降の政府職員の俸給に関する法律案」を第四國会に提出したが、六、三〇七円ベースの臨時人事委員会案も「参考資料」として提出された。

これよりさき、國鉄労働組合は、一一月八日から三日間静岡において第一一回中央委員会をひらき、七、三〇〇円の大会決定要求を確認するとともに、人事委員会発表の六、三〇七円ベースについては七、三〇〇円の内拂として即時支給せしむべきことを決定したが新給與法案に対する國鉄労組の態度は、一二月六日衆院予算委員会の公聴会で加藤委員長が次の一〇カ條をあげてのべている。

(1)ベースは最悪の場合でも六、三〇〇円は確保すること。

(2)家族給は人事院と内閣案の中間案をとり、妻と長子は同額、他は多数逓減制をとること。

(3)地域給は現行とすること。（人事委員会案は乙地域給を撤廃丙地並としているが、現行地域区分による官吏職員の分布状況は

特地　約二五万人（一六・二%）

甲地　約二二万人（一四・三%）

乙地　約六三万人（四一・〇%）

丙地　約四四万人（二八・五%）

計　約一五四万人

となつており、乙地域給が撤廃されれば四一%の職員が実質的に一割の引下げとなる。）

(4)家族手当、地域給の節約により生ずる余剰は下級職員の本俸に

加算すること。

(5)新給與は七月にさかのぼつて支給すること。

(6)石炭寒冷地手當は枠外とし速に前政府が立案せるものを実現すること。

(7)ベース改訂によりクビ切り行政整理をせぬこと。

(8)差額支給は一二月一五日までに行うこと。

(9)勤労所得税の免税点を大巾に引上げること。

(10)所得税の年末調整は四九年三月三一日までに分割支拂とすること。

國会の審議においては、五、三三〇円案を固持する政府、與党とがはげしく対立したが、結局政府は六、三〇七円案を採用することになり、一二月一九日「昭和二三年一一月以降の政府職員の俸給等に関する法律案」を「政府職員の新給與実施に関する法律案」としてその内容を修正し、ようやく一二月二一日両院を通過した。

これにより官廳職員の新給與は四八年一二月一日以降六、三〇七円ベースが実施されることになつたが、新給與の内容は次の如くである。

(1)本俸　最低一級一号二四〇〇円、最高一五級四号二三六二〇円

(2)扶養手当　妻および長子六〇〇円、その他四〇〇円

(3)勤務地手当　特地三割、甲地二割、乙地一割、丙地零

(4)勤務時間　週四〇―四八時間、特殊勤務時間のものは現行通り

(5)超過勤務手当　正規の勤務時間を超え実働一日八時間までは、当時にまで遡つて査定されることになつた結果、昇格、昇給の基準に達しないものは、降格、降給されるという甚しい改悪となつた。

(7)夜勤手当　午後一〇時―午前五時 $\frac{25}{100}$

しかし、「給與ベースの取扱方はすべて給與の枠内でまかなう」との指示があつたので、支給もこの枠内で行われることになり、実際の支給は

一二月	六、三〇七円	
一月	五、二〇三円	
二月	五、二〇三円	
三月	六、三〇七円	

と決定された（第三三條）。この給與改善予算二六五億円は、政府案の五、三三〇円ベースを一一月一日より実施するものとして組まれた額で、従つて実質的には五、三三〇円ベースが適用されたも同然であるばかりでなく、実際の支給は五、二〇三円という五、三三〇円ベースすら下廻るもので、組合の七、三〇〇円要求は全く無慈悲に否認されたのであつた。

しかも、この六、三〇七円ベースの実施に当つては、一二月二九日大藏省新給與実施本部長から給本甲第三号をもつて俸給俸号（職階給）の切替措置が指令され、一二月三一日には政令第四〇一号を、もつてする「初任給、昇給、昇格等の基準に関する政令」が公布されるなど職階制の全面的な強化措置がとられた。これによつて、國鉄をはじめ官廳職員は、四八年三月闘争以來の労働者闘争によつて獲得してきた「特別昇給」は一切取消され、さらにまたすでに各廳で実施されている俸給俸号も四八年一月一日の一、八〇〇円ベース当時にまで遡つて査定されることになつた結果、昇格、昇給の基準に達しないものは、降格、降給されるという甚しい改悪となつた。

すなわち昇格は、同政令第四條により

一、一級から五級のものにあつては半年以上

二、六級から九級までの者にあつては一年以上

(6)休日給　$\frac{25}{100}$

―午前五時　$\frac{150}{100}$

三、一〇級から一二級までの者にあつては二年以上
四、一三級の者にあつては三年以上
という経験年数を有するものから行われ、昇給は、同第七條により
一、一級から三級までの者にあつては六カ月以上
二、四級から七級までの者にあつては九カ月以上
三、八級から一〇級の者にあつては一年以上
四、一一級以上の者にあつては一年六カ月以上
の期間を「満足すべき成績で勤務したとき」にはじめて「その者の属する職務の級における俸給の幅のうちにおいて直近上位の号俸に昇給」されるのである。従つて、これによれば、「高小卒の人が八級（五、九二五円―七六三八円）になるには四五年、中等卒は三一年高等卒は一六年、大学卒は六年かかる」ことになる。

これでは、「ベース改訂による昇給はごく一部の高級職員に限られ、一般職員には名ばかりで、実質的には賃金切り下げである」という組合の非難は当然であつたが、新給與は、学歴と勤務年限によつて職階給が格づけされるものであることと、臨時、特別昇給の切り捨てによつて平均四、五号俸の切り下げとなり、「官職によつては最高一〇号俸もの切り下げが行われた」ところもある。たとえば、「安本などでも九号から一〇号俸が切りさげになり、農林でも最高一〇号俸、臨時昇給が少かつたため比較的切りさげの小さかつた建設廳あたりでも平均三号から五号の切りさげであつた。なかには東京中電に三年間勤務し、中学卒業後部内養成機関を出身し、現在國際通信部で指導的立場にある無線通信一級の人でも官吏職になつていないため九号俸も引き下げられ、三、七九一円ベースのとき五、三三〇円の給料だつたものが、新ベースによる再計算の結果は四、一六〇円にさがつた。」（「アカハタ」一四九年一月二九日）という例もある。

國鉄では、非現業では、第一〇類相当職であつた上級課員（最低標準給三、〇〇〇円―最高四、六〇〇円）は第八、五類（最低二、五〇〇円―四、〇〇〇円）に格下げされ、現業では、六、七、八級の該当職に対する四八年一二月二七日鉄職第三二二号による「特別昇給」が取り消されている。

これらの結果、官職によつては給與法に定められた給與の平均額（六、三〇七円ベース）にも達しないものが続出し、「人事院公平部には全國からの抗議　陳情団が殺倒し、書類や手紙、葉書などによる抗議をふくめると約四万五千件に達している」（「アカハタ」一四九年二月五日）といわれ、問題の深刻さをしめしている。六、三〇七円ベースは、これらの意味からも二重の改悪であつた。

第五章　労働協約状況

第一節　労働協約

総説　㈠　終戦直後から一九四七年上半期に至るまで、労働協約をめぐる労資の動向は、労働組合側の壓倒的な主導の下にあつたといえよう。

債務的部分の一方的宣言と評せられた京成電鉄の協約（四五・一二・二九）にしても、比較的詳細な規範的部分をもつものとして称讃された東宝の協約（四六・一二・三）にしても、何れもそこに獲得された労働組合側の諸権利は、解放の喜びに満ちた労働階級の強い力を表現していた。そして四五年及四六年に主として産別系の組合によつて結ばれた協約は、たしかに独特なタイプをつくりだしたものということができる。それは、外からの力によつて一時に解放

され、急速に組織を拡大していつた労働階級の力と、これに比していわゆる虚脱狀態の下になすところを知らなかつた資本陣営の無力と、更に激しいインフレによつて低下の一途を辿つた生活水準等々を反映して、凡そ次の様な特色をもつていた。

(一)労働條件の基準を定めた規定が抽象的であり、單に「最低生活費の保障」「賃金スライド制」等の原則を宣言するに止り、具体的労働條件の決定は賃上げその他別途の団体交渉に委ねたこと、(二)人事(解雇、異動等)経営の重大な変更(工場閉鎖、長期休業、重要会社資産の譲渡等)を組合の同意又は承認の條件にかけたこと、(三)クローズト・ショップ制又はユニオン・ショップ制、(四)組合活動の大巾な自由(就業時間中の組合活動、有給専従者等)、(五)平和義務思想の欠如又は稀薄、(六)経営協議会による経営参加、(七)有効期間の更新及び自動延長。

労働協約が本來、労働條件の維持改善、企業運営の民主化、及び産業平和の確保という三つの機能をもち、前二者が主として労働組合の望むところであり、後一者が主として経営者の望むところであるとするならば、右の協約が労働組合の主導のもとに締結されたものであることは容易に理解される。本稿では右の特色をもつ労働協約を仮に戰後日本型協約と名づけることにする。

もつとも戰後日本型協約にあらわされる協約の主流の他に、主として総同盟の協約基本案(四六・二・一九)及び協約要綱(四六・一二・一四)の影響の下に労資協調の色彩をもつた一連の協約が結ばれていた。これらの協約は「能率増進」「産業平和」「社運興隆」等の理想をうたい、経営協議会の重視、平和義務、クローズド・シヨップ等の特色をもつ。

この様に終戰來四七年上半期に至るまでの協約は大別して凡そ二つの傾向を含んでいたが、然しおしなべて組合側に対して多くのものを保障し、経営者に対して多くのものを負課する傾向をもつていたことは否めない。

(二)然し経営者は右の様な協約のながい存続を許そうとはしなかつた。組合運動の「健全化」「民主化」の呼声と共に経営者は「失地回復」の名の下に経営権、人事権の回收、確保にのりだした。東京商工会議所はいちはやく標準労働協約を発表して(四七・八・一)経営権、人事権侵害の不当をならし、これらが経営者に属することを叫んだ。この運動は日と共にさかんになり、官公労組の協約に関する閣議決定、運輸当局提出の國鉄協約改訂要綱(共に四七・八・二〇)、関東経営者協会の「労働協約に関する意見」(四七・一一・二五)、日経連の「改訂労働協約の根本方針」(四七・一一・二五)ポツダム政令二〇一号(四八・七・三一)、國家公務員法改正(四八・一二・三)、労働次官通牒(四八・一二・二二)等々となつてあらわれ、四九年にはいつてからは懸案の労働法規改訂の問題が具体化し、六月には遂に改訂労組法が施行される運びとなつた。そして新法は從來の協約に対して重要な改訂を要求するものといわれた。

このように、四八年及び四九年における労働協約の動向は改訂組合法に結実した政府並びに経営者の要求と、既得権防衛のためにこれに抵抗する組合側の要求との衝突摩擦であつて、協約はその二つの要求の間にひかれた切線として締結されたのである。組合側の抵抗は敗れて屈服となり、或は打勝つて現狀の維持となり、或はまた抵抗を放棄した順應となり、この抵抗の強弱に從つて切線は左右に大きな振幅を示した。この間の協約の発展は凡そ、次の三期に分けて考えることができよう。

◇第一期(四八年一月から同年七月まで)

この期の始期は本年鑑編集上の便宜に基くものであつて、実質的には四七年八月(同月二二日、官公労組の協約に関する閣議決定

―この決定は、経営者側からする協約改訂の運動が緒につき始めた時期を表す）に始まるものと解すべきである。終期は官公労組の協約を無効に帰せしめた七月二二日の芦田首相宛マッカーサー元帥書簡、及び、同月三一日の政令二〇一号の公布即日施行によつて区切られる。

◆第二期（四八年八月から四九年五月まで）

この期の終期は四九年六月一〇日の改訂労組法の施行によつて区切られる。

◆第三期（四九年六月から同年一二月まで）

第一期（四八年一月――四八年七月）

◆概　況

この間の労働運動の主流は、官公廳労組が、前年九月以來一八〇〇円ベース反対、最低生活給確保を叫んで闘争に入り、四八年三月には地域的賜暇戰術を伴つて官公廳事務の停滯を招き、三月二九日にマーカット声明が発せられて、これをきつかけに四月一九日に一應の妥結をみたが、六月からは再び國鉄も含めて五二〇〇円ベースを要求して闘争にたち、遂に七月二二日の歴史的マ書簡の発表をみるに至つた時期に相当する。また漸く「組合民主化運動」が盛になつて、二月には産別民主化同盟の結成があり、次第に立直つてくる資本の攻勢を反映して組合には分裂が現れる。

これを要約すれば、この期は終戰來組織の拡大と力の充実につとめてきた組合が前年後半から緒についた資本の攻勢と眞向から衝突して切迫した階級闘争をくりひろげ、他方組合内部の左右の分裂抗争が、激しく嚙み合い始める時期に相当するのである。これは協約の動向にも反映して、戰後に獲得した既得権を更に一歩押し進める組合案と、これを切りくずそうとする経営者案が発表され、組合が勝つた場合には引続き先に戰後日本型と名付けた協約が締結され、経営者が勝つた場合には、人事権・経営権の確認、平和義務、組合活動の制限規定を含む協約が締結される。しかし後者の場合においても、経営者の意見は未だ、二期、三期にみる様には定型化されておらず、從つて出來あがつた協約も、後に完成した定型に比べれば未だ整備されないものを多く含んでいた。

七月三一日の政令二〇一号は、官公労組が從來結んでいた協約をすべて無効にすると共に、協約能力を奪い去つたものとして、その協約に與えた影響は特筆されなければならない。

なお労働省調査によれば、四八年六月末の産業別の協約締結状況は次の通りである。

この統計は、單位組合又は分会が独自に協約をもつていない場合はたとえ上級連合団体の締結した協約の適用をうけていてもこれを協約現有組合数及被適用組合数に算入していない。從つて四七年度及四九年度の統計ともそのまま比較しえない。

次表によれば協約現有組合数は一二、四八四組合で締結率は三六・八三%、被適用組合員数は三、一五二、八〇六で、これの組合員総数に対する百分比は四八・二五%である。

然し四九年六月末調査と同じ方法で、分会又は單位組合が上級連合団体の締結した協約の適用をうけている場合には、たとえ單独に協約を締結していなくてもこれを被適用組合員数に算入すると全組合員総数の七九%に及ぶ多数が協約の適用をうけている。この数字は戰後の協約統計中最高を示すものである。

締結率を産業別にみれば鉱業中石炭鉱業が六二・〇二%の最高位を示し、製造工業中金属工業の五七・九五%、機械器具工業の五六・七五%がこれに次ぐ。被適用組合員数の百分比においても同じく石炭礦業の七八・八八%が最高位で、修理業の七七・三九%、機械器具工業の七五・四〇%がこれに次ぐ。

第191表　1948年6月末産業別労働協約締結組合数及び組合員数

産業			協約現有組合数	組合総数	締結率	被適用組合員数	組合員総数	被適用組合員数の総組合員数に対する百分比
農業			37	143	26.87	2,879	8,292	34,72
林業			87	566	15.37	9,758	59,250	16,46
水産業			37	105	35.23	8,290	17,731	46,75
鉱業	小計		881	1,576	60.31	433,746	555,587	78,31
	石炭鉱業		642	1,055	62.02	386,531	490,101	78,88
	その他		189	541	55.42	47,165	76,486	51,68
建設工業			556	1,854	19.20	58.624	473,860	12.37
製造工業	小計		6,521	13,190	49.66	1,457,299	2,199,778	66,25
	金属工業		312	1,401	57.95	209,488	287,981	72,74
	機械器具工業		2,158	3,802	56.75	537,550	712,953	75,40
	化学工業		1,089	2,042	53.33	241.363	371,832	64,91
	窯業・土石工業		286	651	43.90	46,658	86,878	53,71
	紡織工業		579	1,368	42.32	225,975	403,081	56,06
	製材木製品工業		734	1,928	38.07	53,087	112,470	47,20
	食料品工業		380	907	41.89	49,137	88,135	55,75
	印刷・製本工業		168	380	44.20	30,207	45,146	66,91
	その他の工業		128	322	39.75	11,812	24,078	49,06
	修理業		187	339	48.07	32,022	67,224	77,39
ガス・電氣及水道業			183	747	24.49	40,262	166,748	24,14
商業	小計		440	1,293	34.02	90,153	189,815	47,49
	卸小賣業		121	408	29.65	21,671	46,121	46,99
	その他		131	527	24.88	27,478	83,351	32,97
			188	358	52.51	41,004	60,343	67,95
金融業			281	779	36.07	105,094	185,569	56,62
運輸通信業	小計		1,364	4,312	31.63	447,941	1,251,209	35,80
	陸運業		905	2,575	35.14	324,079	844,938	38,36
	水運業		133	288	46.18	33,004	59,567	55,41
	通信業		326	1,449	22.63	90,858	346,704	26,21
サービス業	小計		120	358	33.51	21,057	37,102	56,75
	娯楽興行		72	182	39.56	14,296	19,291	74,11
	広告宣傳		6	20	30.00	1,306	2,882	45,32
	その他		42	156	26.92	5,455	14,929	36,54
自由業	小計		635	2,882	22.03	156,790	635,863	24,65
	教育		274	1,623	16.88	100,031	515,863	19,39
	その他		361	1,259	28.68	56,759	120,000	47,30
公務及び団体			1,517	5,928	23.90	283,965	616,122	46,08
その他の産業	小計		75	367	20.43	36,948	126,028	29,30
	進駐軍労務		65	298	21.81	31,336	109,877	28,52
	その他		10	69	14.49	5,641	16,151	34,93
合計			12,484	33,900	36.83	3,152,806	6,533,954	48.25

◇労資の協約案、主として國鉄当局案

この期において産別系の組合は戦後日本型の協約案を発表して経営者側と対立している。全日本造船基準案、全日本電線案、全日本鉄鋼案、等々がそれである。

これらは何れも、條文は三十数條でクローズド・ショップ、生活を保障する最低賃金制、解雇に関する組合の承認又は同意、経営参加のための経営協議会の設置、組合活動の自由、有給専従者等の規定をもつ。これらの規定こそ経営権の侵奪として経営者側の猛烈な反対を受けたものであつた。

次に経営者側の協約案として、四月一二日に國鉄当局が提案したものをあげよう。この案は政令二〇一号の施行と共に一應沙汰止みとなつたのであるが、この期の経営者の態度を示すものとして興味がある。この案は次の前文で始まる。

「國鉄は國内運輸の根幹として、その再建はわが國復興の前駆となるものである。戦時中の酷使と災害とにより産業の復興と國民生活実せる輸送力と、完璧のサービスとにより産業の復興と國民生活の安定とを期することはわが國鉄の光栄ある使命である。ここに運輸大臣と國鉄労組とは、労働協約を締結して、國鉄事業経営の堅実なる民主的発展の礎石となし、互に誠意を以て各々その責務を盡し、この協約の実現に努め、あらゆる問題を平和的に解決することにより、事業経営の円滑なる遂行を期すると共に、労働條件の改善と、労働能率の増進をはかり、わが國鉄が國民に負う使命を完遂せんとするものである。」

この前文は協約に対する経営者の見方を如実に表現する。事業の発展とその公共性を確保し、紛争の平和的解決をはかることこそ経営者のみる協約の中心的機能であつて、労働條件の維持改善はこの観点からとりあげられる。

この協約案は、一九四七年二月二二日に結んだ國鉄協約に比較すると次の諸点に特色がある。(一)條文の数が八六條に達し、約一倍半ほど長文化している。しかしこれは労働條件部分が特に詳細になつた爲めではなく、主として以下の諸点について新規定が加つたことによる。(二)第一條は「運輸大臣（以下甲という）は國有鉄道従業員の労働條件の維持、改善、その他経済的地位の向上に関する問題については、國鉄労組（以下乙という）を通じて一切の交渉を行う」という。この規定は國鉄協約第一條「甲は乙を承認し、乙を通じて一切の交渉を行う」と比較して、特に交渉事項を経済的地位の向上に限定した点が注目される。この態度は交渉事項から特に政治的、社会的問題を除外することに力点があり、「組合健全化」の政策と相通ずる。(三)団体交渉について二カ條が新たに加わる。これまでの協約では団体交渉の手続について定めた規定は稀有であるが、やがて経営者側の要求により詳細なこの種の規定が増加してくる。國鉄案はこの傾向の端緒を示す。(四)二〇條は賃金が「その職務と責任に應じて定められ」、且つ人たるに値する生活を賄うに足るものとする。この賃金原則にも、組合側の最低賃金、生活保証給の要求に対抗する経営者の態度がうかがえる。(五)「人事の決定権」（五二條）「事業経営の決定権」（五六條）が当局に属することを定める。これらはすべて前年八月の明文こそ、経営者側の等しく要求するところであつて、國鉄協約には存しない。いわゆる「経営権」「人事権」の回復というのがこれである。(六)組合専従者は無給とし、その職名を免ずる（六二條）。組合活動は執務時間外とする（六四條）。これらはすべて前年八月二〇日の閣議決定の線に直接つらなる。(七)第七章「争議行爲について」は争議行爲の事前通告（六七條）、紛争処理委員会による平和的解決（六九條）、労働委員会による平和的解決（七〇條）、争議行爲中における上部機関の下部機関に対する統制確保の責任（七一條）

を定める。これらを、國鉄協約第六章「爭議行爲について」が四九條「甲は業務命令で乙の指令する組合員の正当な爭議行爲を妨害しない」、五〇條「甲は甲及び乙の間に爭議行爲が発生し、その爭議が解決しないうちは、その爭議に対し、乙を脫退した組合及びその従業員又はその他の従業員の組織する団体と交渉しない」と定めるのと対比するならば、その差の余りに大きいのが目立つ。前者は專ら紛爭の平和的解決の側面から規定しているのに対し、後者は、組合の爭議権確保の観点から規定している。そして紛爭の平和的処理によつて主として利益をうけるものが経営者側であることを想えば爭議に関する規定の重心が、組合側から経営者側に移行しようとしていることが理解される。

以上、國鉄当局の協約案を國鉄協約と比較して、この期における経営者側の協約案の概要をみたのであるが、右によれば、この期の経営者の協約改訂案はその後における協約の発展方向をごく大づかみに表現するに止り、未だ後にみる程の定型化を示していないといえよう。それは端緒に止り、未だ整備されていない。然し後にみるごとく凡その方向は的確に表現している。

◇日本電氣の協約、その他

この期において産別系の強い組合ではなお戰後日本型の協約が結ばれている。その好例は三月一九日に日本電氣と全日本電工日本電氣連合会及び傘下各分会との間に結ばれた協約である。日本電氣では四七年一二月以來、十数回にわたる協議をかさね、漸く締結に至つたのであるが、重要部分については組合案の主張がよくもられている。四八年二月現在の労資双案の主要な対立は次の通りである。

日本電氣の労資協約案

組合案

(一)四條　会社は従業員の雇入解雇については組合の同意を得るものとする。云々。

会社案

(二)六條　会社は生活費を基準とする最低賃金制を実施し、物価の変動に応じて給與額を改正し従業員の生活を保証する。

(三)二四條　会社は組合及び全電工の役員ならびに会社と組合とが協議決定した者が常時組合業務に專従することを認める。

会社は前項の者に対し賃金及び諸手当の全額を支給し、その他昇給、賞與等の諸給與及び待遇についても不利益な取扱いをしない。

(四)二五條　会社は前條以外の特定の組合員が勤務時間中必要によつて組合活動をすることを認めるものとする。但し左の各号に付ては

一六條　前條以外の組合員の組合活動は就業時間外に行うものとする。但し左の各号に付ては

三條　組合は雇入解雇等人事に

これによつて如何なる不利益も与えない。

(五)三二條　会社は従業員の経営参加を認め、経営協議会を設けて経営の民主化を実現する。経営協議会に関する規定は会社と組合と協議の上定める。

(六)三四條　会社は工場閉鎖、長期休業、操業短縮、組織機構及び名義変更、合併分割その他重要なる会社財産の譲渡転用については組合の承認を得るものとする。

(七)三六條　会社は組合員の異動、賞罰、昇格を組合の承認なしには行わない。

(八)対応條項なし。

事前に会社の了解を得て就業時間に行うことができる。

(イ)定期総会及大会（年二回）

(ロ)定期職場代表会議（月一回）

一九條　組合は会社が経営権を保有し経営はすべて会社の責任で行われることを確認する。

二〇條　会社は経営に関する諸問題について組合と協議するために別に定めるところにより経営協議会を設置する。

二二條　会社は工場閉鎖、長期休業、操業短縮、名義変更、合併分割及び重要な資産の譲渡等組合員の生活に重大な影響を及ぼす事項については組合と協議する。

対応條項なし。

二四條　会社と組合との間に紛議を生じた場合は経営協議会及び団体交渉により円満な解決につとめる。

二五條　前條により解決に至らぬときは会社と組合は公平な第三者のあつ旋、調停または仲裁に付する。

二六條　争議行為の事前通告以下二八條まで争議に関する規定。

右にみる会社案の特徴は、人事権の確保をうたいながら、雇入解雇については原則として組合の同意をうる旨を定め、また経営権の保有を明らかにしながら、工場閉鎖、長期休業等については組合と協議する旨を認めている点である。組合側の力の強い所ではこの期の会社案でも尚この線まで譲歩していることは注目に値する。二期、三期には到底みられぬところである。然し、組合専従者の数を定め組合活動を原則として就業時間外に制限し、各種の平和條項を明らかにする等は、この頃漸く立案中と傳えられた組合法改正案につらなるものとして、組合の強い反対をうけたのである。

締結された協約は全文三八條で、他に覚書一一項がある。雇入、解雇、賃金原則、経営協議会、組合活動、災害補償等、苦干の修正をうけたまま組合の要求がそのまま容れられており、経営権、人事権の確認條項、争議紛議規定等の会社案は容れられぬままに終つている。

日電の協約は恐らくこの期における戦後日本型協約の完成した形といえよう。そして資本の攻勢が強くなり始めたこの期において、なおこの協約が結ばれたことは驚く注目されたことであつた。

右の他、この期には戦後日本型及びこれに準ずる協約として、次の諸協約がある。

東芝と東芝連合会との協約（四八・三・一）

この協約は四六年五月一一日に東芝と、東芝関東連合会、関西連合会との間に結ばれたものを、組合側の組織統合を機会にそのまま東芝連合会にひきついだものである。全文二二條の簡単なもので、規定

の仕方も、四六年五月頃の一般的水準を出ずに粗雑である。「工場施設の大変更」「給與規定の変更改廢」組合員の表彰処罰、福利厚生、等はすべて経営協議会の附議事項として協約文面に定めることを避けている点や、組合員の解雇轉任を組合の同意にかからしめ、有給專從者をおき、協約期間の自動延長を定める等は戦後日本型の協約の特徴をなす。

四八年三月において、四七年五月に結んだ協約をそのままひきついだことは、東芝の組合の力を表現するものであろう。この協約は後に四九年にはいつてから、東芝の大量解雇に直面して、その有効、無効が爭われた。

日本通運と全日通との協約（四八・七・一二）

この協約は全文一七條で大綱を定めるに止まる。労働條件についても、「最低生活費を基礎とし」、「スライド方式」、「一日拘束八時間」等々の原則を定めるに止まる。人事に関し第六條「組合は、会社の人事権を認めるが、これに対する異議の申立をすることができる。従業員の昇給に関する基準並びに採用、異動、賞罰、待命休職及び解職の一般方針に関しては、会社は組合機関にこれを説明し、組合の意向を十分に聽取する」という規定は、いわゆる人事権をめぐる労資の爭いの解決について、一つの型を示している。この文言の表す所は「人事に関する限り労資は対等の立場に立つて共同に決定するのではなく、会社側に一方的決定権がある。ただしその一般方針の決定については組合の意見も聽く。そして、その具体的行使について異議のある場合は、組合が事後において異議を申立てる」というにある。

この考え方は、やがて会社の一方的決定権に更に比重がかけられて、異議申立の手続は紛爭処理機関或は異議調整手続として詳細になつてゆくのである。

日通の場合は、この異議申立については一四條「会社と組合との間に紛爭が生じた場合は、経営協議会に於て双方誠意をもつて解決に努める」を定めるに止つている。

私鉄経連と私鉄総連合との協約（四七・四・二）

この協約は全文一二條の簡單なもので、特に全國單一の経営者団体と労組との協約として注目された。この種の統一協約は、産別会議の初期の指導にもかかわらず、実際に結ばれたのは極めて少なかつた。

◇「塩野義製薬」の協約。紛爭処理機関の問題

終戦來、日本の協約は條文の数が少く、これは主として労働條件に関する規定が貧困であることに起因していた。そしてこのことは戦後の協約の一つの特色をなしていたのであるが、この特色も次第に改められて、四七年後半以來、労働條件についても詳しい規定をもつ長い協約が結ばれる様になつてきた。この期にはいつて、この傾向は一段と明確になり、遂に塩野義製薬の協約（四八・一・一）その他の様に全文一二七條に及ぶ協約が生れたのである。

ところで塩野義製薬の協約は他にもう一つの特色をもつ。それは特に第九章産業平和の維持という一章を設け、これを第一節紛爭の予防、第二節紛爭の処理、第三節爭議行爲の三節に分け、その第二節に特に紛爭処理のための手続を定めていることである。そして労働條件に関する規定が詳細になつたという第一の特色は、平和義務の思想が前面に出て、特に紛爭処理機関が設けられる様になつたという第二の特色と切離してはその意義を正しく把えないものと考えられる。

ここで先ず主として第一の特色について詳説しよう。

塩野義製薬の協約は全体として規定の仕方が丁寧かつ詳細になつているのであるが、労働條件の規定は特に四〇條に及び、全体の約

三分の一をしめる。まず労働條件の原則として「従業員の労働條件に関する決定は組合の承認がない限り有効とは認められない。会社は従業員の服務、給與その他凡ゆる労働條件に関する規程の制定並に改廃については組合と協議し或はその同意を得ることを承認する」（三五條）その他二條を掲げる。給與に関し、基準給與の原則、給與改善、月給制、健康保險料その他の控除、基準外給與（休日勤務、時間外勤務、深夜勤務、年末年始勤務、その他）当直手当、特殊勤務者に対する適用除外、旅費、賞與、休業手当、休職者給與、退職給與、等を定める。この給與規定の中、特に注意を要することは「給與体系及び給與基準は会社、組合双方協議の上別に定める」（三八條二項）となし、その他旅費、賞與、休職者給與、退職者給與についても　具体的な給與額はすべて別途の協議にまかせていることである。即ち給與について、右の様に詳しい規定をもちながらその額については、具体的に協約面に定めるに至つていない。ここに尚インフレによる給與の不安定が、協約に額を定めるに至らしめない事情をみとめることができる。この点は第三期に入つて、給與額を表にあらわした協約が続出するのと対比されよう。

就業時間に関し、八時間労働日、休憩時間、就業時間割、時間外勤務、深夜業制限、就業時間に関する臨時協定、その他を定める。五六條「出勤、退出の時刻、休憩時間の配置に関しては各事業所の実情に應じて各事業所長と組合の支部長との協議によつて別に定める」という規定は、その後の協約では具体化され、第三期にはいると、その時刻を明定した協約があらわれる。休日及び休暇に関し、週休制、休日出勤、特殊勤務、年次休暇、生理休暇、災害休暇、公務休暇、慶弔休暇、轉宅休暇、赴任休暇、出張休暇、表彰休暇、特別休暇、その他を定める。

公務休暇、慶弔休暇その他の日数はすべて別途の規程に委ねられている。右にみた「別途の規程」については、すべて一二三條にその取扱方が定めてある。同條によると就業規則、給與規程、休職規程等々は「逐次この協約に包含してゆくが、暫定的に之を生かしその改廃については直ちに会社と組合で協議」することになつている。従つて塩野義製薬の協約は、労働條件を更に具体的に定めた第三期の諸協約に至る過渡的な性格をもつものといえよう。

その他この協約は人事権、経営権の確認條項をもつが、尚経営民主化の目的の下に経営方針に関する事項その他廣汎な協議事項をもつ経営協議会の設置を定め、解雇、解職を組合の事前同意にかからしめ、更にこの規定に「違反してなされたすべての人事に関しては組合は通告後三週間以内に之を拒否することができる。組合の拒否したすべての人事はそのとき以降無効とすることに会社は同意する」（三三條）旨の嚴格な規定をもつ。組合活動に関しては、労働時間外に行うことを原則としながら、例外として組合の役員、代議員の他に一般組合員も「その都度直属長の承認を得て組合活動に従事すること」（五條三号）が許される。第三期に至ると、これらの原則に対する例外が極めて嚴しい制限の下におかれるか、或は全く許されないことになるのであるが、この協約においては原則を事実上無意味ならしめる程の大幅な例外がみとめられている点が特色である。

右の他、この期に特に詳しい労働條件規定をもつものとして注目された協約に次のものがある。大日本麥酒と同従組連合会の協約（四八・六・一）。

次に、さきにあげた第二の特色である紛争処理手続について検討しよう。塩野義製薬の協約が定める「紛争」とは、「この協約及びその附属文書の解釈及び適用に関し、或はその他の事由によつて」（一一一條）生じたものであつて、特に協約の解釈適用をめぐる争

いに限定されておらず、およそ争議行為に至りうべき一切の争いを指すものであろう。後に至ると「紛争」「紛議」等々の区別を生じその処理手続を異にする様になるのであるが、塩野義製薬の場合には未だそこまで整備されていない。またこの協約によると、協約の解釈に関し、その有効期間内に争議の起りうべきことを予想しているのであるが、第二期更に第三期になると、協約の解釈適用については一切争議行為に至ることのない処理手続を設けた協約があらわれる。この点、塩野義製薬の協約は後の協約に比するとまだ平和義務、争議避止の制度が徹底されていない。

この協約の紛争処理手続は次の通りである。

「一一二條（運営協議会）各事業所において紛争が生じた場合には当該事業所の運営委員会に提出して三日以内に之が解決に努める。

一一三條（経営協議会）運営委員会において解決しえなかつた事項或は問題の重要性により直接経営協議会に提出せられた事項は経営協議会に上程する。経営協議会は問題を受理後五日以内に之が解決を図る。

一一四條（調整委員会）経営協議会においても妥結がつかない紛争に関しては直ちに会社、組合双方より各五名の全権委員を選び調整委員会を設置し五日以内に飽くまでも内部において之が解決を図るため万全の努力を拂う。

一一五條（労働委員会の調停）前條の調整委員会においても意見の一致をみない場合には労働委員会に提訴してその調停を求める。」

右の手続を図解すれば次の通り。

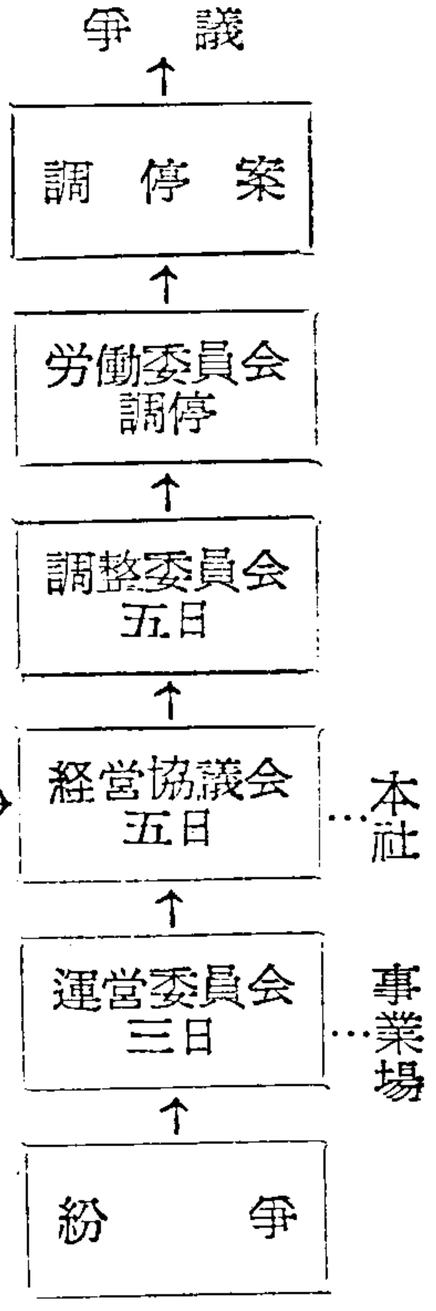

労働委員会の調停案に対しては提示後四八時間以内に諾否の回答をなし、これを拒否したときは二四時間の事前通告の後に始めて「双方共に行動の自由を認められる」。

かくして争議はうとめて避ける措置が講ぜられている。この処理手続は、後の協約に表れるものに比すれば、未だ不完全なものを含んでいるが、終戦來平和義務の思想の欠如を特色としてきた協約がこの様に四つの段階を踏む紛争処理手続の規定をもつに至つたことは劃期的なことであつた。経営協議会は二段目に位置して未だ紛争処理の機能を果すが、やがては完全に紛争処理のみを任務とする特別の機関が経営協議会から独立するに至るのである。

前掲の東京会館の協約の定める紛争処理手続は職区制と表裏する。職区制とは事業場を数箇の職区に分けて、各職区毎に会社側は職区責任者、組合側は職区組長を選び、この両者が紛争の第一次的処理に当るのである。

紛争は職区組長と職区責任者、組合幹事と会社部長、の二段階を経て、更に経営協議会、第三者を加えた特別調停委員会の議にかけられ、それでも解決をみないときは労働委員会またはその他の和解調停仲裁機関にかけられる。

大日本麥酒の協約も職区制をとりいれているのであるが、この協約ではすでに早くも、苦情と紛議との区別が生れている。前者は組合員個人の職場内における日常的不満と解せられており、これは職場委員と所属課係長の手を経て事業場委員会にかけられ、それでも解決をみないときは経営協議会に附議されて、最終的な決定が下されることになる。後者は組合全体にかかわる会社との争いとして理解せられ、これは経営協議会又は団体交渉で解決しないときは予め定める第三者の斡旋に付せられ、更に労働委員会その他第三者の調停又は仲裁に付することになる。かくて現実に争議行爲の行われるのは稀有の場合に限定される。

王子製紙の協約（四八・三・一）では職場の紛議は順次に課、工場、中央の三段階に設けられた経営協議会にかけてその解決が計られることになつている。ここでは経営協議会が紛議処理の機関になつており、他に特別の機関が設けられていないが、会社と連合会又は組合との間の紛議は右の職場の紛議と区別せられている点が目立つ。

日本建鉄の協約（四八・四・一）も「組合員の日常の要求、異議の申立、その他紛争の処理」には順を追つて経営協議会があたることになつている。

東宝と全映演東宝支部との協約（四八・四・一）は特に人事に関する組合員の不満を処理するために人事処理委員会を設けている。

これらの紛争処理手続をとりいれた諸協約の特徴は次の諸点にある。一、さきにみた日本電氣の協約の様に主として産別会議の影響下にあつた協約と著しい対照をなして、平和義務の思想が協約全体の基調をなしていること。二、これらの諸協約は、ますます激しくなる経営者側の攻勢にさしたる抵抗もなく順應し、やがて改訂組合法施行後はいちはやく新法の要求をとりいれて自らを改訂していつたこと。三、これまでの平和義務規定と異つて、漸く組合員個人にかかわる争いと組合全体にかかわる争いとを区別し始めており、主として前者の解決のための手続が紛争処理手続として規定されたこと。四、紛争処理のための特別の機関が未だ整備されておらず、経営協議会がこの機能をうけもつている場合が多いこと。五、紛争処理手続の設置と、労働條件規定の詳細化の傾向とが多く一つの協約において結びついていること。このことは、労働條件の基準が詳しく協約面で規定される様になると、それだけ紛争発生の可能性が少くなると共に、もしそれが起る場合には労働條件基準の個々の実施に関して組合員個人の不満や異議となつて表れることを意味する。また他面、紛争処理手続を排した産別系の組合は尚、労働條件の具体的規定を協約面にもることに積極的でなく、労働條件の決定を別途の団体交渉に委ねることを好んだことにも因るのであろう。

次に紛争処理手続ないし機関がこの様に協約にとり入れられるに至つた事情を一べつしよう。紛争処理機関の問題は、全石炭と炭労の賃金争議に際してG・H・Q・キレン労働課長が四八年二月二一日にその設置を提案したことに始まる。組合側殊に全石炭はこの提案に対してかなり強硬な抵抗を示したが、やがて炭労が四月二一日にその設置を承認し、全石炭もやむなく五月二四日に受諾するに至つた。その結果、全石炭と石炭鉱業連盟との間に、五月三一日「協定運用処理委員会規程」が定められたのである。この委員会は五月二四日締結の新賃金協定の実施運用に関する紛議を平和的に解決する目的をもつ。

即ちひとたび決められた協定の具体的実施に関する争いについてはもはや争議行爲に訴えることなく、平和的に解決しようという趣旨である。

ついで紛争処理機関の問題は全鉱連と鉱山経営者連盟の間の賃金

争議に移る。この争議の斡旋にのりだした水谷商相に対し、四月二五日連盟側は「鉱山の賃金に関して紛争の起つた場合の特別処理機関を設置することを組合側に了解せしめられたきこと」を申入れた。

これに対し組合は「罷業権を壓殺するもの」として強硬に反対し、一たんその設置を受諾したかにみえたが、五月二四日からの全國大会では正式にこれを拒否することになり事態は紛きうした。ついで問題は全官公廳に飛火した。政府は「政府職員の新給與実施に関する法律案」の中に苦情処理委員会の設置をおりこんだのであるが、全官公廳は五月八日にこれを拒否する態度を定め、交渉は決裂して暗礁にのりあげ、そのまま中労委の調停に付せられた。政府は五月二五日國会で加藤労相、水谷商相を通じて、大要次の様な見解を発表して苦情処理機関の設置に強硬な態度を示した。「苦情処理機関は労使双方が労働協約或は協定の解釈に対する疑義又は紛議或は違反行爲があり当該協約或は協定の決定し、両者がその決定に服することをつたとき、これを最終的に決定する機関である。また職場の小さな紛議から大きな争議行爲を規定する機関である。また職場の小さな苦情を合理的に解決する長所をもつていて惹起しないため、小さな苦情を合理的に解決する長所をもつている。更に労使双方の合意に基くものであつて、他の強制によるものでなく自主的に紛争議を解決しようとするものであるから労働法の根本的精神と一致するばかりでなく、争議権をも抑壓するものではない。今回の石炭産業における苦情処理機関の設置は今日の我が國の実情からみて欣びに堪えぬ。」

これに対し産別会議は次の様な理由の下に強硬に反対した。「紛争処理機関は未だに封建的身分関係の溫存されている日本の職階制度に立つて労働組合を縦に分裂させ、いくつも段階を設けて時日を遷延させ、その上第三者のあるいは官製の調停機関によつて職場闘争、地域闘争等の一切の下からもりあがつた大衆の実力行動を抑え共同闘争を禁止させようとするものであり、一切の争議行爲を争議権の壓力の背景をもたぬ組合幹部と資本家との取引に還元してしまうものである。しかもこの制度は官憲の壓力のもとにおかれていることを注意しなければならない。それ故紛争処理機関は「労資対等の誠意」の美名にかくれて労働運動壓殺を再現する準備であること は現在の政府、資本家階級の動向よりしてはつきりしている。……各單産の本部、支部、分会はそれぞれいま組織されつつある共同防衛委員会、労働法規改悪反対共同闘争委員会においてこのことをとりあげ全労働者に訴えてこの設置に反対する闘争を強力に展開し、基本的人権をまもる人民闘争に発展させるよう闘争することを要請する。」

総同盟は一、法制化しなければ反対しない。二、仲裁機関でなく調停機関にすべきである。三、労資及び中立の三者で構成する、との態度を明らかにし、徒らにこれに反対すべきでないとした。

日経連は七月一六日「紛争処理機関に関する指針」を発表して政府に同調した。この「指針」は、使用者側の紛争処理機関に対する考え方を、もつとも正確かつ詳細に表したものである。大要次の通り。

「はしがき。労働協約は労資双方の合意によつて成立した協定であるから、その有効期間中は互いにこれを遵守し、誠実に履行すべき義務を負うこと多言を要しない。紛争処理機関は右の趣旨に鑑み、労働協約の解釈適用より生ずる紛争の迅速かつ平和的処理を目的として設置される労資共同の自主的審判機関であつて、これにより団体交渉権、争議権が制約されると解するのは甚しき誤謬である。

一、紛争処理の対象となる紛争の範囲、紛争処理の対象となる紛争は、既に停結された労働協約の解釈及び適用に、当事者間に意見

の不一致を生じた場合に起る紛争に限られる。なお協約に関連のない事項で、職場の日常的苦情は別の方法で解決をはかることが必要であるが、実情に応じてこの機関を利用することは差支ない。

二、紛争処理機関と経営協議会。紛争処理機関は右の目的をもつから経営協議会と切り離して別個の機関とすべきである。

三、組織　(イ)　単位は企業の業務機構の組織形態と一致させることが望ましい。従つて次の如くになる。職場紛争処理委員会――事業場紛争処理委員会――中央紛争処理委員会（本社）。業務別使用者団体と労組又は労組連合会との間では右に準じて組織する。

(ロ)　委員の構成は労資同数とし、必要により第三者を加えるが、審判的性格をもつ関係上、出来るだけ少数がよい。(1)職場紛争処理委員会では労資各二名、(2)事業場紛争処理委員会では労資各三名、これが最終決定をする必要がある場合で、この構成では決定できない時は第三者委員一名又は三名を加えて第二次委員会をつくる。(3)中央紛争処理委員会では労資各五名、第二次委員会には第三者委員三名又は五名を加える。(4)業種別のときは右に準ずる。

四、委員の任期及び経費。任期は協約存続期間中を原則とする。経費は労資折半する。

五、事業の処理及び運営。委員会は事業受理後、各級委員会の段階に応じ、それぞれ各三日、五日及び七日以内に処理する。下級機関で解決できないときは順次上級機関にかける。但し事案の性質により直接上級機関に申立ることができる。

六、決定の効力及び平和義務。(一)決定は当事者双方を拘束する、(二)事案繋属中は双方とも争議行為をしない。

七、その他。労働協約に以上の事項を具体的に規定しておくことが必要である。」

右の日経連の「指針」は、協約のもつ産業平和維持の機能を基礎にして、ひとたび協約が結ばれた以上は、これに関連ある事項の紛争は、その処理のための特別の機関によつて平和的に解決せんとする態度から出たものである。

既に協約に大綱が定めてあるから、この機関の任務は、協約に並ぶ新たな規範をつくりだすことではなく、いかに協約を解釈適用すべきかという審判的作用を果すに止り、従つて経営協議会とは別個のものとなるのである。

経営権、人事権の回復はこの期の経営者のモットーであつた。そして紛争処理機関の設置を中心とする平和義務の強調は、他の一つのモットーであつたのである。

◇政令二〇一号と労働協約

四八年春以来、再びもりあがつてきた官公労組を中心とする労働運動が、七月にはいつて中労委に対する調停申請と共に、いよいよ最高潮に達したちようどそのとき、マッカーサー元帥は芦田首相に宛てて、國家公務員法の改正を指示する書簡を送つた。この所謂マ書簡は七月二三日に発表されたのであるが、政府はこれに基いて同月三一日、公務員から争議権と団体交渉権を奪う政令二〇一号を公布、即日施行した。この政令に対しては組合側から違憲であるから無効であるとの見解が発表せられ、ひきつづき北海道を先頭とする國鉄組合員の職場離脱が始つた。政令第一條第二項は労働協約について次の通り定める。「給與、服務等公務員の身分に関する事項に関して、従前國又は地方公共団体によつてとられたすべての措置についてはこの政令で定められた制限の趣旨に矛盾し、又は違反しない限り、引続き効力を有する。」

この條項について政府側から回を重ねてその解釈が発表された。（政府声明、七・三一、閣議決定に基く加藤労相の通達書、八・一二、次官会議決定「政令二〇一号の解釈と取扱について」八・一二

次官会議決定「各省廳労働協約に関する政令二〇一号第一條第二項の取扱方針」八・一二）

これらの解釈を要約すると次の通りである。

一、公務員は団体交渉権を有たないから協約締結の当事者能力を失つた。二、従つて従來の労働協約、協定、申合せ等は当然失効した。三、経営協議会は消滅する。四、組合專従者は法的根拠を失つたから職場に復帰させる。五、本政令の趣旨に反しない限り、給與服務等の公務員の身分に関する従前の措置は引続き効力を有する。

更に具体的には、先掲の次官会議決定は協約各條項の取扱について次の通りいう。

「一、組合員たること又は非組合員たることを理由として差別待遇しない……尊重しなければならない。二、賃金、退職金……人事委員会の所管であり、組合と協議することは許されないが、人事委員会の定める手続に従つて組合の意見をきくことは差支ない。三、勤務時間、休日、休暇……存続させてよい。四、超過勤務手当……存続させてよい（給與支給準則による）。五、人事に関する事項、1、2、事前通知……認めない。実際上本人に通知するのはよいが義務づけられない。3、解雇制限……協約に基ずく拘束を受けないが、例えば日教組に関しては全教協の労働協約書第一二條第二項第三号記載の事項（産前産後の休養中及び前後九〇日間は罷免しない等）は尊重して差支ないと思われる。六、組合運動　1、專従者……認めない。2、勤務時間中の組合活動……原則として認めない。但し所属廳の長の承認を得たときは勤務時間中といえども政令第二〇一号第一條第一項但書の交渉の如きは差支ない。七、経営協議会……消滅したものとする。八、厚生、福利、施設……運営について意見をきくことは差支ない。以下略」

かくして國鉄、全逓、日教組を始めとする大小各種の公務員の労働協約は、無効に帰し、終戦來これらの組合が獲得しきたつた協約上の諸権利は政令二〇一号の趣旨に反しない限りという大幅の制限の下にその大部分を奪いさられたのであつた。國鉄、全逓の協約は戦後協約史上特筆すべき優れた協約として称讃されたのであるが、これらの組合はここに協約を締結する能力を失つたのである。

政府解釈にみた協約諸條項の取扱は、やがて國家公務員の問題だけにとどまらなかつた。殊に組合專従者、勤務時間中の組合活動等を認めない政府の政令解釈は、直ちに第二期にはいつてからは労働省、日経連の指導の下に民間産業の労働組合にうつされ、これらの問題をめぐつて職場における地味な闘いが続けられる様になり、この動きは労働組合法改正の準備工作として組合側の強い反対をうけるに至る。政令二〇一号は協約に対する政府、経営者の方針が更に強硬になる重大な轉機をつくりだしたのであつた。

なお、四八年末には國家公務員法が改正されて政令の内容は法律に移され、同時に國鉄と專賣の労働組合は國家公務員法のワクからはずされて、公共企業体労働関係法の下に制限された形で再び協約締結能力をもつに至るのである。

三、第二期（四八年八月――四九年五月）

(一) 概況

政令二〇一号反対闘争は八月、九月にわたる國鉄、全逓の職場離脱となつてあらわれたが、やがてこれが收まると共に労働運動の主流は民間労働者にうつされた。秋になつてから石炭、全鉱、帝石、海員、私鉄、電産、全繊、東芝、日鉄、王子製紙等が、相ついで争議にはいる。これらの労働攻勢は一二月の九原則発表を機に、ヘプラー労働課長の石炭、海員、電産等に対するスト中止勧告によつて一應の終止符をうたれる。翌四九年当初は一時沈滞期にみまわれるが、やがて労働法規改訂、行政整理必至の険悪な氣分のうちにこの

期の終り近く再び爭議の波がもりあがる。東京都電、國電のストはその発端をつくり、血なまぐさい労資の衝突がはじまる。

この期の経済政策は「経済安定一〇原則」（四八・七）、「経済安定の九原則」（四八・一二）に表現され、更にいわゆるドッジ・ラインに基ずく二四年度予算はこれらの諸原則にもられた政策に一段と明確な形を與えた。企業合理化の強行を伴う集中生産の方式が採られ、多数の企業整備と人員整理が行われた。これに抵抗する労働組合は、終戰來獲得し來つた協約上の諸権利によつて應戰する。この際いわゆる自動延長規定はよく組合の既得権をまもる。

他方政府の労組民主化政策は一層強力におしすすめられる。労組法改訂の準備は着々と進められ、その地ならしとして労働次官通牒「民主的労働組合及び民主的労働関係の助長について」（四八・一二・二二）が発せられ、更に翌年にはいり同じく次官通牒「労働組合の資格審査基準について」（四九・二・二）が発表される。

政府はこれらの通牒に基ずいて組合規約、労働協約の個別的指導にのりだす。この動きはやがて組合法改訂に結集するのであるが、組合はこれらの行政上の指導を「協約改悪の強制」「法規改悪の現場版」として強硬に反対する。この反対運動の中で組合の民同勢力は漸次に結集をはじめ、独自の協約基準案をつくるに至る。

四八年一二月の次官通牒を契機として政府、経営者の協約攻勢は俄然積極性をおびてくる。経営者は政府の後押しをうけて一斉に通牒の趣旨をおりこんだ協約案を提案しはじめ、そのまま法規改訂にもちこもうとする。この経営者側の攻勢に呼應して組合側も協約案を発表し、両案対峙したままやがて法規改訂を迎えるのである。そして一部の組合はいちはやく経営者の攻勢に順應して、そのまま通牒の線に沿つた協約を結ぶ。

なお四八年末には國家公務員法の改正、公共企業体労働関係法の成立をみる。

(二) 汽車製造、東洋紡の協約、その他

この期においても戰後日本型協約の抵抗は強力である。日立総連合、日映演等の協約案は、戰後日本型の特色をそのままもつている。殊に日立総連合の協約案は「賠償撤去、企業整備、その他重大なる事情が起つても会社はあらゆる合理的な施策を講じて従業員を解雇しない」「会社は従業員の退職届が組合を経ないで出されたときは受理してはならない」「会社は組合の爭議行爲を理由としてその期間従業員の賃金給與を減額することはない」等の規定をもち、戰後日本型を更に一歩おしすすめた内容を備えている。

汽車製造株式会社と、全國車輛に加盟する同連合会との協約（四八・八・二二）はこの期に締結された数少い戰後日本型協約の一例である。同協約は全文四〇條の短いものであるが、他に経営協議会規定一四條及び覚書二一項をもち、協約の解釈適用について取極めている。採用、解雇等の人事を組合との協議にかける他「賠償撤去、企業整備その他重大な事情が起つても会社は凡ゆる合理的な施策を講じて従業員を維持するものとする」との規定をもつ。労働條件規定は至つて簡單な原則を定めるに止まる。災害補償につき基準法を上廻る水準を定め、有給專従者のほか一般組合員もまた「会社業務に特に支障なき限り」という緩い制限の下に組合活動への従事がみとめられる。平和義務規定はみられない。これらはすべて戰後日本型協約の特色として先に掲げたところであつた。

汽車製造の右の協約と同じ頃に結ばれた協約で、これとちようど対蹠的な内容をもつのが東洋紡の協約（四八・八・二六）である。

この協約は本文五二條であるが、給與に関して別冊第一、「主として組合業務に従事するもの」に関して別冊第二をもち、それぞ

れ詳細を極める規定をもち、特に別表第一は独立の協約の体裁を整えており、くわしい賃金表が付されている。「会社の従業員は組合員であり又組合員は会社の従業員である」と規定するから、解雇されれば当然に組合員資格を失うが、組合から除名されても会社が協議して必ずしも解雇しなくてもよい。組合員から除外される従業員を一、使用者の利益を代表するもの　二、職務の性質上除外すべきもの　三、その他の三項にわけ、それぞれ職名をあげて特定している。「会社は自主的且つ正当な組合活動の自由を認める」との含みをもたせ、組合活動を作業時間外に限定し、例外として一定事由あるとき会社の承認の下に時間内の活動が許される。会社施設内の掲示、貼布、配布等はすべて会社の承認、通知、連絡を要する。経営権、人事権は会社に属し、人事に関する組合の「公正なる意見」は尊重される。経営協議会は「本協約の運用を円滑にし紛議の予防もしくは調整を図り会社と組合相互の関係を円満且つ平和的ならしめ会社事業のよりよき発展を期するため」に設けられ、この趣旨の下に紛議はすべて経営協議会で処理される仕組になつている。

右の東洋紡と汽車製造の協約は同じ四八年八月にできた協約として、その内容において著しい対照を示すのであるが、東洋紡の協約はやがて次官通牒およびこれにもとずいて発せられた経営者案、更に法規改訂の線に連つてゆく系列に属し、汽車製造の協約は右の系列に対するもつとも強い抵抗線として、東芝、電産等の組合協約案に連なつてゆくのである。

(三)　次官通牒とその意義

政府の労組「民主化」政策はまず官公労働者にむけられ、政令二〇一号はこれを立法的に表現したものであつた。ついでこの政策は民間労働者に移され、四九年六月に労働法規の改訂が行われるに至るのであるが、その前触れとして政府は個々の組合規約や労働協約に対する個別的な行政上の指導にのりだした。その第一歩が四八年一二月二二日労働次官通牒「民主的労働組合及び民主的労働関係の助長について」である。この通牒は労働協約の指導要領として八項目にわたる「労働協約に関する指針」を含む。以下その要旨を掲げよう。

「従来の協約は使用者の権限に極度の拘束を加え、労働者の一方的権限のみをみとめた。最近漸く会社工場の実情にそつた詳細な規定をもつ協約が表れるようになつたがまだまだ不十分である。協約について改善を要する主要な点は次の通りである。

一、労資の権利は相互に尊重さるべきこと。労働者のいわゆる経営権に対する干與の範囲は、経営者が労働組合の活動に対して干渉しえないと同様に労働者としての組合員に直接関係ある事項に限らるべきである。この点従来行過ぎがある。例えば経営者が経営に対し責任を有する限り経営協議会における最終決定は経営者に留保さるべきであり、また経営者は職務を怠緩な労働者を解雇する権限をもつ。しかしながらこれらの人事権もまた絶対的ではない。

二、協約の適用範囲を明確に定めること。協約の適用をうける従業員の範囲を疑義の生じないよう具体的に規定する必要がある。

三、就業時間中の組合活動は原則としてこれを認めないこと。会社従業員である組合役員、職員の若干名に対し例外的に就業時間中の組合事務に専従することを認めるときは給與を支給しないこと。

これは組合の自主的保持の建前から言つて当然である。もし組合が従来のようなやり方を続けるならば、組合法第二條第二項の規定の厳格な解釈により自主性のないられない虞れがある。

四、労働條件を詳細明確に規定すること。

五、苦情処理機関を設けること。
苦情処理機関はその手続を具体的に定め、各処理段階の機関、委員の選出方法その他詳細な規定を設けること、及び協約の適用解釈ならびに個人的不平不満に対する苦情処理は終局的には仲裁による解決が必要である。

六、紛争の平和的解決のための規定を設けること。有効期間中一切の争議行為を行わないことを定めるのが望ましい。ここで紛争とは前項の苦情を除く一切の紛議をいうのであるが、これについては有効期間中でも争議行為がありうる。この場合でも団体交渉の手続第三者の調停、争議の予告等々平和的解決をはかる規定をおく必要がある。

七、争議中の賃金を支払わない等、ノーワーク・ノーペイの原則を規定すること。

八、有効期間について明確な規定を設けること、いわゆる新協約成立までの自動延長規定は不適当である。」

通牒は右の八項目を中心に「組合の民主的発展に協力する立場において」しかも「地方軍政部と緊密な連絡」をとりながら指導せよと都道府縣知事に指示したのであつた。八項目の内容はすでに経営者において強く主張されて來たものであつたが、かかる具体的な政府の指示をうけるに至り、経営者はここぞとばかりに攻勢にのりだしたのであつた。

各産業部門においてこの八項目に基く協約改訂案はつぎつぎと発表された。そしてこの動向は他方における法規改訂の準備とむすびつき、その地ならしとしての意義をもつものとされた。

更に政府は追うちをかけるように四九年二月二日次官通牒「労働組合の資格審査基準について」を発表した。これは同じく「関係方面とも密接な連絡をとり……然るべく処置を致されたく云々」の前文をもつが、そのうち協約に特に関係する部分は次の二点である。即ち先ず第一に組合法第二條第一号の「使用者ノ利益ヲ代表スト認ムヘキ者」として秘書、守衛に至る六項目の職名をあげ、これらを含む組合は組合としての資格を欠くとした点、次いで第二に同條第二号の「主タル経費」を具体的に特定し、組合専従者の給料、組合役員に対してのみ特別になされる無料サービス等々がこれにあたるとなし、これらを経営者から得ている組合は資格を欠くとした点である。（但し会社が協約の定めにより平均一日二時間以内、作業時間中に苦情処理に当るよう指定された組合役員、並びに適当な数の支部若しくは全國大会に出席する適度な数の組合員の賃金を支給することはかまわない。）右の二点によつてとりあえず問題になつたのは協約で有給専従者を獲得し、就業時間中の組合活動の自由を規定していた組合である。そしてこの二点が戦後日本型協約の一つの特色をなしていたことは前述の通りである。従つて次官通牒はまず法規を改訂することなく、現行法規を厳格に解釈することにより、法規改訂の実をあげると共にその準備を行わんとして、戦後日本型の一連の協約に挑戦したのであつた。尚、五月二四日には改訂法施行を前に、労働省労政局長名で「組合事務専従職員の給料打切等について」の通達を発して、至急打切の措置をとるよう要請している。

かくして専従者給料の打切りと時間内組合活動による給料減額をめぐる紛争は、法規改訂の前哨線となつた。

(四) 東芝の協約問題、その他

東芝の経営者は右の次官通牒を待ち構えていたかのように、これにもとずいた協約案を発表して組合に挑戦した（四九・二・一五）。

東芝連合側は直ちに組合案を作成してこれに應戦したが（四九・三・一八）、東芝の協約闘争について何よりも注目されたことは、この闘争が大規模な企業整備、大量馘首、賃金切下反対闘争のうち

で闘われたことであつた。前述の次官通牒を契機に活潑化した政府経営者側の協約攻勢は、もとより経済九原則の実行という政策の協約面におけるあらわれとみられたのであるが、この政策が懸案の企業整備と大量馘首の強行を必至とするかぎり、協約改訂をめぐる労資の紛争もまた企業整備、大量馘首の問題とからんで紛きうするのは当然のなりゆきであつた。この観点からみるならば東芝の協約闘争はこの期にみられる馘首と協約改訂との関連を示す典型的な例といえよう。なお東芝の協約闘争は第三期にまたがつて行われるが便宜この部分で取扱うことにする。

東芝は早く四八年二月に集中排除指定会社の指定をうけ、組合も同じ頃から集排法にもとずく工場処分にあたりもつとも障害が、会社にとつて集排による東芝再編成に反対して闘つていたのであるをなすものは四八年三月一日に締結された労働協約であつた。会社は工場処分の準備として四八年から四九年にかけ新潟・川岸・加茂工場等においてそれぞれ組合員の帰休解雇等を行い、これをめぐつて組合との間に前記協約の効力が争われていたのであるが、たまたま九原則、前記次官通牒の発表等に力をえた経営者は、この際前記協約を全面的に改訂して大量馘首の障害を除くにしかずとばかり、四九年二月一五日組合側に対し新労働協約締結を申入れたのである。それ以来協約交渉が続けられ、三月一八日には組合も独自の協約案を提案したが、三月一三日会社は組合に対し三月二八日までに新協約を締結すべく、それ迄に新協約ができないときは同日以降現行協約を解除する旨を申入れた。組合はこれに対し右申入は現行協約二二條の自動延長規定を無視するものとして反対し、団体交渉は三月二八日をもつて一應打切られることになつた。かくして現行協約の有効、無効をめぐる争いは大量馘首必至の険悪な空氣の中に法廷にもちこまれることになつた。会社は組合の争議行為を禁止する旨の仮処分、組合は会社の協約違反行為を禁止する旨の仮処分をそれぞれ申請したが、これらの事件繋属中に改訂組合法一五條にもとずく会社の協約存続反対の意思表示により協約の失効したことをみとめて組合の申請を却下し、他方、協約が失効した以上組合の同意なくして解雇できるし、それに反対して組合が争議行為に出るのは何ら違法でないという理由で会社の申請を却下した。

協約の失効は公権的に判断された。かくて馘首を阻む協約上の障害はない。会社側は相ついで馘首を通告してその数一万名をこえ二八にのぼる工場の閉鎖、処分に着手したのであつた。

右の経過を要約すれば次の通りである。即ちまず自動延長規定でその効力を自動的に延長して來た戦後日本型協約に対して改訂を申入れ、同時に次官通牒による新協約案を提案する。この案の交渉は進捗をみない。その中に会社は一方的に解除通告をして協約は失効したとなし、協約の拘束を脱して馘首にとりかかる。組合は争つて仮処分が申請される。やがてこの申請が却下されると同時に馘首は一段と拍車をかけられる。

ところで東芝の会社側協約案は次官通牒の線に則り、経営者側の主張をきわめて大胆に表現する点でまさに画期的なものであつた。電産の経営者案が同じく次官通牒後に発表されたものでありながら必ずしもそのまま通牒の内容を機械的におりこんだものとは思われず、その主張をあらわすに比較的消極的であるのに対比すれば、この感は一層に深いのである。

次にその大要を組合案と対比しながら説明しよう。会社案は全文一一章、一八一條に及ぶ膨大なもので、まずこの点が目につく。組合案は九章、六一條である。説明の便宜上、次官通牒の掲げた八項目に分つ。

一、経営権の確立。まず第三條に経営権確認規定をおき、経営権の内容として人事管理、職制改廃、事業場の設置及廃休止等五項目をあげる。第七章人事において、轉職、帰休、休職、解雇、表彰、懲戒等につき、それぞれ一定事由をかかげ、その事由あるときは休職、解雇等を行うとする。例えば、解雇についてみれば「仕事の能力が甚しく劣るとき」「会社業務の都合により剰員を生じたとき」等と並べて「甚だしく職務に怠慢なるとき」等々。

右によればこれらの一定事由ありと認定して組合員を解雇、休職等に付するのは経営権行使として会社の專権事項に属し、旧協約の保障した解雇轉任に対する組合の同意権は剝奪されることになる。「職務怠慢な労働者を解雇することも使用者の権限に属すべきである」という次官通牒の指示はここに忠実に生かされている。

これに対し組合案は解雇、休職等は「予め組合と協議して整つた上で之を行う」（二三條）と定め、経営参加（三章）の一章を設けて経営方針の提示を会社側に義務ずけ、組織職制の変更については労働條件の変更を伴う場合には組合の同意を要するとなす。

二、組合の地位及び組合員の範囲。会社案は「組合員であることは従業員であることの要件ではない」と眞向からオープン・ショップ制を主張し、組合の地位に関しては明確な規定を避け、更に詳細広汎な非組合員の範囲を一〇項に分けて規定する。この中には秘書、守衛、タイピストは勿論、人事部、労務部、経理部員（社員以上）等のすべてを含み、また「本人の自由な意思によつて組合加入を希望しない者」の一項を設ける。

組合側の計算によるとこれらの規定によつて組合員の範囲から除外される者の総数は六、〇〇〇名の多数にのぼると称せられた。

右に対し組合案は、唯一組合規定をもち、狭く限定された除外者のほかは「従業員は組合員でなければならない」として旧協約の線をそのまま維持している。

三、組合活動の制限。この問題に関して会社案は次官通牒の線をのりこえて遙かに勇敢である。即ち組合活動を就業時間外に限り（八條）、專従者の設置を五〇〇名以上の事業場に限り、五〇〇名以上一、五〇〇名までの事業場は一名、それ以上は一、〇〇〇名を超える毎に一名とその数を制限し、これを無給休職となし（九條）、更に会社施設、什器等の使用を許さず、組合事務所を事業場内に設置することを禁じ（一三條）、会社施設内の政治活動はこれを一切禁ずるのみか（一四條）、組合の掲示に対しても干渉を加え、一定数の掲示板以外に文書の掲示を禁じ、掲示板にも政治的目的をもつものや矯激、野卑にわたるもの等は掲示するを許さない（一五條）。

このような組合活動の制限は従来その例をみなかつたものであつて組合は「全く組合活動を否定するもの」として反対した。

右に対し組合案は旧協約の内容を更に具体的に列挙して既得権を守ろうとしているが、特に專従者の賃金は組合より支拂う事が出来る様にするため会社は出来る丈速かに組合員の生活の安定に努力する。但し現状に於ては会社より支拂うがその形式及び方法については別に定める」（一〇條）と規定しているのはこの問題に対する組合の態度を明らかに示したものであろう。

四、労働條件の詳細な規定。通牒の趣旨に従つて会社案の労働條件規定は第六章勤務（五五條―八二條）、第八章給與（九九條―一四九條）において詳しく定めてある。

これらの規定は次の二点に特色がある。第一は労働時間は特に勤務の章に定められているのであるが、この章の第四節は入出門、遅刻、早退、外出及び欠勤と題されて、警備員の所持品点検、入出門の際の従業員証提示、「事業場の秩序をみだし業務の遂行を妨害するとき……」等における入場禁止、退場命令あるいはそのおそれあるとき……」等における入場禁止、退場命令等々が定められ、労働時間規定がこれらのいわば取締規定と並列的に取扱われていることである。この傾向は次官通牒後の経営者案において次第に顕著になつてゆく。なお第五章服務では重ねて政治活動、事業場内の組合集会等々の禁止を定める。これらは従来の就業規則、服務規律等が次第に協約にとり入れられてゆく傾向の一班である。第二に給与に関しその額を規定すると共に次官通牒のいわゆるノーワーク・ノーペーの原則が徹細の点に至るまで貫徹されていることである。「賃金は労働の対償として支給する。但し会社の指示以外の労働に対しては支給しない」「組合員が労働しないときは賃金を支給しない」「争議中の賃金を支給しない」「労働しない日または時間に対してはこの協約に別段の定めある場合を除き月額または日額で定められている賃金は日割または時間割計算してこれを減額する」（一一〇七條―一一〇條）等々。

右に対し組合案は労働時間、休日休暇については一七條にわたる規定をおくが、給与及び退職金はすべて別途の協議に委ねて協約面に規定することをさけている（二七條）。

五、団体交渉及び苦情処理機関。会社案はまず協約の変更に関する事項と苦情処理手続によつて処理すべき事項はすべて団体交渉の範囲から除外する（一七條）。ついで団体交渉の事前協定を定め、更に「団体交渉を行うには左の各号の定めを遵守する」となして、「言語、態度、動作により相手方に威圧を加え又は名誉を傷つけるような行為をしない」「喧噪にわたる行為をしない」その他四項目を掲げ、これらの規定に反したときは団体交渉による意思表示はすべて無効に帰する他、直ちに交渉を打切ることができるとなす（二〇條―二一條）。これらの規定は四九年二月一四日発表の労働者労組法改正試案がその二三條で同様の規定をもつていたこととの関連において理解する必要がある。団体交渉が打切られたときは更に回を改めて再交渉を行い、しかも妥結しないときは労委に調整を求める（二六條―三〇條）。苦情処理に関しては、「協約の解釈適用についての苦情または労働條件に関する苦情」はすべて職場苦情委員、事業場苦情委員会、中央苦情委員の三段階がそれぞれ会社側責任者に提出してその解決を求め、それでも解決しないときは第三者の仲裁に付して両当事者ともこれに服従することになる（三一條―四五條）。これらはすべて次官通牒の要求するところであつたが、苦情処理の法理をこの協約全体の構造との関連においてみるならば次の様になる。即ち協約面において合意したことについてはこれを争議行為に訴えて変更することは許されず、従つて前述の通り改めて団体交渉の対象となることもなく、すべて協約の定める手続によつて処理される。他方、協約は経営権に属する広汎な事項を会社の専権事項となすから、これについて組合は会社と平等の立場に立つて合意決定することは許されない。従つて協約の適用に関する争いについてはこれを会社の一方的判定に委ねる他はない。かくして東芝の苦情処理手続においては組合側の職場委員は争いの判定に参加する余地はなくこれらはすべて会社側にその判定権が属する結果になるのである。組合案は旧協約の線に沿つてこれらの規定を一切有しない。

六、平和條項。会社案は、次官通牒が遠慮勝ちに「有効期間中は一切争議行為を行わないことを規定するのが最も望ましいが……」と述べた絶対的平和義務をそのまま規定する。「会社、連合会及

び組合はこの協約の有効期間中全く爭議行爲を行わない」（四六條）というのがそれである。卽ち協約に定めてあることは勿論、協約に定めていない事項についてもすべて有効期間中は爭議行爲を禁ずる趣旨である。從つてこの協約案は爭議を予想していないから爭議協うまでもない。

七、ノーワーク・ノーペーの問題。これについては四において述べた通り。

八、有効期間。会社案は次官通牒の要請通りに期間を一年と定めて更新延長の規定を設けない（一六〇條）。組合案は本来の期間を六カ月と定め、自動更新、新協約成立までの自動延長等、旧協約の線を維持している。

以上東芝会社案を組合案並びに次官通牒との対比において検討したのであるが、この案の提案にあたり会社側が交渉の席上で次の通り述べているのは、この期における資本の要求を如実に表現するものとして興味がある。

「この度の労働協約の改訂に当つて会社の置かれている立場は、現行協約調印当時に較べれば客観狀勢が大いに変化して来ており、特に経済九原則、賃金三原則の下に会社が経営を存続することは今までにない困難な立場におかれている。又國内物資も極度に欠乏しこれが解決には外資の導入を俟たねばならぬ現狀にあり、それには投下資本に対し或る程度の利潤を與えるような國内態勢を整えねばならぬ。それぞれ機に応じて製品種目の変更も行わねばならず、これ等は單に國内市場のみならず、國内消費のなくなつた時には輸出による國外市場への進出も考えねばならぬ。日本経済の一環として東芝はかかる現実に対処し将来大きく延びんとする爲には会社にそれだけの力を持たねばならず、從来のように拘束された経営権ではなく、完全にその力を発揮しうるような経営権が必要なのである。」

これに対し東芝労連石川中執委員長は、

「会社の労働協約案はわれわれ労働者の団結権を否認し団体交渉権も事実上はく奪されている。現行の経営協議会はなくなり一年間は爭議もできない。これは労働階級全般の問題であり東芝労連三万は労働法改悪とこの協約に対して断乎闘爭する以外にない。この内容を御らんになればわかるように健全なる労働組合活動を破壊し資本への奴隷化につきると思う。」

なお交渉の席上で組合側から「会社案のようなものであれば組合はむしろ協約はない方が得である」という意見が開陳されたことは後に労組法改訂と同時に全法協傘下の組合でいわゆるアウト・サイダー・ユニオンの闘爭が唱えられたことと関連して、戰闘的組合のこの種の協約案に対する反撥を示すものである。

次に東芝よりやや遅れて四九年四月に発表された労資の協約案として日本光学のそれをとりあげよう。会社案は東芝会社案とほぼ同じ内容と構成をもつているが、経営権に関し「組合は会社の経営に関して関與しない」（一〇條）、「組合は会社に経理の公開を求めない」（一三條）として逆の面からその確立を計り、苦情と紛爭を区別して、紛爭については爭議行爲に至りうべき余地を残して爭議協定を定め、人事の章に古参権制度をとり入れている点等がその特色である。組合案は人事、経営参加、組合活動等について戰後日本型の線を譲らない。

組合法改訂を目前にひかえて組合側は尚強力に戰後日本型協約案を発表し、労資双案の懸隔が狭まるどころか、却つて逆に厳まりつつあつたことは、経営者側をして組合法改訂による協約の強力的規正を一層強く促進せしめたのであろう。次官通牒は経営者を鼓舞したのである。

かくて通牒は協約をめぐる労資の対立を更に激化させた。「悪い協約よりは寧ろ無協約を」という主張が組合側からでてきたことは既に労働省の「指導」の破綻を暗示するものではなかつたろうか。

(五) 次官通牒にもとずく経営者案、その他。

東芝経営者案は前述の通り次官通牒に則つたものであつたが、その他この線に沿つて幾多の経営者案が公表された。そのうち特に此の期を代表する数個の協約案を検討しよう。通信工業連盟基準案（四九年一月）、私鉄経営者連盟基準案、日本紡績協会案（四九年四月）、日本鉄鋼連盟案（四九年四月）、日本羊毛紡績協会案（同）等がそれである。これらの内容については全て東芝経営者案に関して指摘したところがそのままあてはまるのであるが、特につけ加える特色として次の諸点があげられる。

一、前文について。「……産業と労働の公共的意義と使命に鑑み……」（鉄鋼連盟案）、「この協約の目的は会社組合双方が互に他の立場を尊重し、民主的にして且合理的な労働関係を確立し、産業平和を維持せんとするにある。従つて会社は組合員の労働條件の維持改善に努めると共に、組合は会社の経営権並びに人事権を確認し、会社と協力して生産の増強に努めるものとする」（通工連盟案）、「会社及び組合は組合の団結権、団体交渉権、争議権及び会社の所有権、人事権その他経営に関する権利は、共に公共の福祉のために行使する責任を負うものであることを自覚し、運輸交通事業の使命に鑑み相互にその調整を図らねばならない」（私鉄経協案第一條）。

これらを通観すれば労資双方の権利の確認とその公共性の強調が特に目につくのであるが、日紡協案の前文が次の通り眞向から労資の協力、社業興隆等を掲げているのは紡績産業の労働関係の現状を表現するものとして興味がある。会社と組合とは「わが國経済の再建が輸出産業の大宗である紡績産業の労資協力による増産にあることを認識し社業の興隆と従業員の福祉増進を図るため、ここに労働協約を締結し双方眞実と誠意を以て之を遵守することを確認する。」

二、鉄鋼連盟案、通工連盟案、ともに特に服務規律と題する一章をもち、工場内の自警的取締規定に類するものを定めている。鉄鋼連盟案の入場拒否、退場命令、所持品検査等の規定がそれである。同時にこの章は「組合員は特にこの協約に定められた場合の外、就業時間中組合活動を行わない」（通工連盟案）として、組合活動に関する規定を服務規律の観点から重ねて定めるのが通例である。

三、総じて労働條件規定は詳細かつ具体的になつている点は注目すべきであるが、その反面会社の自由裁量権の範囲が大きくなつている点は注目すべきである。「会社は業務の都合により休日を他の日と振替え又は休日に出勤を求め若しくは臨時に休日を設けることがある」「会社は前條により請求された時期に有給休暇を與えることが事業の正常なる運営を妨げると認める場合にはその時期を変更し若しくは分割して與えることがある」「前各條に規定する他、事情により会社が必要と認めたときは休暇を與えることがある」（以上何れも日紡協案）「組合員が左の各号の一に該当する時は休職を命ずることがある」「休職期間中においても会社の都合によつて復職を命じ又は前項に定める期間を延長する事がある」（以上何れも通工連盟案）この傍点部分にみられる規定の仕方は單に表現上の技術的問題にかかわるものではなく、これらの協約案に一貫する経営権による自由裁量範囲拡大の主張と連なるものと考えるべきであろう。なお懲戒解雇、減給、出勤停止、役位剝奪などの懲戒事由の認定がすべて会社の専権に属するものとされ、また紛争の裁定が会社の裁量に属するとされていることはいうまでもない。鉄鋼連盟案は懲戒執行のために労資委員からなる懲罰委員会を設けるが、それも「諮問機関」とされており「会社が前項の委員会開催を組合に申入れ或は之に諮問するも

組合が応じないか或いは甚だしく答申を遅延せしめる場合は懲罰を執行する」とされるに止まる。

四、争議協定が次第に整備されてきており、就中、争議中に争議に参加しない人員が増加している。通工連盟案が「組合は争議中と雖も安全保持又は運営に必要な特殊勤務の組合員及び寄宿舎居住者の日常生活に直結した業務に従事する組合員は争議に参加させないこと」として、争議不参加組合員を組合の側から規定しているのに比べて、鉄鋼連盟案が「会社の認める人的並びに物的安全保持のための要員として会社の希望する一定数の組合員を会社の当該事務に就かせること」と規定して会社のイニシアティーヴの下に争議不参加組合員を定めることにしている点は特に注目を惹く。これらの規定は事実上争議行為を骨抜きにし、会社が痛痒を感じない争議を行わせるものとして組合側の反対を招いたのであつた。

以上の諸点は東芝経営者案について指摘した点になおつけ加うべき特色であるが、この種の経営者側協約案の成立過程に政府並びにG・H・Qの強力な指導が行われたことは嘗てみられぬこの期の特色といわねばならぬ。つぎにこの間の経緯をみることにしよう。まず鉄鋼連盟案の成立について。四九年一月一七日、かねてから協約案の作成に腐心していた鉄鋼連盟は、G・H・Q労働課から出頭を命ぜられて協約改訂に関する重要な指示をうけた。その指示の内容につき、鉄鋼連盟四九年三月発行のパンフレット「新しい労働協約の理論と実際」の記するところをそのまま引用しよう。

「一、目的　労働協約を指示に従つて至急改訂し健全な労資関係を建設すること。二、指示の要旨　従来の協約は組合の力におされて経営者は当然の権利を放棄して著しく不利な協約に調印している。その結果屢々紛争が起り、大きな争議になつてからG・H・Qに持ちこんで来るがこの行き方はよろしくない。経営者はこのさい春骨を強くして至急協約改訂の交渉を行うこと。そのさい是非改めるべき項目は別に示すが、この改訂によつてこそ健全なる組合の発達と強い産業と強い経営者とを作ることができる。

改訂の指示は命令ではないが、経営者が卒先して労資の団体交渉で改訂することを勧告する。もし指示要領を組合側が納得しないときはストになつてもよい。その場合、G・H・Qはその解決に努力するであろう。又これ等の要領を容れていない協約又は行為は労働法違反として組合を解散するか労働法の保護を受け得ないよう措置するつもりである。経営者は強く且つ上手な作戦によつて改訂交渉をすること。従来の団体交渉では経営者は常に組合の要求を受身で防禦的に交渉しているが、そうでなく経営者からも積極的に組合に対する要求を出すか、または組合の要求に対する交換的要求を出して逐次経営権の確立保全に努むべきである。今回の指示項目は何れも経営者の利益になるから経営者は進んで直ちに且つ強力に実行してほしい。

組合側に対しては各組合別にこの指示はせぬが、組合は既に事情を知つていると思うから経営者が主導的に改訂を進められたい。

三、改訂すべき要目　(1)専従者に対しては一人分といえども会社が給与を出せば組合法違反とするから之はやめること。(2)会社の利益代表者の範囲を拡げること。(3)労組法第二條第二項の「主タル経費」を使用者に仰ぐものは組合と認められぬが、この「主タル経費」の限界も近く指示する、これに反するものは御用組合である。(4)従業員の解雇、休職、職場休業、再開、事業譲渡は経営権に属するもの故団体交渉にて協議する必要はない。(5)争議中の賃金は絶対に支拂わぬこと。(6)苦情処理機関を設置すること。(7)賃金規則と就業規則の具体的部分を必ず協約に入れること。(8)協約期間を明確に

すること、大体一年とし自動延長をやめること。(9)組合員中の共産党員を排除することは組合の自発的行動に任す方がよい。(10)協約案が出来たら何時でもチエックしてやる。(11)生産管理は所有権を侵すから禁ずる方針。(12)組合が団体交渉を非合法手段で強行せんとするときは之を拒否すること。(13)経営者は強く法律の保護をうけてもらいたい、特に労働法を厳守すること、検察廳の保護を受けること等に努めること。(14)地方官廳、軍政部にはこの方針は十分連絡してある故これを活用すること。」

鉄鋼連盟では右の様な具体的指示と激励をうけ、早速翌一月一八日に協約案の至急作成を決議し、二月一五日漸く成案を得たのであつた。

日紡協の協約案もほぼ同様に労働省、G・H・Q労働課の指導によつて協約案を作成し、四九年三月五日に労働課の要請にもとずいる。労働課のフーバー氏、労働省係官によつて各條毎に具体的指導をうけている。その際フーバー氏が逐條の指導にはいる前に概評として次のように述べていることは注目される。

「この協約案は現在の他の協約に較べると非常によく、細い点については二、三批評を加えなければならぬ点もあるが全般的にみて大変立派なものです。労働協約の目的とする所は労資双方の権利の保護にあるのですが、過去の日本の協約は余り使用者の権利を保護してはいませんでした。併し乍らこの協約案はそれと反対の方向に行き過ぎていると言つてもよい位に使用者の権利を守つている様です。吾々労働課としては労使双方互に行過ぎない様バランスを保つことを望みます。」(労働省労政局労働協約資料第六号より)

日紡協は右の指示をとり入れて翌四月に成案に達した。

このような経営者に対する積極的な指導勧奨は個々の協約がもはや占領政策の放置するところではなくなつたことを意味する。即ち個々の協約に対してまで占領軍並びに政府の強い指導の手が及びこれらの政策の一環として個々の協約の改訂が問題とせられるに至つたのである。政府の労働政策は単なる政綱たることに止らず、個々の協約を手とり足とり指導することになつた。そしてこれは法規改訂の露ばらいと目されて組合側の反対をよんだ。

組合がこれらの動向に対して独自の協約基準案を発表し、法規改訂反対闘争の一環としてその抵抗線をつくつていつたことは次段にみる通りであるが、この戦線の脆弱な部分乃至は間隙を縫つて、改訂法規施行前いちはやく前述の政府、経営者の攻勢はその要求をもりこんだいくつかの協約を獲得して行つた。郡是製糸(四九・四・二一)、日本レイヨン(四九・五・三〇)の協約等がそれである。郡是製糸の協約は全文一九二條に及び、章節の区分もこまかい。労働條件規定は詳細な賃金表を含み、協約から直ちに組合員が自己の給與を算出しうる程である。内容については東芝経営者案及び本段の経営者案について述べた所がそのままあてはまり、いわば次官通牒の「申し子」ともいうべきであるが、この協約について特に指摘しなければならない点は、この種企業の特殊な労働関係を反映して全体に慈恵的色彩の濃厚なことである。従業員は五級の社員に区分され、各級に應じて退職金、出張旅費、轉勤手当、慶弔見舞金等々の額に差等がつく、独身者の宿舎無料居住、弔慰料額は「社長が特に考慮を要すると認めたときは五割以内の増額とする」、五〇〇円から二、〇〇〇円に至るまで三段階の結婚準備金、勤続四年以上の者に対する費用一、五〇〇円、二泊三日の慰安旅行、厚生預金制度等々の規定に婦人労働者の低位な労働條件が会社の慈恵的労務管理にいろどられて表現されている。なおこの協約が組合専従者につき一名の割合で組合専従者を置くことを認める。その人選については「会社は従業員である組合員中千名につき一名の割合で組合専従者を置くことを認める。その人選については会社は組合の意思を尊重す

る。組合支部にも專從者を置くことができる」（六條）と規定しているのは專從者の選任権が会社側にあることを明かにしたものであつて、前掲のG・H・Q労働課フーバー氏の日紡協協約案に対する批評を同じく甘受しなければならないであろう。

日本レイヨンの協約は全文一七〇條のうち、その三分の一に近い五〇條を賃金條項に割き、数式までも揚げている。

これらの協約は前述の資本攻勢に途をひらいた。そしてこの途の行程はまもなく法規改訂に到達する。

(ハ) 三つの組合側協約案

次官通牒來うちつづく政府、経営者の積極的な攻勢に対処して、全法協と労調協の合同委員会、総同盟及び産別民同は、法規改訂前夜それぞれ協約基準案を発表して各組合に訴えた。産別と総同盟は四六年一一月並びに四七年一月にそれぞれ協約基準案を発表し、協約面における組合側の攻勢期に、極めて強力な指導的役割を果して傘下組合の要請に答えるところがあつた。それ以來産別、総同盟ともにこれらの基準案に依つて指導をつづけてきたのであるが、情勢は一轉して法規改訂を目前に控え、組合側が守勢に立たされるに及び、再び基準案を発表して傘下組合にその指標を與えたのである。

全法協と労調協の合同委員会は四九年四月五回にわたつて討議を重ね、同月末発表の段取りとなつた。この案は戰後日本型協約の傳統をうけついでまさにその完成型を示したものといえよう。

総同盟基準案は調査部草案と名付けられ、四九年四月一五日の機関紙「労働」に発表された。

民同案は産別民同協約審議委員会の作成になるもので、何故か「労働協約基準私案」の名の下に同年四月一九日の機関紙「民同通信」に発表された。この案が更に審議を加えられて同年一二月に新産別（全産別労連）基準案に成長していつた。

なお総同盟傘下では同じ頃、全國繊維産業労組同盟九原則対策委員会、全國化学産業労組同盟、全國金属産業労組同盟（後二者は同一案）がそれぞれ協約基準案を発表しているが、これらはすべて総同盟基準案の説明に必要な部分に限つてとりあげることにしよう。

以下八項目に分つてこれら三つの基準案を検討しよう。これは同時に協約面の資本攻勢に対する組合側の反抗のタイプを明かにするであろう。

一、前文。合同委案「甲会社と乙組合はつぎの通り労働協約を締結する」、産別旧案が協約は單一組合と資本家団体との間に結ぶことが原則であるとして、この旨を前文に謳つた態度は既に失われている点が注目される。

総同盟案、会社と組合は「日本経済を再建させる産業と労働の公共的意義と使命を認識して次の通り労働協約を締結する」、第一條「会社及組合はお互に協力して産業の復興と経営の民主化、労働生活の安定を達成するに努力するために本協約を遵守する義務を負う」公共的意義云々が強調されていることは既にみた如くこの期の経営者案に同じ思想がもられていることと興味深く対比される。

全繊同盟案、全化同盟案に「産業と労働の社会的意義と使命を自覚し」「産業の平和を維持し生産の増強に努める」「産業の平和的民主的発展を促進し、日本経済の興隆に寄與する」等々の言葉がみえるのも同じ趣旨であつて、この点に関しては経営者案と大きな相違を見出せない。強いて相違を見出せば「社運の興隆」という言葉が見当らぬ点をあげることができようか。

民同案、会社と組合とは「労組法に基き、左の内容の労働協約を締結することに意見の一致をみた。会社及び組合はこの協約の有効期間中、本協約を誠実に遵守し実行することを相互に約束する」二、組合員の範囲及び組合の地位。合同委案、組合員の範囲はこ

れをすべて組合規約において組合が自主的に定むべきものであるという見地から、これを具体的に列挙する従来の協約のゆき方を全く排している。従つて「甲の従業員は乙の組合規約の定めによる組合員でなければならない」とするのみである。組合から除名或は脱退したものは例外なく解雇され、組合を唯一の交渉団体とする規定をもつ。

総同盟案、会社の実情に応じ人事、労務、経理の最終決定に直接参画するものを具体的に列記してこれを組合員から除外すべきものとする。これを除き従業員即組合員であり、唯一団体たることを承認する規定をもつ。なお除名、脱退者の処理に関する規定を欠く。全繊案は労務、経理、保安、秘書関係に従事する主任以上のものを組合員から除外すべきものとするが、総同盟案も凡そこの見当に非組合員の線を予定しているものと思われる。

民同案、組合員の範囲を一般的に例示することは困難であるとして部長、副部長、工場長、課長、秘書までをあげて以下略とする。被除名者は解雇され、唯一組合の承認規定をもつ。

三、人事。合同委案、雇入、解雇、休職及び「組合員の生活並びに労働條件に重大な支障を與える人事について」すべて組合の同意を要するとなす。その他の人事は組合と協議して行う。組合員の賞罰も会社の一方的決定を許さず「甲、乙協議の上決定する」。尚退職の申出は組合を経由するものとして不当な圧迫による退職の強要を封殺しようとする。

総同盟案、雇入、解雇をはじめ懲戒、表彰を含む一切の人事を組合との協議にかける。ただし例えば傭入、解雇につき「組合と関係する事項につき、組合と協議するものとする」として疑義の生じやすい規定の仕方をしている。全繊案は労資の協議を経た大綱にもとずいて会社が人事権を行使することを確認し、雇入は会社の「自由な判定」により、解雇は「已むをえない業務上の都合によるとき」その他数項の解雇事由に該当するとき労資協議会の協議を経て会社が行うとなす。懲戒処分の基準として「甲の関係者又は他の従業員に対して暴行脅迫の行爲があり又はこれを煽動させたとき」「甲の施設内において許可なく掲示又は印刷物等を貼用又は配布若しくはこれに類似する行爲をなし又はさせたとき」そのほか業務運営の妨害無許可の会社施設利用等々を掲げているが、これらは次官通牒に前後して経営者案のひとしくとりこんできた規定であることは前述の通りである。これらに対し全化同盟案が解雇を組合の承認にかける規定をもつていることは同じ総同盟傘下でありながら産業が異る、に応じてかなり懸隔ある協約案を示すものとして興味をひく。

民同案、「会社の従業員の雇入れは組合を通じて行う。会社は従業員を新たに雇入れようとするときはその種類、條件を示して組合に適当な労働者の供給を要求する。組合は会社の要求にもとずき、適当な労働者を供給しなければならない」この要求が戦後日本の協約において取りあげられたのは民同案が始めてであろう。

人事の基準は労資協議して定め、解雇事由を五項目に特定し、これに該当するときは本人と組合に事前通知して異議申立の機会を與え、異議ないときに始めて発令するものとする。異議は経営協議会ではかる。なお七ケ條にわたり古参権制度をとりいれている。これらはさきの組合による労働供給ととともにアメリカの先例にもとずくもので、この辺りに民同案の特色がある。

四、組合活動。合同委案、「甲は勤務時間中といえども、乙または組合員の組合活動および政治活動の自由を認める」ほか組合事務室、什器等の会社施設の利用、有給組合専従者とその原職復帰等々戦後日本型協約の線をゆずらない。

総同盟案、「組合の活動は原則として就業時間外に行うが」組合

及び上級団体の正規機関の開催、経協、協定運用委関係の調査研究その他会社、組合の決定したときは「会社に必要事項を通告し就業時間内と雖も行うことが出来る」。専従者は無期限休職で無給、役員及専従者は「如何なる時と雖も会社内における身分保障の優先権をもつ」。会社施設の賃貸、掲示板の設置を定める。特に政治活動については触れていない。

民同案、総同盟案に概ね同じ。専従者の人事に関する優先権を古参権として制度化している点が異る。総じて総同盟、民同案では組合役員及び専従者の身分保障にかなり規定の重点がおかれている点が目立つ。

五、労働條件。合同委案、「甲は従業員に対し人たるに値する最低生活費以上の賃金を保障する」として賃金体系を掲げる。「甲は賃金について甲よりのあらゆる支拂に優先させ」として賃金遅配に対処する。賃金、割増賃金、退職金の額はすべて別途の定めに譲る。「甲は乙の同意をえずに勤務時間を延長し、もしくは変更することはできない」休日として年末年始の一週間、三月八日の國際婦人デー、八月一五日の解放記念日等が注目を惹く。災害補償中「通勤途上の傷害」もまた「原則として業務上の傷害」と見なし、賃金全額支給の療養休暇を二年、特に結核性疾病については三年を保障せんとする。

総同盟案、給與は「従業員の生活を保障し労働の質と量に応じて支拂う」給與体系、初任給の例示、給與遅配に関し「前もつて組合と協定しない限り会社は一日につき給與総額の一〇%に相当する加算を行うものとする。但し前項の場合に増加する税金は会社負担とする」、交通費全額会社負担、給與の生計費及び生産額に応ずるスライド制、八時間労働、幼兒哺育時間、等々。

民同案、具体的規定を掲げずその方針のみ。例えば「労働時間及び賃金（基本給、超過労働賃金はもちろん、賃金計算、昇給、降給、手当、賞與、旅費、休職中の給與にいたるまで）詳細に定める。女子年少者に対する特則もここに含まれるべきだろう。これらはすべて全額まで具体的に定めるのであつて……」「就業時間、休日休暇、休業、給與体系、退職金規定、安全衛生、福利厚生等現在行われていて各種の規定に分れて規定されているものをそのまま協約に列挙したものと考えればよいのである」。このために起る賃金の固定化をさけるためには「賃金額その他具体的な数字については三ケ月毎に協議するというような特則を設けておけばよい」。

六、経営協議会。三案ともに経営協議会の設置を規定し、それぞれその目的として「生産の復興と企業民主化」（合同委案）、「経営の民主的発展と労働生活の安定」（総同盟案）等の理想を掲げている。

七、苦情処理機関。合同委案はこの種の規定を排斥している。先に掲げた産別会議の苦情処理機関設置反対の理由とほぼ同様の根拠に基いてのことであろう。

総同盟案は「この協約の厳格なる実施と、会社内における労資間の諸協定をめぐる紛争を迅速、適切に処置するために」、協定運用委員会を設けて、協約その他諸規程の「解釈運用に関する事項」「各職場に於ける異議苦情の処理」その他の審議にあたらせる。その「下部機構として各職場毎に職場委員会を設ける」ことになつているが、これと協定運用委との関係が明確でない。委員は労資同数で特に「中立的な委員を社外より〇名を限度としておくことができる」が協定運用委の審議の最終決定権の所在は十分に明らかでない。ちなみに東芝経営者案の苦情処理が組合側苦情委員の提出する苦情を会社側が「裁決」することになつていた。

民同案はその大綱を定めるのみであるが、職場から順次に段階的

にのぼつてゆく苦情処理手続を定め、それでも解決しないときは経営協議会に附議することにしている。総同盟案と同じく苦情処理機関の設置に積極的な態度がうかがえる。

七、平和義務及び争議協定。合同委案は平和義務規定をもたない。第三章争議行為は専ら組合側の争議権確保の観点から規定されており、その意味で戦闘的な組合案の面目躍如である。以下はその全文。「一一條（争議行為による不当待遇の禁止）甲は、乙または組合員が争議行為をなしたことを理由に解雇、損害賠償の請求、もしくはその他不利益な取り扱いをしない。一二條（争議中の労務契約の禁止）第二四條の規定は甲乙間に紛議が生じた場合、もしくは、争議中もこれを適用する。一三條（争議中の会社施設の利用）甲は争議中でも乙ならびに乙組合員または乙の委任を受けた者が会社施設を利用することを妨げることをしない。一四條（協約違反の争議行為）この労働協約に甲が違反したときは即時乙が甲にその違反行為の中止を申入れた後においてその違反を理由として乙が行為の自由をもつことを、甲は認める。一五條（争議中の賃金）甲は乙との間において争議中といえども賃金を支拂う。一六條（労働委員会の調停、斡旋、仲裁）甲ならびに乙はそれぞれ相手方の承認を得て甲乙間の紛議につきこれを労働委員会に提訴することができる。ただし提訴の日から三〇日以内に成立しないときは取下げたものとする。」

総同盟案。平和協定として「会社及び組合は経営協議会に於て要求事項について審議しなければ争議行為を行うことが出来ない」とする。その他「争議中の団体交渉手続」を五條にわたつて規定するのみ。全織同盟案はこの点について詳細である。その前文に謳う如く「産業の平和を維持」する思想が顕著に現れており、この観点から「苦情及び紛争の処理」、労資協議会等も構成されているものであるが、就中十二條争議は労資協議会で「反復交渉」しても解決しない紛議につき、労働委員会への斡旋、調停申請を義務的なものとしその勧告にもとずいて再び解決をはかり、次段には「仲裁に附することができる」とする。これらの手続を履践しないと争議行為にはいるときは五日前の予告と共に安全保持や「災害発生の際の措置」等について事前協定をすることができる。等々。

民同案。これも労働委員会への調停、斡旋申請を争議行為前の必要手続とする。

八、有効期間。合同委案は一年の有効期間と、改廃意思表示のない場合の自動更新、並びに新協約成立までの自動延長規定をもつ。総同盟案は始期と終期とを各別に確定し、終期後新協約成立までは自動的に一ケ月づつ延長するとなす。

民同案は一年の有効期間、改訂申入ないときの自動延長規定をもち、この点までは合同委案と軌を一にするが、新協約成立までの自動延長規定については、これを無効にする規定を含む当時の労働省の労組法改正試案の線に同調し、「自由意思を拘束するような規定は避けねばならない」として特に明文をもつて改訂の「申入れのあつたときは直ちに新協約の締結につき協議する。期限満了までに新協約が締結されないときでも、双方がこの協約の効力を延長することに同意しない限り期限満了を以て効力を失う」と規定し、所謂自動延長規定を排しているのである。

右は相前後して発表された三つの組合案を項目別に対比してみたのであるが、これらを通観すれば資本攻勢に対処する組合案の布陣が凡そうかがい知られるのである。即ち合同委案は、戦後日本の特殊な條件の下に開花し、法規改訂に集中した資本側の攻撃する当の戦後日本型協約の線を、募る反動期のさ中において、一層定型化し

た形において堅持し、資本側の攻勢に対する最強の抵抗線をかたちつくつたのであつた。総同盟案はこの組合の傳統とする穏健な協調的態度が資本の要求に強い反抗の態度に出させなかつたためか、経営者案と明確な対抗の姿勢をとらないでいるのであるが、尚その組織的部分――経営協議会、協定運用委、職場委等――において未整備のそしりをまぬかれず、これらの機関の権限や相互の関係について不明瞭なものを多く残したのであつた。全繊同盟案に至つてはこれが九原則対策委員会案と名ずけられることからもよみとれる様に、この組合が九原則の登場を一つの「新事態」の発生とみて予想される改訂法の内容をとりいれ、経営者側の協約案と大同小異なものになつていた。その意味においてこの協約案は却つて逆にきわめて規定の仕方が整備されているのは皮肉なことであつた。

民同案は未だ本格的なものではなく、作成者が前がきで「これはほんの一案であり」という如く、必ずしも民同案としての特色を見出すに適しないのであるが、それでも職首と賃下げと闘うこの期の労働戦線の中で占める民同の複雑な地位はこれを各所によみとることができるのである。

第三期（四九年六月――同年十二月）

(一) 概　説

占領政策を背景にして、かねてから政府、経営者の強硬な要請であつた労組法の改訂は遂に本期の初頭になしとげられた。

四月二八日吉田内閣の手によつて國会に提出された労組法改正案は、定員法の審議とともに猛烈な野党の攻撃をうけながら民自党の絶対多数によつて略原案通り可決成立し、六月一日公布、同月一〇日から施行される運びとなつた。新法は四八年末來とみに積極化した労働省の協約に対する「指導」の線を略そのまま法文化したものであつて、旧來の協約、殊に戦後日本型の協約に対しても一つの風当り強く、その改訂を要求したのであつた。

そして新法の要請に則つた協約が締結されれば改訂された。

有給專從者の給與打切、就業時間の組合活動の禁止と相当給與の差引、自動延長規定による協約有効期間延長の打切り等々は手をかえ、品をかえて組合に対する壓力となつてのしかかり、これに対する闘いは職場において廣く深く展開される。殊に自動延長規定によつて有効期間が延びていた戦後日本型協約は新法十五條によつてその延長を打切られる例が続出し、辛うじて人員整理の防波堤となつていた協約は失効してここに馘首の大波が組合におしよせる。旧協約によつて保障されていた既得権防衛のための闘争が続き、この問題は訴訟となる例が多かつた。協約失効後の事後効或は既得権の問題が法廷で論議されるに至つたのはこの期の協約をめぐる労資の闘争を意味深く表現したものであつた。

失効する協約が増加の一方を辿るのに比して、新協約締結の交渉は進捗をみせず、協約をはさむ深刻な対立は馘首の嵐をはらんで、廣汎な無協約狀態をつくりだした。そしてこの無協約の無氣味な対立の中に戦闘的な組合は、新法の意図を実質的に修正撤回させた協約を次第に結びだす。組合の努力は幾重もの重壓をけつて、活路をきりひらいてゆく。

事態はしかく容易には進まなかつたのである。年來の経営者の要求を凝集した新法が施行されるや、これらの要求をとりいれた一連の協約が結ばれてゆくのであるが、然し他面旧協約が失効したまま新協約が結ばれるに至らない無協約狀態がつくりだされ、この不安定な対抗関係の中にも強く結んだ組合側の反抗の戦線は次第に経営者の意図をうち砕いて、戦後日本型協約は更に幾多の壓迫にうちか

第192表　1949年6月末現在産業別労働協約締結組合数及組合員数

産業		協約現有組合数	組合総数	締結率	被適用組合員数	組合員総数	被適用組合員数の組合員総数に対する百分比
農業		34	99	34.3	1,305	5,474	23.8
林業		43	564	7.6	4,811	54,193	8.8
水産業		73	170	5.0	31,143	49,383	63.1
鉱業	計	1,094	1,468	74.5	528,461	573,573	92.1
	小石炭鉱業	830	1,071	77.5	453,241	488,872	92.7
	その他	264	397	66.5	75,220	84,701	88.8
建設工業		378	2,097	18.0	47,039	392,329	12.0
製造工業	計	7,010	13,503	51.9	1,556,066	2,205,349	70.6
	小金属工業	789	1,415	55.5	207,359	311,655	66.5
	機械器具工業	2,136	3,704	57.7	529,603	664,103	79.7
	化学工業	1,187	2,121	46.3	277,773	388,343	71.5
	窯業土石工業	329	725	44.4	56,851	88,903	63.9
	紡織工業	896	1,535	58.4	339,425	422,335	80.4
	製材木製品工業	717	1,826	39.3	35,979	78,394	45.9
	食糧品工業	410	955	42.9	41,457	82,718	50.1
	印刷製本業	263	452	58.2	30,894	47,885	64.5
	その他の工業	109	301	36.2	13,822	26,226	52.7
	修理業	177	469	37.7	22,903	94,787	24.2
ガス・電氣・水道業		581	759	76.5	150,449	175,038	86.0
商業	計	462	1,407	32.8	87,958	192,305	45.7
	小卸小売業	110	384	28.6	18,898	57,640	32.8
	その他	138	644	21.4	16,678	66,025	25.3
		214	379	56.5	52,382	68,640	76.3
金融		635	948	67.0	137,645	199,722	68.9
運輸通信業	計	1,374	4,408	31.2	527,677	1,370,693	38.5
	小陸水運業	1,114	2,448	45.5	321,423	817,677	39.3
	通信業	189	433	43.6	194,752	221,004	88.1
	運輸業	71	1,527	4.6	11,502	332,012	34.6
興傳宣の他サービス業	計	149	438	34.0	20,750	38,736	53.6
	小娯楽業	87	209	41.6	11,515	18,404	62.6
	広告業	12	25	48.0	3,135	3,351	93.6
	その他サービス業	50	204	24.5	6,100	16,981	35.9
自由業	計	1,700	3,195	53.2	554,173	680,477	81.4
	小教育業	1,423	1,812	78.5	533,173	576,176	92.5
	その他	277	1,383	20.0	20,959	104,301	20.1
公務及団体		495	5,374	9.2	73,571	627,837	11.7
その他の産業	計	71	258	27.5	23,715	90,374	26.2
	小進駐軍労務	56	215	26.0	22,719	87,545	26.0
	その他	15	43	34.9	996	2,829	35.3
合計		14,099	34,688	40.6	3,744,763	6,655,483	56.3

つた強さを帯びながら続いてゆくのである。

四九年六月末現在の労働省による労働組合基本調査によれば協約締結狀況は前表の通りである。

この統計は四八年六月末の前掲統計と調査方法を異にするので、直接両者を比較検討することはできない。即ち本統計は單位組合又は分会が上級連合団体の締結した協約の適用をうけている場合は、これを協約現有組合数に算え、その組合員数も被適用組合員数に算えている。また労働協約の名を冠してなくても、実質上の協約にあたるもの——例えば電産、炭労等の賃金協定等——は勿論これを協約として取扱つている。

本統計によれば六月末現在で協約を締結している組合は一四、〇九九組合で締結率は四〇・六%である。被適用組合員数は三、七四四、七六三人で、これの組合員総数に対する百分比は五六・三%である。これを前年同期の七九・〇%に比較すると二二・七%の減少を示している。（右の七九・〇%の数字は本年の調査方法によつて昨年六月末現在の協約から算出したものであることは前述の通り。）

この減少の最大の原因は昭和二三年政令二〇一号並びに國家公務員法改正による官公廳労働協約の失効にあることはいうまでもないが、後述の如く、改訂法施行に前後して協約の締結又は改訂が意の如く進まず、無協約狀態が現出しはじめた事情にもよるものと考えられる。

産業別にみて締結率の高いのは自由業中教育の七八・五%、鉱業中石炭鉱業の七七・五%である。後者は炭労の賃金協定による。前者は日教組と文部大臣との協約で政令二〇一号により失効したものを尚有効として取扱つているためと考えられ、この点統計の不完備を表している。特に低率は建設工業の一八%、公務及団体の九・二%である。前者は土建業の特殊な労働関係、後者は國家公務員法その他によるものと考えられる。被適用組合員数の百分比も産業別にみてほぼ締結率に準ずる高低の差を示す。即ち石炭礦業の九二・七%、教育の九二・五%（これについては右に日教組の協約について指摘した点があてはまる）が高い比率を示し、公務及団体の一一・七%、建設工業の一二・〇%が低位である。特に注目すべきは公務及団体の前年同期は七五・一%であつてこの部分の低下は著しいものがある。これが官公廳協約の失効によることと前述の通り。尚サービス業中廣告宣傳業は九三・六%の最高位を示す。

(二) 労組法改訂と労働協約

新労組法は労働協約に関する部分について幾多の重要な改訂を施した。以下これを概観することにしよう。一、第二條は以下に掲げる各号の一に該当するものは労組法による「労働組合」でないとして第一号「役員、雇入解雇昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある労働者、使用者の労働関係についての計画と方針とに関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが当該労働組合の組合員としての誠意と責任とに直接にてい触する監督的地位にある労働者その他使用者の利益を代表する者の参加を許すもの」。第二号「団体の運営のための経費の支出につき使用者の経理上の援助を受けるもの。但し労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、且つ厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する使用者の寄附及び最小限の廣さの事務所の供與を除くものとする」その他二号を掲げる。これにより新法下の「労働組合」となるには、協約は非組合員の範囲を従來より余程廣汎に規定しなければならず、かつ第二号但書の除外例以外は就業時間中の組合活動の自由及び組合專従者の有給制度をうたう

ことは許されなくなるのである。なお第五條第二項は組合規約の必要的記載事項を列記し、これらの事項を含む組合規約をもち、かつ第二條に適合することを立証しなければ労組法、労調法の規定する手続に参與する資格をもたず、またこれらの法律の規定する救済をうけられないとする。二、第七條は使用者の不当労働行爲を定め、その第三号は「労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること、又は労働組合の運営のための経費の支拂につき経理上の援助を與えること」がこれに該当するとなし、その除外例として前掲第二條第二号但書と同文の規定をおく。これにより就業時間中の組合活動と有給專從者は、まず労組の側からこれを新法下の「労働組合」の不適格要件となし、ついで使用者側からこれを不当労働行爲とすることによつて、両側からこれをなくしてゆく措置がとられたのである。三、第三章労働協約の中、第十六條（基準の効力）、第十七條（一般的拘束力）、第十八條（地域的の一般的拘束力）は略旧法の規定をそのままうけつぎ、第十四條（労働協約の効力の発生）は旧法による協約の届出義務を廃すると共に、効力発生の要件として協約書への署名をつけくわえた。第十五條は新設であつて前掲第二號但書と同文の規定を含まなければならず、且ついかなる場合においても三年を越えて有効に存続することができない。(2)労働協約はその中に規定した期限が到來した時以後においてその当事者のいずれか一方の表示した意思に反してなお有効に存続することができない。但しこの規定は労働協約の当事者のいずれか一方が反対の意思を表示しない限り労働協約の効力が更新される旨の労働協約の規定を排除する趣旨に解釈されてはならない」。第二項の立法趣旨は、所謂自動延長規定によつて、旧協約の存続により多くの利益をもつ一方の当事者が、不当に新協約締結の交渉を遷延させ、他方の当事者を不本意にも旧協約の拘束の下に立たせるのは不合理であるから、協約に定めた本來の有効期間経過後はたとえ自動延長規定によつてであつても一方当事者の反対の意思表示によつて旧協約を失効させようというにあつた。これは正しく戰後日本型協約に向けられたもので、自動延長中の協約は経営者の一片の反対意思表示により、即座に失効する運命に立たされたわけである。

以上新法の描いた労働協約の輪廓は、四八年一二月二二日付及び四九年二月二日付の各労働次官通牒によつてその下準備をなすと共に、瀬踏みを続けて來た政府、経営者年來の要請を法文化したものであつた。例えば六月九日新法施行について発せられた次官通牒は新法第二條第一号、第二号と二月二日付次官通牒に示された基準は、改正法第二條の解釈と概ね一致するのである。即ち同通牒中『使用者ノ利益ヲ代表スト認ムベキ者』の範囲と改正法第二條第一号の範囲とは解釈上異るところがない。『主タル経費』の範囲は原則的に同一であるが」……若干の相違はある云々。

労働協約の平和協定としての性格を強化しようとする経営者の意図はこの改正を以てして尙不満の意を表したのであつた。日経連が組合法改訂意見として「当事者間で調整されない紛議は必ず第三者又は労働委員会の調停に附する旨の平和義務條項を労働協約の必要規定事項とすること」を強く主張していたことは特筆さるべきであつた。

(三) 新法の要請に則つた諸協約

新法施行前既に政府、経営者の攻勢が積極化するに従い、それらの要請をとりいれた協約が次第に結ばれる様になつていつたことは既に指摘したところであるが、新法の公布施行が組合側の抵抗の弱

い線に沿つてこの趨勢に一段と拍車をかけたことはいうまでもない。これを例挙すれば次の通りである。

川崎重工業と同組合（六・八）、東洋レーヨンと総同盟同労組（六・七）、富士紡績と総同盟同労組（六・九）、合資会社中山工場と同従組（六・一〇）、明治製菓と同従組連合会（六・二〇）、七月にはいつて大日本ヒールと同労組連合会（七・一）、鋼管鉱業と同本社職組（七・二三）、王子製紙と同労組連合会（七・二三）、その他七月中に横山工業、東洋製罐、鉄興社、北陸機械等、八月にはいつて江戸川工業所と同労組連合会（八・一）、帝國人絹と同労組連合会（八・一七）、その他東海電極、九月にはいつて大洋漁業と同職組連合会（九・一）、三菱電機と同労連並びに単組（九・一二）、その他日魯漁業、日清紡績等、一〇月にはいつて三菱倉庫等、一一月にはいつて横浜ゴムと同労組（一一・二五）、日本毛織と同労組連合会（一一・一六）。

これらの一連の諸協約に概ね共通する特色をとり出してみよう。これは同時に新法が協約に與えた影響を明らかにする所以であろう。

一、前文及びこれに準ずる規定、「労働條件並びに経営秩序を確立し、以て労働能率の増進と産業平和の維持を計るため、労資対等の立場に立ち相互の公正な理解と信義誠実の原則に基き左の協約を締結する」（川崎重工）、「会社と組合は資本と経営と労働とが社会的公共的意義と使命とを持つものであることの認識の下に各〻その立場を確認尊重して相互にこの協約を誠実に遵守し労働條件の維持改善企業の合理的運営と発展を図り、相互の権利義務の公正なる具現のもとに産業平和の確立に努める」（三菱電機二條）、「……労働法の精神に基いて相互にその地位を尊重し相協力して事業の健全なる発展と従業員の福祉を図り産業平和を確立する目的をもつてここに労働協約を締結し、双方誠意をもつてこれを遵守することを確約する」（帝人）、「本協約の目的は労組法の精神に則り、会社及び連合会又は組合、相協力して社業の発展を図ると共に組合員の経済的社会的地位の向上に努め、産業平和を維持するにある」（明治製菓一條）、「この協約の目的は会社及び連合会又は單位組合の双方が信義誠実を旨としてこの協約を遵守履行することによつて、社業の興隆と組合員の福祉を図り以て日本経済の復興に寄與するにある」（大洋漁業一條）、何よりも目につくことは、「従業員の福祉」「組合員の労働條件」と並んで「社業の発展」「企業の合理的運営」就中「産業の平和」「経済の興隆」が協約の目的として掲げられ、更に「資本と経営と労働との公共的意義」が謳つてあることである。即ち経営と労働の発展が対置され、これらは共に公共的使命＝公共の福祉を指向するものであるから何れも産業の平和を尊重して日本経済の興隆を目途としなければならない、というのがその趣旨である。これら前文のいうところの背後には戰後経済の再編成過程が九原則以来明確な指標を與えられて、この線に沿つて急速に産業合理化を遂行すべき要請が嚴然とひかえているのである。そしてこれらの前文を先に引用した総同盟協約案の前文と対比するならばその間の懸隔がさして大きくないことに容易に氣がつくであろう。

二、非組合員の範囲及び組合の地位。非組合員の範囲は何れも新法第二條第一項の要請が忠実にとりいれられて広汎なものになつている。一例として三菱電氣の第八條を掲げよう。「左の各号の一に該当する従業員は組合員にはなれない。但しこれらの者でも左の職務以外に轉じた場合はその轉じた日から組合員となる。一、場所長、副長、工場次長、営業所次長、部長、部次長、課長、課長代理、代理権限ある課長附、場所長附、部長附。二、左の何

れかに該当する者、(イ)①勤労人事関係の係長、②現場の係長（当該係員の過半数が日給者又は傭員である係の係長）③單價設定業務を担当する係長、④教育関係の係長、⑤勤労人事関係の企画担当者及び秘密事務取扱者、(ロ)①会社の政策決定に直接関係ある経理関係の総勘定、資金計画並びに原價担当の係長、②庶務係長（文書関係の係長）③場所長及び本店の部長の祕書的事務従事者、(ハ)①警務（保安）係長、②警備の任に当る者の全員。三、養成工一年生。四、嘱託。五、試用期間中の者。六、その他会社と單位組合とで協議して定めた者。（覚書）一、第二号及び第六号に該当する者の職名又は具体的氏名は会社と單位組合とが協定する。二、第六号については会社の実態に応じて左の者を協定することを含む。①調査関係の係長、②業務関係の生産に関する企画主務担当係長、③係長以外の者にして本條第二号（ロ）の①②及び本覚書二の①②の何れかの業務を直接担当することを本務とする者④本條第二号（イ）（ロ）の項に該当する者及び本覚書二の①②③に基いて協定された者の業務に関する涉外担当者」

右の三菱電機の規定は最も整備されたものの一例である。その他の協約もそれぞれの企業の実情に応じ、繁簡の程度の差はあるが三菱電機の規定と略々大同小異のものと考えて差支ない。

組合の地位に関する規定の中、特に注目されるのは、從来此の種の規定として、当該組合を唯一の労働組合として認める旨規定され、第二組合の発生を防止する措置がとられるのが通常であつたが、前掲諸協約の中にはかかる規定を殊更に避けているのが増えて来た点である。三菱電機、川崎重工業、帝人、大日本麦酒等がそれである。

ショップ制につき、從業員は一定範囲の者を除いて組合員でなければならないという規定と表裏して、必ず組合員は從業員でなければならないという規定が挿入されている。組合から除名された者を当然解雇する旨の規定は、例えば「但し会社が解雇を不適当とみとめたときは連合会又は組合と協議する」（王子製紙）、「但し会社が解雇を不適当とみとめたときは前項の規定にかかわらず組合と協議の上解雇しないことがある」（富士紡績）という但書が付せられる。或は全く除名即解雇の原則を掲げることなく始めから「組合から除名され又は組合から脱退した者の取扱については組合と協議の上会社がこれを定める」（川崎重工業）となす。これらの協約は解雇さし、これに反れた者は当然非組合員となることを立前としていること前述の通りである。ここにみられる片手落の規定の仕方も、所謂経営権、人事権確立の結果として理解せられたのであろう。

三、経営権と経営協議会。経営権の確立が政府、経営者年来の主張であつた以上、この趣旨の規定が全面的に協約にとりいれられる様になつたのはいうまでもない。規定の仕方としては経営権と労働権との対置の形式をとつて「会社と連合会又は組合は労働権と経営権を相互に尊重し其の正当な行使を認める」（王子製紙）「組合は企業の経営が会社の責任と権限とにおいて行われており業務の運営、從業員の人事その他経済上の権限が会社に属することを認めると共に、会社は組合員の団体権及び団体交涉その他の団体行動をする権利を尊重しその正当な行使を認める」（川崎重工業）となすのが通例であるが、「組合は会社の経営に関する権利を確認する」（富士紡績）と規定する場合もある。三菱電機の場合には「組合はこの協約において別段の定めある場合において会社の経営に関し意見の申出異議の申立又は協議することができる」と規定して経営と労働の関係の側面から端的に表現している。

経営権確立の要請から当然に経営参加の機関としての経営協議

会は姿をけしてゆく。

四、人事権及び人事に関する規定。人事権の確立についてはこれを経営権の構成部分として経営権に関する規定に含めて規定するもの（三菱電機）、特に人事権のみをとりあげてこれが会社に属することを規定するもの（川崎重工業、大日本麦酒）とがある。

人事権行使に対する組合の発言権が総じて著しく狭くなつていることはいうまでもない。会社が解雇、休職等を組合とはかることなく専権的に行い、これに不服あるときは組合員個人の苦情として苦情処理手続により事後的に処理されるもの（明治製菓、大洋漁業）、人事権行使の大綱につき組合と協議決定するもの（帝人）、組合の意向を反映して決定するもの（富士紡績）等がある。解雇については人員整理、大量解雇のみを組合との協議にかけるもの（東洋レーヨン、大日本麦酒、三菱電機）、解雇一般につき組合と協議するもの（王子製紙）等があるが、一般には会社が一方的に解雇し、これに対する苦情申立方法が、他の苦情申立よりもその手続の迅速等において特別扱いされているに止まる。この中にあつて、江戸川工業所の協約が特に「会社は原則として人員整理及び内部組織変更のための解雇は行わない」としているのは注目されるところである。

尚一般的に顯著な特色は、解雇、休職、懲戒、褒賞等の事由がそれぞれ数項目ないし十数項目にわたつて詳細に規定されるに至つたことである。このことは殆ど例外をみない。

これは特に懲戒、解雇等につき罪刑法定主義的な要請をみたす点に著しい長所を発揮すると同時に、運用次第によつて組合活動をこれにひつかける危険があるといわれたのであつた。これらの事由に該当するか否かの判定権が会社側にあり、判定に対する異議が苦情処理ないしはこれに準ずる手続によつて処理され、しかもこれらの手続における決定権が会社にあることはいうまでもない。

五、組合活動に関する規定。これらの規定の中心は就業時間中組合活動及び、事業場内政治行動の禁止又は制限、組合専従者給與の組合負担、組合の掲示の統制等である。規定の仕方もその厳格さの程度において若干の相違はあるが、略々定型化されるに至つているとみてよい。

就業時間中の組合活動に関する標準的な規定として東洋レーヨンのそれを掲げよう。「第八條　組合活動は就業時間外に行う。但し左の各号の一に該当する場合業務に重大な支障のない限り所属長に予め届出て就業時間内に行うことができる。一、会社と連合会双方協議の上会社が承認して開催する団体交渉その他の会合但し出席者は当該会合に出席権を有する正当なる委員又はその代理者に限るものとする。二、日勤時間外に行う代議員会、執行委員会、生産・賃銀・生活専門委員会。三、事前に会社の了解を得て行う組合規約による総会。四、事前に会社の了解を得て行う上級団体（総同盟、全繊、化繊、府縣連、府縣繊連）の組合規約による会合。五、正規の手続を経て行われる苦情委員の調査及び苦情の処理。前項第一号及び第五号の場合に限り会社はその時間の賃銀を支拂う。但し時間外賃銀及会社が開催申入をした会合以外の旅費は支拂はない」

事業場内政治活動についてはこれを全く禁止して了う例がふえている。例えば川崎重工業「一〇八條　会社組合双方共会社施設及敷地内において政治活動を行わない。一〇九條　この協約において政治活動とは政党又は個人の政治的主張又は運動方針の宣傳、選挙運動その他政党又は個人の政治的勢力の拡張のために行われ

る一切の活動をいい、その方法の如何を問わない。特定政党のフラクション活動は政治活動と認める」、鋼管鉱業「組合又は組合員は作業場内において一切の政治活動をしない」、江戸川工業「会社、連合会、組合は会社施設内において政治活動（演説、集会、宣傳、選挙運動）をしない」、その他横浜ゴム等。これら政治活動の全面的禁止は労働省辺りでも明らかに行き過ぎであるという声があり、まだまだ一般化するに至つておらず、東洋レーヨンの様に「連合会組合又は組合員の事業場その他会社構内に於ての政治活動は会社及連合会又は組合双方の了解あるときに限りこれをみとめる」として條件附に承認する例もあり、また全くこの種の規定をもたない協約も多いのであるが、然し正面きつて政治活動を禁止する旨の規定はなくても、掲示、印刷物の配布等を統制する側面から組合並びに組合員の政治活動の自由を著しく制限するゆき方はもはや一般化したものといつてよい。この種の規定として「会社は事業場内の一定の場所に組合専従掲示板を備え、連合会又は單位組合はこれを使用することができる。但し掲示物には連合会又は單位組合の責任者の認印を要する。連合会單位組合が前項所定の組合掲示板以外の事業場内においてパンフレット広告又は告示その他あらゆる種類の文書図書の配布又は貼布若しくはこれに類似する行爲をなさんとするときは予め会社の承認を得るものとする。但し組合の組織を通じて組合員に交付する物についてはこの限りでない」（帝人）、川崎重工業の場合は組合が掲示板の形狀、規模、設置場所について会社の承認をうけ、その掲示板以外の使用は許されず、掲示の内容は一定事項に限定され、これらの規定に反すると会社は掲示を撤去することができるばかりか、責任者を懲戒処分に付することができ、その他会社施設内の印刷物頒布は厳重な手続によつて会社の承認をうけ、放送、演説等は一切これをすることができず、これに反すると同様に懲戒をうける、という厳格極まるものになつている（一〇〇條―一〇五條）。これらの規定は組合活動、政治活動の大幅な制限を結果するであろう。

組合專從者の取扱は、無給休職、原則復帰保障、休職期間の勤続年数算入、等々にその取扱がほぼ一定している様である。

六、労働條件に関する規定。総じて極めて具体的且つ詳細になつている。殊に賃銀條項の詳細化は顕著である。給與原則、給與体系、給與額等それぞれ同表にあらわして一目瞭然たらしめるのが通例となつている。殊に紡績、人絹等織維産業関係の協約において"よつて規定されてしかり。この傾向は給與額が協約面上明文に疑義を生ずる余地のない程明確なる点において協約のもつ重要な課題を果すのであるが、それは同時にはからずも低賃銀と複雑な職階給を白日の下にさらす結果となつており、尚小刻みに不安を続ける経済狀態の下において協約有効期間中組合員の給與を固定させる作用を営むことに早くも批判の声が上りつつあつたのである。

七、苦情処理機関。会社と組合との間に起りうべき紛議をいくつかの種類に分類し、それぞれに応じて処理手続を詳細に定めている。例えば川崎重工業の異議（「この協約の実施に関し会社組合間に生ずる個々の異議」）苦情（「この協約の実施に関し会社組合間に生ずる意見の不一致」）紛争（「この協約に定めない労働條件に関し会社組合間に生ずる意見の不一致」）の別。東洋レーヨンの苦情（「この協約及び就業規則その他会社で決めた規則の解釈適用に関する意見の不一致又は組合員の会社に対する若しくは会社の組合員に対する不平不満」）と紛争（「苦情に属しない、主として労働協約條項の変更、賃銀基準の変更又は大量解雇等の重要問題

に関する会社と連合会又は組合との間の意見の不一致）の別。等々。本来苦情処理機関とは協約の解釈適用に関する組合個人の不平不満（副次的に組合のそれも含む）を処理するものであり、それは労資間の紛争をできるだけ組合員個人のそれに細分化せんとする。そしてこのことは協約の規定、特に労働條件規定が詳細になることにより、一たび協約が結ばれた以上、労資間の争いが自ら組合員個人のそれとなることを前提にしていることは前述の通りであるが、これらの事情と関連して次の三点が問題になる。その一に苦情処理手続によつて処理される苦情がこれにもとづいて争議行為に至りうべき途がひらけているか、或は終局的判定によつて両当事者ともこれに服する仕組になつているかの問題である。他の一は苦情の判定権が何処に属するか、会社側の一方的専権に委ねられているか、組合側の判定に対する干與はどの程度みとめられているかの問題である。この二点を中心に少しく検討してみよう。苦情処理機関は平和義務の思想と表裏するから当然に苦情から発して争議に至りうべき途を封ずるのが通例である。例えば東洋レーヨンの場合は終局的に第三者の仲裁に付して双方ともこれに拘束され、帝人の場合は会社の有つ最終決定権に組合員は服さねばならぬとされ、川崎重工業の場合は最後に管轄労働委員会の仲裁に付されて終結する。

然し協約の解釈適用に関する争いが法律的にみて争議行為に至りうべからざるものとはいえないであろう。また組合側個人の不平不満に発して争議行為に至ることも十分ありうることである。そこで苦情処理が最終段階で、争議行為に至る途をひらいている協約もみうけられるのである。例えば王子製紙の場合は協約運営委員会で解決しない「協約の解釈適用に関する疑義並びに異議」は中労委の斡旋・調停を経て争議行為に至りうることになつている。江戸川工業所の場合には苦情処理手続の最終段階たる社長の苦情処理裁定書に対して不満足のときは当該苦情は団体交渉に移されやがて争議行為に至る手続がひらけている。これらの場合手続上は苦情に発して争議行為に至りうるのであるが、然しそれに至る前段階として幾重もの苦情処理手続、団体交渉、紛争処理、第三者の調停等々の複雑な手続を履践しなければならず、事実上争議行為の行はれる可能性は封ぜられているものとみる方が正しいであろう。

次に苦情裁定権は概ね会社に委ねられているとみてよい。協約文面において人事・その他経済に関する事項が経営権の対象たることが明言せられている以上、当然に苦情は会社の経営権行使が協約の定めた範囲と方法とから逸脱していることを理由とすることになるのであるが、これを理由として争う限り、結局は「当該措置は経営権の行使に属する」ということに落ちつかざるをえず従つて苦情の裁定権が会社に属することになるのもまた当然のなりゆきであつた。

八、平和義務及び争議協定。これらの規定はどの協約にももれなくとりいれられている。さすがに絶対的平和義務規定はみあたらないが、前項において触れた如く、争議行為に至るまでに履践すべき手続は幾重にも定められていて、これらすべての手続を経た後でなければ争議行為に入つてはならない旨の規定をおくことにより事実上絶対的平和義務を定めたのと大差ない程に争議行為の行われうる余地をせばめている。最も多い例は当事者間で話のつかない争いはこれを争議行為にはいる前に労働委員会の斡旋又は調停に付する旨の規定である（富士紡、川崎重工業、東洋レーヨン、帝人、大洋漁業、大日本麦酒等）。

試みに争議行為に至るまでの手続を図示すれば次の通りであ

る。

川崎重工業の場合、工場協議会——中央協議会——双方代表者による交渉——労働委員会その他第三者の調停——調停案不服の双互通知—（十日）—争議行為開始日時の指定並びに予告—（四八時間）—争議行為。

帝人の場合、労資協議会——同協議会における再協議——中央労働委員会の調停又は斡旋——事前通告—（七日）—争議行為。

東洋レーヨンの場合、組合から労務担当役員に対する文書による紛争の提出——労務担当役員による処理——この処理に不服の場合双方二名の交渉委員による交渉——本部団体交渉——双方同数代表者による交渉　労働委員会の斡旋又は調停——同委員会による再調停（事前通告—（十日）—争議行為／双方同意による労働委員会の仲裁

争議協定としては争議不参加人員の規定と、一定の形体の争議を禁ずる旨の規定が通例である。前者としてはかなり広範囲の人員が職名と人数とを特定して掲げられる。次の東洋レーヨンの場合はもつとも詳細な例の一つである。一七二條の四「左の者は協定勤務者として会社の指揮命令に従い、平常の業務に従事するもののとする。イ、直接占領軍関係の業務に従事するもの、a直接命令による作業関係者、b諸報告事務担当者、ロ、事業場の安全保持、施設の正常なる維持又は運行に従事するもの、庶務、電話交換手、タイピスト、経理、書類逓送者、小使、会計、賃銀計算係、水道、電氣、原動、貨物自動車運轉手、機関車関係者、常用自動車運轉手、倉庫の責任者、専任消防手の必要者、ハ、従業員の日常生活に直結する業務に従事するもの、病院又は診療所全員、炊事、寄宿舍、学校浴場、資材、農園の必要者、衞生管理関係者、安全管理者、警保掛員、ニ、化繊工業の特異性に基く施設の整備保持要員、ホ、其の他双方の必要と認めたもの」

帝人の場合は一二三條に東洋レーヨンと略同範囲の人員を争議不参加人員として掲げながら、尚一二二條に「化学繊維工場の特殊性を考慮し、争議開始に当り不当な操害の生ずることを防ぎ、争議解決に際しその正常な運営を維持するに必要な措置をなすため組合員を職制により勤務させる」と定める。

一定形態の争議又は争議行為禁止の規定として川崎重工業の例をあげよう。

「一六六條（不当争議行為）組合は左の各号の一に該当する行為を争議行為として行わない。一、会社の意思に反して会社施設その他会社の所有又は管理に属するもの（以下会社所有物という）を組合の占有下に置くこと。二、会社の正規の指揮命令系統を排除し、組合の指令により会社の業務を行うこと。三、会社業務の正常な運営に欠くことができない会社所有物を永久に使用不可能にするか又は使用上重大な障害を與えること。一六七條（政治争議・同情争議・排斥争議）

その他組合員の労働條件の維持向上を直接の目的としない紛争又は争議を起さない。一六八條（不法行為）不法若しくは不当な行動を妨害し、又は心身の自由を束縛するような行為は争議中と雖も会社組合双方共行わない。一六九條（争議と私生活）会社役員及び従業員の私生活及びこれと関連して必要な会社施設（社宅寮、運動場その他福利厚生施設）は会社、組合双方共争議に利用しない」これらの規定のねらいは、政治争議・同情争議・排斥争議・シットダウンストライキ、生産管理等を禁止するにある。この様に争議目的を限定する規定は、これらの協約にみられる団体交渉事項の制限と表裏するのである。例えば政治的な事項は交渉の対象とならないとする

とき、必然に政治的争議を禁止する結果となる。協約に定める範囲が広汎且つ詳細になり、また経営権に留保される事項が多くなつて組合の介入できる範囲が狭くなると、自ら協約有効期間中の団体交渉の対象は狭くなる。例えば大日本ビール一三〇條（交渉の範囲）この節に定める団体交渉の対象となる事項は左に掲げる事項に限る。一、労働條件に関する新たなる提案。二、この協約の改廃更新に関する事項」。東洋レーヨン「一〇四條　団体交渉の取扱事項の範囲は賃銀其の他労働條件に関連するもの並に労働協約締結改廃に関するものとする」。明治製菓「一五條（団体交渉の範囲）会社との団体交渉は左の事項とする。一、労働協約に関する事項。二、全組合員に共通する労働條件に関する事項。三、会社と組合との交渉により解決できなかつた事項」これらの規定のねらいは、まず政治的関係のある事項を排し、ついで経営権に属する事項を除く点にある。

以上は新法の要請をとり入れて結ばれた一連の協約の特色であるが、これらを通観するならば、新法の予想した協約の輪廓が略明らかになるであろう。従つてその反面組合側の権利と義務を根幹とするものといえよう。即ちこれらの協約は一言でいえば経営権と平和その行動に大幅の制限を課し、経営者側の行動に対して経営権という権利の行使の名の下に厳い自由を保障する結果になつたのであつた。戦後日本型協約が組合側に権利のみを保障し、経営者側に義務のみを課するという批判をうけたのと対照的に、右にみた諸協約に対しては丁度その逆の批判の声が上りつつあつたのである。そしてこの現象は戦後日本の特異な社会経済状態の下における労働協約のあり方に再び深刻な反省をよびおこすに足るものであつた。

(三)　新法に対する闘争

前段には比較的に穏健とみられる組合の線に沿つて締結されて行つた、新法に基く諸協約を検討したのであるが、然し新法の前途はしかく容易なものではなかつた。産別系、中立系の組合を一丸とした全法協の組織を中心として、強力な反抗の戦線が布かれ、組合の立場からする新法の解釈論が政府の意表外に出たために、政府もまたうち続いて官権解釈を発表し、ここに新法は出発当初から重大な難関に逢着したのであつた。協約に関係する部分を中心に暫くこの経緯を追つてみよう。

新法施行と同時に全法協は直ちに「労働法規改悪後の闘争方針」を発表した。これは

「今後も実力行使を含むあらゆる方法を以て反対闘争を拡大し、職制や地方権力をマヒさせ、実質的に法の適用を不可能にさせ、更に廃止させる。この場合アメリカの労働者がタフト・ハートレー法の適用を不可能にさせ廃案させた果敢な闘争を想起すべきである」

という強硬な基本方針の下に、労働協約に関して略々次の如き要旨の個別方針を示した。

「一、専従者給與と時間中組合活動は法的な制限を受けない。専従者給與は組合活動を行つても従業員として支給される給與を差引きはしないという性格のものであつて組合に対する経費の援助ではない。欧米の事情と根本的に相違している日本では、専従者給與の会社負担は賃上げの一形態となつている。われわれは専従者給與と時間中組合活動の自由を確保すべきであり、賃上げをもつて専従者給與をカバーする方法や共済福利基金を会社に要求しこれを総会の決議により専従者給與等の組合支出に振向ける便法を主眼とすべきでない。

二、組合員の範囲の自主的決定。労働省第一次試案にあつた幹部職員、管理の地位にある者の字句を削除した事情からみて人事

課長等きわめて少数が組合員になれないだけであつて、守衛、タイピスト、職長、経理及び人事職員等を除外する必要はない。大たい従来と変りない。

三、組合規約。略

四、労働協約。自動延長の規定も「その中に規定した期限」の第二の期限であるから有効である。

五、団体交渉。六、使用者の組合に対する干渉。略

七、組合活動の範囲。労働運動の目的を「使用者との交渉」「労働協約についての交渉」等に制限しようとしているが（一條一項）第二條の規定を最大限に活用してあらゆる運動の自由を確保すべきである。

八、労働委員会。略」

これらの個別方針は新法の公権的解釈と眞向から対立するものであつたが、何よりもこの「闘争方針」が労働省その他を狼狽せしめたのは、これがいわゆる「アウト・サイダー組合」論をうちだした点であつた。「闘争方針」は「労委へ組合規約・労働協約等の証拠を提出して組合法二條及び五條二項につき適法である証明をうけないアウト・サイダー組合であつても次の権利を有するから、アウト・サイダー組合闘争を廣汎に組織すると共に御用労働委員会ボイコット闘争を拡大する」という方針の下にアウト・サイダー組合が一方新法の設けた僅かの権利と便宜を捨てる代償として他方新法の拘束から脱した廣汎な自由を得る所以を説いたのであつた。

この主張は労働省、日経連等を刺戟し、これをきつかけに主として労働省と全法協との間に新法と労働協約その他の問題をめぐつて激しい論争が行われるのであるが、その間組合側の「アウト・サイダー組合」論も洗練され、全法協宣傳資料二二号林武雄氏の論稿「アウト・サイダー組合の意義」はこの問題に関する全法協の結論をまとめたものであつた。労働省は七月六日の労政局長通牒「労働組合の組織と運営に関する協力と勧告の実施について」の別紙中、G・H・Q労働課の地方民事部に対する連絡事項として「最近法外組合（アウト・サイド・ユニオン）について屢々耳にすることがある。この用語は一部の極左組合が労組法の適用をうけないで存続することを図り、そして使用者から財政的援助を仰いだり、又監督的地位にある者を組合員と認めようとほのめかしたことから生じたものである。これらの流布された行為は現在労組法第二條によつて共に禁止されている、云々」と述べて全法協の主張に反論し、更に八月六日発表の「改正労組法解釈例規第一号発表に際し、労政局長談」は「三年の育成期間を経過した今日の労働組合として、どうしても確保しなければならないレベル、たとえば専従者給與は組合が支拂うべきもの、であり、使用者から貰うべきものでないこと、争議のときや勤務時間中にデモや人民大会に参加するような場合にその時間に対する賃金を使用者側に支拂わせるということは、自由にして建設的な労働組合として最も恥ずべきことである等は、労政事務当局としては最も重点を指向していくべき問題であります」として専従者給與打切、時間中組合活動の賃金控除を特に重点をおくべきものとした。また前記解釈例規はその十四問で協約中専従者給與会社負担の規定は無効である旨を示した。

全法協は直ちに「解釈例規批判」を発表し「この解釈例規は憲法並びに労組法の諸原則を無視し、又新労組法の自由設立主義の精神を全く蹂躙し、組合を官製御用組合化するための政策解釈であり、法理論としてなつてなく、実際上も実施不可能な事項が多く労働省の権威を自ら失墜している」として前記解釈例規を逐條的に批判し專従者給與、時間中組合活動についてもこれが自主的に闘いとつたものであり、使用者から與えられたものでない限りは新法二條に違

反しないと主張したのであつた。この様な應酬が続けられているうちにも職場では使用者側の(1)専従者給與打切、(2)時間中組合活動の制限並びに給與控除、(3)自動延長規定による協約延長の打切り等々の措置に抗して組合の闘争は執拗に續がつていつた。

以下右の三点を中心に組合側の協約闘争を概観しよう。

(1) 專従者給與の問題。産別系の有力組合たる金属と電工とが傘下組合に対し六月二五日現在專従者給與狀況の調査を行つた結果は次の通りである。

一、回答のあつた分会数　六五分会

二、給與の出所の変化

1　会社負担から組合負担となつた分会……一一

2　会社から組合負担を申込まれ、目下交渉中、或は闘争中で結論の出ていない分会……五

3　目下のところ從来より引きつづき会社負担の分会……三二

4　從来通り組合負担の分会……四

5　從来通り会社と一部組合で負担する分会……三

6　会社負担から組合負担となるとき專従者をなくした分会……一

7　從来通り專従者のない分会……九

合計　六五

三、專従者数を減らした分会……一〇

1　会社から組合負担となつた分会……六

2　從来通り会社負担の分会……三

3　組合負担を申込まれ闘争中で結論の出ていない分会……一

四、專従者数の増えた分会……二

右の調査は組合がこの問題について各種の壓迫に耐えながら頑強に既得の権利を守ろうとしていることがうかがえる。從來通り会社負担の分会数と会社と一部組合負担の分会数を合わせると三五分会に及ぶ。他方專従者給與の組合負担が組合財政に対する壓迫となつて專従者数を減らしたところは六分会である。そして組合負担となつた分会でも賃上げその他名目の変更等によつて実質上会社負担とする努力が続けられた。

労働省の四九年六月末基本調査によると、專従者総数は全國で一六、二九三人で、前年同期の一八、〇八七人と比較すると一、七九四人（約一割）の減少となつており、この減少も專従者給與の組合負担によるものと説明されよう。

右を組合費増額の側からみるならば、同年六月の組合員一人一ヵ月当り平均組合費は八六円二七銭で、これを四七年、四八年同期と比較すると四七年の一一倍となつており、毎月勤労統計工業労働者給與額平均の上昇率よりも遥かに高率を示している。即ち組合費平均の給與額平均に対する比率は四七年〇・四%、四八年〇・八%であつたが、四九年には一%となつている。この増加は組合経費の全般的増加によること勿論であるが、特に專従者給與の組合負担が大きく作用した結果とみられる。

なお総同盟ではかねて專従者給與を組合負担とすべきものと主張してきたが、六月二四日の中央執行委員会の決定した「新労組法対策要綱」は次のようにのべている。「労組の基本的條件はその自主性の確立にある。そのために組合專従者給與は組合負担とすべきことについては本同盟が常に主張してきたところである。新労組法の規定により更にその徹底が期せられることになつた。組合としては今後の活動のため著しく制限、混乱をうけぬようその合理的な運営に努力すべきである」そして專従者給與分を賃上げによつて獲得する方法をすすめ、「專従者を出來る範囲内に制限し、あるいは組合役員、機関の合理的運営・協力等全組合員をあげて、自己の力を以

動て過渡期の困難を乗り切るよう組合自体の努力と決意が必要であ
運る」としている。
働(2)　就業時間中の組合活動の問題。経営者側はとこでも一斉に時
労間中組合活動の禁止又は相当賃金の控除を通告したのであるが、日本信号、マミヤ光機等が原則的には時間中活動の自由を確保しつつけている例外を除いては、各種の組合委員会、大会等できるだけ多くの組合活動を列記して、これを就業と同一に見做して賃金を支拂わせる方向にむいている。

右(1)と(2)の問題をめぐる闘争はそのまま協約面に成文化される例は稀有で、これが嚆矢で無協約状態をもたらしてゆくことは後述の通りである。なお事從者給與については特に協約とは別に暫定的覚書をつくつた場合がかなり多い。（電産、日鉄、日本水産、富士電機東急、池貝鉄工等）

(3)　有効期間延長打切りの問題。東芝、山西造船、日本冷蔵、石川島造船、東急、加藤製作所、永田製作所、いすゞ自動車、特殊製鋼等においては、それぞれ新法施行直後からあいついで新法十五條二項による協約破棄通告が行われ、組合は無協約の不安定な狀態におとしいれられたまま馘首その他と闘わねばならなかつた。経営者の改訂申入――改訂案提示――旧協約の自動延長――旧協約打切り通告――無協約狀態――馘首という一連の経営者の出方に対する闘争は前述の東芝の場合の様な大規模な争議をはじめとして新法施行後の争議の一つの型をなしたのであつた。そして自動延長規定が新法一五條二項の「その中に規定した期限」に含まれるとする全法協を中心とした組合側の解釈論は経営者の協約破棄通告の効力を認めず、この争いは組合側の仮処分申請となつて裁判所の判断をうけることになつたのである。旧協約に解雇は組合の同意ないし組合との協議を要する旨の規定ある場合に、経営者は既に旧協約は新法一五條二項にもとづく破棄通告によつて無効に帰したのであるから当然同意も協議も要せずして馘首しうるとなすのに対し、組合側は一五條二項を自動延長規程に関する独自の解釈をうちだして破棄通告の効力を否認し、從つて依然として旧協約は存続するとなし、仮に破棄通告により旧協約が失効したとしても旧協約によつて保障されていた既得権はこれを奪いえず、または協約の事後効によつて旧協約の規定に違反した馘首は無効であると主張したのであつた。この法廷論争に劃期的な判断を下して組合の勝利をもたらしたのが九月二七日千葉地裁の加藤製作所千葉工場分会の申請に対する仮処分判決であつた。この判決は協約中「解雇人事異動は組合の承認を要する」旨の定めにつき「これは申請人組合の既得権であり、この権利については被申請人の協約破棄通知もこれを如何ともしがたい」とをうちくだいたのである。尤もこの判決も新法一五條二項の破棄通告による協約の失効をみとめており、この点では永田製作所（七月二日福岡地裁小倉支部）、東芝（八月一日横浜地裁）、特殊製鋼（十月一日横浜地裁）、日本冷蔵（一二月三日東京地裁）等も同一の見解にでており、いづれも組合の主張は排斥された。

かくて協約の事後効の主張は四九年秋來組合側労働協約論の中心的問題となつたのである。このことは一方における廣汎な無効的狀態の展開と他方における人員整理の強行という両面からする壓迫の中にあつて、組合が終戰來獲得し來つた協約上の諸権利にすがつて何とか資本の攻勢を突破しようという要請にこたえんとするものであつた。

(四)　廣汎な無協約狀態

自動延長規定は本來新旧両協約の間に空隙をおかず、無協約の不安定な狀態を排することを目的とするものであつた。そしてこの趣

旨の規定は戦後日本型協約に限らず、廣く戦後の協約にとりいれられていたのであるが、新法十五條二項は一方の破棄通告によつて自動延長中の協約を容易に失効せしめる途をひらき、新法施行を機会に一挙に破棄通告のうき目をみた協約が莫大な数にのぼつたことは前述の通りである。無協約状態はまづこの一角からつくられていつた。次に電産等にその例をみる如く、いくたびか交渉がつづけられながらいつも流産に終つていた協約は、新法施行を機に労資両案の懸隔はますます大きくなり、妥結は一層困難をきわめる形勢となつた。東芝の労資案が容易に妥結を予見しがたい程に対立してきたことは既にみたところである。

また日経連を中心とする経営者側の協約交渉の指導は強力かつ統一的になり、この指導は協約交渉の円滑な進捗を必ずしも促進しなかつたであろう。

何よりも経営不振と馘首、賃下げのもたらす労働不安は、労資交渉を協約締結の焦点に集約させることができず、他の緊急な目前の問題の解決に迫られて協約改訂に十分の意を用うる余裕をなからしめたのである。これらの事情が交錯して新法下の協約改訂は労働省の熱心な勧奨と指導にも拘らず、却つて廣汎な無協約状態を現出させずにはおかなかつた。この無協約状態とその原因について労働省労政局労組課は一一月末日現在で調査を行い、その結果を五〇年にはいつてから「協約資料第一八号」において発表した。この調査は「協約改訂を阻むもの」の分析としてかなりの成功を示しているので、次に引用することにしよう。尚協約中一定條項に関する労資の意見対立のために交渉の行詰つている事情の説明（本調査三の2）は本調査の約半分をしめるのであるが、いままでの本稿の叙述と重復する部分が多いので割愛する。

一、昭和二三年も押しつまつた一二月二二日、労働省は民主的労組及び民主的労働関係の助長に関する通牒を発表したが、その中で労働協約に関しては八項目に亘る改善点を指示し、法三章的協約を改訂するように勧奨した。これを機縁に協約改訂の問題は昭和二四年初頭より労資関係の一課題として提起せられ、当年（昭和二五年――引用者註）が協約の全面的改訂の年となることが期待された。特にその後労組法の改正を見るに及んでは、組合活動組合事務専従者、組合員の範囲等、直接に協約の改正を要する條項も生じ、協約の改訂は差し迫つた問題となつた。このようにしていづれの企業に於ても協約改訂の申入が行われ、協約改訂案が提示され、協約改訂のため団体交渉が開かれたが一方において改正労組法による協約期間の自動延長制限の規定と、一時経済状態乃至使用者側の態度の変化とが相俟つて、無協約状態を現出したものも多かつた。かくてその中には従来とは面目を一新せる協約が平和裡に締結されたところも見られるけれども、（これらは概ね経営状態が良好で組合も亦穏健な立場をとつている所に多い）――大部分の企業に於ては協約改訂をみぬままに本年を迎えており、その中には交渉の行きづまりを生じたまま放置されたり或いは無協約状態を持続しているところも少くなかつたのではないかと考えられる。このように協約締結の団体交渉が行詰り状態にある企業はどれ位あるであろうか、何を原因として協約の円滑な締結が妨げられているのであろうか、昨年一一月末現在に於ける各都道府縣の実態調査の結果を綜合すればその間の事情は以下の如くである。

註1 本件調査は概ね従業員五〇名程度以上の企業であつて協約締結交渉が行詰り停頓状態にあるものを対象としている。即ち一一月末日現在、協約改訂交渉に障害を生じ進行の妨げられているものを対象としているので、過去において交渉が行われたが

まとまらず、その後無交渉のまま放置されているもの、現在交渉は行われているが特に停頓狀態にあると言えぬものは含まれていない。

2　例えば國鉄、電産の支部のようにその上級全國的労組が協約を締結していたり或は現在締結しようとして交渉を行つているが下部單位組合が一方当事者となつているものは除外されている。従つてここに調査対象となつたものは協約の改訂、締結をめぐり問題を生じている事例の一端を示すにとどまる。

二、一一月末現在協約締結交渉が行詰り、停頓狀態にあるもの総件数は前述の如き調査対象によれば三〇三件であり、この数字から推測しても協約の締結がはかばかしく進展していないと考えられる。これらの内訳を見ると次の如くである。

1　協約締結交渉に行詰りを来している労使双方を加盟団体別にみると概ね次の如き結果となる。

(イ)先づ組合の上級団体加盟狀況は総件数三〇三件の中、八五件までが「其他の全國的組織」に属する組合で最も多く、次で地方的団体に属するもの七〇件、無所属組合七〇件、総同盟四一件の順となり、産別傘下の件数が三七で最少となつている。

「其他の全國組織」に含まれる組合は私鉄総連、炭労、硫労連、全國ガス等が大部分を占めて居り、総同盟では全繊所属の組合が比較的多い。産別では全金属所属の件数が多数だつた。地方団体等所属においては一般に規模的に小企業のところが多い。

(ロ)次に使用者の経営者団体加盟狀況であるが、何と云つても日経連に所属するものが圧倒的に多く総数三〇三の中一五六となつている。これらは殆どすべて日経連の地域別下部組織である。縣経営者協会を通じて日経連に加盟しているもので、業種別団体を通じて加盟しているものはそれに比して少い。使用者側に於ては主要な経営者は全て日経連に加盟しており一つに結束しているわけであるが、これを以て直ちに日経連指導の線が各傘下産業部門に滲透して、このため円滑な改訂が妨げられていると考えることは早計であろう。

地方団体としては主要なる組織は見当らず、地域的（縣内或は縣内一定地区別）或は同業組合的使用者団体があげられる。（以下本調査に含まれる主要事業所の列記省略——引用者）

組合別加盟上級団体別分類＝産別三七、総同盟四一、その他の全國的組織八五、その他の地方組織七〇、独立組合七〇（計三〇三）

上級使用者団体別分類＝日経連一五六、その他の地方的使用者団体二五、未加入一〇二。

註　本調査は都道府縣別に調査したため、二縣以上に亘る団体は双方で計上されることとなつたので重複している場合も一、二ある。

2　規模別に見ると五〇～九九人が八四件、一〇〇～一九九人が五七件、二〇〇～四九九人が六四件、五〇〇～九九九人が三九件、一〇〇〇人以上五七件となつている。五〇～九九人の小企業が調査総件数三〇一の二八%を占め最も多く、五〇〇～九九九人の一三%が最少となつているが、大体各規模とも二〇%前後であり、一定規模の企業に特に多いということはできぬように思われる。**註**、組合員不明のものが二件あり、組合数合計と調査件数合計は一致しない。

三、次にこのように協約の改訂をこじらせている原因はどんなところにあるのであろうか。そしてそこにはどういう意見の対立が労使間にみられるであろうか。協約改訂の交渉に行詰りを生ぜしめた理由は大まかにいつて、(1)労働協約條項そのものに原因す

るものと、(2)労働協約以外の事情にもとづくものとに分けられよう。

1　これを本調査対象についてみれば、協約條項以外の原因により交渉を阻害されているものは総件数三〇三件中、七〇件であり、これを分類すれば(イ)人員整理、賃金の遅欠配、或は越年資金発生し、そのため協約の交渉が中絶していた等の問題が交渉途上に使間の協約に対する態度に原因するもの二五件、(ロ)労るものが二五件、(ハ)協約の効力に関する紛争によるもの八件、(ニ)協約当事者八件、(ハ)協約の効力に乃至交渉の相手方に関する争いによるもの九件である。

原因別、協約條項を原因とするもの＝経営権四九、経協の機能の分化一五、人事五三、組合員の範囲五三、ショップ制一八、組合活動二六、平和條項一一、狭義の労働條件＝賃金二七、退職金三七、労働時間一二、その他の労働條件一七、その他の協約條項八、協約当事者に関する争いによるもの八、協約当事者に関する争いによるもの九。

協約條項以外の原因＝人事整理等の経営事情によるもの二五、労使の協約に対する態度によるもの二八、協約の効力に関する争いによるもの八、協約当事者に関する争いによるもの九。

註　同一事件であつて二つ以上の條項が争の焦点となつている場合があるので合計は件数総計と一致しない。

これらはすべて協約の交渉に入ることが出来ずに交渉の門口で立止つているものである。

(イ)について言えば協約改訂のための交渉に入つたけれども、その後人員整理、賃金遅欠配の問題が発生したり、使用者側から賃下げの要求或いは組合から越年資金の要求が提出されたため、労使間の交渉の重点がそこに移され、ために協約交渉が不可能になつているものである。

(ハ)は協約を破棄すると共に協約の新たな締結を申入れたところ相手方は依然として旧協約の有効を主張し、ここに協約の有効、無効についての争が生じ、新協約の交渉ができずにいるような事例である。これは労組法一五條二項の解釈適用をめぐる争いであつて、所謂自動更新と自動延長とを混同していることに基づくものが多い。所謂自動延長規定は不確定期限を定めたものであつて

用者が自動延長中の協約を破棄し、それと共に人員整理を発表するという事例もみられる。一般にこのような企業経営の不振、不安定という企業のおかれた條件が昨年度における協約の円滑な締結を阻害した大きな原因であると考えられるのであつて、企業が不安定であるために他の問題に追われ協約の交渉に入ることはおろか、改訂案を考慮する余裕もないところも少くなかつたと思われる。

(ロ)は協約案に対する労資の意見の非常な懸隔のために、或は協約に対する一方の不誠意なる態度のため、協約改訂を申込んだものの具体的な審議に入ることができずにいるものである。この中には組合側が日経連の線に沿う組合を無視する一方的改悪案であるとし、従来の協約或いは組合案を絶対に固守するという態度を示しているものも幾つかみられるけれども、使用者――特に中小企業に於て――が経営状態の低下その他を理由に組合側との交渉を拒否乃至遷延せしめる等誠意ある態度を示さぬ例が少くないことが注目される。特に寒心にたえぬことは使用者の一部にむしろ現状においては無協約状態を有利とするとの考えがみられることである。協約締結に対する熱意、希望は組合の方に強くうかがえる。人員整理、賃金値下げの恐れある現状においてこそ労働條件の確保、安定を図るために協約を締結する必要があることを感じているのである。

(ハ)は協約を破棄すると共に協約の新たな締結を申入れたところ相手方は依然として旧協約の有効を主張し、ここに協約の有効、無効についての争が生じ、新協約の交渉ができずにいるような事例である。これは労組法一五條二項の解釈適用をめぐる争いであつて、所謂自動更新と自動延長とを混同していることに基づくものが多い。所謂自動延長規定は不確定期限を定めたものであつて

條件ではないから労組法一五條二項の適用はないという議論を拠り所にして自動延長規定を楯に協約の失効を否定している労働組合もある。

(ニ)は各事業所別の單位労組により連合団体のつくられている企業において、使用者側は各單位組合との協約締結を主張し、組合は連合団体をして協約を締結交渉することを主張し、協約乃至交渉の当事者を連合団体とするか、單位組合とするかで爭いを生じているもの、或は組合側が單一組合統一協約案の獲得を目的として單一組合本部と支部を協約の連名当事者とすることを主張するに対し、使用者側は会社従業員で構成されている組合とならば締結するが、従業員以外を組合員として包含する單一組合の本部とは協約を締結せぬ旨主張し、そのために協約の交渉が妨げられているものである。例（略——引用者）

2　次に協約中のある條項について労資間の意見が喰い違つて妥協点に至らないために交渉が行詰つている事例としては(一)経営権、(二)組合員の範囲、(三)ショップ制、(四)組合活動、(五)経協の機能分化、(六)平利條項、(七)人事、(八)狹義の労働條件、(九)その他、の九項目に分けられる。その各々について述べれば（以下略——引用者）

四、以上、協約の改訂をめぐる労資間の問題の一端をみたのであるが、全般的にみると協約改訂の問題は本年度にもちこされ本格的改訂は本年新春から始められるものと思われる。昨年度において改訂を見ずに終つたところでは無協約狀況のままに時を経過したり、或は自動延長中であつていつ破棄されるかわからぬという不安全な狀態におかれているのである。以下略」

組合側の反対と経営者側の賛成の中に施行された新法はおのづから経営者的観点からする労資関係の「安定」をねらうものとみられたが、それは組合側の意外に強い反抗と、馘首、賃下げにみまわれた深刻な労働不安の中にあつて思はぬ無協約狀態という「不安定」を生み出したのであつた。なるほど先にみた様に新法はその要請をとりいれた一連の協約締結をもたらしたのであるが、然しそれらのもつ意義は他方の廣汎な無協約狀態との関連において正しくとらえられねばならなかつたのである。

そこで無協約の不安定をうちやぶる力はどこから生れ出てくるのであろうか。

(ハ)　次第に進出する戰後日本型協約

さきにみた全法協加盟組合の新法に対するもつとも強力な闘爭は次第に芽をふいて、この線に沿つた協約が少数ではあるが少しづつ結ばれるようになつた。

中國電氣工事と同労組（八月二一日）、マミヤ光機分会（九月一五日）、日本油脂王子工場と同従組（一〇月一日）、マミヤ光機と全金属マミヤ光機分会（一二月二七日）等がそれである。これらの諸協約は新法と正面衝突をきたした戰後日本型協約が新法の独自な解釈論にみちびかれながら、労働省の官権解釈論と闘つて、いかに新法の拘束をうちやぶつていつたかを示すものである。

まず、日本油脂を除いた他の三つの協約について簡單に検討しよう。まず何よりも指摘されなければならないのは尾道造船の協約が新法施行前四九年四月に労調協・全法協合同委員会が発表した労働協約基準案を若干の修正を加えたままほぼそのままにとりいれていることである。

右の基準案が大金属傘下組合の力によつて新法下の幾重もの困難にうちかつてそのまま協約として成立したことは特筆に價いする。この協約の組合側当事者は全日本造船労組であり、「この労働協約

の一切の交渉は全日本造船労組中國支部尾道造船分会が代行する」ことになつている。

尾道造船とマミヤ光機には経営権、紛争処理、平和義務等、経営者があれほど声を大にして叫んだ規定がない。解雇雇入につき「あらかじめ組合と協議し同意をえなければならない」（尾道造船）、「予め会社と組合が協議してこれを定める」（中國電氣工事）、「事前に分会と協議して行う」（マミヤ）等、いづれも戰後日本型の保障していた線をそのままに維持しているのである。組合活動につき不利益取扱の禁止、事務室その他施設什器の利用、とりわけ「会社は勤務時間中といえども組合員の組合活動の自由をみとめる」（尾道造船）、「……勤務時間中と雖も業務に差つかえない限り便宜を與える」（マミヤ）、「組合活動は就業時間内に行う。但し左の場合はこの限りでない。一、組合員が組合業務に專從するとき……四、其他組合員がその都度会社の承認をうけて組合事務に從事するとき」（中國電氣工事）として巾廣い自由をみとめる。專從者につき「会社が組合員の定めるところに從つて組合業務（組合の加盟もしくは參加する上部団体の業務を含む）に專念することを認めそれによつて労働條件について差別待遇をしない」、專從を止めたときの即時原職復帰（尾道造船）、「所は分会員が組合專從者に就任したが故に不利益な取扱いをしない。但し事情によつて分会と合議の上、休職、職場移動又は其の他の処置を講ずることがある」（マミヤ）、人員を三名に限り、給與を支給せず、專從を止めたときに原職に復帰する（中國電氣工事等）。有効期間につき、一年間、期間中でも「特別の事情により実施困難となつた場合」は協議変更、満了二月前に何らの意思表示なきときは更新、「また何れかより協約改訂の意思表示があつた場合でも新協約が成立するまで本協約は有効である」（尾道造船）、「期限満了前一月迄に何れか一方から文書を以て改正方を申出て且つ合議成立しなかつた場合でもこの労働協約は期限満了後六月間有効である」（マミヤ）、「有効期間満了に至り尚改正すべき協約の決定しない場合と雖も本協約はその後三月をもつて効力を失う」（中國電氣工事）。

右の他注目すべき規定としては「この労働協約に会社が違反したときは即時組合が会社にその違反行爲の中止を申入れた後に於てその違反を理由として組合が行動の自由をもつことを会社は承認する」「会社は解散・合併・分割……その他從業員に重大な影響を及ぼす行爲は組合と協議決定する」「会社は危害を防止するために必要な処置を講ずる。会社が法規に違反して必要な処置を講ぜぬときは組合員は就業を拒否することができる。但しこの場合料金は全額会社負担とする」（以上尾道造船）、「所は爭議中分会の同意なしには分会員は勿論新たな如何なる名目の労働者をも使用しない。但し施設保全の爲に分会に通告の上最少限度の人員を使用することができる」（マミヤ）等。

これらの規定を、さきにみた新法の要請をとりいれた諸協約の規定と対比するならば、同じ労組法の下においても組合の抵抗線の强弱に應じて、いかに相違した協約が締結されたかがよみとられる。

つぎに日本油脂王子工場の協約はその成立するまでの経過に特色がある（なお日本油脂王子工場は日産王子油脂工場が四九年七月に改名されたものである）。

この協約はG・H・Qがその締結に特別の積極的指導を行い、殊に会社案はその指導によつて作成されたのであるが、その交渉途上に賃金問題をもからんでストライキが行われ、更に労組法の改訂も行われたのであつた。

まず四八年一二月G・H・Q当局は日本油脂の旧協約につき從來一般的にみられた協約面の通弊を指摘したので会社はその翌日から

新協約案作成に着手、これを英文に飜訳した上で以来十数回にわたつて当局の具体的指導をうけ、漸く二〇〇條に及ぶ原案が作成されたのであつた。二月にはいつて会社は組合に新協約交渉と旧協約の破棄を申入れた。この協約案は当局の指導方針をおりこんだ模範的なものとして当時各方面に喧傳されたのである。

これに対し組合は、ちようど提出準備中であつた賃金要求とむすびつけ、油脂全協傘下の組合と共同闘争を組織して事実上のスト状態が行われるに至つた。組合は三月、四月にかけてストライキをとくと共に独自の組合側協約案をかかげて新協約交渉を行つた。その間に労組法改訂は國会の議を経て施行された。かくして六月一〇日には概ね意見一致して仮調印の運びとなつたのであるが更に当局の注意により練直す必要を生じ、難行をかさねながら漸く一〇月一日に一部保留されながら施行されることになつた。この間組合は法規改訂、日経連の宣傳、等々の困難な條件のもとにねばりづよく闘い、当初の会社案とはかなり趣きのちがう協約を得るに至つたのである。そしてこの協約は組合の「闘いとつた協約」として宣傳された。一部保留された部分は解雇に関する事前同意の條項であつて、この部分は一たん妥結の上、当局の注意により、会社が「緩和」してくれと申込んだ部分である。

(七) 展望——無協約をうちやぶる力

第三期における協約の動向を要約すれば次の通りである。四八年末からとみに積極的になつた政府、経営者の協約面の攻勢は組合側の反対の裡に労組法の改訂として結実し、これは從來の協約に多くの改訂すべきものを要求した。この要求に應じて新法の要請をとりいれたいくつかの協約が締結されたのであるが、然し組合側はすべて唯々諾々と新法の要請に從つたのではない。全法協を中心とした反対闘争の戰線が廣く結成され、独自の新法解釈論をうちだして組合を指導した。この労資双方の力の均勢は廣汎な無協約の状態を現出した。然しその中にも戰後日本型の傳統をうけついだ協約は各種の壓迫をおかして次第に進出しはじめた。

無協約の状態はなが続きするものではない。やがて労資ともにこの不安定な状態をうちやぶる努力をはじめる。然しいまや状勢は、労資共に終戰直後の様に容易ではない。國際的・國内的な力のバランスとアンバランスによつて、協約もゆすぶられる。

組合側も從來の様に、一時に全綱目を含んだ第一條から第一〇〇條に至る協約は容易に結びがたいことに氣がつきはじめる。賃金闘争に妥結したら早速これを成文化して協約の賃金條項としよう。専從者問題が片ずいたらこれも成文化していつの日か結ばれる本格的協約の一部にしよう。そして協約闘争は賃上闘争その他と表裏一体の関係でおしすすめよう。この様なうごきは無協約の不安な状態の中にすでに自然発生的にみられたのであるが、全法協と産別は五〇年二月一八日にかかる趣旨の方針書「労働協約の闘争をどう進めるか」を共同立案して発表した。

総同盟においても同年一月二五日五項目にわたる「協約闘争目標」を決定し、その頃調査部の名前で「協約闘争の問題点」「無協約対策」を発表し、無協約状態克服の本格的努力を開始したのである。全産別連合も四九年一二月一三日「民同通信」誌上に協約基準案を発表した。

五〇年は協約がほんとうに組合員個々人のものになり、日本の労資関係に深い根を下すかどうかを決定する年となろう。

無協約の「不安定」をうちやぶり、協約によつて労資関係が「安定」を得るとき、その安定線が経営者側に接近してひかれるか、労働組合側に接近してひかれるかは廣く世界的規模における労資の力

関係が決するところであろう。

協約及協約楽資料

一、労働協約集第一輯、労働省労政局、一九四八年一〇月二〇日、同資料第一一号

協約資料第三号

二、同第二輯、一九四九年八月二〇日、同資料第一一号

三、労働協約集、東京都労働局労組課、一九四九年一二月

四、労働法令、日本労働通信社、旬刊

五、労働法律旬報、近代評論社

六、調査資料、産別会議、旬刊

七、繊維産業労働、全繊維労組同盟調査部、月二回

八、産業厚生時報、産業厚生時報社、週刊

九、労政時報、労務行政研究所、週刊

一〇、民同通信、民同通信社、週刊

その他各組合機関紙等。

第二節　経営協議会

概説　経営協議会は労働協約にもとづいて設置されるのを原則とする関係上、前章労働協約においても適宜これをとりあげてきたのであるが、本章においては特に経営協議会に焦点を集中してその動向をとらえることにしよう。戦後日本の労資関係に「経営参加」「産業民主化」の機関として華々しく登場した経営協議会はその実質と実際に営む機能とにおいて必ずしも一義的ではなく、寧ろ極めて多義的な様相をおびていたのであつた。

政府は戦後早く労組法の通過した第八九議会において労働者の経営参加は望ましい旨を宣明して経営協議会に対する賛意を表明していたが、四六年六月一三日には「社会秩序保持に関する声明」と「経営協議会に関する声明」を発表して経営協議会に対する態度を明らかにしたのであつた。前者は生産管理を否定した上、経営者側も労働者側も國家的見地に立ち、整然たる秩序の下に生産増強のためなお一層の努力をつくしていただきたい。そのために経営者側及労働者側の代表者で構成する経営協議会を各企業に設け、爭議を必要としないような措置を予め整えておくことが望ましい。」

後者は同じく「現在なにより必要なことは企業者側と労働者側との民主的な協力によつて生産を増すことである。政府はこのために企業ごとに経営協議会を設けることをすすめたい」と勧奨し、最後に「政府としては企業者側も経営者側もお互に相手の立場を十分に尊重し理解し、経営協議会を立派に活用して生産を増すために一段と努力して下さることを切に希望する次第である」と述べて結んでいる。

戦後早くも表明された政府の経営協議会に対する期待は、「爭議を必要としないような措置」及び生産協力機関としての経営協議会に対するものに他ならなかつたのである。

ついで中労委は政府からの諸問によつて七月一七日に「経営協議会指針」を発表したが、これによると「経営協議会は産業民主化の精神に基き労働者をして事業の経営に参画せしめるため使用者と労働組合との協約によつて設けられる常設の協議機関である」と定義づけられ、專ら経営参加の観点からとりあげられて、政府諸問の意図とは少しくギャップを示したのであつた。そしてこの指針は実際の経営協議会の設置と運営に強い指導力をもつた。

同じく組合側でも経営協議会に対する態度は必ずしも同一ではない。産別会議は四六年一一月一日発表の「団体協約基準案」において、経営民主化実現のために経営協議会の設置をうたい、「第一六

條經營協議会で決定したことを会社と組合との双方が認めたときは本団体協約と同じ効力を有するものとす」との條項の附註「主要意見」において「經營協議会の決定事項を団体協約と同じ効力をもつと規定したものがあるが、これは組合の自主性、民主性をそこなうものであり、幹部の妥協に導きやすい」と述べて、経営協議会が経営者と組合幹部との妥協的交渉に陷りやすい欠陷を指摘すると同時に、経営協議会よりも団体交渉を重視する態度を示したのであつた。事実、産別系の労働協約においては、労働條件規定は極めて大綱を定めるに止り、細目の規準はすべて団体交渉において別途に定めるみちを選んだのであつた。産別が経営協議会を必ずしも重視しない態度は、四六年秋頃から漸くさかんになつた経営協議会を基礎とする「経済復興会議」の運動に対する産別の終始一貫した批判的態度によつてもこれをよみとることができたのであつた。

総同盟は経営協議会を重視し、四六年一二月一四日発表の労働協約要綱及び基準案においても、人事、労働條件、福利厚生、生産技術、能率増進、社則、就業規則の改廃、運営方針等々の廣汎な事項をすべて経営協議会の協議事項にかかげ、また経営協議会にはからないで爭議行爲を行わぬ旨を定めたのであつた。即ち総同盟は経営協議会に協約の細目の決定という立法的機能と協約の運用という行政的機能をもたせ、その役割を高く評價していたのであつた。

かように経営協議会は戰後早くから各方面の多様な期待をうけて登場してきた。然し戰後日本の窮迫した経済情勢と深刻な労資の対立は、経営参加機関としての経営協議会に十分その機能を発揮させる程の余裕をもちあわせていなかつた様である。

四六年、四七年における経営協議会の内容は複雑をきわめるものがあり、これを一義的に把握するのに困難を感ずるほどであるが、然しその取扱つた附議事項は凡そ次の四つに大別できると思われる。

(1) 生産計画、経営方針、会社重役の人事、利益配当等、当該企業の最高方針に関する事項。これを仮に経営権事項と呼ぶ。もし経営協議会を企業社会化の思想の実現手段と解するならば、経営参加を主張する労働組合にとつてこの経営権事項を経営協議会の附議事項とすることこそ第一の主眼とみられたのであつた。

(2) 組合員の労働條件及び解雇、異動等の人事。これを仮に労働條件事項と呼ぶ。団体交渉によつて労働協約が結ばれ、これによつて労働條件の規準が定められるのであるが、然し多くの場合協約中の労働條件條項は極めて簡單な原則を掲げるに止まつたので、これにもとずき更に具体的な労働條件を定めるのは経営協議会の仕事とされたのであつた。そしてこの労働條件事項は、経営協議会における協議と団体交渉とを混交させる最大の項目であつた。

(3) 協約の運用に伴う紛爭の処理に関する事項。協約の実施に伴う組合又は組合員個人の不平、不満を平和裡に解決するために、協約面にはその処理の手続を定める例が次第に増えてくるのであるが、経営協議会はかかる紛爭処理の機能をもたされたのであつた。これを仮に紛爭処理事項と呼ぶ。

(4) 生産技術の向上、能率の増進等に関する事項。これは経営者が生産を遂行するについて組合側の有益な着想や計画をとりいれるために経営協議会の附議事項とされるのであつて、その本質は企業の生産の向上に組合が協力せんとするにある。従つてこれを仮に生産協力事項と呼ぶ。

経営協議会の取扱つた事項は大別して右の四つに分けられたのであるが、その四つの各々に應じて、経営協議会の果す機能も自ら異つた。ここに経営協議会が次第に分解の傾向を辿る要因がある。即

ちまず(1)は経営者側からする経営権確立の要求と正面衝突し、次第に附議事項からとりはずされてゆく。(2)は一方において協約中の労働條件條項が次第に詳細かつ具体的になることにより、他方において労働條件の維持向上のためには経営協議会の協議より寧ろ団体交渉から争議に至る方法が採用されたことにより、これを経営協議会において審理することの意義は段々うすれてゆかざるをえなくなる。(3)については早くから独立の紛争処理機関をつくることによつてこれを経営協議会から分離する傾向があらわれる。(4)は寧ろ会社の生産に組合が協力するという面が強いので、労資対等の協議という原則から逸脱し、これを別途の生産委員会、生産協力会議の組織において取扱う傾向が顕著になる。

四八年、四九年における経営協議会の動向を要約すれば、右のように当初四つの機能をあわせ営んでいたものが、次第にそれぞれの機能に應じて分解をとげてゆく過程ということができよう。そしてその分解を主張する主導力は、経営者及び政府の側にあつたのである。これに対抗する組合側の力の強弱と経営協議会に対する評價の軽重とによつて、容易に分解をとげた経営協議会もあり、また尚大幅な経営参加を内容とする経営協議会もある。

まず四八年六月末現在の設置状況を概観し、ついで組合側の経営協議会に対する態度を検討し、これが経営権確立を主張する経営者側の攻勢とからみ、その間にあつて経営協議会がいかに分解していつたかをみることにしよう。

四八年六月末の設置状況並に開催状況　労働省労働統計調査局の四八年六月末現在基本調査によれば、産業別分類による経営協議会を有する組合数は下表の通りである。

第193表　1948年6月末現在，経営協議会を有する組合数調

産業別	(A)経営協議会を有する組合数	(B)総組合数	A/B百分比
総計	15,005	33,900	44.3
農業	46	143	32.2
林業	92	566	16.3
水産業	32	105	30.5
鉱業 小計	980	1,376	71.2
鉱業 石炭鉱業	760	1,035	73.4
鉱業 その他の鉱業	220	341	64.7
建設工業	465	1,854	25.1
製造工業 小計	6,930	13,190	52.4
製造工業 金属工業	816	1,401	58.2
製造工業 機械器具工業	2,243	3,802	59.1
製造工業 化学工業	1,192	2,042	58.4
製造工業 窯業土石工業	314	651	48.2
製造工業 紡織工業	707	1,368	51.7
製造工業 製材，木製品工業	715	1,928	37.1
製造工業 食料品工業	444	907	49.0
製造工業 印刷，製本業	170	330	44.7
製造工業 その他の工業	116	322	36.0
製造工業 修理業	186	389	47.8
ガス，水道，電氣業	432	747	57.8
商業 小計	522	1,293	40.4
商業 卸売業	156	468	38.2
商業 小売業	165	527	31.3
商業 その他の業	201	558	56.1
金融業	411	779	52.8
運輸通信業 小計	2,285	4,312	52.9
運輸通信業 陸運業	1,261	2,575	49.0
運輸通信業 水運業	133	288	46.2
運輸通信業 通信業	891	1,449	61.5
サービス業 小計	111	358	31.0
サービス業 娯楽興行業	63	132	34.6
サービス業 広告宣傳業	9	20	45.0
官公庁 小計	39	156	25.0
官公庁 教育及び団体	924	2,882	32.1
官公庁 その他	454	1,625	28.0
官公庁 小計	470	1,259	37.3
官公庁 労務	1,704	5,928	28.7
官公庁 その他の駐軍	93	367	25.3
その他の産業 小計	80	298	26.8
その他の産業 その他	13	69	18.8

右にいう経営協議会とは、事業所により賃金委員会、工場委員会などと呼ばれるものを一切含み「使用者と組合代表者によつて労働條件その他経営に関して協議する機関」（単位労組調査表記入心得）という程度に廣く解せられている。また必ずしも労働協約によつて設置されたものに限らず、便宜合意によつて設置された労資の協議機関を含んでいる。

右によれば経営協議会を有する組合数は一五、〇五五であつて、これは総組合数の四四・三%にあたる。

産業別にみると鉱業中石炭礦業の設置率七三・四%が最高位をしめている。次いで鉱業中その他、運輸通信業中通信業、製造工業、中機械器具工業、金属工業等がならぶ。低位の方は林業の一六・二%が最下位にあり、サービス業中その他、その他の産業中その他、建設工業、公務及び団体、進駐軍労務等も低位の部類にはいる。

尚右の労働省統計は同時に四八年上半期における経営協議会の催回数を掲げているのであるが、これによると一の経営協議会に平均開催回数は四・二回であつて一月一回にもみたない。最高の一・八回等が下位を商業中その他の八・五回で、林業の二・二回、運輸通信業中通信なす。総じて開催状況は決して活潑とはいえない。

次に労働省労政局は四八年一月から六月までの間に締結され、上月末までに労働省に報告された協約二、六九二について分析したところによれば、総数二、六九二の中、経営協議会の設置を規定しているもの二、一七一で八〇・六%にあたり、設置しないことを規定しているもの三、規定のないもの五一八となつており、壓倒的多数の協約がその中で経営協議会の設置を規定していることがうかがえる。

経営協議会に対する組合側の態度　まず総同盟が四九年四月に発表した協約基準案から檢討しよう。この案は経営協議会の他に、主として紛争処理の目的をもつ協定運用委員会をもつている。以下は同案の経営協議会に関する部分である。

第一二章経営協議会　第九六條（経営協議会の設立）経営協議会は団体交渉の日常的機関であつて経営の民主的発展と労働生活の安定を目途としてこれを設立す。第九七條（経営協議会委員）経営協議会の委員は会社及び組合の機関に於て選出された各々〇名の委員をもつて構成する。第九八條（経営協議会の開催）経営協議会は少くとも月一回以上開催しなくてはならない。経営協議会は会社或は組合どちらか一方の通告によつて開催することができる。第九九條（通告公示）会社及び組合が経営協議会を開こうとする場合は五日前に通告し、二日前に議題を公示しなくてはならない。第一〇〇條（経協の審議事項）次の事項については経営協議会で審議されなければならない。1　非組合員の規定に関する事項、2　組合員の傭入、解雇、異動及び賞罰に関する事項、3　労働時間、休日休暇其の他就業條件に関する事項、4　給與に関する事項、5　福利厚生に関する事項、6　技術の改善、能率の向上に関する事項、7　経営方針、生産計画に関する事項、8　其の他会社及び組合で必要と認めた事項。

第一〇一條（専門委員会の設置）経営協議会で必要と認められた時は各種専門委員会を設けることができる。前項の専門委員会委員はその都度任命しその運営細則亦その都度定める。第一〇二條（決定事項の優先）経営協議会において協議決定したる事項は会社内に効力を有する一切の協定、規約、契約等の変更に最優先権をもつ。第一〇三條（経協の細則）経営協議会の細則は別に定める。

右によれば経営協議会はつきりと「団体交渉の日常的機関」と規定された。審議事項は経営権事項労働條件事項、生産協力事項の

廣汎な範囲に及ぶ。既に紛争処理事項は独立の協定運用委員会の固有な管掌となつている。

次に労調協、全法協合同委員会の協約基準案中経営協議会に関する部分を掲げよう。同案は産別系、中立系の一部に強い指導性をもつたものである。

第四章経営協議会、第一七條（経協の設置）甲と乙とは生産の復興と企業民主化の精神にもとづき、経営協議会を設置する。経営協議会の附議事項は左のとおりである。一、会社の生産、販売、組織ならびに人事の民主的運営及び改善に関する事項、二、従業員の労働條件に関する事項、三、従業員の福利厚生に関する事項、第一八條（経協の原則）前條に掲げた付議事項は経営協議会で協議決定され、甲ならびに乙がこれを確認した後において実施されるものとする。甲および乙が確認した事項はこの労働協約と同一の効力をもつものである。第一九條（経協の構成）経営協議会は中央に中央協議会、事業場に事業場経営協議会を置く（以下略）。第二〇條（資料の交換）略　第二一條（会議の開催）各経営協議会は定例会議として毎月一回これを開催する。ただし甲または乙の一方から開催の要求があつたときは相手方はこれに応じなければならない。第二二條（経協規則）略。

この案の附議事項も廣汎であるが、総同盟案と比較して生産協力事項のないのが注目される。大別して経営の「民主的運営および改善に関する事項」即ち経営権事項と労働條件事項が附議事項の二つの眼目である。一八條は協議決定した事項は直ちに発効するのではなく、実施前に双方で各々独自に確認することが必要であり、この確認を経て始めて労働協約と同一の効力をもつとなす。この点は総同盟案第一〇二條と対比すると面白い。即ち合同委案は経営協議会が組合幹部の妥協的、ボス的交渉機関になることを警戒し、寧ろ団体交渉の方に信頼をむけているのである。尚この案は紛争処理機関をもつていない。

次は四九年末に発表された新産別の協約基準案に移ろう。

第四章　経営参加と経営協議会、第二六條（目的及び設置）会社は事業を経営する責任を有し、同時に企業の発展民主化のため本協約の規定に従つて組合が経営に参加することを認める。組合は生産復興と企業の発展に積極的に努力することを約する。会社及び組合は以上の精神によつて経営の民主的発展と労働生活の安定を目途として経営協議会を設置する。第二七條（経協委員）経営協議会委員は会社及び組合の機関の選出による各々〇名を以て構成し、お互に文書で通告する。委員変更の場合も亦同じ。但し審議事項によつて夫々専門家を出席せしむることが出来る。経協委員中に会社、組合とも双方二名以上の責任ある役員を入れなくてはならない。第二八條（経協の開催）経営協議会は少くも月一回以上開催する。又会社、組合何れか一方の申入れがあつたとき開催できる。第二九條（通告）略。第三〇條（審議事項）次の事項については経営協議会に附議せねばならない。一、経営方針、生産計画、会社の合併譲渡、組織変更等組合に重大なる影響を及ぼす事項、二、組合員の傭入、解雇、異動、及び賞罰に関する事項、三、非組合員の規定に関する事項、四、給與に関する事項、五、福利厚生に関する事項、六、就業規則の作成、七、技術の改善、能率の向上に関する事項、八、その他会社及び組合で必要と認めた事項。第三一條（経営方針の提示）会社は組合に対して各期毎に経営方針を提示する。経営方針に変更を生じたる時も同様である。第三二條（経理の公開）会社は毎月の会社経理の内容を速かに詳細に組合に公開する。更に生産、資材、販売、労務計画その他組合が要求した資料を提供する。第三三條（専門委員会）略。

第三四條（決定）経営協議会で協議決定せる事項は本協約と同一の効力を有する。但し経営協議会の決定を以てこの協約の有効期間中この協約の各章條を変更することはできない。第三五條（審議未了）経営協議会にて協議成立しない場合、会社はその処理を単独で行わない。会社組合共に誠意を以て解決に努力し、故意に解決を遅らせることは出来ない。

右の新産別案は前二案に比してその規定の周到さにおいて格段の相違がある。新産別はかねがね経営協議会を重視し、経営協議会による生産の復興と経営民主化に熱意を示していた。この案はまづ二六條で原則をうちたてる。即ち一方会社は組合の経営参加をみとめ、他方組合は企業の発展に努力するという相互の約束がかみあつて、経営参加と経営協議会の構成がくみたてられる。審議事項は、経営権事項、労働條件事項、生産協力事項の三つを含む。第三四條の定める決定の効力は合同委案総同盟案とも相違してその中間的形態である。尚この案は他に苦情処理委員会を定めている。

右にみた三つの組合の態度に共通することは、何れも経営協議会を協議決定機関とみて、その市廛い附議事項につき、経営者と対等の発言権を確保しようとしている点である。

総同盟案と新産別案は紛争処理機関をもつが、これらがすでにはつきりと経営協議会と分離して独立の機関となつている点に注目すべきである。

経営権確立の主張と経営協議会　経営者側からする経営権確立の要求は当然に廣汎な附議事項と権限をもつ経営協議会に反対する。殊に会社経理の公開を要求し、経営方針、生産計画、会社重要財産の処分、会社の合併、長期休業等経営権事項に属する事柄を経営協議会における労資の協議決定事項となすが如きは、これを経営権の侵害として最も強く反対するところであつた。これらの事項が経営協議会の協議決定事項とされた背後には、戦後の急激なインフレのため、経営者が手持品の値上りをまつて生産への積極的努力を怠り、或いは事業継続の不可能を理由として工場閉鎖をする等の、いわゆる経営者側の「生産サボ」に対抗して、労働組合側の要求が拾えていたのに参加し、その主導権を握ろうとした組合側の立直りは同年四月の日経連の発足等にもあらわれ、その労働対策も次第に積極化してきたのであつた。

まず四八年三月に東京商工会議所は「健全な経営協議会」と題する指針を発表した。この指針は「経営協議会健全化の方策」として第一に「経営権と労働権の限界を明確に区別すること」が必要であり、経営協議会はその名称が経営権を制限する如き語弊があるからこれを廃止して「労働協議会」というように改め、その附議事項は明確に労働條件事項に関する日常的不平処理に限定し、生産協力事項は別に「生産協議会」のような研究諸問機関を設けてその所管とすべきであるとしている。

ついで関東経営者協会は五月二一日に「改訂労働協約の根本方針」を発表した。これは経営協議会について大要次の通り主張する。

まず「経営協議会は主として労働條件の合理化に関する事項を企業の内部で平和的に処理することを目的とし、経営者及び組合が対等の立場で協議すべき労働協約上の共同機関である。従つて経営協議会は協議機関ではあるが決議機関ではないから経営協議会の設置によつて経営者が経営全般を統轄管理する権限には何らの変更はない。」として、経営権と経営協議会との関係を規定する。ついで附議事項につき「附議事項は労働條件に関する一般的規準を主とし、協約の解釈適用についての具体的問題は経営協議会とは切離して紛争処理機関において取扱うことが妥当である」また「専ら生産に関

する事項を協議する生産委員会、その他文化、体育生活等に関する事項を協議する厚生委員会等の専門的機関は経営協議会の下部組織に設置することが適当であろう」

これを要約すれば関東経協の見解は「経営協議会は労働條件に関する協議機関であつて、経営権事項について組合の発言を認めてもこれによつて経営者が拘束されるのは誤りであつて、單に経営権運用を円滑にするためにすぎず、紛争処理事項は独自の機関で別個に取扱い、生産協力事項は経営協議会の下部組織たる生産委員会で取扱うのが妥当である」というにある。

更に日経連は七月一六日「紛争処理機関に関する指針」を発表し、重ねて経営協議会と紛争処理機関との分離を主張した。

この様な経営者側からする経営権確立の動向と呼應する如く、政府は一二月二二日労働次官通牒「民主的労組及び民主的労働関係の助長について」を発表し、過去の組合の経営参加の行過ぎを警告して次のように云う。

「労働者のいわゆる経営権に対する干與の範囲は経営者が労働組合の活動に対し干渉しえないと同様に労働組合も労働者としての組合員に直接の関係ある事項に限らるべきであろう。この点従来の多くの協約には行きすぎがあると思う。例えば経営協議会に於て生産増強につき協議する場合にも経営者が経営に対し責任を有する限り最終決定は経営者に留保さるべきである」

この通牒の線に沿つて政府、経営者の「労組民主化」の努力は続けられ、四九年六月には遂にこれが立法的に実を結び改訂労組法の施行となつたことは前章において説述したのであるが、改訂労組法施行の直前に公表された日経連の「労働関係調整に関する指針」（六・九）は経営者の経営協議会に対する態度の決定版ともいいえよう。この指針は従來の経営協議会が「労働者をして企業の推進にその意見を反映せしめ以て相当の効果をあげたこと」及び「労働條件その他の労資関係各般にわたる事項につき平和的にその調整を図り無用の紛議を回避し得た点」についてはこれを認むるに吝かではないが、

「しかし乍らかかる反面或は経営協議会が本来の目的を脱して経営権に対する不当な容喙、介入の場となり、或は団体交渉の場と化し又は紛議醸成の場となつてその庶幾する所と余りにもかけへだたるに至つた事例の多いこともまた事実である。元来労資間の問題は（1）賃金、労働時間、休日その他労働條件及び労働協約の締結改廃に関する事項については団体交渉により又（2）協約の解釈適用及び個人的苦情の処理については紛争又は苦情処理機関によつて夫々処理すべき性質のものであり、更に（3）業務並びに生産その他の事項については本来当然に経営者の責任と権限に於て処理さるべきものであるに拘らずこれら殆ど凡てが経営協議会に持ち込まれ協議の対象となり、従つてその間甚だしい混乱と紛淆を醸し、事業の運営にも尠からぬ支障を来たした事情は吾人の深く認識せねばならぬ処である。従つて今や労資の権利義務関係を明確化すると共に従来の協約に再檢討を加え更に経営協議会の在り方についてもまた再反省を要すべきものと思われる。（中略）かかる観点よりして従来の経営協議会は之を廃止し、団体交渉及び紛争又は苦情処理機関によつて処理すべきものは之を夫々の方法又は機関に委ね、更に生産乃至業務その他に関する事項については会社の機関によつてこれらに関する労働者の意思を積極的に反映せしむるよう措置するを適当と考える次第である。なお会社の実情により従来の経営協議会をもつことが以上の趣旨に抵触しない限り団体交渉に準ずるものとして当分の間これを存置するも妨げないがこの場合名称は労働協議会等適当なものと

し、経営協議会という名称はさけるべきである」

日経連の指針はこのように述べて、一、団体交渉、二、紛争及び苦情処理機関、三、生産委員会につき、それぞれ性格、構成、交渉乃至附議事項、運営方法等を概説している。

即ち日経連は、経営権事項に対する不当な容喙介入―であるからこれを労資の交渉範囲から除外し、労働條件事項及び協約の締結改廃は団体交渉において「労働者、経営者対等の立場」で交渉し、紛争処理事項は処理機関をつくつてこれに附議し、生産協力事項は「企業の生産計画を円滑に推進するための会社の機関」であり且つ「あくまで諮問機関」たる生産委員会の所管となし、かくて経営協議会は全くその機能を営みうる余地がなくなるからこれを廃止せよ、と主張したのであつた。

このような公然たる経営協議会の分解による廃止の主張は同じ頃政府筋からも行われた。七月六日労働省労政局長発の通牒「労組の組織と運営に関する協力と勧告の実施について」がそれである。この通牒は「組合委員会の職能の分化」の項で「現在の経営協議会のかわりに交渉委員会（日経連指針の団体交渉にあたるもの――引用者）苦情処理委員会、生産委員会を別々に設置して、各委員会の機能について混乱を避けるようにすべきである。生産委員会は助言機関の性格にとどめるべきである。云々」と云う。また労政局労働教育課「労働教育資料第五号、労組の組織と運営に関する協力勧告についての解説」なるパンフレットは同項の解説として前述の日経連の主張と略々同様のことを述べている。

かくて経営協議会を分解してこれを廃止せよという主張は國の政策となつて現れるに至つたのであるが、この際特に注目すべきことは、右の主張が何れも会社経理、生産計画、経営方針、高級社員の人事等々経営権事項に属することがらに組合の関與をみとめることは経営権を侵すものとして当然これを労資の交渉範囲から追放すべきことを前提として、もはやこの点に多くの言を費していないことである。経営権事項を除外すればもはや固有の意味における経営参加、企業社会化の機関としての経営協議会はその存在意義を失い、その附議事項の多元性に應じて分解すべきことはまた当然のなりゆきであつたといえよう。

経営協議会の分解傾向　さきにみた三つの組合の経営協議会に対する態度は、総同盟並びに新産別が他に紛争処理機関をもち、合同委員会がこれに類するものを一切もつていない点において、また前二者が生産協力事項を経営協議会の附議事項とし後者がこれを黙殺している点において重要な相違を示してはいるが、総じて経営権事項をも含む廣汎な附議事項をもつ強力な経営協議会を堅持しようとする点においては同一のものがあつた。これらの組合の態度は日経連及政府の側からする経営協議会の分解による廃止の主張と衝突して、その間に多様な分解傾向を示すのである。これを四九年六月末の労働省による基本調査によつて概観しよう。この調査は「名称の如何を問わず労資間に設けられた協議決定機関、協議機関、或は諮問機関」の一切を含み、これらを次の三種に分つて集計する。(イ)団体交渉の常設的機関とは労働協約に基いて賃金、労働時間その他労働條件に関する事務につき労働者代表使用者代表によつて協議決定する常設的機関である。(ロ)生産協力としての常設的機関とは生産能率、生産向上、生産隘路、安全の維持等の生産上の問題について協議或は諮問するために設けられた常設的機関である。(ハ)單なる苦情紛争処理の常設的機関とは労働協約或は労働契約に関する組合或は組合員の不平不満を処理するために設けられた常設的機関である」（以上調査表記入心得）次表においては右の(イ)をA、(ロ)をB、(ハ)をCとして表示する。ここで注意すべきことは、この調査において経

内容種別·経営協議会を有する単位組合数
(グラフ17)

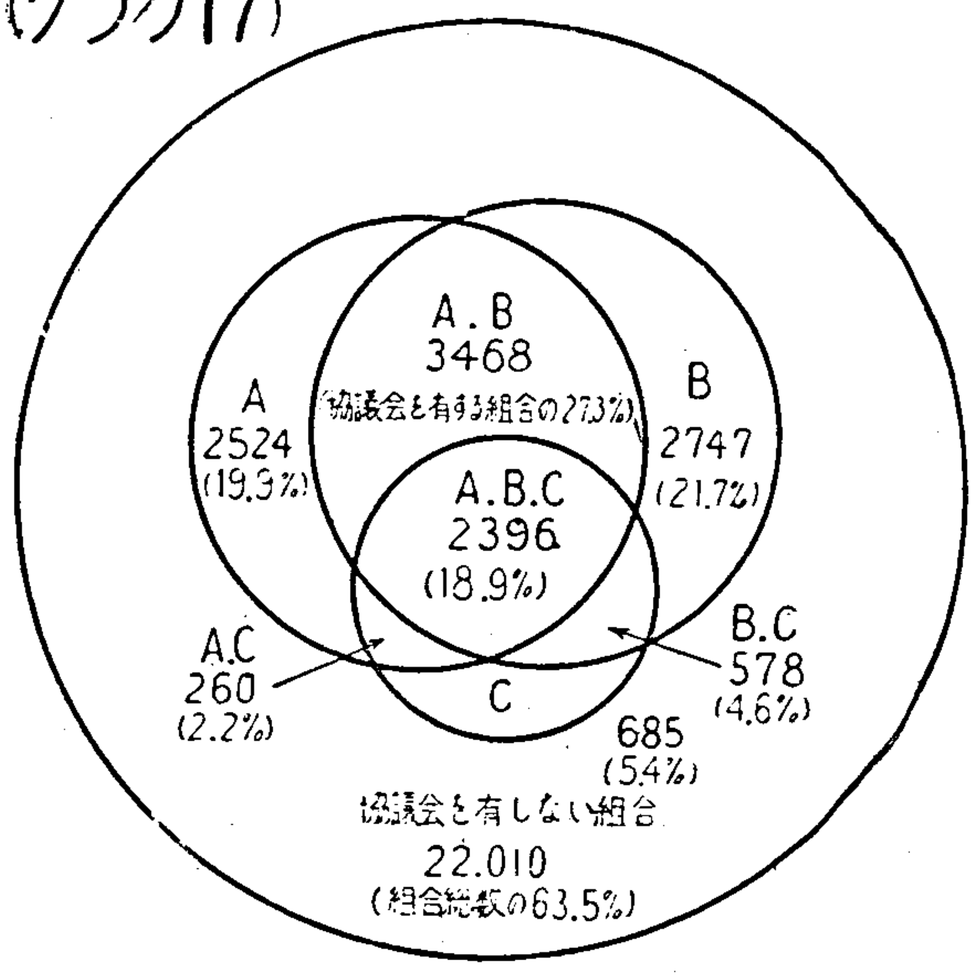

第194表　内容種別，団体別，経営協議会を有する組合数調

内容種別＼団体別		全國組合	全國組合以外の連合団体	単位組合
総　　計		12	654	12,678
A		7	537	8,668
	A, B, C	2	126	2,396
	A, B	1	183	3,468
	A, C	—	19	280
	A	4	209	2,524
B		7	405	9,189
	A. B, C	2	126	2,396
	A, B	1	183	3,468
	B, C	—	16	578
	B	4	80	2,474
C		3	182	3,939
	A, B, C	2	126	2,396
	A, C	—	19	280
	B, C	—	16	578
	C	1	21	685

営権事項に関する協議、或は協議決定機関が全く默殺されていることである。

かかる機関は前節においてみた如く戰後日本型協約が多くその設置を定めていたのであるが、かかる機関の数字を明らかにしなかつたのは遺憾である。恐らく便宜上Aに含ませる意図であつたのであろうか。

尙Aは前記日経連の指針が団体交渉に移せと主張したもの、Bは生産委員会に移せと主張したもの、Cは紛争処理機関で取扱えと主張したものにそれぞれ相当すると考えて差支なかろう。

右表の單位組合欄の数字を円によつて図示すると次の通りである（グラフ17参照）。

全國組合は総数八二組合中の一二組合（一四・六%）、全國組合以外の連合団体は総数三四、〇三三組合中六五四組合（二一・六%）、單位組合は総数三四、六八八組合中一二、六七八組合（三六・五%）なお、協約を有する組合の約九〇%）がそれぞれA、B、C、何れかの形で経営協議会をもつ。右の三六・五%を四八年同期の四四・三%に比較すると七・八%の減少を示している。この減少は國家公務員法改正による官公廳労組の脱落による所が多いが、尙協約締結の一般的減少にもよるものであろう。

全國組合以外の連合団体の欄の中、Aが五三四組合で壓倒的に多く、ついで、Bの順となつているのに比較して、單位組合の欄はBが九、一八九組合で最も多く、協議会を有する組合の七二・五%にあたり、ついでAが八、五六八組合、六六・四%Cが三、九三九組合、三一・九%の順序になつているのは、單位組合においてこそ生産協力の実があがり、連合団体においては生産協力のための機関がさしたる効果をあげえない事情を示すものであると同時に、既に單位組合における経営協議会の機能の重心が、労働條件事項の協議決定か

ら会社の生産への協力を審議する方に移行している事実を示すものであろう。このことはAのみの組合二、五二四組合より、Bのみの組合二、七四七組合の方が多数を示すことによつてもうかがえる。

経営協議会を内容種別に分類した統計は右の四九年六月末基本調査が始めてであるので、経営協議会の分解傾向を時期別に比較することができないのは遺憾であるが、単位組合の経営協議会数を内容種別にみて、生産協力機関が一番多く、次いで団体交渉機関、紛争処理機関の順序になつている事実は、経営協議会が経営参加の常設的協議機関という当初の中労委の定義づけと次第に相隔つて、生産を中心とする労資の協力機関と化しつつある方向を示唆するものではなかろうか。

次に改訂労組法施行後たる四九年後半期における経営協議会の中いくつかの典型的なものを紹介して経営協議会の分解傾向を概観することにしよう。

(1) **大日本麥酒**の例。労働協約及附属規程（七月一日締結）中関係條項。

「第六條　会社は第四條第二項の趣旨に基き経営諮問委員会を設け、経営の方針、生産計画、経理の情況、職制機構の制定改廃等について連合会に提示又は諮問する。各事業場は前項に準じ生産その他能率向上に関する諮問の爲めの委員会を設けることができる。前二項の委員会規程は別に之を定める。

経営諮問委員会規程　第二條本委員会は諮問機関とする。第四條本委員会に付議する事項は左の通りである。一、経営の方針生産計画に関する事項、二、経理の情況に関する事項、三、職制機構の制定改廃に関する事項、四、会社の分合解散に関する事項、五、其他会社連合会に於て心要と認める事項

生産委員会規程　第一條　協約第六條第二項に基く事業場に於ける生産委員会は本規程により運営する。第二條　この委員会は本協議機関とするが委員会に於て其提案に意見の一致をみた事項については双方誠意を以て其実施に努力するものとする。第四條　本委員会に附議する事項は左の通りとする。一、生産増進の爲の施設、機械、資材等の改良に関する事項。二、作業能率の向上に関する事項。三、作業並び配置に関する事項。四、従員の健康保全の維持増進に関する事項。五、保安警備業に関する事項。六、其他会社組合支部に於て必要と認めた事項。

協約第一二三條（職場委員及職場委員会）第一二七條（苦情処理委員会）何れも略。中央苦情処理委員会規程略。

協約第九章第二節団体交渉　第一三五條　会社は事業場労働協議会及び中央労働協議会を設け必要に応じ組合支部又は連合会と協議する。事業場労働協議会に於ては第一三二條第一号の事項（組合支部と事業場長との団体交渉事項――引用者）を協議し、中央労働協議会に於ては第一三二條第二号（連合会と会社との団体交渉事項――引用者）の事項に就き協議する。労働協議会の規程は別に定める。

中央労働協議会規程　第二條本協議会は協議機関とする。第四條本協議会に附議する事項は左の通りとする。一、給與に関する事項、二、連合会及び組合への加入脱退について会社が異議ある場合その事項、三、採用の方針基準に関する事項、四、左の各号により組合員を解雇する場合、その方針基準に関する事項、1、已むをえない事由により事業を縮小する場合、2、業務上已むをえない事由のある場合、五、賞與の支給に関する事項、六、福利厚生に関する方針基準に関する事項、七、協約の改廃更新に関する事項、八、其他労働條件に関する新たなる提案」

大日本麥酒の場合は、経営権事項は諮問機関たる経営諮問委員会

に、労働條件事項は協議機関たる労働協議会に、生産協力事項は事業場毎の諮問機関たる生産委員会に、紛争処理事項は裁定機関たる苦情処理委員会に、それぞれ分割され、経営協議会は全く消滅している。ここには日経連の「労資関係調整に関する指針」がそのままとりいれられている。

(2) **帝國人絹**の例　労働協約（八月一八日締結）中関係條項は次の通り。

「第八章労資協議会　第一〇六條　本協約締結の趣旨に則り会社と組合との関係を円満且つ平和的ならしめると共に、賃金労働條件の交渉、異議の調整及びその他の事項を図るため労資協議会を設ける。団体交渉は原則として労資協議会において行うものとする。

第一一二條　本協議会は附議する事項は左の通りとする。(一)決定事項、一、賃銀給與の基準並びにその他労働條件の基準に関する事項、二、本協約の條項中改訂を必要とする事項、(二)協議事項、一、異議の調整に関する事項（但し前号の決定事項に関する事項を除く）二、生産の合理化、品質の向上及び能率増進に関する事項、三、福利、厚生、文化、体育に関する事項、四、人事の基準に関する事項、一、安全衛生及び作業環境の改善に関する事項、二、職場規律に関する事項、三、その他双方が必要と認めた事項、(四)説明事項、一、会社の説明事項、イ、経理の概要、ロ、生産の概要、ハ、その他経営方針の概要、二、連合会の説明事項、イ、組合活動の概要。

第一一三條　前條各事項の取扱は左による、一、決定事項は会社連合会双法委員の合意により成立するものとする。決定に関して意見が一致しないときは日数を限つてその決定を延期し双方誠意を以て円満な解決を期するように努力する。以上の努力をするも尚決定に至らない場合は次章（第九章紛争処理――引用者）により処理する。二、協議事項は会社連合会双方が意見の一致をみるように審議し調わない場合には会社が決定する。三、諮向事項について会社及び連合会の意見又は助言は双方これを尊重し承認した事項についてはその実施に努力する。四、説明事項については相手方は意見の開陳又は提案をすることができる」

帝人の労資協議会は右の様に経営権事項から紛争処理事項に至るまでの廣汎な附議事項を、それぞれその性質に應じて四分し、その各々について決定、協議、諮問、説明することにしている。これは労資協議会一本立の形式をとつているが、その実質においては既に完全に四分されているわけである。特に紛争処理事項をも同じく労資協議会で審理される立前になつていることが注目される。経営権事項は諮問事項でさえありえず、單に説明事項に止まつている点に経営権確立の動きをよみとるべきである。

(3) **三菱電機**の例　協約（九月一二日締結）及附属規定中の関係條項は次の通り。

「協約第三條、組合はこの協約において別段の定めある場合においては会社の経営に関し意見の申出、異議の申立、又は協議をすることができる。会社の経営とは左の各号の行爲をすることをいう。一、人事の管理　二、組織及び職制の制定改廃　三、事業場の設置及び廃休並びにその従業員の決定　四、経理の運営　五、生産及び営業に関する計画並にその実施（生産機種及び数量の決定、作業の規模及び方式の決定、資材の購入、製品の販賣等）六、企業規模の決定、合併分割並びに事業の譲渡及び貸借　七、その他企業の運営に必要な行爲

第七章　協議会並びに労働協議会　第七三條　相互の連絡交渉

を円滑に行うため会社と連合会とは中央協議会、労働協議会を、会社と單位組合とは場所協議会を設ける。その構成並びに運営については別に定める。

第七四條　会社は中央協議会及び場所協議会に於て必要に応じ左の事項について説明公示しなければならない。この場合組合はこれに関して意見を述べることができる。一、生産計画　二、企業計画　三、会社の経営方針　四、会社の経理状況

第七五條組合は左の場合に於て二以上の場所に関係する事項は中央協議会に於て、一場所に関係する事項は場所協議会に於て意見を述べることができる。

一、協約條項の適用、実施につき意見あるとき　二、会社がなした経営上の措置に関して意見あるとき

第七七條　会社と連合会の左の事項に関する協議は労働協議会に於て行わなければならない。これに関して中央協議会を開催する必要があるときはその終了後労働協議会を開く。

一、第一六條の大量解雇　二、第二一條の大量解雇　三、第六一條の退職手当の基準　四、第六二條の基準賃金の額と算式　五、第六六條の昇給の基準　六、中元年末手当の基準（以下二項、三項略）

第八章　相互交渉の規制　第八二條　組合は協議会又は労働協議会開催期間中はその附議事項（関連事項）について団体交渉を行わない（以下二項略）

第八六條　この協約で会社がなしうる経営上の措置は第七章及び本章の手続によつてその効力を妨げられることはない。

第九章第八八條　会社と組合との間に紛議を生じ又は原因の如何を問わず一切の爭議行爲発生のおそれある場合には双方共協議会、労働協議会その他の交渉により平和的解決を図るため万全の努力を拂わなければならない。

中央協議会規則第二條、本会の議長は社長又は会社側委員中より社長が指名した者とする。第三條、本会は左記の委員をもつて構成する。但し都合により予め会社と連合会とで協定して変更することができる。一、会社側委員、社長又は役員若くは非組合員である従業員の中から社長が指名した者、二、連合会側委員、連合会長又は連合会本部役員若くは單位組合の組合員の中から連合会長が指定した者（労働協議会規則、場所協議会準則にも同旨の規定あり）」

右によれば中央、場所の各協議会は会社側が経営権事項の説明公示をなし、組合側がこれに意見陳述をする機関である。その他、第三條二項の「経営上の措置」は会社の経営権行使として一應自由にこれをなしうるのであるが、組合は協議会でこれに対する意見を述べることができ、また紛爭処理事項も副次的に協議会の所管とされる。労働協議会は專ら労働條件事項の協議機関であるから団体交渉機関としての性格が強いが、中央協議会規則に組合側委員が連合会長、連合会本部役員若くは連合会長の指名した者と定められているのと併せ考えると、組合幹部の妥協的交渉に陷りやすい欠点があるようである。なおこの協約は労働協議会附議事項以外については団体交渉の存在をみとめている。

(4) **マミヤ光機製作所**の例　労働協約（九月一五日締結）中関係條項は次の通り。

「第一章　総則　第四條　所は従業員の労働條件を決定又は変更する場合には事前に分会と合議する。

第五條　所は就業規則等労働條件に関係ある所内の諸規程の制定及び改廃に当つては事前に分会と合議の上決定する。

第二章　雇傭解雇　第八條　所は従業員の雇用解雇に関しては

事前に分会と協議して行う。

第三章　人事　第一〇條　所は従業員の移動、職場轉換又は身分の変更及び賞罰に就いて事前に分会と協議して行う。

第九章　経営協議会　第四五條　経営の民主的運営を図るために所と分会との間に経営協議会を設ける。経営協議会は所及び分会各々から選ばれた委員で構成しその規程は別に定める。

第四六條　経営協議会では本労働協約に基き左の事項を協議する。1、業務の企画及び改善に関する事項　2、生産計画に関する事項　3、職制、機構の運用及び人事に関する事項　4、分会及びその家族の福利厚生に関する事項　5、災害補償、及び安全衛生に関する事項　6、苦情処理及び抗議に関する事項　7、その他一方又は双方が必要と認めて提案した事項

第四七條　前項に掲げた協議事項は所並びに分会がこれを確認した後に於て協議成立したものとする。

第一〇章　その他　第四九條　所は分会員の労働條件に重大な影響を及ぼす経営上の処置をする場合は事前に分会と協議する」このマミヤ光機の協約は前章において改訂労組法下の戦後日本型協約として紹介されたのであつたが、右にみた規定も廣汎かつ強力な経営参加を保障している。何よりも注目されることは経営協議会がその形式はもとよりその内容においても分解をみせていないことである。政府及び日経連の熱心な勧奨にもかかわらず、この種の経営協議会の設置が定められたことは全日本金属マミヤ光機分会の抵抗を示すものとして注目される。この協約は所謂経営権確認條項をもたないが、このことは逆に経営権確立の主張と経営協議会の分解傾向との密接な関連をあらわすものであろう。尚マミヤ光機は所謂中小企業に属するものである。

第六章　世界労連の動向と日本の労働戦線

第一節　世界労連の結成

世界労連は、第二次世界大戦の渦中に結成された。即ち、それは大戦が生みだした全世界の労働者の巨大なる結集体である。従つて結成当初における世界労連の役割は、第二次世界大戦の性格そのものと密接に関連している。

周知のとおり、第二次世界大戦は一面において当初から、民主々義的自由の防衛、あるいは復興という意味をこめて、反ファシズム解放戦としての性格をもつていた。即ち、独、伊、日等のファッシズム國家は、連合國を攻撃する爲に自國における、ブルジョア民主々義的自由の最後の残滓を絶滅して、苛酷なテロル体制をととのえ、さらに他國領土の占領を通じて、全世界にファシズム体制を拡張しようとした。諸帝國主義國は、この体制と闘い、これを打倒する行動において客観的に反ファシズム解放戦を遂行したと云える。この反ファシズム解放戦の性格は、一九四一年六月、ソ同盟が対独戦に参加することによつて決定的となつた。

英ソ労働組合委員会　一九四一年秋T・U・C（英國労働組合会議）総評議会は、全ソ労働組合会議に対して、共同の敵ファシズムを打倒するための共同戦線の結成をよびかけた。従來T・U・Cは I・F・T・U（International Federation of Trade Unions＝アムステルダム・インターナショナル）の中心として第一次大戦後の労働運動において、プロフィンテルンと鋭く対立していた。ファ

シズムの擡頭に対して、コミンテルン第七回大会（一九三五年）は労働戦線の統一を基礎とする「人民戦線」の結成を決定し、プロフインテルンは、それを支持した。各國共産党及びプロフインテルン加盟の各國労働組合は、その実現に努力し、部分的には成功を収めていた（フランス・スペイン等）が、T・U・Cのこの提案によつて、世界労働運動の統一が著しく進捗する條件がえられた。T・U・C提案は受諾され、英ソ労働組合委員会が結成された。併し、一九四二年、同委員会が、その強化のため、A・F・L（アメリカ労働組合総同盟）に加入の招請をなしたのに対して、A・F・Lがソ同盟との共同行動は出來ないと拒否した事実や、翌四三年ソヴィエト側より、ラテン・アメリカ労働総同盟の同委員会への参加が提案されたのに対して、T・U・C代表が、ラテン・アメリカ労働総同盟において共産主義の影響の深いのを顧慮して、拒否した事実は、反ファシズム戦に於て、共同行動がとられつつも、たえず、それは右翼社会民主主義者の妨害との闘争に於て保持されていたことを示している。併し、一九四三年秋の、第七五回T・U・C大会が、世界労働組合会議の開催を総評議会に委託したことは、幹部の逡巡をのりこえる、大衆の統一の意志をあらわすものといえよう。

ロンドン大会　T・U・Cの招請による第一回世界労働組合会議は、一九四五年二月ロンドンで開かれた。（一九四四年二月に行うと云う最初の予定は連合軍の作戦の都合上との理由で延期された）

一九四五年二月六日から一七日にまで及んだこの会議には、英、米、佛、ソ、中國を含む五一ヵ國、六、〇〇〇万以上の組織労働者を代表する二〇四名の代議員が参加した。「六、〇〇〇万人以上の組織された労働者の代表がひとところに集つたことは、世界の労働運動がはじまつて以來、はじめてのできごと」（クズネツオフ（ソ）ジョージ・アイザックス（英）R・J・トマス（米）副議長に、ルイ・サイヤン（佛）ロンバルト・トレンダノ（ラテン・アメリカ）朱学範（中國）がえらばれた。

新しい世界労働組合連盟結成についての討論

この討論のための報告は、二月一二日、C・I・O副会長シドニー・ヒルマンによつてなされた。

ヒルマンは云う、

「われわれは会議の過程において、共通の目的を定めることができた。われわれ労働者は次の諸点において、すべての自由愛好國民と同じ見解にたつ

一、敵に対する急速かつ完全な勝利の達成

二、強固な平和の樹立

三、あらゆる國々の人民の幸福のために世界の資源を利用し、あらゆる國々の住民に仕事を保障し、男女両性のために生活水準の向上を保障し、眞の安全を確保する経済制度の確立。

四、全世界のすべての國民のために政治的平等と、文化生活の可能性を保証する民主主義的社会制度の確立。

併し、私はこの会議の参列者中の唯一人として、われわれの採択する綱領が安々と自然に実現されるなどと云う安易な空想をもつている者はないことを知つている。それは不断の闘争の結果においてのみ実現されうる。反動勢力は敵國内のみならず吾々自身の國内にも存在している。彼らはファシズムの徹底的撃滅を欲してはいない。」

ヒルマンは、このように早くも、この組織のもつ困難性を正確に指摘した。ついで彼はこの組織が、新しくつくられるべきか、或は既存の、I・F・T・Uをもとにきずかれるべきかに言及して次のようにのべている（プロフインテルンはコミンテルンと共に一九四

三年既に解散されていた）。

「旧来のI・F・T・Uの指導部自身がその現在の形においてこの重大時局に適応しないことは明白である。それは連合國の結成以来I・F・T・Uが、いまだに何ら効果的行動をとりえないところにもあらわれている」この点はまた「I・F・T・Uの構成メンバーであるA・F・Lの偏狭な分派的利益の固執、反ソヴィエト的傾向の持続とも少からず関係がある」と。……

彼は新しい組織の設立を要求した。そして新組織の設立のためには、具体的條件として(1)敏速な具体的行動、(2)反ファシズム労働組合の統一、(3)組織における完全な民主主義（植民地、小國の労働組合の権利の保障）(4)正しい綱領が必要だとのべた。

この報告に対しては賛否両論があつた。賛成の見解は、第二次世界大戰を阻止しえなかつた労働者階級の自己批判の上にたち、ファシズム阻止に効果的行動を組織しえなかつた、I・F・T・Uを解散する要求の上にたつていた。フランス労働総同盟（C・G・T）代議員のフラションは言つた。

「戰前において各國の労働組合はファシズムとの闘爭のために役に立つ何ら効果的な國際組織をもたなかつた。世界歴史上最も危機の切迫した時代に國際労働組合の單一戰線結成と云う目的を達成できなかつた組織が現在吾々のもとにおける唯一の適正な機関であるなどと云えるだろうか。フランス代議員団はヒルマンの報告とその結論を全面的に是認する」と。

チエコ・スロバキヤ、インド、ソヴィエト、濠洲、ユーゴスラビヤ、ラテン・アメリカの各代議員もこのラインを支持した。

ヒルマンの提案に反対を唱えたのは、I・F・T・U、ならびにそれと密接な関係のあつたI・T・S（International Trade Unions Secretaries）の一部の指導者だつた。I・F・T・Uの書記長シュヴネルスは新しい要求に應ずるようI・F・T・Uを改組しうると云い、I・F・T・Uのみがファシズム反対に効力がなかつた点を非難されるいわれはないと語つた。

しかし、けつきよくヒルマンの提案は、ほとんど修正されることなしに採択された。

解放國の労働組合をめぐる討論

ロンドン大会ではまた、フィンランド、ブルガリヤ、ルーマニヤ、イタリヤ、ポーランド等いわゆる解放國の労働組合代表を、この会議に出席さすべきか否かに就て、意見の相異があつた。T・U・Gのシトライン代議員は、これらの解放まもない諸國が、民主的な、鞏固な労働組合を既に発達させたと考えるのは軽々しすぎるとのべて、これらの組合が、能力ある代表をこの会議におくれるだろうかと疑つた。又、これらのうち、旧敵國の代表を審議に入れることは平和協定について旧敵諸國の代表と一しよに討論すると云うおかしなことになるとのべた。併し前者については、ソヴィエト、フランス、アメリカの代議員からその見聞にもとづく、解放國の労働組合の確固たる狀態が証言され、後者については、C・G・Tのルイ、サイヤン代議員がつぎのようにのべた。

「イタリヤをとつてみれば、イタリヤに疑惑を感ずるのはフランスである。フランスは一九四〇年五月にだましうちにあつているから、それにもかかわらず、フランス代議員は、これが國家もしくは、政府の会議ではなくて、労働者の会議であることから、イタリヤにかつて存在したファシスト諸団体と、現存する新たな労働組合を区別せねばならぬ」と。

会議はこれらの諸國の労働組合にも招請狀を発した。

以上みたような、意見の対立が、あつたとは云え、全体としては、ロンドン大会は、反ファシズム闘爭遂行のための有力な結論をひき

だし、世界労連の基礎をきずいた。

大会宣言は云う。

「武装闘争がまだ、激烈に行われている最中に会合せるわれわれの歴史的会議は、それ自体、労働者階級の統一の示威運動であり、ファシズムの邪悪な勢力に対する連合諸國の道義的勝利の証拠である。戦争に勝つことに非常な大役をもつ組織労働者は平和をつくる責任を他の人々に放任しておけない。平和は、それが、自由なる人民の深い決意と、彼らの利益と希望と要求とを反映するときはじめてよき平和であり、永久的平和である。」

組織委員会の活動　ロンドン大会で、世界労連結成のために、廣汎な権限を附與された組織委員会は、この間活動をつづけ、新組織の綱領、規約の草案作成にあたつた。一九四五年七月に行われた國際連合結成のためのサンフランシスコ会議に組織委員会は正式に代表として参加することを要求したが、米・英政府代表をふくむ数によつて否決された。

結成大会　一九四五年一〇月パリー大会で、世界労働組合連盟。世界労連 World Federation of Trade Unions: W.F.T.U が正式に結成された。

世界労連の目的はパリー大会で採択した規約に次のように記されている。

(a)　人種、國籍、宗教あるいは政治的意見にかかわりなく、全世界の労働組合を世界労働組合連盟の陣営に組織し、結合すること。

(b)　必要な場合には、いつでも社会的あるいは産業的に発展のおくれている國の労働者たちが労働組合を結成する援助をすること。

(c)　あらゆるファッショ的政治形態、および如何なる形態の下におこなわれ、また如何なる名称をおびていようとも、あらゆるファッショ的動きを絶滅するための闘争を

(d)　戦争及び戦争の諸原因と闘争し、安立のために努めること。その手段として次防止し、平和を維持するに足るあらゆる力果的な國際的組織の樹立に全面的支持を與えること。

未発達の國々の産業上の発展と、その資社会的、経済的分野および手段における、的協力を支持すること。

反動との闘争の遂行、およびあらゆる人自由とを十分に行使するために闘争すること。

(e)　連合國間に締結された協定や協約に織に関する諸問題を解決することを責務とするあらゆる國際的機関の中において、また世界労働組合連盟が的機関の中において世界の労働者の利益を代表すること。

(f)　あらゆる國々の労働組合の共同闘争を組織すること。すなわち労働者の経済的、社会的権利および民主主義的自由に対するあらゆる侵害との闘争。

完全雇用の保証に対する労働者の要求を満たすための闘争。

労働者の賃金、労働時間、労働條件、生活條件を進歩的に改善するための闘争。

失業、疾病、災害、老年などの危険に対して労働者とその家族を保護するために十分かつ適切な社会的保証をうるための闘争。

その他、労働者の社会的、経済的利益を増進するあらゆる方法を採用するための闘争。

(g)　労働者の國際的統一問題に関し、労働組合員を教育することを計画し、組織し、また労働組合の目的と目標を実現する上に労働組合員の一人一人がもつている責任を自覚するようにうながす

すこと。

又、これらの目的を達成するために、世界労働組合連盟はその事業の基礎を次の諸原則のうえにおくことが明記されている。

1　あらゆる國々の労働組合の内部における完全な民主主義、および、これらの組合のあいだの緊密な協力。

2　加盟労働組合団体との恒久的な連絡、その事業に対する同志的な支持と援助。

3　國際的労働運動の連繫を強化する目的のために労働組合活動に関する情報や経験を組織的に交換すること。

4　國際的な目的および決定事項実現のために労働団体がとる行動を同調させること。

5　移出入労働者の利益を保護すること。

6　世界労働組合連盟結成の目的と、世界労働組合連盟が実現しようとする目的と、これらの目的を達成するための計画や、特定の問題に対する決定事項などをよく知らせて、説明するために利用できるあらゆる手段を使うこと。

加盟団体

この結成大会で参加を確認されたのは、五六カ國、六〇団体、六、六八〇万人の組織労働者であつた（内容については、後掲ミラノ大会の項に挿人の表を参照）。

加盟団体については規約に次のように定められた。

結成大会で確認された組合と、本規約の原則、趣旨、目的に賛同し、総理事会、大会で確認された組合を加盟団体とする。原則としては、一國一單位の全國的労働組合中央機関を單位とし、加盟団体は代表派遣権、投票権、被選出権を有する。執行委員会は加盟団体に対して必要とみとめる、情報の提供を要求し、亦その団体が誠実な労働組合であるかを調べる権限をもつ。各國組合運動の自主性は保証される。機関の決議は直ちに加盟団体に通告される。加盟団体はそれが実行できぬ場合は三カ月以内にそのむね書記長に通告し、理由についての報告書をだす。機関の閉会より三カ月以内に加盟団体は、書記長に機関の決議事項に対してとつた方策や処置を報告する。

機関

規約によれば機関としては、次のものがある。

(1)　世界労働組合大会最高決議機関で、二年に一回開かれる。代議員は、人数に応じて各加盟団体から送られる。各職業別部門からは各一名の正、副代表が出席する。

(2)　総理事会　大会間の統轄機関で、一年に一回開かれる。代議員は、各加盟団体が人数に応じて選んだ候補者を大会が選出する。

(3)　執行委員会　総理事会間の統轄機関で、一年に二回開かれる。執行委員は、各加盟団体が提出した候補者中より、各々二二名の正、副執行委員を、地域別の割当基準にしたがつて大会が選出する。

(4)　執行局　執行委員会間の統轄機関で適宜会議を開く。執行局員は、執行委員会により選出された候補者中より、各々二二名の正、副執行委員を、地域別の割当基準にしたがつて大会が選出する。

(5)　書記長　世界労連の主要運営者で、職員及び事務の運営を総括する。

業種別部門

業種別部門は総理事会によつて世界労連内に設けられ、業種に関する、専門的問題を取扱う。この範囲内でそれは完全な自主性をもつが、一般政策問題にかんする決定や、活動を行う権限はな

い。これらに関する統轄権は、大会、総理事会、執行委員会に限られている。

役員

規約にしたがつて役員がえらばれた。執行局の構成メンバーは次のとおりであつた。

議長　サー・ウォルター・シトライン（T・U・C）
副議長　シドニー・ヒルマン（C・I・O）V・V・クズネツオフ（全ソ労相）レオン・ジュオー（C・G・T）ヴイセント・ロンパルト・トレンダー（ラテン・アメリカ）朱学範（中國）G・O・ヴイットリオ（イタリヤ）F・クーパース（オランダ）
書記長　ルイ・サイヤン（C・G・T）
本部はパリーにおかれた。

第二節　プラーグ総理事会まで

結成後の活動状況　以上の経過で成立した世界労連の結成後の主な活動を、プラーグ総理事会までの時期から、摘出すると、㈠前述の組織委員会による國際連合設立準備会への参加要求に対する拒否について、四五年一〇月の世界労連結成大会は抗議を決議し、四六年一月の國連結成大会に國連総会への顧問としての参加、経済社会理事会への投票権をもつ正式参加を要求したが、再び米、英両國を含む多数の反対で議題としてとりあげられず、経済社会理事会の諸問機関たる顧問の地位をえたに止つた。この資格は、一國の労働組合に対してのみ与えられた。㈡一九四六年二月の執行局会議はフランコ政府が共和運動指導者一〇名を死刑にしたことに抗議して、加盟各団体が、それぞれの政府に対してフランコ政権と外交断絶をするよう要求することを提案した。この結果、世界各地に抗議の集会、デモが組織された。このような行動は、アルゼンチン、ギリシャ、イランの政権に対しても とられた。㈢後進國の労働者階級を援助するために、エジプト、インドネシア、インド、サイプラス等植民地、半植民地の労働組合に関する情報、資料が集められ、密接な連絡が保持された。越南共和國、インドネシアの独立運動に対しては、アメリカ、インド、オーストラリヤの沖仲士組合は軍需品輸送のボイコットを実施してこれを援助した。四六年の春、ドイツ、日本における ファシズムの掃蕩状況を調査した。㈣世界労連のもち味がもつとも展開された好例は、四六年六月のアメリカ海員組合争議にとられた海をこえての共同闘争の時であると云われる。アメリカ海員組合は、要求がとおらねば、六月一五日ストライキに入ると宣言したが、フォレスタル米海軍長官は、六月三日「國家の緊急狀態に対應するため」と云う理由で海軍予備役軍人の召集を命令し、万一ストライキを行つた場合は、船舶を接収して、これら海軍軍人に運轉させる準備をととのえた。これに対して海員組合委員長ジョセフ・カランは世界労連書記長ルイ・サイヤンにストライキの時にアメリカ海軍軍人が動かす船はスキャップ船とみなしてボイコットしてもらいたいと打電し、本部からは加盟各組合に右要請の電報がとんだ。イギリス、フランス、ソヴィエト、オーストラリヤの沖仲士組合、港灣労働者組合はボイコット体制をとつた。このため事態は急速に解決の方向に向い、アメリカ海員組合は、月額一七弗五〇仙の値上げ、時間外手当一時間一弗、一週四〇時間制獲得の成果を得た。

以上にあげたような行動が組織されたにも拘らず、世界労連のもつ全世界の労働者階級の統一の力が充分に発揮されたとは云えない。その理由の重大な一つを示すものとして、次の第一回コミンフ

オルム会議（一九四七年九月）の情勢分析は注目される。

第二次世界大戦の進行中には、対日・独戦で連合した諸國は、提携してすすみ、一つの陣営をなしていた。しかしながら連合國の内部には、すでに戦争中から、戦争目的及び戦後世界機構の任務の決定において意見の相異が存在していた。

戦争目的及び戦後の機構の任務の決定における相違は、戦後期には一層深まつた。ソヴィエト同盟と、新民主主義諸國が世界支配と、民主主義運動の破壊をめざす帝國主義侵略計画実現の障碍となつたので、ソヴィエト同盟と人民民主主義國に対する攻撃が宣言され、それは帝國主義國のもつとも熱烈な帝國主義的政治家の新戦争の威かくによつて強化された。

プラーグ総理事会　一九四七年六月のプラーグ総理事会は、深まりゆく、二つの陣営の対立の中に開かれた。

プラーグ総理事会の決議事項は次のように要約されている。

1　スペイン問題に対する決議

(a)　スペイン國内のフランコ政権反対運動をたすけるために強力な基金カンパを行う。

(b)　國際連合総会および安全保障理事会に対して四六年一二月の決議の実行を要請する。

(c)　各國労働組合中央機関は、つぎの國際連合総会にさいして、各國政府がスペイン人民の解放に役だつような決定のおこなわれるのを支持するよう、それぞれの國の政府に対してあらゆる手段、方法をつくす義務をおう。

(d)　スペインに対するボイコット、経済制裁の強化をはかる。

2　イラン問題に関する決議

(a)　イラン政府に対し、イラン國内における労働組合運動の完全な自由の保障、新聞を発行し、集会をもちうる権制と可能性の保障をもとめる。

(b)　イラン政府に対して、イラン労働組合中央評議会がその活動を復活する可能性をあたえるように求める。

(c)　もしも、これらの要求がいれられぬ場合にはこの問題を國連の経済社会理事会に提出する。

3　中國問題にかんする決議

(a)　一九四六年解散を命ぜられる前のかたちの中國労働協会、すなわち現在ホンコンに本部をもつものを中國労働協会の眞の中央機関とみなし、これだけを世界労連のメンバーとしてみとめる。

(b)　中國労働協会は政治的意見のちがいにかかわらず、全中國の労働者を統一することを最高の任務としなければならない。中國労働協会は、全労働者のために自由に組合に加入する権利、労働者の基本的な経済的権利、基本的人権を獲得するためにつとめなければならない。

(c)　世界労連書記長は、中國政府が、中國労働協会のために、その活動を行う権利と條件を保障するように交渉する。

4　日本及びドイツの加入問題にかんする決議

(a)　日本の労働組合の世界労連加入を原則としてみとめる。ただし、事実上の加入を許す前に全國的な統一機関の結成が行われ、組織の民主的な運営方針が確立される必要があることを勧告する。

(b)　ドイツの労働組合が、一九四六年末までに六八〇万の組合をもつほど発展したことは重要である。しかし非ナチ化のテンポのおそいことには満足できない。このことにかんがみて世界労連は四カ國管理委員会にたいし、ドイツの労働組合の

統一を促進すること、非ナチ化政策に労働組合の協力をもとめること、組合代表を管轄に参加させることなどを要請する。

5 ドイツの労働組合の世界労連加入は原則としてみとめる。ただその準備としてベルリンに事務局をおく。

ギリシャ問題にかんする決議

ギリシャ政府に対して、労働組合運動の自由、民主的選挙にもとずく國会の開設をもとめ、もし満足な結果がえられなければ、國際連合に提訴する。

6 インドネシア問題にかんする決議

インドネシア労働組合連盟（組合員一〇〇万）の世界労連加入を正式に承認する。

7 パレスタイン問題にかんする決議

ユダヤ、アラブ両民族間の協定が成立するように國際連合がのりだすことを要請する。パレスタインに調査団を派遣する。

8 アフリカ問題にかんする決議

アフリカ全植民地における社会立法、労働保護法の制定を要望する汎アフリカ会議の報告書を承認する。

9 トリエスト問題にかんする決議

トリエスト労働組合中央評議会を一九四七年一月一日から世界労連の正式メンバーとして加えると云う執行局の決議を承認する。

10 極東事務局設置にかんする決議

アジアのどこか一カ所に極東事務局をおく。

11 職業別部門の設置にかんする決議

世界労連内部に職業別部門をもうけると云う執行局の決定を承認する。

12 次期定期大会開催にかんする決議

つぎの定期大会は一九四八年九月にブラッセルで開く。

13 國際連合にかんする決議

(a) 國際連合に加わつている國々のなかで、世界労連の参加に反対な國があることは遺憾である。ここに國際連合および経済社会理事会に世界労連が正式に参加する権限を與えてもらうことを、くりかえし要請する。さらに、そのために國連規約修正案を執行局がつくり次の國連総会に提出する。

(b) 國連の経済社会理事会にたいして、必要に応じてつぎの議案をだすよう執行局に委任する。(1)男女の同一労働、同一賃金の原則、(2)人種的、民族的差別の廃止、(3)労働者の生活水準のひきあげと民主主義的諸権利の確立、(4)失業の廃止、(5)移民労働者と移住労働者との平等待遇、(6)独占的トラストの廃止および制限のための有効な手段の採用

決議事項に現われているように、プラーグ総理事会は、資本主義体制の最も敏感な部分としての植民地、半植民地におけるプロレタリアートを中核とする民族解放運動の討論に重点をおいた。弾圧もこの地域に最も激しかつた。「プラーグ総理事会は一般的には、世界的な反動攻勢の問題を審議するための会議、特殊的には、その問題の重要部分をなしている植民地問題を審議するための会議である」（岡倉古志郎「世界労連と日本」）と云われるゆえんである。

第三節　分裂の経過と原因

経過　一九四七年秋のC・I・O大会は、マーシャル國務長官自身の出席によるマーシャル・プランの説明を聞き、賛否両論が闘わされた結果、プランの支持を多数で決議した。一九四七年一一月、世界労連執行局々員であり、C・I・Oの財政主任であるジェーム

ズ・ケアリー（世界労連結成に献身したシドニー・ヒルマンは一九四六年七月急逝した）は、世界労連がマーシャル・プランを支持することを決議するように執行委員会に提案した。ルイ・サイヤン書記長は、この問題は世界労連のなかに対立をもちこむきつかけとなると云う立場から反対し、危機は一應回避された。併し、このあとI・T・Sの問題が暗礁にのりあげた（後掲声明文を参照）。

また一九四七年暮には、フランス労働組合総同盟（C・G・T）の連合書記長レオン・ジューオーは「C・G・Tはモスクワ外交政策の道具と化した」と声明して、一二月一九日「フォルス・ウーヴリエール」（「労働者の力」）と云う反共労組をつくつて分裂した。

一九四八年に入つてT・U・C総評議会は世界労連に対して二月中に執行委員会を開いてマーシャル・プランを審議することを要請したが、かかる重要問題はより廣汎な代表の集る会議で討論したいと四月に延期された。この頃A・F・Lのグリーン会長は、A・F・Lが「世界労連に対抗して世界的な反共労働組織をつくる計画をもつている」との談話を発表した。

三月一〇日には、ロンドンでマーシャル・プランを審議するための「西欧労働組合会議」がマーシャル・プランを支持する一二カ國の労働組合代表（ただしフランス、イタリヤの労働組合総同盟は共に参加しなかつた）および、アメリカのA・F・L、C・I・O、鉄道友愛会等二八団体の代表が参加して開かれた。この会議によつて組織された「E・R・P労働組合諮問委員会」は、マーシャル・プラン参加國政府が設立した経済機構と不断の連絡を維持し、また E・R・Pの遂行を時々審査するための機関となり、当然分裂の危機は再び高まつたが、五月のローマの執行委員会では「執行委員会は一九四五年のロンドン、パリ両労働組合会議の宣言と世界労連の規約のすべてを包含する性格を再確認する。さらにいかなる國の中央組織も世界労連の内部を支配し、他の國の中央組織の見解あるいは考え方を排除してはならないと云う原則を再確認する」と世界労連統一への方向を確認した。

併し、七月には西欧労働組合会議の第二回会合が開かれ、九月には、I・T・S（國際職能別インターナショナル）の問題が決裂状態になつた。一九四八年一〇月英國T・U・C総評議会では「世界労連はその機能を一年間停止すること」を提案することが採択され、一九四九年一月一九日、T・U・C選出の世界労連執行局員にして、世界労連会長であるアーサー・ディーキン氏によつてこれが世界労連執行局会議に提案された。米國のC・I・O代表、オランダ、N・V・V代表は賛成し、ソヴィエト、フランス、イタリヤ、中國の四執行局員は「かかることの決定は執行局会議の権限外」として多数で否認したが提案に賛成した三代表は、執行局会議を退席し、かれらの組織の脱退を宣言した。分裂までの表面的経緯は以上の通りである。

分裂の直接原因

マーシャル・プランをめぐる対立

直接の争点の第一はマーシャル・プランにあつた。すなわち統一派は云う

世界労連を牛耳り、これをその宣言にのべられた諸目的を達成するためのものから、アメリカ、イギリスの政策を達成するための組織にかえようとする企図は、マーシャル・プラン問題においてもつとも明かに示された。

マーシャル・プランは果してケアリーがしばしばのべ、またとくに一九四九年一月の執行局における発言で知られる如く「世界労連のはじめから持つていた原則に基いている」であろうか。世界労連の諸決議からの引用によれば、まず第一は一九四五年二月

ロンドンの世界労働組合会議で採択された「戦後の再建および当面の労働組合の諸要求に関する宣言」の第四項はつぎのようにのべている。

「世界労連は國連加盟諸政府に対しつぎの要求を提出する。すなわち解放諸國ならびにナチスの暴挙の直接犠牲とされてきた他の諸國の人民層に対し大規模な救援を與えるため、できる限りのことをなすこと。

UNRRAは適当な善意の労働組合と協議のうえ、活動を行い、現在有する権限よりもさらに有力な権限を付與され、最も緊急に必要とされている地域に救済の手をのべる。われわれは〈いかなるときにおいても救済、復興物資は政治的用具に供されてはならず、救済物資の配分にさいしては人種、信仰、政治的信念のゆえをもつて差別がなされてはならない〉と云うUNRRAの採択した決議を全面的に支持する。」

第二の引用は一九四五年一〇月の世界労働組合会議ならびに世界労連第一回大会の第六決議からである。「一、民主的管理のもとに、すべての後進諸國の工業化と農業技術の進歩を増進し、現在の従属的地位から解放し、その住民の生活水準を改善する計画を支持する。二、本計画がこれら諸國の正当な國家的、社会的、利益を害するような國内、國外の独占的利潤追求資本家の利用するところとならぬよう監視する。三、先進諸國の技術的、財政的資源によつてこれら諸國に與えられる長期借款その他の手段による援助に同意する。但し、これらの援助は先進諸國が困窮する諸國の内政に干渉することを許したり、それら諸國を國際的トラスト・カルテルの勢力下に従属させることを許すものであつてはならない。」

以上のごとく、C・I・Oも世界労連も、戦争中苦しめられてきた諸國に対し、救済を與えるに際し政治的あるいはその他の條件をおしつけるいかなる企てにも反対する点で一致していたことがわかる。

現在ではマーシャル・プランの條件は世界中に知れわたつているのだから、よほど間抜けでないかぎりこの点をたしかめようなどと考えるものはないであろう。

眞相はこうである。すなわちC・I・O、T・U・Cの指導者にとつては、あらゆる労働組合活動は現在ほとんどすべてマーシャル・プランをめぐつて動いている。かれらは一九四八年一〇月―一二月の間におこなわれたフランス炭坑労働者の全國的ストライキを支持することにはげしく反対した。この理由はストライキがマーシャル・プランに反対して指導されたと云う点にあつた。

一方、世界労連脱退派の声明はマーシャル・プランが世界労連の大望と一致するとの基本的立場のもとに声明する。

世界労連の中で共産主義分子と協同して実際活動をやることは可能ではないと結論した根拠と云うのは、アメリカ國民の援助をえて自國の経済を復興するために努力している「改良主義」労働組合団体に対して、一九四七年一一月以降、コミンフォルムの指導する彼らがとつた共同の攻勢であつた。

世界労連が一九四五年一〇月創立されたときの主要目的の一つは、戦争で傷ついた諸國の経済復興に完全な寄與をすると云うことであつた。しかるに一九四七年一一月の執行局の会議では、世界労連内の共産主義多数派には、この重要な公約を履行する意志がないことが明示された。

執行局の一九四八年二月の会議は共産派のメンバーが色々な口実を設けて延期し、彼らは四月または五月に会議をもつことを提

案した。しかし、マーシャル・プランは四月の初めから運用される筈になつていた。従つて以上のことは重大である。と云うのは各國労働組合中央団体はこの期日になる前に自らの意見を一致させておくことを氣づかつており、特に当然設立されるE・R・Pに完全な代表をもつておきたいと望んだからである。アメリカのヨーロッパ援助の申出に対し、このように世界労連内部で何ら討議をすることも、または世界労連による政策宣言をうることもできなかつたと云うことが、E・R・P労働組合機構の設立された直接の唯一の理由であつたのである。関係各國中央団体の切望するところは世界労連の枠内において、E・R・Pに関する自分らの活動を調整連絡することにあつた。

共産主義者たちは、また、E・R・Pの原則に対してあらゆる乱暴な抗議を行つたが、そのことは、東欧の共産主義者が「経済相互援助理事会」と云う名称で自分らの「E・R・P」を四九年一月に設立するのを妨げなかつた。理事会に参加せよと云う招請状は、忠実なソヴィエトの属國にだけ送られた。ユーゴスラビヤは招請を受けなかつたことを正式に抗議したところ、ソ連からのきわめて手きびしい回答の中で「経済相互援助理事会に参加できるのはユーゴ政府がソ連邦や人民民主主義の諸國にたいし、敵対政策を中止し、昔の友好政策にかわると云う場合にのみ可能である」ことを知らされた。

I・T・Sをめぐる対立

分裂の直接の原因の第二にあげられるのはI・T・Sを世界労連の業種別部門組織にくみ入れる交渉の挫折にたいする両者の見解の差である。脱退派の声明は云う。

一九四五年一〇月のパリー大会当時は大部分の職能別インターナショナル書記局（I・T・S）は戦時中の強制された不活動の後で復活していなかつた。従つてT・U・C代表は、パリ大会でも、それにひきつづく世界労連の会議でもI・T・Sとの満足すべき調整に達するため、迅速な活動を行う必要があるとせきたてた。この助言には注意が拂われなかつた。I・T・Sは世界労連内部の彼らの特殊な職能活動において、完全な自治権をもつと云う原則については、初期の段階では一致をみたが、適用する精密な規則を作り出そうとするに当つて、この問題に死活の重大な関係のある組織は無限の交渉―三カ年間にわたり引延ばされた―に直面していることに氣づいた。

三カ年にわたる交渉の過程において、職能別書記局はその構成員からの圧力をうけて活動を再開し、会議の開催や、役員の選挙を進めざるをえなくなつた。I・T・Sが連盟に合体するための満足すべき條件を決めるのを世界労連が妨害しているのは、結局のところ連盟が書記局の産業別活動に対して政治的なまた拘束的な影響力を及ぼせる情勢を作り出そうとしているためではないかと云う極めて現実的で根拠のある懸念があつた。書記局の世界労連の意図に対する増大してきた疑惑は、これまで全関係者が承認しうる決定の達成を、終始妨害してきた人たちの方から、一九四八年九月、最後の瞬間になつて政策逆轉が行われたために、一段と強化された。ここに至つて書記局は世界労連内部で多数を保持している人たちがI・T・Sの活動を体現し、理解しうる職能別部局を創設することを望んでいないことをわれわれは確信するに至つたとハツキリ声明したのである。ここで十分に思い出してもらいたいことは、そもそもの発端からイギリスのT・U・Cが世界労連規約を最後的に承認するにはI・T・Sと満足すべき一致が実現した上でのことにしたいといつたことである。

統一派の反駁は次のとおりである。

T・U・Cが世界労連に対して用いた一共産党の指導下にある」とか「善意を欠いた」などと云うあらゆるあいまいな非難のうちで世界労連からはなれ去るための理由となつた唯一のはつきりした事実はI・T・Sを世界労連業種別部門にかえるための交渉の挫折にかんするものであつた。数回おこなわれた交渉においてはI・T・Sの見解に対して譲歩があいついでなされた。ついに一九四七年六月のプラーグの総理事会で業種別部門に関する規約草案が満場一致採択され、同年八月の合同諮問委員会に提出された。I・T・Sによつてなされた多くの示唆は、ついで同年一一月に開かれた世界労連執行局会議で規約全文中に組入れられ、最後に多くの國の労組中央組織で承認された。さらに合同諮問委員会が一九四八年九月パリに召集され、ここでこの修正規約がI・T・S代表に提出されてさらに示唆、検討が加えられることになつた。この会議で世界労連はI・T・Sから草案の討議をはつきり拒否された。一九四七年一一月に開かれた執行局会議でT・U・Cのアーサー・ディーキン氏はつぎのようにのべている。「わたくしは、われわれがI・T・Sに満足を與え、さらに自治の手段と適切な方法で業務を遂行するに必要な資金とを保障してやるためにできるだけのことをなしてきたと考える。私の考えではわれわれは規約全文をプラーグで採択されたと同様に受諾すべきだと思う。もしI・T・Sが、いやわれわれは世界労連に入りたくないと云つたら、私としてはそんなことをするとなお悪いと云うつもりだ。いままでわれわれがやつてきた以上のことはだれもできないと思う。しかるに現在われわれはT・U・Cが最近発行したパンフレットのなかにつぎのような言葉をみている―世界労連のなしてきた多くの譲歩には根本的な理解が欠けていた―。」

I・T・S指導者が世界労連と協力することを拒否した政治的な理由、ならびに政治上の差別政策は、英全國靴工組合書記長ジョージ・チェスターが佛皮革労働者同盟執行委員に対して送つた國際靴工、皮革労働者同盟再建会議の開催に関する書簡のうちにはつきりと表現されている。この一九四八年一一月一九日附の書簡中に次の言葉がある。

「わが同志たちはいかにこの会議を設けるかについて長い間考えてきた。組合自体が共産主義に追從するか、または幹部がはつきり共産党員であるような組合を招請しても目的を果すことはほとんどできないと考える。あなたもおわかりのこととおもうが、わたくしは次のように考える。すなわち、私がすでにのべたような懸念のある組合は世界労連に対する忠誠を維持するだろうし、コミンフォルムあるいは世界労連の規約に反するような活動をする國際的な労働運動には参加しないと決意しているであろう。それゆえ私は指示をうけて、この点について広く配布されている文書をあなたに提供すると共に、われわれがとろうとしている行動につき御忠告をいたします。しかし私がすでにのべた基準による國際的組織の再建に完全な御同意をなさらぬ限り、貴代表をこの会議におくられるよう招請はしないように指示されています。」

右に記した書簡よりはつきりしているものはないだろう。世界労連の規約に反対する原則にもとづいて業種別書記局を設立したいと考えるものだけが歓迎される。そして政治的差別政策を実行する決意あるもののみが参加を許されるのだ。世界労連が政治的問題ばかりに関係していると非難するような性格の組織にとつてはこのような言葉はどうみても変である。

I・T・S宛に送られた手紙のなかで世界労連書記局はつぎのように書いている。「世界労連の意図は國籍、人種、皮膚の色、政

治的思想的宗教的意見にかかわらず、当該業種のすべての労働者の協力のもとに業種別部門の設立を開始することにより、國際的労働組合の団結を固めるにある。」この提案はブルネマヌのI・T・Sの会議で三月一〇日拒否された。I・T・Sの決定は関係あるすべての組合に対し世界労連からの招請を拒否することをすすめることであつた。かくて世界労連との関係についてのI・T・Sの態度は、自分たちの政治的意見と同じでないようなものはすべて組織外におき、西欧およびスカンヂナビヤ諸國の少数労働組合のために存在する組織としての戰前のI・T・Sの地位を維持しようとするはげしい意欲によつてみちびかれていることは明かである。この協力拒否に直面した世界労連は業種別部門の編成にとりかかつた。

國際労働運動の評價の対立

両者の見解の相違は、國際労働運動における「經驗古い」組合と「新しい組織」との評價の差異にも表われた。脫退派の声明は國際的協力の長い經驗のある労働組合の内部では、初めから一種の不安が感ぜられた。

一例をあげると経済的におくれた諸國の一連の新組織は、組合員の数を万の單位で数えるのが普通だが、それが組合員数を百万の数字で公表しつつあつても照会する方法がないと云うことである。この紙の上の数字は長い經驗、立派にきずき上げた名声、組合員、傳統等をもつた諸組織の方の地位を沈下させる危險があつたとのべている。そして統一派の人たちは、かかるところにこそ彼らの認識不足があると次のように反駁した。

かれらは労働組合運動の発展、民族の独立のための闘争および全世界の労働組合勢力の分布上におこつた深刻な変化を理解しなかつた。第二次世界大戰後にはある國の労働組合中央部がその組合員の数と過去の業績によつて國際労働組合運動の運命を全般的に支配し指導した時代は終つた。多くの國において労働組合各機関は、第一次世界大戰終了後、主として第二次大戰の期間中に極めて高度な組織的水準にたつした。労働組合機関はあらゆる産業にわたる大衆的組織に轉じた。これらの組織には数十万の労働者が加わつている。各國における労働組合の現状をあやまつて評價した結果、T・U・Cの指導者たちは自分自身の考えをおしつけることができ、平等と、相互に許容しうる條件にたつて自分の同僚たちと友好的に協同するようつとめなくてもよいと考えつづけている。

脫退派の声明は最後に云う。

もはや世界労連は存在しない。最も古く最も經驗のある労働組合運動は外部に存在するであろう。

統一派は、全世界の労働者階級に次のアッピールをよせた。

執行局は世界労連が今後も存続することを言明する。現段階において労働者階級をよわめること、労働者階級の國際的および民族的統一をやぶろうとすること、これはまさに犯罪的行爲を意味し、その首謀者たちは勤労者と歴史によつて峻烈に裁かれるであろう。

全世界の労働者諸君、もしも諸君が新しい形態のファシズムが現われるのをみたくないならば、もしも諸君が新戰爭を欲しないならば、諸君の陣営を強化し、全世界の労働者階級の統一をかちとれ。

第四節　一九四九年の世界労連

第二回世界労働組合会議—ミラノ大会の開催

英、米、闘の代表

が脱退した執行局会議の次に行われた執行委員会は、前記三代表欠席のまま、英代表の世界労連の活動を一カ年停止する案を検討し、少数の反対のみでこれを否決した。執行委員会は、T・U・Cのデイーキン氏の欠席により、空席となつている議長に、イタリヤのヴイットリオ氏を選任した。日本とシャムの労働組合の加盟もこの執行委員会で決議された。又、業種別部門組織の確立もすすめられた。四月のパリーにおける世界平和擁護大会(第四編第一章を参照)には世界労連は中核となつて活躍し、メーデーにさいしては、平和を守る一大闘争の展開を全世界の労働者にアッピールした。そして四九年六月二九日から、七月一〇日までミラノに開かれた世界労連第二回大会こそ、結成当時に比して著しく資本攻勢のあらわとなつた複雑な事態の中で闘う世界労連の結集を示すものだつた。それは上述の脱退により世界労連はなくなつたとの宣傳に対して、事実を以て反駁したものであり、その後の世界的規模における労働者階級の反攻の基盤をなしたものであつた。

まず大会に参加した諸組織を一九四五年一〇月の結成大会当時との対比に於て一覧しよう。

次表をみると、一九四五年秋の結成大会の時に比して、組織団体の交替は大分みられるが、量的には組織組合員数は増加しており、質的にも英・米二大國の組合が脱退したことは大きな痛手であることは否めないにしても、この二大組織の代表のために世界労連の活動がむしろ阻止されていたと云う事実からみれば、質的にも強化されたと云うことができるのである。

一六六名の正代議員、三九名の副代議員、二七名のオブザーヴァーと正副各四名の業種別部門代表によつて大会はすすめられた。

主なる報告と報告者は次のようであつた。

1　世界労連活動一般報告

ルイ・サイヤン書記長

2　労働組合の國際的団結と平和および諸民族の民主的権利のために闘う世界労連の一般政策と活動についての報告

ソヴィエト代議員　クズネツオフ

3　米英労組の右翼幹部の分裂策動についての報告

イタリア代議員フェルナンド・サンテF・サンチは現情勢下での労働者階級の任務はつぎのようなものであるとのべた。

「世界労連の單一的民主的性格を熱心に保全すること。分裂が有害である点について、特に幹部が勤労者自身に知らせずに世界労連を脱退している労働組合の大衆に対して、説得活動を行うこと。組合の権利と自由の侵害に対して根氣よく闘うこと。団結ある行動が労働組合の統一の最良の学校である点を念頭において、分裂派の労働組合中央機関の組合員と団結する行動をとること」

4　労働者の経済的、社会的、利益擁護のための世界労連および各國労組の行動報告

フランス代議員　ブノア・フラション

フラションは現在における資本攻勢の本質的特徴をつぎのように分析した。

a　労働者の実質賃金は、資本主義國に於ては一ようにめだつて低下しており、物價は公表賃金よりずつと多く騰貴している。

b　大会社の利潤は、勤労大衆の生活水準が低下するにしたがつて著しく増加している。

c　國際独占資本の膨脹政策は、現在ほとんどの資本主義國の政治の上に圧力をかけ、これらの國々を戦争準備にかり立てている。

d　このような條件下に、軍事予算は著しい割合で増加しており、これらの國の勤労大衆の上に圧倒的な負担をおしつけてい

第195表　世界労連大会出席國組織状況（その1）

結成大会当時　1945年10月			ミラノ大会　1949年6月		
國名	組織名	組合員数	國名	組織名	組合員数
ソヴイエト	労働組合中央評議会	27,124,000	ソヴイエト	労働組合中央評議会	28,500,000
イギリス	労働組合会議	6,600,000			
アメリカ	産業別労働組合会議	6,000,000			
イタリヤ	労働総同盟	5,200,000	イタリヤ	労働総同盟	5,588,366
フランス	労働総同盟	5,100,000	フランス	労働総同盟	5,100,000
	キリスト教労働者同盟	750,000			
チエツコスロヴアキヤ	労働組合中央評議会	1,500,000	チエコスロヴアキヤ	労働組合中央評議会	3,000,000
ルーマニヤ	労働総同盟	1,267,000	ルーマニヤ	労働総同盟	1,716,279
スエーデン	労働組合同盟	1,087,000			
ポーランド	労働組合中央委員会	1,011,000	ポーランド	労働組合中央委員会	3,500,000
ハンガリヤ	労働組合協議会	888,000	ハンガリヤ	労働組合中央評議会	1,600,000
中國	労働協会	800,000	中國	中華全総工会	3,500,000
オーストラリヤ	労働組合協議会	625,000	オーストラリヤ	労働組合協議会	625,000
キューバ	労働者同盟	558,000	キューバ	労働者同盟	500,000
ユーゴスラヴイヤ	合同労働者組合	622,000	ユーゴスラヴイヤ	労働者従業員統一労働組合	1,500,000
ウルグアイ	労働者総連合	540,000	ウルグアイ	労働者総連合（Observer 5人出席）	40,000
ベルギー	労働連盟	500,000			
デンマーク	労働者総同盟	500,000			
ナイジエリア	労働組合会議	500,000			
インド	労働組合会議	456,000	インド	全インド労働組合会議	600,000
	労働者連合	408,000			
ノルウエー	労働組合連盟	400,000			
オーストリア	労働組合連盟	350,000	オーストリヤ	労働組合協議会	625,000
カナダ	労働会議	300,000	カナダ	合同電氣ラジオ機械労働者組合（大会にObserver をおくる）	25,000
フインランド	労働組合連盟	260,000	フインランド	労働組合同盟	260,000
ハイチ	労働組合連盟	250,000			
	プロテスタント労働組合協会	10,000			

第195表　世界労連大会出席國組織状況（その2）

結成大会当時　1945年10月			ミラノ大会　1949年6月		
國名	組織名	組合員数	國名	組織名	組合員数
コロンビヤ	労働者同盟	200,000	コロンビヤ	労働者同盟	200,000
オランダ	連合労働組合運動	170,000	オランダ	統一中央労働組合	170,000
ニュージーランド	労働連盟	168,000	ニュージーランド	港湾労働者同盟（大会にObserverを送る）	6,000
ブラジル	連合労働組合運動	150,000	ブラジル	労働者同盟	150,000
パレスチナ	ユダヤ人労働連盟	150,000	イスラエル	ユダヤ人労働連盟	250,000
	パレスチナ労働連盟	5,000		アラビヤ人労働者会議	20,000
アイルランド	労働組合会議	145,000			
スペイン	バスク労働者結盟団	100,000	スペイン	労働者総連合（在パリー）	31,250
	労働者総連合	31,000			
	在佛スペイン労働者総連合	20,000			
	在メキシコ，スペイン労働者総連合	12,000			
エジプト	労働組合会議	78,000			
	工商組合会議	60,000			
南アフリカ連邦	職人，労働者協議会	70,000	南アフリカ連邦	非ヨーロツパ人労組同盟	119,000
				労働評議会（大会にObserverを送る）	140,000
グアテマラ	労働者同盟	50,000	グアテマラ	労働者同盟	50,000
プエルトリコ	労働者総同盟	30,000			
レバノン	労働者従業者労働組合連盟	25,600	レバノン	労働者従業員労働組合連盟	25,570
パナマ	労働組合連盟	25,000	パナマ	労働組合連盟	25,000
ルクセンブルグ	中央労働同盟	22,500	ルクセンブルグ	自由労働者同盟	10,000
	自由労働組合連盟	10,000			
アイスランド	労働組合連盟	22,000			
セイロン	労働組合連盟	20,200	セイロン	労働組合連盟	20,230
アルバニヤ	労働組合連盟	20,000	アルバニヤ	労働組合総連合	64,000
シリア	労働者会議	17,600	シリヤ	労働者会議	17.250
サイプラス	労働組合委員会	13,200			

第195表　世界労連大会出席國組織状況（その3）

結成大会当時　1945年10月			ミラノ大会　1949年6月		
國　名	組織名	組合員数	國　名	組織名	組合員数
ジヤマイカ	労働組合会議	10,000			
シエラ・レオーネ	労働組合会議	10,000			
トリニダツト	労働組合協議会	10,000			
イギリス領ギアナ	労働組合協議会	6,200			
ガンビア	労働連盟	5,000			
ゴールド・マスト	鉄道アフリカ人従業員組合	3,000			
北ローデシヤ	鉱山労働者連合	3,000	北ローデシヤ	坑夫同盟	3,000
			ドイツ	自由ドイツ労組同盟	5,049,000
			ビルマ	労働組合会議	20,000
			ボリビヤ	労働組合同盟	45,000
			ブルガリヤ	労働者職業別総同盟	750,000
			チリー	労働者総同盟	200,000
			キプロス	労働組合連盟	13,200
			北鮮	職業総同盟	467,000
			南鮮	労組合同評議会	252,000
			コスタリカ	労働組合会議	50,000
			ギリシヤ	労働総同盟	?
			日本	全労連	4,000,000
			メキシコ	労働者，農民総同盟	500,000
			蒙古	労働組合中央評議会	28,000
			フイリツピン	労働組合会議	100.000
			トリエスト	統一労働組合	80,000
			チユニジア	労組連合	33,000
				労働者総連合	56,730
			ヴエネズエラ	合同石油労働者連合	25,000
				アンゾアキ州労働者同盟（Observerを大会に送る）	35,000
合　計	65	66,000,000	合　計	47	70,000,000

〔備考〕 1. Observerを送つた組織は〔 〕でかこみ，総計には含まず。
2. 以上の他にインドネシヤ，イラン，マレーの各中央組織が加盟している。

る。

e　これらのあらゆる國においては、社会的業務や大衆の生活水準改善に役立つような建設は、武器製造会社を富ます戦争のための浪費の犠牲になつている。

f　戦争によつて破壊された家庭の再建はなおさら犠牲にされている。住宅、学校、療養所、休息所建設のために、何ら眞劍な計画がたてられてもおらず、考えられてもいない。

g　大部分の資本主義國では眞の社会保険は存在していない。労働階級が社会保険の制定をみとめさせた國においては、それが不完全なものであつても、政府に支持された反動勢力は現在これに対してはげしい攻撃を集中している。

h　ほとんどすべての資本主義國にまんえんし、進行している失業はそこの正式統計ではその増加、深度のすがたを不完全にしか示していない。

i　職を奪われた労働者に対して、その窮乏を保証する点の失業保険はどこにも存在しない。

j　はでで、デマにみちたあらゆる声明にも拘らず、すべて資本主義國では大なり小なり民族の差別扱いがひきつづき行われている。

k　移民労働者（とりわけフランスで）はいためつけられ、団結権と、ストライキ権を奪われ、虐待され、遂に政府は、かれらを労働運動妨害に利用しようとしている。

l　同一労働同一賃金の原則はいかなる所においても適用されていない。

m　マーシャルプラン実施の結果は、それを受入れた國々において徹底的に不幸であることが実証された。

5　人民民主々義國における労働組合の活動についての報告

ポーランド代議員　ア・ザヴアドスキー

6　帝國主義者による植民地労働運動の弾圧についての報告

セイロン代議員　S・A・ウイケレマシン

ウイケレマシンは、帝國主義者が、後進地帯の大衆のめざめを妨害するために、第一に残忍な非道な武力の行使による解放運動の直接の弾圧と第二に買弁的ブルジョアジーを通じての経済的支配の維持の二つの抑圧方法をとつていると強調した。

7　國際業種別部門の結成についての報告

イタリヤ代議員　デイ・ヴイットリオ

ヴイットリオは、T・U・C代表による、旧國際職能別書記局の世界労連への編入にからむ反労働者的たくらみを詳細に報告したのち、次のようにその報告をむすんだ。

われわれがこの大会からすべての業種別部門にたいして出すスローガンは次のようなものである。「団結せよ、そして諸君の業種別部門のあらゆる労働者と常に団結するよう努力せよ」どんな國の業種別組織であろうと諸君に協力を申し込んだときには決して、それが諸君の部門に参加しているか否かを、あるいは、世界労連へ加盟しているかどうかさえも問うてはならない。また同様にその指導者たちがどのような傾向であるかを問うてはならない。これを援助せよ。闘争において常に労働者を援助し、いかなる差別をもすることなく、かれらと提携せよ！　労働者階級の中には、世界労連およびこの業種別部門に対する敵はいない！　と

8　アジアの労働運動についての報告

中國代議員　劉　寧一

9　オーストラリアにおける労働運動の報告

E・ソントン

10　アフリカにおける労働運動の報告

11　ラテン・アメリカにおける労働運動の報告　フランス代議員　アラン・ル・リープ
12　移民労働者の問題についての報告　メキシコ代議員　ロンバルド・トレダーノ
13　植民地及び従属諸國における労働組合運動の成長についての報告　イタリヤ代議員　レナード・ヴィトッシー
14　ヴエトナムにおける労働者階級の解放闘争　ヴェトナム代議員　リュ・デュク・ポオ

採択された決議は次のものであつた。

1　一般活動報告にたいする決議
2　勤労大衆の利益擁護に対する決議
3　業種別部門についての決議
4　アジア、オーストラリア、アフリカ、ラテン・アメリカ諸國における労働組合活動報告にかんする決議
5　労働移民の問題にかんする決議
6　ギリシヤのファシスト王党派のテロについての決議

ローマ大会の大会宣言は次のように要約される。

労働者の死活の利益擁護のための活動をつうじて、世界労連は世界労連こそ労働者の利益のもつとも確実な擁護者であることを証明した。

平和と國際的安全の立場から、世界労連はスペインと、ギリシヤのファシスト政体に断乎反対し、ドイツと日本をすみやかにかつ眞に非軍事化、民主化するために努力している。これこそ平和と諸民族の安全にとつて欠くことのできない前提條件に他ならない。

ソヴィエト代議員　A・ベイセノフ

いわゆるマーシャルプランとは工場の閉鎖であり、広汎な大衆の失業と、困窮零落の増大である。西ヨーロッパ諸國は独立を失い、國家の自主権を乱暴にもじゆうりんされた。マーシャルプランはまたアメリカ労働者の新たな苦難と困窮である。北大西洋條約とは、侵略勢力による新世界戦争の準備協定であり、ソヴィエトと人民民主々義諸國に対する陰謀である。

新戦争を準備しつつ帝國主義者たちは労働運動を弾圧しようとしている。

人民大衆の利益に反した態度を守りつづけていたT・U・C、C・I・Oの代表者は、同時に世界労連の活動をまひさせようとした。

あらゆる肉体労働者および頭脳労働者諸君！　世界的な平和擁護活動綱領をつくり、広汎に平和擁護活動を展開せよ。

情況の許すかぎり、各経営および職場に平和擁護委員会を結成し、その隊列に全労働者を結集せよ！

大会は七月八日、世界労連の総評議会を選挙し、新選出の総評議会はただちに第一回会議を開いて、ルイ・サイヤン書記長を再選した。ついで次の世界労連の新執行委員が選出された。

國名	正執行委員
ソヴィエト	V・V・クズネツオフ
〃	L・N・ソロヴイエフ

國名	副執行委員
ソヴィエト	V・I・ベルサン
〃	L・A・アラデルヴイエフ

書記長　ルイ・サイヤン
書記長補　S・ロトウスキー
〃　B・ゲーベルト
〃　一名未定

ソヴイエト	K・S・クズネツオーヴア	ソヴイエト	K・V・オルニナ
フランス	B・フラションB	フランス	G・モンムツソオー
〃	A・L・リープG・デイ・ヴイットリオ	〃	J・フオルグ
イタリヤ	V・ロンバルド・トレダーノ	イタリヤ	F・サンチ
メキシコ	L・ペーナ	チリー	B・アライヤ
キューバ	マアゾーナ	グアテマラ	V・M・ギユテイエル
ブラジル		ウルグアイ	E・ロドリゲ
中國	劉少奇	中國	劉寧一
インド	S・A・ダンゲ	セイロン	S・A・ウイケレマシン
チユニス	A・サダヴイ	チユニス	フアラア・ハシエド
西アフリカ	デイアオロ・アブドウレイ	トランスヴアールクセンブルグ	デモン・ブツクル
オランダ	B・ブロク・ズイール		クランジヤン
日本	金子健太	朝鮮	ゾイ・ゲンデクス
ドイツ	H・ウアルンケ	オーストリア	未定
チエコ	AF・ズプカ	ハンガリア	PA・アプロ
ポーランド	A・ザヴアドウスキー	アルバニア	P・ペエリステリイ
ルーマニヤ	G・アポストル	ブルガリヤ	R・ダシアノフ
ユーゴ	O・サラジ	ギリシヤ	未定
イスラエル	M・ヤルブルム	イスラエル	F・ベンドリ
レバノン	M・エル・アリス	イラン	レザ・ルスタ

◇アメリカ及びカナダ地区の正副各三名、イギリスの正副各二名、太洋州の正副各一名、スカンジナビヤの正副各一名の執行委員未定

◇業種別部門——トルントン（オーストラリヤ）他二名未定

七月九日の第一回執行委員会は次のように新執行局を選出した。

会　長　G・デイ・ヴィットリオ（イタリヤ）
書記長　ルイ・サイヤン　（フランス）
副会長　一一席中、二席がアメリカ及びイギリスの組織のために保留されている。

大会後の活動　この大会によつて、世界労連は、いぜんその強力な組織を有し、その行動力は益々発揮されようとしていることが示された。その具体的成果は、特に次の二つの事によつて四九年中に示された。即ち、その第一は、業種別部門の活動開始であり、その第二は、アジア、太洋洲労働組合大会の開催であつた。前者は、労働者階級の世界的統一を、業種別組織で基礎固めしつつある点で、今後の國際労働運動にとつて極めて注目すべき方向であり、後者は革命情勢が、民族解放戰と一体となつて、帝國主義國を大きく震撼している。アジア、太洋洲地域へ焦点をおいた、労働者階級の動きとして、これまた、大きな意義を有している。

業種別の組織の結成　一九四九年末現在、結成を終り、また結成会議を間近かにしている業種別國際同盟はつぎのとおりである。この同盟への参加資格は、大会報告でもみられたように、世界労連加入の組合だけでなく、未加入労組の單独参加が自由にできることになつているので、アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリヤの組合の参加も行われている。結成は、反動勢力と、分裂主義の多くの妨害工作に直面していると報告されており、それとの闘争の過程での組織伸張が行われている。四九年末、結成状況は次のとおり。

1　金属、機械産業

結成大会に正式代表が参加したのはドイツ、オーストラリヤ、イタリア、オランダ、アルバニア、フランススペイン、チエコ、ポーランド、ルーマニヤ、ヴエネズエラ、ユーゴ、トリエ

スト、インド、ソヴィエト、ハンガリヤなど一七ケ國、六二名、オブザーヴァーには、ベルギー、イギリス、カナダ、フィンランドから参加した。中國、日本、ブルガリア、南北鮮からはメッセージが送られた。

組織人員は約一、〇〇〇万人
本部はパリー
事務局長　A・ジュールダン（フランス）
委員長　O・ロヴユダ（イタリヤ）

2　繊維、皮革産業

運営委員に、フランス、ソヴィエト、オランダ、ルーマニヤ、アフリカ、ドイツ、ラテン、アメリカ、中國、インドの代表があたつている。

組織人員　三一八万人
本部　ワルソウ
事務局長　A・ブールスキー（ポーランド繊維労働組合連盟会長）
委員長　T・ノース（イタリヤ繊維労働者全國同盟書記長）

3　皮革、靴、皮革別産業

一六カ國から三五名の代表と、他に一五名のオブザーヴァーが出席してゴッドワルドで結成大会が開かれた。

組織人員　六九万
本　部　プラーグ（チェコ）

組織準備委員にアメリカ・C・I・Oの國際皮革労組財政部長P・ルツクチや、同副会長A・フアイグラスがみられる。

4　海員、港湾産業

一九カ國、二八組合の代表が参加して、七月一五日結成大会が開かれた。

組織人員　七〇万
本　部　マルセーユ
会　長　ハリー・ブリッジス（C・I・O國際沖仲仕倉庫人夫組合委員長）

5　建築、家具、木材産業

組織人員　四六九万
本　部　ヘルシンキ
会　長　M・ソモギー（ブルガリヤ建築労働者同盟会長）

6　石炭産業

組織人員　一四カ國、三二七万人
本　部　ブラッセル
会　長　A・マルテル（フランス炭礦労働者連盟委員）

運営委員は、ルクセンブルグ、イタリヤ、ポーランド、ソヴィエト、ユーゴ、アフリカ、インド、中國、ラテン、アメリカの各代表

7　郵便、電報、電話、ラヂオ放送産業

一〇月二七日ベルリンで結成

8　食料産業

一一月三日ソフィヤで結成大会

9　農林産業

一一月一五日ボロニヤで結成大会

10　運輸産業

一二月一〇日ブカレストで結成大会

11　石油産業

一九五〇年一月メキシコシテイで結成大会予定

12　教育

すでにI・T・Sの一部門として存立していた國際教員組合書記局を中心に、國際教員組織、アメリカ教員同盟を統合して、

パリーで結成大会を開いた。

組織人員　三〇〇万人

業種別部門の中で最有力なものの一つである。

この他、一九五〇年には

◇官公吏、商業、事務従業員労働組合國際同盟

◇新聞、印刷、石版、彫刻、製本労働組合國際同盟

◇美術、劇場、映画家、音楽家その他自由職業労働組合國際同盟の結成が予定されている。

アジア大洋洲会議　会議は一一月一六日から新生まもない中華人民共和國の首都北京で行われた。ルイ・サイヤン書記長はこの会議の任務をつぎのようにあげた。

一、アジアと大洋州の労働者の社会的、政治的、経済的條件と要求とを報告しあつて、それを討論し、しつかりした活動計画をたてる。

二、アジア、極東諸國との連絡を維持するために世界労連の常設連絡局を中國におく。

会議には次の代議員が出席した。

國名	代議員数
ビルマ	2
セイロン	1
中國	59
インドネシア	4
インド	1
イラン	1
マレイ	4
蒙古	7
朝鮮 北	13
朝鮮 南	6
ヴェトナム	5
フイリツピン	2
シヤム	4
ソヴイエト	5
計　13カ國	114

議事規定委員会発表による

アジア・大洋洲労組会議宣言

一、略

二、われわれは中國人民の勝利の偉大さを強調する、この勝利は中國労働階級が他の階級と民族統一戦線をつくり、とくに農民と同盟して革命を組織したおかげである。

三、中國、蒙古、北鮮の労働者はたちあがつて國家の主人公となり、物質的文化的生活をたかめている。

四、われわれは植民地、半植民地、従属國の労働者の狀態にとくに注目している。かれらは第二次大戦に世界の人民と共に参加し民族独立を約束されたのに帝國主義者達は約束をやぶつて経済的、政治的、軍事的圧迫をつよめ、かれらを奴隷化している。ヴェトナム、マライ、インドネシヤ、ビルマ、フィリピン、南朝鮮の人民は奴隷化に反対して武装闘争にたちあがり大小の解放地区をつくつた。とくにヴェトナム人民はすばらしい成功をかちえた。

五、帝國主義者はアジア民族の解放運動の発展をおそれて、軍隊をおくり、反動的政権を援助している。

六、一方アメリカのA・F・LとC・I・O、イギリスT・U・Cの反動的指導はアジアの労働運動の発展をさまたげ自由と独立のためのたたかいをおさえようとした。

七、われわれはアジアの労組と労働者に世界労連ミラノ大会がきめた「植民地、反植民地にかんする決議」の原則を遂行するようよびかける。

八、われわれはアジア数百万の労働者の名においてインド、日本イラン、南鮮その他の諸國における労組と民主団体にたいする迫害につよく抗議する。そして労組の自由と投獄者の即時釈放を要求する。さらにアジア各國の労働者が分裂策動とたたかつて統一をつよめ裏切者にだまされないよう要求する。また独立と自由のため苦闘している愛國者を援助するよう要求する。

九、労働者の生活の向上はまず第一に眞の民族独立なしにはえられない。諸君は民族解放のもつとも献身的なもつとも勇敢な闘士である。諸君は農民、インテリ、市民および民族資本家を結集し諸君の指導下に強力な民族統一戦線をつくるべきである。労農の同盟こそ勝利の基本條件の一つだ。諸君の闘爭が広汎な大衆の十分な支持を得たときにはじめて勝利できるだろう。

一〇、白色テロ下の都市では諸君はよく情勢を判断し弾力的な戦術をとつて利益をまもらなければならない。活発な労組員は反動派に指導される組織のなかにさえも現われるに違いない。諸君は大衆の日常闘爭を組織して特に奴隷労働の差別待遇に反対して大衆の利益をまもらなければいけない。かくして準備をととのえて有利な時期に立あがれば反動勢力に決定的打撃を與えるだろう。ある國ではたたかいはますます困難になるだろう。しかしこの宣言を活用するならば反動勢力が諸君にむけようとする攻撃はマトがなくなるだろう。そして敵はだんだんに弱化し諸君は最後の勝利をかちとる條件をつくりだすだろう。

一一、われわれは帝國主義者が反動的統一戦線をつくろうとしていることを警告する。そしてとくにアメリカ、イギリス、フランス、オランダの援助を與えるように要求する。これは國際的団結をまもる神聖な義務である。

一二、アジアの男女労働者は孤立していない。世界の労働者が支持している。世界労連は諸君の信頼すべき擁護者だ。われわれは諸君に世界労連の連絡局が設けられたことを満足をもつて報告する。

第五節　國際自由労連結成の動き

ジュネーブ準備会議　世界労連を脱退した各組合の間に、反共を旗印とする新世界労連を結成することはT・U・Cのあつせんにより、アメリカの二大労組、C・I・OとA・F・Lが四九年四月に至つて、一九三五年の分裂以來はじめて共同体制をとり、合同執行委員会で、二大労組は同一條件で新労連に加盟するが、代表数は両組合員数を基礎として決定することに意見の一致をみたのちに進展のみとおしがついた。T・U・Cはそこで六月二五、六日にジュネーブに結成準備会議を招集し、これに呼應してC・I・Oは五月一九日の執行委員会で正式に世界労連の脱退を決議し、ニュージーランド、ベルギー、デンマーク、オーストラリヤの組合も同様決議した。六月二五、六日の結成準備会に代表が参加した國は次の三六カ國である。

イギリス、オーストラリヤ、南阿、ニュージーランド、インド、中國、アメリカ、ギリシヤ、ノルウエー、デンマーク、オランダ、レバノン、インドネシア、タイ、ポルトガル、フランス、ベルギー、トリエスト、イタリヤ、イスラエル、イラン、西ドイツ、西ベルリン、オーストリア、スイス、スエーデン、ルクセンブルグ、パナマ、ウルグアイ、サンドミンゴ、キューバ、チリー、ブラジル、アルゼンチン、日本

同会議での中心議題は「將來の國際的労働組合組織の形態と性格」であつたが、反共世界労連の結成の推進力であるA・F・Lのジョージ・ミーニー氏は、A・F・Lの新世界労連に対する四つの原則を次の如くのべた。

(一)世界労働運動の分野に生じた現在の空白狀態を自由な労働組

合の組織的統一を以て満さねばならない。全体主義の脅威は、非共産主義労働組合運動の団結で押返さねばならない。

(二)新組織は大國の政治から完全に分離していなければならない。大小何れの労働組合中央団体の権利、特典も完全にこれを承認せねばならない。

(三)I・T・Sはこれをはじめから、新組織の準備および組織に引き入れ、それの独立した自治権をみとめ二つの國際団体間の建全な関係を維持、保証せねばならない。

(四)ヨーロッパ、アメリカに限定されることなく、アジア、南アメリカ、アフリカを含み眞の世界的規模の組織をつくらねばならない。

会議の狀況は、出席者　加藤閲男氏（國鉄労組委員長）によつて次のように報告されている。

「六月二五日、午前一一時四五分、われわれI・L・O代表団五名にとつては終世忘れることのできない感激の一瞬であつた。ソ連をはじめ、共産党勢力の懸命な妨害工作にもかかわらず、新世界労働組合連盟準備会がこの日たくましく発足したのである。自熱的論議をみたのは、新世界労連の形態と性格をどうするかとの議題で議長は特に二四名の代議員に発言を許し、会期の大半を費した。

一、米C・I・O書記長カーネー氏

今こそソ連で数百万の人々が奴隷的扱いをうけているのを黙過できない、C・I・Oはその経済力と実行力の全部を動員して参加する。

一、米A・F・L書記長ミネー氏

われわれは共産勢力に対抗しなければならぬ。われわれはソ連があらゆる手段をつくして東洋を赤化していることを忘れてはならぬ。

新労連の基礎は各國の自主性を第一に考え、全世界を含まねばならぬ。そして直ちに考えねばならぬことはソ連において共産主義に反対したため投獄されている同志を救うことである。

一、米U・M・A・リード氏

鉄のカーテン内のものを新世界労連に加入させてはならない。

一、英アーサー・デイーキン氏（元W・F・T・U会長）

W・F・T・Uが失敗したのは共産党の強引な戰法によるものである。われわれは眞の自由を民主々義が今の共産党にはないという確信をもつている。

このような論議が一日半つづいた。

（朝日新聞、一九四九年七月五日）

結成大会のための第一回準備委員会は、七月二五日、ロンドンで開かれ、國際自由労連の規約草案を採択し、各國の組合に送附した。

この草案には、新組織の目的が次の如くのべられている。

國際自由労働組合連盟（略称、國際自由労連）The International Confederation of Free Trade Unions (I.C.F.T.U) は世界の自由で民主的な労働組合に組織された労働者を団結させ、本憲章に定められた目的を促進することを目的として存在する。

國際自由労働組合連盟は、思想、言論、結社の自由は、労働者の生活や、労働者と公私の雇主との関係、並にその國家との関係に影響するところの現実の條件の中に具体化されねばならないと確信し、次のような個人の権利を宣言する。

一、平和の唯一の永続的基礎である社会正義

二、労働と職業選択

三、右の職業と労働者の身体に対する保障
四、各々の利益を相互に擁護する目的で以て、自由な交渉機関で且つ権限を組合員から與えられるところの労働組合を結成し、これに加入すること
五、政府を変更する立憲的手段
國際自由労働組合連盟は、自治と、それが考えられている処で、社会的な正義と保障に伴う、自由な労働をもととする処の世界の経済的福祉こそ、平和をきずく唯一の基礎であり、これらの権利を否認、又は制限することは、人間の尊厳を冒とくするものであり、平和への脅威であることを確認する。

又、民主々義の諸原則を熱烈に支持する組織体として、民主々義の方向を擁護し、直接、間接の全体主義的侵略と闘うであろう。

國際自由労働組合連盟はその目的が次の点にあることを宣言する。

(イ)自由にして、民主的な労働組合から成り、いかなる外部からの支配からも独立し、かつ全世界の働く人民の利益の増進と、労働の尊厳の昂揚と云う任務を誓約し、強力で有効な國際組織を設立する。

(ロ)労働組合組織の権利の世界的な承認と適用を要求する。

(ハ)労働組合組織の設立、維持および発展につき、特に経済的社会的に発達不十分な諸國において、援助を與える。

(ニ)あらゆる実行可能な手段で以て経済再建を援助し、且つ出来るだけ広い地域にわたつて相互経済援助の方策を展開することによつて、戰爭の破壊と余波に苦しむ諸國の人民の経済的社会的文化的利益を助成する。

(ホ)世界のあらゆる國の人民の完全雇用の確立、労働條件の改善並に生活水準の向上を援助する。

(ヘ)世界の、特に未開発の諸國および非自治領域の人民の経済的社会的並びに文化的進歩を促進するため、あらゆる國の資源開発を助成する。

(ト)繁栄の全般的水準を向上させるため、もつと広汎な経済單位と、もつと自由な商品交換との発達を助成するような方法において、諸國民間の経済的協力が増進されることを助言する。

(チ)自由な労働制度を擁護・維持・拡張し、凡ゆる処にある強制労働を排除する。

(リ)働く人民の社会的及び経済的條件に影響することのある一切の國際的機関において、自由な労働組合運動を代表し、且つ望ましい場合には何時でもそれらの機関の決定の実行を促進する。

(ヌ)一般に人民の利益を保護・増進し人権を保障する事に依つて「國際自由労働組合連盟」の目的を助成するような國際的組織とは、それが政府のものであろうと非政府的なものであろうとそれに関係なく、すべて、提携の関係を確立し拡張する。

(ル)世界的な集団保障制度の設立を支持する。但しそれが達成されるまでは、國際連合憲章と両立するような民主々義擁護に必要な地域的協定を支持する。

(ヲ)労働者の当面している國内及び國際的諸問題に関する知識と理解を増進させる目的を以て教育出版の事業に従事し、これを育成する。更に自由な労働組合主義の母体たる國際自由労働組合連盟にもつとも、広汎に労働者を団結させることによつて、福祉の一

般水準を高めることに貢献する。

前述の趣旨は、世界の國民が広く賛同している次の如き國際的宣言の根本原則と一致するものである。(イ)大西洋憲章（一九四一年）(ロ)國際労働機構（I・L・O）の趣旨及び目的の宣言（一九四四年）(ハ)國連大会において声明された人権宣言（一九四八年）

この規約前文を、前掲の世界労連のそれと嚴密に対比するとき、その間にこの二つの労連の相異があらわれているが、國際自由労働組合連盟は年末にロンドンで結成大会を開いた。

◇

ロンドン大会の正式資料がまにあわなかつたため、とりあえず、日本代表加藤閲男氏の出席報告を掲載する。

「今日（三〇日）私はI・T・F会長ベクー氏およびオールデンブレーク氏に招かれて三人で晝食を共にし種々懇談したが、その内容についてありのままに記録してみる。

私「われわれは國際自由労連の結成大会に多数の議案を携えてきたが、ある方面の注意もあつたし、大会の空氣も必ずしもわれわれに好意的でないので、講和條約との関係もあろうと思つて涙をのんで白紙に返すことにした。」

オ氏「その態度は賢明である。A・F・LとC・I・Oがどれくらい君たちのために骨を折つているか、ぼくらにはよく分る。」

私「國鉄の賃金値上げ問題についてすでに調停案が示され、私の出発後、仲裁々定がなされたものと思うが、I・T・Fの名において当局側に早急実施方を電報せられたい。」

オ氏「今日までのいきさつについて分明でないものがあるので、事情を調査しなければならぬ。なんら威力のない電報などで物事が解決するものではないし、I・T・Fとして応援するときまれば実力をもつて応援せねばならぬ。」

私「一切の書類を携行している。審査せられて、なにぶんの援助を願いたい。」

オ氏の言う通り、單なる激励電報はない。よし直ちに実を結ばぬともあると信じて、いささか安んずるものがあつた。

なおこの会見中、オ氏は私が日本代表であることを知つて、「例えばオーストラリアのオリンピック選手入國拒否のごときは、あまりもの偏見と思うがとたてば消えてなくなる、そう神経質になるなよとなぐさめてくれたが、白タビ首相の講和会議に対する失言問題は読んでいたと見えて、君のところにも不都合なのがいるよと豪放に笑つていた。

◇

会議はどの会議でも見られることであるが、まさに中だるみの恰好を呈し本会議では各國代表によつて言わずもがなの自國の宣傳が長々と続けられ、眞面目に聽いている人は少い。日本代表部だけはどんな小さな言葉でも聞きもらすまいと熱心に本会議につめかけているが、なかなか辛いものである。今日までに本当に傾聽に値する演説を行つたのは、やはり英米など実力派の人々であると思う。殊にA・F・Lグリーン会長の行つた演説はA・F・Lの世界労働政策を述べたものとして大いに影響力をもつものであろう。さすが温厚な議長も土曜日を終つてもなお演説通告者が一四名もあるのに業をにやし「諸君は同じことを國語をかえて長々とやつているとしか思えぬ、あとの人はやめたらどうか」という意味のことをいつていた。

アジア労働連盟　この國際自由労働組合連盟のアジアにおける組織として、アジア労働連盟がある。四九年五月八、九日インドで

その第一回準備委員会が開かれたが、インド、パキスタン、イラン、代表のみ参加したため、六月一九日よりジュネーヴで、I・L・O総会の開催を好機に、準備会を継続した。会議の結果「アジア労働組合連盟の設置が決議され、インド、パキスタン、中國、イラン、インドネシア代表の五人委員会による規約案に六月三〇日インド、中國、日本、フィリッピン、インドネシア、タイ、トルコ、イランの八カ國が調印した。この草案は一九五〇年一月、セイロンに於て開催を予定されているアジア自由労連の二つのラインが明確になろうとしている。結成大会に提出される。かくて、アジアに於ても、世界労連対國際

第六節　日本の労働運動と世界労働戦線

以上にみた世界労働戦線の動向につれて、一九四八年には日本の労働戦線の、世界労働戦線との結びつきにおける、二つの方向が表面化するに至つた。即ち、世界労連の統一が保持せられていた一九四七年以前においては、國内における労働戦線の戦線統一が難航をつづけたにも拘らず、日本の労働組合運動の、國際的な労働組合運動との提携の具体的方向は、世界労連への参加促進と云う形で、統一的に表明されていた。例えば、一九四六年のメーデーにも、一九四七年のメーデーにも、全日本の組織労働者の統一スローガンとして「世界労連への加盟促進」がかかげられていた。ところが、一九四八年メーデーの「提携」と変つてしまい、「統一スローガンは一世界の労働者階級との提携の促進」がかかげられていた。とこころが、一世界労連への明確な方向は統一的なものとしては失われた。これより先、一九四八年一月二三日の労働総同盟機関紙「労働」では、総同盟國際部長山田節男氏が、世界労連の分裂は、その政治的色彩と、國際情勢の変化からの時期の問題だけだ、と解説したが、同年五月、國際労働機構 International Labour Organization; I. L. O. への復帰問題をめぐつて、國際的な労働運動との提携に対する二つの方向は、ますます明かになつた。

即ち、一九四八年五月一四日、芦田内閣の閣議に於て、國務相西尾末廣氏より、國際連盟脱退以來途だえていたI・L・Oへの復帰が提案され、労資双方へ意見が徴された。

労働組合総同盟では、五月二二日附を以て「I・L・O設立の趣旨並にその経過にかんがみ、復帰することの意義をみとめ、実現を期待する」旨の回答書を労働省に提出したが、産別会議では

一、I・L・Oの総会の構成が労働者に明かに不利である。二、労働者の國際的結合を実現することが先決條件である。三、即ち世界労連への加入――それを通じて國際連合の経済社会理事会における意志貫徹が正しいかたちと考える。四、I・L・Oの機構を通じて世界労働戦線の分裂策動が利用される危険がある。五、この機関の戦前の役割も、明かに植民地再分割、搾取強化と云う國際資本の意志を一方的に助長し、労働者の利益に反して労資協調に資していたと考えられる。

との理由で現段階では拒否の解答を行つた。ついで六月には総同盟は、世界労連加盟促進委員会のおかれてあつた全労連を、それが共産党の政治的道具と化したと非難して脱退した。一方世界労連への日本の加入は具体化して行つた。四八年九月には、世界労連書記長ルイ・サイヤン氏から近く開催予定の世界労連第二回大会に日本代表の参加を要請する電報が到着した。全労連では、直ちに代表派遣運動をはじめ四八年一一月には、派遣代表基準として (1)直接大衆選挙を行い、この結果を主要な基礎として決定する。但し必ずし

もこれだけにたよらない　(2)選衡にあたつては産業別、所属別を十分考慮する　(3)戰線統一の立場からえらぶ　(4)立候補しなかつた者からも前三項の立場からえらびうる—との原則を定め、四八年一二月末までに立候補したもの及び推薦されたものに対し、直接大衆選挙を四九年一月初めから三カ月にわたつて全國で行つた。直接投票による各候補の得票数は、荒木正三郎（五三五、八四五）土橋一吉（一、〇四八、四八八）藤田藤太郎（六五、一七一）原口幸雄（七七、五五〇）菱信吉（三一九、六〇九）龜田東伍（三三八、五四二）菅道（七八〇、八九五）川口孝治（四一二、九四四）川添隆行（一〇一）高野正二（一三二、一五六）佐藤安政（五四六、二九四）鈴木市藏（四八二、九二五六）高山慶太郎（二〇九、七三九）占部秀男（一三一、一八七）渡辺三知夫（二七〇、五三二）吉田資治（一一五、四七七）加藤閲男（四〇七、六六八）重盛壽治（二八六、二九七）津々良渉（一四一、三六三）武藤武雄（一〇八、〇七〇）滝田実（二四、四三五）藤川義太郎（一〇、六八九）田井增五郎（四、七三九）と総計六、六〇四、五七二票に及んだ。

ところが総同盟では次の四つの理由をあげて現状では世界労連に代表を派遣することに反対し、I・L・Oへの代表派遣の場合と逆の関係を示した。理由の第一は、世界労連が特異な國際情勢のために、眞実の統一体ではなくなつていると云うこと、第二は、招請状が全労連への直接の手紙で占領下にある日本ではG・H・Qの機関を通じてでなければ事実上参加しえない、そして今日の事情ではそれは不可能だと云う事、第三、世界大会そのものが、急迫せる國際情勢を反映して、延期され、不確実なものとなつたこと、第四、日本における代表派遣運動が産別を主導とする全労連によつて企てられ、その文書は却つて、労働組合の間の分裂を促す結果となつている事などであつた。

この間、一月末の世界労連執行委員会は日本の労組の加入を正式にみとめたが、ミラノ大会への代表の渡航許可は遂におりなかつた。

一九四九年三月には、四月一九日からの招請狀が全労連と、産別にきた。産別では、議長、菅道氏を、全労連では、加藤國鉄委員長を代表として推薦し、渡航許可の申請をしたが、査証を拒否された。この拒否理由について、全労連は、四月一二日附で、G・H・QのR・M・レヴィ大佐から次の書簡をうけとつた。

「ソヴィエト労働組合大会に出席する三月二九日附の書簡を受領したことを確認する。現在の日本労働組合組織がまだ成長していない狀態にあり、從つて國際的な組織及び活動に参加することについて自らの態度を正当に判断し、決定する能力がないのにかんがみて、日本の労働運動の一部を代表するにすぎない日本人個人が、書簡にのべてあるような労働集会に出席することを許可することはS・C・A・Pの政策ではない。從つて申請を意にそうように考慮することはできない」と。この問題についての抗議声明書を発表している。

ソヴィエト対日理事会代表テレヴィヤンコ中將は総司令部の好意ある考慮を希望していたが、四月八日旅行許可は出されないと通知された。同時に総司令部は何らのちゆうちよもなく、四人の日本人代表が、四九年四月二〇日からピッツバーグで開かれるいわゆる國際労働機構（I・L・O）の会議に参加する許可を與えた。

日本の米占領軍当局は、これらの行動によつて日本の労働組合がソヴィエトの労働組合といかなる形にせよ接衝することを妨げまたソヴィエト労働組合の活動及びソヴィエトの一般的狀態を知ることから、日本労働組合をひきはなそうと懸命になり、露骨な、

横暴な行動に訴え、日本の労働組合の友交をA・F・Lとの間のものみに、云いかえれば、米占領当局のこのむ友交関係にのみ限定しようと試みている。このような米占領軍当局の政策は極東委員会の『諸外國の労働組合活動に関する情報を日本の労働組合指導者が援助することに関する』決定の精神及び條文に直接違反している。日本の労働組合は、あらゆる國々の労働組合の事業及び活動について、直接接触し、かつ、研究する権利をもつべきであり、かつもつているのである。」

このソヴィエト代表部の声明に示されたピッツバーグへの日本代表派遣とは、同地で開かれた、I・L・Oの炭鉱委員会へ、出席した炭労会長、武藤武雄氏一行のことである。

一方、A・F・Lでは、極東諸國の民主的労働組合運動を援助するため、四月二一日、東京に事務所を開き、元総司令部労働教育班長デヴェラル氏が事務所開設にあたる旨を正式に発表した。

これは世界的に行われているA・F・Lの反共労働組合運動支援の日本版として注目に値するが、一九四九年五月九日の日本経済新聞は、デヴェラル氏の談話を次のように報じた。

A・F・L委員会の文書は日本に広く配布されており日本の自由な労働組合から共産主義の勢力を除く上に重要な役割を果した。マッカーサー元帥の賢明かつ勝れた指導とその寛大な協力によつて委員会は日本の組合指導者たちと有効な連絡を維持することができたのである。これら日本の指導者たちは共産主義者の猛動に苦しんでいたが、自分の地盤を確保し、徐々に共産主義者を日本の自由な労働組合運動から駆逐している。ドイツと同様に日本でもソ連型労働組合員と日本共産党員はA・F・Lの活動を攻撃している。アジア中の赤色侵略者は華南を目指して進んでいる。インドシナ、ビルマその他の極東諸國では革命が続いている。世界のほとんどあらゆる國でコミンフォルムの白アリとスパイとは民主々義を破壊し人間の自由と礼儀を徹底的に絶滅しようと忙しく活動している。現在の問題が自由労働と奴隷労働との決戦であることは明かである。

A・F・Lの積極性は、一九四九年メーデーに際して総同盟へあてられた次のメッセージでもみられる。

親愛なる松岡氏および同志諸君。この輝かしいメーデーの日にあたつて、A・F・L八〇〇万の組織労働者は、日米労働者の提携と、人種的差別を超えた、東洋および西洋の労働者の団結の印として、日本労働組合総同盟ならびに会長松岡駒吉氏に心からなる御挨拶をいたします。

大正元年に友愛会が創立されて以来、アメリカ労働総同盟は、常に日本労働総同盟の発展に、深い関心をよせてきました。そして、われわれは、氣狂いじみた軍國主義者達が、日本労働総同盟を破壊したと聞いたときは、全く深い悲しみにうたれたのであります。幸いにして日本労働総同盟の組合員諸君が、今日、ふたたび自由を獲得されるに至つたことは眞によろこびに堪えません。われわれは、ここに日本労働組合総同盟に対する協力を誓い、貴同盟の賃金、労働時間、労働條件擁護のために労働協約を獲得する輝かしい闘争に、全幅の援助をおしまぬものであります。

われわれは、日本労働組合総同盟の組合員諸君が、民主々義と自由な社会をもたらすための戦士として、自由かつ、民主的労働者の陣営に参加されるようにお願いする次第です。

われわれは、ファシストおよび共産主義分子の独裁に対する貴同盟の果敢な闘争と、文化新日本の経済再建への闘争に援助をおしまぬとともに、さらに、太平洋戦争前における同じく、全世界労働者の國際的協調、世界平和ならびに政治的、経済的民主々

義実現のために、日本労働組合総同盟と一致協力を誓うものであります。

四九年六月から七月にかけてジュネーブで開かれた、I・L・O総会に、日本代表はオブザーヴァーの形で出席を招請されだが、この代表選出について、四九年五月三日の連絡会で全労連、産別は、代表派遣はよいが、機構への正式参加は拒否した。総同盟、炭労、全鉱連は、I・L・Oへの参加を全國機関において承認したものの、代表派遣団体の資格ありと主張した。結局この主張がとおつて國鉄の加藤閧男委員長が代表として出発した。

尚、同総会への日本出席代表の他のメンバーは、総司令部、ヘプラー労働課長、通産省顧問、松田太郎氏、江口美登留労働次官、加藤正人、大和紡績会社々長の四名であつた。

このI・L・O総会にひきつずいてジュネーブで行われた「國際自由労連」結成準備会、及び「アジア労働連盟会議」にI・L・Oへの日本労働者代表加藤閧男氏は、日本労組代表の資格で出席し、日本労組の加盟に努力した。

一方、世界労連ミラノ大会に代表を渡航させられなかつた世界労連統一支持の日本労働者は、七月一日から、ミラノ大会に呼應して、全國労働者大会を開き、國内の闘争と、世界労連の闘争をいかに結びつけるかなどを討議した。

席上渡辺常任幹事は具体的提案として「われわれは現在、ツンボ座敷に入れられ、その上盲にされている、しかし全労連ニュースによせよ、連合通信にせよ、必要な最小限のものは発表されているので、まずこれを中央、地方を通じて徹底的に宣傳していただきたいである。第二にただ知るだけでは眞の國際的團結は生れない。われわれの闘争を國際的視野から抱えこれを常に海外に宣傳し訴えること、これが絶対に必要である。東京には米英ソ中國の代表も、海外の通信社もある。第三にはA・F・L、I・L・Oなどの國際的分裂主義者が東京の眞中で物心両面から民同を援助していること、これは警官以上に恐しい敵であるから闘争の中で粉砕していただきたい」とのべた。

四九年秋の大会シーズンでは、かくて世界労連か、自由世界労連かの二つのラインが、日本の労働組合闘争の重要な環として激しく闘われることになる。総同盟機関紙「労働」は九月九日附の主張で「國際自由労連が日本の労働運動にどのような影響を與えるであろうか」と次のようにのべた。

第一に日本の労働組合が欧米先進國をはじめ、世界各國の労働組合と現実に提携の機会をうることだ。もちろんこれは占領軍当局の理解と援助にまつべきものではあるが、幸に正式参加が実現するとなれば、これによつて直接間接に世界の労働事情と組合運動について理解を深め、多くを学びとることが出来よう。

第二には敗戦日本の経済を再建し民主化を促進するための、國際的協力をうることである。わが國の労働組合の動きが、いかに大きく世界各國の注意するところであるかは、現在でも見られる通りだが、これが國際自由労連を通じて、わが國労働組合の、健全性と、誠実さが認められることになれば、その結果は日本再建に必ず好影響をもたらすことは疑いないところだ。さらに第三は、日本の労働組合がこれによつて、民主化と戦線統一とを促進する機会を與えられるという点だ。自由世界労連への参加は当然「自由にして民主的な労働組合」であり、共産党その他「外部的支配から独立」した組合であることを條件とする。いまわが國の労働組合には、漸く民主化勢力が力を得て、左翼的、破壊的組合と民主的、建設的組合とは大別される傾向が顯著となつている。國際自由労連への加入問題は、いよいよこれに拍車をかけるのみでな

くこの新たな共通問題を中心に全労会議、中立、無所属その他広汎な労働組合の間に、戦線統一の氣運が急速につくり出されることとなろう。

九月一〇日には「自由世界労働組合連盟加盟準備促進会」が結成された。この会には、國鉄、総同盟、全國土建一般、全國化学、全專賣、日鉄、日教組、炭労、全鉱連、海員組合、新産別、放送、全日労、炭労、都労連、帝國石油、都教連、キリンビール、電産、全國蚕糸から四七名が個人の資格で参加し、運動の推進目標として、

(イ) 会員は、自己の所属する組合機関が、一〇月下旬までに國際自由労連への加盟を決定するよう努力する (ロ) 國際自由労連と直結的労組の統一戦線が必然化してくるが、この方向に、有利な條件を與えたが、あくまでこうとする全労連、その他の組合は、アジア大洋洲会議への出席が再び渡航同会議に呼應する労働者大会を一一月一一月一六日より、世界労連党機関紙「アカハタ」一一月二五日号日本大会によせる」と題して、次のよ

(一)

中華人民共和國の新首都ペイピン大洋州労働組合会議が開かれているアジア、大洋州の労働者の代表はいかに平和を守り、民族の解放と独を守り、向上させるか、そしてすでエトナム等における人民の勝利をいインド、インドネシア等々の解放闘イピンでいま真剣に討議している。

とくにこの会議では、参加を阻止された日本の労組代表と日本

の労働事情および日本の民主化と講和の問題について討議された。

（二）

ペイピン会議に参加した日本の労組代表によつて来る二七日、東京でアジア労働者日本大会がひらかれる。ペイピンと東京とははなれているけれどもアジア労働者の國際的団結の精神はひとつであり、これは何ものの妨害によつても砕かれるものではない。

アジアにおける人民解放とその勝利のため、日本労働者階級に課せられた任務は、何よりも自國において、東洋における帝國主義反動の支柱、反ソ反共反人民の吉田民自党政府によつて強化されつつあるファシズムとその戦争兆発に対してだんことして、ゆるぎのない闘争を遂行することである。

独占資本の冷酷な搾取と収奪と野蛮なファシズムに対し、人民大衆の憤満は、いま、労働者大衆の越冬闘争を中心に、ほうはいとしてわき上つている。

単独講和—軍事基地化—植民地化の危機はせまつている。平和への人民の要求は高まりつつある。また労働戦線の分裂破壊者、右翼社会民主主義者、民同に対する労働者大衆の不満と反抗も強く現われはじめた。

統一へ！　労働者大衆は今どん底の闘争の中で己れの力を自覚し、あらゆる妨害をのりこえて統一に進みつつある。

（三）

これと時を同じうして、二八日、ロンドンで自由世界労連の結成会議が開かれる。そして、渡航を許された五名の「日本代表」が、羽田から飛行機で送り出された。彼らはいずれも名だたる「悪質民同」「悪質幹部」である。彼らが最も非民主的な方法で組合を分裂せしめるか、ムリヤリに大会の投票をかきあつめて、自由世界労連を支持させ、自分をロンドン行の代表に選出させたものであることはかくれもないことだ。

この「日本代表」がロンドン会議にもちこむ提案なるものをみれば、日本における自由世界労連支持者、従つてロンドンの自由世界労連が何ものであるかは明白である。すなわち「日本の文化予算が少ないのでこれを増額せしめ、外國からの寄附をあおぐこと」「日本の輸出物資がソシャル・ダンピングの誤解を世界的にまねいているのでこれをとくこと」あるいは「自由世界労連のバッジの作成、それを日本に注文されたきこと」等々（毎日新聞所報）。

われわれは日華戦争当時、米國の対日感情緩和のため、軍閥と協力して、当時の社会大衆党、総同盟の幹部が「國民外交」と称して、鈴木文治、阿部茂夫等をアメリカに派遣したことを回想せざるを得ない。自由世界労連の道がどこに通じているか明白である。

第七章　主要な労働組合の現状

全國労働組合会議準備会（全労会議）

◇結成　一九四九年二月一二日

◇所在地　東京都港区芝三田四國町二の六

◇組織（加盟組合）

日本労働組合総同盟

國鉄労働組合

全國産業別労働組合連合（新産別）

◇役員

代表常任委員　星加要（國鉄）　高野実（総同盟）　落合英一（新産別）

常任委員

（國鉄）　星加要　菊川孝夫

（総同盟）　高野実　島上善五郎　原虎一

（新産別）　落合英一　喜田康二

委員

（國鉄）　片岡文重　藤井專藏　法月乙秋　野口信十郎　柴谷要

（総同盟）　斎藤勇　天池清次　北川義行　古賀專　上條愛一

間宮重一郎　浜博　市川誠　荻原正　小沼良太郎　大迫栄治

岡本丑太郎　田中治英

（新産別）　筒井時雄　坂本登　斎藤欣也　宇野弘　宝樹文彦

金山敏

政治委員

（國鉄）　菊川孝夫　沢田廣

（総同盟）　高野実　上條愛一

（新産別）　細谷松太　落合英一

◇全國労働組合会議準備会規約

第一條　本会は全國労働組合会議とよび本部を東京都内に置く。

第二條　本会は全労働戦線の民主統一を実現するため全國労働組合会議の成立を目的とする。これがため参加団体の緊密な連繫を保ち共通問題に対する共同闘争をはかる。

第三條　本会は綱領規約に賛同する全國的労働組合及び全國的労働組織の民主化組織を以て構成する。

第四條　本会に左の機関を置く。

一、全國準備委員会

二、常任準備委員会

第五條　全國準備委員会は本会の決議機関であつて必要に応じてこれを召集する。全國準備委員会は構成員の三分の二以上出席しなければ成立しない。

全國準備委員会の議決は出席委員の賛成によつてこれを定める。参加団体はその機関を通じ責任を以て決議事項を実施する。

第六條　常任準備委員会は本会の執行機関であつて必要に応じ代表常任準備委員がこれを召集する。議決の方法は前條を準用する。常任準備委員は全國準備委員の互選によつて決める。代表常任準備委員は本会を代表する。その選出は常任準備委員会で決定する。常任準備委員及び代表常任準備委員の数は別にこれを定める。

第七條　参加団体はその機関の決定によつて自主的に全國準備委員を決定し或は交替することができる。

第八條　常任準備委員会のもとに書記局を置き業務を処理させる。

書記局員は常任準備委員会がこれを任免する。

第九條　本会に参加しようとする団体はその機関の議を経て常任準備委員会に申込まなければならない。参加の可否は全國準備委員会において決定する。本会を脱退しようとする団体は機関の議を経て常任準備委員会に通告しなければならない。

第一〇條　本会の経費は参加団体の負担金寄附金その他でまかなう。負担金の額は別にこれを定め、寄附金その他については全國準備委員会の承認を経なければならない。

第一一條　本会の会計事務を掌るため全國準備委員会において会計一名並びに会計監査若干名を選任する。

第一二條　この規約は全國準備委員会の議決によつて変更することができる。

第一三條　この規約は昭和二四年二月一二日より実施する。

◇綱領

一、われわれは全労働戦線の民主的統一のために闘う。いま日本の労働戦線は資本攻勢と極左分裂主義により動揺と混乱をくりかえしている。われわれはあらゆる組合に起ち上りつつある組合民主化闘争の基盤に立つて労働戦線の再編と民主的統一のために闘う。

一、われわれは総力をあげて資本攻撃を撃破する。資本家階級は國際情勢の変轉に便乗し経済九原則の実施にともなつて、大規模な反動攻勢を開始してきた。われわれは低賃金政策と労働者権利をふみにじる資本的経済再建に対し労働者階級を基礎とする全國民的生産復興闘争を展開しこれを粉砕する。

一、われわれは生産復興を基調とする生活権確立のため建設的に闘う。労働者の生活安定と経済の民主的再建は不可分である。われわれの生産復興闘争は団結権、団体交渉権、罷業権を裏付けとして生産増強、経済の復興を自主的に闘いこの過程に生活の向上と権利の伸張をはかりつつ労働者階級の力と地位を前進せしめるものである。

一、われわれは組合民主主義の徹底のため闘う。われわれは組合民主主義確立のために組合員自からの組合へと立ち上る大衆自身の運動を推進する。われわれは労働組合を資本家の経営や政府の政策から独立せしめ一切の御用化反動化政策と闘うと共に民主化闘争当面の焦点を政党フラクションによる暗黒支配ボスの地盤主義、官僚主義の排除におきこれと徹底的に闘争する。

一、われわれは、日本経済の再建と民主主義革命徹底のために闘う。われわれは日本経済再建のために労働者階級としての実力と創意とを発揮し広汎な勤労大衆の支持をあつめて民主主義革命の主導力たる強大な政治勢力を実現するために闘う。

一、われわれは民主的労働組合の國際的提携促進のために闘う。

◇結成大会宣言

本日ここに三〇〇万の組織労働者が団結し、全國労働組合会議準備会を結成した。全日本の労働者大衆がもとめてやまなかつた民主的統一戦線の基礎はうちたてられた。ときあたかも吉田保守政権の確立とともに資本家階級はその全勢力を結集しあらゆる狡かつな手段をろうして反動攻勢を開始しようとしている。経済九原則に名をかりて今にも大規模な資本攻勢が労働者階級の一方的犠牲を強要し、賃金釘付け、労働法規の改悪、行政整理、企業整備の強行となつてあらわれようとしている。一九四九年という年こそわれわれがこの反動攻勢に屈して生活の破綻をまねくか、それとも労働者階級の主導の下に経済を復興するか、まさに決戦の年である。

われわれはいまこそ強大なる共同闘争を組織しおそいかかる反動攻勢を粉砕すると共に、資本の搾取と圧制を排し大衆の生活安定の上に民主日本の基盤をなすゆたかな自主的経済の再建に邁進しなければならない。具体的な労働者案をひつさげて生産闘争と生活権防衛のために断乎起ち上らなければならない。

かくてわれわれは、全労会議の旗の下に労働戦線の混迷を打破つて全労働者の民主的結集をはかり眞に闘える態勢を確立したのである。

これはまた過去三カ年にわたる極左分裂主義者との苛烈な闘

争—即ち労働組合を政党の動員部隊となし、独裁的暗黒支配によつて大衆の民主的成長を妨げて来た共産党フラクションとの苛烈な闘争の成果でもあつた。われわれは彼らがわが國労働者階級の基盤に立つことを忘れ、ソ連世界政策の手先となつて反米闘争に狂奔する限り、日本経済復興の妨害攪乱を陰謀し大衆の現実利益を蹂躙してかえりみざるかぎり、今後も断乎たる態度をもつて闘いつづけることをここに宣明する。

われわれは、以上の基本的方針を堅持し、民族経済復興のため、國際経済への自主的参加のために、國内の平和体制確立のために階級的情熱のすべてを捧げて前進せんとするものである。

われわれはこの基礎の上に講和会議の促進をはかり、われわれの望んでやまぬ民族独立への道を、祖國復興への道を、一切の障害を粉砕して勇往邁進せんとするものである。

右宣言す

一九四九年二月一二日

全國労働組合会議準備会結成大会

◇四八年二月産別民同の発足後産別民同、総同盟、國鉄民同、日放労等、民同系組合の有志代表によつて「労働組合民主化運動懇談会」（四八、二、二四）がもたれ、全官公の夏季攻勢が政令二〇一号によつて挫折するや、民同系労組は「全國労働組合代表者会議」をひらき、さらにこれは「全國労働組合会議準備会」をひらいて「民主的労働戦線の統一」を計り、翌年二月にはこの「全國労働組合会議準備会結成大会」（四九、二、一二）が行われたのである。しかし当初参加していた日労会議、炭労、日放労等は結成大会には、正式代表を送らず、ついに　総同盟、國鉄民同、産別民同のみをもつて大会を決行した。後に國鉄民同は國鉄労組として、（四九年一〇月塩原大会に於て決定）、産別民同は全國産業別労組連合（新産別）（四九年一二月結成大会に於て決定）として加入するに至つている。

（補註）

日本労働組合総評議会が、一九五〇年三月一一日準備会を結成（結成大会は七月）全労会議系各組合及び中立組合が、之に参加吸収されるに至つた。

日本労働組合総同盟（総同盟）

（Japanese Federation of Trade Unions :J.F.T.U.）

◇結成　一九四六年八月一日

◇所在地　東京都港区芝三田四國町二の六

電話三田(45)五七九七

◇加盟機関　全労会議準備会　自由世界労連

◇組織（四九年一〇月第四回大会本部報告による）

都道府縣連合会組織現勢

〔組合名〕	〔所在地〕	〔代表者〕	〔組合数〕	〔組合員数〕
宮城縣連合会	仙台市名掛町六八	佐藤　新助	五九	一四、五九八
秋田縣連合会	能代市大町秋木機械労組	宮腰庄太郎	三八	二、八七〇
山形縣連合会	山形市七日町片町今野旅館	板倉　秀宣	二二	三、五七〇
福島縣連合会	福島市大字郷日字原一日本紡労組	田畑　兼光	二七	一九、七九〇
茨城縣連合会	多賀郡櫛形村友部櫛形鉱業所	重久　篤義	一五	四、二六六
栃木縣連合会	宇都宮市河原町一一二三産業労働会館	雨谷　義俊	九七	一八、九四九

群馬縣連合会	前橋市萱町壹ノ一九二	涌井　寅松	九六、六一一
埼玉縣連合会	川口市本町四ノ一九二	江部　賢一	一一二、二七、〇三七
千葉縣連合会	市川市市川眞間一五二	横山　富治	六二、一六、八三七
東京都連合会	本部に同じ	重盛　壽治	三七三、九五、二三八
神奈川縣連合会	川崎市浜町三ノ二六	今田　義之	一二〇、五七、七七三
新潟縣連合会	新潟市白山公園	出口小一郎	五八、一三、一〇三
富山縣連合会	富山市神通町一〇兒労働会館	大松　一郎	四五、一九、七九三
石川縣連合会	金沢市勝尾町	西川　外望	一一二、二一、三七二
福井縣連合会	福井市毛矢町		三二、六、五〇〇
長野縣連合会	松本市大名町四第二公民館	沢本　茂	二六、八、六〇八
岐阜縣連合会	岐阜市殿町一ノ一一	小川　一	七四、二二、六六六
静岡縣連合会	静岡市追手町公会堂	内田　武	五五、一九、〇八九
愛知縣連合会	名古屋市中央区大池町六ノ二四	小酒井義男	二一六、六九、二三五
三重縣連合会	津市上浜町一ノ一〇五	坪井　茂藏	五〇、二七、一〇七
滋賀縣連合会	大津市馬場町二五二	間宮重一郎	六〇、一七、七二一
京都府連合会	京都市下京区寺町四條下ル京都労働会館	辻井民之助	一四〇、三六、〇九八
大阪府連合会	大阪市西区土佐堀通リ二ノ一九	金正　米吉	五六、一一九、三八五
奈良縣連合会	太和高田市曙町一丁目	金子　茂	五四、八、七七六
兵庫縣連合会	神戸市兵庫区東山町二ノ一	芳雄二二八	九九、九二〇
岡山縣連合会	岡山市西中山下一〇	二郎　丸九	二七、二九五
山口縣連合会	宇部市西区本町	田　薫	二一、一六、四七四
広島縣連合会	広島縣安佐郡祇園町	義美　八〇	五八、六〇七
徳島縣連合会	徳島市徳島町三ノ一六	徳三　九四	六、三四二
高知縣連合会	高知市帶谷町労働会館	一郎一八四	一九、八七四
香川縣連合会	丸亀市塩屋町倉紡丸亀工場労組	二夫　三七	一二、七八八
愛媛縣連合会	新居浜市泉池町一二七三	一郎一八四	一九、八七四
福岡縣連合会	門司市小森江神鋼門司工場労組	鹿一一一六	四五、六六二
長崎縣連合会	長崎市五島町三五	清一　四四	五七、四八七
熊本縣連合会	八代市宮ノ町三九	與四郎　八一	三二、三五四
大分縣連合会	大分市西町一〇八大分縣産業労働協会	泰之　四〇	一〇、八五〇
北海道連合会	札幌市南一條西一ノ一七	伊三郎・二五	一二、六九五
山梨地方		政雄　五〇	二五、〇〇八
和歌山地方		三	四〇二
		一〇	五、七一九

鳥取地方	四	九四七
島根地方	三	四、三四四
佐賀地方	一四	七、二一九
鹿児島地方	五	二、八九五
青森地方	一	一四五
岩手地方	一	八二一
総計	三、六五一	一、一〇七、八三四

産別同盟組織現勢表

〔組合名〕	〔代表者〕	〔組合数〕	〔組合員数〕
全國繊維産業労働組合同盟	滝田実	六一五	二五四、七一四
全國金属産業労働組合同盟	前田種男	一、二五三	二七一、二五三
全國化学産業労働組合同盟	山花秀雄	四七八	九九、一七八
全國進駐軍労働組合同盟	山田節男	一七六	八三、五九三
日本鉱山労働組合	菊川忠雄	一三六	八九、四一五
全國食品産業労働組合同盟	熊本虎三	二〇六	四〇、四二九
全國土建一般労働組合同盟	土井直作	一七三	八〇、八六二
全國木材産業労働組合同盟	安平鹿一	二一〇	三〇、五六四
全國運輸労働組合同盟	中原仙藏	八三	三三、一三五
日本都市交通労働組合総連合	岡本丑太郎	一四	三三、六九一
全專賣労働組合	平林剛	五四	三六、二八七
單独組合数及組合員数		二六四	五七、七一三
総計		三、六五一	一、一〇七、八三四

◇役員

会　長　松岡駒吉（本部）
副会長　重盛壽治（都市交通）
副会長　山田節男（全逓）
副会長　上條愛一（全繊）
総主事　高野　実（全金）
主　事　大門義雄（本部）北川義行（全金）島上善五郎（都交）
会　計　市川　誠（全進）
会計監査　今田義行（神奈川）本田義政（全專賣）安井二郎（全繊）

◇機関紙「労働」B3二ページ週刊
「労働資料速報」B5四ページ旬刊

◇第四回大会宣言

ドッジ・ラインに便乗する吉田反動内閣は、さきに官公労働者に対し無慈悲なる大量馘首を断行しこれに相応する資本家階級は企業赤字、貿易不振に名をかり、解雇、工場閉鎖、賃金不拂いを強行している。労働者の生活條件は正に、全面的な破局に直面するに至つた。彼等は労働法規を改惡し、各地に公安條令を制定する等起ち上る労働階級の諸運動を権力的に制圧しつつある当面する事態は、未曾有の経済危局の中に二つの階級の間の対立抗爭を深刻ならしめている。いまにして絶大なる労働階級のケッキなくんば労働生活條件の維持改善は言うに及ばず、日本民主革命の運命もまた危機にひんせしむるに至るであろう。この時、戰後四カ年の試錬は、赤色労働組合を圧服する労働組合民主化闘爭の闘いから戰闘的民主労働運動勝利の歓呼を湧きたたせてきた。

わが総同盟の基本方針は既にして全日本労働運動の大道とはなつた。今や國際的には世界自由労働同盟の全民主的労組の統一参加と代表派遣の機会を迎え國内的には雪崩れをうつて極左勢力から袂別し、分散孤立する民主労組は言うに及ばず、一切の民主労組を打つて一丸とする一大全國統一をもつて吉田内閣の押し付けて反動攻勢を徹底的に打ち破るべき秋が来たのだ。

様とする給與ベース突破の一大共同闘爭を起し、これをテコとし

総同盟第四回全國大会は、この全労働者大衆の要望に応えて全

ての民主労組の一大統一合同の具体的政策を満場一致可決した。

われわれに残されたものは唯一つその実践あるのみ。吾等は謙虚にして寛容なる態度を持し果敢なる大衆行動を起し、以つて敗退から戦闘へ守勢から一大労働攻勢へと輝かしき勝利の道をきり拓かねばならぬ。茲に第四回大会の名において全日本の労働者大衆諸君にむかつて訴える。反動攻勢を打ち破る為の一大合同統一の大衆闘争へ、而して吉田内閣打倒の運動にきたり参ぜよ。労働階級の根本的利益を守り経済独立の大衆的基盤を確立せんとするわれらのこころざしにたいして熱烈なる協力をあたえられんことを。」

右宣言する

一九四九年一一月

日本労働組合総同盟第四回全國大会

◇**当面の闘争目標**（第四回大会運動方針書より）

インフレの波にのつて追撃戦に立つてきた日本労働運動はすでにして後退をよぎなくされるところに立つている。しかも、いわゆる安定恐慌をふみ切ることが困難だということを知り、日本資本主義自体の脆弱性の深大に当面すればするほど、かれらの残忍と兇暴とはいよいよ激しいものとなる。

このような敵を前にして、われわれは、いかにして反撃態勢へとうつることが出来るかその基礎を何に求めることが出来るだろうか。極左勢力は一切の闘争を権力打倒にむけている、吉田内閣打倒に集約しろといつている。だが、吉田内閣が打倒され、人民政府ができるまでは、なにごとも、なしえられないのだろうか、そうではない、吉田内閣のような反動内閣のもとであろうとも、そのなかから現実の利害を代表してたたかう建設的防衛闘争を打ちいだすことが出来るばかりか、大衆闘争をつうじて具体的な改革を要求し実現して広汎な大衆を結束させ、統一させて、日本経済の根本的回復のための、組織的基盤をつくりより高い闘争スローガンの方へ大衆をケッキさせることができる。

こういう意味で、当面する労働運動最大の課題は、㈠労働組合の組織自体を、本来の姿における労働組合へと改善し強化すること、おおらかな民主的統一を実現すること ㈡資本に対する本質的な大衆闘争をつうじて現実の利害を代表することにある ㈢かくして反動攻勢へ反撃しうる眞実の闘争力をやしない蓄積することにある。

われわれの当面の闘争目標は、およそ、次の三点に集約される。

一、反動攻勢を撃破して労働者の権利をまもること

二、産業を守る経済独立の條件をたたかいとること

三、民主的統一戦線を積極的にすすめること

◇**日本労働組合総同盟規約**

第一章　総則

（名称）

第一條　本同盟は日本労働組合総同盟といい英文では Japanese Federation of Trade Unions（略称はJ.F.T.U.）という

（事務所の所在地）

第二條　本同盟の本部事務所を東京都港区芝三田四國町二番地六号におく

（法人）

第三條　本同盟は法人とする

第二章　目的および事業

（目的）

第四條　本同盟は本同盟の綱領、宣言、主張および決議の実現を期することを目的とする

（事業）

第五條　本同盟はその目的を達成するために左の事業を行う

一、労働者の生活條件の維持、改善、向上に関する事項

二、労働関係諸法規に対する理解の指導育成と対策に関する事項

三、労働協約、組合規約の普及徹底指導に関する事項

四、福利厚生ならびに生活指導に関する事項

五、社会保障制度確立のための対策研究に関する事項

六、技術の向上と生産の高度能率化に関する事項

七、産業労働事情の調査研究に関する事項

八、組合員の教育啓蒙ならびに文化、教養の向上に関する事項

九、労働運動の指導者養成に関する事項

一〇、加盟組合の連絡統制に関する事項

一一、争議対策ならびに罷業基金の充実に関する事項

一二、未組織労働者の組織化に関する事項

一三、労働戦線の統一その他労働団体との連絡提携に関する事項

一四、労働運動の國際的提携に関する事項

一五、その他必要な事項

第三章　組織構成

（組織構成）

第六條　本同盟は本同盟の綱領、規約に賛同する全國的産業別労働組合（以下單に産別組合という）および都道府縣連合会（以下單に連合会という）をもつて組織する

（産業別組合の目的と組織）

第七條　産別組合は本同盟の統制の下に同一産業労働者の共通の利益を守り加盟組合の連絡、統制、相互協力をはかることを目的とする産業別組織の区分は大会又は中央委員会の議を経て定める、産別組合の規約は本同盟規約に準じて定める

（地方連合会の目的）

第八條　連合会は本同盟の統制の下に加盟組合に対する同一地方共通の利益を守り加盟組合の連絡統制相互協力をはかることを目的とする

（地方連合会組織）

第九條　本同盟加盟組合が同一都道府縣内に二組合（組合支部を含む）以上存在するときは都道府縣單位に連合会を組織する都道府縣連合会の規約は本同盟の規約に準じて定める

第四章　機関

（機関の種類）

第一〇條　本同盟に左の機関をおく

一、全國大会

二、中央委員会

三、中央執行委員

第一節　全國大会

（性格及び構成）

第一一條　全國大会（以下單に大会という）は本同盟の最高決議機関で代議員、および役員をもつて構成する

（定期大会及び臨時大会の開催）

第一二條　大会はこれを定期大会と臨時大会とにする

定期大会は毎年一回会長がこれを召集する、または本同盟員総

臨時大会は中央委員会で必要と認めたとき、

数の三分の一以上に当る組合の連署により議題を明示して要求があつたときは会長は四〇日以内に召集しなければならない

（大会付議事項）

第一三條　左の事項は大会に付議されなければならない

一、事業報告
二、運動方針
三、收支予算および決算
四、特設基金の流用
五、資産の管理および処分
六、公認会計士の委嘱
七、役員の選挙
八、同盟罷業権の行使
九、綱領規約の改正
一〇、合併又は解散
一一、その他の重要な事項

ただし前項の付議事項中、第一、第二、第三、第六、および第七項は定期大会に付議しなければならない、第八項の決定については一般投票をもつてかえることができる

（大会議題、代議員割当の予告）

第一四條　会長が大会を召集しようとするときは少くとも会期三週間前迄に代議員の割当数および議案書を添えて各加盟組合に通達しなければならない

会長は大会日の少くとも二週間前までに所定の信任状を発行して産別組合および連合会に公布しなければならない

（代議員の選出比率および割当方法）

第一五條　大会代議員は各選挙区毎に加盟組合の組合員の直接無記名投票によつて選出する

（代議員の選出方法）

第一六條　代議員の選出は組合費完納組合員数に比例するものとし産別組合及び連合会に割り当てる、この場合連合会の加盟組合でも組合費を産別組合をつうじて納入している組合の組合員数は連合会の組合員数から除外して算定する

代議員の選出比率は中央執行委員会できめる、ただし代議員の割当比率は三千名に一名を下つてはならない

（代議員の資格）

第一七條　代議員は会長の発行した正副信任状に所要の事項を記入捺印し大会当日までに正本を会長に提出し、副本を所持するものとす

代議員は大会において資格の審査を受けなければならない

（大会議長および副議長）

第一八條　大会の議長および副議長は大会において選出する

（定足数および議決数）

第一九條　大会は代議員の三分の二以上の出席をもつて成立するものとし、議事の決定は綱領、規約の改正については代議員定数の過半数、その他のものについては出席代議員の過半数による、可否同数の場合は議長が決める

議長は代議員としての表決権は行使しない

（採決および無記名投票）

第二〇條　議事の採決は起立、挙手または直接無記名投票による

ただし同盟罷業権の行使、役員選挙、綱領規約の改正および合併または解散は直接無記名投票によらなければならない

第二節　中央委員会
（性格および構成）
第二一條　中央委員会は大会に次ぐ決議機関で中央委員および役員で構成し、大会に対して責任を負う中央委員は大会で定める選出比率および基準により直接無記名投票の手続をもつて選出し大会後一カ月以内に本部に報告するものとする
中央委員の選出方法は第一五條に準じておこなう
ただし欠員を生じた時または新加盟若しくは脱退により増員または減員を必要とするときは中央委員会の承認を経て補充または増員若しくは減員することができる
（任期）
第二二條　中央委員の任期は定期大会から次期定期大会迄とする
補充又は増員した中央委員の任期はその残余期間とする
（中央委員の召集）
第二三條　中央委員会は必要に応じ随時会長が召集する
中央委員会は少くとも年四回以上開催しなければならない
会長は中央委員の三分の一以上が付議事項を提示して中央委員会の開催を要求した時は二〇日以内に召集しなければならない
中央委員会を召集するときは二週間前迄に議案その他必要な事項の通知を発しなければならない
（定員数および議決数）
第二四條　中央委員会はその構成員の三分の二以上が出席しなければ成立しない
中央委員がやむをえない事故のために会議に出席することが出来ない時は他の中央委員又は同一選出組織から出る代理人に其の権限を委任することができる、ただし一人で二人以上の委任は受けられない
中央委員会の議決は出席中央委員の過半数による、可否同数のときは議長が決める
中央委員会の議長および副議長は中央委員中から選出する
第三節　中央執行委員会
（中央執行委員会）
第二五條　中央執行委員会は本同盟の常任執行機関であつて役員（会計監査を除く）をもつて構成し会長が随時召集する
中央執行委員会はその構成員の三分の二以上が出席しなければ成立しない
中央執行委員会の協議事項は過半数の賛成で決し賛否同数のときは議長が決める
中央執行委員会の議長は会長がこれに当る
中央執行委員会は定期大会から次期定期大会迄の会務の執行に当り大会および中央委員会に責任を負う
（特別委員会）
第二六條　中央執行委員会は必要に応じ特別委員会を設けることができる
特別委員会の委員は役員以外から選任することができる
第五章　役員
（種類）
第二七條　本同盟に左の役員をおく
（一）会長一名（二）副会長若干名（三）総主事一名（四）主事三名（五）中央執行委員若干名（六）会計一名（七）会計監査三名
（役員の職責）
第二八條　会長は本同盟を代表し業務を統轄する
副会長は会長を補佐し会長に事故のあるときはこれを代理する

総主事は会長の命を受けて業務を掌理する
主事は書記局に常駐し総主事を補佐する
中央執行委員は常時重要業務に参画し会長を補佐し業務の執行にあたる
会計は会長の命を受けて会計事務を処理する
会計監査は年三回以上会計を監査する
（役員の選出方法）
第二九條　会長、副会長、総主事、主事、中央執行委員、会計、会計監査は大会で選出する
（役員の任期及び補充増員）
第三〇條　役員の任期は一カ年とする、ただし再選を妨げない
役員に欠員ができた時は大会によつて補充する、ただし中央執行委員の補充または増員を必要とする場合は次点者をもつてあてるものとし中央委員会の承認をえなければならない
補充または増員した役員の任期はその残余期間とする
役員は任期満了後でも後任者の決定まではその業務を執行する
（顧問）
第三一條　本同盟に顧問を置くことができる
顧問は大会の推薦で会長が委嘱する
顧問は会長および中央執行委員会の諮問に応ずる
第六章　書記局
（書記局の構成及び任免権）
第三二條　中央執行委員会の下に書記局を置き会務を処理する、書記局は専従役員及び職員をもつて構成する、専従役員とはその任期中書記局に常時勤務する役員をいい、職員とは本同盟と雇用関係にあるものをいう
各部に部長、副部長、部員および事務員を配置し業務を分掌させることができる、部長および副部長は中央執行委員会で任免し部員及び事務員は会長が任免する
（部門）
第三三條　書記局は左の部を設置することができる
一、総務部　二、組織部　三、情報宣傳部　四、爭議対策部
五、教育文化部　六、調査部　七、政治部　八、法律部　九、事業部　一〇、機関紙部　一一、出版部　一二、國際部　一三、青年対策部　一四、婦人対策部　一五、その他必要な部門
（総主事、部長および部員の職責および権限）
第三四條　書記局は会長の命を受けて総主事がこれを主宰する
部長は中央執行委員会の決定に従い会長の統轄の下で部の業務を処理する
部長、副部長、部員は本同盟の各機関に出席し所管事項について報告または説明等の発言をすることができる
第七章　加盟組合の権利義務
（権利の平等）
第三五條　本同盟の加盟組合および組合員はその組合の性格および組合員の年令、性別、職業、熟練の程度、人種、信條、社会的身分、門地等により差別待遇されることはなく、各々平等な権利と義務を有する
（選挙権、被選挙権）
第三六條　加盟組合はこの規約にもとずいて役員に対する選挙権被選挙権を有する
（報告意見発表等に関する権利）
第三七條　加盟組合はこの規約にもとずいて機関の決定や役員の行動について報告を求め、または所定の会議に代表を送り組合の意見を発表し、表決に参加することができる

（権利の保障）
第三八條　本同盟の加盟組合およびその組合員はこの規約およびその所属組合規約に定める正当な手続きを経ないで除名その他の不利益を取り扱いを受けることはない
（特典の享有）
第三九條　加盟組合は所定の機関または手続を経て本同盟のおこなう各種事業の特典を享有する
（会計監査の請求）
第四〇條　加盟組合は会計を通じいつでもその書類の閲覧を求めることができる
加盟組合は会計監査について不審の点があると認めたときは所定の公認会計士に委嘱して同盟会計の公開を請求することができる、会計公開の請求にあたつては、上級団体の議を経て中央執行委員会に請求しがあると認めたときはただちに公認会計士に委嘱して同盟会計の公開をしなければならない、中央執行委員会が必要はただちに公認会計士に委嘱して同盟会計の公開をしなければならない
（権利の喪失）
第四一條　加盟組合が本同盟を脱退または除名された場合は既納の同盟費その他財産に有する一切の権利を失う、ただし特に定められたものは除く
（服従及び報告の義務）
第四二條　加盟組合は綱領、規約、決議に従つて同盟の発展のために盡力し、その活動について本部および各機関に報告しなければならない
（組合費の納入義務）
第四三條　加盟組合はこの規約の定める所により所定の組合費およびその他の費用を納入しなければならない
（出席義務）
第四四條　加盟組合はこの規約の定める所に従い本同盟の機関会議には正規の機関を代表する者を派遣しなければならない

第八章　加盟および脱退

（加盟手続）
第四五條　本同盟に加盟しようとする組合は正規の手続を経て本同盟のおこなう各種事業の特典を享有する
の旨会長に申し込まなければならない
（資格の取得）
第四六條　本同盟加盟組合の資格は正規の機関の議を経て中央執行委員会の承認を経て同盟費を納入した時から始まる
（脱退手続）
第四七條　本同盟を脱退しようとする組合は正規の機関の議を経て会長に通告し中央執行委員会の議を経なければならない
ただし脱退しようとする組合で本同盟に債務を有する場合はその履行後でなければ脱退することはできない

第九章　統制

（懲戒）
第四八條　本同盟の加盟組合で規約に違反しまたは統制をみだした行動のあつた時は中央委員会の決議で権利停止、除名その他適当な処置をすることができる
加盟組合の構成組合または組合員について同様の事態があるときは中央委員会の決議で適当な処置をすることを加盟組合に勧告することができる
（除名処分に対する再審）
第四九條　本同盟の加盟組合が除名に、構成組合または組合員でその所属組合またはその上級団体の除名処分に不服のあるときは大会または中央委員会にそれぞれ正規の手

続を経て上申し審議を要求することができる
この場合大会または中央委員会は再審の結果にもとずいて適当な処置を勧告することがだきる
再審する場合には請求者の弁明を受ける機会を與えなければならない
（権利の一時停止）
第五〇條　第五四條で定める組合費を三カ月以上滞納したときは中央委員会の議を経て権利を停止することがある
（争議権行使の際の加盟団体の義務）
第五一條　本同盟の加盟組合が争議行爲を行おうとするときは直ちに本同盟に通告する義務がある
（争議権行使の際の本部の処置）
第五二條　本同盟は前條の通告を受けたときは当該加盟組合の利益擁護のために最善の努力をする

第一〇章　会計

（会計の区分）
第五三條　本同盟の会計を一般会計と特別会計とにわける
（一般会計）
第五四條　本同盟の一般会計の歳入は加盟組合の組合費および寄付金その他で充当する、ただし寄付金の受領は中央執行委員会の承認を必要とする
組合費は組合員一人につき月額一円五〇銭とする
（特別会計）
第五五條　本同盟の事業経営に必要な資金、経費は出資金、事業資金、借入金および手数料等で充当し特別会計にすることができる、特別会計の設置は大会または中央委員会の議を経なければならない
（会計報告）
第五六條　本同盟の会計については会計監査の結果に公認会計士の証明書を付し大会に報告して承認を得なければならない
第五七條　本同盟の会計年度は九月から翌年八月までとする

第一一章　附則

（細則）
第五八條　大会議事規定、選挙規定その他必要な細則は中央委員会の議を経て別にこれをさだめる
第五九條　本規約は昭和二四年一一月六日から施行する

全國繊維産業労働組合同盟

(National Federation of Textile Industry Workers Unions.)

◇結成　一九四六年七月三一日
◇所在地　東京都港区芝三田四國町二の六
電話三田(45)五七九七
◇加盟機関　総同盟、全労会議準備会
◇組織（労働省調）

〔縣連名〕	〔組合数〕	〔組合員数〕
埼玉縣連合会	五八	七、二二二
東京都連合会	三六	一四、三五六
靜岡縣連合会	一三	一一、五九八
愛知縣連合会	四六	二九、九六二
新潟縣連合会	一七	五、四二七
富山縣連合会	一九	一五、八八一
京都府連合会	三四	五、〇四九
奈良縣連合会	二一	五、八六一
大阪府連合会	六〇	二七、一四七
兵庫縣連合会	二七	一八、六七五

岡山縣連合会	四七	一六、〇一〇	
石川縣連合会	二六	六、三九九	
愛媛縣連合会	一九	一八、六二八	
岐阜縣連合会	二五	一一、六九五	
香川縣連合会	九	七、〇三六	
滋賀縣連合会	一〇	九、八〇七	
福井縣連合会	一七	八、七二二	
千葉縣連合会	五	一、七四一	
直結組合			
計	五七八	六七	二六六、六二〇

以上の地方別組織の外に次の業種別部会がある

◇役員

綿紡部会　麻部会　羊毛部会　化繊部会　縫製部会　織布部会

会長　滝田　実

副会長　川口竹次郎　安井二郎　木村有生

総主事　上條愛一

◇機関紙　「全繊」B3版二ページ月二回刊

◇四八年八月以降、綿紡、化繊、羊毛の三部会は一斉賃上要求を提出したが、交渉は進まずまた中労委の調停、斡旋案は組合の受諾し得ないところとなり、ついに一二月一一日から化繊部会、一三日から綿紡部会はストライキを決定した。しかしながら同月二〇日にいたり総司令部へプラー労働課長からスト中止の勧告を受け闘争委員会はスト延期指令を発し、団体交渉の結果諸般の情勢に鑑み、妥協点をみいだし、やむなく調印したのである。

全國金属産業労働組合同盟（全國金属）

(National Federation of Metal Industry Workers Unions)

◇結成　一九四六年九月二四日

◇所在地　東京都港区三田四國町二の六総同盟本部内　電話三田(45)〇二七〇

◇加盟機関　総同盟　全労会議準備会

◇組織

	〔組合数〕	〔組合員数〕	〔所在地〕
関東金属労組	一八一	二七、五〇七	本部に同じ
大阪金属労組	二七八	三〇、三一四	大阪市西区土佐堀通二ノ一九
兵庫金属労組	九九	二九、三三四	神戸市兵庫区東山町二ノ一
広島縣金属労組	二六	一二、一二九	広島縣安佐郡祇園町
中部金属労組	七一	一〇、七六九	名古屋市中区大池町六ノ一四
埼玉縣金属労組	七二	四、三六三	川口市本町四ノ一九三七
神奈川縣金属労組四九	二〇	九六二	川崎市浜町三ノ二六
京都府金属労組	三五	九、六三七	京都市中京区四條烏丸西入
愛媛縣金属労組	一六	四、三六六	新居浜市泉地町三七三
宮城縣金属労組	二二	二、二三六	仙台市郡山
長崎縣金属労組	八	四、五七三	長崎市五島町三五
千葉縣金属労組	一九	五、三三六	市川市市川眞間一五三
岐阜縣金属労組	一八	二、〇二八	岐阜市殿町一ノ二
石川縣金属労組	三七	五、三二〇	金沢市勝尾町一
滋賀縣金属労組	一六	二、四二七	大津市後在家町一五
静岡縣金属労組	一五	二、〇八五	静岡縣浜松市処町一
福岡縣金属労組	一二	二、六三九	小倉市山越町東京製鋼会館内
新潟縣金属労組	一七	一、六六九	新潟市白山公園労働会館内

山口縣宇部金属労組二	二、〇七三	宇部市宇部鉄工所労組
高知縣金属労組 二九	一、六〇九	高知市旭町三木村会館内
栃木縣金属労組 一二	一、五五六	宇都宮市河原町総同盟内
直結組合 一四五	一六、二六一	
総計 一、二〇〇	一九九、一七八	

以上の地方別組織の外次の業種別連合会がある

〔業種別連合＝主なる組合〕

鉄鋼連合＝日本鋼管川鉄（川崎）扶桑金属（阪神）神戸製鋼（阪神）小松製作所（石川）大同製鋼（愛知）久保田製鋼 徳山鉄鍛（山口）等約四万

造船連合＝日立因島 神戸三菱造船 佐世保船舶 呉播磨

軽金属協議会＝日本軽合金 日新化学 那須アルミ 大阪アルミ 東洋電氣 車輛工業協議会＝三原車輛 東洋電氣

◇役員

会 長 前田種男（大阪）

副会長 金光平（広島）佐野芳雄（兵庫）

主 事 高野実（本部）

副主事 北川義行（本部）森田清一郎（大阪）

会 計 古賀專

会計監査 古沢英雄（石川）阪本垂（神奈川）小寺辰彌（中部）

◇全國金属は全繊とともに総同盟の二大支柱といわれ多数の中小組合とともに鉄鋼、造船等の大組合を含んでいるが、組合としては未だ組織整理をようやく終りつつある段階でその活動にも見るべきものがない。

全國化学産業労働組合同盟（全國化学）

(National Federation of Chemical Industry Workers Unions)

◇結成 一九四六年一一月二六日

◇所在地 東京都港区三田四國町二ノ六総同盟本部内 電話三田(45)〇二七〇

◇加盟機関 総同盟 全労会議準備会

◇組織（労働省調）

〔組合名〕	〔組合数〕	〔組合員数〕	〔所在地〕
関東化学労組	六六	八、八三三	本部に同じ
愛知化学産業労組	一六	四、五九一	名古屋市中区大池町六ノ一
石川縣連合会	一一	四六一	金沢市勝尾町一
京都化学産業労組	二〇	一九二	京都市四條烏丸西入
岡山縣化学産業労組三一		一五三	岡山市東中山下四〇
新潟化学産業労組	一〇	三、二八六	
大阪一般化学産業労組	七二	七、九四〇	大阪市西区上佐堀二ノ九
兵庫化学産業労組	五〇	七、三八八	神戸市東山町二ノ一
山口化学労組準備会	五	六、八九二	宇部市大字沖宇部
愛媛化労準備会	二〇	七、七五〇	丸亀市米屋町二七
神奈川縣化学労組	一二	二、五〇七	川崎市浜町三ノ一二六
三重化学産業労組連合	七	二四六	
千葉化学産業労組連合会	一〇	四三四	市川市貢間一五二
静岡化学労組連合会	一二	一、三一七	静岡市追手町公会堂
直結組合	一二八	三〇、〇二四	
総計	四四七	七六、三三五	

◇役員

会　長　山花秀雄

全專賣労働組合（全專賣）
（National Monopoly Bureau Workers Unions）

◇結成　一九四六年四月一三日　一九四九年六月全國專賣局職員組合と合同

◇所在地　東京都品川区大井立会町五六五　電話大崎(49)六六一〇

◇加盟機関　総同盟　大藏三現廳

◇組織（労働省調）

【組合名】　【組合数】　【所在地】

東北地区協議会　六　三、〇五〇　仙台市小田原折沢五

関東地区協議会　一〇　四、五二九　本部に同じ

中部地区協議会　四　一、七六二　名古屋市中川区運河通リ四丁目

西部地区協議会　九　四、〇七〇　京都市下京区中堂町命婦町一

四國地区協議会　二　九二〇　高松市朝日町

九州地区協議会　四　二、一二一　福岡市千代字妙見六八〇ノ一

三五　一六、四五二

（註）　以上の数字は全專労組と全專職組が合同する以前の全專労組についての数字であり合同後の組合公称員数は三六、二八七となつている。

◇役員

組合長　平林　剛

◇機関紙　「全專新聞」

◇專賣公社従業員の労働組合は中立系の全國專賣局労働組合と総同盟系の全國專賣局職員組合に別れていたが、四九年六月合同して全專賣労働組合となつた。

全國進駐軍労働組合同盟（全進同盟）
（National Federation of Occupation Forces Workers Unions）

◇結成　一九四六年九月一日

◇所在地　東京都港区三田四國町二ノ六総同盟本部内　電話三田(45)〇二七〇

◇加盟機関　総同盟　全労会議準備会

◇組織（労働省調）

宮城地方労組	一五	五、八九九	仙台市名掛町六八
東京地方連合会	三〇	一一、一四六	本部に同じ
神奈川進駐軍労組一二	七	七、七八三	川崎市浜町三ノ二六
埼玉地方連合会	七	五、四一五	入間郡豊岡町專須丸一
岡山縣連合会	二	三二九	
島根縣連合会	一	五三一	
滋賀縣連合会	五	七二二	
京都進駐軍労組	二二	一、九一〇	
同盟			
広島縣進駐軍労	一七	八、一七九	
組連合会			
直結組合	六〇	一六、九〇六	

◇役員

会　長　山田節男

日本鉱山労働組合（日鉱）
（Japan Miners Unions）

◇結成　一九四六年七月三〇日

◇所在地　東京都港区三田四國町二ノ六　電話三田(45)〇二七〇

◇加盟機関　炭労　総同盟　全労会議準備会

◇組織

【組合数】　【組合員数】　【所在地】

常磐支部連合会　五、七七六　平市大工町炭労会館内
福岡縣連合会　一五四　三三、五〇〇　飯塚市若尾
長崎縣支部連合会四七　二七、九三〇
熊本縣支部連合会二五　二、〇八六
佐賀縣支部連合会　三　七四五
三重縣支部　一　四七二
富山縣支部　一　二〇六
山形縣支部　四　六二〇
計　二八五　七四、三二五

◇役員
会　長　菊川忠雄
◇機関紙　「鉱山」タブロイド版四ページ
◇日鉱は炭労に加盟していたが、炭労が左派の全石炭を吸收して以來、全石炭系と対立し、四九年九月及び一一月に二回にわたつて開かれた炭労第四回臨時大会に於て、炭労單一化を主張する炭連中立派に反対して、時期尚早を唱えついに退場するに至つた。

全國食品産業労働組合同盟（全食産）
（National Federation of Food Industry Workers Unions）

◇結成　一九四七年八月一一日
◇所在地　東京都港区三田四國町二ノ六総同盟本部内　電話三田(45)〇二七〇
◇加盟機関　総同盟　全労会議準備会
◇組織
地域的には縣連合会、業種別には業種別部会をもつ。縣連合会の所在地は群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、愛知、大阪、兵庫、香川の各縣、業種別部会は、味噌醤油、麥酒、製パン、製菓、酒類、製粉、製酪罐詰となつている。
組合の公表によれば加盟組合数二六五組合、組合員数四〇、九〇八名である
◇役員（四九年一〇月第三回全國大会決定）
会　長　熊本虎三
副会長　岡田四郎
同　高橋正一
同　横山富治
主　事　大迫栄治

日本都市交通労働組合連合会（都市交通）
（Japan Federation of Municipal Transportation Workers Unions）

◇結成　一九四七年一月二六日
◇所在地　東京都港区芝三田四國町一八　東交会館電話三田(45)四七九一
◇加盟機関　総同盟　全交運
◇組織（労働省調）

〔加盟組合〕	〔組合員数〕
札幌市電從組	四八七
熊本交通労組	四三〇
呉交通労組	四三七
神戸交通労組	二五〇
京都交通労組	三、五一八
大夕張鉄道交通労組	
大阪交通労組	七、二三〇
名古屋交通労組	四八四
横浜交通労組	二、三三四
仙台交通労組	四六六

東京交通労組　九、六七九
秋田市電從組　一一一
川崎交通労組　二〇一
直結組合　四〇一
総計　二八、〇九七

◇役員
委員長　岡本丑太郎
◇機関紙　「都市交通」タブロイド四ページ月刊
全國産業別労働組合連合（産別連合・新産別）
(National Federation of Industrial Organizations; F.I.O.)
◇結成　一九四九年一二月一〇日
◇所在地　東京都港区芝公園中央労働学園内　電話芝(43)一一三一―五
◇加盟機関　全労会議準備会
◇組織（労働省調組合本部公称）

〔組合名〕　〔組合員数〕
全國機械工業労働組合　二五、〇〇〇
全國土建産業労組　三〇、〇〇〇
全日本車輛労組　一〇、〇〇〇
帝國石油労組　一二、〇〇〇
全逓再建同盟　一二、〇〇〇
電産民主化同盟　七〇、〇〇〇
全日通民主化同盟　八〇、〇〇〇
新電工　五〇、〇〇〇
全國化学準備会　四〇、〇〇〇
全鉄鋼産業労組準備会　二〇、〇〇〇
その他單位組合　六〇、〇〇〇
総計

◇役員
執行委員長　金山　敏
副執行委員長　中島一郎
副執行委員長　岩田秀男
書記長　落合英一
中央執行委員　大谷徹太郎　関野忠義　高瀬又七　三戸信人　下條光三　荻沢公彦　久保田正英　細谷松太　柏原実
◇機関紙　「民主化同盟」（「新産別」と改題）B3二ページ旬刊
◇綱領
一、われわれは労働者の生活改善と政治的、社会的地位の向上のために闘い、労働者の基本的な権利である団結権、団体交渉権罷業権を確立し、あわせて労働組合組織の強化のため闘う
二、われわれは敗戦によつて荒廃した日本経済再建のために資本主義的再建と安定の政策に反対し民族の独立と民主主義徹底のために経済の民主化、社会化を目標とする生産復興闘争を行う
三、われわれは組合に対する政党の支配および政府、資本家からの干渉を排除し、組合民主々義の確立のために闘う
四、われわれは経済再建の闘いを通じて農民、漁民、一般市民、中小商工業者と結び広く勤労階級の共同戦線結成のために闘う
五、われわれはファシズムおよび共産党の独裁政権に反対し、彼等の企図する暴力革命を粉砕し、平和革命の達成のために社会民主々義政党と協同し、民主々義の徹底を通じて社会主義の実現を目標として闘う
六、われわれは最低賃金制の実現を目標とし、半封建的な低賃金政策に反対し実質賃金の向上のために闘う
七、われわれは拘束八時間労働制（一週四八時間）確立のために

闘う

八、われわれは同一労働同一賃金制の確立と婦人少年労働者の完全な保護のために闘う

九、われわれは資本家および政府の全負担による失業保険をふくむ社会保障制度獲得のために闘う

一〇、われわれは資本家的企業整備、首切り政策に反対し完全雇用実現のために闘う

一一、われわれは労働者教育の重要性を確認し、労働者大衆の階級意識を高める事業の普及のために闘う

一二、われわれは民主的な労働組合の共同闘争による民主的統一戦線のみが眞の統一戦線であるを確信しその実現のために闘う

一三、われわれは暴力革命の國際的動員組織と化せる世界労連に反対し、世界の民主的な労働組合による自由世界労連の旗の下に世界平和擁護のために闘う

◇結成大会宣言

われわれは、先進諸國の労働者が、半世紀もかかつてやつた仕事を戰後四カ年の組合活動において、あわただしく経験した。組合員は七百万を超え、單一に組織されたる全國的産業別労働組合は、多くの重要な産業において実現し、統一戰線もようやく結実の時期に入つた。だが四カ年の活動と経験において、われわれの将来を決定ずけた基本的仕事は何であつたか、産別民主化同盟を渦心とする組織労働者の全領域における組合民主化運動ではなかつたか。

われわれは、あらゆる産業のあらゆる職場で赤のベルトを断ち切つた。共産党の組合支配は日に弱まり、彼らのもくろむ赤色労働組合は、日に戰線を收縮しつつある。かくて組合を組合員の手に取りかえしたわれわれは、組合の基本目的にかえつて、資本に対する積極的な攻撃を充実せしめる仕事にうつらなければならない。実質賃金切下の資本攻勢の中では、民主的な団結の力の発現によつてのみ、さらに共産党の破壊勢力を抑制しつつ労働條件を守り高め、かつ吉田内閣の反動的な政策に誘導されて出現するあらゆる型のファシズムと闘い、これに打ち勝つことができるからだ。すでにしてわれわれの歴史的な仕事は、民主的に結合された労働者の力と、その力の合理的な行使のみが、資本に対して持久力ある闘争力をやしなうことを実証し、かつ、その闘争力のみがあらゆる種類の組合支配を排除して労働者の利益と権利をまもるのであることを、日常闘争の中で積極的にうらずけてゆく段階となつた。

ここに新産別の結成大会にあたり、ひろく全國の労働者大衆と共にこのよろこびをわかち、われわれの全努力を傾倒して、組合民主化運動の成果を生かし、國内においては全労会議の方向で民主的統一戰線の実現にすすみ、國際的には自由世界労連へと足並を一つにせんとするものである。

右宣言する

一九四九年一二月一一日

全國産業別労働組合連合結成大会

◇規約

第一章　名称と本部事務所

第一條　この組織は全國産業別労働組合連合（英訳を National Federation of Industrial Organizations とし略称を産別連合又はF・I・Oと呼ぶ）と呼び、本部事務所を東京都港区に置く

第二章　目的及び事業

第二條　産別連合は各加盟組合及びそれらの全組合員の団結の力

により、共同の綱領の実現をめざし全労働者の一致した利益を追求し、全國大会で決定された運動方針を具体的に遂行し労働者の経済的、社会的、政治的地位の向上を計ることを目的とする

第三條　この組織は前條の目的達成のために必要な各種の事業を行う

第三章　組織

第四條　産別連合は、全國的産業別労働組合、地方的産業別労働組合及びその準備会から組織される全國連合組織であり、各地方にこの全國連合組織の補助組織たる地方連合をもつ

第五條　全國連合組織における加盟産業別労働組合（略称加盟單産とよぶ）の自主的地位は確認される、地方連合組織における單産地方組織、單独加盟組合の地位も同様である、單産地方組織の基本的指導系統はその單産本部にある

第六條　地方連合組織には大地方（関東、関西、九州等の如し）組織と府縣單位のとあり、大地方連合組織は特別の地方とか各府縣單位地方連合組織の確立促進等のために組織する

第七條　地方連合組織は全國連合組織に直属してその機能を高めることを目的としたものであり、その地方的な共同闘争のための連合組織である

地方連合組織は單産地方組織と單独組合をもつて組織する、地方連合組織の規約は別に定める地方連合組織規約記載事項に準拠するものとする

第四章　加盟組合の権利義務

第八條　加盟組合はこの規約に従つて役員を選挙し、機関の決定や役員の行動について報告を求め大会その他の会議に代表を派遣する

第九條　加盟組合は綱領、規約に従いその活動状況を執行委員会に報告する

第一〇條　加盟組合はこの規約に定める本部組合費を納入する、地方連合組織に加盟した單独組合は本規約規定の大部組合費を納入する

第一一條　産別連合の基礎の確立と発展に特に功労のあつた組合及び個人は表彰される事がある

第一二條　加盟組合が規約に違反したり、綱領宣言に相反する如き行動をなした場合権利の停止除名などの処分をうけることがある、除名の決定は全國大会の決議が必要である

第五章　加盟及び脱退

第一三條　産別連合に加盟するには、規定の加盟申込書に従業員名簿組合数及び組織状況規約等を添え、当月分の本部組合費とともに中央執行委員長に申込む、中央委員長は中央委員会の審議にかけて加盟承認となれば直ちにそれを加盟せんとする組合に通知する、單独組合は地方連合組織に加盟する

第一四條　加盟組合が脱退せんとする時はその組合の大会の決議をそえて執行委員長に届出る

第六章　機関

第一節　全國大会

第一五條　全國大会は産別連合の最高決議機関であり、加盟單産から選出された代議員各地方連合組織の代議員、本部役員、中央委員、地方連合組織の代表者とで構成される、本部役員、中央委員、地方連合組織の代表者には票決権はない

第一六條　加盟單産よりの全國大会代議員選出比率は大会前の執行委員会において決定する

第一七條　地方連合組織は組織の大小に拘らずその地方連合組織

の代表者を各一名大会に出席させることができる
地方連合組織の代議員は単独組合から前條によつて決定される
割合で選出される単独組合の組合員が第一六條の決定による基
準に満たないときはその意思要望は地方連合組織の代表者に託
する
第一八條　代議員選出基準組合員数は全國大会開催月三カ月前の
本部組合費納入組合員数による本部会費を三カ月以上滞納した
組合は代議員を出すことは出来ない。ただし正当な理由ありと
中央委員会でみとめたときはこの限りでない
算定基準月以後に加盟した月の会費納入組合員数を基準とする
第一九條　代議員は執行委員長の発行する正副二通の代議員信任
狀に必要事項を記入捺印し全國大会当日までに正本を執行委員
長に提出し、副本は代議員が所持する、代議員の委任出席は原
則として認めない
ただし大会開催の一五日前までに正当な理由を附して届出、執
行委員会の承認を得たときは一名につき一人だけゆるされるこ
の場合にも委任狀による出席は当該単産選出代議員の三分の一
をこえることはできない
代議員の氏名の変更は正式の機関の証明ある場合には大会開催
日までゆるされる
第二〇條　代議員はその加盟単産または地方連合組織の代議員選
出の権限ある機関で無記名投票の手続をもつて選出するものと
する
第二一條　全國大会は毎年一〇月か一一月に中央執行委員長が招
集して次の事項を審議決定する
1中央執行委員会の報告の審議採たく
2規約改正、変更の審議決定
3運動方針その他の重要な議案と加盟組合地方連合組織からの
提出議題の審議決定
4本部役員の選出
5規約第一一條第一二條の該当事案の審議決定
6予算、決算の審議決定
7その他重要なる事項
第二二條　中央執行委員長は大会の日時と場所と議案等を決定し
大会開催一カ月前までに加盟単産地方連合組織に通告する加盟
単産または地方連合組織から大会に提出する議案は、大会開催
一五日前までに中央執行委員長に提出しなければならない
第二三條　中央委員会が必要とみとめたときと加盟単産の三分の
一以上の要求のあつたときは中央執行委員長は二カ月以内に臨
時全國大会を招集しなければならない、臨時全國大会の構成そ
の他は年次大会と同様である
第二四條　全國大会は代議員三分ノ二以上出席しなければ成立し
ない
第二五條　議事の決定は本規約に特別の規定あるものの外多数決
による
大会の議決は無記名投票を原則とするが大会が承認したときは
挙手起立その他の方法で行うことが出来る、ただし左の事項は
必ず無記名投票によらなければならない
一、役員選出
一、規約第一二條の事項
一、規約改正
第二六條　大会議事錄は議長及び大会書記長が署名捺印し中央執
行委員会の責任において書記長が保管する
第二七條　大会議事運営規則は別に定める

第二節　中央委員会

第二八條　中央委員会は大会に次ぐ決議機関である

第二九條　中央委員は次の割合で加盟単産から選出する、各加盟組合から三名、二万名を超える組合については、二万名をこえる分について、右の三名の他に一万名につき一名

第三〇條　地方連合組織よりの中央委員は組織の大小にかかわらず一名とし、その他に単独組合より二万名をこえる分につき、一万名に一名の割合で選出する、単独組合の組合総数が二万名未満のときはそれらの組合の意志、要望は地方連合組織の代表に託する

第三一條　中央委員会は中央委員と本部役員とで構成し、必要に応じて随時中央執行委員長が招集する、ただし一カ年に四回を下つてはならない、中央委員の三分の一以上から要求のあつた時は中央執行委員長は四週間以内に招集しなければならない中央委員会の議長は構成員中から互選する

第三二條　中央委員会は構成員の三分の二以上の出席で成立し議事の決定は出席中央委員の多数決による。賛否同数のときは議長が決定する

第三三條　中央委員会に欠員を生じたときはその後任者は前任者の選出組合から選出し中央委員会で承認する

第三節　中央執行委員会

第三四條　中央執行委員会はこの組織の常時執行機関であり中央執行委員長、副執行委員長、書記長及び中央執行委員で構成する

第三五條　中央執行委員会は中央執行委員長が随時召集して主宰する

第三六條　中央執行委員会の定足数は三分の二以上として議事の決定は原則として多数決による、賛否同数のときは中央執行委員長が決定する

第三七條　中央執行委員会は大会中央委員会の決議に従つて加盟組合に指示し、また活動状況を調査することができる

第四節　書記局

第三八條　中央執行委員会の下に書記局を置き日常業務の遂行に当る

書記局は書記長が統括し、各専門部を設置する

第三九條　専門部は次のとおりとし中央執行委員会において必要に応じて増減できる

組織部、政治部、國際部、調査部、経済再建対策部、機関紙出版部、教育宣傳部、文化部、青年婦人対策部、財政部、事業部法律部

第四〇條　書記長の下に専門部長、書記、事務員を置く

第四一條　中央執行委員でない専門部長、書記長、書記は全國大会中央委員会、中央執行委員会に出席し夫々所管の事項について発言することができる

第七章　本部役員専門部長、書記、事務員の選出任免

第四二條　本部役員は中央執行委員長一名、副執行委員長若干名、書記長一名、中央執行委員若干名、会計監査三名とし加盟組合より推薦した候補者について全國大会で無記名投票により選出する

専門部長、書記は夫々専門の能力を有するものを執行委員会で任名する

事務員は書記長が任免する

第四三條　中央執行委員長は産別連合を代表し業務を統括する、副執行委員長は中央執行委員長の下に業務運営に当る

中央執行委員は中央執行委員長副執行委員長とともに日常の業

務を遂行する
会計監査は財政事務を監査し全國大会に報告する
第四四條　本部役員その他本章規定の各専從者の任期は定期大会から次の定期大会までとし、再任を妨げない
第八章　会　計
第四五條　産別連合の財政は本部組合費、寄附金、賦課金、事業收入その他をもつてまかなう、賦課金は執行委員会又は大会の決議によつて徴集する
第四六條　加盟組合は毎月一五日までに組合員数に応じてその月分の本部組合費を納入する、納入不能の場合はその理由書を提出し執行委員会の承認をうける必要がある
第四七條　加盟組合は次の基準に從つて本部組合費を納入する、組合員一人につき毎月金二円
第四八條　地方連合組織に加盟した單独組合員一人につき毎月金二円の本部組合費を負担する
第四九條　地方連合組織はその組合費として組合員一人につき毎月金五円以上とることはできない
第五〇條　寄附金は中央執行委員会の承認がなければうけとることができない
第五一條　産別連合の財産管理は中央執行委員会の責任の下に書記長が管理する
第五二條　本部役員、専門部長、書記、事務員の俸給、旅費諸手当は中央委員会で決定する
第五三條　收入支出の予算、決算は大会に報告しその承認を求めなければならない、この報告書には職業的資格ある公正なる会計監査人の証明書を添付する
第五四條　中央執行委員会は年二回收支計算を加盟組合に報告する、加盟組合から帳簿の閲覧の要求があつた場合に直ちにこれに応じなければならない
第五五條　会計年度は九月一日から翌年の八月末日までとする
第九章　附　則
第五六條　この規約は大会構成代議員総数の過半数の同意がなければ変更できない
第五七條　産別連合の解散は前條に準ずる
第五八條　この規約に疑義の生じたときは中央委員会において解明する
第五九條　この規約は一九四九年一二月一一日から効力を発生する

◇戰線統一に関する具体方針（結成大会決定）

一、全國労働組合統一準備会

(1)全労会議の方向を発展せしめる方法でこの統一準備会の運動を促進する
(2)全國的組織をもつすべての民主的な労働組合および連合体を加入せしめ得る全國組合会議を成立せしめることとし若干の例外を認めて、巾の広い共同闘争の機関たらしめる
(3)したがつて加入団体の自主権を高度に認め加入団体の独自の活動は拘束されない
(4)この組合会議は、共同闘争の実践を積み重ねつつ組織と活動の内容を高め、民主的集中的な全國統一組織、例えばイギリスのT・U・Cのような結合を目標とする
(5)この会議の行動すべき綱領的目標、組織、当面の方針などの準備会の成果を得たなら、加入すべき団体の大衆討議に移し、一定の討議期間を経て結成大会を挙行する
(6)自由世界労連の日本加盟組織はこの会議の中ですでに同労連

に加盟せる団体のみで別に構成をすればよい
(7)われわれの戦線統一の具体方針は、この会議を結成せしめることに基本をおく、したがつて新産別、総同盟の合同運動は、この会議の結成を成功せしめること、また成功前、成功後における協力の全過程において、金属関係および化学などの産業別共同闘争に重点をおく
(8)故に新産別、総同盟の合同運動は、この会議の成功をつまづかせるような方向にもつて行つてはいけない

二、新産別、総同盟の合同運動は
(1)総同盟第四回大会決定の統一方針に示された「産別会議一二〇万から脱退した八〇万の多くは分散孤立してかえつて混乱をかもしているかに見える」という見解は訂正してもらう必要がある、すなわち、産別より脱退せる組合の多くは分散孤立しているのでなくて産別民主化同盟において組織的に連繋されてきたし、いま大多数は新産別加入運動に活動している事実を承認してもらう必要がある
(2)新産別、総同盟の合同運動は、両者の見合う産業別組合の合同を目標とせる産業別共同闘争委員会の運動とする
(3)この合同が実現する時期は、一項の組合会議がある程度集中的な組織を実現し、新産別および総同盟が、自分の歴史的な任務を終了して、同会議へ発展的に解体出来る時期とする
(4)総同盟の申入れによる来る一七日の東交に於ける会合には、われわれの具体方針を明らかにして了解と協力を求める。だが基本方針と具体的な進め方に充分な一致点が見出されるまでは総同盟の申入れによる統一運動の共同提唱などのことは行わない
(5)産業別共同闘争委員会の進み方は、大衆討議の期間をおいて、大衆の熱意をたかめ、下部機関の賛成を得ることが先決であつて、機械的、形式的な方法によつて成立せしめるのではない、したがつて、共同闘争の実績をぬきにして共同闘争の常設機関をつくるのではない
(6)下部からの大衆討議を経て、共同闘争と合同運動の熱を高めた上は、民主的な方法によつて常設的な共同闘争委員会を設置する

三、大会確認事項
(1)この具体方針は運動方針に基き統一運動と新産別の主体的、組織的強化を一体的に把握してのみ、成果をあげることができるものであること
(2)統一準備会および総同盟申入れの会合には新産別側は電産民同と日通民同の両代表を加えたる代表委員で交渉に当ることを確認する

◇新産別は四八年二月に産別民主化同盟として発足し、翌四九年七月全國産業別労組連合準備会を結成し同年一二月正式に結成大会を開いた。その間の詳細は第一章の組合民主化運動の項を参照されたい。

全日通労働組合（全日通）
（All Japan Express Workers Unions）

◇結成　一九四六年四月二〇日
◇所在地　千代田区三年町一ノ二一電話銀座(57)三六二八
◇加盟機関
◇組織（労働省調）

	支部数	組合員数
北海道地区本部	二九	一一、〇三二
東北地区本部	四	八、六〇四

関東地区本部	一五	一四、七二〇	一三〇、〇〇〇
新潟地区本部	四	一〇、一六〇	七〇、〇〇〇
中部地区本部	八	一六、〇四五	一二、〇〇〇
関西地区本部	九	二〇、八二九	二、〇〇〇
中國地区本部	四	七、六七四	一、四二四、〇〇〇
九州地区本部	八	一一、三二三	
四國地区本部	三	二、三七八	
計	一	一〇二、七六一	

◇役員

中央執行委員長　森　善治
中央副執行委員長　荒谷市太郎
同　宇野　弘
中央書記長　石藤一三

◇機関紙　「日通労働」B3、二ページ週刊

◇全日通は、結成当初から産別会議に参加していたが四七年秋ごろから組合内に白通会という有志組織が発足し、やがて日通民主化同盟となり産別、全労連の脱退を主張し、四九年一〇月の大会に於て遂に産別、全労連を脱退を主張し、四九年一〇月の大会に於て遂に産別、全労連を脱退し、民同系の全國労組統一準備会に参加した。

日本官公廳労働組合協議会（官公労）

◇結成　一九四九年一〇月五日

◇所在地　千代田区神田一ッ橋教育会館　電話九段(33)七八九四

◇組織

〔加盟組合名〕　〔所在地〕　〔公称組合員数〕

日本教職員組合　千代田区神田一ッ橋教育会　四六〇、〇〇〇
國鉄労働組合　館内　四五〇、〇〇〇
全逓信従業員組合　千代田区丸ノ内一ノ一　三〇〇、〇〇〇

日本自治団体労働組合協議会
東京都労働組合連合会
全印刷局労働組合
大蔵省職員組合
計

◇役員

議長　岡　三郎（日教組）
副議長　佐藤　茂（國鉄）
同　横川正一（全逓）
同　布沢　保（大蔵）
事務局長　原　久夫（日教組）
事務局次長　大出　俊（全逓）

◇規約の要旨

目的＝参加組合相互の連絡提携をはかり、共通目標を達成する。但し参加組合の自主性を尊重する。

機関＝委員会（各組合二名の委員と役員とで構成）幹事会（各組合一名の幹事と役員とで構成）

決議＝原則として満場一致制、但しやむを得ないときは参加組合数の三分の二多数決制

役員＝議長一名、副議長三名、事務局長一名、同次長一名、幹事若干名、監査委員三名

負担金　一、〇〇〇円＋（二銭×組合員数）

◇官公労の前身は四八年九月に結成された民同系の全官公廳刷新同盟である。四九年夏季の全官公労働攻勢が挫折するや國鉄、日教組は相ついで全官公廳を脱退し、全逓は新に全逓従組、自治労協を結成し、自治労連内の民同派更にこの官公労を結成し全官公廳に対抗しているのである。なお結成大会に於ける決議事項

は左の通りである。

(イ) 賃金ベース九、七〇〇円の獲得
(ロ) 年末資金一〇、〇〇〇円の獲得
(ハ) 公務員の団体交渉権の復活
(ニ) 公共企業体職員の罷業権の復活
(ホ) 地方公務員法の制定反対
(ヘ) 公務員の政治活動禁止撤廃
(ト) 民主的労働戦線の即時統一

國鉄労働組合（國鉄労組）

（Government Railway Workers Unions：G.R.U.）

◇結成　一九四六年三月一五日國鉄労働組合総連合を結成、四七年六月五日單一組織に改組
◇所在地　東京都千代田区丸の内一丁目一番地運輸省内　電話丸の内(23)〇〇三九　日本橋(24)一六八九
◇加盟機関　全労会議準備会　全交運
◇組織（第六回全國大会報告による）

地評名	支部名	人員
東京地評	新橋支部	一七、五〇一
	横浜支部	一一、〇〇〇
	國府津支部	七、七三一
	上野支部	一七、五六六
	千葉支部	一一、七四六
	八王子支部	一〇、四五六
	水戸支部	八、六五九
	高崎支部	一〇、五〇二
	大宮支部	五、〇六四
	大井支部	四、八四〇
	東京支部	六、三七七
	本省支部	六、〇〇〇
	宇都宮支部	七、六六七
	東京施設部支部	二、八〇八
	電氣部支部	二、五〇〇
	教習所支部	二、四九二
	計	一三、九一二
中部地評	名古屋支部	一八、九八七
	静岡支部	一二、三五五
	甲府支部	九、二二八
	金沢支部	一〇、九一四三
	敦賀支部	六、〇一四
	愛知支部	四、四八七
	浜工支部	四、二三九
	名工岐施支部	三、二八五
	計	六九、五三八
大阪地評	大阪支部	二四、五八八
	天王子支部	一七、一四一
	米子支部	八、八五〇
	松阪支部	四、八〇〇
	姫路支部	七、二五〇
	福知山支部	七、一六九
	鷹取支部	四、八二〇
	吹田工機部支部	二、六八六
	大阪中央支部	五、〇一一
	大阪教習所支部	二、一五〇一
	計	八五、三九四

新潟地評	新潟支部	三、五六〇	三、五六〇
	新津支部	一四、九四八	一七、五一一
	長野支部	一〇、九九五	一一、二三〇
	秋田支部	八、九七五	六、四〇〇
	山形支部	八、六一五	六、九六一
	土崎工機部支部	三、二九四	五、四九四
	長野工機部支部	二、七四八	五、八四一
	計	五三、一三三	四六、六四八
仙台地評	郡山工機部支部	三、〇九九	六、〇〇〇
	福島支部	九、五八五	一八、〇〇〇
	仙台支部	三、八四六	七、四三
	本局支部	一四、〇三六	二六、四四
	盛岡支部	二、八三五	六、一二
	盛工施支部	一〇、六四四	一九、五五
	青森支部	五三、六五五	八、四七〇
	計	一〇一、三一三	一八、〇〇〇
北海道地評	函館支部	八、四七〇	四、六〇〇
	函館船舶支部	五三、六五五	一一、八〇〇
	札幌支部	一〇、六四四	五、〇三九
	札幌中央支部	九、六一二	三、九三六
	苗穂工機部支部	二、八三五	八、六四五
	室蘭支部	六、一二	三、九三六
	釧路支部	一四、〇三六	六、〇九〇
	旭川支部	三、八四六	五、〇二
	北見支部	九、五八五	八、〇五五
	名寄支部	四、六〇〇	二、〇五〇
	計	七六、七四三	三一、三五一
九州地評	門司支部	四、三六八	六一一、三五
	小倉支部	一七、五一一	一八、七〇〇
	鳥栖支部	一一、二三〇	二、三七〇
	長崎支部	六、四〇〇	三、八〇〇
	熊本支部	六、九六一	三、三七二
	鹿児島支部	八、一三	八、一五八
	宮崎支部	五、四九四	五六、一三一
	大分支部	五、八四一	二、九三五
	志免支部	六、〇〇〇	一七、五〇二
	小倉工機部支部	四、九二五	一四、五〇五
	計	七六、七四三	一五、八〇
広島地評	岡山支部	一、七五一一	五、八八五
	広島支部	二、三〇	八、八〇
	広鉄支部	八、一三	三、〇〇〇
	下関支部	六、一	三、七二
	浜田支部	四、〇〇	九、一五八
	計	二一、一二〇	五六、一三一
四國地評	高知支部	一、七五一一	二、九三五
	徳島支部	五、一一	八、八〇
	愛媛支部	二、三〇	三、〇〇〇
	香川支部	六、一	三、七二
	計	一四、九四八	一七、五〇二
合計		四、三六八	六一一、三五一

備考　組合員数は組合費納入人員による

◇役員（一九四九年八月成田中央委員会に於て選挙）

中央執行委員長　加藤閲男

中央執行副委員長　菊川孝夫

書記長　星加　要

◇機関紙　「國鉄新聞」B3二頁週刊　機関紙「國鉄文化」月刊

◇國鉄労組は四八年四九年中を通じて日本労働運動の一主軸となつてきた。しかし組合内部に於ける統一派と民同派の対立が激しく、大会毎に両者は交代に指導権を握り、それに從つて組合の運動方針も左右にゆれた。即ち四八年春の二、九二〇円ベースをめぐる闘争では全官公労組中國鉄のみひとりこれを受諾し、これを諒とせぬ組合員の動向は同年五月奈良大会に於て左派の指導権獲得となつて表われ、かくて全官公労組は五、二〇〇円ベース（六條件つき）要求に足なみを揃えたが七月末のマ書簡及び政令二〇一号に伴つて起つた全國の職場放棄闘争とこれらに対する当局の強圧的政策は再び民同の指導的立場を確立せしめた。四九年に入つて左派は四月の琴平大会で多数を得、行政整理反対闘争を実力行使も辞さない（六月の熱海中央委員会決議）という態度で開始したが、強硬な政府の施策と「合法闘争」を主張する民同系の反対派運動及び三鷹、下山事件の如き不利な條件のために、これは敗北のやむなきにいたつた。この間民同系指導者は敗首者を除いた中央委員会を開催し（八月一五日於成田）ついで一〇月には塩原に大会を召集して左派指導者を締め出し組合指導権をほぼ完全に掌握したのである。組織上に於ては、國鉄民同は全労会議準備会にいち早く参加し、次いで四九年一〇月の塩原大会に於て全労連脱退、全労会議、自由世界労連加盟を決定した。他方、四九年八月馘首された左派中闘委員は國鉄労組統一委員会を組織し、機関紙、「國鉄戰線」を発刊して、全國各支部に統一派組織運動を展開している。

日本教職員組合（日教組）
（Japan Teachers, Unions: J.T.U.）

◇結成　全日本教員組合協議会、教員組合全國連盟の合体により一九四七年六月八日結成

◇所在地　千代田区神田一ツ橋教育会館内　電話九段(33)七四六二
一一三四―七

◇加盟機関　自由世界労連

◇組織（労働省調）

〔所在地〕	〔組合数〕	〔組合員数〕
札幌市南大通西二丁目	七	七、六一〇
青森市六字浦町橋本二九八	六	二二、八六七
秋田市西根小屋上町一三教育会館	七	七、三七〇
盛岡市六日町一〇九	八	八、六五〇
仙台市北七番町一二ノ一一	二	一二、三六〇
山形市香澄町木の実小路	七	一一、一九〇
福島市上浜町六〇青年会館	七	一三、〇二〇
水戸市南三ノ丸	六	一一、九八〇
宇都宮市塙田町教育会館内	一一	九、七九〇
前橋市曲輪町教育会館内	一一	一一、一四〇
浦和市高砂町三ノ七三	一〇	一三、〇四〇
千葉市吾妻町三ノ五〇	四	八四〇
本部に同じ	一	一〇、九三〇
横浜市西区紅葉カ丘五三	八	四〇一、四〇〇
新潟市東仲通一番町八六	九	一七、〇五〇
富山市堀川太郎丸富山高校内	八	六、七八〇
金沢市仙石町	八〇	八、一一〇

福井縣教職員組合	一六	九、四三七	今立郡船津村
山梨縣教職員組合	一〇	五、五三二	甲府市塩部町北中学校内
長野縣教職員組合	一七	一五、七二四	長野市旭町教育会館内
岐阜縣教職組連合会	二七	八、八六八	岐阜市美江寺町二六
静岡縣教職員組合連合会	二一	一三、一九二	静岡市追手町旧城内
愛知縣教員組合	三二	一五、二五二	名古屋市東区布池町三五
三重縣教職組連合会	二三	八、八二七	津市丸ノ内本町
滋賀縣教職員組合	一五	五、八七四	大津市東浦一
京都府教職組協議会	三六	一二、七九〇	京都市上京区川端丸太町上ル
大阪教職員組合	二七	一五、二〇九	大阪市東区今橋一
兵庫縣教職員組合	四四	一八、四二〇	神戸市生田区平通四丁目山手小学校内
奈良縣教職員組合	一五	五、三〇九	奈良市登大路町五ノ五
和歌山縣教職員組合	八	六、四四八	和歌山市貝砂町一ノ一
鳥取縣教職員組合	一九	五、七二一	鳥取市江崎町一
島根縣教職員組合	一七	七、一六二	松江市殿町八
岡山縣教員組合	二八	二〇、二八六	岡山市内田春日町三〇
広島縣教職員組合	四七	一四、〇五四	広島縣廳内
山口縣教職員組合	二九	九、四八九	山口市科学博物館
徳島縣教職員組合	一二	六、八六四	徳島市東新町
香川縣教員組合	一九	七、〇八七	高松市天神前町一四一
愛媛縣教員組合	一九	九、九八三	松山市北持田町
高知縣教員組合	七	六、一〇三	高知市丸ノ内二ノ三
福岡縣教職員組合	七〇	一八、六三五	福岡市三角町馬出小学校
佐賀縣教職員組合	一〇	七、〇〇六	佐賀市松原町
長崎縣教職員組合	一六	九、四三七	長崎市勝山町二四
熊本縣教職員組合	二二	一一、七〇三	熊本市京町本町二四五
大分縣教職員組合	一九	九、四五八	大分市荷揚町
宮崎縣教職員組合	一六	七、八九九	宮崎市本町二七
鹿兒島縣教職員組合	四六	一一、一〇四	鹿兒島市山下町一
総計	一、三五五	五二九、九六七	

◇役員

中央執行委員長　荒木正三郎
副中央執行委員長　成田喜英
同　岡　三郎
同　高田治郎
書記長

◇機関紙　「教育新聞」　B3二ページ週刊

◇四九年九月の塩原大会に於て終に正式に全労連全官公を脱退し、自由世界労連加盟を決定した。その後民同系の國会共闘に参加し越年資金をめぐつて一部幹部はハンストを行つた。他方全逓従組、國鉄、日財労等と共に新全官公（日本官公廳労組協議会）を結成した。

全逓信従業員組合（正統派）
（All Japan Communications Employens Unions）

◇結成　一九四九年一〇月二二日全逓従組として発足

◇所在地　東京都中央区日本橋両國両國郵便局内　電話浅草(84)三八六三　四二九四　九四九四

◇加盟機関　官公労

◇組織　「全逓労組」と組合員が重複しているため正確な員数は判明しない。

◇役員

中央執行委員長　永岡光治

中央副執行委員長　佐伯良治
同　横川正一
書記長　久保　等
財政局長　森下友治郎

◇全逓從組（正統派）は一九四九年九月の全逓労組上諏訪中央委員会に於て「被整理者は組合員として認めない」と主張して、退場した勝俣副委員長以下中闘委員八名、中央委員七五名（定員一八〇名）等全逓再建同盟員が中心となつた組織で自から全逓正統派と称し同年一〇月二二日全國大会を召集し代議員定数三六七名中二五八名の出席をもつて「本大会が全逓規約によつた唯一のものであり、この外に規約に則つた大会はあり得ない」ことを確認し産別、全労連、民擁同等を脱退、新全官公結成を決議し、その後は民同系の國会共闘全國労組統一準備会等に参加している。

全日本労働組合連盟（全日労）
（Japanese Federation of Labour:J.F.L.）

◇結成　一九四九年七月四日
◇所在地　東京都港区芝公園六号地中央労働会館内　電話芝(43)一三一一―六
◇加盟機関　自由世界労連
◇組織（結成準備中のものを含む）

一、地方連合

〔組合名〕	〔組合員数〕
東京都連合会	一六〇、〇〇〇
大阪地方連合会	三五、〇〇〇
埼玉地方連合会	一二、〇〇〇
栃木地方連合会	二四、〇〇〇
北海道地方連合会	五、〇〇〇
西幡地方連合会	五、〇〇〇
新潟地方連合会	六、〇〇〇
神奈川地方連合会	五、〇〇〇
鹿児島地方連合会	三、〇〇〇

二、本部直属のもの

日本財務職員労組連合会	三〇、〇〇〇
毎日新聞労組	五、〇〇〇
全日本土建労組	一〇〇、〇〇〇
日本建設労組	一四〇、〇〇〇
全百貨從組連合	三〇、〇〇〇
土建産業労組	二五、〇〇〇
総計	五八五、〇〇〇

◇役員

委員長	森口忠造	（毎日新聞労組）
副委員長	内田　寛	（大阪運搬労組）
	小柳政雄	（王子製紙労組）
	斎藤甚助	（関東財務労組）
書記長	相沢尚夫	（大阪製鎖労組）
副書記長	入江　汎	（東京印刷労組）

◇綱　領

一、われわれは労働者の基本的権利を擁護し生活権の確立を期す
二、われわれは生産復興の闘争を通じて日本の経済再建と民主主義革命の完遂を期す
三、組合民主主義の徹底のためにそれを阻害する一切の外部諸勢力の排除を期す
四、われわれは全労働戦線の民主的統一の下に資本攻勢の粉砕を

期す

五、われわれは労働戰線の國際的提携を期す

◇共同目標

一、自由にしてかつ民主的な労働組合主義の原則完遂。一、日本における自由労働組合運動の発展、種族的、民族的差別の撤廃による労働者の國際的提携。一、日本の全労働組合の産業別ないし職業別区分による全國的同盟を基盤とした單一の労働組合連合体の確立。一、民主主義的労働組合主義の原則の上にたつた全日本の労働組合による労働組合全國会議の結成。一、組合員の政党支持と宗教信條に対する自由、同時に組合分裂と労働戰線の対立抗争を招来する政党およびイデオロギーによる組合支配の排除。一、労働組合の活動を非活動的、非能率的なものにする外部勢力による、あらゆる強制や分裂手段に対する闘争。一、労働組合の分散せる無統制な組織形態の徹底組織化、特に中立無所属組合の御用組合化、孤立主義の打破、同時にその結集による産業別統一。一、男女の同一労働に対する同一賃金の支拂の原則確立。一、日本資本主義の後進性ないし封建性に基く組合利己主義とボス支配による反動化に対する闘争。一、独占金融資本の再建を企図する反動的政府勢力と資本攻勢の撃破。一、労働法規対策、企業整備対策、行政整理対策、失業対策等々労働者の生活権防衛の統一闘争。一、地方労働委員、中央労働委員および労働基準委員等各種委員の推薦、その他対國会政府活動の推進と各機関を通じての労働者の社会的地位の向上と発言権の強化。一、労務物資並びに生活物資の獲得および労働者の共同の利益からの推進。

◇全日本労働組合連盟規約

第一章　総　則

第一條　本連盟は全日本労働組合連盟（略称全日労）—Japanese Federation of Labour (J.F.L.)—と称し事務所を東京都港区芝公園六号地中央労働会館内に置く

第二條　本連盟は本連盟の綱領、共同目標並に規約を承認したる労働組合で構成する法人とする

第三條　本連盟は加盟組合の自主性を認め本連盟の綱領ならびに共同目標の完遂を目的とする

第二章　組　織

第四條　本連盟は産業別、業種別並に職場單位組合で組織される

第五條　本連盟の加盟組合及びその支部が同一府縣内に二個以上あるときは原則として地方連合を組織する

第六條　本連盟の加盟組合及びその支部は地方連合の下に地区連合を組織することが出来る

第七條　本連盟加盟の同一産業又は同一業種組合二個以上あるときは産業別又は業種別組合あるいはその連合を組織する

第八條　産業別、業種別地方連合は第五條の地方連合の下におかれ産業別又は業種別の全國連合は本部のもとにおかれる

第三章　機　関

第九條　本連盟に左の機関をおく

一、大会　一、中央委員会　一、執行委員会

第一〇條　大会は本連盟の最高決議機関であつて本部役員及び加盟組合員の直接無記名投票で選出された代議員で構成し毎年一回（五月）中央委員会の議を経て委員長が之を招集する、代議員の選出比率は施行細則による

第一一條　大会は左の事項を決定する

一、役員の選出及び解任の承認

二、基本運動的方針

三、綱領、規約の決定並に改正

四、予算の決定並に決算の承認
五、本連盟の解散又は他団体との合同
六、同盟罷業の当否

第一二條　加盟組合数三分の一以上の要求又は中央委員会が必要と認めたとき臨時大会を開催する

第一三條　中央委員会は大会に次ぐ決議機関であつて中央委員で構成し、本部役員は出席して意見を発表し答弁するが議決権はない、その召集は執行委員会の議を経て委員長が行う、中央委員は別に定めた比率で地方連合、産業別、業種別全國連合から選出し大会に報告される、中央委員の任期は年次大会より次期年次大会迄とし再選を妨げない

第一四條　中央委員会は左の諸事項を決定する
一、補欠役員の選出及び承認
二、規約中の疑義についての解釈の決定
三、施行細則の決定及び改正
四、他団体との常時の共同闘争組織への参加脱退
五、基本的運動方針に基く諸運動の最高執行機関であつて委員長、副委員長、書記長、執行委員で構成し毎月一回以上

第一五條　執行委員会は本連盟の最高執行機関であつて委員長、副委員長、書記長、副書記長、執行委員、会計、会計監査は加盟組合の組合員中から候補者をたてて大会で選挙し決定する、その選挙規定は別に定める

第二三條　委員長、副委員長、書記長、副書記長、執行委員、会計、会計監査は加盟組合の組合員中から候補者をたてて大会で選挙し決定する、その選挙規定は別に定める

第二二條　本連盟に左の役員をおく
委員長一名、副委員長五名、書記長一名、副書記長一名、執行委員若干名、会計一名、会計監査三名

第二三條　委員長、副委員長、書記長、副書記長、執行委員、会計、会計監査は加盟組合の組合員中から候補者をたてて大会で選挙し決定する、その選挙規定は別に定める

第二四條　委員長は本連盟を代表し会務を統轄する、副委員長は委員長を補佐し委員長事故あるときはこれを代行する、書記長は委員長の命を受け書記局を主宰し会務を処理する、副書記長は書記長を補佐し書記長事故ある時は之を代行する、執行委員は日常業務を執行する、会計は委員長の命を受け会計事務を処理する、会計監査は会計事務の監査にあたる

第二五條　役員の任期は年次大会までとし再選を妨げない、欠員を生じたときは中央委員会で選出しその任期

第一六條　執行委員会は執行上の諸問題を決定し且つ執行処理する

第一七條　本連盟の決議機関の成立は三分の二以上、執行機関は二分の一以上の出席で成立し、議事は無記名投票による過半数の賛成で決定し、可否同数のときは議長が裁決する、但し第一一條第五項前段及び第六項に関しては出席代議員の四分の三以上の賛成が必要である

第一八條　大会及び中央委員会の議長はその都度決める

は前任者の残存期間とする

第二六條　役員は大会及び中央委員会の決定を執行し之に対して責任を負う

第二七條　会計監査は経理について大会に報告する義務がある

第五章　加盟組合

第二八條　加盟組合は正規の手続きを経て本連盟の総ての活動の批判、役員の選出、召還を申立てる事が出来る

第二九條　加盟組合は大会中央委員会の決定、執行委員会の指示に基いて活動する

第三〇條　加盟組合は機関の順序に従つて意見を述べ役員の説明を求める事が出来る

第三一條　加盟組合は要求を提出し又は争議をなす場合には事前に本部又は地方連合に報告する

第六章　加入脱退

第三二條　第二條の組合として本連盟に加入するときは地区並に地方連合を経て組合員名簿を添え執行委員会に申込みその承認を経ねばならない

第三三條　加盟組合が脱退するときは当該組合最高決議機関の決議を経て、未納会費ある場合は未納会費を添え執行委員会に脱退届を提出せねばならない

第三四條　本連盟を脱退した組合は既納会費及び財産上の権利を放棄したものとする

第三五條　加盟組合が規約に違反し統制を乱したときは大会の決議で除名又は脱退勧告をすることがある

第七章　会　計

第三六條　本連盟の経費は会費、寄附金並に事業収入で賄う、但し寄附金は別に定める規定により執行委員会の承認を要する

第三七條　本連盟の会費は毎月加盟組合の組合員一名につき金〇円とする、但し止むを得ない場合は中央委員会の議を経て臨時会費を徴収することが出来る

第三八條　本連盟の予算及び決算は大会の承認を必要とし資産管理方法は執行委員会の議を経る必要がある

第三九條　決算報告には財源及び使途、主要な寄附者の氏名並に現在の経理状況を示すと共に公認会計士の証明書を添えねばならない

第四〇條　本連盟の会計年度は五月一日から翌年四月末日までとする

第八章　附　則

第四一條　本規約の運営についての細則は別に定める

第四二條　第四條、第五條、第六條の規約は本部の規約に準じて作成する

第四三條　本規約は採択の日から効力を発生する

◇機関紙　「全日労」月三回発行

◇全日労は四八年一二月に発足した全國中立無所属労働組合懇談会を前身（主要参加組合関東財務、日教労、全映演、東京無所属等）とするもので、その後日労会議等を加え二四年七月三、四日結成大会を開いた。中立系の労働組合による戦線統一を政党の介入を排しつつはかろうとするものである。

全國労働組合連絡協議会（全労連）

◇結成　一九四七年三月一〇日

◇所在地　東京都港区芝新橋七丁目一二番地　電話芝(43)三〇〇五

◇加盟機関　世界労働組合連盟

◇組織

加盟組合名

全逓信労働組合
日本自治団体労組総連合
全國官廳労組連合会
全日本水産業労組協議会
全日本土建一般労働組合
全日本印刷出版労働組合
全石油産業労組協議会
全日本電線工業労働組合
全國生命保険従組連合会
日本映画演劇労働組合
経済団体従組協議会
日本冷蔵労働組合
全日本医療従組協議会
全國ガス労働組合協議会
全日本金属労働組合
全國銀行従業員組合連合会
全公団従組中央協議会
全日本造船労働組合
東京都労組連合会
全國農地委職員労働組合
全日本自動車産業労働組合
全日本自動車運輸労働組合連合会
全國財務労働組合
全日本港湾労働組合
全日本木材労働組合
全日本新聞労働組合

◇全労連規約

第一章　総　則

（名称及事務所）

第一條　本会は全國労働組合連絡協議会（略称全労連）といい、事務所を東京都におく

（組織）

第二條　本会は原則として全國的組織をもつ労働組合で組織する連絡協議会である

（目的）

第三條　本会は左の各項の実現をはかることを目的とする

(一)労働者の基本的権利の確立
(二)共通問題に対する共同行動
(三)労働戦線の統一
(四)世界の労働者との連絡提携

（事業）

第四條　本会は前條の目的達成に必要な事業を行う

第二章　機関及び役員

（機関）

第五條　本会に左の機関を置く

委員会、幹事会、常任幹事会

（委員会）

第六條　委員会は次の割合によつて選出された委員で構成し本会の意思を決定する

組合員	委員
一〇万名まで	一名
一〇万名以上	二名

第七條　委員会に議長を置く、議長はその都度委員の互選による

第八條　委員会は委員長及び加盟組合の三分の二の出席で成立する、但し代理出席若しくは出席者への委任状を認める、議決は出席者の三分の二の多数決で決める、尚加盟組合の行動は拘束しない

第九條　委員会は幹事会が召集し、毎月一回以上開催する、但し同一議題につき加盟組合三分の一以上の要請があつた場合、幹事会は臨時に委員会を召集しなければならない

（幹事会）

第一〇條　幹事会は次の割合によつて選出された幹事で構成し、本会の運営ならびに委員会の決定事項を処理する。但し処理した事項は委員会に報告する義務を負う、組合員一〇万名以上の組合より一名、但し一〇万名以内の組合にあつては、各組合の組合せによつて原則として一〇万名にたつした場合一名の幹事を選出する事ができる

第一一條　幹事会に議長を置く、議長はその都度幹事の互選によつて選出する

第一二條　幹事会は委員会にかわり、緊急やむを得ない事項について審議決定する事が出来る

前項の決定についてはすみやかに委員会の承認をえなければならない

第一三條　幹事会は幹事の三分の二の出席で成立する、議決は出席者の三分の二多数決による

（常任幹事会）

第一四條　幹事会の下に委員会の召集その他必要な事項を処理するため幹事中より常任幹事若干を互選する

（事務局）

第一五條　幹事会の下に事務処理のため事務局をおく、事務局員の任免は幹事会が行う、但し委員会の承認を必要とする、事務局規定は別に定む

（専門委員会）

第一六條　幹事会の下に委員会の議を経て専門委員会をおくことができる専門委員会には幹事一名以上参加し、必要に応じ、広く専門家経験者の参加を求めることができる

（会計監査）

第一七條　本会の資産及び会計の監査を行うため委員会の推薦による監査委員三名をおく、監査は四半期ごとにおこない、その結果を委員会に報告し承認を得なければならない

（役員及びその任期）

第一八條　役員の任期は一カ年とする、欠員補充により就任した役員の任期は前任者の残余期間とする

第三章　加入脱退

第一九條　本会の加入脱退は委員会の承認をうけるものとする

第四章　会計

（経費）

第二〇條　本会の経費は会計事業収入及び寄附金等によつてまかなう

（会費）

第二一條　会費は左の割合によつて、各組合より支出するものとし、各組合は当月一五日までに納入しなければならない

㈠本会の所要経費の三分の一は参加組合の平等割とする

㈡三分の二は参加組合員数割とする

（臨時徴収）

第二二條　所定の経費に不足を生じた場合その他必要のある場合は委員会の決議により臨時に徴収することができる

第二三條　寄附金等の受納については委員会の承認を必要とする
（会計年度）
第二四條　本会の会計年度は、毎年四月一日より翌年三月三一日までとする
（細則）
第二五條　会計に関する細則は別に定める
第五章　附　則
（規約の変更）
第二六條　この規約の変更は、委員会の決議による
（実施期日）
第二七條　この規約は一九四八年八月七日から実施する

◇全労連は四七年の二・一スト後全日本の労働組合の統一的連絡協議機関として発足したのであるが主として國際的提携世界労連加盟促進運動を行い四九年一月パリの世界労連執行委員会に於て加盟を認められ同年六月のミラノに於ける世界労連第二回会議および同年一一月北京に於ける世界労連、アジア会議に代表を送るよう招請されたがこれは渡航手続の問題で実現しなかつた。他方國内問題についても、國家公務員法、労働法規改悪反対、行政整理反対等の運動或いは中央労働委員の推薦運動をも行つた。
　しかしながら、四八年六月、総同盟が全労連の運営に反対して脱退して後、同年一二月には日労会議、翌四九年二月には炭労、続いて私鉄、金属鉱山、硫労連、日通、國鉄、日教組、海員等、有力單産の脱退がひきつづき、漸次、全國労働組合の統一機関としての機能を形式的には失つており、その役割は自ら異つたものとなつている。

全日本産業別労働組合会議（産別会議）、（産別）
（Congress of Industrial Unions of Japan:C.I.U.）

◇結成　一九四六年八月二一日
◇所在地　東京都港区芝新橋七の一二〇五、三一〇五
◇加盟機関　全労連
◇組織（第五回大会報告による）

加盟組合名	加盟月日	組合員数
日本映画演劇労働組合	四六、二、二〇	九、〇〇〇
全逓信労働組合	四六、五、三一	三六〇、〇〇〇
日本電氣産業労働組合	四六、一二、一二	一三八、二九八
全日本医療従業員組合協議会	四六、三、三一	一、九〇五
全國生命保険従業員組合連合会	四六、四、四	一四、二九六
全日本港湾労働組合	四六、七、二五	二八、〇〇〇
全日本木材労働組合	四六、一〇、一〇	九、〇〇〇
全日本印刷出版労働組合	四六、二、二〇	一七、一〇〇
日本冷藏労働組合	四六、四、六	四、六〇〇
全日本金属労働組合	四八、一〇、一一	一七二、六一四
東京土建一般労働組合	四九、七	五、〇〇〇
全建設省労働組合	四九、七	一〇、〇〇〇
計		七六九、八一三

◇役員（一九四九年一一月第五回定期大会決定）
議　長　吉田資治（金属）
副議長　高原晋一（全逓）
同　小林郁夫（日映演）
事務局長　足立長太郎（電産）
幹事
杉浦正男（印刷）　横田　享（医療）　荒賀文吉（金属）

伊藤　清（東京土建）　岸田長二（港湾）　原田靖臣（全建労）

◇機関紙「労働戰線」三日刊
「調査資料」旬刊
機関誌「労働者」月刊（休刊）

第四回大会（一九四八年一一月）に於ける
民主化同盟解散決議

第四回産別大会において階級的見地にたつた熾烈なる討論の結果、産別民主化同盟の全労働者に対する階級的裏切行爲、幾多の階級的罪悪は具体的事実をもつてあますところなく暴露され、生活権の確保、民主主義の擁護、民族独立のために全人民、全労働者の先頭に立つて闘う産別会議の分裂を企図し、全人民を支配階級の犠牲に供し金融独占資本とファシズムの露拂いであることが確認された。われわれはもはや初志の貫徹のためには労働者を惑わす産別民同の存在を一刻たりとも許すことはできない。よつて本大会は産別民同の解散すべきことを決議した。ここにその指導者たる落合、光村、喜田三名の除名処分を所属單産の自主性において行わんことを要請する。右決議する。

一九四八年一一月二〇日　第四回産別大会

◇綱領（一九四八年一一月第四回大会採択）

一、労働者と労働組合の基本的権利である団結権、団体交渉権、罷業権の確立と完全実施のために闘う
二、一切の不当な抑圧諸法令を撤廃し言論出版、集会、結社、示威運動等基本的人権を確立するために闘う
三、適正價格による生活必需品の完全配給とこれに基く最低賃金制を確立し、半封建的、植民地的労働條件を一掃するために闘う
四、婦人少年労働者の完全な保護、同一労働同一賃金制確立のために闘う
五、失業者を産業別に組織してその要求を獲得し、國家全額負担による失業保険を含む社会保障制度獲得のために闘う
六、首切り、低賃金、労働強化による大資本位の企業整備と行政整理に反対し産業の破壊を防ぐために闘う
七、経営を徹底的に民主化し、金融機関、重要産業の國営人民管理により働く者のための働く者の手による経済の自主的再建のために闘う
八、反動的、植民地的文化を粉さいし、働く者の民主化と、働く者の文化建設のために闘う
九、買弁化した独占資本のファシズムと戰ちよう発を粉さいしてポツダム宣言の完全実施により民主主義と民族の独立を守るために闘う
一〇、すべての働く農民、漁民、一般市民と広汎な民主戰線結成のために闘う
一一、共同目標に対する共同闘争を通じて労働戰線を統一し世界労連に加盟して全世界の労働者と提携し、世界平和確立のために闘う

◇第四回大会宣言

世界の民主主義勢力により侵略戰争と奴隷的抑圧狀態から解放されてここに三年、祖國の民主的再建を目標とする日本の組織労働者の闘争は敵のあらゆる妨害を撃破して偉大な前進を遂げた。わが産別会議はこの激しい困難な闘争の先頭に起つて闘い、民主革命の推進力として日本労働運動史上に輝かしい足跡を刻みつつある。

國家権力と完全に結びついた独占金融資本による一切の戰争

犠牲と負担を勤労大衆に轉嫁して自己の支配体制を維持せんとしたが、ますます激化する資本主義の危機を打開するためにあらゆる努力を國際金融資本との結合に集中し、経済の自立も民族の独立も無視した植民地的外資導入の実現に狂奔している。かかる資本家的賣國政策は、首切りと低賃金、低米價を中心とする徹底的人民收奪の方向をとり、中小企業の崩壊、農民の耕作放棄、失業者の增大等の事実にみられる如き産業の破壊、國土の荒廃、人民の窮乏化に拍車をかけている。これに対する全人民の抗議は、腐敗その極に達した現支配層に対する不信と彈劾に結びついて急激に昂まつている。その先頭に立つて闘う労働階級に集中される敵の攻撃は苛烈を極め、彈圧と分裂によつてこれを弱化抑圧せんとし、遂には法律と憲法を蹂躙しポツダム宣言と極東委員会の十六原則すら無視する既得権の剝奪となつて現われて来た。これは戰争挑発の傾向と相俟つて民主主義を破壊するファシズムの復活を意味し、窮地に追い込まれた反動的支配権力の最後のあがきを示すものである。

かかる支配権力の暴力支配とファシズムに対して労働者は、全人民の先頭に立ち敢然として闘つている。いかに彈圧が強化されようとも、敵に対する憎悪と勝利に対する確信はいよいよ堅く闘争は急速に拡大しつつある。

この段階における産別会議の任務はこの闘争に統一と方向を與え、最低賃金制獲得の闘争を通じて労働者の生活と基本的権利を護り、産業の破壊を防ぐことでなければならない。これこそファシズムを打ち破つて祖國の民主的再建を押し進め、民主主義と民族の独立を守る闘いである。

われわれはこの闘争を通じて眞に強力な産業別單一労働組合を確立するとともに、一切の分裂を排し、団結を強化して労働戰線の統一をおしすすめ、すべての勤労大衆と提携して民主戰線を強化し人民の政権を樹立しなければならない。更に進んでわれわれは労働階級の國際的団結の組織である世界労働組合連盟に参加して、全世界の労働者と肩を組み、世界的民主主義勢力の一翼として共同の目標たる永続的な平和と自由を打ち立てるために全努力を傾注せんとするものである。

右宣言する。

◇第四回大会スローガン

民主主義の擁護、民族の独立
生活権を闘いとれ
労働者の権利を守れ
産業の破壊を防げ

◇第五回大会宣言

われわれは今、民主主義かファシズムかのわかれ道に立つている。働くものとその家族の生活は日ましに苦しくなつてゆく。賃金は少しもあがらないのに物價はつりあげられ、税金や强制寄附はめつきり多くなつた。首切り工場閉鎖を伴う第二次企業整備の嵐は官業にも民間にも吹きまくつている。首を切られたあとの職場には耐えがたいほどの労働强化がおそいかかり、職制の圧迫は强くなつている。吉田内閣はわれわれにこのような賃下げ、首切り、労働强化をおしつけ労働法規を改悪し、団体等規正令によつて民主団体を彈圧し内外の独占資本に莫大な利潤を保証して彼らの忠実な手先であることを証明した。さらに彼らは労働者階級を分裂させ、組合を御用化し、労働者階級を骨ぬきにしようとしている。この間にあつて悪質民同を始めとする悪質分裂主義者の策動はファシズムの手先としての役割を完全に果してきた。

しかしながら、すべての労働者は窮乏と圧迫の中から耐えがた

い不満の解決を求めて闘争に立ち上りつつある。これにともなつて統一を要望する動きは、その所属の如何を問わず全労働者の間に高まりつつある。われわれが、すべての労働者の要求する一切の問題をとりあげてその先頭に立ち、資本の攻撃と闘い、その生活を守りぬくことこそ分裂の策動を粉砕し、統一を望む全労働者階級に応える唯一の道である。これこそ世界平和の保障となつている世界労連に結集された國際的な労働組合の統一を守りぬくことである。

一方中國では、労働者階級の指導のもとに人民共和國が生れ、すでに世界の二分の一を占める人民は帝國主義の支配から解放されている。資本主義諸國は、ポンド切り下げに現われたような世界恐慌にまきこまれ、その中で生活の窮乏化に反撃して各國の労働者は立ち上りつつある。人民の力は一段と強化された。

われわれに対し民主主義をふみにじつて攻撃を加えてきていることは何よりも危機に瀕し動揺する資本家階級の弱体をバクロするものである。労働者階級はいかなる弾圧にも屈しない。すべての労働者が団結して闘えばわれわれは必ず勝利するのだ。

第五回定期大会に当つて、われわれは、全人民の生活の擁護と労働者階級の統一のため断乎闘うことを全日本の労働者諸君と共に宣言する。

すべての労働者に働ける賃金と職場を！
団結はすべての労働者の生活を守る！
自由、平和、独立万歳！

一九四九年一一月

全日本産業別労働組合会議
第五回定期大会

◇**闘う目標**（行動綱領、第五回大会決定）

働くものとその家族の生活を守るために、産業と國土を荒廃から防ぐためにわれわれは次のような目標をかかげて立ち上らなければならない

1 働けるだけの生活を保障する最低賃金制の確立（生活及び労務用必需物資の適正價格による民主的配給とカケ賣実施、國営住宅の増設、労働者厚生施設の拡充と廃止反対などを條件とする）
2 資本家負担による社会保障制度の確立（健康保険、労災保険厚生年金などの現行各種社会保険法及び生活保護法の改正、社会施設の拡充）
3 國家負担による六・三制の完全実施
4 大衆課税、强制寄附反対
5 單位時間当りの労働强化反対、残業手当の引上げと完全支給
6 労働基準法の完全実施と零細企業への適用拡充、改悪反対
7 首切り反対、馘首者の復職、半失業者の完全就業、定員法の撤廃
8 失業者の生活保障（退職手当の確保と不拂反対、失業保険法の拡大）
9 工場閉鎖反対
10 経営の民主化、重要産業と金融機関の國営人民管理
11 平和産業に対する資金と資材の保障
12 滯貨の一掃、自主貿易の促進
13 農地改革の徹底、生産費を償う米價の設定
14 國土復興事業の促進、風水害対策の完全実施
15 労働協約改悪反対
16 活動的組合員の首切りなどによる組合御用化政策反対

17 改悪労働法、國家公務員法、公共企業体労働法の撤廃
18 民主団体に対する弾圧政策の停止、人事院規則、団体等規正令等による専制政治反対
19 憲法、ポツダム宣言、極東委員会十六原則の厳守
20 労働戦線の統一、世界労連を中心とする世界人民勢力との提携
21 戰爭反対、講和條約の締結促進
22 吉田反動内閣打倒、働く者を基盤とする民主的政府の樹立

これらの目標は一口でいえば「賃金をよこせ」「首を切るな」「仕事をよこせ」ということであり、われわれはこの目標に賛成するすべての労働者とともに腕をくんで、自由と平和と独立のために闘わなければならない

◇第五回大会運動方針の結び

一、敵の分裂策動やデマ等により、労働戦線はいろいろな形で十分統一されていないけれども、今や労働階級は生活の破壊から日常の闘いをはじめ、冬にむかつてどう生きるかの切実な要求で闘争に立ち上つている。この闘爭の中で、職場の中だけではなく、寮や居住の問題をとりあげ、家族とともに失業者も含めてその地域の勤労大衆と大きく結合して闘うことを望み、しかも実践に移しつつある。

二、組合幹部は、この闘いを勝利に導くために、指令にたよるような官僚主義や機関のセクト主義をすてて、いかなる職場へも足をはこび、組合員の切実な要求はどんなものであつても、そのまとりあげその実現のため献身的に闘わねばならない。この際、文化教育宣傳、機関紙の活動は、この闘爭と切りはなすようなことがあつてはならない。特に各地方、未組織労働者の間において、この活動を強化しなければならぬ。

三、この新らしい大衆の統一運動の要望に、産別会議は十分応じなければならない。各單産はその從来の組織の形にこだわることなく闘いを組織し、この闘いの中に新しい、より強力な組織が階級的な意識のたかまりとともにつくられなければならない。

四、産別会議はこのため当面の越年資金をはじめ全労働者の切実な要求にもとづいた共同闘爭の目標をかかげ、すべての労働者にこの目標にむかつて一本になつて闘うことを訴え、この共同闘爭のたかまりの中に、統一運動の中心となり、全労働者を一つに結集しなければならない。

これは産別の運動方針の拡大であり組織の拡大発展であることを理解して闘うとき、産別の現組織は十分その使命を果し終るのである。この方向に産別会議は確信をもつて強力な闘いを起すべきである。

◇全日本産業別労働組合会議規約

一九四六年八月一九日採択
一九四七年七月一三日修正
一九四八年一一月二一日一部修正
一九四九年一一月三〇日一部修正

第一章　名前と性格

第一條　この組織は全國的・地方的産業別労働組合またはその準備会とで構成され、全日本産業別労働組合会議（英訳CONGRESS OF INDUSTRIAL UNIONS OF JAPAN・略称産別会議又はC・I・U）と呼び本部を東京都港区芝新橋七ノ一二産別会館内におく。

第二條　この組織は加盟組合の全國的・地方的全産業的に共通した利益に基いて一致の行動をとるための組織である。しかし加盟組合の自主性は保証される。

第三條　この組織は法人とする。

第二章　目的と事業

第四條　この組織は次の各項の実現を計ることを目的とする。

一、すべての産業の労働組合と労働者とを組職し單一産業別労働組合の結成をはかること。

二、人種、國籍、信仰、政治的信條にかかわりなく、あらゆる働く者の階級を網羅した戰線の統一をはかること。

三、労働者の労働條件を徹底的に改善すること。また労働者の利益をまもる社会立法を獲得すること。

四、生産に対する労働者の発言権を強化し、経営の民主化をはかり、労働者及びすべての働く者のために産業の興隆をはかること。

五、民主主義を妨害するあらゆるファッショ的勢力を撲滅すること。

六、全世界労働者の國際的団結に参加し、一切の戰争の根源と闘うことによつて世界平和を永久に確保すること。

第五條　この組職は前條の目的を達成するため次のような活動をする。

一、加盟各組合とすべての労働者に共通した利益を統一ある行動で守ること。

二、加盟各組合間の産業別整理を助成したり、未加入の單独組合を産業別労働組合に結成させるために援助をすること。

三、地域的に共通した労働者の利益を統一ある行動で守るために、道府縣に地方会議を結成させるための指導をすること。

四、労働者に関係ある各種の機関に代表を派遣すること。

五、加盟組合と友誼団体との情報の交換と蒐集をすること。

六、産業別組合を強化拡大するために援助を與えること。

七、地方産別会議と連絡すること。

八、労働調査と産業調査及び労働者に関係ある諸法規改正のための調査を行うこと。

九、労働学校その他教育文化活動を行うとともに、加盟組合のこの活動に対し積極的に援助をすること。

一〇、出版物、機関紙を編集・発行すること。

一一、國際的情報の交換と連絡を行うこと。

一二、生活協同組合の民主化と強化のため援助を與えること。

第三章　加盟と脱退

第六條　この組織に加盟しようとする全國的・地方的産業組合またはその準備会は規定の申込書に各種役員名簿、組合員数、規約と当月分の会費を添えて幹事会に申込めばよい。この申込があつたときは幹事会は執行委員会の審議にかけて採否を決定し、直ちにその組合に通知しなければならない。全國的・地方的組合は全國的・地方的組合に結合してその組合を通じて加盟すればよい。

第七條　加盟組合が脱退しようとするときは、その組合の大会の決議をそえて執行委員会に届出ればよい。

第四章　権利と義務

第八條　加盟組合はこの規約に従つて役員を選出し、機関の決定と役員の行動について報告を求め、大会その他の会議に代表を派遣し役員の行動を批判し、それが誤つていたときは改選を要求することができる。また加盟組合は役員の召還権をもつている。

第九條　加盟組合は綱領・規約に従い、また運動方針の線に沿つて活動し、その狀況を執行委員会に報告しなければならない。

第一〇條　加盟組合が規約に違反したり統制をみだしたときは、その情狀によつて権利の停止・除名をされることがあるが、これらの決定は大会で出席代議員の三分の二以上の同意がなければならない。

第一一條　加盟組合間に紛争のおきたときは、その事件の解決を執行委員会に提訴することができる。この提訴に対して執行委員会は直ちに事件に関係のない組合から若干名の審査委員を任命し実情を審査し、その報告に基いて裁定をする。この裁定に不服の組合は次期大会に提訴することができる。但し大会が最後の決定をするまでは執行委員会の決定に従わなければならない。

第五章　機　関

第一節　大　会

第一二條　この組織に次の機関をおく。
一、大会　二、執行委員会　三、幹事会

第一三條　大会はこの組織の最高決議機関で、加盟組合から選出された代議員と役員とで構成される。役員には決議権はない。
この外密接な連絡をとるために各地方産別会議、労働組合協議会、労働組合会議等から一名の代表者の出席を求めることができる。この代表者は発言権はあるが決議権はない。

第一四條　大会に出席する代議員は次の割合で各加盟組合組合員の直接無記名投票によつて選出される。
組合員五万人以上一〇万人まで……二千人につき一人、千人以上の端数につき一人。
組合員一〇万人以上……四千人につき一人。
この外小さい組合の意見を尊重するために五万人までの組合は五千人につき一人と二千五百人以上の端数につき一人の補欠代議員を出すことができる。但し補欠代議員と代議員をまぜて五〇人以上を出すことはできない。補欠代議員は発言権はあるが決議権はない。

第一五條　会費を三カ月以上納めない組合は代議員を出すことはできるが決議権はない。また六カ月以上納めない組合は代議員を出すことはできない。代議員を出す加盟組合の組合員数は大会開催二カ月前の会費納入組合員数と執行委員会が承認した会費未納組合員数によつてきめる。

第一六條　加盟組合は執行委員会の発行する正副二通の代議員・補欠代議員信任狀に必要事項を記入捺印し、大会当日までに正本を執行委員会に提出し副本は本人が持参する。この通告した代議員に変更のあつたときはすみやかに加盟組合は執行委員会に報告しなければならない。加盟組合は出席代議員の一部をへらし、出席しないものの決議権を委任狀で出席者に代行させることができる。但し本人をふくめて三名を超えることはできない。

第一七條　大会は毎年一〇月から一一月の間に執行委員会が招集して次のようなことを行う。
（一）執行委員会の報告の審議
（二）規約の改正・変更の審議決定
（三）運動方針その他重要な議案と加盟組合からの提出議案の審議決定

（四）役員の選出
（五）予算・決算の審議決定

第一八條　執行委員会は大会の日時と場所と議案等を決定し、これを開催の一カ月前までに各加盟組合に通告しなければならない。

第一九條　執行委員会が必要と認めたときと加盟組合の三分の一以上の要求があつたときは一五日前までに各加盟組合に通告して臨時大会を開く。臨時大会はその目的となつている議案についてのみ審議を行い、それ以外の議案については一切審議権をもたない。但し緊急に動議が提出され、大会がこれを採決したときはこの限りでない。

第二〇條　大会は代議員三分の二以上出席しなければ成立しない。

第二一條　大会の議事のやり方は別に定める細則による。

第二節　執行委員会

第二二條　執行委員会は大会の決議に基き、この組織の目的達成のため活動する執行機関であり、全体として本組織を代表する。

第二三條　執行委員会は各加盟組合から推薦された候補者の中から次の割合で大会の出席代議員の直接無記名投票によつて選出された執行委員をもつて構成する。

組合員五万人まで……二人
同　一〇万人まで……三人
同　一〇万人以上……四人

第二四條　執行委員会は毎月一回定期的に議長が召集する。必要をみとめたときまたは加盟組合から要求のあつたときは臨時に議長が召集する。

第二五條　執行委員会の定員数および採決の方法はすべて大会に準ずる。

第二六條　執行委員会は任務遂行上必要あるときは加盟組合に指示し、またはその活動状況を調査することができる。

第二七條　執行委員会の活動は大会に報告し、承認を得なければならない。

第二八條　加盟組合から報告を求められたときは、速かにこれに応じなければならない。

第二九條　執行委員会は執行委員会だけで決定するのは妥当でないような問題については、拡大執行委員会を開く。

拡大執行委員会は執行委員と次の割合で加盟各組合から選出された代表者とで構成する。

組合員五万人まで……五人
同　一〇万人まで……八人
同　一〇万人以上……一〇人

第三〇條　拡大執行委員会は執行委員を除いて代表者の三分の二以上出席しなければ成立しない。

第三一條　拡大執行委員会の決定は執行委員会が責任を負うものとする。

第三節　幹事会

第三二條　幹事会は議長、副議長、事務局長及び幹事を以て構成する。

第三三條　幹事会は執行委員会の決議に従い、常時会務を執行する。幹事会は議長が統括し、執行委員会に対し責任を負う。

第三四條　幹事会の下に左の部局を設ける。

(一)総務に関する事務局
(二)組織、教育、調査、情報、宣傳、文化、青年対策、婦人対策、

保健及び渉外に関する部門
(三)財政に関する部門
(四)出版並に事業に関する部門
(五)機関紙に関する部門
幹事会は執行委員会の承認を得て、部を改廃し、または新設することができる。各部の細則は別に定める。
第三五條　各部局に部局長を置く。部局長は原則として幹事の中より選ぶ。ただし執行委員会が必要とみとめたときは組合員中より選ぶことができる。役員でない部局長は執行委員会、幹事会の要請によつて会議に出席し発言することができる。ただし決議に加わることはできない。
第三六條　幹事会の活動は執行委員会に報告し、承認を得なければならない。

第六章　役　員

第三七條　この組織に次の役員をおく。
（一）議長　（二）副議長二名　（三）事務局長一名　（四）幹事若干名　（五）執行委員若干名　（六）会計監査三名
第三八條　議長、副議長、事務局長、幹事は執行委員会で互選し大会の承認を求めて決める。
第三九條　議長はこの組織の代表者として会務を統轄し執行委員会・幹事会を召集してその議長となる。
第四〇條　副議長は議長を補佐し、議長に事故のあつたときはこれに代る。
第四一條　事務局長は事務局を統轄し、部間の連絡調整の任に当る。
第四二條　会計監査は自ら委嘱した職業的に資格ある会計監査人の証明書を大会に提出しなければならない。
第四三條　役員の任期は定期大会より次の定期大会までとする。ただし再任を妨げない。
役員に欠員を生じたときはその後任者は選出組合より推薦されたものを執行委員会で確認し次の大会で承認を求める。ただしその任期は前任者の残任期間とする。

第七章　会　計

第四四條　加盟組合は毎月一五日までに組合員数に応じて会費を納入しなければならない。会費の完納が不能な場合はその理由書を提出し、執行委員会の承認を経なければならない。執行委員会は大会に報告し、承認をうける。
第四五條　加盟組合は次の基準に従つて会費を負担する。
組合員五万人以下の分……組合員一人につき一円二〇銭
組合員五万人を超え一〇万人までの分……一人につき一円
組合員一〇万人以上の分……一人につき八〇銭
第四六條　この組織の経費は組合費、事業収入、寄附金によつてまかなう。寄附金は執行委員会の承認がなければうけとることができない。
前項の承認を得た事項は機関紙に公表し各加盟組合に報告する。
第四七條　収入・支出の予算・決算は定期大会より次の定期大会に報告しその承認を求めなければならない。
第四八條　この組織の会計年度は定期大会より次の定期大会までとする。
第四九條　役員・書記その他有給事務員の給與及び出張手当等は執行委員会の承認を得て設ける給與規程によつて支給する。

第五〇條　毎月の收支は執行委員会の責任においてその都度各組合に報告する。
臨時の賦課金についても同様に報告しなければならない。
第五一條　この組合の財産は執行委員会の責任において事務局長が管理する。
加盟組合から帳簿の閲覧の要求があつた場合は直ちにこれに応じなければならない。

附　則

第五二條　この規約に疑義のおきたときは大会の決議によつて決定する。
第五三條　この規約は大会で代議員の二分の一以上の直接無記名投票による同意がなければ変更できない。
第五四條　この組織の解散は大会で代議員の四分の三以上の同意を得て決定する。
第五五條　この規約は一九四九年一〇月から効力を発生する。

全日本金属労働組合（全金属）

（All Japan Metal workers Unions: J.M.U.）

◇結成　一九四八年一〇月一四日　全國車輛、全日本機器、全鉄労三組合の合同により結成、一九四九年一〇月二七日さらに全電工と合同す
◇所在地　東京都港区芝新橋七丁目一二番地産別会館内
◇加盟機関　産別　全労連　大金属
◇組織

青森支部	八	四二〇	青森市栄町
岩手支部	一〇	五、五一二	盛岡市大沢川原小路四七ノ一
宮城支部	一	一五	縣労会館
秋田支部	五	九八七	秋田市川尻町秋田製鋼内
山形支部	七	六六八	山形市番燈町鉄興社山形工場
福島支部	七	八三〇	福島縣河沼郡日橋村字広田五〇三菱製鋼広田工場
茨城支部	一二	一四、七六二	水戸市南三ノ丸茨城縣労組内
栃木支部	一二	三、六六一	宇都宮市高日町縣廳内産別会館
群馬支部	三四	四、四七七	前橋市小柳町労働会館内
埼玉支部	二九	七、八七九	浦和市上木崎下原五七九埼玉産別会館内
千葉支部	一八	二、五一五	千葉市院内町三〇
東京支部一二九		二七、五一〇	杉並区馬橋四ノ四九五
神奈川支部五二		二〇、九九二	川崎市柳町一、二〇〇東芝柳町工場内
新潟支部	二〇	六、三五五	長岡市表町一丁目
富山支部	一四	七、八九〇	富山市神通古苗代一〇四一労働会館
石川支部	二三	一、七八〇	金沢市弓ノ町六労働会館
山梨支部	二	一六九	甲府市善光寺二四明電舎甲府工場内
長野支部	一	一、四〇一	松本市本町二一三七
静岡支部	四二	八、一八二	静岡市追手町一六市公会堂
愛岐支部	五六	三〇、〇二三	名古屋市中区南鍛冶屋町一ノ二四
三重支部	二	九七〇	桑名市大福町日立桑名工場
京滋支部	二	七四五	下京区寺町通四條下ル
大阪支部	四八	一二、三四六	大阪市北区宗是町大阪ビル六階
兵庫支部	三二	一二、六八二	神戸市葦合区吾妻通り
岡山支部	二	七七二	岡山市海岸通二丁目二汽車会社岡山工場
広島支部	二	一、三四七	広島縣三原市糸崎町
山口支部	五	六、〇〇一	下松市東豊井九六一
高知支部	六	五三八	高知市丸ノ内教育会館
福岡支部	六	二、七〇八	戸畑市明治町三丁目日立製作所戸畑工場内
大分支部	九	五六一	大分市生石町字久保田四七五
総計	五九八	一八四、七二八	

（註）但し右の数字は全金属、全電工合同以前の全金属についての数字である。

◇役員

委員長　和田次郎（日立水戸）副委員長　中原淳吉（東芝本社）
同　上林武雄（鋼管鶴見）書記長　西川義彦（日本メリヤス）
中央執行委員八八名内常任二二名

◇機関紙　「金属戦線」　B3二ページ

◇**綱領および結成大会宣言**

全日本金属労働組合綱領

一、われわれは全日本の金属労働者結集のために闘う。
二、われわれは労働者と労働組合の基本的権利である言論、出版、集会、示威運動の完全なる自由獲得と団結権、団体交渉権、罷業権の完全なる確立のために闘う。
三、われわれは適正価格による生活必需品の完全配給と、それに基く最低賃金制確立のために闘う。
四、われわれは封建的徒弟制、並びに奴隷的賃金制を一掃するために闘う。
五、われわれは同等労働同等賃金制確立のために闘う。
六、われわれは労働者を犠牲とする企業整備に反対し、完全雇用実現のために闘う。
七、われわれは統一労働協約の締結と、その完全実施のために闘う。
八、われわれは休憩時間を含む八時間労働確立のために闘う。
九、われわれは婦人の解放、少年労働者の完全なる保護のために闘う。
一〇、われわれは教育制度の民主化と、働く者の文化を守るために闘う。
一一、われわれは一切の悪法悪税を撤廃し、完全なる労働法規獲得のために闘う。
一二、われわれは資本家全額負担による失業保険を含む全般的社会保障制度確立のために闘う。
一三、われわれは産業の民主化を計り、働らく者の手による働らく者のための生産復興のために闘う。
一四、われわれは全勤労階級の先頭に立ち、民主戦線を結成し、あらゆる反動勢力を粉砕し、民族の完全独立のために闘う。
一五、われわれは金属戦線の統一を計り、全世界の労働者と提携して、自由にして平和な搾取なき社会建設のために闘う。

宣　言

終戦以来三年有余、資本家階級の反民主的、反人民的な本質による根強いあがきは、國際独占金融資本の勢力を背景として急速に立直り体勢を整えつつあり、彼らの利潤と権益を擁護するためにはポツダム宣言の歪曲、極東委員会十六原則の無視、憲法のじゅうりんをすらあえて行い、彼らが所有するあらゆる権力を動員するのみならず、白晝公然の暴力をも駆使して、労働階級の上にのしかかつて来たのである、口に自由と民主主義を唱えつずけて来た彼らが、今やその仮面をかなぐり捨てて労働階級の前に立ちふさがつたのである。

第三次世界大戦への挑発がファシストたちによつて叫ばれている時、日本の独占金融資本は、反人民的外資導入と企業整備の強行によつて、その傾向に重要な一と役を演じつつある。今や全世界は階級対階級の闘いの姿をくつきりと浮き彫りにして見せている。

かかる情勢の中にあつて、巨大な敵階級に対抗し、その強固な壁を打ち破るものは、更に幾百千倍の力をもつた労働階級の組織

とその団結による闘争以外にはないのである。

わが國労働運動史上、常に第一線の闘争をつづけて来た誇りと傳統を受けつぐ金属労働者は、自らの任務の重さと力の大きさに十分なる自覚と確信を持つて、今こそ進んで労働戰線の統一結集の中核たらんと堂々の行進を起したのである。

本日ここに、全日本金属労働組合として結集した全日本鉄鋼産業労働組合、全日本機器労働組合、全國車輛産業労働組合その他の金属労働者は、更に広汎な大金属合同の推進力となり大産業別單一労働組合の組織確立へと邁進しつつ、敵階級との仮借なき闘争に全力を傾注してゆくものである。

われわれは、働く者の手による生産復興によつて荒れはてた祖國の産業を回復すると共に、ふみにじられた人民の基本的権利を奪い返えし、おびやかされた民族の独立を守り抜くためにファシズムの嵐の中をひるむことなく面を上げて確信に満ちた闘争を展開して行くものである。

今こそわれわれは、自由にして平和な、搾取なき社会建設の大目標に向つて、國内労働戰線統一の推進力となるのみならず世界労働組合連盟への参加を通じて全世界の労働者と手を結び労働階級共同の闘いに敢然として参加し、満々の闘志を以て闘い進むことをここに高らかに宣言する。

一九四八年一〇月一四日

全日本金属労働組合結成大会

◇新運動方針

一何を中心として闘うか一

1最低賃金制を中心とした労働條件確保の闘い

2失業反対、首切反対

3購買力を高め滯貨をなくし産業を防衛するための闘い

4彈圧、分裂に反対し組織を統一するための闘い

5平和を守るための闘い

「いかに闘うか」

1職場・工場における要求のとりあげと闘争の具体化

(イ)常に職場の事情を知悉してそこにある具体的な要求を職場全員のものとしてとりあげ、これを大衆自身で解決してゆくように組合を運営する

(ロ)各工場の闘争を工代会議等によつて拡げるために地区労の活動を強化する

(ハ)同一産業、関連産業との共通の要求を闘争の中でまとめ、戰線統一促進の契機とする

(ニ)支部、本部、縣労、大金属、産別、全労連等との関係については余りこだわることなく、闘うための統一の原則にしたがつて闘争を組織してゆく

(ホ)連合会闘争は経過報告のさいに討論された事情を含んだ上で、これを單産としての闘争にきりかえてゆくための指導を強化する

(ヘ)以上の活動のための日常の組織的運営

2組合員の家庭生活における要求

労働組合は労働者の利己心にかたよつてはならず、職場の要求を家族、農民、市民、失業者の要求と結合してとりあげあうことによつてはじめて共同闘争を強くおしすすめることができるのであつて、労働組合はこれらの闘争で指導的な役割を果さなければならない

3中小企業と大工場における闘い

大企業の労働組合がまず以て産別、総同盟の溝を越えて闘争の先頭にたち、中小企業の労働者の闘争を積極的に援助する

とともに将来は中小企業の労働者を含めた「合同労働組合の結成」なども考えられる

4　5　6　7（略）

8 闘うための戦線統一

(イ)官僚主義、劃一的指導方針などについて先ず組合幹部が徹底的に自己批判し、大衆に忠実になる

(ロ)労働者同志が相互に人格を尊重し合う

(ハ)かくして大衆の日常要求をとりあげて統一的に闘う中で、悪質な職業的分裂主義者を断乎排除する

(ニ)全金属労組の統一だけでなく総同盟、新産別とも共闘するために、具体的には職場の中に統一懇談会をつくりこれを全國に拡げる

9 議会内の闘争との結合および民主政党の統一戦線は以上のごとき労働組合の実践を基盤として実現される

10 世界労連、アジア婦人会議に代表を送る

11 闘うための財政活動

(イ)組合費の納入

(ロ)労働者階級のための支出

◇全日本金属労働組合は産別会議の大産別組合組織方針によつて、産別会議に加盟している金属関係三單産（全日本機器労組、全日本鉄鋼産業労組、全國車輛労組）の合同によつて一九四八年一〇月一四日結成され、更に同会議加盟の全日本電氣工業労組と一九四九年一〇月二七日合同した。いうまでもなく全金属は産別系労組中でも特に戦闘的組合として知られているがそれだけに民同系の攻勢もきびしく、併せて企業整備、賃金遅欠配等の資本攻勢もあり多くの脱落組合を出すにいたつた。しかしながら右にみられるように職場、家族の日常要求をとりあげ組織にこだわらずたたかいをひろめてゆく方針をとつており、幹部もまたそれに確信をもつているようである。

日本電氣産業労働組合（電産）
（All Japan Electric Workers Unions：A.J.E.W.U.）

◇結成　一九四六年四月七日協議会結成、四七年五月七日單一化
◇所在地　東京都中央区築地五丁目一番地　電話築地(55)一三九一二六五七
◇加盟機関　全労連　産別
◇組織（機関紙「電産」による）

〔地方本部名〕	〔支部数〕	〔分会数〕	〔組合員数〕
北海道地方本部	—	一五	六、二三〇
東北地方本部	七	六九	一六、六七七
関東地方本部	一一	—	三二、二〇〇
中部地方本部	五	—	二〇、一六〇
北陸地方本部	三	—	七、八八八
関西地方本部	六	—	二三、六〇〇
中國地方本部	五	—	一三、〇二五
四國地方本部	四	—	七、一八六
九州地方本部	七	—	一九、二〇〇
総計	五三	五〇七	一四六、一六六

◇役員

中央執行委員長	藤田　進	（中國）
副中央執行委員長	池田孝夫	（関東）
同	門馬啓次	（北海道）
同	糟谷敏英	（関西）

◇機関紙「電産」B3二ページ　週刊
◇四八年末電産が協約にもとずく賃金スライド要求をめぐる闘争は

中労委調停案も会社側の容れるところとならず、全國的なストライキをひき起し、G・H・Qへプラー労働課長の中止勧告をうけるに至つた。四九年に入つては退職金、生活補給金、分断反対の闘争を行つた。他方、電産民同派は四九年春の第四回大会では全労連、産別脱退提案を否決されたが一一月には中央執行委員会で全労連加盟促進協議会に参加することにした。

全國生命保険従業員組合連合会（全生保）
(National Federation of Life Insurance Employees Unions)

◇結成　一九四六年六月四日
◇所在地　東京都千代田区有楽町生命保険協会内　丸の内(23)一一
〇五—九
◇加盟上級機関　全金融
◇組織（労働省調）

〔加盟組合名〕	〔組合員数〕
生命保険協会	五〇
日本生命	六、一〇六
日新生命	六五五
平和生命	一、七〇〇
東邦生命	
千代田生命	九七九
中央生命	二、四六四
太陽生命	一一五
大正生命	四〇
第一生命	三、四〇〇
大同生命	六一三
第百生命	五二一
大和生命	四〇〇
富國生命	一、二八七
國民生命	一一七
朝日生命	三四三
協栄生命	一二七
明治生命	三、九三四
光生命	一、二〇〇
計	二五、五五一

◇役員

中央執行委員長	竹内八太郎（明治）
副中央執行委員長	金山敏（太陽）
同	宮地力造（第一）
書記長	山本悠夫（第百）

◇機関紙　「全生保」タブロイド版四ページ　月刊
◇全生保民同は金山前委員長が中心となり、第四回定期大会（四九年六月二八、九日）に於て産別脱退動議を提出したが否決された（しかし、同年一二月の第五回大会で産別脱退を決定した）他方、全銀連、損保従連等とともに全金融を組織し、金融機関参加労組の戦線統一につとめている。

全日本港湾労働組合（全港湾）
(All Japan Federation of Harbour Workers Unions: F.H.U.)

◇結成　一九四七年七月二七日　全港湾同盟結成　一九四九年六月一日單一化
◇所在地　東京都大田区山王二ノ一八二五　電話大森(06)二三〇〇
◇加盟機関　全労連　産別
◇組織（労働省調）

〔組合名〕	〔組合数〕	〔組合員数〕
北海道港湾労組協議会	一六	四、七〇五

東北港湾労組同盟	二	一、一九三	
関東地区協議会	五	一、一二八	
東海港湾労組		三、八三七	
大阪港湾労組	六	二、七七五	
兵庫縣港湾労組同盟	一三	七、三七四	
四國港湾労組同盟	三三	一、〇〇二	
九州山口地方港湾労組同盟	七	四、七四四	
広島港湾労組	一八	八七	
日本海沿岸港湾労組同盟	一	三、一六三	
総計	一二	二九、九七八	
（註）但し右の数字は單一化以前のものである。	一一七		

◇役員

中央執行委員長　田井増五郎　副中央執行委員長　岸田長二　同　松井太右衛門　書記長　兼田富五郎　他中央執行委員二六名　会計監査三名

◇機関紙　「港湾労働」B3版二ページ　月二回刊

◇四八年から四九年にかけ港湾会社の閉鎖機関指定に伴う闘争を行つた。四九年秋には港湾産業の危機に関連して結成された海運防衛中央会議に参加している。なお従來の同盟体を改組して單一化することに第四回定期大会（一九四九、五、三〇―六、一）に於て決定された。

全日本印刷出版労働組合（印刷出版）
（All Japan Printing and Publishing Workers Unions）

◇結成　一九四六年四月八日

◇所在地　東京都港区芝新橋七ノ一二産別会館内　電話芝（43）三二〇五

◇加盟機関　産別　全労連

◇組織（一九四九年一〇月第九回臨時全國大会報告による）

〔支部名〕	〔分会数〕	〔組合員数〕
（東京九支部）		
板橋支部	七	一、九九一
千代田支部	二六	二、七五〇
北支部	六	一、三四二
城南支部	一三	二、〇二五
新宿支部	九	二、九六五
文京支部	一二	三、四〇二
三多摩支部	三	二九六
城東支部	二	三五〇
中央支部	四三	一、六八六
計	一二一	一六、七八六
（地方一八支部）		
長野支部	一五	八〇八
神奈川支部	一一	一、一四二
京都支部	四	三八八
熊本支部	八	一二五
栃木支部	八	二四五
福島支部	三	七五
高知支部	八	七四
茨城支部	五	七〇
札幌支部	八	二一〇
小樽支部	八	九七
函館支部	五	一二〇
空知支部	三	三五
室蘭支部	一八	三四

鹿児島支部　一一八　四、五二七
計　二三九　二一、三一三
総計　八

◇役員　第九回大会決定
中央執行委員長　藤森直治（共同印刷）　副中央執行委員長　菱村伊之輔（印刷工業）　同　矢島明（東京書籍）　書記長　安藤次郎

◇機関紙　「印刷出版労働」

◇第八回定期大会（一九四年四月）決定　闘争目標　（説明省略）
われわれは何を闘うか？
(1)われわれは生活権確保のために闘う
(2)われわれは民主主義の確立とその防衛のために闘う
(3)われわれは産業企業防衛のために闘う
第九回臨時全國大会（一九四九年一〇月）決定
一、日常の職場要求を積極化し産業防衛闘争をひろく組織化する
二、組合の御用化反対
三、失業組合員の組織化と共に居住地域における家庭を組織する
四、政治戦線の統一、人民政府の樹立

日本冷蔵従業員組合（日冷）
（Nippon Cold Storage Workers Unions:N.C.U.）

◇結成　一九四六年五月二二日
◇所在地　東京都中央区湊町三ノ八日冷内　電話築地(55)二一三七
一九
◇加盟機関　産別　全水労　全労連
◇組織

〔支部名〕	〔分会数〕	〔組合員数〕
北海道支部	一六	五九九
東北支部	一四	六五七
東京支部	八	三七二
大阪支部	一四	八〇一
中國支部	五	四四八
九州支部	五	六〇〇
計	六二	四、四七七

◇役員
中央執行委員長　三浦和美
副中央執行委員長　長島平一郎
事務局長　岡田稔

◇機関紙　「ニチレイ」　タブロイド月一回刊

日本映画演劇労働組合（日映演）
（Japan Motionpicture and Theatrical Workers Unions: J.M.T.W.）

◇結成　一九四六年四月二八日
◇所在地　東京都港区芝新橋七の一二産別会館内　電話芝(43)三三〇五
◇加盟機関　産別　全労連
◇組織

〔支部名〕	〔組合数〕	〔組合員数〕
北海道支部	九	二二八
東北支部	四	三三三
東京支部	二四	四、〇一九
東海支部	一一	一、一四二
中部支部	四	四三八

京都支部	三	一、二〇九
大阪支部	一一	一、四五〇
中國支部	六	二三九
九州支部	六	三六六
計	七八	九、四二一

◇役員（第八回全國大会、四九年一一月一六日決定）
中央執行委員長　横田　保（日本ニュース）
副中央執行委員長　古屋　武（松竹）
同　古賀聖人（大映）
同　寺田昌業（東宝）
書記長　中野忠夫（松竹）

◇機関紙「映画演劇」旬刊

◇日映演は四八年に於いて東宝砧撮影所の大争議を「企業整備と文化反動に対する闘争」として廣汎に労働者、文化人、学生等を組織してたたかつた。その後も、生活権を闘いとれ、労働者の権利をまもれ、映画演劇産業を守れをスローガンに苦闘して來たが、四九年の第八回全國大会では運動方針として(1)日常闘争の強化　(2)働くものの生活をまもり職場を民主化しよう　(3)働くものの権利をまもり職場を民主化しよう　(4)観客を組織し、映画演劇をまもろう等を決定し「闘いやすい組織をつくるために」地域支部を一部企業別支部に切かえることになつた。

全官公廳労働組合連絡協議会（全官公廳）
（Liaison Council All Government and Municipal Workers Unions）

◇結成　一九四七年八月一一日

◇所在地　東京都千代田区三年町特許局内　電話銀座(57)三一七一—四　内線三三六

◇組織

〔加盟組合〕

全逓信労働組合	一六〇
全官廳労働組合連合会	二八
全國財務労働組合（四九年末解散）	二五
全公団労働組合全國協議会	三五
（國鉄統一派）	二二
	二三

◇役員
事務局長（空席）

◇全官公廳は結成以來官業組合の統一機関として活潑に活動して來たが全官公内の民同系労組は四九年一二月に新たに日本官公廳労働組合協議会（官公労）を結成した。

全逓信労働組合（全逓）
（All-Japan Communications Workers Unions）

◇結成　一九四六年五月三一日

◇所在地　東京都港区芝新橋七ノ一二産別会館

◇加盟機関　産別　全労連　全官公廳

◇組織（労働省調）

	支部、分会数	組合員数
北海道地区本部	一九三	二五、三九八
（東北地方連絡協議会	三八、二一二）	
青森地区本部	四、八二二	
岩手地区本部	五、〇八〇	
宮城地区本部	一〇、三九六	
秋田地区本部	四、六九四	
山形地区本部	五、八一九	

福島地区本部	二七	七、四〇一	二一八
（関東地方連絡協議会			
茨城地区本部	三六七	八一、九八〇）	八
栃木地区本部	四〇	五、六六二	二八
埼玉地区本部	三〇	四、八五五	一七
群馬地区本部	二八	五、三一一	七三
千葉地区本部	二七	四、六〇三	五七
東京地区本部	三三	五、七四一	一七
神奈川地区本部	一四三	四三、八二三	二三
山梨地区本部	四八	八、五九一	一四
（北陸地方連絡協議会			
富山地区本部	七四	一三、二一九）	一二二
石川地区本部	二四	三、六七〇	一七
福井地区本部	二九	五、九九五	二七
（東海地方連絡協議会			
岐阜地区本部	一二〇	三九、一二七）	一六
静岡地区本部	二七	六、五六九	三七
愛知地区本部	四四	一七、六八一	一七
三重地区本部	二〇	六、一三九	一一
（信越地方連絡協議会			
新潟地区本部	九二	一九、〇九五）	五四
長野地区本部	四二	三、九九一	九
	五〇	一〇、一〇四	四

（近畿地方連絡協議会			
滋賀地区本部	二	一、〇〇一	二
京都地区本部	一	一、〇〇一	一
西舟地区本部	一	一、〇〇一	一
大阪地区本部	一	一、〇〇一	一
兵庫地区本部	一	一、〇〇一	一
奈良地区本部	一	一、〇〇一	一
和歌山地区本部	一	一、〇〇一	一
（中國地方連絡協議会			
鳥取地区本部	一	一、〇〇一	一
島根地区本部	一	一、〇〇一	一
岡山地区本部	一	一、〇〇一	一
広島地区本部	一	一、〇〇一	一
山口地区本部	一	一、〇〇一	一
（四國地方連絡協議会			
徳島地区本部	一	一、〇〇一	一
香川地区本部	一	一、〇〇一	一
愛媛地区本部	一	一、〇〇一	一
高知地区本部	一	一、〇〇一	一
（九州地方連絡協議会			
福岡地区本部	二三〇	六〇、二二九）	三三
佐賀地区本部	六一	三、四二一	二
長崎地区本部	一〇	九、一七三	一
大分地区本部	四六	二、七六五	二三
	三三	四、二八八	一三
	一	三、一五七	一
	一	一、〇〇一	一
	一	一、〇〇一	一
	一	一、〇〇一

熊本地区本部	三五	一〇、四五二
宮崎地区本部	一六	三、六八三
鹿児島地区本部	二九	五、七九〇
総計	一、六三〇	三八一、九三九

〔備考〕 但し右の数字は全逓労組と全逓従組に分裂以前のものである。

◇役員

中央執行委員長　山口寛治
副中央執行委員長　高原晋一
同　村山永喜
書記長　浜　武司

◇機関紙　「全逓新聞」　B3二ページ　五日刊

◇**運動方針**（要旨）

1　われわれはこんなに困つている
借金はふえる、職場はつぎつぎに首は切られる、官側は急にいばり出した、人は足りないし機械は故障だらけで加入者から苦情が出る、超過勤務はやつても手当はくれない、このままでは年も越せない。

2　これは一体なぜだろう
(一)なぜこのような無茶なことをやるのか、それは働く者が目ざめ、新中國のような國がたくさん出て来たので大金持がぐらぐらして来た。そこでデマ、首切りで弾圧しそれでも間に合わなくなつて世界的な分裂策動を始めているのだ。
(二)賣國奴吉田は外國資本と結託して大金持だけを助けるために今年中に三千億円の金を働く者からしぼり上げようとしているのも、この世界的な弾圧の一環として行われているのである。

3　われわれの要求をどうして取るか
(一)「働いたら切るぞ」の官側のおどかしにふるえている、職場の主人公であるわれわれはこれで國民の通信が守れるか、苦労している家族のことも考えて元氣を出そう。
(二)百獣の王ライオンでもアリの大群にはかなわない。吉田やそれにつながる悪質官僚などわれわれが団結さえすれば物の数ではない。
(三)団結のために選ばれた幹部は
イ　敵に対しては不屈、組合員に対しては愛情をもつて献身する。
ロ　「指導する」とか「してやる」とか「やらせる」とか闘争の請負主義を克服する。
ハ　組合をふみ台にする一さいの利己心は心中の敵である。

4　闘いの進め方
1　日常闘争を強化しよう
2　宣傳
3　文化闘争
4　不正摘発

逓信省の予算の三分の一は官僚の宴会費に使われている。わずかのおこぼれにつられて、もつとも大きな利益をのがさぬように小さな不正でもみんなに知らせてその力で摘発しよう。

5　失業反対闘争
申訳的な救援対策、首を切られた一部の者の闘争であつてはならない。〃人よこせ闘争〃と合せて國鉄、金属等あらゆる地域産業労働者と結びつき、市長、村長に対し「仕事よこせ」「生活を保護せよ」を要求する。

6　われわれの戰線を統一拡大しよう

7　最も闘いやすい組織にしなければならない、組合員が首を切られても同じ陣列で闘える組織にする、組合や規約はわれわれのものだ、これを人事院に認めさせ、闘う組合をつくる、組合費は活動の血液だ、指令、指示は事実に基ずいて正確に報告する。

◇全逓労組は戦後の官業労組運動の中で戦闘的労組として一貫して来たが四八―九年度に於ても四八年の三月闘争、七月攻勢とその先頭にたつた。しかし四九年夏の行政整理反対闘争の結果、全逓再建同盟は分裂して別に全逓信従業員組合を結成した。全逓労組と全逓従組との組合員数は重複している支部、分会があつて明瞭でない。

全國財務労働組合（全財）
（National Tax Collectors Unions.）

◇結成　一九四七年一月一三日
◇所在地　東京都千代田区代官町二東京財務局内　電話丸の内(23)〇三七一―九
◇加盟機関　全官公廳　全労連
◇組織

	〔組合数〕	〔組合員数〕
北海道地方会議	二三	一、五七五
青森地区連合会	一〇	六八六
東京地区連合会	二八	一、七四九
新潟地区連合会	四	四〇二
富山地区連合会	五	七三八
石川地区連合会	四	七二三
福井地区連合会	六	五五五
岐阜地区連合会	八	九二一
静岡地区連合会	一二	一、二九六
愛知地区連合会	一四	二、八四七
滋賀地区連合会	七	六三七
京都地区連合会	一七	二、〇三三
大阪地区連合会	三一	七、〇二九
兵庫地区連合会	二〇	二、二八七
奈良地区連合会	四	四一四
和歌山地区連合会	八	七一八
岡山地区連合会	一三	二、二一二
広島地区連合会	一四	二、二一七
山口地区連合会	一六	一、八〇三
徳島地区連合会	七	七七八
香川地区連合会	七	九〇一
愛媛地区連合会	七	九三〇
高知地区連合会	六	五〇九
福岡地区連合会	一六	一、九七九
佐賀地区連合会	五	四六五
長崎地区連合会	一三	一、四一八
熊本地区連合会	一一	一、六七三
大分地区連合会	一八	一、五一八
宮崎地区連合会	七	五七三
鹿児島地区連合会	一〇	九二一
総計	三五一	三八、三二七

◇役員（四九年六月全國大会決定）
委員長　杉村鉄夫（東京、共産）副委員長　高島清（大分、中立）同　板根茂（東京、中立）書記長　入江慶次（愛知、共産）
◇機関紙「全財新聞」B3二ページ
◇全財は全國税務職員組合の單一組織であり四八年三月の二、九二

○円ベースに対する全官公の反対闘争に於ては、全逓とともにその先頭に立つたのであるが、その後、関東、東北、山陰等の諸支部が全財の方針を左翼的であるとして脱退し新たに日本財務職員労働組合協議会（日財労―一六二組合、一六、〇一二名）を結成し、全日労に参加している。しかしこのような税務職員労組の分裂状態に対する反省から全財は四九年一一月の大会に於て全財を解散して新たに日財労を含む組合を組織しようとしている。

全國官廳労働組合連合会（全官労）
（National Federation of Government Office Workers Unions）
◇結成　一九四六年四月
◇所在地　東京都港区芝新橋七ノ一二産別会館
◇加盟機関　全官公廳　全労連
◇組織（労働省調）

〔組合名〕	〔組合員数〕	〔所在地〕
建設省建設工事本部労組	二五	港区芝海岸通リ一ノ二五
全國司法部職員労組	五三	千代田区霞ケ関一ノ一東京地裁
全海事官廳従組連合会	六一	千代田区丸ノ内一ノ一運輸省内
全日本國立医療労働組合	二三〇	中野区新井町五一四
全國氣象職員労組	一九二	千代田区大手町一ノ七
全南工労組	四七	千代田区霞ケ関一ノ二通産省内
全農林職員労組	七二七	千代田区有楽町一ノ一帝農ビル内
建設省全國土木労組	一一三	千代田区霞ケ関一ノ二
全國税関労組	五	横浜市中区日本大通
外務官廳職員労組連合会	三	港区芝田村町一ノ二
文部省職員組合	六	千代田区霞ケ関一ノ一
全労働省労働組合総連合	四六一	一六、八七二
大蔵省職員組合	一	一、〇〇〇
会計検査院職員労働組合	一	一、〇〇〇
厚生省職員組合	一	三、七八四
総理廳統計委員会事務局職組	一	六〇
物價廳職員組合	一	八一〇
総理廳統計局職組	一	一、五七七
新聞出版用紙割当委職組	一	四二
公正取引委事務局職組	一	八一〇
留守業務事務局職組	一	二、〇七七
経済安定本部職員労組	一	一、〇四七
特別調達廳東京支所職組	一	四〇〇
恩給局職組	一	一八九
総計	二、九七一	二〇八、三八〇

◇役員
執行委員長　佐藤安政（全氣象）
副執行委員長　及川知行（全農林）
同右　橋本三郎（建本）
事務局長　吉田清隆（全海事）

◇機関紙　「官労新聞」B3二ページ　週刊

◇綱領

働く労

一、われわれは固く団結して働く者の生活を守り抜くために闘う

一、われわれは官廳を徹底的に民主化してこれを人民のものにするために闘う

一、われわれはあらゆる働く者の戰線を統一して自由と平和と独立のために闘う

◇闘争目標（第二回全國大会決定）

一、最低賃金制一六歳五、〇〇〇円の獲得

二、社会保障制度の樹立

三、実働四八時間の撤廃

四、失業者に職を與えよ

五、首切り行政整理の撤回

六、勤労所得税を含む一切の大衆課税撤廃

七、尨大予算、物價値上げ反対

八、日本の産業、教育、文化の擁護

九、國家公務員法の撤廃、労働者の罷業権の確保

一〇、職場権力の打倒、官廳民主化の徹底

一一、吉田内閣打倒、民主人民政権の樹立

全公團労働組合全國協議会（全公団）

◇結成　一九四七年七月

◇所在地　東京都中央区日本橋茅場町二丁目八番地金商ビル内　電話茅場町(66)三七二七一〇一二一三

◇加盟機関　全労連　全官公廳、

◇組織（労働省調）

	〔組合数〕	〔組合員数〕
加盟組合	三七七	九〇、九七〇
食糧配給公団労組	一	六三
配炭公団従組	一一	五八三
石油配給公団従組	五九	一二、七一二
肥料配給公団従組	三二	二、八一六
鉱工品貿易公団従組	一三	四、三四〇
繊維貿易公団従組	一三	六、九八三
飼料配給公団従組		一、九七一
油糧配給公団従組		七八九
食料品配給公団従組		二、八〇〇
原材料貿易公団従組		六〇〇
價格調整公団従組		五〇〇
産業復興公団従組		四五一
船舶公団従組		四〇〇
計		一四〇
		一二一、三三七

◇役員

委員長　坂田信正（鉱工品公団）

事務局長　井手二郎（産復）

◇スローガン（第三回全代会議決定）

一、現行給與に最低三、五〇〇円を加給し、家族給を二、二〇〇円に引上げよ

二、生補金一五、〇〇〇円、越年資金一カ月分をすぐよこせ

三、職場や家庭の小さな日常要求も組合員の力で獲得しよう

四、首切り失業絶対反対、完全雇用、失業者に職を

五、退職金一二カ月分をよこせ

六、失業保険法、特別職を完全に適用せよ

七、越年闘争を通じてつよい全公団へ

八、関連産業、農市民を苦しめる公団の改廃反対

九、独占資本擁護のための官僚統制反対、人民の手による配給機

構の確立
一〇、公団の不正、反人民的カラクリを摘発しよう
一一、國家公務員法の撤廃、登錄は届出制で、政治活動の自由を與えよ
一二、大衆課税を撤廃せよ、税金は大金持から
一三、労働戰線の統一、分裂絶対反対
一四、反動文化政策反対
一五、單独講和、軍事基地化反対、すべての連合國との全面講和を
一六、ファシズム反対、吉田内閣打倒、働く者の政府をつくろう
一七、闘う全公団万歳、

日本自治團体労働組合総連合（自治労連）
(Federation of All Japan Selfgovernment Organization Workers Unions)

◇結成　一九四七年一一月一〇日、全公連、都市同盟合体して結成さる
◇所在地　東京都千代田区丸の内都廳内　電話丸の内(23)〇五一一—二〇（内線九七七　九〇五）　一四七一
◇加盟機関　全官公　自治労連
◇組織（一九四九年一〇月現在、第四回臨時大会報告による）

〔縣連名〕	〔組合員数〕	〔縣連名〕	〔組合員数〕
北海道	一四、五〇〇	青森	三、一〇〇
秋田	三、三〇〇	山形	一、七〇〇
宮城	三、三〇〇	岩手	二、四三五
福島	三、六〇〇	茨城	四、一六〇
栃木	二、〇〇〇	群馬	六、〇〇〇
埼玉	一、五一三	東京都	三〇、〇〇〇
千葉	三、一一二	神奈川	一二、〇〇〇
山梨	二、〇二五	静岡	五、八〇〇
愛知	一二、〇〇四	岐阜	三、五〇〇
三重	四、〇三九	長野	五、〇〇〇
新潟	三、一〇〇	石川	二、五〇〇
福井	一、七六八	富山	三、五九七
大阪	二一、二八八	京都	八、八九二
奈良	一、八〇〇	滋賀	二、五四〇
兵庫	一〇、〇〇〇	和歌山	二、二〇〇
岡山	四、二六一	広島	七、一七一
山陰	四、五一六	山口	三、五二〇
高知	二、五〇〇	香川	三、七三九
愛媛	四、三九六	徳島	二、八六一
福岡	九、〇〇〇	大分	三、五〇〇
長崎	三、二四五	熊本	三、二六〇
宮崎	二、五〇〇	佐賀	二、四九六
鹿児島	三、一〇〇	計	二四〇、六八四

◇役員
中央執行委員長　信近高雄（岡山市職）
副中央執行委員長　山口　熙（長野市職）
書記長　猪狩則雄（仙台市職）
◇機関紙「自治労新聞」週刊二九、〇〇〇部
◇四七年一一月地方自治体従業員の統一組織として発足して以來、常に「全官公廳」の一翼として、その方針に同調しつつ運動して來た。特に四九年に入つては五月の定期大会に於て、1生活を守る、2権利と組織を守る、3地方自治体を破壊から守る、4産業再建と平和を守る等の運動方針を決定している。しかし、これらの方針に

同調しがたいとして四八年八月刷新同志会が生れ、四九年一〇月の中央委員会を契機に刷同派は一全國自治団体労働組合協議会」結成に向い一一月末結成大会を開いた。この新自治労協は参加者一二二、〇〇〇名といわれ全自治労連四五縣職、二三三都市職のうち、東京都、七縣職、三二市職である。

全國金融機関労働組合協議会（全金融）

◇結成　一九四七年一〇月九日
◇所在地　東京都港区青山南町六ノ一二〇　電話赤坂(48)六〇〇七―八
◇組織　当協議会の加盟組合は左の通りである。

〔組合名〕	〔組合員数〕
1全國銀行従業員組合連合会	一二〇、〇〇〇
2全國生命保険従業員組合連合会	一五、〇〇〇
3損害保険従業員組合連合会	一五、九〇〇
4全國信託会社従業員組合連合会	二、二〇〇
計	一六一、二〇〇

◇役員
議長　笹子　豊治（横浜興信）
◇金融機関関係の労働組合の協議会であり全銀連が主体となつている。

全國銀行従業員組合連合会（全銀連）
(The Federation of Bank Employees Unions:F.B.U.)

◇結成　一九四七年四月一八日
◇所在地　東京都港区赤坂青山南町六ノ一二〇　電話赤坂(48)〇九八二　六〇〇七　六〇〇八
◇加盟機関　全労連　全金融
◇組織

〔加盟組合〕	〔組合数〕	〔組合員数〕
日本銀行従組	五三	七、五六〇
大和銀行従組	一〇二	三、三〇〇
三和銀行従組	一九五	七、一〇〇
富士銀行従組	一八七	七、五〇〇
千代田銀行従組	一五九	七、二〇〇
帝國銀行従組	一〇一	四、二〇〇
第一銀行従組	八二	四、六六四
興業銀行従組	二〇	二、〇六四
大阪銀行従組	一六〇	六、三〇〇
日本勧業銀行従組	一四八	五、〇一一
東海銀行従組	二〇六	五、〇一七
神戸銀行従組	一六七	三、五〇〇
協和銀行従組	二四二	四、七〇六
その他の銀行金庫従組	二、九〇四	四五、四〇〇
合計	四、七二六	一一四、〇〇〇

◇役員
中央執行委員長　佐藤乙彌（大阪）
副中央執行委員長　笹子豊治（横浜興信）
　　岩岡太郎（千代田）
　　眞鍋安正（伊予合同）
書記長
◇機関紙　「全銀連」

全日本新聞労働組合（全新聞）
(The Press Workers Union of Japan:P.W.U.)

◇結成　一九四八年七月三一日
◇所在地　東京都中央区木挽町二ノ一一　電話京橋(56)二五六六
◇加盟機関　全労連

◇組織（労働省調）

	〔組合数〕	〔組合員数〕
東京地方	三〇	一二、九一〇
関東地方	七	八六三
北海道地方	六	二、一〇三
東北地方	八	一、一七二
北信越地方	一一	一、五三〇
東海地方	一一	二、三九九
関西地方	一〇	一、三四九
中國地方	九	一、四四三
四國地方	五	七六二
九州地方	六	一、四五二
総計	一〇三	二五、九四七

〔備考〕 但し右の数字は四九年三月の数字であり、その後、相当数の脱退組合があるから組合員数にもかなりの減少があるとと思われる。

◇役員
中央執行委員長　谷口久夫
副中央執行委員長　河田　進
書記長　中塚昌胤

◇機関紙　「全新聞」タブロイド版四ページ

◇綱領
一、われわれは働く者の健康にして文化的な生活を確立するために闘う
一、われわれは新聞労働者の任務を自覚し生産復興と文化向上のために闘う
一、われわれは日本の民主化徹底の爲に封建性を打破し反動的なブルジョア勢力と闘う
一、われわれは内外の労働者と結び労働階級の解放と世界平和のために闘う

◇全新聞は産別会議に属していた、全日本新聞通信労組（新聞單一）とそれから脱退していた読賣新聞従組、毎日新聞労組等の間に新聞労働戰線統一のために「全新労結成準備会」がもたれ、ついに新聞單一は解消し、一九四八年七月二八日から全日本新聞労働組合の結成大会が開かれた。しかしその後の全新聞は期待された「闘う全新聞」として行動したにも拘わらず毎日労組は参加を保留し読賣従組そのほか脱退が引続き、当初の統一戰線は再び崩壊した。

全日本水産労働組合協議会（全水労）
（National Council of Fishery Workers Union:N.F.U.）

◇結成　一九四七年三月二七日水従協結成、一九四八年四月二日地方漁業労働者を含め全水労結成

◇所在地　東京都中央区湊町三の八日冷本社内　電話築地（55）二一三〇

◇加盟機関　全労連

◇組織

〔組合名〕	〔組合員数〕
日本冷蔵労働組合	四、六六〇
日魯漁業従業員組合連合会	六〇〇
大洋漁業東京従業員組合	一九七
大洋漁業東京職員組合	一六七
大洋漁業下関従組	五五一
日水東京地区労組	三五〇
東京都水産業会職組	三三
日魯久里浜労組	一〇五

眞鶴漁業労働組合	一一〇
伊東漁業労働組合	三五〇
銚子漁業会職組	四五
大銚子漁船水夫組合	八〇〇
船形小釣網従業員組合	七〇
江名町水産労働組合	二〇〇
御宿漁民組合	一七六
北海道水産業会従組	五五〇
阪島製氷冷凍従組	一八
吉佐地方漁業会職組	七八
東北支部	一、三八九
石巻地区漁船労組	三〇〇
九鬼漁業労働組合	二三
油津漁民組合	一〇五
大和水産従組	八六
計	一一、三六一

◇役員

中央執行委員長代理　高田　進
中央副執行委員長　菊地隆吾
事務局長　清水克己

◇機関紙　「水産労働」タブロイド版月二回刊

◇全水労は全國の水産労働組合で構成され、日本冷蔵、大洋漁業のような大企業の労働組合と同時に地方の漁業会従業員、或は漁民をも組織しているが最近は地方の漁船船員、漁業労働者の組織に重点をおいているようである。

全日本自動車運輸労働組合連合会（全自労連）

◇結成　一九四六年一二月一五日全國貨物自動車労組連合会結成

一九四八年一一月一五日全自労連となる。

◇所在地　東京都杉並区阿佐ケ谷三ノ二七五

◇加盟機関　全労連　全交運

◇組織

	〔組合数〕	〔組合員数〕
東北地方連合会本部	四〇	四、四八〇
北陸地方連合会本部	一二	三、四四三
関東地方連合会本部	七二	九、六一一
東海地方連合会本部	三八	七、六七六
近畿地方連合会本部	五〇	一一、三一一
中國地方連合会本部	一七	五、一九四
九州地方連合会本部	一四	一、五六四
計	二二六	四三、二七九

◇機関紙「トラック労働」タブロイド版二ページ

全日本金属産業労働組合協議会（大金属）

◇結成　一九四八年一二月一一日

◇所在地　東京都港区芝新橋七ノ一二

◇組織

全日本金属労働組合
全日本造船労働組合
全日本自動車産業労働組合
全日本電線工業労働組合
日本製鉄八幡労働組合

以上の他地方大金属の組織を併せ四九年一二月の第三回臨時大会には八九九分会　三二〇、四五三名と報告された。

◇役員

議長　和田次郎（全金属）

副議長　　大宮宗三郎（全造船）
◇機関紙　「大金属新聞」B4版二ページ　五日刊
◇綱領
一、われわれは全日本の金属産業労働者を結集し、単一の金属労働組合結成のために闘う
一、われわれは労働者の基本的人権擁護のために闘う
一、われわれは完全雇よう実現のために闘う
一、われわれは産業民主化と労働者、農漁民、勤労市民の生活を豊かにする生産復興のために闘う
一、われわれは教育制度の民主化と働く者の文化を守るために闘う
一、われわれは金属労働者の戦線統一を通じて全日本の労働戦線統一のために闘う
一、われわれは働く農漁民、勤労市民、民主的諸団体と提携し民主戦線結成のために闘う
一、われわれは祖國を植民地化する外資導入に反対し民族の完全独立のために闘う
一、われわれは全世界の労働者と提携し戦争の根源の破砕と世界平和確立のために闘う
◇一九四七年末に金属労働戦線の統一を目指して設立された大金属共同闘争委員会は発展して四八年一二月一〇日全日本金属産業労組協議会（大金属）が結成された。大金属は当初から、生活をまもる基本的権利をまもる、産業を崩かいからまもる等の運動方針のもとに活潑に運動を展開した。四九年度企業整備、脱退等で組合員は若干減少したが労働戦線に於ける比重は全官公系組合が争議権を失つた結果著しく比重を増している。
全日本造船労働組合（全造船）
（All Japan Shipbuilding Workers Unions:S.W.U.）
◇結成　一九四六年九月一日
◇所在地　東京都澁谷区原宿三ノ二九八　電話赤坂(48)三二六四
◇加盟機関　全労連　大金属
◇組織（労働省調）

	〔組合数〕	〔組合員数〕	〔所在地〕
北海道支部	五	三、五三八	函館市机影町二〇
東北支部	一二	一、七六〇	塩釜市杉八表七二ノ四
関東支部	一一	二一、七二六	横浜市西区高島通一ノ一二
東海支部	八	三、三六一	清水市三保塚間三九五
北陸支部	四	一、三三一	富山市古苗代労働会館内
近畿支部	一八	二五、五九二	大阪市浪速区東神田町八七三
中國支部			
山陰地区協議会	九	九九〇	松江市御手船場町五六一
四國支部	七	六七九	高知市種崎土佐造船
九州支部	一一	一四、一九九	長崎市飽之浦町一丁目
直結單位組合	一三	一六、二〇五	
総　計	九八	八九、三八一	

◇役員
　中央執行委員長　　大宮壯三郎
◇機関紙　「ゼンセン」旬刊　B4二ページ
◇**第九回定期大会**（一九四九、一一、三）**決定の運動方針要旨**
一、生活権を闘いとれ――実質賃金の向上と最低賃金制の確立
二、労働者の権利を守れ――労働協約闘争から積み上げ労働立法の改正を積極的に闘う
三、産業の破かいを防げ――職場委員会を作つて企業管理を行い

資本家的再建方式にまき込まれることなく設備をよくし安全を保ち、生産増強の條件を確保し職制の不正を摘発する、中小企業の労働者の生活を守り、中小企業者をして闘争の中から独占資本に対する共同闘争を組織する

四、組合を分裂から守れ――ファシズム化した独占資本とその政府は政治、経済、宣傳等あらゆる機関を握つて弾圧と挑発とで組合を分裂させようとしている、また組合内部の悪質分裂主義者に対しては徹底的に排撃して相互批判の中から組合の組織を守り、労働戦線の統一強化をはかる

全日本自動車産業労働組合（全自動車）
（All-Japan Automobile Industry Workers Unions:J. A.W.U.）

◇結成　一九四八年三月二五日
◇所在地　東京都港区西芝浦四ノ三トヨタ自動車芝浦工場内　電話三田(45)一〇五八―九
◇加盟機関　全労連　大金属
◇組織（労働省調）

〔支部名〕	〔組合員数〕	〔所在地〕
東京支部	二八一一、一三五	港区西芝浦四ノ三
神奈川支部	一八七、一七〇	横浜市神奈川区エビス町六ノ二
静岡支部	四四四	静岡市追手町
東海支部	二二一四、〇八二	名古屋市中川区運河通り四ノ六三
大阪支部	六五〇九	大阪市大正区南恩加島町一
岡山支部	一、九六九	岡山縣浅口郡連島町亀島新田水島機器内
京都支部	四二、四〇七	京都市左京区太秦巷町一
北陸支部	八六七七	富山市神通町古苗代一〇四九
九州支部	八三九七	福岡市宮島町三ノ一三八ノ二

直結組合　一七　八、八三三
総計　一一六　四七、六二三

◇役員（五〇年四月改選）
中央執行委員長　益田哲天
副中央執行委員長　田辺　稔
同　畔柳　驀
書記長　新堂重男
会計監査　島本恭治、水谷件一、橋本貞三
中執　二一

◇機関紙「全自動車」旬刊
◇全自動車の活動中注目すべきものは、四九年秋に行われた「いすず」一日産」一トヨタ」の人員整理、賃金引下げ反対闘争であり、これは、四九年夏季の全官公の行政整理反対闘争が失敗した後の、労働運動の沈滞期に於て特徴的なものであつた。すなわち、三社を通じて全員の約二割五分に当る大量の人員整理と、賃金の一割切下げ（「トヨタ」の場合は賃下げのみ）に対し、組合側は三社労組共同闘争委員会を設けて柔軟な波状スト戦術をとり、また、関連産業や鶴見工代会議、神奈川縣労等の地域組織等との共同闘争も行われた。

全日本電線工業労働組合（全電線）
（All-Japan Electric Wire Labour Unions:E.W.L.）

◇結成　一九四六年七月二日
◇所在地　東京都中央区築地三ノ一〇懇話会館内　電話築地(55)一一六一―五
◇加盟機関　全労連　大金属
◇組織（労働省調）
〔組合員五〇〇名以上の加盟組合名〕
大日本電線本社労組
〔組合員数〕
一、〇〇〇

沖電氣従業員組合		七五二
大日本電線笑島工場労組		五七七
住友電工職組		八三五
住友電工労組		一、五〇七
住友電工伊丹製作所労組		一、三六七
住友電工名古屋製作所従組		八一七
日本電線労組		五一〇
昭和電線労組		一、三七三
藤倉電線本社深川工場労組		九九四
藤倉電線富士工場労組		六六二
古河電工横浜電線製造所労組		二、一二三
古河電工日光精銅所労組		三、三五七
沖電線従組		七五二
他五〇〇名以下の組合数		二五
総計		二、三九五
		一九、〇二一

◇役員
中央執行委員長　鈴木茂平
中央執行副委員長　旭　彦行
同　山村義雄
書記長　鈴木重六
◇機関紙　「全電線」タブロイド版四ページ　旬刊

全日本土建一般労働組合（全日土建）
（All-Japan General Construction Workers Unions.）

◇結成　一九四七年六月三〇日
◇所在地　東京都港区芝新橋七ノ一二
◇加盟上級機関　全労連（東京土建のみ産別加盟）
◇組織（労働省調）

北海道連合会		三四
千葉縣連合会		一〇
東京都連合会		六
長野地方連合会		二三
宮崎縣連合会		一四
鹿児島縣連合会		二六
計		一七五

◇役員
中央委員長　平岩清太郎
書記長　康沢　平治
◇機関紙「じかたび」
◇全日土建は全労連に加盟する唯一の土建労働者組織で不況に伴う失業者の増大とともに自由労働者の失業反対、職よこせ闘争を指導してその役割は比重を増している。

大化学産業労働組合（大化学）
（The Chemical Workers' Federation of Japan:C. W. F. J.）

◇結成　一九四九年九月一七日
◇所在地　東京都港区芝新橋七ノ一二　電話芝(43)三一〇五
◇加盟機関　全労連
◇組織

大化学は化学産業労組の統一を目標として従來の業種別組合の協議会であつた化全協を中心に産別の全日化が推進力となつて五月に「大化学統一促進委員会」が結成され八月一七―九日に大化学産業労組の結成大会が行われた。しかし單産として正式に参加したのは全日化、業種別組織としては油脂労働組合全國協議会だけといわれるが、大化学としても組織方針として形式的な加入の方向をとらず地域的な化学労組の組織化をはかり漸次全國的統一組織に及ぼす方

北海道連合会		一五、八三四
千葉縣連合会		一、八九〇
東京都連合会		五、〇二五
長野地方連合会		五、九八六
宮崎縣連合会		九、一二九
鹿児島縣連合会		八、一六五
計		四六、〇二九

針であるといわれる。從つて組合下部の組織、組合員数は確実に判明しないが凡そ二〇万人といわれている。なお一九五〇年一月の拡大執行委員会への報告資料によれば地域組織として結成ずみのものは左の通りである。

九州化学労働組合会議
鹿兒島縣化学産業労働組合
播州化学労働組合
岐阜縣化学労働組合
三重縣化学労働組合協議会
愛知縣化学労働組合
大化学関西地方協議会
富山縣化学労働組合会議
東京地方化学産業労働組合
神奈川縣化学労働組合
北海道化学労働組合

この外新潟、静岡に準備会がうまれ、福島、高知、山口、宇部、群馬等に統一の氣運があるといわれる。

◇役員
執行委員長　若宮光三（理研ゴム）
副執行委員長　龜田東伍（保土カ谷化学）
同　久保田誠（藥全協）
同　未定
書記長　小椋佐島（昭電佐島）

◇綱領
一、吾等は労働者の生活権を確保し、基本的人権を擁護し、労働階級解放のため闘う
二、吾等は生産者たる誇りをもつて、化学産業の復興を図り、新日本建設のため闘う
三、吾等は全労働階級の団結をかため全民主勢力の先頭に立つて凡ゆる封建勢力とファシズムを打破するため闘う
四、吾等は全世界の労働者階級と提携して民族の自由と、平和と独立のため闘う

全國ガス労働組合協議会（全國ガス）
（National Council of Gas Supply Industry Workers Unions.）

◇結成　一九四六年四月二〇日
◇所在地　東京都港区芝海岸通一ノ一五　電話芝(43)一一一五—九
◇加盟機関　化全協
◇組織

	〔組合数〕	〔組合員数〕
北海道地方協議会	六	八九四
東北地方協議会	九	三〇六
関東信越地方協議会	五二	三九二
東海北陸地方協議会	二〇	一、五〇六
中國地方協議会	八	四六〇
九州地方協議会	九	八四四
近畿地方協議会	二	二一
総計	一〇六	九、三六〇

〔所在地〕
旭川市南四條一九丁目
土浦市港町二九八八
港区芝海岸通一ノ一五
名古屋市熱田区櫻田町六〇
広島市皆実町一ノ一九三六
福岡市千代町二ノ六一

◇役員
委員長　風当正夫
◇機関紙　「全國ガス労働」

全日本交通運輸労働組合協議会（全交運）
（Cooperative Coucils of the All Japan Traffic and Transportation Trade Unions:C.T.U.）

◇結成　一九四七年七月九日

◇所在地　東京都港区芝高輪南町三〇
◇組織

	〔組合員数〕（全交運調）
〔加盟組合〕	
國鉄労働組合	六〇〇、〇〇〇
全日通労働組合	一、〇八〇、〇〇〇
日本私鉄労働組合総連合	一〇七、〇〇〇
全日本自動車運輸労働組合連合会	四一、〇〇〇
日本交通公社労働組合	三、六〇〇
日本都市交通労働組合連合会	三二、〇〇〇
全國旅客自動車労働組合連合会	一一、〇〇〇
計	九三二、六〇〇

◇役員
議長　加藤閲男（國鉄）　副議長　藤田藤太郎（私鉄）　宇野弘（全日通）　岡本丑太郎（都市交通）　事務局長　廣田寛治（交通公社）
◇全交運は交通運輸関係労組のルーズな連絡機関であるが、國際運輸労組と情報を交換している。

全日本海員組合（海員）
（All-Japan Seamens' Unions）

◇結成　一九四五年一〇月五日
◇所在地　神戸市生田区海岸通三ノ二六
◇加盟機関
◇組織

〔支　部〕

室蘭	室蘭市海岸町二ノ
八戸	青森縣八戸市鮫町六五
塩釜	塩釜市塩釜駅前
新潟	新潟市沼垂芳原町
伏木	富山縣高岡市伏木湊町
横浜	横浜市南区中島町三五六
名古屋	名古屋市港区浜町五ノ一
舞鶴	舞鶴市寺内小字寺門町
境	鳥取縣西伯郡境町栄町
大阪	大阪市港区桂町一ノ一
尾道	尾道市久保町五八四ノ三
因島	広島縣御調郡土生町長崎
広島	広島市宇品町三二八
高松	高松市北浜町六九
高知	高知市桟橋通六ノ四八
松山	松山市三津浜町須先町
九州	若松市浜二番町三丁目
下関	下関市大利町六水産会館
門司	門司市西海岸通税関前
大牟田	大牟田市三川町三ノ二九
長崎	長崎市樺島町四一ノ一
佐世保	佐世保市平瀬町
鹿児島	鹿児島市生産町二五
清水	清水市湊町三ノ八二

〔出張所〕

淡路	洲本市船場町甲三〇三
和歌山	和歌山市湊大和町

船川　秋田縣南秋田郡船川港町
酒田　山形縣酒田市下台町
青森　青森市新浜町三一
玉野　岡山縣玉野市海運局内
八幡　八幡市枝光鉄構内
徳島　徳島市中州町二丁目
博多　福岡市北浜町三ノ二五
大分　大分市西大分金谷橋
呼子　佐賀縣東松浦郡呼子町
刈田　福岡縣京都郡刈田町
唐津　唐津市西唐津第一海岸通
湊町　東京都中央区湊町三丁目
敦賀　敦賀市橋町二八
呉　呉市海岸通四ノ五五
熊本　熊本縣宇土郡三角町東港
三重　四日市市末広町九
琵琶湖　大津市御藏町一五
兵庫分室　神戸市兵庫区島上町
木更津　千葉縣木更津市木更津一二七〇
釧路駐在所　釧路市錦町四ノ三
組合員数総計　一六〇、五八九名

◇役員
組合長　陰山　壽
副組合長　中地熊造
同　有井　澄

◇機関紙　船員しんぶんータブロイド版四ページ

◇運動方針（第八回定期大会―四九、一〇、二七）

第一、基本的な態度
一、（組織の原則）海上労働者の産業別単一組織を堅持し、どの様な組合分裂乃至は組織分化の態度にも反対する。
二、（組合の立場）自由にして民主的な労働組合主義に立ち、政党、政府、使用者など如何なるものの組合に対する支配干渉をも排する。
三、（革命の方向）民主的方法による社会主義の実現を求め強力にして行動的な社会民主主義政党の発達を促進する。
四、（國際平和の追求）速かなる日本の独立達成を期するとともに、戰争に反対し、自由と平等の原則にたつ平和的人類社会の実現を希求する。

第二、当面の方針
一、組織拡充と闘争力強化のため、組織運営上の反省、組合デモクラシーの確立、情勢調査活動の強化、教育文化活動の充実、組合財政の確立等に重点的に努力を拂う。
二、自由世界労連を支持し、加盟の速かな実現を期する、また自由世界労連加盟促進の活動を通じて、積極的に國内における民主的労働戰線の統一を図る。
三、海運労働戰線の統一について、國際的には國際運輸労連への加盟を通じ國内的には海運防衛中央会議の強化と組織の発展を通じて闘う。
四、吉田反動内閣の打倒に向つて勤労階級の力を結集し、その実現と民主主義革命の推進のため闘う。
五、財政的理由のみを先行させて海運産業の主体條件を無視した運営会補助金打切りの政府措置に反対する、この問題を通じて海運政策の確立と来年度國家予算案の修正を闘いとる。
六、当面する闘争の眼目は、漁業をも含めて、海運産業の防衛と

海上労働者の基本的人権の確立にある。

日本私鉄労働組合総連合（私鉄総連）
(Japan Federation of Private Railroad Trade Unions: P.R.U.)

◇結成　一九四七年一月一〇日
◇所在地東京都港区芝高輪南町三〇　電話大崎(49)一八三八
◇加盟機関　全交運
◇組織（労働省調）

北海道地方連合会	一六	二、三〇二
東北地方連合会	一一	一、六三四
北陸地方連合会	七	一、七一一
関東地方連合会	五一	三二、九〇三
中部地方連合会	二四	二六、八五四
関西地方連合会	五八	三八、二六二
中國地方連合会	一一	三、四二四
四國地方連合会	四	三、一一八
九州地方連合会	四五	一七、一九二
総計	二〇七	九二、九六八

◇役員

中央執行委員長	藤田藤太郎（京阪神）	
中央副執行委員長	肥田　次郎（南海）	
同	山野井　薫（東武）	
中央執行委員	一五名	

◇機関紙　「私鉄労働」週刊

日本炭鉱労働組合連合会（炭労）
(Japan Federation of Coal Workers Unions: J.F.C.U.)

◇結成　一九四七年一二月結成　四八年六月二〇日改組
◇所在地　東京都千代田区神田三崎町二ノ四　電話九段(33)二一五四

六二四八	七四四八	

◇加盟機関
◇組織

〔支部名〕	〔組合数〕
北海道支部	九
東京支部	一一四
山口地方支部	三二
福岡縣支部	二一三
佐賀縣支部	三四
長崎地方支部	八三
その他	八九
計	五四四

〔組合員数〕

一七、五六二	
三八、一六〇	
一五、九八八	
一二九、一二四	
一八、二九六	
四四、五四二	
一〇、七一〇	
二七四、三八二	

以上の他全石炭（解散炭労加盟）炭鉱協（同上）を加えると総計四四四、五二一名（四九年六月末）となる

◇役員（單一日本炭鉱労働組合結成準備会役員）

中央執行委員長	武藤　武雄（東部）
中央副執行委員長	柴田　圭介（福岡）
同	小菅　貞一（北海道）
事務局長	宝珠山忠之（福岡）

◇機関紙　「炭労」旬刊
◇四七年末炭協の分裂によつて炭鉱労働戦線は右派の炭労と左派の全石炭にわかれたが四八年末の賃金三原則に関連して、経済九原則に関連して戦線統一の必要が起り、全石炭は解散してその下部組織は炭労に加入し、再び炭鉱労働戦線の統一は成つた。しかし四九年九月に行われた炭労第四回大会に於ては労働戦線統一問題（全労会議、新世界労連加入か否か）をめぐつて再度採決を行つたが結論をみるにいたらず、そのまま大会は中止となつた。一一月一六日から続開大会が

山元の窮乏を反映してか一日開会を延期して辛うじて定足数を満たすという程の空氣の中に開かれたが右派の日鉱系代議員は組織単一化に反対して退場し炭労大会は流会となつた。残留、代議員（左派中立系）は会議を単一日本炭鉱労働組合結成準備会に切換え組織の単一化と、全労会議、自由世界労連の方向に労働戦線の統一を押し進めることを決めた。

（補註）その後この日本炭鉱労働組合連合会は、一九五〇年四月の結成大会から単一組合となり名称も日本炭鉱労働組合となつた。

全國蚕糸労働組合連合会（全蚕労連）
（National Federation of Raw Silk Workers Unions.）

◇結成　一九四七年二月一〇日結成　四八年一二月一八日改組（企業別加入に改組）

◇所在地　東京都中央区京橋三ノ二片倉ビル　電話京橋(56)三一六一―九

◇加盟機関

◇組織（労働省調）

片倉労働組合総連合会	五七	一八、一六〇
郡是製糸従業員組合	四三	一三、七八一
鐘紡従組連合会	一〇	五、〇九二
昭栄製糸従組連合会	一一	二、五二二
交水製糸工場従組	五	一、〇四二
不二蚕糸労働組合	一二	二、二七一
若林従業員組合	五	一、八九五
亀山従業員組合	六	一、二四八
日本シルク従業員組合	四	一、二二四
丸興製糸労働組合	二	九三二
笠原従業員組合	三	一、〇三一
天竜社従業員組合連合会	三	一、二一一
竜水従業員組合	四	二、二五七
石橋製糸従業員組合	二	七七五
須藤従業員組合	三	六三九
筒井製糸従業員組合	二	七六〇
櫻シルク従業員組合	二	四三八
岐阜縣製糸労働組合	三	五六一
静岡縣製糸労働組合	二	四七五
丸中製糸従業員組合	二	四六四
竜土社労働組合	二	三三〇
直結組合	九四	二三、七五九
総計	二七七	八四、八六三

◇役員　中央執行委員長　小西　壮

◇機関紙　「全蚕労連」タブロイド版二ページ

全日本金属鉱山労働組合連合会（全鉱連）
（The Federation of the All-Japan Metal Mine Labour Unions.F.M.L.）

◇結成　一九四七年二月二〇日

◇所在地　東京都港区三田功運町　電話三田(45)四六三八

◇組織（労働省調）

	〔組合数〕	〔組合員数〕	〔所在地〕
北海道地方連合会	三九	四、八一四	札幌市南一條西三丁目
奥羽地方連合会	二六	一五、八三七	秋田縣秋田郡
東北地方連合会	二一	四、六九七	宮城縣栗原郡
関東信越地方連合会	二六	一三、二一五	茨城縣日立市宮田三五八五
東海北陸地方連合会	一九	九、二二一	岐阜縣吉城郡船津町大字鹿間

東京地方連合会	一四	二、〇〇二	中央区日本橋三越ビル日鉱本社内
近畿中國地方連合会	三〇	一六、〇八三	岡山縣粂郡吉岡村
四國地方連合会	八	八、三四二	愛媛縣新井浜市
九州地方連合会	一五	七、三二〇	大分縣北海部郡佐賀関町
総計	一九八	八一、五三一	

◇役員

中央執行委員長	原口幸隆（別子）	
副中央執行委員長	神長一毛（日立）	
同	鈴木　勇（新下川）	
書記長	大石健雄（上北）	

◇機関紙　「ゼンコウ」

機関誌　「鉱山労働者」

◇全鉱連は金属鉱山労組の唯一の全國組織であり、かつ労働戦線に於ても有力な中立組合であつたが四九年七月末の第一一回臨時全國大会に於て全労連の脱退を決め、更に國際自由労連にも加盟して原口委員長を日本代表の一員としてロンドン大会に派遣した。

全國硫安工業労働組合連盟（硫労連）

(National Federation of Ammonia Sulphate Industry Workers Unions)

◇結成　一九四六年五月

◇所在地　東京都港区本芝三〇二〇　電話三田(45)五一〇〇

◇加盟機関

◇組織（労働省調）

〔一〇〇〇名以上の組合員を有する組合〕

	〔組合員数〕
三菱化成工業労組連合会	六、〇七九
東亞合成労働組合連合会	二、九五八
東洋高圧北海道工業所労組	二、一七六
東洋高圧彦島工業所労組	一、〇四九
東洋高圧大牟田工業所労組	三、〇二〇
滝川化学工業労組	一、三三六
日産化学富山工場労組	一、九一八
日本水素工業從組	一、一〇六
昭電川崎工場労組	二、四七七
宇部窒素労組	三、六八九
日新化学新居浜製造所労組	六、三三五
日新化学黒崎工場労組	五、二〇〇
日本窒素水俣工場労組	四、九三四
三池合成工業労組	一、四四二
計	四三、七一九
組合員一〇〇〇名以下の組合	六、七四五
総計	五〇、四六四

◇役員

委員長　藤重耕一

◇機関紙　「硫労連ニュース」

第二編　農民運動

はしがき

農民運動――終戦直後より一九四七年二月までの――

一、一九四五年八月より四六年二月まで

敗戦が日本にもたらした遺産の一つは深刻な食糧不足であつた。戦時中よりの農業生産力の荒廃は、あたかも数十年來の天候不良とあいまつて四五年度農業生産をして平年の「半作」というほどの減産を招來せしめ、あまつさえぼう大な過剰人口をかかえその経営もますます零細化した農家の供出成績は当然に低下せざるをえなかつた。ここに政府の一強権発動」をふくむ供出政策の強行となり、全國の農民は、地方的分散的ではあるが急速に自らの組織をつくり、それを中核として供出闘争強権反対闘争に立ちあがつたのである。

一方また日本農業と農民を永きにわたつて支配し隷属化してきた地主的土地所有は、すでに戦時中よりその支配力と機能の一部を制限されてきたのであるが、いまや農村民主化の大勢にあつて解体ないし再編を余儀なくされつつあり、ここにおいてきわめて多くの妥協と不徹底をのこしつつ、いわゆる「第一次農地改革」として地主的土地所有の部分的解体が着手された。これに対して耕作農民はその改革の「地主的」一性格、その不徹底な改革プランに対して政治的に争うとともに、現実に村々におこりつつある無数の「土地取上げ」に対し地主とたたかわねばならなかつた。地主の土地取上げは官廳統計の公式発表数をはるかにこえて一カ年に十数万件と推定されたが、それは主として中小地主の自作化、自家飯米確保のための土地引上げであり、したがつて土地争議の規模もきわめて小さくその争いも深刻をきわめた。「農地改革」はその立案者の意図はともあれ客観的には農村において中小地主と農民相互間に、わずかの土地をめぐる深刻な対立闘争をもたらし、また農林省の傳統的政策たる「自作農創設」主義によつて土地問題の根本的解決をさけつつ小農経済を資本主義に直面せしめたのである。それはともかくこの期における農民闘争の主要な分野は前記供出をめぐる強権反対とともに、農地改革の不徹底をつき、地主の土地取上げをめぐる土地闘争であつた。

このほか村政、農業会等支配機構それ自体に対する耕作農民の闘争が、終戦直後より、いわゆる「民主化闘争」として各地に展開された。供出、税金、土地問題、その他すべての闘争は、直接に村を支配する政治権力と相対立し、政治闘争に発展する性質をもつが、この期においてはとくに地方官廳の機構の民主化、配給物資その他をめぐる不正摘発等がたたかわれた。また低米價供出や農民負担の過重からの農業生産の防衛、すすんで増産の要求から、生産資材の低價格配給等を主張する「生産闘争」「復興運動」も各地にたたかわれた。

いずれにしろ、戦後の農民運動のいちじるしい特徴は、戦前の「小作爭議」のワクを脱して、より廣汎な勤労農民の政治的経済的利益をまもる運動に発展したことであり、したがつてまた闘爭主体としての組織も農民の大衆的団体としての農民組合または農民委員会等の形態において、その戦線を拡大し、統一し、やがて四六年二月の日本農民組合の結成による全國的戦線統一への道に向つて進んだのである。

二、一九四六年二月から四七年二月まで

四六年二月の日本農民組合の創立につづく一カ年は、戦後における農民運動の全國的な高まりと、農民組織の拡大、その民主的戦線への統一を特徴とするものであつた。

食糧危機は、いぜんとして解消するどころか深刻化の一途をたどり、東京都における五月の食糧メーデーにみられるように政治的危機を招来するほど切迫した情勢となり、幣原（のちに吉田）内閣は外國食糧の輸入を連合軍に懇請するほかは、ただ農民に対する供出の強行にたより強権発動すらも辞さなかつた。農民組織はこれに対し自家保有米の確保、強権発動反対さらに自主供出を要求する闘爭をもつてこたえ、また労組その他民主的団体との提携による「反動政権」打倒の政治運動にまでつきすすんだ。

他方農地改革に対する政府案をめぐり、國際的國内的批判がするどくその欠陥をつき、幾多の修正ののちについに一〇月第二次農地改革案が成立し、これにもとずき農地委員の選挙、土地の買収が行われることとなつた。この間農村においては土地取上げやヤミ賣りはいぜんとして頻発し、零細な土地片をめぐつて農村内部の深刻な対立と抗爭が激化した。大地主は組織的に反農地改革運動にのりだすものあり、農民組織はこれに反撃して土農民層をまきこんでいつた。

村政、農業会等の民主化闘爭、不正摘発闘爭も各地に発生し、選挙運動を通じて農民組織の代表者が官僚機構や農業会におくりこまれた。また供出と税金による資本の收奪反対闘爭とともに、農業生産力を高め農民生活を守るために農具、肥料等生産手段の配給を政府に要求する運動や、経営改善の努力などいわゆる生産復興闘爭もとともに、先進的な地帯では土地取上げ反対の闘爭は土地の農民管理、協同経営への胎動となつてより高い発展を示し、農民運動は戦後はじめてのいちじるしい昂揚をしめし、それは同時に日農を中心とする農民戦線の拡大と統一となつて組織化されていつた。

しかしこの時期はなお食糧のヤミ価格の昂騰によつて農家経済はみせかけの「農村インフレ景氣」の中に逃げ道を見出し、とくに商業的農業地帯には中農上層の「富農化」の傾向さえ見られたのであるが、これがやがて四七年末より四八年にかけての経済状勢の変化と收奪の強行によつて暗轉し、それとともに農民闘爭も次第に困難の度を加えて行くのである。一九四七年二月の日農第二回大会は過去一カ年の農民運動の成果を確認し次期の農民組織の運動方針を示したのであるが、同時に平野力三氏の「日農刷新同盟」（のちの全農）の分裂を見、これよりのち日農内部の左右の対立抗爭は深刻化してゆくこととなつた。農民闘爭における困難の増大と農民戦線に対応するものであり、このあたりから戦後日本の労働運動の困難の増大の大きな轉換が見られたことをものがたつている。

第一章 農業情勢の轉換と農民戰線の分裂

——一九四七年二月より四八年末まで——

第一節 政治経済情勢の変化と農民闘争

一九四七年二月日農第二回大会は戰後農民運動の全面的昂揚のやまをなすものであり、農地改革と供出をめぐるはげしい農民闘争の波は全國の農山漁村よりほいはいとして盛りあがり、それは民主的政党の指導力の強化浸透とともに、何よりも日本農民組合の組織の進展として急速に成長して來たのである。しかるに日農第二回大会を機に社会党右派の平野力三氏を中核とする一派は、日農の標榜する「政党支持自由の原則」に反対して日農刷新同盟をつくり、事実上日農による統一戰線を割つて分裂し、やがて七月全國農民組合を結成した。しかし全農の分裂は日農の基本原則に対するイデオロギー上の対立の結果であると同時に、すでに日農成立当初より内部に胚胎していた左右両派の相対立する幹部が、たがいに日農の主導権をにぎろうとする政治闘争の現われに外ならなかつた。そして平野氏の行動は結局「政党支持自由の原則」によつて廣汎な農民の政治経済上の利益を守らんとする統一的勢力に対し、これを「容共」の名の下にしりぞけ、独自の「三反主義」にもとずく組織を結成したものに外ならない。またこれは日農の主流をなす統一勢力が廣汎な耕作農民をその組織の基盤とするに対し、全農は中農上層から富農層、旧地主勢力に主として依拠していることと対應している。

全農の結成後、全日農その他の団体が組織され、いまや從來の日農を中心とする農民戰線は四分五裂の観を呈するにいたつたが、しかし依然として日農はその組織力、影響力心的大衆組織であることに変りはない。しかしその日農の内部を見れば、決して鞏固な統一と統制の下にあつたのではない。それどころか、本当の意味の組織の対立、抗争、そして分裂への道はまさにこの期をもつてはじめられたといつてもよい。全農脱退後の日農中央部は社会党左右両派（のちに一部労農党に分裂）と共産党系の対立をはらみつつ、やがて反共派の運動は表面化し、直接的には「共産党フラクション活動の排撃」をめぐつて左右の抗争が激化して行つた。しかも日農中央常任委員会はこれら「反共派」幹部に主導され、これに反対する黒田委員長はじめ地方組織との抗争は、その後二ヵ年余の長期にわたり大会の開催をも不可能ならしめ、農民闘争の全國的統一的指導はいちじるしく阻害されるにいたつた。

しかしながら日農の内部対立と抗争の深化は、けつしてひとり日農内部における幹部の派閥抗争と見ることはできない。それは一般的にいつて、四七年二・一ゼネスト事件以來の、社会運動にもたらされた客観的主体的狀勢の変化に規定されるものであり、特殊的には農業狀勢における轉換を基盤として生じたものと見られる。

すなわち戰後のインフレーションの昂進、食糧不足の狀勢下に、ヤミ賣りに現金収入の逃げ道を見出して來た農家経済も、まず四七年度の「税金旋風」と加重される低米價供出、シェーレの拡大により四八年に入るとともに耕作放棄や小作付轉換は各地に行われ、肥料代金や税金支拂いに困つた單作地帯農家には「人身賣買」さえ行われるにいたり、一部の商品作物地帯と大経営をのぞき農家経済の一般的窮乏が深まつて行つた。他方農地改革による農地の買収賣渡しはこの間に進展し、地主

的土地所有は少くとも農地に関するかぎりその根幹をゆるがせられたのであるが、これは廣汎な小作地引上げ、土地ヤミ賣りをひきおこし、戰後農村に流入した過剰人口とあいまつて經營の零細化を進行せしめた。これらはすべて從來の農家構成の變動をひきおこし、きわめて特殊な形態ではあれ、農民層の分解が進行した。

すなわち旧來の地主、自作層の一部の「富農化」の崩芽と、全般的な經營の零細化、半プロレタリア化への落盤傾向がこれである。かくて農民運動の中にも地主的または富農的階層の利益代表と、小貧農を中心とする組織の分化対立が徐々に發展して來たのは当然であり、また四七年以來のわが國の政治狀勢の進展の中にあつて、農民運動の中にも明確な反共的指導精神と組織が形成されていつたのである。のちに日農主体性確立同盟となつた「日農民主化同盟」は労働運動における「國鉄労組民主化同盟」の形成と相通ずるものであつた。

さて日農の内部抗爭と統一的農民闘爭の停滯にもかかわらず、農村においては重税に反対し自主的供出を要求し、地主の不法な土地取上げに抗する農民運動は決して跡を絶つたのではない。農地改革によつてこれまでもつとも壓迫され收奪され、それ故にまた最も戰闘的だつた小作農は自作農に轉化し「土地を農民へ」のスローガンの下にたたかつて來た農民組合運動も一時その目標を失い沈滯におちいつたかに見えたが、しかし前記の税金台風、供出の重壓をはねかえして農業と生活を守らんとする農民闘爭は四八年春以來ふたたび全國各地に燃え上り「生産費をつくのう米價」を要求する農民の声は「食えるだけの賃金」を叫ぶ労働者の声と和して、片山、芦田内閣の土台をゆるがしたのである。政府の低賃金、低米價政策に対し、いまや耕作農民のあらゆる階層が、貧農はもとより富裕な農民層にいたるまで、一致してこれに反対する客観的狀勢がつくり出されつつあつた。日農、全農、農青連等農業復興会議傘下の農民団体により主催された全國農民大会や農民代表者会議において、濃厚な反政府的空氣が支配し「反動内閣の打倒、民主政府の樹立」が叫ばれたことは、まさにかかる情勢の反映にほかならない。

この期においては、とくに四八年に入つてからは税金闘爭が從來の土地、供出闘爭に代つて前景に押し出され運動の中心的分野となり、しばしば大衆行動をともなう対政府交渉が各地に起り、政府はやがてこれに対し団体交渉を否認する彈壓手段を用うるようになり村々における農民の運動も次第に困難の度を加えるとともに政治的色彩を帶びて來た。供出闘爭はもとより、農業会の解散、協同組合の設立をめぐる農民運動、末端官僚機構との衝突は避けがたく、ここにも闘爭は尖鋭化せざるを得なかつた。日農第二回大会においては決定された「農業復興」運動も、四八年末においてはいかにして農業と生活を守るかの「農業防衛」闘爭に轉換し、それは「經済九原則」の実施、ドッジ・ライン下の農業恐慌の進展下において、ますます消極的防衛の性格をつよめることになる。

なおこの期において見のがすことのできない農民運動の一面は、農地改革、農業協同組合の設立を基盤に、零細經營の協同による生産力向上に努力し、新技術の導入によつて農業近代化を達成し農民解放への道を開かんとする試みである。またこのためには当然に第三次農地改革（全小作地と山林原野の開放）を要求し、土地の農民共同管理、交換分合等による土地問題の解決、國家投資による農業機械の生産と供給、その他生産協同化の前提條件の整備が要求されるのであるが、前進的な一部農村においては（たとえば岡山縣興除村、長野縣塩尻村、三重縣豊田村等）実際にこれらは実施の端初についたのであり、農民組織は「農地改革より農業改革へ」のスローガンをかかげ、農民の主体的推進による農業近代化、經營技術の改

善のために運動したのである。しかしこれらの試みも、四八年から四九年にかけてのはげしい資本の収奪下にあつて、農村内部における階級対立の明確化、富農的農民にとつてさえ現実的「資本蓄積」は極度に困難である等の事情よりして、ほとんとすべて「一歩前進」の域に停滞せしめられ、やがてドッジ・ライン下の強風にあふられて萎縮する運命を待たねばならなかつたのである。

第二節　農地改革の進展と土地問題をめぐる闘争

一、農地の買収賣渡し成績　第二次農地改革法案の成立により、全國における農地委員の選挙が行われ、さらに四七年三月三一日より第一回農地買収が行われ、その後ひきつづき四九年三月二日まで前後一一回の買収が行われた。官廳統計によればこれまでの期間で不在地主の貸付耕地約七五万町歩、在村地主の貸付耕地約九五万町歩、合計一七〇万町歩弱が買上げられた。これに財産税の物納や、旧陸軍用地等の管理換えによる開放面積約一七万町歩を加えると約一八七万町歩の農耕地が小作人に賣渡されるために政府に買上げられたことになる。なおこのほか牧野二二万町歩も買収された。

右の買収で最初の計画の遂行は一段落したのであるが、その後さらに二回にわたり買収が行われ、四九年末には買収、管理換面積合計は一八九万七千町歩に達した。この数字は当初の買収見込面積一七九万二千町歩を若干上廻つており、買収面積に関するかぎり改革は所期の目的を達成したことが知られる。

農地の賣渡しは、買収と併行して行われ、原則として現にその小作地を耕作している農民に対し賣渡されることになつている。四九年三月までに一七六万八千町歩、すなわち買収面積の九五%弱が賣渡され、四九年末には一八六万五千町歩が賣渡されたから、買収面積のほとんど全部について賣渡しが完了したことになつている。牧野は四九年三月までに九万三千町歩を賣渡した。（四二%）また農地を買受けた小作人の延人数は八九九万人余に達し牧野をいれると九〇〇万人を超えている。

右は官廳統計より見た農地の買収、賣渡し進行狀況であるが、農

第196表　農地の買収実績（単位町）

買収期日	総計	田畑別内訳		所有者別内訳	
		田	畑	在村地主	不在地主
1回 1947.3.31	129,259	95,916	33,343	12,838	116,421
2回 〃 7.2	219,027	147,109	71,918	46,231	172,796
3回 〃 10.2	348,730	217,834	130,896	218,902	129,828
4回 〃 12.2	471,636	237,163	234,473	314,143	157,493
5回 1948.2.2	94,655	51,453	43,202	65,411	29,244
6回 〃 3.2	79,457	42,826	36,631	56,995	22,462
7回 〃 7.2	209,782	116,625	93,157	132,995	76,787
8回 〃 10.2	73,978	35,290	38,688	51,236	22,742
9回 〃 12.2	36,621	13,812	22,809	25,235	11,386
10回 〃 12.31	11,476	5,084	6,392	8,345	3,151
11回 1949.3.2	20,272	8,317	11,955	13,966	6,306
累計	1,694,893	971,429	723,464	946,297	748,596

〔備考〕　農林省農地部調による

村の現実においては、これが完全に遂行されているか否かについては疑問がある。なぜなら、町村農地委員会は買収、賣渡し計画が作成されると、実際上それが計画通り遂行されるものとして縣農地委員会に報告することがあり、また土地所有権の移動を法的に確保する登記手続を賣渡しと同時に直ちに行うことは、單なる手続上からも言つても不可能だからである。農地の賣渡し登記は四九年末でなお平均一八%にすぎない。しかしこれらの点を老慮しても、政府が当初計画し予定した農地の買収、賣渡しは四九年初めをもつて一應完了し、以後はその補完の時期に入つたといつてもよい。

二、農地改革と農民闘爭　農地改革は一應このように進展し、予定した農地の買収も終了したのであるが、しかしそれは決して何らの障碍もなくスムースに進行したのではなかつた。それをともかく法令通り遂行するためには、もちろん連合軍対日理事会と総司令部の監視と指導、その下における官廳の事務励行が必要であつたと同時に、一般的には農民の土地を求める強い慾求と、これを組織化した地主の抵抗を排して改革をたたかいとつた耕作農民の組織的な力こそが最後の保証となつていたのである。それを何よりも雄弁にものがたるものは、耕作農民の組織力の強い地帶、――歴史的には三〇年の小作農民運動の傳統をもつている地方、都市に近く労働者運動との接触も深く、農民の近代意識、闘爭意識の高まつた地方、あるいは農民組合の強力な地方等において一般に改革は順調に進行し、部分的には法令の基準を超えてまで小作地の買収を行つたのであるが、これに反し山村等大地主の傳統的勢力の容易に抜きがたく、農民の近代的意識の低く組織力の弱い地方においては改革は実質的に骨抜きにされるか、形式的にも法令通り行われなかつたのである。

まず地主の組織的抵抗については、四七年において最高潮に達したが、当局の彈壓や農民の闘爭によつて年末頃には団体の解散、事実上の消滅に帰したもの多く、とくに四八年一月宇都宮地方裁判所において「農地改革は憲法違反に非ず」と判決されて、地主側の敗北に終つてから従來の如き地主団体の反改革運動は下火になつた。しかし買収対價問題、買収手続問題その他をとらえて地主の法廷闘爭はいぜんとして跡を絶たず、土地取上げや僞裝共同耕作等によるヤミ小作料の取得なども一部農村においておこなわれた。

これら地主の反改革運動に対し、連合軍司令部は日本政府に書簡を送り「一部反動勢力は農地改革計画の完遂を阻害するための策動をなしていることを指摘し、農地改革の嚴正にして果断な実施は至上命令であると警告した。そしてさらに、農林省当局はただちに地主側の組織的反動勢力の抵抗を排し、農地委員会をうながして農地買収の進行をはかること、政府は脅迫、贈賄等による改革阻害者を彈壓すべきことを指令した。農林省はこれに應じて三月五日地方農地委員会に対し訓令を発し、買収賣渡しの促進、不法土地賣買の禁止等を指示した。

三、農地委員リコールの狀況　農地改革の事実上の推進機関、事務機関である市町村農地委員会の委員の性格は、この改革の成否にきわめて大きな影響をもち、地主、小作自作の各階層に重大な利害関係を有するものであるから、農地改革をめぐる地主層と耕作農民との闘爭において、農地委員のリコールがしばしば利用されたのは当然である。リコール制は地主、自作、小作各層がおのおの自己の階層に属する委員に対して委員選挙権者過半数の不信任によつて成立するものである。

四七年一カ年でリコール件数五九五件、翌年上半期一〇一件、すなわち農地買収が始まつて以來の一年半に合計六九六件のリコールがあつたわけである（第197表「農地委員リコール件数」参照）。まず四七年について見るに、リコール総件数中、小作側で行つたも

第197表　農地委員リコール件数

① 1947年1月～12月

種類別 / 縣別	リコール件数				選挙結果								詳細不明件数
					小作		地主		自作				
	小作	地主	自作	計	リコールされた員数	再選者数	リコールされた人数	再選者数	リコールされた人数	再選者数	リコールされた人の計	再選者の計	
総数	356	123	116	595	1,812	1,225	381	220	240	125	2,433	1,570	
1 北海道	5	1	1	7	25	15	3	3	2	0	30	18	
2 青森	1	—	—	1	5	4	—	—	—	—	5	4	
3 岩手	2	1	—	3	10	5	3	0	—	—	13	5	
4 宮城	1	—	—	1	5	4	—	—	—	—	5	4	
5 秋田	1	1	—	2	5	3	3	2	—	—	8	5	
6 山形	5	1	1	7	25	16	3	2	2	1	30	19	
7 福島	7	1	3	11	35	18	3	1	6	2	44	21	
8 茨城	18	7	8	33	90	66	21	15	16	11	127	92	
9 栃木	1	3	2	6	5	2	9	2	4	2	18	6	
10 群馬	3	4	4	11	15	?	12	?	8	?	35	?	
11 埼玉	38	16	23	77	190	117	48	30	46	24	284	171	小作2地主1
12 千葉	6	2	4	12	30	21	6	4	8	3	44	28	
13 東京	3	—	—	3	15	11	—	—	—	—	15	11	
14 神奈川	1	—	—	1	5	3	—	—	—	—	5	3	
15 新潟	11	4	1	16	55	24	12	6	2	1	69	31	
16 富山	3	3	2	8	15	10	9	8	4	1	28	19	
17 石川	6	—	1	7	35	21	—	—	2	1	37	22	
18 福井	1	—	—	1	5	2	—	—	—	—	5	2	
19 山梨	3	2	3	8	15	8	6	3	6	1	27	12	
20 長野	6	5	3	14	30	20	15	3	6	0	51	23	
21 岐阜	4	—	1	5	20	9	—	—	2	0	22	9	
22 静岡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
23 愛知	1	—	—	1	5	2	—	—	—	—	5	2	
24 三重	4	3	3	10	20	9	9	1	6	0	35	10	
25 滋賀	1	—	—	1	5	1	—	—	—	—	5	1	
26 京都	2	1	1	4	10	4	3	2	2	0	15	6	
27 大阪	2	—	1	3	10	6	—	—	2	1	12	7	
28 兵庫	7	1	3	11	35	22	3	0	6	3	44	25	
29 奈良	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
30 和歌山	1	—	1	2	5	3	—	—	2	1	7	4	
31 鳥取	8	1	1	10	40	33	3	3	2	2	45	38	
22 島根	6	2	1	9	30	16	6	2	2	0	38	18	1
33 岡山	10	4	3	17	52	27	13	9	8	3	73	39	
34 広島	7	8	4	19	40	23	27	16	10	4	77	43	
35 山口	14	2	4	20	73	41	6	4	8	5	87	50	
36 徳島	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
37 香川	1	—	—	1	5	3	—	—	—	—	5	3	小作2地主1
38 愛媛	6	3	—	9	30	11	10	5	—	—	40	16	自作1 小作2地主3
39 高知	5	7	5	17	25	13	21	11	10	6	56	30	自作1
40 福岡	70	22	22	114	361	303	67	50	46	35	474	388	小作3地主3 自作3
41 佐賀	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
42 長崎	55	1	1	57	275	234	3	1	2	1	280	236	小作1
43 熊本	10	2	2	14	50	31	6	1	4	1	60	33	小作1
44 大分	17	10	5	32	85	47	30	21	10	10	125	78	
45 宮崎	2	3	2	7	16	16	15	13	6	6	37	35	
46 鹿児島	1	2	—	3	5	1	6	2	—	—	11	3	

② 1948年1月～6月

種類別 / 縣別	リコール件数				報告のあつたものの内訳																			
					該当委員会数	該当区分件数			選挙結果															
									小作				地主				自作				リコールされた人員の計	再選者の計
	計	自作	地主	小作		計	自作	地主	小作	旧委員当選数	旧立候補者数	立候補者数	該当委員定数	旧委員当選数	旧立候補者数	立候補者数	該当委員定数	旧委員当選数	旧立候補者数	立候補者数	該当委員定数		
総数	64	15	22	64	101	60	47	17	14	78	238	280	130	98	52	57	14	11	28	39	7	4	318	113
1 北海道	5	—	3	5	8	6	4	2	—	6	20	27	15	6	6	6	2	2	—	—	—	—	26	8
2 青森	2	2	1	2	5	2	2	1	2	5	10	?	?	?	3	?	?	?	4	?	?	?	17	?
3 岩手	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4 宮城	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5 秋田	1	1	—	1	2	1	1	—	1	2	5	7	2	1	—	—	—	—	2	2	—	—	7	1
6 山形	1	—	—	1	1	1	1	—	—	1	5	7	5	3	—	—	—	—	—	—	—	—	5	3
7 福島	3	1	1	3	5	4	3	1	1	5	15	19	7	6	3	4	—	—	2	3	1	—	20	6
8 茨城	3	—	—	3	3	5	4	—	1	5	20	29	13	8	—	—	—	—	2	2	1	1	22	9
9 栃木	3	—	—	3	3	3	3	—	—	3	15	23	12	8	—	—	—	—	—	—	—	—	15	8
10 群馬	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11 埼玉	4	2	4	10	5	3	4	2	9	15	23	13	9	13	15	?	1	4	6	?	—	32	10	
12 千葉	1	—	1	2	2	1	1	—	2	5	7	?	1	3	3	?	—	—	—	—	—	8	1	
13 東京	1	—	1	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
14 神奈川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
15 新潟	1	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
16 富山	—	—	3	3	3	1	—	1	—	1	—	—	—	—	3	3	—	—	—	—	—	—	3	—
17 石川	—	—	3	3	3	1	—	1	—	1	—	—	—	—	3	3	—	—	—	—	—	—	3	—
18 福井	1	—	—	1	1	1	1	—	—	1	5	5	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	5	2
19 山梨	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20 長野	2	1	—	3	3	3	2	—	1	3	10	14	4	4	—	—	—	—	2	3	2	1	12	5
21 岐阜	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22 静岡	—	—	1	1	1	1	—	1	—	1	—	—	—	—	3	3	2	2	—	—	—	—	3	2
23 愛知	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24 三重	1	1	—	2	2	1	1	—	1	2	5	8	?	?	—	—	—	—	2	3	?	?	7	?
25 滋賀	1	—	—	1	1	1	1	—	—	1	5	5	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—	5	3
26 京都	1	—	—	1	1	1	1	—	—	1	5	7	3	2	—	—	—	—	—	—	—	—	5	2
27 大阪	1	1	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
28 兵庫	1	1	—	2	2	1	1	1	—	2	5	10	4	2	3	3	—	—	—	—	—	—	8	2
29 奈良	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30 和歌山	1	—	—	1	1	1	1	—	—	1	5	6	?	4	—	—	—	—	—	—	—	—	5	4
31 鳥取	1	1	1	3	1	1	1	1	1	3	5	5	1	1	3	3	2	2	2	2	—	—	10	3
32 島根	—	1	—	1	1	1	—	1	—	1	—	—	—	—	3	5	3	1	—	—	—	—	3	1
33 岡山	2	—	—	2	1	1	1	—	—	1	5	7	4	3	—	—	—	—	—	—	—	—	5	3
34 広島	2	—	—	2	2	2	2	—	—	2	10	14	7	7	—	—	—	—	—	—	—	—	10	7
35 山口	3	1	—	4	3	3	3	—	—	3	15	17	13	11	—	—	—	—	—	—	—	—	15	11
36 徳島	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37 香川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
38 愛媛	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
39 高知	5	1	1	7	5	5	1	1	7	25	?	?	?	3	5	2	1	2	8	—	—	30	1	
40 福岡	10	—	—	10	1	1	—	—	1	5	5	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—	5	3	
41 佐賀	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
42 長崎	2	—	1	3	1	1	—	1	2	5	7	5	5	—	—	—	—	—	2	3	1	1	7	6
43 熊本	1	—	—	5	1	1	—	—	1	8	11	5	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	3
44 大分	3	1	1	5	1	1	1	1	3	5	8	4	3	3	4	2	2	2	4	—	—	10	5	
45 宮崎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
46 鹿児島	1	—	—	1	2	1	1	1	2	5	9	5	3	—	—	—	—	—	2	3	1	1	7	4

〔備考〕 農林省農地部「農地改革に関する統計資料」(24年6月)による。

のが三五六件で過半数をしめている。これによつてリコールされた人員数は一、八一二人、その結果再選された委員は一、二二五人であるから、五八七人（三二%）が改選されている。地主側委員の改選率は四八%、自作側委員は三三%である。そして各階層全体の委員一、員中リコールされたもの二、四三三人、そのうち再選された委員一、五七〇人で、結局改選されたものは全体の三六%に当る八七三人であつた。リコールの結果による改選率のみをもつてリコール目的の成否を判断することはできないとしても、小作委員の改選率がもつとも低いということは、旧委員を否認する小作側の意思が充分リコールによつて実現されなかつたことを示すものである。事実リコールをめぐつて地主側がきわめて活潑な動きを示し、とくに封建的遺制の強い地方や農民組織の弱い農村では地主側は自分に不都合な小作委員のリコール請求を自ら組織しリードするという積極的行動にでたものもかなりあつたことが報ぜられている。その代表的な事例として、いわゆる「リコール合戦」で有名になつた茨城縣瑞穗郡大穗村の紛議をあげておこう。

○大穗村のリコール闘争

この村の農地の大半は在村地主の小作地であるが、小作農は戰後農民組合（日農）を結成して地主とたたかい、農地委員には組合代表を選出して農地改革を有利に推進する態勢をととのえた。これに対し地主側は小作人の一部を採草地の提供や農地の無償分譲等のエサで買收し、すすんで小作委員のリコール請求の調印を集め、中立的な自作層まで同調せしめ、ついにリコールの結果、小作側五名の委員中二名は実質上の地主委員に改選せしめ、農地買收計画を地主に有利に立案せんとした。日農はこれに対し二回にわたりリコールを行つたが地主側の暴力や買收政策のため、わずか一名のかいらい的小作委員を改選せしめたに止まり、農地委員会は流会しつづけ、買收計画は停頓し、ついに日農は農林大臣に事態を報告して善処を要望するに至り、ここに自作農特別措置法四七條を発動、縣農地委員会が直接に農地買收計画を立てることになつた。

○青森縣六郷村のリコール

日農支部は役場、農地委員会農業会などに代表を入れ供出その他も民主化されていたが、旧支配勢力の大地主二名が中心となつて振興会という団体をつくり、会員には ヤミ肥料を斡旋したり資金融通を行つて次第に村民中に勢力を植えつけ、ついに農地委員のリコールに成功した。その結果小作勢力の強かつた農地委員会は地主勢力八対農民側二の比率に逆轉し、その後日農の活動地は主側により圧倒されがちとなつた。

四、土地取上げと土地爭議　農林省の推定によれば一九四六年八月から四七年五月までの九カ月間に地主の土地取上げ、件数は二〇万件を超えるとされたが、このうち七万件は要求通り土地返還がなされたようである。その後も合法的および非合法的な土地取上げはあとを絶たず、地主小作間の「納得の下に」半ば強制的な耕作権の移動があつたものと推定される。四六年末から四七年にかけて、農地委員会を通じての合法的手続による土地取上げ申請の件数だけで一一万七千件をかぞえそのうち六万二千件は要求を認められたのであつた。

その後もこの土地取上げは頻発していつたことは部分的な調査によつても推定され、またつぎに掲げる合法的土地返還申請に関する官廳統計によつても知られるのである。すなわち四八年一月から同年六月までの半年間に土地取上げ申請件数は五万七千件を超え、申請通り許可されたものは三万件、この関係地主数二万六千人、小作人三万一千人余である。（第 198 表「小作地返還許可申請および処

第198表　小作地返還許可申請ならびにその処理状況

		1946.11.22～1947.5.31	1947.6.11～1947.12.3	1948.1.1～1948,6.30			累計
				地主から	小作人から	計	
申請件数		37,464	80,294	55,474	2,370	57,844	175,602
処理件数		25,077	74,264	61,097	2,421	63,338	162,679
申請通許可條件付許可	件数	15,039	44,039	29,040	1,838	30,878	89,956
	地主数	12,026	37,722	25,091	1,793	26,884	76,632
	小作人数	14,282	45,129	29,143	1,864	31,007	90,418
	面積 田(反)	11,034	38,684	22,782	1,367	24,149	73,867
	面積 畑(反)	3,509	10,549	9,287	529	9,816	23,874
條件付許可	件数	450	2,494	4,022	87	4,109	7,053
	地主数	401	2,192	3,831	95	3,926	6,519
	小作人数	486	2,618	4,186	92	4,278	7,382
	面積 田(反)	389	2,326	2,289	91	2,380	5,095
	面積 畑(反)	138	420	1,622	26	1,648	2,206
不許可	件数	9,588	27,731	28,035	316	28,351	65,670
	面積 田(反)	9,756	23,231	22,814	318	23,152	56,109
	面積 畑(反)	2,348	7,237	11,307	59	11,566	20,951

〔備考〕　農林省『農地改革に関する参考資料』による。処理件数には前期間の未済件数の処理を含み不許可による取下げ及び却下を含む。

第199表　小作地返還許可申請および現由別件数

	1946.11.22～1947.12.31		1948.1.1～1948.6.30	
	申請	許可	申請	許可
	件	件	件	件
引揚者の帰農（食糧自給を含む）	5,744	3,026	3,231	1,579
失業者，戰災者の帰農（〃）	5,923	2,813	2,515	1,145
その他の不耕作地主の帰農（〃）	7,841	2,895	2,254	765
耕地過少による生活困難（〃）	13,049	5,527	8,407	3,352
労力増加による経営拡張（〃）	15,536	7,077	8,206	2,979
その他の経営拡張	7,713	2,795	3,850	1,208
耕作の便宜のための土地交換	4,892	2,439	2,435	1,237
優良地確保のための土地交換	2,480	972	1,446	181
使用目的変更	2,984	2,113	1,906	1,106
一時賃貸事由の解消	31,006	23,130	17,783	11,984
小作人の信儀に反する行爲	2,402	952	1,087	362
災害による小作人の耕作放棄			665	395
その他の理由による小作人からの耕作放棄	13,586	7,255	2,409	1,502
その他			3,841	1,747
不明	5,210	1,928	859	—
合計	117,758	62,022	60,897	29,542

〔備考〕　『農地改革に関する参考資料』による。許可には條件付許可をふくむ。

第200表　小作地返還許可申請理由別件数

1948年1月1日～1948年6月30日

（1）申請

種類別 / 縣別	引揚者の帰農（食糧自給を含む）	失業者戰災者の帰農（食糧自給を含む）	その他の不耕作地主の帰農（食糧自給を含む）	耕地過少による生活困難（食糧自給を含む）	労力增加による経営拡張（食糧自給を含む）	その他の経営拡張	耕地の便宜のため土地交換	優良地確保のための土地交換	使用目的変更	一時賃貸事由解消	小作人の信義に反する行爲	災害による小作人の耕作放棄	その他の理由による小作人からの耕作放棄	その他	合計
総数	3,231	2,515	2,254	8,407	8,206	3,850	2,435	1,446	1,906	17,788	1,087	663	2,409	3,841	60,897 (859)
1 北海道	19	32	12	28	155	158	16	2	160	200	12	—	55	77	926
2 青森	6	28	5	77	13	8	30	11	21	78	1	—	18	—	296
3 岩手	97	47	275	—	—	—	—	—	111	477	79	—	32	243	1,361
4 宮城	19	19	12	177	38	98	1	4	78	353	2	—	7	—	1,232 (424)
5 秋田	9	5	27	39	106	66	11	2	13	89	22	7	—	92	488
6 山形	5	6	14	23	33	33	28	18	16	429	14	6	10	—	635
7 福島	18	18	25	772	656	176	9	2	169	428	19	4	18	24	2,338
8 茨城	39	66	35	112	22	23	71	39	—	261	—	5	—	1	674
*9 栃木	68	19	3	30	157	26	7	2	145	153	4	2	75	29	720
10 群馬	15	—	36	37	324	27	30	4	—	335	24	15	—	16	773
*11 埼玉	19	199	—	858	359	379	39	119	—	2,644	4	23	34	—	5,112 (435)
12 千葉	3	5	2	78	110	12	8	8	17	24	3	11	9	—	291
13 東京	—	2	2	50	63	30	4	4	67	113	5	5	36	1	382
14 神奈川	2	—	20	274	159	62	22	30	14	253	6	—	—	—	842
15 新潟	18	3	—	323	294	—	9	9	—	457	—	—	24	387	1,524
16 富山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	75	—	—	—	—	75
17 石川	—	—	—	—	103	143	10	—	8	330	—	—	16	154	764
18 福井	1	1	2	9	8	10	—	4	8	19	1	—	—	1	64

19	山梨	27	16	1	39	125	17	1	—	10	49	1	—	—	10	296
20	長野	121	103	—	191	—	—	11	—	45	4,319	155	—	28	—	4,973
21	岐阜	—	—	—	2	43	28	8	—	8	57	—	—	43	—	189
22	靜岡	69	139	98	407	269	150	173	—	83	428	2	1	236	313	2,368
23	愛知	118	58	23	139	459	229	125	115	43	759	89	3	—	482	2,642
24	三重	44	68	10	207	70	15	10	7	3	633	—	12	43	31	1,153
25	滋賀	39	62	78	117	152	15	39	20	16	196	15	—	15	—	764
*26	京都	15	45	47	63	38	119	—	—	45	36	—	—	—	—	388
27	大阪	—	4	35	33	17	40	14	•7	13	22	4	—	—	8	197
28	兵庫	10	49	40	111	51	145	10	3	45	104	6	—	22	30	626
29	奈良	2	10	3	20	39	5	10	1	15	73	—	3	106	10	297
*30	和歌山	67	62	12	78	30	9	16	24	21	132	7	4	9	28	499
31	鳥取	169	22	80	131	139	—	130	6	32	234	40	—	35	32	1,050
32	島根	9	11	49	672	297	203	28	10	2	79	9	14	42	—	1,425
33	岡山	153	126	11	377	279	161	37	16	114	749	49	92	384	660	3,208
34	広島	376	281	280	238	206	307	462	405	225	648	226	254	181	329	4,418
35	山口	94	59	83	218	384	106	86	17	111	221	28	89	324	171	1,991
36	徳島	4	14	31	60	143	15	4	10	18	26	2	2	—	—	329
37	香川	2	2	5	11	13	—	7	—	3	138	—	—	—	32	213
38	愛媛	55	47	68	125	133	142	63	65	33	139	10	—	69	34	983
39	高知	350	262	249	18	92	—	15	4	26	403	20	21	46	281	1,787
40	福岡	9	5	16	265	152	169	298	55	6	628	26	—	172	4	1,805
*41	佐賀	58	113	107	229	256	203	163	115	61	444	55	63	87	113	2,067
42	長崎	83	119	60	225	207	115	21	7	17	304	12	1	16	—	1,187
43	熊本	311	112	117	346	219	101	143	77	36	35	27	26	49	8	1,607
44	大分	194	100	72	168	855	49	183	148	15	68	47	—	168	37	2,104
45	宮崎	11	—	20	42	67	—	—	—	10	57	9	—	—	—	216
46	鹿児島	502	176	189	988	981	256	83	76	23	89	52	—	—	203	3,618

〔備考〕 (1) 合計欄の（ ）内数字は内訳不明分，合計数は（ ）内数字を含む。 (2) ＊印を附した都道府縣は前期間からの持越件数を含んだものである。 (3) 「農地改革に関する統計資料」による。

（ii）許　　可（條件付許可も含む）

種類別 / 縣別	引揚者の歸農（食糧自給を含む）	失業者戰災者の歸農（食糧自給を含む）	その他の不耕作地主の歸農（食糧自給を含む）	耕地過少による生活困難（食糧自給を含む）	労力增加による経営拡張（食糧自給を含む）	その他の経営拡張	耕地の便宜のため土地交換	優良地確保のための土地交換	使用目的変更	一時賃貸事由の解消	小作の信儀に反する行爲	災害による小作人の耕作放棄	その他の理由による小作人からの耕作放棄	其の他	不明
総数	1,579	1,145	765	3,352	2,979	1,208	1,237	181	1,106	11,984	362	395	1,502	1,747	29,542
1 北海道	12	16	7	14	69	44	7	—	109	130	3	—	41	19	471
*2 青森	1	10	2	30	—	5	9	—	6	45	—	—	18	—	126
3 岩手	19	11	75	—	—	—	—	—	44	143	11	—	15	70	388
*4 宮城	7	2	1	29	10	32	1	—	78	287	2	—	5	—	454
*5 秋田	3	—	6	5	8	31	—	—	6	54	1	—	—	23	137
6 山形	3	3	8	10	26	23	10	5	9	380	8	6	9	—	500
7 福島	9	11	19	332	182	30	3	1	159	226	7	3	11	7	1,000
*8 茨城	35	53	30	112	4	23	71	—	—	221	—	5	—	—	554
*9 栃木	11	11	1	8	14	3	5	—	12	96	1	2	44	11	219
*10 群馬	13	—	19	—	125	—	—	—	—	216	—	15	—	16	404
11 埼玉	3	49	—	100	12	—	39	—	—	1,425	4	23	34	—	1,689
12 千葉	—	—	—	3	8	—	1	—	7	9	1	—	3	—	27
13 東京	—	—	—	15	3	3	—	—	17	47	3	—	6	—	94
14 神奈川	2	—	—	22	9	—	2	—	7	15	—	—	—	—	57
15 新潟	5	—	—	127	136	—	—	—	—	367	—	—	9	258	902
16 富山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17 石川	—	—	—	—	103	139	10	—	8	330	—	—	16	154	760
18 福井	—	—	—	1	—	—	—	—	8	5	—	—	—	1	15

19	山梨	2	2	—	13	65	4	—	—	2	15	1	—	—	4	108
20	長野	85	65	—	131	—	—	6	—	17	3,213	60	—	3	—	3,580
21	岐阜	—	—	—	2	28	—	1	—	1	33	—	—	43	—	108
22	靜岡	47	104	75	302	168	82	124	—	78	362	2	1	209	181	1,735
*23	愛知	96	29	11	87	187	154	84	39	26	556	55	—	—	264	1,588
*24	三重	29	47	—	68	35	—	6	—	3	623	—	12	43	10	876
*25	滋賀	26	41	26	86	134	11	22	—	11	177	—	—	15	—	549
*26	京都	4	35	27	63	—	30	—	—	25	11	—	—	—	—	195
*27	大阪	—	2	13	19	11	32	9	1	13	16	1	—	—	6	123
*28	兵庫	8	37	15	84	41	111	9	—	32	76	3	—	22	18	456
*29	奈良	1	4	—	13	23	4	10	—	15	64	—	3	102	6	245
*30	和歌山	49	41	5	59	13	4	16	10	15	86	6	3	6	25	338
31	鳥取	155	21	38	109	106	—	39	—	17	162	6	—	11	18	682
32	島根	6	7	22	588	205	119	24	7	1	71	6	12	33	—	1,051
33	岡山	90	75	3	240	192	87	28	10	87	616	24	76	281	396	2,205
34	広島	16	22	12	13	33	13	112	6	83	546	63	85	64	113	1,181
35	山口	26	20	10	36	95	23	41	2	56	108	7	63	135	31	653
36	徳島	2	4	5	11	31	—	2	—	13	11	1	1	—	—	81
37	香川	1	1	4	5	13	—	7	—	3	138	—	—	—	32	204
38	愛媛	34	24	29	41	5	3	35	—	23	82	2	—	17	23	318
39	高知	305	186	106	18	21	—	4	4	26	329	20	21	46	12	1,098
40	福岡	1	2	4	17	7	11	67	—	6	266	7	—	59	—	647
*41	佐賀	21	22	27	89	109	67	78	11	16	222	23	41	59	32	817
42	長崎	19	25	7	19	12	—	2	—	6	71	2	1	5	—	169
43	熊本	76	51	45	91	46	22	81	37	29	31	11	22	41	6	599
44	大分	36	25	2	13	290	12	41	11	3	43	7	—	97	11	591
45	宮崎	8	—	13	25	36	—	—	—	6	13	4	—	—	—	105
46	鹿児島	313	87	98	352	369	86	31	27	23	47	10	—	—	—	1,443

〔備考〕 * 印を附した都道府縣は，前期間からの持越件数を含んだものである。

以上4表は昭和24年6月農林省農地部「農地改革に関する統計資料」による。

第201表　　経営内容より見た土地返還申請地主の性格

	不耕作	三反未満	3反～5反	5反～1町	1町～1.5町	1.5町～2町	3町～3町	3町以上	合計
1946.11.22--1947.12.31									
申請地主数	5,572	15,039	29,637	31,379	12,563	4,122	1,572	561	100,445
許可された地主数	2,153	2,680	16,963	18,252	6,314	1,830	653	229	54,074
要求された小作人数	—	11,441	25,943	45,324	21,091	7,487	2,174	786	114,246
返還した小作人数	—	5,519	14,513	25,551	12,584	4,201	1,168	341	63,877
1948.1.1—1948.6.30									
①									
耕作を目的とするもの									
申請地主数	3,130	7,209	14,358	14,518	7,341	3,439	1,219	409	51,623
許可された地主数	1,477	3,442	8,203	7,273	3,283	1,519	541	203	25,941
要求された小作人数	—	3,411	12,616	19,071	11,778	4,831	1,666	912	54,285
返還された小作人数	—	1,251	5,115	9,520	7,139	3.049	1,093	682	27,989
②									
使用目的をともなうもの									
申請地主数	285	334	470	575	199	78	27	9	,977
許可された地主数	192	199	293	408	114	33	18	7	1,264
要求された小作人数	—	374	689	1,047	736	264	68	62	3,240
返還された小作人数	—	256	513	722	419	139	51	51	2,151
③小作人から返還を申請したもの									
申請小作人数	—	203	364	640	769	447	58	62	2,543
許可された小作人数	—	161	264	447	550	376	39	45	1,882

〔備考〕　農林省前掲資料による。

理狀況」)　一件当り平均小作人数は一人に足らず、また関係土地面積も一件当りわずか一反余であるから、土地返還申請事件の規模は依然として小規模であり、従つてまた零細な小地片をめぐつての土地所有者と耕作農民の紛争が深刻激烈をきわめていることを推定せしむるに足るのである。

つぎに第200表によつて申請理由を見るに、「一時貸借事情解消」がもつとも多く一万七千件、つぎが地主側の「耕地過少による生活困難」と「労力増加による経営拡張」がそれぞれ八千件を超えており「引揚者の帰農によるものも三千件をこえてこれに次いでいる。以上はいずれも地主側の「食糧自給のため」という理由をふくむものであるが、これは土地取上げを要求する「地主」の性格や食糧事情の逼迫よりして当然のことである。この間の事情を物語るものとして、つぎに土地取上げを要求する「地主」の経営内容を示す第201表「経営内容より見た土地返還申請地主の性格」を掲げる。これによつて見れば、四八年一月より六月までの六カ月間に、耕作を目的として申請した地主数五万一千余人の内、不耕作地主は三千、五反以下の耕作地主が二万一千人五反から一町の経営をもつ地主が一万四千人余でこれらの階層が全体の過半数をしめている。これは土地取上げ申請事件の過半数は不耕作地主の自作化か、または零細経営農民の耕地を求める要求であり、小「地主」の生活のために土地返還要求がきわめて多いことを物語つている。

土地取上げにもとずく地主小作人間の紛議はその後も依然として増加の傾向を示し、四七年に入つてからは毎月千五百件から二千件の間を上下し、三月以降はさらに増加して六、七千件を数えている。かくて四七年八月から一二月末までに北海道をのぞく全國において土地取上要求一万七千件余、この内六千件弱が全部または一部の要求を容認された。争議の規模をみるに、一件当り小作人数は一人余

第202表　土地取上げにもとずく争議件数（規模別及び返還割合）

	内地						北海道					
	件数	関係小作人数	面積	1件当 小作人数	1件当 面積	面積1人当小作人	件数	関係小作人数	面積	1件当 小作人数	1件当 面積	面積1人当小作人
1946.11.22～1947.8.14	件	人	町	人	町	町	件	人	町	人	町	町
(1)地主の取上要求	46,596	48,307	5,797.9	1.04	0.12	0.12	1,570	1,924	2,742.4	1.23	1.75	1.43
(2)全部返還	5,411	5.783	726.2	1.07	0.13	0.13	3	3	3.6	1.00	1.20	1.20
(3)1部返還容認	12,039	12,860	1,298.8	1.07	0.11	0.10	699	954	599.1	1.36	0.86	0.63
(4)合計(2)+(3)	17,450	18,643	2,025.0	1.07	0.12	0.11	702	957	602.1	1.36	0.86	0.63
(5)割合 $\frac{100\times(4)}{(1)}$	37.45	38.59	34.93	—	—	—	44.71	49.74	21.98	—	—	—
1947.8.15～1947.12.31												
(1)地主の取上要求	17,768	17,993	2,450.8	1.01	0.14	0.14	744	941	1,035.7	1.26	1.42	1.12
(2)全部返還	2.319	2,093	276.2	1.26	0.12	0.09	—	—	—	—	—	—
(3)1部返還容認	3,585	3,705	256.7	1.03	0.07	0.07	333	408	216.3	1.23	0.65	0.53
(4)合計(2)+(3)	5,904	6,638	532.9	1.12	0.09	0.08	333	408	216.3	1.23	0.65	0.53
(5)割合 $\frac{100\times(4)}{(1)}$	33.23	36.89	21.74	—	—	—	44.76	43.36	20.53	—	—	—
1948.1.1～1948.6.30												
(1)地主の取上要求	22,610	23,097	2,503.7	1.02	0.11	0.11	2,024	2,440	3,471.9	1.21	1.72	1.42
(2)全部返還	4,611	4.694	505.8	1.02	0.13	0.13	515	525	875.4	1.02	1.70	1.67
(3)1部返還容認	3,438	3,823	317.0	1.11	0.09	0.08	772	947	1,457.6	1.23	1.89	1.54
(4)合計(2)+(3)	8,049	8,517	912.8	1.06	0.11	0.11	1,287	1,472	2,333.0	1.14	1.81	1.58
(5)割合 $\frac{100\times(4)}{(1)}$	35.60	36.87	36.46	—	—	—	63.59	60.33	67.20	—	—	—

〔備考〕 農林省調査による。

り、面積も一反前後で、前項にのべた農地委員会を通じての土地返還申請事件と同様にその規模はきわめて小さい。

つぎに四八年一月から六月までの六カ月間に、土地取上げ要求件数は二万二千とさらに増加し、このうち八千件余は全部または一部の要求をみとめられている。争議の規模も前期とほとんど同じく零細である。これは農地改革に対する抵抗、地主小作間の紛議は主として中小地主の土地に対する要求によつて生じているのであつて、わが國の一地主的土地所有一の特質からして当然の現象である。

また前表は地主の土地取上要求貫徹の比率をも示しているが、これによれば四七年八月以降の六カ月間は三三%、その後の六カ月間は三五%強で、これは四五年八月——四六年八月——一一月の四五%、四六年八月——四七年八月——四六年八月における比率三八%等にくらべると低率である。地主側の要求貫徹率は農地改革の初めの頃に大きく、改革のすすむにしたがつて低くなつていることがわかる。

五、小作調停　小作調停件数は四六年において総計七千件余であつたが、四七年においては申立数六、〇二九件（争議単位件数五、八四一）と若干減少し、その関係面積は二、二二五町歩、関係人員は一二、四七五人、争議一件当り土地面積は四反であつた（「農地改革に関する統計資料」による）。さらにこの年の調停申立者は地主三、一一九人、小作人二、七二二人で地主側が多く、その事件の内容を見れば「土地返還または小作契約継続」が四、八三七件で総件数の六一%をしめている。これらの調停事件の特徴は、単に小作地の返還を要求するものでなく、終戦後引上げた小作地に対し耕作農民側の反撃が強くなつたため、地主側でその耕作継続を主張し、これに対し小作側では耕作権の確認を求めるものが多い。また調停の結果をみるに、調停成立の比率は前年度に比して低くなつていることがわかる。

なお小作調停はこの外に法外調停として小作官と農地委員会の斡旋により行われるものが多くなつており、四七年では総件数二、七七五件、四八年一—六月一、八八九件を数えている（前掲「統計資料」による）。

六、買収計画に対する異議申立てその他訴願事件　地主の反改革運動は、農地の買収計画に対する異議申立てとしても行われた。市町村農地委員会の立てた買収計画に対し、地主側は四七年において四万八千余件、四八年において三万四千余件の異議を申立てている。なお注目すべきはこの両年度合計八万二千件の異議申立ての中、不在地主のそれが約半ばを占めていることである（第206表「異議申立て件数」を参照）。

また買収対価、買収地の当否等についても地主は單独または共同で知事に対し訴願を提出して争つた。その総件数は四八年末現在で一八、一一〇件に達している（第205表「訴願とその裁決件数」参照）。その提起の理由を見ると、農地委員会が小作地として買収対象となしたものを、自己所有の自作地であると主張して買収計画に反対

第203表　小作調停事件総数及び結果調べ（47年1月—48年6月）

事項＼年次	総件数			内容	結果					
	小作人申立	地主申立	計	土地返還又は小作契約継続	調停成立	不成立	取下げ	却下	計	未済
47年1月--12月	2,722	3,119	5,841	4,837	2,051	351	1,685	12	4,063	1,800
48年1月--6月	633	1,223	1,856	1,516	573	139	508	13	1,238	536

〔備考〕　「農地改革に関する統計資料」より作成。

第204表　地主の訴願とその裁決件数

総件数		18,110
提起の理由	不在地主たることを否認	2,304
	自作地たることを主張	4,115
	農地にあらざることを主張	3,431
	対価に関する反対	1,030
	遡及買収に関するもの	865
	買収地の選択に関するもの	711
	面積に関するもの	625
	譲渡に関するもの	1,516
	その他	3,512
裁決	認容	2,266
	却下	12,625
	棄却	955
	再調下	1,229
	再取扱	891
	未処理	144

〔備考〕「農地放革に関する統計資料」による。

第205表　買収計画に対する地主の異議申立件数

	1947年	1948年	計
不在地主	29,536	12,412	41,948
在村地主	18,815	21,336	40,151
内訳 不耕作地主	5,335	5,095	13,480
内訳 耕作地主	13,440	16,241	29,721
合計	48,351	33,748	28,099

〔備考〕「農地改革に関する統計資料」による。

れらの訴願はその大半が（一万五千件余）不当として棄却または却下され容認されたものは二千余件にすぎない。

七、地主の訴訟事件　以上各種の地主側の抵抗のほか、いわゆる違憲訴訟やその他農地に関する権利保護請求の訴訟は四九年一月末までに総計二、二〇〇件余を数えている。訴訟内容は訴願と同じく買収対価や買収地の当否に関するものが多く相手は國および知事、農地委員会である。違憲訴訟は全國で一五〇件に達した。その全ては敗訴に終つているのであるが、未だ全くその事件が跡を絶つに至らず、地主は與えられたあらゆる手段を利用して自己の権利を守り、農地改革に反対している事実を物語るものである。

八、農調法違反事件　地主は合法的手段による改革反対の抵抗をしたものが、四千件を超えてもつとも多く、つぎに不在地主としての取扱を不当として反対した件数が二千余件、買収土地が農地でないとの理由で反対したものが三、四〇〇件に達している。しかしこのほかになお地主の不法行為に対する処分を見ると、送検されたもの合計三、六五〇件、起訴されたもの八八九件に及んでいる。

これらの地主側の不法行為は主として東北、山陰、九州南部等の封建的色彩の濃厚に残存する地方、農民組織の力弱く、農地委員会も地主的その他非農民的勢力によつて左右されやすい地方に多く発生しており、とくに岩手縣宮城縣等の名子制度残存地帯では物納小作料などかなり多く行われている模様である。これに反し新潟縣平坦部、茨城縣東部や岡山縣南部等に見るように農民闘争の傳統と組織の強力な地帯では、政党や組合は農地委員会を指導し監視して地主の不法行為を完全に摘発し、法令通りの農地改革を実施せしめることに成功しており、所によつてはさらにすすんで農地の交換分合や共同管理等にまで進んでいる。これは耕作農民の民主的組織とその

第206表　農地調整法違反事件および処分状況

		1947年末現在	1948年6月末現在	累計
理由別	総数	（註1） 7,366	4,390	11,756
	小作料違反	1,205	839	2,044
	農地價格違反	572	459	1,031
	小作地不法取上	4,466	2,174	3,640
	農地不法賣買	578	361	939
	農地不法潰廃	274	329	603
	その他	164	228	392
処分状況	送検されたもの	（註2） 2,383	（註3）1,899(1,267)	3;650
	取調中	670	723	（註4） 1,393
	移送	11	137	148
	不起訴	283	154	437
	起訴猶予	507	277	784
	起訴処分	589	300	889
	内訳 未判決	55	69	124
	内訳 判決	534	231	765
	内訳 未確定	37	47	84
	内訳 罰金	460	168	628
	内訳 体刑	18	7	25
	内訳 罰金体刑	19	9	28

〔備考〕　農林省「農地改革に関する参考資料」による。総数は各都道府縣農地部で確認したもののすべてを含む。
（註1）　岡山縣は理由別内訳不明のため総数のみに含む。
（註2）　岩手縣は処分内訳不明のため総数のみに計上す。
（註3）　かつこ内は当該期間中に送検されたもので，1899件は1947年中送検されたもののうち未決分を含む。処分内訳は1899件の処分内訳である。
（註4）　この集計は厳密の意味では正確でない。前年分のうち取調中のものを含むからである。

の果敢な闘争のみが農地改革の最後の保証をなしていることを立証しているものであろう。

また土地とならんで農業生産の重要な條件たる水の問題も、その封建的水利慣行や高い用水費に対する闘争、用水管理とその民主化の闘争としてとりあげられこれはまた農業生産力を高め、農業と農民生活を守る闘争と結合して、とくに前進的な農村においてたたかわれた（事例については後記）。

○佐賀縣基山町

日農支部は農地委員会に代表を送り、また外部からその活動を監視し農地買収賣渡しを促進し、地主の土地取上げ、ヤミ小作料などは完全に防止したのみならず、すすんで未墾地の開放に着手した。すなわち可耕適地の私有山林原野五五町歩を農地委員会の手で買収し、同時に開拓協同組合を設立してこれを開墾した。なおこの開墾地は直ぐには組合員の個人所有地とせず、共同開墾の結果、各人の希望によつて買取らせることにしている。開墾地の一部にはすでに茶の共同経営が行われ始めた。

○茨城縣小高村

四七年七月に結成された日農（常東）小原支部はただちに九〇町歩の山林解放闘争を開始した。山林地主は全農支部に応援を求め、全農は採草地薪炭林保護を名目に地主はじめ小作農までをもその組織下におさめて強硬に対抗し、年末より四八年春にかけて日農と全農との決戦の形で闘争は激烈をきわめた。常東支部は一時この村の闘争に全力をあげて当

り、ついに全農支部長の組合脱退、日農への協力を得ることに成功し、(イ)全農支部を解散、(ロ)全農組合員中二〇〇名を日農に吸収し、(ハ)八五町歩の山林を農民に賣渡すとの條件を地主側と全農支部に承認せしめた。小高爭議の後、全農勢力は急速に退潮した。

○茨城縣新治村と農地委員会は、農地改革を機に農地の集団化をめざす交換分合の実施するため、講演会、農民大会等による啓蒙活動ののち、各部落毎に実行委員をきめ、部落内の交換分合の計画をたて、それに從つて農地の買收賣渡しを行つた。このようにして、土地所有権の交換五町、耕作権の交換六〇町、交換件数二二〇件を数え、その結果実施前は農家一戸平均約一〇カ所に耕地が分散していたものが、実施後は一戸平均四カ所になり、労働の軽減、生産の合理化に大きな効果をあげた。

村の日農支部長の組合脱退、日農への協力を得ることに成功し、(イ)全農支部を解散、(ロ)全農組合員中二〇〇名を日農に吸収し、(ハ)八五町歩の山林を農民に賣渡すとの條件を地主側と全農支部に承認せしめた。小高爭議の後、全農勢力は急速に退潮した。

○長野縣鼎村

農民組合の啓蒙活動で農民を納得させ村内の耕地一、〇〇〇筆五〇〇町歩について交換分合を行つた。この直接の動機は供出割当の合理化を確保するためといわれる。本村では一筆調査により耕地面積の基礎資料とし地力を確定し、村の耕地図を作成して交換分合したことは当然である。その結果労働生産力の向上が見られたのである。

○長崎縣

四八年半頃より政府の第三次農地改革に対する反対はもとより、現行の改革についてすら逆行的行動が見られるところから、長崎縣では共産党、社会党左派、日農、全農の間に農地改革共同闘爭委員会が組織され、四八年八月中に七六カ村百回以上の農民大会がひらかれ、二万名以上の農民が出席し、農地改革の完遂、農地委員会経費の増額、農地委員会事務局員の減員反対等を決議し、また各村には農地相談所を設け、全縣的に農地買收、賣渡しにともなう不正摘発を行つた。その結果八月中だけで、買收申請させたもの一、三九四件、物納小作料その他二八三件、貸借権回復の申請八九三件等の成果を見た。

第三節　水をめぐる農民闘爭

農地改革の進展によつて、すくなくとも農耕地については地主的所有の根幹はつきくずされつつあるが、なお山林原野については地主とともに農業生産に重大な関連をもち、とくに水稻生産の死活をにぎる水の問題についてはほとんど改革の手がつけられていない。今日においてもなお灌漑水の管理や灌漑の順序、水地代等については封建的慣行によるものが多く、他方電力会社その他による灌漑用水の使用制限等の問題が発生し農民経営はしばしば水不足や高額な用水賃のため壓迫されている狀態にある。

戰後農民運動の重要な一分野として、土地問題の一環として水の統制、用水管理の民主化問題がとりあげられ、同時に農業生産力を高め経営を守るための生産闘爭として岡山、奈良、青森縣等の前進的な農村において水をめぐる農民闘爭が展開された。

○岡山縣興除村

岡山縣南部の農村はつねに水不足になやみ、水利費も反当三百円という高額に達し、また水をめぐつて村内、村外にしばしば紛爭がおこつている。これは興除村などの南部農村は埋立地である為、水田の拡張に応ずる用水量が不足した為もあるが、北部の水源地帯における地主顔役がその用水権をにぎり、下流からの貢物の多少によつて流水量を加減する等の旧慣が今日まで維持され

ている為でもある。この村の日農支部は主として中貧農を中心に結成されているが、四八年より上流地帯の農民組合と提携し水利旧慣の打破、用水路の國営農民管理の運動を起し、また政府に対し専用用水路の増設を要求し、満足な回答を得るまでは完全供出はせぬと組合大会で決議した。

○奈良縣金橋村

四七年の大旱ばつを契機に、日農が中心となり溜池および用水路の実権をにぎる地主的水総代を排除し、民主的総代による農民的管理体制を確立し、合理的な灌漑によつて不合理な慣行給水を打破した。同時に縣廳に対しモーター揚水機その他機械灌漑用資材の配給を要求し、その完全な施設により縣下第一の旱ばつ村が現在では豊富な用水を誇りうるようになつた。

第四節　供出闘争

一、供出の強行と農村の飯米不足　四七年度産米の供出成績は、天候不順その他による生産減退にかかわらず、例年以上に良好で四八年一月には供出率九〇%を突破した。しかしこれは割当が緩和されたためではなく、当局の一督励」が大いに農民の「供出意欲」を刺戟したためと見るべきであつて、保有米を割つてハダカになつても、一應は割当量は完納すべしという建前が全國的にとられたからである。生産縣たる新潟においては、供出後ほとんど全縣各村において還元米の要求が行われる狀態であつた。四七年の還元米量の実績は七一万石余であつたが、四八年においては五〇〇万石に達する要求が提出され政府当局を当惑させた。

四七年度産米のこのような供出事情は、当然に農村内部とくに小貧農層に食糧不足、そして当然に社会不安を激化させることとなつた。たとえば新潟縣において縣当局が應急用に還元配給した米が農村では「治安米」と称されたことを見ても、その間の事情は想像されよう。事実四八年当初は單作地帯農村の多くの農民はカユをすすりつつ農耕したという信ぜられぬ事実や供出後飯米の残り少ないため農家の主人が自殺するという悲惨事すら見られたのである。都市においては、代替食糧をいれて、ともかく「満配」を実行し、前年まで繰りかえされた年初から六月にかけての遅欠配の累増、それを克服せんとする食糧デモ等の市民闘争が、今年は一應緩和され未然に防止されるかに見えた。それは一方において輸入食糧の放出と他方における供出の強化によつて可能となつたのであるが、食糧不足と社会不安を緩和し、労働攻勢をそらし、犠牲を農業と農民に轉嫁せんとする巧妙なる政策でもあつた。ちなみに、外國産食糧の輸入は、一九四六年一四万トンから四七年には一二七万トンに急増し、四八年にはさらに一六四万トンに達しているが、これは切迫した食糧事情の緩和に役立ちはしたものの、やがて四九年以降になると、國内購買力の減少による農産物販路の縮小のため、農家のヤミ賣りの余地をせばめヤミ価格の低落をひきおこし農業恐慌狀態を呈することとなるのであるが、四八年はまさに轉換点ということができる。

しかし四八年後半期の都市食糧事情は決して満足すべきものではなかつた。ふたたび遅欠配は通例的現象となり、かくて食糧不安は労働攻勢に拍車をかけ、國鉄、全官公の賃金闘争は芦田内閣の基礎をゆり動かしたのである。

二、米價問題　供出問題の重大性は米価をどこで決定するかの問題としても現われている。米価問題はいかなる量の米を供出せしめるかの問題につらなると同時に、一般的物価体系の中にしめる米価の重要性からして、これをどこに公定するかは、場合によつて大きな政治的な意義を持つてくる。四七年度産米価の決定はまさにこの

ような重要性を帯びるに至つた。全官公の要求する賃金ベース五、二〇〇円に対し、政府は三、七〇〇円ベースを押しつけんとし、他方石当り一、七五〇円米價の改訂に際して三、一六〇円を公定して、低賃金の維持をはからんとしたのである。都市の労働攻勢に対應して、農村からは正味四、五〇〇円米價を要求する農民の声が、あるいは全國農民大会で、あるいは全國農民代表者会議の決議として政府に提出され、その後実行委員会による長期交渉戦によつて芦田内閣は苦境に追いこまれることとなつた。政府の米價公定方式（パリティ計算）自体にすでに多くの問題がふくまれている上に「物價と賃金の安定」という政治的考慮によつて決定される低米價が、米の生産費をすら償い得ないことは、農民団体の提出する生産費調査資料によつて明かにされている時、農民側を納得せしめることは、日農副委員長野溝勝氏を國務大臣として持つ芦田内閣にとつても、極めて困難であつた。その上に本年度の所得税は前年にまして重く、他生産資材の完全配給を要求してたたかつた日農は、四七年秋からでに「農村インフレ」の幻想は急速に吹き飛びつつあり、かくて農村においてはひとり貧小農のみならず、富農的農民にいたるまで、経営悪化に直面して反政府的空氣が濃化して行つたことはあやしむに足りない。

三、「食確法」の成立　政府の供出方式は四八年より流通統制から生産統制への性格を強めて來た。いわゆる事前割当方式の採用で一種の作付統制、生産責任制に外ならない。それは四八年より、主食中心の供出強化を免れんとして農民が有利な商品作物への作付轉換や部分的には耕作放棄等によつて消極的に経営を防衛せんとする傾向が現われており、これを強力的に阻止し、あくまで主食生産供出の確保をはからんとする政府の対策に外ならない。これはやがて政府が「食糧事情安定のため主食農産物の生産及び供出を確保するため公正且つ計画的にその生産数量及び供出数量の割当を行う」「食糧確保臨時措置法」の國会上程となつて現実化するのであるが、民主的政党はじめ日農、全農、農青連にいたるまで、政府の天下り的供出割当、強権的生産統制に反対してたたかつた。しかし七月二〇日ついに「食糧確保臨時措置法」は施行され、これにもとずき従來の食糧調整委員は農業調整委員となり新に選挙されることになり、ここに農民組織は農調委員選挙闘争を展開することとなつた。「食確法」はその後第二次吉田内閣によつて一部改正される事となり、農民側の反対運動は激烈を極めるのであるが、それについては後章において記述する。

四、日農の態度　さて低米價による強権供出に対して農民闘争はいかにたたかわれたか。

すでに四七年春、強権発動に対して正面から反対し「報償物資」に関しては「富農政策」なりとして取消しを要求し、また肥料その他生産資材の完全配給を要求してたたかつた日農は、四七年秋から四八年にかけても供出闘争を全面的に推進組織し、とくに四七年一〇月総司令部覚書にもとずき政府の決定した三、五〇〇万石の事前割当に対しては、「本來の主張たる耕作農民の自主的供出を守り農業再生産に必要なる一切の施策の実行」を政府に要求した（日農本部通達三四、一九四七・一〇・一四）。

さらに四七年秋の東北関東地方の大水害に関し、政府に対して水害應急対策、恒久対策を要請するとともに、各地に新たな供出闘争を展開した。農民はあらゆる悪條件を克服して供出完遂に努力したのであるが、天下り割当の絶対的過重と、割当の不均衡はその完全な実現を阻止するものであり、日農本部も再び政府に対して次のように要請せざるを得なかつた。

「割当会議の遅延は政府の調査並に計画の不備による割当の過重

不均衡に基因している。従つてその責任は一に政府にある。……我々はあらゆる犠牲をしのんで之が遂行のため努力するが、若し政府にして何らの対策なく之を強行せんとするならば反動的官僚地主勢力は機械的な割当を強行して生産者たる農民を塗炭の苦しみに陥らしめ供出の完全遂行を困難ならしむるのみならず、増産意欲を喪失せしめ……ここに於て我々民主的な産米供出綜合対策の樹立と、それが急速なる実施を要請する……」（四七・一〇・一一）

宮城、山形、秋田、長野、新潟、茨城、富山、岡山、愛媛はじめその他各地の日農連合会各支部は、これら中央の運動に應じて土地の一筆調査、かくし田摘発、地力調査、食糧調整委員会の民主化、割当の公表、還元米の要求等々を強力に行つた。供米闘争はかくて地力調査、かくし田摘発等の土地闘争と結合して闘われていつた。

四八年に入ると共に、日農はまず政府の事前割当数量に対する反対態度を表明し、この方針にもとずき新潟、宮城、茨城、富山各地方において事前割当反対の闘争がたたかわれ、各地の農民大会に動員された農民は数十万人に達した。

七月二〇日食確法の施行に対しては、日農本部は「この法律はその精神においては必ずしも反対するものではないが、現在のような非民主的な政府とこれにつらなる一連のボス反動勢力の存する限りその運用の面においては即ち現段階においては賛成できない」と反対意見を表明した。そして「食糧確保臨時措置法施行に伴う農業調整委員の選挙の件」（局報、二三・八・一四）をもつて選挙闘争を供出闘争の一環として展開することを指示し、これにもとずき北海道、宮城、山形、福島、東京、茨城、福岡等各地に供米闘争がたたかわれ、新潟、宮城、長野、富山各縣では多数の日農関係者が農業調整委員に当選した（一九四九年、日農第三回大会一般報告二八頁による）。

米價問題に関しては、日農は「いかなる方法によるにせよ農業の再生産を確保し而も利潤ある價格の決定」を目標としており、当然にパリテイ方式による低米價に反対し、各連合会は協同組合等と連絡して生産費調査を行い、それにもとずき妥当な米價を要求することになつた。

四八年度産米價の決定に際しては、日農は農業復興会議はじめ各団体と協議し次の要請を発した。

「二三年産米生産者價格に関しわれわれは九月一日現在物價を基礎として算出した米價は正味一石当り三、九四七円である事実より推定し一〇月一日現在物價を基礎として決定すべき新米價は正味一石当り四、二〇〇円以上たることを政府に要請する」（通達八八号、四八・九・二四）

かくて各団体と共同して、全國農民大会、農民代表者会議を通じて長期執拗な交渉要請をなしたが、芦田内閣はついに三、五九五円の低米價を公定発表した。日農はこれに対し、次のように態度を表明した。

低米價に対する日農の抗議（四八・一〇・一五）

……わが日本農民組合は……一石四、二〇〇円以上たることを要請したにも拘らず、政府は一方的に新米價を決定し、全國耕作農民の要望をじゆうりんし去つたのである。政府決定の三、五九五円という低米價は断じて農民生活を保証する價格ではない。従つて今後の施策に万全の措置を講ぜざる限りこの新米價を以てしては供出の完遂、課税の完納等に重大なる支障を来すものであろうことを玆に附言し、政府の一方的な措置に対して我が日本農民組合は全國耕作農民の名によつて嚴重に抗議する。

このようにして「政府の米價決定に関する全農民団体の切実な

る要望に対する独断的専制的態度に対して最後の決意を示し『反動政府打倒、民主政府樹立』への態度をいよいよ明確にしたのである」（日農第三回大会一般報告、三一頁）

このほか「米價変更に対する差益金返還闘争」「報償物資と報償金に対する闘争」等が中央、地方を通じてたたかわれた。

なお四八年に入ると、野菜の生産過剰が全面的現象となり、その價格は一般に㊀を割つて低落した。日農宮城縣連、東京都連より野菜統制撤廃の要望があり、日農本部も政府に対して價格保証の要請をなしたが、農業経営は、税金、供出などいわゆる國家独占資本主義的收奪の強行にあつて漸く恐慌的様相を強くし、やがてそれは四八年末「経済九原則」の実施による日本経済の轉換期に入るとともに本格的に農業恐慌を深化させた。これにともない供米闘争もまた新たなる情勢に直面して困難の度を加えて行くのであるが、それについては後章にゆずる。四八年度供米價に関する中央の闘争については本章の「全國農民代表者会議」の項を参照されたい。

五、主要な供出闘争の事例

○青森縣水元村

日農に結合した農民は四七年度供米割当が不当に重いとして事前割当を返上し、また村長、助役らボス連中のかくし田一八町歩を摘発して再割当を行つた。さらに農民組合は村民大会をひらき土地の一筆調査により等級を決定し、民主的な供出体制を確立した。

○富山縣杉原村

四八年度産米事前割当に関し村長、村役場書記と検査員の悪辣な收奪政策に対し、日農支部は、人権と農民生活を守るために闘い、ついに一貧農の死の抗議をもつて闘争は高潮に達した。

○埼玉縣浦利市

日農統一派を中心に結成された全縣下五市六〇町村の食糧調整委員会事前割当補正協議会は水害、立枯病害による三七万石減收を認めるよう縣当局に要求し、この要求の認められぬばあいは割当を返上し總辞職すると決議し、当局と交渉した。

○新潟縣木崎村

四七年産米のハダカ供出によつて飯米不足となつた農家に対する治安米、手当米を要求、四カ月分七五〇石を還元せしめたが、六月以降は地方事務所の確約がないため、日農統一派と主体派その他各団体共同で「飯米獲得税金適正交渉委員会」を結成し、ほとんど毎日代表者は当局と交渉し、還元米の獲得はもとより、税金適正化についても相当な成果をあげることができた。

○山梨縣一宮村

四八年四月三〇日二〇〇名の一轉落農家」は主食の遅欠配に耐えきれず、リアカーをもつて村の食糧倉庫に押しかけ、一方地方事務所に主食の配給を要求して一時は険悪な空氣をみせた。また山梨縣では、日農や共産党細胞の組織の全くない村でも食糧配給を要求する農民大会等が各地にひらかれ、その内のあるものは配給改善のための恒常的闘争組織をつくつてたたかつた例もある。

○福岡縣鞍手郡

鞍手、遠賀、直方郡ほか数郡の農民代表五〇名は四八年一一月日農縣連書記長らと共に水害、病虫害による供出割当災害補正について縣当局と交渉し、（イ）割当再補正を中央に要求する、（ロ）超過供出を奨励しこれを災害補正にまわす、（ハ）調整米を災害地の課税源額を縣当局として税務当局に要求する、等の約束を得ることができた。

第五節　税金闘争

一、所得税の課徴と「納税民主化」運動　四七年夏に賦課された乙種事業所得税は、農産物ヤミ買りによる「農村インフレ景氣」を吹き拂う最初の税金旋風であり、その後四七年度より乙種事業所得税は廢止され一般所得税に一元化され、また納税方式も「民主化」されて申告納税制に変つたが、税金の重壓は決して緩和されるどころか四七、四八年と年の進むにつれてますます過重となり、いまや戰前の小作料に代つて税金がその他の農民負担とともに、農民収奪の主要な形態となつて現われて來た。四七年度の農民負担がいかに大巾に増加したかは次の統計を見てもわかる（第207表「農家の公租公課負担の推移」）。すなわち四七年においては、農家所得一〇〇に対し公租公課は三六を占め、その内で國税（所得税）は六五・四をしめている。しかもこの農民課税は絶対的に過重であるのみならず、單作地帶、畑作地帶と酪農等の商業的農業地帶によつて負担はいちじるしく公平を欠いている。しかし一般的に言つて米の供出を中心として收奪されつつある單作地帶農村は税負担をとくに重く受けることになる。また同一農村においても、かくして田を比較的多く持つ中位、上位の農家に軽く、小貧農に重いという傾向がある。

四七年度の「税金旋風」に対し、農民組織は全國的に闘争を展開し、あるいは税務署に対し大衆行動をもつて税の減額を交渉し、あるいは大藏省その他と納税制度そのものについて農民の要求を提出する等各種の運動形態をとつたのであるが、概して四七年度においては「農業生産を破壊する農民課税反対」の闘争を中心とし、四八年度に入ると「科学的資料に基く自主的納税への運動」に発展し、これは一部の前進的な村々においてはかくし田摘発や地力調査等の土地闘争と結びつき、また農家経済收支記帳による税務当局との交渉、団体交渉権の獲得を含むものであつた。四七年においては農民大会の減税決議をもつて縣廳、税務署に大衆示威行進と団体交渉が各地に行われ、そしてその効果も二割、三割の減税をたかいとつてかなり華々しいものがあつたが、四八年に入ると政府当局の強硬方

第207表　農家の公租公課負担の推移

	農家所得を100とする公租公課負担の割合	公租公課総額を100とする各種負担の割合			
		國税	縣税	市町村税	公課
	%	%	%	%	%
1934	8	8.8	29.8	40.3	21.1
35	7	8.8	29.8	40.3	21.1
36	6	10.2	27.1	10.7	22.1
37	5	9.6	25.0	40.4	25.0
38	4	9.1	22.7	55.5	22.7
39	3	8.2	20.4	42.9	28.6
40	3	13.5	13.5	30.7	42.3
41	3	12.5	12.5	30.4	44.6
42	3	26.3	6.6	26.3	40.8
43	5	21.1	5.0	16.8	50.1
44	7	38.8	4.0	12.3	44.9
45	13	68.9	9.3	7.8	14.0
46	18	89.4	3.2	2.7	4.7
47	36	65.4	1.8	2.1	40.7

〔備考〕　46年度は増加所得税をふくむ。47年度は推定。「日本農業年報」第二輯26頁より。

針によつて大衆行動否定の方向にすゝみ、農民代表による団交から個別交渉が多くなり（四九年に入ると吉田内閣は一税法犯取締り」によつて弾圧手段をとるに至る）華々しい大衆動員は少くなつた。これは一つには前記政府の態度と、農民側における科学的資料にもとずく交渉戦術への轉換によるものであろうが、また他方においては農民指導者の一部におけるボス化、かつての農民組合幹部が村長や農地委員会や協同組合の幹部となつてボス化し逆に農民の要求をおさえるという傾向が生じ、そのボスを通じて官僚との妥協的取引が行われるという改良主義的方法が、かなり強くなつて來たことにもよるのである。この点は、ひとり税金闘争にかぎらず供出その他の闘争においても同様であり、やがてこれは四九年に入ると農民闘争の一般的沈滞の一原因となることは後述のとおりである。

二、日農の税闘争方針　さてこの過重な税金に対して農民組織はいかにたたかつたか。日農本部は四七年の税闘争に関する根本態度をつぎのように規定し、運動方針を明にした。

「直接税としての所得税に至つては昨年夏の課税の不当にも増して言語に絶するものがある。即ち主要なる財源であるべき特種の第三國人大企業ヤミ利得、軍需利得等に対しては極めて協力的且つ無力であり、力の弱い勤労大衆及農民に対しては苛酷であるというよりは封建的な権力によつて取り立てようとしている。……今次の課税が極めて秘密裡に決定し、それが天下り的に課せられているので課税の基礎に何ら具体的な科学性がないのである。……我々はできうる限り科学的な資料を作成して各支部を通じ縣自体の問題とする。更に労働組合及その他の民主的な諸団体との提携のもとに「所得税査定委員会」を設ける。――現在の不当なる課税制度そのものを改変して大衆課税減免の方向に努力すべきである」（日農本部通達四五号）

この本部方針は各地において納税民主化運動として展開され、宮城、秋田、新潟、富山、長野、神奈川、東京、埼玉、福島、岡山、廣島、福井等の農村において延百数十万にのぼる農民動員が行われその結果平均して二〇―三〇%の「下駄ばき課税」が廢された。

四八年に入ると、農地改革の一段落とともに低調におち入りかけた農民闘争も、税の重壓に耐えかねた農民の抵抗となつてふたたび活潑化し、社会党、共産党をはじめ議会内外における政治闘争とともに日農、全農等各種農民団体は、全國代表者会議に結集して対政府闘争を行つた。それは直接には四八年度納税の民主化と軽減を目標とするもので、日農本部は四八年七月二三日通達七五号の中で、一般的方針をつぎのように決定した。

日農本部の税金闘争方針

（前略）二三年度國民所得に対する租税負担は前年の約二〇%より二三%、國民一人当りの負担額は約二、六〇〇円より本年度約五、四〇〇円と推定され、約二倍の負担となります。従つて本年度における農民課税問題は土地使用税、地租引上げの創設などとも相まつて耕作農民の一層の負担となることは明白で、しかも政府が『國税犯取締法』の如き弾圧法の制定を準備しつつあるにおいては昨二二年より一層準備された組織的な対策が要求されるのであります」

この方針のもとに、一、改正税制の正体をバクロしそれが一般農民の負担軽減にならぬことを明かにし、二、所得申告に際しての経営調査方法様式等につき団体交渉を目ざして準備すること、三、農民の所得調査、四、全財労組との提携による悪税反対闘争の組織等につき具体的にその戦術を決定した。

かくしてまず全國各地で納税申告に関する啓蒙活動が行われ、また各縣ブロック毎に「農民課税対策協議会」が設置され「税務委員

会」に日農代表を参加せしめる等の準備活動がなされた。とくに日農岡山縣連合会を中心とした中國五縣の稅金対策委員会は大規模にこの稅闘爭を展開し、また新潟縣では日農縣連の作成した申告用紙と生産費調査に記帳する農家は数万戸に上り、自主申告の準備をとのえた。山形縣庄内地方協議会の生産費調査、宮城、鳥取、長野富山等各縣の不当課稅反対闘爭等、四八年末より次第に稅闘爭が本格的昂揚期に入つたことを示したのである（また全國農代会議は各村農民大会の要求を盛りあげ、対政府交渉を行つて部分的成果をうることに成功したが、この点については「全國農民大会の開催」の項参照）。

三、農業事業稅撤回と土地使用稅地租小作料引上反対闘爭　四八年度のぼう大な財政収入の財源として政府は所得稅の外に土地使用稅（農業事業稅）の新設計画を極秘裡にすすめつつあつたが、日農はこれに対し直ちに「土地使用稅創設断乎反対」の声明を出し、同時に各農村において即時撤廃の署名運動が展開された。社会党、共産党はじめ各農業、農民団体も一致してこれが廃止のため議会内外の猛烈な反対運動を行い、ついに主食に関する限り、農業事業稅は撤回されることとなつた。

さらに超過供出奨励金に対する課稅に対しても　農民の供出意欲を阻害する悪稅として反対の運動が展開され、日農本部は農復会議傘下の各団体と共同で数回にわたりこれが廃止の要請を行い、地方においてもとくに新潟、富山、秋田の單作地帯においては下からの強力な闘爭が行われたが、具体的な成果はなかつた。

また農地改革逆轉の反動的試みの一つとして、地租、小作料引上げの策動が地主勢力と結びつく農林官僚の間につづけられ、吉田内閣の成立後、公然と新聞紙上にも報ぜられるに至つたが、かかる動きに対しても、各政党、農民組合の強い反対の意思が表明せられたのである（第二章土地闘爭の項参照）。

四、主要な稅金闘爭の事例

○佐賀縣三養基郡

戰前の全農福佐連合会の戰闘的な傳統をつぐ、日農三養基支部（組合員三、五〇〇人）は、四七年度所得稅の更正決定による増徴額四千万円に対する組合員の不満を組織し、四八年五月より広汎な稅金闘爭を準備した。組合員の異議申立件数は三千件、三、五〇〇万円におよび、ほかに神崎郡東松浦郡における日農支部も稅金闘爭に起ちあがつた。稅務署の課稅標準田一反当り四、〇一〇円に対し、日農は独自の経営調査にもとずき二、三〇〇円を提示し、農家の申告の基準とした。かくてまず各町村單位に日農支部は稅務署と数回にわたり交渉し、一、課稅標準を示すこと。二、審査請求中には督促状を出さぬこと。差押えはせぬこと。三、団体交渉権をみとめること等の要求をなし、要求の通るまで納稅はしないことに申合わした。また全財労組と協力して公文書偽造をなした稅務署長の追放運動を起して成功した。

○茨城縣

四八年三月の所得稅更正通知は申告者の七〇%約四万戸に対し発せられたが、日農（常東同盟）は水戸、麻布に臨時出張所を設け、麻布では三月一三日五〇〇名の農民大会で、
イ、稅務署の新館を常東本部臨時出張所に借受けたい
ロ、常東本部員支部員を審査に立会わせよ
ハ、不法更正は即決で訂正されたい
の要求を決定し署長に承認せしめた。

その後大衆動員、生産費計算と稅額決定等あらゆる手段で稅務当局と交渉し、時には稅務署職員と共同闘爭態勢を作りたたかつた。その結果たとえば白鳥村では二百戸分百五十万円の減額に成

功し、麻布では五千名の農民が税金闘争に加わり、総額二、五〇〇万円の減額要求を通した。

第六節　農業協同組合の設立をめぐる農民運動

一、農業会の解体をめぐつて　配給や隠退蔵物資にからむ旧農業会幹部の不正摘発や、民主的農民代表の役員選出等いわゆる農業会民主化の闘争は、戦後農民運動の一環として各地で活潑にたたかわれて來たことは前に記したところである。農業会は資本のために流通過程を合理化し、國家機構の補助として農民収奪の有力な系統組織であると同時に、地主にとつても農民支配の強力な統制機関であり、したがつて農業会に対する闘争はしばしば村役場等の末端國家権力との衝突と同一の政治的意義をもつたことは当然である。したがつてまた市町村農業会が、たとえ農民組織によつて民主化されたにしても、全國的な系統的農業会機構の性格からして中央部より当然に壓迫され、民主的農業会としての発展には限界があつた。さらにまた農地改革によつて地主の経済的基礎が掘りくずされて行くにしたがい、地主とくに農村の支配的勢力であつた大中地主は農業会に依拠して旧勢力の維持をはかることに努力し、ここに農民闘争の目標が農業会幹部との闘争に向けられ、そしてそれは農業会の解体にまで進まねばならぬ一の根拠があつた。戦後の農業会の主要な業務は農産物の供出と配給の独占的業務に重点がおかれ、これは農民の経営と生活にとつてきわめて重要な関係にあり、農業会の民主化ないしその解体は農民経済の窮乏化がすすむにつれてますます緊急な課題となつて來たのである。

連合軍総司令部はその歴史的な指令「農地改革に関する覚書」の中で「農民の利害を無視せる農民ないし農村団体に対する政府の権力的統制」「農民の利害とかけ離れたる統制団体により一方的に割当てられたる供出」を農村の基本的な禍根の一として指摘し、これが対策として「非農民的利害に支配されず、且つ日本農民の経済的文化的進歩を目的とせる農村協同組合運動の醸成ならびに奨励計画」の立案を日本政府に指令した。

政府は翌春よりこれが立案に着手したが、はやくも農業会幹部は新協同組合に移行して旧勢力の温存をはかろうとする暗躍がはじまり、農民組織や民主的政党はこれを極度に警戒して新組織の性格、進路、組織方針についてさかんな論議がかわされた。

四七年一一月七日政府提出の「農業協同組合法案」は國会を通過し、一二月一五日施行された。本法の成立と共に「農業団体の整理等に関する法律」も成立し、全國農業会――府縣農業会――市町村農業会の全機構は四八年八月一日までに解散せしめらるることとなつた。

農業会の解散と協同組合の設立について、政府、政党、農民組織等はそれぞれの立場から農民に対して宣傳啓蒙活動を展開したが、一般農民の関心は薄く、農業会解散準備総会なども概ね形式的で、事実上旧地主ボス分子に指導されるものも見うけられた。とくに問題となつたものは、五〇〇億円以上と推定された農業会財産引継ぎをめぐつて農業団体ボス、地主幹部の不正行爲の行われた事実であり、農民闘争は民主的農協組の設立の前提として各地に不正摘発などが行われた。

また農業会従業員は解散にともない一應解職され、適格者は新に協同組合職員として採用されることとなつていたが、ここに全國農業会はじめ全國系統組織の従業員の失業問題が現実化し、従業員は全日本農業団体従業員組合として組織を拡大し、不当な解雇、労働

條件の低下、幹部の不正等に対し農民組合と呼應して闘争を展開した。また全農幹部が農業復興会議等の組織を通じて協同組合連合会にすべり込みの運動を行いつある実情に対しても、民主的農民組織や政党と協同して警告を発する等、協同組合設立をめぐつて早くも全國的な闘争が展開されて行つたのである。

農業会解散をめぐる主なる闘争としては、全國農業会本部隅田倉庫摘発闘争、栃木縣農業会不正摘発闘争、全國農業会関西支部不正摘発闘争等で、いづれも全農従業員組合と日農との共同によるもので、栃木縣の場合は全逓労組が参加している。

二、農業協同組合の設立　新に設立される農協組は、農業会とちがつて農民の自由意思による組織の建前をとつており「非農民的利害に左右されない」ことが法律に明記されてある。またその事業は販賣、購買、信用等の流通過程におけるもののほか「生産協同化」を強調している点に特徴を見出すことができる。それは農地改革や戰後の社会経済事情による農業経営の零細化の事実に対應し、小経営の協同生産による農業生産力の向上を目標とするものであり、政府はじめ農民組合や政党、農民指導者のひとしく力説し宣傳するところであつた。

さて協同組合設立にあたつて、大別して二つの民間指導機関の活動が見られた。一は農業復興会議に設けられた「農業協同組合組織協力本部」（のちに全國農協組連絡協議会）であり、他はこれと別個の系統で活動を展開した「農業協同組合協会」であり、両者はともに全國的に農協設立をめぐつて宣傳啓蒙活動を行い、やがて結成さるべき全國連合会の母体となるものであつた。全國的に見ると前者すなわち農復の系統に立つ單位農協が多く、これはのちに事業別に「全國〇〇農協組連合会」として結合し、後者は「日本〇〇農協連合会」には旧農業会系統の幹部が主流をなし「農業復興会議は農業会復興会議なり」との批判が向けられた。「日本農協連合会」は反農業会幹部が主流をなし「全國連合会」系統が日農主体派と給びついたのに対し、これは日農統一派または左派との関係が深かつたのである。

さて農村における單位農協組の設立狀況を見るに、概して農民の自主的設立による新組織の結成というよりは、一言にして「農業会の看板ぬりかえ」と評される狀態であつた。そして三月末日までに全國に七、三四五の單位農協が創立総会をあげ、そのうち一、四〇三が認可された。すなわち約三カ月で全國市町村数の約一三%に相当する單位農協組が正式に設立され、その後急速に進行して四八年末までには二五、三三八の組合が出來、その正組合員は七、三五六、〇九五人を数うるに至つた（なお四九年一月現在の全國における設立狀況については第一部農民の狀態の附表「農業協同組合設立狀況」を見よ）。

組合の設立については一町村一組合が通例であるが、しかし種々な原因によつて一町村二組合が分立し、はなはだしいものになると五、六組合が乱立している村もある。これは農村内における部落間の利害や感情の対立から部落毎に組合が出來たり、また日農統一派と主体性派、農復系と反農復系指導者の対立が農協の分立をまねいたり、富農的な協同組合と貧農的なものとが分裂して両立したり、農村における複雑な社会経済的事情を反映して農協組もまた多様な表情をもつて成立して行つたのである。四九年一月現在で全國の單位農協は二八、五一三組合を数えたが、平均して一町村三組合でありこのような組合分立によつて経営の規模は当然に小さくなり、経済力も弱く、したがつて四九年以降ドッジ・ライン下の経済的逆風の中で農協組経営の危機をまねく一原因となつたものである。このことは一組合当り平均三〇〇人足らずの組合員数にもよく現われて

いる。

また縣連合会は三七四、販賣購買信用連合会は通例一縣一組合、教育指導連合会三三、畜産販連三二、養蠶販連三八、開拓生産連三六、そして厚生連は二六府縣にそれぞれ設置された。全國的な農協連合会は一四を数えた。このように連合会が乱立したため、下部組合の負担金を重くし、これがまた農協経営の弱体化をまねく有力な原因となつている。

選出された農協組の役員の性格を見ると次のようである（第208表「農協組理事の所属階層」も参照）。四八年三月現在の理事の所属階層は、地主一三、自作六六、小作一九で自作層の比重が壓倒的に大きい。終戰後改選された農業会の会長が、地主五六、自作三三、小作三、その他八の比率であつた事実と比較すれば、農村内部における階層構成の変化と政治経済場面における地主の後退、自作農民層の進出という著しい変化が見られるのである。もつとも、この自作層といえども、一町内外の小作地の所有を兼ねるものが相当あるであろうから「地主的」性格を全く失つた自営農民とばかり見るわけにはゆかぬことも事実である。しかしともかくいまや農村における政治的発言力の基礎が「土地を何町歩所有するか」でなく「何町耕作するか」の程度に依存していることが各種の調査から明かにされており（「日本農業年鑑」一九五〇年版三六六頁）とくに組合運営の事実上の中心たる参事には旧農業会の幹部が多いことは、新しい協同組合が結局「農業会の看板ぬりかえ」にすぎなかつたこと、少くともそのような農協組が相当多数であることを裏書きするものである。

第208表

農協組理事の所属階層

	調査実数（人）	比率(%)
主作	761	12.7
自作	3,969	66.5
小作	1,173	19.6
その他	68	1.2
計	5,971	100.0

〔備考〕 組織ニ組合組織ハ農協ニヨル。同協組部「農業協同組合本部協力ユース」

三、農協設立をめぐる農民闘争　日農は農業協同組合設立にさいし、民主的組織の確立、耕作農民のための組合設立を要求して役員選挙をたたかつたが、その成果は農地委員選挙の如き成果を見るに至らなかつた。しかし農民闘争の盛んな宮城、新潟、群馬、香川、鳥取等の農協連合会には日農関係の理事長、その他の役員を多数当選せしめ、市町村においてもかなり進出したが、全般的には旧農業会幹部と新興農村ボスに壓倒された形である。

また全國的にも、地方的にも農協連合会が分立乱立し、経営の弱体化と、農民への負担の増大を結果しつつある現状を打破するため日農はこれら連合会の統合にも努力し、農業復興会議や全國農協代表者会議と協力して政府および関係方面と交渉した。農協連合会の中でも、酪農その他特殊組合は、とくに商工資本と結びついて耕作農民を收奪する傾向にあり、各町村の民主的農民組合はこれらの「非農民的勢力」に対しても闘争したがそれはほとんど成功していない。

日本共産党は農業会の解散にともなう旧幹部の不正摘発を各地において行い、農村細胞を通じて組合役員の民主的選出等を宣傳して闘つて來たが、協同組合の意義を重視して農民に次のように呼びかけた。

「社会の仕くみを変えることは、協同の力でうまい事業をやるこ

とでできるのではない。協同の力で農民をおさえつけている敵とたたかつて、農民のためになる政治を國全体から村までつくりあげることによつて、はじめてできることである。そして農業協同組合は、人民政府ができたあかつきには、そのたすけをかりて資本主義にうちかち、農業のやり方を農民の総力で近代的にかえてゆく大事業の花形となることができる。……共産党は國家のたすけによる農業の機械化と協同経営の発達ということを農民にたいする『農業綱領』の中で根本要求の一つとしてかかげている。……弱い農民、貧しい農民でも、人民政府のもとに労働者階級の指導と協力をあおいで協同の経済組織をつくつてゆくならば、この道は一歩一歩現実となつてくる。協同組合は土地、水利の改良、機械のあつせん、長期低利資金の融通、農業技術の指導など人民政府の手あつい保護をあおぎながら、工業と農業をむすびつける大きなパイプとなり、社会主義の集団農場にうつつてゆく掛橋となる。……」（共産党農民部「農業協同組合早わかり」一九四七年一二月刊）

そしてまた具体的な農協対策として、組合の指導権を地主富農から中貧農の手に移し、養蚕、畜産等の連合会による独占資本の農村支配に対して闘う拠点たらしめること、土地管理、交換分合、共同作業等による協同経営の発展をはかり、また米價、供出、生産材配給、税金等の農民闘争を農協組設立をめぐる闘争と結合すること、これら一切を通じて未組織農民の組織化、農民戰線の統一をはかる等の方針のもとに全國的な闘争が展開された。とくに長野縣塩尻村や岡山縣興除村、奈良縣金橋村等の前進的な農村においては、生産の協同化、機械化等農業近代化の運動がすすみ、土地共同管理など新しい芽生えもこれと併行してすすんだが、それらはなおきわめて部分的な運動にとどまり、すでに記した通り全般的には農協組は農業会の「看板ぬりかえ」にすぎぬ実質を保つたと見るべきである。出來上つた二万数千の協同組合は、わずかの例外をのぞきこのような実質をもち、社会党右派から民自、民主党の地盤「農村ボス」の地盤となつたのである。

四、主要なる闘争事例

○奈良縣金橋村

戰後の供出、税金、土地問題を契機として日農支部が結成され組合の指導権は小貧農層の把握するところとなつた。戰前の農業会は地主村長その他旧勢力に支配されていたが、四六年三月の役員改選には貧農出身の農民組合長が会長に選ばれ、その他役員も農民組合代表を多数入れて民主化された。四八年四月協同組合の発足とともに、組合長以下役員は同様農民組合代表によつて占められ、協同組合は種豚の共同飼育や水稲直播栽培など農業近代化の試みにのりだした。また協同組合は農民組合と共同して、全村土地等級を決定して民主的供出につとめ、揚水機の共同施設による干害の克服をはかり、その他納税民主化同盟を組織して農家経済収支の記帳にもとずく税務署との交渉などを行い貧農はじめ耕作農民の利益を代表してたたかつた。また協同組合の経営も、旧農業会時代に比べ好轉するにいたつた。

○佐賀縣基山町

基山町日農支部は税金、供出等の問題をとらえ小貧農の先頭に立ち強力な組織的闘争をおこない、協同組合の設立に当つては代表者を役員におくりこれが民主的運営を計つた、がさらに小農を中心に酪農協同組合を組織し、二〇〇万円の低利資金を出して四〇頭の乳牛を導入し、経営の改善農業近代化の運動をすすめた。

第七節　農民戰線の分裂と対立抗爭の激化

一、全國農民組合の結成　日農第二回大会で分裂した社会党右派平野力三氏の「日農刷新同盟」は、その後四七年五月二五日全國代表者会議をひらき独自の組合結成を協議したが、七月二五、六日東京中央大学講堂において各府縣代表者約一、〇〇〇名出席して全農結成大会を開催した。

全農は、日農の政党支持自由の原則に立つ統一農民戰線方式を排して、社会党支持を明確にし、その運動の基本方針は「反共産主義、反ファッショ、反資本主義」のいわゆる三反主義に立ち右翼社会民主主義によつたのである。会長には前日農顧問の賀川豊彦氏、副会長松永義雄、佐竹晴記、主事叶凸の諸氏を役員としたが、事実上の指導者は全農顧問にして当時すでに片山内閣の農相の椅子についた平野力三氏であつた。しかるに平野氏はその後戰時中の國家主義的活動を理由に追放され（一一月四日）全農幹部は社会党を脫党して社会革新党をつくり、したがつて全農は社革党支持の農民組織となつた。

全農は、山梨、岐阜、靜岡等の果樹、酪農等商品作物地帶の中農富農層を主たる組織基盤とし、結成当時組合員は一六万余とされている。全農結成当時においても、秋田、埼玉、三重、京都、熊本、山形等の地方組織から統一への要求が叫ばれ、組織内部にも問題を藏していると見られていたが、その後（四八年八月第二回大会）日農主体性確立派と合同を決議した。しかし中央においては事実上合同は実現していないが、長野、大分、埼玉等の縣連では地方農民組織との合同が四八年春以來すすめられている。

二、全日本農民組合の結成　全日本農民組合（全日農）は民主自由党系の農民組織で四七年八月三日創立大会をひらいたが、これは根本的に日農等の階級的農民組織の対立物で、地主、商人をふくめた農村団体と見られる。すなわち「設立趣意書」にも明かなとおり

「階級闘爭を排し、全農民一致の協力と自治とにより平和的にして民主的な健全な農村を建設し、以つて祖國再建の基盤たらしめることを目的とす。」

とあり、耕作農民の階級的利益を守る日農とは根本的に立場をことにしている。しかし全日農は農民組織とはいつても日常闘爭の活潑な展開は見られず、地方都市や農村の顔役的存在を中心とする結合と見られ、ただ選挙に際しては民自党の農村における地盤として活動するに止まるようである。

四七年八月三日、自由党代議士約五〇名、各地有志約二八〇名参集して鍛治良作氏司会の下に全日農創立大会が開催された。大会宣言および決議事項の主なるもの次の通りである。

全日農創立大会宣言

農地制度の改革は着々と進行し、農民の自主的自覚と相俟つて今我國の農村は経済的にも文化的にも歴史的な大変革期を迎えつつある。然し斯る大変革期に処して、健全なる農村を再建し農民の福利を增進するためには、眞摯中正なる農民の力を全村的に結集することが必要である。

一部矯激なる分子に指導されて、ただ破壊と闘爭とのみをこととし、求めて平地に波瀾を捲き起すが如き農民運動では決して右目的を達成し難いからである。我等はここに想ひを致し、全農民を打つて一丸とする新農民組合を結成し、その力と活動とによつて農地改革の平和的完成と、農業経営の合理的改善とに資し併せて農村文化の昂揚発展を期さんとするものである。

即ち農民は地主たると自作たるとを問わず、相互扶助の精神の下に強く団結し、農地の改革、農業の改善、農業経営の刷新に努め、他日の農村受難期に備えて万全の対策を確立せんと企図した次第である。

全日本農民組合が歴史的な発足をする今日、ここに本組合の意義と使命を宣言し、健全なる農村建設への力強い進発の言葉とする。

右宣言する。

昭和二二年八月三日　全日本農民組合結成大会

決議事項

一、農地改革の自主的促進を期する。一、公平なる耕作権の確立を期する。一、開拓計画の合理的改正を期する。一、供出制度の根本的改正を期する。一、工業品の農産品価格との均衡調整を期する。一、農業保険制度の改善と拡充を期する。一、農地災害対策の確立を期する。一、農業金融の改善を期する。一、肥料その他農村必需物資の確保を期する。一、純正なる農業精神を冒瀆する如き報奨万能主義の是正を期する。一、蚕糸業対策確立を期する。一、有畜農業の普及発達を期する。一、農村工業の普及発達を期する。一、農村の電化機械化を促進する。一、國有林野の地元利用を容易にする。一、買上軍用地の地元返還を促進する。一、男女青年の農業教育と教養向上に努める。一、農村生活の科学化を期する。一、無医村の絶滅を期する。一、健全農村娯楽の普及を期する。一、健全なる農業協同組合の普及と発達を奨励する。

三、農業復興会議の結成　日農第二回大会は、農業生産力の発展食糧供給の確保および民主的農村建設を実現するため全農民、農業団体の総力を結集して農業復興運動を推進することを決議した。この運動は経済復興運動の一環としてとりあげられ、また中央のみならず全國各地方にわたる國民的な農業復興運動となすべきことが決定されたのである。この日農の提唱と主導のもとに、四七年六月一九日農業復興会議が結成された。会議には日農はじめ、全農、農青連、全國農業会、農林中金等七五団体が参加し、議長に東大教授東畑精一氏、副議長に日農委員長黒田壽男、旧全農幹部東浦庄治の両氏をえらび、中央機構の整備後は各府縣に同様主旨の復興会議が結成されるにいたつた。

農業復興会議はその「趣意書」にも記すように「激化の一途を辿るインフレの進行、生産資材の供給不足、農産物価格の不適正、非民主的な供出制度、農民負担の過重等の諸條件は日本農業を縮小再生産に追い込み、日本経済全体の発展に重大なる支障を及ぼしている。……現実は想像を絶して深刻且つ重大である。いまや事態は一刻も猶予を許さない。祖國の再建か民族の滅亡かは農業復興の成否にかかつている」として、当面の農業危業を打開するため、農業復興運動に全農民団体と農民の結集を呼びかけたのであり、したがつてその性格は本來「超党派的」「中立的」なものであつた。ここに農業復興会議の限界もあつたと同時に、農民組織の主導のもとに力強い農業再建の運動——それは当然に農業と農民を壓迫するものとの衝突にすすむべき運命にあつた——が展開される可能性もあつたのである。

しかしながら同会議の結成後の活動はかならずしも階級的農民組織の主導による統一的農民闘争を展開したものではなかつた。とくに農業会の解散後旧幹部のあるものは同会議によつて新につくられる農業協同組合へのすべりこみを策し「農業復興会議は農業会復興会議なり」との批判も行われた。また会議そのものの性格よりして妥協的な実践もさけがたかつた。

しかし他面、農民戦線の分裂、日農内部の対立と抗争により全國的統一的農民闘争が下火となり、これと同時に資本攻勢と地主勢力の復活への動きがあり、豊業復興はおろか、いかにして農業を防衛するかの問題が全耕作農民の切実な問題となるにおよび、全國農民大会その他の方法によつて相当活潑な闘争もおこなわれた。つぎにその運動の主要なものを記述する。

四七年度の農業所得税は前年度にくらべて非常な重圧として農家経済にのしかかり（所得税をふくめ農民の公租公課負担は所得の平均二五％に達した）、四八年初めの確定申告にあたり不当重税反対の全國的闘争がおこなわれた。復興会議は農村課税対策委員会を設置して対策を協議決定し、政府や國会方面に陳情すると同時に、二月二五日農復全國大会をひらき税金問題、その他の農業問題について決議を行い政府と交渉した。しかし政府において何らの反応がないため、さらに四月一六日課税対策全國農復大会をひらき、越えて五月二五日には農復はじめ、加盟各団体の提唱にて全國農民大会が開催された。大会後、実行委員会を組織して総司令部、政府、議会等各方面と交渉しある程度の成果をかちとることができた（全國大会の項参照）。

ついで四八年九月には農復傘下の各農民団体主催の全國農民代表者会議がひらかれ、米價を中心に税金、土地、金融等農業問題当面の課題につき討議され、実行委員会による政府関係方面と交渉し、部分的ではあるが成果をおさめえた。

また四八年初めより農復本部に、農産物價格対策委員会、農村課税対策委員会、農業金融対策委員会等各種専門委員会が設置され、政府、総司令部等に対する折衝の基礎資料が作成された。また農業復興のため農民団体のとるべき方策、政府において実施すべき施策等につき「農業綜合計画」が、約一カ年の農村調査と学識経験者の討議にもとずき立案され

四、日本共産党農民政策拡大会議の開催（一九四七・八・三〇―三一）

日本共産党政治局は農民政策拡大会議をひらきつぎのとおり農村情勢を規定すると同時に、当面の運動方針を決定した。

一、農村情勢の特徴

イ、残存地主勢力の反抗とブルジョア化（山林支配、自作富農化、商工資本および金利生活者化等）

ロ、官僚統制と独占資本支配の強化（低米價政策、シェーレの拡大、重税、資金資材難等）

ハ、農業の商業化と右の反動的圧迫にともなう農民層の階級分化の進行。一部農民の見かけの上の富農化（経営の発展でなく収入の増大にすぎない）と貧農および大部分の中農の窮乏、復員、戦災、疎開、帰農者をふくめての半プロ人口の累積。

このような情勢は上からの一連の改革が実行されるにつれて、一方にこの幻想にとらわれた中以下の農民のギセイの上に寄生地主に代つて地主的富農が支配権をにぎりつつあり、他方に広汎な働く農民を革命化させる條件が成熟しつつある。

二、闘争の方針

党は労働者階級の指導と協力のもとに、農村のプロレタリア的要素を基礎としてできるだけ広汎な農民を地主官僚に対する反封建闘争に結集させるとともに、富農に対する貧農のヘゲモニーの確立と農業プロレタリアートの組織化に努力する。かくして農業革命を完成し、農業経営の協同化を通じて社会主義にむかつての準備をおしすすめる。このためには農村細胞の活動を中心として農村の全勤労者によつて村政を掌握することに重点がむけらるべきである。

三、土地問題

イ、現在進行しつつある土地改革は農民になお解放の幻想をあたえているが、土地取上げの合理化、地主保有地の悪用、林野の独占など地主本位のものであることが実際に明かになりつつある。現行土地改革法に対しては大衆の圧力を土台として十分にこれを活用すると共に、実際の経験によつてその限界とギマン性を教えなければならぬ。

ロ、その運動の中心は土地管理運動である。これにより土地取上げをおさえ、耕作権を確立するだけでなく、耕作権をふくめて小作料および小作契約の共同管理から、土地交換分合、耕地整理、土地改良、水利改良、科学技術の導入など経営の改革をとりあげ協同経営化への土台として発展させる。

この建設活動の面をもひきつけるように努力する。かくて耕作権の確立を土台に中以下の農民を協同化によつて没落から防ぎその経営と生活を富農のそれよりも向上させる方向にみちびく、その際実物教育による納得につとめるとともに協同化のための土地國有化が農民にとつて有利かつ必然の道であることを説明せねばならぬ。

ハ、林野の解放も農民管理により農民の手におさえることが当面の任務である。とくに土地なき農民および土地の少い農民に國費による大規模開墾を行い、共同の形でこれを與えるように努力する。この場合とくに零細農として不当な條件におかれて来た部落民の運動を支持しその利益に対し特別の考慮を拂わねばならぬ。

ニ、土地闘争こそ農民の運動と組織に貧農の指導権を確立する筋金、その他日常闘争の正しい展開の土台である。供出闘争に大きな関係をもつ「かくし田畑」の摘発もこの管理運動による下からの力に応じ納得を通じて行われる。

ホ、土地管理委員会は農民組合などとは対立する別の組織ではなく、その中核として貧農の指導権を強める方向で運営さるべきである。これにより農民組織が名称の如何を問わず質的に農民委員会の性格に発展される。

四、供出問題

イ、供出闘争は供出と増産をはばんでいる官僚統制を改廃し、生産費をつぐのう農産物價の確立、必需物資の公價による配給保証を実現することに重点をおく。

ロ、現在の供出制度の下では一村一地方のみでは闘える限度があり、下からの力との関係を正しくはかつて、十分柔軟性をもたせねばならぬ。今の供出制度のなかで不正やデコボコ是正など初歩的闘争をひろく精力的にとりあげることが第一である。

ハ、食糧調整委員会を徹底的に民主化し正しい要求を下からつみあげ、これを拠点として全ての農民を天下り不当割当に対し闘わせる。

ニ、收穫の査定から保有にいたるまでた大衆的な査定による数字にもとずく労働者非農家をも参加させ闘争態勢を部落からかため上げてゆくべきであり、收穫や供出の量をただ低くきめさせるハッタリ戦術はいましめねばならぬ。これは結局一部の地主富農をたすけ、都市勤労者と農民の対立をうみ、同時に正当な米麦價の要求において全農民をまとめ得ない。

このような正確な調査活動に基き部落町村の最低必要量の保有とともに完全供出できる價格と必需物資の公價配給を要求する。これにより貧農の飯米をまもり一部の富農の利潤を保証し、富農のヤミ行爲と、これにへつらう全農、全日農の反共団体を粉砕できる。

ホ、これらの闘争を通じ供出をはばむ官僚的略奪的制度そのものを打くだき（食管法、緊急措置令、臨時農業生産調整法等の廃止）

農民が安んじて賣渡せる人民的な仕組を確立する。この闘争は同時に土地、村政その他の闘争と結びつけて農業革命を行う一つの土台となる。

五、村政問題

イ、農村細胞の中心の任務はその一切の活動を通じ、はたらく農民を中心に村の全勤労者を反封建闘争、村政の獲得へ結集させることである。

ロ、このために細胞は町村政綱領をつくり、これを大衆討議にゆだねて大衆を党の側にひきつけ、この基本線にそれぞれの日常闘争をむすびつけねばならぬ。

六、農民組織

イ、政党支持の自由を中心とする日農の原則を守りぬき貧農の指導性を確立することが主目標である。とくに農民組織を下から固めて分裂主義者の足を奪うことが大切である。

ロ、かかる日農が中心となり貧農を土台として富農までも含め、全農民の要求をとりあげ、広はんな農民との具体的共同闘争を組織する。日農の原則が確立されれば全農、全日農の下部組織とも具体的問題で提携をはかり代表者会議のかたちにおいて広汎な統一戦線をまとめてゆく。これによつて全農、全日農を下から統一すべきである。

ハ、日農以外に諸農民組織が生れて来た本年七月以降の新情勢に対応し日農を中心に実質上の農民委員会、農民代表者会議の組織化を展開し、農民組織の性格を正しく変える方向に努力しなければならぬ。

ニ、季節的な日雇農をもふくめ林業、漁業、大工、左官などの独自の闘争を展開する。これが農民組織に二重加入することも場合によつては許さるべきである。そしてこの労働組合は村民協議会などの形で農民組織と緊密な結合をはかり、これを工業労働者との共同闘争の土台とする。

なお日本共産党は四七年末の第六回大会で「農業綱領」（第五編第四章参照）を決定した。

五、日農内部における左右両派の対立抗争

1　中央常任委員会の反共攻勢

日農第二回大会において分裂した平野、永井氏一派の刷新同盟はその後全國農民組合を結成し、日農による従來の階級的農民戰線の統一はここにやぶれたのであるが、その後の日農のたどつた道はさらに深刻な対立と抗争と、そして分裂への歴史であつた。すなわち日農第二回大会に提出さるべき一九四七年運動方針草案の中には、「共産党フラクション活動排撃」の事項がおりこまれていたのであるが、大会直前の中央委員会において「政党支持自由の原則に立つ日農の統一」を守るために、これは修正を要求され、大会でも中央委員会の修正が通過したのであつた。しかし社会党右派および左派の一部よりなる日農幹部の「反共攻勢」は、第二回大会後活發化していつた。第二回大会直後の役員は、委員長黒田壽男、副委員長野溝勝、書記長大西俊夫のほか、常任委員の過半数は反共中間派によつて占められ、その結果中央常任委員会の決定はつねに統一派（黒田系と共産党系）の敗北に終り、統一派系地方組合と本部との対立が深まつていつた。

ところで四月総選挙の結果、反共派および中間派委員の多数が國会議員に当選し、これらの人々を中心に「社会党所属日農議員団」が結成され、日農本部内における政治的発言力が強化された。これと時を同じくして社会党加藤、鈴木両氏の「反共声明」が発表され、さらに五月二九日には日農中央常任委員会の全農の結成に対する反対声明は、その中に、いわゆる共産党フラク活動排撃の趣旨を盛つ

以上

なお日本共産党は四七年末の第六回大会で「農業綱領」（第五編第四章参照）を決定した。

て発表された。

全國農民組合並びに日本共産党フラクションの活動について

ての日農本部声明

日農刷新同盟は従来の日農内分派なることを止めて新組合結成に進む旨を声明した。このことは、全勤労農民の力を結集せんとして生れた單一農民組合としての日本農民組合創立の意義を沒却するものであり、今日の事態における農民の意志とは正に反対である。

なお刷同は広汎なる農民を組織するために日農未加入分子を主力とするといつているが、今日日農未加入分子を糾合し得るものは終戦後新に結成されたとはいい乍ら二〇年余の勤労農民のために闘争し来つた戦士を中核としているわが日本農民組合以外にはない。

又わが日本農民組合には決して刷同の云うが如く共産党によつて指導され未組織の新加入が阻止されているというが如き事実はない。刷同の目途する新組合こそ日農の如き錬えられた勤労農民を中核としていないという意味において、それが反動化して行く危険性を蔵しているということが出来る。われ等は日本農民組合こそ全勤労農民を結集すべき唯一の組織であり之を防衛することこそ、われ等農民の任務であると信じ、わが國に日本農民組合以外に斯くの如き組合を結成せんとするすべての意図に対し断乎反対する。と同時にわれわれは日本農民組合内における日本共産党に属する一部少数の者がわが國農民の置かれている内外の情勢を無視し徒らに矯激なる言動をなし刷同の逆宣傳に乗ぜしめる如き氣運を醸成した事実を反省しなければならぬ。そして近くに招集されるであろうところの中央委員会若くは臨時大会においては新情勢に適合したる方針を樹立することにより一切の偏向を清算し以て、われ等に與へられている任務遂行に邁進することを茲に声明する。

一九四七年五月二九日　日本農民組合常任中央委員会

2　第二回中央委員会の紛糾

このように日農中央常任委員会の反共攻勢はますます明確となりついに七月一五、一六日第二回中央委員会において、共産党フラク活動排除を内容とする「日農主体性確立に関する件」の本部案が上程されるにいたつた。この中央委員会において、両派は正面衝突し反共派は本部提案を全面的に支持し、統一派は本件をもつて政党支持自由の原則をやぶるものとして反対し「フラクション活動は社会党もまたこれを行つている」と逆襲し、ついに決定を見ず流会となり、全ては來るべき大会において最終的に決定すべきことが了解された。

その後日農社会党議員団は八月二九日つぎのような声明を発表した。すなわち

「七月一五・一六日に日農中央委員会に日農本部が提出した『日農主体性確立の件』を支持し、日本共産党との一線を画す」というのである。これに対し黒田委員長は

「日農議員団声明は私は何ら関知しない。第二回大会で決定した政党支持自由の原則は何ら変更されていない」

と声明し、両派の対立は微妙な展開を示したのであるが、松本参議院副議長の斡旋で両派懇談の結果左の如き了解をもつて一應対立は收拾したかに見えた。

黒田委員長と日農議員団との共同声明

㈠日農議員団と黒田委員長との間に意見の不一致がある如く流布されているが、両者会議の結果完全に意見の一致していることを確認する。

(二)第二回全國大会で決定した政党支持自由の原則は何ら変更されていない。

(三)日農の自主性独自性を守り、経済的大衆団体としての発展特に日農即全國單一組合の確立達成の目的を阻害する一切の行動を断乎排撃する。

(四)組合員が如何なる政党に加入するも自由であるが、ある特定の政党の方針を持ちこんで日農の自主性を侵し統一を混乱する一切のフラクション行動を排除する。従つて共産党の右のようなフラクション活動、全國農民組合の日農かくらん工作を厳重に排除するよう協力して最善の努力をつくす。(一〇月一四日)

3　地方組織の内部対立

このようにして本部における対立抗争は解消したように見えた。他方においてはしかし地方組合における左右の抗争は絶えず、新潟埼玉等では両派の縣連が併行的に組織されたり、また長野縣連では社会党議員団の指導者野溝会長の辞任を決議し、野溝氏は逆に組合幹部の総辞職を要求するという有様で、結局野溝氏の除名が決定された。

新潟縣においては連合会は二つに割れ社会党左派（玉井派）と共産党系の提携による組合と、社会党右派（伊井派）の組合が対立し、また山口縣連合会では守田会長の反共行動が組合幹部の攻撃の対象となり、守田氏は改選の結果日農を追われた。その他地方縣連においても左右両派の抗争によつて組織の統一は事実上やぶれ、組合のエネルギーは農民闘争そのものよりも組織内の対抗についやされるという事態におちいつたところが多い。中央、地方を通ずるこの対立のため、一九四八年二月に開かれるはずの第三回大会もついに四月に延期されることとなつた。

六、日農民主化同盟――主体性確立同盟の結成と統一派懇談会

日農の内紛が收拾つかぬまま、ついに組合内の明確な分派が結成されて内部抗争に劃期をもたらしたものは一九四八年三月一七日新潟にひらかれた「日農東日本十一府縣連有志」の会合である。この会合において日農反共分派としての「民主化同盟」が組織され、つぎの声明が発せられた。

日農民同関東北陸東北協議会の声明

日本の勤労農民は共産主義を欲していないにも拘らず、我が日本農民組合の地方縣連の書記局に多数の共産党員が席を占め、農民大衆の意志に反して会議と大会が運営され、内外に対して日本農民組合が共産党の農業政策によつて動かされているかの如き印象を與え組合の民主的運営の防害者となつている。

供米ゼネストと土地不買を叫んだ共産党員の声は断じて農民大衆の意志ではない。……ここに関東北陸東北の同志相集り日本農民組合より共産党の影響を全面的に排除せんことを全國の組合員諸君に訴えるために日農民主化同盟を結成した。来るべき全國大会に於て吾々は日本共産党に対し断乎たる決戦を求め日本農民組合の自主性を守らねばならぬ。……(後略)

そして四月四日にはこの日農民同協議会を母体とし、全國的な反共日農分派としての「日農主体性確立同盟」(責任者稲村順三氏)が結成された。

こえて四月一四、一五の両日にわたり日農全國代表者会議がひらかれたが、全國各縣連より約一三〇名の代表者が参集し、土地問題飯米獲得、米價、税金、増産等に関する闘争方針を協議決定した。しかし日農の内部的な組織問題や政治問題はあらかじめ協議事項より除外されてあつたので会議における決定的な紛争、分裂はみずにすんだ。しかし会議の直後、主体性確立同盟をのぞく全國代表者は黒田委員長を中心に、政党支持自由の原則の下に、日農の統一をは

かることを主張し「日農統一派懇談会」を結成した。

七、第三会中央委員会における両派の抗爭とその後の統一への努力　五月一六、七日芝中央労働会館にひらかれた第三回中委は初めより中央委員資格問題で左右両派の爭いとなり、また統一派新潟縣連埼玉縣連の代表者をみとめるか否か、長野縣連野溝氏除名をみとめるかどうか、その他地方縣連における内紛、抗爭問題をめぐる議題が運営委員会に提出され討議された。また本部常任中央委員会不信任案が統一派より提出されたが否決され、主体性同盟提出の「日農内部における共産党勢力排除に関する件」が可決された。しかしこれら運営委員会の決定は來るべき八月の全國大会において最終的に決定さるべきこと、その間の処理は常任委員会に一任することになつた（日農通達七一号による）。

第三回中委の後、常任委員会は長野、山口の統一派縣連幹部の除名を決定し、その他新潟、福岡、埼玉等の統一派縣連も本部常任と対立し、いまや日農内紛は地方組織の解体、再建にまで発展する重大事態につきすすんだ。

日農正統派同志会の結成

このとき黒田委員長を中心に、共産党系をのぞく山口武秀、大沢久明氏等幹部有志によつて「日農正統派同志会」がつくられ、つぎのようにあくまで日農統一の意思を表明した（六月二一日）。

正統派同志会の声明書

敗戰以来既に三年に近く我が日本農民組合は一六〇万の組合員を有する全國最大の單一組合となつた。……然るに我が日農内部においては地方組合化の傾向もみられ、全國單一組織に対する非難さえも生ずるに至つた。更に共産党フラクション問題に端を発して主体性確立同盟なるものを組織し日農分裂の危機は深刻化するに至つた。われわれは無所属又は社会党に属し、農民運動三〇年の輝ける傳統的戰闘的精神を受けつぎ、ここに相会して分裂の危機を克服し日農の強化のために努力せんとするものである。……我々はかかる事態に直面し、我が日農が第二回全國大会に於て決定せられたる『政党支持自由の原則』のもとに広汎なる耕作農民の全國的な結集を強化し、農民勢力の分散を企図せる一切の分裂行動に対していかなる美辞麗句によつて行われようとも、究極においては資本家地主を擁護するものであるが故に、断乎としてこれと抗爭せんとするものである。（後略）

この正統派同志会の声明には多数の地方縣連が同調し、分裂と統一と——日農は内部対立をはらみつつ難航をつづけた。

しかるに中央常任委員会（八月一四日）はついに山口、長野縣連の解体を指令し、いわゆる「日農内部の共産党勢力排除」の具体化にのりだし、その後主体性派を中軸とする両縣連の再建大会があり常任委員会に承認された（八月三〇日）。

ここに正統派同志会は主体性派に対し日農内紛の処理、統一確保について会談申入れがあり、その結果、日農内に共産党のフラク活動を禁止すること、農民委員会方式を排すること、特定政党の日農支配に反対すること等の原則について両派の見解が一致し、かくて共産党の活動を抑えて日農内部の統一戰線が結成されるかに見えたが、一一月一日正統派同志会より懇談打切りの声明が発せられ、両派の溝は深まつたまま全ては來るべき年末の大会において決せらるる事となつた。

正統派同志会の主体性派に対する宣言

日農本部は中央常任委員会においてやや多数を制しうることを利用し反共に名をかりて農民闘爭を放棄し、内部分裂を促進せしめることに専念している。これはほとんどすべての連合会が不満とするところであつて、各連合会、各地方協議会等において本部

の現状打開のために多くの決議がくりかえされた。それにも拘らず本部は反省を行わず、逆に一部急進分子の策動なりとし、一部縣連に対し解体除名等の暴挙を敢行すると共に、一にぎりのボスを招集して主体性確立同盟を組織した。かかる態度は日農の分裂を促進せんとする地主的反動勢力に加担するものである故に、われわれはこれに反対すると共に同志相共に組合内の分派解消に盡力してきた。だが約二カ月にわたるわれわれの努力は水泡に帰した。農民の熱望をしりぞけていたずらに組合分裂の策動をたくましうする主体性確立同盟は働く農民の敵であり資本家地主の走狗であると断言してはばからない。

せん延する第三回全國大会は一年有半の本部活動の空白時代を残して来る一二月中旬東京に開催さるることが決定されている。我々は全國の組合員諸君とともに奮起してこの大会に参加し、輝ける日農の傳統的革命的精神を振起して勤労農民の全國的闘争態勢のため断乎戰うことを誓う。

一九四八年一一月一日

日農正統派同志会

なおこの年の末には、黒田委員長は社会党を脱して労働者農民党を組織し、日農正統派はおおむねこれに従つて労農党に参加したので、日農もいまや社会党系（主体性確立同盟）労農党系（正統派同志会）共産党系の三派または社会党反共派対共産党労農党容共派の政党色による対立はますます尖鋭になつた。主体性派は一二月三日全國会議を開いて独自の運動方針、大会対策を協議した。かくて四七年二月第二回大会以來二カ年の日農内紛はついに未解決のまま大会をひらくこともせず年を越すこととなつたのである。

第八節　全國農民大会と農代会議

一、全國農民大会の開催（一九四八・五・二五）　日農、全農、農青連、農地委員会全國協議会、農業復興会議等の諸団体の主催で、五月二五日東京都明大講堂において全國農民大会が開催された。議長に東畑精一氏を選び、税金、米價、生産資材の確保、協同組合組織の民主化その他全般的な農民運動の課題を議題にのぼせ、その決定をもつて議会に押しかけ各党代表、政府側に決議文を手交し、また司令部関係方面に陳情し、つづいて農民大会実行委員会をもうけて二カ月にわたり運動を継続し、多くの成果をかちとることができた。つぎにその経過の大要を記述する。

全國農民大会宣言

日本再建の基盤は民主化の徹底と経済の復興にある。就中食糧の確保は其の大前提である。農民がこの重大な役割を完遂するためにいまいかなる措置が講ぜられているであろうか。農地改革は不徹底をきわめ土地を獲得した農民をしてその維持を困難ならしめるが如き事態が続発している。農業協同組合は当初の期待に反してその実質これに伴わず、自由なる運営は制約され、非農民的勢力のほしいままな跳梁を許容する傾向がある。

米價を始めとする農産物價格は一般物價水準よりはるかに低く鋏状價格差はいよいよ拡大し供出割当は耕作の実体を全く無視して行われている。徴税は苛烈をきわめ税額査定の多くは不当にして劃一的官僚的威圧を以てのぞみ之に加えて新税の重課を企てんとし農民の拡張再生産への蓄積を根こそぎ破壊しきらんとしている。農業金融は危殆に瀕し農民は生産資金はもとより生活資金さえ枯かつし、これに融資の途は硬塞されまさに恐慌状態にある。

災害復旧は遅々として進まず國家的與望をもつて挺身した開拓者は孤立無援に放置され拓地を放棄せざるをえない窮狀におちいつている。

然し農民は日本の明日あるを確信しあらゆる惡條件とたたかつて增産運動をもりあげ、供出を果しその負荷に応えている。だがこれには自ら限度がある。

連合國の援助は日を追うて厚きを加えていることはわれわれの感謝するところであるが、わが農村の頭上には恐慌の暗雲が低迷し、日と共にその重圧を增大し、連合軍最高司令部より発せられた農民解放令は空文化し去らんとしている。

われわれは今春以来全國の農村ごとに農民の意思を結集し今日ここに農民の生産活動を阻害し最低生活を破壊する一切の惡政をはねのけ、農業をして國家自立の基礎たらしめようと決意した。本大会の決議はすべて働く農民の最低限度の要求である。われわれは經済復興に挺身する勤労者大衆との提携を一層強化し農業の危機を打開し以て日本自立への大道を開かんことを誓うものである右宣言する。

昭和二三年五月二五日

全國農民大会

大会には全國各地農民代表千五百余名が参加し「不当課税は農民の增産運動を妨げる最大の掠奪である」「農家保有米を課税対象より除け」「納税団体交渉をみとめ税務署を民主化せよ」「第三次農地改革は焦眉の急である」「農地委員会の経費を增額せよ」「農協組に対する商工資本の支配壓迫を排除せよ」「天下り食糧検査制度を廃止して農協組にやらせよ」「パリテイ米價をつりあげ適正なる農産物價格をきめよ」「肥料の適期配給を求む」等の諸要求が各代表より提出され、熱心に討議された。この大会に出席した芦田内閣の野溝勝國務相は農民代表の野次に会つて降壇する等反政府の氣配が濃化し、ついに森長崎縣代表の「大会の全ての発言は現内閣に対する不信任だ。現内閣を倒すことがわれわれの要求を実現する前提條件だ」との発言で議場は混乱し、ついに内閣打倒運動の可否は大会実行委員会一任となつた。大会終了後代表は國会において、社会党、共産党その他各政党代表に農民大会の意向を傳えて決議の実現に協力方を要望し、政府に対しては大会決議をつきつけた。

大会決議の実現のため日農常任大沢久明氏を委員長として実行委員会がもうけられ、翌日より五班に分れた委員は総理大臣、農林、大藏、商工各大臣、各党、両院議長等に面会し、決議文を手交してそれぞれ実現方につき陳情、交渉を行つた。

その後政府の態度は容易に要求をいれないため、実行委員会は本部を農業復興会議におき長期闘争の態勢をととのえ、さらに全國大会の決議を地方に持帰つて各地方毎に具体的に運動をもりあげ再度陳情を行つた。かくて六月一〇日全國各地農民代表二〇〇名参集して全國農民代表者会議を開催し、政府の回答に対する態度を次のように決定した。

第一、米價問題については政府は大会の要求を拒否したものとみとめる。

第二、しかし運動の分散、焦点のぼやけることを防ぐため、米價課税その他数項の問題を重点的にとりあげ、これを決議として重ねて政府の正式回答をうながすこと。また実行常任委員会の組織や地力における農民大会の開催等により運動を全國的に組織的に展開することを決定した。なおこの日、衆議院ではさきの農民大会の決議に應えて米價改訂に関する決議案を上程し可決した。

その後ほとんど連日実行委員は各方面と交渉し、また各地方に委

員を派遣して農民大会を開催する等の運動をつづけ、政府に対しある程度の譲歩を余儀なからしめた。たとえば「徴税に当り農民の団体交渉権をみとめ、公選による所得審査委員会を設けよ」との要求に対し、政府は「四八年度以降の所得査定標準の作成については市町村や民間団体と相談し不当課税のないよう措置する」旨言明し、また「現行米價と推定米價との差額を農家に追加拂せよ」との要求に対し、政府は「新パリティ方式を採用し、本年産米最終價格を決定し、これと旧米價との差額を農家に追加拂する」ことを約束した。また「農業手形融資範囲を拡大せよ」との要求に対しては「農業融資は従來の肥料代金に限定されていたがこれを農薬、農機具等の資金にも適用することとし、その手続を簡素化する」と政府は譲歩した。そのほか農協組に対する課税の減額その他の要求についても部分的譲歩をなさしむるに成功したのである。

この全國農民大会と実行委員会による闘争は、もともと農業復興会議を世話役として結成され推進されたものであり、その要求もかなり「富農的」なものがあると批判され、またかなり妥協的なものではあつたが、しかし日農の分裂抗争による統一的全國的闘争の欠如しているこの時期においてはほとんど唯一の統一的農民運動でありその運動のすすむにつれ耕作農民の下からの要求に押されて運動も次第に反政府的となり、それはまた復興会議中心の運動の限界をこえんとする勢を示しさえした。これはますます加重する資本の収奪に対して中小農はもちろん「富農」層もまた反政府闘争に向はざるを得なくなつた客観的情勢のしからしむるところであつた。

（全國農民大会に関する記述は主として全國農民大会実行委員会刊「全國農民大会運動誌」一九四八・八発行による）

二、全國農民代表者会議の開催（一九四八・九・二七）　日農、全農等、農業復興会議加盟の一〇団体主催のもとに、第一回全國農民大会実行運動休止後の新情勢に應じて、四八年九月二七日全國農民代表者大会が開催された。各地の農民代表約二五〇名、米價四、五〇〇円要求その他を決議し、折から開催中の経済閣僚懇談会に出向いて関係大臣と折衝し、そのほか供出割当、課税農業金融、協同組合問題等につき決議案を作成し、実行委員をあげて長期にわたり交渉を行うことを決定した。

実行委員会は三重代表小林憲文氏を委員長として八班にわかれ、翌二八日より一〇月二日までに各政党、政府各省に決議文を手交しまた総司令部関係当局にも陳情した。しかるに政府は一〇月二日石当り三、五九五円の低米價を決定発表したので実行委員会全体会議においてこれが対策を練り、物資配給、課税減免、単作地帯特別対策の実施を改めて政府に確認せしめ、別項の諸決議をもつて改めて政府当局と交渉することとなつた。

しかるにこの頃より昭電疑獄に端を発して芦田内閣の基礎は動揺し、西尾副総理の検挙、收容によつて遂に内閣は総辞職するに至つた。このため実行委員会の対政府交渉も休止のやむなきに至つたが、一〇月一九日吉田内閣の成立後直ちに再開され要請書と決議を手交して折衝を行つた。

かくて一一月一六日には政府側の回答あり、代表者会議の決議を部分的に容認するものはあるが、なお多くの点において決して満足すべき成果ということはできなかつた。しかし、ともかく米價、税金、農地改革等の当面する重要農業問題について、その運動の主導権はおおむね富農的妥協的分子によつて握られたとはいえ、下からの耕作農民の強い要求に押されて、独占資本に対する全國的統一的闘争を組織したことは決して過少評價しえないものがある。政府、議会への陳情、交渉において、しばしば大衆行動は反政府的空氣の

中に行われ、労働攻勢と呼應して、芦田内閣の土台をゆるがしたことは注目されてよい。全國農代会議方式による全國的農民闘争の波は、翌一九四九年四月における会議において最高潮に達し、そこには農村からの代表者が廣汎に参加し、農民收奪者に対する廣汎な反対運動が展開されたのである。それについては後章に記述する。

第二章　農業恐慌の深化と農業防衛闘争の展開

（一九四八年一二月「九原則」の実施より四九年末まで）

第一節　「経済九原則」の実施と、農業防衛闘争の展開

一、農民運動の一般的沈滞　一九四八年一〇月吉田内閣成立後、一二月「経済九原則」の発表があり、日本経済の「安定自立」政策の実施とともに、労働運動への制限（國家公務員法制定、労組法の改正等）が加わり、他方供出と徴税強化の方針の下にますます農業と農民の窮乏化が進行した。超均衡予算の編成によつて財政投資、補給金、政府発注は一部大産業をのぞいて打切られ、行政整理、産業合理化の進展はその犠牲を中小企業、勤労者など廣汎な國民大衆の肩に轉嫁させ、ここに大量失業の造出とその農村への還流がはじまり、農家生活の負担を重くすると同時に、國民大衆の窮乏化は農産物市場を狭め、野菜、果実はもとより主食のヤミ価格は急落するに至つた。金ずまり、供出と税金の重壓に昨年來より経営と生活の困難を増大しつつあつた農民大衆は、さらに数次の風水害（アイオン台風、利根川決壊等）によつて打ちのめされ、その結果耕作放棄（四八年度耕作放棄五、二六〇町歩）土地のヤミ轉貸や人身賣買等の暗い現象が東北地方はじめ各地に生じ、町村長でその職を辞する（「行政放棄」）もの累増する傾向にあり、あまつさえ外國産農産物の大量輸入、恐慌によるその價格低落等の現象で、日本農業は重大な危機に直面することとなつた。日農はじめ各農民団体が政府に対して発した「経済九原則に関する要請書」の前文中に言うごとく、

「もしこのままに推移せんか、連合國の絶大なる支援によつて発足した農民の解放は挫折し、農村の民主化は中途にしてついえ、あまつさえ農村は再びファッシズムの基盤となるおそれすら少くないのである」

このような農業の危機を打開し、農業生産力を向上して供出を完遂し、日本経済自立に寄與するためには「農村内部に於ける封建的な諸要素を拂拭するのみならず、政治的にも経済的にも脆弱な過小農経営に対する独占資本の壓迫より農村を護らなければならない」（同上、なお「要請書」全文は後掲）と言われた。

この期の農民闘争の大きな特徴は、したがつて恐慌にうちのめされ、資本の收奪によつて破滅せしめられんとする農業と農民生活を守るための抵抗として行われたことである。第二に、國家権力の直接の取締りが強化され、終戦直後の供出における強権発動に代つてたとえば國税犯則法や國家地方警察の反税取締り通牒に見るごとく税闘争に対する強権的取締りが強化され、そのため農民闘争は極度の困難にさらされたことである。第三に「食糧事情の好轉」から政府の統制方式に大轉換が行われ、甘藷の統制撤廃をめぐつて農民運動は従來の供出闘争の要求と別個の形でたたかわれざるを得なくなつたことである。すなわち「より少い供出」ではなくて「生産物の政府責任による買上げ」を要求し、食糧政策の急轉換より生ずる農

業経営の混乱と破滅を防止せんとする要求である。もちろん政府は超過供出の法制化を内容とする「食糧確保臨時措置法」の改正を、全農民団体の要求を蹶つても実施せんとしたように、低米價供出の強行はいぜんとしてつずけられ、四八年末から四九年春にかけてとくに春耕期に飯米確保、自主的供出を要求する農民闘争も各地におこつたが、何といつても本年度は食糧政策轉換にともない供出闘争も一の轉換点に立たされるにいたつたのである。

米價問題もこの期の後半において重要な政治的意義をもつて全農民の関心のもとにたたかわれた。今年度より「米價審議会」が設置され、農民代表の参加により民主的に米價を審議することになつたが、そしてこれは前年度の農民闘争の一の成果に外ならないのであるが、しかしその審議会の答申も一の参考として聞かれただけで石当り四、二五〇円、超過供出分二倍の低米價決定は「生産費をつぐのう米價」を求める農民の要求とはほど遠いものであり、低賃金、低米價の独占資本の政策はいかんなく発揮せられ、その本質を明かにしたのである。

また農地改革逆轉の試みもしばしば企てられ、第三次改革の要求は頭から峻拒されるほか、地租小作料値上げ、在村地主の範囲の拡張等政府の準備が進められた。山林原野、農業協同組合、商工部面に根をおいて農村の反動的支配の維持、回復をねらう地主勢力はこれに力をえており、農地改革逆轉の危険は決して軽視するをゆるさない情勢である。しかし土地問題について農民側の闘争は四七、四八年におけるほど前進したとはいえない。「農地改革より農業改革へ」のスローガンによつて、四七、八年に各地に芽ばえた農地の共同管理、交換分合、協同経営、農業近代化の動きは、恐慌と反動の嵐の中に大部分は萎縮し停滞し、一歩前にまで來ている。農業を守り生産力を高め、農業近代化への道をひらかんとした生産復興の積極的闘争は、この期においてはむしろ消極的な農業防衛闘争に轉化したのである。

このような農業防衛闘争は、この期を通じてあるいは全國農民大会や危機突破農民大会等の全國的統一的政治闘争の形で、あるいは産業防衛の「地域人民闘争」の一環としての土地、供出、税金の農民闘争としてたたかわれた。そしてこの段階においては、中央地方を通じ官僚機構との直接的衝突なしに、農民の最低限の要求すら実現することは不可能であることがますます明白になつて來た。さらにまた今日の農業恐慌がけつして國内資本主義と農業との関連において生じたものではなく、廣く世界資本主義経済との不可分の関連において発生し発展したものであるだけに、日本の農業問題も國際的農業問題の一環として生じているが故に、農民闘争の対象もまた世界的な分野に拡大していることが、米價、供出、税金、その他一切の闘争を通じて明かにされて來たのである。「九原則」の実施にともなう農民闘争の新たなる段階はここにその根本的な性格を規定されていると見るべきであろう。

さてこれらの農民闘争をたたかつた農民組織の主体的状態はどうであつたか、二ヵ年半の空白を経て、日農第三回大会は四月二二日開催されたが、それは大会に先立つ中央委員会においてすでに早くも分裂し、ここに第二回大会以後、全農の分裂以來日農の内部対立と抗争は公然と「二つの日農」として表面化したのである。もちろん中央における分裂にかかわらず、実際に働く農民と日々接し闘争を指導している地方縣連の多くは熱烈に統一を要求し、深まる農業危機と収奪の強化に対し、各党各派の共同戦線によつて闘争はすすめられたのであるが、中央における分裂の影響は決して軽視することはできなかつた。日農の分裂は大きくは國際的政治分野における対立の発展を反映し、したがつてまた國内における左右対立の激化

を一般的な背景とするものであろうが、直接的には四九年一月総選挙に見られる共産党の進出「社共合同」による日農統一派勢力の急進化に対する社会党系幹部の反撥として行われたと見られ、第三回大会直後の統一派の勢力はかなりの優位を保つていた。しかしまた統一派内部にもまた問題はひそんでいたのである。七月黒田委員長の辞任から農民戦線の反共統一の動きが陰然公然とつずけられ、ついに年末には決定的な動きとなつて実現した。このような中央における戦線の分裂、統一の動向はかならずしも地方組織までそのままを支配するものではないとはいえ、四九年後半期における農民闘争の一般的沈滞は、このような農民戦線における主体的状態とけつして無関係ではありえないであろう。

戦後農民闘争が四六、四七年の昂揚期のあとをうけて、四八、四九年より一般的には反動と沈滞におちいつた根拠（とくに四九年後半期の沈滞）については別に立ち入つた分析を要する問題であるがそれはここでの課題ではない。ただ戦後農村におけるぼう大な人口の流入、農地改革による土地所有関係の変動、インフレーションの影響等の複雑な経済過程の中で一貫して資本主義による農民収奪が強行され、きわめて特異な形態をとつてではあれ農民層の分解は進行しており、農民層の内部における利害の対立は当然に農民運動にも反映しているであろうし、全農の分裂以來の日農の内紛もこのような農業構造における変化と無関係ではないであろう。あるいはまた、戦前はもちろん、戦後においてもつとも戦闘的であつた小作農層が、農地改革の結果自作または自小作農に轉化し、その小所有者的性格において保守的孤立的性格を強化したことも、四八、九年以後の農民運動の一般的停滞の原因となつているであろう。あるいはまた小作農にかぎらず、耕作農民として戦後農民運動の先頭に立つた組合幹部がこの四ヵ年間に村長、村会議員、農協組役員農地委員等の機構に参加し、情勢の推移とともに逆に農民闘争と対立し、これを抑圧する側に立つたこと、これらの幹部を通じて、農民闘争の道によらず、上部官僚機構との「談合」「了解」その他の話し合いによつて農業問題を解決してゆこうとする傾向も生れていること、これら一切の村の内部における政治的経済的勢力関係の変化は農民闘争と農民組織に反映し、日農支部は二、三の村のボスの看板にすぎない状態をさえ発生せしめつつあると見られる。さらに、四八、四九年以來労働運動に対する制限の増大は（公務員法、労組法改正等）村の農民の意識に微妙な影響を與えており、これはまた反税取締り等に見られる政府の強硬策とあいまつて保守的な農民層を萎縮せしめる原因となつていることは見逃せない。中央地方における日農その他の幹部の対立抗争という事情が農民闘争に與えた大きな影響についてはいうまでもない。

四九年頭初より眼立つてきた農業恐慌の深化に対して、一般の農民の対應の仕方が、耕作放棄や経営自給化の増大等消極的な逃避かあるいは副業、多角経営、篤農技術等「後ろ向き」の対策を一般的特徴とし、積極的に生産を破壊し農民生活を低下させんとするものと抵抗して危機を打開する農民闘争の道に進みえないこの期においても、過重な税金、低米價供出、農地改革逆轉等種々なる形態をとつて支配と収奪を強化して來た國家独占資本主義に対する農民闘争の火は消えなかつたのであり、以下節をわけてその展開の諸相を記録する。

なお「経済九原則」の発表後、各政党、農民組合はそれぞれこの実施にともなう民自党政府の反動的政策を警戒し、とくに農業部面への影響を重視して対策を講ずるところがあつた。つぎにかかげる「経済九原則の実施に関する要請」はその一資料である。また「九原則」発表直後、極東委員会は「農民組織に関する一六原則」を指

令したが、これに対する日農その他の態度は、政府による悪用、それを道具とする農民組織統制の実施を警戒する消極的なものにすぎず積極的に農民運動に有利な民主的農民組合法の制定その他の要求はこの期にはまだ現実化するに至つていない。

二、農民團体の経済九原則の実施に関する要請

日本経済の自立体制を速かに確立し、農民生活の安定をはかることは、民主的な日本を建設するための第一義的な目標であるとともに、國際的な民主勢力の支援に応える唯一の途である。しかして、かかる自立経済の確立と國民生活の安定を確保するためには、何よりも先ず國力を挙げて、当面のインフレーションの收束と生産の増強及び輸出の振興に結集しなければならない。

かかる見地より期待される日本農業への直接的要請は、食糧の増産ならびに供出の能率化と輸出農産物の積極的な増産にあることはいうまでもない。農業部面へのかかる要請は、それ自体として極めて当然であり、また農民の地位と発言はかかる日本経済再建への積極的な協力に応じて確保されることもまた、農民自らこれを信じて疑わないところである。

しかしながら、かかる要請に応える農民の積極的な意欲と努力は、農業の再建が日本経済再建の基幹であるとの自覚と誇りに伴うものであり、それはまた、農民に対する不当な強権的圧迫や、極度の疲弊困ぱいのなかからは生れて来ないであろう。

経済九原則は、日本経済の自立に関する大綱を示されたものであるが、その具体化の方法如何によつては、右のごとき日本農業の危機をさらに激化し、農家経済を窮迫化して農業生産を窒息せしめ、経済自立体制確立の目的と全く矛盾した結果を生ずるであろう。

しかるに農民解放の成果を完からしめて、農村の民主化を徹底し、農業経営を合理化して農業生産の飛躍的発展を期するためには、單に農村の内部に於ける封建的な諸要素を拂拭するのみならず、政治的にも、経済的にも脆弱な過小農経営に対する独占資本の圧迫より農村を護らなければならない。（中略）

一、財政の均衡について

日本経済の自立化に寄與しない財政支出は、これを極度に削限し、従来の農業関係財政支出の確保、地方財政確立に対する國家財政の積極的援助はもちろん、農業生産の基礎的諸條件、すなわち治山・治水・農地改良・開拓等々に対する財政支出は更に増額さるべきである。

二、課税について

負担は兎角所得の明瞭な農業等に過重され、その担税力はすでに極限に達している。

従つてこの際、的確な國民所得の把握と、特に大口闇所得の捕捉とにより公平な負担の配分を行うとともに中央地方を通ずる税制の根本的改革がなさるべきである。すなわち日本自立経済に重要な地位を占める農業の特殊性を確認し農業生産を維持拡大するよう措置するとともに、土地使用税等不当な新税の創設のごときは行うべきではない。

三、金融について

農業の重要性と農業金融の特殊性とを確認し、むしろ農業に対する融資総枠を拡大し、適当な機関を通じて円滑な資金の供給が確保されねばならない。

四、賃金安定と農産物價格について

九原則適用に際し、現実には賃金の安定が低賃金の維持という形で達成される可能性が強い。かかる低賃金を維持するためには いきおい農産物價格を抑制し、これを農家購入品と均衡を失した

低位に押えておくおそれがある。かかる不均衡な價格は、農業生産を破壊し、農民を更に窮迫に追込み、日本経済を根幹からゆり動かし、自立経済の確立と完全に矛盾する結果となる。

故に農産物の價格はあくまで農家購入品と均衡のとれた、農業生産を維持拡大し得るに足る價格として設定さるべきである。

五、價格統制について

農産物ならびに農家購入品に対する統制は、從来官僚により一方的に強行されているため実情に即しないのみならず、統制の綜合性を欠き、個別末梢的統制に堕して著しい欠陥を露呈している。かかる官僚統制の強化は、益々農業生産を阻害し、國民経済を圧迫すること必定である。從つて生産を増強し、自立経済を確立するためには、從来の一方的な官僚統制を排してあく迄民主的な統制を行うべきである。

また從来農産物にのみ嚴重な取締りを強行した片手落の措置を排し、農家購入品に対しても効果的統制を行い、以て公定價格により、農家購入物資の最低必要量を確保すべきである。

六、資材の割当と配給について

輸出貿易を最大限に振興することを目標にして行われる資材の割当並に配給措置においては、輸出農業及び製糸製茶・罐詰工業等の輸出農産加工業もまた当然その対象とされねばならない。

（中略）

國内食糧の増産による豊富な供給は海外食糧の輸入を削減せしめることによつて、輸出振興と同様な効果をおさめることが可能となる。從つて、輸出農産物に対する資材の重点配給措置によつて、一般食糧農産物に対する配給が阻害されることなきはもちろん、食糧増産に対してもまた積極的な措置が講ぜらるべきである。

七、原材料の生産について

すべての重要原料及び工業製品の生産を増大する施策を講ずるにあたつては、繊綿作物、油脂作物及び除虫菊等の工藝農産物、畜産物、木材並に農村工業品等もまたその重要な対象としてとりあげられ、資材及び資金等の配当が確保されねばならない。

この施策は、農業経営の多角化を促進し、農業経営と有機的に結合した農村工業を発展せしめることによつて、食糧を含む一般農業生産力の向上に寄與し得るものとなるのである。

八、食糧の増産と供出について

農業増産の基本的方向は、合理的土地制度の確立、農地改良、開拓及び治水治山等の実施、近代技術の導入と経営の共同化等により農業近代化の線に沿う増産体制を確立することにある。しかるに現実の施策は、農業近代化による増産方式の採用において全くみるべきものなく、あまつさえ低價格による不公平な供出割当、資材資金の欠乏、不均衡な重税、復旧措置の停滞等々、農業生産の維持をさえ危からしめ、農業の増産に対する意欲をことごとく封殺しているのである。

農産物の供出について、いたずらに官僚的統制を加重することは、農民の経営に対する自主性と創意とを減殺せしめ、却つて供出促進の意図を自ら裏切るものとなるであろう。まず正確な地積及び地力調査を基礎として供出割当を公平化しなければならない。このことはまた供出の割当が一方的に上から行われることなく、割当の機関と方法とを徹底的に民主化することによつて可能となる。次に、現行農家保有量の増量とその優先的な保証とによつて農民生活の安定が期せられねばならない。これに加うるに、適正價格の設定資材の確保、超過供出分に対する課税免除農業生産を維持拡大するに足る適切な施策が講ぜられるならば農民は、

何等の強権を用いずして進んで供出の促進に努力するであろう。

九、爲替レートについて

農業の如く経済変動に対する適応性の極めて乏しいものにあつては、單一爲替レートの設定に関し慎重な措置が考慮されねばならない。

從つて生糸、茶、その他の輸出農産物については、その蒙る打撃を避けるため、輸出補助金等適切な措置を講ずべきである。

またその他の一般農に於ても、農業生産資材の急激な値上り等より生ずる打撃を緩和するため補給金その他適切な措置を講ずべきである。

なお九原則の実施に伴い、一般産業より生ずる失業人口に関しては、强力な失業対策を講じ、失業人口の農業に対する圧迫を防止すべきである。

昭和二四年二月

（署名、農復会議、日農、全農、農青連、開拓者連盟、外数団体）

日農はじめ各団体は本要請書をもつて総司令部、政府各方面に陳情し、また各地方組織に下して対策と意見の統一をはかつた。地方農村においても、九原則実施にともなう新情勢下に社共労各政党支部、日農等はそれぞれの立場に立つて農民闘争を指導し展開し、それはやがて一月総選挙の政治闘争に結集して行つた。

第二節　「社共合同」と「農民政治力結集協議会」

一、「社共合同」と日農　四八年一一月二八日に開催された日農青森縣連第三回大会の席上、社会党大沢久明氏（日農中央常任、全國農代会議実行委員長）の共産党入党宣言があり、この大会で日農組合員は社共両党の合同を要請する決議をおこなつた。柴田社会党青森縣連会長、大塚書記長はじめ、日農幹部多数がこれにつづいて、入党を声明し、一二月一五日には「社共合同大会」がもたれた。これが、その後全國各地につぎつぎと起つた「社共合同」の発端であり、翌年の日農第三回大会の前後までに岩手、秋田、宮城、福島、群馬、茨城、山梨、長野、大阪、香川、鳥取、福岡等の諸縣がその運動のもつとも顕著な地方であつた。これらの諸縣の日農はとくに「社共合同」の影響をうけ急進化し、統一派の勢力は主体性派を壓して全國的にのびて行つた。とくに戰前からの古い闘争経歴をもち農民運動のヴェテランである山口武秀（茨城）、大沢久明（青森）、深沢義守（山梨）、竹本節（鳥取）、石田樹心（佐賀）、菊地重作（茨城）、宮口三郎（北海道）の諸氏が共産党に入党した事は、農民戰線と農民闘争の急進化に対し大きな影響を與えずにはおかなかつた。それはまた、四八年一〇月吉田内閣の成立とその「経済九原則」の運用による農村における一般的な窮乏の進行、いわゆる農業危機の深化にともない、貧農はもとより比較的上層の農家までかなり反政府的空氣を強めつつある客観狀勢を反映するものであつた。

二、農民政治力結集協議会　農民経済の窮乏の深化は、もちろん「社共合同」の形における農民戰線の革命化をよびおこしただけではなく、他方においてむしろ右翼的な、改良主義的な「農民政治力結集全國協議会」（四七年一一月一八日）が農青連を中心に、社会革新党、國民協同党、農民党等によつて結成された。この線にそつて北海道においては農民、國協両党は合同して「農民新党」が結成され、中央においては全國協議会が発展して「農民党結成準備会」（一二月三日）となり、やがて「農民新党」の創立が決議された。

このように「社共合同」による日農統一派の革命化と併行して、他

方には「農民党」的、階級協調的農民政治力の結集の動きが進行しつつあり、社会党を割つて出た黒田壽男氏は別に労農党を創立し、このように四八年末から四九年はじめにかけて、あわただしい政治戰線の動きが見られ、やがて一月総選挙戰に向つて各派の政治運動がすすめられて行つた。

なお四八年一一月末の農業調整委員選挙においては日農統一派の進出と、社会党系の退潮が見られたことは、來るべき総選挙に対する農民の動向を示唆するものであつた。

一月の衆院選挙の結果は民自党の絶対多数と共産党の進出、社会党の退潮となつてあらわれた。全國農村における共産党票数の増大は農民戰線におけるあつたが、しかし民自党の最大の地盤は依然として農村、とくに東北や四國、九州の後進的な農村にあることが明かにされた。農民大衆は全般的には依然として保守勢力を支持していることが、明かにされたのである。しかし日農主体性派の野溝委員長はじめ多数幹部の落選は、片山、芦田内閣に参画した社会党の失政の結果であつたとはいえ、この当時の農民戰線における統一派の強化は爭えない事実となつた。

三、農業防衛闘爭と村政　かくていまや日農（両派）全農、農青連、その他中立諸組合、左から右に、農民戰線は相対立しつつ分立する狀態を呈したが「九原則」具体化としてのドッジ・ラインの進展過程において農業の窮乏荒廢がすすみ、ここに全耕作農民一致して農業と生活の防衛闘爭に立ちあがる情勢は熟していつた。この情勢の中で三月四日千葉では「農業危機対策協議会」が、四月一日には「全九州農民代表者会議」が開かれ、また四月一四日には水害復旧対策費打切りに反対してひらかれた「群馬を守る会」や、埼玉縣「二合半領を守る会」「香川縣農民代表者会議」「茨城縣防衛会議準備会」等々がつぎつぎと多数の農民を動員して開催された。これには日農両派、全農、全日農、農協組等廣汎な農民組織が主催または後援しており、会議の空氣も反政府的空氣が一貫して支配し、追いつめられた農家経済と農民生活を最後の一線において守らんとする消極的抵抗と防衛の運動としておこなわれた。それらの農民運動のあるものは、また共産党地方組織が中核となり、その指導下に展開された産業防衛と地域人民闘爭の一環としてたたかわれた。共産党は農業綱領産業復興綱領をさらに地域的に具体化し「人民の廣汎なる戰線を確立するため」（第一四回中央委決定）各地に町村政綱領の制定を決定し、吉田内閣の農村政策との闘爭を組織した。（その代表的な一例として「塩尻村」の村政綱領をかかげる）

長野縣塩尻村村政綱領案

一、人民を苦しめる吉田内閣の手先、井出一太郎、黒沢富次郎、小林運美におどらされる反動的なボスの一掃。反動的製糸ボスの圧力を排除し、地主勢力の復帰を打破せよ

二、村財政の確立と民主的な村民税の決定。地方配付税を現額の二倍（一六〇万）とせよ、役場事務の七割を占める國と縣の仕事の費用を村民の負担とすることに反対。小農、小経営者、俸給生活者の村民税増徴反対。部落懇談会による村民税の決定。税は金もち物もちから。

三、役得、ヤミ所得をつくる官僚統制の撤廃と干渉の排除。村役場、農地委、農調委、農協組に対する官僚の圧力を全村民の力で排除せよ。警察の不当な干渉とイヤガラセ反対。

四、村の諸機関は吉田の破壊政策と闘うために、善政主義にとどまらず、一切の内容を定期的に村民に報告し、村民の団結をつくる努力をせよ。官僚との馴合、迎合を排除せよ。

五、土地取上反対。期間を永久とする小作契約文書化の実現。

六、地租、小作料の値上反対。
七、カクシ田畑の公開地力等級の再調整。これを遂行することによつて、自主的作付割当が可能となり、零細農の飯米を確保し、農業の共同化、近代化のための土地交換分合の徹底的遂行をも可能にする。
八、農業の機械化に向つての前進、電化設備村内配電線の完備。
九、千曲川堤防を國で補強し災害費、水利費は全額國庫負担。飯島堤防の完全補修。マスアミ、伊勢山、掛口諸用水の取入口、水路の完備、工事費の地元負担反対。本年度水上げ費六〇万円を縣で支弁せよ。
一〇、全村的單一水利組合の設立、封建的水利権の撤廃。これを遂行することによつてのみ農民の力を結集し（九）にかかげた諸要求を貫徹しうるし、同時に農民の手による土地の共同管理をも前進せしめうる。
一一、首切り反対。國費による失業救済。上田市の労働者の首を切るな。失業者に堤防水利、農道等の公共事業によつて仕事を與えよ。未亡人の生活を保障せよ。
一二、自由労働者、農業労働者、季節労働者の組織の確立、企業主、雇入農家との対等の団体契約の実現。
一三、農業、商工業をつぶす重税反対。生活費に食込む税金をかけるな。基礎控除四〇万円に引上げよ。自主申告を尊重せよ。経営規模大小による收益率の差を認めよ。
一四、產繭の國家による適正價格の買上げ。繭價に釣合う蚕種價格の決定。蚕種資本家の独占價格反対。
一五、酪農組織の統一、飼料配給の民主化、リンク肥料の内容公開、農民管理。供出見込量の民主的決定。工場の一方的な見込量による配給飼料を実績によつて補正せよ。供出乳量に相当する飼料を配給せよ。工場製品歩留り減による飼料の減配反対。飼料代金の値上反対。乳價に釣合う價格とせよ。
一六、六三制教育の國費による完全実施。六教室増築費三〇〇万円冬季にそなえる校舎補修費一九万円をよこせ。
一七、PTAの反動化の防止。反動教育をもくろむ政府の下請機関化反対。
一八、校庭、校舎を村民に利用させよ。授業に差しつかえないかぎり、村民のつくつた学校から村民をしめ出すことに反対。公民館、託児所の設立。
一九、健康保険の國庫補助の増額、保険料の軽減。
二〇、青年婦人組織の統一。
二一、住宅解放委員会の確立。農村にも公営住宅をつくれ。
二二、強制寄附金反対。寄附金を地方税に繰入れ強制的に取ろうとする企図に反対。赤い羽根運動反対。貧困者の救済。孤児の養育を村民に轉嫁するな。労農運動犠牲者の救済。
二三、部落懇談会を基礎とし、労働者、中小企業、俸給生活者の組織をふくめた村民委員会の設立とこれによる村政の運営。
二四、吉田内閣打倒、民主人民政府の樹立。

第三節　供出と米價をめぐる闘争

一、食糧事情の好轉と供出闘争の轉換　四八年産米（雑穀をふくむ）の供出実績は三、二〇七万石で前年の三、〇五六万石に比べ一五二万石上廻り、さつまいもの供出も前年を超過して五六九、三五一千貫に達し、國内供給事情はかなり好轉を示した。（農林省五月一一日発表）加うるに外國産輸入食糧（小麦、米等）は四七年一二七万トンより四八年一六四万トン、さらに四九年は二二四万トンと

累増し、政府の凍結米も四九年度は八〇万トンに達し（前年五二万トン）國内輸送力の向上とあいまつて本年度の食糧需給は好轉したのである。

一方四九年頭初より経済九原則実施にともなう経済事情の急轉換は、財政支出の節約、中小企業の倒産、整理、地方産業の荒廃、失業者の増大をもたらし、これらは必然的に農産物に対する需要を減少させ、いも類の配給辞退にはじまつて小麥粉、米の配給辞退までに生ずるに至り、これはまた農産物のヤミ價格低落をよび起した。いも、米、小麥粉など生産地においては㊀を割るに至り、都会からの「買出し」は減少し、農民が都会まで公定價格以下で芋や米を賣りに出歩くという現象さえ生ずるに至つた（食糧廳調査によれば、東京都における米一キロ当リヤミ價格は四八年一一月一五五・九円四九年七月一五〇・七円、一一月一三〇・一円と下り、小麥粉は同一時期に一一〇・五円、九二・〇円、八六・七円と下落した）。

食糧需給事情の好轉はまたわが國内だけの現象でなく、四九年七月現在でアメリカ、カナダ、アルゼンチン、オーストリア四國の小麥ストックは実に六億三千八百万ブッシェルに達し、一九三二年世界農業恐慌の最悪の年とほぼ同量であると報ぜられた。四九年一カ年におけるアメリカ小麥價格は三〇%低落し、その他賣れない過剰生鮮農産物（玉ねぎ、きやべつ等）の処分に悩まされる狀態であり國際的な農業恐慌現象が生じたのである。わが國農村における恐慌的現象の発生も、これと無関係ではなく、國際的な農業恐慌の一環として発現していると見るべきものである。一九五〇年の輸入食糧（その内三分一は商業ファンドによる輸入の予定）は三七〇万トンを上廻るとさえ予想され、しかもその價格は内地産價格に次第に接近しつつあり、國際小麥協定参加によつて、輸入小麥の最低價格はむしろ内地産を下廻ることが予想され「安い外國農産物の大量流入」は決して一部評論家の警告や、低米價をおしつけんとする政府の「謀略」ではなく、現実の問題として日本農業をおびやかし始めたのである。もつとも四、二五〇円の低米價は、将來の増大する輸入食糧を予想し、その予想の上で決定されたことは疑いない。いずれにしろ、これらの事情は脆弱なわが農業経営にとつて重大問題であり、食糧事情の轉換にともない、日本農業は危機に立たされ、農民運動またこの新情勢に應じて大きな轉換点に立たされたわけである。戦後の供出闘争の基調が「供出割当を何割まけろ」「供出價格をあげよ」「資材をよこせ」という要求であり、強権をもつて低米價供出を命ずる國家権力に対して直接に対立し、抵抗し、農業と農民生活を守つて來たのであるが、いまや「いも類統制撤廃反対」の運動にしめされるように、民自党政府の「自由経済への復帰」政策――供出後の自由販賣、米券制度、そして統制解除の「自由主義政策」そのものに反対し、合理的な農産物統制の継続を要求しつつ急激な統制撤廃より生ずる農業経営の破滅をふせがんとする方向に轉じつつあるように見える。四九年における供出闘争は、いぜんとして低米價強権供出反対（食確法制定反対運動）と米價改訂をめぐる闘争としてたたかわれながら、他方統制緩和と輸入食糧の増大によつて実質的に低米價を押しつけ、収奪を強化せんとする政策に反対する運動として展開されたことは特徴的である。そしてこれらの農民の要求を通すために、全國農民大会等はひきつづき行われ、議会闘争がかなり華々しく展開され、地方においては、地力調査にもとずく公正割当、かくし田摘発などがたたかわれたのであるが、全般的に見れば前年より村における闘争は低調となり、農民戦線分裂もわざわいして、農民組織も「看板組合」化の傾向、眠りこみの現象が眼立ち、農民は恐慌に対して、一、自給化の度を深めるか、二、生活程度をますます低下してかろうじて経営をつずけるか、三、耕

作放棄等の消極的行動に出るか、の傾向が支配的であり、四八年にはその萌芽が見られたような、農民闘争によつて経営改善の條件を闘いとり、協同化や機械化によつて恐慌をのりきるという積極的な態度はほとんど見られない。それは食糧事情の轉換をふくめ、日本農業のおかれた客観的情勢のもとにあつて、組織力も強くない農民にとつてある程度は避けられぬものであつた。供出闘争も、ますます追いつめられた農民の消極的抵抗の性格をおびて來たのである。しかし茨城縣日農（常東同盟）におけるように、この期においても廣汎な、活潑な供出闘争をたたかつた事例もあることは注目されていい。

二、「食確法」改正に対する闘争　超過供出を法律上の義務として農民に押しつけることを内容とする食糧確保臨時措置法一部改正は、第五國会の参院を通過したが、民主的政党や農民組織のはげしい波状的な議会闘争によつて一應「審議継続」のままにぎりつぶしとなつたのであるが、政府は第六回國会に再びこれを上程し無理押しにも通過せしめようと準備をすすめており、八月中旬より衆院農村委員会はこれが審議に入つた。

これに対し日農両派は食確法反対の声明を発し、また全農、農青連、日農は共同して農村全國指導農協連合会長（綠風会）ほか二氏にたいし「全農民の利益をふみにじつて」食確法改正に賛成投票したことを遺憾とし、即時現職を辞退すべきことを勧告した。（七月八日）。

その後も全國農代会議、危機突破農民大会等において食確法改正反対が叫ばれて來たが、森農相あくまでこれが通過を主張し、ついに一一月二八日第六臨時國会の衆院農村委員会において民自党、民主連立派の多数によつて押しきられ翌日本会議に上程された。本会議において共産党竹村、社会党足鹿、労農党玉井代議士等は交々立つて政府の農民收奪政策、農地改革打切り、補正予算の反動的性格米價決定における官僚的彈壓、米券制構想、低賃金政策を攻撃したが、これに対し民自党山村代議士は「民自党は農民政党だ。わが党は食確法をつくつた片山内閣の尻ぬぐいをするにすぎない。……いまやヤミ値は超過供出價格を下廻つている。食確法改正は農民の利益を守るものだ」（「農業復興」一二月一日）として賛意を表し、討論ののち多数決をもつて本法案は可決された（その後本法案は参院において否決され、政府はポ政令にもとずき、强引に施行するにいたつた）。

三、統制撤廃をめぐる闘争　政府は四九年産さつま芋の統制解除につき関係方面と接衝し立案を開始したが、農民団体では急激に芋類の統制を撤廃することは農業経営の轉換速度に應じて徐々に当の犠牲を强いるものとして、農業統一統制の轉換をなすべきものとして反対の意思を表示した。日農統一派本部は早くも八月二七日各府縣連あて通達を発し、民自党の反動的農民破滅政策に反対の運動方針の掲示をなし、靜岡縣農調委代表も「政府が適切な対策をたてないかぎり、芋の裏作たる麥の割当ては承認できない」と上京して農林当局に抗議した。農協全國代表者会議、全國農民大会も、さしせまつた芋問題につき政府の方針に絶対反対する旨決議した。一〇月一一日には日農主体性派、農青連、農調委等農復参加団体は芋類対策協議会を結成し、四九年度産甘藷事前割当数量および超過供出の全量数量全量買上げ等の諸要求をとりまとめ、國会、政府、各団体に決定を通告し本格的な運動に入つた。

政府はかかる農民団体の意向に反し、あくまで統制解除の方針を実施せんとし、そのほか海外食糧の大量輸入政策と併行して、供出後の米麥自由販賣、米券制度の採用等を審議しつつあり、農民側の

不安と憤激を高めつつあつた。

かくて一一月三日に開催された農業調整委員全國協議会緊急大会は、政府にして農民の意思を無視し即時統制撤廃を実施するならば今後政府の食糧政策には協力を拒否するとのつぎの声明を発表するにいたつた。農業調整委員会のように、半官的政策協力機関ですらこのような強硬な態度をとるに至つたことは、農家経済の窮迫化を反映すると同時に、政府の農業政策の性格を推察せしむるに足るものがある。

声　明（農調委全國大会）

諸類統制の問題については我々は農家経済に急激なる動揺を與えざる措置を講じつつ漸進的に行うならば政府の食糧政策上よりの統制方式の修正に同意するとの條理を盡しての申入れをしておるにも拘らず最近における一連の動きは即時撤廃の方針に進みつつあるやに仄聞する。かくの如きは過ぐる九月一日麦事前割当会議の政府の公約を裏切る不信行爲であり、我々農民の善意の協力をじゆうりんし、農家経済を根底より混乱におとし入れ、ひいては我國食糧需給に致命的な打撃を與える暴挙と断ぜざるを得ない。政府にしてあくまでやまてる自由経済理念にとらわれ之を強行するならば我々は次の態度に出でるであろうことを玆に声明する。

一、来年度麦類の割当及供出に対しては責任を負わない。

一、自今現政府の食糧政策には協力を拒否する。

昭和二四年一一月三日

農業調整委員会全國協議会緊急全國大会

芋類のみならず薪炭統制についても同様の問題が発生し、食糧管理あるいは薪炭特別会計の赤字処理になやみ、これを農民への負担轉嫁によつて切りぬけんとする政府の「自由主義」政策は、恐慌下の農村をますます危機においこみ、かくて鹿児島、群馬、千葉等いずれも生産縣はもとより全國各地の農民に反政府的空氣が強まつていつた。

四、新米價決定をめぐる闘争　米價決定がきわめて大きな経済的意義をもち毎年これが改訂をめぐつて政治問題にまで発展してきた事情については前章までにくりかえし記述したところである。一〇月一日に決定さるべき四九年度産米價をめぐつて、農民側ははげしい運動を展開した。ドッジ・ライン下農家経済の窮乏は深まり、重税、供出のもとに苦しんだ農民にとつて、米價問題はきわめて大きな関心の的であり、とくに本年度より、農民闘争の成果として政府に設置をみとめさした「米價審議会」によつて農民の意思を反映せしめることにより、前年度より効果的な運動をなしうる余地が與えられたかに見えたから農民組織は従來にまして米價闘争を熱心にたたかつた。それは政府の依るパリティ方式に対する批判から「生産費をつぐなう米價」の要求まで、農家経済を破滅から守る一つの支柱として、ひとり「富農」のみならず全國農民の強い関心のもとにたたかわれた。

まず米價審議会の設置は農民運動の一成果として政府の採用するところとなつたが、その委員の任命にあたつて一方的に天下り人選をなす氣配があり、日農統一派、主体性派その他団体はこれに反対の申入れをなし、団体推薦となつたのであるが、たとえば消費者代表として國鉄労組是加書記長以下労組代表はすべて民同、総同盟系であること、生産者代表とし日農統一派からは一名も任命されなかつたこと（後に小原日農書記長は学識経験者として参加）等を見れば、委員構成に政府の政治的考慮が拂われたことは明かであつた。社会、共産、農民三党は共同声明を発表し、審議会の構成、運営を非民主的なりと非難した。

米價審議会の構成は東畑農復議長、石川農青連副委員長、吉川

全農常任、田中全指連副会長、大森日農主体性派事務局長、小原日農統一派書記長、黒田農調委全協議長、足鹿全販連副会長、湯河農林中金理事長、石川経団連会長、星加國鉄労組書記長、中山一橋大学々長等二五名であり、第一回会合は九月五日開催された。農業復興会議、日農主体性派、全農等の代表は石当り五、七〇〇円を主張し、日農統一派小原書記長は、最低石当り七、〇〇〇円（第二回中央委員会の決定米價）をもつて答申案とするよう発言した。これに対し、消費者代表たる星加書記長は物價廳案をも下廻る四、〇〇〇円内外の低米價を主張し、農民代表の憤慨を買つた。なお産別会議は星加書記長の主張をもつて、独占資本の低米價政策に迎合する非労働者的態度なりとして、つぎのような申入書を米價審議会に送つた（しかしこれは議長によつて受諾を拒否された）。

申入書

去る九月五、六の両日開かれた米價審議会に於て、國鉄民同星加委員が農民諸君の死命を制する米價の決定に付て全農民の切実な要求をふみにじり、政府の低米價政策を支持し、これに同調する発言をなしたことは極めて重大であり、農民諸君と共通の利害に立つ労働者としてこれに対し遺憾の意を表明せざるを得ないものであります。

今回の星加委員の反農民的言辞は同時に反労働者的であり、労農提携を破壊するものでありますが、この事実は賣國吉田内閣の政策を擁護し、その手先となつて人民の收奪とファシズムへの道を切りひらく惡質民同の本質を白日の下に暴露したものと申さねばなりません。したがつて星加委員が賣國民自党政府の代表であるとしても、彼が労働者の代表であると認めることを全労働者は拒否します。

産別会議は目下國鉄労組加藤委員長に対し、このような全農民

日本農民組合総本部御中
米價審議会農民代表各位殿
また審議会の開会にあたり、農復会議傘下の農民団体はつぎのような声明書を発表した。

声明書

農業再生産費を保証せよという声が澎湃として起つている事実は何よりも米價が低く抑えられて来たことを物語るものである。

しかもこの低米價政策と共に供出制度と農民課税の重圧とにより農民は経済九原則の影響を眞先に受け、深刻な金ずまりとなり拡大再生産は阻止され、延いては日本経済を縮小再生産に陥らしめつつある。われわれはかかる重大な事態に対処し昭和二四年度産米價格につき左記の如く声明するものである。

全日本産業別労働組合会議

記

一、昭和二四年産米價は正味五、七〇〇円以上とし、包裝代は別に石当り二〇〇円とすること。

二、米價は現下の農業生産の必要に鑑み、限界生産地、單作地帶の經営を保証するため開拓其の他の限界生産經営に対しては生産補給金を、單作地帶については各等級とも米價に準じて早期供出奨励金を石当り一、五〇〇円以上に引上げると共に、超過供出價格制を現行通り維持すること。

三、超過供出價格の報奨部分及び早期供出奨励金に対する課税は全免すること。

四、適正米價とあわせて供出制度の改善、農民課税の適正化、土地改良の実行、農業金融の適正化等の諸方策を講ずること。

五、農業再生産を確保しうるに近い適正米價は現状においては当然消費者價格の相当な値上りとして現われるから中間經費を節減すると共に、價格差補給金を支出して消費者價格の値上りを抑止すべきこと。

六、最近肥料の價格調整補給金をてつぱいし肥料價格の大巾値上げが考えられているが、これは生産農民の大きな打撃となるから肥料補給金の漸減或は肥料生産者への吸收などにより肥料消費者價格の大巾引上げをなさざること。

七、現行パリテイ方式には根本的問題があり、農業生産費調査による價格決定をなすべき時期に際会しているから、政府は急速にその調査機構を整備し調査規模を拡大すると同時に調査方法を改善する方策を講ずべきこと。

右声明する。

昭和二四年九月五日

農業復興会議、日本農民組合、全國農民組合、全國農村青年連盟、農業調整委員会全國協議会、全國指導農業協同組合連合会、全國販賣農業協同組合会

五月一五日開会の農協組全國代表者会議は五、七〇〇円米價は最低限要求なりと決議し、また翌一六日の全國農民大会においても同様に五、七〇〇円が確認され、あくまでその要求貫徹が決議されたが、同大会では星加國鉄労組書記長に対する非難が高まり、日農統一派は各労働組合あて「二四年度産米價に関し申入れの件」をもつてつぎのように訴えた（要旨）。

「星加委員はパリテイ計算による不合理な低米價を再度にわたつて発言したが、これらの態度は低賃金を維持するために低米價をおしつける独占資本本位の物價体系の本質をかくし、労働者農民を対立させ、そのことによつて独占資本による人民支配の権力維持をはかろうとする吉田政府の政策を弁護するものである。労働者は食えるだけの賃金を、農民は生産費を保証する米價を要求し共にたたかうのが唯一の解決方法である。貴組合においては米價審議会労組代表委員をして眞に労働階級の立場に立ち指導性を発揮せしめるよう何分の処置をとられたし。」

かくて審議会の答申をめぐり激論がたたかわされ、農林省案四、六〇〇円、農民団体の組織した米價審議会対策協議会は五、九九三円、物價廳四、二〇〇円等数種の資料にもとずき、各自の主張をたたかわしてついに石当り正味四、七〇〇円、超過供出分は二倍の答申案が可決された。農民団体代表は不満の意を表しつつも、遂に折れ、日農小原委員のみは青票を投じた。

審議会の答申後も、政府の内部において意見の対立があつて一〇月一日（米價公定日）をすぎても未だきまらず、一一月半ばに至つて四、二五〇円、超過供出倍額の低米價が決定された。米價審議会

は諮問機関であり、政府に対し強制力は持ちえない性質のものではあるが、このように答申を下廻つた低米價の決定に対しては、農民組織は一せいに不満と反対の意を表明したのは当然であつた。たとえば、米價審議会農民側代表委員はつぎのような声明書を発表して、低米價のもたらす破滅的影響に対してはあくまで闘うが、これにより生ずる混乱は全て政府の責任にあると非難した。

声　明　書

政府は二四年度生産者米價につき正味石当り四、二五〇円を決定した。此の決定は米價審議会の決定を全く無視した低米價であり、これは農業生産と農民生活を破滅にみちびき、ひいては國民経済安定の根幹をあやうからしめるものであると信ずる。

我々はかかる決定は到底承服することは出来ない。我々はかかる低米價の農業と農民にもたらす破滅的影響の防止に対しては全力をあげてたたかうものであり、これによつて生ずる事態の混乱はすべて政府の負うべきものであることを明かにするものである。

（米價問題については、米價審議会委員大森日農常任中央委員外五名二四年、日本農業年報第四輯その他日農機関紙による）

五、供出割当飯米確保に対する闘争　四九年度食糧事情の「好轉」の大きな原因が、生産増加と輸入食糧の増大にあつたことはすでに記したとおりであるが、その背景にはいぜんとして低米價供出の強行があつたことも忘れてはならない。とくにアイオン台風による風水害をこうむつた関東地方その他の農村においては、自家飯米を割つてのハダカ供出が行われ、また供出の重みにたえかねた耕作放棄すら前年にひきつづき各地で起つている。たとえば千葉縣では、四八年末に農林省のみとめた還元米は六五、〇〇〇石であつたが、縣当局と農調委協議会は追加量九万石を懇請せざるをえなかつた。埼玉縣では二合半領のように飯米不足のひどい村にかぎらず轉落農家は続出し、四八年末九三、〇〇〇戸を数えたものが、本年六月には三九万戸をこえると縣当局は推定した。このほか災害地、低位生産地帯では供出後の飯米問題、還元米要求がさかんに叫ばれて來た。

供出闘争の形態は、保有米確保、割当減額の要求から、自主供出ないし供出制の民主化の要求等前期にひきつづき各種のものがあつたが、後者は「地力調査にもとずく公平な割当」「かくし田摘発による地主富農との反封建闘争」「民主的調査にもとずく自主割当の決定」等としてたたかわれた（秋田縣仙北郡、福島縣相馬郡、埼玉縣武里村等）。これらの「かくし田政治との闘争」とも呼ばるべき土地供出闘争は主として共産党細胞の指導のもとにおこなわれたものである。また農民の飯米獲得の闘争は「地域人民闘争」の一環として、労働者の民族産業の防衛、生産復興の闘争と結びつき「農村を守る会」等の形でたたかわれた（「二合半領を守る会」「群馬を守る会」「茨城縣産業防衛会議」等）。

四九年春の追加供出の強化によつて農家の食糧問題が深刻化した地方では還元米要求を中心に供出闘争が展開された。茨城縣眞壁郡結城郡における日農（統一派）の活動は、産業防衛会議運動の一環として、労働者運動との共同闘争の形をとり、一般的に農民組合活動の低調化せんとしつつある中に、四九年末にいたるまで、きわめて活潑な運動を展開した。神奈川、秋田、埼玉等の諸縣でも「轉落農家」は飯米よこせの必死の闘争を行い、しばしば町村長も此の運動の先頭に立ち、また各政党、各組合の対立をこえて、廣い共同戰線をもつて國権との直接的衝突をひきおこしている。

四九年半ば頃より、都市においては「主食掛買り」を要求する労働者、とくに主婦の運動が各地におこされたが農村においても「轉

落農家」や非農家の運動としておこなわれ、たとえば埼玉縣では縣当局の供米不正事件の摘発から貧農の飯米要求運動はもえあがり、主食掛賣り要求から村政肅正などの運動に発展した（入間郡、北安立郡）。福島縣相馬郡福浦村では、不当割当返上から、地方事務所も参加して、かくし田摘発の運動にまで発展し、ついに村民の「自主割当」を決定した。またここでは「干拓地の國営人民管理」が要求され、数カ町村の署名をとつて政府当局に陳情がなされ「地域人民闘争」とむすびついて拡大する氣勢を示した。

しかしこのような闘争が普遍的な、全國的な闘争としてたたかわれたということはできない。九月に入つて甘藷統制撤廃の問題で二毛作地帯、とくにいもの特産縣で農民の動揺を來たし、統制解除をめぐる農民の反対運動が全國的に深刻な波紋をひろげた。新米價決定をめぐる農政活動に日農、農協、農調委等廣汎な農民層の関心をひき、地方においても農民大会その他の形で闘われ、一方端境期の飯米問題で小貧農の闘争がこれと交錯して起つた。一般的にいつて、四九年下半期では、中央地方における農民戰線の分裂と抗爭その他の原因によつて恐慌の深化に対して農民の闘爭態勢はととのわず、日農も「看板組合」化の傾向をつよめ、終戰以來の沈滯期に入つたが、しかし農民運動の火は消えたのではない。茨城の日農常東農民組合の「遵法供出闘爭」は、関東一円に拡まるまでにはなつていないが、かなり廣汎に農民を動員し、困難な反動期の農民運動をたたかつているといえよう。また近畿地方などでは、供米補正が大きくとりあげられ、日農（統一派）は戰後最大の闘爭を組織したというような事例もある。

六、主要な供出闘爭の事例

○長野縣諏訪郡長地村

五月一七日、日農支部主催の村民大会がひらかれ、轉落農家用配給米は必要量に足らず田植えを前にして農民の不満が高まり（同村の農家の半数は轉落農）一、轉落農家の保有量配給量を確保せよ、一、加配米をよこせ、一、主食のかけ賣りをみとめよ等十数項の決議をなし、直ちに食糧対策委員をあげて村当局と交渉した。村長もこの運動に合流し農業生産防衛委員会をつくり各方面と接衝を開始した。なおこの動きは川岸村につたわり、主食かけ賣りを要求して闘爭中の川岸工場労組は各政党支部と共同して食糧闘爭にまで発展した（「アカハタ」五・二二による）。

○山口縣山口市

山口市名田島の農民四五〇名は日農、農協青連、農協の共同の呼びかけで五月一六日、縣税務署に押かけ「農繁期加配米一人五合四〇日分先渡しせよ、一〇月まで遅欠配するな」と知事その他当局に要求、善処を約束させた。また税務署長と交渉して六月一日までに全戸の再審査をする。異議申請中は競賣はしない等を確約さした（「アカハタ」五・二四による）。

○埼玉縣二合半領

埼玉縣北葛飾郡吉川町安井町長ほか八カ村代表約三〇〇名は五月二七日上京して農林省食糧管理局長官と面会、供出後の同地方の飯米不足狀況をうつたえ

一、飯米を生産者價格で即時配給されたい

二、長期低利資金を貸付けられたい

三、耕作放棄地三六町歩に対しては事前割当を免除されたいと陳情した。なお高田日農埼玉縣連会長は四月一三日に安井町その他で農民懇談会をつくり、飯米、資金、供出免除者について相談し、全村各派一団となつて農業と農民生活を守るために闘う態勢をつくつていたものである。

○山形縣

四九年一二月九日山形市役所前にひらかれた凶作対策農民大会に四〇〇余名の農民が参集（日農を中心に、町村長会、全農、農協等の諸団体参加）、補正割当につき大衆討議を行つて結局割当返上を決議した。本年度の縣内減收三五万石と推定されるにかかわらず、政府の補正はわずか八万石にすぎなかつたので、過重供出反対の大会となつたのである。なお大会終了後、縣廳に開催中の農調委員会に代表が決議をもつて交渉におもむき、補正の修正、飯米確保につき副知事に農民の決意を傳えて引きあげた（「農民新聞」一九五〇・一・一）。

第四節　税金闘争

一、税金の課徴と政府の徴税方針　吉田内閣の成立後、第五國会においてぼう大な予算が編成され、しかもインフレ收束の建前から一方において國税の増徴が決定され、他方において地方配付税の大巾な削減、土地改良、災害復旧、六・三制校舎建築國庫補助金の打切り等があり、これらはすべて地方産業とくに農村に対してきわめて重大な影響を與えるものであつた。町村財政は近來惡化の一途をたどりつつあつたところ、四九年に入つてより一層困難の度を増し埼玉、千葉縣はじめ多くの府縣で町村長の辞職がおこり、地方行政は危機的情勢をふかめていつた。毎日新聞（五・一六）によれば、二、一七九ヵ町村の町村長はその職を辞するという狀態に立至つた。それはまた寄附金の強制、地方税の増徴を必然ならしめたが、窮迫しつつある農民には耐えがたい負担となり、ここにおいて四八年末以來の税闘争は四九年に入るや一層廣汎に尖鋭にたたかわれざるをえなかつたのである。

しかるに政府は都市と農村における滞納者の差押えを強行する一方、二月一〇日、國家地方警察本部刑事部長より各警察管区本部長宛「反税闘争の取締について」通牒を発し、また同二八日には「税犯法の取締りについて」いわゆる反税彈壓通牒を発して税闘争の一切を「撲滅する」強権的態度をとるにいたつた。

二、「反税彈壓」に対する闘争　このような彈壓的措置に対して社会、共産、労農各党は眞向から反対の意を表明し、日農その他農民団体も全面的にたたかいを開始した。

「國家地方警察は経済九原則に便乗して『税犯取締に関する通牒』を出して我々の正しい納税運動をも彈圧しようとした。本部は直ちに國家警察に抗議し、之が取消を要求した。」（日農第三回大会一般報告二一ページ）

また地方においても農民団体の抗議や反対声明が発せられた。たとえば神戸農業復興会議は三月四日声明書をもつて、反税彈壓と断乎闘うと発表した。

「今般國警本部は反税運動に対して強力な措置を通達したと発表されている。吾々は日本の速かなる再建と独立のため、連合國より示された経済九原則に基き、健全財政確立のため徴税の強化はむしろ支持するものであるが、之に便乗して徒に農民を威壓し民主的申告制度を無視した天下り課税を強行することは盛り上る農業復興を阻害するものである。かかる意図に対しては我々は断乎闘わざるをえない。（後略）」

三、中央地方における税闘争の発展　政府の取締り政策によつて納税民主化、適正化の農民闘争は半ば合法性をうばわれ、いちじるしく困難になつたが、四月全國農民代表者会議、シャウプ博士への農民団体連名による税制改革意見の提出、七月農業危機突破農代会議等中央の政治的闘争から村々における税闘争は廣汎に展開され、所得税更正決定に関してはとくに激しい波狀的交渉がおこなわ

れた。共産党系日農支部は税闘争を土地闘争供出闘争とむすびつけることに努力し、反別割りによる天下り課税反対、かくし田摘発を執拗に宣傳し、すすんで税制そのものに対する闘争にも発展せしめた。これはまた同党の主導による「町村政綱領」の制定、民主的町村税体系の実施にまで進展し、部分的ではあるが成功的に行われた。たとえば香川縣琴平町における高度累進課税体系の制定はその好い事例である。

琴平町では共産党を中心とする民主琴平建設同盟の手によつて四七年度住民税の決定に当り高度累進法を採用し、住民の〇・五%に当る少数の資産家に総税額の五〇%を負担せしめることとなつた。

琴平町におけるこの税制の採用はきわめて特殊な例ではあるが、縣内外に反響をよび、善通寺、丸亀、坂出市等でも税制闘争がおこされ、奈良縣高見村でも村民大会で累進課税が決議された。福岡縣本郷村、鹿児島縣吉田村、山口縣久賀町、岐阜縣上宝村、長野縣諏訪市等々のような上に重く下に軽い累進税が制定されたが、それは主として地方政治機構に民主的政党の勢力の強いところである。もつとも、町村内部における累進税制定の実現も、それは縣段階における税制改革にまで進むことはできず、したがつて町村における税闘争が直接中央國家権力との闘争にまで発展するということはなかつた（この点については、町村政綱領と農民闘争の項参照）。

さて四九年初めより当局の取締りをけつてたたかわれた所得税更正決定をめぐる農民の闘争は、村、縣、中央をつらね、全國的にたたかわれたが、その一應の結末につき日農本部はつぎのように報告している。

「かかる長期に亘る組織的な闘争は、全國の日農組織は勿論、他の農民組織も参加し本部に集つた闘争資料は山積されたのであつたが、しかるにたまたま吉田反動内閣の成立は強烈なる権力を行使して徴税し、我々の日夜のめまぐるしい闘争にもかかわらずその成果は初期の如くあげることはできなかつた。しかし乍ら我々は此の闘争を通じてより大きな收穫を得たのである。それは默つていたらほとんど全てをとられてしまうような、ぼう大な悪税に対してこれを最少限におさえ且つ減免せしめたこと、又かかる悪税を強行し強奪するものが何であるかということ、即ち我々の正しい要求をもかえりみないものが明かとなつたことである。涙の出るような闘争をつずけて来た新潟の一農民は『今度の税金闘争は思う存分たたかつたが望ましくなかつた。しかし来年はあの大きな壁をたたきつぶさねばならない』と反動保守政権、独占資本の代弁者を指すのであつた」（第三回大会報告書二一ページ）

また日農はじめ各組織はシャウプ博士一行に税制改革案等を提示して農民に有利な税制の確立につとめ、政府の意図した源泉課税方式にはとくに強く反対して、ついにその制定を喰止める等の各種の運動を行つた。

四、主要な税闘争事例

○奈良縣馬見村

新制中学校々舎新築にからまる不正事件を機に、重税反対の農民の不満が一時に発し、八月二〇日、千数百人の村民大会がひらかれ、村税の賦課には、金持ちにはより多く税をとれと、累進税率を決定し、村長に承認させた。

○福岡縣本郷村

日農、その他民主勢力が中心になり税務協力委員会で課税等級を六〇級にわかち、最高一〇万円、最低二〇万円とし、高度累進村民税をきめ、これを部落公聽会にかけて村民に納得させ、ついに村会において承認された。この案によれば村税担当者四七五名の中約二〇名が総税額の六〇%を負担することになつた。

○福岡縣

福岡縣農村連盟は課稅対策委員会をもうけ、各町村に「完納組合」をつくり、稅務講習会や册子「正しい申告のし方」五万部の作成配布等準備活動をし、佐賀、宮崎、長崎各縣とも連絡し、財務局、主稅局へ四回におよぶ直接交渉を行い、所得稅更正決定に当つては相当の成果をかち得た。この運動において、村では全財労組との懇談会をも行つた。ある村では、免稅者四名、更正額最高一万二千円から最低九三五円におよび、平均一戸当り二、五〇〇円の是正となつた（「農業復興」）。

その他全村民が組合に入り稅金闘争をたたかい、縣内で二万戸は自主申告を行い、更正決定期には組合員三倍增加の組織活動をこれにむすびつけてたたかつた。

○秋田縣一日市

四月一五日、一日市、面湯など五カ町村三百余名の農民は土崎稅務署に参集して不当課稅反対農民大会をひらき、稅務署と交渉の結果、つぎの三点につき確約を得た。一、再審査の要求書をうけて審査しなおす、二、各町村代表を必要経費その他について調査をする、三、延滯料、加算料は善処する。

なおこの大会を前にひらかれた新城村役場前の農民大会には村長、村議も参加し、交渉には國鉄労組委員も協力した（「アカハタ」四・二五）。

○静岡縣

果実、茶など商品作物の高値でインフレ景氣に潤つた村も、四九年に入つて急轉し、金ずまりに悩み、当然稅金闘争が主となつたが、日農、農青連の統一的指導は弱く、郡、町村單位の稅適正化運動を行つた。

○佐賀縣三養基郡

四八年よりひきつづき稅金闘争はあらゆる方法につづけられ、三養基郡中心に農民を動員し、平均七〇%におよぶ減稅をたたかいとつた村もある。農青連、農協組と日農との共闘態勢が出来ているので統一的闘争が効果的に行われた。

第五節　土地闘争

一、農地改革逆轉の試み　政府は、農地改革は四八年末をもつて一應完了したとの見解のもとに、新たな買收賣渡しには積極的熱意をもたず、さらに逆轉して地主保護政策を強化する氣配さえ見られ日農、民主政党はしばしばその危険を警告した。

政府のいわゆる農地改革逆轉の内容として傳えられたものは、四六年二月以來すえおきとされていた金納小作料（現行水田反当り七五円）を一、〇〇〇円前後に引上げ、したがつてまた当然に地價をも釣上げんとするものである。これは一方において地租收入を增大せしめようとする政府の政策によるものであるが、小作料の引上げは、低米價、重稅によつて窮乏化しつつある農民にとつて一そうの負担となることは否定しえないところである。政府は、小作料引上げの理由として、(一)第二次農地改革は終つたから、小作料を低くすえおく意味はない、(二)中小地主は現在生活に窮しているので、インフレによる物價値上りの水準まで小作料をひきあげるのが当然だ、等があげられている。

このような反改革措置が政府によつて立案され、第五國会に上程される模様を察知した日農その他農民団体はもとより、農地委員会全國協議会等の団体も眞向から反対の抗議を発し、農地改革は未だ終了していないこと、すすんで第三次改革を断行して小作地の全て

を、山林原野を農民の所有に移すべきことを訴えた。低米價はそのままにして、小作料だけ引上げるのは明かに地主保護であり農地改革の精神に反すること、小作料引上げは必然的に地租増徴となり農民負担を重くすること、またこれをキッカケに地主攻勢を強め、第三次農地改革はおろか、既得の耕作農民の権利すらおびやかす危険をふくんでいる事等がその反対の根拠である。

農地改革を逆轉させんとする政府の試みは農民組織の反対にあつて一時解消したようであつたが、しかし決して放棄されたものではない。第五國会においては、不在地主の範囲を拡張し、耕作権の移動を容易にする農調法、自作農創設法の一部改正が提案せられて通過し、また議会の質疑應答に見られたように、第三次農地改革は現政府のもとでは全くその実行の意思なきことが表明された。これは全國農民大会その他において、農民の要求に対しても明示された。

このような政府の地主保護的態度の表面化とともに、村における土地取上げは跡をたたず、とくに中小地主の生活困難の増大とともに、事件の性質はますます激しく深刻になつた。また土地紛争において、官憲、裁判所が地主擁護にかたむく傾向すら見らるると報ぜられ（たとえば栃木縣野木村の小作人検束事件）地方政府機関の農地改革に対する熱意の低下が指摘されるにいたつた。

農林省調査によれば、一九四八年中の農調法違反件数は七、一三四件で、前年より若干減少したにすぎず、その内送検された件数は二、九四七件で、むしろ前年を超過している（下表参照）。また四八年度は農地のヤミ賣り、ヤミ小作料の強要等が増加していることを示している。これらの傾向は四九年に入つて、一そう顕著になつていると想像される。

また全國各地の農地事務局よりの報告を見ると、農調法違反を嚴重に監視しなければならぬ縣、司法当局警察、農地委等が取締をサボつている縣があげられ、農地委が保守勢力にあやつられ、すすんで土地取上げ等の不法行爲を行つているものとして金沢、京都が指摘されているように、農地改革は政府の法律、計画どおりにかならずしも進行していないことが明かである。

このような傾向に対し極東委員会は五月六日マッカーサー元帥に対し日本政府が農地改革を一そう強力に行い独立自作農の創設につき政府を激励すべき旨の次の指令をあたえた。

農地改革遂行に関する極東委員会の指令

日本の民主的な農地制度改革を促進するためには、日本の農業制度の徹底的改

第209表　農調法違反件数

事件種類別 ＼ 件数	総件数			送検件数			起訴件数		
	1947	1948	計	1947	1948	計	1947	1948	計
反上買廃他明	1,242	1,370	2,612	683	763	1,446	140	236	376
反違取賣潰	579	895	1,439	407	507	914	167	159	326
違格法法の	4,529	3,102	7,631	961	738	1,749	204	142	346
料不不	578	818	1,396	281	586	867	61	152	213
價地地	274	506	780	67	129	196	12	41	53
作地地	164	479	643	100	174	275	5	29	34
小農農	83	—	83	83	—	83	167	—	167
不	7,449	7,134	14,583	2,583	2,947	5,530	756	759	1,515
計									

〔備考〕　農林調査による。

革を確保しなければならぬ。……（中略）

日本の農地改革計画は次の三大目的をもつている。

一、物納制及び高率の小作料制度を廃止する。

二、土地の所有権を大規模に地主階級より小作農に移し、それによつて多くの独立自作農を創設する。

三、耕作農民に信用供與および農業技術教育の便宜を與える。

政府はこれに対し「この指令は第二次農地改革の完遂を強調されたもので、第三次改革断行の意思なきことを表明における農相答弁）として、第三次改革をやれというのではない」（五月一〇日國会した。

その後政府は第六國会にも同様の農地改革一部改正を提出せんと準備をすすめた。その内容は、小作地の強制買收を一時打切ること農地委員会と農業調整委員会を合併して農業委員会をつくること、小作料と地價を現行の約七倍に引上げること等である。

かかる民自党政府の動きの中に、一〇月二一日農地改革三周年にさいしマ元帥の吉田首相に寄せた「書簡」は、農地改革逆轉の試みを拒否すべきものとして、政府にとつて重大な打撃となつた。しかしこのような政府の反改革的動向が完全に解消したと見るのは正しくないであろう。

農地改革三周年に当つてマ元帥の吉田首相への書簡

親愛なる吉田首相！　きようは恐らく歴史始つて以来の大きな成果を收めた農地改革の三周年に当つている。三年前のきよう、國会は農地改革の基礎となつた歴史的立法を成立させた、いまやこの政策の主要部分はすでに結末に近づきつつあるので、この機会に農家の人々がこの計画に献身することによつて達成されたすばらしい成果に対して心からの敬意を表したい。

はじめ世界は諸君のこの農地改革の事業を疑いの眼をもつて見守つてきた。この事業があまりにも巨大であり諸君がこれに誠意をもつて当るはずはないし、また封建的勢力がこれを單なる名目的改革に終らせるだろうと信じていたからである。諸君の示したこれまでの進歩は当初の高い目標から全然それていないことを示している。

今日諸君は世界の賞賛をかち得た諸君が抑圧された人々に対して示した措置は一つの典型としてすでに広く一般の認めるところとなつている。日本が再び國際社会の仲間入りをしようと努力しているときこの農地改革の成果は日本が民主國家として成年期に達しつつあることを端的に示す最も重要な証左である。今こそこの農地改革についてこれまでになし遂げられた、また今後なすべきことを正しく評價して日本國民が次の世代の日本農民にその約束を果すため付加された義務の内容を正確に測定しその意義を明確にすべきときである。

農地改革の成果は日本の農村社会組織の永続的な一部とならなければならぬ。農地改革以前における小作制度にいつの間にか逆もどりする可能性は絶対に阻止されなければならぬ、一家を支えるに足る農地を基礎とした自作農の広範囲な設定と耕作者の権利の保護はどこまでも保証されなければならぬ。

農地改革に関する諸法規は何ものにもまげられぬ力を持たなければならぬ。そのためには十分な行政的支持が與えられなければならぬ。また各地方における法律の民主的適用を保証するために適当な委員会制度を継続することが必要である。これらの諸要素はいずれも重要ではあるが、もし今日までの成果を失うまいとするならば、日本の農民は彼ら自身の権利を守るため絶えずしかも継続的に警戒を怠らないことが何よりも大切である。これは公民としての基本的な特権であり義務である。またこれは彼らに信

託された権利であり、責任であるとともにいまや正義と英智をもつて大胆に行使し時代から時代へと傳承すべき権利であり責任である。

日本の将来は日本國民の手中にある。農地改革の計画は将来日本國民が公民としての要請に果してどこまで応えることができるかを試験する決定的な要素となるであろう。

一九四九・一〇・二一

ダグラス・マツカーサー

なおこれより先の一〇月一三日には、農地委員会全國協議会、日農両派、全國農地委員職員組合、全労連など二二労農団体によつて「農地改革打切反対協議会」がもたれ、政府の農地改革に対する反動的意図に反対する旨声明書を発した。また一〇月二三日の全國農地委員会職組中央委員会においても、農地改革打切りにともなう職員の首切り反対、農民との共同闘争の展開を決議した。このようにほとんどあらゆる農民団体が、さらに政府補助機関すらが農地改革逆轉の試みに対しては反対態度を表明するにいたつた。

二、土地闘争　農地の買収買渡しが形式上は一應計画目的を達成したため、從來のような、買収買渡しを監視し、耕作農民に有利に買収地を決定する等の活動は少くなつたが、しかし地主の「土地取上げ」はあとを絶たず、また部分的ではあるがヤミ小作料の強要などに対し、農民の闘争はつづけられた。さらに供出、税金闘争が発展して、民主的な地積地力調査にもとずく合理的負担の実現がたたかわれ、すすんで耕地の農民共同管理への試みも、行われた。たとえば、静岡縣櫻木村では四八年度所得税の更正決定の適正化についた日農統一派の運動が進展しつつあつたが、村内の一部耕地にかくし田のあることが判明し、組合は地積の調査にもとずき公平な税負担を要求すると同時に、土地の共同管理にすすんだ。その他青森縣高杉村、茨城縣伊讃村等においても同様な運動が見られ、開拓地では福島縣福浦村の日農支部と共産党細胞の指導によるかくし田摘発闘争などはその典型的事例である。

一般の土地闘争とならんで、山林所有者に対する農民闘争もこの期においてたたかわれた。木曾國有林をめぐり、官僚、資本家と地主の組織する「林友会」を相手に、地元の農民が労組の應援のもとに闘争を開始し、不正事実の摘発をはじめ、國有林復興の運動をはじめた。共産党は、木曾谷復興綱領を作成し、山に対する不正をなくし、治山治水、山林復興のため、國有林の郡民による民主的管理その他の要求をかかげ、同時に山林労働者の組織がすすめられた。

木曾谷の山林をめぐる労農勢力の運動は、上田、松本、諏訪地区に拡大し、いわゆる「地域人民闘争」の重要な一環をなすものであつた。それはやがて七月二二日の第一回長野縣民代表者会議にまで発展した。

水をめぐる闘争も前期にひきつづき各地でたたかわれた。たとえば群馬縣伊勢崎市を中心とする八坂、佐波新田両用水の沿線数カ村では、不合理な水利権の是正、縣費による用水復旧などの要求をもつて縣当局と交渉し、部分的ではあるが要求をとおして用水不足を解決した。

第六節　日農第三回大会の開催

一、分裂せる中央委員会　一九四七年二月第二回大会以來、内部抗争と対立激化のなかに二カ年以上にわたり大会開催をのばして來た日農も、迫り來る農業危機を打開せんとする下部組織と農民大衆の統一的農民闘争展開への熱望に押され、ついに一九四九年四月二一日東京明大講堂において中央委員会を、つづいて直ちに第三回大会を開催することに決定した。

まず中央委員会の開会に先だち、委員の資格問題で主体性派（野溝、稲村、岡田氏）統一派（黒田、大沢、山口、下坂氏）の争いが起り、もみ合いの結果ついに話はまとまらず、結局会場を別にして二つの中央委員会が開かれた。朝日新聞によれば「統一派は午後一時一五分開会を宣言して点呼を行い全中央委員二一四名のうち一四四名（委任状五）が出席したものと認め……議事を進め一方主体性同盟派も統一派の中央委員を非合法として午後四時から有資格中央委員二一七名中一一八名（委任状三九）の出席があつたことを認めて中央委員会を開き……」と報ぜられたが、両派ともたがいに相手方の委員の資格は一部無効であり委員会は定数に達しないが故に非合法であると攻撃した。

かくて翌二二日より二つの日農第三回大会が、別々の会場において開催されることとなつた。同じく朝日新聞（四月二三日附）によれば、黒田壽男氏を委員長とする統一派大会の代議員出席者は、定員五一一名中四五一名といい、野溝勝氏を指導者とする主体性派大会は二六四名の出席と報ぜられた。

二、統一派日農大会　統一派大会は二二日より三日間教育会館において開催され、議長に黒田委員長、副議長に山口、大沢、宮脇三常任をえらび、五九九名の有資格代議員の出席を確認し、民科、部落解放連盟、全農林、日映演その他団体のメッセージをうけ、徳田共産党書記長の統一戦線共同闘争について激励のあいさつがあり、一九四九年度運動方針の討議に入つた。また前日中央委員会で常任を解かれた野溝、岡田、稲村、佐竹、田中氏らを「分裂首謀者」「脱落分子」として除名することを決議した。

第二、三日は運動方針の検討、当面する闘争の戦術その他について討議をつづけた。また大会には、産別、金属労組、民青、その他よりメッセージをうけ、農青連との共同闘争も決定された。第三日には、民擁同加盟や、國鉄大会への祝詞、日農議員団の結成等が可決された。

統一派大会の声明

先日来、日農は分裂するのではないか、また大会の開催は困難ではないかと取沙汰されていた。日農を分裂に導き、全勤労農民の利益を吉田内閣と金融資本に売り渡さんとする分裂主義者の激しい妨害にもかかわらず、全國から参集せる熱心な代議員はよくその妨害を排除し、前日の中央委員会の決定に従つて、きわめて健全に大会を成立せしめ、秩序ある議事を進行させている。日農本部から発せられた代議員招集状は五一一名であるが、本日ここに参集した正式招集状を持参する者は黒田委員長以下四〇七名である。そのほか日農本部内の分裂主義者によつて招集状を発せられなかつたもので代議員資格ある者は黒田委員長以下四〇七名で、午後一時現在の数は四六〇名におよんでいる。かくして本大会は分裂主義者の破壊より規約上の権威を確保することが出来た。この形勢にあわてた分裂主義者は中央委員会の決定した正式の会場たる本会場（教育会館）から去つて他の場所に会合し、本大会を誹謗している。

全農民諸君！　かくて大会はあらゆるデマと宣傳にまどうところなく、農業と農民の利益を防衛する歴史的大会に参加せられたい。

なおわれわれは現在少数の脱落分子にまどわされている代議員諸君が、一日も早くわれわれのもとにかえつてくることを待つている。

一九四九年四月二二日

日本農民組合第三回全國大会

統一派大会の宣言

思い起せば一九四七年二月、東京早稲田大学大隈講堂に開かれた第二回全國大会において、われらが輝かしい農民戦線の統一を

戰い取つて以来二年有余、われら全國農民の進む途は決して坦々たる途ではなかつた。

独占資本と官僚の政府はようやくその本性を現わして人民に対する攻撃を強化し始めた。彼等は最初は世界民主勢力の圧力によつて、濫々ながら農地改革を実施し農業会を解体したが、決して眞に農村民主化と農民解放をやろうとしたのではない。常に機会あらば、再び地主制度を復活し、農民を零細な土地に縛りつけ、昔のような奴隷狀態に追い込もうと陰謀をたくましくしていたのだ。

強権による供出制度の強化、食糧法による戰時作付統制の復活農家收入の四三%におよぶ重税等々われらが身をもつて知る農民の搾取の足かせ、手かせは次々とかけられた。かくして最も兇悪な独占資本の代弁者吉田自党内閣は最近に至り、昨年度の倍に近い所得の約八〇%に及ぶ重税を收奪する予算を強硬的に成立せしめ、治山治水、農業復興の予算を大削減し、さらに農地改革を逆行せしめる法規の改悪を計画し、農民生活と農業を急速に破滅せしめつつある。さらに都市の労働階級からはぼり取り、罷業権、団結権を奪い取り、数百万の失業者を街頭に投げ出そうとしている。（中略）

過去二年間、われ農民はかかる反動勢力と戰う途は日農を中心とする農民戰線の統一と労働階級との同盟によるほかはないことを確信し、そのために実に苦心惨憺の努力を拂つて来た。しかるにわれわれの願望する統一が実現せず、敵階級の願う戰線分裂がたえず行われてきたのは何故であるか。それはいうまでもなく日農本部に巣喰つていた一部少数の幹部およびこれにつながると地位のために農民の利益を政府に賣り渡し、反共の名の下に正を行つてきたからである。

かれらは過去二年間農民のたゞひたすら日農の分裂と解体のため狂奔したばかりでなく、農民大衆の正しい批判と日農の革命的発展を恐れて年次大会を理由なく引きのばし、いよいよ逃れられなくなつた今日、みにくい策謀をもつて権威ある中央委員と大会を流会させようとした。これこそ今日までの一切の混乱と戰線破壊の責任が、日農を自己の私有物のごとく考え、反動政権の手先として働いた一部旧幹部の裏切行爲にあることをはつきりと暴露したものである。（中略）

日農二〇〇万戸の組合員諸君！

全國五〇〇万戸の農民諸君！

味方の陣営を清めたわれらは今こそ大きく前進しなければならぬ。即ち革命的傳統に輝く日農を中心とする全農民戰線統一を村村につみあげ、日農、全農、農民の全國的結集をはかることそ切の農民団体と心から提携し全農連等を無條件に合同せしめ、一してすべての勤労階級と共に民主民族戰線を形成すること、これこそ吉田暴力政府を打破り、農業革命を達成し、人民の解放を戰い取る唯一の途である。

広く世界の狀勢を見よ。七億の人民を含む広大な地域革命の嵐の中に立つ中國を初め、われわれ農民はかかる反動勢力と戰う途は日農を中心とする農民戰線の統一と労働階級との同盟によるほかはないことを確信し、そのために実に苦心惨憺の努力を拂つて来た。しかるにわれわれの願望する統一が実現せず、敵階級の願う戰線分裂がたえず行われてきたのは何故であるか。それはいうまでもなく日農本部に巣喰つていた一部少数の幹部およびこれにつながると地位のために農民の利益を政府に賣り渡し、反共の名の下に正を行つてきたからである。

かれらは過去二年間農民のたゞひたすら日農の分裂と解体のため狂奔したばかりでなく、農民大衆の正しい批判と日農の革命的発展を恐れて年次大会を理由なく引きのばし、いよいよ逃れられなくなつた今日、みにくい策謀をもつて権威ある中央委員と大会を流会させようとした。これこそ今日までの一切の混乱と戰線破壊の責任が、日農を自己の私有物のごとく考え、反動政権の手先として働いた一部旧幹部の裏切行爲にあることをはつきりと暴露したものである。（中略）

日農二〇〇万戸の組合員諸君！

全國五〇〇万戸の農民諸君！

味方の陣営を清めたわれらは今こそ大きく前進しなければならぬ。即ち革命的傳統に輝く日農を中心とする全農民戰線統一を村村につみあげ、日農、全農、農民の全國的結集をはかることそ切の農民団体と心から提携し全農連等を無條件に合同せしめ、一してすべての勤労階級と共に民主民族戰線を形成すること、これこそ吉田暴力政府を打破り、農業革命を達成し、人民の解放を戰い取る唯一の途である。

広く世界の狀勢を見よ。七億の人民を含む広大な地域革命の嵐の中に立つ中國を初め、われわれ農民はかかる反動勢力と戰う途は日農を中心とする農民戰線の統一と労働階級との同盟によるほかはないことを確信し、そのために実に苦心惨憺の努力を拂つて来た。しかるにわれわれの願望する統一が実現せず、敵階級の願う戰線分裂がたえず行われてきたのは何故であるか。それはいうまでもなく日農本部に巣喰つていた一部少数の幹部およびこれにつながると地位のために農民の利益を政府に賣り渡し、反共の名の下に正規の機関を無視して、あらゆる専断と横暴を行つてきたからである。

かれらは過去二年間農民のたゞひたすら日農の分裂と解体のため狂奔したばかりでなく、農民大衆の正しい批判と日農の革命的発展を恐れて年次大会を理由なく引きのばし、いよいよ逃れられなくなつた今日、みにくい策謀をもつて権威ある中央委員と大会を流会させようとした。これこそ今日までの一切の混乱と戰線破壊の責任が、日農を自己の私有物のごとく考え、反動政権の手先として働いた一部旧幹部の裏切行爲にあることをはつきりと暴露したものである。（中略）

日農二〇〇万戸の組合員諸君！

全國五〇〇万戸の農民諸君！

味方の陣営を清めたわれらは今こそ大きく前進しなければならぬ。即ち革命的傳統に輝く日農を中心とする全農民戰線統一を村村につみあげ、日農、全農、農民の全國的結集をはかることそ切の農民団体と心から提携し全農連等を無條件に合同せしめ、一してすべての勤労階級と共に民主民族戰線を形成すること、これこそ吉田暴力政府を打破り、農業革命を達成し、人民の解放を戰い取る唯一の途である。

広く世界の狀勢を見よ。七億の人民を含む広大な地域革命の嵐の中に立つ中國を初め、われわれ農民はかかる反動勢力と戰う途は日農を中心とする農民戰線の統一と労働階級との同盟によるほかはないことを確信し、そのために実に苦心惨憺の努力を拂つて来た。しかるにわれわれの願望する統一が実現せず、敵階級の願う戰線分裂がたえず行われてきたのは何故であるか。それはいうまでもなく日農本部に巣喰つていた一部少数の幹部およびこれにつながると地位のために農民の利益を政府に賣り渡し、反共の名の下に正規の機関を無視して、あらゆる専断と横暴を行つてきたからである。

暗い夜はすぎ去り、暁は近い。われわれ全人民が団結して戰う時に働く人民の國家は樹立され、農民が心から收穫を喜び、文化生活を楽しむ社会は建設されるであろう。

新らしい希望をもつて立ち上れ！

農民の解放と農業の復興へ！

農民戰線の大統一、全國民代表者会議の結成へ！
勤労階級と手を握り民主戰線の確立へ！
吉田暴力内閣を打倒して民主人民政府の樹立へ！
勝利を確信して堂々前進しよう！
右宣言する
一九四九年四月二四日

三、主体性派日農大会

日本農民組合第三回全國大会

日間にわたりひらかれ、前日の中央委員会において決定した黒田氏以下六四名の統一派中央委員の除名を確認し、日農より共産勢力を排除する旨の声明を発表した。本部報告、運動方針審議に第一日を終え第二日は「九原則に対する日農の基本的態度に関する件」等数議案を討議し、新中央委員と本部役員を選出、第三日目は中央委員会をひらき新執行部の選出を行つた。

主体性派大会は専修大学講堂において決定した黒田氏

声明

主体性派大会の声明

光輝ある日本農民組合第三回全國大会開催に先立つ中央委員会に於て日本共産党は暴力を以つて会場を占拠し、正当なる中央委員会を開催した。その結果、本日また二つの大会が持たれるに至つたが、我らの大会こそ眞に農民の代表にして正当なる資格を有する代議員によつて構成せられる大会である。我らは暴力的衝突が全國農民に対して深甚なる影響を及ぼすことを慮かり、衝突をさけてここに（専修大学）彼らを排除して本大会を開催したのである。

我らは日本資本主義再編成の強行過程において農民生活の危機まさに至らんとするとき、本大会に於て当面する重要問題とその具体的対策を眞剣に討議し、更に本大会を契機として暴力革命のために混乱と無秩序を推進企図する共産党分子を排除し、組織の再建と拡大強化に邁進することをここに声明する。（後略）

主体性派大会の宣言

日本経済再建の基本方向は、経済九原則によつて示されている。吾々は日本の自主的再建の一日も早からんことを念願する立場に於て、農民のしのぶべき犠牲と負担を、敢えてさけんとするものではない。

しかるに、いまや保守反動政府は、農民の一方的負担に於て旧地主と資本主義勢力の復興をはからんとしているが、かかる方針が九原則の実施に名をかり、これを農民重圧の道具につかわれることに対して断乎反対する。（中略）

しかるに第二回大会以来、日本共産党の日農支配の野望はその後数次にわたる中央委員会、農民代表者会議等を農業問題を忘れて政治的論議をもつて混乱せしめ、更には又地方組織を攪乱し、かくて日常活動の活潑化は阻害された。

吾々は組織の統一のため隠忍自重あらゆる努力を拂つたが、本大会前日の中央委員会は共産党員の暴力的会場占拠により、その極点に達し、遂に最後的処断のやむなきに至つた。

かくてわれわれは農民の組織を攪乱分散せしめたところの日本共産党の非農民的破壊勢力を断乎排除した。

農民勢力の分散は、集結と統一を求める吾々の甚だ遺憾とするところである。しかしながら農民戰線の統一は單なる形式的機械的統一でなければならない。吾々の求めるものは内容的、実質的な統一であつてはならない。この組織の整備こそは日本農民運動の中核となるものでなければならない。

われ等は誤れる日本共産党の指導によりまどわされ正しき日農の戰列より離れんとする全國の一部農民同志に対し、速やかに本組合に戻られんことを、切望してやまない。

われわれは茲に新たなる決意をもつて反動勢力の撃砕のために固く固く団結し、新運動の展開に向つてその新たなる発足をなさんとするものである。

右宣言する。

一九四九年四月二三日

日本農民組合第三回全國大会

四、日農主体性派の運動方針（要旨）

一、農業情勢（略）

二、農村情勢の変化

(一) 第二次農地改革は不徹底とはいえ、土地買上、小作料金納化、公職追放、地方政権への民主勢力の進出等により、多数の地主は経済的政治的に没落し支配権は弱化したが、いぜんとして山林に依存する農民を支配しており、農村加工業に轉換した地主、自作化した地主等と共に、地主勢力はなお相当根強く、多くの場合商業資本と結びつきその勢力強化をはかつており、反動勢力また地主の利益のため政治面から手を打ちつつある（農地改革の打切り小作料値上げ等）。

(二) 農地改革、引揚、復員、分家等のため農業経営はますます細分化され、税金、供出、価格差等の圧迫のため経営改善はさまたげられ、一部には耕作放棄すら現われ、比較的経営規模の大きいもの、特作、加工等に進出した者等のうち、ボス的勢力によつて税金供出をうまく逃れた少数の者が富農化している。

(三) 農産加工への資本流入や、果樹経営等をのぞき一般に農業経営の資本主義化の見とおしはほとんど無く、農業近代化の爲には生産協同化の強化以外にはない。

(四) 協同組合は一般に旧農業会の看板ぬりかえにすぎず、次第に流通面に資本の進出をゆるしている。またそれ自体商業資本化する傾向にあり、また農民收奪のためのボスのふみ台に利用されつつある。

(五) 生産協同体の確立強化は日本農業近代化の中心題目であり、これに反抗する富農はわれわれの敵とせねばならぬ。

(六) 農村内部のわれわれの敵は富農であり、われわれの主体勢力である。また第一種兼業農家は大体この専業農家と立場が同じだが、第二種兼業農家は特別の対策をもつてわれわれの組織に吸收する。

(七) 專業農家の直接の要求は、農地改革の徹底、供出、税金の適正化、さらに引合う米價、資材配給の円滑、低利資金の供給等であるが、これらすべては政治的にしか解決しえないので強い政治力の展開が要望される。

(八) 農協組が本末の業務に無関係の農政活動を行つたり、農業調整委員、農地委員会等がそれぞれ全國協議会をもつて農政面に活動し、下部組織をもたぬ農業復興会議まで活潑な政治活動を行うのも、農民の政治力結集への要求によるものであり、これらの中には保守的農民組織強化の危険性も多分にある。しかるに日農が今日までかかる政治活動を欠き、日農所属の農協役員、農地委員などさえ日農と離れて活動していた狀態である。

(九) 末端における日農の組織は、中心闘爭題目であつた土地闘爭が一応峠をこえもつとも闘爭的であつた小作農に安心感を與え、供米税金問題は地方組織で直接たたかいうる限界があり、しかも日農による強力な農政活動の展開もないところから、浮き上つた看板組合に弱化しつつある。

三、当面の方針

(一) 強力な政治活動の展開—(イ)税制の根本的改革、(ロ)天下り作付

割当反対、公正供出、飯米飼料の確保、(ハ)鋏状價格差の是正、(ニ)経営近代化のための低利資金の融通、(ホ)九原則に便乗する資本攻勢の排撃、(ヘ)第二次農地改革の徹底、第三次農地改革の断行。

日農の活動に政治闘争が重点をしめても、常に健全な社会主義政党と協力関係をたもつ。

(ニ) 農業近代化のための諸活動—土地の共同管理は農民の土地私有慾を否定して多大の障碍ある故に、農村電化、農産加工、家畜加工、交換分合等初歩段階から漸進する。

(ホ) 日常活動—(イ)課税適正化のための資料作成と交渉、(ロ)供出割当の公平、還元米の要求、(ハ)地主の不法行爲の監視、(ニ)残存地主勢力、反動ボスの一掃、(ホ)農村諸機関の民主化、(ヘ)農村婦人の解放、計画産兒、(ト)封建的慣習の廃止、生活改善、(チ)文化活動、(リ)円滑なる物資配給。

(ヘ) 政党との関係—政治活動を重視するが農民党におちこまぬよう、社会主義党と協力する。

(ト) 労農提携—直接に労働者と建設的に提携し、ただ單に反動政府打倒におわるべきでない。

(チ) 農協組との関係—日農代表をおくりこみ、進歩的職員と協力し農業近代化のため農協を正しい軌道にのせる。

(リ) 組織の整備—農民戰線の統一、ただし根本的に意見の対立するものと機械的統一はさける。統一は地方々々で解決する。日農自体の整備、財政確立、調査活動の拡充。

以上

五、日農統一派の運動方針（要旨）

二、当面の運動目標と任務

1 土地改革の徹底

2 供出の民主化

3 税金の適正化

4 資金資材の確保

5 農業協同組合の民主化

6 治山治水、開拓、災害復旧の促進

7 農業経営の防衛

8 農村文化教育の向上

9 農民戰線の統一

10 労農提携の強化

11 町村政、縣政の民主化

12 平和教育と反ファッシズム

13 吉田賣國政府の打倒

14 人民民主政府の樹立

農民の日常活動を通じて以上の運動目標の実現を目ざし、全國の村と部落から、農民の大衆闘争を活潑化し、農民戰線統一をはかり日農を拡大強化する。

この場合全農民の利益のために、一部分裂主義者と闘争し、さらに広汎な全耕作農民をふくめた全農民代表者会議を推進し、経済闘争より政治闘争に高め、民主的政党（共産、労農、社会党）と提携する。

賣國的独占資本と一切の反動勢力を駆逐するため、とくに労働者階級の指導の下に、その同盟軍として活動し、平和と自由と独立の民主日本を確立する。

六、第三回大会後の日農の動向　第三回大会を機に二つに分裂した日農は、主体性確立同盟派は從來の本部事務局を引きつぎ新橋堤ビルに事務所を置き機関紙「日本農民新聞」をもち、統一派は神田政経ビル（のちに有楽町帝農ビル）に事務所をおき、機関紙「農民新聞」を発行し、それぞれ別個の「日農本部」として発足したが、地方組織は果してどのような反應を示したか。両派の機関紙の主張

（要旨）　一、農業情勢（略）

は必ずしも一致しないが、「農民新聞」「アカハタ」の報道を綜合すれば統一派の地方勢力はつぎのように全國的にかなり優勢である。すなわち、東北では青森の大部分、岩手、山形の大部分の支部は統一派支持。北海道と宮城は主体性派の勢力下にあるが、福島は大半が統一派に傾く。群馬、山梨は壓倒的に統一派によつて占められ、東京、栃木、千葉は両派伯仲。茨城は新橋日農中委（社会党）菊地重作氏と神田日農本部組織部長（労農党）山口武秀氏の共産党入党で全組合が統一派に参加（五月一七日）。新潟は両派の勢力相半ばし、長野は社会党系労農党系日農幹部の「社共合同」運動で大半が統一派、富山も同様。三重、岐阜は統一派支持、埼玉は六月三日主体性派の師岡縣連が統一派に合流。静岡は半ば主体性派。大阪、兵庫、奈良も統一派を壓倒的に支持し、和歌山、滋賀は主体性派の勢力あり、中國の岡山は大半が黒田氏を支持（統一派）、鳥取、島根は八割以上統一派、香川は常任委員会で統一を守る決議をなし、徳島は半々、九州の福岡、佐賀、長崎、熊本は統一派で、鹿児島、宮崎も大体統一派の力が強い。

以上は、統一派機関紙の報道によつてその所属陣営を見たのであるが「日本農民新聞」によつて主体性派の動きを見ると、北海道はそれが日農の政治的性格を決定したところは大きいから、第三回大会後統一派の地方勢力が主体性派に比べてかなり優勢であつたことは事実であろう。

しかし同時に、黒田委員長の下にある日農統一派の内部に、共産党勢力がこのように強化し拡大した後には、やがて次に第二の分裂が待ちかまえていたのである。

第三回大会後の両日農の役員

主体性派（第三章農民団体日農の項を見よ）

統一派　委員長黒田壽男（労）書記長小原嘉（労後に共）会計宮脇朝男（無）会計監査中田新（共）喜多幸章（社）

常任委員（二四日中央委員会で決定）

浜野清、深沢義守、竹村奈良一、荻田甚、木村栄（以上共産党）斎藤貞治、山口武秀、玉井祐吉、中村正哉、堀江実藏（以上労農党）第二回中央委員会（七月二四日）では次のように常任委員を追加した。

常任中委（五名増加）池田恒雄、栗原積、古川兵衞（労）小松原翠、米津源市（共）

中村常任辞任につき、福島義一（社）補選さる（ただし、右の中池田常任は即日辞任申出）。

第七節　全國農民大会の開催

一、全國農民代表者会議の開催（一九四九・四・一三）　迫りくる農業危機打開のため四月一三日東京燃料会館で四四都道府縣の農民代表二五〇余名出席のもとに全國農代会議がひらかれた。中央農復会議、日農、全農、農協組代表者会議、農地委員会全國協議会等農民団体のほとんど全部の共催によつてひらかれた本会議の討論は、はじめから追いつめられた農民の叫びがにじみ出して白熱化し、左

右両派の主導権を争うはげしいもみあいの中に宣言決定し、終了後全員は衆議院に向い池田大蔵、森農林大臣等に決議文を手交し、税金、供出、農地改革、災害復旧等につき政府側に回答を迫り、散会前に本会議の決定を地方におろし農民大会を開催して次の全國農民大会に盛りあげることを決定した。

なおこの農代会議の著しい特徴は、社会、共産両党をはじめ民主的政党はすべて代表者を送つて共闘を約し、また日農左派の一部は主催者側と論戦ののち宣言文中に「政府にして本代表者会議の決議を実行し得ざる場合はわれわれは吉田現内閣の即時退陣を要求する」の一句を追加せしめて可決したことである。本來中立的また右翼的と批評された中央農復、全農、日農主体性派のリードした農代会議がこのように急進化した原因に、一般的にはドッジ・ライン下のはげしい農民収奪による農村の窮乏化と、これを防衛せんとする全耕作農民の反政府的氣運の増大、農民組織における左翼勢力の伸張にあることはいうまでもないの傷疾癒やらぬうちに失業人口の還流、過小農経営の細分化、加うるに重税と収奪的供出制度、インフレーションの害毒等により放を根幹とする農村民主化はいまや崩壊の危機にひんし、農地解せんとしている。停滞し、農民解放令は一片の空文化

全國農代会議宣言

日本農業は戦争による荒廃への絶対的要請であつて、農民に課せられる任務もよく理解されるところであり、われら農民は堪えがたきに堪えこれが要請に応かちえんことを決意する。

しかるに政府の施策を見るに、九原則に藉口して農業及び農民の一方的負担とその犠牲にかる措置は農民経済を窮迫化し、農業生産を窒息せしめ、ひいては日本経済自立態勢確立の目的とは全く矛盾した事態を招来するものと言わねばならぬ。

われら農民は内に自らの経営を合理化し、労働の効率化、生産費の引下げ、進歩的技術の活用に創意と努力を傾注し、協同化態勢を大胆にとり入れ、その近代化によつて農業生産の飛躍的発展を期さねばならぬ。同時に外においては政治的にも経済的にも、脆弱なる農業及び農民に対する非農民的支配力の圧迫と搾取を排いのける保障がなければ、農民の自覚と決意も画餅に帰するであろう。

われらは、ここに農民の歴史的使命を果し内に外に農民のしんしなる努力を破壊する一切の障碍を排除し、農業をして國家自立の基礎たらしめん決意をせん明し、進んでは勤労大衆との提携を促進し、農業の危機を打開し、もつて民主的経済九原則態勢の大道をひらかんことを誓うものである。

而して政府にして本代表者会議の決議を実行しえざる場合はわれわれは吉田現内閣の即時退陣を要求する。

これを全農民の名に於て宣言する。

昭和二四年四月一三日

全國農民代表者会議

全國農代会議の決議（要旨）

一、農地改革の徹底に関する件

(一) 農地調整法、自作農創設特別措置法を改悪せざること――農地統制の緩和をせざること、小作料、地価の引上を行わず、在村地主の範囲を拡げざること。

(二) 農地委員会に対する國費負担の増額。

(三) 第三次農地改革（残存小作地、山林原野の開放）の断行。

(四) 民主的農地管理の促進。
(五) 農地の交換分合、土地改良事業の実施。――着手事業に対する補助金の確保、土地改良費災害復旧費の増額、資材の確保。用水制度の民主化。

二、災害対策に関する件
(一) 國土綜合計画を立て、植林、砂防、貯水池、河川整備の即時実施、農業氣象通報の実施。
(二) 全額國庫負担による災害復旧工事。
(三) 災害地に対する資材、長期金融の優先的授與。
(四) 災害地農業倉庫の國費による建設、その農協組による管理。
(五) 災害地の減租、供出免除。
(六) 共済制の改善充実。
(七) 農業復興計画遂行のための公共事業費の増額。

三、農民課税に関する件
(一) 所得税――家族農業従事者毎に基礎控除をみとめ、必要経費の算定に当つては減價償却を農家経営の実情にそうて認めること。早期供出奨励金超過供出代金は課税せざること。更正決定にあたり農民団体に事前連絡し農民の意見を参考とすること等。
(二) 農業事業税の廃止。
(三) 地租引上反対。土地使用税、果実取引税等の新税創設反対六・三制校舎、警察、消防所、税務署建築費等の強制寄附反対。
(四) 農民団体をもつて農業課税調査委員会を設け、課税方針の検討、税率申告等につき税務に参與すること。
(五) 課税運動に対する取締りの適正化。

四、供出制度改善に関する件
(一) 國営による地力地籍調査の実施。
(二) 適地適作による農業計画――主食、油脂作物、畜産物の綜合供出制。事前割当前の供出價格の公表。
(三) 農家保有米の優先確保。その額を四合より五合に引上ぐること。農繁期加配米の確保。
(四) 申議申立て期間の延長。
(五) 超過供出法文化絶対反対。強権によらざる自主供出。
(六) 超過供出に対する特別價格買入れ。その代金への課税反対。
(七) 早期供出期限の地域別決定と奨励金の増額。
(八) 農業調整委員会の民主化と権限強化はかること。

五 農産物價格に関する件
(一) 二三年度麦追加拂金額は大麦一俵二〇〇円、小麦二六六円以上とすること。
(二) 農業再生産を維持しうる價格の公定。
(三) パリテイ方式の合理化と根本的検討。生産費による價格決定の準備をなすこと。
(四) 耕作農民参加による民主的價格審議会の設置。

六 農業金融確立に関する件
(一) 農林漁業復興資金供給のため見返り資金を融通すること。
(二) 農地賣渡代金、預金部資金等の農村への融資。
(三) 農業手形制度の普遍合理化。
(四) 農林中金法の民主的改正、機構の強化。
(五) 農協組に國税、地方金庫業務取扱いを認めること。

七 農業生産資材確保に関する件
(一) 農業生産資材の生産増強、低價格による供給。
(二) 近代的農業技術の基礎資材の生産増強。

八 物資配給方式の改善に関する件
(一) 官僚的公団制の改廃、民主的流通制の確立。
(二) 物資配給審議機関への農民の参加。(以下略)

九、農業協同組合に関する件
(一)　農協組連合会は農民の自由意思により決定すべく、現行法令制限を廃止すること。（以下略）
一〇、開拓推進に関する件
一一、畜産振興に関する件
一二、農産物輸出振興に関する件
一三、養蚕振興に関する件
一四、薪炭生産確保に関する件　　以上

四日農代会議は決議の実現のため実行委員をあげて各政党の支持協力のもとに政府当局と交渉をつずけ、五月四日政府回答に接した。その回答によれば、小作料地價は適正に引上ぐること、農地委員会経費は縮小する予定であること、第三次農地改革実施の意思なきこと、家族農業従事者の所得税基礎控除は研究を要する、土地改良事業費増額は困難である、パリテイ方式は変更せず、米麥供出價格追加拂の増額は認めがたい等きわめて不満足なものであつた。しかし部分的には決議を容認し、たとえば農地統制の強化、六・三制寄附の強制はみとめないこと、地力調査の実施、主食價格の審議会を設置する、農業水利の改善等は努力する等の確約を得ることができた。農代会議代表はさらに政府の回答書の疑問を質し再要請を押返し、あるいは総司令部への陳情をなす等連日運動をつずけ、また地方では神奈川、埼玉等で農代会議が開かれた（五月五、六日）。

その後も実行委員会による交渉をつずけ、第二次政府回答を受けとつたが、前回よりさらに具体的に若干の譲歩をかちとつた外は全面的に不満があるとして、五月三一日、実行委総会を開き、次の農民大会において対政府闘争を一そう高めることを決定して散会した（本農代会議の模様は「農業復興」「アカハタ」紙等による）。

二、危機突破全國農民大会の開催（七月二五日）　六月一二日にひらかれた日農関東地方協議会で決定をみた農民大会七月中旬開催の申入れをうけ、日農統一派本部常任委員会は七月二五日開催を決定した。主体性派、全農等中央農復会議傘下の団体は九月開催を主張しているが、統一派がとくに七月をえらんだ理由は次のようである。第一に、日農主体性派、全農、農青連は九月に自己の臨時大会をひらく計画があり、それと全國農民大会を結びつけようとしていること。二、また臨時國会と結びつけようとしているが、現在すでに轉落農家の飯米問題はさしせまつた問題である。麥供出割当の補正や二四年度所得税の仮更正決定が七月中にくる。災害復旧闘争も必至である、等。

このような理由で七月開催にきめ、農民代表者会議実行委員会に同調を申込んだのであるが、実行委員会は日農統一派の大会は、國鉄、東交ストにむすびつけた極左的政治闘争の性格ありとして拒絶し、ここに日農統一派中心に、独自の全國農民大会が持たれることとなつた。

統一派日農のよびかけに應じ、全農林職組、日購農協連合会、農業機械化協会、農地委全國協議会その他の農民団体の参加によつて七月二五日東京家政学院で危機突破全國農民大会が開催された。参集した農民代表一、三〇〇名、小原書記長、帆足農機協会理事、徳田共産党書記長のあいさつについで、全労連、國鉄中闘委、産別等よりメッセージが送られ、災害復旧、税金、供出など危機に立つ農業問題につき討議が交され、緊急動議として提出された吉田内閣打倒と政治戦線統一が満場一致で可決された。なお会場にはソ同盟引揚代表者四名の出席に対し全員インターナショナルの合唱でこれをむかえた。大会後下阪日農常任以下代表三〇名は首相官邸にデモをおこない、決議文を手交して吉田内閣の農業政策に抗議した。

なお同大会の提出議題は次の通り。

提出議題

一、災害復旧に関する件、二、農民課税軽減に関する件、三、二四年度麦、ばれいしよ供出に関する件、四、小作料引上反対に関する件、五、農地委員選挙に関する件、六、薪炭生産者の生活擁護に関する件、七、國鉄防衛に関する件（以上日農）、八、労農共同闘争について（全農林）、九、デマ放送ボイコット、民主的宣傳の強化（全新聞日本農業支部）、一〇、開拓事業推進に関する件、一一、ユウレイ供出の不正摘発に関する件（以上地方団体）、一二、農業発展のための見返り資金使用要求に関する件、一三、情報調査機関設置の件（以上民科農業部会）、一四、農地改革費の増額（農地委全協）、一五、中國、朝鮮、日本農民提携による貿易促進に関する件（日購連）、一六、六・三制教育の完全実施（文化厚生連）、一七、肥料確保に関する件（硫労連）、一八、災害復旧闘争（全建設）、一九、主食掛賣り闘争について（農村婦人協会）、二〇、國費で農業機械化を促進せよ（農機協）

大会スローガン

一、すべての農地農用林野遊休土地の解放
二、農地改革徹底のための委員をえらべ
三、小作料地租の引上げ反対
四、土地改良費の全額を國で出せ
五、國費による開墾の実施と開拓者の保護
六、災害復旧に必要な予算をすぐよこせ
七、予定申告に対する仮更正決定反対
八、農業と生活を破壊する重税反対
九、農民課税をへらし地方配付税をふやせ
一〇、國費による六・三制の完全実施
一一、天下り強権供出反対
一二、追加供出強制の食確法改悪反対
一三、かくし田の摘発と土地の農民管理
一四、農民に飯米を保証せよ
一五、農産物を引き合う價格で
一六、輸入砂安をやめて硫安を配給せよ
一七、肥料代金のかけ賣りをみとめよ
一八、薪炭生産者に國有林を解放せよ
一九、家畜を入れる資金と十分なエサをよこせ
二〇、マユを手取り五、六〇〇掛以上で買え
二一、農業協同組合を農民の手へ
二二、長期低利資金と安くてよい資材を保証せよ
二三、農民戦線の統一、労農市民の提携
二四、農村をハカイする首切り反対
二五、失業反対、米と仕事をよこせ
二六、働く人民の手で産業を守れ
二七、吉田内閣の打倒、民主人民政府の樹立

（本大会記事は主として「アカハタ」一五・二六および一農民新聞」一七・二〇による。）

三、全國農民大会の開催（九月一六日）　四月全國農代会議、七月危機突破農民大会と統一的農民闘争の波は吉田内閣に衝突しその都度部分的な成果は得られたものの農民の狀態はいぜんとして改善されないばかりか、一般経済情勢の「安定化」とともに勤労者、中小企業、農業部面に押しつけられたしわ寄せのためさらに恐慌狀態は進行拡大しつつあつた。あまつさえ、納税適正化をたたかう農民の運動は「國税反則取締法」その他によつて強力的におさえられ、芋類の統制撤廃が政府によつて決定されんとし、小作料値上げその他農地改革逆轉の試みはいまや現実の問題として法制化されんとして

おり、これらすべては四月全國農代会議開催当時に比べて一層農民組織の不満を大きくしつつあつた。

統一派日農は六月一二日中央常任委員会で全農民団体の共同で全國大会開催を提唱したが、統一派の急進化に反撥した主体性派日農、全農、農青連等中央農復参加の農民団体はこの呼びかけに應ぜず、ついに日農側は独自に他団体に共闘申入れをして七月二五日、「危機突破農民大会」を開催した。かくてこれとは別個に農復傘下の諸団体は九月一六日、東京教育会館ホールにおいて全國農民大会を開催したのである（以下大会模様は「農業復興」および「日本農民新聞」による。）

大会宣言

いま経済の大勢を見ると漸を追うて統制は撤廃され、自由競争への復元が色濃くなつている。それは前提條件の合理的解決のもとに行われる限り日本経済民主化の大道として喜ぶべき事とせねばならない。然し実態を鋭く観察するならばその多くは官僚的統制の失態をこい、必要なる前提條件の解決をおこたり、あげてその責任を農民および勤労大衆に轉嫁せんがための僞装的措置と断ぜざるを得ない。農産物價格をはじめ農民課税、農地改革、供出制度、生産資材と資金、開拓、災害、農協組対策等重大なる問題のことごとくは何ら農民的に一歩も前進するところなく批政の累積、國際経済の悪化を加えて、いまや農民経済は深刻なる恐慌過程に陷りつつある。農民は農業の復興を通して日本再建の一日も速かならんために犠牲に耐えて苦闘しつつあるが、いまやその限界に到達した。われわれはここに全國農民大会を開催し、農業危機打開のため団結もつて一切の障碍排除に挺身せんことを期し、新たなる決意をせん明する。

右宣言する。

大会スローガン

農地改革を徹底して農業改革へ
再生産を保証する米價
食確法改悪反対
農民負担の軽減と税制の改革
無暴なる芋類統制撤廃反対
米券制度反対
消費者米價引上げ反対、二重價格制の断行
農民に資金資材を與えよ
開拓政策を確立せよ
全額國庫負担による災害復旧即時実施
見返り資金と預金部資金を農民に出せ
肥料値上げ反対
農協組の民主化
農協組活動の阻害排除

大会は、農民課税に関する件、農業計画と供出制改善に関する件、農産物價格に関する件等各項の決議をなし、また新米價五、七〇〇円（包装代二〇〇円）実現を期すること、芋類統制撤廃反対等新情勢下の要求をとりまとめ農林大臣、官房長官その他当局と接衝を行つた。

政府回答は一〇月二一日大会議長団に送られ、これに対する政府側の説明会が各農民団体出席の下に一一月八日開催された。しかし政府側説明は、部分的譲歩をのぞき大部分は弁解に終始した観があり、ことに重要な決議事項である新米價や芋統制解除の問題については政府側の誠意みとめられずとして大会代表はじめ参加団体に不

満と動揺をひきおこした。たとえば農業調整委員全國協議会は一一月三日の緊急全國大会で四九年度産米補正割当、米價、芋統制問題につき討議し、とくに芋類統制につき政府側に反省の色なく即時統制撤廃の挙に出ずる時は、今後食糧政策に関して政府との協力は全面的に拒否するとの声明を発した。農調委全協のごとき半官的組織が政府非協力の声明を発するという事は吉田内閣の食糧政策の性格を示すものとしてきわめて注目すべきことである（なお供出闘争の項参照）。

第八節　農民戦線における反共統一の動き

一、日農第三回大会後の農民戦線の動向　二カ年來の日農の内部対立と抗爭は、四八年末の正統派同志会の交渉打切り声明以來ますみぞを深めたまま農民戰線の統一は容易に実現すべくもなかつたことは前章に記したところである。しかしまた解決すべき農業問題の累増と農業危機の深化は、一日といえども統一的農民闘爭の開却をゆるさざる情勢にあり、ここに政治的立場を一應超越して最低限の農民的要求実現のため各派が結集し全國農民大会、農代会議等による統一的闘爭方式が自ずと採用され、それが昨年來の全國的闘爭の波として盛りあげられて來たのであつた。それは政治的にはむしろ反共的な中央農復会議を主催者とする統一戰線方式ではあつたが、下からの農民の要求、統一への農民組織の意思によつて、共通の敵に対する農民の反撃、抵抗の必要から、しばしば反政府的空氣を濃化し、主催者の意図をのり越えてまで急進化せんとした。

さて四八年末以來の政治上経済上の客観情勢の轉換は、農民戰線の一方において、いちじるしい革命化の傾向を增大させ（「社共合同」の進展と日農統一派の急進化）他方これに対して農青連その他の「農民政治力結集」の運動が進行しつつあつた。この情勢の中に全農は四九年二月一日、社会党、労農党、社会革新党の合同を要請する決議を行い、その後、反共の線で農民戰線を統一しようとの動きが全農、日農主体性派の間に進められつつあつた。四月日農第三回大会における統一派、主体性両派の決定的分裂はこの反共統一戰線運動に拍車をかけることになつた。統一派日農本部の提唱する危機突破農民大会は中央農復、主体性派日農の参加拒否にあつて独自の農民大会として開催されたが、これと時を同じうして全農、主体性派日農、農青連による「農民団体中央共同闘爭委員会」が結成され（七月一〇日東京芝労働会館）、反共反民自を標榜する農民戰線統一は具体化の一歩をふみだした。この委員会は日農岡田、農青連中村、全農永井の諸氏を代表委員とし、発表された「共同闘爭宣言」の中にはつぎのように記されている。

共同闘爭宣言（要旨）

（前略）しかるに農民運動と農民組織はむしろ低迷分散化しつつある。從つて我々は農民の自覚を促し、健全な民主的農民組織を育成強化しその全國的結集を図るために万全の努力をはらわねばならぬ。……農村不況と農業危機を克服打開することを眼目とし、独占資本を中心とした反動政権による農業政策に対し共同して闘うと同時に、他方農村を徒らなる混乱に陷れんとする暴力革命の危険に対してもまた共同して闘う必要を痛感し、ここに共同闘爭委員会を結成する。（後略）

共闘委ではさらに、来るべき全國農民大会は九月開催を適当とすること、日農統一派は同大会を労働攻勢（東交、國鉄スト）と結びつけ七月開催を主張しているが、これは「農代会議を政治闘爭の具に供せんとする企図」なるが故に反対する。從つて「危機

突破全國農代会議」には参加しない等の態度を決定し発表した。

二、黒田委員長辞任と統一運動　共闘委員会が共産党系を除外して農民戦線統一を呼びかけた直後の七月一六日、統一派日農委員長黒田壽男氏は委員長の席を去る旨声明書を発表し、今後は廣汎なる「農民戦線の大統一」実現のため努力するとのべた。

黒田氏の委員長辞任声明

過般の日農第三回大会において分裂いたしましたことはまことに遺憾でありまして、この責任を痛感いたしております。この際直ちに日農中央委員長を辞任いたして統一への努力を拂うべきであると信じておりましたが、その機を得ず今日に及びました。

一方農民戦線の統一を要望する声は全國各地にみなぎつております。なお又農村の当面する諸困難を打開するためにも広汎な農民戦線の統一を喫緊としております。農民戦線の統一は私の年来の願望であり、この際日農中央委員長を辞任し私の素志をあらためて分明にすると共に、新たなる決意をもつて農民戦線の大統一のため粉骨砕身いたしたいと存じます。さらに同志諸君の御支持と御鞭撻とを願う次第であります。

七月一六日

黒田　壽男

黒田氏の日農委員長辞任前後から、統一派内の労農党系幹部と日農主体性派の一部とは連絡をとり共産党をのぞく戦線統一につき話合いを進めて來たのであつたが、八月三日日農統一派有志、主体性派日農、全農の三者は農民団体有志懇談会を開き方針を討議するに至つた。

三、農民團体有志懇談会の「申し合せ」と日農（主体性派）の動き　前記の農民団体有志懇談会は八月三日の会合において、つぎの「申し合せ」をなし、これを発表した。

申し合せ

農民戦線の統一は刻下の重要な問題であり、われわれはこの早急な達成について腹蔵のない懇談を交し、

イ、農民組合員の政党支持は自由であると共に、組合はいかなる政党にも直接左右されないあくまでも独立自主の組織であり、この組合の立場をみとめ組合の主張政策の実現に良心的に働く政党と協力関係をとる。

ロ、日本共産党の今日までの組合に対する態度は、党が組合を機械的に支配せんとするものであり、かかる態度には反対する。

の二原則にもとずいて日農、全農のみならず農民戦線の大統一について眞剣な努力をすることを申し合せた。

（代表者）川俣清音、天田勝正、江田三郎、黒田壽男

日農（主体性派）本部は右の「申し合せ」発表後、第六回中執委（八・二二）でこの方針を承認し、一〇月二九日の第二回中央委員会では「農民戦線統一に関する件」を審議し、従來の主張を一そう明確にして「日本共産党の機械的指導を排し組合の自主性を確保しなければならない」「暴力革命を目指し、農民をこれに動員せんとする破壊的運動方針を排すると共に、農村を基盤に擡頭しつつあるファッシズムとも闘い、民主的建設的農民運動を展開する」等の原則を確認した。

四、統一運動に対する統一派日農本部の態度　かかる「反共統一」の動きにたいし、統一派日農本部は八月九日声明を発し、「上からの話合いではなく基本的には各府縣連を中心とする民主的統一こそ必要である」として統一派有志の反省をうながし、地方組織にたいしても、あくまで闘争を通じての革命的統一戦線の結成をうつたえた。地方縣連の中でも中央における統一戦線運動に対する批判の声もあがり（例えば福島縣連）、また当の全農内部からも、單なる反共

運動は眞の統一でないとの批判も起つたのである(全農機関紙「農民組合新聞」七・一五)。

その後一〇月一五日開催の日農統一派常任委員会は、農民戦線の統一について、(イ)政党支持の自由、(ロ)政党の機械的指導を排除する(ハ)上からの幹部の話合でなく、縣連を中心とした下からの統一、なる三原則にもとずき全農民団体の即時統一(農民団体総連合の結成)を提唱することに決定した。なお黒田氏、主体性派を中心とする統一運動は、逆に反共分裂をまねくものとして「闘うための統一」に非ずとし、とくに黒田、玉井の諸氏には日農統一の方針のもとに行動されるよう勧告することを申合わせた。

また同二二日の常任委員会では統一を要望する地方縣連組織(岡山、山口、山梨等)の情勢を検討し「農民戦線統一懇談会の実態は農民から浮き上つた農民運動家の社交クラブにすぎぬ」として反対し、一〇月三〇日の「農民戦線統一農民代表者会議」を黙殺し下からの日農再建にすすむべき旨を決定し各縣連に通達した。

五、農民戦線統一全國代表者会議と正統派同志会の声明　日農統一派の黒田派と主体性派とを中心にすすめられて來た農民戦線統一の動きは、一〇月三〇日に開かれた「農民戦線統一全國代表者会議」において一應明確な形態をとるにいたつた。会議において黒田、岡田、大森氏らの間に論議が重ねられ、共産党系の組合を除外して日農を一つの組織に結合する方針を確定した。ただし全農は、農民戦線の即時統一は時期尚早であるとの理由で正式代表を送らず、また本会議をただちに「全國農民組織統一準備会」とせよとの提案も、主体性派、統一派間の意見の対立で決定せず、結局「農民戦線統一会議」を設けて運動を推進することになつた。統一会議には日農両派から各五名、それに單独組合から三名の委員が選出されたもの(ちなみに、全國代表者会議に選出したものは、主体性派一都一六縣三六名、統一派一〇縣一四名、中立組合三縣六名、單独組合一府一名計五七名であつた)。

日農正統派同志会の声明

その後一一月一〇日、日農正統派同志会(黒田派)は日農第三回大会前後から現在までの農民戦線の状況と、反共統一運動の條件と見とおしについてのべ、正統派同志会の態度を明かにした声明を発表した。つぎにその要旨をかかげる。なお農民戦線統一会議は一一月二六日の声明で、一九五〇年一月中に農民組合合同大会を開くことを明かにした。

農民戦線統一会議の結成と我々の態度

(一九四九・一一・一〇、日農正統派同志会)

農民戦線の一般的狀況

農民運動特に農民組合運動の現狀を反省して、これではならぬという声は恐らく大多数の農民運動家の一致した叫びであろう。また何とかしなくてはならぬというのは多くの組合員の希望である。日農統一派たると主体派たるとを問わず、どの農民組合も極く少数の例外を除いては、組合の組織も活動も甚だしく弛緩し、その維持経営には多くの困難がある。壊滅したに等しい組織さえも少くない。終戦後の自然成長的な農民組合の発展は昔日の夢と化した。かような農民組合運動の現狀に対しては、さまざまの批評や観測を下すことができる。例えば(1)農民組合は終戦後の農地制度改革組合として出発したので、第二次農革の一段落と共に全く凋落した。(2)政府の農地委員会制度、食糧調整委員会制度等委員会制度を農民組合が充分に諒解せず、游離し、さらに一部委員は堕落しボス化し、農民組合の解体を促進した。(3)農民組合の急速な成長にも拘らず、農民組合が農家経営、農業技術改善のための活動に充分な対策を

欠いていた。從つて農業協同組合の新設段階頃より漸次保守勢力の成長を許容するという結果になつた。(4)農民組合内部の抗爭も農民組合の發展を阻害する重大な要素である。所謂左右政党員の組合支配への狂態、個人的排撃、さらに勢力爭いともいうべき醜態ここでは勤労農民の民主的組織、農民の日常利害のために闘う組織であることを放棄し、露骨な党爭、個人的野望が残り、組織農民は当然游離した。(5)部分的ではあるが左翼急進主義即ち一部組合員の小兒病的活動は農民組合と農民を游離させるに重大な貢献をした。等々(中略)

日農第三回全國大会に於ける分裂

日農第三回全國大会に於て左右両派の分裂は不可避であつたと思う。対立の溝は深かつたし分裂回避の運動は極めて部分的であつた。然し日農は全國大会に入る前に既に中央委員会で分裂しておつた。中央委員会も全國大会も両派別々に進行した。統一派には有利な形勢で進行した。実質的には共産党系代議員の積極的動員という形で発展したのであつて、分裂直後の複雑な情勢の下では止むを得ないものがあつたかも知れぬが、統一派の大会は厳密に追究すれば幾多の矛盾や無理があつた。然しながら、ここで最も問題になることは何かと云えば (一)共産党系組合員は党員に依る日農の指導権を確立するということが主目的であつて、他のことは附加的に考えられたにすぎない。(二)労農党系組合員は日農があく迄も單一農民組合として発展することを希望し、従つて出来る限り広汎に耕作農民とその組織指導者の参加(たとえ右翼的であるとしても)を緊要の條件として考慮した。役員の如きも出来得る限り多方面からの民主的選出を考慮しておつた。(三)主体派と統一派の両派の大会を通じて明白な政策の相違点をもたぬことである。これは統一派も主体派も実質的には同様な農民層を組織対象としており、従つて同様な活動方針をもたざるを得ないことを示すものであると言える。然るに大会後に於ける活動の方向は全く別個のものとなつたと観測し得るのであつて分裂した大会後の様相は統一派は共産党に支配されたる左翼農民組合、主体派は社会党系農民組合という全般的印象を與えた。

左翼農民組合と孤立化

(前略)農民組合は働く農民の民主的な組織である。終戰後の農民組合は政党支持自由の原則の上に成長して来た。雑多の要素を含んでいるし、含むのが農民組合本来の姿である。出来得る限り民主主義的な方法で進歩した積極的な活動を展開し得る努力が組合内部で行われるのは当然であるし、働く農民の主張や要求がよく整備されて、充分な理解と発展を期待するのは組織の任務である。然し連合会が一面的な主張を持し、政治的な方向のみを追求していると大多数の農民の支持を失う。一方に政党支持自由を掲げながら、裏では社共合同を決議し共産党への入党を実質的に強制する矛盾を平氣で行う。

これはもはや農民組合ではなく共産党の一外部組織である。農民が離脱してゆくのは当然である。(中略)

合同統一運動の諸條件

合同統一運動は一団体に依る他団体の併呑ではない。自主性のある幾何かの組合がその最大公約数の枠の中にあつて融合統一しようとの運動である。すべての参加団体が必ずしも満足している状態ではないかも知れない。然し農民組合の合同統一は働く農民の利益となり保守勢力の反動的農業政策に対する巨大な防壁となり、新しい農村建設の基礎となり得る最善の方策という確信の下に発展しつつあるのであつて、決して一党一派の利益のために行

うものではない。懇談会に於ける討議もこのようにして進行した。懇談会に於ける結論は更に具体的に去る一〇月三〇日結成せられた農民戰線統一会議に発展したものである。（中略）

農民戰線統一会議の結成

一〇月三〇日東京で結成された農民戰線統一会議は懇談会の発展成長に過ぎない。

統一会議は農民戰線の合同統一への一歩前進である。将来を予想すれば更に多くの困難が農民の統一発展を阻んでいる。我々は中央に於ても、地方に於てもあらゆる努力を傾到して、農民組合の合同統一を完成せしめ、これに依つて、現実に働く農民の利害を代表して勇敢に闘い抜いてゆかねばならない。然し我々の二つの態度を機械的にあらゆる連合会や支部に適用したいとは考えない。我々の同志の属する組織に於てはそれぞれの発展の段階があり、又組合や支部の地方的な條件もあつて、機械的な主張が分裂を来す危険がある場合には特に柔軟性のある態度が望ましい。

我々は現実に働く農民の利益を代表して出来得る限り多くの勤労農民諸君と共に農民戰線を発展せしめてゆかなければならない。この確信があればすべて諒解されると思う。一党一派の或は個人の利益のみを考えて農民の利益を弁えない農民指導者は当然遅かれ早かれ農民組織から弾きだされる。

農民戰線の当面する情勢

農民の当面している情勢は更に重大な展開を示している。即ち農業は戰時及戰後の統制時代から一歩前進しつつある。昨年来の果実の自由販賣実施以来、農産物は統制の枠を漸次脫却しつつある。生鮮蔬菜、木炭、諸類等全國的に顯著な利害関係がある。（中略）農民は自らの手で農業経営、農業技術の発展を期待しなければならぬことを充分に自覚している。然し農民自身が農業協同組合の線に沿い自己資金の蓄積に依つて農業の発展を考慮すること甚だ困難である。農業協同組合は現在では生産農民の唯一の拠点であるが、我々の陣営が組合経営に習熟しないために旧来の保守勢力に牛耳られている傾向が強い。縣段階全國段階の組織はこの傾向は更に強く、全國段階では農民の自主的経済活動の組織というよりもむしろ資本家的な企業会社的な臭氣が強い。進歩的といわれる農業改革を農民はこのようにしか受容れ得なかつた。（中略）

生産農民の直面しているこの情勢に対して、農民組合は殆ど頽廃に近いような狀態で応接している。農民組合自体が農民の自主的組織として、このような問題の解決にあたらないでいることは農民組合の無力を表明しているだけだ。現実の問題、将来起り得るであろう問題のどの一つをとりあげてみても広汎な生産農民の一致団結を必要とすることは明白である。農民の直面している事情から考えると農民戰線の統一は緊急不可欠のものと断定し得る。

我々は右とか左とか称する農民運動の同志諸君に、政治的組織的にのみ事態を判定する習癖をすて、生産農民となつて我が國農業の発展を考えなければならない事を強く提言したい。（後略）

第三章　農民團体の現狀

第一節　日本農民組合（日農）

◇結成　一九四六年二月九日

◇経過　結成当時一五万前後の組合員を有する全國的單一農民組

合として発足し、四七年二月第二回大会当時には一二五万人の農民を組織す。第二回大会に日農刷新同盟（のちの全國農民組合）分裂せるも、組合員数の減少はわずかであつた。一九四九年四月第三回大会に先だつ中央委員会において、主体性確立同盟派と統一懇談会派の組織上の分裂があり、日農本部機構は二分さる。第三回大会当時の組合員数一七〇万人余と称す。（組合員数の詳細は「農民の組織状況」の項を見よ）

◇本部事務所と機関紙

日農（主体性派）本部
東京都港区新橋二ノ一一
機関紙「日本農民新聞」

日農（統一派）本部
東京都千代田区丸ノ内三ノ一
機関紙「農民新聞」

◇役員（一九四九年四月第三回大会直後）

（統一派）中央委員長黒田壽男　書記長小原嘉　会計宮脇朝男　会計監査中田新、喜多幸章（中央常任委員については第四章日農大会の項を見よ）

〔一九四九年七月黒田氏の委員長辞任にともない労農党、社会党系の役員の多くは辞して主体性派に合流す、現役員は次の通り〕

日農中央常任委員（第二回大会及び中常委で決定）
中央委員長黒田壽男、副委員長野溝勝、書記長兼組織統制部長大西俊夫、会計菊地重作、情報宣傳部長岡田宗治、調査部長稲村順三、争議部長清沢俊英、法律部長中村高一（のちに公職追放）教育文化部長大沢久明、協同組合部長八百板正、技術開拓部長大島義晴、山口武秀、大屋政夫、下坂正英、宮脇朝雄、機関紙部長田中織之進、佐竹新市、成瀬喜五郎、斉藤久雄、原廣吉
分裂後の日農両本部の役員次のとおり。

日農（統一派）本部役員
書記長兼会計小原嘉（長野）中央常任委員山口武秀（茨城）深沢義守（山梨）竹村奈良一（奈良）木村栄（島根）堀江実藏（鳥取）萩田甚（大阪）米津源一（愛知）福島義一（静岡）斉藤貞次（千葉）古川兵次（長野）小松原翠（栃木）浜野清（栃木）

日農主体性派役員
最高委員黒田壽男　野溝勝　統制委員長清沢俊英　財務委員長山本源次郎（死亡）　指導局長岡田宗治　教育宣傳部長玉井裕吉　政治部長上林與市郎　農業政策部長江田三郎　調査部長伊藤実　機関紙部長石山一布

中央執行委員
岡田宗治（東京）玉井裕吉（新潟）上林與市郎（山形）江田三郎（岡山）豊下吉次（秋田）山内二郎（福島）田中清逸（宮城）田村勘次（群馬）栗原悦太郎（群馬）大和田正三（茨城）板橋英雄（東京）若林忠一（長野）白井安太郎（新潟）竹内五郎（新潟）矢後嘉藏、岡良一（石川）足鹿覚（鳥取）佐竹新市（広島）福家シケミ（香川）成瀬喜五郎（徳島）北口栄（福岡）野上健次（大分）大森眞一郎（本部）伊藤実（本部）藤田勇（死亡）

（右の役員は一月一五日の農民組合合同大会にて決定したもの）

日農の綱領と主張
（これは結成大会に於て決定され、第二回大会に於て修正されたものである）

綱　領

一、土地制度の徹底的改革を期す
二、新農業組織の確立と発達を期す
一、民主的農村生活と文化の建設を期す

当面の主張

一、土地改革の徹底と耕作権の確立
一、小作料の徹底的引下げと金納制断行
一、軍用、工場用、宅地用の不急遊閑地の解放
一、寺社有耕地の農民団体管理
一、大規模農地の國営開拓
一、劣悪地開墾に対する國庫補助
一、山林原野御料地不用牧場の解放
一、國公営機械農場の創設
一、農業生産共同経営の助成
一、農業及農家生活科学化指導機関の創設
一、肥料、飼料、種苗の國営
一、農具其他農家必需物資割当生産制の実施及公開配給による民主的配給制確立
一、農産物供出割当制の自主化
一、生産費と利潤ある農産物價格制の確立
一、農業経営資金の簡易融通
一、農業保険制度の拡充
一、農業会其他官僚的地主的農業団体の民主化
一、協同組合及漁民組合との提携
一、労働組合との提携
一、農民組合法の制定
一、民主的農村諸団体との提携
一、全國單一農民組合の完成

日本農民組合規約

第一章　総　則

第一條　本組合は日本農民組合と称し総本部を東京に置く
第二條　本組合は我國に於ける耕作農民又は日雇農其他本組合の承認したる者を以て組織す
第三條　本組合は宣言綱領の実現を期するを以て目的とす

第二章　機　関

第一節　大　会

第四條　本組合の最高決議機関は、組合大会代議員、中央委員、中央委員長、書記長及会計、会計監督を以て構成し、本組合の重要なる事項一切を審議す
第五條　大会は毎年一回中央委員長之を招集す、但し中央委員会に於て必要と認めたるときは臨時大会を開催することを得
第六條　大会代議員は原則として連合会を選挙区とし其の選出方法は中央委員会に於て決定す
第七條　大会の議長及副議長は大会に於て選出す
第八條　大会は大会代議員の半数以上の出席を以て成立し、議事は出席代議員の過半数を以て決す、可否同数の場合は議長之を決す

第二節　中央委員会

第九條　中央委員会は、中央委員、中央委員長、書記長及会計、会計監督を以て構成し、大会より次期大会に至る間の決議機関にして其の決議事項に就ては大会に責任を負うものとす
中央委員会は中央委員長必要と認めたるとき之を招集す。但中央委員三分の一以上の要求あるときは中央委員会を招集することを要す
第一〇條　常任中央委員会は、常任中央委員、中央委員長、書記長及会計を以て構成し組合の常務を執行す

第三章　役　員

第一一條　本組合に左の役員を置く
一、中央委員長　一名

二、中央委員　若干名
三、常任中央委員　若干名
四、書記長　一名
五、会計　一名
六、会計監督　若干名
七、部長　若干名

第一二條　中央委員長は大会に於て選出し、中央委員長を補佐し、本組合を代表し之を統轄す

第一三條　書記長は大会に於て選出し、本組合の会計事務を管掌す

第一四條　会計は大会に於て選出し、本組合の会計事務を管掌す

第一五條　会計監督は大会に於て選出し、本組合の会計を監督す

第一六條　部長は常任中央委員会に於て任免し、当該部門の事務を管掌す

第一七條　中央委員は大会に於て選出す

第一八條　常任中央委員会は中央委員の互選とす

第一九條　本組合の役員の任期は大会より次期大会までとす

第二〇條　本組合は常任中央委員会の任命により書記若干名を置く

第四章　総本部

第二一條　総本部は中央委員会の事務機関にして、中央委員長、書記長、会計、部長、部員及書記を以て構成し、事務局に左の部門を置く。組織部、協同組合部、情報宣傳部、調査部、統制部、教育文化部、開拓部、青年部、婦人部、政治部、法律部

第二二條　各部に部長一名部員若干名を置く、部員は常任中央委員会の推薦による顧問若干名を置くことを得

第五章　組織

第一節　支部

第二四條　支部は規約準則に従い市町村を單位として之を組織す

第二五條　支部の設立は、組合員名簿、役員住所氏名及支部規約組合費一カ年分を添え、連合会に届出で承認を得ることを要す

第二節　連合会

第二六條　連合会は規約準則に従い都道府縣を單位として之を組織す

第二七條　連合会の設立は、所属支部役員の住所氏名及事務所所在地を中央委員会に届出で承認を得ることを要す

第二八條　本組合の経費は組合員の負担とし組合員より徴收す

第二九條　総本部費は組合員一名に付年額三円とし連合会支部に於て之を定む

第三〇條　本組合の予算の決定、予算の承認は大会の審議を経ることを要す

第三一條　本組合の会計年度は一月一日より翌年一月三一日迄とす

第七章　機関紙

第三二條　本組合は総本部に於て機関紙を発行す

第三三條　機関紙の経費は特別会計とす

第八章　規律

第三四條　本組合員にして左の各号の一に該当する行爲ありたる者は中央委員会に於て除名す

一、本組合の宣言綱領に違反する行爲
一、本組合の面目を汚損する行爲
一、本組合の統制を紊す行爲

第九章　附　則

第三五條　本規約は大会に於て出席代議員三分の二以上の賛成を得るに非ざれば修正変更することを得ず

第二節　全國農民組合（全農）

◇結成　一九四七年七月二五日

◇経過　日農第二回大会において平野力三氏派は分裂し日農刷新同盟をつくり、その後独立の全國農民組合を結成した（会長賀川豊彦、副会長松永義雄、佐竹晴記、主事叶凸氏）。一九四八年八月一五、六日の第二回大会当時の組合員は本部報告によれば九七万余という。ただし「日本農業年鑑」（一九五〇年版）によれば、この数は必ずしも正確ではないという。

◇機関紙　農民組合新聞

◇役員

会長　賀川豊彦、副会長　永井健、佐竹晴記、天田勝正、会計中世古清維、会計監査　叶凸、平工喜一、石原信二、書記長　赤松明勅、総務部長　加藤鐐造、政治部長　松沢一、情報部長　細田綱吉、農政部長　井上長次、調査部長　今里勝雄、機関紙部長　小林進、教育文化部長　叶凸、青年部長　佐野正友

常任中央委員

井上辰次、細田綱吉、小林進、今里勝雄、溝淵松太郎、藤宮彦、山中武雄、加藤鐐造、伊勢幸太郎、林沢一、沼田政治、金田節俊、水野実郎、田中健吉、吉川兼光、萩原紀、渡辺利勇、龜田得次、本藤恒松、山本松次郎、佐野正友

全農の綱領

一、搾取と圧迫なき農村社会を建設し、民主日本の基盤たらんことを期す。

一、協同の組織と科学的運営により農業の近代化を図り、生産、収益の増大を期す。

一、農民生活の安定と福祉のため農地制度の根本的改革を期す。

一、平和的民主國家建設のため反共、反ファッショ、反資本主義の健全なる社会民主々義組合の発達を期す。

一、組織農民の國際的連絡を図り、農民の地位の向上と農業生産の世界的安定を期す。

当面の主張

一、反共、反ファッショ、社会民主々義的農民戦線の統一、第三次農地改革の断行。一、遊閑地の解放。一、國営土地改良並灌漑排水施設の促進。一、官僚的地主的独占的農業会の解体。一、民主的協同組合の設立。一、農業の有畜化、酪農化、機械化の促進。一、肥料、飼料、種畜並農機具の生産分配の國営又は國家管理。一、農産物価と一般物価並に農産物相互間の価格均衡。一、供出制度の民主化、不当課税排撃。課税方法の徹底的民主化、不当課税排撃。一、農地委員会の民主化。一、開拓事業の必需物資の適正配給。一、國公営機械化農場の創設國営、民主的開拓協同組合の助成。一、輸出農産農事試験場の民主化。一、家畜飼料自給地の確保。一、農民組合員による肥料公団物生産奨励保護、技術の高度化。一、農村婦人の解放。一、事の運営。一、農業保険制度の拡充。一、農業及農家生活科学化指導機関の創設。一、漁民組合労働組合との提携。一、民主的農村団体との提携。一、農村新生活運動の強力なる展開。

第三節　全國農村青年連盟（農青連）

◇結成　一九四六年六月一一日
◇経過　政治的中立と政党支持自由の原則を建前とし全國の中堅農民層を組織対象として発足、主として旧産業組合、農業会幹部の系統を引き、従つて現在も農業協同組合に勢力を有して組織を拡大して來た。一九四九年一月現在一一七万の盟友を有すと言う。
◇機関紙　盟友
◇役員
委員長　富塚敏信(千葉)、副委員長　石川清一(北海道)、小林憲文(三重)
中央常任委員
一柳芳男(山口)河口陽一(北海道)佐々木源左衞門(宮城)金子與重郎(群馬)新井富重(埼玉)加藤吉太夫(福井)鈴村猛男(愛知)防原久雄(岡山)鈴木壽二(岡山)井口貞夫(徳島)村上義夫(福島)中野喜暦太(大分)千石虎二(中央)長田喜則(神奈川)平尾卯二郎(中央)
幹事長中村吉次郎

農青連の綱領

一、農村における一切の封建性を打破し個性の尊厳を基調とする農民の人間的解放を期す。
一、土地改革を完遂し科学的農業と文化の創造による新農村の建設を期す。
一、農民の自主的組織を確立し都市勤労者と相携え民主日本の実現を期す。

当面の要求と実践活動目標

一、人間平等思想に基く個人の自由と責任の確立、人権の尊重と義務観念の昂揚、二、封建的家長専制を斥け農村に於ける青年並に婦人の個性の尊重。三、民主主義的訓練を通じて軍國、封建主義の徹底的打破。四、科学智識の体得による迷信的慣行の拂底。五、立身出世主義教育並に都市中心的画一主義教育を排し農民人格の育成教育の確立。六、農村青年の政治的自覚の高揚と農村自治確立。七、寄生的土地所有の解体、國有地公有地御料地解放、土地配分の合理的計画樹立、耕作権の確立、小作料金納制の徹底による農業の近代化実現。八、人口、立地條件を基礎とする開墾、山林原野の合理的利用、農地の造成、交換分合、水利改善等の推進。九、有畜機械農業促進と農村電化の普及、農村工業振興と技術革命遂行による農業の協同化、社会化の実現。一〇、農業再生産を可能ならしむる農産物並に農村必需資材、價格体系の樹立、農業技術の科学化高度化並に適地適作による食糧の増産。一一、生活の能率化を期する家事、育兒の協同化、衣食住生活の合理的改善実施による快適なる農民生活の建設。一二、医療厚生施設の拡充、栄養等を基礎としたる保健食糧の積極的摂取による穀物の偏食是正と農民体位の向上。一三、文化財文化設備を獲得し農民自身の手による藝術文化の創造育成。一四、独占資本及非農民的利益を排除し、協同組合組織による農民の経済的独立並進歩の確保。一五、官廳並に諸団体の官僚的独善的分裂指導を排し、農村における自主的綜合体制の確立。一六、官僚的割当生産制並に供出制度を廃止し、青年の手による基礎的実態調査に基く食糧の自治的綜合出荷制の確立。一七、肥料、農機具、衣料その他農村必需資材の生産並に配給機構の徹底的改革の遂行と農民の積極的参加。一八、農村に於ける民主的組織の確立並に農民戰線の結集促進と民主的青年及婦人諸組織と共働、都市勤労者との組織提携。

第四節　農業復興会議（農復）

◇結成　一九四八年六月一九日

◇経過　一九四七年二月日農第二回大会において、農業生産力の増大、食糧供給の確保、民主農村建設を目途に全國的な農業復興運動の展開と、全農民団体の協力組織が決議され、それにもとずき中央で、日農、全農、農青連、全國農業会、農林中央金庫、農地委員会全國協議会等の諸団体が会合し、本会議が結成された。本会議は事務局をもち恒久的な団体であり、各農民農業団体の統一的農業復興運動推進のための協議体である。したがつて農政活動は行うが、いわゆる一政治的中立」を建前とし「超党派的」態度をとることになつている。

中央農復の結成後、各府縣に同趣旨の会議または連盟がつくられている。主なる活動は、全國農民大会の開催、農業綜合計画の立案、課税対策、九原則対策等である。

◇本部事務所と機関紙

東京都千代田区神田駿河台二ノ五医師会館内

機関紙「農業復興」

◇役員

議長　東畑精一、副議長　黒田壽男、東浦庄治(死亡)幹事長　岡田宗治、事務局長　山口鋼作

幹事　永井健、中村吉次郎、永井國男、平尾卯二郎、永松陽一、黒田新一郎、角張寛壽、山田親一、大森眞一郎、更科学、織井斎、小池謙一、窪田角一、小平忠、小林慧文、多木貞一、田中定、小林繁次郎、愛甲勝矢、村山藤四郎

第四編　その他の社会運動

第一章　平和運動

一九四八、九年を通じて、全世界の人々の最大の関心事は「米ソ戰＝第三次世界大戰は起るかどうか」という問題であり、戰爭の惨禍の記憶がまだ消えやらぬ人々にとつては「平和の擁護」が何よりも痛切なことであつた。このような事態に処していちはやく平和運動をとりあげたのは後述するようにコミンフォルムはじめ世界各國の共産党であつた。

平和運動は問題の性質上、國際的規模において展開され、わが國のそれも國際的運動の一環としてのみ把握できるのである。

さてわが國においても平和運動のさきがけとなつたのは日本共産党であつた。

すなわち一九四八年三月、同党中央委員会総会が発した民主民族戰線結成のよびかけは、一般的には平和擁護の闘いは民主主義擁護ファッシズム反対の闘争と不可分であることを指示しつつ、特に日本における平和を守る闘いが、民族の完全独立への闘いときりはなしえない関係にあることを訴え、平和を守るために共産党の拡大強化を中心とし、民族資本家までも含めた廣汎な、民主民族戰線の結成こそ急務であるとしたのである。これよりさき四七年一二月の同党第六回大会は一般報告―当面の任務の冒頭に「現在、もつとも重大なる任務は自國の主権を擁護し、完全なる独立を保持し、その基礎の下における國際平和を確立することに、全世界の各民族が集中的に努力することにある。われわれがとくにポツダム宣言の厳正実施を党の行動綱領のへき頭にかかげたのもその趣旨においてである。」とのべているが、前記中央委員会総会の声明はつぎのとおりである。

最近またもや、米ソ戰爭のうわさがしきりに流布されている。だが冷静に内外の情勢をみれば、今日戰爭の勃発する條件よりも、各國において戰爭に反対する人民民主々義勢力の巨大な成長にも明かなごとく、むしろ反対の條件の方がはるかに大きい。そのことはまた本年のソ連の軍事費が縮小され、平時兵力にかえされた事実にも現われている。それにもかかわらず、戰爭デマが高まつているのは全世界にわたり、一部の戰爭挑発者が戰爭の冒険によつて資本主義の破局を救わんとしているからである。わが國での米ソ戰爭のうわさも日本の旧勢力が公然あるいは隠然の手段で挑発しているものである。世界のすべての勤労人民は、今なお第二次世界戰爭の惨害の重いふたんのために深刻に苦しんでいる。彼らは断じて戰爭を好まず、平和と民主々義こそ心からの願望である。二〇数億大衆の益々強化されつつあるこの力と要求の前には、いかに乱暴な政治家や軍人でもこれを無視して戰爭を起しうるものではない。ことに日本の人民は、帝國主義と軍國主義の戰爭挑発のために、苦痛にみちた経験をなめた。だから共産党は、

戰後も恒久的平和と民主々義のために闘つてきている。これが確立されるためには一切の旧勢力とその特権とが一掃され、人民の生活が安定かつ向上し、日本人民が解放された独立の民族としてとの一國にもかたよつて依存せず、全世界の諸國民と平等かつ友好的に共存することが必要である。民主・社会・民主自由の諸党およびその政府のように特定の一國にのみかたよる外資依存主義と反共政策をとりつづけるならば、日本の國土と民族とがふたたび滅亡のふちに追いこまれるだけでなく、わが國民がふたたびアジア諸民族の抑圧と屈辱の手先とされ、結局世界をあらたな破壊戰爭にかりたてるであろう。それによつて軍需財閥及び旧軍閥が暗黒の反動政府がふたたび支配につき、全人民は死滅においこまれるであろう。われわれ日本の共産主義者は党創立以来、常に帝國主義戰爭反対のたたかいつづけたし、この光栄ある革命的傳統の旗を今後とも勇敢に守りつづけるであろう。共産主義者が一切の民主々義者および平和愛好者との大同団結に努力し、広汎な人民大衆が、確信と勇氣とを以て、戰爭のドウカツに屈せず、平和擁護のために奮闘することが、平和と民主々義の勝利へのただ一つの道である。共産党の拡大と強化、ならびにわが党が先頭にたつ民主民族戰線のみが、それを保証するであろう。わが党はここに労働者、農民、市民、中小商工業者、眞面目な産業人、一さいの平和愛好者、眞剣に民族を愛するひとびと、すなわち國民の大多数を占める人民大衆とその民主的諸勢力にたいし、強固な平和と民主主義および民族の完全独立のため断乎としてたたかうわが党の陣列への参加と民主民族戰線の結成を訴える。

同年八月一五日の終戰記念日に、婦人の手で「民自党から共産党まで」を一つにした「平和を守る集り」が開催される計画がすすめられていた。ところが七月二〇日、民自党本部での準備会の席上、直接の契機としては、議長を保守派の推す植村環氏（Y・W・C・A）とするか、進歩派の推す松岡洋子氏（婦人民主クラブ）とするかで一致した意見にたつせず、二つの平和擁護婦人大会が開催される結果となつた。分裂の眞因はもとより單なる議長の問題ではなく、両大会の性格の相違は各々の大会のスローガン等に明かにされている。

すなわち東京日比谷で開かれ、終了後、同日開かれていた「生活権擁護・反ファッショ人民大会」へ合流した一方の婦人大会には、電産、全日化、全逓、全電工、日映演、保育連盟、青共、共産党、婦人民主クラブの婦人たちが集り「ポツダム宣言の完全実施」「戰爭のもとになる低賃金反対」「植民地化反対、民族の独立」「不法彈壓、人権じゆうりん反対」「新しい戰爭の準備は止めて下さい」「遅配欠配反対、主食は米、麥で」等の具体的スローガンをかかげ、議長の産別会議婦人部長、猿渡文江氏は「平和を望んだり、祈つたりするだけでは眞の平和は実現するものではない。働くものが楽しく働くことの出來るような社会をきずき上げることなしには平和は訪れない」とあいさつした。

一方、新日本婦人同盟、Y・W・C・A、母子懇話会、社会党、民自党を中心とした他方の平和確立婦人大会は、八月一四日、東京家政学院で開かれた。この大会のスローガンには「世界の平和は心の平和から」「平和は世界の婦人の手で」「世界平和は働くものの生活保証から」「在外同胞の引揚促進」「講和会議の即時締結」がかかげられ、席上議長植村環氏は「お互の心からにくしみといさかいをなくすことこそ平和運動の基礎である」と強調した。又、最初中間にたつて調停を計つた婦人民主クラブは大会前声明を発して、調停を断念する理由として「單に『心の

平和』のみを、あるいはそれをより強調したい人々と共に大会をもつことは、一般の婦人たちにそのようなことで平和建設ができると云う錯覚をおこさせる一とのべ、平和を守るための基本的條件についての考え方にくいちがいがあることが示されたのである。

同じ八月一五日に開かれた「生活権擁護・反ファッショ人民大会」では民主主義擁護同盟の結成が決議された。

この間平和を守る闘いは國際的にもすすめられていた。ドイツ、イタリヤ、日本のファシズム打倒に提携した米ソ二大國間の関係は一九四七年春のいわゆるトルーマン主義の確立頃から対立を深めたが、アメリカの戦後経済收拾策としてのマーシャル・プランの六月における発表は、各國共産党を中心とする激しい反対を受け、同年九月に結成されたコミンフォルムは、確乎たる平和をうちたてるべきことを強く主張したのであつた。四七年末のロンドン四カ國外相会議の決裂は、平和の脅威をさらに深めたかにみられた。いわゆる「コールド・ワー」への轉化が一九四八年と共に民衆の耳に囁かれた。各國の共産党を中心とする平和擁護運動はこの頃から活發化する。日本共産党が前述の如く四七年秋の大会宣言、四八年二月の声明を出したのもこの時期にあたる。四八年春には國際的対立はチエコ、イタリヤの政治的危機に集中し、四八年メーデーに世界労連は「平和擁護」のメッセージを発した。五月一〇日、突如モスクワ放送が発表したアメリカのスミス大使とモロトフ外相の間に交わされた二つの覚書は、双方政府の平和維持政策の不変さを示すものとして注目され、さらに五月一一日、アメリカ進歩党大統領候補ウォーレス氏が、㈠一般的軍縮と原子力兵器の禁止㈡他國への兵器禁輸㈢米ソ間の平和物資無制限貿易の再開など米ソ提携の可能性をのべたのに対し、スターリン首相が五月一七日、右の條件における國交調整の可能性を回答したことは、さらに平和擁護の可能性を示した。しかし、アメリカ政府は五月一九日一一項目にわたるソ連の平和交渉阻害行爲をあげて非難し、トルーマン＝スターリン会談の意志がないことが明かにされ、六月には、年初以來深まつていたベルリンにおける交渉が決裂し、一年余にわたる西ヨーロッパとの、ベルリンの交通封鎖が行われはじめた。

かかる事態に対して八月二五日からポーランドのウロリロウで一四カ國代表参加の下に開かれた國際知識人会議は賛成三七九、反対一一で要旨次の宣言を採択した。「世界文明は米英ソの協力とナチスの侵略をうけた國々の反独運動によつてファシズムから救われた。しかしギリシャ、スペイン、中南米ではファシズムの復興をはかる一派に保護を與えようとする反進歩的勢力が再建されつつあり一方人種的優越感や、進歩否定の思想にそまつた欧米の一部の人々はファッショ的方法を採用して世界の精神的遺産を危機におとし入れようとしている。……各國民が戦争に反対している以上、平和は維持されるであろうが、このためには、知識人は平和擁護のために各種の示威運動や集会を組織して人民のためにつくさねばならない」。又、同月ハーバード大学心理学教授、ゴードン・W・オールポルトほか八人の世界の科学者によつて、ユネスコを通じて発表された「戦争と平和に関する声明」は次のように訴えている。

「われわれの知り得る限り戦争が『人間性』そのものの必然的不可避的結果であることを示すいかなる証拠もない。……平和の問題とは集団間乃至國家間の緊迫や侵略をいかに統御の範囲内に抑え、さらに進んでいかにしてこれらを個人的にも社会的にも建設的な目的に指向させ、かくしてもはや再び人が人を搾取するがごときことなからしめるかという問題である。この目的は單に表面的改革や孤立的努力によつて達成できるものではない。社会組織ならびにわれわれのものの考え方自体におけるさまざまな根本的

変化が肝要である。……もしわれわれが武装抗争に導くような侵略をさけようと欲するならば最大限の社会的正義が行われるようにこの近代的な生産力ならびに資源の利用を計画し調整することが是非とも必要であろう。」

四八年九月、ルクセンブルグで二一カ國、三三人の代表参集の下に開かれた、アインシュタイン博士らの「世界政府運動」の会議も、國際連合を武装した主権國家の連合にすぎぬ現状から、その思想と組織の内容とを変化させることによつて世界連合政府の機関にまでたかめようとする悲願をもつもので、文字通り「一つの世界」への努力とみられる。四八年秋のアメリカ大統領選挙において、対ソ強硬外交を唱えた共和党のデューイ候補の敗北は、それ自体平和擁護へのアメリカ民衆の意志表示であり、更に四八年一二月、國際民主婦人連盟第二回大会は五六カ國、八、〇〇〇万の婦人の名に於て「ギリシヤ、中國、インドネシヤ、マライ、ビルマの軍事干渉に反対せよ。フランコのテロリストに反対せよ。軍備を縮小し、原子力兵器を禁止せよ、人民と子供たちのために必要な國家予算を強化せよ。反労働者的法律の改正を要求せよ」との平和擁護宣言を発した。又、四八年下半期から四九年上半期に中國の内戦は、中共の勝利が決定的となり、砲煙より建設への道がふみだされ、平和の安定勢力となつたこともみのがせない。一方、四九年四月四日、アメリカを中心とする西ヨーロッパ一二國による大西洋條約の調印は平和擁護運動のはげしい攻げきをうけた。これより先、三月二五日から二七日まで「全米美術・科学自由職業協議会」の主催で一四カ國の文化科学関係者二、〇〇〇人が参加して「世界平和のための文化科学会議」がニューヨークで開かれ、二七日の本会議で次の二つを決議した。

一、國連を平和のための最上の希望として強化し、同時に文化科学会議と全世界の他の平和運動との協力を促進する決議

二、人種的差別待遇、反ユダヤ主義、政治犯の処罰に反対し、文化の自由を要求する決議

ついで四九年四月二〇日から六日間、パリーで開かれた「平和擁護世界大会」こそはこれらすべての平和擁護運動の成果を集中したものといえるであろう。世界労連、國際民主婦人連盟、世界民主青年同盟等を主催者とするこの大会には五九カ國一、七八四名の代表が集つた。同大会の宣言は平和への闘いを次のようによびかけた。

平和擁護世界大会宣言

世界の七二カ國人民の代表たるわれわれ、あらゆる文明、信條、哲学、人種からなる男女たるわれわれは現在またもや世界を脅やかしている恐しい危険、戦争の危険をあますところなく検討した。過ぎさつた世界の大悲劇後四年にして人民は危険な軍拡競争に直面させられている。

人類の幸福を確保する役割をもつ科学は、その目標からそらされ戦争の目的に奉仕することを強いられている。戦争はすでに越南、インドネシア、マレー、ギリシヤで吹きすさんでいる。

この偉大な世界平和大会に集まつて、われわれはわれわれが自由な心を保ち、宣傳もわれわれの判断に影響を與えなかつたことを宣言する。

われわれはたれが大國間にむすばれた協定、異なつた社会体制の共存の可能性を宣言した協定をふみにじつたかを知つている。

諸國民の間の平和を維持せんとする條約をただの紙きれとみなしているのが誰であるか、また協議をしようという提案や軍備を廃止しようという提案を拒否するのが誰であるか、歯まで武装し侵略者としての正体をあきらかにしているのは誰であるかをわれわれは知つている。原子爆弾は防衛的武器ではない。われわれは

ある國家ブロックを他の國家ブロックに対立させようとのぞんでいる人々の仲間に入ることを拒否する。われわれはすでに恐るべき結果を生み出している軍事同盟政策に反対する。

われわれは恐怖の新世界戦争への道をひらくうえに決定的役割を演ずる恐れのある軍事紛争をつねにひきおこしている植民地体制に反対する。

われわれは戦争準備のためにファシスト政権を支持することに反対する。

われわれは西ドイツと日本の再軍備を非難する。ここでは世界の絞刑吏たちが武器をふたたび取り戻しているのである。

故意のかつ組織的におこなわれる國家群の間の経済関係の破たんはすでに戦時封鎖の様相を呈している。

冷い戦争の準備者たちはたんなるヤミ取引きの段階から公然たる戦争準備の段階に入つている。

しかし世界の人民はうけみではなくなり、積極的、建設的役割を演じようとしていることを平和擁護世界大会は示している。

この大会で人民の代表者たちはつぎのように宣言する。

われわれは國連憲章に賛成し、この憲章を無効にしかつ戦争を誘発するあらゆる軍事同盟に反対する。

われわれは各國人民の窮乏をまねいている軍事支出の破壊的な重荷に反対する。われわれは人類を大量的に殺りくする原子兵器その他の戦争手段の禁止に賛成する。われわれは大國の兵力の制限及び原子力のもつぱら平和的目的および人類の福祉への利用のために國際管理の確立を要求する。

われわれはあらゆる民族の独立と平和的協力のため、また諸民族の民族自決の権利のため、すなわち自由および平和のための根本條件かくとくのために闘う。

われわれは戦争への道をひらくために民主的自由を制限しさらにこれを圧殺しようとするあらゆる協定に反対する。

われわれは世論を毒する宣傳を無力なものにするために眞理と理性の防衛のために広範な戦線を打ちたてる。われわれは戦争狂および民族間の人種的けん悪と敵意の宣傳を排撃する。

われわれは新戦争を宣傳する新聞、書籍、雑誌、映画、人と組織の排撃を促進する。

われわれは世界の人民の協同を達成し、全力を平和のためにささげる。警戒をゆるめることなく、われわれは世界平和擁護のための眞の國際的な人民の協議会を結成する。それは戦争を欲するものどものうえに圧力を加え、その陰謀のあらゆる段階において平和をうち立てる能力のある人民によるたえざる脅威に直面させるであろう。

われわれがその子供たちの生命とその家庭の安寧を守ることを神聖な義務と考えていることを世界の希望をになう婦人および母親達に知らしめよ。世界の青年に告げて未来の輝かしい道から大量殺人を一掃するために政治的意見、信教に関係なく団結せしめよ。

世界平和大会はここに平和の擁護こそあらゆる民族の義務であることを宣言する。

ここに代表された六億の男女の名において世界平和大会は世界の人々につぎのメッセージをおくる。

勇氣と信頼！

われわれはいかに団結するかを知つた。いかにして理解し合うかを知つた。われわれには平和のための、生命のための闘いをかちとる準備と決心ができている。

一九四九年四月二五日　パリにおいて

この平和擁護世界大会にさいしては日本にも大山郁夫氏らに招請状がきたがついに渡航許可がおりなかつた。世界大会で日本代表が報告する筈であつた次の文は日本における平和への脅威と平和を守る闘いの様子を克明につたえている。

報告は「戦後日本に樹立された政府が、人民の平和への意志を代表せず、歴代の内閣は多かれ、少かれ戦争に協力した旧勢力と結びつき、それを温存する政策をとつてきた」とのべ、追放の不徹底、社会的、経済的機構の民主化の意識的逆行、労働者の権利のはくだつ、大衆の生活の窮迫化、教育水準の低下等の傾向が一方にありながら、他方警察の飛躍的拡充、武装化が行われている点をあげ、「これは一方では國内における民主主義的、革命的な運動に対する弾圧であると同時に、他方では外國にたいする戦争の準備である。」と断定している。このことの最近における具体例としてこの報告書があげているのは、まず労働争議その他の民主主義運動に対する官憲の弾圧の狂暴さである。すなわち、四八年四月の神戸、大阪における朝鮮人学校閉鎖に抗議した朝鮮人大衆に向つての日本警察の暴行。又、八月の東宝撮影所争議の際、武装警官二、〇〇〇名が、争議団を包囲したこと。又、四九年三月二七日、大阪における吉田内閣打倒人民大会にこん棒をもつた一、〇〇〇名の警官がおどりかかり、多くの労働者が重傷を負つた例。又、四九年四月二日、総同盟の労働法規改悪反対デモに、消防車が水をかけ、警官がこん棒をふるつた事実。このことと関連して、言論、集会、思想の自由に対する圧迫例としてあげているのは、大阪はじめ各地方の公安條令の制定、進歩的教育者を、「赤」のレッテルをつけてパージする傾向、帝國主義的、頽廃的外國文化の輸入と、民族文化の衰退、進歩的外國文化の流入の制限、巨大新聞、半官的独占的放送による、ソ連、人民民主主義諸國にたいする敵意と憎悪を植えつけることによつて戦争を挑発していること。その著しい例として「文部省が一三五万部発行した新制高校の國定教科書『民主主義』の中では労組、人民民主主義、共産主義、ソヴェト同盟に対する無根の事実にもとずく中傷が二〇頁にわたつて記されている」ことを指摘した。報告書は更に、これらの諸傾向に対する平和を守る闘いを次のようにつたえている。「六〇〇万以上の労働者が産別、國鉄、全逓、総同盟その他の組合に組織され、二〇〇万以上の農民が日農、全農その他の農民組織に結集されて、平和と民主主義のためにたたかつており、共産党、労農党その他の民主的諸政党に対する大衆の支持は日々増大している。幾多の選挙妨害にかかわらず、四九年一月の衆議院選挙で、二九八万票が共産党に投ぜられ、三五人の代議士を当選させたことは日本人民大衆が、ファシズムと戦争に反対し、民族の独立と民主主義を主張する民主戦線を支持したことをいみする。戦争のぎせいを最も多く受け、平和の擁護に特別の関心をもつ青年、婦人は『民主主義青年団』（一〇万）『民主婦人協議会』『婦人民主クラブ』を大きく結成し、学生たちは学校教育を植民地的狀態におく大学法案に反対し、婦人たちは三月八日國際婦人デーに平和のための示威集会を廣汎にもつた。民主主義的な文化団体は日本では久しい傳統をもつているが戦争中破壊された組織を戦後再組織して民主主義科学者協会（五、〇〇〇）新日本文学会（一、二〇〇）新演劇人協会（五〇〇）日本映画人同盟（三〇〇）日本美術会（五〇〇）ソヴェト研究者協会（四〇〇）等が結成され、それらの二二団体が現在、『日本民主主義文化連盟』（約三万）をつくつている。これらの団体はとくに平和擁護のためにつよい関心をはらい」例えば「新日本文学会は四八年平和声明を発表し、文壇、学会の有志より成る『文藝家懇談会』や『知識人の会』も平和を守る決意を表明した。日本のすぐれた社会、自然科学者五九名は四八年八月のユネスコより

の世界の科学者の声明にこたえて、戦争の原因とその防止のための方法を究明する会合を開き四九年三月その成果を発表した。又、進歩的な大学教授二九名は吉田内閣が企図した非日委員会が「特高警察」の再現であるとしてその設置に反対の声明を出した。パリ平和擁護大会のよびかけによつて平和運動はさらに廣汎な層にひろがろうとしている。合計七〇〇万の会員をもつ民主主義的諸団体を統合する『民主主義擁護同盟』はこのよびかけをとりあげて全國に平和擁護運動を展開しつつある。産別、全逓、大金属などの労働組合は平和宣言を発して大会を支持することを声明した」又「日本の文化人、勤労者のひろい層は戦争挑発や諸國民間の憎悪の煽動と闘うために諸國民との親善運動をはじめている。日ソ親善協会は四九年四月二二日にその結成大会をもつことになつており、日朝親善協会は成立し、日華親善協会結成の準備もすすめられている。この運動はさらに廣く他の諸國民、とくにその民主主義的諸勢力との間にすすめられるであろう」。

報告は平和擁護運動の結果を以上のごとくつたえた後に平和を要望する日本人のねがいとして「急速に講和條約が締結され、一日も早く占領軍が撤收されポツダム宣言の嚴正な実行による民主的な、自主的な日本の新しい建設にむかいうる独立を訴えた。この講和條約の即時締結＝軍事基地化反対＝日本の独立はこの後の日本の平和擁護運動の中心線となつた。

四九年四月二五日、パリーの大会に呼應して日本の平和擁護大会が開かれたが、発起人は各界知名人二九七名、発起団体は一〇一を数えた。同大会で採択された平和綱領は次のとおりである。

一、あくまで平和と自由を守りましよう。
二、戦争をけしかける宣傳とファシズムに反対しましよう。
三、日本が軍事同盟に加わることに反対しましよう。
四、平和のために文化と教育をまもりましよう。
五、平和産業を発展させ、これをまもりましよう。
六、講和條約をはやめ、日本の独立を守りましよう。
七、平和を愛するすべての人は力をあわせましよう。
八、世界の平和擁護運動と手を握りましよう。

この大会ではまた平和擁護の署名運動、基金カンパ、講演会、座談会の活動をはじめた。五月に入つて一年にわたつたベルリン封鎖の解除、それにつづく四カ國外相会議の開催は緊迫した世界情勢を一應緩和したかにみえたが世界経済の危機は一そう深化しつつあり、平和への歩みは難航をつづけた。

「平和を守る会」では八月一日から一五日までを「平和擁護週間」として東京、大阪、京都、名古屋、仙台、鎌倉、千葉、静岡、岡山の各地で大衆集会をひらいた。

秋に入つて四月のパリー平和擁護大会の結果おかれた同大会事務局は一〇月二日を國際平和闘争デーとして、その組織化を次のようによびかけた。

「すべての國の男女諸君、一九一四年の八月や、一九三九年の九月のように、いま世界は危険にさらされている。

あの時と同じように、もうけと支配をむさぼる一団の少数の人たちが、今日では原子爆弾の脅威をふりまわして、諸國民の平和な通商に反対し、彼らの意志に屈した諸國の政府の賛成をえて軍事同盟を組織している。大西洋條約の批准、世界の死刑執行人—西ドイツと日本へその力と武器を再び與える決定、いたるところでその人民の最悪の敵に與えられている支持、ギリシヤ人民に対する武力干渉のためのツアルダリスへの援助、火がつき、そして植民地体制がそれを続けさせている幾つもの発火点、これらのすべてのことに反対しましよう。

べては、防衛と云う偽善の仮面をつけた條約の製造者たちが、血にぬれた未来を追い求めている者であることを告げている。軍事同盟と、くりかえし行われる挑発のこのとばくの首謀者たちは、新しい軍備競争のおそろしい重みで、すでにその人民を窮乏におとし入れている。

労働者には、それは賃金と購買力の低下であり、失業の脅威である。

農民、職人、商人には、ますます重くなる税金である。戦争の冒険を追うものたちは、至る所で警察テロを激化し、人民の自由に攻撃を加えている。……しかし今日はもう一九一四年でも一九三九年でもない。人民がファシストに勝利して著しく大きくなつた今日では、平和の力は新しい戦争犯罪者たちの腕を押えることができる。すでに数百万の男女が見解、信教、文化、皮膚の色の違いをこえて団結し、すべての人々の生活と自由を守ろうと決心して、平和擁護世界大会のまわりにあつまつている。……だが戦争煽動者のつくり出している憂うべき情勢は、ますます勇氣ある行動を要求している。それ故平和擁護世界会議委員会は、（一九四九年）一〇月二日に平和のための國際闘争デーを組織することを決定した。……一〇月二日に諸君は云い給え、戦争に反対だ！　と。

すべての國々の人々よ

平和の味方のおさえることのできない力を巨大な世界的示威に示そう！

日に日に増大する巨大な軍事予算の重荷をたえることを拒否しよう！

民族の独立と人民の自由の侵害をやめるよう要求しよう！

労働者、知識人、ひとしく生活を脅かされている男女はその年齢、地位、信仰、見解にかかわりなく――何故なら爆弾はわれわれのうちの誰をも差別しないのだから――平和を高くかかげよう。

ひとつになつて行動すればわれわれは無敵である。われわれは平和の闘い、生命の闘いに勝利するであろう！」

日本における平和運動の焦点が対日講和問題にあることは既に示したところであるが、これは四九年暮にいたつて特に活潑化した。というのは一一月五日のワシントンAP電が「米國務省は五日、対日講和條約にかんする最初の米國側草案全文の起草をほぼ完了した。この草案は軍事占領の終結を規定しているが、これとは別個に米國は、占領終結後日本に軍事基地を確保するための軍事條約を締結する意志をもつている」とつたえ國内の輿論をわかしたからである。さらに、七日のロンドンA・FP電が「対日講和條約に関する米英案の作成はきわめてすすんでいるもようで、ソ連と中共政府はこの米英案に対し極く少しの変更を加える程度でこれを承諾する用意がない限りは対日講和会議から除外されるであろうと云うのが現在の一致した観測のようである。もちろん拒否権の行使は否認されるだろう」とつたえたことは軍事基地提供の問題と共に、単独講和になる可能性ありとの予測を與え、おりから開会中の國会ではげしい論議が行われた。吉田首相は、単独講和も歓迎、軍事基地化は論ずる段階にあらず、講和後の駐兵は当然との見解を披れきし、平和擁護運動の側からの非難をあびた。共産党は講和問題について、基本方針を四八年八月二六日の中央委員会総会で次のようにきめた。「これ以上に講和がおくれるなら、わが國が民主主義と平和に逆行する方向にみちびかれる危険な情勢さえ生れてきた」「人民の要望する公正な講和の原則」は、次のとおりであり「この基礎の上に一日も早く講和が結ばれることとは

(一) 民主々義　軍國主義的、ファシスト的勢力の絶滅、民主々義の徹底、人民生活の安定と向上。

(二) 独立　主権の完全な回復（主権を侵害するような一さいの義務を何國にたいしても負わぬ）。

(三) 領土　民族的、歴史的にみてもともと日本にぞくすべき島々の日本への帰属。

(四) 撤兵と軍事基地化反対　日本領土内からの完全な撤兵、また領土の軍事基地化に反対。

(五) 戰争ほう棄と自衛権　戰争ほう棄、日本を國際的紛争にまきこむいかなる條件にも反対、日本の自衛権の承認。

(六) 経済　わが経済の自主性と人民生活の向上を保障、世界各國との平等にして、対等な経済関係の結成。

(七) 賠償　わが産業の軍事化を防止するに必要な程度をこえないような、あるいは自力再建と平和産業の発展とをさまたげないような賠償。

(八) 國連　國際連合、世界労働組合連盟、その他の國際機関への参加。

(九) 講和　單独講和反対、旧連合國との全面的な、かつ一日も速かな講和の締結、講和会議には民主人民政府が日本を代表する、これができない場合には、全國の民主的組織からえらばれた人民代表が正式使節として参加

と言つて以上の基本方針の下に、講和運動を行つてきたが、四九年一二月の共産党國会議員団会議はその結語として「日本の講和問題は全世界で平和をまもる大会の最大の環になつてきた。今日各國共産党の闘争方針に一貫していることは第一に平和をまもると云うことである。日本ではこれが、ひとつには平和のための、ひとつには國の独立のための闘争となり、この二つのモメントが講和と云う問題で一体をなしている。……当面の特殊な一環として賃金、失業、統一運動、税金等々と五つも六つもあるものがあるかも知れないが、それらはいずれも、低賃金、低米價、重税、首切りつまり、生活水準の低下の上に單独講和をきずくためであつて、そのために労働組合や、大衆団体も弾圧し分裂させるのである。各分野の環が國際政治の一環として講和の問題に結合し、集中されているのである」とのべ、同党が講和問題に勢力を集中していることを示した。

又、社会党は四八年九月一三日の中央執行委員会で平和会議促進の一大國民運動の展開を申合せ、四九年、社会党再建闘争の一環として、片山委員長以下が街頭にでて「講和会議促進署名運動」を行うことによつてこれを具体化した。四九年末の前述外電にたいしては、一二月五日の同党機関紙によれば論議はまだ継続中であるが、焦点は次の如くである。

全面講和　不幸にして世界は二つの陣営にわかれているが一方とのいわゆる單独講和をとらず全面講和をつよく要望すべきでありいかなる情況においても日本からすすんで單独講和の立場をとるべきではない。

日本の安全保障　憲法の規定した中立的立場は世界ではじめてのことであり、國連発足当時も予想されなかつたところだから、日本の安全保障には特別の考慮が拂われることを期待する。従つて特定國、又は國家群との間に軍事的政治的な協定を締結することによつて、わが國の安全保障を求めるような意図をもつべきではない。

民主々義擁護と國際協力　極右極左の全体主義排撃……國連の理想支持。

以上のように社会党も一おう全面講和を望んではいるが、共産党と

一線を画す原則は明確に固持している。四九年暮に平和運動を下からの強力な、統一的なものにすべく、二つの大会が開かれた。

第一は、一二月六日から中華人民共和國の北京で開かれたアジア婦人会議に呼應して一二月一六日に開かれた日本婦人会議であり、第二は、同月二〇日神田共立講堂に開かれた全面講和促進大会である。かくして日本における平和運動は全面講和の達成＝軍事基地化反対＝完全な独立確保を中心に一九五〇年を迎えたのである。

第二章　教育復興運動

戰災による教育施設の破壊と戰後財政における文教関係予算の相対的縮小及び教員層の生活難のために日本の教育は崩壊に瀕した。一九四六年三月來朝したアメリカ教育使節団の報告書に基いて行われた学制改革　所謂六・三・四制――も、少くとも当初は、その民主主義的性格に多くの期待がかけられたにもかかわらず、実施に当つては予算不足のために困難な事態にぶつかつていた。このために「教育復興、六・三制の完全実施」は各種社会運動にかねてから共通のスローガンとなつており、特に日本教職員組合等の教育労働者の組織によつて強硬に主張されたのであつた。四八年に入つてこの運動は教育復興会議の結成に結実し、また戰後、各種社会運動に比較して、やや低調の感をまぬかれなかつた学生運動が本年春季から「教育防衛復興闘争」（六・二六運動）として廣汎に展開され、日教組の教育復興運動とも結合する。この学生運動はさらに「大学法反対運動」を中心として四八年後半、四九年前半を通じ全國的に行われた。民族問題が厳しく提起される國家に於て、各種社会運動のうちに学生運動の占める比重が増大するのは世界的な事実である。

教育復興会議の結成　成立以來教育復興六・三制の完全実施を要求してきた日本教職員組合は教育復興会議の結成を四七年末に提唱し二十数回に及ぶ準備会を経て四八年六月一七日中央教育復興会議結成大会が八一の労、農、市民、学生、文化、婦人団体、民主政党の参加のもとに開かれた。同会議は「民主的諸団体の協力により、日本教育復興の運動を推進して民族文化の興隆と民主日本建設に寄與すること」を目的とし、労、農、市民団体と地方の教育復興会議とによつて組織されることになつていた。地方教育復興会議は中央教復の結成当時、大阪、千葉等一三府縣、準備会のあるところが一八府縣であつた。右の大会で採択された大会スローガンは次の通りである。

大会スローガン

一、教育予算八百億の確保
一、こわれた教育施設の即時復興
一、教育費強制寄附絶対反対
一、授業料値上げ反対、育英制度の拡充
一、五千二百円で教員の生活を守れ
一、教育委員会法の徹底的民主化
一、P・T・Aをボスの手にわたすな
一、学ぶ自由、教える自由
一、たいはい文化のぼくめつ、民族文化の興隆
一、戰争反対、平和國家建設

こうして数百万の学農市民を結集した教育復興会議は運動の第一歩をふみ出し、まず当時「教育復興闘争」を行つていた全國官公立学生自治連の支持運動を行い、さらに日映演の東宝問題をとりあげ、また教育委員の選挙や、教育資材、教科書問題、教育予算問題等で運動を行つた。他方では地方組織の拡充強化、教育復興会議の青年部連絡協議会の結成等に努力が拂われた。しかしながら組織の弱体はおおいえず、下部大衆から浮き上つた頭だけの寄合世帯となり、さらに左右見解の対立から四九年には総同盟をはじめ提唱者の日教組自らこれを脱退するという狀態になつた。

「六・二六」運動　六・二六運動というのは一九四八年六月二六日の全國一斉の同盟休校を中心に行われた全國官公立自治連の「教育防衛復興闘争」のことである。

戰後の学生運動組織は四六年七月に関東学生自治会連盟が結成され同年一一月全國学生自治会連合として再発足したが、明確な運動目標をもたず組織としては弱体であつた。これに対し四七年秋に結成された全國々立大学学生自治会連盟（國学連）は四七年末に当局から発表された全國国立單科大学地方移譲案に対する反対運動を展開し教育刷新委員会、大学基準協会の反対態度と相まつて、当局をして同案を撤回せしめた。この國学連に並行して全國高校自治連（高校連）が結成されている。

四八年二月國学連は授業料値上問題をとりあげ國学連傘下の諸大学のみならず、全國の官公立大学高専自治組織によびかけた。授業料の三倍値上は、さなきだに苦しい学生生活に影響するところが大きかつたので廣汎な反響をよびおこし、各校は学生大会、自治委員会をひらいて、値上反対を決議し中央では國学連幹部が直接文部当局と交渉し、また國会に陳情請願した。四月末、当局との交渉が暗礁にのりあげうち切られるや五月はじめ國学連、高校連は授業料不拂を決議し、これに從つて傘下各校も不拂に入つた。六月一四日現在全國官公立校一一八校中一〇一校が授業料値上げ反対、或は不拂を決議していた。

この授業料問題とともに当時の学生運動の主目標となつたのは理事会案（B・T案）である。これは四八年三月大学基準協会から発表されたものでCIEのサジェスチョンに基くといわれる。これは大学の運営の最高機関として学外者からなる理事会を設置するという案で概ねアメリカの Board of Trustees の組織をそのままとりいれたものであつた。この理事会案に対し大学教授連合は逸早く反対を決議し、教育刷新委員会は四月九日、理事会案に対する中間報告と、代案としての商議会案（Council）を発表した。商議会案は理事会案に於ける如き大学の自治に対する学外勢力の干渉を排し、諮問機関的な商議会——学識経験者、当該大学教授、学長より成る——の設置を内容としたものである。

この理事会案に対しては南鮮等の実例に鑑み、教育植民地化、学問の自由抑壓の現われであるとして、学生側は当初から絶対反対の意を表明してきた。

授業料値上反対、理事会案反対の運動は、五月末になるとさらに廣汎な教育復興を労働組合、市民団体と提携して全社会によびかける運動となつた。即ち運動の一主体である関東自治連（私学をも含む）は五月二五日「授業料問題に関して全國民に訴う——教育復興のために」といういわゆる教育復興宣言を発表して、教育復興闘争の先鞭をつけた。六月一日には東京日比谷に教育復興学生蹶起大会が開かれ、集合した約一万の官公私立の男女学生は、学生生活の擁護、学生戰線の即時統一、世界平和の確立、朝鮮人教育の自主尊重等を決議し関係官廳、國会に対しデモを行つた。

教育復興運動はかくして急速な展開をみせ、六月一二日には全國

官公私立高等学校自治会連絡会議は三〇校の代表によつて授業料値上げ反対、文教予算の獲得を要求し容れられない場合はストを決行することを満場一致可決、つずいて一四日には國学連大会が一四校の代表によつて開かれ教育復興闘争の展開と授業料不拂態勢の強化を決議した。さらに一五、一六の両日には全國官公立大学高専自治会連盟の結成大会が七八校の参加のもとに開かれ次の教育復興闘争スローガンを決定し、当局の誠意ある回答のない場合は全國ストを行うこと、労農文化市民団体に共闘を申し入れることを決議した。

闘争スローガン

一、文教予算の飛躍的増額
(イ)六・三制の完全実施、(ロ)新制高校の地方移譲反対、(ハ)公私学への復興金庫による融資、(ニ)育英資金制度の民主化と増額、(ホ)新制大学昇格の実質的轉換と補償、(ヘ)研究所予算、大学高専の研究予算の増額、(ト)教職員の待遇改善、最低賃金制の確立、(チ)師範学生に対する給與の改善、(リ)國立大学の夜間部及び夜間講義の確立、(ヌ)新制大学の地方負担反対、(ル)戰災校復旧、新設校充実
二、学生生活の破壊反対
(イ)授業料値上撤回、強制寄附、地方教育税反対、(ロ)鉄道運賃値上げ反対、(ハ)授業料減免制度の民主化と確立
三、教育制度の改悪反対
(イ)理事会案反対、(ロ)地方教育委員会法案反対、(ハ)現状における教育の地方分権反対、(ニ)インターン制度の改善、完全実施
四、学問の自由と学生自治活動に対する干渉弾圧反対（略）

六月二一日文部当局との交渉は物わかれとなり、自治連は全國に同盟休校を指令した。同盟休校は六月二三日関東、二四日関西、東海、中國、四國、二五日北海道、九州二六日全國一斉の順で行われた。参加は約一二〇校二〇万人に及んだ。盟休参加校は

(1)北海道　北大(法文土木工専)室蘭工専、旭川師範（二六日のみ）、札幌一師
(2)東北　弘前医大、仙台工専、山形高校、弘前高校、福島経専
秋田青師
(3)関東——東大(経・文・医・農・医専)、東商大、千葉医大、千葉工大、水高、東高、浦高、東京外語、横浜経専、東京経専、桐生工専、千葉農専、千葉医専、前橋医専、東京織維専門、巣鴨経専、宇都宮農専、東邦女子理専、群馬青師、東京歯大、中央労働学園、順天堂予科、東商大予科、日本医大、成城高、東工大、都立高、東京女子医専、東洋高、なお二九日早大、法大、横浜工専
(4)東海——静高、岡崎青師、八高、名工専、名経専、愛知大、名薬専（二六日のみ）
(5)関西——浪高、三高、神経大予科、阪大工、阪大医専、大阪獣医、和歌山経専、京大(文)、京都織維専、大商大、大工専（二四日のみ）、大外専、神経専、大女専、大府女専、大経専、大専（二四日のみ）、阪大医、（以下二六日のみ）大高、大一師、姫高
(6)中國——六高、広高、広島文理大、山口高、山口女専、山口経専、松江高、鳥取農専、米子医大、米子医専
(7)四國——徳島高、徳島医専、徳島工専、新居浜工専、高松経専（二四日のみ）、高知高、徳島青師（以上二六日のみ）
(8)九州——明工専二部、九大(法文理)、福高、久留米医大、長崎経専、長崎医大、長崎高校、長崎師、長崎青師、五高、七高、鹿児島農専、鹿児島水専、宮崎農専、大分経専、別府女専、福岡一師、女子部、福岡青師、久留米工専、（以下二六日のみ）福岡女専、熊本医大
(9)北陸——新潟医大、新潟高校、長崎師範、長野工専、松本医大
松本高校、上田繊維専、四高、福井工専

このように極めて廣汎な盟休の過程を通して、各校の自治組織、地域組織は強化され、また、新聞その他の批判にもかかわらず、労組その他との共同を深めていつた。六・二六運動につづいて、自治連は、育英資金、学生定期据置、文教予算、授業料、私学復興費等について主として國会に陳情したが予算通過の結果得たところは僅かであつた。

七月五日、自治連は、六・二六運動以後初の全國大会に於て中央、地方の組織強化と教育復興防衛闘争の推進を決議し、また「理事会案が國会に上程された場合には無期限ストを断行する決意」を表明した。

大学法反対運動　六・二六運動を展開した学生運動は四八年秋に入つて、全國的な官公私立校すべてを含む組織をもつにいたつた。すなわち、四八年九月一八日全日本学生自治会総連合結成大会が開かれ加入校一四五校、約四〇〇名の代議員が参加した。大会は、理事会案、私学法案――の國会上程に対する無期限スト、官私学とも授業料不拂――私学の授業料値上が問題となつていた――、一〇月一日の弾圧抗議スト――当時長野師範、千葉工大、岐阜薬専に左翼学生処分問題があり、全学連大会も東大、岐阜薬専に左翼学生処分問題があり、全学連大会も東大、全學連大会も東大員の選挙應援等を決議した。

この決議に從つて各地に運動が展開されるや、文部省は一〇月八日文部次官通牒をもつて國公私立大学高専師範学校長及び地方長官に対し、学生の政治運動に対する正式な見解を示した。その内容は要約すれば「学校ハ学問教育ノ場デアツテ、政治闘争の舞台デアツテハナラナイ。」「カカル秩序ヲ乱スヨウナ学校内ノ政治活動ハ許サルヘキデハナイ。」「特定ノ政党ノ支部又ハ之ニ類スル学外団体ノ支部ヲ学内ニモツコトハ極力回避サルヘキデアル。」また「学外ノ横断的組織」が個々の学校の意志を拘束することは許さるべきでなく、学生運動が労働運動に範をとつたり共同闘争したりすることは適当でない。全学連は当然これに反対し通牒の撤回を要求した。

文部当局は右の通牒に於て理事会案の存在を否定し仮空の法案に反対することはとらないところだといつていたが、一週間後の一〇月一五日教育刷新委員会に「大学法試案要綱」として当局より上程された。次に東京大学新聞第一〇九四号(四八年一〇月二一日発行)による同法案の要旨をかかげる。

「この大学法(University Law)の骨子は学外者を含めた管理委員会をして大学の國土計画的管理を掌らしめようとするもので、中央教育審議会(仮称)各大学管理委員会(仮称)の設置の外、大学の目的、設立、教職員、学位および委員の待遇などについてまで規定してある広範なものである。現在審議中の案としては、機関に中央教育審議会と各大学教育管理委員会とをもち、現在文部省所管の大学の教育行政、管理等一切が両者に移譲されることとなる。

▽中央教育審議会

大学行政に関する最高審議機関で、委員一五名で構成され、その任期は五年である。

委員会の構成は國公立大学総長の選挙によるもの三名、私立大学総長の選挙によるもの三名、参、衆両議院の文教委員各一名(または二名)文部大臣が國会の承認を得て任ずる者三名(または一名)

▽各大学教育管理委員会

各大学の予算編成、人事問題、入学者数の決定などの管理を行うもので、委員一三名から構成され、その任期は六年である。

委員会の構成は文相が國会の承認を得て任ずるもの三名、知事が

地方議会の承認を得て任ずるもの三名、大学卒業生の団体の推薦によるもの三名、大学教授会の推薦によるもの三名、総長または学長二名

なお大学管理委員会の構成は去る七月一日C・I・Eのイールズ氏が官公立学生自治連代表に対し理事会法一部修正案として示したものと同じである（同紙七月八日号所載）。」

こういう情勢のなかで全学連は一一月上旬第一回中央委員会総会をひらき、大学法上程に際しては無期限ストを辞さない、また大学法、私学法に対して民主的学生案を作成し、日教組その他の民主団体と共闘する等を決めた。特に地域的に労農市民と共同することが強調されている。この決定に従つて九州地方学連は一二月八日下條文相が國会において大学法上程を準備中であると言明したことから反対運動をおこし、翌九日、五高が無期限ストに突入したのを口火に傘下一八校が無期限ストに突入し、九州の運動は中國の山口高、松江高を経て大阪地方に及んだ。この九学連の運動の特徴は学生が教授会に働きかけてその支持を得るとともに、街頭に進出して大学法反対を訴え、行動隊を組織して労働組合によびかけたことであり、またついには地方自治体を動かして大学法反対の決議をさせたところもあつた。翌四九年に入つて関西地方を中心とする反対運動は学生、教授を含んでひろく展開されていつたが、日本共産党は二月この運動を廣汎な國民運動とすることを提唱し、これにもとずいて三月五日、全國から約三〇〇名の代表をあつめ大学法対策全國協議会を結成し大学法反対の共同プログラム（暫定案）を決定した。この共同プログラムの内容は大要次のようなものであるがこの発表によつて大学法反対の戰線はいよいよ廣くなることが期待された。

共同プログラムス（暫定案）

第一、大学法の目的及び組織について……大学法案第一條目的大学学校教育法第五三條の外に更に規定を設計するのは適当でない、組織についても職能的準職能的、学部のみならず基礎的研究を重んずる理論的学部をおかねばならない。

第二、機構について……大学管理委員会は大学の自治と学問の自由をおかすような地方ボスの介入をゆるす結果となる。大学自治組織に関しては教職員学生それぞれの問題はそれぞれが民主的に決定するとともに現在襲いかかつている大学自治への圧迫及び全学的共通問題については一致協力して行ける組織をうみ出すべきである。

第三、財政について……現在の教育予算では現状の教育設備内容すら維持出来ない、充分な文教予算を確保するとともに縣教育税寄附などの人民負担によるいわば税の再徴集に反対し、國庫負担を要求する、学問研究機関としての大学の任務を果すため、研究資金は特別推せんによらず経常的かつ充分に國庫から與えられるべきである。

第四、私学について……私学は國立大学と共に正しい大学法の適用をうけ民主的にえらばれた機関（中央機関）での民主的運営による國庫補助および融資をうけることができるようにする。

第五、法案公表について……当局は「大学法案」を「大学設置法」「学校財政法」等数種に分けて國会に上程しようとしている、これに対し上程される一切の法案を即時公表し相当期間の大衆討議を経ることを要求する。

事実その後、運動は発展し、各校の教授会、あるいは今村阪大総長、恒藤大阪商大学長等も参加するにいたつた。学生層は試験期を控えながら街頭に進出して宣傳が行われた。一方、日本学術会議も一月二二日、文部省案に反対を決議した。このような激しい反対のために大学の管理に関する法律は第五國会には上程されなかつた。し

かし全学連は同國会に上程された國立学校設置法、教育職員免許法等は大学法の本質を分散した形で実現させようとするものであるとして五月三日中央闘争委員会の名で闘争宣言を発し、同時にスト決行を決定し全國に指令を発した。この結果五月二二日には既に全國一一六校九五、〇〇〇名が同盟休校に参加し、二四日の滝川事件記念日には全國一齊のストライキが行われ、一四〇校、約一〇万人が参加した。当日は各地で大学法反対の「大会」が開かれ、東京でも、日比谷公園で早大、中大、東大、專大、津田、高師、明大、日大等三十数校、一万人の学生が参加してけつき大会がひらかれた。左にかかげるスローガンは右の大会に於て決議されたものであるが、同時に今回の同盟休校のスローガンとしてもかかげられていたものである。

スローガン

一、賠償撤去費二六億を教育費、災害復旧費に回せ
二、文教予算の飛躍的増額と六・三制の完全実施
三、私学に対する國庫補助を直に行え
四、学生に対する弾圧・御用自治会絶対反対
五、教職員の首切り・教職組弾圧絶対反対
六、國立学校設置法・教育職員免許法を直に撤回せよ
七、教育関係法案を即時公開し民主的審議にかけよ
八、育英資金を大幅に増額し学生をアルバイトから開放せよ
九、研究所の閉鎖縮小絶対反対・施設を充実して科学を崩壊から守れ
一〇、失業と産業の崩壊をもたらす企業整備反対・民族産業を守れ
一一、言論・集会・結社の自由をうばう公安條例反対
一二、戦争と民族の奴隷化をもたらす賣國政策反対、自由・平和・独立

前年の六・二六運動にくらべて今度の運動は当然深刻さを増し、多くの教授層をまきこみ、一般学生の認識もたかまり、同時に外部への働きかけも活潑であつた。しかしそれだけに当局側の壓力も強くなりまた学生の内部にも小数ではあるが学生運動民主化同盟（学民同）があらわれ反全学連運動を行つた。高瀬文相は、六月一八日新聞記者団との会見で、学生ストを非難する談話を発表し　外部団体のせん動によるものだとした。特に東大では五月末にいたりストライキの責任者として二〇名の自治会委員が停学処分に附された。これは学生運動に対する戦後最初の大量処分であり、大学新聞は、「再びすさぶ暗い谷間」としてこれを傳えた。東大文経両学部は直に抗議ストに入り全学連も再びスト指令を発したのである。此の頃学園の内外は東京では公安條令反対デモに参加した学生十数名が検束され京大でも附属病院の看護婦生徒不採用問題で学生―後に此の事件で学生数十名が退停学処分をうけた―労組側と当局側とが衝突し官憲の干渉により学生の検束をみるなど物情騒然たるものがあつた。

しかしながら、このように強力に展開された大学法反対運動の結果、当局も原案を撤回せざるを得ず、改めて大学管理法起草協議会が設置され、労組、民主主義科学者協会、全学連等からも意見が聽取されることになつたのである。

第三章　婦人運動

終戦後我が國の婦人運動は、婦人に対する政治的法律的諸権利の保証を土台に劃期的な進展をとげた。そのことはまず組織のめさま

しい発展となつてあらわれ、婦人団体や労働組合における婦人部は各地で結成された（後掲表参照）。具体的な活動も活潑に行われたが、特に四七年一一月には、終戦後最初の國際的会合である婦人円卓会議がひらかれ、わが國の婦人運動も一應國際的なつながりをもつにいたつたことは注目にあたいする。しかし一面において、戦後の窮迫した経済的條件と、深刻な國際情勢とは、婦人運動に苦澁の途を歩ましめると同時に、独自の役割を與えたことも否定できない。このことは組織労働者や、特殊の婦人をのぞく一般家庭婦人にまで大衆化することのはばまれている婦人組織の現況と、それにもかかわらず、平和への切実な叫びが現在の事態で大きな意義をもつていることによつても示されているであろう。以下一九四八、九の両年にわたる婦人運動の具体的な展開のあとを辿つてみよう。

一九四八年

一、繊維婦人労働者大会　一九四八年における最初の大きな集会は三月三日繊維産業労働組合同盟主催のもとにひらかれた繊維婦人労働者大会である。日紡、日東紡、鐘紡、日清紡、富士紡、などの紡績五社の婦人組合員約五十名が神田の共立講堂に参集し、それぞれの組合における闘争の報告と、それについての討論の後次のような決議を行つた。

決　議

私達繊維労働者は日本経済再建の原動力としての役割を果している今日、尚極端な低賃金労働を強いられています。

此の様な紡績資本家の飽くなき搾取に対して私達は日本再建という美名のもとに終戦以来默々として低賃金に甘んじて来ました。私達はもう我慢出来ません、もうだまされてはいません、眞に産業の復興を念願するが故にこそ断じて奴隷的賃金を打破しなければならない事を痛感するのであります、私達は資本家に対して繊維労働者も人間であることをはつきり認識させねばならぬのであります。

此の度の賃上要求はこういう意味に於て日本民主化の一翼を担う歴史的なものであることを確信します。私達労働者は組合の推進力となつて要求貫徹の爲には如何なる困難をも辞せず眞に固い団結のもとに一致協力して目的達成の最後まで闘うことを誓います。

昭和二三年三月三日

繊維婦人労働者大会

二、國際婦人デー　戦後の婦人運動は、必しも統一的な行動に終始したわけではなかつた。この運動においても、イデオロギーの対立は時にしばしば表面化したのであつた。四八年において「婦人の日」の設定をめぐり、新日本婦人同盟、民主婦人協会と、共産党婦人部、産別婦人部、婦人民主クラブとの対立は、このことの顯著な事例であるといえよう。すなわち前者はキリスト教女子青年会、日本労働総同盟婦人部などの一三団体で、司法政務次官に就任した社会党の婦人議員榊原千代氏激励のための懇談会を開催したが、その席上日本の婦人が最初の一票を行使した四月一〇日を「婦人の日」として、新國祭日の中に入れる運動を展開することを申合せた。

ところがこれと相前後して、後者は前記の四月一〇日案を否定し三月八日の國際婦人デーを、婦人解放の日として記念しようという意見を強く主張した。両派は活潑な論争をくりひろげ、それぞれ議会にたいするはたらきかけをおこなつた。この論争は、ついに一致した結論を見出すにいたらず、両派はおのおのの主張にもとずいて婦人の日大会の準備をおしすすめた。かくして相次いで二つの婦人の日大会がひらかれることになつたのである。

國際婦人デーは三月八日、日比谷音楽堂で開催され、國鉄、東交、私鉄総連、都職、都教組、及び新日本婦人同盟（三月八日を婦人の日とする決議には加わらないという條件つきで参加）民主保育連盟、朝鮮婦女同盟、社会党各婦人部、青共等の約五千名の婦人が紅白のバラの花を胸につけて参集した。來賓として、中國婦女連盟会長テイ、ジョ、コウ、朝鮮婦女同盟委員長金恩順、ソ同盟婦人代表カスパロワの各氏が出席し、メッセージが送られた。議長には羽仁説子氏が選ばれ、議事に入つた。一、基準法の完全実施、一、安心して食べられる配給を、一、世界永遠の平和確立、一、六・三制完全実施、一、労組関係法規完備、一、労働電力罰金絶対反対、一、乳幼児に保育設備改悪反対、等のスローガンが採たくされ、緊急動議として「三月八日を日本婦人の祝祭日にしよう」「日赤女専の軍國的封建制に抗議運動をおこそう」「織維工場の賃上闘争にメッセージをおくり強力な應援をしよう」「結婚資金を共同闘争しよう」「交通地獄をかんわするため車輛よこせ、窓ガラスをいれよ、山手線に婦人専用車をつくれ、國鉄の復興闘争と一緒に要求しよう」一民生委員の民主的選出等があげられ、政府及び議会へ要求することになつた。

三、「婦人の日」大会

「婦人の日」大会は、さきに三月八日の國際婦人デーを「婦人の日」とすることに反対した諸団体により、共立講堂において講演と映画の会として開催された。この日参加したのは次の諸団体である。國民協同党婦人部、新日本婦人同盟、日本キリスト教婦人矯風会、日本教職員組合婦人部、日本協同組合婦人部、民主自由党婦人部、民主党婦人部、日本労働組合会議婦人部、民主婦人協会、労働組合総同盟婦人部等。

なお「婦人の日」を國祭日とするかどうかの問題は、二つの大会終了後もひきつづき審議されたが、結局議会において「婦人の日」そのものが否定されることになつたのでは終止符がうたれることになつた。しかし両者の対立は後に述べる「平和確立婦人大会」の開催をめぐつて再燃したのである。

四、日本民主婦人協議会（略稱民婦協）の設立　一九四六年一二月一五日、勤労婦人が強制検診を受けたことを契機として各婦人団体をもつて結成された一女性をまもる会」は、四八年四月一九日にいたつて発展的に解消し、労働組合、政党の各婦人部、婦人団体等の三十数団体を含めて、新に日本民主婦人協議会を設立することになつた。

五、各政党の婦人対策　(イ)**共産党**　共産党は、一九四八年五月第二回中央委員会で婦人運動について次のような決定を行つた。

婦人大衆の獲得についての決議

わが党を拡大強化する決意を固めたにもたれた婦人政策拡大会議を轉機として、婦人の問題にたいする党の関心も非常に高まり、婦人の間における活動の生活の苦しみをじかに体験している婦人、最も抵抗力の弱い者として、資本攻勢の第一の犠牲になつている婦人大衆は、勇敢に闘争に立ち上つている。最近における婦人の闘争は、これまでのように、特殊な婦人の要求だけに限られた闘争、また婦人のみの闘争ではなく、不当な税金にたいする闘争、人権じゆうりんにたいする闘争、生活を守るための闘争など、全人民的闘争であり、婦人がこれらの闘争の先頭に立つている例もすくないのである。

（中略）

婦人政策拡大会議においても強調された婦人の間での活動、婦人の組織に就ての全党の無関心は、まだ十分に克服されていない。広はんな婦人をわが党に獲得することは最も重要な党活動の

一つであることを再び確認し、党の全機関、全党員は全力をあげてこのために努力すること。（中略）

二

経営で働く婦人の間では安い賃金、婦人にとつて特に不利な職階制による賃金制度、労働基準法の一方的な実施による強制的配置轉換、事実上の賃金ひき下げ、職場からの閉め出し等にたいする闘争を通じて働く婦人の要求貫徹のために努力すること。特に若い婦人の間では、経済的問題の外に、現在の若い婦人が文化にたいして強い関心をもち、またあこがれともいうべき氣もちをいだいていることを常に考慮しなければならない。（中略）

労組の婦人部についていえば婦人部をもつている労働組合の方が遙かに婦人組合員の活動も活潑であり、婦人組合員の意志も、組合内で強く代表されている。（中略）

三

実生活の窮迫は家庭婦人を急速に党へ近ずけている。砂糖、スモモその他の主食代替による主食の不足と、どこまで上るかわからない主食のヤミ値、子供の教育の問題、母子寮、託兒所增設の要求、内職にたいする要求、その他の闘争を通じて、これまではひつこみがちであつた家庭婦人も、進んで集会に出席し、街頭にも進出しこれらの活動によつて自分の力と団結の力を知りはじめ党へもだんだん入つて来ている。しかしこの点でも党の立ちおくれが認められる。（中略）家庭婦人を組織するためには生活協同組合をはじめとして、われわれ自身の生活を守るための、地域的な民主的婦人団体を作り、組織することが必要である。また、すでに存在する民主的婦人団体の中へも家庭にある党員は積極的に入り、近所の家庭婦人にもすすめて入るようにしなければならない。（中略）

四

婦人の間における党の活動の中でも最も弱い点であり立ちおくれているのは、農村婦人の間での活動である。婦人党員のうちで農村婦人の占める割合は、わずかに二割二分にすぎない。とはいえ農村における闘争の現狀は、不当な供出割当にたいする闘争にしても、また不当な課税にたいする闘争にしても婦人を闘争のラチ外に残しておくことは決してできないのである。反税闘争や、飯米よこせの闘争の先頭に立ち、最も勇敢に闘つているのは、乳のみ兒を背にくくりつけた農村婦人であり老婆である。根ずよく残る封建制度に、自分自身を縛りつけ、またその圧迫の下に、最も苦しんでいるのも農村婦人である。それ故に特に農村の婦人の間では、家庭の中に残つている封建制度を根こそぎにすること、生活文化をたかめるための活動を、きわめて根氣ずよく行わなければならないのである。（以下省略）

(ロ)社会党　社会党婦人部は、一九四八年度、婦人政策として次の運動方針を決定した。

一、婦人に対する政治教育の普及徹底。二、新憲法、新民法、及労働基準法の徹底的実現。三、封建的家族制度を根こそぎにその制定促進。四、優性運動の展開。五、世界平和運動の促進。六、家庭及職場に於ける新生活運動の普及。

六、地域的婦人團体の結成　六月に入つて、東京をはじめ、全國に地域婦人団体が結成されはじめた。戦時中に組織された団体である日本婦人会、愛國婦人会、國防婦人会等で活躍した一部の婦人たちを中心とした文化団体のほか、緊迫してきた食料事情（欠配、遅配）低賃金による生活の困窮と、それにともなう兒童の不良化等の問題を前にして、家庭婦人の組織が自主的にもりあがるにいたつた。これらの婦人団体は、日常絶えず、他の地域団体と横の連絡を

もち「主食の掛賣りを」「物價の値上反対」「惡稅反対」「内職を下さい」「保育所を」「教育費を」といつた要求をかかげて闘つた。

七、全國青年婦人代表者会議　全國青年婦人代表者会議は、全逓、國鉄、電産等の各労組の青年婦人部をはじめ日農青年部、全民青、自治労連、婦人民主クラブなど三八団体の代表者約一、五〇〇名が全國から集り、八月一三、四の両日にわたり明大講堂において開催された。本会議は産別青婦人対策部より「青年婦人の要求を統一して共同の行動を通じ青年婦人戦線の統一が必要である」とよびかけたのに対して各団体でその準備がすすめられて來たものであつた。会議の結論として、地方組織を確立し、その統一をはかることによつてのみ勝利をうることができるという見地のもとに、青年の民主民族戦線の統一をきそとして、彈壓反対、最低賃金制の確立、不正腐敗の摘発、青年の軍國主義的再編成の粉砕、植民地文教政策反対、國家公務員法改悪反対の闘争を強力におし進めることを決定した。

八、平和確立婦人大会　平和確立婦人大会は、八月一四日、新日本婦人同盟、日本基督教女子青年会、母子愛話会、社会党、民自党が中心となり、九段の家政学院で開かれた。議長神近市子、副議長上代たの、司会者藤田たきの各氏により議事がすすめられ「世界の平和は心の平和から」など七つのスローガンの決定を行つた。

これに対して一五日、日比谷小音楽堂では、大日本印刷、電産、全日化、全逓、日映演、保育連盟、青共、婦人民主クラブ、共産党約三、五〇〇名が集り、議長廣江ハル子（全逓）副議長櫛田フキ（婦人民主クラブ）の両氏が推され「平和を望んだり、祈つたりするだけでは眞の平和は実現しない、働く者が楽しく働くことが出來るような社会をきずき上げることなしには平和は訪れない」との議長の挨拶につづいて戦争防止、世界の平和を確立するための七つのスローガンを決定した。以上のように平和確立婦人大会が二つに分れて開かれたのは、大会目前の準備会において議長選出の問題に端をはつし、平和にたいする根本的な見解の相違が明確となつたことによるものである（平和運動の項参照。）

九、物價引下げ運動　八月末にいたつてインフレの昂進とヤミ生活に耐えられなくなつた大阪「主婦の会」がヤミ値下げ運動として肉類不買ストを行い、不買同盟等を作つた。この運動は全國的に波及し、東京においても「もえないマッチ」が配給されたのをきつかけに、奥むめお氏の提唱によつて「不良マッチ追放大会」等が開かれその他、物價引下げ運動が各所に起つた。しかしこの運動にも二つの方向があり、奥氏の動きに批判的な立場をとつている民主婦人協議会、日本協同組合、婦人民主クラブ等の参加団体は、單なるヤミ撲滅、不買運動から一歩進んで消費者の立場からは「主食の完全配給、丸公の引下げ」を要求し、又業者と消費者との公聽会を開き消費者は「なぜ價格が高いのか」との質問に、業者は「人件費と目茶苦茶な税金のかけ方にある」等、消費者と業者が一体となつて根本問題を追求し丸公引下げ運動の方向へ向つた。

一九四九年

一、國際婦人デー　四九年度における三月八日の國際婦人デーは全國各地で大会や前夜祭が行われた。東京では全逓、全官労、婦人民主クラブ、大田、杉並各婦協、各組合青婦人部等一一七団体が日比谷公園音楽堂に参集した。一九四八年にくらべると男性と、子供ずれの主婦の参加したことが特徴的であり、臨時の托兒所も設けられた。又参加者は一九四八年の三倍の一五、〇〇〇名をかぞえ、全逓婦人部長小島とし子氏の司会で進められたが、世界婦人連盟大会、ブルガリヤの婦人同盟からのメッセージが送られ、引きつづいて討議に入り「平和への祈り」の下に次の十数項目の要求が満場の拍手の

うちに可決された。

一、私達の家庭、私達の職場を守ろう。一、子供の健康と教育を守れ。一、戦争反対世界の平和を守れ。一、自由と平和と独立のために力を合せよう。

の四つの中心スローガンと、職場の問題、家庭の問題、教育文化の問題、戦線統一問題（以下省略）についての要求が決定された。議事終了後各代表は首相官邸に向い決議文を手交し、一方デモ行進を行つた。

二、「婦人の日」大会　第二回婦人の日大会は民自党から共産党までをふくむ各政党、労組、婦人団体が集り、四月一〇日日比谷公会堂で高田直子（日教組）氏を議長に開かれた。この日ルーズベルト夫人から祝電がおくられ、ウイード女史からも祝辞がのべられ、つずいて次の大会宣言、スローガンが決議された。

宣　言

われわれは政治的には一おう解放されたが悪條件は山積し、民主主義は空まわりしている。（中略）戦争のもたらした苦悩は足かせとなつて婦人の前進を阻み、今また戦争の危機が世界を覆おうとしている。しかし戦争のなかからこの解放を得た私達は実質的な解放をも同時に得るためにも、また戦争ほう棄にまい進することをちかう。

一、性別による不当かく首絶対反対。一、職場に於ける男女の実質的平等の獲得。一、労働基準法の完全実施。一、最低賃金制確立、不当課税反対。一、家庭生活の社会化を。一、一八〇万の未亡人に仕事と家を。一、農村から根強い因習を追放せよ。一、運賃物價値上絶対反対。一、講和会議の締結促進。一、戦争はいやです。婦人の力で平和を守ろう。

三、婦人團体協議会（略稱婦團協）の結成　婦人の日大会に引きつづき婦人戦線統一のため、婦人団体協議会が結成された。この会の目的及び性格は「婦人及び子供の生活、地位向上のため、相互協力を必要とする場合は共同運動をするための連絡協議機関である」とうたわれ加入団体は四六団体とされてある。婦団協としてとり上げたのは次の問題であつた。

一、性病予防対策。一、賣春等処罰法案の審議について独自の改正案作成。一、婦人少年局、児童局の存置並に両局の強化拡充運動。一、婦人なるが故のかく首反対。一、婦人平和大会の開催等。一、社会保障制度の即時実施へ。一、婦人よ自ら封建の鉄鎖を断ち切れ。一、今だ！固く結ぼう、職場と家庭と。一、子供の愛育は國家の手で。

四、生活を守る主婦大会　都下田無町婦人協議会準備会では五月二〇日羽仁説子、櫛田フキの両氏をまねき、会員及び主婦約一五〇名参集のもとに、一、主食の掛賣りを認めよ、一、教育予算の増額、一、生活品の共同購入、一、保育所の設置並に町営にせよ、等を討議、署名運動によつて区労協と共同闘争へ向う事等が決議された。

五、國鉄婦人部大会　この大会は五月三一日、六月一日の両日にわたり、兵庫縣城崎町で代議員一七〇名傍聴者三〇〇名が参加し開会された。女子従業員三万名が首切り定員法の対象になつているおりから二日目は運動方針について白熱的討論が行われ、すべての闘いを國鉄復興と亡國吉田内閣打倒の一点に集中し、満場一致で次の事が決定された。

一、亡國吉田内閣打倒、一、首切反対、文化と教育をわれわれの手で守れ、一、婦人戦線の統一（以下省略）等一一項目。その他具体的な闘い方として、一、各支部、分会は日本青年会議、日本民主婦人協議会などあらゆる民主的青年婦人団体に積極的に

働きかけて青年婦人戦線統一に乗り出す、一、職場の復興と労働條件向上のため各職場ごとに職場委員会を設けて大衆討議によつて合理的な具体策をたて、これを推進する、一、農漁民、市民、中小企業者とむすび権力闘争を強化する」

などを決定した。

六、青年婦人けつ起大会　大阪の民主青年合同会議では七月一九日中の島公園で約三千の各民主団体の青年婦人がものものしく会場をとりまく警官の人垣の中で「産業防衛会議の結成」「ブル新をたたき出せ」の二つの緊急動議を決定したのち市中デモを行つた。

七、働く婦人の福祉増進週間　八月一日より七日間、婦人の福祉増進運動が労働省を中心に行われた。なお一日にはNHK、労働省共催で「働く婦人の中央大会」が開かれた。

八、婦人平和大会　八月一四日、婦団協主催の平和大会は神田中央大学で催された。その他各地で「平和を守る婦人大会」が開かれ、平和を望む声が大きくとりあげられた。

婦人平和大会宣言

総ての人々の生活を破壊する戦争は特に婦人の上に最も大きな犠牲を負わして来ました。

終戦後第四回目の記念日を迎え漸く建設の意欲をもつて立上ろうとしている今日再び戦争の不安が感じられることは私達にとつては眞に大きな問題であります。

失業者はますます増える一方で給料の遅拂不拂や重い税金その他で生活は一層苦しくなるばかりか子供の教育すらも満足に行われていない現在の狀態です。

このような苦しい生活に置かれて私達は今自分達の生活を守ることで必死であります。この窮乏とのたたかいは同時に平和への熾烈な念願であり私達は私達の力と誇りにかけて自由と平和を守ることに起ち上りました。

あらゆる暴力と戦争に対し強くこれを否定し生活の不安の原因が何であるかをはつきりつかんで平和を守る運動を起して行かなければなりません。

そして同時にこの平和を破壊しようとするものに対してはあくまでも私達の団結の力で反対して行かなければならないのであります。婦人と子供の生活を守るためにあらゆる婦人団体によつてつくられた婦人団体協議会は本日の平和大会にあたり一致団結して婦人と子供の生活を守り祖國の平和と自由のために世界の婦人と手を握り次のスローガンの実現に邁進することを宣言するものであります。

スローガン

一・どんな戦争ももうこりごり。二、世界の平和は婦人の手で。三、産業を起し愛する祖國を守りましよう。四、講和会議を一日も早く。

一九四九年八月一四日　婦人平和大会

九、失業反対婦人同盟　八月一一、二日の二日間にわたり日本交通協会講堂で失業反対婦人大会が開かれ、國鉄、全逓、東芝、日立龜有その他四五団体單産婦人部長、子供を抱えた主婦など百五〇名が参加し「主婦も組合の人達と一緒に団結して闘争をしなければならない」即ち家庭と職場をつないでゆかなければ勝つことができないということを中心に熱心な討議が行われた。

十、日本婦人会議　アジア婦人会議は、一九五〇年一月六日から北京でアジア諸國の婦人代表が集つて開らかれ、日本にも招請狀が來たが、許可が出ず出席出來ない爲、北京の会議に呼應してアジア婦人会議日本大会が一二月一六、一七日の両日下谷公会堂でひらかれた。議長羽仁說子、櫛田フキ、金恩順氏らが選出され会議の中心

であつた生活問題の討論が行われ、二日目は子供の問題についてしんけんな討論及び報告がされた。「越多資金よこせ」「主食、電氣、ガス、運賃の値上げ反対」「托兒所を國庫ふたんでたてろ」（以下省略）等十二項目にわたる生活と平和を守る決議を行い、これを國会へ要求するとともに各地で具体的行動にうつすことをきめた。後にこの会議の報告書がまとめられ「日本の婦人と子供」が世界の婦人に訴うという題名のもとに、アジア婦人会議参加実行委員会から出版された。

一一、年越し要求大会　東京では一七日人民廣場で越年資金獲得総蹶起大会が開らかれ各労組員、子供をおぶつた主婦連の参加も目立ち、約二万人が集つた。

以上一九四八年、一九四九年の婦人運動を総括すると次のようにいうことができる。すなわち戰後刻々と激しくなつた生活苦は、四八年四九年においてより一層拍車がかけられ、加うるに全産業界にわたつて最大のクビキリ旋風がふきまくり、又三原則による賃金の統制、労働法規改訂、経済九原則の実施等々、強化されてきた資本攻勢は、一九四九年に入りドッジ公使の來日、七月には二八万人の行政整理の強行となり、労働陣営は勿論、市民、農民、婦人をも含め地域ごとに結ばれた闘争即ち産業防衛闘争が京浜地区をはじめ全國にひろがつた。この眞只中に婦人運動も活潑化し、家庭の主婦と職場との結合のもとに婦人の戰線統一が組織された。この組織は微力ながらも各所で成果を上げた。すなわち蚕糸の女子労働者は四、一八〇円ベースを要求して蚕糸の歴史はじまつて以來の組織的波狀ストライキを起し「女工哀史」の面目を一新した。又生理休暇をへらされた全官公の婦人も人事院に抗議を申し入れ、全逓中の首切話りに対しても職場死守の勇敢な闘争が活潑に行われた。一方主婦達は低賃金、首切り、主食の遅配に苦しみ、井戸端会議から組織的な闘争へ移り「主食かけ賣り」「子供のミルクよこせ」「托兒所をよこせ」を要求するなど、主婦も台所から出て、夫をはげまし、職場へ出て、労働者と共同闘争の形へと向つて來た。次に重要なのは、農村婦人の問題であり、一九四七年四月の農林省調査によると、農家総人口は三、五九一万人（総人口の四五％）その中農業労働に従事する人口は一、八五九万人、女子は九六〇万余で、男子より多く、五二％にあたり日本では大きな比重をしめている。敗戰後、連合國の日本管理法による農地改革によつて、收穫の半分にも近く高い小作料は一應解消されたが、これに代つて低米價、強権による供出、重税が押しつけられ、窮乏のふちに追い込まれた。これ等の狀態は農村の婦人により以上の負担となつた。農村の窮境はいわゆる人身賣買事件等の結果としてあらわれ、労働省婦人少年局の調査によると、福島縣、山形縣が中心でなかでも福島縣は総数の約半数を占めており、次いで栃木、新潟、茨城となつている。このような狀態にあるにもかかわらず、農村婦人の運動は、都市に比較して極めて低調だつたといえるであろう。

婦人團体録

△婦人団体協議会、東京都千代田区永田町一ノ一（電銀座八〇四）
民自党、社会党、共産党、國協党各婦人部、産別、総同盟各労組婦人部、地域婦人団体、一般婦人団体など五〇に近い団体が加入し、婦人子供に関係ある問題を取り上げ、連絡協議し共同運動を行う。

△日本女子勤労連盟、東京都中野区沼袋町五四九（電中野三一三六）責任者浜田糸衛、婦人の文化啓蒙を目的とし、一九四五年一〇月創立、会員約一〇〇〇名。

△新日本婦人同盟、世田谷区世田谷二ノ二四〇八（電世田谷四四二八）藤田たき、婦人に対する政治啓蒙運動を目的とす、会員約

四〇〇〇名。

△主婦連合会、千代田区内幸町一ノ二大蔵省別館内（電銀座六八六四）奥むめお、文化啓蒙。

△民主婦人連盟、澁谷区千駄谷五ノ八八九（電淀橋一六七四）山川菊栄、文化啓蒙、五〇〇名。

△婦人民主クラブ、港区新橋七ノ一二（電芝四四六八）委員長兼書記長櫛田フキ、婦人解放と日本の民主化、世界平和確立のために広汎な婦人組織「婦人民主新聞」の発行、書籍出版、講演会、生活相談所、保育所等その他各種の部門を設置し、活潑な運動を行っている。約七〇〇〇〇名。

△民主保育連盟、港区新橋七ノ一二文化工業会館内、羽仁説子、乳幼児を守り正しく教育するため保育所施設運動を目的とする、会員約三〇〇名。

△日本民主婦人協議会、港区新橋七ノ一二文化工業会館内、産別労組婦人対策部、全逓労組中央本部、婦人民主クラブ、共産党婦人部、その他約三〇余団体の連合体で民主的な婦人団体の連絡協議を目的とす。

△大学婦人協会、杉並区荻窪東京女子大内、天達文子、会員五〇〇名よりなる。

△婦人経済連盟、台東区上野花園町四、理事長竹内壽惠。

△國際女子親善協会、世田谷区新町二ノ三二三（電世田谷五五四一）鈴木珠子、文化運動。

△農村婦人協会、千代田区丸ノ内一ノ三、帝農ビル内（電丸ノ内一〇六九）会長河崎なつ、農村婦人の解放を目的とする。

△日本基督教婦人矯風会、新宿区百人町三ノ三六〇、岸登恒子、世界の平和、純潔、廃酒、

△労働組合婦人部

△全日本産業別労働組合婦人対策部、港区新橋七ノ一二（電芝三一〇五、三〇〇五）猿渡文子、約一七〇万名、労働婦人の解放。

△全逓労働組合婦人部、港区芝公園四号地（電芝二九七〇—四、二四九五）婦人部長小島利子、約一二万名労働婦人の地位の向上。

△國鉄労働組合婦人部、千代田区運輸省内（電日本橋一六八九）、三〇二〇〇名、婦人部長丸沢三千代。

△全日本労働組合連盟婦人対策部、港区芝公園六号地、中央労働学園内（電芝一一三一—五）。

△日本労働組合総同盟婦人対策部、港区芝三田四國町二ノ六（電三田五一九七—八）。赤松常子、約二四万名。

△日本教職員組合婦人部、千代田区神田一ツ橋教育会館内（電九段一一三四—七）高田なお子。

政党婦人部

△民自党婦人部、千代田区永田町一、中山マサ。

△日本民主党婦人部、千代田区内幸町櫻田会館内（電銀座四〇八〇）木内キヨウ。

△日本共産党中央婦人部、澁谷区千駄谷四ノ七一四（電赤坂六三二）野坂竜。

△日本社会党婦人部、千代田区永田町一ノ四（電銀座一五一四）、山崎道子。

△國民協同党婦人部、港区赤坂新町三ノ一七（電赤坂三四九七—八）堀井勇子。

第四章　労農救援活動

一、労農救援組織　一九四五年八月一五日を轉機として、人民解

放運動が再建されるや、戰災者、遺族、在外同胞の家族、引揚者、復員者等の一般戰爭犧牲者に対する大衆的救援活動として、四六年一月勤労者生活擁護協会が組織されたが、右協会は同年一二月、その組織構成を個人加盟から、組織労働者の経営に於ける団体加盟に轉換し、その目的も一労農勤労市民の基本的人権擁護と、その解放運動に対する援助及び犧牲者並にその家族の救援」に限定明記し、ここに労農救援活動の唯一の全國的組織としての労農運動救援会が発足し、四七年中に六七〇万組織労働者の経営に於ける団体加盟を見て四八年を迎えたのである。

四八年は片山首班内閣の外資導入、「組合健全化」の政策、芦田内閣の出現に應じて、愛光堂、日本タイプ、阪神朝鮮人教育問題、福井公安條例、政令二〇一号による二、〇〇〇名の労働者検挙、三島製紙事件、東宝事件、日立八・二四事件、全逓清水事件など一連の彈壓に対して、廣般な人民が抗議に起ち上り、次いで同年秋、芦田内閣の退陣に続く吉田内閣は組閣早々、電産、全日化、日鉄、金属鉱山等を中心に、北九州に彈壓の嵐を起し、東京では中央電話局事件を惹起し、第三國会で改訂公務員法を通過せしめ、経済三原則を強行するに至つた。ここに労農運動の犧牲者は続出し、必然的に救援活動の比重は増大し、それぞれ犧牲者を出した団体が救援に起つたばかりでなく、労農運動救援会、朝鮮解放救援会を中心に、各労組、民主団体も協力して大衆的救援カンパを展開し、全逓、國鉄その他の有力組合では組合員救援規定を夫々設けて救援金の積立を行つた。かくして各單位組合乃至産業別の救援組織が一方に於て着々形成されると共に四七年中には東京、神奈川、大阪等に過ぎなかつた救援会の支部組織も、三月盛岡、四月石川、五月松山、六月岩手、北海道、長野、八月静岡、新潟、一一月山口と、全國各地の重要地点に於て全逓、金属、國鉄等の組合下部組織の団体加盟によつて作られた。即ち四八年は全國的に救援組織拡大の年であつた。

しかし尚農村に於ける救援組織の確立は貧弱であり、そのため地方巡回オルグ派遣、財政補助等が行われ、又救援会第三回全國大会は一二月九日「組合の枠を超えた組織的統一的な大衆的救援活動の必要性」を自己批判している。

四八年末より四九年初めにかけて、労働者を先頭とする労農市民進歩的文化人の間の政治戰線統一が社共労農の合同闘争の形で全國的に捲き起つたが、これは直接に救援活動の戰線統一に結びついた。

又、四九年初頭の総選挙の結果、民自党の議会内絶対多数確保を基礎として、労働法規の改訂、ドッジ・ラインによる企業整備、行政整理の断行、農村の追加供出、中小商工業者に対する所得税加重、大衆課税の強化等の資本家的政策が顕著になるに及び、それに対して同年前半に於ては救援活動の大衆組織化は急速に進展した。即ち従來、全逓には彈壓対策部、國鉄には救援部、その他各労組内には救援共済担当の部が設置されて救援活動をしていたが、二月一日の日本労農救援会（從來の労農運動救援会は四八年一二月九日第三回全國大会に於て名称を変更した）中央常任委員会は「現在の情勢の下に於てこのように分割された救援活動では不十分であり、大きく躍進する闘争の犧牲者は労働階級全体の犧牲者として強力な救援活動が全國的規模に於て展開されねばならない」と決議した。そしてこの主旨により各労組と救援会の共同対策を議する救援懇談会が作られ、全逓第八回中央委員会が、同組合の彈壓対策部を発展的に解消して傘下組織三六万人を一挙に救援会組織へ加入せしめた外、三月一日東芝労連の二八、〇〇〇名、四月二〇日全造船、四月二二日國鉄つづいて日電連合、全商工、全公団、全木材、日農、全官労、全國セメント、新日本文学会、日本帰還者同盟、日通関東地区本部等が、

夫々救援会に団体加入するに至つた。かくして救援会の地方組織も四九年前半には、熊本、宮崎、福井、静岡、千葉、茨城、山梨の各地に支部が出來、廣島、京都、福島、宮城支部では再組織強化策が行われ、旭川、小田原、川崎には地区組織が、更にこれらの成果の上に地方協議会組織も結成されるに至つた。

このように四九年前半には救援組織は彈壓政策に呼應して発展したのであるが、後半に至ると、國鉄、全逓を筆頭とする全官公廳の行政整理による労働戰線の分裂は、必然的に救援戰線の分裂を導き、救援会組織よりの脱退が顯著に現われ始めた。即ち既に四八年中政令二〇一号違反事件の場合、國鉄民同派は左派犠牲者に対する救援を拒否する態度に出ていたが、四九年後半には左右勢力の交替に伴い、民同派が主導権を握つた組合である國鉄、電産、全進労、日電連合等の救援会本部脱退を始め、下部組合組織の救援会支部脱退が続出するに至つた。また組織活動は常に財政活動と表裏し、労組および救援会の財政悪化のため救援活動は弱体化し、実質的に機能を喪失する所も発生し、救援活動の対象増大に反比例して、極めて苦難に充ちた形相をとり始めた。救援会第四回大会は同年一二月一日この組織弱化を自己批判して、(イ)宣傳啓蒙活動の不足、(ロ)日常の世話役活動の不足、(ハ)財政の組合会計依存、(ニ)事務局引廻主義と機関の未確立、(ホ)会員の救援意識の欠如等を挙げている。しかし右派組合に於ける救援活動には一般的に見るべきものがない。

二、労農救援活動　具体的な救援活動としては各種労農運動に対する彈壓が法規の運用による國家権力の発動によつて行われるため民事、刑事を問わず法律活動と、國家権力の発動としての救援は四八、四九年を通じ常に活潑に展開された。又医療活動による救援も四八年中はなお微弱であつたが四九年に入り、医療救援組織の強化と共にその機能も拡大し、特に四九年に入つて後は失業ならびに一般的生活危機の深化に伴い社会厚生活動的救援が大衆の生活防衛運動として擡頭した。

(1)**法律活動**　四八年には後記の如き無数の事件発生にともない犠牲者数も急激に増加したが、これに対処して自由法曹団を中心とする公判闘争は「反ファッショ闘争の一環として階級裁判の本質を暴露する」という立場からおこなわれ、また大衆の力により刑事被告人を無罪釈放させる為に法廷外大衆闘争との有機的統一を重視した。大衆団体は各事件ごとに自由法曹団関係労農弁護士との緊密な連絡をとり、面会、差入、留置場、刑務所内の犠牲者の待遇改善交渉、釈放署名運動等が活潑に展開された。更に理論的な面では労農弁護士、産別全法協、民科法律部会、進歩的法学者等によつて絶えず研究が行われ、その成果は公判闘争に大きな力を與えた。特に東洋合成、愛光堂、日本タイプ、東洋時計等に現われた生産管理対策としては これらの闘争経験、資料判例に基く研究が重ねられ、関係検事を職権濫用罪として告訴し、芦田政令を始め彈壓諸処分に対する違憲取消訴訟も提起された。

四八年度中に於ける主要事件を列挙すると

(イ)阪神摘発闘争事件　一月一二日大阪久保田鉄工所の四六名の軍事裁判起訴に対しては救援会より対日理事会四カ國代表に対する歎願書が提出され、また尼ケ崎扶桑鋼管では一三名が起訴された。(ロ)泉機械生管彈壓事件　桐生に発生したわが國最初の生管事件で二五名が検挙された。(ハ)全逓東搬工事件　六三万人の釈放歎願の署名が集つた。(ニ)愛光堂生管事件　一一名起訴。(ホ)日本タイプ事件　二九七名検挙、五二名が起訴。(ヘ)朝鮮人教育問題　被検挙者総数三、〇七六名中二〇七名起訴。四月二四日神戸憲兵司令部は非常事態宣言を発し、二六日大阪府廳に対する三万人の抗議デモに当り一名射殺され一名の少女重傷を負う。この彈壓には朝鮮解放救援会と共に日本人の民主陣営も起上り東京より有名文化人、労組指導者による調査団

が派遣され、四九年中頃迄に釈放署名数二五〇万、救援金五八万円を算えた。(ト)政令二〇一号違反事件　被検挙者数約二、〇〇〇名中四〇〇名起訴、戦後最大の事件で全國的救援活動が展開されたが、特に刑事公判闘争と併行して関係労組、民擁同、自由法曹団を原告とする本政令に基く行政処分取消の訴訟が闘われた。(チ)そのほか三島製紙事件（三〇名起訴）電産北見分会事件（一五名起訴）下松東洋鋼板事件（一〇名起訴）理研小千谷生管事件（二七名起訴）のほか、金沢ゴム長、山梨究科工業、メトロ映画劇場、全逓清水事件等々國内事件のほか軍事裁判としては前掲(イ)(ヘ)のほか全逓札幌電話局事件、横須賀事件、猪苗代電源スト事件、全逓旭川プレスコード違反事件、東宝田畑事件、新潟舌禍事件、都教委選挙事件、小倉デモ事件、朝鮮人民共和國國旗掲揚事件、高倉テル事件、電産沼倉事件等が数えられる。

次いで四九年に入ってからの重要事件は、(イ)五、三〇・三一事件即ち都公安條例反対事件に於ては、六月一日全労連、民擁同、大金属、産別、民商等八〇余団体代表による公安條例反対共闘委員会が犠牲者救援を統一的に行うこととなり、犠牲者調査、差入、公判対策を講じ、救援資金カンパを行い、各犠牲者を出した団体が常駐的に動員して調査活動、資金活動、救援活動グループを編成し、六月一八日には救援会を中心として、弾圧反対救援懇談会を結成し、自由法曹団による公判闘争に備えて、写眞記録による証拠品または証人の蒐集確保につとめた。そのほか(ロ)松本治一郎氏追放取消運動、(ハ)豊和工業事件、一一八名検挙、(ニ)西條事件二八名検挙、(ホ)廣島日鋼事件三〇名検挙一〇名重傷、三二五名軽傷、(ヘ)横浜人民電車事件四七名起訴、(ト)東芝加茂事件一四一名検挙、一二名起訴、(チ)平事件約一五〇名起訴、(リ)三鷹事件、(ヌ)松川事件、(ル)朝連並に民青解散事件、(ヲ)引揚者出迎のポ政令違反事件等々の國内事件のほか軍事裁判としては佐賀の和田浩事件、世田谷民商事件、全財平石事件、和歌山プレスコード事件、埼玉教育事件等があげられる。特に三鷹事件の公判は四九年一一月四日より東京地裁で開始され、東京地方の労働者は法廷に入り切れない程の動員が行われ、職場の代表を傍聴させ、職場に帰つて報告会を開き、又公判速報を出す等、法廷闘争を職場に持込み、職場の問題と結びつけて、職場の中から三鷹救援活動がもり上るように努め、歴史的公判闘争が、被告、弁護士、全國的労組、民主団体、救援会の緊密な連絡の上に進められた。なお四九年に勝訴した刑事公判闘争は、(イ)北海道全逓深川局事件、(ロ)同電産北見事件、(ハ)全石炭奈井鉱事件、(ニ)世田谷民商事件、(ホ)國鉄名古屋機関区芦田政令違反事件、(ヘ)大和製鋼生管事件、(ト)警察官始末書問題、(チ)山口縣東洋鋼板事件、(リ)福岡三支炭坑事件で大和製鋼生管事件が刑の免除を得た外は全部無罪を獲得する成果をあげた。

(2)医療活動　労農運動の弾圧激化と生活の窮乏化は、健康の破壊をもたらし、この爲の費用が増加する結果、医療問題は人民生活の中で極めて重要な地位を占めるに至つた。ここに労農救援会は医療活動の基本方針を「人民の健康を守る必要な條件を作り出す爲に医者と人民の爲に世話をやくこと」にありとし、民主的診療所の建設、官公立病院の活用、生活保護法による医療保護の獲得、健康保険の全額國庫負担の要求、診療活動の具体的形態としての予防衛生、健康相談、巡回診療、集団検診等極めて廣般な部面に於て医療活動が行われた。

四八年五月四日、救援会第二中委は医療救援の活動方針として、A、医療救援に参加した医師のいる病院に班を作り救援会の班として出動させること、B、全逓、國鉄その他有力組合の病院にも親組合より連絡して班を作ること、C、医科学生の動員、D、救援会として医務室的な診療所を持ちその医師を機動的に活動せしめることな

どが決定されたが、その直後神奈川縣では縣下の進歩的医師および医療関係者により神奈川医療懇談会が組織され、各労組、女性解放の会等と提携して講演会、講習会の開催、一般的医療、産児調節、特に社会保険改革を目指して、A、保険医に対する薬品の優先配給、B、保険事務の簡易化などを検討、実践に移し、又八月一日救援会東京支部に医務室が開設され、これを更に拡大して一一月二四日から本部直属の芝診療所として発足し、これ迄の医療活動としての街頭集会、突発事件に対する救護班出動の枠を破り診療基地をもつに至つた。そのほか民主的医療団たる関西医療民主化同盟、新日本医師連盟が提唱し、國病労組、國療従組、全医協薬全協、患者同盟、インターン連盟等が中心となつて一〇月二四、五両日の医療民主会議結成大会が開かれた。このように民主的医療団体ならびに保健団体が統一されて勤労人民と共に医療民主化の為一歩前進したことは注目に値する。更に一〇月二三日新日本医師同盟第三回総会は四〇名の代表によつて、医療民主化全國会議対策、並に戰線統一が討議された結果、北海道医療民主協会、神奈川医療懇談会、関西医療民主化同盟、奈良医療保険医同盟等が統一され、新日本医師協会として一二月結成大会がひらかれた。一二月五日には進歩的医師による病院診療所の運営を緊密な連絡のもとに発展させる為に、板橋自由病院で診療所連合会が開かれ、材料共同購入、人事交流、経済的協力に固い組織力を発揮することとなつた。参加団体は東京自由病院北区労働者クラブ診療所、上山医院、代々木診療所、芝診療所、小豆沢診療所、馬橋診療所、中久木、泉歯科医、(以上東京)、片瀬病院榊原、大庭病院等であつた。

四九年には横浜、名古屋、金沢、福岡、新潟などに新らしく診療所が開設され、單に診療に來る患者を診るだけでなく、工場事業場ならびに農村への巡回診療を行い、治療費に悩む患者達の為には直ぐに民生委員に交渉して、生活、医療保護手続を進め、健康保険制度の矛盾が増大深化するに伴い、大阪では全額國庫負担制度を闘いとるため医師と患者(人民)を結びつける世話活動が為された。

なお医療救援班は四八、九両年を通じ、大衆集会、デモ等の時には欠かさず現地に派遣され、警官隊との衝突による負傷者に應急手当を施し、被検束者を各警察留置場、刑務所に訪ねて健康診断をし、病弱犠牲者を釈放させた例も多い。特に震災水害等の際の救護活動は特記すべく、現地派遣の救護班は食料薬品の分配、診療、治療に活潑な活動を行つた。

(3)社会厚生活動 四九年に入り失業者は激増し、賃金遅欠配で半失業狀態が顯著となるに伴い、勤労大衆が相互扶助の精神により、破壊に瀕する生活を防衛しつつ、首切りと失業に反対する闘争を行つたが、この闘争における犠牲者の救援が問題となり、ここに救援活動は必然的に社会厚生活動へと分野を拡大するにいたつた。二月二四日各民主政党、國鉄、全逓ほか有力組合、民教協、保育連盟、医療民主化協会、民主的診療所連合会、社会事業専門学校など都内二一団体が参加し、(一)既設の大衆收奪的な、偽善的、官僚的社会厚生事業施設の民主化と人民管理、(二)新らしい人民の社会厚生保護事業、(三)施設の拡充等を採り上げ大衆団体と共同して官僚機構打倒の統一戰線を結集し、綜合的な権力闘争に発展させる必要が強調され、医療、保育、授産、生協組等の市民団体と労農運動の全面的統一共同闘争を推進し、生活保護法、労働基準法、医療厚生関係諸法規を活用して人民の生活防衛闘争を廣汎に組織化しようとする氣運が急速に高まつた。例えば救援会が新潟で東芝加茂爭議団の為に行商用商品や内職斡旋、組合員および家族の為の法律、医療相談の活動を行つたことや、人民電車闘爭の頃、神奈川では國鉄等の闘爭労組と生活協

同組合等に救援会支部も加わり、宣傳活動と財政活動を結びつけた自治体制としていわゆる共同兵站活動が起り「組合は資金を、協同組合は物資を、家族会は人を」提供し、闘争資金、彈壓対策資金の獲得、官憲勢力の分散、警官の中立化を図り、被馘首犠牲者が会社の社宅、寮から追い出されるのに対して借家人組合の活動が東京、神奈川、群馬等で行われた。また神奈川の川崎地区では救援会が先頭になり、主婦達の主食掛買、生活保護法適用闘争が発展し、大阪では馘首された技術者達により共同兵站活動の為、製薬会社が作られ、その製品を救援会の斡旋によつて失業労働者が取扱い居住地活動に直結させている。このように四八年には見られなかつた社会厚生活動の新らしい発展が見られたが、全体としては未だ力弱く、個々の犠牲者救援活動に追われていた。即ち失業対策にしても四九年後半に至り日農と提携して労農相互扶助対策を講じ、神奈川、愛知を始め全國各地に地区または組合、産業別に失業者同盟が結成され失業保険認定の週一回制、保険費の就職時迄の延長、引揚者への失業保険適用などを制度化する闘争が起り、京浜各地に職業安定所に対する職よこせデモが行われたが、いずれも救援としては消極的活動の域を脱し得なかつた。

(4) **その他の救援活動**　(イ)震災時に於ける救援活動としては、先ず四八年二月一五日東京青山引揚戰災者寮の燒失に当り、五万円の救援金カンパ、共産党代々木診療所の無料診療、婦人班を組織しての寄贈物資の整理、自主的配給、住宅斡旋交渉が行われ、且これを契機に都下不良住宅一掃を目指し全逓、都職、借家人組合等により集団住宅災害対策委員会が組織された。同年六月二八日福井、石川両縣を襲つた北陸地震に際しては、地元民主団体はもとより全國労組および民主団体が直ちに救援活動に起上り、中央では全労連と救援全國労農民主団体協議会が結成され、提唱で七月三日北陸震災救援活動が展開され、一七〇万円の救援金カンパ、右協議会より延一、二〇一人の調査団および医療班の派遣があつた。この救援活動に際し、福井市で全國最初の災害公安條例が施行され、救援活動家、医療班の縣外追放條例ならびに軽犯罪法違反検挙事件が起つた。続いて七月の和歌山縣下の大水害、九月一一日の北九州長崎、佐賀、一六日関東、東北地方一帯のアイオン台風被害に於ては特に岩手縣民主団体水害対策委員会の活動が注目される。四九年に入つてからは、五月六日の北海道石狩、天塩両河氾濫に際して右同様協議会が組織されて政府及関係当局への政策抗議、基金カンパ、医療活動、生保法、災害扶助法の適用要求があり、八月三一日東京江東地区水害、一二月二六日栃木縣今市地震に当つては食糧配給、薬品支給予防衛生医療活動等目ざましいものがあつた。

(ロ)救援を目的とする人民大会、署名運動展開、犠牲者釈放デモは各種彈壓発生に呼應して四八、九年を通じ全國的に組織展開されたが、四八年には日本タイプ事件を契機に東京に結成された不当彈壓共同防衛委員会、および大阪に於て五月一四日朝連、電産、武田薬工等二七団体で組織された人権擁護共闘委員会、八月三一日結成の芦田政令犠牲者救援対策協議会、四九年には六月の都公安條例反対共闘委員会、五・三一事件彈壓反対救援懇談会があり、八月の三鷹松川対策委員会の組織は全國的な救援体制を確立した。

(ハ)犠牲者家族の生活は一家の働手を奪われて極めて困難であり、家族救援活動は常に行われて來たが、四九年に入つてからは救援活動が、生活防衛活動、大衆的戰線統一への色彩を強化するに伴い、家族自身が自覚をもつて救援活動の先頭に立つようになり、各種家族会の組織が注目される。即ち四九年六月三日および八日には五・三一事件犠牲者家族会が出獄者を含めて作られ、対日理事会、極東委員会への訴願、公判闘争の敢行、担当判検事への抗議を決議し、三鷹

事件では犠牲者家族会が、家族同志の相互激励、各団体の集合出席、街頭宣傳、検察廳や刑務所に対するデモ、生活維持の爲の共同賣店設置等を爲し、また松川事件では、福島市の國鉄および松川の東芝を中心とする家族会が出來て、同事件救援の先頭に立ち、労農救援会福島支部結成の拠点とさえなつた。

また四八、九両年共三月一八日に青山墓地「無名戰士の墓」に於て各種民主団体、民主政党、労組により解放運動史上の犠牲者合同追悼会が挙行された。

かくして労農救援の主潮は組織形成期に当る四八年から、四九年は彈壓強化に伴う組合分裂の危機に抗しつつ勤労人民の政党政派を超えた救援統一戰線の強化が自覚された。即ち、従來の救援活動が集中的彈壓の特定犠牲者の救援に追われた結果その財政力と救援基金の弱小を補うため大衆に画一的救援カンパを訴える方法がとられていたが、犠牲者救援の概念を廣く資本家的政策による犠牲者に及ぼし、生活破綻防衛の爲の社会保障要求の活動も、彈壓による犠牲者救援活動も同様に基本的人権擁護の闘いであり、労働階級を中心とした廣汎な大衆的闘争の一環として救援活動をおし進める必要のあることを痛感させた。

第五章　主な集会・デモンストレーション

一九四八年度

1　全官労要求貫徹大会(東京)　二月二八日、全官労傘下組合員約一万参集、最低賃金制確立要求を貫徹するため新給與体系による二、九二〇円案に反対する旨を決議した。

2　惡法反対人民大会(大阪)　三月一日、労働者、中小業者、農民、市民八万を結集「亡國的税制絶対反対、労働諸法規改惡絶対反対、共同闘争による民主戰線の確立」の三スローガンを可決した。

3　労働法規改惡反対大衆課税反対・人民大会(東京)三月一九日　労働法規改惡反対東京地方共闘委主催で開かれ、全逓、國鉄、全財全官労、大金属、私鉄総連、電産など一九單産約五万が参集、首相、労相、両院議長、中労委、都廳あて回答期限ずき決議文を可決した。

4　第一九回メーデー五月一日　東京中央大会は、六〇万余の大衆を動員して行われ、決議文、不当彈壓抗議文、宣言、マ司令部への懇請文を可決、デモ行進に移つた。決議文は首相、最高検察廳長官、各政党、両院議長に手交された。

決議文

われわれは本日全日本の労働戰線を打つて一丸とした統一中央メーデーを挙行しつぎの如く決議する。

われわれはますます労働戰線の統一をはかつて一つ一つのスローガンの貫徹を誓うものである。

一、労働戰線の即時統一
一、最低賃金制を確立せよ
一、勤労所得税の撤廃、不当大衆課税反対
一、労働者を犠牲とする企業整備、行政整理絶対反対
一、労働法規改惡絶対反対
一、不当彈圧絶対反対
一、第三次農地改革の即時断行
一、民主的供出制度の確立と生産必需物資の完全配給

一、漁業権を勤労漁民組織の管理にうつせ
一、海外同胞引揚促進、引揚者、困窮者の生活安定
一、労働者、農民、漁民、市民の提携
一、はたらくものの、こどもたちがゆかいにべんきようできるように

一、働く者の文化創造、民族文化を守れ
一、文化の官僚統制反対、働く者に用紙を配給せよ
一、在日本朝鮮人の自主教育にたいする不当干渉絶対反対
一、金属鉱山の対策を確立せよ
一、重要産業金融機関の社会化
一、戰争反対、世界平和を守れ
一、世界の労働者団結せよ
一、働く者の手で日本の復興

宣言

ここに歴史的な第一九回メーデーを開催するに当り、われわれは過去における闘争をかえりみると同時に民主革命達成への途なお遠きを思うのである。われわれは眞の自由をもとめ搾取なき社会の建設のため、より強力なる闘争体勢を確立し、たゆみなき努力をつづけなければならない。敗戰後三度にわたる反動内閣の労働階級を犠牲としたインフレ政策は日に高まり、われわれを弾圧せんとする支配階級の陰謀はようやく深まりつつある。われわれはかかる現状を正視するに及んで、大なる決意と闘争への団結をかたためるとともに、ここに記念すべき第一九回メーデーを契機として、民主的な労働組合の発展を促進し、理想にみちた労働戰線の統一を期し、農民、漁民市民とともに働く者の力を大きく結集し、眞に民主主義日本の建設のために前進せんとするものである。これこそ、平和と自由とを求めるわれわれが、全世界にこたえる唯一の大道であると確信する。われわれは全世界の労働者とともに人類の幸福と平和を破らんとする金融資本家、ファシストの陰謀をも打破り、自由と平和と独立こそわれらの手によつて自ら確保しなければならない。かくしてこそ、民族の危機は打開せられ明るい日本の再建も期せられるであろう。われわれは第一九回メーデーをむかえるに当り、全日本の労働者の名のもとに声高らに宣言す、われら労働者階級こそ眞に日本再建への戰士として民族の先頭に立つて果敢なる闘争を行うであろうと。

一九四八年五月一日　第一九回メーデー大会

大阪では市警の嚴重な制限の下に約一〇万の労働者が市内七カ所に集合、中之島公園に向つてデモを行つたが、集合場所の人員制限のため、総同盟、日農は解散、産別、大官公が参加して大会を開催した。プラカードは全部没収された。

そのほかの各地、神戸では二万、仙台では三万、川崎では六〇団体七万、そのほか長野、上田、札幌、旭川、京都、福岡、八幡、金沢、廣島、盛岡など各地でいずれも数万の大衆を動員して盛大に行われた。また横浜では神奈川縣統一メーデーが全縣一五万の労働者を結集して行われ、横須賀では赤旗の使用禁止の指示があつたが、八本の赤旗と共に六、〇〇〇のデモが行われた。

5　物價引上反対人民大会(東京)　六月二五日、東京都共同闘争準備会主催で、全官公廳、産別の物價値上反対共闘委が合流し、全逓、國鉄、電工、日労会議等に國鉄沼津、東芝堀川町が参加した。五万余を動員。

6　生活権防衛・反ファッショ人民大会(東京)　八月一五日、全労連、生活権確立共闘、東京地方共闘主催、七万、一民主主義防衛同盟の結成」を可決。

日労、炭労、総同盟、各民同はこの大会に反対声明を発表した。

7　**取引高税撤廃國民大会**(東京)　一〇月二六日、商業者同盟、物價値下同盟、都職協組、全労連、東京労組会議など、商業者、労働者、市民、主婦たち約二万が集り、取引高税撤廃の決議と共に勤労所得税反対、税制民主化、天下り更正決定反対を決議した。

8　**吉田内閣打倒・國会即時解散要求貫徹人民大会**(東京)　一一月一八日、東京地方共闘委、全官労の共同主催で、五〇余団体三万余が参集した。

一九四九年度

9　**三・一革命三〇周年記念人民大会**(東京)　三月一日、朝連、民青、女同各団体はじめ在京朝鮮人約一万が集り「あらゆる運動を朝鮮民主主義人民共和國に直結しよう」「日本の再武装化反対」のスローガンをかかげてデモを行つた。

10　**國際婦人デー中央大会**(東京)　三月八日、参加者一五、〇〇〇参加団体は婦人民主クラブ、民主保育連盟、朝鮮民主女性同盟などの婦人団体、各労組、そのほか各民主主義団体など。大会宣言「平和のちかい」と共に十数項の要求を可決。

11　**生活擁護人民大会**(東京)　三月一五日、全労連、産別、東地労、擁護同盟、青年会議、朝連、東京民主商工協議会の主催で、労働者、市民、学生等二〇万余の大衆が集つた。大衆課税、首切り反対、産業防衛等の議案を可決し「戦争反対、講和会議の促進」など一三スローガンを採択した後、雨のため大会は解散した。

12　**大阪人民大会**　三月二七日、約五万の労働者、中小業者、農民、学生が参加、このうち全金属大阪支部傘下九、〇〇〇の労働者はゼネストを決行して参加した。この日のデモで警官隊と衝突、十数名の負傷者と数名の検束者を出した。このころ各地で全國的に人民大会がもたれている。

13　**大阪地方労働法規改悪反対労働者大会**　四月二日、総同盟、私鉄総連等、大阪地方の主要労組共闘委主催で傘下二三、〇〇〇の組合員参集し、労働法規改悪反対を中心に六つの決議を行い、デモに移つたが、警官隊と衝突、二一名が検束された。

14　**東京地方労働法規改悪反対労働者大会**　四月三日、総同盟、國鉄、炭労、日教組、日労会議、産別民同等の組合員約二万が出席、機械的な行政整理反対の決議を行つた。なお、これと前後して各地でも、労働法規改悪反対の大会が行われた。

15　**阪神教育事件一周年人民大会**(大阪)　四月二四日、府下朝鮮人学童一万とその父兄、朝連等加盟の約二万の朝鮮人が集り、教育費の日本政府全額負担、市民権を與えよ等の議案を可決。

16　**第二〇回メーデー**　五月一日

〇　東京中央大会「自由、平和、独立―全日本の労働者団結せよ」このスローガンのもとに産別総同盟を中心に労組、民主団体を始め大会スローガン、宣言文、抗議文を可決、アメリカ総民主商工会、学生、主婦、子供にいたる五二万の大衆を動員した統一メーデー中央大会はスローガン、決議文、抗議文を可決、アメリカ総同盟からよせられた「國際労働戦線統一」のメッセージが紹介された

宣　言

ここに、歴史的な第二〇回メーデーをむかえるに当り日本労働階級の名において、高らかに宣言する。

顧みれば、解放以来四カ年、われわれは侵略的封建日本をその根底より改革し、平和民主日本建設のため総力をつくして闘いつずけてきた。しかるに資本家階級は、吉田民自党政権の確保と共に、その陣容をたて直し、あらゆる反革命勢力を結集して、いまや大規模なる反動攻勢を展開しきたつた。彼等は経済九原則の実施に名をかりわれわれ労働者階級の一方的な犠牲と負担を強要し

かつての資本の独占的支配体制を再現せんとたくらんでいる。労働法規の改悪が、賃金切下げが、不当課税による大衆收奪が、首切り行政整理、企業整備、大量失業の嵐が、いまや労働者階級におそいかかつてきた。実に一九四九年という年こそ、われわれが日本経済を再建するか、それとも反動攻勢に屈して餓死するか、まさに決戦のときである。今こそわれわれは、強大なる民主的統一戦線を結成し一切の力と組織をあげて、おそいかかる反動攻勢を粉砕しなければならない。この闘いの中にこそ、われわれが自由にして独立なる全世界の労働者と手をつないで平和と繁栄に到る輝かしき道がひらかれている。われわれは、第二〇回メーデーを契機として吉田内閣打倒の大いなる決意を固め、民主主義革命達成のため果敢なる闘争を展開するものである。

抗議文

吉田内閣は、去る一月、総選挙に於て獲得せる國会の絶対多数を基盤として政権を確保したのであるが、爾来政府並に與党のやり方は本年度予算審議の際にもみられる如く多数の力を以て少数党を圧迫しその國会活動、言論の封殺等極めて横暴かつ非民主的な行動をとつている。およそ民主主義社会に於ては、いかなる手段をもつてしても奪うべからざる基本的人権というものが存在する。たとえ國会の絶対多数党といえども、少数党の政治活動を禁止する法律を制定することは許されず、これを敢てするものこそナチと同断のファシズムに外ならない。即ち、民主主義は相対主義であり、言論の自由、政治活動の自由、少数意見の尊重ということなしに民主主義を守ることはできないのである。最近における政府並に與党の國会運営ぶりは民主主義の仮面をかぶつた独裁主義と断ぜざるを得ない。かくの如きことを今後とも強行するならば必ずやあらゆる形の独裁主義、暴力主義の悪しき芽を発生せしめこそすれ、決して自由と平和を保証する民主主義の正しき発展を助長するものではない。われわれは政府並に與党が、すみやかにかくの如きファシズム的行動をあらためんことを要求し、ここに厳重なる抗議をなすものである。

一九四九年五月一日　第二〇回メーデー

○　各地のメーデー　大阪一〇数万、横浜一〇万、名古屋一〇万、を始めとして、札幌、函館、川崎、金沢、富山、長野、山形、秋田盛岡、京都など全國的に盛大に行われた。仙台では分裂、二つの大会がもたれた。

17　**教育防衛大会**(東京)　五月二四日、全学連では傘下百数十校がストに入り、同時に各地で教育防衛大会が開かれた。東京では都内二〇余校の学生約一万が参加、教育防衛スローガンをかかげてデモを行つた。

18　**五・三〇事件人民けつき大会**(東京)　六月一一日、公安條例反対共闘委主催、東交、國鉄、全官労、大金属、産別、中立、総同盟各組合、市民学生、朝連、華僑総会の参加者約五万が集り、公安條例反対、軍事警察粉砕等を決議、デモに移つた。

19　**引揚歓迎人民大会**(京都)　七月一日、京都の三カ所で開かれていた人民大会は引揚歓迎大会にきりかえられ、四万の大衆は京都駅前に集合、引揚者との交歓が行われた。

20　**首切り・弾圧反対労働者大会**(東京)　八月六日、産別、全労連、全官公、東地労、産業防衛会議主催で四万の労働者が集り、首切り弾圧反対、内閣打倒の決議を可決した。

21　**越年資金けつき大会**(東京)　一二月一七日、全官労主催で各官廳労組に全逓、公団、自治労、金属、印刷出版など一五、〇〇〇の労働者が参集、越年資金を二〇日までに支給せよ、給與を九、七〇〇円ベースに、共同闘争強化などのスローガンを決定した。

第五編　労農政党

第一章　日本社会党

一、全農派議員の離党　一九四七年末、平野力三追放によつて全農系右派議員は深刻な党内対立の結果、ついに一九四八年はじめ協同的社会主義政党（社会革新党）結成の下準備を具体化し、ついに一月八日離党して新党結成の声明を発した。声明書に署名した代議士は一六名である。

これに対して、社会党の片山委員長以下は極力慰撫につとめたが、ついに一月八日中央執行委員会において離党を承認し、離党代議士と党組織の区別、党一本化などの指令を下部組織に指令した。

二、四党協定の破棄問題　労働者階級の片山内閣に対する不満を受けた党内左派が、鈴木政調会長を先頭として、一九四七年四月の片山内閣成立当時、自、民、國協、社会が行つた四党協定こそ今日の政局難行をまねいた根源であると、その協定破棄を主張した。右派はこれを今まで民主党にしばられていた片山内閣の起死回生の突破口として、一九四七年一二月九日その破棄を片山首相に申入れた懸案の問題であり、一九四八年一月の第三回党大会でもこれが左右対立のヤマになつたのである。

三、第三回党大会　日本社会党第三回党大会（このときは最高会議と云われていた）は一月一六日から一九日までの四日間、東京で開催された。浅沼書記長代理、西尾書記長の本部報告からはじまりこれを中心とする討論が一六日、一七日の二日間にわたつてくりひろげられ、その間の各地方代議員の質問は、いづれも四党協定の破棄、政府の失政、党規問題に集中され、片山内閣に対する社会党員の批判が展開され、それを積極的に受けて立つた左派の攻撃は白熱化し、微妙な底流をはらみつつ進められた。第二日目に「四党政策協定破棄」が緊急上程されるに及んで頂点に達し、松岡議長の打振るギャベルの響も堂を制し得ず、第三日に至つて、議長の唐突な散会宣言に端を発して「四党政策協定破棄」に反対の右派議員の退場となり会場は一時混乱に陥つたが、左右幹部の話し合いのすえ、無事党大会は四日において新中央委員や三役などの役員をきめて、終了したが、この左右対立と、四党政策協定破棄の大会決定は後にまで尾をひいて、ついに片山内閣総辞職の原因となつたのである。

三役の選挙はつぎのとおりであつた。

委員長　片山　哲　五三一票（無効投票　一七八票）

書記長　浅沼　稲次郎　三七六票（加藤勘十　三三〇票）

会計中崎　敏　三五六票（田中松月　三四六票）

大会に引き続き中央執行委員三〇名の選出を行うため二〇日、地方選出中央委員二一八名、國会議員一五〇余名が集り、六時間余に亘つて折衝が続けられた結果、一名の空席を残して、無投票推薦に決定した。

四、〇・八問題と片山内閣総辞職　大会が四党政策協定の破棄と運賃、通信料金の値上げをしない「物價および賃金に関する件」等を決定して以來約一ヵ月、第二國会を迎えたが、がぜん懸案の官公吏生活補給金〇・八ヵ月分の財源問題が、片山内閣と社会党にとつてきわめて重大な問題として登場してきた。

一月中旬より官公吏給與の生活補給金二・八ヵ月分支給の残余である〇・八ヵ月分支給を含む追加予算案は、社会党大会が決定した「新物價改訂まで運賃、通信料金の値上げを行わない」という決議と正反対の内容を含んで一月三〇日衆議院予算委員会に提出された。これに対して党内左派は大会決定違反であるから反対であると主張し、右派は全面的中止はむずかしいと、中央執行委員会で激論をたたかわし、一應採決に入り数で右派が強いため本年度追加予算全体の財源としての値上げは止むを得ず認めるとの妥協案を採決に問い一四対一〇の多数で決定するにいたつた。しかし、左派の五月会は大会の決定こそ守られるべきであると中央執行委員会における少数意見の留保と、今後の行動の自由を守ることを声明し、党内の危機が迫つた。

ついで二月五日ついに財源問題で折合いがつかず、衆議院予算委員会では予算委員長である鈴木茂三郎以下、予算案撤回の票を投じて、ついに撤回が決議され、政府は危機に陥つた。これに対して右派は左派の行動は党中央執行委員会の統制違反であると云い、左派は党大会を守らないものこそ統制違反であると左右対立をきわめて尖鋭化するにいたつた。しかし、政府は六日一應予算案を撤回し七日「運賃、通信料金の値上げは行わない」と決定し、また当の鈴木政調会長も予算委員長辞任を公表したので危機は一應回避されたかに見えたが、一〇日の閣議において、政府の責任上片山内閣総辞職にまで発展してしまつたのである。

五、芦田内閣の成立と社会党入閣　片山内閣総辞職後、後継内閣の首班指名についても社会党の党内対立は鋭く行われた。左派のうち強硬派は、再び社会党と保守政党の連立内閣をさけるため、この さい吉田指名もさけるべきではないと主張したものもあつたが、大勢として保守反動の自由党に政権を渡さないためという中道理論が多かつた。しかし二月二一日の中央執行委員会においては、再び片山委員長を首班に指名すべしという左派五月会の主張と、芦田均を首班に指名するという右派の両論に分れ、容易に結論を得なかつたが、片山委員長は「政治的責任で総辞職した以上今回の指名には辞退する」意向を明にした。しかし左派はあくまでも片山首班を主張したため、採決となり、一九票対一〇票で党として芦田指名に最後的に決定した。

しかしながら、芦田内閣に対する左派の態度ははじめから懐疑的であつた。当日及び二八日の中央執行委員会において、及び民主党國協党との交渉を通じて左の如き政策協定要綱を作成し、この政策協定の実行を條件として社会党は連立か否かをきめるべきであるとして右派の連立工作にブレーキをかけた。

社会・民主・國協政策協定

政治部門

一、ポツダム宣言を誠実に履行し、國内体制を民主的に整備し、以て國際的信用をたかめ、國際経済との関連において國内経済自立を目途として外資の導入を期待し、生産復興並に國民生活の安定を期する。

二、中央地方を貫く行政機構の民主的改革を更に推進し、之が能率化をはかり、行政監察制度を強化徹底し、官公吏道の刷新革正を期する。

三、選挙公営を主眼とする選挙法の改正を行うと共に政治腐敗防

止法を制定し、衆議院の不当財産取引調査特別委員会と協力し政界浄化の徹底を期する。

四、危機突破は國民各自の救國的自覚と責任によることを痛感し、社会協同の精神を涵養し、特に道義の昂揚と文教の刷新を期する。

五、六・三制の完全実施に特別の考慮を拂い、且つ定時制高等学校その他による勤労者教育の実現を期する。

経済部門

一、基本方針

経済復興の長期建設計画と照応し、一応今後二カ年を目途として綜合的な計画を樹立し、生産の急速な増強と流通秩序の確立をはかり、実質的な健全財政主義を堅持する。

二、インフレ対策

(1)財政インフレ防止のため、経費の節減に努め、徴税機構を強化し、インフレ及びヤミ利得を徹底的に徴収する。尚鉄道通信特別会計に就ては経理面の合理化を断行することによつて経費の節減をはかり、復興の基本計画を樹立し、尚且不可避の赤字は一般会計より繰入れるか又は運賃並に通信料金の引上げによるか、或はその他の方法によるか等に就ては基本計画の検討を経て決定する。

(2)租税負担の公正化並に生産増強のための税制の改革を断行し、勤労所得税並に勤労農民の所得税を大巾に軽減し、中央地方を通ずる税源を整理調整し、法人税の軽減を行い、國富調査税其他新税を検討し、その実現を図る。

(3)金融インフレ防止及通貨信用維持の見地から、資金調達及融資の健全化と効率化をはかるため、金融制度調査会の答申に基ずき金融機関の民主的管理を行う。

三、生産対策

(1)経済再建並に生産復興のため、重点産業政策をとり、石炭國家管理の徹底を期し、海陸綜合的輸送計画の完遂に重点を置き、電力事業の一元化を計り、更に必要に応じて石油、鉄鋼、肥料等重要産業の民主的な國家管理を行う。

(2)現行の統制の範囲及び方法につき再検討を加える。

(3)生産増強のため生産公債を公募するため次の施策を行う。

(4)労働階級の生産意欲の昂揚を計るため次の施策を行う。

(イ)労働組合の生産復興に対する自主的協力を推進し、労働組合運動の健全化を阻害する如き労働組合法、労働関係調整法、労働基準法等の改悪を行わない。

(ロ)実質賃金の確保を目標として、物価と賃金を対応せしめる合理的な能率本位の賃金制を確保する。

(5)行政整理並に企業整備は民主化及び能率化を目標にして行い、機械的人員整理の措置は、これを避ける。

(6)耕地の改良、復旧、補修乃至開発及び治山治水のために一大土木事業を実施する。食糧増産の基礎條件を整備すると共に、供出管理制度の民主化、農漁用必需物資の確保及び農水産物価格の適正化、農地改革の徹底的推進、國営開墾農場の設定、産業生産の協同化、農業技術指導施設の整備拡充を行う。

(7)農林漁業の復興改良のために農林復興金庫（仮称）を設け、協同組合金融機関と連絡せしめ、併せて農業協同組合等の積極的育成に努力する。

社会部門

一、住宅政策として次の施策を行う。

1　國費による庶民住宅の大規模な建設。

2　遊休宅地並びに家屋、高級料理店、大邸宅の開放、住宅廳及住宅委員会の設置。

二、消費生活協同組合法の実現。
三、海外同胞の引揚促進と戰爭犠牲者の生活擁護。

諒解事項

一、インフレ対策

(1)軍事公債の利拂の停止的処理（その方法に就ては委員会を設置する）、昭和二三年度予算化を前提とする。
(2)中央地方を通ずる税源の整理調整の中には土地利用税は之を徴集せず、國富調査税を検討しその実現に重点をおく。

二、生産対策

この中肥料の國管に就て速かに調査会を設置しこれが実現を期す

三、物價と賃金を対応せしむる。対応はスライドの意味、但し所謂賃金スライド制を意味せず。

四、農地改革の徹底推進とは、第二次農地改革の完成と第三次農地改革の準備を意味する。具体的には、農地改革の凸凹調整は勿論、(1)農地委員会の権限拡張、(2)耕地の交換分合、(3)不耕作地主問題、(4)未墾地及平地林の開放。

以上の政策協定の線にそつて、社会党は芦田内閣に協力することとなり、次の諸大臣を閣内におくりこんだ。

國務大臣　西尾　末広
商工大臣　水谷長三郎
労働大臣　加藤　勘十
農林大臣　永江　一夫
法務総裁　鈴木　義男
逓信大臣　富吉　栄二
國務大臣　野溝　勝
文部大臣　森戸　辰男

以上の八大臣のうち、その就任まで相当問題となつたのは左派五月会において、鈴木茂三郎、黑田壽男、原彪氏ら大多数の左派幹部が反対したにもかかわらず、加藤勘十、野溝勝が押しきつて大臣に就任したことであつて、左派五月会はそのため内部対立を起して一時、右派に対する迫力を減じた。これについて、芦田首相は左派という猛獣を御して労働攻勢を抑えるのだと公言した。

六、芦田内閣と労働攻勢　この芦田内閣成立前後、労働攻勢が次第に盛り上りはじめた。これを社会党左派の加藤労政がどうさばくか、注目の的であつた。それと同時に、産別内部に民主化同盟が生まれ、全逓に民主化連盟が生れた。これらの民同系に対して、社会党、なかでも加藤労政は積極的に協力應援して労働攻勢の波を防ごうとした。

この労働攻勢対芦田内閣の決戰は、まず上諏訪の國鉄大会で政府側に一應の有利な体制が生れた。即ち当時國鉄民同系の強かつた第三回國鉄臨時大会では、(1)臨時給與審議会の決定二、九二〇円ベースをのむ、(2)経済要求に関する限り爭議行爲を打切る、(3)今後の団体交渉は統制をもつて行うという政府の各労組への申し入れを、激烈な論爭ののち卒先してのんだのであるが、これに対して左派系の強い全逓、及び全官公では、全労連の支援のもとにさらに闘爭体勢の強化をはかり、政府との対立は次第に激化の一路をたどり、ついに地域人民闘爭の方式が全國的にとられるにいたつた。

その結果共産党に対する社会党の態度はますます硬化し、三月一六日、共産党よりの民主民族戰線結成のための共同闘爭申し入れを中央執行委員会の名で拒否し、民同系労組と協力して全面的に反共宣傳を強化するに到つた。特に共産党の地域闘爭戰術に対する攻撃や、四月一三、四日の日農大会における左派系日農との対立、さらに経済復興会議の解散と左派系を除外した復興会議の再建など、むしろ左派が積極的に共産党と鋭い対立を生み出している。

六月に入ると労働攻勢の波は再び高まりはじめ、國鉄定期大会において全官公廳と同調が決定されて、六月九日ベース要求額は物價改訂を前提としない五、二〇〇円一本にそろえられた。そして、地域闘争をはじめ事務スト等あらゆる多角的戰術のもとに、次第に反芦田内閣の労働攻勢が高まりはじめたとき、がぜん六月下旬より、非現業の爭議行爲禁止をねらつた公務員法改正機運が起りはじめた。それにもかかわらず、この労働攻勢は、二三年度予算の編成と審議、復金不正問題、マ声明による公務員法改正の問題などとからみあつて、芦田内閣はきわめて困難な段階においこまれるにいたつたのである。

七、二三年度予算と西尾問題、黒田氏ら六名の除名　國会で二三年度予算が審議されるや、その間に社会党政調会長の鈴木茂三郎は予算修正案を二通り作成した。A案というのは予算案を根本的に組みかえる強い案であり、B案というのは最少限度の修正案で、占領軍当局との交渉においても実現の可能性が強い現実案であつた。問題となつた点は結局、鉄道運賃が貨物三倍半、旅客二倍、通勤定期一倍半として学生定期は現行のままとするというB案を譲歩するかしないかという表面小さな問題が二三年度予算修正のヤマとなり、これに右派の妥協工作と左派のうち鈴木予算委員長以下大多数がこれに同調したのに対して、黒田壽男ら数名の左派はあくまでも予算案に反対し、ついに委員会でも、また本会議でも否決の青票を投じたことから、所謂「青票問題」「純正左派の除名問題」が起つたのである。

しかしこれは根の深い問題であつた。黒田壽男ら数名の議員は〇・八問題で片山内閣総辞職まで左派一本となつて党内野党の攻勢を展開したのであるが、それ以後芦田内閣成立を機とした、加藤、野溝両氏の大臣就任に対して徹底的に闘うはずのつもりでいたところ、それ以後一度辞職した鈴木予算委員長の再就任とそれ以後の左派の妥協によつて黒田派は妥協はすでに限界点に達したという不満を内藏していた。その後、西尾國務相の土建業者からの五〇万円献金問題が不当財産取引調査委員会で問題となつた。左派はこれを以て党内肅正の好機として、一、西尾國務相辞任、一、西尾氏を統制委員会に付すること、一、中央委員会を召集して大衆討議するの三カ條について署名運動を展開し、党内議員の賛成者は七二名にのぼり、これが党内での大きな問題となつた。ついに六月二四日には野党連合は西尾國務相不信任案を上程したが、これに同調せんとする黒田氏らの左派議員と野党側に同調は不可なりという鈴木茂三郎らの中間派的左派議員（現実左派と云われた）に対立し、その左派内部の対立は深刻化した。結局、中央執行委員会の決定として西尾國務相不信任問題は挙党一致これを否決し、野党攻勢の鋒先はかろうじて粉砕されたが、しかし、当日黒田壽男ら「純正左派」はついに本会議に出席せず棄権したので、これが一つ大きく根をひいた問題となつた。

ついで、青票問題が生じて黒田壽男ら一二議員は本予算案に反対投票をして、足立、鈴木、和田の三議員は棄権した。その結果、黒田壽男ら青票組議員の統制違反問題が中央執行委員会、及び統制委員会で論議され七月七日ついに次の如き結果となつた。

一、中央執行委員会は諸般の事情に鑑み西尾君は中央執行委員を辞任すべきものと認む。

二、黒田、岡田、太田、玉井、松谷、中原の諸君は除名、石野、館、山中、境、野老、鈴木(清)、堀、木村、千葉、水橋の諸君は役員権停止。

三、重要法案の採決に故意に欠席するものには警告を発する。

右の結果、西尾末廣は中央執行委員を辞任した。また石野、館、山中、境、野老、鈴木(清)、堀、木村、水橋の諸氏は党を脱党、正統派議員団を結成するに至つた。青年部内部に於ても本年度大会に於て青年部純化同盟の結成を見たが、被除名者、脱退者の支持協力禁止指令を発し、岡山縣連の改組を行うと共に党の統制強化を行つたが、その後青年部の純化同盟は解体し、北海道の山中、境両氏は復党するに至つた。

一〇月上旬、前國務相西尾氏が昭電事件の容疑者として收容されるに至り、中央執行委員会は離党を勧告、本人も諒承したが中央委員会は此の決定を不満とし、除名するに至つた。

また、この青票組除名を機として、これに憤慨した左派の長老荒畑寒村が政治的潔癖がこれを許さぬとして社会党を離党するに至つた。ここにおいて、社会党からは社革党のほかに、正統派議員団(後の労農党)及び山川、荒畑両氏らの社会主義政党結成準備会の三つの分派が分流するに至つた。

八、公務員法の改訂問題　全逓や國鉄の職場離脱等に見られる如く地域闘争による労働攻勢の激化は、ついに芦田内閣の危機となり加えてようやく國際情勢の緊迫とともに、七月二二日マッカーサー元帥より公務員法改訂についての声明が発せられた。その結果は、キレン・加藤労相の中道政治的緩和政策を以て労働攻勢を抑制しようとしていた加藤労働大臣及び社会党の立場は一段と苦境においこまれるに到つた。

これまで労働法規の改悪反対を公約の絶対要件としていた社会党としては、すでにこのとき連立と手を切るべしという論が現われはじめた(七月一七日、鈴木左派と正統左派、純化同盟派とに分裂した宿命の青年部大会における鈴木茂三郎のことば)。

社会党の公務員法改訂に対する基本的態度は次の如くであつて、とうてい閣内において渉外交渉や民主党との間の調整に成功するものではなかつた。

社会党の公務員法改正に対する方針

(一)　國民の基本的人権の一つとして勤労者がもつている団結権、団体交渉権および罷業権はあくまで尊重されなければならない。國家公務員法の改正は、國家公務員たる身分をもつ勤労者の人権の一部を制限するというのであつて、一般的原則を否定するものではない。したがつて今回の改正を曲げて官公職員の団結権を否認したり、一般労働者の健全な労働組合運動を制限しようとする保守陣営の反動的陰謀に対してあくまで闘わねばならない。

(二)　それと同時に官公廳労働運動の一部を支配してきた日本共産党の指導方針が今回の公務員法改正の誘因となり、保守陣営に労働運動抑圧の口実を與えたことは否めない。このことはくりかえしわれわれが指摘したところで、労働運動の自主化、民主化の重要性を促進しようとするわれわれの努力が無視され破壊的、英雄的暴論が支配的であつたことはいかんである。これについては共産党はその誤つた指導方針に対して責任をとらなければならない。われわれは官公廳組合の内部から眞実な原因批判がおこり組の自主性を確保されることを期待する。これこそわが國労働運動の健全なる発展の礎石となり新しい出発であると思う。

(三)　これと同時に、最も重要なことはインフレの根本的処理ならびにこれにもとずく当面の適当な対策がとられず、また官公吏に対する最低生活の保証が十分でなかつたという政府施策に遺憾な点のあつたことを率直に認めざるをえない。したがつてわれわれが来るべき臨時國会において要求しようとするインフレ、賃金ベース、米價その他に対する一連の社会党政策は公務員法改正の問題と切り離せない一体の重要政策である。

(四)　このさい特にわれわれが注意したいことは、労働運動全体に対して企てられている保守陣営の弾圧を阻止するうえからも全労働者は官公職員たると、民間企業労働者たるとをとわず、健全なる労働運動の確立という旗印のもとに団結し、産業復興、能率の増進、わが國経済の再建のために闘うべきである。かくて國民世論の支持をえて保守陣営の陰謀は破砕されるであろう。

(五)　わが國経済の危機や占領下にある現狀からして、國内を民主化して無血建設革命を遂行しできるだけ短期間に産業経済の再建をはかつて対日平和会議を促進する体制をつくりだすことが必要である。それには労働組合の協力が不可欠の條件である。

(六)　官公廳職員の給與問題に関しては、中労委がこんごこれを取り上げないことになつたので政府は書簡の趣旨に基き団体交渉権罷業権の制限をうける公務員の福祉、利益の保護について人事委員会をして急速にこれを処理せしめる責任がある。われわれは三、七〇〇円ベースを單に予算單価として一応認めたものであつて、これが将来にわたり維持できないことは既に声明した通りである。

(七)　人事委員会はその機構を拡充して給與改正の案をつくり、政府はこれにもとずき更正予算を第三國会に提出すべきである。給與改訂の條件はおおむね次のようなものでなければならない。(1)政府が三、七〇〇円ベース決定にあたつてその基礎とした全國工業平均賃金にかえるに全産業平均賃金をもつてすること、(2)「経済報告書」による家計の赤字ならびに副収入は基準給與に含ませること、(3)公務員の勤務時間の少いことを理由として民間平均賃金との間に差額を設けないこと、(4)最近物價の値上り、その後の値上り傾向による推計額は十分におりこむこと、(5)団結権、罷業権に制限を加えられる公務員の立場にかんがみとくに優遇するため責任給その他の追加給與を計上すること、(6)インフレの進行に適応するため四半期毎に給與の改訂を検討する方針を明らかにするため民主的機関を設けること。なお給與予算の編成と不可分の関係にあるので、大藏大臣主管下、主計局所管の予算編成事務を総理大臣主管下に移し、人事と予算の総合的措置を講じなければならない。

さらに、連立反対の傾向は、社会党主催の全國労働組合代表者会議においても拍車をかけられ、早晩、連立内閣に対して社会党はは つきりとした態度を政策的にとることが要求されつつあつたとき、昭和電工の疑獄事件が発生した。

九、昭和電工事件、芦田内閣の崩壊　昭和電工の不正事件はその規模と不正腐敗の政界上層に大きく拡がつている点で、日本内外の一世の注目をあびた事件であつたが、西尾國務相がこれに連坐し、さらに幾人か不正事件に関係のある社会党の閣僚ありということが報導されるや、社会党は中央地方を問わず、甚大な打撃を受け、その混乱は絶大であつた。

一〇月二、三日第二回中央委員会の様子はその間の事情を雄弁に物語つている。

この会議ではつぎの決議が採択された。

党主体性確立に関する決議

わが党は民主主義革命推進のために、過去二度にわたつて連立内閣に参加した。しかるにわが党の主体が不充分であつたために内閣内、外の保守反動攻勢の中に所期の目的を達することができなかつた。のみならず西尾問題のごとき不祥事件によつて党は文字通り危機に直面するに至つた。中央執行委員会はこの間適切な処置に欠くところがあり、そのため今日の事態を招来したことに対し強い反省と責任を感ずべきである。わが党はすでに公党として

芦田内閣の退陣を要求し、いままたここに次期政権に関し野党たるの態度をせん明するにあたり、政界浄化のため西尾末広君を断乎除名し、党の責任と道義を國民の前に明かにした。われらは全党員とともに、この態度を堅持して難局打開にあたらんとするものである。当執行部は以上の決意を更に具体化し、党の主体を確立強化するため、速やかに年次大会を開いて新たなる発足に即応するよう執行部陣容の刷新強化をはかるべきである。

この西尾除名問題については右派閣僚及び右派系幹部は全く自信を喪失、社会党は下火にあつたまま、吉田第二次内閣の成立と、一九四八年末の國会を迎えたのであつた。

一〇、第二次吉田内閣の成立と國会解散　吉田内閣の成立に対して社会党中央執行委員会は一〇月二〇日次の如き声明を発表した。

吉田内閣は極端な反動性を内包しつつ保守單独政権として成立するに至つた。わが党は野党を宣言して吉田内閣と鋭く対立し、院内外の闘争を展開する準備を整え、その態度はすでに声明したところであるがここに次のような具体的態度を明らかにする。

一、わが党は政府反対党としてあらゆる機会に政府政策を批判するとともにわが党政策の実現に努力する。

一、吉田内閣はまず國家公務員法の合理的改正、新賃金ベース、災害対策にかんする法律案、予算を第三國会に緊急提案すべきである。

一、民自党が在野時代に公約した統制の大幅撤廃、取引高税廃止供出完了後の米の自由販売の政策をいかに実現するかを厳重に監視する。

一、政界、官界、財界の腐敗を徹底的に究明した後、政界浄化のために速に國会を解散すべきである。

西尾・芦田内閣の悪夢から立ちかえつた社会党は臨時國会闘争を前に労働組合との結びつきを第一に得んとして、一一月一七日には産別民同、総同盟、炭労など主要組合單産代表五〇名と懇談会を開いて、痛烈な批判の的となつた。

つずいて、産別民同が産別より脱退し、新産別をつくり、全労連に対抗する社会党系の全労会議がつくられるなど、民同系労働組合の共産党系との鋭い対立のうちに、社会党は漸次、一二月初旬頃より臨時國会において公務員法改訂、追加予算と給與問題等で院内闘争を展開するにいたつた。

公共企業体労働関係法及び日本國有鉄道、專賣公社法に対する社会党の修正案は次の通りであつた。

A、公共企業体労働関係法

一、組合を尊重すること（政府案は組合をオープン・ショップとして非組合員でも不利益な取扱いはうけず、当局に交渉委員をだせるようにしている）

一、爭議行爲を認める

一、組合の経営にたいする発言を認める

B、日本國有鉄道、專賣公社法

一、労働基準法の例外を許さない

一、國有鉄道管理委員会、專賣事業審議会委員に労組代表を加える

一、職員にたいする懲戒処分としての免職、停職の規程を厳重に制限する

一、大臣の認可だけで財産処分ができることは不当である

年末が近ずくにつれて、官公吏給與についての人事院勧告六、三〇七円に対して政府の五、三〇七円にとどめるやり方を激しく攻撃した労働攻勢と民主勢力の院内攻勢は、ついに六、三〇七円勧告案をかちとり、社会党はこれに乗じて一二月二三日、吉田内閣不信任案を上程、片山委員長の主旨弁明ののち賛成二二七票対反対一一三

票で可決、衆議院解散となつた。

かくして、一九四九年の総選挙を前にして、社会党は連立の失政と不信をとりかえすための遊説その他選挙宣傳の準備に入つたのである。

なお、年末國会のあわただしさのなかで、西尾問題にひきつずきさきに永江農相の不正事件があり、ついに一二月中旬左派の巨頭鈴木茂三郎らが梅村繊維不正事件に関係ありとして國会不当財産取引調査委員会に証人喚問を受けたという事件は、左派であるという点で、党内外に著るしい影響を與えた。

一一、一九四九年一月総選挙 社会党はこの選挙において次のような選挙スローガンを掲げた。

基本スローガン

(1) 民主主義革命の徹底と社会主義の断行
(2) 経済再建は働く者の手で
(3) 勤労國民の生活安定
(4) 労働法規の改悪反対、民主的労働組合の助長
(5) 不当課税反対——大衆負担の軽減
(6) 中小商工業者に資金と資材を
(7) 第三次農地改革の断行
(8) 婦人に解放を、青年に未来を
(9) 政界の浄化と官界の粛正
(10) 破壊の共産党か？　建設の社会党か！
(11) ボスと官僚の保守党か？　人民の社会党か！
(12) 保守反動政権の打倒
(13) 次の政権は社会党単独で
(14) 講和会議の促進と民族の独立

この外に一般スローガンとして

一物価に対応する賃金の合理的スライド制」「供出割当は民主的に」「衣料配給の三倍増加」等四二項目のものをあげた。

公認候補者数は一八八名（六名辞退）立候補せる者一八二名でその内訳は前議員一〇七名、元議員一一名、新人六四名であつた。

の内訳は前議員一〇七名、元議員一一名、新人六四名であつた。

選挙の結果はつぎのとおりであり、大敗を喫した（詳しくは第四章参照。）

(1) 当選者四八名　内訳　前議員三九名　元議員三名　新人六名
(2) 次点者　三一名
(3) 当選比率　約二七%
(4) 主なる落選者
　(イ) 中央執行委員（三役を含む）総数二六名の中　一三名
　(ロ) 其の他の本部役員　総数二一名の中　六八名
　(ハ) 前代議士　立候補せる者一〇七名の中　六八名

社会党はこの大敗の原因を次のように列挙している。

(1) 連立政権に対する國民の批判
(2) 党主体性の確立が充分とはいえなかつた
(3) 日常闘争の不活潑
(4) 労農市民組織の把握が完全に行われなかつた
(5) 選挙法の欠陥
(6) 合理主義の敗北と非合法主義の勝利
(7) 選挙資金の不足

そして、中央執行委員会は一月二九日につぎの声明を発表した。

わが党は、昭和二二年六月片山内閣を組織していらい実に二年祖國再建の危機收拾と、平和的民主主義革命の達成にまい進して混乱を防ぎ、秩序を確立して重大な歴史的役割をはたしたことは窮乏にたえながら祖國の再建をねがつている勤労大衆の絶大な支持の賜と信じ、感謝にたえないとともに、このたびの総選挙にお

ける完全な敗北を通じて表現された勤労大衆諸君の峻厳なる批判にたいしては、われわれはこれをこよなき試錬として卒直に認めるものである。

しかしながらわれわれが祖國再建の前途にたいして、最も深く憂うるものは保守反動勢力である。民主自由党の圧倒的な勝利と暴力と無知と凶悪が、これに代ろうとしている祖國の現狀にたいして、いずれの途を選ぶべきか、日本民族は世界史的課題に直面したというべきである。

われわれはこのたび、たとえ敗れたりとはいえ社会民主主義こそがこの課題にこたえわれらの祖國に自由と平和を約束する唯一の途であることを確信する。よつてわが党は鉄桶の団結をもつて勤労大衆の強固な基盤の上に党の主体性を確立して、院の内外にまた日本民族が平和と安定と自由を獲得するための前提として必ずなしとげなければならない日本人自らの問題であり、國民ひとしくその責に任ずべきである。

二、だが祖國の再建は一部階級の利益する社会を再現することではなく、日本民族の働く人達が幸福をうる社会をつくることにあるから経済安定の終局の目的は勤労階級の生活安定になければならない。

三、故に九原則、経済安定の名にかくれて勤労大衆を犠牲にし一部独占資本とそれに連なる旧支配勢力の復活をはかろうとする一切の反動政策には断固として反対する。

四、経済九原則は多くの犠牲がともなうが、それはまず戰中戰後を通じて不当利得した者達が自らその責を負わなければならない、だが生産された物

五、働く人達は最低生活も確保されていないだけでは問題は一歩も前進がすべて分配され消費されつくされるだけでしない、働く人達がこのことを自らの問題として自覚し、進んでその解決のための主体的担い手として立ち向うところに経済九原則完遂の力がある。

一二、役員総辞職　総選挙の大敗にかんがみて右派によつて多数を占められている役員の責任を追及する声が左派から起り二月二日社会党参議院議員団有志は役員辞職の申入れを行つた。さらに二月八日には参議院議員総会より同趣旨の申入れがありまた中央執行委員の中にも二、三辞表を提出するものもあつた。そこで中央執行委員会は二月九日この問題を協議した結果、中央執行委員長、書記長、会計並びに中央執行委員は総辞職することに決定した。しかし大会を開くまでは従前通り党務をみることとなつた。

声　明

本日、中央執行委員会は全員一致をもつて中央執行委員長、書記長ならびに会計をふくめ総辞職することを決定した。今回の総選挙の結果、党員、労農、漁民、商工、文化諸団体の間から自らが党を強化前進させようとする熱意がもり上りつつあるわれらはこれに卒直にこたえその積極的協力ととつくみもつてわが党躍進の基礎を築き上げることを決意した。われらはこの方針のもとに至急党大会を招集するとともに、その間においては広くわが党支持協力団体の協力を求めて党活動の積極化に一層努力すべきものである。

一三、経済九原則と社会党　一九四八年末の対日経済九原則に対して、日本社会党は、社会新聞一四四―五号につぎのような態度を表明した。

一、経済安定のための九原則はマ元帥より日本政府に対して発せられた重大な命令であるが、それは敗戰後の日本経済再建のためまた日本民族が平和と安定と自由を獲得するための前提として必ずなしとげなければならない日本人自らの問題であり、國民ひとしくその責に任ずべきである。

二、だが祖國の再建は一部階級の利益する社会を再現することではなく、日本民族の働く人達が幸福をうる社会をつくることにあるから経済安定の終局の目的は勤労階級の生活安定になければならない。

三、故に九原則、経済安定の名にかくれて勤労大衆を犠牲にし一部独占資本とそれに連なる旧支配勢力の復活をはかろうとする一切の反動政策には断固として反対する。

四、経済九原則は多くの犠牲がともなうが、それはまず戰中戰後を通じて不当利得した者達が自らその責を負わなければならない、だが生産された物

五、働く人達は最低生活も確保されていないだけでは問題は一歩も前進がすべて分配され消費されつくされるだけでしない、働く人達がこのことを自らの問題として自覚し、進んでその解決のための主体的担い手として立ち向うところに経済九原則完遂の力がある。

六、経済九原則の狙いは日本経済の安定と自立にあり、そのための基本的課題は國際收支においてあるいは企業において資本が蓄積できるようにする点にある。

七、しかし蓄積された資本は元来資本家や企業家の利益のためにに利用さるべきものではなく働く人達がその使命を強く監視しなければならない。

八、社会党はあくまで働く人達の幸福を約束する祖國再建のために働く人達の手によつてこの経済九原則を実現するために闘う。

一四、全労会議との連繫　先に全國労働組合会議の結成に際して社会党はこれに協力したが全労会議は大会において次の如き決定をなし社会党に申入れてこれを検討すべきである。

A　労働法規改悪反対

吉田内閣は全労働階級の意思を無視し、一部反動官僚の作成せる改訂試案を発表しこれを第五國会に提出せんとしている。これは政府の独裁的非民主的行爲であつてわれらの断じて容認できないところである。われ等は政府が現在提示してゐる改訂試案を即時撤回し、労働組合代表を含めた新たなる労働法規審議会を設置してさらにこれを検討すべきである。

B　四八時間制反対

一、われらは全官公従業員の実働四二時間制の即時実施を要求する。

二、今回の四八時間制強行の措置は第四國会における給與法案審議の経過を無視せる官僚的独断である。われらは人事官の責任を徹底的に追及する。

C　行政整理反対

吉田内閣は現業二割、非現業三割、教員一割の天引行政整理を計画しなんらの失業対策を樹立せず強行せんとしてゐる。われはかかる機械的な天引行政整理に断固反対する。

四、政治戦線統一のため共同綱領組織その他運動に必要な諸條件については社会党、労農党、社会主義政策促進協議会と民主的労農団体との間で協議立案する。

これに対し社会党は全労会議としては労組としての戦線統一の問題がありそれは社会党の再建とは一應別個の問題として協力すると答えた。

さらに、第五國会の開会をひかえ「いかに國会闘争を展開するか」について、三月八日社会党本部で、全労会議を中心とする労働組合代表五〇名と懇談会を催し、その結論に基いて、社会党および参加労働組合代表が、内閣官房長官につぎの申入れをおこなつた。

A　労働法規改悪反対

吉田内閣は全労働階級の意思を無視し、一部反動官僚の作成せる改訂試案を発表しこれを第五國会に提出せんとしている。これは政府の独裁的非民主的行爲であつてわれらの断じて容認できないところである。われ等は政府が現在提示してゐる改訂試案を即時撤回し、労働組合代表を含めた新たなる労働法規審議会を設置してさらにこれを検討すべきである。

B　四八時間制反対

一、われらは全官公従業員の実働四二時間制の即時実施を要求する。

二、今回の四八時間制強行の措置は第四國会における給與法案審議の経過を無視せる官僚的独断である。われらは人事官の責任を徹底的に追及する。

C　行政整理反対

吉田内閣は現業二割、非現業三割、教員一割の天引行政整理を計画しなんらの失業対策を樹立せず強行せんとしてゐる。われはかかる機械的な天引行政整理に断固反対する。

なお社会党では以上三項目についてさらに大衆闘争をおこすために

一、総司令部との交渉あつせんにあたる。

一、世界的世論喚起のため外國記者団に対し吉田内閣の性格を説明する。

一、四月一日を目途に全國的なデモストレーションを行う。

主なる主席者代表は次の通り。

(國鉄)菊川孝夫、星加要、沢田広、(全國蚕糸)星野國俊、(全國繊維)綿引伊好、(日教労)河田進、(全國セメント)柳浦忠已、(日鉱)田中

治英、(日教組)斎藤甚助、(帝石)加藤勇、(炭労)重枝克己、(全水従)滝島正策、(全海運)榑松博、(産別民同)三戸信人、(日労)柳沢尚夫、(総同盟)山花秀雄、(全國金属)柳本美雄

一方社会党の左派は一月総選挙の惨敗を契機として党内に起つた不満の声に乗じて労働組合からの大量入党をしきりに働きかけた。こうして二月二三日國鉄労組幹部星加要、菊川孝夫外一七名が党本部を訪れ正式入党したのをきつかけとしていわゆる民同系組合幹部の入党が続いた。

一五、第五國会と労働法規改悪反対闘争　社会党は第五國会における闘争方針の中で吉田内閣の性格を批判して(1)独占資本の擁護、(2)反勤労大衆性、(3)非民主性、(4)反文化性、(5)國際的非協力、(6)脆弱なる党構成という諸点を指摘し吉田内閣の意図するところに対し左の如き闘争方針を以てのぞんだ。

一、予算案に対する態度　今次第五國会の最も重要な問題は昭和二四年度予算案を政府がいかに編成し来るかと言うことである。現内閣の性格も意図もすべてが予算案上に明白にあらわれて来る。わが党は、勤労者の立場に於て、之に峻厳な批判を加えるであろう。

(イ)　財政収支の均衡をはかるため、歳入増加は戰時、戰後の不当利得者に求めるべきであり、大衆課税と割当課税に断乎反対する。

(ロ)　歳出の削減を首切りにもとめる事は最も反対する所である。行政組織の民主化、能率化を図り配置轉換と失業対策の完備によつて、犠牲者を最小限度に止むべきである。

(ハ)　取引高税の廃止には賛成するが、一つの悪税を廃止するために、六つの悪税を新設することには反対する。

(ニ)　地租及家屋税の大巾引上げ、土地家屋利用税は働らく者の負担する悪税として反対する。

(ホ)　米價の適正化を図り、供出制度の民主化を図るべきである。

(ヘ)　独立採算制確立のためには貨物運賃の若干引上げは止むを得ないとしても、原則として、運賃、通信料金の引上げに反対する。

(ト)　農業再生産を可能ならしめるため、農業所得税の軽減と奨励金、超過供出代金への課税に反対する。

(チ)　勤労階級の生活安定のため賃金ストップに反対し、官公吏賃金ベースの引上げ、勤労所得税免税点、扶養控除の引上げをはかる。

(リ)　國土再建と國民完全就業を期して、公共事業費、災害復旧費失業救済事業費を増額する。

(ヌ)　文化國家建設の為、六三制の完全実施、文化教育費の優先、科学技術復興費、社会施設費の増額をはかる。

(ル)　歳出削減、物價調整、補給金を再検討する。

(ヲ)　國家財政の基盤を培うため地方財政の確立をはかる。

(ワ)　各種公団を再検討し、その整備と民主化をはかる。

等々を要求せんとするものであるが、之が実現せざる場合は予算の組かえを要求し、予算案返上をも敢て辞さない決意である。

さらに二四年度予算案とともに第五國会の重要議案の一である労働組合法一部改正法案と労働関係調整法一部改正法案にたいしては四月三〇日、両法案が國会に上提されると同時に、社会党はとくにつぎのような声明を発表し、その態度をあきらかにした。

一、経済九原則の実施は、労働組合の健全な発展による勤労者の積極的支持と協力にまたねばならない。しかるに吉田内閣は國家公務員法改訂についでさらに労働法規の改悪を行い、労働組合運動を不当に抑圧せんとし、これがため民主的労働組合は一斉にたつて改悪反対闘争を展開しつつある。

一、今回の改訂案はその手続と内容に於て、恐るべき官僚性と反動性を暴露していることは余りにも明らかである。わが党は九原則実施の犠牲と負担を一方的に勤労大衆におしつけんとする保守反動勢力の挑戦に対しては、憲法二八條ならびに極東委員会一六原則の保障する労働者の基本的人権に基き、あくまでも勤労大衆の生活と権利を擁護するために、この労働法規改悪案に断固反対するものである。同時にわれわれは反動勢力をして労働運動抑圧の口述を與えるに至つた一部組合運動の極左戰術を徹底的に批判するとともに、眞に自由にして民主的労働組合運動の強力な発展を支持しなければならない。しかもすでに民主化運動はこのような極左戰術を自主的に克服しつつあるものと認めるものである。

一、わが党は現行労働法規について、その不満不備の点については、改正すべき必要を認めるものであるが、改正にあたつては、あくまでもその主体である労働組合の意見を中心として民間各方面の代表からなる調査機関を設け愼重を期さなければならない。全労働者および全民主勢力がわが党と共に政府の労働法規改悪法案反対闘爭に立ちあがらんことを訴えるものである。

一、今回の労働法規改訂案に対するわが党の主要な修正意見は次の通りである。

(1) 憲法二八條の労働者の基本的人権に基きその経済的、社会的ならびに政治的地位の向上をはかることを明確に規定すべきである

(2) 刑事上の免責規定において殊さら「暴力の行使」の字句を用いることはいたずらに官憲をして労働組合に干渉する口実を與え爭議行爲を不当に彈圧する恐れあり、但書は無用であつて削除すべきである

(3) 組合專從者の給與については組合の弱体化と混乱を来す実情であるから、六カ月の余裕を與える経過規定を設けるべきである

(4) 労組法および労調法の規定する救済をうける上に於て、第二條の組合の実質的要件と第五條第二項の組合規約の形式的要件とを同列に取扱つているのは不当である、後者の不備については労働委員会に変更命令を與えるに止れば足りる

(5) 現行法通り特別労働委員会を認めるべきである

(6) 公益委員に特別権限を認める必要なく労使、公益の三者平等の原則を確立すべきである

(7) 公益事業の追加規定は、中央労働委員会の決議を経て國会の承認を得るよう改めるべきである

(8) 公益事業の爭議行爲については三〇日の冷却期間の規定のみに止め、三〇日の冷却期間と六〇日の爭議期間の繰返しは不当である

一六、第四回党大会　一月総選挙の惨敗により党内に急激に起つた批判の声に乘じて左派は労組からの大量入党を促進し党内の指導権を右派から一挙に奪取しようとし右派はこれを防止するために大会の開催を延期する戰術に出て両派でもみ合つた末、遂に四月一二日第四回党大会は開かれた。党大会の山は役員の椅子の奪合いであつた。左派の鈴木茂三郎を三九〇票対二六一票、無効一票で引離して書記長の椅子についたが中央執行委員会はやや右派が優勢であつた。このためせつかく鈴木を書記長の職につかせても殆ど党を指導する力を発揮することはできなかつた。三役のメンバーは左の通りである。

中央執行委員長　片山哲　書記長　鈴木茂三郎　会計　中崎敏

社会党の一九四九年運動方針書は松原喜之次を委員長とする運動方針特別委員会において審議の結果、左右両派の論爭の後、次の如き附帶條件を付して一應大会で承認された。

一、党の基本的立場の項に「社会民主主義政党としてその主体性を確立すること」及び「党を弱体化しているブルジョア的偏向を克服すること」の二点を従来とつて来た社会党の姿に対するより徹底的な自己批判の上にとりあげるべきである。

二、革命の方式について政治革命は広範な社会革命を含むものであるが、社会党の政治目標としては結局政治革命に重点を置かねばならない。更に社会改良主義と区別を明確にしなければならない。

三、党の性格は労働者階級を中核とする政党である。これは農民、中小企業者、知識階級等広範な勤労大衆の民主的組織体であるということの間には何らの矛盾がないことを確認する。

四、革命について具体的なプログラムを見逃されていることは本運動方針書の最大の欠点であるからこれを明かにする。

一九四九年度運動方針書

第一　基本的立場

一、ここに一九四九年度大会を迎え、緊迫せる國際情勢と悪化せる國内政局のただ中に、新日本建設の大任を担うわれわれは、厳正なる自己批判の上に党の再建方針を確立し、勤労大衆の要望に応え、一般國民の期待に添う決意を新らたにしなければならない。

二、社会党再建の第一は、党を社会民主主義政党として、その主体性を確立することにある。即ち、民主主義を通じて社会主義革命を遂行するためのプログラムを確立し、党の一切の方針と行動とをこれに則らしめることによつて、その実現に全力を挙げなければならない。

三、その第二は、従来多かれ少なかれ、党を弱化している小ブルジョア的偏向を克服し、一切のボス的勢力を排除してわが党を勤労階級を中核とする農民、中小企業者並に知識層などの広汎な勤労大衆の民主的組織体たる政党として再編成することである。

四、第三に、わが党の行動は、資本主義政党はもちろん共産党とも、違つて、新たな道義の上に立つて、厳しく規正さるべきである。

われわれは、自由と共に責任にみちた民主的な規律を確立しなければならぬ。

かくしてこそわが党は國民の持続的な敬愛と信頼をうけ戦争とインフレーションによつて頽廃と混乱の裡にあるわが民族に対して道義の革新と昂揚を期する文化革命上の重大任務を果しうる。

五、なおわが党の再建にあたり、とくに重視されねばならぬのは民主的社会革命の基盤となるべき祖國と、その民族への関心と熱意である。

敗戦日本の再建、特にその経済的建直しは日本民族の自主に基礎をおかねばならない。しかも客観的にはこれを最も強く要望するものは勤労大衆である。

勤労大衆の政治的要求を最も誠実に代表するわが党こそ日本民族に忠実であり、眞に祖國再建を担う政党である。

わが党は民主主義、社会主義実現の基盤となる祖國の復興と民族の独立を追求し、世界平和の推進と、平利日本の建設に全幅の努力を拂わんとする。

六、かくして、われわれは社会民主主義の上にたつ日本社会党こそが、勤労大衆の積極的支持と協力を獲得することによつてわが経済を再建し、わが民族を救いうる唯一の中心勢力であるとの歴史的使命の確信を新たにするとともに、特に、内外情勢の客観的な分析の上にわが党の性格並に平利革命の方式に関する見解を明かにし、これに即応する現実的な組織と活動方針を確立し、当面

の具体的方策を決定しようとする。

第二　國際情勢(略)

第三　國内情勢(略)

第四　革命の方式

一、わが党は、その綱領において『民主主義体制の確立』と『社会主義の断行』と『恒久平和の実現』を期している。しかし、これらをいかにして達成するのか、党の個々の政策はその綱領と如何なる関連があるのか、即ち革命の方式についてはなお明確を欠くものがあつた。

二、ここにおいて、まずわれわれの信條とする平和革命とは何かを明らかにする必要がある。

(イ)　われわれの社会主義革命の遂行は、飽く迄も民主的手段によらなければならない。

即ちわれわれの革命は二重政権主義に表象せられる暴力革命、独裁方式などによらず、國の最高意思の決定機関である國会を通じてこれを行う。

(ロ)　資本主義から社会主義への社会革命は政治的革命に集約されるものであつて、わが党はかかる政治的革命の達成を目標とする。けれどもこの目標への到達には、これに結合する経済、社会、生活、文化などの各面にわたり、建設的な過程を伴わなければならない。だから、社会革命は客観的並に主体的條件の整うに応じて、合理的に進展させなければならない。

(ハ)　だが、このことはわれわれの政策を次から次へ遂行し、その一つ一つを積み重ねて行けば、おのずから革命が遂行されることをも意味するものでない。即ちわれわれの掲げる政策と勤労大衆の組織化を通じて広汎な大衆の支持の下に政治権力を掌握すること、更にその政治権力が持続的安定をかち得てこそ、こ

三、次にわれわれが平和革命を主張する根拠を明らかにせねばならぬ。

(イ)　まずわれわれは人間生活にとつて最高の権利たる生命の維持と自由の確保を要求し、この保障の上に眞実の社会的発展のあることを認める。この故に平和革命を主張し武力や暴力にもとずく革命に反対する。そしてこのことによつて何よりも確実に國民多数の納得と協力を得ることが出来るのである。

(ロ)　日本においては資本主義が高度に発達しているという意味において民主主義の経済的基盤があるということができる。これと共に立ちおくれた半封建的要素を内包したままに変則的に発展したという意味においてややもすればファッショ的革命への危険も含んでいる。従つて、勤労大衆の民主主義革命の徹底の闘争は必然に社会主義実現の欲求に轉換し、そのための條件の整うに応じて社会主義革命の遂行は民主的に達成することが出来る。

(ハ)　領土を失い、資源に乏しく、人口の過剰に苦しみ、貿易は制限され、しかも生産力が著しく低下している窮乏せる日本では破壊的暴力革命は、國民経済と國民生活の破綻を意味し、社会主義社会の基盤を自ら失うこととなる。

四、社会主義革命の担当者は労働階級を中核とする勤労大衆でなければならぬことはいうまでもない。殊に戰争による生産力の破壊と、昂進するインフレーションのために、窮乏化した勤労大衆は明らかに社会主義の実現がその解放の道であることを自覚して来た。

だが、われわれは今なお強固な保守反動の勢力を過少評價してはならないし、又現在の勤労大衆の主導力を過大評價してもなら

ない。

五、また、敗戰日本においては階級的觀念以外に、祖國の独立と再建を希う熱烈な民族意識や愛國心が高まり、また、ヒューマニズムに立つ人格の尊嚴と基本的人権の理想が滲透して社会革命の動機に道義的なものを加えようとしていることも見逃してはならない。

六、われわれの主張する民主的な平和的な社会主義革命の進行はその主体的並に客観的條件の発展に応じて、いくたの段階がなければならない。また、民主主義革命の徹底と社会主義革命との結びづき、経済面における國有化、社会化あるいは計画経済化の進行、各種の協同組合の拡大発展などと社会主義革命との関連、更に、労農組合などの民主的大衆組織の役割など、社会主義革命の平和的な方式において明確に打ちだされなければならない。

七、平和革命の方式は、社会革命を中央における政権の獲得に限定せず、あまねく、國民生活の諸地域、諸機能に推し及ぼすところに、その特質がある。そしてここでもまた、社会革命と民主革命とは内面的な連けいをもつている。すなわち、それは社会革命を中央政府にならんで、地方自治体において推し進めなければならない。

八、さらに、平和方式における社会主義革命の進展によつて絶対的に必要なことは、精神部面における社会主義思想の滲透である。社会主義革命の平和的実現は望み難いからだ。このための社会主義政策の研究と社会主義思想の普及とは、進歩的な知識階級にまたなければならぬ。

九、政治権力の掌握やその維持安定は、それ故に單に、絶対過半数を國会に於て獲得し、單独内閣を作りさえすればよいといつたような生やさしいものではない。要は社会主義的政策の実績と滲透の基盤の上に勤労大衆の圧倒的な支持が可能となる事であつてそのためには不断の努力と果敢な日常闘争によつて裏付けられ、勤労大衆の強大な組織の上に立つていなければならない。かくして掌握せられた政治権力が、民主的に持続安定せられることによつて社会主義の建設が可能となるのである。

一〇、以上社会党の平和革命方式を述べたが、それはブルジョア的中道政治の改良方式と本質的に類を異にする。というのは、民主党の資本家的な修正資本主義にしろ、國協党の小市民的な協同主義にしろ、いずれも資本主義の部分的な欠陥を攻撃するが、資本主義そのものはこれを否定せずむしろこれらの欠陥を改めることによつて、その本質を維持温存しようとするからだ。かくて中道政治の改良方式と社会党の革命方式とは、その平和的、民主的な形を同じくし、資本主義の矛盾と欠陥の指摘において若干の共通点を有するかに見えるが、資本主義の変革にたいする根本的態度においては本質的に全く異るのである。

一一、社会党は、もちろん、共産党とも本質を異にしている。即ちいかなる場合といえども共産党は國の最高意志の決議機関である國会を民主化しこれを通じて、民主的方法によつて革命を遂行しようとするわれわれの立場と異り、國会外に別個の権力を作り上げ、このいわゆる二重政権主義に基く非民主的な強力革命をとるものであり、わが党との間に一点の共通点もない。

一二、しかもこうしたかれらの革命方式は人民民主政権の樹立を前提として國営人民管理思想から地域人民闘争、職域闘争と日常闘争の一切を貫いて混乱と破壊の中にその可能性を発見しようとしている。かれらは、実に、われわれによつて極めて民主的方法による革命支持の客観的組織として重要なる労働組合をも單なる

共産党の動員組織たらしめようとする。

かくして、組織、機構、人事一切にわたるかれら独得の非民主的なやり方に言及しなくとも、社会党が共産党と根本的に異ることは自明であり、社共合同はもちろん、民主人民戦線の如きも共産党がその革命方式を明らかにした今日もとより問題にならない。

第五　党の性格と任務

一、わが党が社会民主主義の政党として民主主義を通じて社会主義革命を遂行することを歴史的使命とし、これを実現するために、党のよつて立つ社会的基盤と組織的、行動的性格を明確に意識し、これを強化発展せしめねばならない。

二、わが党は労働階級を中核とする農民、中小企業者並に知識層などの広汎な勤労大衆の民主的組織体たる政党である。

三、わが党は一般的勤労者の広汎な基盤の上に立つが、社会主義は客観的には資本主義の歴史的な発展を前提とするものであり、近代工業生産力の増大と、殊に、そのうちにきたえられた近代労働階級の客観的、主観的成熟によつて、これが真の担当者となるときにのみ実現されるものであるから、この意味において、わが党が階級的政党であり、労働者政党であるということは当然である。

しかしながら、階級政党を單一階級の、そのうちでも、労働者階級のみの政党をさす意味においての階級政党ではない。この点でわが党は『労働階級の組織せられた前衛隊』『労働階級の組織の最高形態』をもつて任ずる共産党と異つている。即ち共産党はあくまで、單一の階級、プロレタリアートの党であつて、しばしば大衆の党、人民の党といつている場合にも、それは日常活動における闘争形態にすぎぬのであつてその本質はあくまでもプロレタリアの階級政党なのである。

四、わが党は民主的な大衆政党であるから、党員は、平等の資格で党を構成し、民主大衆の前に開放され、すべての党員は、如何なる階級のヘゲモニーも存せず、また許さるべきでもない。と同時に、民主的な党内にあつて、労働階級に対して資本主義発展の現段階に照応する中核的な地位と主導的な役割とが承認され、期待さるべきであることも前項の通りである。

五、この期待に沿つて、労働階級が勤労大衆の中で中核的な地位と主導的な役割を民主的に獲得し確保するがためには、何よりもまず、大衆の信頼と推服を受けることが必要である。このことはわが党が絶対多数の獲得を志し、労働階級の前に横たわつている広い領野を耕して行こうとする場合とくに重視されねばならぬ。したがつてこの要望に応える点からも、労働階級は、社会革命の推進力であるという、世界史的使命に不動の確信をもち、機械的行動によつて、みずからを孤立化しないように弾力性ある行動をなす必要がある。わけても党内における労働階級の主導性は、独裁的な特権としてではなく、民主的な附託として、党内外に確立されねばならない。

六、またわが党は全國民を包容する意味での國民政党ではなく、いわんや、ブルジョア政党の考えているような國粋的な要素をもつ國民政党ではむろんない。ブルジョア政党が根本的には少数の資本家、地主、その他の特権階級の利益を代表する反動的な階級政党でありながら、新しい日本において國民政党を名乗るのは僞瞞も甚しい。これに反して、わが党こそ國民の大部分を占める勤労大衆を基盤としている。しかも、この勤労大衆のみが新日本建設の任務を荷つてゐるという意味において、國民大衆の利益と

意慾を代表することのできる、眞実の國民政党と称しうるのである。

七、再建される社会党は、勤労大衆の行動的政党でなければならぬ。わが党の最大の欠陥は議会政党、議員政党、選挙政党に堕し、院外大衆と共に活潑に日常闘争を展開し、かれらを摑むことを怠つた点にある。更に理論的とりわけ革命に関する理論の欠如も亦看過することができないであろう。

八、行動の党として大切なことは、まず第一に党の指導精神の一体化である。というのは指導精神上における対立抗争は行動上における対立抗争を生み、またかかる党からは、強力果敢な行動を求めえないからだ。同時に、社会民主主義の党であるわが党は、党内においても又、民主制の確立を期し、公開と、自由と、責任とをその建前とする。この点において、わが党は秘密と独裁と絶対服従とを原則とする共産党とはまさに対蹠的である。

九、第二に、わが党は行動の党たるがため、その日常闘争の場において地方組織を強化し、その活動を敏活化しなければならぬ。この点に関し、わが党は在来閑却されがちであつた地方自治体、教育委員会等における党活動にたいして、積極的な関心と努力を拂うべきである。そのさい、われわれは地方組織に責任ある自主的活動の範囲を明確にするとともに、一貫した、そして不断の中央からの指導を與えることによつて、中央、地方の連絡を緊密にし民主的統制を強化し、もつて党の一体化と末端組織における闘争の推進を図らねばならぬ。

一〇、第三に、わが党は行動の党として、勤労者の諸団体、わけても労農組合と緊密な連携を持たねばならぬ。というのは、われわれの重視する大衆的日常闘争の担当者は、党を支持する勤労者の団体だからである。この点において、全労会議に結集した民主的労働組合が、わが党の再建に異常な関心と協力をよせ、進んで大量の入党を見つつあることを重視せねばならぬ。

再建の推進力としてこれを迎え入れることは、わが党にとつて社会主義政党としての画期的な発展を約束するであろう。

一一、第四に、わが党は、單に日常闘争においてのみならず、一般政治闘争においても、眞実に民主的な諸政党ならびに諸団体と提携して、金融資本家、大産業資本家、ヤミ利得者、上層官僚、残存地主等を基盤とする保守反動勢力にあたらねばならぬ。

即ちわが党は、民主的な労働組合や、農民組合の戰線統一を促進し、これと密接に協力することが重要であるばかりでなく、共産党との間に明確な一線を布いた場合の労働者農民党、社会主義政党結成促進協議会その他の民主的諸団体とも提携して一大共同闘争を展開しなければならない。

一二、かような連携と共同闘争とは、祖國の再建と、勤労大衆の生活擁護をめざすものであつて、かりそめにも他党を切り崩したり、他団体を隷属化したりするような隠匿された意図をもつものでは断じてない。すなわち、各団体は相互に自主性を尊重するとともに、友愛と信義をもつて協力するのである。この場合、わが党によつて特に重要な労農団体との連携の正常的な形態は、組合が党の道具となることでもなければ、党も組合の手兵となることでなく、両者がそれぞれ独自の領域において、その自主性を保ちつつ、有機的に協力するところのいわゆる支持協力関係に求めるべきである。

第六　当面の方針に対する基調

一、以上の根本的見解に則つて、われわれは、いかなる方針、政策をとるべきであろうか。それは、何よりも日本の民主主義的な再建と民族独立に関する一般的な政策と、それとの関連において

勤労大衆の立場を守る方針を確立し、それを最も効果的に実践することである。

二、われわれは従来すでに生産、流通、財政、労働、農民、行政その他各般の諸政策については、それぞれ他に提案が行われている。ここではその中の最も重要な点について述べれば、当面最も中心的な政策は、勤労大衆の立場から経済九原則を推進し、インフレーション処理方策を断行することにある。経済九原則に対する具体的方針についても別に対策が提案されている。この点に関する問題は、これを日本経済の再建―五カ年計画の遂行―の過程に織り込み、日本経済の積極的な拡大再生産の過程において、民主的立場から実行することでなければならない。そして、保守政党や金融資本家の欲するように、これを利用して、勤労大衆にのみ犠牲を負わせるような安易な整理恐慌招来政策と断じて闘わねばならないのである。

三、第二に、これとも関連して、われわれは外資導入に対する民主的政策を確立しなければならない。われわれは外資問題に於て共産党と異つて、外資を期待する。もちろん、それに伴う制約はできるだけ緩和、軽減しなければならないが、しかし一般的に日本経済の今日の発展段階と、そのもとにおける勤労大衆の成長とは、外資導入を日本の自主的安定と再建に十分に活用しうるものと確信ずる。

ただ問題はいかにこれを合理的かつ民主的に使うかにある。この点で、保守政党がこれを反動的に、かれらの利益のために使うとする政策に対して反対する立場よりわれわれの具体案を至急作成しなければならない。

四、労働階級の生活の防衛、地位の安定は、根本的には組合の強化、発展にまたねばならないが、賃金政策を確立すること、天下り的な首切り政策を排除すること、労働組合の発展を阻止する反動的措置を排除することなども極めて重要である。

五、労働組合運動に関しては民主的な労働組合の急速なる発展を期待する。その点で、党は従来とはいますます積極的に組合の民主化運動の推進、民主的な組合の発展を支援し、それによつて労働組合戦線の統一強化の基礎を作ると共に、その速かなる実現をはからなければならない。

六、農民政策については、土地改革の合理的な徹底、税金闘争の重要なことはいうまでもないが、当面の日本農業に対し生産、流通、価格、組織などにわたり広汎なる発展方策を確立することは最も根本的であろう。日本の農業はいまやこの特殊な資本主義下にあつて、極めて困難な立場に立たされている。そうした情勢の下において日本の農民大衆はいかなる立場におかれるか、農民はいかに分化し再編成されるかについて一応の見透しをつけると共に、何よりも勤労農民の利益を擁護しつつそのイニシアティヴのもとに新しい農業の発展を実現しなければならない。われわれはそうした基本線の上に、農業政策と農民運動の方針を急速に確立する必要がある。とくに農業団体一六原則に照合して農民と経済的、政治的団結権の強化をはからねばならない。

七、中小企業については、その業種と経営状態に即してそれぞれに対策を必要とするが、それが新しい日本経済のうちにおいて演ずる役割の重大なのに鑑み、その立場を守るよう合理化することが必要であり、原則的には協同組合化によつて能率的な近代的事業に再編成することが最も根本的な問題でなければならない。

八、わが党は、生活協同組合運動に対し直接には勤労大衆の生活安定と実質賃金の拡充、さらにこれを基調として経済民主化と協

同化を推進するために、積極的に協力をつずけている。わが党はさらにこの運動の確立のために闘わなければならない。

九、更に勤労大衆、ことに農業、中小企業においては、惡税の問題、金融の問題、價格の問題、統制の問題などがますます重要性を加えている。それに対して十分その利益を代表して、生活、経営を安定、発展させられる方針を確立しなければならないが、この点に於て、われわれのインフレーション処理方策は、根本的な対策を指示している。

一〇、また、地方においては特有の経済的、政治的な各種の問題がある。これらの地方問題を、党の地方組織を通じて大衆の立場から解決することもまた大衆政党としてのわれわれの重大な課題でなければならない。

一一、講和会議の促進のための運動に於ては、昨年夏わが党は最初の提唱者たる光栄を担つている。今年こそ強力に國民運動を展開してその実現を通じて民族の念願する國家の独立達成へ前進しなければならない。

一二、平和の使徒として、また社会主義革命を裏ずける文化革命の担い手としてのわが党は更にこの際とくに党の文化政策、教育政策を強力に推進しなければならない。

一七、引揚捉進運動　三月二二日、片山委員長以下幹部がソヴィエト大使館を訪れ、在ソ同胞の送還をすみやかに開始されたいと、つぎのような要請文を提出した。なお、引揚促進運動については同月一五日、共産党からの共同闘争申入れがあつたが、社会党は拒絶している。

要請文

ポツダム宣言にしたがい日本國軍隊は完全に武装解除された、しかるに終戦いらい三年七カ月経過したにかかわらず今なお四〇万の同胞が各地で強制労働に服しているばかりでなく一般市民も抑留され生死不明も少くない。在ソ同胞の帰還を待ちわびる父母妻子などの焦慮と苦痛と困難は言語に絶するものがある。傳えきくところによれば多くの同胞が帰還の夢にもだえながら淋しく異境の土に死んで行く由であるが死亡者の数も氏名も公式にきいたことがない。わが日本社会党はソ連政府がまず在ソ同胞の死者および現存者の氏名を正確に、詳細に発表されることを要望するとともに、ポツダム宣言にもとずき、また人道主義の高い見地から苦役に從う同胞を一日も速かにかつ完全に日本に送還せられ、その人が家庭に復帰し日本の再建に貢献する機会を與えられんことを國民に代つて要請する。

六月下旬引揚再開とともに、引揚者の共産党への集団入党がぞくぞくとおこなわれたがこの情勢のなかにあつて、社会党中央委員会はつぎのようなアッピールを発表した。

引揚者諸君に訴う

永い抑留生活をおえ、いま故國の土を踏まれつつある帰還者諸君にたいして、日本社会党は心から歓迎のあいさつを送りたい。終戦四年、きびしい自然的條件のもとに、辛苦の労働に就かれた間の肉体的、精神的痛苦は、誠に筆舌につくし難いものがあろう。抑留生活を通じて諸君が敗戦日本の再建に思いをひそめ、ソ連の発展を眼のあたりに見たとしても、なお故國の山河と、なつかしい血縁の顔が、一筋の生きる糸となつて、一人一人の胸を温めてきたことであろう。

諸君を迎える日本は、今なおきびしい試練の中に立つている。敗戦という未曾有の痛苦をのりこえ日本の民主的再建のため闘つているわれわれの力は未だ弱く、諸君を迎えるに必ずしも万全の態勢を持つてはいない。われわれが生きるために必要とする主食

の二〇%はアメリカの好意的援助によつてまかなわれ、経済的復興に要する手段もまた、諸外國との友好的関連のもとに入手している狀態である。インフレの克服は焦眉の急であるが、これもまた勤労大衆に犠牲多い道がえらばれようとしている。

われわれが敗戰以来の苦闘を通じて獲得したものは、平和と民主主義的自由がいかに尊いものであるかということであつた。諸君を戰爭に駆り立てた軍閥、財閥は解体され、軍國支配の非民主的勢力は多く駆逐された。日本は新しい息吹をとりもどしたが、はげしい戰後の変動は、ブルジョアジー、その反動を再びよびおこし、議会に多数を占める保守政党が、民主主義の部分的な放棄にまでも進もうとする狀態にある。しかも一方共産党の極左戰術はいたずらに反動を挑発する愚をくりかえし、労働者、市民、農民の闘爭をきわめて困難に導きつつ、極右と極左によるファシズム擡頭の機運が再び日本を暴力独裁の暗黒支配に委ね民主主義的自由の危機を告げている。しかし「敵前上陸のつもりで」故國に第一歩を印し、心から出迎えた人々にふりむきもしなかつたと傳えられる諸君の姿はわれわれを悲しませる。反動勢力の力は強いが、敗戰によつて得た民主主義的自由の基礎は、そのような温容を欠く挙措の手には育たないであろうことを、われわれは四年間の苦闘を通じて知つて来た。諸君がソ連で学んできたものがそのような意識であつたとすれば、われわれは諸君を通じてソ連の民主主義を疑わざるをえない。長い異郷の月日、諸君の一人々々の胸を温めてきたものは、日本に失われてはいない。偽装でない自由とヒューマニズムが諸君の帰還をえていつそう力強くはばたくことをわれわれは信じているのである。われわれは諸君が、再びとらわれない眼をもつて故國の日常をみ、諸君の故國に於ける第二の人生が稔り多いものとなるよう、いつさいの障害にむかつて共に闘うことを希望する。われわれは諸君が新しい生活の基礎と曇りなき自由の眼をまず体得されんことを期待すると共に、われわれは全党をあげて、諸君の新しい出発のために最大の援助を惜しまないであろう。

一八、企業整備に対する闘爭方針　一九四九年における企業整備と、それにともなう労働者の大量解雇に対して、社会党政務調査部は六月「企業整備並に失業に対する闘爭方針」をきめ、そのなかで同党の基本的な考え方をのべている。

当面する企業整備が、経済九原則の線に沿つて戰時中並に終戰以来今日まで累積されてきた基本的矛盾を一挙に解決し、その安定と自立化を促進しようとする日本経済の構造的再編過程の一環として現われた現象であることは否定できない。したがつて企業整備問題の解決は究極的には日本経済のあり方あるいはその方向という根本的な問題につながつているのであり単に個々の企業整備問題を現象的に追いまわしても眞の解決を見出すことは出来ない。いいかえればわれわれは広汎な社会主義的再建の展望に立ち企業整備問題を経済や経営の社会化、民主化の強力な契機としてとりあげねばならないのである。しかるに吉田内閣は金融資本、大産業資本の支配権を確立するため、労働階級の一方的犠牲において企業整備を進めようとしている。また一方において共産党はその産業防衛会議等による地域人民闘爭にみられるように、むしろ企業整備による大衆的出血を促進し社会不安を激成することによつて日本経済の破壊と暴力革命戰術を遂行しようとしている。われわれはこのいずれの反動的破壊的政策にも断固反対し、これとの果敢な闘爭を通じて党本来の目的を貫徹しなければならない。次にわれわれの考え方の要点を示せば

一、われわれは吉田内閣によつて行われている集中生産、企業整

備の反動的なやり方には絶対に反対する。しかしながら傾斜生産方式による立体的な経済再建の方式と方向そのものには日本の近代的工業化を達成し、社会主義的再建計画を推進するという立場から原則的にはこれを認める。

二、吉田内閣による企業整備方式は民生の安定、労働力の保全という全國民経済の立場に立つものでなく、不利な一方的貿易にかたよつた全くの独占資本集中への過度にして露骨な資本家的方式をもつて行つてきており、その結果はますます一般産業の荒廃を招き大量の永久的失業群を出し、しかも一方では部分的過剰生産を発生せしめるような不均衡と不安定の拡大再生産に終り、経済の安定、自立化ではなく、独占資本の採算確立という意味しか持たず、かえつて破局化への矛盾を増大させるに過ぎない。

三、これに対し共産党は産業復興綱領なるものをかかげいわゆる産業防衛闘争を主張しているが、これは全く現実の條件を無視した目標のもとに、大衆を解決のない権力闘争のどろ沼にかりたて生産を破壊し民主民族戦線、すなわち反米民族闘争を展開しようと狙つているもので、われわれは断乎としてその謀略的意図をばくろしわれわれの政策と行動を明確に対置せしめこれを粉砕しておかねばならない。

四、完全雇用はわれわれの高い目標でありその実現のために闘わねばならない。しかし現実に起つている個々の企業整備に対しても共産党のように完全雇用の要求をかかげ、長期闘争を主張しても現在、それを闘い抜く條件をわれわれは主体的にも客観的にももつていない。そこでわれわれの基本的態度としては政府の企業整備政策に対し、広汎な政治闘争を展開するとともに個々の企業整備闘争においてはこれを有利に解決し、犠牲を最少限度にとどめるために闘い勤労大衆の生活を現実に擁護しつつ経営、産業の民主化、社会化のための闘争の基点とし、社会主義的再建の方向に向うということでなければならない。すなわち個々の経済闘争を機械的に結びつけたり混同してかえつて闘争を混乱させ、労働者の生活と組織に甚大な損害を與えてきた共産党の方針を厳正に批判し、両者の正しい発展のために闘わなければならない。

一九、行政整理問題　政府が第五國会で成立した定員法に基き七月一日、國鉄の人員整理に先ず着手するに及んで社会党は民同系労組を結集して「國鉄再建共同闘争会議」を結成した。同会議は七月一日國鉄上野駅集会所に二〇労組代表約一二〇名が集合して開かれた。総同盟島上善五郎を議長に、先づ産別民同細谷松太より一般情勢の報告、社会党加藤勘十が社会党の方針を説明、國鉄中闘星加委員より國鉄民同の基本方針を述べ左の闘争スローガンと國鉄再建要綱を決定し同日午後別項の決議文を政府に提出すると共にG・H・Qにも同趣旨を訴えた。

スローガン

◇首切り行政整理反対◇統一団体交渉の即時開始◇地域分散スト反対◇共産党の破壊戦術から國鉄を守れ◇臨時國会の緊急召集◇ドッジラインの大巾修正◇経済再建で完全雇傭と生活安定

國鉄再建要綱

一、國鉄民主化の推進――(イ)寄生虫的ボス勢力の一掃、(ロ)近代的サービスの向上、(ハ)上級幹部の不正摘発、(ニ)自主的職場秩序の確立

二、國鉄機構の簡素化

三、輸送力の増強――(イ)車輛の増備、(ロ)新線の開発

四、運賃の再検討――貨物運賃の修正

五、國鉄電化の促進

六、國鉄教育の普及

七、國鉄予算の大巾修正
八、定員法の撤廃
九、公共企業体労働関係法の撤廃
一〇、労組デモクラシーの確立
一一、悪性事故の究明と防護

決　議

われわれは政府ならびに國鉄当局に対し首切りを一方的官僚的に遂行することなく、形式的法規の解釈にとらわれないであくまで民主的に解決し断じて國民に迷惑をかけぬことを要求し進んで國鉄を再建するために闘うことを決議する

七月二二日社会党は中央執行委員会において國鉄の行政整理に関して討議した結果、國鉄民同派の闘争方針を支持して左の如き声明を発表した。

声　明　書

一、國鉄当局は國鉄の行政整理が一応完了した如く声明したがこれは定員法に基く一方的机上整理にすぎず所要定員と作業能率との関係、解雇者の復職、失業者に対する具体的救済策もなく事態を徒らに混乱に陥れている。

一、政府ならびに國鉄当局の國鉄労働組合に対する態度は組合の自主性を無視し反動的資本家の組合否認に拍車をかけるものである。

一、今次闘争を現在の如き最悪の事態に陥れ反動政策の乗ずるところとなり全労働者にはかり知れない打撃を與えたものは実に革命の妄想におどる共産党の破壊戦術である。わが党は全労働階級とともにその責任を追及する。

一、國鉄労働組合はこの際組織と主体性を確立し当局との間に速かに団体交渉を開始すべきである。政府は即時率直に団交申入れに応ずべきことを要請する。

一、わが党はさきにも声明した如く政府の反動的処置を糾弾しつつ、(イ)定員法の修正、(ロ)社会不安の除去、(ハ)失業対策の確立、(ニ)デフレ政策轉換のために臨時國会の緊急召集を重ねて政府に要求する。

この声明は國鉄に続く諸官廳の人員整理に対する社会党の態度を最も明瞭に示すものである。

二〇、共産党、労農党との共同闘争問題　九月六日労働者農民党は左の如き内容を持つ共同闘争を社会党と共産党とに申入れた。

一、臨時國会を目標にして吉田民自党内閣の責任を追求し、打倒する院内外の運動を強力に展開する。

二、吉田民自党内閣の責任追求の主要の目標を左の五項に置く。

1　首切りを強行して失業者をはんらんさせた責任

2　苛酷な大衆課税によつて働く者の生活を極端に圧迫している責任

3　労働組合幹部の政治的解雇と圧迫によつて労働組合運動を破壊させ民主主義運動を弾圧しつつある責任

4　治山治水を怠つて風水害の禍を拡大させた責任

5　経済の自主性を喪失して産業の不利を助成、工場の閉鎖縮小農業経営の破綻、土地放棄を增大させた責任

三、共闘参加の各政治勢力は現に強行されつつある民自党内閣の前記の主要な悪政と闘うために各党の組織を通じて労働組合、農民組合等が統一的に闘うように協力する。

四、共同闘争の運営に当つては常に友愛と信義の上に立ち各政治勢力の主体性を尊重して独善にならぬようお互に愼重を期する。

共産党がこの提唱にただちに應じたことはいうまでもないが社会党

党政農労

内においてもこれに應じて動く者が出て來た。すなわち、九月九日足立梅市外三名は中央執行委員会に対し左の意見書を提出した。

わが党は再建途上にあるが、再建はあくまで勤労者の立場に立つた再建でなくてはならない。今日吉田民自党内閣の非政、目にあまる時、九月六日付労働者農民党よりわが党にたいす申入れは時宜に適した提唱と認める。我が党は労働問題、政権問題等および暴力行爲取締法の測定について、広汎な勤労大衆の疑惑を招いていることも否定出来ない。

この際本申入れを欣然受諾し、一切の民主勢力と共に倒閣の中心に立つべきである。本問題はわが党の全党員および日本勤労大衆の現下最も重要な課題であるが故に緊急中央委員会を開き検討すべきである。

我々は本提唱に参加し、これが実行を推進する。

なお過般青森に於て鈴木書記長は吉田内閣打倒を来春まで延期すと述べた旨報道されたが、もしこれが事実とすれば何故に吉田内閣の非政を来春まで容認するか、我々はその理由に苦しむものでありその眞相を明かにされたい。

昭和二四年九月九日

足立　梅市
成田　知己
鈴木　雄二
師岡　栄一

日本社会党中央執行委員会　御中

これに対し中央執行委員会は労農党とは懇談するも共産党とは党議によつて共同闘争できない旨を明かにしたので右の四氏はさらに和田敏明を加え連名を以てその共同闘争の考え方を発表した。

(一)　わが党の再建は、勤労大衆の信頼によつて党の権威をたかめるような方法でおこなわれねばならない。

(二)　大衆の生活は吉田内閣の非政によつて困苦をふかめているのであるから、われわれは院内外の闘争をつよめ吉田内閣の打倒にすすむべきである。

(三)　われわれの主敵である吉田内閣を打倒するために、あらゆる勤労者的政党との無益な反目、対立をすてこれと手をむすび、むしろ勤労者政党の中核たる矜持をもつて大衆の闘争力を結集し強化すべきである。

(四)　吉田内閣打倒を目標として他党わけても共産党との共同闘争を展開する場合、党の最高方針である党大会決定を尊重しなければならぬが、さる四月大会では、吉田内閣打倒を決定するとともに

(イ)　共産党と一線を画すること

(ロ)　共同闘争はこれをおこなうことによつて共同戰線形態の闘争力が強化され、また社会党の階級勢力が倍加される

と決定した。

さて、社会党が共産党と一線を画するのは両党が別個の政党であり、その成立の歴史的過程と性格を異にする以上、当然の決定というべきである。しかし、そうだからといつてこの決定は、共同闘争そのものを否定するものではなく、これは(ロ)の決定をみたことによつて明らかである。もし否定するなら(ロ)の條件を規定することは意味をなさぬからである。

(五)　要はわれわれが勤労大衆のために効果的な共同闘争を展開しもつて社会党の権威と信頼をたかめることにある。そうしてこのためには、共同闘争に参加する各党が、各党の主体性を尊重し、互に信義と友愛の立場に立ち、勤労大衆の要望にそつて良い意味の競争を展開しつつ各党の勢力を結集し、保守反動勢力への攻勢を集中することが肝要である。具体的にいえば、現在、共産党の

地方組織の中には、極左小兒病的セクト的な行動がみられるが、われわれはこれに好意的批判を與え、この是正を共産党中央及び地方に強く要請し、同党が自ら謳うごとく「人民に奉仕する党」になるよう求むべきであり、又わが党内一部には反共をあたかも党活動の最大任務の如く主張し、同党に対し行きすぎた攻勢を行うものがあるが、これに対する共産党の批判にも友好的態度により修正し、協力により保守陣営から離れる大衆を組織化し、各党の権威をたかむべきである。

(六) われわれは勤労者政党の階級的任務を果すため党大会の決定と党の統制を尊重しつつ大衆の要望に答えていきたい。

以上の考え方について御意見をお聞かせ願えれば幸甚です。

一九四九年九月

足立梅市　鈴木雄二　成田知己
和田敏明　師岡栄一

その後民主政党共同闘争連絡会の設置提唱の案内状に世話人として社会党から、足立梅市、成田知己、和田敏明、井谷正吉、師岡栄一、鈴木雄二の六名の名が連ねられた。

かくして一〇月七日の中央執行委員会において足立氏らの行動を論議するための委員会を設置することが決定し、同委員会はさらに小委員会を開き一〇月二五日左の如く決定した。

一、足立梅市、師岡栄一両氏には離党を勧告する
二、和田敏明、鈴木雄二両氏に就ては連絡懇談会提唱者として署名せる点をただす
三、成田知已、井谷正吉両氏は署名せず、且出席もせざることが明白になつた故を以つて不問に附す。

同案は中央執行委員会において承認された。

二一、第六臨時國会と國会闘争共同委員会　臨時國会の開会を控えて社会党は民同系の労農団体を結集して國会闘争共同委員会なるものを作り一〇月一〇日の委員会で当面のスローガンとして次のきものを掲げた。

一、産業を破壊する電氣事業分断反対
一、石炭計画生産廃止反対
一、金属鉱業政策の確立促進
一、通信復興予算を増額せよ
一、電源開発、鉄道電化の促進
一、新学制完全実施、教育予算増額
一、めくら貿易打破、海運の再建
一、地方公務員法反対
一、六三給與ベースの即時引上げ
一、反動官僚の追放、官廳民主化の徹底
一、賃金切下げ、首切、工場閉鎖反対
一、一切の弾圧諸法規即時撤廃
一、労働関係諸法規の改正
一、定員法、公務員法の改正
一、失業対策確立、社会保障拡充
一、給與所得税ならびに地方税大巾軽減
一、勤労者住宅の大量建設
一、生産費を保障する農産物價の改訂
一、諸類作付轉換補給金即時支給
一、文化を破壊する入場税の軽減
一、硫安價格差補給金の廃止、一本價格反対
一、私鉄企業の社会化と運賃引下
一、災害復旧の促進
一、放送事業の自主性確立

二二、講和問題　一一月以降、講和論議が急激に高まつて來た中

で社会党は同問題に対する態度について論議していたが一二月四日の中央執行委員会において「講和問題に関する一般的態度」を次のように正式決定した。

一、根本的態度　講和問題及び講和後の日本の安全保障の問題はわが國民の安危を決定する重要問題であつてかような國民の安危にかかわる問題はいうまでもなく同時に國民の多数をしめる勤労大衆の安危にかかわる問題でありまた講和問題は複雑にして機微なる國際情勢の下にあつて行われることであるからあくまでも愼重かつ厳粛な態度をもつて対処しなければならない。しかしながら講和会議の席上においてわが國の主張を対等の立場で展開することが許されないとしても事前にわが國民の意のあるところ、とくに平和的民主的國家と経済と生活の建設を達成するため現在及び将来の日本の担当者たる勤労大衆の党としてこれを世界に訴えることはもちろん妥当である。

一、全面講和　日本は憲法において非武装、平和を宣言したのであつてその趣旨はみずから戦争を抛棄するはもとより國際紛争に対しても当然中立的立場を意味する。

現在不幸にして世界は二つの陣営に分れているがこの際日本は一方の陣営とのいわゆる単独講和が他方の陣営とわが國との関係を機微ならしめることを憂慮し強く全面講和を要望するものである。ことに単独講和の場合、実際問題として日本の安全保障の形式内容が講和を結ばない他方の陣営に対して日本の中立的立場に疑惑を抱かしめるに至るおそれがあるから一層われわれをして全面講和を要望せしめる所以であり、いかなる情況においても日本が党は勤労大衆の党としてたとえ野にあつても自主的かつ合理的に妥当な手段によつてできるだけ講和を促進し一、日本の安全保障　正義に基く世界の平和に信頼して非武装化した日本としては当然講和に伴つて列國によつて日本の安全保障の途が講ぜられることを固く信ずる。従つてわが憲法の規定した中立的地位に鑑みわれわれが特定國または特定國家群との間にたとえば基地提供等の消極的にもせよ軍事的負担を含むような軍事的または政治的な協定を締結するようなことにはわが党は反対する。

われわれは講和と共に関係各國から中立と領土の保全に関する保障を與えられることを期待する。また國際連合に加盟が認められその集団保障が認められることはもとより待望するところであるが、いずれの場合においてもわが憲法の中立性、平和性にかんがみ自から兵力によつて中立を守る義務が免除され侵略國に対する共同制裁への参加等についても特殊な考慮が弗わるべきことはいうまでもない。

一、民主主義の擁護と國際協力　われわれは極右と極左の全体主義を排撃して言論、報道の自由や、自由なる選挙による議会制度の如き民主主義体制の下において世界家族の一員として関係各國との間に信頼と友愛をもつて協力せんとするものである。しかして自由世界労連に協力すると同時にコミスコ（國際社会主義者会議）に参加する日の近からんことを待望しこれらの民主的な勤労大衆とともに社会民主主義のために闘う。

一、講和問題に即する國内政治体制　講和を迎える國内政治体制としては講和問題は國民の安危を決定する重要問題であるだけにさる一月の選挙に基く現國会では適格でない。われわれは改めて民意を問い國民の総意の上に講和に対する態度を作ることを要望する。しかしながら講和のための挙國内閣の必要は認めない。わが党は勤労大衆の党としてたとえ野にあつても自主的かつ合理的に妥当な手段によつてできるだけ講和問題が有利に解決されまた正当に負うべき義務を守ることに努力する。

第二章　労働者農民党

結党の経過　労働者農民党が結成されるにいたつた直接の契機は一九四八年七月二日芦田内閣によつて國会に提出された予算案に対して社会党内に意見の対立が特に顯著になつたことにある。

このような意見の対立は、社会党結党の当初からの底流であつたが、四八年に入つて一月片山内閣の官吏に対する生活補給金の残額〇・八ヵ月分支給を主内容とする第三次追加予算、更に二月片山内閣退陣後の首班指名等の問題を通じて、左右の対立は一層激化することになつた。左派の結集体である五月会は、首班指名直前に分解をとげて淘汰され、芦田均に対する指名を拒否して完全野党をとなえたのはいわゆる純理派と目される人のみであつた。

第二國会における芦田内閣の最大の議案は二三年度の予算案であつたが、予算編制の前提である賃金物價の改訂、軍時公債利拂問題、税制改正、鉄道運賃値上げ等の問題の解決にゆきなやみ、四、五、六月はそれぞれ一ヵ月ずつの暫定予算でまかなつたのであるが、三次にわたる修正を経てついに予算案の大綱を決定し、六月七日ようやく國会に提出するはこびとなつた。これに対して早くも全官公労組をはじめとした組織労働者の、勤労大衆にのみ財政負担を轉嫁するものであるとする反対意見は、ほうはいとして高まるにいたつた。ところで社会党は当初予算案について独自の案をもつていた。すなわち木村禧八郎によつて書かれた社会党政調会のA案、B案がそれである。A案は物價体系を変更せず、そのために生ずる赤字の補塡策として、外資援助、経営合理化、生産性の向上、及び増加財産税の増徴、終戦処理費その他一般会計における物件費の節約等を内容としたものであつたが、当時の情勢としてはすでに物價体系の値上げを前提とした予算編成が相当に進行していたため、その点を考慮にいれてA案の内容を修正したB案を最終案として決定したのであつた。さきに完全野党を提唱した純理派（新労農派）の人々はA案支持の態度を明らかにしていたが、政府案を支持する社会党幹部の考え方が党内に相当滲透している情勢にかんがみ、最終的な社会党案であるB案を固守する態度をとるにいたつたのである。

さて予算案提出以來社会党の修正案をめぐつて行われた民主、社会、國協の各與党間の会談において、社会党はみずからの修正意見を後退せしめざるをえない事態にたちいたり、B案すらも崩壊を余儀なくされたのであつた。この間の事情について、後に純理派の人々によつて結成された社会党正統派議員団は次のようにいつている。

「このB案さえも連立政府にれんれんとして殆ど民主党化した右派幹部はもとより頑張る意力はなく、僅かに鈴木政調会長以下のいわゆる所謂左派といわれる人々に多くを期待する以外になかつたのであるが、鈴木政調会長を中心としての予算に対する態度は次の理由によつて始めからB案を強力に主張する氣力はなく、その点を民主党幹部に見ぬかれてしまつたために遂に社会党の主張は殆ど拒否されるにいたつた。

(一)　鈴木予算委員長はこれまで二三年度予算こそ社会党の主張をもりこむために闘うべきだと主張してきたが、その後急に態度が変つて二三年度予算案を検討しないうちから予算はとにかく通すべきであり、闘いの山は賃金ベースであると主張するにいたつた。

(二)　そのために二三年度予算編成の基礎をなしている賃金と物價には手を触れないことにして修正案から除外してしまつた。

(三)　不当財産取引委員会で西尾問題が起り、西尾氏の粛正問題が

採り上げられるにいたつたが、西尾氏が、もし左派が自分を問題にするならば、左派の人達の裏面を問題にすると強硬態度にでたので左派の人達が、すつかりい縮してしまつた。この間に予算問題で強力に社会党の主張を通すために闘う氣分をすつかり失つてしまつた。

(四) 略

(五) こういう事情のため社会党の主張たる

1 旅客運賃二倍（普通運賃二倍、勤労者定期五割、学生定期据置）は修正されて普通、定期とも二・五倍、学生二倍となつた。

2 勤労所得税基礎控除二万四千円ないし一万八千円案は拒否されて一万五千円の政府原案通りとなつた。勤労控除額の制限撤廃は拒否された。課税の廃止も拒否された。

3 法人税の軽減中止も拒否された。

4 不当財産増加税も葬られた。

5 取引高税反対も拒否され、わずかに二七〇億のうち約六〇億を免税することになつた。

6 終戦処理費の節約も実現しなかつた。

7 価格差補給金節約も実現しなかつた。

8 価格差益納付金の増加も実現しなかつた。」（社会党正統派議員団「二三年度予算案に反対した理由」）

かくして純理派は「本予算案はインフレ予算であり、大衆犠牲の予算案であるばかりでなく、この予算実施後に起るインフレに対して何等具体策も示していないので、この予算を承認することはできない」（前掲資料）という結論に達したため、B案を固守するという既定方針を変更せず、七月三日衆議院本会議に上程された修正案を含む二三年度予算案に対して反対の青票を投じたのである。

反対投票及び棄権を行つた議員は次の通りである。

反対投票

衆議院　黒田壽男、中原健次、境一雄、岡田春夫、館俊三、太田典礼、野老誠、松谷天光光、石野久男、玉井祐吉、山中日露史、荒畑勝三

参議院　鈴木清一、堀眞琴、木村禧八郎、千葉信、水橋藤作

棄権

衆議院　足立梅市、鈴木雄二、片島港、和田敏明

参議院　松本治一郎、太田敏兄、梅津綿一

予算案は衆参両院を通過し、反対投票を行つた右の十七氏のうち黒田、中原、岡田、太田、玉井、松谷の六氏は七日の中央執行委員会において党議無視の理由によつて除名処分をうけ、荒畑氏をのぞく残りの一〇氏も一二日脱党して「社会党正統派議員団」を結成し肅党運動を展開することになつた。

この肅党運動の目標と、運動の具体的方策について、社会党正統派議員団は「肅党運動の基本問題」というパンフレットによつて明らかにしているが、以下これを要約してみよう。

まず社会党組織の欠陥については次のように指摘している。「選挙公認と地位と利権を狙う人々や古い運動家が多くの縣連支部を私有化し、」私兵化した党員をかかえている。そのため、「党の執行部が次第に大資本の番頭化しつつある姿が明白になるにつれ、眞面目な党員は脱党し、眞面目な党支持者は期待をもたなくなりつつある。」更に「多くの幹部は機関をしめて機関の決定という壓力によつて、保守的な決定をおしつけ、正しく勤労者の立場を守つて活動せんとするものは、常に除名その他の彈壓におびやかされる結果となる、」「このような事情は、決定の範囲において動く場合は、常に保守的な活動を助ける結果となり、党幹部に対抗する少数の結集をはからざれば、いよいよ保守化を防衛する事が困難になるということを教えて

いる。」

以上のような見地に立つて、諸党の具体的方策は次のように主張されている。

「党の各機関においてあらゆる機会をとらえて正しい主張をなし、その貫徹を期すると同時に、党機関の主流の主張との相違を党員及党支持者に広く徹底せしめる。

党を勤労者の要望にこたえた線にむけるためには、「執行機関の決定をも場合によつて承服せずに正しい行動を貫徹せねばならぬこともも考えられる。」

以上の行動を統一的に行うため、「正統派議員団支持グループの組織、青年部純化同盟の強化、支部の連合体等のオール組織の中央連絡機関」等を結成強化すること、更に労農組織と緊密に結合すること、が必要である。かくして党幹部腐敗が、勤労大衆に徹底したときには、党機関は大衆の支持を失い、同時に「諸党機関は闘争過程につくられた社会党の本流たる機構に再編成」されるであろうと主張している。

以上のように諸党運動は、社会党の外部にあつてしかも党を純化し、終局的には社会党に復帰することをねらいとしたものであり、労働組合その他の地方組織もこの方針を支持したのであつたが、その後運動は必ずしも進展せず、その限界性が痛感されるに及んで、新党結成への動きも擡頭することになつた。すなわち、正統派議員団は、國鉄、全逓、日農などの各労組と新党結成についてしばしば意見を交換してきたのであるが、八月二五日の世話人会準備会において新党結成へ進む方針が確認された。このことは、さきにも述べたように正統派議員団の組織上の限界性を克服して独自の運動を展開しようとするものであるとともに、きたるべき議会解散後の選挙に対する態勢を整えるという意味をもつものでもあつた。

かくして新党結成の準備は進み、一〇月七、八日の両日にわたつて第一回の結成準備会がひらかれ、党綱領、行動綱領等の作成についてそれぞれ小委員会をあげて附託することになつた。この党綱領、行動綱領をはじめとする労農党の基本政策は、結成大会において正式に決定されることになつたのである。

結党大会　労働者農民党準備会は、一二月二日正午から東京永田町小学校で結党大会をひらいた。全國から代議員一四七名が集り、議長団に黒田壽男、藤川勇、浜野清、三森光壽、池戸芳一の五氏を選んだ後、第一日目には党綱領、行動綱領、規約を決定し、第二日目には党の政策、立党宣言、役員を決定した。これらの決定事項の内容は次の通りである。

労働者農民党綱領

資本主義から社会主義への移行は世界史の大勢であり、資本主義は自らの発展のうちに社会主義実現のための物質的前提條件並びにその変革の主体的條件を生む。一方における生産手段の集中集積と労働の社会化、他方における労働者階級の発展すなわち資本主義的諸矛盾の拡大にともなつて発展する労働者階級の資本に対する階級闘争これである。

労働者階級は自己を主体として、更に貧農並びに資本主義によつてその没落を強いられつつある小農民等を同盟者とする階級闘争を通じて社会主義社会の実現に至るのであり、資本主義的発展の最高段階たる帝國主義＝独占資本主義はかかる歴史的必然性をより一層強く実証しまた実証しつつある。

わが党は労働者階級を中心とし更にプロレタリア的意識に浸透しまたは浸透しつつある勤労大衆を含む眞実の階級的大衆政党としてかかる社会主義社会の実現をその根本目的とするものである。しかしながら当面するわが國内外の諸條件

は直接社会主義的変革を日程にのぼす程成熟していない。成はそのための戦略條件を許すことに欠けている。

元来、社会主義実現のためには労働者階級政権の獲得と確立が絶対的前提條件であり、このもとで始めて生産手段の社会化、すなわちその資本家的私有からプロレタリア的國有化、社会主義的計画経済への移行が行われる。この変革が平和的に行われるか或いはまた強力的に行われるかによつて、その行程や形態に種々の相異を生ずるにも拘らずこのことはいわゆる社会主義革命の主要内容として欠くことのできないものである。

しかるにわが國が現在おかれている内外の諸條件は敗戦以後いわゆる平和的コースをもつて開始された民主主義革命をより一層徹底的に完成化せしめることを当面緊急の課題としている。

もつともここで完成を要求される民主主義革命は、一七、八世紀にイギリスやフランスで見たような古典的な民主主義革命ではない。それはブルジョアジーの指導権の下に行われ、封建的絶対君主的政権に代つてブルジョア政権への途をひらき社会の資本主義化に拍車をかけた変革であつたが、今日のわが國にはこのような古典的民主主義革命の諸條件は存在しない。存在するものは極めて特殊な民主主義革命である。すなわちブルジョアジーではなくして勤労大衆の主権たる労働者階級の指導権の下に革命的民主政権の樹立を通じて封建遺制を徹底的に一掃しやがては社会主義的変革に連るであろうところの民主主義革命である。しかも当面の情勢はかかる変革の平和的且つ徹底的完成のみならず、これに眞実の革命的民主主義國家による経済統制方策の如き「社会主義への過渡的方策」を加味せしめることを要求している。特に今次の帝國主義戦争とその敗戦以後の経済的崩壊と混乱加重する民衆の困苦等は、そのことを切実に要求している。これなしに眞に勤労人民大衆の利益にもとずいた國の経済的再建はあり得ないのでありわが党はこれを勤労大衆の犠牲において経済的再建をはからんとする一連の資本家的方策を排除しなければならぬ。これを要するに、わが党は社会主義実現を終局目的とするものであるが、しかし当面の目標は平和的手段によつて民主主義革命を完成し合せて社会主義への過渡的方策の実現を期するにある。かくしてわが党は当面の主目標を次の諸点におき、この任務達成、全日本勤労大衆の先頭に立つて闘わんとするものである。

一、一切の反民主勢力を排しまたあらゆる偏向を是正して労働者農民の革命的同盟を中心とする広汎な民主人民戦線を結成し、平和的手段によつて革命的民主政権の樹立を期す。

一、主権在民制と農業革命の完全達成によつて封建的政治経済体制を一掃し、その完全なる民主主義化を期す。

一、民主主義政権による金融機関重要産業の國有及び國家管理を実施し、勤労人民の生活安定と向上を期す。

一、労働戦線、農民戦線の拡大と革命的統一をはかり、民主主義革命完全遂行の大衆的基盤たらしむることを期す。

一、一切の反動文化を排し、進歩的文化の向上と、科学技術の振興に努め國民生活への直結をはかる。

一、講和会議を促進し、國家の自立的再建を期す。

一、軍國主義、ファシズム等を排し國際平和を擁護する。

一九四八・一一

行動綱領

政治

一、革命的民主政権の樹立と主権在民の徹底的確立

二、議会及び選挙制度の民主化、一院制の実施、全國一区比例代表制、選挙國営、一八歳以上男女の選挙権、被選挙権の実施

三、中央地方の行政、司法、警察機構並びに民主的革命と運営、
重要官吏の公選と召還制の徹底的実施
四、封建主義、軍國主義、官僚主義、ファシズム、暴力団その他
一切の反民主主義勢力の掃滅、民主人民戦線の結成
五、言論、出版、集会、結社並びに大衆運動の自由徹底
六、一切の身分的差別の廃止、性別、宗教、民族等に拘らざる一
切の市民の平等権の確立

経　済

一、勤労大衆の手による日本経済の再建復興
二、官僚的、資本家的経済統制撲滅、金融機関、重要産業の民主
主義的國有國営並びに國家管理、復金制度の廃止、庶民金融の拡
大
三、インフレーション政策反対、勤労者本位のインフレーション
收束即時断行
四、財閥解体徹底とその財産の國有化、不当利得の追究
五、勤労者本位の税制確立、徴税制度の民主的改革、大所得への
高度累進課税、勤労所得税その他大衆課税撤廃、ヤミ所得の徹底
的捕捉
六、自立的経済再建に沿う外資導入と貿易再開の促進

労　働

一、資本家的産業合理化、企業整備反対、完全雇用を目的とする
失業対策の実施
二、最低賃金制度の確立と、同一労働に対ずる同一賃金
三、労働関係法規改悪反対及びその民主的改良、労働條件の向上
確保、労働者の経営参加
四、労働法規による労働者保護の完全実施と違反者の厳罰徹底
五、國家及び資本家負担による青少年労働者の技術教育と婦人労
働者の保護施設の完備
六、労働戦線統一、世界労連参加

農　漁　業

一、食糧供出制度の自主的、民主的改正と農漁民への生産資材の
完全配給、生産費を償う農水産物価格の設定
二、一切の旧地主勢力の根絶と土地分配の合理化並びに國有林及
び大山林原野所有の開放と國庫負担による造林の積極的施行
三、酪農及び園藝農業等多角的農業の助長と経営の協同化、農村
工業の積極的推進
四、農漁林業金融の拡大と國営農漁業保険の民主的実施、農漁民
不当課税の撤廃、國庫負担による土地改良及び農業の機械化、科
学化と肥料の國営
五、農業協同組合組織の民主的編成と階級的農民組合の拡大強化
農民戦線の統一
六、封建漁業権の撤廃と勤労漁民本位の漁業制度への改革及び自
主的漁業協同組合の確立、塩業経営制度の民主化

社会厚生

一、大資本の隷属下にある中小商工業の解放と協同組合組織の拡
充
二、大邸宅及び宅地、住宅の徹底的解放と庶民住宅の大量建設
三、食糧その他物資配給機構の民主的改革と不正摘発、民主的生
活協同組合の普及促進
四、失業、保険、養老、教育等の社会保険制度の民主的実施
五、國家負担による戦災者、戦病傷者、引揚者、留守遺家族等戦
争犠牲者の救済と厚生施策の拡充、在外同胞の引揚促進、戦災地
の復旧と勤労者への開放
六、厚生費の國家負担増加と國民年金制の実現、医療制度の民主

化と医療費の國家負担、及び公衆衛生施設完備と普及、結核保護施設の開設拡充
七、封建的家族制度の排除による婦人の解放と優生保護法の改正
民主化、國庫負担による乳幼児保護施設の完備、家庭生活の科学化
八、青少年保護と社会的文化的一切の圧迫からの解放、青年の社会的地位向上の積極的援助

教育文化

一、教育の機会均等、学閥打破、教育制度の民主化と教育費の國庫完全負担
二、学生政治運動の全面的自由、学生自治活動の積極的援助
三、科学技術の振興、勤労大衆の創意工夫の尊重、民間科学技術者への研究助成費の増額、優良発明関係者への適正なる褒奨
四、國語國字問題解決の促進、國際補助語としてのエスペラントの採用とその普及への助成
五、頽廃的反動的文化の撲滅と進歩的文化の建設、藝術、スポーツ行政の民主化と施設の大衆への開放

國際

一、対日講和の促進と自立的民主的國家の建設、世界の民主主義的勢力との提携促進、戦争反対世界平和擁護

労働者農民党規約

第一章 総則

（名称、本部所在地）

第一條 わが党は労働者農民党と称し党本部を東京都におく

（目的）

第二條 わが党は党の綱領、政策宣言及び決議の実行を目的とする

（構成）

第三條 わが党は党の綱領に賛成し、動に参加する個人で構成する

第二章 組織

第一節 支部

（支部）

第四條 党の基本組織は支部である
1 支部は原則として市、区、町、村は郡を単位とすることができる
2 支部は原則として一〇名以上の党員によつて作られる
3 同一職場に一〇名以上の党員がある場合には職場を単位として支部をつくることができる

第五條 支部の設立は党員名簿、本部委員会を経て中央執行委員会に提出する

第二節 地区協議会

（地区協議会）

第六條 郡及びそれに準ずる地域を単位とする党組織を地区協議会と称する

第三節 地方本部

（地方本部）

第七條 都、道、府、縣を単位とする党組織を地方本部と称する

第三章 機関

第一節 中央機関

第一 全國大会

（全國大会の性格、構成）

第八條 全國大会は党の最高決議機関であつて大会代議員、中央委員及び中央本部役員で構成される

（召集）

第九條　全國大会は毎年一月に一回中央執行委員会が召集する、但し中央執行委員会が必要と認めた時は臨時にこれを召集しなければならない

（代議員）

第一〇條　全國大会の代議員は地方大会によつて選出される、但しその方法比率は別に定める

（成立、議事）

第一一條　大会は代議員定数の三分の二以上の出席によつて成立し、議事は出席代議員の過半数でこれを決める

第一二條　大会の議事細則は別に定める

（役員の選出）

第一三條　全國大会は中央執行委員長、書記長、会計監査及び中央委員、全國統制委員各若干名を選ぶ、但し中央委員の選出比率は、地方より三分の二、全國より三分の一とする

（顧問）

第一四條　全國大会は顧問を推薦することができる

第二　中央委員会（性格）

第一五條　中央委員会は全國大会から次の全國大会までの間の党の最高決議機関であつてその決議事項については全國大会に対して責任を負う

（構成）

第一六條、中央委員会は中央委員及び中央本部役員で構成される

（召集）

第一七條　中央委員会は中央執行委員会が年二回以上召集する、但し中央委員三分の一以上の要求があつた時はすみやかに中央委員会を召集しなければならない

（成立、議事）

第一八條　中央委員会は中央委員三分の二以上の出席によつて成立し、その議事は出席中央委員の過半数で決める

（中央執行委員の互選）

第一九條　中央委員会は中央執行委員若干名を互選する

（任期）

第二〇條　中央委員の任期は次の定期全國大会までである

第三　中央執行委員会

（中央執行委員会の性格）

第二一條　中央執行委員会は党を代表し党の最高執行機関であつて全國大会並びに中央委員会の決議を実行し全國大会並びに中央委員会に対して責任を負う

（構成）

第二二條　中央執行委員会は中央執行委員長、中央執行委員及び書記長によつて構成され中央執行委員長が召集する、会計監査はこれに出席し、意見をのべることができる

（成立、議事）

第二三條　中央執行委員会は中央執行委員の二分の一以上の出席によつて成立し、その議事は出席中央執行委員の過半数で決める

（緊急決議権）

第二四條　緊急止むを得ない場合であつて中央委員会を開く暇のない時は中央執行委員会は中央執行委員三分の二以上が出席し、過半数の議決によつて決議を行うことができる、但しこの場合はすみやかに中央委員会を開いて承認を得なければならない

（党務の分掌）

第二五條　中央執行委員会は各種の専門部局を設け各委員をして

党務を分掌させることができる、但し青年対策部、婦人対策部は青年党員及び婦人党員より専任せる委員をして分掌せしめる

第四　中央本部役員

（役員）

第二六條　中央本部役員は次の通りである

1　中央執行委員長

2　中央執行委員若干名

3　書記長

4　会計監査若干名

第二七條　中央執行委員長は中央執行委員会を代表する

第二八條　書記長は中央執行委員長を補佐する

第二九條　会計監査は党の会計を検査する

第二節　地方機関

第一　地方大会

（地方大会の性格、構成）

第三〇條　地方大会は地方支部の最高決議機関であつて大会代議員及び地方本部役員で構成される

（召集）

第三一條　地方大会は毎年定期に一回全國大会の前に地方執行委員会が召集する

（代議員）

第三二條　地方大会の代議員は地区大会で選出される

（準用）

第三三條　全國大会の規定は地方大会に準用される

第二　地方委員会

（地方委員会の性格）

第三四條　地方委員会は地方大会までの地方本部の最高決議機関である

（準用）

第三五條　中央委員会の規定は地方委員会に準用される

第三　地方執行委員会

（地方執行委員会の性格）

第三六條　地方執行委員会は地方本部の最高執行機関である

（準用）

第三七條　中央執行委員会の規定は地方執行委員会に準用する

第四　地方本部役員

（地方本部役員）

第三八條　中央本部役員に関する規定は地方本部役員に準用する

第三節　地区機関

（地区機関）

第三九條　地区機関は地区協議会の機関である

（準用）

第四〇條　地方機関の規定は地区機関に準用される

第四章　入党及び脱党

（党員の資格）

第四一條　党員の資格は次の通りである

1　党の規約を固く守ること

2　党の活動に参加し党の目的を実行すること

3　定められた党費を確実に納入すること

（入党）

第四二條　入党しようとする者は党員二名以上の紹介により入党費五〇円を添えて所属すべき地方本部に申し込む

第四三條　入党の許可は支部が行う、但し地区執行委員会の承認を必要とする

（脱党）

第四四條　脱党しようとする者はこの理由を添えて地方本部に届出なければならない

第四五條　特別の理由なく三カ月以上党費を納入しない者は脱党したものと認める

（再入党）

第四六條　一旦脱党した者が再び入党しようとする時は中央執行委員会の承認を必要とする

第五章　規　律

第一節　統制委員会

第四七條　統制委員会は党員が党の綱領、政策、宣言、規約を確実に守つて党政治活動に進めることの出来得るよう団結と統一を強固にするためにもうけられる

第四八條　統制委員会は中央、地方を通じそれぞれ党決議機関の決議の実行がどのように行われているか、党員の規律違反を防ぎ規律を保たせることの指導をし、規律違反の問題があつた場合にこれを審査する

第二節　処　罰

（処罰）

第四九條　党の規約にそむき党の統一を乱し、党の機関の決定を意識的に実行せず或いは党の名誉を汚す行いをした党員は処罰する

処罰は警告、役員からの除斥、除名とする

第五〇條　処罰は地方委員会が行う

但しその効力は中央執行委員会全國統制委員会の確認によつて生ずる

第五一條　中央委員並びに地方委員の処罰は全國統制委員会の議を経て中央委員会が出席委員の三分の二以上の賛成を以て行う

（控訴）

第五二條　除名された党員はその決定に不服な場合は除名通知を受けてから一カ月以内に中央委員会に控訴し更に次の全國大会に上告することができる

（地方本部の解体）

第五三條　地方本部全体が第四九條第一項の行いがあつた場合には地方委員会は中央執行委員会の承認を得て地方本部の解体を行うことができる。

第六章　会　計

第五四條　党の財政は党費及び寄附その他による

（党費）

第五五條　党費は月額三〇円（内中央本部費一〇円）とする、但し地方党費二〇円はその都道府縣内に於て地方委員会が各級組織の負担部分をきめる

（予算、決算）

第五六條　党の予算及び決算はそれぞれの組織の最高機関の承認を必要とする

第七章　附　則

（改正）

第五七條　党の綱領及び規約の改正は全國大会に於て出席代議員三分の二以上の賛成を必要とする

（細則）

第五八條　本規約に基く施行細則は中央委員会が定める

労働者農民党役員

中央執行委員（第一回中央委員会で選出されたもの）黒田壽男（首席）中原健次、岡田春夫、石野久男、堀江実藏、水橋藤

作、鈴木清一、木村禧八郎、堀眞琴、千葉信、藤田勇、玉井祐吉、小林一、藤川勇、池戸芳一、西原佐喜市、館俊三、野老誠、池田恒雄、山口武秀、森山武彦

中央委員　中央推薦

参議院　木村禧八郎、鈴木清一、堀眞琴、千葉信、太田敏兄、星野芳樹、水橋藤作、池田恒雄

衆議院　黒田壽男、中原健次、岡田春夫、石野久男、太田典礼、玉井祐吉

外部　藤田勇、藤川勇、松本健二、池戸芳一、小林一、神長一夫、関口喜八郎、布施陶一、対島忠行、里吉正己

第二回中央委員会　労働者農民党は結党以後、次のような具体的方針のもとに運動を展開してきた。すなわち「第一は、準備中の組織を整備する、主として内部的方向である。第二は民自党の反動政権を打倒し、國会を解散させることを基本目標とした國会闘争を主軸とした活潑な日常闘争を通じての組織拡大の方向である。第三は選挙闘争を準備し、選挙戦を通じて議会勢力の拡大、組織の拡大を計る方向である。第四は、党の存在も大衆に知らしめるための宣傳活動展開の方向である。」（第二回中央委員会報告決議集）

かくして二旬の後、総選挙をむかえることになつたが、結党直後のため立ちおくれはおおうべくもなく、一二名の議員を七名に減少する結果になつた。選挙後の新情勢は、労農党に第五國会対策をふくめて幾多の問題を提示したが、これに対処するため第二回中央委員会を二月一四、一五の両日にわたつて開催することになつた。

（第一回中央委員会は、結党直後一二月五日にひらかれたが、議事は中央執行委員の選任と、各地方情勢を検討しただけである。）

第二回中央委員会の議事経過は次の通りである。

第一日は、中原健次氏の司会、黒田首席の議長のもとにまず本部報告（鈴木清一）選挙報告（星野芳樹）地方報告（各地方代表）が行われた後、選挙後の社会情勢に対する執行委員会の討論の内容及び共産党からの一九四九年一月二八日附合同申し入れ（共産党の項参照）について、小林一氏から説明があり、これについて討論のうち別項の如き回答を決定した。

第二日に行われた主要な議事は次の通りである。

一、当面の運動方針説明

(イ) 九原則に対する基本政策、（別項）木村禧八郎

(ロ) 物價と賃金に対する態度、木村禧八郎

(ハ) 反動法規撤廃、労働法規改悪に反対、（別項）藤川勇

(ニ) 税金、主として農民の不当課税に対する対策（別項）玉井祐吉

(ホ) 行政整理に対する対策、小林一

二、党組織確立に関する当面の方針、岡田春夫

三、財政確立に関する対策、石野久男

以上をそれぞれ討論の後、決定した。

共産党の申入に対する中央委員会の回答全文及申入書

貴党より一月二八日わが党に宛てられた申入につきましては、一月一四日中央委員会において愼重審議を行いました結果、次の如き結論を得ましたので御回答申上げます。

一、合同について

わが党の組織の拡大強化こそ民主勢力の結束、政治戦線統一への進路であることを確信し、合同の必要を認めず、したがつて合同は行わない。

二、地方的合同について

わが党は民主的中央集権の党であり、したがつて地方的合同を進めるという貴党の申入れは間違いだと考える。そのような事は有り得ないし又行わない。

三、共同闘争について

わが党は勤労大衆の利益擁護のために結党以来全力を挙げて闘つて来たものであり、共同闘争については特に貴党に限らず、社会党その他あらゆる民主団体と共に具体的闘争を通じて出来るだけ広汎にこれを行う。

一九四九年二月一五日

日本共産党御中

労働者農民党

経済九原則と党基本政策

(イ) 九原則の実行は、日本経済ひいて我々の生活に重大なる変化をもたらす。

(ロ) 九原則は何故指令されたか、その理由は三つである。

(1) 日本が米國の援助に依つて、一弗三〇〇円位で輸入する食料を一弗一三〇円位で國内に配給し、その為に一般農産物價を安くし、それに依つて賃金を安くし、輸出品の生産費を低くめて、安く輸出していることは、米國の救済費を利用して、輸出ダンピングを行う事であると、極東委員会で反対が起り、輸出ダンピングは出来ない様に為替相場を一本にしなければならなくなつた。マ司令部が單一為替即時実行に反対していたのに本國から指令が来たのはその為である。

(2) 経済復興五カ年計画は、輸出貿易を増進させて、日本経済がアメリカの救済を受けなくても自立出来る様にして、アメリカ國民の税負担を少くしようとする建前であつたが、中國その他國際情勢の変化に依つて、輸出貿易は非常にへり、而も日本再建に必要な、鉄鉱石やコークスが中國から入つて来なくなつた。そこでアメリカの日本援助費はいやでもかえざるを得なくなつた。その為アメリカのふやす援助費が、その儘米國民の負担にならない様に、それをなる可く、かいしうする為に、当然輸出をうんとふやさなければならなくなつた。それには為替相場を一本にし、インフレを処理し、國内生活を切りつめて、輸出に振り向ける分をふやさなければならなくなつた。

(3) 日本のインフレ処理の方法として、中間安定策と安定通貨発行策と、二つが考えられたが、その何れも米國のより以上の援助を必要とし、強い政治力が必要であるが、日本にはそう云う強い政治力がなく、中間安定策は労働者の反対があり、安定通貨発行策には資本家の反対があつて出来ない。そこで、誰も文句を持つて行き様のない為替相場を一本に決めるという形を強行させてインフレを終熄させ様とした。

つまり日本の之迄の政党、政府に日本経済復興の能力のない事を証明したのである。

(ハ) 九原則は何を要求しているか。

(1) 自立経済……米國から援助を受けても、これを輸出で返せる様にし、食料等も之迄米國から救済して貰つていたのを、自分で輸出貿易に依り買える様にし、米國民の負担を軽くする事。

(2) 輸出の急速な増收……之迄一億五千万弗位の輸出を、二倍三倍位に急速にふやす事。

それには、國内消費に向けるものをうんと節約しなければならない。

(3) 平等の耐乏生活……輸出にうんと力を入れなければならない。それには、國内消費を節約し、為替を一弗三〇〇円か三五〇円位に決め、インフレを一挙に止めなければならない。そうなると大規模の企業整理が起り、失業者は二五〇万人位出ると云われる。かくて米國の復興援助があつても、それは輸出に向けなければならないから、非常な耐乏生活が訪れる。マ元帥は「日本人の全ゆる生活に於て、より以上の耐乏を求め、自由

な社会に與えられている、特権と自由の一時的な放棄を求めるものである。」と述べている。

亦「その負担が全國民に平等に課せられるならば、個人生活に対する衝撃は最少限度に止める事が出来よう」と述べている。

(4) マーシャルプランの援助を受けた國と同じ様な、次の義務を負う事。

1 無償で提供される援助物資または、商品の賣却による收入は参加國（マーシャルプランの参加）の通貨で特定の條件に基き、特別勘定に預金し、参加國の通貨、金融の安定、生産の増強、新資本の探究開発、経済協力局の参加國における行政経費などに用うべき事。

2 天然資源の消耗に関する衡平の原則を認めて、米國の不足し又、不足すべき原料の適当量を米國が将来購入し得る様な計画を立てると共に、米國民に右原料開発に参加する無差別の権利を適当な方法で保護し、更に、これらの原料の増産計画、米國に対する長期譲渡計画を立てること。

3 援助資金により、米國内で調達され、参加國に海上輸送される物資の総屯数の五〇%以上が市場相場で利用し得る限り米國船によつて輸送される措置を講ずる。

4 米國の不足し、不足すべき原料の参加國における増産を奨励すること。

▲かくて日本の政治経済の自主性に重大な関係のあることを注目すべきである。

(5) 單一爲替一弗三〇〇円と決められ、輸入食糧のみ調整（補助金を與えで安くすること）が許される。

（現狀をもとにして）

1 食糧（二億八千万弗）は現行價格を維持し得る、その他の輸入價格は一般に約二倍騰貴する。

2 資金ベースも三、四割方上昇する。

3 一般物價は平均して六、七割方騰貴するであろう。

4 輸出品價格は右に比例して上昇し、輸出は一時著しく減退する。

(イ) 綿関係一億六千万弗の輸出は可能。

(ロ) 其の他の輸出一億九千万弗の予定は三、四千万弗に減るものと予想される。

5 從つて輸出減少額一億五千万弗だけ輸入も減少する。

6 一般会計、特別会計を通じて九三〇億円の黑字が生ずる。

7 輸出困難になる主な商品

軽機械器具、自轉車、蓄音器、写眞機、電線器具、陶磁器、ガラス製器、玩具、竹椅子、喫煙具、履物、雑品、その他。

以上によつていかに影響が深大であるかが判るであろう。

(6) 目下のところ一弗三〇〇円ないし三五〇円で、三、四月頃実施される見込。

(二) 九原則と我党の政策、態度

(1) 九原則は消費生活の面では耐乏生活を要求し生産、輸出、財政、税制、賃金、物價、金融、資源開発、食糧供出の面では、計画と統制の強化とを要求している。

(2) かくて社会主義的政策の裏付けなくしては九原則は実行し得ない。トルーマン大統領の年頭教書によつて、米國でさえ法人課税（四〇億弗）をはじめ、社会主義的計画統制の強化政策が示されたことは注目すべきである。また、國際情勢上からも、社会主義的政策の裏付けなくしては九原則は実行できない。

(3) そこで我党は右の認識の上に立つて、次の二大基本政策に

よつて九原則を実行すべきことを公約する。

A　消費生活面……平等化政策の徹底

1　金利、利潤、賃金、地代、家賃など、國民所得の分配平等化

2　税の平等化（ヤミ所得、インフレ所得を捕捉し、勤労所得大巾軽減、合算課税廃止、法人課税の復活増徴、財産税財産増加税の設定、消費税、入場税、通行税などの大衆課税引下）

3　物價の平等化（都市物價と農村物價の均衡、タバコ、酒、通信料金引上反対）

4　配給の平等化（貧窮者に対する配給食糧、衣類、住宅補助）

5　通貨の平等化（インフレの根本処理、安定通貨発行）

B　生産増強面……計画統制の徹底強化

1　重要産業（石炭、鉄、肥料、電力）國有國営化

2　重要資材のヤミ流し防止、其生産出荷、配給、價格の計画の統制強化

3　金融の計画化の徹底——復金、日本銀行、市中金融機関の民主化と統制強化——金融委員会の強化

4　輸出生産の計画化と増強

5　國内資源の計画的開発

6　食糧増産と供出の民主的促進

C　以上二つの基本的政策にもとずき平等化と計画と統制とを通じて

1　健全財政

2　健全金融

3　農業対策

4　行政整備、企業整備

5　失業対策

などあらゆる政策を展開する。

D　かくて、日本政治経済の自主性を確保するために、外資依存をなるべく少くして自立再建をはかる。

全國代表者会議　労農党全國代表者会議は、一九四九年六月四、五の両日、東京神田日本医師会館において二二府縣の代表者四六名出席のもとに開催された。この会議が特にひらかれた理由は「第五回國会に集中的に表現された民自党内閣の新な反動的、買弁的政策の強行に対処して、日本経済の崩壊を防衛し、國民生活の安定と自由とを守る爲に、全党は新な決意をもつて立上る必要に迫られるにいたつた。」（労農情報、No.5・6合併号）ためである。

全國代表者会議第一日は、玉井祐吉氏の司会のもとに、まず黒田首席の挨拶の後本部報告に入り、一般報告（木村禧八郎）、國会闘争報告（岡田春夫・堀眞琴）、ついで各代表者から現地の日常闘争についての報告があつた。

次に討議事項に入り、一、「参議院選挙対策の件」二、「当面の運動方針」（別項）についてそれぞれ詳細な報告が行われ、質議討論は翌日にまわされた。最後に「永世中立スローガン採用の件」について星野芳樹氏から説明があり別項のように決定した。

第二日は、前日説明の運動方針を中心に活潑な討論が行われ、今次闘争の主眼点（別項）中心スローガン（別項）を決定した。

永世中立スローガン

1　講和会議を促進し、永世中立による完全な独立

その内容となるものは（注＝講和会議後の具体的目標）

(1)　一切の軍隊を日本に置かない

(2)　一切の軍事施設を設けない

(3) 武器の生産はやらない
(4) 武器の運搬はやらない
(5) 軍事的ファッショ勢力を一掃する
(6) あらゆる名目の軍隊を設けない、警察の軍隊化を排除する
(7) 國際連合に参加を要請し、世界平和の確立に努力する

当面の運動方針

組織政策合同委員会の情勢分析

組織政策合同委員会の討論の中心は

一、現在の支配階級の政策と政治勢力がどこまで維持出来るかどこから崩れて来るかの問題について基盤の関係及基礎條件を検討した。

二、それに対する主体勢力の情勢と闘争のありかたを検討した。

そして大体の結論的分析は次の如くであつた。

第一、世界情勢就中中國情勢の米國及日本管理政策に及ぼす影響について、

米國の経済は危機的情勢、失業者、ストックの増大U・Sスヌール株の下落に等々極端にいうと戰争か、恐慌かのいずれかの道に追込まれざるを得ない性格をもつている。そしてその二つをさけようとするジレンマが色々の面に現われているが、大体の傾向として、過去に於ては戰争によつて恐慌を回避しようとする狙いが強く世界外交の上にも現われていた。然し各國に於ける人民勢力の擡頭を押さえる爲に反動的なアメリカの拡大、特に中國に於ける中共の勝利、資本主義諸國とくに西欧復興計画の破綻等から対ソ戰の勝利の確信を動揺せしめ、冷い戰争の進展は、西欧、中國の外交に見られるような緩和の方向がとられ始め、戰争以外の方法で恐慌を緩和するという方面にウエイトが強められつつあるのが最近の情勢であり、今後も当分はこのコースを辿る事が予想され、経済的にはニューディール政策への転換は今後の実行過程にどんな影響をもたらすか

政府のデイスインフレの掛声にもかかわらず、非常にはげしいデフレに突入している。(日銀は金を貸そうとしているが市中銀行は貸出を警戒している。通貨発行高は減退の一途を辿つている。)集中生産方式と財政政策とはデフレの根幹をなしているが、一般的な資本主義の矛盾(市場の縮少)特にアメリカの恐慌への進行狀況は、日本の貿易を一層不利にして来ると見られ日本の國内市場の萎縮(賃金切下、貯蓄の減退、農村の赤字増大、思惑買の停滞等による)かくて企業の崩壊は広範囲に亘る事が予想され、農業の一層の接近(フエア・ディール)國内購買力の海外援助の相対的削減、中國貿易等による恐慌回避の方向が予想される。

このような情勢は日本の管理政策の主流をなしていた、軍事基礎としての役割と日本が戰争の御先棒に使われるという危険は緩和され、政治的に講和條約の道が開かれつつあると見られ、このような関係は日本國内に於ける戰争兆発者の活動を不利にし、戰争便乗勢力の擡頭を阻止するに役立つている、また経済的には無制限援助による軍事的日本資本主義の再建を意図した支配層を動揺せしめると同時に米國の恐慌対策に伴う貿易政策の影響が、日本経済を強く支配する方向に進み、この面からも古い資本主義日本を再建しようとする現在の支配層の矛盾動揺が予想される。このような情勢は日本國内の広汎な層を革命化する條件であるが、買弁支配層はこれに伴う人民勢力の擡頭を押さえる爲に反動的なアガキをして来る事が予想され既に第五國会に於ては幾多の大衆運動、抑圧の諸法案が成立をみている。従つて今後の闘争に於て大衆運動抑圧の諸政策を排除する闘争と弾圧に対する決意と充分な対策が伴つて樹立されねばならぬであろう。

第二、二四年度予算を中心としたデフレ政策への転換は今後の実行過程にどんな影響をもたらすか

政府のデイスインフレの掛声にもかかわらず、非常にはげしいデフレに突入している。(日銀は金を貸そうとしているが市中銀行は貸出を警戒している。通貨発行高は減退の一途を辿つている。)集中生産方式と財政政策とはデフレの根幹をなしているが、一般的な資本主義の矛盾(市場の縮少)特にアメリカの恐慌への進行狀況は、日本の貿易を一層不利にして来ると見られ日本の國内市場の萎縮(賃金切下、貯蓄の減退、農村の赤字増大、思惑買の停滞等による)かくて企業の崩壊は広範囲に亘る事が予想され、農業

もアメリカの過剰生産の影響が原料と商品と両方から加わる事が予想される。

このような情況は資本の内部に於いても激しい対立をかもし出している。再インフレのコースによつて一時逃れを希望するもの、思いきつたデフレ緩和策を要望するもの、外國資本と結んで超過利潤を狙うもの、政府と結託して超過利潤を狙う者等、錯綜している。一般的にはデフレ緩和策として、

(イ) 見返り勘定の先渡し
(ロ) 政府資金を大藏省券の発行、日銀引受でまかなう方法
(ハ) 公定價の引上（現在㊙は物價低落の支えとなつている）
(ニ) 爲替レートの円安修正の方向
(ホ) 興銀の増資、勧銀債券の復活

等を要望しているしいくつかの可能性はあると見られるが、摩擦面が多いから実際には大くの曲折を要すると見られる然しこのような狀勢は政府の意図した（ドッジライン）コース即ち買弁的金融資本の確立強化策を根幹とする自由主義的古い資本主義の確立方策の実行が出発点から彼等の内部に分裂と動揺をまねいている事を意味している。

一方このような情勢の中における資本の唯一の狙いとしている首切賃下による利潤の確保政策は労働組合を弱化するという手段を伴いつつ全面的に準備され官公廳の首切成功にマッチせしめようとしている。

以上のようなデフレ政策実行の過程は支配階級内の動揺と分裂をかもし出す一方広汎な労働者、農民、中小商工業者の抵抗を拡大し、深刻化し更に支配階級の動揺を激化させる。

民主勢力の動員組織の形態とぜい弱点

以上のような情勢に対して民主陣営のとられている闘争体形、組織形態は

1 産業防衛（企業防衛）のアイディアで崩壊過程の企業家をも含める組織形態
2 地域を中心とした一挙的彈圧に対する柔軟性ある闘争形態
3 自治体の矛盾と個々の企業防衛、農民生産防衛、教育の防衛等をマッチせしめて自治体勢力を闘争にまき込み中央の政治権力の動揺に拍車をかける闘争形態
4 中國貿易を主軸とした日本再建プランの人民版を用意して大衆に自主再建の確信をもたせる闘争形態

等が大体考えられている方向であるが一般的には正しい方向といえる。

然しこれ等の闘争を成功せしむる爲の準備は極めて不充分である。運動の進め方にも多くのぜい弱面をもつているのでこれを急速に補強しなくてはならぬと、次の諸点が強調された。

1 防衛闘争について、コースがまだはつきりしていない面が多く政治目標と経済目標が混合して居り、闘争が地についていないところが多い。

現在大衆が何を考えているかを基礎にした正しい目標とそれを高める充分な用意と方法がかけている。

2 地域別の闘争は画一的でなく、大衆が深刻に考えているものをよく分析し、そこから再出発しなくてはならぬ面が多分にあり地方の情勢に応じた多面的な準備が必要である。

3 大衆の革命化を一般的に過大評価する事は危険であり、むしろ現在の瞬間は反動化の方向さえ辿つている。この点を素直に見てそこから出発しなくてはならぬ。

4 人員整理を前にしている労働組合でさえ今日の情勢を充分に把握していない。從つて現狀を直視させ正しい方向に導く精力的

な努力がなされねばならぬ。

5　中央から指令を発すること、中央で決議する丈では現在の組合の狀態は不十分であり、それだけでは闘えない。下部を広くかかえて、下部から闘争をもり上げるような準備工作にむしろ重点がおかれる段階である。

6　首切りを直前にしている場合は首を切られた立場（具体的には物質の保証）を考慮して行く事が充分考えられねばならぬ。

7　闘争の形態を横に拡げて所謂人民闘争の形をとつている爲に闘争の主体がボケる危険性がある。あくまで闘争の主体は基幹産業の組織におかれねばならない。政党が主体勢力になるほど民主勢力の党員は巨大ではない。

等のことが言はれたのであるが、これに対して客観情勢の変化は現在のい縮した個々の組織を急速に変化せしむる事をも忘れてはならない。

更に宣傳啓蒙によつて潜在意識を急速に高める事、これを闘争に組織する事によつて一層高い意識をもつて行く事が出来る点を忘れたり、評價を過少にしたりしてはいけないという点が強調された。（中略）

今次闘争の主眼点

一、吉田内閣によつて遂行されつつある買弁的金融資本の確立強化策を根幹とする集中生産方式、金融政策、貿易政策、税制の全組立に根本的に反対する。

二、我々の経済確立策は、自主的経済体制、社会主義経済の導入を根幹とした國民生活の安定にあり、根本的に違う。

三、從つて、産業防衛、國民生活の防衛は現在の反動権力を倒すことに集中的な今次闘争の目標がある。

四、しからば反動政権を倒す方法は何であるか。

(1)　反動政策を実行出来ないようにする。つまり行詰まらせる事である。

(2)　反動勢力に動揺と分裂を起させる。

(3)　その爲に、広汎な勢力の抵抗を組織する。

五、抵抗を組織する主眼点は何か。

(1)　経済の基本である労働者農民を闘争に組織する。

(2)　反動勢力の基礎を広範囲に闘争に巻き込む。

(3)　その過程に権力をとつた場合の確信、現在の政策の反動性を啓蒙、宣傳し広く浸透せしむる。

(4)　その過程に党を全面的に打出す。

(5)　闘争の進展と宣傳の浸透とを睨み合せて現実の要求からより高度の目標に切り変える。

(6)　産業防衛闘争は職場を守る職場防衛闘争を出発点とする。農村は耕地と農業を守る闘争から出発する。

(7)　失業しても職場から離れない運動の一環として資金カンパ運動を大きく打出す。失業反対バッチを三党共同で作り、これを大衆基金の一つとする事も考えられる。

六、その他考慮すべき問題

失業者の組織の問題

中心スローガン

一、あらゆる封建的残存勢力の一掃。

二、買弁的金融資本の確立強化策を根幹とした一切の反動政策反対。

三、自立経済の確立と社会主義的政策の導入による國民生活安定

四、永世中立の立場において日本民族の完全独立。

五、そのための吉田反動政権の打倒と革命的民主政権の樹立、講和会議の促進。

共同闘争の提唱

(イ) 護憲倒閣共闘懇談会

労働者農民党は吉田内閣が、七月早々國鉄の整理案を発表すると共に、廣島、京都その他各地で彈壓を強行し、更に警官の武装強化樋貝國務相の射殺声明等いよいよ情勢が急迫してきたことに対処して、六月二八日中央執行委員会をひらいた結果、当面の危機突破のためにはすみやかに民主陣営の強固な団結をはかり、吉田内閣即時打倒に直進すべきであるという結論を再確認し、そのため「憲法擁護内閣打倒共同闘争連絡会」（仮称）を卒先提唱することに満場一致で決定をみた。かくして直ちに声明書を発表して野党各派、労農民主諸団体に申入れた結果、七月七日衆議院において二二団体が出席し、鈴木清一氏座長のもとに第一回の懇談会が開催された。

出席団体は次の通りである。

政党　共産党、社会革新党、労農党

労働組合　全労連、産別、硫労連、炭連、私鉄総連、國鉄、全逓、全財、全公団、自治労連、日教組、全金属鉱山、全官労、全官公廳、全医療、電産

農民組合　日農、全農

その他　全青同

第一回懇談会の議事内容は、

(一) 臨時國会の即時開催要求に関する件

國会において開催中の社会党提唱野党各派懇談会で、民主野党派から共産党の参加拒否を申し入れてきたことについては、あくまで当初の決定通り、共産党もふくめた全野党の共同の上、臨時國会の開催を要求すべきことを決定した。更にこの点について野党各派なかんずく社会党に対して強力に申し入れることになつた。

(二) 倒閣演説会準備については、全官公廳で計画中の街頭演説会に協力することを申し合わせた。

(三) 樋貝國務相の射殺声明に対する抗議について

に会見、嚴重抗議して取消を要求することになつた。

(四) 連絡会今後の運営については次のように決定された。

(イ) 廣く未加入団体の参加を要請、同月一三日に再度懇談会をひらいて正式発足すること。

(ロ) まだ態度保留中の社会党に対し、積極的にはたらきかけ、労、社、共、社革、諸党の提携を強化する。

右の諸事項を決定ののち懇談会を解散した。

第二回懇談会

第二回懇談会は七月一三日二〇団体参加の上ひらかれた。自治労連二宮氏の座長のもとに、会の性格、名称、運営方法等について活發な意見を交換した結果、性格については

一、憲法擁護の立場に立つて現内閣打倒に邁進する闘争である。

二、從つて強い拘束力をもたせず、できるだけ廣汎に民主団体の参加をもとめることに意見が一致した。

名称については「護憲倒閣共闘懇談会」と決定し、参加団体から世話人各一名を選んだ。なおとりあえず主要な運動として倒閣演説会を七月一八日から二三日まで都内六カ所の街頭で、全官公廳と合流開催することになつた。最後に態度保留中の社会党、総同盟に再度参加を慫慂することに決定した。

(ロ) 民主政党共同闘争連絡懇談会

労働者農民党は八月三〇日中央執行委員会をひらき、共、社、社革、農民新各党に共同闘争の申し入れをすることに決定し、九月六日党代表として参議院議員岡田春夫、党務委員小林一等の各氏がそれぞれ各党代表者に面会し、この共同闘争が過去のごとき政治的取引でなく、眞に吉田内閣を打倒するために友

愛と信義をもつて院内外を問わず全勤労者階級を結集するものであることを説明し、次のような正式申し入れを行つた。

申入書

吉田民自党内閣の悪政は産業をい縮させ、勤労者を中心とする広はんな國民層に耐えられぬ経営難、生活の破たん、失業者を押付けている

このような情勢に日本を追い込んだ吉田内閣は一刻も早く打倒しこの悪政を中止させ改革しなければならないと考えます

しかしながら吉田内閣の打倒は同じ性格の保守勢力が中心になつて再び政権のタライ回しを意図するが如き現在の「倒閣を明示せざる野党連盟」ではとおていその目的を達成することは不可能であり、あくまで勤労者、農民の立場に立つ諸勢力が結集してたらねばならないそのために当面の臨時國会を目標として野党の民主的勢力が各党の立場を十分尊重した立場にたつた共同的な闘いをすべきであると考えますので左のような内容で共同闘争を申入れます

一、臨時國会を目標にして吉田民自党内閣の責任を追及し、打倒する院内外の運動を強力に展開する

二、吉田民自党内閣の責任追及の目標を左の五項におく

1、首切りを強行して失業者をはんらんさせた責任

2、苛酷な大衆課税によつて働く者の生活を極端に圧迫している責任

3、労働組合幹部の政治的解雇と圧迫によつて労働組合運動を破壊させ、民主主義運動を弾圧しつつある責任

4、治山治水を怠つて風水害の禍を拡大させた責任

5、経済の自主性を喪失して産業の不利を助長、工場の閉鎖縮少農業経営の破たん、土地放棄を増大させた責任

三、共闘参加の各政党勢力は既に強行されつつある民自党内閣の前記の主要な悪政と闘うために各党の組織を通じて、労働組合農民組合等が統一的に闘うよう協力する

四、共同闘争の運営に当つてはつねに友愛と信義のうえに立ち各政治勢力の主体性を尊重し独善にならぬようお互いに慎重を期する

一九四九年九月六日

社会党
共産党
農民新党
社会革新党

これにたいして共産党は同日、労農党に回答書を送つて全面的な賛意を表明した。

回答書

貴党が労働者、農民、中小業者の諸要求を掲げて、反動吉田内閣の打倒をめざす共同闘争をわが共産党、社会党、社会革新党、農民新党の勤労者野党に申し込まれたことは、もつとも時宜に適した提唱であり、かつ全勤労人民の痛切な要望でもあります。わが党は、貴党の申し込みを熱意をもつて受諾すると共に、目的を貫徹するまでこの闘争の発展のため全力をつくすことを誓うものであります。この提唱が、従来しばしば見られたように、ただ各党の上部機関だけの談合に終るようなことなく、各地方、各経営、各農村における下部大衆の共同闘争を実際的に組織する方向に発展するよう努力されんことを期待するものであります。なおこの問題について貴党および他党との交渉には、野坂参三、伊藤律の両名を、わが党の代表として当らせることにしました。

右回答まで

労働者農民党

一九四九年九月六日

一方社会党では、足立梅市、成田知己、鈴木雄二、師岡栄一、の四氏が九月八日社会党の執行部にたいし、労農党の提案に賛成すべきであり、かつ、この問題を近くひらかれる中央委員会で決定すべきだとの申し入れをおこなつた。ところが九月一三日、社会党中央執行委員会はこの問題について、

一、倒閣は大会の決定であることを再確認する。

二、共産党とは大会で一線を劃すと決定しているから、共産党をふくむ共同闘争には参加しない。

三、共産党をのぞく共同闘争の問題を懇談的に申し入れる。

との三点を決定、ついで九月二六日、労農、社会両党は共闘問題で懇談したが、席上社会党が共産党をのぞく共闘を主張するのにたいし、労農党はさきの提案の線で再考慮を要請したが、社会党は、執行委員会の決定を固持したため結論を得ないでおわつた。

社革、農新の両党からは、そのごも回答がなかつたので、一〇月四日にいたり共同闘争の提唱者たる労農党代表と、賛成者たる共産党代表、および社会党内の前記四氏に和田敏明、井谷正吉をくわえた六氏を代表する足立、師岡氏らは、参議院会館で懇談の結果、いかにすれば共闘をひろくすすめられるかの研究、検討をおこなう機関として、民主政党共闘連絡懇談会を設置することに意見の一致をみた。かくして共産、労農両党の代表および社会党の六氏が世話役となつて案内書を発し、一〇月一一日参議院会館で第一回の懇談会を、つづいて二四日第二回懇談会をそれぞれ公開でひらいた。

この間社会党執行部内に、懇談会への出席は党の統制に違反するものであるという意見がおこつたので、足立、師岡の両氏は上申書を執行部に提出し、また懇談会への参加理由と、これが党の統制に違反しない旨を党内にうつたえたが、社会党執行部は、この上申書をとりあげず、更に、一〇月二六日の中央執行委員会で両氏にたいし「離党勧告、もしこれをきかなければ除名」の処分を決定した。両氏はこの処分を承服しなかつたので、同三〇日党から除名されたが両氏はこの方向こそ社会党のすすむ大道であるという見解をかえず処分にかかわらずあくまで所信にすすむことを声明した。

第一回懇談会

共闘懇談会の第一回会合は、一〇月一一日参議院会館でひらかれた。出席者は、

社会党　足立梅市、師岡栄一
労農党　堀眞琴、木村禧八郎、太田敏兄、松本健二
共産党　徳田球一、伊藤律

懇談内容は次の通りである。

まず司会者の堀氏から挨拶があり、ついで社会党の師岡、足立両氏から共同闘争参加について「社会党も民衆のためにはたらく政党であり、おなじ陣営の他党と共同して保守にあたることこそ、大衆の支持をうる道であり、党を強化拡大する活路だと確信する」（パンフレット「勤労大衆の武器、統一戦線」より）旨の説明があつた。次に共同闘争の障害について各代表から隔意のない意見が交換された。例えば師岡氏から「共産党と共同闘争すれば大衆からはなれるのでこまつている。共産党細胞のわるいはよいのだが、そのやりかたがはげしすぎて村民の共感をえないために、逆効果を生んだ」（前掲パンフレット）というような具体的事例が出され、それにたいして徳田氏から「いま、師岡さんのいわれた問題など、セクト主義の典型ともいうべき誤りで、村民全体の問題として堂々とやらなければならなかつた。そうすれば、村民も政治的に生長する。このようなまちがいのおこらぬよう、やかましくいつて、いま特別の教育をやつているのだがまだまだなおらないでいる。」（前掲パンフレット）

旨の釈明があつた。更に共同闘争をおしすすめるためには、相互の理解が必要であることが強調され、懇談会を下部の組織にひろげることが必要であるということに意見がほぼ一致して懇談会を終つた。

第二回懇談会

第一回の懇談会後、社会党の下部組織は次第に共同闘争に動き出し、この情勢をうけて一〇月二四日、前回と同様に参議院会議室で第二回懇談会がひらかれた。今回は、三党の代表者のほかに参議院無所属懇談会（羽仁五郎、佐々木良作）その他院外からも多数の参加者があつた。

まず堀氏の挨拶の後、労農党木村氏から「どうしてプロレタリアートの解放を実現するか」ということがこの懇談会の目的であるといわれ、ついで師岡氏から、社会党から除名された経緯についてのくわしい説明があつた。今回は院外から多数の参加者があつた関係上、大衆団体の問題、特に労働組合の統一について活潑な意見が交換された。更に日本農民組合の問題について共産党伊藤律氏から、「労農党主席黒田氏と玉井氏が社会党の反共幹部とともに反共農民戦線を策動しているように新聞に報ぜられているが、これは社会党の良心派との共闘に水をかけるものである。」（前掲パンフレット）との意見が出され、これにたいして堀氏から「よく調査してからお答えする」旨返答があつた。最後に無所属懇談会佐々木良作氏から共同闘争の院内外の結合の問題について「院外が院内を動かすようになることこそ、労農連絡会の本来の姿である。この院外の大衆団体のなかに政党による分裂が生れては労農連絡会は成立しない」という意見が結論的に出されたのち、懇談会を終つた。

第三章　日本共産党

一九四七年末第六回党大会を行つた日本共産党は、四八、四九年をつうじて、第六回党大会の決定の発展に努めた。

一九四八年二月中央委員会　片山内閣は一九四八年二月一〇日総辞職を行つた。その四日前から共産党中央委員会が開かれ、次の闘争宣言と、スローガンを決定した。

共産党中央委員会の闘争宣言

片山内閣は民主党を主役とし人民と公約を完全にうら切つた社会党を代理人として、独占資本中心の亡國政策を強行し人民への攻撃を公然開始した。それ故、現内閣は人民の信頼を全く失い、憤りの的となりつつある。大衆のたかまる非難におされた五月会等が片山内閣の政策に批判的となつたため政局は動揺し民主党は公然進出し政権のタライまわしを企てている。かかる反人民的内閣を一日長く存続させることは亡國の時を一〇日早めるにすぎない。

わが党は人民大衆と共に片山内閣の即時辞職を要求すると共にその打倒に全力を盡すべき時が来たと信ずる。

労働者、農民、中小業者、市民、眞面目な産業人すなわち大多数の國民の利益に立ち、これらを代表する一切の民主勢力が結集した民主戰線のみがこの危機を克服し民主主義と民族独立とを保証しうる。この政府の下で國会を解散し次の如き全人民の要求を実現する総選挙を行わねばならぬ。

スローガン

一、亡國片山内閣即時辞職政権のタライ回し反対、國会の解散

一、首切り企業整備反対
一、人民の手による生産復興—重要産業・金融機関の國営人民管理
一、労働法規の改悪反対、労働者の権利をまもれ
一、適正價格、完全配給にもとずく最低賃金
一、作付統制反対、生産費をつぐなう自主割当、完全供出
一、土地の農民管理による耕作権の確立、農村必需品の公價完全配給
一、中小業者に資材、営業の自由
一、天下り大衆課税反対、税はヤミ利得者から
一、ポツダム宣言の厳正実施、民族の完全独立、世界平和
一、亡國反共保守政府反対
一、民主民族戰線政府

外資導入に対する共産党の態度

「共産党は外資導入そのものに反対するのではない。ただ今日までの片山、芦田内閣がやつた外資導入貿易再開のような対外依存の方式では日本の復興ができないだけでなく、國の独立までも危くなる可能性がある。これにわれわれは反対したのである。わが共産党は外資の導入について四つの條件を提起している。第一は外資の導入に一切の政治的條件が加わらないこと、いいかえれば独立が確保されなければならない。第二は経済の復興、國民生活の安定のために役立たなければならないこと、また軍事的方面へ使用されないこと。第三に外資も貿易も一國に偏しないで世界各國と平等に自由に行われなければならない。第四に、以上の三つの條件を実現するためには、今日のような大資本家と官僚の統制の下に行われるのではなくて、人民の代表による民主的管理方式を適用しなければならないこと。

以上の四つの條件さえいれるのなら、われわれは外資の導入も大いに歓迎する。」（一九四八年五月五日「アカハタ」）

一九四八年三月中央委員会総会　激化する全官公争議の中に、中央委員会総会が開かれた。この総会で民主民族戰線についての報告の要点は次のとおりであつた。（平和アッピールが採択されたが民主民族戰線の全文は第四篇第一章に収錄）

民主民族戰線は全人民が賣弁的な独占資本、古い封建的反動諸勢力の復活にたいして、民族の独立を守ろうとする氣分が高まり、人民闘争がもりあがつてくるにつれてできてゆく。地方で当面のいろいろの共同闘争委員会が起る。それだけではまだ不十分だからこれをこしらえてゆくことはとくに重要だが、上からの宣傳もらこれをこしらえてゆくことはとくに重要だが、上からの宣傳も必要だ。長野の闘争では大体芽が出たというところだ。もつと全國的になり、産業資本家、地主をもふくめて、民族の独立にたいする闘争がひろく起る。総会の「平和と自由と独立と民主主義のために」の宣言はその一つの機縁となるであろう。婦人も青年もふくめねばならぬ。各工場、経営における共同闘争も必要だがそれだけではまだ民主民族戰線といえない。

各村部落の権力闘争が発展して富農地主を押してかれらも全人民のために民族的に立ちあがらせる。重税その他いろいろの闘争の一時期をこえてアクをぬく過程が必要だ。闘争を通じての発展であつて範ちゆうをいまどうきめるかではない。階級性を明確にしてから民族性を明確にする。

討論でのべられたように党独自の活動の收縮、排他性、妥協性などをこえて全人民の闘争に共産党の指導力をしみこませてゆくところに意義がある。発生した要求を権力への闘争へむけ横にひろげて民主民族戰線へと高めてゆく。げんざいのいろいろの共同

闘争に早急に民主民族戦線のレッテルをはりつけてもまたぞろ失望するようなことになる。單に共産党の外かく団体といつたものになつてはならない。

一九四八年五月中央委員会　この中央委員会において特に注目されることは、廣汎な青年大衆の動揺、生活の困難による婦人の闘争への参加に注目し、廣汎な未組織青年婦人大衆の組織問題が討論され、一切の青年婦人大衆組織内における党員の積極的活動と党への獲得、および党各級機関が青年婦人問題をとりあげる必要性が確認されたことである。（婦人についての方針は第四篇第三章を参照）

また、反共組織との闘争についての報告がおこなわれたが、その要点は次のとおりである。これは労働組合内部の民主化同盟に対するこの頃の共産党の方針として注目される。（民主化同盟の擡頭は四七年末から始つた）

大衆団体内の反共組織との闘争において不十分な点は党組織が理論的にだけやろうとする傾向のあることである。政治的教養のまだ低い大衆には理屈だけではわからない。現場での実践闘争を通じて理解させねばならぬ。上部よりの買収行為、労組の分裂が労働條件の低下となつてゆく実際をバクロして、現場における闘争をやつてゆくと反共組織がなんであるかがわかる。この事実の上に立つて理論が展開さるべきだ。この点にかけているのが一番問題である。

國鉄、日農における反共組織との闘争の実践がくみとられねばならぬ。國鉄の反共組織は官僚組織と密接に結びついている、官僚組織が全部をあげて援助しているばかりでなく、積極的に乗り出している。政府はもちろん、社会党の右翼のみならず、左派まで一役を演じている。反共幹部の実際の活動の結果はどうであつたか、二、九二〇円を受諾して職階制をのみこんだ為に下級職員青年、女子の賃金はどうなつたか、こうした反共幹部の実践は事実をもつて職場で闘えば完全に浮いてしまう。

しかしこれだけでは駄目だ。こんどの國鉄選挙が十分な成果をあげなかつた点も、單に職場の闘争だけに限つてその政治的意義反共の役割を十分バクロしていないからである。この両者を統一して発展させないかぎり、徹底的にばく撃することはできない。國鉄の党員はいまだに経済主義的であり、日農内の反共組織は最初は地主、富農的な平野派が中心となつていた。彼らが反農民的であつて土地取上げをむしろ促進させたりしていた事実はすでに農村で階級的にはつきりしている。彼らは民自党、民主党の方にうつりすでに農民の信頼を失つている。反共「左派」といわれている人々も平野派と大体ちがわない、平野派ほど地主的ではないかも知れぬが、富農的ヤミヤ的である。日農における闘争はどうしても政治的とならざるをえないが、ややともすると党内でもこれを見落す傾向がある。具体的には権力と闘争しながら思想的なもの、党的理論が薄弱である。第六回大会当時直ちに社会徹底的に戦うことはできない。

しかしまた一方で独占資本、民族の独立の問題に氣をとられて現実の闘争が忘れられる危険がある。第六回大会当時直ちに社会主義へなどという意見の出たのもそうした足元が地から離れていたところから起つた。現実における闘争と理論的発展との統一が必要である。

徳田書記長暗殺未遂事件　九州地方を遊説旅行中の徳田書記長が

七月一九日午後七時三〇分、佐賀公会堂で三、〇〇〇人余りの聴衆に演説中、同八時二〇分ごろ、演壇の左側二階からカッターシャツをきた暴漢がビールびんにダイナマイトをつめた爆弾を壇上の徳田氏めがけてなげつけた。爆弾は徳田氏の後方約二メートルの床上で爆発、徳田書記長はガラスや眞ちゆうの破片を後方から浴び、後首、左腕、下脚部等に三八カ所の傷をおつた。犯人は会場の混乱に乘じて戸外に逃げだしたが、まもなく同市の警察署に自首してでた。同人の自供で佐賀縣松浦郡大福炭坑の反共連盟員古賀一郎(三八)と判明した。産別、國鉄、全逓、全電工では直ちに抗議声明をだし、印刷出版労組は七月二四日、全國一齊の一時間抗議ストを行つた。

この事件は、國際的には、七月一四日、イタリヤ共産党書記長トリアッチ氏が、議会入口で一青年に狙げきされて重傷を負つた事件と関連して、國内では、五月の朝鮮人学校事件、七月の福井震災地に対する共産党救援隊の縣外追放事件、各地での公安條令の発布と関連して、内外の注目の的となつたが共産党中央委員会は七月二〇日抗議声明を発表し、その結論として次の諸点を要求した。

一、テロ犯人の厳重処分
一、反共軍國主義暴力勢力の一掃
一、勤労者にたいする弾圧反対
一、民主民族戰線でファシズムを粉砕せよ
一、平和と自由と独立を守れ

一九四八年八月中央委員会総会　徳田書記長の一般報告とその討論ののち、政治局提出の次の諸決議の草案を審議して満場一致採択した。

党
政
農
労
A　全世界の人民に訴う
B　講和に対する共産党の基本方針
C　ユーゴースラヴィヤ共産党問題についての決議
D　党防衛に関する決定について

これらの決議は何れも日本共産党の闘争の國際的連関性を示すものとして注目に値する。

講和に対する共産党の基本方針

(一)

ポツダム宣言は日本の民主主義化が徹底し、民主主義的平和的政府がつくられたあかつきには「連合國の占領軍は直ちに日本國から撤收しなければならない」ことを言明している。こういう時が一日も早くきて、わが國が完全な独立を回復し、國際社会への復帰が実現することは、わが國の全人民が熱望するだけでなく、また自由と平和を愛する世界の全人民の切望してやまないところである。ところが、日本政府はポツダム宣言を受諾してから、すでに三年を過ぎたにもかかわらず、講和会議はまだ開かれず、その見通しさえもつかない有様である。

それは何故であろうか？　敗戰後の歴代の内閣が講和促進のために、なんら積極的な努力をはらつていないだけでなく、その対外依存の賣國政策、民主主義に反する政策と、戰争にみちびく低賃金政策とのために、逆にこれをおくらせているからである。

ただわれわれ日本共産党だけが、あらゆる妨害とたたかいながら講和促進の基礎條件である軍國主義勢力の一掃、民主主義の徹底自力再建、人民生活の向上のために全力をあげて奮闘して来た。しかし、これ以上に講和がおくれるなら、わが國が民主主義と平和に逆行する方向にみちびかれる危険な情勢さえ生まれてきた。

そこで、わが共産党は人民の要望する公正な講和の原則を発表して、この基礎の上に一日も早く講和が結ばれることを、内外の民主的全人民に訴え、われわれとともに、これが実現に努力されんことを望むものである。

(二)

一、軍國主義的、ファシスト的勢力の絶滅、民主主義の徹底。人民生活の安定と向上。

二、主権の完全な回復（主権を侵害するような一さいの義務を何國にたいしても負わぬ）。

三、民族的、歴史的にみて、もともと日本に属すべき島々の日本への帰属。

四、日本領土内からの完全な撤兵、また領土の軍事基地化に反対。

五、戰爭放棄、日本を國際的紛爭にまき込むようないかなる條件にも反対、日本の自衛権の承認。

六、わが経済の自主性と人民生活の向上を保障。世界各國との平等にして、対等な経済関係の結成。

七、わが産業の軍事化を防止するに必要な程度を越えないような、あるいは自力再建と平和産業の発展とをさまたげないような賠償。

八、國際連合、世界労働組合連盟、その他の國際機関への参加。

九、單独講和反対、旧連合國との全面的な、かつ一日も速かな講和の締結。

講和会議には、民主人民政府が日本を代表する。これができない場合には、全國の民主的諸組織から選ばれた人民代表が正式使節として参加。

(三)

以上のような諸條件が、ポツダム宣言の趣旨にしたがつた公正な講和條件であり、また民主、独立、繁栄を願望する日本全人民の求める講和である。しかし、こういう講和が、できるだけ早く締結されるためには陰に陽にこれを妨げる政策と力—すなわち政治的、経済的に外國に依存しようとする賣國的政策と反人民的な反動勢力と断乎たたかわなければならない。わが共産党は、この闘爭の先頭に立ち、全人民とともに目的達成のために奮闘することをここに誓う。

ユーゴスラヴィア共産党問題についての決議

一、日本共産党中央委員会はヨーロッパ共産党情報局会議がユーゴ共産党問題について発表した決議に対して全面的に賛成するものである。ユーゴ共産党指導部の犯したあやまりは、理論的にも実践的にも党をつよめる必要を痛感しつつあるわが党にとつても大きい教訓である。

二、戰爭挑発のあらしのなかに、平和と独立と人民民主主義を確保し、これを社会主義へ移行させるためには、世界プロレタリアートが國際的に団結し、マルクス主義＝レーニン主義にもとずいて、共産党がその前衛となつていなければならない。しかるにチトー、カルデリらによつて代表されるユーゴスラヴィア共産党指導部は、友党にたいしても、党内にたいしても、あきらかにこれに反した態度をとつてきた。

三、そのあやまりの根底はプロレタリアートはたとえ一國の人口中で比較的に少数であろうとも、あらゆる人民を指導しうるもつとも有力な階級であることを忘れ、人民共和國においても都市および農村階級分裂が発展することをみとおすところからうまれたそこから党内で階級闘爭をさぼるブルジョア・民族主義者が指導権をしめることになり、都市農村の資本主義分子にたいするブハーリン的譲歩と、現実の條件を無視して中小工業國有化をさけぶトロッキー的冒険とで、無原則的偏向におちいつた。

四、こうした態度と政策とはユーゴスラヴィアの人民をそのたたかいとつた解放から、逆に旧勢力や戰爭ちよう発者の手においこむこととなるばかりだ。また党内では相互批判をゆるさず自己批

判をおこたつて、不可避的に官僚主義におちいる。情報局決議の批判、および世界の友党の反対に当面すると、こけおどしのごまかしで眞実をかくし、党内の健全な反対分子をおさえつけている。

五、日本共産党はユーゴスラヴィアの友党のボリシェヴィキ的分子がかならず、党をただしい軌道へみちびく事を確信する。それと同時に、この事件がチトーら個々人の性格やユーゴスラヴィアに特殊な事情から発生した孤立的な現象でなく、じつに國際共産主義運動はその発展の途上で、帝國主義者との闘争にあつて小ブルジョア分子を媒介として、不可避的に発生するあやまりである。日本共産党員にも過去にその陣列からうらぎりものがでた。今日なお党内には日和見主義がのこつている。戰後急に增大した党員を革命的に訓練し、マルクス主義＝レーニン主義を獲得するためにはこの問題の眞実が至急日本の党内で徹底されなければならない。ただここに日本共産党がチトーらにあたえる最良の解答がある。

ポツダム宣言と民主民族戰線　第六回大会以後、共産党は民主民族戰線の結成をその統一戰線の目標としていた。ところが「この提唱の主旨はあくまでもポツダム宣言の根本精神にもとずくものであり一部反動陣営が逆宣傳するような排外主義にもとずくものではないことを明かにするため」（八月一九日「アカハタ」掲載、同声明への説明文）政治局は八月一五日次の声明を発表した。

今年の三月わが党中央委員会が民主民族戰線の結成を提唱していらい、幾百万を代表する大衆団体の指導部と懇談会がおこなわれたほか、北海道その他で地方民主民族戰線が結成されるなど多大の反響があつた。これはこの戰線の提唱の趣旨が時宜に適し、かつ民主主義の発展のためにきわめて役立つものであつたからである。

すでに三月一〇日の文書で公表したように民主主義日本を建設するために、民主主義の徹底、働く人民の生活の安定と向上、日本の完全独立」のために全民主勢力が提携してすすむことにある。この三つの根本目標は、いずれもわが國民主化の根本原則であるポツダム宣言の精神に完全に立脚しているのである。

第一、民主主義の徹底については、ポツダム宣言の第六項および第一〇項において明確このうえなく支持されている。

第二、ポツダム宣言は、戰争に動員されたものでも、各自の家庭に復帰し、平和的生産生活をいとなむという権利を明記している（第九項）また「日本國はその経済をささえ、かつ公正な実物賠償をとりたての可能な程度の産業を維持することはゆるされる」としている（第一一項）。また、極東委員会の日本労働組合一六原則によれば、労働組合が労働條件を擁護改善するため、組織され活動することを奨励している。

第三、日本の完全独立の主張は、軍國主義的排外主義でないどころか、ポツダム宣言に完全に立脚するものである。宣言第一〇項に「われわれは日本人を民族として奴隷化、または國民として滅亡させようとする意図をもつものでない」と明記されている。また、同第一二項では「日本國民の自由に表明された意思にしたがつて、平和的傾向をもち、かつ責任ある政府が樹立されたならば連合國占領軍は日本よりただちに撤收される」と明記してある。わが党および多くの民主勢力は長い過去の事実が証明するように、一貫して人民大衆の國際的連帯のためにたたかつてきた。天皇制の狂暴な彈圧下にあつて、わが党はアムステルダムや上海の反戰大会を支持し世界の民主勢力との平和的交歓をつずけてき

た。今日もわれわれは、平和愛好勢力のかたい國際的連帯を確信している。われわれはソヴェト同盟の平和政策を支持するとともに中國、英國、米國内の平和愛好勢力とかたい握手を願っている。われわれは世界の民族は平等な國家主権のもとに恒久的平和のために協力しあわなくてはならぬと確信している。

國家公務員法の改訂反対闘争　連合軍総司令官マックアーサー元帥は七月二二日、芦田首相に長文の書簡をおくり官公廳労働運動に直接関係の深い「國家公務員法」の抜本的改正を指示した。芦田首相は七月二三日これを発表したが、共産党中央委員会は、芦田内閣がこの書簡を利用して公務員法改訂を政令でおしきろうとする情勢を迎え、二九日「政府の暴政に対する声明」を発表した。要旨次のとおりである。

一、政府はマ書簡の一部は命令、一部は勧告などと勝手な解釈を下して現在困苦な生活の中にわきあがる労働者の痛切な叫びを抑制するため乱暴きわまる政令を発しようとしている。(政令の説明省略)しかも、官廳従業員の生活と福祉を保障する義務は何ら実行していない。そして労働者が生活の保障を求めるためやむをえざる行動に出ることを全面的に禁止し、刑罰をもつて威かくし服従を強要している。

二、新しい民主主義の原則は、勤労者に、その企業が公私であるなしにかかわらず、団結と団体行動の自由を保障するにある。公務員も官廳労働者も人民であり、主権の源泉の一つとして十分な権利が保障されなくてはならない。

三、労働者階級の権利が重大な危機にさらされている今日、これを防衛することは最大緊急の任務である。それは、たんに官廳労働者だけの問題でなく、國民の九割五分をしめる勤労大衆の問題である。さらに、それは民主主義的な諸原則をちりあくたのようにふみにじろうとするファッショ的暴政がふたたび日本を支配するかいなかの問題である。

一、公務員法及び労働法規の改悪に絶対反対、食えるだけの賃金と人間的生活を保障せよ

一、民主主義と人民の基本権利を守れ

一、大衆的人民闘争と民主民族戦線でファシズムを粉砕せよ

一、芦田内閣の総辞職、國会の解散、民主人民政府の樹立

一、平和と民主主義と日本の完全な独立

その後共産党は、八月一日には政令公布に対して書記局の名で、民主々義と民族の防衛同盟の結成をよびかけ、又政府が政令の公布後矢つぎばやに組合専従者、経営協議会の否認等を次官会議で決定したのに対して八月七日中央委員会の名で、かかる労働協約の破棄は、ファシズムの暴行であると断じた声明を発表、ついで、八月一八日ポツダム政令が法的根拠からみても全く不法な違憲行為であると、中央委員会政治局の名をもつて次の声明を行つた。

公務員法改訂にからむポツダム政令は、法的には根拠も規定もない不当きわまる処置であり、わが党はその即時撤廃を要求する。その主な理由は、次のようである。

(一)　このポツダム政令は、これを出すべき何等法的の根拠のない違法弾圧である。すなわちこの政令は昭和二〇年緊急勅令第五四二号「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令の効力に関する件」(連合軍最高司令官の要求に応じポツダム勅令を発するとの内容)にもとずき、出されたものである。しかるに、この法令は、新憲法成立の際、その発布前、右の緊急勅令第五四二号により成立した、ポツダム勅令はこれを有効とする処置がとられた(昭和二二年一二月法律第三四四号)。

しかるに、この緊急勅令第五四二号そのものは、少くとも昭和二三年一月一日以降その他の諸法令と同様完全に効力を失つておりかかるポツダム政令を出す法的な根拠は何等存在しない。すなわち昭和二二年四月の法律第七二号により、新憲法施行の際、有効であつた命令の規定で、法律をもつて規定すべきものは昭和二二年一二月三一日まで有効とされている。

しかるにその後國会の事後承認をえたのみで、緊急勅令第五四二号そのものは、何等法律をもつて新しく規定されてはいないからである。

(二) この法令は明かに憲法に違反している。新憲法の成立によつて法律によつて規定するにあらずんば人民の権利は制限し得ない。したがつて人民の諸権利に関する以前の法令はすべて無効となつた。すなわち憲法の前文によれば次の通りである。（憲法前文引用省略）

(三) もし法制上、第五四二号が効力ありとしても「書簡は要求である」との政府の解釈は、明かに不合理である。

(四) 今回の政令および官公労組に政府が出した通達書は書簡の内容をはなはだしく反動的かつ一面的に過酷に歪曲している。とくに書簡は公務員の生活保証を示唆しているが、これについては政府は何等の努力も処置もつくしてはいない。かかるやり方は、民主主義を破かいするファシスト的専断である。

(五) 今日、政府のとりつつある処置は、その実質的な内容においてポツダム宣言および極東委員会一六原則に対する重大な違反である。

一九四八年一一月三〇日に、改訂國家公務員法は國会を通過した。これについて一二月一日、日本共産党中央委員会は次の声明を行つた。

共産党および労働者大衆のはげしい反対をおし切つて、國家公務員法改悪案が第三臨時國会で通過した。全労働者階級はいまや重大な決意をかためなければならない。

公務員法は民主、國協、社会三党の内閣の手によつてつくられ、三党連立の芦田内閣によつて改悪原案となり、民自党の吉田内閣のもとでついに強引に通過したものである。公然たる独占資本の党たる民自、民主の両党、地主と資本家の党國協党は最初から最後までこの法案に熱中し、社会党の態度はいたつて卑劣であつた。最初、片山、芦田、両内閣において同法案作成に努力し、さらに野党として民主、國協、社会三党の紳士協定で通過に努力しながら、労働者大衆の憤激におそれて、ドタン場の三〇日の國会でひつくりかえつた。何故彼らは最初から反対せず、通過確実となつてからにわかに反対したのか。

社会党は何故政令発布のときに、また芦田内閣のもとに公務員法改悪案がつくられるときに反対しなかつたか。もしそのとき反対していたならば芦田政令は出せなかつたし、このような法案は今日提出されなかつたはずである。ところが、急に態度を変えたのは、大衆の強力な圧力におされて、来るべき総選挙に大衆の支持を失うことをおそれた結果である。

公務員法の通過は、独占資本のどん欲な搾取を維持するために、外國資本を導入せんとして、まず労働組合を無力化したものである。このファシスト的圧迫は官公廳従業員から石炭、電氣、鉄鉱等の労働者に、さらに全労働者に波及するであろう。

全労働者階級は自己の自由のだんこたる防えいが民族独立のための英雄的闘争であることを知らなければならない。

全労働者諸君、民族独立のために、労働者の基本権利を守り、公務員法テツ廃闘争を開始せよ！

公務員法通過のかげには行政整理と企業整備による数十万の労働者の首切政策が、かくされており、無慈悲に遂行されようとしている。手をしばり、無抵抗にして大量首切りを行わんとしている。

全労働者諸君、公務員法テツ廃の闘争を迫りくる大量首切、低賃金、労働強化にたいする生活防衛の闘争と結びつけ、たがいに連けいを強め、全労働戦線の偉大な統一の力によつて貫徹せよ！農民大衆との兄弟的提携によつてこの闘争を拡大せよ！

来るべき総選挙には行政令発布に賛成したもの、昨年公務員法通過に賛成したもの、七月の改悪法案に賛成したもの、芦田内閣の下で改悪案をつくつたものには絶対に投票するな！

國会の即時解散！

吉田反動内閣打倒！

くさつた四党に投票するな！

公務員法反対の抗議とテツ廃の大運動へ！

「公務員法通過に賛成した議員に投票するな」は、四九年春の総選挙における、労働者階級の相言葉となつた。

芦田内閣の退陣要求声明　昭和電工にからまる疑獄事件は、政府のたびたびの否定にも拘らず、九月三〇日栗栖安本長官の召喚となり、現任閣僚に火の手がおよんだが、共産党中央委員会では、この疑獄事件にあらわれた國家機構の全般的腐敗を弾劾し「芦田内閣の勤労人民大衆にたいする罪状のかずかずを具体的に指摘」し即時退陣を要求する次の声明を九月三〇日発表した。

第一、芦田内閣は人民の民主主義的権利を剝奪して、反動政治を復活させようとしている。

(1)　ポツダム宣言を無視し、極東委員会の労働組合一六原則に違反し、さらに自らつくつた憲法と法律とをふみにじつて政令第二〇一号を公布し、政令違反を口実に、すでに一千人をこえる労働者を逮捕・投獄している。また東宝争議の場合のように、労働運動にたいする無法な弾圧を強行している。争議権・団体交渉権はかくして労働者から公然と剝奪されつつある。

(2)　福井・大阪の公安條令・政治資金規正法・改悪された選挙法および地方自治法等は民主主義的な政治活動を制限、禁止しようとするものである。

(3)　ポツダム宣言の要求する軍國主義者・國家主義者の追放を怠り、さらにそれを解除し、暴力団を利用してストライキ破りを養成し、わが党の幹部にたいする襲撃の雰囲気を助長している。

(4)　海上保安廳の設置、中央・地方の警察官の増員など、警察力の不当な強化は、警察政治の復活を準備するものである。

第二に、芦田内閣の財政、経済政策は、政治的腐敗と産業の崩壊と國土の荒廃とをもたらしている。

(1)　勤労大衆の收奪を基礎にして編成されたぼう大な國家予算は大資本家のために、非生産的に浪費されている。この予算は、官僚統制による資金・資材の大資本家本位の割当とともに、大資本家を救済し、その支配的地位をますます強化している。そして官僚統制と國家予算とをめぐる大資本家と官僚との結託は、昭和電工問題をはじめとする一連の疑獄事件にあらわれたように、國家機構の全般的な腐敗をもたらした。

(2)　これに反し中小企業　資金・資材を奪われ、重荷の下で破滅しつつある。

(3)　買弁的な外資導入政策と加工貿易方式とは、國民経済の自立性を破壊し、國の経済をますます貧困化している。

(4)　この結果、あらゆる産業にわたつて、生産設備の荒廃は破局的になり、河川もまた荒廃している。このために全産業において

災害はひん発し、國土は荒廃しつつある。

第三に、大資本家本位の政策のみを行う芦田内閣の下では、人民の生活は全く破たんし、その安定と向上とは絶対に不可能になつている。

(1) 労働者にたいする低賃金政策と、大衆課税と物價引上政策とによる収奪は配給物資すら買えない窮乏に彼らをおいこんでいる労働保護規定は政府自身および資本家によつて無視され、空文となつている。

(2) 農民に土地を與えるべき農地改革は、中途で放棄され、土地取上げが横行している。生産費をつぐなわない低農産物價格と天下り供出制度と不当課税の収奪政策は、農民の窮迫と五千町歩に及ぶ耕作放棄をもたらし、農業生産を後退させつつある。政府はこれを食糧輸入の口実とし、耕作方法の改善と農業の復興は全く行われていない。

(3) 失業対策には見るべきものもなく、逆に大量首切りが行われはじめている。引揚者にたいしては配船と受入態勢を怠り、自己の怠慢を反ソ・反共宣傳に逆用している。

第四に、芦田内閣の反人民的・反民主主義的政策は、日本の國際的信用を失墜させ、その対外政策は日本民族の独立を危くしている。

(1) 芦田内閣の反動的政策は、ソ同盟・中國・濠洲・フィリッピンの諸國および米國内の進歩的勢力の痛烈な非難の対象となつている。低賃金にもとずく飢餓輸出政策と、日本を極東の工場たらしめようとする方針とは、國際的疑惑と不信の念をたかめ、日本の独立の見透しを暗くしている。

(2) 芦田内閣は連合諸國の世論と行動を考慮することなく、特定の國に媚態を呈している。その結果國際世論を僞まんし特定の國にたいする中傷的宣傳を行いつつある。この政策は日本の國際的地位を低下させ、國際紛争の渦中に自國をなげこむ結果をもたらすであろう。

(3) 講和会議にたいする努力を意識的に放棄し、公正な民主的講和の実現を無期延期させている。

以上の反動的諸政策は、芦田内閣が民主主義と人民の生活と民族の独立との破壊者として全人民の前に宣告されるに十分なものである。それ故、芦田内閣の即時辞職を要求することは、日本人民の義務である。

一九四八年一〇月中央委員会総会 芦田内閣が昭電疑獄にからんで崩壊し、第二次吉田内閣が成立した時期にひらかれたこの総会では來るべき総選挙についての具体的方針が採択された。そうして、次の救國スローガンは共産党の選挙スローガンともなつた（選挙については第五章を参照）。

中心スローガン

1 人民の生活の安定か、破壊か
2 民主主義の勝利か、ファシズムへの屈服か
3 民族の独立か、外國資本の奴隷か
4 平和の民主民族戦線か、戦争の保守反動か
5 人民のために働く共産党か、くさつた四党か
6 自由と平和と独立の人民民主政府

重要スローガン

1 ポツダム宣言の厳正実施
2 すべての連合國と即時講和
3 言論、集会、団結、罷業の完全自由
4 戦争にみちびく巨大予算に反対
5 低賃金・低米價に反対、高物價・重税に反対

動　6　金融機関と重要産業の國営人民管理
運　7　土地取上の禁止、土地を農民管理
働　**一九四九年一月総選挙**　一九四八年一〇月一四日の「アカハタ」
労　には政治局が、來るべき総選挙の意義を次のようにのべている。

來るべき内閣は民主自由党の内閣となるべき可能性がきわめて強い。それゆえに内閣は徹底的保守反動の性格をもつにいたる。このことは、ファシズムへの一歩前進であるのだ。

民自党は労働者にたいする弾圧を法律上にも、またその実践上においても、きわめて乱暴しごくに行うであろう。かれらはいう、國鉄は現在の六〇万から二〇万、即ち三分の一に定員を切り下げるべきだ、全官公廳労働者は四割前後首すべきだと。さらに賃金を引下げ高能率をあげるために、時間の制限を規定することを欲せず、あらゆる手段をもつて労働を強化し、労働者にとつて、息つくひまを與えないことが、生産の增強政策の基本点だといつている。かれらは、その爲に労働基準法を撤廃もしくは改悪することを欲している。かくの如くして労働者を家畜たらしめようとしている。

かれ等は農民に対して、漁民に対して、中小商工業者にたいして、自由主義経済をもつてその生活を向上せしめるとふきまくつている。だが現在の狀態における自由経済は、大資本家による収奪の自由を意味し、中小商工業者、農民、漁民を一層の貧窮において、としいれることを意味する。そしてそれは、けつきよくにおいて大ヤミ業者と暴力団を横行せしめることになる。幣原、吉田内閣を通じての大インフレ强奪政策は、現在において、人民大衆にとつて驚くべき破壊をもたらすことを知らねばならぬ。あの時代における小ヤミによつて得た余裕が、再びもどると思うのは、大きなまちがいである。なぜなら今や全人民が、買う力を失つているからである。かれらの乱暴な財政政策は、すでに知られていると おり、大ヤミ業者、大資本家に、あらんかぎりのもうけ口をあたえ、これによつてかれら一味が肥えて行くことを意味する。かれらは、お先まつくらな連中であるため、自由経済をやつてみて、二カ月足らずで、再びもとに返ることは、これまでの実績で明らかである。かれらは実際に手を焼いてうんと痛みを感じてみないと、いかなる事態が起つたかを知らないのである。そのくせ、サギ、横領、收わいなどの罪惡を犯すことは勇敢、かつ大胆である。このことは不当財産取引調査特別委員会を通じて現われた諸犯罪によつて明らかである。だから政治経済において一層のファイとダラクが横行する。

かれらは軍國主義、帝國主義の謳歌者であり、侵略にもつともの利益を感ずる徒党である。それはかれらの言辞がはつきり示している。だから冒險的な戰爭兆発の巨カイである。かれらは独占資本の强圧に対して、骨があるようなことを示しながら、実際は、外資導入の急先ぼうである。独占資本の奴レイになろうが独立を失おうが、そんなことは、どうでもよいといつているのだ。だからもつともひどい賣國奴であり、民族の破壊者である。要するに、片山、芦田内閣の賣國政策によつて人民大衆の不平が高まつたのに対して、街頭のたたき賣り屋流に、何らの確信もなく、人々の氣を引いているにすぎない。

人民はかかる手合いにごまかされてはならない。きたるべき総選挙はかかる手合いである民主自由党を筆頭に社会党、民主党、國協党の賣國奴どもを打ち破るにある。もしわれわれがこの大きな、しかも困難な仕事を遂行して、総選挙に勝利しないならば、人民の生活は破壊され、民族の独立を失い、第三次世界戰爭を誘発するファシズムを勝利に導くであろう。終戰後三年間に、かち

得た民主主義を擁護し、さらにこれを前進せしめるために、全勢力をあげて人民大衆に訴えねばならぬ。

人民の生活の安定か、破壊か
民主主義の勝利か、ファシズムへの屈服か
民族の独立をまもるか、民族をあげて奴レイになるか
第三次世界戦争を防止するか、再び戦争のみじめな犠牲に供せられるか

かかる重大なる岐路に立つている。

全人民の奮起を要請するものである。

さらに一一月一二日の「アカハタ」は中央委員会の「人民諸君に訴う」との次のアッピールをのせたが、ここでは特に一一月初めのアメリカ大統領選挙において、タフトハートレー法の廃止を含む若干の進歩的公約をかかげたトルーマン候補を勝利せしめた、アメリカの組織労働者に学ぶべきことが強調されており、その後の選挙闘争において「アメリカの労働者にならえ」は廣く用いられた相言葉だつた。

アメリカ大統領ならびに上・下両院の選挙は民主党の大勝に帰した。それは何にもとずくか、一にかかつて労働者の大攻勢にある。タフト・ハートレー法案によつて労働者の権利をはく奪し、戦争をちよう発し、大資本家のために独占価格をつくりあげ、労働者、農民、中小業者を窮迫に追い込んだ政策に対して、労働者農民、中小業者、とくに労働者諸君が大奮激し、三〇〇万ドルという基金を集めて独占資本家の代弁者、共和党ならびにこの法案を支持した議員を落選させるために大奮闘をしたからである。

その結果、進歩党のウォーレスのおこなつた労働者、農民、中小業者のため、世界平和確立のためにする大奮闘と相まつてトルーマン大統領ならびに民主党を勝利に至つた。これがトルーマンのフト・ハートレイ法案を支持した上院議員七名、下院議員八〇名という多数の議員を落選させるにいたつた。

この労働者を先頭とせる勤労人民の攻撃が、選挙の結果を決定したことは、われわれ日本人が大いに学ばなければならないところである。

今にして民主自由党、民主党、社会党、國民協同党、無所属の性格を看破し、これら議員を落選せしめる運動を労働者、農民、漁民、中小商工業者諸君が、全力をあげてやらなければ、日本民族は独立を失い、コジキ以下の生活に沈み、外國資本の奴レイとなろう。そして講和條約による解放も、世界平和の確立も、ついに得られなくなるであろう。

全人民諸君に対して、アメリカ労働者諸君に学んで、この民族の危機をわが共産党とともに奮闘せられんことを訴える。

「公務員法改正に賛成投票した議員に投票するな」「不正と腐敗につながる政党に投票するな」の宣傳は活潑に行われ、議員功罪表が労働組合によつて廣くくばられた。この選挙では共社合同闘争の成果もあつて共産党は飛躍的発展をとげた（なお選挙成績については第四章を参照）。

九原則に対する共産党の態度　中央委員会書記局は、一二月一九日「人民の生活の安定と民族独立の前提」と題するつぎの声明を発表した。

今回発せられた経済復興のための九原則は、ポツダム宣言無條件受諾とこれにともなう降伏文書によつて、日本政府が忠実に実行すべき義務を負うものである。また終戦後のわが國経済を復興するためにとらねばならぬ基本的原則たることは争いなきところである。

ただ問題は、この原則を実行するに当つて「だれが、だれのために一するのかというところにある。詳しく言えば労働者階級を先頭とする人民の政府が、人民のためにこの原則を実行するか、これに反して独占資本を中心とする民自党、民主党、國民協同党、社会党の反動政党がフハイ、ダラクした高級官僚とともに独占資本家、大ヤミ業者のために実行するかにかかつている。わが共産党は、この人民の結集たる民主民族戦線の指導者かつ前衛として全人民のための経済復興を闘い来つたものであるが、その実践の方向はまさにこの九原則を達成する唯一の道であることを明らかにしている。

第一の原則は、大資本家ならびに地主、富農のためにヤミとインフレを促進するような諸経費を、即時打切ることを主張したのはわが党である。われわれはこの他一切の冗費を合わせて現予算において、二千億程度の経費を切捨てることを主張し来つたのである。しかるにこれまで政権についたフハイせる四政党は、いずれもこれに反し、ためにヤミとインフレとを高進せしめ人民の生活を破壊し去つたのである。わが党こそまさに人民生活の安定のためにこの原則を誠実に実行し得る唯一の党である。

第二の原則は、終戦以来の大口ヤミ利得者の大脱税、八千億以上を急速に徹底的に取上ぐべきだと主張し、この実施のために脱税摘発を行いつつあるわが党こそ、この実践者である。くさつた四党は大ヤミ利得者に根を下しているのに、彼等にとつてこの実践は不可能である。

第三の原則は、一切の金融機関の國営人民管理を即時断行することにおいてのみ可能である。現在のわが國金融機関は、独占資本家、大ヤミ業者の根拠地であり、経済を破壊する原動力となつている昭和電工事件を始めとする大フハイ事件は、これを立証しうべくもない。

第四の原則は、十分に生活を保証し得る最低賃金制の設定を基礎としてこれに実質上の能率給をスタハーノフ運動の原則にもとずいて実施し、これを生活必需物資の常住の價格引下げによつて保証されねばならぬ。これは重要産業の國営人民管理を断行し、中小企業者に対する資材と資金との豊富な供給と、これを保証する労働組合運動の革命的発展においてのみ、望み有るものである。このことはいうまでもなくわが党が主張し、現にこの方向に向つて闘争しつつあるところである。これに反して四党は、生活を保証し得ない賃金を強行しつつあるために、自然の法則にもとずいて、常にその安定が破壊されつつあることは血なまぐさい事実である。

第五の原則は、わが党の主張する人民統制においてのみ可能である。フハイ・ダラクしヤミとインフレと疑獄の根源となつている官僚統制をもつてしては、星を取るよりもむずかしい。それ故にこそ、全人民がこぞつて官僚統制をのろい、これを支持する四党をにくむゆえんである。

第六の原則は、貿易の國営人民管理においてのみ可能である。わが党の貿易政策こそこれを結実せしめるものである。独占資本家と大ヤミ業者のためにする四党の貿易政策は、人民のこう血を搾りこれを窮迫せしめ、外國資本の奴隷に追い込むものである。

第七の原則は、人民の生活の安定を基礎とし、これに役立つ貿易の振興においてのみ九原則の総合目的を達し得るものである。そうでないと却つてこの原則の目的を達し得ないと信ずる。このことはわが党が常に主張する民族の独力による経済復興と、これによつて國際的対等の地位を獲得し、諸外國と平等にして且つ均

勢を保つた貿易をすることにおいてのみ達成せられるのであつてわが党が主張し来つたところである。

四党が現に行いつつある飢餓輸出、出血輸出は、この原則を破壊し去るものである。

第八の原則は、一切の金融機関ならびに重要産業の國営人民管理の下においてのみ可能である。ヤミとインフレとを自分の生きのびる根本方針として追及する独占資本と大地主との手先である四党を以てしては実行し得ざるところである。

第九の原則は、第三次農地改革までの徹底的遂行と農業の近代化、協同経営にもとずき、生産費をつぐない且つ農業の能率改善を保証する一連の農業革命なしには、実現し難きものであり、わが党が幾多の困難を犯して献身しつつあるところである。これに逆行し、地主と富農とヤミを擁護する四党にとつては、実行し難きところである。

これを要するに、終戦以来三年間、人民の生活を破壊しファシズムへの進行に拍車をかけ外國資本に民族を売渡そうと努力し来り、更にこの九原則を悪用して、これを倍加しようとする保守反動勢力の悪政を一掃するためにこそこれが役立たなければならないそれ故にこれは人民の生活の安定と、民主主義の勝利と、民族の独立の前提とならねばならぬ。そのためにわが党は、民主民族戦線を結成し全人民とともに、これが成功を誓うものである。

共社合同闘争　いわゆる共社合同闘争の第一の成果は、一九四八年青森縣に結実した。一九四八年一二月二三日青森市でひらかれた共社合同大会の様子を同月一六日の「アカハタ」は次のようにつたえている。

マルクス・レーニン主義の旗の下、青森縣の労働者と農民が唯一の党、共産党に固く結合するこの歴史的の日、全縣下の共産党員社会党員、その影響下の大衆一、五〇〇人が早朝から会場をうずめつくした。伊藤律共産党政治局員は席上「わが党の政策はまさにこの共社合同のうちにある……この青森にひきつづき長野、栃木、岩手、秋田その他でひろがりつつある共社合同の火はマルクス・レーニン主義の勝利を示すものだ」とのべ、前社会党縣連青年部長大塚英五郎氏は「いまや社会党縣連の常任一九名中八名、執行委員三〇名中一一名は下部大衆の命ずるままに共産党に参加した」と経過報告をした。

ついで、一二月二八日長野縣に共社合同大会が開かれたが、この大会について四九年一月一日の「アカハタ」は

前長野縣副知事伊藤富雄氏が決然社会党を去り共産党に入党したのにつづき、青木憲一郎、有賀清己氏ら日農中心分子の入党により長野縣下の共社合同の波にさらに一段のひやくを加える合同大会がひらかれた。縣下農民からすでに四〇〇名近くの入党者があり、この大会によつて合同大会の第二の波がよびおこされ、傳統を誇る長野縣の農民運動に一大轉機となり、総選挙戦に突入した現在にあつて…新たな政治攻勢の展開は必至となるに至つた。

一二月二九日、長野第四選挙区の共・社・労三党統一懇談会は、満場一致で、共産党の伊藤富雄（前社会党員、長野縣副知事）を統一候補に推薦し、労農党の候補者、小原嘉は、事務長に就任することとなつた。併し、社会党の棚橋小虎候補は、白紙にかえることを肯じなかつた。秋田縣でも、第一区は労農党公認、共産党推薦島田健三氏、第二区では、共産党鈴木清の統一候補が一二月末決定された。この動きは全國各地の共産党公認候補者の顔ぶれの中にも現われ、社会党、労農党、無所属その他から総選挙間近く入党し、共産党候補者として決定したものに次の諸氏があつた。

青森一区大塚英五郎、同二区大沢久明、岩手一区鈴木東民、宮城

一区鈴木善藏、福島一区鈴木六郎、群馬一区大神正、東京七区土橋一吉、山梨区深沢義守、長野一区青木惠一郎、長野四区伊藤富雄、愛知二区加藤森成、愛知四区米津源一、福岡四区水上敏英

総選挙に近ずいてさらに、茨城縣では、一月一日から六日までの間に、全金属委員長和田次郎、日鉱連委員長小沢義雄、水戸高校教授梅本克己をはじめ二〇〇人の大量入党が行われた。一月一四日には、國鉄労組が委員長加藤閲男の名をもつて一一六名の共産党候補者に対し「貴殿を支持する、当選を祈る」旨が打電された。一月一五日には、都下学校教員一三〇名の集団入党式が開かれたが、この機会に入党を声明した教員は全國では三〇〇名をこえた。戦線統一の波は、九州の炭鉱地帯に及んだ。即ち四九年一二月の全石炭大会で、水上委員長をはじめ一七名の執行委員が集団入党をして注目されていたが、一月一日から一五日の半月間に築豊炭田地帯のみで、一、〇〇〇名の入党が受付けられた。一月一七日には、北海道第三選挙区で従來労農党は館俊三、共産党は岩崎武雄の候補を立てて、それぞれ進歩的勢力の票をくい合つていたのを「人民の力を結集する」ために止めて、労農党の館俊三一本で闘うことにした。かくて、二三日の総選挙では飛躍的な進展がみられた。

共産党では、一月二八日、社会党に対しては共同闘争を、労農党に対しては合同を申入れた。まず社会党への申入書は次のものであつた。

社会党に対する申入れ

総選挙の結果、國会の過半を占めた反動的民自党が多数をたのみ大資本の利益のために人民大衆に対して攻撃を加えてくることは何人もみとめるところであります。わが党は保守反動と闘うために、当面少くとも左のごときもんだいにつき貴党と緊密に協力し一切の労農団体、民主政党とともに國会の内外において強力な共同闘争を展開し、もつて人民大衆の熱望にこたえたい念願であります。

一、行政整理・企業整備と首切りについて
二、実働四八時間・六、三〇〇円の労働條件改善
三、官公吏の職階制、罷業権について
四、労働法規改悪反対
五、追加供出・事前割当制の反対、ひきあう米価
六、耕作権・漁業権のかく立、農地改革の徹底
七、大衆課税撤廃、大口脱税の摘発
八、運賃、電気料、郵便料、独占價格の値上反対
九、中小企業に対する資材、資金の保証
一〇、人民をぎせいとする軍大予算反対
一一、労働農民戦線の無條件統一
一二、講和の早期締結促進
一三、政界の徹底的粛正と官僚主義の打破

社会党は三〇日、次の要旨の回答を行つて共闘を拒否した。

貴党の示された項目の多くのものはわが党において、すでに闘争目標としてとりあげたものである。立党精神と世界観を異にし、かつ敗戦日本の再建方策に関し混乱と破壊のコースを行く貴党と平和と建設の道をすすむわが党との間には根本的相違があり、在来の党利党略の宣傳のため、他を利用してかえりみない貴党の階級的不信行爲にかんがみいかんながら貴党の申入れを拒絶するものである。

労農党に対する共産党の合同申入れは次のとおり。

貴党の地方組織とは総選挙を通じてすでに統一を実現しまた緊密な共同を結びえた地方が多いことを心から喜びとするものであります。闘う人民の熱望にこたえるための一切の利己心を去つて

たがいに協力したいと存じ左のことを申入れます。

(一) 貴党とわが党とが、全國的な規模においてマルクス・レーニン主義にもとずく合同を実現すること。

(二) これが直ちに実現できない場合は地方的に合同をすすめると共に当面左のごとき点で緊密な共同戦線を結成すること。

(以下社会党への申入れと同じ)

労農党の結論は次のごとくであつた。

一、國会の過半数を占めた保守反動勢力と闘うため民主勢力が互に自主性をもちつつ共同闘争することは異議がない。

二、働く者の政党は一つであるべきで両党の合同はのぞましいが右翼幹部の指導下にある社会党を民主戦線へひきこむ上からみて現段階では時期尚早である。

この申入れは、組合に反響をよび、私鉄総連、電産、全公団の各労組代表はそれぞれ即時三党が共闘をすることを要望し、北海道では、社会党道連が「中央はどうあつても北海道では共産党と共に民主戦線をつくつてゆく」と言明した。

一九四九年二月五日、六日に開かれた、共産党中央委員会の最大の議題の一つは、この共社合同闘争であり、この報告に対する結語では次のようにのべられた。

(一) (二) 略

(三) 合同闘争は党の姿をもらせる最大のものが、利己心にあることを深刻に教えてくれた。また旧い同志を新しい同志ときりかえたから、落選したという。党の革命的傳統、この豊かさ、これを代表しているのだ。これこそ決定的なものである。これを個人の問題にすりかえるのは、利己心にほかならないのである。

(四) 合同というのは二つの党を解体して一本になることであろうか。世界の人民民主主義勢力と直接結合した國での合同と全人類をふたたび戦争とファシズムにみちびく反動勢力の前での合同とは異つたものでなければならない。われわれの場合、合同は敵の面前で武装を解除することではなく権力とたたかうための合同である。この合同が革命の政策と組織に水を割つたりする合同ではありえないのは明かである。すなわちたたかう陣営内での合同でなければならない。保守反動との闘争こそが合同の道をひらく。人民の分裂は敗北であり、統一こそ勝利に通ずる。この課題を眞剣に果すこと、これこそ自由と平和と独立をになうわが党の偉大な任務である。

(五) 合同闘争は権力闘争であり、地域闘争の発展にほかならない。同志大沢が述べたように革命的農民が合同を要求したのは、たたかう農民が地域闘争において労働者階級と結びつかなければならないことを意識したからにほかならない。地域闘争を権力闘争として展開し労働者、農民、市民、中小業者を統一するものはわが党以外にありえないことが明らかとなる。それ故、合同はわが党戦略の展開であり、この大衆を党に参加させ、ひきつけることと、これが合同闘争の本質であり、あくまで大衆が根本である。最後に合同闘争をわが党がおしすすめ、ボリシェヴイキ化の道を新しくきり開きえたことは多くの困難をのりこえてわが党に投ぜられた新しい諸同志のたまものであり、われわれが三五人を國会で獲得したのも、この努力が基礎になつていることに改めて感謝の意をのべて、結語をおわりたい。

四九年に行われた共社合同のこの後の代表例は、茨城縣における「アカハタ」は次のようにのべている。

茨城縣下十、五〇〇工場のうち金属、化学、食料関係だけでも二二二工場がすでに閉鎖し、鉱業関係ではメリット制の強行で崩

壊にひんした高萩の労働者が起つている。縣下一八万戸の農家の三割以上を占める轉落農家のほかに多数の完全保有農家が轉落し飯米を要求しているため、縣当局は還元米の数量の発表を中止した。ひろがりつつある耕作放棄は一、〇〇〇町歩にたつすると云われ、利根川の復旧工事は中止された。この中ですでに東茨城郡鯉淵村、上野合村では各々二〇〇余名が共産党へ入党し、日農支部の九五%はこの合同闘争に参加した。

國電闘争を中心として京浜地区の闘争が激化した中で六月一〇日、茨城縣政治戰線統一大会が水戸市教育会館で開かれた。大会は途中から日本共産党第一〇回縣党会議にきりかえられ、一、一三七人の常東を中心とする農民の大量入党、及び高萩炭鉱、日立製作所を中心とする三五〇名の労働者の入党が報告された。

一九四九年二月中央委員会総会　総選挙での共産党の一大躍進のすぐあとに開かれたこの中央委員会総会の参加者は、中央委員をはじめ、地方委員会、及び府縣委員会の各議長、衆参両議員、その他一三九名に及んだ。第一日は、総選挙闘争の自己批判と、今後の一般闘争方針について行われたが、一般報告の結語はつぎのとおりであつた。

一、共社合同闘争における党員の態度

今後は國を賣るような要素すなわち賣弁的な独占資本に反対するものはすべてわが党の陣営に引き入れるのであるから、場合によつては地主、富農といえども、また相当大きな資本家でも反動的でない限りこれをわが党の側に引きつけてゆかねばならぬ。その意味で新入党者に対し丁重にするということは、わが党がいかに民族のために全力をあげているかということを全人民の前に証明するものとなる。

二、農民の統一戰線について（略）

三、人民の広汎なる戰線を確立するための縣政・市町村政に関する綱領を作成すること

第六回大会後このことに関しては度々決議されていることであり、とくに参考として綱領の基準も示されている。現在の急務はこれを実践に移すことである。

四、人民闘争について

(1) 議会主義へ堕落しようとする傾向に対して徹底的に闘わねばならぬ。党選出代議士が多数になつたことに対しての幻想を打ち破ること。

(2) 民同との対立やこれまで職場において反動とみなされていた人々との対立を精算し、全体をふくめて闘争に轉換すること。

(3) 略

(4) 労働者家族の組織の重要性、主婦がかえつて革命的であることをとくに注意しなければならぬ。

(5) 國鉄、全逓などにおける半労・半農問題の重要性、これは人民闘争のかぎになる。

(6) 経済闘争と政治闘争の統一をはかること。

この際とくに行政整理、企業整備と不正の摘発が重要な因子になることを知らねばならぬ。

民族防衛闘争のよびかけ　九原則の強行は、強烈な企業整備の実行となつてあらわれたが、この事態に対して、共産党はまず四月六日、廣汎な民族防衛闘争をよびかけたが、ついで五月相次いで産業別の復興綱領を発表した。この復興綱領を発表するにあたつての基本的態度を政治局は次のように声明した。

労働者階級が農民・漁民・中小商工業者および民族資本家の先頭に立つて全民主勢力の要求と闘争力を綜合統一し、これを指導して、賣國的独占資本とその手先どもを一掃しなければならない。

農民、中小業者の破タンの当面する根元は、各地域における中心産業破壊にある事実を具体的にとらえるならば労働者の指導性がいかに痛切に要求されるかは誠に明らかであろう。同時にまた自己階級の当面する生活を擁護し、これを各階層の要求と調整する複雑な任務を果さねばならない。

このためにここに産業別復興綱領を提示するものである。これはもち論これまで大会ならびに中央委員会が示した基本方針の遂行を各部門においてさらに前進させるものであることはいうまでもない。

この綱領を遂行するために注意すべき諸点をつぎに明らかにしておきたい。

(一) 略

(二) この綱領は、あらゆる部面において買國的独占資本の大企業を國営人民管理にすることを要求している。しかしながらこの要求が達成しないかぎり何事もなしえないことを意味するものではない。これはわれわれの要求を確定的にし、これを土台としてさらに社会主義へ発展しなければならぬ現段階の目標を示しているものである。従つてこれまでにいたる各種の闘争を必要とし、これが人民管理の目的に達成することなしには闘争が完成しないことを明らかにしたものである。

(三) 現在においては些細な日常闘争を獲得するためにも、権力との闘争なしには達成しえない状態となつてきた。このことはこの綱領を実践するにあたつてとくに重視しなければならないことである。この場合賃金に対する要求のみに氣をとられず、産業防衛の大きな闘争方向を具体的に提起し、両者を結合して広い統一戦線を吉田内閣打倒に結集する党機関の努力が大切である。同時に他方ややともすると権力への闘争は総括的な政治的要求に限られ日常の諸要求はこの政治的要求を獲得した後でなければ意味のないものだと考えている傾向が現われている。これは急速に克服しなければならない重大な誤りである。われわれはいかなる些細な要求といえどもこれを取上げこの貫徹のために権力への闘争にまで高めてゆかねばならぬ。この過程においてわれわれの要求は拡大し、かつ深刻化していくのである。そして同時に共同闘争の領域がひろまり、各産業ならびに各階層との結合がいかに切実な問題であるかを全人民大衆が発見するようにならねばならない。このことなしにはこの綱領の実践の効果は現われず、口先だけの叫びに終るであろう。換言すれば、全人民大衆のあらゆる要求を底の底からかき上げて吉田民自党内閣を打倒し、民主人民政権の樹立にまで到達させることを要求しているのである。われわれがこのことを理解して、下からの活動と上からの広い呼びかけとを結合することが、なくてはならぬ仕事であることを訴えているのである。

各産業別に発表された復興綱領とその発表された「アカハタ」は次のとおりである。

國鉄復興とわが党の基本方針	一九四九・四・二〇	「アカハタ」
電氣工事復興綱領	一九四九・五・八	「アカハタ」
私鉄復興綱領	一九四九・五・一一	「アカハタ」
陸上小運送復興綱領	一九四九・五・一二	「アカハタ」
電氣事業復興綱領	一九四九・五・一三	「アカハタ」
肥料産業復興綱領	一九四九・五・一四	「アカハタ」
教育防衛綱領	一九四九・五・一七	「アカハタ」
石炭産業復興綱領	一九四九・五・二〇	「アカハタ」
逓信復興綱領	一九四九・五・二六	「アカハタ」
車輛工業復興綱領	一九四九・五・三一	「アカハタ」

油脂工業復興綱領

中國人民解放軍の決定的勝利が、四九年春には誰にも明白になつた。一方、國内での企業整備の進行に対して、中日貿易の促進を求める声が強かつたが、一九四九年六月一三日、政治局は次の声明をだして、この問題に対する党の態度を明かにした。

日本共産党はすでに二回にわたつて中國との貿易問題をどうすれば解決できるかについて方針を発表した。だが吉田首相が「中國が赤くなろうと、私の知つたことではない。中國は天然の市場であり、日本としては、市場についてかんがえる事が必要になつてきている」とのべたのは、三次にわたる吉田内閣とその與党が、いかに共産主義をきらつても、背に腹はかえられぬ窮境におちいりつつあることを、おちぶれた帝國主義者のごう慢さで表現したものにほかならない。

吉田内閣は本年度の貿易額を昨年度の三倍にひきあげる計画をたてた。しかも世界経済恐慌をまえにして、この飢餓貿易計画はたちまちみじめな失敗をなめつつある。それは近代貿易史上にも比をみないような不等價交換によつては日本の経済的再建が不可能であることを証明している。再建の唯一の活路は、独占資本の集中生産による軍事的潜勢力を削減して、中小企業を主とする平和産業を無制限に拡大し、飢餓貿易を廃止して友好互恵の貿易を自由に発達させることである。中國こそは日本の必要とする原料および燃料を正当の價格で確実に供給しうる國であり、日本の工業が提供する工業生産物を正当な價格で豊富に需要し得る國である。

だが中國はもはや帝國主義の奴隷ではない。それは堂々たる独立國家であり、しかもアジア解放の先頭をすすむ人民民主主義の國土である。日本の帝國主義者は、日本と中國は唇歯輔車の関係にあるとつねにいつていた。だがこれを帝國主義的口頭禪でなく眞実に実現するには、中國人民からにくみ、うたがわれ、日本人民を低賃金と失業と重税と破産とにおとしいれる吉田内閣では絶対に不可能である。

日本共産党の提唱する中日貿易促進運動は、日本全國にわたつてただに労働者や農民や、中小業者だけでなく、非独占民族資本家のあいだにも重大な関心をよびおこした。この運動は他力本願で成功するものではない。吉田反動内閣が平和と友好を愛する人民の力で退場せられること、これがその前提條件である。

講和会議についての声明　共産党では、四八年八月の中央委員会で講和会議に対する基本的態度を決議したが、四九年六月の拡大中央委員会総会において、更に次の「講和会議についての声明」を満場一致採択した（四八年八月の声明は同中央委員会の項を参照）。

吉田首相は第五特別國会のときから講和会議の早期開催をかたり広川民自党幹事長は國会終了直後、八月一五日朝報説さえ発表した。

吉田内閣は、講利後の日本についても奇怪な発言をしている。吉田首相が、外國軍隊の駐とんをのぞみ、永世中立は疑問であるといい、近藤前外務次宮が太平洋同盟参加の意をもらしたこと。それだ。

ポツダム宣言と極東委員会の基本精神のしめすところにしたがえば、講和促進の前提條件は

一、反動的・軍國主義分子の一掃
二、民主的・平和的政治の確立
三、経済上の自主的再建
四、國際上の不偏的政策

であるが、これをさまたげている最大の原因はほかでもない。戦

後三次にわたる吉田内閣の、ますますはなはだしい亡國的反動政策である。吉田内閣のように、人民大衆を破滅させても独占資本の超過利潤を確保し、政治ボスと特権官僚の利益を追及するやりかたでは、日本の経済的自立と國家的独立とはうしなわれるだけである。しかも民主自由党は考査特別委員会を私物視し、反共國民運動を組織するといつている。これこそ戰前のファシズムを一層強化しようとするものであつて、それでは恒久平和と人民民主主義のために努力している全世界の勤労大衆と、進歩的有識者の疑惑をますばかりで、眞実の講和はどうして、実現できようか？日本共産党は、この機会に講和綱領を公然と日本および世界の人民大衆諸君に発表する。

一、すべての戰争犯罪人とファシスト分子の追放
二、平和産業の無制限拡大と軍事的潜勢力の一掃
三、対外依存政策によらない自力再建、人民大衆の生活安定
四、できるだけはやい講和、講和会議への民主勢力代表の参加
五、すべての民主的な諸國との平等の講和と友好互恵の貿易
六、完全な独立、中立の確保

この講和綱領を実現する上に最大の障害となるものは、吉田内閣である。われわれは、この亡國的反動内閣を倒すために、人民大衆諸君の先頭にたつて闘うことを声明する。

一九四九年六月擴大中央委員会総会　まず議長より、各地の合同闘争によつて新たに入党した、菊池重作、山口武秀(茨城)中田小春(東京)浜野清(栃木)竹本節(鳥取)長門操(岡山)服部実(福島)高倉金一郎(電産)和田次郎(金属)斎藤初太郎(日農)岩間正男、兼岩傳一(参議院議員)糸川二一郎(横浜)の諸氏が紹介され、一般報告が行われた。なおこの委員会における國会活動報告は次項に、講和会議に対する声明は前項に收録した。

党政農労

第五國会に於ける活動報告　第一五回拡大中央委員会総会では、國会議員団長から、國会活動についての次の報告がなされた。

A　反動政策に対する闘争

われわれはどういう点に重点をおいて闘つたか。

一、吉田内閣が独占資本の性格であることをするどくついた。吉田内閣の九原則、集中生産、これが独占資本の政策であることを補給金、見返り資金についても暴露した。六・三制教育費、地方配付税、地方災害復旧費の削減についても、税金についても内閣を攻撃した。

二、吉田内閣が極度の大衆收奪政策をとつていることをついた。重税、賃金の遅配欠配、定員法、物價、運賃の問題をとらえてこの内閣がどんなに大衆收奪をねらつているかを暴露した。

三、吉田内閣が新しいファシズムの政権であり、大衆彈圧の政府であることをついた。非日委をつくることは明かに日本の前衞政党への攻撃であり、われわれは徹底的に闘争したところ、ともかく表面的にはこういうものをつくれなくなつた。労組法・定員法・公安條例、これらもすぐとりあげた結果、社会党も同調する態度をとつた。

大阪事件については民自党ですら同調せざるをえなくなつた。さらに新聞用紙割当問題では社会党、労農党、さいごには民主党も民自党も追從するにいたつた。吉村隊長事件では、これを参議院の反動分子が反共兆発に利用せんとしたことに対抗して参議院で細川君が老軀をひつさげて有効に闘つた。

四、吉田内閣の買弁性、外國資本への屈服をバクロし、敢然と闘争した。この点については共産党議員だけが、積極的にたたかい他の政党はほとんど同調しなかつた。第五國会でわれわれがこの問題をとりあげた成果をぜひとも大衆に知らせてほしい。

見返り資金、阿波丸事件、予算内示案、不等價貿易、さらに外資導入や外交政策の問題とくに太平洋同盟加入、永世中立、講和会議の問題をとりあげた。すべてが、内閣がわが國の独立を賣つている点を追及したのである。

五、日本支配階級全体とくに民自党の腐敗をついた。麻生の石炭問題、これを吉田とのつながりでとりあげた。

その他徴税機構、山林問題でその腐敗をつき敵を動揺させた。

B　いろいろの活動

一、われわれは國会内の闘争を國会外の闘争に結びつけ、また國会外の闘争を國会内にもちこんだ。

われわれがいかに内と外とを結合したかという証拠として國会の面会受付回数に関して当局が発表した統計がある。それによると面会して取扱つた件数は民自党が三三、〇〇〇件、共産党が一八、〇〇〇余件、ついで社、民となつている。民自党の多いのは與党だから当然である。しかしこれは総件数であつて代議士一人当りについてみると、共産党が圧倒的に多くて、第一位で五三〇件、民自党は一二五件で第五位、共産党についでは労農、社、民主、民自の順となつている。これは衆議院のことであるが、参議員についても同様である。これだけみても、いかに共産党が外部の大衆に期待され、また彼等と結合していたかが証明される。

二、党の機関は國会の活動に余り注意をはらわず、日常活動だけに力を集中し、他方議員団の方は國会内にとじこもるという傾向を克服せねば、内外結合して闘争を発展させることはできない。いうまでもなく國会は党全体の活動舞台でもつとも必要なものの一つである。党機関の方でもたえず國会で何が問題になつているかに注意し、それを地方の問題と結合してもらいたい。

三、國会内の活動と地方の政治的問題との結合が不十分である。

C　今後の見通し

吉田内閣を國民大衆から孤立させるようにしなければならぬ。吉田内閣の打倒を口でさけぶことではなくて、その大衆的基盤、つまりその足をひつさらうことが大切である。これが打倒の方法であるということを強調したい。

さて吉田内閣を倒したのちどうするかという疑問も、大衆のなかにはある。これに大胆にはつきりと答えることが重要である。すなわち、吉田内閣を倒せばわれわれが政権をとるのだ。それは共産党、労農党、社会党その他民主的勢力、さらに労働組合、農民組織、その他の大衆団体の代表によつてつくられる人民政府である、ということを答えなければならない。これだけみても、いかに共産党が外部はもたなければならない。

占領下にあつてこのような政府ができるかという疑問をもつ人もある。これについてはつぎのように答えるべきである。

第一に日本の占領はポツダム宣言に従つてなされている。そのポツダム宣言は、平和な民主的な政府が出来れば、占領軍は撤退することを明記している。占領軍はこれをみても外國の占領が、永久につづくものではないといわねばならない。しかも國際

情勢は一変し、民主勢力は強大になつている。中國の新政府が対日管理や國連に加入する可能性を考えても、このことは明かである。

第二に、大衆の圧倒的な支持さえあれば、われわれは政府をつくることができ同時に連合國の承認をうることもできる。一例をあげれば、中國でも新しい政府が大衆の圧倒的支持をえているから、最近のニュースでは、英、濠、佛、ソ同盟の諸國も米國も新政府をみとめざるをえなくなつてきている。このことは日本にもあてはまる。

次に人民政府ができた場合にどんな日本をつくるかということを大衆に分るように説明しなければならない。共産党が天下をとつた時に、どんなことをやるか、大衆はまだ十分に知つていないし、また疑問をもつている。これを説明するようなものを至急つくる必要がある。

D　結　語

結論としてのべたいことは國会内だけの問題ではなく、当面する広汎な人民闘争の重要な場面だということを、よく認識してもらいたいということである。

一九四九年八月擴大中央委員会総会　一般報告はまず、國際國内情勢は新しい決定を要求していると前提し、國際情勢については、(一)資本主義諸國間の対立の一層の激化、(二)資本主義諸國間の恐慌は急速度の悪化、(三)植民地、半植民地の解放闘争の進化、(四)ソ同盟人民民主々義諸國の発展を具体的にのべたのち、(五)世界恐慌の新しい意義について次のようにのべた。

現在進行しつつある世界恐慌は單に過剰生産のみにもとずくものではなくて世界的に資本主義の一般的危機が深化しつつあることにもとずくものであり、かつ人民のための革命を遂行するのでなければ抜けられないものである。

(1)　縣・市・町村・職場その他産業に関して決定された綱領を発展する情勢に応じて活用すること。

これら諸綱領が行政綱領にならざるよう努めること。

單なる緊急綱領にとどまらぬように努めること。

綱領は基本的なものと、当面の闘争が要求するものとがうまく結合し、一目ではつきりわかるものでなければならない。

(2)　地方権力の反政府闘争と統一戦線の結成。

地方財政の破綻を中心とする地方権力の崩壊への進行は民自党をふくむ地方議会または地方権力が、わが党の政策——人民の生活の安定、産業の防衛、反ファッショ闘争——にそつて反政府闘争に入りつつあり、これが人民の統一戦線を促進する重大なモメントとなりつつある。

(3)　略

(4)　購買力の高揚。

自主的貿易と人民民主主義諸國に貿易の重点をおくこと。官僚統制の廃止、人民統制の設定、人民的計画経済の創設、このための吉田内閣打倒、民主人民政権の樹立。この党根本方針にそつて一切の闘争を処理すること。

われわれは賃金の問題を終始念頭においておかねばならない。これは人民生活の基本的な問題であり日常闘争はこれと関連することなしには無意味だからである。しかし現在は名目上の賃金値上げでは問題を解決しない。そこで実質的な賃金値上げが問題とならねばならぬ。主食の掛売り、労働時間の短縮、労働強化反対、労働基準法の厳守、一切の厚生施設の改善等はすべてこの問題に帰着し、税闘争を先頭とする幾多の闘争がこれと重大なる関係をもつことを忘れてはならない。

失業闘争、資金・資材獲得闘争、税闘争、不正摘発闘争、その他一切の闘争をこの目的にそつて組職し発展させること。

これらの諸問題を通じて露店商、土建、旅館、飲食店の獲得、これは民自党の足を一掃するためとくに必要である。

國鉄、平、広島日鋼および引揚者などの闘争は新しい意義をもつものである。これらの闘争は従来のごとく單純な要求の貫徹ではなく、きわめて広汎なる要求をもつていること。國鉄、平、広島日鋼はいずれも首切りをモメントとしているが、しかし大きい範囲で産業の防衛が主要問題となり、それぞれの地域の全人民の生活と結合している。それ故に闘争は地域の全労働者、農民、中小商工業者をも結合しての闘争になつている。國鉄においては各地域にムラのある闘争となつているがそれはこうしたそれぞれの地域における全人民の闘争の一部を形成しているからである。

引揚闘争は特異な性格をもつているが、昨年に比して今年はきわめて飛躍的である。

(5) 地方選挙について。

このことについては党員並びに党機関が一般的に関心が低い。したがつて宣傳と大衆動員とが低調である。

(6) 闘争の対象は民自党である。

民主党、社会党、その他小会派はすべて民自党の手先でありそういう観点からでなければ闘争は無意義である。

各種大衆団体内にあるいわゆる民同（主体性派をふくむ）ならびに独立青年同盟は民自党の手先である事実を考慮に入れねばならぬ。

(7) 略

(8) 人民闘争とストライキ。

党は現在の情勢に於てストライキを拒否しているのではない。無論これは重要なる武器である。しかしながら現在では單純な一経営におけるストライキは重要性が少くなつている。それは人民闘争の一構成部分でなければならない。広汎な人民闘争の構成部分として発展するストライキはきわめて重大であり、これがあらゆる形の闘争の中樞的役割をもつことを忘れてはならない。同時に広汎な人民闘争は、ストを防衛し、その勝利を保証する。人民闘争は地域闘争に限られるものと考えることはおろかである。地域闘争は人民闘争の一單位であり、土台であつて、すべてではないことを十分理解し、この上に起ち産業別ストライキの行いうる情勢を展開させる武器であることを忘れてはならない。

同時に労働者の職場を土台とする闘争を軽視し、リコールその他議会主義的な形式が「政治的」であるとの小市民的傾向もこのさい、徹底的に克服せねばならぬ。

(9) かくして大人民闘争が急速に発展するよう全力をあげることこの際とくにつつしまねばならぬことは、神経質的焦慮とそのために起る闘争の重点を見失うことに対して特別の注意を拂うことである。その意味において関西における敦賀事件、痙攣的スト論議は急速に克服されるべき誤謬を含んでいる。

報告はさいごに党内教育を画期的に発展せしむべきことで結ばれ

ている。

引揚者の集團入党　一九四九年六月三〇日の「アカハタ」主張は「引揚再開と党員の任務」と題して次のようにのべている。

政府ならびに反動諸団体は「受入態勢の完備」を宣傳し、「引揚促進」を叫んできた。しかし政府のいう「完備された受入態勢」とは一たい何か。

それは第一に、上陸地において帰還者の闘爭意識をにぶらせ、組織を切りくずすための対策であつた。帰還者が民主陣営に結集することをおそれる支配階級は、上陸地において集中的な攻勢を準備してきた。

すなわち復員船内の民主分子への攻撃、船内における反ソ反共宣傳の強化、帰還者の再教育、民主的諸団体の駅構内における歓迎の禁止等の陰謀がそれである。すでに、文部省は社会教育費の五〇%（二、五〇〇万円）を引揚者の再教育費にあて、公然と反動教育を実施しようとし、また援護局では帰還者の思想を抑圧し行動の自由を束ばくする特高的調査を従来よりさらに強化しようとしているのである。

第二に、政府は上陸地で一千円の帰郷旅費と若干の被服を支給するが、ただこれだけが政府のいう「完備された受入態勢」である。帰還者にとつて最も重大な職業や住宅については何ら対策を講じていないのである。むしろ逆に企業整備や行政整備に名をかりて、就業している引揚者までも首切つてきた。しかも未復員者ですでに解雇整理されている者が多く、また復職を拒否する傾向も全國いたるところに現われている。昨年の引揚者中、八万六千人がなお一時宿泊所に滞留している現状で、しかも雨もりと吹きさらしの兵舎家屋で全く悲惨な生活をつづけているのである。これらの困窮者は、ますます増大する傾向にあるが、政府はこれにたいし生活保護法の適用さえも、すでに打切りを実施している。これが受入態勢の実体である。それにもかかわらず、政府が受入態勢完備を宣傳してきた意図はどこにあるか。第一に留守家族の肉親に対する哀情と焦慮と一般大衆の同情を逆用して反ソ反共感情をあおることにあり、第二に、受入態勢の不備を隠蔽し、帰還者や留守家族の生活の窮乏からくる不平不満をそらし、第三に首切り、賃金引下げ、労働強化、重税、強権供出等により、激化する大衆闘爭にブレーキをかけ、反政府的氣分をそらすことにある。さればこそかれらはデタラメ極まる残留数と恥知らずなデマを敢えて製造しているのである。

帰還者の多くは労働者であり、農民であり、働く人民である。したがつて勇躍して祖國の土をふんだ帰還者諸君の当面する問題は、いま日本の全人民がその解決のために闘つている問題である。

すでに東京の國鉄の労働者は「帰還者諸君、一緒に闘おう」と呼びかけている。

今年の引揚者諸君の大部分は共産党へ入党の決意をもつて帰つてきているとブルジョアの報道ですら傳えている。

全党機関ならびに全党員は民主団体の先頭に立つて帰還者諸君の歓迎闘爭と帰還者および留守家族の生活擁護の闘爭を組織しなければならぬ。

最も大切なことは日本民主化の熱情に燃える帰還者諸君を直ちに共産党の陣列に迎える努力である。

一九四八年のソ同盟からの引揚者が、列車内でインターナショナルの歌を合唱して、すでに「赤い引揚者」の話題をまいたが、四九年の引揚者はさらに活潑であり、四九年最初の引揚者、二四〇名は、七月二日共産党本部を訪れ、全員入党の手続きをとつた。その

後も引揚船の度毎に大量の入党と、政府の取締の強化がみられた。

三鷹事件公判に際して全人民に訴う声明

正義と自由を愛する人民諸君！　三鷹事件の公判が一一月四日から開始される。この事件は、その関係者にとつてだけでなく、いやしくも日本國民の基本的人権をまもろうとする者にとつては死活に関する問題である。もし、公判が政府の意図するように、はこばれるならば、ポツダム宣言や新憲法は全くじゆうりんされ正義も「公正なる裁判」ももはや日本には存在しなくなつたことを世界に表明するにほかならぬ。過去四年の間に、内外の民主勢力によつてようやく獲得された民主主義は今や最大の危機にひんしたのである。

三鷹事件がぼつ発してから、すでに三カ月たつた。日々の新聞やラジオの一方的な報道にまどわされないで冷静に事態を観察された諸君はこれがきわめて複雑怪奇な事件であり、政治的意図をもつてデッチあげられた事件であるという深い疑惑をもたれたにちがいない。

國鉄第一次首切りの発表された翌日おこつた下山國鉄総裁惨死事件について、事件発生と同時に政府側はこれが日本共産党員によつておこなわれたという宣傳をさかんにおこなつたことは、諸君の記憶されるところである。ところが下山氏の死因が自殺か他殺かは、今日にいたるまでハッキリしていないではないか。しかも、このような大事件が、不可解にも闇から闇に葬られようとしているではないか。もちろん共産党に無関係であることは白日のごとく明瞭である。政府は、事件を共産党のひぼうと國鉄争議の弾圧に利用したことは、寸毫の疑いもないところである。実は、同様のことが、三鷹事件についても起つている。事件発生の瞬間から政府と検察当局は、これが共産党員の陰謀であることを、計画的に大規模に宣傳した。そして、その首謀者としてまず、山本、飯田の両君を逮捕した。だが山本君の逮捕が犯人捏造であることが間もなく暴露されて、ついに彼を釈放せざるをえなくなつた。ついで、合計一一名の共産党員と非党員とが逮捕された。しかし一非党員が、犯行を「自供」しただけで、これほど多数の「共犯者」があると当局は断定しているにもかかわらず、なにひとつの物的証拠も呈示することができない。ただ当局に有利な「証言」と検事の認定だけが基礎となつている。しかも、弁護士側の提出した証人や証拠はほとんどかえりみようともされていない。これだけを見ても、事件が根拠のない、政治的陰謀から仕組まれたものであることがきわめてあきらかではなかろうか。

さらに事件は、徹頭徹尾、奇怪な事実に充満している。事件発生前に、これが当局にあらかじめ知られていた形跡のあること。「暴走電車」が交番の建物を粉砕した後に道路上の通行人を負傷させたにもかかわらず、交番内の警官は微傷だも負わなかつたこと。事件を技術的に解明するカギである電氣回線が「復旧作業」で故意に焼き切られたこと。事件前後の反共分子の疑惑をよぶ言動、しかも彼等に対する当局の取調べはほとんどおこなわれていないこと。読賣新聞が「暴走電車」の写眞を偽造して発表したこと。ついで取調べにあたつて検察当局のとつた方法は、特高警察時代と全く同様で、拷問とかわらぬ長時間の審問、暗室に近い独房、弁護士にさえ自由な面会の拒否、死刑の脅迫、誘導、ニセ指令、欺瞞、懐柔、上申書の強要、家族に対する圧迫、かつてない書籍の差入れ禁止その他あらゆる非道、悪辣、違法行為がおこなわれた。そのために、自由法曹団弁護人は担当検事を告訴するにいたつたのである。

また当局は、起訴にあたつて、一行でおわるきわめて空莫たる

理由をあげたにとどまり、重要な証拠書類を弁護人に見せることさえ拒否している。これに反して被告の無罪を確証する弁護人側の証人を、当局は偽証罪の名目をもつて逮捕し、起訴して、証拠の利用を封殺しようとしている。このような言語同断なやり方を公判廷においても実行しようと計画しているのである。

諸君！

以上が三鷹事件の眞相の一端である。これによつて、諸君は、この事件が、ビトラーの國会放火事件や田中大将内閣（現吉田総理が当時の外務次官）のもとにおこなわれた張作霖爆殺事件との類似点を見出されるにちがいない。

日本共産党はすでに幾度も声明したように、三鷹事件にはもとより、その後に起つた松川列車轉覆事件にも、全く関係がないのみならず、党の基本方針として、かかる暴行やテロに絶対に反対していることを、ここに再び声明するものである。そして、共産党二七年の歴史においても、かかる行爲のなかつたことは周知の事実である。日本の歴史は、かかる行爲は、常に反動思想の所有者か、反共主義者かによつておこなわれていることを、かえつて暴露しているではないか。

罪なき労働者が死刑におびやかされている。正義と自由をまもろうとする諸君は、今こそけつ起して協力一致、反動勢力の憎むべき陰謀を粉砕しようではないか。

一九四九年一一月一日　日本共産党中央委員会

朝連解散に対する抗議声明

反動吉田内閣はついに破廉恥きわまるファッショ政治の本質を公然と内外の人民大衆のまえにばくろする暴挙をあえて行うにいたつた。

昨八日、突如として団体等規正令第二條に該当する団体として同規正令第四條を適用して、民主的な朝鮮人大衆団体である在日朝鮮人連盟および在日朝鮮民主青年同盟に対して、解散を指定しうるにその主要役員二八名の公職追放をも指定してきたのがそれである。

しかも、これを公表するに際し祖國戦線統一を支持した在日大韓民國居留民団宮城縣本部、大韓民國建國青年同盟塩釜本部をのみ指定し、これに日本の右翼団体岡組ほか三団体とを併せて指定してきた。政府の政治的意図は、この一事の中にも明かに示されている。

政府はこれによつて明らかに政治的効果をねらつてきている。すなわち、第一に民主的な朝鮮人団体をして暴力を企図する団体であるかのごとく印象ずけて、日本の人民大衆との離間を策し、その間げきをねらつて、まずこれに団体等規正令適用の道を開き、

第二に、これによつて当面、日本の人民大衆からの直接の反撃をそらしつつ、しかも今後すべての民主団体にたいする弾圧を容易にするために、つねにこれが暴力行爲の意図をもつて行動する団体であるかのように結びつける下地をデッチあげ、

第三に、かくて彼らはつぎつぎと戦闘的な民主団体を人民大衆から孤立せしめるように策謀しつつ、これに団体等規正令を適用して解散に導き、

第四に、このような手続きをもつて、最後に完全なファッショ化を図ろうとしているのである。

いまやわが國の民主的諸活動と、すべての民主的諸団体は戦後においてもつとも重大な事態に直面するにいたつた。

もしわれわれが、いまこそ民主主義擁護のためにこの暴令を粉砕し反動吉田内閣打倒に決然起ち上らなければ産業はますます荒廃に帰し、人民大衆は飢餓と窮乏のどん底をさまよい、人民の自由

は奪われ、民族の独立は失われ去つてしまうであろう。

しかもさらに重大な問題は今次の朝鮮人大衆に対する弾圧は将来朝日両國民族間の平和と提携に大きな汚点を残すことになるであろう。

われわれは朝日両民族間の平和と提携を破り、ひいては全世界の平和的提携に相反する政策を実行する反動吉田内閣を打倒しない限り、われわれの間に永久の平和をもたらせないであろう。

一九四九年九月九日　日本共産党中央委員会

一九四九年九月緊急中央委員会総会　徳田書記長の一般報告をめぐつて論議が行われたのち、満場一致別項の党員への訴えを決議した。又、同総会席上で、志賀政治局員から、党員中西功氏の偏向について報告があり、満場一致承認され、又、朝連解散問題と関連し政治局員金天海氏が団体等規正令により政治活動を禁じられたため政治局員、中央委員をひき、党務からはなれた事情も報告され承認された。

決　議

一、最近の國際情勢における最も注目すべき特徴点は、次の三つである。

(1)　中華人民共和國の成立

(2)　ソ同盟が原子爆弾を有する旨が公表されたこと

(3)　ついにポンドの切下げを強行しなければならないまでに、資本主義諸國の恐慌が激化し、一層、一般的危機を深めつつあること

と

二、こうした情勢の発展は何をもたらしたか。

社会主義と人民民主主義との偉大なる発展にたいして全世界の人民は歓喜し、革命にたいする確信を固めつつある。そして侵略戦争に反対し、世界平和を擁護しようとする勢力は、世界のすみずみにまで日に日に成長し、その結合を強め、國際独占資本を恐怖せしめつつある。

これに反して、資本主義諸國においては賃金の低下と失業の増大と労働強化とが、あらゆる権力を動員して、強圧的に行われている。

さらに、恐慌のぬけ道として、戦争の準備が大規模に行われつつある。この戦争の準備は、独占資本がもつとも熱中しているところである。

三、労働者階級は全世界を通じて、ますます革命化しつつある。

四、こうした國際情勢は一方において、対日講和條約を促進するとともに、他方において吉田ファッショの強化を要求している。われわれはこの間の諸條件を、人民民主主義革命の達成のために運用しなければならない。

五——七、略

八、民自党を先頭とするファッショによつて打ちのめされるか、わが党を先頭とする人民民主主義が勝利するか、重大な岐路に立つている。

緊急な任務を集約的にいえば、将来に対する十分なる用意を目指して、眞に大衆に根を下ろすこと、行動の質を向上させることである。

一九四九年越年闘争の評価　一九四九年の春から夏にかけての人民の闘争のたかまりは、秋になつて、後退を示したことが否めないが、年末に至つて再び越年闘争を中心に闘争の波が高まつてきた。一二月一六日、共産党書記局はこの闘争の意義に関して次のように声明した。

(一)

越年闘争の波は、日一日とはげしさを加えてきた。このはげしさ

はたしかに、これまでの闘争にはみられなかつた様相と性格をおびている。

第一に右翼社会民主主義者や分裂主義者ですら政府や資本家と楽屋裏で取引して大衆をごまかすことができなくなつた。星加民同らがハンストをやつて最大級の闘うゼスチュアを示さねばならほど、大衆の要求は深刻であり、闘志ははげしい。

第二に、どのような分裂工作も、どのような妥協工作をのりこえまた組合の所属や産業の如何を問わず、そのワクを突破して、どんどん共同闘争へ発展しつつある。

第三に、要求の内容は形式的なものでなく、大衆の切実な日常要求に基き、千差万別の具体的諸要求を土台にしている。

第四に、一つの要求を獲得すれば、直ちにつぎの要求へと発展し闘いの波がぐんぐん高められ、決しておさまるものでなく政治的闘争に発展する性格をもつている。

第五に、このような闘争が買弁的大企業の労働者を中心にして固く結集されるきざしをみせている。

第六に、こうした大衆の動きが組合の上部機関を動かして欲すると否とにかかわらず、共同闘争からやがては戦線統一への方向におしすすめる原動力となつてきている。

第七に、同時にこれが議会内での野党の政府に対する共同行動を可能にしている。

(二)

政府はこのようなはげしい労働者の攻勢にたじろいでいる。國鉄の裁定案をめぐり大衆の強大な闘いを背景にした野党連合の攻撃の前に、民自党の内部のみならず、閣僚の間にも深い対立が現われてきた。これは決して、國鉄をはじめとする官公廳の労働者だけの問題ではなく、実に全労働者階級の力がその背景になつて強く作用していることを忘れてはならない。これをめぐる政治情勢の危機は、この全労働者大衆の強大な圧力の前に、政府のもつとも弱い一環が崩れつつあることを意味している。政府をろうばいさせているのは、星加らのハンストなどではない。否、それは星加らを、ハンストまでに追い込んだ大衆のし烈な要求と闘争であり、賣國政策、単独講和に進もうとする政府と独占資本の弱化にこそ根本的な原因がある。

越年闘争のはげしさの本質はここにある。労働者階級はいまや命を守る闘いとして、現在の闘争に直面しているのである。それは必然、吉田内閣のファッショ政治と正面からつき当り、欲すると否とにかかわらず、革命的に発展せずにはすまないものである。

(三)

この越年闘争は、越年闘争だけで終らないであろう。今のところまだ闘争は自然発生的であるが、その根底に横たわるきびしい階級対立は、いまや労働者階級が、その偉大な指導力を発揮して全人民大衆の先頭に立つならば、巨大な政治闘争に発展しうる情勢にある。

われわれの緊急な任務は何か。

第一に、各地域における労働者の越年闘争をさらに農民、市民、中小企業、学生を含めた人民闘争へ発展させることである。

第二に、労働者の共同闘争を買弁的独占資本の大企業、大経営を中心にしてますます強化し、闘いを固定化、形式化することなく、どしどし日常闘争を活潑にし、闘いを基礎にして政治的、階級的意識と組織を高めて行くこと。

第三に、戦線統一の具体的工作をこの闘いの中で、ぐんぐん積極的に高め各地域の具体的條件を生かして実践にふみ出すことであ

る。

第四に、労働者の闘争をハンストまたは議会主義的な方法によつて横道にそらし、統一を妨害しようとしている右翼社会民主主義者の策謀に対しては具体的な大衆闘争の中でこれをバクロすることを怠つてはならぬ。この際、とくに注意しなければならぬことは共産党員だけの高踏批判に終らしてはかえつて有害である。あくまでも、大衆の要求と闘争に結びついて、大衆の意志と力によつてこれを粉砕することに努めなければならぬ。

最後に、これらの闘争を発展させるのは、いうまでもなく、わが党の全党をあげての奮闘なくしては不可能である。

大衆をして経済的な目先だけの越年闘争に終わらしめるか、それとも眞に革命的に発展せしめるかの、重大な轉機に、われわれは立つている。

このような情勢に当面して、わが党は全労働者大衆に明確な政策を提示し、その闘う方向を大衆とともに決定し、闘いを一段と発展させなければならない段階にきている。

(四)

明らかに情勢は非常な鋭さで発展しつつある。このことはすでに越年闘争を通じて広はんな労働戰線の共同闘争が具体化し、供出問題では知事までが吉田内閣に反対してきていることに現われている。

さる一三日に開かれた四〇数労組による越年共闘懇談会は、さらに拡大されて一七日の大懇談会に発展した。しかもこれは院内野党連合との強い結びつきの下に行われようとしているところに政治闘争としての性格がますます明らかになつてきた。

しかも、これらの共同闘争は京浜をはじめ関西、九州、北海道等の全國各地方の各地域での実質的な共同闘争に基礎をおいているのが、大きな発展の強味である。

われわれがこのような情勢をさらに急速に発展させるため、当面の緊急な任務は何か。

第一に、各地域における労働者の越年闘争をさらに農民、市民中小企業、学生等をふくめた人民闘争へ発展させることである。

第四章　各政党の農業政策

第一節　民主自由党の農業対策

（一九四八年五月二二日　政務調査会）

一、農地制度改革対策

第三次農地改革には絶対反対し、第二次農地改革の不合理な部分を改正する。すなわち農地の買上げ賣渡し價格に適切な修正を加える。

地主保有地の自作に弾力性を持たせ家族單位の保有地決定を改める。

市街地宅地の無差別買上げを規正し大農場には特例をひらく。また農地管理制度を採用し土地利用管理委員会をおく。

農地改革による困窮地主の救済策をたて、また農地証券の資金化について方法を講ずる。

二、供出制度

農業生産調整法には絶対反対し、これの代りに主要食糧生産計画法を考える。その骨子は政府側は供出要請計画を作るが供出実施計画は自主的に農家側でたて、部落、町村、府縣單位に生産計

画調整委員会をそれぞれおいて、その実施計画の適否を実地検分の上審査する。

供出完遂後の主食は自由販賣を許す。

三、土地改良、治水、災害農地の復旧には大幅に予算を要求し、年次計画をたて、これを実行する。

第二節　日本民主党の農業政策基本方針

（民主党政務調査会一九四八・五・四）

一、農村組織

民主的農民組織の急速なる確立を期す

終戦以来農民運動の本質は「闘争による獲得」から「自己建設」へと激しく変質せらるべき動向に鑑み、ここに階級闘争を超克し協同農村建設を目的とする、民主的農民組織を急速に確立しイ、日本農村が土と家（農民）との密着によつて支えられる事実を肯定し土地問題につき自作農主義の徹底的推進を計る。

ロ、農村の余剰労力をあげて農工一如の高度な農村工業の建設を計る。

ハ、科学的技術の採択によつて日本農業の質的轉換による再編成を期する。

ニ、農村の生活及文化を着実に啓埼向上せしむる。

等の命題を解決し進んで世界農業団体との交流を将来において実現せしむる。

二、農業経営

㈠　零細過小農経営の上にたつ日本農業の立体的再編成を期する右方針実現のため

イ、農村工業の組織的強化

ロ、有畜及機械化農業の普及

ハ、高原地農業の開拓等

をあくまでも日本農業の特質に立脚した新視野の下に実施し、土地に対する人口の負担力を強化せしめる。

㈡　農業技術体系の急速確立を計る

右方針実現のため、外来農業との交流による低廉なる國外農産物との國内市場に於ける直接競争不可避の実情等を眺め、過小農経営を基調とする日本農業の技術体系を中央地方を通じ整備強化し、その生産性を高度近代化して日本農業の基礎的抵抗力を強化する。

㈢　輸出農産物の開発を図る

養蚕、茶、加工園藝作物、椎茸、其他除虫菊、ハッカ等の適地適作の方途を計り輸出資源に乏しき我國外貨獲得の一助たらしむると共に主穀農業偏重の日本農業の是正に資する。

三、農林金融

㈠　農産物價の不均衡是正

農産物價と一般物價との不均衡の根本たるイ、價格シエレ、ロ、價格変動的時差を可及的合理的に是正し、都市産業の農村搾取を防禦する。

㈡　農林金融機構の新措置を断行する。

涸渇した農林金融危急の段階に鑑み協同組合の金融機構を充実せしむる外「農業金庫」を新設する。

㈢　地方起債の円滑化を計る

㈣　農林課税の適正化を期する

租税の軽減及び農業事業税の計画廃止、即ち價格シエレと價格変動時差の公正なる是正の裏付なしに農業事業税を賦課することには反対する。

四、土地制度
(一) 第二次土地改革の合理的徹底及びその裏付としての農村及農家経営方針の急速な確立を期す。
(二) 日本農民の貧農化を徒らに促進普遍化する第三次農地改革の反対。
(三) 開墾行政と林野行政との調整、行過ぎの惧ある開墾行政を是正する。
(四) 土地改良事業の強力推進、土地改良を通じ日本農業の生産性を昂揚すると共に、本事業の遂行により過剰人口の活用吸收を期す。
五、供出制度
(一) 臨時主要食糧確保法（仮称）の実施、事前割当の合理化に立脚する我党政調会案の推進による供出制度の改善を期する。
(二) 農業必需物資の確保を期する。農業必需物資の生産配給業者への非常措置を講じこれ等物資の適格円滑なる確保を計る。
(三) 食糧管理法の改正断行。供出及配給上耕作農民の利益を擁護する様抜本的改正を断行する。
六、当面施策（略）

第三節　國民協同党の農業政策

（一九四八年五月五日第三回大会）

一、土地対策として第二次農地改革を完遂し総合的な土地改良事業を推進すること。
第二次農地改革の完遂を期し特に農地委員会の民主的運営を計る。交換分合に当つては自作地主をも含めた総合計画によることとし更に金納小作料金の適正化をはかり耕作権不安を解消する。
二、治山治水の根本的施策を行うこと。
國土保安の観点より濫伐、過伐に荒廃せる山林の復興については強力なる國家の助成を行う。
増林法の制定、森林法の改正等により緊急植林計画を樹立する一方、施業案の急速編成により植伐を規定すること。また林野砂防河川砂防につとめ水害地の復旧は最優先的に公共事業を以てこれを行う。
三、食糧自給態勢を高めるため開拓事業の合理的推進をはかること。
食糧自給態勢を高めるため國家の高度助成による開墾干拓計画を推進する。即ち資金資材の潤沢なる優先確保をなし開拓民生活安定を期する特に耕地森林等の土地利用区分を明確ならしめ山林に対し不必要な脅威を除去する。
四、科学技術の導入、農業生産性の挙揚を図り経営を科学化すること。
各種研究調査指導機関等の総合連絡をはかり農業の経営の科学化、機械化と併行して品種の改良、栽培技術の科学的改良等をなし、その普及を期する。特に畑作物の増收を図り、輸出農産物の開発につとめる。また民間農法にも科学的検討を加える。
五、有畜機械化経営を促進すると共に適正経営規模農家を創立すること。
適正経営規模農家の創立につとめ農地の零細化を極力防止する有畜化、電化、機械化等による立体的農法を採用し、農村過剰人口に対する雇傭機会を増大する。
六、農村工業を推進し、農村人口の吸收と農家経営の抵抗力を高

めること。

農業生産物の商品化を目ざして農業加工生産事業を推進させ、更に農村過剰力を利用する農村工業を立地的條件を考慮して発足する。これにより鋏状價格差を克服し農家経営の抵抗力を培養する。

七、農産物輸出対策を確立し國際経済の動向に対応すること。

國際收支改善に資するため特殊農産物並に農産加工品の一部は輸出品として確保する。農民の自主的な荷受機関をつくり、市場を開拓すると共に一方輸出向作物の分野を拡充する。なお國際経済変動に対するため輸出入農産物に関する價格平衡資金制度を考慮する。

八、総合供出制を確立し供出の合理化と促進をはかること。

主穀については地方に応じた事前割当制を合理的にし、追加供出は絶対に行わない。カロリーを基準とする総合供出制を採用する。供出を促進するため報償物資はなるべく嗜好品をさけ、再生産必需物資をもつて当てる。供出完遂後の余剰分についてはある程度の自由処分を容認する。

九、農産物價格を合理的パリティー計算に基いて改定する。

合理的パリティー計算を基調として農業を可能ならしめる適正價格を設定し物價に対して報償の意味を含めた特別價格を設定する。超過供出に対するスライド制を勘案する。次に青果物價格については統制を撤廃する。

一〇、金融の疎通をはかり農業経営を合理化するために農林復興金庫の新設、組合金融の拡充をはかること。

農林復興金庫を設立し、長期低利の金融の疎通を図り一方組合金融とも有機的に連絡せしめ短期信用の融通も潤沢ならしめる。また農地証券の資金化を図り之を活用すると共に一方農林畜積資金の還元については特別の措置を講じてその逃避を防止する。

一一、農業の再生産を拡大するために農業資材の優先確保をはかること。

化学肥料の生産は之を超重点産業の列に置き、更に農機具、農薬等の資材並に農作業衣、地下足袋等については必要なる全量を適期にこれを配給する。之が確保に当つては協同組合組織を活用し官僚的配給機関を整理する。

一二、協同組合を組織化し新農村生活を確立すること。

協同組合を基調とせる新農村の建設により徒らなる対立狭量なる部落性を拂拭し、從来の農民生活の遅滞性を合理化近代化し衣食住各分野に於ける改善を企図し新たなる農村文化を建設する。

一三、農業増産を阻害するが如き農業課税を廃止し徴税を合理化すること。

農業所得税の重圧に鑑み現行税制の改革を断行し、農業再生産を可能ならしめる様に措置する。之がためには民主的な所得税決定資料審査会等の設置によりその査定を合理化する。農業事業税土地使用税等新税の設定は之をなさない。

一四、農業恐慌に対応するため、総合的対策を確立すること。

将来の國際貿易再開を考慮し外國農業との競争力を増すため経営の合理化、近代化をはかり以て生産費の逓減をはかる。併せて輸出農産物の増進、農村工業の導入確立をはかり、適地適作國際分業の原則に則り恐慌対処方策を講ずる。

一五　農村行政を合理的簡素化するため、監査委員会を設置すること。

農民、農業団体代表、学識経験者等により員の農林行政監査委員会をもうけ、農林行政の効果を監査検討せしめる。

極力農村行政機構の簡素化をはかり行政費の低減につとめる。

第四節　日本農民党の農業政策

（第一回全國大会）

一、農林漁業を基幹とする産業体型の確立
一、協同組合理念に基く経済産業の急速なる復興
一、農地改革の徹底と適正規模の確立
一、米價を基準とする新物價体型の自主的確立
一、農漁林産物の自主評價権を確立する
一、耕地の拡張改良耕法の改善、肥料の増産、有畜農業の奨励、海産物の飛躍的増産等一連の農本政策を断行して食糧自給体制を確立する
一、農産種子、農家保有食糧確保の法制化
一、総合生産供出報奨制度の自主的樹立
一、新源田の開拓と孵化養殖事業の振興
一、漁港増設と漁獲物の加工及貯藏施設の整備
一、農漁林産物の加工事業の生産協同組合による振興
一、農村過剰労働力調整のため新工業の誘致
一、水力電氣の大規模開発と農村電化の普及
一、生産組合と消費組合と直結して中間搾取を排除する
一、ゼネストその他労資間の相互摩擦を解消し外資導入を容易ならしめる如き法規の制定
一、國内産業の再編成と貿易工業の再建
一、肥料行政を改革し配給における不要機関を排除する
一、肥料の價格を適正化し肥料科学の普及徹底を計る
一、治山治水の総合計画を樹立し伐採と植林とを調整する
一、漁業権を解放しその運営を漁業組合に委せる
一、農業山村民の団体行動権と団体交渉権を確立する
一、生産増加、消費節約、闇撲滅等一連の悪性インフレ防止対策を推進する
一、農地に対する二重課税（地租と所得税）を撤廃し地租を廃して所得税一本とする

第五節　日本社会党の農業綱領

（一九四五年一一月二日結党大会にて決定）

一、農地制度の根本的改革を行う。この改革は全農民の自作農創設を骨子とし、國有耕地の耕作と共同経営耕地の集団農家をもみとめる。
二、全農民自作農化のため、一定面積以上の地主の土地を一定價格をもつて買上げ、國家はこれを原則として現耕作者の希望により順次賣却する。一定面積とは自家労力をもつて耕作しうる面積を原則とし、また買上價格は現行土地賃貸價格を基準として決定、土地証券をもつて支拂う。
三、國有耕地を耕作する農家は收穫の四分の一を限度とする小作料を國家に支拂う。
四、國営による開墾造成の大面積農耕地は原則として集団農場的指導を行うも、事情によつては自作農家創設のため拂いさげる。

第六節　日本共産党の農業綱領

（一九四八年一二月決定）

わが國民主主義革命の完成をさまたげ農民生活と農業生産力の向上を圧迫している封建的な残存物を農村から根絶するため、わ

が党は左の諸要求の実現をめざして闘う。

(一) あらゆる、農地農用林野の完全な解放と農民管理。耕作権を確立し農民の手で土地の不公正な分配を改め、一切の土地を農民の生活と農業の発展のため運営する土地管理委員会の設立。

(二) 農民生活と農業生産とを圧迫する不当課税および不当義務の廃止。

(三) 農民から強制的に農産物を取上げる一切の法規と官僚統制の廃止。

(四) 不当な借地料、借金、傭入れ、すべての隷属的な農民の約束を無効とする権限を、人民のえらぶ裁判所に與える。

(五) 國家の助けによる協同経営と機械化を中心とする農業近代化の発展。

わが党は富農的な農民をも含め、自由な生産者になるための農民一般の要求を支持する。従つて一部農民の土地私有えの根深い希望をも十分にとり入れるものである。これらを含め、全農民の諸要求はすべて、労働者階級に導かれる貧農中心の農業革命によつてのみ実現される。土地管理の運動を土台に、耕作権の確立と近代的な協同化を進め、農民の利益と納得を通じ平和的に土地國有化を実現するため、わが党は努力する。かくて人民政府ができるならば、土地の私有化を、人民の共有としての國有にうつす可能性が生れるであろう。

労働者階級と農民との同盟による農民的な農業革命こそ農民を解放すると同時に、わが國労働者階級を脅かす低賃金と失業および天皇制支配と侵略戦争とを生み出した一根源を完全に取除き民主主義と民族の独立との土台を農村に固めうる。

党は林・漁業および富農的な地方等における農業労働者の独自的な組織に努力する。小所有者または小経営者としての農民にとつては、土地國有化と機械化経営の成長の上に、人民民主主義を通じて将来実現される社会主義にこそ農民のめざすべき眞の解放の道があることを、指し示す任務をわが党はになうものである。

農業革命における日本共産党の任務と土地綱領

（一九四六年二月第五回大会決定）

当面せる農業革命は民主主義革命の重要な一部分である。天皇制による絶対支配の土台となつてきた寄生的な地主的土地所有の廃絶は当面せる民主主義革命において、基底的な意義を占める。農民層内の階級分化の傾向に着目しつつ全勤労農民を反封建闘争に結集し、農民的農業革命の徹底遂行に導き、もつて我國民主主義に決定的基礎を與えることは、現在における我党の基本的任務の一である。民主革命における我党の指導的役割は農民と農業生産力を封建的束縛から解放し、農民生活を経済的、社会的、文化的にも、すくなくとも都市水準にまで高めることにおいてもまた実現されなければならない。

かかる見地に立つて農業革命の達成すべき主要任務は次のごとく規定される。

(一) 地主的土地所有の廃絶
(二) 土地を農民に與える
(三) 山林、原野、水利施設の農民えの解放、御料林、國有林没収と農民管理
(四) 國営による開拓とその農民えの分與、科学的大規模な改良事業
(五) 耕作権の確立
(六) 小作料の徹底引下げと金納化及びその農民委員会管理
(七) 農民負担の軽減、高利負債の掃蕩
(八) 國費による機械生産の発達、これを中心とする共同経営化

(九) 官僚的地主的農業会の解体と施設機関の農民への接収
(十) 農業の民主的発達と農村経済、政治の民主化と文化の向上
(十一) 強制供出制を粉砕して自主的供出制を確立、人民協議会の下に肥料、農具等生産資材その他必要物資を確保し、かつ農民管理を行う

以上の見地において当面せる土地問題解決のため、党は左の如き土地綱領を設定する。本綱領の主要点は

「(一) 土地問題についての決定権を農民自ら收握し、(二) 平和的に民主革命が遂行されうる現狀勢にかんがみ、且つ農民戰線の統一を確保し、反動的抵抗を弱めるため、農民の慾する場合賠償をも認める」にある。

(一) 土地の管理、運営

1 農地並に山林原野等の土地の配分、利用、交換分合等一切の民主的解決のため、寄生地主及び高利貸等を除く関係部落乃至村落民全体で農民委員会を作る。

2 土地に関する一切の決定は農民委員会において行い、この実行機関として関係農民による土地委員会を組織する。これら諸決定は民主政府が最後的に認定する。

(二) 土地所有の移動及び分配

1 一切の小作地(地主宅地をふくむ)を民主國家に没收する。但し戰爭犯罪人(天皇をふくむ)人権蹂躙犯罪人の所有地は広狹を問わず無償没收とする。

2 この際小地主の小作地については、その地主の性質等を考慮し、農民委員会において有償か無償かを個々につき具体的に決定する。農民委員会は無償没收の範囲を具体的に決定すると同時に有償の場合一定標準地價に基く高率累進逓減法式に従い、個々の賠償額を決定する。

(標準地價とは前五カ年平均收獲高の一〇%を公定米價金額に換算せるものを國債利廻で還元せるもの)

3 地主その賠償は戰時利得税、財産税をもつてこれに充つ。

4 民主國家に移された土地所有は、農民の希望に応じ、先づ現耕作者に譲渡する。これは原則として無償とするも、農民の希望により農民委員会がその價格を決定する。

5 遊休林野地は総て國費で開拓し、土地なきものは経営零細なるものに優先的に無償で分配する。

6 地主の土地賣上代金は農地開発、その他農業生産投資の外その使用充当を制限する。

7 農地の私的抵当権、質権禁止、寄生地主、高利貸に対する農民負債は凍結または棒引。

8 経営の共同化に対しては優先的に利便を與える。

9 開拓はすべて國費で機械化して行い、農民の希望により共同的に行う。

10 土地制度改革の完了まで一九四五年八月一五日以降における所有権移動を禁止する。

(三) 小作関係

1 土地取上の禁止と耕作権及び借地権の確立。

2 小作料は前五カ年平均收穫の一〇%を最高とし、これを現行公定價(米は地主價格)に換算して金納とする。

3 名目上の地主手作にして実質上他人に耕作させるものはすべて小作地と看做す。

(四) 如上の土地改革のため、これらの諸條件をふくむ土地法の制定。

五章　各政党の選挙成績

第二四回衆議院議員選挙は一九四九年一月二三日に行はれた。この選挙においては民自党が定員の過半数を得たのであつたが、それに対する社会、共産、労農各党の成績は次の如くである。

一、得票数

保守政党	
民自党	一三、四二〇、二六九
民主党	四、七九八、三五二
國協党	一、〇四二、八七九
労農政党	
社会党	四、一二九、七四九
共産党	二、九八四、七七一
労農党	六〇六、八四〇

これを比率について見れば民自党四八・六%、民主党一七・五%國協党三・八%、社会党一三・五%、共産党九・八%労農党二・〇%となつてゐる。

保守政党合計得票数一九、二六一、五〇〇（六九・九%）に対し労農政党合計得票数は七、七二一、四〇六（二五・三%）となつている。

労農政党が一五・〇%—二〇・〇%の得票率を得た府縣は、社会党は宮城、秋田、群馬、東京、新潟、滋賀、廣島、香川、福岡の一都八縣、共産党は東京、神奈川、鳥取の一都二縣、労農党なし、となつている。二〇・〇%以上の得票率を得た府縣は、社会党で神奈川、鳥取、島根、共産党は大阪、労農党なし、となつている。なお鳥取縣に於て社会、共産、労農の三党で合計五五・九%を得たのが注目される。

全國の得票数及比率を一九四八年四月施行の第二三回衆議院議員選挙と比較すれば、得票数に於て、社会党は第二三回の時は七、一七五、九三九票であつたのが三、〇四六、一四五票の減少を示し、共産党は一、〇〇二、九〇三票であつたものが一、九八一、七六八票の増加を示している。比率においては社会党は二六・二%から一三・五%に減少し、共産党三・六%から九・八%へ増加したのである。社会党の得票数の増加した縣及其の数は青森三七五三、鹿児島九〇九六であるが、比率においては青森は二三回選挙の時九・六%であつたのが九・〇%と得票数とは逆に減少し、鹿児島でも一二・五%から一二・八%へと〇・三%増加したにすぎず、実質的に増加したのは鹿児島のみとなつてゐる。共産党は各府縣共一つの例外もなく増加し、保守政党の心胆を寒からしめたのである。

全國得票数の保守政党と労農政党との比較は、保守政党が二三回の選挙の時の一六、二一一、九一四票よりも三、〇四九、五八六票増加したのに対し、労農政党は二三回の八一七八八四二票よりも四五七四三六票減少している。此れを立候補者数と比較すれば、社会党は前・元議員一一九名の中四二名当選し、共産党は前・元議員七名全員が当選、労農党は一三名中七名当選となつている。婦人候補者は社会党九名中五名当選、共産、労農は全員当選となつている。

民自、民主、國協三党合計当選者数は第二三回の時の二七八名から三四七名へ六九名増加したが、社会、共産、労農三党合計は一四五名から九〇名へと五五名減少している。

第210表　総選挙における各党得票数

府縣＼党名	社会党	%	労農党	%	共産党	%
北海道 1	44786		2588		14388	
2	13034		7180		11063	
3	11303		27199			
4	34600		54359		28259	
5	56111				12874	
計	159834	12.4	91326	7.1	66584	5.1
青　森 1	30828		6830		15271	
2	8089				20977	
計	38917	9.0	6830	1.6	36245	8.4
岩　手 1	50529		4024		19718	
2	16847				7971	
計	67376	14.7	4024	0.9	27689	6.0
宮　城 1	59231				16186	
2	27165				7292	
計	86396	15.9			23478	4.3
秋　田 1	43194		16573			
2	28919		6361		33112	
計	72113	15.1	22934	4.8	33112	6.9
山　形 1	29382				15926	
2	50632				15523	
計	80014	14.7			31449	5.8
福　島 1	44726				20640	
2	26110				20422	
3	34485				19381	
計	105321	14.5			60483	8.3
茨　城 1	6988		40054		15118	
2	9227		31485		16413	
3	35432				22800	
計	51557	7.6	71539	10.6	54331	8.0
栃　木 1	47049				24336	
2	34568		5534		20885	
計	81517	14.5	5534	1.0	45221	8.1
群　馬 1	34531		4060		17601	
2	26486				7982	
3	42800		11210		24734	
計	103817	16.0	15270	2.3	50320	7.7
埼　玉 1	51550				30311	
2	14030				24331	
3	18769				39025	
4	38975				15493	
計	113284	13.3			109160	12.9
千　葉 1	27816				27808	
2	7598		21364		8842	
3	5494		17366		19697	
計	40908	5.3	38730	5.0	56347	7.3
東　京 1	62747				61202	
2	62961				39337	
3	42448				34640	
4	24826		796		46530	
5	26344				50585	
6	89456				57711	
7	28220		36043		43581	
計	337002	18.2	36839	2.0	333586	18.0

神奈川 1	73127		13592		57893	
2	50968				58250	
3	59819		3335		31491	
計	183914	21.6	15927	1.9	147634	15.0
新　潟 1	16580		18578		20143	
2	29222		32685		25080	
3	60569				22644	
4	29421				14910	
計	135792	15,0	51263	5.7	82777	9.2
富　山 1	28879				15607	
2	18908				8814	
計	47787	10.9			24421	5.6
石　川 1	40148				37448	
2	13828				6229	
計	53976	13.8			43677	11.2
福　井	45860	14.2			9886	3.0
山　梨	41078	12.5			31695	9.7
長　野 1	6053				29589	
2	20921				22906	
3	28267				52862	
4	30013		7464		17392	
計	85255	9.5	7464	0.8	122739	13.6
岐　阜 1	29466				17194	
2	39977				13060	
計	69443	11.2			30254	4.9
靜　岡 1	47443				14430	
2	58045				27351	
3	35158				14558	
計	140646	13.5			86239	8.3

愛　知 1	71889		1444		64598	
2	16234		5146		22664	
3	32242				17404	
4	48661				14060	
5	28214				20129	
計	197240	14.5	6590	0.5	138855	10.2
三　重 1	1123				28151	
2					16324	
計	1123	8.6			44475	7.7
滋　賀	57399	16.3	5165	1.4	33802	9.5
京　都 1	60115				50194	
2	29830		22517		33910	
計	89945	13.9	22517	3.5	84104	13.0
大　阪 1	33118		2286		80933	
2	36036				65435	
3	54780		6805		44747	
4	34349				43010	
5	40405		1726		36227	
計	198688	14.8	10817	0.8	270352	20.1
兵　庫 1	33850				27332	
2	73124		6337		48996	
3	30560				20960	
4	15889				26267	
5					18760	
計	153423	12.9	6337	0.5	142315	11.9
奈　良	31046	9.4			29837	9.0
和歌山 1	31031				14982	
2	20469				15587	
計	51500	14.8			30569	8.8

鳥取	71173	27.7	28792	11.2	43654	17.0	
島根	93327	21.9			47724	11.2	
岡山 1	18438		35432		43208		
2	14039		31541		26193		
計	32477	4.9	66973	10.0	69401	10.4	
広島 1	35479				33455		
2	28976				25766		
3	61092				27957		
計	125547	15.1			87178	10.5	
山口 1	40660		8540		35866		
2	50223		11558		41951		
計	90883	14.4	20098	3.2	77817	12.3	
徳島	22359	8.0	7790	2.8	18041	6.4	
香川 1	36580				16483		
2	32409				23156		
計	68989	17.4			39639	10.0	
愛媛 1	14833		2568		8494		
2	41960				15165		
3	23860				9434		
計	80653	13.8	2568	0.4	33093	5.7	
高知	30660	5.8	12766	3.6	21568	6.1	
福岡 1	67885				29175		
2	110186		14255		46527		
3	21827		6409		28355		
4	49410				17792		
計	249302	19.2	20664	1.6	118849	9,2	
佐賀	23389	6.0	15536	4.0	27766	7.1	
長崎 1	24071				11156		
2	38022				16832		
計	62093	12.5			27988	5.6	
熊本 1	35081				23817		
2	31725				12281		
計	66806	9.9			36098	5.4	
大分 1	22304				21171		
2	10190				18593		
計	32494	6.7			39764	8.2	
宮崎 1	19106				11033		
2	16662		9284		6629		
計	35768	9.2	9284	2.3	17662	4.6	
鹿児島 1	20364				8019		
2	47135		3263		5405		
3	14804				3456		
計	82303	12.8	3263	0.5	16880	2.6	
合計	4129794		606840		2984771		
	13.5%		2.0%		9.8%		

二、当選者

党名	総数	新	前	元	婦人	次点
民自党	二六四	一二一	一二五	一八	二	
民主党	六九	二三	三九	六	○	
國協党	一四	○	一四	○	○	
社会党	四八	六	三九	三	五	三一
共産党	三五	二八	四	三	三	一一
労農党	七	○	七	○	一	二

（註）婦人当選者は新前元各当選者の中に含まれてゐる。従つて総数＝新十前十元となる。